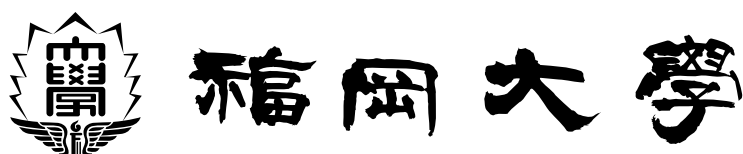




# 福岡大学の現状と課題（2007年）

－福岡大学 自己点検・評価報告書－



# まえがき

福岡大学自己点検・評価運営委員会委員長

学長 衛藤卓也

我が国の大学はこれまで強い数量規制のもとに置かれてきたが、近年の規制緩和政策（量的規制の緩和）によって大学への新規参入は容易となり、参入による大学数の増加が顕著になってきた。一方で少子化による18歳人口の減少に起因して、受験生の総数が頭打ちになり、結果として大学の供給過剰時代が到来している。これに伴って、大学の定員割れ現象が発生し、経営困難校も現出するようになった。この供給過剰現象は、大学間競争を活発化させ、各大学は競争力強化のため緊張感と危機意識を持ちつつ競争環境に対峙し、環境適応行動を起こさなければならなくなっている。このような競争圧力に加え、他方では別の圧力がかかっている。たとえば、私立学校法では、学校法人に対し事業報告書と事業計画の作成が義務付けられたこと、また、改正された大学設置基準により学部・学科の人材養成の目的の明確化、単位の実質化、成績評価の厳格化、FDの実施などが義務付けられたこと、さらには大学のガバナンス強化の立場から内部監査を実施することが望ましいとされたことなどが挙げられる。このような政策措置は質的規制を意味し、認証評価機関による認証評価の義務化（自己点検・評価の実施と結果の公表の義務化）もその中に位置づけることができる。

このような状況のなか、福岡大学は、平成8（1996）年、平成12（2000）年に次いで平成19（2007）年に3回目となる自己点検・評価を実施した。その結果に基づき、平成20（2008）年に認証評価機関である財団法人大学基準協会に対して大学評価および認証評価を申請、平成21年3月12日付で同協会の定める大学基準に適合しているとの評価結果を受けた。本学では、この評価結果とともに付された1つの勧告と26の助言を真摯に受け止め、改革・改善に向けた行動を開始したところである。

もちろん自己点検・評価とは、認証評価機関からの認証を得ることを目的とするものではなく、大学自らの姿を自らの目で見、新しい大学像を模索し確立する自律作用でなければならない。したがって、本報告書はこれまでの本学の自己点検・評価の報告であると同時に、今後の各部門、分野における改革の道筋を示すものである。

前述のように、大学は入学志願者数の継続的減少と、一方における高等教育機関の新增設に伴う学生収容能力の上昇という厳しい経営環境の中で、多様な価値観・能力を持って入学してくる学生に対して、各人の個性に応じた教育を展開するため、自己点検・評価を通じて、教育組織、教育課程及び教育方法を改革・改善していく必要性に迫られている。

大学が学術研究の発展を支え、高度の教育を提供するという使命を担っている以上、自己評価、認証評価がいかに困難な作業であるにせよ、我々自身の手によって自らを点検・評価することを避けて通ることはできない。さらに、その評価結果は常に関係者にフィードバックされ、そして大学の改善、向上を支援するようなものでなければならない。

今後、我々が改革・改善する事項の中には、一人ひとりの大変な痛みと努力なしには為し得ないものもあり、また我々の努力のみでは限界があり社会全体の変化なくしては実現し得ないものもある。しかしながら、自己改革なくしては大学の発展は望めず、教育研究の質の向上も有り得ないという認識のもと、我々は今後ともたゆみなく自己点検・評価を進めていかなければならない。本報告書をご高覧のうえ、本学の発展・充実のために忌憚のないご意見、ご批判を賜れば幸甚に存じます次第である。

# 目 次

I. はじめに	1	(8)定員管理	61
II. 大学	3	5. 教員組織	63
1. 大学の理念・目的	3	(1)教員組織	63
2. 教育研究組織	9	(2)教育研究支援職員	65
3. 学士課程の教育内容・方法等	13	(3)教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続	65
(1)教育課程等		(4)教育研究活動の評価	66
①学部・学科等の教育課程	13	(5)学校教育法58条の改正に伴う新たな教員組織の整備	67
②カリキュラムにおける高・大の接続	19	(6)大学院と他の教育研究組織・機関等との関係	68
③インターンシップ、ボランティア	20	6. 施設・設備等	69
④授業形態と単位との関係	20	(1)施設・設備等の整備	69
⑤単位互換、単位認定等	21	(2)キャンパス・アメニティ等	71
⑥生涯学習への対応	22	(3)利用上の配慮	74
⑦正課外教育	23	(4)組織・管理体制	75
(2)教育方法等		(5)情報インフラ	75
①教育効果の測定	26	7. 図書館および図書・電子媒体等	77
②厳格な成績評価の仕組み	27	(1)管理・運営および業務体制	78
③教育改善への組織的取り組み	28	(2)学術情報の提供および利用支援	80
④授業形態と授業方法の関係	29	(3)学術情報の収集と組織化	84
(3)国内外における教育研究交流	31	(4)電子図書館機能の構築	87
(4)資格・免許状を取得するための教育課程		(5)図書館利用促進への対応	89
①教職課程	32	8. 社会貢献	93
②博物館学芸員課程・社会教育主事課程	34	(1)地域社会との連携	93
4. 学生の受け入れ	37	(2)企業等との連携	100
1) 学部における学生の受け入れ		9. 学生生活	105
(1)学生募集方法、入学者選抜方法	37	1) 学部における学生生活への配慮	
(2)入学者受け入れ方針等	43	(1)学生への経済的支援	105
(3)入学者選抜の仕組み	43	(2)生活相談等・ハラスメント	107
(4)入学者選抜方法の検証	45	(3)就職進路指導	113
(5)アドミッションズ・オフィス入試	46	(4)課外活動	124
(6)入学者選抜における高・大の連携	47	2) 大学院における学生生活への配慮	
(7)科目等履修生と研究生の受け入れ	48	(1)学生への経済的支援	126
(8)定員管理	49	(2)生活相談等	127
(9)編入学者、退学者	55	(3)就職指導等	127
2) 大学院における学生の受け入れ		10. 管理運営	129
(1)学生募集方法、入学者選抜方法	57	(1)教授会	129
(2)学内推薦制度	58	(2)学長、学部長の権限と選任手続	131
(3)門戸開放	59	(3)意思決定	134
(4)飛び入学	59	(4)評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関	137
(5)社会人の受け入れ	60	(5)教学組織と学校法人理事会との関係	137
(6)科目等履修生、研究生等	60	(6)大学院の管理運営体制	138
(7)外国人留学生の受け入れ	61	11. 財務	141
		(1)教育研究と財政	141

(2)外部資金等	143	3. 学生の受け入れ	240
(3)予算編成	145	4. 教員組織	243
(4)予算の配分と執行	145	5. 研究活動と研究環境	246
(5)財務監査	146	6. 施設・設備等	249
(6)私立大学財政の財務比率	147	7. 社会貢献	251
12. 事務組織	151	8. 学生生活	252
(1)事務組織と教学組織との関係	151	法学研究科	255
(2)事務組織の役割	152	1. 大学院研究科の使命および目的・教育目標	255
(3)事務組織の機能強化のための取り組み	156	2. 修士課程・博士課程の教育内容・方法等	255
(4)事務組織と学校法人理事会との関係	157	3. 学生の受け入れ	262
(5)大学院の事務組織	157	4. 教員組織	265
13. 自己点検・評価	161	5. 研究活動と研究環境	267
(1)自己点検・評価	161	6. 施設・設備等	269
(2)自己点検・評価と改善・改革システムの連結	162	7. 社会貢献	269
(3)自己点検・評価に対する学外者による検証	163	8. 学生生活への配慮	270
(4)大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応	164	経済学部	273
(5)大学院の自己点検・評価、自己点検・評価に対する学外者による検証	165	1. 学部等の理念・目的および教育目標	273
14. 情報公開・説明責任	167	2. 学士課程の教育内容・方法等	275
(1)財政公開	167	3. 学生の受け入れ	287
(2)情報公開請求への対応	167	4. 教員組織	290
(3)自己点検・評価	168	5. 研究活動と研究環境	293
(4)大学院の自己点検・評価	169	6. 施設・設備等	296
III. 学部・大学院	171	7. 社会貢献	298
人文学部	171	8. 学生生活	299
1. 学部等の理念・目的および教育目標	171	経済学研究科	301
2. 学士課程の教育内容・方法等	172	1. 大学院研究科の使命および目的・教育目標	301
3. 学生の受け入れ	194	2. 修士課程・博士課程の教育内容・方法等	302
4. 教員組織	197	3. 学生の受け入れ	307
5. 研究活動と研究環境	200	4. 教員組織	310
6. 施設・設備等	202	5. 研究活動と研究環境	313
人文科学研究科	205	6. 施設・設備等	313
1. 大学院研究科の使命および目的・教育目標	205	商学部	315
2. 修士課程・博士課程の教育内容・方法等	206	1. 学部等の理念・目的および教育目標	315
3. 学生の受け入れ	217	2. 学士課程の教育内容・方法等	316
4. 教員組織	221	3. 学生の受け入れ	329
5. 研究活動と研究環境	223	4. 教員組織	336
6. 施設・設備等	225	5. 研究活動と研究環境	341
法学部	227	6. 施設・設備等	344
1. 学部等の理念・目的および教育目標	227	7. 社会貢献	345
2. 学士課程の教育内容・方法等	228	商学研究科	347
		1. 大学院研究科の使命および目的・教育目標	347

2. 修士課程・博士課程の教育内容・方法等	347	3. 学生の受け入れ	452
3. 学生の受け入れ	352	4. 教員組織	456
4. 教員組織	354	5. 研究活動と研究環境	459
5. 研究活動と研究環境	355	6. 施設・設備等	462
6. 施設・設備等	356	7. 図書館および図書・電子媒体等	464
理学部	357	8. 社会貢献	465
1. 学部等の理念・目的および教育目標	357	医学研究科	469
2. 学士課程の教育内容・方法等	357	1. 大学院研究科の使命および目的・教育目標	469
3. 学生の受け入れ	365	2. 博士課程の教育内容・方法等	469
4. 教員組織	370	3. 学生の受け入れ	474
5. 研究活動と研究環境	373	4. 教員組織	477
6. 施設・設備等	378	5. 研究活動と研究環境	479
7. 図書館および図書・電子媒体等	379	6. 施設・設備等	480
8. 社会貢献	380	7. 社会貢献	481
理学研究科	383	8. 学生生活への配慮	481
1. 大学院研究科の使命および目的・教育目標	383	9. 事務組織	482
2. 修士課程・博士課程の教育内容・方法等	383	薬学部	485
3. 学生の受け入れ	391	1. 学部等の理念・目的および教育目標	485
4. 教員組織	394	2. 学士課程の教育内容・方法等	486
5. 研究活動と研究環境	396	3. 学生の受け入れ	496
6. 施設・設備等	396	4. 教員組織	500
工学部	397	5. 研究活動と研究環境	503
1. 学部等の理念・目的および教育目標	397	6. 施設・設備等	507
2. 学士課程の教育内容・方法等	397	7. 図書館および図書・電子媒体等	509
3. 学生の受け入れ	410	8. 社会貢献	510
4. 教員組織	413	9. 学生生活	511
5. 研究活動と研究環境	416	薬学研究科	513
6. 施設・設備等	418	1. 大学院研究科の使命および目的・教育目標	513
7. 図書館および図書・電子媒体等	420	2. 修士課程・博士課程の教育内容・方法等	513
8. 社会貢献	420	3. 学生の受け入れ	518
9. 学生生活	421	4. 教員組織	521
工学研究科	425	5. 研究活動と研究環境	523
1. 大学院研究科の使命および目的・教育目標	425	6. 施設・設備等	523
2. 修士課程・博士課程の教育内容・方法等	425	7. 社会貢献	524
3. 学生の受け入れ	431	8. 学生生活への配慮	524
4. 教員組織	434	9. 管理運営	526
5. 研究活動と研究環境	436	10. 事務組織	526
6. 施設・設備等	437	スポーツ科学部	527
医学部	439	1. 学部等の理念・目的および教育目標	527
1. 学部等の理念・目的および教育目標	439	2. 学士課程の教育内容・方法等	528
2. 学士課程の教育内容・方法等	441	3. 学生の受け入れ	536

4. 教員組織	540	12. 都市空間情報行動研究所	659
5. 研究活動と研究環境	543	13. 高機能物質研究所	665
6. 施設・設備等	545	14. てんかん分子病態研究センター	671
7. 図書館および図書・電子媒体等	548	15. 環境科学技術研究所	677
8. 社会貢献	548		
9. 学生生活	549	V. おわりに	683
スポーツ健康科学研究科	551	福岡大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果	687
1. 大学院研究科の使命および目的・教育目標	551	大学基礎データ調書（別冊）	
2. 修士課程・博士課程の教育内容・方法等	551		
3. 学生の受け入れ	557		
4. 教員組織	559		
5. 研究活動と研究環境	561		
6. 施設・設備等	564		
7. 社会貢献	565		
8. 学生生活への配慮	566		
9. 管理運営	567		
法科大学院（法曹実務研究科）	569		
1. 使命・目的および教育目標	569		
2. 教育内容・方法等	569		
3. 学生の受け入れ	573		
4. 教員組織	576		
5. 研究活動と研究環境	577		
6. 施設・設備等	578		
7. 社会貢献	579		
8. 学生生活への配慮	580		
9. 管理運営	581		
10. 自己点検・評価	582		
11. 情報公開・説明責任	582		
IV. 教育研究施設・付置研究所	583		
1. 総合情報処理センター	583		
2. 国際センター	593		
3. エクステンションセンター	601		
4. アニマルセンター	607		
5. 健康管理センター	613		
6. R Iセンター	619		
7. 環境保全センター	623		
8. 研究推進部	627		
9. 産学官連携センター	643		
10. 分子腫瘍学センター	647		
11. 資源循環・環境制御システム研究所	653		

**2007（平成19）年度**  
**福岡大学 自己点検・評価報告書**  
**（平成20年度大学基準協会申請用）**

# I. はじめに





## I. はじめに

大学の管理・運営に関しては、平成 3（1993）年に大学設置基準が大綱化（規制緩和）され自己点検評価制度（事後チェック機能）が導入された。いわゆる大学改革のスタートである。

この自己点検・評価は当初は努力義務であったが、平成 11 年には大学設置基準が改正され、自己点検・評価の結果を公表することが義務づけられた。同時に第三者によって評価を受ける努力をすべきことが義務化された。ついで平成 16 年に学校教育法が改正され、文部科学大臣の認証を受けた機関（認証評価機関）による評価を 7 年以内ごとに受けることが義務づけられた。

この自己点検・評価制度は、大学自らによる自律的な教育研究機能の充実発展を促すという目的があることは明白であるが、同時に、社会一般に対して教育研究に関する大学の社会的責任を明確にするという機能ももつ。その意味で自己点検・評価は大学の管理運営にとってその命運を決しかねない重要課題の一つといえる。

以上の認識のもとに、本学でも自己点検・評価に取り組んできた。前回は平成 12 年に自己点検・評価を行い大学基準協会の相互評価を受け、その際に指摘された改善勧告や助言等について平成 17 年に改善報告書を提出した。改善の結果については同協会から再度改善すべき点はないという評価を得た。

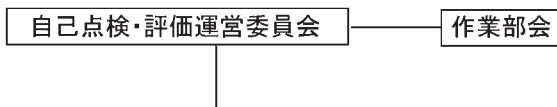
本学では認証評価を受けるべく、前回の相互評価から 7 年経過する平成 19 年に本学自己点検・評価規程に定める手続きに従って、自己点検・評価の作業を開始した。作業の経過は以下のとおりである。

平成 19 年 2 月	基本方針及び実施体制の決定（自己点検・評価運営委員会）
3 月	学部・研究科等各部門実施委員会、作業部会の設置
4 月	自己点検・評価実施説明会の開催
5 月	点検・評価実施項目原案の策定（各部門実施委員会、作業部会） 基礎データ調書の作成（各学部、関連事務部門）
6 月	点検・評価項目の決定（自己点検・評価運営委員会）
6 月	自己点検・評価報告書原案の作成開始（各部門実施委員会、作業部会）
10 月	報告書原案の検証（作業部会）および修正の開始（各部門実施委員会）
平成 20 年 1 月	大学基準協会へ大学評価および認証評価申請
3 月	報告書完成（自己点検・評価運営委員会）、大学基準協会へ提出

大学は社会の要請に応えると共に、望ましい社会の姿を提示するという役割を担ってきた。混沌とする国際状況や国内の政治経済状況、急激な高齢化社会の進展や人口の減少、異常気象や環境破壊など解決すべき問題が山積する社会にあって、大学のこの役割は決して小さいものとはいえない。大学はそのような社会的責任に応えるため絶えず己を振り返り、自己を向上させる努力を怠ってはならない。自己点検・評価の意義を改めて確認したい。

I. はじめに

福岡大学における自己点検・評価の実施組織・体制図



部門	自己点検・評価実施委員会	設置母体	庶務担当一覧
学部	人文学部・人文科学研究科		
大学院	自己点検・評価実施委員会		
	法学部・法学研究科	教授会	各学部事務(課)室
	経済学部・経済学研究科	通常委員会	大学院事務課
	商学部・商学研究科		法科大学院事務室
	理学部・理学研究科		
	工学部・工学研究科		
	医学部・医学研究科		
	薬学部・薬学研究科		
	スポーツ科学部・		
	スポーツ健康科学研究科		
	法科大学院		
病院	福岡大学病院		庶務課
	自己点検・評価実施委員会	診療部長会	
	福岡大学筑紫病院		管理課
教育研究	教育研究施設部門	図書委員会	学術情報課
施設部門	自己点検・評価実施委員会	研究推進部委員会	研究支援課
		資源循環・環境制御	資源循環・環境制御
		システム研究所運営委員会	システム研究所管理事務室
		分子腫瘍学センター運営委員会	医学部事務課
		高機能物質研究所運営委員会	研究振興課
		都市空間情報行動研究所運営委員会	研究振興課
		環境科学技術研究所運営委員会	研究振興課
		てんかん分子病態研究センター	医学部事務課
		総合情報処理センター委員会	総合情報処理センター事務室
		国際センター運営委員会	国際センター事務室
		エクステンション・センター運営委員会	エクステンションセンター事務室
		アニマルセンター運営委員会	アニマルセンター事務室
		健康管理センター運営委員会	健康管理センター事務室
		RIセンター運営委員会	RIセンター事務室
		環境保全センター運営委員会	環境保全センター事務室
		産学官連携推進委員会	産学官連携センター
学生・教学	学生・教学部門	入学センター運営委員会	入学センター事務室
部門	自己点検・評価実施委員会	教務委員会	教務課
		共通教育センター運営委員会	共通教育センター事務室
		言語教育研究センター運営委員会	言語教育研究センター事務室
		大学院学務委員会	大学院事務課
		学生部委員会	学生課
		就職・進路支援センター運営委員会	就職・進路支援センター事務室
管理運営・	管理運営・経営部門	事務局	総務・人事・財務・施設部他
経営部門	自己点検・評価実施委員会		

## II. 大 学



## II. 大学

### 1. 大学の理念・目的

#### (1) 理念・目的等

##### 【現状の説明】

##### (理念・目的・教育目標等の適切性)

福岡大学の母体となった福岡高等商業学校は昭和 9 (1934) 年、「商業上須要ナル高等教育ヲ施シ併セテ人格ヲ陶冶シ国体観念を涵養スル」ことを目的として創設された。ここに、商業分野における専門能力と高い人格を兼備した職業人の育成という学校設立当初の理念と目的が明確に示されている。

その後、第二次世界大戦中の文系専門学校の存廃の危機を乗り越えて、戦後の学制改革に伴い、昭和 24 (1949) 年福岡商科大学 (商学部) が設立され、昭和 28 (1953) 年商学部第二部が増設された。

しかし、そのあと日本における高等教育、特に私立大学の増設・発展の動きが拡大するに伴って、本学も昭和 31 (1956) 年に法経学部を増設して、福岡大学と改称し、以後総合大学への発展の道を歩み始めることとなった。すなわち、昭和 34 (1959) 年に法学部と経済学部を分離、昭和 35 (1960) 年に薬学部開設、昭和 37 (1962) 年に工学部、昭和 40 (1965) 年に大学院法学研究科と経済学研究科、昭和 43 (1968) 年に商学研究科と薬学研究科、昭和 44 (1969) 年に人文学部と体育学部 (平成 10 年にスポーツ科学部に改組)、昭和 45 (1970) 年に理学部と工学研究科、昭和 47 (1972) 年に医学部、昭和 48 (1973) 年に福岡大学病院、昭和 51 (1976) 年に理学研究科、昭和 53 (1978) 年に医学研究科、昭和 57 (1982) 年に人文科学研究科、昭和 60 (1985) 年に福岡大学筑紫病院、平成 2 (1990) 年に体育学研究科 (平成 15 年にスポーツ健康科学研究科に改組)、平成 16 (2004) 年に法曹実務研究科 (法科大学院) の開設と相次いで、文系・理系双方にまたがる諸学部、研究科が設置されていった。この間、新学部、研究科の開設に伴って、それぞれの理念と目標は福岡大学の設立理念の分化という形で付加されていったが、それらを総合した統一的な理念と目標の設定は特に行われることがなかった。

しかしながら、他方ではこのように膨張拡大していく大学の動きのなかで、そのメンバー相互間のアイデンティティを確立するために、いわゆる建学の精神の明確化が図られていった。建学の精神の一部は、すでに学校創立期に目標として掲げられていたものであったが、大学昇格以後歴代の理事長および学長が折にふれて表明してきたものを、昭和 42 (1967) 年の入学式で「思想堅実、穩健中正、質実剛健、積極進取」の四つの語句にまとめられたものが現在の福岡大学の建学の精神である。この精神は、特に「大学紛争時代」に強調されるようになり、昭和 59 (1984) 年の本学創立 50 周年を機に建てられた、文系センター棟中庭の石碑にその語句が彫り込まれ、その精神は今に伝えられてきている。

しかし、21 世紀の到来を目前にして、大学が新世紀に向け飛躍発展していくためには、今一度大学全体の理念と目標を明確にする必要が痛感されるようになった。そのため、平成 12 (2000) 年 3 月に学内に「教育研究の理念・目標特別委員会」が設置され、この問題を検討した結果、次のような新たな福岡大学の理念が策定されるに至った。

## II. 大学 大学の理念・目的

本学の教育研究は、「建学の精神」に基づいた全人教育を理想とし、

### ①「人材教育(Specialist)」と「人間教育(Generalist)」の共存

### ②「学部教育(Faculty)と「総合教育(University)」の共存

### ③「地域性(Regionalism)」と「国際性(Globalism)」の共存

の三つの共存をはかることによって、真理と自由を追求し、自発的で創造性豊かな人間を育成し、社会の発展に寄与することを目的とする。

この理念について「教育研究の理念・目標特別委員会」はその答申の中で次のように概説している。

本学が理念として掲げる「全人教育」とは、調和ある人格の形成を目指す教育を意味し、大学を単に知識や技術等の専門知識を教育する場としてだけでなく、同時に徳育や情操、教養や良識などを涵養し、人格や人間性を高める場としても考えるものである。

### ①「人材教育(Specialist)」と「人間教育(Generalist)」の共存

本学はこれまで「思想堅実、穏健中正、質実剛健、積極進取」の「建学の精神」のもとで、「人材教育」と「人間教育」を実践してきた。

「人材教育」について言えば、ここでは「人間教育」との対比から「人材」という語を広義の意味ではなく、専門知識を持った人物という狭義の意味で用いている。(中略)

本学の前身である福岡高等商業学校の設立趣意書には、「高度な商業教育を受けた人材の必要性」が強調されている。本学の「人材教育」は、その後、学部の専門教育を核として各分野へと拡大し、今日福岡大学は(中略)大規模な総合大学としての発展をみるに至っている。

「人間教育」という言葉も本学の「建学の精神」との関係は深い。すなわち、「思想堅実」とは、社会や人生に対する全体的な思考の体系がしっかりして危なげのないことを意味し、「穏健中正」とは、穏やかで立場が片よらないことをさすものと考えられる。また、「質実剛健」とは、飾りけなくまじめであり、強くしっかりしていることの謂いと考えられるが、このような良識を育てることこそ、人間教育の任務である。(中略)

福岡商科大学が設置認可された4年後には「大学の使命が、学術の研究と学生の指導とにあることは勿論であるが、同時に真に社会に役立つ有為な人材を養成することも又その重大な任務と言わなければならない。本学は、その建学の精神に則り、商業経済の分野に於ける研究と指導とに重きを置き徒に理論あるいは実務の一方に偏することなく、思想穏健にして、高い教養と深い学識を身につけ、真に社会の生活を豊かにすることに、貢献する人物を育成することを期している。」(昭和28年度「大学要覧」)と記述されている。また、「新しい時代に大学が果たすべき使命」について、前学長は「大学は高い学力や個性ある教育を授けるにしても、その基本には人間としての深い良識が形成されるような、知的良識形成の場としての重要な役割を果たさなければならないと考えています」(平成12年度「大学案内」の学長インタビュー)と述べている。さらに、「21世紀を担う学生に期待すること」という問いに、「基本には、道義、使命感、理想、友情、正論といった、今さらと思われる言葉を意識しながら生きていってほしいと願っています」(同前)と答えているが、これらは「人間教育」という考え方を典型的に示している。

このように、本学が総合大学としての基盤を固めていった背景には、「人材教育」と「人間

教育」の共存が精神的バックボーンとして常に生きてきたことが明らかである。これら二つのキーコンセプトは相互補完的な関係にあり、学生の全人格的開発をめざす福岡大学の理念を鮮明に表しているのである。

### ②「学部教育(Faculty)」と「総合教育(University)」の共存

教育研究には二重の使命が課せられている。一つは、高度な学術研究や真理探究の場として社会に還元することである。本学の「学部教育」は、学部の各学科における専門教育を核として、学部から大学院へと繋がるかたちで行われているが、高度の学術研究を行い専門家を養成する上では、学部と大学院双方の教育の充実が不可欠であり、学部や学科と大学院の有機的な連携がますます重要なものとなってくると思われる。

教育研究における、もう一つの使命は、様々な学問分野の壁や境界を乗り越えて、広範囲の学問を統合する「総合教育」を行うことであり、これには二つの側面がある。一つは、いわゆる教養と専門的知識の総合であり、もう一つは専門知識どうしの総合である。(中略)

「学部教育」と「総合教育」は矛盾するものではない。最初に採りあげた「人材教育」と「人間教育」との両者が不可分な関係であるように、「学部教育」と「総合教育」も互いに増強し合うものであり、両者の共存こそが理想である。重要なことは、この二つをそのように活性化させ、福岡大学独自の個性を創造していくかである。福岡大学の「建学の精神」の一つは「積極進取」、つまり対象に対して進んで働きかけ、自ら進んで事をなすことであるが、社会の進歩や変革に応える学問体系を樹立するためには、この精神を生かすことが必要であろう。

### ③「地域性(Regionalism)」と「国際性(Globalism)」の共存

九州北部に位置する福岡は、日本の近代化に重要な役割を果たしてきた地域であるが、昭和9(1934)年、この地に福岡高等商業学校が創立されて以来、本学はもっぱら地域社会の要請に応えながら、文系・理系の各学部学科を増設し、さらには大学院や病院の設置・開設と着々と拡充して今日の発展を遂げた。このように福岡大学が医学部や病院を含む全国でも有数の総合大学として発展を遂げた背景には、本学が常に地元<福岡>という地域に根ざし、地域とともに歩んできたという歴史があることを忘れてはならない。先に引用した福岡高等商業学校の設立趣意書には、「高度な商業教育を受けた人材の必要性」を強調すると同時に「福岡はアジアの門戸として今後もますます発展しなければならない」と<福岡>という地域性が強調されている。福岡大学病院開設に際しても、「地域医療の結びつきということは、一つにはまず、地域の医師の方々との結びつき、また一つには、この地域に住んでいる人々と医療を通じてお互いの信頼関係をうちたてること」(昭和48年)という言葉が残されている。

一方、本学は地域の期待と要請に応じながらも、同時にグローバルな視野のなかで教養ある人材の育成もめざしてきた。福岡大学が国際的に活躍できる人材の育成をいかに心掛けてきたかは、例えば次のような創立時の文章によっても明らかである。「この法人は学校教育法により商業経済に関する理論と応用ならびに外国語とそれを基盤とする文化一般に関する理論と実際とを研究教授し高い教養と見識を与えると共に学生の人格を陶冶し有為の産業指導者ならびに国際的人物を養成しもって邦家の文運に貢献することを目的とする」(昭和25年、「財団法人福岡大学寄附行為」第二章、目的および事業)。「積極進取」の建学の精神はここでも発揮されていたのである。(中略)

このように福岡大学は創立当初から地域の教育・学術研究の核として、地域との連繫をはか

## II. 大学 大学の理念・目的

りながら同時に異文化を理解し国際社会で活躍できる人材の育成を目指してきた。「地域性」と「国際性」の共存、本学の教育研究の理念の中に一貫して組み入れられて受け継がれてきたと言える。そして上掲の①と②項の理念がもっぱら垂直方向の高みと深さを扱ったものとするならば、この③項はもっぱら水平方向への広がりや収斂を扱ったものと考えれば理解しやすいだろう。

「教育研究の理念・目標特別委員会」の答申はこれからの課題・目標として、「ここに掲げた教育研究の理念は、本学が目指す方向性を最大公約数的なコンセプトで表したものである。

これらの理念をもとに、より具体的にどのような目標を設定し、どのように実行していくかは、全学的にあるいは各関係部局において議論されなければならない。自らに具体的な課題を課し、その一つひとつに真摯に取り組んで前進することが、これからの本学の構成員全員に課せられた任務である」と述べている。

これら建学の精神や教育研究の理念を踏まえて本学は、平成 17（2005）年度からの事業計画書の中で次のような中期的な基本方針を示している。

本学は、「建学の精神」と「教育研究の理念」に基づき、教育研究・医療における付加価値を最大化するため、本学の資源（人材・施設・財源・情報）を有効に活用し、「魅力ある教育研究」「優れた教育研究成果」を実現する。

各種施策を実施するに当たっての方針は、次のとおりである。

- 学部学科および研究科の全てが一つのキャンパスにある総合大学の強みを活かし、かつ、競争的環境の中で、それぞれの学部学科及び研究科の個性を鮮明に打ち出し、学術・文化・スポーツ・医療の振興に努め、人類・社会に貢献する。
- 全人教育、すなわち、専門性を有した「人らしき人」の育成を重視し、多様な価値観をもった学生・生徒に応じた教育・支援を行う。
- 国際的な視野をもちながら、地域社会に密着した教育研究・医療活動を推進するにあたり、さまざまな施策において「学生・生徒のため」「患者のため」に視点を置く。
- 法人経営にあたり、情報公開に努め透明性を高める。
- 風格のある教育・研究・医療アメニティの向上に努める。

本学ではこの基本方針に沿って、教学（学部・大学院）、研究、医療、社会貢献、情報化、組織運営、キャンパス整備、財政、広報分野の具体的な目標を示し、年度毎の法人全体の事業計画を定め、各部局が法人全体の基本方針、目標および事業計画に則って事業計画を立案、実施している。

### （理念・目的・教育目標等の周知の方法）

本学の建学の精神や教育研究の理念は、大学案内の各種パンフレットや大学ホームページ等で広く公開されているほか、新入生を対象とした共通教育科目「総合系列科目（福岡大学を学ぶ）」（2単位）を通じて、学長をはじめとする複数の教員が福岡大学の理念、目標、歴史、本学で学ぶ意義などについて講義し、その周知に努めている。

### 【点検・評価】

福岡高等商業学校の創立から福岡商科大学の発足時までには別として、福岡大学と改称して複数学部よりなる総合大学への歩みを始めて以来、前述したように、本学はそれぞれの学部を開設するたびに固有の理念と目標を掲げ、文部省の認可の下にその構想を具体化し、多くの教育研究面で一定の成果を上げてきた。いまや各界に人材を輩出している卒業生 21 万人の存在は、その証左である。

前回平成 12 年の自己点検・評価報告書は、理念・目的の将来の改善・改革に向けた方策について、「今後は、新しく構築された理念と目的がどのように実際の組織と体制の上に反映され、実現されているかを検証しなければならない。」と述べていた。

本学では平成 13 年度から教養教育の柱である共通教育科目や語学教育を担う共通教育センター、言語教育研究センターを設置し、教養教育の充実を図ってきた。また、「地域性」の面でもエクステンションセンターを設置し、地域住民に公開講座などを通じて大学の知を開放している。さらに、平成 18 年 4 月には産学官連携センターを開設し地元企業や自治体との産学連携の推進を図るなど、教育研究の理念の実現に向けた体制の整備を着実に進めている。

### 【改革・改善策】

上述のとおり、大学の教育研究の理念は確立し、理念の実現に向けた全学的な体制の整備も徐々に進んでいる。今後は、各学部、研究科が大学の教育研究の理念と整合性のある独自の教育研究の理念をより一層明確にし、その実現に向け、自律的・主体的にプログラムを展開していく。





## 2. 教育研究組織

## (1) 学部・大学院研究科

## 【現状の説明】

本学は、教育研究上の組織として9学部33学科、大学院10研究科32専攻を設置している（「大学基礎データ」表1）。ただし、薬学部医療薬学科および生命薬学科の学生募集は、平成18（2006）年度から停止している。

## 【点検・評価】

平成12年度自己点検・評価報告書では、9学部29学科、9研究科30専攻と報告しているが、現在の学部、大学院の組織は、[現状の説明]のとおりである。これは、本学が科学技術の進歩や社会の要請の変化に対して着実に対応してきた結果である。これらの組織は、福岡大学の教育研究組織の根幹をなすものであり、広範かつ高度な教育研究を可能にしている。各学部および研究科は、その理念・目的に基づき、各々の独自性を尊重して組織されている。今後ともこの長所を保持していくことが課題である。

## 【改革・改善策】

大学全入時代の到来に象徴されるように、大学を取り巻く社会環境が急激に変化し続けているなかで、本学は学部・研究科の再編、統合、新設等も視野に入れつつ、常に教育研究組織の改善・改革に取り組み、社会の要請に応じていく必要がある。しかし、その取り組みが、大学全体に様々な影響をもたらすと予想される場合には、事前に情報が開示され、十分な審議を尽くす場を設定することが肝要である。

## (2) 共通教育等

## 【現状の説明】

本学の共通教育は、主として人文学部、理学部、スポーツ科学部に所属する教員によって担われている。学長のもとに共通教育センターおよび言語教育研究センターが組織されており、両センターとも、各学部から選出された委員によって構成される委員会において教育方針やプログラムなどが審議されている。共通教育センターは総合教養科目および保健体育科目のプログラムやシステムなどの開発と実践を、言語教育研究センターは外国語教育を通して学生の異文化コミュニケーション能力の向上を図るべく活動している。教職教育に関する教員組織の主体も、人文学部に属しているが、その教育方針などは教職課程委員会で審議される。共通教育に関わる専任教員、兼任教員（非常勤講師）の人数は、「大学基礎データ」表19-2に示している。学際的な内容を含む科目については、上記以外の学部にも所属する教員が担当する場合もある。

## 【点検・評価】

国立大学では、共通教育と学部専門教育との緊密な連携構築を目指して、教養（学）部の解体が進められ、教養科目担当教員を各学部へ配属して各学部独自の教養科目を開講するのが主流となっている。本学の組織形態は、これとは異なり、特定の学部にも所属する教員が全学部学生を対象とした共通教育を担当している。こうした現状は、極めて効率的な運営を可能にしているが、一方で各学部との横断的連携や教育理念の共有が必ずしも十分になされているとは言い難く、問題点は多い。また、共通教育センターと言語教育研究センターが併置されているため、本来、共通教育に包含されるべき総合教養教育と言語（外国語）教育に関する事項が別個の組織で審議されることとなり、本学共通教育としての理念・目的の統一性に齟齬を来しているきらいがある。さらに、両センター委員会と教務委員会の関係が不明

## II. 大学 教育研究組織

確であることも、各学部との教育的な連携が不十分であることの遠因となっていよう。

### 【改革・改善策】

共通教育センター、言語教育研究センターともに、独自の施設の設置あるいは一定の人事権の付与といった機能と権限の充実・強化策を検討する必要がある。同時に、両センター委員会相互、さらに教務委員会との連絡調整を密にすることによって、各学部との連携や教育理念の共有化を図りながら、本学教養教育ならびに外国語教育の多様化と高度化を推進して時代のニーズに応じていくべきである。以上の取り組みを基盤とし、将来的には本学の共通教育を一つの理念・目的の下で効果的、効率的に進めていくために、両センターの統一を図ることが望ましい。

### (3) 研究所等

#### 【現状の説明】

研究組織としては、研究推進部のもとに、文科省ハイテクリサーチセンター整備事業として組織された分子腫瘍学センター（平成9（1997）年度開設）、高機能物質研究所（平成12年度開設）、てんかん分子病態研究センター（平成19年度開設）、学術フロンティア推進事業として組織された資源循環・環境制御システム研究所（平成9年度開設）、都市空間情報行動研究所（平成12年度開設）、また学外機関との共同研究を行う目的で設置された環境科学技術研究所（平成12年度開設）があり、それぞれ特徴ある研究体制のもとで研究活動を展開している。その内容については、後の教育研究施設の項目で点検・評価される。

上記のほかに、教育研究支援のための総合情報処理センター、研究を支援するアニマルセンター、R Iセンター、教育支援のための組織として、国際化教育を支援する国際センター、正課授業を補完発展させる学習プログラムや公開講座など学外向けの教育を提供するエクステンションセンターが共通利用施設として活動している。さらに、心身の健康を管理するための施設として、健康管理センターやヒューマンディベロップメントセンターがある。学内環境整備のための組織としては、環境保全センターがある。これらの施設、組織の活動内容に関しても後に点検・評価する。

上記の組織が有機的に連携を円滑にするための組織として、平成9年以来、企画運営会議のもとに部門別連絡会議が設置された。教育・情報に関わる教育・情報部門連絡会議や研究に関わる研究部門連絡会議などがある。研究部門連絡会議は教学担当副学長、研究推進部長、上記の研究所の所長、R Iセンター長、環境保全センター長で構成される。

#### 【点検・評価】

前回の自己点検・評価時には、研究施設としては、分子腫瘍学センターと資源循環・環境制御システム研究所が活動しているのみであったが、[現状の説明]で述べたように、その後4研究所を開設し、研究施設の増強に関して努力のあとがうかがえる。特に、福岡市との連携を強化する研究施設の創設を急ぐべきとの指摘に対して、商都福岡市の商業戦略を研究する都市空間情報行動研究所と地域の産業の技術開発の支援を行うための施設として環境科学技術研究所を本学キャンパスに設置して対応してきた。また、知的リソースを生かして地域社会や地元中小企業の発展、活性化に貢献していくことを目的に、平成18年4月に学長を本部長とする産学官連携推進本部が設置され、その下に産学官連携センターが新設された。センターでは、産学官連携の総合窓口機能として、企業ニーズに対応した産学官連携を推進している。一方、市民へのエクステンションセンターを立ち上げ、本学の多様で豊富な人的物的資源を活用した各種公開講座を、幼児から高齢者まで幅広い市民層へ生涯学習機会として提供し、市民生活を

豊かにする支援を積極的に行っている。上記の様々な活動を活かすことにより、福岡市の政策の具体化に寄与している。詳細は各センターおよび社会貢献の項目で後述される。

以上のように、前回の点検・評価で掲げた改善の方策に関して一定の対応を行い、改善の努力と成果をあげてきたといえよう。しかし、この10年の急速な国際情勢の変化は新たな改革を求めている。時代の要請である国際化への対応は現状では十分とは言えず、今後、資金的にも人的にも充実を図るための支援体制が必要になる。

### 【改革・改善策】

これまで、本学は地域密着型の大学として、福岡市および北九州市の発展のために貢献し、一定の成果をあげてきた。しかし、地球環境が深刻化するなかで、激動する世界情勢は国際化対応の必要性を問いつけている。アジアの玄関口としての地域特性に鑑み、環黄海地域のリーダーとしての福岡県、福岡市、北九州市を支援すべく、高度な政策提言ができる研究教育体制の再構築が必要になってきた。

国際センターは、留学生の教育や国外との国際交流協定を締結し、学生の教育において国際化への取組みを強化している。しかし、学部生を対象としたプログラムが中心であり、広く市民への対応ができる状況にはない。今後、大学院生や市民への対応を考えた組織の創成が必要である。

一つの改革案として、平成17年にスタートしたESD-10(持続可能な開発のための教育-10年)に呼応して創設された「環境未来オフィス (Office for a Sustainable Future)」を、2年間のパイロットプログラムを経て、平成19年に研究部門連絡会議のもとに組織化した。学内の教育・研究の成果を地域に向けて情報発信する、いわゆるアウトリーチ活動を展開する組織で、国際アウトリーチ部門を設置して、アメリカ西部海岸地域および環黄海地域との連携のなかでの活動を展開することとしている。すでに、カナダのブリティッシュ・コロンビア大学やビクトリア大学のサステナビリティ・オフィスとの協議を始め、あたらしい大学院対応、市民向けの国際プロジェクトやプログラムの開発に取りかかっている。平成18年秋にESD地域拠点(RCE)として歩み始めた北九州ESD協議会から協力を求められ、参画して活動を共にすることになった。



## 3. 学士課程の教育内容・方法等

## 【到達目標】

福岡大学（以下「本学」という。）の学士課程教育は、本学の「建学の精神」に掲げる「思想堅実、穩健中正、質実剛健、積極進取」に基づく「全人教育」を理想とし、「教育研究の理念」に示す「三つの共存」、すなわち「人材教育」と「人間教育」の共存、「学部教育」と「総合教育」の共存、「地域性」と「国際性」の共存をはかることによって、真理と自由とを追求し、社会が求める自発的で創造性豊かな人材を養成することを教育目標としている。

大学生の学力や社会人基礎力の低下が問題となっている現在、本学が目指す「全人教育」すなわち深い専門性をもった教養豊かな「人らしき人」をつくる教育は、これからの社会に大きく寄与するものと確信している。

## (1) 教育課程等

## ①学部・学科等の教育課程

## 【現状の説明】

本学では平成12(2000)年度の第2回「自己点検・評価」の実施に基づき、大学運営のシステムの再検討を開始した。その一つが教学機構の刷新である。その要点は、全学部に関わる共通教育は、その責任を負う新たな機関を設置することと、専門教育はその責任を各学部・各学科に委ねることであった。この考え方を実現するために、平成13年度にはそれぞれ共通教育センターと言語教育研究センターを設置し、本学の教養教育の理念に基づき、各学部からの要請を考慮しながら教育プログラムの開発と教育方法の改善とを、大学全体の責任において主体的に実施している。各学部・学科等の専門教育科目については、それぞれの学部の項で触れるので、ここでは本学の共通教育を中心にとりあげる。

本学の共通教育に対する基本理念は、「大学設置基準」第19条第2項を尊重するとともに、専門性にとらわれない広い視野と豊かな人間性を育むことを目的とした教養教育の重視にある。また専門教育はこのような教養教育の土台のうえに築かれるものとしている。したがって、「共通教育科目」を全学部のカリキュラムに配置している。

なお、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育については、正課教育のみでは困難な点も多いため、本学ではエクステンションセンターにおいて、参加者の「コミュニケーション」をベースにしたワークショップ形式の共創型学習プログラムを提供し、社会人として必要なコミュニケーション能力を養成、活用する講座を開講している。

以下、「共通教育科目」の各々について現状を説明する。

## (a) 総合教養科目

本学では伝統的な学問体系として確立された「人文科学」「社会科学」「自然科学」各系列の科目群を設置している。平成19年度の開講科目およびコマ数は前・後期合わせて、それぞれ「人文科学」が29科目217コマ、「社会科学」が24科目166コマ、「自然科学」が35科目134コマである。なお、「自然科学」については理学部(16科目24コマ)および医学部医学科(5科目5コマ)の学生のみが開講されている科目も含む。この科目群のなかには講義形式のみならずゼミナール形式で授業を行う「教養ゼミ」を設置している。この「教養ゼミ」は教員との応答が可能な少人数(30人以下)の教育を行うことで、意欲ある学生の要求に応え、知的関心の拡大を図るとともに、各専門教育への取り組みや学生間の交流等により良い影響が及ぶことを期待して開講している。平成19年度の

## II. 大学 学士課程の教育内容・方法等

「教養ゼミ」の開講科目およびコマ数は前・後期合わせて 27 科目 35 コマである。

上記 3 系列科目群のほか、「総合系列科目」を設置している。この「総合系列科目」として設置する科目は、3 系列の科目群がそれぞれの学問体系に沿って設置されていることを考慮し、現代社会を理解することに役立つ学際的で、かつ他の 3 系列科目群では十分には対応できない学問的内容を持つものである。授業はオムニバス形式で、専任・非常勤の多彩な分野の教員が担当している。平成 19 年度の「総合系列科目」の開講科目およびコマ数は前・後期合わせて 11 科目 20 コマである。

商学部第二部には「総合科目」として「基礎的情報学」を設置している。この科目は高等学校教諭一種免許状「情報」の教科に関する必修科目となっており、教職をめざす同学部の学生にとって履修しなければならない科目である。平成 19 年度の開講コマ数は 2 コマである。

### (b) 外国語科目

本学では「共通教育科目」のなかに「外国語科目」として第一・第二外国語科目を設置している。人文学部ドイツ語学科・フランス語学科を除き、「第一外国語科目」は英語を、「第二外国語科目」はドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語・朝鮮語・ロシア語・日本語(留学生を対象)の 7 語種を開設(学部により異なる)している。

「第一外国語科目」として英語(ドイツ語学科とフランス語学科は、それぞれドイツ語、フランス語)8 単位を必修としている。人文学部東アジア地域言語学科は、中国語、朝鮮語、英語を必修および選択必修(計 16 単位)としており、医学部看護学科は、英語に加えその他の「外国語科目」を含め選択必修(計 8 単位)としている。

英語のカリキュラムは、平成 14 年度から英語教育改革の一環として 1・2 年次生を対象に「目的別クラス選択制」を導入した。『フレッシュマン・イングリッシュ』は、「リーディング&リスニング」「ベーシック英語」「検定対策英語」「インタラクティブ英語」の 4 種類、『インターミディエイト・イングリッシュ』は「リーディング&ライティング」「検定対策英語」「CALL&オーラルコミュニケーション」の 3 種類のクラスを設けている。この制度の特色は、複数の目的別クラスが編成され、基本的に学生の希望と能力によりクラスを選択できるため、勉学意欲が高まり能力の向上が見込まれることにある。これ以外に、「スポーツ特別推薦クラス」および「留学生クラス」を各学部 to 設け、学生の英語能力に配慮して教育を実施している。

『アドバンスト・イングリッシュ』(選択 2 単位)は、法・経済・商学部の 3 年次に開設し、「聞く・話す・読む・書く」の分野でのより高いレベルの技能修得をめざしている。

『海外英語研修』(選択 2 単位)は、本学の海外協定校での語学研修受講者の単位を認定するものである。

「第二外国語科目」は、言語の能力を強化し英語圏以外の異文化理解を深め、幅広い教養を育み、その経験と知識を専門教育科目の履修に生かすことができると考える。1 年次のドイツ語は週 2 回、同一教員が担当しており、1 年次の後期末に 2 年次の講義内容を受講者全員に紹介し意欲を喚起している。フランス語は、全クラスの教科書を統一し、教育内容とレベルの統一を図っている。

その他の言語についても、学生のニーズを取り入れた授業を展開している。スポーツ科学部については、第二外国語を開講していない。

中国語・朝鮮語については、受講希望者が多いため登録制限科目とし、抽選によって登録させている。

### (c) 保健体育科目

本学の「保健体育科目」は、生涯体育の理念に基づき、学生が様々な身体運動(スポーツを含む)を体験することにより、学生生活を豊かにし、さらには生涯学習の一環としての生涯スポーツを実践し、生活を充実させることを目的としている。また、健康・体力のみならず、生き甲斐という面からも日常生活における身体運動の必要性を認識し、かつ創造的で自由な諸活動が楽しくできるために必要な能力や態度を育成し、将来のライフスタイルを計画するにあたって有益な科学的知識と体験を提供することも目的としている。

そのため、授業は理論の講義と実技の演習の二形式をとっている。理論では「生涯スポーツ論」を設置し、身体運動やスポーツの意義ならびに効果について健康科学ないしは自然・社会科学的な面から理解することとしている。実技には「生涯スポーツ演習Ⅰ・Ⅱ」を設置し、基礎体力の保持・増進・回復をねらいとし、様々なスポーツ種目の学習を体験することとしている。学部によっては選択科目として「生涯スポーツ演習Ⅲ・Ⅳ」を実施し、生涯を通してスポーツを楽しむ態度を養っている。

「生涯スポーツ演習Ⅰ・Ⅱ」ではアクアエクササイズ(様々な泳ぎの修得、水中運動、救助法等)とフィットネス(基礎体力、運動能力の向上、ウォーキング、ジョギング、ウエイト・トレーニング、ストレッチ等)をペアにして前・後期のどちらかで選択し、他の期ではバレーボール、バスケットボール、ソフトボール、サッカー、卓球、テニス、バドミントン、エアロビクス等の種目を選択して履修する形式をとっている。また、学外の施設を利用したゴルフおよびスキー実習なども選択肢の一つとして位置付けている。さらに、演習Ⅲ・Ⅳではグランドゴルフやインディアカ、ボウリング等のニュー・スポーツやレクリエーション的スポーツ種目を取り入れている。

さらに、特徴の一つとして、保健コースを設定して教育的配慮を行っている。このコースは昭和48年度から開講しており、外科的、内科的、心身の疾患等により健常な学生と一緒に運動ができない学生を対象としたコースである。毎年10~30人の学生が受講しているが、そこでは疾患や障害に悪影響を及ぼすことなく運動ができるような種目を工夫して行っている。

平成19年度の開講コマ数は、それぞれ「生涯スポーツ論」23コマ、「生涯スポーツ演習Ⅰ」36コマ、「生涯スポーツ演習Ⅱ」37コマ、「生涯スポーツ演習Ⅲ」3コマ、「生涯スポーツ演習Ⅳ」3コマ、保健コースは「生涯スポーツ演習Ⅰ」「生涯スポーツ演習Ⅱ」でそれぞれ2コマ設置している。「保健体育科目」の各学部における設置状況は次のとおりである。



## II. 大学 学士課程の教育内容・方法等

学部 \ 科目	生涯スポーツ論	生涯スポーツ演習Ⅰ	生涯スポーツ演習Ⅱ	生涯スポーツ演習Ⅲ	生涯スポーツ演習Ⅳ
人文	必修 (2 単位)	必修(1 単位)	必修(1 単位)	—	—
法	必修 (2 単位)	必修(1 単位)	必修(1 単位)	—	—
経済	必修 (2 単位)	必修(1 単位)	必修(1 単位)	—	—
商	必修 (2 単位)	必修(1 単位)	必修(1 単位)	—	—
商・第二部	必修 (2 単位)	必修(1 単位)	選択(1 単位)	—	—
理	選択 (2 単位)	必修(1 単位)	必修(1 単位)	選択(1 単位)	選択(1 単位)
工	—	必修(1 単位)	必修(1 単位)	—	—
医 (医)	—	必修(1 単位)	必修(1 単位)	—	—
医 (看護)	選択 (2 単位)	必修(1 単位)	必修(1 単位)	—	—
薬	選択 (2 単位)	必修(1 単位)	必修(1 単位)	選択(1 単位)	選択(1 単位)
スポーツ科	—	必修(1 単位)	必修(1 単位)	必修(1 単位)	必修(1 単位)

### 【点検・評価】

「共通教育科目」は「専門教育科目」と並ぶ本学の学びの大きな柱である。本学は従来から教養教育を重視しており、総合大学として幅広い分野の科目を提供できる充実した環境にある。以下、「共通教育科目」とその運用面について点検・評価する。

#### (a) 総合教養科目

共通教育センターでは、FD活動の一環として授業アンケートと学生との懇談会を実施している。総合教養科目の授業アンケートについては、平成 18 年度から授業改善をさらに推し進めるため既存の設問項目を見直した。このアンケートは前期に担当者全員・全科目の 150 コマ、学生のべ約 3 万人を対象に実施しており、その実施率は 90%を超える。アンケートの結果は、担当者に返却するとともに全体分析を行い、平成 18 年度は報告書を作成し、本学の全教員へ配付した。また、「教養ゼミ」や「総合系列科目」についても、科目の形態や特性に応じてそれぞれ設問項目を別途作成し、毎年、前・後期に実施している。

学生との懇談会を毎年開催し、茶話会形式で 20～30 人の学生に参加してもらっている。アンケートでは知れない学生の「生の声」を聴き、終了後は学生の発言記録をグループウェアで公開している。

総合教養科目のうち「総合系列科目」は、総合大学としての本学の利点を最大限に生かした科目であり、従来、教養科目を担当していなかった工、医、薬学部の教員の協力も得て、平成 16 年度に全学部を設置し、現在は充実した内容になっている。また「教養ゼミ」にあっては担当教員の多くは、学生との双方向のコミュニケーションに熱心であり、受講学生は他の講義では得にくい積極的な授業参加、担当教員との心理的距離感の近さ、学部や学年を越えた交流などを実感している。

「総合系列科目」および「教養ゼミ」のアンケートでは、「受講して良かった」点と「改善して欲しい」点について、それぞれ多くの選択肢の中から複数の回答ができる設問を設けている。直近 3 年間の結果を比較すると、「総合系列科目」では「受講して良かった」が「改善して欲しい」の約 1.6 倍、「教養ゼミ」では「受講して良かった」が「改善して欲しい」の約 4.1 倍である。したがって、「総合系列科目」および「教養ゼミ」の満足度が高いという結果が授業アンケート等で明らかになっている。

**(b) 外国語科目**

全学に提供する共通教育の外国語科目については言語教育研究センターが所管している。

9 学部の全てに共通する英語教育には「目的別クラス選択制」を導入して、目的別に少人数クラスで教育することにより多様な能力の学生に対応し、コミュニケーション能力等のスキルを涵養している。1 年次の『フレッシュマン・イングリッシュ』は 4 種類のクラスを設けているが、その評価も兼ね、学生の英語能力を客観的に把握するため、平成 17 年度から英語運用能力テスト(業者テスト)を実施した。初年度は TOEIC、TOEFL など外部英語検定試験のスキルアップを目標とした検定対策英語クラスで実施し、18 年度は 1 年次生全員に実施した。担当教員へはクラスの成績を、学生にはスコアレポート(語彙・文法・リーディング・リスニングの配点)を配付している。

2 年次の『インターミディエイト・イングリッシュ』の「目的別クラス選択制」は英語運用能力テストの成績と希望クラスの調査から 3 種類のクラス編成を行っている。この制度について平成 18 年度にアンケート調査を実施した結果、90.3%が「良い」と回答しており、英語学習へのモチベーションを高めるといふ当初の目的は達成していると考えている。

『アドバンスト・イングリッシュ』は、法・経済・商学部の 3 年次生の選択科目として開講されている。授業内容は「アカデミック・イングリッシュ」と呼ばれる学術的に必要な英語学習など幅広く実施しており、英語に対するモチベーションを持つ学生が集まっていることもあって、学習効果があがっている。

また、平成 17 年度から毎年外国語講師の増員をはかり(17 年度 26 人、18 年度 25 人、19 年度 27 人)少人数クラスを拡充しており、教育効果は高まっている。なお、外国語講師の増員により、非常勤講師が担当するコマ数も減少している(18 年度 11,700 コマ、19 年度 10,464 コマ)。しかしながら、多くの学生を擁する本学としては、依然として非常勤講師に依存せざるを得ない状況もあるため、毎年 3 月に外国語科目の非常勤講師全員を招いて懇談会を開催し、本学の外国語教育に対する理念と方針を理解していただき、それに基づいた教育を実施していただくよう要請している。これは、本学としての責任ある外国語教育を実施するために一定の効果があるものと評価している。

**(c) 保健体育科目**

「保健体育科目」では、施設、用具が十分に使用できるように、時間割としては月曜日から金曜日の 1 限から 4 限まですべての時限を使って行っている。そのため、スポーツ科学部の専門教育科目の授業との調整をはかりながら時間割と種目を編成している。また、種目によって異なるが、授業は 30 人から 50 人のクラスに分け十分に運動ができるように設定している。

前・後期の第一週目はオリエンテーションを行っており、そこでは、選択種目の割り振り、保健コースへ移動するものの確認、さらには教員相互の評価方法や安全性の確認等を行っている。各授業に対する満足度については、毎年行っている授業アンケートからも高い結果が表れている。

**(d) 運用面での点検・評価**

「外国語科目」および「保健体育科目」については、時間割編成に配慮し、さらに科目登録前にクラス人数を調整し適正化を図っている。総合教養科目は、理学部、医学部医学科のみに開講されている一部の科目を除き、大多数の科目が選択科目である。したがって、原則としては全学部の学生が自由に希望する科目を履修することができる。平成 19 年度は、開講コマ数 530 に対して、延べ 87,004 人(理学部、医学部医学科のみに開講されている科目を除く)の登録者数である。1 コマ当たりの登録者数の平均は 164 人であるが、特定の科目や時限に登録者が集中することがあり、かなり

## II. 大学 学士課程の教育内容・方法等

ばらつきが起こる。平成5年11月に提出された「福岡大学基本計画委員会報告書」では、「通常の講義形式の場合、200人前後が許容される範囲」としている。これに沿って、総合教養科目の登録者が200人程度に納まるよう、登録者が集中する恐れがある科目や担当者については様々な科目登録制限を行っている。科目登録制限の実施については、学生の自由な登録を一部制約することにもなるが、これを実施しなければ登録者400人以上の多人数クラスが数多く発生することになる。

なお、このほかエクステンションセンターでは、「共創型学習プログラム」を実施している。これは、問題発見、企画から制作、提案までの過程を実践的に体験することにより、受講者の観察力、創造力、コミュニケーション力を大きく向上させており、専門教育科目では実現しにくい成果をあげていることは評価できる。しかし、正課外の教育プログラムであるため、教養教育上の位置付けは現在ない。

### 【改革・改善策】

本学の教養教育をさらに発展させ充実するためには以下の改革・改善を検討する。

#### (a) 総合教養科目

「教養ゼミ」については受講要望者が多いため、現在抽選や先着順で登録制限をしている。平成19年度からのWeb履修登録の導入によって、システム上では「先着順」は適切とはいえないので、システムの改修を含めて何らかの新たな方策を検討しなければならない。学生の希望に応えるために、担当科目や開講数の増加を検討する。また、現在開講している「教養ゼミ」27科目35コマのうち「自然系列科目」は2コマしか開講していないので、3系列をバランスよく開講できるよう検討する。

「総合系列科目」については、前述のとおり充実しているが「現代社会を理解する科目」として、新規科目の開拓も視野に入れ、常にその内容を検証し改善してゆく必要がある。そのためには授業アンケートの結果を確実に検証し、学生との懇談会等を通じた学生からの意見聴取も必要である。また、それらの結果を踏まえて、授業の担当者会議を定期的実施し、さらなる授業改善に取り組む。

#### (b) 外国語科目

英語は「目的別クラス選択制」を導入しているが、アンケート調査から、一部とはいえ「担当教員が目的別クラスに応じた教育を厳密に実施していない」など、学生からの不満がある。この点については、今後担当教員に周知徹底をはかり改善する。

また、学生の能力と希望によってクラス分けを行っているため、学生が希望しないクラスに振り分けられることもあり、それが不満の一因ともなっているため対策を検討する。

目的別クラスは少人数教育を実践しているが、再履修者に対しても別クラスを設けて授業を実施している。しかし、通常のクラスの少人数化を維持するため、再履修クラスは担当教員数の制約から多人数クラスとならざるを得ない。特に今年度はWeb履修登録の稼動にあわせ、再履修対象者全員をシステムで事前登録したため、見かけ上の登録者は非常に多く出席者する学生が少ないクラスが発生したが、平成20年度以降は、1・2年次生の再履修クラス数を増加し、クラス当たりの登録者数を減らす方向で検討している。

また、多くの教員が担当していることから、成績評価の公平性について学生から指摘されているが、平成19年度からのGPAの導入により改善が期待できる。今後は、教員の意識の向上にも努める。

## Ⅱ. 大学 学士課程の教育内容・方法等

『アドバンスト・イングリッシュ』については、現在のクラスより高いレベルの教育をめざしており、TOEIC、TOEFL など高得点の取得を視野に入れた教育なども計画している。

授業のための施設設備の整備については、現在、CALL(Computer Assisted Language Learning) 教室 2 教室、LL 教室が 1 教室設置されているが、LL 教室を CALL 教室へ改修し、e-learning 語学教材を用いて学習効率と効果の高い教育をめざす。

第二外国語科目の登録者数は、平成 12 年度には法・経済・商学部の学生の 79% が登録していたが、平成 19 年度は 50% まで漸減してきている。この状況を踏まえ、全学的に第二外国語の重要性を認識させるとともに、具体的な対応策を各第二外国語担当者において検討している。

### (c) 保健体育科目

「保健体育科目」は、各学部等で実施する授業アンケートとは別に、授業に期待する内容、施設、用具、受講人数、選択種目等に関するアンケートを平成 14 年度に実施し、その結果に基づいて改善を行ってきた。同様に、再度新たなアンケートを実施して学生の意見を聴取し、さらに改善をはかることを検討している。

実技実習の授業では、場所が講義棟から離れているため移動に時間がかかり、また着替えも必要であることから、次の授業に支障がないよう、移動時間や更衣時間の確保に配慮する。大学全体として授業開始時刻を早める、あるいは休み時間を長めにする、または授業時間帯を調整するなどの措置が必要であろう。

保健コースの授業は 2 コマ開講しているが、必修科目等と重なり受講できない学生がいる。継続して検討する。

### (d) その他

現在、本学においても学生の学力や社会人基礎力の低下が問題となっている。今後、全学に提供する共通教育科目においても、リメディアル教育や導入教育として必要とされる教育内容について検討する段階にきている。これらの教育に関して、その単位化や正規科目化の妥当性については、各学部と連携して必要な対応をはかりたい。

## ②カリキュラムにおける高・大の接続

### 【現状の説明】

後期中等教育から高等教育への円滑な移行のための入学後の導入教育は、各学部の専門教育の一環として種々の取組みを行っている(各学部については該当部分を参照)。

一方、全学的な取組みとしては、高等学校の生徒に対して大学進学への関心と意欲とを向上させ、大学での学びを体験させ、高等教育へ誘う取組みとして平成 18 年度から高大連携事業「福岡大学で学ぶ」を実施している。全学の講義担当者から高校生の受講を認める授業を募集し、近隣の高等学校に案内して、高等学校長の承認を得た高校生に受講の機会を与えている。

### 【点検・評価】

高大連携事業「福岡大学で学ぶ」は、18 年度 20 科目、19 年度 38 科目をそれぞれ各高等学校に案内したが、受講生は 18 年度 12 人、19 年度は 1 人とどまっている。高等学校の授業時間との関係が障害になっており、一般の高校生は商学部第二部(夜間)開講の講義や休暇中の集中講義でなければ実質的に受講できない。また、単位制高校の生徒は時間的には可能でありながらこれも受講者は少ない。開講時間の問題のほか、開設科目と生徒の関心との相違、さらには本学では制度が未整備であるために高校生に対しては単位を認定しておらず、高校の単位にはなるものの大学進学後の

## II. 大学 学士課程の教育内容・方法等

メリットがないことなどが、受講者が少ない原因としてあげられる。

### 【改革・改善策】

高大連携事業「福岡大学で学ぶ」については、商学部第二部の開講時間帯を中心に科目を増強すること、大学進学後に単位として認定されるような制度の整備を検討する。

### ③インターンシップ、ボランティア

#### (a) 学生サポーター制度

#### 【現状の説明】

本学の「学生サポーター制度」は、大学が推進する地域貢献の具体化や、大学生の資質能力のさらなる向上、福岡市の学校教育活性化への協力を目的として平成 17 年度から始まった。福岡市教育委員会からの要請により平成 16 年 12 月 1 日に福岡市との間で協定が結ばれ、平成 17 年度から学生の派遣を開始した。具体的には大学から派遣する学生が、福岡市立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・養護学校等で授業の補助や部活動の支援、休み時間の遊びや本の読み聞かせなど、さまざまな教育活動の支援を行うものである。

派遣対象の学生としては、教職課程履修者を主としているがそれ以外の学生も可能である。派遣実績として平成 17 年度は 74 人(人文学部 19 人、法学部 8 人、経済学部 19 人、商学部(含商学部第二部)6 人、理学部 8 人、スポーツ科学部 9 人、大学院生 1 人、科目等履修生 4 人)である。平成 18 年度は 50 人(人文学部 13 人、法学部 5 人、経済学部 5 人、商学部 6 人、理学部 8 人、スポーツ科学部 10 人、科目等履修生 1 人、大学院生 2 人)である。平成 19 年度は前期のみで 19 人(人文学部 5 人、法学部 5 人、経済学部 1 人、商学部 1 人、理学部 2 人、スポーツ科学部 2 人、科目等履修生 1 人、大学院生 2 人)である。教員となるためのインターンシップという意味もあり、教職課程を履修している学生に対して積極的に参加するよう働きかけている。

なお、インターンシップについては、9. 学生生活 就職進路指導の項(インターンシッププログラム)に記述している。

#### 【点検・評価】

「学生サポーター制度」は教員を目指す学生にとって明確な未来像を描く手がかりとなり、意識向上に役立つので、本学では積極的に参加するように働きかけている。しかし、初年度 74 人いた派遣学生数は 3 年間で半減した。学生にとってはまさにボランティアであり、教員採用の際の要件でもなく、選考時における評価のメリットが確約されている訳でもない。そのために参加者が減少してきたものと思われる。しかし派遣した学生の多くは派遣先から高く評価されており、また学生も参加したことに大きな意義を感じている。

### 【改革・改善策】

「学生サポーター制度」は福岡市教育委員会が運営しているので、その制度を変えることは難しいが、学生サポーター経験者の教員採用数が増加すれば希望者が増えることは間違いのない。この体験は真に教員希望の学生にとって大変有益であるので、さらに情宣方法を工夫し希望者を増やしていくことや、新たな科目として単位を認定することを検討する。

### ④授業形態と単位との関係

#### 【現状の説明】

本学では、原則として全学部共通に 1 時限 90 分、15 回の授業(定期試験の 1 回を含む)をもって、講義および演習については 2 単位、実験・実習・実技および共通教育の外国語学科目については 1

## Ⅱ. 大学 学士課程の教育内容・方法等

単位と定めている。医学部医学科は共通教育科目と基礎教育科目、および第1学年の専門教育科目については同上の単位制をとり、第2学年からは時間制をとっている。また、海外での語学研修や、企業等でのインターンシップも単位化している。

本学では、平成16年度から前後期それぞれ14回の授業回数を確保することとし、休講により授業がなされなかった場合は補講を行うことを原則としている。

### 【点検・評価】

全学的に原則に則って授業の実施と単位認定が行われているが、一部の学部で非常勤講師による集中講義を、諸般の事情から90分7回の授業をもって1単位として運用しているものがある。また、一部の学部では海外研修やインターンシップを単位化しているが、授業に相当する時間数と認定する単位数についてはそれぞれの学部の判断に委ねており、全学的な統一基準はない。

授業回数14回を確保するために、学年暦の調整や振替授業日を設けて対応している。月曜日の振替休日が多い年などは、学事の多い中で振替授業日を確保することがかなり困難な状況である。なお、休講による補講の実施率は平成17年度37.1%、平成18年度は40.4%であった。授業回数の確保は教育の質の保証にかかわるとともに学生に対する義務でもあり、さらなる補講の実施率向上が望まれる。また、授業回数14回の確保はスケジュールの確保と緊急時の対応に困難をきたす面があるが、逆に14回の授業を確保していることで、麻疹(はしか)の流行などにより補講が不可能なやむを得ない休講に対しても、教員が授業内容を調整することにより授業を完了させることが可能になっているという面もある。

平成19年度から本学では情報化推進事業の一環として授業支援システムを導入し、授業時間以外でも学生と教員のコミュニケーションがはかれるようになった。教員のオフィス・アワーの検索はもちろん、Web上で意見交換や課題の提示・提出、小テストなどができるようになった。授業時間に限らず受講者へのきめの細かい指導が可能になったことは評価できる。また、出席管理システムの導入によって、学生の大学生活の自己管理に対する支援が強化されることになった。多人数クラスにおいても以前より欠席者・遅刻者が減少し、明らかに学生の主体的な授業への参加の意欲が出てきている。

### 【改革・改善策】

講義回数と単位数の原則に外れる授業科目については是正を検討する。海外研修やインターンシップ等の単位認定については、全学的な統一基準を定める。

また、授業回数の確保は最優先の課題になっているが、多くの学内行事があるなかで、学年暦を見直すことはほぼ不可能である。平成5年以降、商学部第二部を除いて土曜日は授業を行っていないが、月曜日の振替休日導入等の影響もあり土曜日を補講日にあてなければならなくなった。今後引き続き授業回数の確保をはかるためには、補講の実施を徹底し、土曜日の授業の復活、あるいは月曜日振替休日における授業の実施等の対応を検討する。

## ⑤単位互換、単位認定等

### 【現状の説明】

#### (単位互換、単位認定方法)

高等教育における学び方や入学形態の多様化にともない、本学でも他大学や短期大学・専修学校等からの編転入や学士入学等を実施している。これらの制度による入学者に対しては、学則第34条の3以降の規程および教務委員会が定める「単位換算認定基準」に従い、大学・短期大学および

## II. 大学 学士課程の教育内容・方法等

大学以外の教育施設等における学修について単位を認定している。

本人からの申請に基づき教授会で既修得単位を認定するが、共通教育科目については教務委員会の議を経て認定することにより全学的な共通性を保っている。平成 18 年度の編・転・学士入学者およびその他の入学者で既修得単位の認定を受けた者は 56 人であった。

なお、国際化の進展につれて在学中に海外留学する学生も少なくないが、本学の海外協定校については、協定校で履修した科目を本学の教員が評価して単位を認定している。協定等に基づく他大学等との単位互換の制度はない。

### 【点検・評価】

編転入にともなう既修得単位の本学設置科目への単位換算は、既修得科目の内容を確認した上で、入学した学部学科のカリキュラムに対応する科目に限って個別に認定している。また、入学後の教育効果を考慮し、各学部で学び直すことが必要と判断する場合には認定しないなど、厳密な運用を行っている。同様の趣旨から各学部で認定単位数に上限を設け(最大 60 単位)、安易に卒業することがないようにしている。単位認定にあたっては、教務委員会に先立って開催される単位換算調整会議で、個々の科目の内容にまで踏み込んで科目ごとの対応を確認し、厳密な認定作業を行っていることは評価できる。

### 【改革・改善策】

編転入における厳密な単位認定作業は不可欠であるが、学士入学では、多くの場合その目的は専門教育にあると考えられる。学士入学の趣旨からいえば、専門教育に影響を与えない限り、共通教育科目については卒業要件単位を一括して認定し、専門教育科目の学習に注力できるようにすることが望ましいとも考えられる。教育効果等、受入れ学部の意向を尊重しながら検討を進める。

## ⑥生涯学習への対応

### 【現状の説明】

これからの社会においては、生涯学習への期待は大きいと考えられる。教養レベルから専門的再教育レベルまで多種多様なニーズが存在し、その学習形態も正規の学生として体系的に学習するものから自分の求めるものをピンポイントで学習するものまで多様である。本学においては、夜間に履修することができる学部として商学部第二部商学科を設置しているが、その他の学部においても科目等履修生の制度などを含めて、正課授業に積極的に社会人を受け入れている。

また、平成 13 年に開設したエクステンションセンターにおいては、単位の認定はないが、学部教育をもとにした社会人教育プログラムを提供している。これ以外にも、幼稚園児から高齢者まで様々な生涯学習ニーズに応えるべく、本学の人的・物的資源を活用して公開講座「福岡大学市民カレッジ」を開講し、各種の講座を提供している。平成 18 年度は 37 講座を開講し、1,583 人(延べ 7,413 人)が受講した。なお、年少者に対しては、スポーツ科学部の教員が中心となり各種の競技種目を網羅したキッズ・スポーツプログラムも実施している。

### 【点検・評価】

エクステンションセンターでは、提供する講座を具体化するに当たっては、研究成果の還元ではなく、教育プログラムを提供することを意識した企画をしている。同時に、受講者のニーズをくみ取りつつ、本学らしさを出すことに腐心している。

運営に当たっては、センタースタッフによる講座のチェックと授業アンケートを行い、常に講座の質と受講者の満足度を向上するための努力をしている。結果として、講座受講者の満足度、評価

ともに高い。

エクステンションセンターは、生涯学習事業の多くを担っているが、専用教室がなく、施設設備面での制約があるために、現状より講座数を増やすことや、新たな形態の講座などを企画・開設することができない。また、エクステンションセンターの講座を担当している本学教員に対する評価や、負担の軽減への配慮がないことなどから、講座の担当を依頼することが困難になっている。

### 【改革・改善策】

生涯学習社会と捉えられている現代において、大学が果たす役割は大きい。エクステンションセンターでは、これまでも社会のニーズに応えつつ、価値ある教育プログラムとして生涯学習の機会を提供してきた。今後、今以上に充実したプログラムを提供していくために、専用教室の設置、施設設備の改善、ならびに担当教員に対する負担軽減措置や評価について検討する。

### ⑦正課外教育

#### 【現状の説明】

正課外の教育については、その性格から基本的には各学部ではなく、学生部やエクステンションセンターが所管して実施しているものが多い。しかし、医学部、薬学部など国家試験の合格を直近の目標とした学部においては、国家試験対策講座を開講し、正課授業を補完している。本学ではこれまで、薬剤師国家試験において全国1位の合格率をあげるなどの成果をあげている。

#### (a) 学生部所管の活動

本学の正課外の教育として、学友会のスポーツおよび文化活動は、きわめて活発に行われている。大学公認の部活動として体育部会および文化部会に所属するクラブがあり、さらに同好会・愛好会など多くの団体が活動している。これらの活動を学生部が指導・支援している(これらについては(4)課外活動で触れている)。

このほかの学生部主催の正課外教育としては、夏期セミナー、野外教育キャンプ、懸賞論文、普通救命講習会、交通安全セミナー、学生チャレンジプロジェクトなどを実施している。

夏期セミナーは1~4年次生(医学部は1~5年生)を対象とし、北海道という広大なフィールドを舞台に学生自らが企画したことを体験する課外教育プログラムである。現代社会が抱える様々な問題を認識し、個人と社会あるいは人間と自然との共生を目指すことのできる有為な人材を育成することを目的としている。平成19年度は57人の応募があり、書類選考・面接を経て20人の学生が選ばれ、8月20日から9月2日の14日間の行事に参加した。

野外教育キャンプは①人工的な生活を捨て自然の中での生活を体験する②集団生活の意義を体得する③自然の美しさ大切さを認識する、などを目的として毎年5月に大分県九重町のやまなみ荘キャンプ場において1泊2日で実施している。グループで協力して食事を作り、寝袋を使いテントで就寝するなどの野外活動を行う。

懸賞論文は、「現代を考える」をテーマに、現代社会に内在する様々な問題を学生一人ひとりの視点から論題として自由に採り上げ、自らの考えや意見を深く論じ、文章表現力、論理的思考力を養うものである。本学の学生および大学院生を対象に、優秀作1編に奨励金10万円、佳作4編に奨励金5万円を授与している。平成18年度は10編の応募があり、優秀作1編、佳作3編を選考、表彰した。

普通救命講習会は、時間と場所を問わず様々な活動を行う学生に対して、危機管理の意識を持たせ、有事の際に人工呼吸などの救急救命活動を行える知識を持ってもらうプログラムである。毎年



## II. 大学 学士課程の教育内容・方法等

6月の土曜日に地元消防署の協力を得て実施している。19年度は86人の参加があった。

交通安全セミナーは、多くの学生が日常的に自動車やバイク、自転車を利用している昨今、交通事故に遭わない、起さないという認識を今一度学生に喚起するプログラムである。11月もしくは12月の土曜日に地元警察署の担当者を招いて実施している。内容は悲惨な事故を取り上げたビデオ上映と講話である。平成19年度は524人の学生が参加している。

学生チャレンジプロジェクトは、福大生ステップアッププログラムの一環として実施しているものであり、学生が自由な発想から企画した独自の自主的なプロジェクトを、審査委員会による審査・採択を経て実施し、大学が活動資金面で支援する制度である。プロジェクトは身近なキャンパスライフに関するものから、地域問題、環境問題、福祉、文化、学術、政治経済等自発的・自主的なものであればジャンルを問わない。助成金は1件50万円を限度とし、総額で200万円を予算措置している。平成17年度から開始したが、初年度は応募数23件に対して4件、平成18年度は応募数11件に対し4件、平成19年度は応募数7件に対し3件をそれぞれ採択した。

### 【点検・評価】

夏期セミナーは、2週間という長期の研修期間の中で現代社会の抱える諸問題に触れて考えるとともに、集団行動や人との触れ合いを通じて人格形成を行う機会として実施している。参加した学生のレポートなどから、十分にその狙いが達成されていることが確認されており、高く評価することができる。

野外教育キャンプは、平成19年度において6月9～10日に実施を予定し、185名の参加申込があったが、麻疹発症に伴う理学部および薬学部の学生の登学禁止期間と重なったため、残念ながらその実施を見送った。

懸賞論文は、質の高い論文の応募が少ないという現状がある。論文作成能力を向上させるには、正課教育などとの連携も必要である。

普通救命講習会は、毎年、学友会のクラブに所属する学生を中心に実施している。事故やけがの多い体育系のサークルはもちろん、幅広く学生に呼びかけを行い、多くの学生が参加している。幸いに現在までこの講習が役立つ事態には遭遇していないが、学生の危機対応意識や能力向上に役立っていることは明らかである。

交通安全セミナーは、毎年開催しているもので、学生本人の運転マナーを考える良い機会になっている。しかし、実施後の感想や意識の変化を調査しておらず、セミナーをより効果的に実施するための対応・努力が十分でないのが問題である。

学生チャレンジプロジェクトは、プロジェクトの選考を、①教育的効果、②人間形成への影響度、③独自性、④公益性、⑤実現可能性等の視点から総合的に行っている。採択されたプロジェクトには9月上旬の中間報告会での報告が課され、12月下旬には最終報告会が実施される。中間報告会で指摘された項目は、それ以降のプロジェクトの実行段階で修正・改善することが求められる。

しかし、応募するプロジェクトの計画の中には、趣旨を理解せず、通常の活動に対する資金助成を得ようとするもの、自発性や独自性に欠けるものが見受けられる。

### 【改革・改善策】

これらの正課外活動をさらに有効なものとするため、以下の改革・改善を行う。

今年度の夏期セミナーは、開催地を北海道(昨年度までは屋久島・鹿児島)に変更し実施した。今回の反省を整理したうえで、来年度参加者の意向を反映し実施計画の軌道修正を行う。

## Ⅱ. 大学 学士課程の教育内容・方法等

野外教育キャンプは、施設や設備を考慮した最適な人数を設定するなどして、より意義深いキャンプにする必要がある。また、野外生活の経験が乏しい学生に対しては、あらかじめ野外生活の注意点や野外生活のコツなどの講話を実施し、より充実したものにする。

懸賞論文は、各学部やエクステンションセンター、図書館、就職・進路支援センターなどで実施されている各種の論文や文章作成の指導と連携し、これらの成果を生かして懸賞論文に誘導・応募させるような仕組みの構築を検討する。

普通救命講習会は、危機管理体制の強化をはかるために、今後は職員が指導講習会を受講し、必要に応じて学内でいつでも学生に救命法を指導できるように体制を整える。

学生チャレンジプロジェクトは、運用開始から本年度で3年目を迎えるが、応募数が毎年減少し、内容も重複したものが見られるようになった。今後、ユニークで優れたプランが多数応募されるよう、掲示、看板、チラシ、Webサイト掲載等、広報活動の強化に努める。

### (b) エクステンションセンター所管の活動

#### 【現状の説明】

平成13年にエクステンションセンターを開設し、それまでの就職課による正課外教育プログラムをセンターに移管し拡充してきた。税理士などの難関試験、公務員、教員採用試験へ挑戦する在学生の対策支援講座を始めとして、学生それぞれが進路を切り開くための資格取得やスキルアップのための多彩なプログラムを提供している。社会人として必要なスキルを取得できる講座（簿記講座、コンピュータスキル：MOS講座、英語力養成：TOEIC講座など）を中心に展開しているが、このほかにも正課授業を補完発展させる学習プログラムや共創型学習プログラム（正課授業では実現しにくい30人規模の学生参加型ワークショップ形式の学習プログラム）を提供している。特に共創型学習プログラムでは、企業から提供されたテーマをもとに、企画制作を実体的に行っており、正課授業に加えて、職業人として自立する契機を提供している。平成18年度は87講座を開講し3,566人が受講した。

#### 【点検・評価】

正課外教育プログラムを提供するに当たっては、本学の正課教育に合わせたカリキュラムを構築し、授業アンケートを実施して、講座の質の向上に努めている。その結果、受講者の満足度も高く、ほとんどの試験対策講座では全国平均を上回る合格率を上げている。

また、「共創型学習プログラム」では、企業や地域社会が求める能力、観察力、創造力、コミュニケーション力を向上させるとともに、学生に職業に対するイメージをより具体的に持たせることによって、インターンシップにも匹敵する学習効果を上げている。

エクステンションセンターでは、本学在学生のニーズをくみ取り、社会状況を勘案しながら、正課教育との相乗効果を上げるための様々な施策を行ってきた。その結果として、各種資格取得試験においては多くの合格者を輩出し、職業人として自立した社会人となる契機を提供することができた。

しかしながら、これら正課外教育プログラムを担当するエクステンションセンターには、ワークショップ形式等による新しい授業形態に適した少人数規模の専用教室がなく、施設・設備面での制約があるために、正課授業に対する補完や発展のための学習を進めにくい状況がある。

#### 【改革・改善策】

正課外教育プログラムを展開していくにあたっては、今後もこの態勢を堅持し、在学生の進路支

## II. 大学 学士課程の教育内容・方法等

援ひいては大学の評価を高めるために、さらに各学部や他のセンターとの連携を強化し、正課外教育プログラムを充実させていく取組みを行う。

反面で、難関試験といわれる公認会計士試験、税理士試験、国家公務員 I 種試験などに挑戦する学生が減少してきている。プロフェッショナル人材の育成に向けて、各学部や就職・進路支援センターと連携し、志願者増につながる取組みを検討する。

また、施設設備面では専用教室の整備や新たな形態の授業を行える設備の改善、充実について検討する。

### (2) 教育方法等

#### ① 教育効果の測定

##### 【現状の説明】

(教育効果の測定方法、測定方法に対する教員間の合意、測定方法の有効性を検証する仕組み、学生の進路状況)

本学では授業効果の測定方法として、平成 15(2003)年度後期から全学的に実施した授業アンケートや平成 17 年度に導入したミニッツ・ペーパーがあげられる。

ミニッツ・ペーパーについては個々の担当者が授業の進め方の測定、授業改善、出欠調査等に活用している。

共通教育センターでは授業改善をさらに推し進めるため、平成 17 年度から「総合教養科目授業アンケート実施要領」を作成し、センター委員で構成するワーキング・グループ(以下「WG」という。)を立ち上げ、このWGを中心に従来から実施していた授業アンケートの設問項目等の見直しに着手した。見直しに際しては、平成 18 年度から学内の社会学および統計学の専門家を専門委員として委嘱し、WGにも加わってもらっている。また、広く総合教養科目の担当者からも系列代表者会議を介して意見を聴きアンケートを作成した。アンケートの実施に際しては多くの担当者からの協力を得ている。平成 18 年度新規事業として実施したため、遅れ気味ではあったが、各担当者には授業改善に役立ててもらうためアンケート結果を送付した。次いで、年度末には全体分析を終了して報告書を作成し、本学専任の教育職員およびアンケートを実施した非常勤の教育職員に送付した。平成 19 年度は 9 月 25 日に前年度と比較できる形式で結果を担当者に送付した。現在、全体分析を急いでいる。なお、「総合系列科目」「教養ゼミ」については従来センターで作成しているアンケートを実施し、グループウェアにも結果を公開している。

なお、卒業生の進路状況については、9. 学生生活 就職進路指導の項で記述している。

##### 【点検・評価】

学生に対する授業アンケートについては、各学部および教育関連の共通教育センター、言語教育研究センターにおいて個別に実施しているものの、全学統一的な教育効果の測定は行っていない。

共通教育センターでは、上記「総合教養科目」の授業アンケートを実施し、授業改善のための効果的な分析を試みた。効果的な分析を行うには、その作業に対する労力、時間、経費がかかる。また本学で実施されている大部分の授業アンケートが授業最終日に実施されるため、当該授業に対してフィードバックはできない。

授業アンケートと比較してミニッツ・ペーパーは、担当者個人のペースで気軽にいつでも実施でき、当該授業に対してタイムリーに授業の進め方等授業改善のフィードバックができる利点がある。

このミニッツ・ペーパーは、従来から担当者がそれぞれ工夫して個人的に利用していたものであるが、実態は把握されていない。平成 17 年度に様式を定めて全学的に提供し、推奨したことに意義があるが、十分に活用されているとはいえない。

### 【改革・改善策】

教育効果の測定に関する改革・改善策として、現在各学部、各センターで実施されている授業アンケートを更に生かしていく必要がある。多角的に分析し授業改善のためにフィードバックするとともに過年度と比較し、その効果を確認する。また、ミニッツ・ペーパーについては、その利点を理解し活用を促進していく。

その他、授業アンケートやミニッツ・ペーパー以外の教育効果の測定手法を新たに開発し、実施することを検討する。

### ② 厳格な成績評価の仕組み

#### 【現状の説明】

##### (成績評価法・評価基準、厳格な成績評価を行う仕組み)

本学では、実習・演習科目など教務委員会で認められた一部の科目を除き、原則としてすべての科目で定期試験を実施し、成績評価を行うことになっている。ただし、最終的な成績評価は授業担当教員の判断に委ねられている。各科目の成績評価方法についてはシラバスに記載しているが、一部の学部を除き、各担当者の成績評価結果の分布は公表されていない。

平成 19 年度から新たな学務系システムの稼働にともない、学生の成績通知書に GPA の付記を開始した。また、同時に出席管理システムを導入し、ほぼ全ての教室等で受講者の出欠および遅刻の状況が把握できるようになった。出席状況を成績評価に利用するかどうかは授業担当者にゆだねられているが、出席データを容易に収集・管理できる仕組みを整備し、これまで困難であった多人数クラスでの出席状況把握も容易にできるようになった。

#### 【点検・評価】

全学の教職員の協力によって実施している本学の厳格な定期試験制度は、成績評価の厳格さを担保するために一定の役割を担っている。ただし、成績の評価は試験の結果のみではなく、担当者によってその他の要素を取り入れることができるので、最終的な評価の恣意性を完全に排除することはできない。FD 活動としての厳格な成績評価への取組みも、現在のところ各担当教員の裁量権との関係から成績評価にまでは踏み込めないでいる。そのため依然として、いわゆる「楽勝科目」が存在するなど、科目や担当者による成績評価の大きな差が存在している。特に担当者を選べない必修科目や外国語科目などにおいて、担当者による評価の違いがあることは、学生にとって不公平感を禁じえないし、教員、ひいては本学の教育システムに対する不信感を抱かせることにもなっている。

成績評価の厳格さと公正さは担保されなければならないが、本学ではこれを担保する仕組みはまだ十分とはいえない。今年度から学生の成績表に GPA を付記することになり、成績評価の厳密さは一層要求されることになる。一部の学部では各科目の評価結果を学部内で公開している。

出席管理システムの導入は、学生の学力や人間力の低下を背景として、学生の自己管理を支援することを目的としたものではあるが、多人数クラスの担当教員が学生の出席状況を容易に把握、利用できることで、遅刻や欠席する学生が大幅に減少するという副次的な効果があった。これは授業を実質化し、受講生を真面目に勉学に向かわせる意味で大変有効である。以前のデータがないため

## II. 大学 学士課程の教育内容・方法等

導入前後の正確な比較は不可能であるが、多くの教員の印象では明らかに欠席者が減ったとされている。また、出席者のほぼ9割は授業開始前に教室に入室しており、遅刻も減少していることが確認されている。

### 【改革・改善策】

GPAの導入を機に、科目ごと担当者ごとの成績評価の実態を内部で公開して検証すれば、成績評価はこれまでよりさらに厳格・公正に行われる。GPAは、その利用を各学部やセンターに委ねるという条件で導入した経緯があり、全学的な活用は必ずしも進んでいない。しかし、成績評価の厳格化に果たす役割は大きいと考えられるので、教員の意識の共有をはかり、活用を推進する。

共通教育の外国語科目等、異なる担当者によって複数開講されている科目については、共通のシラバスによって同じ内容の授業を実施し、共通の試験問題を課して評価するなどの改善策を検討する。また、担当者の裁量に委ねられている成績評価に一定のガイドラインを設け、学部やセンターごとに評価方法および評価基準をある程度統一することを検討する。

なお、現在、成績評価に関する学生からの問い合わせ対応を制度化する作業を行っている。また、各学部・センター等にクレームコミッティを設置する検討も進めている。成績評価の厳格さを担保する制度として実現したい。

出席管理システムに対する学生・教員の理解は双方ともまだ十分ではなく、必ずしも有効に活用されているとはいえない。導入の意義について理解を深めるとともに有効に活用するために活用事例を共有できるようにする。また稼働によってその必要が判明したシステムの改修・改善を速やかに行う。学生の遅刻が減ったことにより、学生からは一部の授業担当者の授業開始が遅いことが指摘されている。今後は授業を時間通りに始めるよう、教員に理解と協力を求める。

### ③教育改善への組織的取り組み

#### 【現状の説明】

#### （教育指導方法を改善する措置、学生による授業評価、FD活動への組織的取組み）

本学では平成13年に発足したFD推進委員会(教学担当副学長を委員長とし、各学部長、教務部長、学生部長、共通教育センター長、言語教育研究センター長、教務部事務部長、および学長が指名した教員で構成される)が中心となって教育改善の取組みを行っている。全学的組織としての教務委員会・共通教育センター・言語教育研究センターおよび各学部でもそれぞれ教育改善に向けての取組みを行っている。

また、本学では平成14年度から情報化推進事業の一環として学生教育生活支援分野の情報システム再構築を行ってきたが、平成19年度から新たな学務系システムを本格稼働させた。ポータルシステムを介して、快適で魅力ある勉学環境の提供を支援するシステムである。Web授業支援システム、Webオフィス・アワーおよび教員プロフィール公開、Web休講補講システム、授業出席管理システム、Web履修登録システム、Webシラバスシステム、Webアンケートの各システムで構成されている。これらのシステムを活用して、よりきめの細かい教育への支援を強化している。

#### 【点検・評価】

FD推進委員会では平成14年度から学生対象の大学評価アンケートを実施し、平成16年度からは全授業を対象に授業アンケートを実施し、これらの概要を学内外に公表した。平成17年度から授業アンケートは各学部・センターが主体となって実施している。

FD推進委員会が中心となって、平成17年度からPDCAサイクルによって教育改善を進める「教

## II. 大学 学士課程の教育内容・方法等

育マネジメントサイクル活動」を開始した。これに基づいて各学部および教育関連の各センターが組織的・継続的に教育効果を高める取組みを行っている。活動の計画書と報告書は学内外に公表している。平成 19 年 6 月には第 1 回教育マネジメントサイクル活動報告会を開催し、先進的な取組みを展開している共通教育センター・法学部・工学部の 3 事例の報告と、「教育マネジメントサイクル活動の深化－さらなる教育力の向上をめざして－」と題したパネルディスカッションを行い、全学的取組みの深化をはかっている。これにより、学内での理解が深められ、各学部・センター等での教育改善の取組みの実質化への意識がさらに向上した。

F D 推進委員会では教務委員会との共催で F D 講演会を開催しているほか、各学部・センターでもそれぞれ教育改善のために識者による講演会等を開催している。また、各学部では各種研修会等に教員を派遣し、教育改善に努めている。

なお、特筆すべきは F D 講演会や教育マネジメントサイクル報告会への職員の積極的参加である。特に教育関連部署の職員の多くが F D 活動に関心を寄せ、教員任せではなく、本学の教育改善に積極的に参加し、推進しようとしていることはきわめて高く評価できる。

平成 19 年度から稼動した学務系新システムは、学生の修学に関連する業務のほとんどを担っている。新システムの導入によって、G P A やセメスター、登録撤回制度、後期登録修正制度、出席管理等、これまで導入が困難であった多くのことを可能にした。約 2 万人の学生を擁する本学の教育改善を支える重要な柱として大きな役割を担っている。

### 【改革・改善策】

ユニバーサル段階となった大学の教育改善は、すでに個人的な工夫と努力のみでは対応できなくなってきている。そのために組織的な取組みが必要になっているのであるが、実際に教育を担当する教員個人の人々の意識が大きな鍵になっている。まずは教員の意識改革が必要である。そのためには教育改善への取組みを評価する仕組みを検討する。あわせて、本学の「建学の精神」や「教育研究の理念」に基づいた教育を実践することを全教員が理解しておかなければならない。今後、教授会メンバー全員を対象とする学部毎の研修会の開催や、新任者研修などの新たなプログラムを全学的に検討し実施する。

また、本格的な組織的取組みを行うには、まさに「組織」の整備が必要であり、教育の改善や評価等に関する業務を担当する「教育開発支援センター」（仮称）等の新たな組織の設置と、これに必要な専門職員の配置等を検討する。

学務系システムについては、本格的に稼動したばかりであり、今後の評価に基づいて適切に改善・改修を進める。

### ④授業形態と授業方法の関係

#### 【現状の説明】

#### （授業形態と授業方法の適切性）

講義については教育効果を考慮し適切な受講者数となるように配慮し、毎年度初めには教務委員会において全学の科目の中で受講者数が過大になっているものおよび過小なものについて、クラスの分割や閉講などの対応を行っている。本学では教育効果を考慮し受講者は 1 クラス 200 人以下にするべきであると考えているが、現実には 700 人を超える授業も存在する。過大な授業クラスは全学の学生を対象に提供する総合教養科目と、定員が多い法学部・経済学部・商学部の専門教育科目、およびこれらの学部が他学部学生に関連教育科目として受講を認めている科目である。受講生が少

## II. 大学 学士課程の教育内容・方法等

ない科目は通常の授業科目ではなくゼミナールや課程科目などが多い。受講生が過大および過小になっている科目数は次表のとおりである。

### 総合教養科目

クラス人数	年度	人文科学	社会科学	自然科学	総合系列科目	計
400人以上	H18年度	9	11	6	1	27
	H19年度	10	8	4	3	25
50人未満	H18年度	9	2	3	2	16
	H19年度	11	3	9	1	24

### 専門教育科目（400人以上）

	法学部	経済学部	商学部	教職課程	計
H18年度	11	10	13	0	34
H19年度	15	7	23	1	46

### 専門教育科目（10人未満）

	人文学部	法学部	経済学部	商学部	理学部	工学部	スポーツ 科学部	教職課程	計
H18年度	26	7	30	36	14	9	24	29	175
H19年度	43	8	29	32	3	0	23	32	170

社会の新たな要請や学生の多様な関心に応えるため、社会で活躍する学外者による特別講義や企業や団体が提供する寄付講座、提供講座が主としてオムニバス形式によって実施されるようになった。平成19年度はオムニバスまたは複数の教員が担当する授業科目は全学で167科目開講されている。学外者が担当するオムニバス講義においては、原則として学内の教員によりコーディネートされるか、あるいは本学教員が毎回立ち会うなどして、その講義内容等について大学としての責任を果たすことにしている。

### （マルチメディア教育の導入状況）

マルチメディア機材等を活用した教育は年々拡充されてきている。それにもなつて、平成13年度以降、プロジェクタをはじめとするマルチメディア対応機器設備の整備を毎年進めてきた。各学部が管理する専用教室のほかに、全学共用の教室でも大中小各規模の教室、合計39室に設置して活用されている。平成19年度で一応整備が完了し、量的には全学の授業での利用にほぼ支障がないまでになった。

### 【点検・評価】

授業の受講者数については、教育効果を考慮して特に過大なクラスをなくすよう努めてきた。共通教育センターでは、全学に提供する総合教養科目の受講者数と科目の開講数の調整、および時間割の工夫や学部学科による受講割当などを行って改善に努めてきたことは評価できる。数年前に比較すると明らかに過大クラスは減少したが、それでも依然として解消するまでにはいたっていない。過小クラスについては、学部によって対応がまちまちである。研究内容や競技種目の専門性や特殊性を理由に、ゼミナールなどについては少人数でも開講している学部がある。また教職課程等の課程科目では受講者が1人でも開講せざるを得ない事情がある。

## II. 大学 学士課程の教育内容・方法等

マルチメディア環境は、現在必要な限りでの整備が完了したといえるが、初期に設置したものには一部老朽化・陳腐化がみられ、最新のメディアに対応できないものもでてきている。

### 【改革・改善策】

今後も受講者が多い授業科目は教育効果を考慮し、適切な規模を維持することが必要である。例年多人数クラスとなる科目については、あらかじめ複数のクラスを開設することや、平成 19 年度から開始した Web 履修登録システムにより、登録制限を行うなどのルール化を図っている。

全学的に理想的な授業クラスの上限は 200 人と想定しているが、少なくとも 300 人を超える授業クラスができないようにする必要がある。今年度も 700 人を超える講義が存在しているが、今後受講者数の上限を段階的に減らし、目標値に近づける必要がある。今後段階的に多人数クラスの解消を図る年次計画を作成するが、とりあえず平成 20 年度からは 500 人を超える講義をなくす。

学生の多様なニーズに対応して新たな授業を開設することは望ましいことであるが、安易に学外者に依存することは本学として教育責任を果たす意味から好ましくない。提供講座や寄付講座を含めてその内容と授業の実態については、担当学部やセンターが責任をもって常に検証・評価しなければならない。

なお、マルチメディア環境については、今後とも適切な更新が必要である。さらにこの環境を活用するためには、教材作成の技術的支援の機能を持つ「教育開発支援センター」（仮称）などを設置して組織的に対応することを検討する。

### (3) 国内外における教育研究交流

#### ① 外国人教員の受入れ体制の整備

##### 【現状の説明】

本学では平成 19（2007）年 5 月現在 47 人の外国籍の教員を雇用している。このうち 9 人が期間を定めず雇用している者である。また、非常勤の外国人教員数は 44 人であり、所属学部別内訳は下表のとおりである。

外国人教員数

(人)

学部	人文	法	経済	商	理	工	医	薬	スポーツ科	合計
専任	27	3	3	3		6	2			44
非常勤	32	1	9	2						44
合計	59	4	12	5		6	2			88

※病院の医師 3 人を除く

外国人の外国語講師（人文学部に所属）は平成 19（2007）年度は 16 人を雇用している。英語の担当が主であるが、中国語、朝鮮語の担当者も採用している。雇用期間は 3 年、通算 8 年以内となっている。専任教員の中から 2 人（外国人 1 人）が外国語講師の教育・生活全般について支援・指導・助言等を行っている。

##### 【点検・評価】

本学では、外国人教員の受入れを抑制している訳ではないが、外国語講師以外で専門教育科目を担当する専任の外国人教員は決して多いとはいえない。外国人教員への支援は各学部の同僚の教員が中心となって行っている。情報化推進にともなって新たに稼動した授業支援システムの利用マニュアルなども、教員の協力によって英訳され、外国人教員の利用に供されている。



## II. 大学 学士課程の教育内容・方法等

なお、各学部所属の外国人教員の受入れについては各学部の記述に譲るが、毎年実施している学生の授業アンケートの結果によれば、外国語講師については概ね高い評価を受けている。しかし、外国語講師の中には、日本語能力の問題から学生との間のコミュニケーションが十分でないためにトラブルが生じることがある。

### 【改革・改善策】

教育の観点から、さらなる外国人教員が必要であるかどうかを各学部・センター等で検討する。同時に必要な受入れ支援の強化を検討する。

また、外国語講師の研究室が学内に分散しているので集約化をはかり、学生とのコミュニケーションを支援する方法を言語教育研究センターと人文学部とで協調して検討する。

## (4) 資格・免許状を取得するための教育課程

### ① 教職課程

#### 【現状の説明】

薬学部・医学部医学科以外の 8 学部 29 学科(商学部第二部商学科を含む)に教職課程が設置されている。中学校教諭 1 種免許状 (10 教科：社会・国語・英語・ドイツ語・フランス語・中国語・朝鮮語・数学・理科・保健体育) と高等学校教諭 1 種免許状 (15 教科：地理歴史・公民・国語・英語・ドイツ語・フランス語・中国語・朝鮮語・情報・商業・数学・理科・工業・看護・保健体育)、養護教諭 1 種免許状を受けるための資格取得が可能である(福岡大学学則第 34 条の 5)。

平成 19(2007)年度の教職課程登録者は全学部合計で 2,950 人であり、過去 5 年、3,000 人前後で推移している。毎年、1 年次に 850 人から 970 人程が登録し、全入学者数(薬学部と医学部医学科を除く)の約 2 割に相当する。教育職員免許状取得者は、平成 17 年が 488 人、平成 18 年が 479 人であり、対卒業者割合は 11.8%、12.2%で、過去 5 年間 1 割強で推移している。学校教員への就職状況は、大学届け出分のみで平成 18 年度で現役 34 人、既卒 26 人、合計 60 人(臨時採用者を含む)となっている。少子化の影響による専任教員の採用が減少していたことにもない、卒業後数年間の臨時採用を経て専任教員になるルートを辿る学生が多くなっている。よって、実際には卒業後数年を経て、大学に報告をしないまま教職に就いている者もかなり多いと思われる。

多様な教科を揃え、教職課程登録者も多いことから、本学では教職課程相談室、教職課程資料室を設置し、充実した指導体制を整えている。教育現場での経験の豊富な特任教員 3 人を配置し、科目履修の仕方から教員採用試験に関することまで、教職課程に関するさまざまな指導と助言を通して教員を目指す学生のニーズに対応している。また、本学では正課外講座として、教員講座をエクステンションセンターが開講している。講座の企画運営は特任教員を中心に行っており、教職課程専任教員や校長経験者、地域で教育活動に取り組んでいる社会人など経験豊富な多くの学外者が講師を務め、単なる試験対策だけではない総合的な資質の向上を図るプログラムを組んでいる。

本学大学院人文科学研究科教育・臨床心理専攻では臨床心理センターを開設し、学校適応支援教室「ゆとりあ」を設置しているが、この施設を活用し、教育相談や特別支援教育に関する実践的な教職課程科目(「教科または教職に関する科目」として「特別支援教育」「教育実践演習Ⅰ・Ⅱ」)を設置している(平成 18 年度入学生より適用)。

以上のように、本学の教職課程教育は、教職課程科目の履修だけでなく、教員講座や大学院と連携を図りながら実施しているところに大きな特徴がある。平成 17 年度から「福岡大学 特色ある教

## Ⅱ. 大学 学士課程の教育内容・方法等

育」として「マルチメディアを活用した教職課程教育の充実―夜間大学院・教員講座との連携を重視した教材の開発―」が採択され、教職課程教育に関わる講義や講座、教員相談に関するカウンセリング場面、地域の学校現場における研究授業等を撮影・記録し、マルチメディア教材として利用するための取組みを進めている。

また、平成 19 年度からは、聖徳大学の通信教育を活用した「小学校教諭免許取得支援プログラム」を実施し、小学校教諭 1 種免許状の取得が可能となった。

### 【点検・評価】

総合大学である本学では、多様な教科の教員免許状取得の基礎資格が得られるようになっているが、一人の学生が複数の免許状を取得することが難しい状況にある。教員採用が少ないドイツ語・フランス語については他学科科目履修により英語の教員免許状を取得できる道を開いたが、中国語・朝鮮語については複数免許状の取得を認めていない。他の教科も含め学校現場では複数免許状取得者が望まれている現状があり学生のニーズも高いが、十分に対応できていない。

いじめ・不登校、学力低下などの教育問題への対応のために教員の資質・能力のさらなる向上が求められる今日においては、教職課程登録者に対する大学の教育責任が厳しく問われる状況にある。この教育責任を果たすためには、少人数教育ときめ細かな個別指導が不可欠であり、教職課程科目のクラスサイズを小さくすることが求められる。教職課程の専任教員数の規定は「大学の入学定員 1,201 人以上で 4 人以上」であり、本学では現在 6 人が配置されている。在籍学生数が 20,000 人(大学院を含む)を超え、教職課程登録者総数が約 3,000 人である本学の規模を考えると非常に少ない。よって大規模クラスでの開講を余儀なくされ、非常勤講師への依存率も高い。平成 19 年 6 月の教育職員免許法の改正により、4 年次必修 2 単位科目として「教職実践演習(仮称)」が新設されることになった。この演習は「おおむね 20 名程度」で開講することが求められていることから、教員増等の措置が必要になっている。

また、実際に教職に就く学生は福岡・九州にとどまらず、また臨時採用の教員として教壇に立つ者が増えている。平成 21 年からの教員免許更新制実施により、免許更新講習を提供するなど卒業生への利便を図ることも大学の役割として期待されている。そのためにも、教職に就いている者の進路把握を可能な限り正確に行う必要があるが、個人情報保護への配慮もあって卒業後の進路把握は年々困難になっている。

### 【改革・改善策】

複数免許状取得への対応に関しては、他大学の現状を調査するとともに、学内においても共通理解を深め解決を図る。「小学校教諭免許取得支援プログラム」も広い意味では複数免許状取得の取り組みの一環であり、今後、希望学生の増大が見込まれる。よって、希望学生選考の在り方やプログラム開始後における学習サポート、および経済的支援の仕組みを検討整備する。

少人数授業や個別指導といった教職課程教育のさらなる充実、特に「教職実践演習(仮称)」への対応のために、専任教員 3 人の増員が決定され、平成 20 年度から順次着任する予定となっている。これにより非常勤への依存率も低減させることが可能となる。

教員組織だけでなく事務局体制の整備も必要である。教職課程の事務は現在教務課内でおこなっている。学外者を対象とする教員免許更新制への対応など新規業務の増加を考慮し「教職課程センター」(仮称)の設置を検討する。

教員講座および学校適応支援教室「ゆとりあ」との連携に関しては、さらに充実させるための取

## II. 大学 学士課程の教育内容・方法等

組みを企画し、随時実行に移す。

また、マルチメディアを活用した教職課程教育の充実の取組みについては、コンテンツの収集・整理の段階から教材開発・利用に向けての取組みに重点を移して発展させる。

卒業生の進路把握については、学部学科とともに就職・進路支援センター、教員採用試験対策講座を所管するエクステンションセンターと緊密な連携を図り、専任・臨時採用を問わず教職に就いている者の進路把握に努める。

### ②博物館学芸員課程・社会教育主事課程

#### 【現状の説明】

博物館学芸員課程については、本学の人文学部文化学科、歴史学科または理学部の学生およびその卒業生がこれを履修することができる。資格取得者数はここ5年間の平均で約50人(人文学部36人、理学部14人)である。

社会教育主事課程については、本学の人文学部文化学科、教育・臨床心理学科、スポーツ科学部の学生およびその卒業生がこれを履修することができる。課程修了者数はここ5年間の平均で約25人(人文学部5人、スポーツ科学部20人)である。

#### 【点検・評価】

博物館学芸員課程の資格取得者数は毎年約50人前後である。人文学部歴史学科では資格取得者数が卒業生数の半数におよぶ年もある。社会教育主事課程は平成19年4月新設の人文学部教育・臨床心理学科にもこの課程を設置することとなった。教員志望学生の将来の選択肢を増やすことになるはずである。

両課程とも平成18年度入学生から受講料の納入方法をそれまでの履修単位数による受講料の納入から定額の一括納入とした。これによって平成20年度に博物館実習を希望する理学部学生は、これまでの15人程度から29人に増えた。そのためこれまで以上に科学系・自然史系の博物館実習先を確保することが必要になった。

博物館学芸員になるためには「博物館実習」が必修であるが、人文学部は学生の希望によって「博物館実習Ⅰ」(3年次後期)から「美術・歴史・民俗」の三分野に分け、各指導教員の下、見学実習を含む週1回の授業を行っている。「博物館実習Ⅱ」(4年次前期)では分野ごとの週1回の授業と「実務実習」を行う。分野に分れることで特色ある教育がなされている。

理学部では「博物館実習」(3年次)を非常勤講師による夏期の集中講義で実施していたため、夏季休業中に行われることが多い「実務実習」と重なるなど不都合があった。平成16年度からは専任教員による前期週1回の授業と外部講師による集中講義に変更したことにより、事前指導とスキルの一層の上達が期待できるようになった。

課程履修者が増えるのことは歓迎すべきことではあるが、博物館学芸員・社会教育主事課程共通の問題として、採用がほとんどないため、資格取得に必要な規定単位の修得に終わっているという実態がある。

#### 【改革・改善策】

受講料一括納入によって博物館実習を希望する理学部生が増えたため、今後はますます指導を強化する必要がある。博物館学芸員・社会教育主事におけるこれからの課題は、いかに採用の道を開くかである。履修者増によって採用の可能性は高くなるが、支援の強化も不可欠である。

社会教育主事は大学での規定単位を修得後、社会教育主事補として1年間の実務経験後、資格を

## Ⅱ. 大学 学士課程の教育内容・方法等

取得することができる。教員免許を同時に取得し、公立学校の教職に就いていれば資格取得につながる可能性が高いので、対象学部学科学生への履修を推奨する。

博物館学芸員についても博物館法の改正が予想され、学芸員資格を取得するには卒業後さらに1～2年の実務経験等を必要とする方向に変更される予定である。ますます専門性を高める必要がある。学内での実習が可能になる施設の設置を検討する。



## 4. 学生の受け入れ

## 1) 学部における学生の受け入れ

## 【到達目標】

本学の教育研究の目的に、真理と自由とを追求し、社会が求める自発的で創造性豊かな人材、深い専門性をもった教養豊かな「人らしき人」を育成し、社会の発展に寄与することを謳っている。

教育効果を高め、この目的を具現化するため、事業計画に沿って募集活動を充実し、優れた資質を持つ学生が入学するように、適切な入学者選抜方法を検討する。学力はもちろんのこと、個性豊かで多才な学生を入学させるように、9つのすべての学部は各学部・学科のアドミッションポリシーに見合う形で、さまざまな入学者選抜方法を検討し拡大を図る。

我が国は18歳人口の減少をはじめ、人口減少社会に向かっている。入学者選抜制度には、客観性・公開性・公正性が求められているが、これを維持し本学にふさわしい入学志願者の確保を目指しつつ、多岐にわたる募集活動が展開していく。

入学定員(収容定員)と合格者・入学者との関連については、私立大学としての財政的側面などを考慮しつつ、福岡という地域に存在する総合大学としての特性を発揮するにふさわしい定員管理を目指す。適正な数の受入れのため、学内体制の整備を進める。

## (1) 学生募集方法、入学者選抜方法

## 【現状の説明】

平成19(2007)年度入試で定員割れした四年制私立大学は全国で221校、割合としては39.5%(日本私立学校振興・共済事業団調査)であり、大学の二極化が進んでおり、小規模大学や地方大学の学生募集は非常に厳しい状況となっている。

このような中であって、本学は求める人材を特に西日本一帯から、医学部・スポーツ科学部は全国から募集している。したがって学部・学科の理念や教育方針などをきちんと伝える広報活動が果たす役割は大きいと思われる。本学では、広報課および入学センターが主体となって本学についての情報を全般的に記載した『福岡大学案内』と『FD(福岡大学学園通信)』を高等学校および受験生に配布するほかに、Webサイトによる大学紹介も行っている。さらに各学部と入学センターが主体となり、『大学案内』よりもさらに詳しく学部・学科の教育・研究内容や特長を記載した『学部ガイド』を作成し、受験生や高等学校などに配布している。

関東以西の各地で行う連合進学説明会(多数の大学が参加する連合形式のもの)では、職員が直接高等学校の生徒や父母、教員に広く接するように努めている。広島以西では、本学単独で実施する高等学校教員対象の進学説明会も開催し、次年度の入試の変更点を中心に入試内容の説明や大学の周知を図っている。

また、高等学校の要請により各学部の教員が出向いて行う出張講義、高等学校や予備校などの要請により入学センター職員が出向いて行う進学説明会なども多数実施している。さらに、高等学校の進路指導部などを各学部の教員や入学センター職員が訪問し、新規情報の告知、情報収集や連携強化に努めている。

毎年8月初旬、全学を挙げてオープンキャンパスを実施し、高校生、父母、教員、地域住民に対し福岡大学の周知に努めている。内容としては、学部紹介や模擬講義、個別相談、施設や実験などの見学、学生のクラブ活動見学等多彩な催しを行っている。また、年間を通して高等学校生徒、父母などの来訪も多数あるが、これを積極的に受け入れ、模擬講義、進学説明会や学内見学などを行っ

## II. 大学 学生の受け入れ

ている。学生募集活動としての「対面による入試広報活動」の推移としては、以下のとおりである。

### 対面による入試広報活動の推移

内 容	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度
連合進学説明会 (個別応対数)	2,878 人	2,474 人	2,854 人	3,802 人	4,099 人
単独進学説明会(教員)	266 校 299 人	290 校 338 人	309 校 341 人	340 校 395 人	367 校 426 人
〃 (生徒・保護者)	747 人	650 人	641 人	589 人	728 人
出張講義	36 校 3,862 人	38 校 4,292 人	55 校 4,539 人	61 校 4,101 人	78 校 4,542 人
高校等での進学説明会	94 校 8,487 人	100 校 10,200 人	124 校 9,242 人	133 校 9,578 人	103 校 8,462 人
高校訪問	308 校 308 人	589 校 589 人	916 校 916 人	924 校 924 人	755 校 755 人
オープンキャンパス	5,995 人	6,651 人	7,296 人	8,078 人	8,667 人
高校・保護者来訪	66 校 3,975 人	67 校 4,215 人	76 校 4,785 人	74 校 4,127 人	72 校 4,432 人

その他の広報活動としては、新聞や雑誌への掲載による入試広報、大学紹介ビデオ(DVD)の作成なども行っている。

入学者選抜方法については、本学では「私立大学」また「総合大学」としてその特色を生かした入学試験制度の確立を目指し、優れた資質を持つ多様で多才な学生の積極的募集に主眼をおき、入試制度の見直しや入学者選抜方法の多様化を図ってきた。入学者選抜方法、その位置付け等は以下のとおりである。

#### (a) A〇入試

人文学部文化学科、法学部、商学部、スポーツ科学部が導入しており、内容は(5)アドミッションズ・オフィス入試において後述する。

#### (b) A方式推薦入学

本学を第一志望とし高等学校長が学業成績・人物ともに優秀と認めて推薦する者を対象としている。高等学校の調査書、面接、面接の一部としての簡単なテスト(二科目)により選考する。スポーツ科学部のみは、テストではなく作文と体育実技を課している。位置付けとしては、本学の推薦入学の中心的な制度であり、公募型で全学部において実施しており、入学定員の20%~30%程度を占めている。

#### (c) B方式推薦入学

経済学部と工学部社会デザイン工学科が導入している。学部の教育理念やアドミッションポリシーが反映される選抜方法であり、本学を第一志望とする者を対象とする。

経済学部経済学科は、高等学校において自主的かつ積極的に正課および課外活動を行っており、学習、部活動を問わず特定の分野において優れた実績と意欲を持つ者、あるいはバイタリティ、個性が豊かで人間的魅力のある者で、高等学校長が推薦する者を対象とし、面接、作文、調査書等に

## II. 大学 学生の受け入れ

よって選考し、入学定員の 4%程度を占めている。経済学部産業経済学科は、カリキュラム内容を理解し、経済社会問題に強い関心をもち、本学科における勉学に積極的に取り組む姿勢があり高等学校長が推薦する者を対象とする。面接、作文、調査書等により選考し、入学定員の 5%程度を占めている。

工学部社会デザイン工学科は、ボランティア活動に従事し著しい成果をあげた者、または、課外活動（文化系・体育系）において都道府県レベル以上の大会等で上位の成績を取めたか、あるいは著しくリーダーシップを発揮した者、または、生徒会活動において著しくリーダーシップを発揮した者で、高等学校長が推薦する者を対象とし、面接、小論文、調査書等により選考し、入学定員の 5%程度を占める。

### (d) スポーツ特別推薦入学

スポーツ界で全国的なハイレベルの競技者になり得る資質を備えた者を、スポーツのスペシャリストへ育成し、また、将来のスポーツ指導者として育成することを目的とし、調査書、推薦状、競技歴資料等や、小論文や面接等により選考している。

人文学部 4 人（入学定員の 0.74%）程度、法学部 7 人（同 1.16%）程度、経済学部 7 人（同 1.16%）程度、商学部 7 人（同 1.22%）程度、理学部 2 人（同 0.8%）程度、工学部 3 人（同 0.46%）程度、スポーツ科学部 38 人（同 13.5%）程度を占める。

### (e) 指定校推薦入学

人文学部（歴史学科・ドイツ語学科・フランス語学科・東アジア地域言語学科）、法学部、経済学部、商学部、商学部第二部、理学部、薬学部、スポーツ科学部が導入している。高等学校における成績・課外活動等が特に優秀で、本学の各学部学科を強く志望している者を対象とし高等学校長の推薦により志願できる。学部学科によって出願要件などは異なる。

平成 19 年度の場合、人文学部は入学定員の 3.8%程度、法学部は 5.3%程度、経済学部は 7.8%程度、商学部は 11.8%程度、商学部第二部は 16.5%程度、理学部は 3.8%程度、薬学部は 5.2%程度、スポーツ科学部は 3.9%程度を占めている。

### (f) 附属推薦入学

スポーツ科学部を除く全学部で導入している。本学への入学を強く志望し高等学校での成績や課外活動等が優秀な者で高等学校長の推薦により志願ができる。学部学科によって出願要件などは異なる。平成 19 年度の場合、人文学部は入学定員の 0.9%程度、法学部は 2.7%程度、経済学部は 2.5%程度、商学部は 1.6%程度、理学部は 3.3%程度、薬学部は 2.8%程度、医学部は 1%程度、薬学部は 3.5%程度を占めている。

### (g) 大学入試センター試験利用入試

人文学部（歴史学科・英語学科・ドイツ語学科・フランス語学科・東アジア地域言語学科）、法学部、経済学部、商学部、商学部第二部、理学部、工学部（機械工学科・電気工学科・化学システム工学科・社会デザイン工学科）、薬学部、スポーツ科学部が導入している。平成 20 年度入試からは人文学部文化学科も導入を決定している。

スポーツ科学部は、大学入試センター試験の総合点および調査書とスポーツ活動歴調査書の総合点で判定し、その他の学部は大学入試センター試験の総合点のみで判定するが、これまでの一般入試の 3 教科 3 科目とは異なり、出題教科・科目を多くしており、高等学校での基礎的学力を幅広く評価する入試制度としている。平成 19 年度の場合、人文学部は入学定員の 1.3%程度、法学部は 3.7%



## II. 大学 学生の受け入れ

程度、経済学部は0.3%程度、商学部は2.3%程度、商学部第二部は1.5%程度、理学部は1.7%程度、工学部は0.2%程度、薬学部は2.2%程度、スポーツ科学部は2.5%程度を占めている。

### (h) 一般入試（前期・後期日程）

高等学校の教育における学習到達度を測り合否の判定を行う。本学の入試制度の中で最も一般的かつ中心的な位置付けであり、全学部全学科で実施している。

試験教科・科目について、医学部医学科は3教科4科目と小論文・面接を課す。スポーツ科学部スポーツ科学科は2科目と体育実技を課す。健康運動科学科は2科目と小論文(調査書・スポーツ活動歴調査書を含む)を課す。その他の学部学科は、3教科3科目を課しその総合点で判定する。

2月に前期日程を実施しており、前期日程の入学定員に占める募集人員の割合は、人文学部は53～70%程度、法学部は50～56%程度、経済学部は50～55%程度、商学部は56～58%程度、商学部第二部は50%程度、理学部は62%程度、工学部は55～70%程度、医学部は75～80%程度、薬学部は55%程度、スポーツ科学部は40%程度となっている。

3月に後期日程入学試験を実施している。スポーツ科学部は2科目と調査書・スポーツ活動歴調査書によりその総合点で判定し、その他の学部学科は2科目の総合点で判定する。人文学部（日本語日本文学科、英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科、東アジア地域言語学科）、法学部、経済学部、商学部、商学部第二部、理学部、工学部（電気工学科・電子情報工学科・化学システム工学科、社会デザイン工学科）、薬学部、スポーツ科学部で導入している。

入学定員に占める後期入試の受け入れ割合は、人文学部では5～8%程度、法学部は5～7.5%程度、経済学部は9.5～16.5%程度、商学部は6～7.5%程度、商学部第二部は約25%、理学部は5%程度、工学部は3.5～5%程度、薬学部は2%程度、スポーツ科学部は3～4%程度を占めている。平成20年度入試から人文学部英語学科が後期日程を導入する。

### (i) スポーツ科学部特別募集

全国規模の大会（選抜・インターハイ・国体等）で優秀な実績を収めた者、または、日本代表として選抜された者で本学が指定する競技種目を専門としており、その他の出願資格を満たしている者を対象としている。スポーツのスペシャリストへ育成、また、将来のスポーツ指導者として育成することを目的とし、調査書、競技歴資料等や、面接等により選考する。若干人を入学生として受け入れている。

### (j) 帰国子女入試

日本国籍を有し保護者の海外在留のため外国の学校に学んだ者を対象とする。医学部を除く全学部で実施している。それぞれ若干人を募集人員とする。一般入試とは異なり人文学部、法学部、経済学部、商学部、商学部第二部は試験科目として外国語と小論文を課し、理学部、工学部、薬学部は外国語と数学を課し、スポーツ科学部は小論文と体育実技を課し総合点で選考する。若干人を入学生として受け入れている。

### (k) 社会人入試（前期・後期）

社会人への大学の門戸を開くために実施しており、人文学部(教育・臨床心理学科を除く)、法学部、経済学部、商学部、商学部第二部、工学部(機械工学科・社会デザイン工学科)、薬学部、スポーツ科学部で導入している。各学部で試験科目は異なるが、経済学部と商学部・商学部第二部は小論文のみで選考し、人文学部・法学部・工学部は小論文とその他1科目で選考、薬学部は小論文と化学と面接で選考、スポーツ科学部は小論文と体育実技で選考する。若干人を入学生として受け入れ

ている。ただし商学部第二部のみは、前期・後期で入学定員の6%を占めている。

### (l) 編・転、学士入学試験

短期大学(高等専門学校を含む)卒業(見込み)の者、他大学(4年制)に継続して2年以上在学している者、専修学校の専門課程(文部科学大臣の定める基準を満たすもの)修了(見込み)の者、学士の学位を有する(見込み)者を対象とし、人文学部(教育・臨床心理学科を除く)、法学部、経済学部、商学部、商学部第二部、理学部、工学部、スポーツ科学部で導入しており、若干人を募集人員としている。薬学部は、欠員が生じた場合のみ学士入学を行う。筆記試験の成績、提出書類および面接により総合的に選考する。編入学の定員は持っていない。

### (m) 学部留学生入試

外国の国籍を有し外国の学校教育における12年の課程を修了した者を対象とし、人文学部、法学部、経済学部、商学部、理学部、工学部、医学部、薬学部、スポーツ科学部で導入している。独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」受験結果と各学部が定める筆記試験、面接、作文、小論文、体育実技等により選考する。学部留学生定員は持たず一般入試の定員内として取り扱う。

### 【点検・評価】

学生募集について、連合進学説明会での個別対応数は平成14年度2,878人であったが、以後増減しながらも、平成17年度には3,802人と大きく増やし、平成18年度は4,099人とさらに増加している。単独進学説明会も、各地の会場数を増やして参加を容易にしたことにより、参加高校教員数は、平成14年度の266校299人から平成17年度340校395人、平成18年度367校426人と増加している。生徒を含む単独進学説明会は、「本学単独開催による場合」と「近郊の大学との共同開催形式の場合」がある。参加者は平成14年度747人、平成15年度650人、平成16年度641人、平成17年度589人、平成18年度728人と変動している。変動の原因は、開催場所(駅の近くにあるか・交通の要所にあるかなど)や地域の行事との関係があげられる。また、開催の広報は参加者の増減に大きな影響があるが、経費との兼ね合いもあり十分とはいえない。アンケートによれば、連合進学説明会などで対応した生徒のほとんどが本学に出願しており、説明会是最終的に本学受験を決意させる大きな要因になっていると思われる。

出張講義を実施した高校数と受講生徒数は、平成14年度36校3,862人、平成15年度38校4,292人、平成16年度55校4,539人、平成17年度61校4,101人、平成18年度78校4,542人である。受講生徒数は年度によって増減があるが、実施した高校数は増加している。受講者人数に関しては、九州内の18歳人口減少が影響していると思われる。しかし、出張講義を聞いて福岡大学を受験したいと思ったという声も多く、本学出願への動機付けとなっている。

高校や塾での進学説明会については、平成14年度94校8,487人、平成15年度100校10,200人、平成16年度124校9,242人、平成17年度133校9,578人、平成18年度103校8,462人となっている。平成18年度の減少は、高校の統廃合などにより高校数が減少している影響もあると思われる。高校訪問については、平成14年度308校から平成17年度の924校へと大きく増やしたが、高校の減少に加え、入学センター職員の異動などの影響もあり、平成18年度は755校に減少した。

オープンキャンパスは、平成14年度5,995人から平成18年度8,667人、平成19年度8,977人へと毎年参加者が増加してきている。来場者のアンケートによれば、満足度はかなり高く、その後の志願に結びついていると思われる。年間の高等学校からの来訪については、平成14年度は66校

## II. 大学 学生の受け入れ

3,975人であったが、平成18年度は72校4,432人となっている。

本学では学外に対する教育・研究情報の公開や各種研究等の産学官連携活動を大学全体、各学部学科で積極的に行っているが、高校の進路指導部によっては、このような大学の活動状況などに着目し進路指導をしているところもあり、学生募集に好影響を与えている。

上記の募集活動等を精力的に行っており、大いに評価できると考える。しかし、学生募集に大きな影響を与える広報活動、とりわけオープンキャンパスや出張講義などの意義と成果に対する認識には、各学部学科間で差が見られる。全学的な認識の共有をはかることによって、それぞれのアドミッションポリシーを実現する努力が求められるが、残念ながら現状は必ずしも十分でないといわなければならない。

学部の入学者選抜については、大学としての社会的責任を果たすため、全学をあげて公正・厳格に取り組み、入学者選抜方法の検討から実施に至るまで、とりわけ入試問題作成や採点などについては多大な労力を割いている。これまで大過なく遂行しており、当然のことではあるが高く評価してよいと思われる。

しかし、少子化の影響による受験生の減少は、受験生の学力低下を伴っており、選抜方法を増やすなどの対症療法によって入学定員を確保するだけでは、本来の大学教育を維持すること自体が困難になるであろう。したがって学生募集に限定せず、本学の教育全体のビジョンのなかで検討をすすめる必要がある。

### 【改革・改善策】

学生募集と入学者選抜は、入学後の教育の問題、就職など卒業後の進路指導など学生に付加価値をつけて卒業させ、社会的責任を果たす人材を育成することと一体と考えられる。本学が教育目標とする全人教育「人らしき人」を養成することが、実際に成果をあげることによって、それ自体が将来の学生募集につながっていくことになる。

学生募集については、これまで行ってきた活動のさらなる充実を図る。具体的には、まずこれまで年1回のみで開催であったオープンキャンパスの複数回開催を検討する。出張講義も積極的に行っているが、これまでは高校からの要請によってその都度対応してきた。今後は大学全体としての組織的な取り組みとなるよう、システム化して対応することを検討する。

本学では平成19年6月に「高等学校との教育連携事業の推進について」と題する学長声明を公表し、本学の社会貢献の一環として出張講義を実施することを表明している。これは直接本学への志願者の増加を目指すものではないが、知識基盤社会を支える本学の教育への貢献の姿勢を通して本学の評価も高まり、間接的には本学への志願者の増加につながるものと考えられる。

入学者選抜については、平成19年度4月に新設した2学科、人文学部教育・臨床心理学科と医学部看護学科は、高等学校から志願者のニーズに合った、また時勢に合った学科であるとの評価を受けている。平成19年度志願者数、競争率(志願者数/合格者数)は、教育・臨床心理学科はA方式推薦入学142人、4.9倍、一般入試前期日程1,403人、5.1倍であった。看護学科はA方式推薦入学118人、4.0倍、一般入試前期日程788人、3.9倍と多くの志願者を集めており、いずれも評価できると思われる。なお、新設両学科は、現在A方式推薦入学と一般入試前期日程のみを実施しているが、今後拡充することも検討する。

少子化による志願者減少への対応策として、一部の高等学校から「外から見える改革」や「外から見える学部の売り」を積極的に打ち出してほしいとの要望がある。したがって、志願者のニーズ

に合った学部学科の再編や学部学科の特長をはっきり示すことが必要である。さらには入学定員の見直しなどの本質的な検討を提案する。

学長声明の「高等学校との教育連携事業の推進について」は、社会貢献としての高大連携のみならず、本来の高等学校教育を実現し、本学が求める学生となる高校生を育てるために高校教育との教育接続も提唱しており、今後これに基づく施策を実施に移す努力をしていく。同様に附属高校との関係についても再検討を始めており、これも早急に結論を出し、理想的な高大一貫教育の実現を目指す。

### (2) 入学者受け入れ方針等

#### 【現状の説明】

#### (入学者受け入れ方針と理念・目的等との関係、受け入れ方針と入学者選抜方法との関係)

各学部学科では、それぞれの教育理念・教育目的・教育課程に合わせたカリキュラムが構築されており、同様に入学者受け入れ方針についても、それぞれの教育理念・教育目的・教育課程に合わせてアドミッションポリシーを掲げている。各学部学科では、幅広く多様で多才な人材を入学させるため、多くの入学制度を設けている。

AO入試については、アドミッションポリシーが最も反映されている制度であるが、(5) アドミッションズ・オフィス入試において後述する。

B方式推薦入学は、経済学部と工学部社会デザイン工学科が取り入れており、本学を第一志望とする者を対象に、調査書の条件と学習、部活動など特定の分野で優れた実績と意欲を持つ者で、個性豊かな人材を対象とし、論文(作文)や面接、調査書等により志願者の特性を、また、志望理由書などにおいて志望動機を重視しており、各学部・学科の理念・目的・教育目標とアドミッションポリシーが反映されている制度である。

A方式推薦入学、一般入試(前期・後期日程)、大学入試センター利用入試、その他の入試制度では、各学部・学科がそれぞれの教育内容に合った試験科目と配点(傾斜配点など)を決めて、各学部の特徴を出している。学部学科のカリキュラムと入試科目との関係では、学部学科の特性により、例えば選択科目の中から理学部応用物理学科では物理を指定科目としたり、同化学科では、化学を指定したり、スポーツ科学部スポーツ科学科では体育実技を行ったりして、入試科目において、入学後のカリキュラムで必要な科目を指定している。その他、面接を実施したり、高等学校の調査書、小論文、スポーツ活動歴調査書を利用したり、体育実技を課したりしている。学部・学科の独自性が入試に反映されている。

#### 【点検・評価】

受け入れ方針や理念・目的等は各学部でそれぞれ異なるので、その点検・評価や改革・改善策については各学部の項を参照されたい。

### (3) 入学者選抜の仕組み

#### 【現状の説明】

#### (入学者選抜試験実施体制、選抜基準の透明性)

入試日程や入試要項の決定に関しては、入学センター運営委員会で検討した案を、大学協議会で決定している。

## II. 大学 学生の受け入れ

入学者選抜試験の実施にあたっては、入学センターや入試問題出題者でその準備等を行い入試当日は、教学担当副学長のもとに全学的体制で実施している。入学試験の各受験室には教育職員と教育技術職員・事務職員とを組み合わせた複数の監督者を配し、あらゆる事故を防止するため万全の配慮をしている。採点は教育職員により厳格に実施している。

すべての入学制度における志願者の合否判定は、入試判定委員会、各学部教授会、大学協議会において厳正に決定される。まず、入学センター長と各学部長および各学部の入学センター委員によって慎重に検討し判定素案を作成する。この判定素案を、学長を委員長とする全学の入学判定委員会で検討して判定原案を作成する。さらにこれを各学部教授会で審議した後、最終の審議機関である大学協議会において決定するという一連の手続きを経ている。このように入念かつ厳正な判定を行って入学者選抜の公平性・妥当性を担保している。

一連の入試業務においては、成績データをコンピュータ管理し、さらに採点の際には受験者の特定ができないように解答紙を乱数による識別番号で管理している。判定会議の資料も成績データのみで構成するなど、厳重なデータ管理によって、合否の確定までは受験者を特定できないようにしており、選抜の公正さを担保している。

合格者の発表には、本人への合格通知と学内掲示、電話応答システム、本学Webサイトで実施し、個人情報保護に配慮して受験番号のみを発表している。新聞等マスメディアへの合格者名の提供は平成9年に廃止した。

入学者選抜基準の透明性を保つため、入学試験要項に選考の基準などを明記している。合格発表後には、学部学科別の志願者数・受験者数・合格者数、合格最低点などの情報を公表している。また合格発表後一定期間を経て科目別の受験者の平均点・合格者の平均点その他の詳細な情報の公開も行っている。一般入試不合格者への入試成績開示を希望者に対して行っているが、一般入試以外の入学制度の不合格者への成績開示は行っていない。

### 【点検・評価】

本学では、入学者選抜に関する事務手続きや入試問題および合格者判定については、これまで大過なく遂行しており、組織、運営ともに十分機能していると評価できる。しかし、学生の入学形態と入学後の成績との関連などの分析については、現在までのところ十分とはいえない。

永年にわたって運用された経験の蓄積を十分に生かすことにより、複雑化肥大化した業務も円滑に実施されてきたが、現在では、大学の諸規程と入試の現状が乖離している部分もある。

入試問題作成に関しては高等学校の教科内容を踏まえた適切な問題であるとの外部の評価を得ているが、多様な入学制度を実施していることから、問題作成の負担が非常に増大している事実がある。その他、入学センター長、入学センター委員の交代時期は他の役職者と同様の12月であるが、入試業務の繁忙な時期であるため、円滑な業務の実施に影響を与えており、引継ぎにも困難が伴っている。大学全体の役員改選との関係もあり入学センターの事情のみで変更は困難であると考えられるが、何らかの考慮が必要である。

### 【改革・改善策】

入学者選抜の制度と業務については、全学的な観点からの意識の共有が必要であり、適切で効率的な運用を目指さなければならない。入学センターや運営委員会組織において、あらためて全体の検討を提案する。

(4) 入学者選抜方法の検証

【現状の説明】

(入試問題を検討する仕組み、学外関係者からの意見聴取の仕組み)

入試問題は、各学部から選出された入試問題出題委員により作成されるが、科目別の出題委員会と入学センターによる厳重な管理体制のもとで問題は作成されている。各科目の問題が完成すると、教学担当副学長を委員長とし、入学センター長、各学部長、教務部長、学生部長、入学センター委員、各科目の出題責任者・世話係を構成員とする全学的な入試問題検討会を開催して検討と確認を行い、その後に印刷・校正作業の段階へと進む。その後も各科目の入試問題出題委員による校正作業と、刷りあがり後に入試直前の最終チェックが行われる。さらに、2月の一般入試前期日程実施直後には、学外組織による入試問題事後チェックを実施し出題ミス等の防止に努めている。一連の入試業務が終了した4月に入試問題事後検討会を開催して1年間の作業の総括を行い、次年度の作業に引き継いでいる。

合否判定については、一般入試前期日程では、3科目の総合得点（各科目100点満点の計300点満点）で行っている。理学部応用数学科は、数学は130点、理科70点、英語100点と傾斜配点としその総合得点で合否判定をしている。医学部医学科は、英語100点、数学100点、理科（物理・化学・生物から2科目選択）各100点で200点、小論文40点の440点満点で判定を行っている。

一般入試後期日程では、2科目の総合得点（各科目100点満点の計200点満点）で合否判定を行っている。人文学部日本語日本文学科は、国語120点、英語（80点）または数学（80点）とし傾斜配点としている。平成20年度入試から、人文学部英語学科が後期日程を導入するが、傾斜配点とし英語120点、国語（80点）または数学（80点）としている。また、スポーツ科学部では、国語と英語または数学の2科目（各科目100点）と調査書・スポーツ活動歴調査書（50点）の250点満点で合否判定をしている。

大学入試センター試験利用入試では、各学部学科別に決めた教科・科目の配点に基づき総合得点で合否判定を行っている。本学独自の個別学力試験は行っていないが、特長としては、多数の科目を課しており、経済学部では、830点満点、工学部では900点満点としている。

その他の入試や推薦入学では、それぞれの入試に適すると思われる入試科目や調査書や推薦書や体育実技、面接等を課し総合判定を行っている。

【点検・評価】

入試問題作成に関しては、年間を通じて厳重な管理のもと、きわめて慎重に検討を重ねており、各科目毎の検討会はもちろん全学的な入試問題検討会および事後検討会を行っている。適切な入学試験問題を作成するための努力は、受験生に大きな影響を与える出題ミスを防止することにつながっており、高く評価できる。問題の内容は、各科目とも高等学校の教科内容を踏まえた適切な問題との評価を受けている。しかし、入試形態の多様化・複雑化により作成すべき問題数が増えており、出題委員にとって負担が増大している。

一般入試では、総合得点で合否判定を行うが、科目間格差をなくすため、また、科目の選択による有利不利が生じないように得点調整を行っている。また、採点に関しては、同一解答紙を複数者による相互チェック体制で適切性を確保している。最終合格判定やその他の入試においても公正・厳格に合否判定を行っている。

## II. 大学 学生の受け入れ

### 【改革・改善策】

入試出題の負担を少しでも軽減するために、科目によっては講師以上という出題委員の資格制限を変更し、一定の基準を設け助教を加えることによって出題委員を増やし、負担を一部軽減できた科目もある。

今後は、多様化しすぎた入試形態を再検討するなど大学全体の入試改革の検討を提案する。

### (5) アドミッションズ・オフィス入試

#### 【現状の説明】

本学のアドミッション・オフィス入試(以下AO入試という。)は、人文学部文化学科、法学部、商学部、スポーツ科学部が導入している。

各学部の教育理念やアドミッションポリシーが反映される選抜方法であり、本学を第1志望とする学生を対象としている。

人文学部文化学科は、広い視野・柔軟な発想力とコミュニケーション能力を兼ね備えた人材を求めており、論文やグループディスカッション、面接、調査書などから志願者の特性を汲み取り、また自己紹介文から志望動機をみて総合評価により選考している。入学定員の約10%を占めている。

法学部は、論理的な思考力や考え方ができる人材を求め、論文やグループディスカッション、面接、調査書等から志願者の特性を、また志望理由書から志望動機をみて総合的に選考しており、入学定員の3~4%程度を占めている。

商学部はビジネス系資格取得者を対象とし、公的資格の取得状況や高校での課外活動の状況、さらに作文・面接等により総合的な評価で選考し、入学定員の2~3%程度を占めている。

スポーツ科学部は、心身ともに健康でスポーツ等に積極的に取り組んだ者を対象として、「公開練習会」または「特別講座」への参加を志望条件としている。「公開練習会」へ参加する志願者は、陸上競技や体操競技など15種目のいずれかに参加が必要であるが、「特別講座」を選んだ志願者は、模擬講義、レポート作成、グループディスカッション、面接を行う。一次選考は、公開練習会や特別講座の参加状況や自己推薦書、調査書、スポーツ実績証明書等により選考が行われる。二次選考では自己推薦プレゼンテーション、面接により総合的に選考するという制度である。8月の公開練習会や特別講座などから開始し、9月に一次選考10月に二次選考が行われ10月中旬過ぎに合格発表が行われる。入学定員の7~14%程度を占めている。

#### 【点検・評価】

実施については、現在まで特に問題もなく行われている。入学後の成績等について大学としては調査していないが、学部によっては二極化がみられる。問題点としては、他の推薦入学制度と同様に早期に合格が決定されるため、4月の入学時期まで期間が空き過ぎ、合格者の勉学意欲の低下などが懸念される。そのため、各学部では、課題を与え解答を提出させるほか、入学前教育の一部として入学までの間に生徒を大学に呼んで指導する学部もある。その他、入学後の問題点としては、AO入学者の不適應退学や転部転科希望などの発生があげられる。また、一芸入試に近い制度の学部もあり今後の検討が必要である。

### 【改革・改善策】

AO入試で入学した学生については、在学中の成績から卒業後の就職先までの追跡調査を行い、今後の制度の改善のために分析を行う。

合格者に対する入学前教育としては、現在では各学部とも本を読ませて感想文を書かせるものが多いが、高校の教員からは高校での本来の学習を阻害しないよう、高校で学んでいる授業内容をまとめて提出させるなどが望ましいとの意見もある。また、現行方式では各学部の教員にも負担がかかるが、他大学での事例にならって、エクステンションセンターとタイアップし「TOEFL 入門講座」「大学でのタイムマネジメント(自己管理)講座」「学習スキルの取得講座」などに参加させることなども考えられるので今後検討する。

### (6) 入学者選抜における高・大の連携

#### 【現状の説明】

#### (高等学校との関係、進路相談・指導・情報伝達)

本学の推薦入学制度には、A方式推薦入学、B方式推薦入学、スポーツ特別推薦入学、指定校推薦入学、附属推薦入学の制度がある。これを円滑に実施するためには、高校との信頼関係が重要である。特に指定校推薦入学と附属推薦入学については、各高等学校の推薦を尊重しており、高等学校との適切な関係を維持している。一般入試の合格者よりも早期に進学が決定する推薦入学合格者に対する入学前教育を各学部の判断で実施しているが、出願以前から高校教育に連携して本学から特段の働きかけや協力を行うことはしていない。

附属推薦入学については、附属高等学校長の推薦により、本学を第一志望とするものを入学させるが、勉学意欲を継続させるためにA方式推薦入学で実施する2科目のテスト(学部によっては3科目)を受験させている。また、医学部・薬学部は、この成績を合否判定に使用している。

高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達については、(1)の学生募集方法において述べた連合進学説明会や高等学校や予備校での進学説明会において詳細な説明を行っている。

#### 【点検・評価】

A方式推薦入学については、各高等学校の推薦を尊重しているが、各高等学校の成績(評定平均値)は、高校によっては格差があり判断をする場合一様には扱うことが難しいことも事実である。本学では、過去数年のデータをもとに学校差も考慮しており、一応の評価はできる。また、指定校推薦入学については、一定以上の水準の学生が入学してきており、現在のところ評価できる。高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達については、連合進学説明会や高等学校や予備校での進学説明会において年間12,000人程度に対して行っており評価できる。

#### 【改革・改善策】

入学者選抜における高大連携を維持・発展させるため、以下のことに取り組む。

指定校推薦入学の指定校の見直しは、特に高校側において何らかの違反などが無い限りは見直していないが、今後は18歳人口減少などによる高校の統廃合などもあり、また、入学後の成績調査などからも3年置きに見直すようなことも必要になるのではないかとと思われる。また、入試形態別の入学後の調査などを行い今後の推薦の制度なども検討する。

平成19(2007)年6月の学長声明「高等学校との教育連携事業の推進について」では大学入学者の学力や人間力の低下にともない本来の大学教育が困難になることを懸念し、高大間の教育接続の実施を表明した。高校教育との連携関係を築くことにより、高等学校と本学との教育接続をはかるもので、本学各学部への入学を目指す高校生を対象とした連携をはかろうとしている。教育連携に



## II. 大学 学生の受け入れ

より高等学校の教育課程における問題点を改善して本来の高校教育を実現するとともに、大学教育との接続を強化することによって大学進学後の教育成果を向上させ、社会が求める大学教育の質を保証することを目指すものである。これが実現すると、高校教育、大学教育いずれもよい効果が期待できる。実現にむけて検討を進める。

また、附属大濠高等学校との関係も再検討を始めたが、今後附属高校としての存在する意義の一つにもなるものであり、理想的な一貫教育の早期の実現にむけて検討を進める。

### (7) 科目等履修生と研究生の受け入れ

#### ① 科目等履修生の受け入れ

##### 【現状の説明】

本学では、「福岡大学科目等履修生規程」の規定するところによって科目等履修生を受け入れている。同規程に定めるところにより、科目等履修生として本学の授業科目を履修することができる条件は、高等学校を卒業した者、もしくはそれと同等の学力があると認められる者となっている。ただし、同規程第2条において、留学生としての在留資格を取得するため、科目等履修生として授業科目を履修することはできない、と定めている。

教職課程科目、博物館学芸員課程科目、社会教育主事課程科目および日本語教員課程科目の履修については、それぞれ課程科目として設定されたものを履修しなければならない。

これらのほか商学部第二部が独自に行っている社会人コース履修生制度がある。基本的には科目等履修生と同じ扱いであるが、あらかじめ指定された科目の中から20単位まで履修できる。12単位以上修得することによって、コース修了証が授与される。原則として1年間で修得しなければならないが、修了できなかった場合は無料で1年間延長できる。

本年度科目等履修生を受け入れている学部学科別の人数は次のとおりである。

人文学部文化学科3人、同歴史学科9人、同日本語日本文学科2人、同教育・臨床心理学科2人、同英語学科1人、同ドイツ語学科1人、同フランス語学科1人、同東アジア地域言語学科1人、法学部法律学科8人、同経営法学科3人、経済学部経済学科4人、同産業経済学科2人、商学部商学科6人、同貿易学科3人、商学部第二部5人、理学部応用数学科3人、同化学科2人、同地球圏科学科2人、工学部電子情報工学科1人、同化学システム工学科1人、スポーツ科学部スポーツ科学科11人、同健康運動科学科3人、商学部第二部社会人コース履修生2人。全学の受入れ総数は76人である。

##### 【点検・評価】

本学では薬学部を除く8学部で教育職員免許状の取得が可能である。免許状を取得するためには一般の学生より50～60単位ほど多く取得しなければならない。そのため、必要な教職課程の単位を取得できずに卒業した者が科目等履修生として学んでいる場合が多く、教員免許取得を目的とした科目等履修生が全体の約7割にあたる。

平成15年度から他大学出身者で教員免許取得を目的とする科目等履修生の受入れについて条件を緩和し、課程認定を受けている大学の出身者を受け入れている。これにより免許取得目的の他大学出身者に門戸を開き、便宜をはかることができるようになったことは評価できる。しかし、本学の授業科目と他大学の科目との互換性の判断が難しいこともあり、履修指導時には慎重に対処している。

## II. 大学 学生の受け入れ

博物館学芸員課程は人文学部の文化学科、歴史学科および理学部、社会教育主事課程は人文学部文化学科とスポーツ科学部、日本語教員課程は人文学部の卒業生に限られている。

資格取得に関係なく、自分の教養のために履修している科目等履修生は、受講する科目の制限はない。

### 【改革・改善策】

今後、生涯学習の一環として多くの科目等履修生を受け入れることが必要になると考えられるので、社会に開かれた大学として、多様な学び方を支援する仕組みの一つとして科目等履修生の制度を充実させ、その体制を構築していくことを検討する。

なお、教職課程の科目等履修生については、今後、他大学出身者が増加することが予想され、適切で効果的な履修指導を行うため他大学と連携していく。

## ② 研究生の受け入れ

### 【現状の説明】

研究生は「福岡大学研究生規程」にしたがって受け入れている。平成 19 年の学部別受入れ状況は次のとおりである。人文学部 1 人、経済学部 12 人、商学部 2 人、工学部 4 人、医学部 71 人、薬学部 1 人、スポーツ科学部 4 人。全学の受入れ数は 95 人ですべて 4 年制大学卒業の研究生である。

### 【点検・評価】

研究生は、あらかじめ研究課題を決め、特定の指導教員のもとで研究するものであるから、指導教員が所属する学部教授会に諮って選考している。基本的に本学の教育研究に支障がない限り許可している。研究生の人数に制限はなく、実質上は指導教員の了解があれば受け入れることになっており、門戸は広く開かれている。

最近是他大学を卒業した外国人の出願が多くなってきている。外国人研究生の場合には保証人や在留資格、資格外活動の問題などがある。大学院への進学を目指すとしていながらも、実際には日本での在留継続を目的としたものも見受けられる。受入れに際しては、在留資格の確認等を慎重に行わなければならない状況である。

### 【改革・改善策】

研究生の受入れは担当教員の所属学部教授会に判断を任せている。全学的に共通の研究生の受入れに関するガイドラインの設定が必要である。特に外国人の場合は、実態として研究活動を行っていることを担当教員が常に確認する必要があるため、これを制度的に定める必要がある。また、今後は、教員による研究生の指導・支援体制についても検討する。

## (8) 定員管理

### 【現状の説明】

(学生定員と学生数の比率、定員適正化に向けた努力の状況、組織改組・定員変更の可能性を検証する仕組み)

本学では時代の変化や社会の要請に応える大学をつくるべく平成 16(2004)年 4 月、企画運営会議の下に学部学科再編プロジェクトⅠ・Ⅱ・Ⅲを立ち上げ、文系学部、理系学部、メディカル系学部の学部学科再編の可能性を検討した。プロジェクトの答申には多くの提言や課題が盛り込まれていた。そのうち教員一人当たりの学生数が多いと指摘されていた法学部・経済学部、商学部の入学定員の削減については、プロジェクト終了後の平成 17 年 1 月に設置された学生定員検討委員会におい

## II. 大学 学生の受け入れ

て、本学にとり最も適切な学生定員はどうあるべきかについて全学的な立場から審議された。

その結果、本学の入学定員については、平成 19 年度以降、総入学定員レベルを固定化せず、必要に応じて柔軟に取扱い、ある学部、学科の定員削減や定員増が必要と認められた場合には、一定幅の削減ないし増員を認める変動型方式に移行すること、さらに本学の財政基盤を安定させるため、総入学定員に大きな振幅・変動を伴わないよう、平成 23 年度までは原則として総入学定員を 4,030 人前後で調整し、定員調整の方法は、定員の再配分、再配分と純増、純減の組合せを検討して行うとの基本方針が大学協議会で決定された。

この方針に基づき、本学は法学部、経済学部、商学部の入学定員を平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間で段階的に削減（各学部 100 人以内）することを決定し、平成 19 年度は法学部、経済学部 50 人、商学部 40 人、平成 20 年度さらに商学部 40 人を削減した。

以上のように本学は、法学部、経済学部、商学部の学生教育サービスを充実させる措置として定員を削減する一方で、新たな社会的ニーズに対応すべく、本学の意思決定の手順に従い、平成 18 年度に薬学部を四年制 2 学科から六年制 1 学科に改組したうえで入学定員を 50 人増員した。

続く平成 19 年度には人文学部教育・臨床心理学科（入学定員 100 人）の設置、附属看護専門学校を廃止して医学部看護学科（入学定員 100 人）を設置し、スポーツ科学部の入学定員を 50 人増員した。さらに平成 20 年度には、理学部の学生募集力を強化するため、従来の 4 学科に加え、「ナノサイエンス・インスティテュート」「社会数理・情報インスティテュート」を新設する。

本学の収容定員と在籍学生数との関係は、次表のとおりである。

平成 16 年度以降の学部収容定員超過率推移

学部	学科	平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度			平成 19 年度		
		収容定員	在籍学生数	超過率	収容定員	在籍学生数	超過率	収容定員	在籍学生数	超過率	収容定員	在籍学生数	超過率
人文	文化	360	447	1.24	360	413	1.15	360	431	1.20	360	446	1.24
	歴史	240	292	1.22	240	306	1.28	240	295	1.23	240	306	1.28
	日本語 日本文	240	289	1.20	240	297	1.24	240	287	1.20	240	283	1.18
	教育・臨床 心理	----	----	----	----	----	----	----	----	----	100	113	1.13
	英語	320	397	1.24	320	402	1.26	320	384	1.20	320	415	1.30
	ドイツ語	165	194	1.18	170	209	1.23	175	218	1.25	180	225	1.25
	フランス語	165	208	1.26	170	209	1.23	175	212	1.21	180	216	1.20
	東アジア地 域	240	294	1.23	240	292	1.22	240	305	1.27	240	315	1.31
	学部計	1,730	2,121	1.23	1,740	2,128	1.22	1,750	2,132	1.22	1,860	2,319	1.25
法	法律	1,860	2,339	1.26	1,840	2,332	1.27	1,820	2,207	1.21	1,750	2,210	1.26
	経営法	780	1,001	1.28	780	1,036	1.33	780	1,008	1.29	800	1,020	1.28
	学部計	2,640	3,340	1.27	2,620	3,368	1.29	2,600	3,215	1.24	2,550	3,230	1.27

Ⅱ. 大学 学生の受け入れ

経済	経済	2,000	2,570	1.29	1,925	2,435	1.26	1,850	2,229	1.21	1,770	2,103	1.19
	産業経済	800	1016	1.27	800	1027	1.28	800	987	1.23	780	952	1.22
	学部計	2,800	3,586	1.28	2,725	3,462	1.27	2,650	3,216	1.21	2550	3,055	1.20
商	商	1,025	1,420	1.39	935	1,245	1.33	920	1,142	1.24	910	1,146	1.26
	経営	880	1,069	1.21	880	1,121	1.27	880	1,097	1.25	870	1,116	1.28
	貿易	800	991	1.24	800	993	1.24	800	998	1.25	780	987	1.27
	学部計	2,705	3,480	1.29	2,615	3,359	1.28	2,600	3,237	1.25	2,560	3,249	1.27
商学部第二部商		800	991	1.24	800	1,030	1.29	800	1,025	1.28	800	992	1.24
理	応用数	240	277	1.15	240	283	1.18	240	293	1.22	240	278	1.16
	応用物理	240	271	1.13	240	275	1.15	240	266	1.11	240	296	1.23
	化	240	288	1.20	240	264	1.10	240	266	1.11	240	282	1.18
	地球圏科	240	271	1.13	240	272	1.13	240	279	1.16	240	285	1.19
	学部計	960	1,107	1.15	960	1,094	1.14	960	1,104	1.15	960	1,141	1.19
工	機械工	415	488	1.18	410	466	1.14	405	452	1.12	400	502	1.26
	電気工	415	497	1.20	410	472	1.15	405	478	1.18	400	494	1.24
	電子情報工	545	612	1.12	550	618	1.12	555	641	1.16	560	672	1.20
	化学システム 工	415	541	1.30	410	502	1.22	405	472	1.17	400	492	1.23
	社会デザイン 工	415	471	1.13	410	494	1.20	405	479	1.18	400	473	1.18
	建築	415	503	1.21	410	492	1.20	405	508	1.25	400	483	1.21
	学部計	2,620	3,112	1.19	2,600	3,044	1.17	2,580	3,030	1.17	2,560	3116	1.22
医	医	600	635	1.06	600	640	1.07	600	626	1.04	600	628	1.05
	看護	----	----	----	----	----	----	----	----	----	100	110	1.10
	学部計	600	635	1.06	600	640	1.07	600	626	1.04	700	738	1.05
薬	薬	450	537	1.19	420	520	1.24	530	613	1.16	460	488	1.06
	医療薬	----	----	----	----	----	----	----	----	----	180	246	1.37
	製薬⇒生命薬	270	336	1.24	300	373	1.24	240	280	1.17	180	220	1.22
	学部計	720	873	1.21	720	893	1.24	770	893	1.16	820	954	1.16
スポーツ 科	スポーツ科	730	937	1.28	710	940	1.32	690	854	1.24	720	867	1.20
	健康運動科	240	311	1.30	240	317	1.32	240	304	1.27	250	311	1.24
	体育	----	1	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----
	学部計	970	1249	1.29	950	1257	1.32	930	1158	1.25	970	1178	1.21
合計		16,545	20,494	1.24	16,330	20,275	1.24	16,240	19,636	1.21	16330	19972	1.22

## II. 大学 学生の受け入れ

入学定員超過率を大学全体でみると、平成 16 年度 1.167 倍、平成 17 年度 1.207 倍、平成 18 年度 1.137 倍、平成 19 年度 1.240 倍と変動している。

平成 19 年度は予想以上に入学者数が超過し、各学部にとってかなりの負荷がかかる状態という結果になった。平成 16 年度から平成 18 年度まで、入学者が超過した学科はいくつかに過ぎなかったが、平成 19 年度はかなりの学科で入学者が超過した。特に高い超過率となった学科は、人文学部は英語学科 1.563 倍、東アジア地域言語学科 1.467 倍、法学部は法律学科が 1.290 倍、商学部は全学科とも高く、経営学科 1.419 倍、貿易学科の 1.300 倍、商学科 1.282 倍、理学部は応用物理学科が 1.583 倍と特に高く、その他の学科も 1.250 倍から 1.283 倍と高くなった。工学部は、機械工学科の 1.550 倍、化学システム工学科 1.450 倍、電気工学科 1.380 倍、電子情報工学科 1.286 倍、社会デザイン工学科 1.190 倍と非常に高くなった。

入学定員超過率については、次表のとおりである。

平成 16 年度以降の学部入学定員超過率推移

学部	学科	平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度			平成 19 年度		
		定員	入学	超過率	定員	入学	超過率	定員	入学	超過率	定員	入学	超過率
人文	文化	90	117	1.300	90	98	1.089	90	118	1.311	90	108	1.200
	歴史	60	69	1.150	60	79	1.317	60	73	1.217	60	74	1.233
	日本語日本文	60	68	1.133	60	78	1.300	60	64	1.067	60	69	1.150
	教育・臨床心理	----	----	----	----	----	----	----	----	----	100	113	1.130
	英語	80	100	1.250	80	104	1.300	80	89	1.113	80	125	1.563
	ドイツ語	45	50	1.111	45	58	1.289	45	59	1.311	45	57	1.267
	フランス語	45	53	1.178	45	54	1.200	45	56	1.244	45	57	1.267
	東アジア地域	60	76	1.267	60	66	1.100	60	83	1.383	60	88	1.467
	学部計	440	533	1.211	440	537	1.220	440	542	1.232	540	691	1.280
法	法律	450	557	1.238	450	540	1.200	450	521	1.158	400	516	1.290
	経営法	200	238	1.190	200	289	1.445	200	222	1.110	200	244	1.220
	学部計	650	795	1.223	650	829	1.275	650	743	1.143	600	760	1.267
経済	経済	450	475	1.056	450	540	1.200	450	501	1.113	420	473	1.126
	産業経済	200	218	1.090	200	235	1.175	200	220	1.100	180	204	1.133
	学部計	650	693	1.066	650	775	1.192	650	721	1.109	600	677	1.128
商	商	230	276	1.200	230	281	1.222	230	251	1.091	220	282	1.282
	経営	220	263	1.195	220	260	1.182	220	261	1.186	210	298	1.419
	貿易	200	229	1.145	200	252	1.260	200	244	1.220	180	234	1.300
	学部計	650	768	1.182	650	793	1.220	650	756	1.163	610	814	1.334
商学部第二部商		200	249	1.245	200	255	1.275	200	228	1.140	200	242	1.210

## II. 大学 学生の受け入れ

理	応用数	60	61	1.017	60	67	1.117	60	66	1.100	60	75	1.250
	応用物理	60	61	1.017	60	66	1.100	60	64	1.067	60	95	1.583
	化	60	74	1.233	60	65	1.083	60	71	1.183	60	77	1.283
	地球圏科	60	66	1.100	60	74	1.233	60	70	1.167	60	76	1.267
	学部計	240	262	1.092	240	272	1.133	240	271	1.129	240	323	1.346
工	機械工	100	114	1.140	100	107	1.070	100	108	1.080	100	155	1.550
	電気工	100	110	1.100	100	108	1.080	100	116	1.160	100	138	1.380
	電子情報工	140	165	1.179	140	154	1.100	140	161	1.150	140	180	1.286
	化学システム 工	100	118	1.180	100	107	1.070	100	104	1.040	100	145	1.450
	社会デザイン 工	100	110	1.100	100	128	1.280	100	108	1.080	100	119	1.190
	建築	100	127	1.270	100	109	1.090	100	126	1.260	100	112	1.120
	学部計	640	744	1.163	640	713	1.114	640	723	1.130	640	849	1.327
医	医	100	100	1.000	100	100	1.000	100	100	1.000	100	100	1.000
	看護	----	----	----	----	----	----	----	----	----	100	110	1.100
	学部計	100	100	1.000	100	100	1.000	100	100	1.000	200	210	1.050
薬	薬(医療薬)	90	102	1.133	90	120	1.333	230	249	1.083	230	243	1.057
	製薬⇒生命薬	90	104	1.156	90	109	1.211	----	----	----	----	----	----
	学部計	180	206	1.144	180	229	1.272	230	249	1.083	230	243	1.057
スポーツ 科	スポーツ科	170	215	1.265	170	222	1.306	170	182	1.071	210	243	1.157
	健康運動科	60	79	1.317	60	77	1.283	60	66	1.100	70	83	1.186
	学部計	230	294	1.278	230	299	1.300	230	248	1.078	280	326	1.164
合 計		3,980	4,644	1.167	3,980	4,802	1.207	4,030	4,581	1.137	4,140	5,135	1.240

### 【点検・評価】

本学では、入学定員の基本方針を全学的な委員会で決定することにより、社会情勢の推移・動向、各学部の実情、本学のあるべき姿・方向性、経営・財政問題などを踏まえた入学定員とし、学内合意を形成している。

収容定員に対する在籍学生数の比率に影響する要因は、第一に入学者数、次に留年生数である。入学定員と入学者数との関係では、この4年間において平成19年度が最も入学定員超過率が高い結果となった。適正な学生数の確保を目指し各学部学科別に過去数年のデータを参考とし合格者数を決定しているが、毎年の本学を取り巻く状況の変化などにより、結果的には推定どおりにいかない学科がでた。その理由として次の二つがあげられる。

まず国立大学の動向である。この数年の大きな状況の変化として、国公立大学が独立法人化されたことにより国公立大学が全国的に合格者を増加させ、全国平均として文系学部で定員の1.2倍、理系学部で定員の1.1倍を入学させていたこと、関西の私立大学や本学周辺大学なども合格者数を増やしていたことがあげられる。その影響を受けた本学では、平成18年度入試では多数の学科にお

## II. 大学 学生の受け入れ

いて追加合格者を出さざるを得ない状況が起きた。これを受けて平成 19 年度入試では、学内的には前年度追加合格者を多数の学科で出したことによる反動と、結果検証で判ったことではあるが、国公立大学が合格者数を絞ったことによる影響を受け、理系学部の多くの学科で入学者が大きく超過した。

次いで近隣の私立大学の動向である。文系学部は、とりわけ近隣の特定大学の合格者数に大きく影響を受けている。平成 17 年度までは 4,000 人程度の合格者で推移していた近隣の大学が、平成 18 年度入試合格者を前年より 546 人増加させた。平成 19 年度については、総合格者数は同程度ではあったが、学部・学科によっては大きな差異がでていた。このため本学では、学科によって入学歩留りに影響があり、追加合格者を出さざるを得なくなったり、入学者が大きく超過した学科が出た。

平成 19 年度の収容定員超過率が全般的に高くなったのは、上述のとおり想定した歩留率を超える入学者があったためである。入学者が予想よりも増加したことによって、あらかじめ設定していた外国語科目やスポーツ実習の 1 クラス当たりの受講者数が増加することになり、教育効果にも影響を与えることが懸念されている。

入学定員超過率が全体的に高くなった平成 19 年度であるが、人文学部は平成 16 年度の 1.211 から平成 19 年度の 1.280 まで毎年高くなってきており、定員が各学科少ないことと、近郊大学の影響を最も受けやすいこともあり特に高くなっている。

法学部は、平成 18 年度 1.143 から平成 19 年度の 1.267 の間であり、やや高めで推移している。

経済学部は、平成 16 年度の 1.066 から平成 19 年度の 1.128 と上手く収まっている。

商学部は、平成 16 年度 1.182、平成 17 年度 1.220 と高くなり、平成 18 年度 1.163、平成 19 年度は特に高く 1.334 となってしまうている。商学部第二部は、平成 18 年度の 1.140 から平成 17 年度の 1.275 の間となっている。

理学部においては、平成 16 年度から平成 18 年度までは 1.092 から 1.133 に収まっていたが、平成 19 年度は 1.346 と非常に高くなった。

工学部も、平成 16 年度から平成 18 年度までは 1.114 から 1.163 に収まっていたが、平成 19 年度は 1.327 と非常に高くなった。

医学部は医学科については、平成 16 年度から平成 19 年度まですべて 1.00 となっている。平成 19 年度から開設の看護学科は 1.100 となっている。

薬学部は、平成 16 年度の 1.144、平成 17 年度の 1.272 と定員超過率が高いが、平成 18 年度 1.083、平成 19 年度 1.057 と改善されている。

スポーツ科学部は、平成 16 年度 1.278、平成 17 年度 1.300 と高いが、平成 18 年度は 1.078、平成 19 年度は 1.164 と収まってきている。

### 【改革・改善策】

本学の入学者数は、前述のように国公立大学の動向や周辺私立大学相互の影響を受けざるを得ない。また、私立大学としての財政面のバランスなど、多くの要因を勘案して入学者数の予測を行わねばならない。今後も社会情勢や社会的ニーズへの対応、教育環境の充実を図りつつ、全学的見地から決定していく。歩留率・入学者数の推定は非常に困難になっているが、定員の確保をはかりながらも超過はできる限り避けなければならない。特に収容定員および入学定員の超過は、教育上、学生生活上も良い影響を与えないことは明らかであり、今後全力をあげて解消を目指す。

国立大学や近郊の大学の動向を事前に捉えることは不可能であるが、事後の詳細な検証と過去の

データの詳細な分析によって、確実な定員管理の実現を目指す。同時に、入学者数が入学定員を下回ることはないよう、学部学科再編をも見据えて本学の教育研究の充実を図っていく。

入学定員の基本方針は、今後も全学的な審議組織で決定することにより、社会情勢の推移・動向、各学部の実情、本学のあるべき姿・方向性、経営・財政問題などを踏まえた入学定員とする。

### (9) 編入学者、退学者

#### ①編入学生及び転部・転科学生の状況

##### 【現状の説明】

ここ5年間の編入学者、転入学者、学士入学者、転部者、転科者の数は次のとおりである。

編入学者(5年制高等専門学校、短期大学、専修専門学校等を卒業して本学に入学する者)数は、平成18(2006)年度(6人)、17年度(18人)、16年度(25人)、15年度(48人)、14年度(34人)で、平均すると26.2人となっている。

転入学者(4年制他大学から本学に入学する者)数は、平成18年度(10人)、17年度(4人)、16年度(7人)、15年度(5人)、14年度(2人)で、平均すると5.6人となっている。

学士入学者(4年制他大学卒業後に本学に入学する者)数は、平成18年度(1人)、17年度(2人)、16年度(5人)、15年度(7人)、14年度(4人)で、平均すると3.8人となっている。

転部は、平成18年度(19人)、17年度(21人)、15年度(14人)、14年度(27人)、13年度(21人)で、平均すると20.4人となっている。

転科(平成16年度から制度化)は、平成18年度(4人)、17年度(3人)、16年度(2人)で、平均すると3人となっている。

編入学、転入学入試の現状は、編・転入学を目的とした特定の予備校的な通信制短大からの志願者が大部分を占め、高等専門学校や通常の短期大学、4年制大学からは、わずかになっている。学士入学については、商学部二部への志願者が多い。

転部・転科については、本意ではない学部・学科に入学し、入学後、本来行きたかった学部・学科に転部・転科しようとする学生も少なくない。

##### 【点検・評価】

編・転入学入試については、一般の入試に合格できない場合の一つの道になっており、今後検証を行う。学士入学については、目的意識を持ち入学してきており評価ができる。

転部、転科に関しては、受験当初に考えていた内容と大きく異なる学部・学科に入学したため、入学後に修学意欲が低下した学生に、新たな目標に向けて頑張るチャンスを与えるという点では評価ができる。

##### 【改革・改善策】

編入学、転入学、学士入学の入学者については、入学後の成績や周囲への影響などの調査をし、その結果をみて今後の合格判定に生かしていく。

また、転部・転科に関しては、成績が悪くても転部・転科できるとの誤った考えの学生が多いため、出願資格条件を厳しくする等の見直しを検討する。

#### ②退学者の状況と退学理由の把握状況

##### 【現状の説明】

最近5年間の退学者数は、平成14年度407人、平成15年度445人、平成16年度423人、平成



## II. 大学 学生の受け入れ

17年度 453人、平成18年度 403人で、平均 426.2人となっている。

理由別にみると、進路変更（他大学再受験、専門学校への進学、就職等）を理由とする積極的な退学もあるが、実際には成績不振によって卒業の見込みがない者など、やむなく進路を変更する者が多い。経済的理由をあげる場合は、4年間で卒業できないために親が学費を打ち切るような事例もあるが、すでに入学時から経済的に困窮していたケースも少なくない。本学では、学費負担者の死亡など経済事情の急変により就学が困難になった場合の支援も用意してはいるが、制度を知らずに退学願を出す学生もいる。ゼミナール担当教員などにも相談することなく、直接担当窓口で退学願を提出する者も少なくない。

なお、「一身上の理由」をあげる場合、プライバシーの問題等により、理由を追求することが難しいが、精神的疾患によるものも少なくないと推測される。

### 【点検・評価】

退学理由からみる限りでは、入学者の学力不足、修学意欲の欠如、精神的あるいは自我の未発達などが大きな要因であるとみられる。これは、初等・中等教育の影響も否めない。また、学生が卒業後に社会から期待されるもの（専門性、国際性、幅広い教養等）により、学生自身にのしかかるストレスなども大きな影響を与えているものと推測される。学籍を担当する教務課窓口では、退学を申し出る学生や父母に対して、可能な限り親身に対応するよう努めており、必要に応じて学生の所属学部事務室や担当教員などにも連絡をとって、極力学生が不本意な選択をしないよう配慮している。

### 【改革・改善策】

学生の境遇に共感し、学力はもとより精神面の指導を行うことが急務であると考えられる。従来からの修学指導では、その効果は極めて限定的であると言わざるを得ない。全学生を対象とした定期的指導体制の構築と、ドロップアウトしそうな学生に早期に教職員が気づき、それをケアすることが鍵となる。そのためには平成19年度から導入した出席管理システムを活用することを検討する。学生の指導や対処を機動的かつ充実したものにする事ができる。HDセンターとの連携などのケア体制の整備を早急に検討する。

## 4. 学生の受け入れ

## 2) 大学院における学生の受け入れ

## 【到達目標】

本大学院は、急速に進歩を続ける科学の真理を探求するために学術研究を遂行し、社会に寄与することを目標としている。すなわち、自由に研究できる環境の中で、社会が求める自発的で創造性豊かな人材、深い専門性をもった教養豊かな「人らしき人」を育成し、社会の発展に寄与することである。教育効果を高め、この目的を具現化するため、平成 19 年度の本学の事業計画は、「募集活動を充実するために、優れた資質をもつ学生が入学するように、適切な入学者選抜方法を検討する」と明示している。学力はもちろんのこと、個性豊かで多才な学部学生や、すでに社会に出て仕事をしている学究の徒が入学できるように、9 つのすべての研究科は、さまざまな選抜方法を検討し拡充を図っている。わが国が人口減少社会に入り、学部・大学院生を中心とする若い年齢層の減少の中にあっても、大学院入学者の質を担保するためには、入学選抜にあたって、客観性・公開性・公正性を担保しなければならない。これらの基準を維持しつつ、入学志願者の確保を目指して、学部と協力して飛び級入学や学部での大学院単位取得の導入、社会人、外国人留学生在が入学しやすい入試科目、環境整備を図っている。現在、入学定員に満たない状況が続いている中、九州の中核都市である福岡に位置する総合大学としての特性をいかんなく発揮し、魅力ある学内体制のさらなる整備を計画しているところである。

## (1) 学生募集方法、入学者選抜方法

## 【現状の説明】

学生募集方法は、主に学内ポスター、大学院発行冊子および大学院ホームページで行っている。各研究科の教育理念・目的を予め明示し、多様な受入れ制度を導入している。

入学試験実施については、次のとおりである。

修士課程・博士課程前期については、秋季、春季の年 2 回入学試験を実施している。博士課程後期については、春季入学試験のみ実施している。ただし、スポーツ健康科学研究科は、秋季・春季の年 2 回実施している。

一般入学試験での受験資格は、4 年生大学を卒業または卒業見込みの者、あるいは学校教育法第 68 条の 2 第 4 項の規定により学士の学位（大学評価・学位授与機構）を授与された者および見込みの者。また、外国において通常の課程による 16 年の学校教育を修了または修了見込みの者、文部科学大臣が指定した者。専修学校の専門課程（修業年限 4 年以上であること、その他文部科学大臣が定める基準を満たすもの）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者および見込みの者とし、選抜方法としては、筆記試験（専門、外国語、小論文）、面接を行っている。

社会人に対しては、社会のニーズに応えるべく全研究科で受入体制をとっている。一般入学試験の条件に加え、各研究科によって多少の違いはあるが、社会人の経験が条件となっている。選抜方法は、筆記試験（専門、外国語、小論文）、面接を行っている。

外国人留学生入学試験の受験資格は、外国において大学を卒業した者および卒業見込みの者、16 年の学校教育を修了した者。学校教育における 12 年の課程を修了後、日本の大学を卒業した者および卒業見込みの者。外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者および修了見込みの者。文部科学大臣

## II. 大学 学生の受け入れ

が別に指定した者とし、選抜方法については、筆記試験（専門、外国語、小論文）、面接を行っている。

全体として平成 19（2007）年度は、入学者の 7 割が学内からの進学者である。

### 【点検・評価】

選抜方法は多様性に富み、それぞれ評価できる方法である。しかし、学生の志願者が年々減少しており、専攻によっては受験者がいない研究科もある。本学が実施している多様な人材を受け入れるための多種の入試制度も、志願者・入学数への影響は大きいとは言えず、入学定員の見直しは、今後避けられないであろう。社会人、留学生の入学数は研究科によっては差があるが、全体で毎年 300 名程度の入学数で、同規模の私立大学に比較して少ない。

### 【改革・改善策】

各研究科においては、すでに多種の入試制度が導入されているが、学生達が大学院に何を期待し、志願してくるかの目的を把握し、大学院への進学傾向をふまえて、現在の入試制度及び学生の受け入れについて各研究科で再検討する。その際、入学選抜方法ごとに学生の学修の到達度を検証し、選抜方法に改善を加えていく。また、各研究科の学習内容及び到達目標を明確に示すとともに、広報活動を強化していく。

社会人受け入れについても受け入れ態勢を整備し、夜間開講を広報誌、募集要項にも明確に明示できるよう検討すめる。

さらに、総合大学の利点を發揮して、研究科間の学生の交流や単位互換、総合科目等の開講について検討をすすめるとともに、現在未開講になっている科目についても各研究科が開講に向けて努力し、カリキュラムの再編成などと合わせて、大学院教育の充実を図る。

## （2）学内推薦制度

### 【現状の説明】

理学・工学・薬学・スポーツ健康科学研究科では、例年 6 月に、学内推薦入学試験を実施している。文系の研究科では、法学・経済学・商学の各研究科が推薦入学試験を秋季・春季に実施しているが、毎年志願者は少ない。

さらに、法学研究科では早期卒業入学試験制度を平成 20（2008）年度より実施する。その対象は、学校教育法第 55 条により卒業見込みの者で、本学法学部の学生に限っている。今年度は 2 人の候補者が上がっている。試験は年 2 回（秋季・春季）実施する。入学試験は、筆記試験（専門、外国語、小論文）面接を行い総合的に評価する。また、法学研究科では学内特別選考入学試験を行っている。学部の卒業見込み者で、法学部 4 年生で 3 年次終了時点で総取得単位数が 110 単位以上あり、同時に平均点の加減を志望別に定めている。その他に、同研究科では資格特別配慮入学試験を実施している。その出願資格は、専門職コースを志望する本学および他大学の法学部および法学部に準ずる学部の卒業生または見込みの者と定めている。その他、専門職資格試験の合格条件も含んでいる。

スポーツ健康科学研究科では、アスリート推薦入学試験制度を実施している。スポーツ科学の知識を兼ね備え、日本のみならず世界をリードできる国際的指導者、あるいは研究者の育成を目的としている。受験資格は、競技成績の優秀な者で、一定水準以上の学業成績を持ち、修学状況に関して所属長の推薦を得られる者である。

### 【点検・評価】

特に多種の入試制度を取り入れているのは法学研究科であり、法科大学院との連携を考慮しての入試制度となっている。ただし、志願者が少ないのが現状である。各研究科の入試の筆記試験直後に面接を課しているのは、受験者の人物を確かめるには、制度として適切な面をもっている。しかしながら、専門知識に関する学力を問うという点では、各研究科とも更なる検討の必要がある。

### 【改革・改善策】

志願者状況や学内推薦制度の再検討と、他大学からの推薦による入学制度も積極的に検討する。

## (3) 門戸開放

### 【現状の説明】

平成 19 (2007) 年度入学者数は、前期課程 251 人、後期課程 181 人である。本学出身者以外の入学者は、前期課程では約 2 割、後期課程では 1 割にも満たないのが現状である。

### 【点検・評価】

現在の入学試験制度の募集方法、入学試験方法、試験の時期は、社会に門戸を開く入試制度としては十分と思われるが、志願者数が伸びないのが現状である。

### 【改革・改善策】

各研究科とも、学生の進路、目的を把握し、魅力あるカリキュラム編成に努める。受験生に対しては、教員の研究分野をホームページや募集要項に掲載し公開しているが、受験生への広報活動を強化するため、シラバスについても学外者が閲覧できるよう検討していく。さらに志願動向の調査も各研究科で実施し、現状の把握と志願者増に努める。

## (4) 飛び入学

### 【現状の説明】

本大学院では、法学研究科、理学研究科、工学研究科、スポーツ健康科学研究科が飛び級入学試験制度を実施している。選抜の基準は一般と同様である。受験資格は、学部で 3 年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本学大学院が認めた者である。大学 3 年の在籍しかないことで大学卒業の資格が満たされず、大学院を中退すると高校卒業の資格しか得られないこともあり志願者が少ない。過去 5 年間の志願数は、各研究科 5 名以下である。

### 【点検・評価】

志願者が少ないということは、この制度が学生のニーズと合致していないという証しであり、学生の動向を十分確認し、更なる検討をすすめていくことが重要である。

### 【改革・改善策】

飛び級入試に対する学生の考えを聞くとともに、各研究科が実施する早期卒業の利点を学生に周知する。入試形態の多様性は、学部学生にとって多くの選択肢があることになるが、逆に工学系の学生にとっては資格試験の受験資格を失うなどのデメリットもあり、制度の改善に向け今後検討していく。

## II. 大学 学生の受け入れ

### (5) 社会人の受け入れ

#### 【現状の説明】

平成 19（2007）年度社会人入学試験による受入数は、人文科学研究科 17 人、法学研究科 3 人、商学研究科 3 人、理学研究科 1 人、工学研究科 2 人、薬学研究科 4 人、スポーツ健康科学研究科 5 人である。

人文科学研究科では、平成 12 年に教育・臨床心理専攻が夜間大学院として開講したため、社会人の入学者が多い。

#### 【点検・評価】

社会人の受入れについては、各研究科で導入しているが、夜間開講を実施している研究科では入学者が多く、実施していない専攻科との間に大きな差がある。夜間開講は社会のニーズに応えた適切な改革である。

#### 【改革・改善策】

社会人の受入れは、夜間大学院生の増加に寄与したが、一方で夜間の事務組織が十分でない。今後、院生の増加に伴い窓口業務の充実をはかる。そのためには各部署との事務連携を強化し、効率的に業務が遂行できるように改善する。他研究科にも夜間開講を促し、意欲のある社会人の多様なニーズに応えられるような学習環境作りを行う。

### (6) 科目等履修生、研究生等

#### 【現状の説明】

平成 19（2007）年度科目等履修生と研究生の在籍状況は、9 研究科のうち、医学研究科を除く 8 研究科で、科目等履修生 2 人、研究生 46 人である。本大学院では、学問の専門的知識の向上や生涯学習の一環として社会人にも大学院の開講科目を開放することは、豊かな教養や専門職の幅広い知識を養うための制度と位置付けている。

科目等履修生のなかには、教職の資格課程科目の取得を目的とする者もいる。科目等履修生として一つまたは複数の授業科目の受講を志願できる者は、福岡大学大学院学則にのっとり審査され受理される。ただし、留学生の在留資格を得ることを目的とする者は、志願することはできない。

研究生は、大学院修了者または満期退学者に相当すると認められた者を受け入れており、研究指導を受けながら、専門知識を深め、在籍期間中は大学院学生に準じて、学内の研究施設を利用することができる。ただし、研究生の期間は、通算して 3 年を超えることはできない。

#### 【点検・評価】

科目等履修生は、研究の完成や論文作成といった明確な目的をもって志願してくる。一方、研究生を希望する者の中には、単に経歴上のブランクを避けるために志願する者や、学内の施設を利用するために志願してくる傾向があり、受入れにあたっては、受入れ側と学生との意識改革が必要である。

#### 【改革・改善策】

研究生を受け入れる際は、各指導教授が研究生規程ならびに各研究生の研究目的にそった研究指導を行い、人材育成をはかる。そのため、研究生の教育成果を定期的に検証し、研究活動の実態等の現状の把握と分析に努めて行く。

(7) 外国人留学生の受け入れ

【現状の説明】

(外国人留学生の受け入れ状況)

平成 19 (2007) 年度大学院留学生 (正規生) 在籍者 63 名の内訳は、修士課程、博士課程前期においては、人文科学研究科 2 人、法学研究科 1 人、経済学研究科 34 人、商学研究科 13 人、工学研究科 3 人、博士課程後期においては、人文科学研究科 2 人、法学研究科 1 人、経済学研究科 2 人、商学研究科 2 人、工学研究科 3 人である。各研究科の平成 19 年度の入学者数は、人文科学 2 人、法学 1 人、経済学 14 人、商学 4 人、理学 0 人、工学 2 人、薬学 0 人、スポーツ健康科学 0 人である。国籍別では、中国 16 人、韓国 2 人、台湾 1 人、インドネシア 1 人、ドイツ 1 人である。留学生の 9 割以上が東南アジア出身者である。理系研究科に比べて文系研究科が多い。

【点検・評価】

外国人留学生受入れについては、まず応募書類を審査する。特に、経済的発展が著しいとはいえ、アジア出身の志願者については、経済面の審査を慎重に実施している。書類審査により志願者の学歴、生活状況にある程度把握している。入学後も留学生の出席状況を定期的に調査しているが、出席率が低い研究科もあり、留学生の私生活も含めた学生生活状況の把握にもっと意識を持つことが必要とされる。

【改革・改善策】

入国管理局の指導を受け、留学生の出席調査を毎年実施しているが、出席状況を完全には把握できていない。留学生の出席のみならず、生活状況の把握、成績評価を含め、指導教員の協力を得ながら留学生への指導を充実させていく。

(8) 定員管理

【現状の説明】

(収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性)

平成 19 (2007) 年 5 月現在、大学院研究科収容定員および在籍者は、次のとおりである。

研究科	収容定員(在籍者数)	収容定員 (在籍者数)
人文科学研究科	前期課程 102 人 (78 人)	後期課程 63 人 (41 人)
法学研究科	24 人 (18 人)	18 人 (5 人)
経済学研究科	20 人 (42 人)	30 人 (2 人)
商学研究科	20 人 (31 人)	30 人 (5 人)
理学研究科	102 人 (64 人)	53 人 (7 人)
工学研究科	120 人 (125 人)	24 人 (9 人)
医学研究科	—	120 人 (83 人)
薬学研究科	56 人 (116 人)	15 人 (23 人)
スポーツ健康科学研究科	24 人 (35 人)	12 人 (6 人)

大学院合計では、前期課程定員 468 人 在籍者数 509 人 後期課程 定員 365 人、在籍者数 181

## II. 大学 学生の受け入れ

人、収容定員に対する在籍者の割合は、前期課程では 108%、後期課程では 49%である。

博士課程後期の定員充足率が 49%という状況は問題であり、学位授与の減少等、影響が大きい。  
なお、法科大学院は博士課程収容定員 150 人に対し、在籍者 159 人で定員充足率は 106%である。

### 【点検・評価】

前期課程の志願者数は例年大きな差はないが、後期課程については、就職が困難な状況から進学者数は少ない。また、本大学院の設備が老朽化していることから、前期修了者が教育環境や施設の充実した他大学の後期課程に進学するケースもあり、大学院教育研究施設の整備が大きな課題である。

### 【改革・改善策】

博士課程後期の定員充足率の向上には、博士課程前期の学生数の増加が不可欠である。そのために、博士課程前期の幅広いカリキュラム構成や、本学の他学部出身者、他大学出身者の積極的な受け入れを図るとともに、学部からの進学者を増やすため、学部での進路指導等において大学院進学の説明を充実させることとする。また、本大学院を魅力あるものとするため、複数の研究科で総合科目を設置し、企業からの実務派教員をこれまで以上に積極的に受け入れ、大学院教育の充実を推進することも検討する。

また、施設の老朽化については、大学全体のキャンパス整備計画の中で解決を図っていく。

## 5. 教員組織

## 【到達目標】

学部、研究科、その他の教員組織の専任教員の配置は、大学設置基準にある基準定員に基づき各教員組織に設定された学内定員基準を充足することに努める。各教員組織の構成は、特に教員の年代間の円滑な継続性を果たすため均衡のある年齢構成となるように採用の際に配慮する。

また各学部教授会、各研究科通常委員会ならびに全学に関わる各種委員会の議事運営を効率よく進める教員間の連絡調整を十分なものとなるように努める。

実験・実習科目、情報処理教育科目等の実施にあたっては、助教や助手、教育技術職員等の教育研究支援職員を十分に配置して教育効果のあるものとする。

専任教員と非常勤講師の募集にあたっては広く人材を求める。採用ならびに昇格人事は、全学共通の審査基準や審査手続き規定に基づき、学部教授会あるいは研究科小委員会、全学の教育職員資格審査委員会等において十分な協議を行い、より慎重で公正な可否の決定となるように努める。

また教員の教育研究活動を評価するには、教育・研究機関としての大学の教員にふさわしい教育・研究能力を具備することに加え、社会活動や社会貢献の実績についても配慮する。

学校教育法58条改正に伴う教員組織の変更については、教員の職位名称の変更にとどまらず、特に助教と助手の機能的配置を進める。

大学院各研究科は、学内外の他の教育研究組織との人的交流に努めることとする。

## (1) 教員組織

## 【現状の説明】

(教員組織の適切性、専任教員の位置づけ、年齢構成、主要科目への専任教員の配置状況、教員組織における専任・兼任比率、教員間の連絡調整・連携体制)

本学の9学部の専任教員の定員数は、大学設置基準に定める基準定員に準じてつくられた学内定員基準に定められている。平成19(2007)年5月1日現在で、助教以上の専任教員(共通教育担当者を含む)は955人(研究推進部、資源循環・環境制御システム研究所、総合情報処理センターに属する6人ならびに特任教育職員4人を含む)である。学部ごとの大学設置基準定員に対する充足率は、商学部第二部の100.0%から医学部の523.6%の範囲にあり、大学全体では262.4%である(「大学基礎データ」表19-2)。また専任教員(助教を除く)の学内定員基準に対する充足率は、大学全体で96.1%である。

大学院研究科担当の教員は、「大学基礎データ」表19-3のとおりであるが、法科大学院を除く9研究科で、学部の専任教員の兼担となっている(「大学基礎データ」表19)。

専任教員の職位別構成についてみると、商学部とスポーツ科学部で教授が7割程度(順に71.8%、71.0%)、法科大学院で教授が81.8%の多数を占めている(「大学基礎データ」表21)。

助教以上の専任教員の年齢構成については、経済学部の50歳代、商学部の50歳代に数の偏りがみられる(「大学基礎データ」表21)。

学部ごとの専任教員1人当たりの在籍学生数は、医学部の2.0人から商学部第二部の198.4人までの範囲をとる。共通教育担当者(学生収容定員で按分した人数)を含む専任教員1人当たりの在籍学生数は、商学部第二部(82.7人)を除く全学部で60人を超えていない(「大学基礎データ」表19)。

各学部の専門教育科目全体のなかで専任教員が担当する科目数は、(平成19年度新設の人文学部教育・臨床心理学科と薬学部薬学科をのぞき)7割を超えている。各学部の教養教育科目全体のなかで専任教員が担当する科目数は、5割から6割ほどである(「大学基礎データ」表3)。



## II. 大学 教員組織

教育課程に関する教員間の連絡調整のために、各学部教務委員からなる「教務委員会」、各学部共通教育センター委員からなる「共通教育センター運営委員会」、教務委員と教職科目担当の専任教員からなる「教職課程委員会」が設けられている。他に情報処理教育に関する「情報処理教育委員会」、言語（外国語）教育に関する「言語教育研究センター運営委員会」等が設置されている。

また学部間、大学全体の教育課程に関する連絡調整は、学部長会議、大学協議会でも行われる。

学部内の連絡調整の主要な機関は各学部教授会（専任講師以上で構成）である。教授会の下に、教務連絡のための委員会、カリキュラム検討の委員会、将来構想の委員会等、短期、長期的に教育課程を検討する小委員会が設置されている。また学科や学科目系列ごとに催される定例の会議、学科や系列の代表である学科主任や系列世話人の会合では、学科や系列間の調整が図られている。

大学院各研究科における教育課程に関する教員間の連絡調整は、各研究科「通常委員会」（授業科目担当の専任教員で構成）、各研究科「小委員会」（論文指導教授で構成）、各研究科「主任会議」（専攻主任で構成）の審議によって進められている。

大学院全体の教育課程等学務に関する連絡調整は、「学務委員会」（各研究科の博士課程後期の論文指導教授のなかから各研究科長が指名する学務委員で構成）で行われている。さらには、学長、副学長、研究科長、学務委員長（学務委員の互選による）、各研究科から選出の大学院委員から構成される「大学院委員会」が、各研究科に共通する学務に関する基本事項の審議を行っている。

なお、大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置付けおよび教員組織における専任・兼任の比率については各学部の項を、法科大学院の教員組織の詳細については法科大学院の項を参照されたい。

### 【点検・評価】

専任教員の員数は、大学設置基準定員に倍する教員数を配置して、充足していると言える。教員の退職に伴う学内定員基準の欠員についても、速やかな補充に努めている。

専任教員の構成については、教授職ならびに高い年代に構成員数が偏る文系学部が一二みられる。

専任教員1人当たりの学生数、専任教員が担当する専門教育科目数の割合は適正な水準にある。

教員間の連絡調整は、学部教授会の下に配置された小委員会や学科会議、学科主任会議での議論を通じて十分に達成されている。下位組織での議論の後に教授会に諮ることで、教授会での議事が効率的かつ慎重に進められ、教授会の意思を全学の上部委員会へ伝達することに繋がっている。

各研究科での連絡調整についても、通常委員会とその下に階層的に設置された各種委員会での議事運営を通じて円滑に行われている。

この階層的に委員会を配置した制度には、簡単な事項の報告までも下部の委員会や会議から始める、それに伴い会議の開催回数が増える等の効率の悪さもみられる。

### 【改革・改善策】

高い年代または教授職に偏った教員構成がみられる学部においては、教員採用に当たって、学部長主導のもと採用候補者の年代についても配慮する。

階層的な委員会の制度にみられる教員間の連絡調整上の非能率を是正するため、会議開催前に会議資料を配付する、簡単な報告事項は資料の回覧や配付で替える等の工夫の要がある。この方法はすでに、学内のWeb上に設置された各教職員のポータルシステム内の電子メールやグループウェアを通じて実施されており、有効な連絡調整は教員のこのシステムの積極的な利用にかかっている。

(2) 教育研究支援職員

【現状の説明】

(人的補助体制の整備状況、教員と教育研究支援職員との連携協力関係、TAの制度化)

教育研究支援職員として、助手262人、教育技術職員80人、教育技術嘱託18人が、実験・実習を伴う教育科目を設置する理・工・医・薬・スポーツ科学部ならびに資源循環・環境制御システム研究所、総合情報処理センターに配属されている（「大学基礎データ」表19）。その職務は、実験・実習・実技科目の学生指導、卒業論文実験の学生指導、教員の講義・演習の準備と補助等である。

大学院生を教育研究支援の要員とするティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）とリサーチ・アシスタント（以下「RA」という。）の制度が設置されている。各研究科の大学院生のなかから選抜されたTAは、指導教授の監督の下、主に学部の授業（実験、実習、演習、卒業論文等）の補助を行っている。RAについては、学内に設置された研究プロジェクトの研究活動の補助要員として、大学院博士課程後期の学生のなかから研究プロジェクトの長の推薦によって選抜している。

なお、教員と教育支援職員との関係は各学部で様々であり、その詳細については各学部の項を参照されたい。

【点検・評価】

助手、教育技術職員、教育技術嘱託による実験・実習・実技科目における教育支援体制は、TAやRAの活用を含めて員数的に整備されて実効のあるものである。一方で、高齢化、固定化した人事制度の就業意欲への影響等によって、その人的資源が十分に活用されていない面もみられる。

外国語教育科目についての人的教育支援体制は、ほとんど整備されていないが、外国人の「外国語講師」（共通教育の外国語科目「英語」「中国語」「朝鮮語」担当）の員数の拡充や視聴覚機器の設置・活用が教育支援の代替となっているとも言える。

【改革・改善策】

研究教育支援職員の業務の活性化のために、当該職員の責任のある役割・業務の分担、より高度の技術・技能の修得のための研修制度の整備、固定化した人事制度の見直し等について、まずは問題を検討する場を設置する。

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

【現状の説明】

(基準・手続の内容、基準・手続の明確化、公募制)

専任教員と非常勤講師の採用と専任教員の昇格の手続きは、全学共通の「教育職員資格審査基準」「教育職員資格審査手続に関する規程」に基づいて行われる。これに加えて独自に設けた内規等に準じて採用・昇格人事を運用している学部、研究科もみられる。

採用と昇格の手続きは、当該の学科や学科目系列内での採用・昇格候補者の選考・協議に始まる。学部長を議長とする「人事委員会」を設置する学部もある。この選考・協議を経て当該学部の正教授会（教授で構成）へ推薦された候補者について、上記の「基準」に基づき採用・昇格の可否が採決される。正教授会での採決を経て推薦された候補者について、「教育職員資格審査委員会」（学長、副学長、各学部長、各学部から選出の資格審査委員から構成）において採用・昇格の可否が投票により採決され、次いで大学協議会での最終的な審議をもって承認される。

大学院研究科の授業科目担当者ならびに研究指導担当者の資格審査は、全研究科共通の「大学院

## II. 大学 教員組織

教育職員資格審査基準」「大学院教育職員資格審査手続に関する規程」に基づいて行われる。最初に各研究科に設置されている小委員会（論文指導教授から構成）で上記の「基準」に基づき協議の後、可否を採決する。各研究科から推薦された教員について、「大学院教育職員資格審査委員会」（学長、副学長、各研究科長、各研究科小委員会から選出の大学院資格審査委員から構成）において協議の後、可否が投票で採決され、次いで大学院委員会で審議の後承認される。なお法科大学院の教員の採用・昇格については、法科大学院教授会で資格審査を行った後、大学協議会で承認される。

### 【点検・評価】

これまで採用人事に当たっては、詳細な人物評価を確認できることから、当該の学科、学科目系列に属する専任教員の人的関係を通じての選考が多かったが、より多数の候補者から選抜できる制度と言える公募による選考も進んでとられるようになってきている。

教員の採用ならびに昇格人事あるいは研究科の教員の担当資格審査に当たっては、学部の正教授会あるいは研究科の小委員会、次いで全学の教育職員資格審査委員会あるいは大学院教育職員資格審査委員会と協議を重ねることで、人事の決定をより慎重で公正なものにしていると言える。

またこれまで採用・昇格人事の際にあまり重視されなかった教育活動歴や教育指導力についても、候補者の教育業績欄の記載内容を点検することで評価している。さらには社会的活動については、履歴書のなかに「（学会及び）社会における活動等」の記入欄を設けて評価の対象に含めている。

### 【改革・改善策】

教員の採用にあたって、人的関係による、公募による、あるいは両方法を併用する等、とるべき方法の可否は一概に言えない。ただ教員の採用後、数年の経過した時点で、その採用の適切さを事後評価することで、次の採用の機会にとるべき選抜方法を考慮する手がかりとする。

また社会貢献の活動業績については、候補者の業績書中の記載を現今より詳細にすることによって、その評価の対象としての重みを増すこととする。

## （４）教育研究活動の評価

### 【現状の説明】

#### （教育研究活動の評価方法、教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮）

教員の教育活動に対する評価は、主に授業科目ごとに受講学生による授業評価を求める「授業アンケート」の実施によって行っている。授業アンケートは共通教育科目と各学部の専門教育科目に分けて実施している。そして、いずれの授業アンケートの実施率とも極めて高いものとなっている。

教員の研究活動に関する評価は、各教員が所属する研究チーム（研究推進部に設置）の研究期間（3年間）終了時に提出する報告書中の研究チームの研究活動に対する自己評価を記述する箇所に示されている。また大学のWeb上のポータルサイト内に設置されている研究者情報システムの各教員の欄に、研究業績と担当授業科目等を掲示することで、研究教育活動の学内外向けの公開の場としている。学部の論叢・紀要等に、教員の教育研究業績を掲載している学部もみられる。

教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮については各学部の項を参照されたい。

### 【点検・評価】

授業アンケートは、回答者が調査実施日に出席の学生に限られる、実施に講義の中のかなりの時間を要する等の実施方法上の問題があるが、回答するのに負担にならない質問・回答形式の工夫や実施方法の改良を年々進めて、円滑に実施されるようになってきている。授業アンケートの回答は、集

計された結果が当該科目担当の教員に戻され、授業改善のための有効な手かぎりの一つとなっている。また、共通教育科目全体ならびに各学部の専門教育科目全体の授業アンケートについて集計した結果は、『FD（福岡大学学園通信）』等で公表されている。ただ、科目ごとの授業アンケート結果の学内外への公表は、いまだ一部の学部に限られている。

研究業績についての評価は、これまで昇格時等と公になる機会が限られていたが、大学のWeb上に公開するシステムを設けたことによって、外部評価を進んで受けようとする態勢にあると言える。

### 【改革・改善策】

教員の教育活動に関する評価については、教員自ら教育指導面の評価をするシステムを確立することも、教育活動を活性化することにつながるように思われる。また、授業アンケートの結果の公表が拡大されるには、教員の意識の改変が必要であり、その方策について検討を進める。

教員の研究活動の評価は、当面は現在のWeb上の研究業績の公開を推進して学内外から研究活動への注視を受けることで十分に替えられると思われる。

### （5）学校教育法58条の改正に伴う新たな教員組織の整備

#### 【現状の説明】

#### （新制度に対する大学の考え方、職の位置づけ、教育担当、任免手続、教学運営への関与）

学校教育法58条改正に伴い、平成19（2007）年4月1日より教員の職位を教授、准教授、講師、助教、助手に改め、その職務を「福岡大学運営規則」7条に定めた。特に助教は「学生を教授し、その研究を指導し、研究又は診療に従事する。また、必要に応じ、その所属する組織における教育研究又は診療の円滑な実施に必要な業務を行う」、助手は「その所属する組織における教育研究又は診療の円滑な実施に必要な業務に従事する」こととした。助教の資格審査は、大学設置基準16条改正に準じて改めた「教育職員資格審査基準」によって行い、理・工・医・薬・スポーツ科学部の5学部計274人の助教を配置した（「大学基礎データ」表19）。助教の任免は他の教員と同様に、当該学科内の会議、当該学部正教授会を経て全学の「教育職員資格審査委員会」において決定される。

助教の配置については、学部、学科間で差異がみられる。助教を一人も置かない学科、助手を全員助教に移し助手が在籍しない学部・学科もみられる。また、助教、助手に任期制を導入した学部もある。

助教の業務内容についても、学科によっては授業を担当する、あるいは旧制度の助手と同様に主として実験・実習・実技科目の補助をするといった違いがみられる。

助教は学部教授会の構成員には含まれない。またカリキュラム改定の作業や教員の人事等にも関わらない。ただ、助教が授業を担当する場合には、助教が学科内の小委員会等で教育内容の改善等の意見を述べる機会が設けられている。

#### 【点検・評価】

助教授から准教授への移行は、職務内容の変更も含めて円滑に行われた。これは、これまでの教授、助教授、講師の各職位が、ある程度独立した立場から教育研究にあたってきたことによる。

運営規則に定められた助教の職務は、教授・准教授・講師の教育・研究・診療の職務と、教育・研究・診療の円滑な実施を補助する助手のそれを兼ねたものである。学部・学科ごとに助教の職務のいずれを重視するかの違いによって、助教の員数や教育を担当するか否かの差異がみられる。

## II. 大学 教員組織

### 【改革・改善策】

助教を配置する学部・学科においては、それぞれの事情に応じた助教の員数や職務内容を適切に定めることが、教育課程の実効ある実施につながると考えられる。助教の職位における位置づけに関して、今後も十分な議論を重ねることが課せられる。

### (6) 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

#### 【現状の説明】

学内に付置した研究所等では、大学院生を含む多くの研究チームが、所内の設備を利用し活発に研究を行っている。また、「産学官連携センター」や「環境未来オフィス」では、学外との共同研究に大学院生を派遣し、国外の大学と大学院教育プログラムの開発を行う等、大学院教育との連動を試行している。他大学院と連携講座の協定を結び、大学院生の教育・研究指導のため非常勤講師を派遣している研究科もみられる。

#### 【点検・評価】

大学院と他の教育機関の間には、すでに様々な形の人的交流が活発に行われている。しかし、それらは個々の教員あるいは研究チームの判断のもとに行われており、大学院の組織はその多くを把握していない状況にある。

### 【改革・改善策】

大学院教育を活性化するためには、学内外の教育研究機関等との交流は重要である。大学院は、現状を調査するとともに、人的な交流に対する組織的なサポート・援助が可能となるようなシステムの構築を目指す。

## 6. 施設・設備等

## 【到達目標】

本学では、「建物の老朽化対策および機能の向上」「キャンパス空間の環境整備」「社会と時代の要請への対応」の実現に向けた「中長期施設整備計画 2005」を策定している。この計画を推進するためにキャンパス整備の「マスタープラン」を策定し、敷地に対する容積率の緩和を福岡市に要請、協議して問題の解決を図る。

「中長期施設整備計画 2005」の実施にあたっては、①学内施設全体の配置バランス②建物の省資源・省エネルギー化③障害者等への配慮を考えたキャンパス整備を行い、キャンパス・アメニティの充実を図るための施設・設備の整備にも努める。

また、環境への配慮については、環境保全センターを中心に地球温暖化防止を見据えた周辺環境への配慮、教育研究活動および医療活動にともなうキャンパス整備に対して省エネルギー設備の導入等環境への負荷の低減や環境保全を強化する。

## (1) 施設・設備等の整備

## 【現状の説明】

## (施設・設備等諸条件の整備、大学院専用施設の整備)

本学の校地・校舎面積は、校地 651,611.23 m<sup>2</sup>、校舎 328,844.71 m<sup>2</sup>を保有し、校地・校舎とも大学設置基準面積（校地 182,036 m<sup>2</sup>、校舎 144,232 m<sup>2</sup>）を十分に満たしている。七隈キャンパスの同一キャンパス内で 9 学部・大学院 10 研究科全ての教育・研究を行っており、講義棟には、講義室 193 室 (27,395.33 m<sup>2</sup>)、演習室 209 室 (8,509.86 m<sup>2</sup>)、学生実習室 138 室 (4,506.24 m<sup>2</sup>)、体育館 7 室 (8,536.06 m<sup>2</sup>) を設置している（「大学基礎データ」表 36）。

近年の建物では、平成 15（2003）年に法曹実務研究科専用施設および図書館工学部分室として法科大学院・図書分室棟（15 号館）、平成 16 年に薬学部専用施設の老朽化にともなう建て替えとして薬学部棟（16 号館）、平成 18 年に医学部再編成の施設として医学部看護学科棟を新築し教育研究施設整備の充実を図っている。

なお、大学院専用施設については、各研究科の項を参照されたい。

## (教育の用に供する情報処理機器)

情報処理機器は、学内に教育用パソコン教室として 18 室、学生がいつでも自由に利用できるオープンスペースとしての端末室 9 室を設けている。パソコン総数は 1,212 台で、学生 18 人に 1 台の割合で設置されている。また、学生が集まる A 棟、図書館ゼミ棟を中心として、学内に約 2,100 口の情報コンセントを設置し、学生が所有する個人のパソコンをネットワークに接続できるように環境を整備している。

語学学習、視聴覚機器利用による学習の機器備品は、1 号館、7 号館、8 号館、10 号館、A 棟にスクリーン、プロジェクタ、ビデオデッキ、オーバーヘッドカメラ等を設置している。

自学自習の機器は、7 号館、図書館にカセットデッキ、ビデオデッキ、DVD デッキ、モニタ等を設置している。

その他に図書目録・情報検索用パソコンとして中央図書館および分室に 104 台設置している。

## (社会へ開放される施設・設備)

図書館では学外者に対し、中央図書館、理・工・薬・スポーツ科学部分室の利用を受け入れている。これらの利用は、図書館が所蔵する図書・雑誌等の閲覧や調査・研究などの場として、あるい

## II. 大学 施設・設備等

は自習室としての利用である。ただし、図書館には学外者専用の施設はないので、本学教職員・学生と共に利用している。なお、複写機、マイクロリーダー等の機器は利用可能であるが、視聴覚資料室の利用はAVブースが少ないことから学外者には認めていない。また、定期試験期間中は閲覧室の座席が不足するため学外者の利用を断っている。

医学部分館は閲覧座席数が、198席のため医療従事者と関係学部、看護学科、看護専門学校の教職員・学生に限り利用させている。

セミナーハウスは、福岡市中央区六本松に位置し、閑静で緑豊かな住宅街の中に敷地面積6,565㎡、延床面積2,344㎡を保有しており、教員と学生の小グループが起居を共にし、演習・研究会など相互のコミュニケーションの場として利用している。

さらに、研修会・小規模の学会・シンポジウム・国際交流活動等や本学関係者以外の生涯学習（公開講座）の場としても多目的に利用されている。しかしながら、年間の客室利用状況は、3～4割程度である。

### 【点検・評価】

現有の主要な建物39棟（3階建て以上、かつ1,000㎡以上）の内、約50%、128,113㎡が昭和50年以前に建てられており、老朽化がかなり進んでいる。新耐震設計法が施行された昭和56年以前の建物まで含めると約59%、150,693㎡となっている。昭和50年以前の建物は、老朽化が著しく計画的に建て替える必要がある。また、昭和51年～昭和56年の建物についても、今後の使用計画を検討し、改修・改装を行って再利用するのか、建て替えるのか、中長期の計画を立てて実施する必要がある。

平成19年前期において、PC教室の講義での利用率は42%となっており、講義の側面からみるとパソコン台数は十分と考えられる。しかし、一般利用としての台数について考えると、入学定員3,000人以上の大学におけるパソコン設置台数は、社団法人私立大学情報教育協会の平成18年末の報告では平均6人に1台となっており、他大学と比較すると本学のパソコン設置台数は少ないと言える。視聴覚機器については、平成13年度に「教育施設・設備等検討委員会」が設けられてから、共通の操作性や取扱いの簡便性を目指した機器設備要望が年次計画的に出されるようになり、視聴覚機器が整然と整備されてきている。

図書館を建設した年代は、それほど社会貢献が叫ばれた時期ではない。したがって、社会への開放をそれほど意識せず建設したため、学外者専用の閲覧スペースの問題や時期的に利用を制限せざるをえない問題が生じている。また、利用者用のエレベーター等が設置されていないことや、バリアフリーへの対応が十分でないなど、特に高齢者や障害者にとって利用しやすい施設とは言えない。

セミナーハウスは、教育支援の補助活動事業として運営され、主に本学の学生・教職員および研究員等の本学関係者が低料金で利用しているため、経営面を考えると少なからず赤字となっている。

### 【改革・改善策】

昭和56年以前の主要な建物（約59%）については、再利用できる建物を特定し、耐震補強方法の検討を行い改修・改装を実施する。また、建て替えが必要な建物については、平成17年に策定された「中長期施設整備計画2005」の見直し時期に改めて整備対象建物に加える。

現在、大学の敷地は福岡市の都市計画における建築物の容積率が制限されており、「中長期施設整備計画」の立案・実施が困難な状況であるが、今後は「鳥飼・梅林線道路」、「地下鉄七隈線」、「外環状線道路」の開通によるキャンパス周辺の環境の変化を考えたキャンパス整備の「マスタープラ

ン」を策定して、福岡市の都市計画の見直しと併せて容積率の緩和を要請し、「建物の機能向上」、「キャンパス空間の環境整備」、「社会と時代の要請への対応」の実現に向けてキャンパス整備に取り組んでいく。

平成 22 年に PC 教室の更改を予定しているので、学生がいつでも利用できるように施設の拡充を図る必要がある。また、学内への持ち込みパソコンの対応として、教室等への情報コンセント設置をさらに進める。中・長期的な改善・改革策として、全学をあげた計画に基づく環境整備を図る体制の確立が望まれる。その実現には相当の費用が予想されるため、文部科学省補助金、日本私立学校振興・共済事業団補助金の外部資金導入も考慮に入れることは当然である。また、財政面から予算の膨張を防ぐためにも、優先順位を付した年次計画を明確にし、段階的に導入していく方を講じる。

現在、新中央図書館棟の建設が計画されている。「社会への開放」を建設の基本理念の一つとして、前項の課題等を考慮し計画に反映する。AVブースについても可能な限り学外者も利用できるようにブースの増設を実現する。

セミナーハウスは、ホームページや学内広報等で情宣し、広く社会に開放し、経営面での改善を図る。

### (2) キャンパス・アメニティ等

#### 【現状の説明】

#### (キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制)

##### (a) キャンパス緑化推進

本学では、平成 13 年を植樹推進の元年とし、キャンパス緑化推進事業を開始した。現在は環境保全センターの管理運営の下に「緑化推進キャンペーン」として進めている。一方、学生は建学の精神に基づく全人教育の一環として実施している福大生ステップアッププログラムの一つ「作ろう花と緑と心のキャンパス」を通してこの事業に参加している。

##### (b) 受動喫煙防止

平成 15 年「健康増進法」の施行を受け、職員と学生による喫煙対策実施委員会を設置し、学内における受動喫煙防止への取組みを開始した。対応策としては、分煙という基本方針を基に建物内における全面禁煙と建物外における指定の喫煙所を設置した。指定の喫煙所には統一されたデザインによる看板を立てるとともに、様々な方法による情宣を繰り返しながら受動喫煙防止への協力を呼びかけている。また、並行して学内でのたばこ販売の中止や、禁煙教室の開催といった支援活動を平成 17 年から開始した。

#### (「学生のための生活の場」の整備)

##### (a) 居住施設

本学には、直営の居住施設として「国際交流会館国際交流棟」「片江研修館」「自修寮」「体育寮」がある。

平成 12 年 2 月に、外国人留学生と日本人学生が日常生活をともにしながら相互理解を図ることを目的とした施設として国際交流会館国際交流棟が、大学まで徒歩で約 10 分の位置に建設された。建物の概要は 5 階建てで、1 フロア 20 室の総部屋数 100 室、内訳は日本人学生用個室 70 室（男子用 28 室、女子用 42 室）、外国人留学生用個室 30 室（男子用 12 室、女子用 18 室）である。



## II. 大学 施設・設備等

この国際交流会館に隣接する片江研修館は、短期研修者用宿泊室および研修室が設置された施設で、年間を通して日本人学生、外国人学生が利用している。

自修寮は規律ある共同生活を通じて高い教養と人格の形成を目的とした男子寮であり、鉄筋4階建てで定員は46名である。

体育寮は体育活動助成を目的とした男子寮であり、鉄筋4階建てで定員は48名である。

### (b)学内施設

#### ① 食堂およびレストラン

本学には学内6か所に学生食堂(2,061席)、2か所にレストラン(151席)のほか、コーヒー・ラウンジ(84席)、ファーストフード店(モスバーガー、100席)などを設置している。

#### ② 購買施設

本学では書籍や学用品の販売のほかに、DPEサービスやコピー・サービスを取り扱っている。また学内の学生食堂3か所にパンコーナーを併設し、8号館1階のオアシス・ショップでは弁当、パン、スナック菓子、飲物などを販売している。さらに平成18年度からはコンビニエンスストア(ヤマザキYショップ)が2か所で営業している。

#### ③ 憩いの場

学内には主な学生の憩いの場として、8号館オアシス・ショップに隣接されたオアシス・ホール、60周年記念館(ヘリオスプラザ)、文系センター棟1階のプラザ50などがあり、いずれも多くが憩いや語らいの場として利用している。

#### ④ 研修・宿泊施設

研修・宿泊施設としては、国際交流会館合宿研修棟に宿泊室19室(212人収容)、国際交流室・大研修室(150人収容)を備えた合宿研修棟があり、課外活動における外部からの宿泊者の対応にも使用している。

#### ⑤ 課外活動施設(体育系、文化系)

体育系の施設としては400m公認陸上競技場、人工芝サッカー場、野球場、砂入り人工芝テニスコート、ソフトボール場、人工芝ラグビー場、第一記念会堂、第二記念会堂などを活動の場として利用している。

文化系の施設としては、学而会館(部室36室、会議室、日本間道場など)、有朋会館(ラウンジ、研究会室、大ホール、音楽練習場など)、60周年記念館(小コンサートホール、音楽練習場、展示ギャラリーなど)などを活動の場として利用している。

このほか、愛好会会館(会室、ホール、ミーティング・ルームなど)、商学部第二部の部室棟オリオンホール、各講義棟の教室なども利用している。

#### (大学周辺の「環境」への配慮)

本学では、地域との交流促進を図るため平成14年度「地域と大学との懇話会」を設置した。懇話会は職員、学生、地域住民代表(周辺の自治会長6人)で構成され、定例的に年2回開催している。内容的には、現状で抱えている大学と地域間の問題や将来的な交流の在り方などを話し合っている。その中では、学生による迷惑駐輪や違法駐車、騒音問題への対応なども含まれており、解決に向けた直接的な話し合いにより対策等を決定している。

#### 【点検・評価】

緑化に関しては、緑化事業の推進により緑地帯が増え、学内の至るところで緑を目にするように

なった。それにともないベンチ等を増設し、憩いの空間を作り出している。

受動喫煙防止に向けた喫煙場所の指定にともない顕在化したのがマナーの問題である。喫煙対策実施委員会では、年に4回のマナーアップキャンペーンを実施し学生に対し協力を呼びかけており、その効果により受動喫煙についてはかなり改善されている。しかし、まだ一部の学生については、指定場所以外での喫煙や歩きたばこを行っている。

交換留学生に対する国際交流会館国際交流棟での生活についてのアンケート調査では、来日後、日本人や留学生の友人がすぐにできるため不安なく留学生生活を始められること、問題が生じてても日本人学生や管理人が解決してくれること、子女への安全対策など生活面での指導や相談も受けており、大変好評を得ている。

研修施設である片江研修館は、利用した外国人研修生のアンケートによると、宿泊室や共同施設に対して部屋が狭い、温水シャワーがないなど不満が多く寄せられている。

食堂や購買施設に関してはコンビニエンスストアやファーストフード店を学内にオープンし好評を得ており、現代の学生のニーズに一定の対応をしている。

課外活動施設では体育系の部活動に関してはほとんどの部に対し、専用の部室、あるいは練習場を割り当てている。文化系の部活動に対しても部室をはじめ、学而会館、有朋会館、60周年記念館（ヘリオスプラザ）、各講義棟の教室を利用することで充実した活動をしている。

本学としては、周辺の住環境に配慮して学生用の駐輪場と駐車場を十分に用意しているが、マナーを守らない学生への対応として、外部委託による警備員の配置により迷惑がかからないよう指導を行っており、その効果は十分に上がっている。ただし、現在行っている対応は、外部委託等に依存している部分もあり不安な一面もあるが、施設面から見た周辺環境への配慮は、おおむねできている。

また、地域住民からの苦情や要望は、騒音対策、雑草除去や樹木の剪定、砂埃の対応など多岐にわたるが、総務課を窓口として受付け、問題解決に向け関係部署への連絡、関係部署と地域との話し合いといった具体策の実行などを迅速に行っており、現状では特に問題はない。

### 【改革・改善策】

学内のキャンパス・アメニティの形成・支援に向けては、今後も緑化推進を環境保全センターが中心となり推進していく。

また、受動喫煙防止への取り組みは、引き続き定期的な喫煙マナーアップキャンペーン等による協力の呼びかけ、職員や学生の代表機関である総務委員会を中心とした学生によるマナー向上の呼びかけ等を行っていく。

片江研修館については、宿泊期間は短期であるが研修生が快適かつ充実した研修生活を過ごすための施設として早期の建て替え、あるいは最低限の設備を整えた改修に向け検討する。

課外活動施設についてはキャンパス再配置の結果、学園祭の会場変更や仮設一般グラウンドが福岡大学病院の新診療棟建設予定地と接近するといった状況となったため、今後は大学内部および近隣住民との調整を図りながら生じてくる問題に対応していく。

また、地域住民からの学生のマナーに対する苦情は大幅に減少したが、まだ一部の学生では守られていない。今後は、ガイダンスや説明会等、いろいろな機会を捉え学生へ情宣していくことが重要である。

## II. 大学 施設・設備等

### (3) 利用上の配慮

#### 【現状の説明】

##### (障害者への配慮)

施設・設備における障害者等への配慮として、①建物出入口等のスロープを13棟、②スロープの手摺りを8棟、③身障者対応エレベーターを8棟、④エレベーター押しボタン(点字)を5棟、⑤点字ブロックを1か所、⑥玄関の自動扉を2棟、⑦身障者対応のトイレを14棟、⑧車椅子対応教室を5棟に設置している。

また、現在計画している新築の建物については「福岡市福祉まちづくり条例」に基づいた設計を行っている。

##### (各施設の利用時間に対する配慮)

図書館では開講期間、夏季・春季休業期、定期試験期などの時期別、および中央図書館(各閲覧室ごと)、分館、分室など場所別に開館時間を設定している。開講期間は最終授業終了(19時30分)後、中央図書館は22時、分室は21時まで開館しており学習することができる。なお、定期試験期は中央図書館では開館時間を50分早めている。休日には中央図書館が10時から18時まで開館している。そのほか、薬学部分室では国家試験時期に学習の場を提供するため、特に開館時間を4時間延長している。

医学部分館は、毎週(日曜・祝日を含む)8時50分から21時まで開館している。休館日は、8月15日と12月29日～1月3日の7日間である。

#### 【点検・評価】

障害者等に配慮した施設の整備は、これまで既存の建物については改修時に、新築の建物については「福岡市福祉まちづくり条例」に基づきバリアフリー化を実施してきており、主要な建物は整備している。現在も建物の改造をとまなわないスロープ・手摺り・車椅子対応教室等の設置については要望に応じて随時実施している。

図書館の夜間開館については職員の対応が可能な範囲で利用時間を広げる努力をしているが、中央図書館では日曜日は18時で閉館するため延長の要望があり、医学部分館では24時間開館の要望もある。また、中央図書館では、視聴覚資料室(AVブース)を平日18時、土曜日12時35分に閉室しているが、DVDなどの視聴時間を考慮すると開館時間の延長を検討する必要がある。特に医学部分館は深夜の利用が多いことから、職員と保安員の連携強化等、保安体制の一層の充実が不可欠である。

#### 【改革・改善策】

今後の障害者等への配慮として、新築する建物については今後も「福岡市福祉まちづくり条例」に基づきバリアフリー化を実施していく、建物によっては「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)も考慮する。

また、今後も使用する未整備の建物については年次計画で改修等を実施し、キャンパス内の高低差の問題についても今後のキャンパス整備計画の中で解消していく。

図書館の日曜開館延長については、利用者の要望を分析し適切な開館時間を設定する。また、視聴覚資料室(AVブース)については、施設の配置や機器を充実することで要員を増やすことなく、利用時間の延長が図られる。詳細について今後検討を重ね、いずれも新図書館棟建設時に実現する。

### (4) 組織・管理体制

#### 【現状の説明】

##### (施設・設備等を維持・管理するための責任体制)

大学における施設・設備等の維持・管理については、施設部（施設一課、施設二課）が担当している。施設部には、施設・設備等の維持・管理に必要な有資格者が配属されており、これらの職員が専門的な技術・知識を基に自ら、または専門業者と打合せをしながら、日常および定期的維持・管理、保全等を行っている。

また、法律によって義務付けられている主任技術者等の選任については、職員（有資格者）および建物管理の委託業者の中から担当者を選任し、法令で規定された職務についての権限を与え、学内外に対して責任を持たせている。

##### (施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステム)

学内の施設・設備の衛生・安全を確保するために、七隈地区、烏帽子地区には中央監視装置を設置し、施設・設備の衛生・安全に関わる運転・管理および異常について集中管理し、防災センターとしての機能を24時間体制で行っている。

また、各施設・設備については、定期的に保守点検・清掃を行い、衛生・安全確保に努めている。

#### 【点検・評価】

大学の施設・設備の維持・管理、保全等を十分に行うためには建築・設備に関する専門知識が不可欠である。本学では、施設部職員に建築・設備関係の各種資格の取得を奨励しており、受験する場合は受験費用の補助を行っている。

また、維持・管理および保全等を専門業者に委託する場合は、大学が主体となって指示、確認を行っている。

中央監視装置で運転・管理する七隈地区（文系センター棟エリアと60周年記念館・A棟エリア）および烏帽子地区（メディカルエリア）については専門業者と設備運転管理業務委託契約を締結し、日常の運転操作および設備管理を委託している。七隈地区内の文系センター棟エリアと60周年記念館・A棟エリアは委託業者が異なっていたため各種設備の維持・管理の一元管理、休日・夜間における緊急体制の強化および管理コストの削減等を図るため、一社による一括管理とした。なお、文系センター棟の中央監視装置も老朽化のため取替工事を実施した。

#### 【改革・改善策】

本学では、法律に基づく施設設備の資格者届出数は、延べ33名（内委託業者5名）である。今後の施設部職員（有資格者）の定年退職による補充は新卒者の採用にこだわることなく、有資格者の中途採用を今後も行っていく。

学内には多数の施設・設備があり、まだ中央監視装置に収容されていない施設・設備がある。今後は建物の建替工事等に併せて中央監視装置に収容し、施設・設備の衛生・安全を確保していく。

### (5) 情報インフラ

この項については、「7. 図書館および図書電子媒体」および「IV教育研究施設・付置研究所」の研究推進部を参照されたい。



## 7. 図書館および図書・電子媒体等

## 【到達目標】

平成 14 年 3 月に本学の相互評価認定が行われたが、「中央図書館と分館・分室をあわせた総面積は、同規模の私立大学の半分以下であり、老朽化が進み学生用閲覧座席数も不足している」という勧告を受けた。勧告以降、平成 16 年 3 月に工学部新分室が、さらに 1 年後の平成 17 年 3 月には薬学部新分室が完成したが、抜本的な課題解決には至っておらず、勧告に指摘された老朽化や狭隘化など施設整備面の大幅な改善を図るには、新中央図書館建設以外は考えられなかった。また、平成 17 年 3 月に発生した福岡西方沖地震で中央図書館は大きな被害を受け、その後提出された耐震診断調査結果は今後の大きな地震による危険性を指摘しており、学生・職員の安全について警鐘を鳴らしていた。

このたび、創立 75 周年記念事業の一環として、待望していた新中央図書館の建設が決定した。学生の学力低下あるいは活字離れが指摘されている中、学生の知的関心を喚起し、書物に親しませるためにも、新中央図書館では全館開架方式を実現し図書館活用の一層の促進を期待している。

具体的には従来の図書館機能を具備し、今後の更なる ICT 化に対応可能な態勢を備え、閑静な読書空間は確保しつつイベントホール、AV ルームや資料展示室などを併設する多目的な学内外の研究・教育のシンボル施設として新中央図書館を位置付ける。さらに学生に学習の場、ゆとりの場を提供し大学に対する帰属意識を高めるとともに、ユニバーサルデザインに対応した、開かれた生涯学習・地域密着型施設として、また分館・分室を含めた図書館全体を統括する中枢的管理・運用サイトとして機能させる。

電子ジャーナルやデータベースをはじめとする電子資料への変化、利用者のインターネットへの依存による利用動向の変化が著しい。しかし、図書館運営の根幹は、安定した学術情報システムの構築であり、高度情報化社会に対応した研究・教育を支える情報資源の保存、発信である。さらに学生に対するスタディデザインの提示といった学習支援にも力点を置いている。

新中央図書館の建築と並行して、学内における学術情報の提供責任部署として全学体制を睨んだ迅速なサービス体制への対応を行う。具体的には学際的な研究・教育支援体制への流れに従い、工学・自然科学・薬学・生命科学分野への専門的な情報提供を可能とする管理・運営を目指す。また人文・社会科学分野を主とした学術情報提供については、現在の中央図書館における学術情報の集積を生かしたコンテンツの作成、情報リテラシー教育といった電子情報サービスをコア業務として確立する。

しかし、財政緊縮下での外国雑誌や電子資料費の高騰、図書館専任職員の減員や高齢化など図書館を取り巻く状況は一段と厳しさを増している。この様な限られた資源の中で利用者サービスの一層の充実・強化を行うには、競争的資金の獲得、組織の再編成および人的資源の確保などによる合理的・効率的な図書館運営が求められている。

資料費の高騰については、高騰分を補填する予算の増額を引き続き要望するが、国公立大学間のコンソーシアムを強化しそのスケールメリットを最大限活用するとともに、機関リポジトリ構築により各図書館と連携し、資料の共有化を一層促進させることが重要である。また、平成 20 年より業務委託を従来の収書・整理業務に加えて出納・排架など閲覧業務まで拡充する。職員・アルバイトの人員削減を図るなど経費節減を進め、業務委託で生じた人的余力を付加価値の高い電子図書館サービスの充実・強化へシフトする。ただし一方では、図書館業務に関する専門的な知識・技術

## II. 大学 図書館および図書・電子媒体等

とマネジメント能力・コミュニケーション能力を兼ね備え、電子情報資源の管理・運用にも長けた図書館専門職を採用しコア業務への常時配置を検討する。

### (1) 管理・運営および業務体制

#### ① 管理・運営

##### 【現状の説明】

図書館では、図書館長・医学部分館長の館務統括、ならびに事務部長による事務全般運用に基づき、各学部の図書委員による図書委員会、医学部図書小委員会での審議を経て、蔵書構築やサービス体制の確立といった学術情報の安定かつ迅速な提供に沿った事業計画を立案、遂行している。

現在、業務分掌として人文・社会科学および自然科学関係の資料提供を行う学術情報課、医学部・病院・看護専門学校といった生命科学分野に特化した資料提供を行う医学情報課の二課体制を敷いている。両課における業務全般に関わる課題については、図書部の事務役職者で構成する図書部業務会議で検討を行い、検討結果については業務連絡会やグループウェアを利用して、図書館職員への周知徹底を図っている。

ここ数年の雑誌の高騰、電子資料費の増大に加え、予算増が見込めない現況下においては補助金申請対象での資料収集、提供といった競争的資金の獲得に向けた施策が欠かせない。具体的には電子図書館へ向けての先進的な業務について平成 18 (2006) 年度学内版「特色ある教育」での採択、図書館マルチメディア事業の継続による私立大学等特別補助への申請を行っている。

また、学内情報化推進の一環として平成 17 年 9 月に、印刷資料とネットワーク情報資源である電子資料との融合的提供を実現する、ハイブリッドライブラリーの理念に適った学術情報システム (Fukuoka University Library Information System 以下「FULIS」という。)を導入し、安定稼働させている。

##### 【点検・評価】

現在、FULIS を前提とした資料の収集・蓄積・提供といった図書館運営を行ううえでの会議体・組織は確立されている。しかし、日進月歩である電子図書館機能、e-Learning 機能に対応した次世代の学術情報提供に向けた検討ができる管理運営体制とは言えない。特に各学部に配置した分室での情報サービスに関しては、中央図書館の組織下での業務遂行に限られている。よってそれぞれの分室の機能を最大限生かす方策を講じる時期を迎えている。

各業務でのシステム化は他大学に先駆け、利用者志向に配慮したシステム仕様にに基づき構築している。特にソフト面については年次計画に沿い、システム機能を追加・整備しており充実ぶりは評価できる。しかし、ハード面の根幹である施設・設備については、中央図書館の老朽化や書庫の狭隘等の理由により、管理運営での対応だけでは限界があり、事業計画の策定に苦慮している。

##### 【改革・改善案】

施設・設備面で利用者が充足するゆとりある研究・教育および学習空間を備えた最新鋭の図書館機能を構築する。中長期施設整備計画に基づく研究・教育のシンボルとして機能する新図書館の建設構想を、図書委員会や新図書館構想研究会で検討し、構想案を具体化させる。その一環として、先進的な施設・設備、サービス内容を有する国内外の大学および専門機関の図書館を視察する。

#### ② 業務体制

##### 【現状の説明】

業務体制は大きく整理部門と奉仕部門に大別されるが、平成 14 年 4 月、図書部の組織再編がな

## II. 大学 図書館および図書・電子媒体等

され現在に至っている。整理部門は、庶務・渉外、予算管理・会計処理業務、図書・雑誌を主とした学術情報の収集・組織化に関わる調整業務、さらに電子資料の受入・収集およびシステム機器・ソフトのメンテナンス、コンテンツ作成といった電子図書館業務の三つに大別できる。

奉仕部門は、中央図書館、医学部分館、理学部・工学部・薬学部・スポーツ科学部の各分室でのカウンターにおける出納・排架・蔵書管理といった閲覧業務および相互貸借・文献複写業務、文献調査等研究・学習支援を行うレファレンス業務を持つ。

上記の業務に掛かる人員構成は、図書館長を筆頭に、事務部長他学術情報課が計 51 人（課長 1、補佐 3、専任 18、嘱託 18、臨時 11）、医学情報課が計 14 人（課長 1、補佐 1、専任 4、嘱託 4、臨時 4）の総計 67 人である。最新の情報技術を伴うサービスの検討については、図書館システムワーキンググループが対応している。また担当業務のスキルアップのため、業務研修として国立情報学研究所（以下「NII」という。）などが主催する各種講習会、セミナー、司書講習会へ積極的に参加している。

また、外国雑誌や電子資料費の高騰、外国新聞の分担保存など自館での対応が困難な案件については、各協議会（私立大学図書館協会、九州地区大学図書館協議会など計 9 関係団体）に加盟し、他大学との意見交換（九州五大学図書館職員研究会）を行っている。平成 19 年度は、私立大学図書館協会西地区部会九州地区協議会の理事校を担当し、役員会および委員会に出席、リーダー校の役割を果たしている。

平成 14 年 4 月より、収書システム(以下「PLATON」という。)の導入と同時に受発注業務の委託を行った。人件費等の経費節減や受入図書の滞貨の解消が確認できたことを受け、平成 18 年 4 月から図書整理業務についても委託を開始した。また定例で「業務委託連絡会」を開催し、委託業務の適切な遂行を確認している。

### 【点検・評価】

現在は、業務のシステム化が図られ、整理・奉仕部門全体の業務を関連付けて検証することができる。よって図書館システムワーキンググループなど様々な現場サイドからの要望による意思決定を受けた業務体制が定着している。しかし、専任職員の減員や高齢化、さらに平成 19 年度から嘱託職員の契約期間が最大 3 年間となるなど、安定したサービスの継続が難しくなる。

業務委託は、図書整理業務を加えたことで図書予算の一元管理を実現し、財務情報システム連携の簡素化へと導いた。そこでの人的余力は利用説明会やデータベース講習会といった利用者サービスへ重点化することを可能とし、利用者の情報要求に込んでいる。しかし、新中央図書館や理学部分室の新設による業務拡大を考慮すると、館内における情報基盤整備や業務委託導入の現況では、図書部としての業務内容と人員とのアンバランスが予測される。新中央図書館の基本設計作業や竣工後の運用に対して十分な業務遂行ができる体制の確保が急務である。

### 【改革・改善策】

新中央図書館の運用・管理を円滑に行うため、図書部事務組織の再編成および人的資源の確保を行う。具体的には中央図書館、各学部分室、医学部分館を総括する管理体制の下、庶務・管理グループ、収書・整理グループ、閲覧グループ、電子図書館グループに再編成する。また、平成 20 年度よりカウンターでの出納・排架など、閲覧グループまで業務委託を拡充する。

職員・アルバイトの人員削減、私学助成金の活用を図るなど経費節減を進める一方、図書館業務や情報流通に精通している専門業者の経営資源を共有することで教職員・学生に対する情報ナビゲ



## II. 大学 図書館および図書・電子媒体等

ーションや情報リテラシー支援など電子図書館サービスの拡充を行う。

また、マネジメント能力、コミュニケーション能力を兼ね備えた人材が不可欠であり、コア業務への常時配置が必要となる。よって図書館運営における実務経験を持ち、かつ電子ジャーナル、データベースといったネットワーク情報資源の管理・運用に長けた図書館専門職の採用も検討する。

### (2) 学術情報の提供および利用支援

#### ① 施設および設備

##### 【現状の説明】

施設の規模は次表のとおりである。

施設	延面積(m <sup>2</sup> )	閲覧席数(席)	収容可能冊数(冊)
中央図書館	10,429.23	1,396	1,231,000
理学部分室	385.26	48	54,000
工学部分室	2,264.11	276	201,000
薬学部分室	727.90	122	74,000
スポーツ科学部分室	213.70	48	14,000
医学部分館	2,622.80	198	411,000
筑紫病院図書室	100.00	16	9,000
計	16,743.00	2,104	1,995,000

中央図書館、理学部・スポーツ科学部分室では蔵書の収容が困難になってきている。分室に収容できない蔵書を中央図書館に別置していることもあり、中央図書館の書庫は請求記号順に排架することが不可能な書架が増えている。工学部分室と薬学部分室がそれぞれ新築されたが、それでも雑誌や二次資料の一部は中央図書館に別置している。

視聴覚資料利用のために、中央図書館にAVブース10席と、DVD視聴のためのパソコン5台を設置しており、工学部、スポーツ科学部分室にも若干のDVD視聴用のパソコンがあるが、全体的に台数が不足している。マイクロリーダーは3台あり機器の数としては足りている。コイン式複写機は中央図書館に4台、また分室にも設置しているが、図書館資料の活用のために著作権法を遵守して利用されている。

図書の貸出は、学生証の磁気読み取り、教職員等の図書閲覧証(FUL CARD)のバーコード読み取りを通じて図書館システムで処理される。また、スポーツ科学部分室を除く開架式の閲覧室にはブック・ディテクション・システム(無断持出防止装置)を設置している。

##### 【点検・評価】

中央図書館と分館・分室を合わせた総面積は16,743 m<sup>2</sup>で、同規模私立大学の平均25,317 m<sup>2</sup>の66%である。(「平成17年度学術情報基盤実態調査結果報告」から算出)

閲覧室の座席は合計2,104席で、学生収容定員17,266人の12.2%となる。試験期は自習室としての利用が急増するため特に座席が不足する。

## II. 大学 図書館および図書・電子媒体等

学生の利用が多い開架図書室は書架の拡大、座席数を大幅に増加する必要があり、また、貴重図書については独立した閲覧スペースが確保できていない。医学部分館は平成 19（2007）年 4 月に新設された看護学科の利用者が増加すると見込まれるが、現在の閲覧座席数では十分対応できない。

中央図書館は収容能力の限界が近いうえ、老朽化で雨漏り等のために 1 年間に数度の修理も施している。また、エレベーターやスロープなど、学外者を含む高齢者や身体に障害がある利用者への対策が十分でない点は地域への開放の妨げの一つにもなっているため改善を要する。

視聴覚資料は、AVブース等利用施設・機器の不足や個人のプライバシーが十分確保できない利用環境は改善を要する。また、マイクロフィルムなどは所蔵場所が分かれ、マイクロリーダーを雑誌閲覧室やロビーに配置しているなど、スペース不足のため視聴覚資料が散在し利便性に欠ける。

### 【改革・改善策】

施設については、計画中的新中央図書館建設を具体化する中で、種々の課題を解消、克服していきたい。具体的には、開架図書室の拡充、集密・自動書庫の採用による収容量の拡大、プライバシーを考慮したAVブースの増設、グループ学習室や貴重書閲覧場所の設置、高齢者や身体に障害がある利用者へのバリアフリー対応、等々である。

理学部分室は平成 21 年の理学部新棟建設時に、閲覧席や書架を増加する予定である。薬学部分室についても平成 21 年 4 月までに情報検索室、視聴覚資料室、閲覧席 98 席の増設を予定している。また、医学部分館では平成 20 年度に閲覧席 100 席を追加する方向で検討している。

## ② 蔵書構成

### 【現状の説明】

平成 18 年度末現在、図書約 167 万冊のほか、学術雑誌、電子ジャーナル、視聴覚資料などを所蔵しているが、図書の年間受入冊数は少しずつ減少している。（「大学基礎データ」表 41・42）なお、点字図書は所蔵していない。新聞は 55 種（内、外国新聞 23 種）を継続して受け入れている。また、貴重図書として「ヨーロッパ法コレクション」「グリム兄弟コレクション」「江戸時代九州文献コレクション」他を所蔵している。

### 【点検・評価】

蔵書数については、本学と同規模（8 学部以上）私立大学の平均約 200 万冊（「平成 17 年度学術情報基盤実態調査結果報告」から算出）に比して 30～40 万冊少ない。蔵書数を増加させたいが、雑誌購入については価格が高騰傾向のため購入タイトル数を毎年見直す必要があり、増加が図れない現状にある。また、価格高騰分の予算措置が困難なため図書・雑誌ともに受入冊数が減少している。

### 【改革・改善策】

図書・雑誌等資料の購入は、大学図書館にとって最も重要な要素である。必要予算を確保するとともに、図書委員をはじめとした教員による図書館資料の選択・収集活動をさらに促し、図書館としても予算の配分や執行状況を分析して予算の効果的な活用を図る。

## ③ サービス体制と利用状況

### 【現状の説明】

専用の職員およびアルバイトによる夜間開館を実施しており、学生は最終授業終了（17 時 30 分、商学部第二部は 21 時）後も空調設備の完備した図書館で学習することができる。試験期、長期休暇期などを除く通常期の開館時間は次表のとおりである。

## II. 大学 図書館および図書・電子媒体等

施設	平日	土曜日	日・祝祭日
中央図書館	8時50分～22時	8時50分～22時	10時～18時
理・工・薬・スポーツ科学部分室	8時50分～21時	8時50分～18時	閉室
医学部分館	8時50分～21時		

試験期、長期休暇期などに対応する多様な開館時間のパターンを設定している。開館日については、中央図書館では2階開架図書室を中心に日・祝祭日も可能な限り開館するようにしており、平成18年度開館日数は、2階開架図書室343日、分室270～290日、医学部分館358日であった。

中央図書館には、総合カウンター、書庫カウンター、雑誌カウンター、視聴覚カウンターがあり、各カウンターでは、出納業務、レファレンス業務、製本業務、排架および書庫整理、ロッカーの管理などを行っている。また、定期的に閲覧室を巡回して利用状況を把握し、空席状況を図書館ホームページに表示している。そのほか、図書の返却督促、蔵書点検による不明図書の把握などを行い、常に蔵書が有効活用できる状態を保持する努力をしている。

利用状況を見ると、平成18年度の館外貸出冊数は137,194冊で、教職員35,326冊、学部学生85,304冊、大学院生・研究生等が14,234冊、学外者が2,330冊という内訳である。貸出冊数はここ数年減少傾向にある。

また、図書館資料の複写件数をみると平成18年度は116,552件、複写枚数は660,066枚で、ここ数年減少を続けている。視聴覚資料の利用は増加を続け、平成18年度は9,908件であった。

### 【点検・評価】

開館日数については改善を続け、利用者に満足できるものと自己評価している。開館時間については、夜間開館時間や休日開館時間の延長、医学部分館については24時間開館などを望む声も一部にあるが、教員・学生からの強い要望であるとまでは言えない。現在の利用状況を自動的、客観的に把握するシステムの検討が必要である。

貸出数や複写枚数の減少については、活字離れ、インターネットの普及による情報収集手段の多様化、学習意欲の低下など種々の原因が考えられるが、教育効果を上げるためにも利用増に向けた施策が必要である。

### 【改革・改善策】

拡大する学問主題分野に対応できるレファレンスサービスを図書館のコア業務として位置付け、担当者には、利用者からの文献調査などの依頼に対応できるよう自己研修を奨励し、学外での研修会等へ参加する機会を提供する。

カウンターでは本学における個人認証のための共通基盤整備の一環として、平成19年10月からICカード学生証・職員証による貸出を開始する。また、新中央図書館建設時には入退館ゲートシステムを導入し、利用者の動向を詳細に把握する。

図書館利用の減少に対しては、後述する読書会への参加やブックレビューの利用など図書館活用プログラムの参加者が増え、図書館の利用につながるよう広報に努める。

## ④ 広報と利用者支援

### 【現状の説明】

「図書館報」は年に3回発行しており、教員による図書館・読書案内、図書館サービスの紹介、

展示会の報告、統計、館務報告などである。「図書館利用案内」は A5 版の小冊子で、図書館利用についてわかりやすく説明している。別に、英文による図書館案内も作成している。「FD」や「七隈の杜」など大学の広報誌でも特色あるコレクションを紹介している。

開館時間や図書館からのお知らせなど図書館の最新情報は「図書館ホームページ」、その携帯版、F Uポータル、グループウェア、大学の公式ホームページなどで広報している。

展示会を通じ、図書館資料の魅力を伝えることも重要である。学外での特別展示会として、「法学の源流をたずねて」（平成 18 年度）などを開催した。館内の常設展示では、新入生歓迎（春）、オープンキャンパス（夏）など、時期によりテーマを変えて、図書館が学生により身近なものとなるような展示を行っている。

利用者支援として、「前期図書館利用説明会」「後期図書館利用説明会」「レポート・卒論に役立つ資料の探し方講座」のほか、新入生へのオリエンテーションや、データベース別の利用説明会などを随時行っている。

### 【点検・評価】

「図書館報」は学外から一定の評価を受けているが、学生への取材や学生が書いた記事がなく、硬い公式的な広報紙の印象は否めない。「図書館利用案内」は、A4 版から A5 版へとコンパクトに一新し、内容もわかりやすくなった。

「図書館ホームページ」は自館で作成しているため更新も早い。親しみやすいデザインと利用者重視のメニュー構成は他大学からの評価も高いが、アクセス数が伸びていないため利用実態を詳細に分析する必要がある。アクセス数を増やすためには、広報戦略とともに関係部署とも連携する必要がある。

「展示会」を例年学外で実施していることは評価できるが、学内での周知が十分でない、経費の問題もあり展示スペースが確保できないなどの課題がある。「図書館利用説明会」は定着してきたが、図書館利用の初歩的な説明に終始することが多く、さらに進んで電子資料の利用についての説明などが少ないことは物足りない。

### 【改革・改善策】

「図書館ホームページ」については、平成 20 年に利用者の動向を調査・分析するために解析ツールを導入するほか、Web 上のリンク機能を有効活用するなど、他部署とも連携を深めるとともに、アクセシビリティの向上を目指して携帯版のメニューと検索機能を充実させる。

「図書館利用説明会」は参加者からのアンケート結果や、教員の希望を取り入れながら改善していくが、説明会と言う形式以外に、説明資料の電子化などにより e-Learning 的な支援も計画する。

## ⑤ 地域への開放

### 【現状の説明】

中央図書館および各分室では学外者(高校生以上)の利用を受け入れており、蔵書の閲覧、調査・研究あるいは自習の場として提供している。また、複写機、マイクロリーダー等も使用できるが、資料の貸出、DVDの視聴などは行っていない。なお、夏季休暇中は中学3年生に対しても利用を認めている。

卒業生、父母後援会会員、本学エクステンションセンターの講座受講生、高大連携による福岡市立高等学校教職員に対しては貸出を行っている。また、福岡市総合図書館と協定を結び、福岡市総合図書館を介して、市民への貸出を行っており、福岡県図書館協会とも相互貸借協力を実施してい

## II. 大学 図書館および図書・電子媒体等

る。

医学部分館では館の性格上、医療従事者と関係学部、看護学科、看護学校の教職員・学生に限り学外者の利用を受け入れている。

### 【点検・評価】

年間を通して学外者の利用があることから、本学の図書館が地域における学術情報の提供を担っていることが理解できるが、学外者専用の閲覧スペースを確保できないために試験期などの利用を制限している点、一般の学外者には貸出をしない点、AVブースが少ないことからDVDの視聴を認めていない点など問題が多い。

### 【改革・改善策】

地域への図書館開放は、資料の有効利用という目的のほかに、市民の生涯学習支援という理念のもとにその制度、運用を見直す。具体的には学外者への資料の貸出、DVDの視聴など利用制限の緩和や、会員制（友の会）導入等を検討する。

## （3）学術情報の収集と組織化

### ① 予算管理

#### 【現状の説明】

図書館では、医学部を除く8学部と医学部に分けて予算管理を行っている。医を除く学部の図書予算は諸費、学生用図書費、雑誌費、研究用図書費、電子資料費、図書館事業費からなる。

諸費は図書館費、参考図書費、継続図書費、追録費、製本費等である。学生用図書費は、学生のための資料購入に充てられ、雑誌費は継続雑誌や新聞の購入に充てられる。研究用図書費は、専任講師以上の教育職員の研究用資料購入に充てられ、研究助成設備費、学部図書整備充実費、個人研究用図書費からなる。電子資料費はオンラインデータベース、ネットワークで利用できるCD-ROM等の情報検索利用料に充てられ、図書館事業費は図書館報の印刷費に充てられる。

医学部の図書予算は雑誌費、継続図書費、製本費、資料整備費、研究用図書費、学生用図書費、業務用図書費、視聴覚資料整備費、追録費、新聞費、電子資料費からなる。

平成19（2007）年度の図書予算は、医学部を含めると総額8億円を超えているが、平成16年度以降ほぼ同額の状態推移している。医を除く学部と医学部の図書予算の比率は、医を除く学部77.2%、医学部22.8%である。

平成18年度の決算額は8億1,000万円で、そのうち雑誌が3億8,700円、電子資料が1億1,300万円となっており、年々決算に占める割合が大きくなっている。

このような厳しい財政状況の中でも、学生用図書費は毎年同額の予算を確保し、学生サービスの向上に努めている。さらに、平成16年度からは父母後援会より毎年2,000万円が寄付されており、開架図書購入費用の助成として学生用図書の充実を図っている。

#### 【点検・評価】

本学の図書予算は目的・用途別に分けられているため、購入希望に対する学部学科間の執行バランスがとれるという利点を持っているが、細分化されていることにより柔軟な対応ができない。効率的な執行が難しく、予算の硬直化を招いている感は否めない。

また、外国雑誌や電子資料は毎年高騰しており、このままでは図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な体系的整備とその量的整備の適切性が損なわれてしまい、計画的な蔵書構築

が妨げられてしまうことも否めない。

さらに、個人研究用図書費は年間を通じて発注額や発注時期にばらつきがあり、年度内に受け入れることができなかつたものは未着図書として次年度に予備費として繰越されるため予算管理・執行が煩雑になる。

### 【改革・改善策】

さらなる雑誌費削減のため、電子ジャーナルと冊子体の両方を購入しているタイトルを電子ジャーナルのみへと契約変更を行う必要があるが、そのためには電子ジャーナルの信頼性が不可欠である。電子ジャーナルの管理ツールの知識や技術を持ったスタッフを配置し、正しい情報を迅速に提供し維持できるようにメンテナンス体制を整備する。

また、電子ジャーナルのみの契約になれば、より多くのコンソーシアムに参加できるようになり、優位な条件で契約が可能となる。さらに、雑誌費削減はもちろんのこと、冊子体を減らすことで製本費の削減にも繋げることができる。

また、発注年度内に受け入れできなかった未着図書については、購入希望者に事前通知したうえで一度発注を保留し、必要であれば次年度改めて発注作業を行う仕組みを検討する。その他、予算の柔軟な執行を目指すため、学部にとらわれない資料費の横断的運用についても検討する。

今後も図書予算の急激な増加は見込めないため、私大研究設備助成等の申請を継続しながら、さらに競争的資金の獲得を目指し、資料の充実に努める。

## ② 収書および発注・受入・製本

### 【現状の説明】

図書館資料の選書、収集、管理、除籍、廃棄については「福岡大学図書館図書管理規程」に基づいている。教職員や学生が資料の購入を要望する場合、オンラインと手書きの注文書の両方から購入依頼ができる。依頼者が入力してきたデータを業務委託の発注係が重複調査し、金額、ISBN 等不備な点があれば調査入力する。手書きの図書注文書での購入依頼の場合はデータを代行入力し、重複結果リストを基に職員が発注先書店を決定し発注している。

納品に際しては、業務委託の受入・検収係が図書注文票と現物および請求書（納品書）を照合し、PLATON から FULIS へデータ転送した後支払処理を行っている。また、請求書の処理に関しては、FULIS により集計・帳票出力を行っているが、平成 18 年度から書店の請求書を PLATON から出力するようになったため、業務の簡略化に繋がっている。

雑誌購入の場合は、継続雑誌タイトルの次年度分を発注するために、各学部で購読タイトル案を作成し図書委員会で審議・決定している。また、製本業務は、継続雑誌の返本督促や欠号補充を原則として毎年 12 月までに行い、完本状態で製本発注している。

### 【点検・評価】

オンラインの図書購入依頼は書名だけでも購入依頼が可能のため、依頼者にとっては便利な反面、発注係は情報量が少ないために重複調査や図書詳細情報入手に困難を要することがある。

また、毎月の支払業務においては、通常取引がある書店の請求書数も減り、事務の簡素化が図られたが、反面、大学と取引がない書店への発注が増加したため、請求書処理に時間を要している。その一因として、教職員の購入依頼が一般書店では取り扱われていない専門書が中心であるため、書店を指定される場合が多いことが考えられる。

製本業務においては、利用頻度や利用価値が高いものを基準に製本しているが、海外の出版社の

## II. 大学 図書館および図書・電子媒体等

事情で洋雑誌の欠号が和雑誌と比べ多いため製本発注が滞る場合がある。

### 【改革・改善策】

オンライン発注を促進し、注文書のペーパーレス化を目指したいところであるが、教職員の中には注文書での購入依頼が依然として根強く残っているため業務の効率化が図られていない。今後、教職員に対する購入依頼の説明会を積極的に行うと同時に、注文書のペーパーレス化への協力を引き続き要請する。

### ③ 目録作成

#### 【現状の説明】

資料は受入れ後、FULIS と NII の NACSIS-CAT を利用して、目録データを作成し、装備後利用者に供されるが、受け入れる資料は多言語に亘り多様化している。

平成 17 年度までは、職員が全ての目録データを作成し、装備業務を行っていたが、平成 18 年度からは、雑誌・貴重書等を除き、目録データ作成や装備業務は業務委託となった。

業務委託により、平成 18 年度には、約 24,000 件の目録データ（雑誌を除く）を作成しているが、主に、書誌データは NII の NACSIS-CAT を利用している。また、NACSIS-CAT に書誌データが存在しない場合は、本学でオリジナルの書誌を作成しているため、業務委託により作成された目録データは、職員が日々校正業務を行い、データの不備がないように努めている。なお、装備業務のコーディングは、学外に委託しており、利用者へ届くまでの期間短縮が図られている。

雑誌は、資料の性質やシステム管理上の理由等から業務委託ではなく、従来どおり職員が図書同様 NII の NACSIS-CAT を利用して書誌データを作成している。電子ジャーナルは管理ツールを利用して目録データを作成しているが、最近では冊子体よりも電子ジャーナルの割合が増加している。

#### 【点検・評価】

平成 18 年度から、委託業務として図書資料の目録データ作成、装備業務を開始したが、当初業務に不慣れであったことや受け入れる資料が多種多様化していること、さらに、過去のデータとの整合性のため指導に時間を取られ、かえって職員への負担が掛かる場合もあった。

業務委託により作成される書誌データは、職員と同等の質の維持と迅速さを求められているが、受入件数が多い上、いまだ指導を受けながらの業務であるため、図書館側が求めるレベルまでには至っていないところもある。したがって、目録担当職員は、業務委託の目録・装備担当者への指導、および目録データの校正を行っている。今後、目録データの標準化を図るため図書、雑誌の遡及データ修正は急務である。

また、平成 19 年度から「業務委託連絡会」を毎月設け、業務の打ち合わせや問題点等の話し合いを行っている。さらに、「閲覧担当者連絡会」で装備に関しても問題提起することで、閲覧担当職員とのコミュニケーションや業務改善を図っている。

### 【改革・改善策】

今後、業務委託はさらなるレベルアップが求められるが、委託業者には、業者内での研修会や勉強会を積極的に行ってもらいスキルアップを図ると同時に、即戦力となるような業務委託担当者を継続的に供給できるよう強く要望していく。また、将来的には、図書館内で行っている図書整理委託業務を学外で処理することも検討する。

また、業務の効率化や目録データベースの質の維持を図るため、マニュアルの整備や各種講習会等に参加し、図書館職員としての自覚を持って専門性が要求される業務に対応していく。

#### (4) 電子図書館機能の構築

##### ① 情報基盤の整備

###### 【現状の説明】

大学図書館は、インターネットの普及といった高度情報化社会に対応した研究と教育両面を支えるサービス機能を備えている。さらに今日、学生に対する学習支援に対して適切に応える学術情報システムの構築を開始した。本学では、平成 16 (2004) 年 7 月の情報化推進委員会で承認された「ハイブリッド図書館構築およびシステム環境整備 5 か年計画事業」に基づき、平成 17 年 9 月より FULIS を稼動している。現在、年次計画に沿い、本学の仕様に改変し、汎用性に優れたシステムを構築中である。

設備環境について、平成 19 年 5 月現在の端末台数は業務用端末 66 台、利用者用の情報検索端末 103 台である。業務用と利用者用端末は、それぞれ別のネットワークグループを構成している。そのため、業務データの利用者への漏洩の危険性は皆無である。また、ネットワークグループの切り分けは、ネットワーク障害の広がりを防ぐ役割も果たしている。それぞれのネットワークグループは、システム管理用プログラムを通じて、ハードウェア、ソフトウェアそしてネットワークの異常を早期発見できるよう、常時その運用状況を管理している。また、最新のセキュリティパッチやウイルス定義ファイルが随時、端末にインストールされる仕組みも兼ね備えている。

平成 18 年 4 月、新たに情報サービス室を設置し、情報検索端末 30 台を使用して、利用説明会や各種データベース講習会を開催している。室内では利用者がレポート・論文の作成に利用できるよう、文書・表計算ソフトなどをインストールし、学習・研究支援の向上を図っている。また利用者自身が所有するノートパソコンでレポート・論文作成作業ができるよう、無線 LAN の設備を医学部分館および各分室に配置している。さらに、中央図書館 1 階第一閲覧室、工学部分室、薬学部分室、医学部分館には、情報コンセント設備も備え、利便性を高めている。

業務用端末については、ID・パスワードによる認証と FULIS における各業務システムの操作権限を、事務分掌に従い職員、アルバイトおよび委託要員にそれぞれ設定することで、業務セキュリティを確保している。

###### 【点検・評価】

現在、情報検索用端末は中央図書館、医学部分館、各分室それぞれの情報検索コーナーに配置している。しかし、本学の学生数から鑑みると、講義・演習における文献・情報収集に必要な台数を確保しているとはいえない。そのうえ、中央図書館では、情報検索用 Windows 端末と学内蔵書のみアクセスできる OPAC 専用 Unix 端末とに分離している。よって利用者が蔵書検索と各種データベースへ同時アクセスしたい場合でも、複数の端末を使用することになり、利便性に著しく欠けている。またカウンター職員が利用指導する際にも、操作性が異なるため、対応に苦慮している。なお設備面では無線 LAN を利用するためのスペースも閲覧席と共用となっており、レポート・論文の作成作業に十分なスペースとはいえない。

###### 【改革・改善案】

平成 19 年 11 月、OPAC 専用 Unix 端末を情報検索用 Windows 端末へと変更する。よって利用者が図書館で利用できる端末は、すべて情報検索用 Windows 端末に一本化される。このような利便性を高める仕様変更に加え、利用時に IC カード学生証および職員証による認証システムを用い、セキュリティの強化にも努める。



## II. 大学 図書館および図書・電子媒体等

平成 20 年 10 月から業務用端末についても、個人情報の管理を徹底するため、I Cカード職員証による端末利用システムを導入する。さらにファイルサーバによるデータの一括管理システムを構築する。その際、職員のセキュリティに関する意識の啓蒙も欠かせない。

情報基盤の整備全般については、新中央図書館において本学の学生数および教職員数に応じた端末台数を確保する。その際、利用者の学習意欲を喚起する情報環境の整備、さらに閑静な読書環境の整備も重要な構成要素である。

### ② ネットワーク情報資源の管理

#### 【現状の説明】

主たるネットワーク情報資源である電子ジャーナルは、ホームページ上のタイトル一覧で検索できる。FULIS では電子ジャーナルの登録機能を備え、目録データと電子ジャーナルデータを作成し、書誌 I D でリンクさせることで検索の向上を図った。

従来、図書館では電子ジャーナルの目録を作成しておらず、ホームページ上の電子ジャーナルタイトル一覧から入るか、または冊子体の OPAC での検索結果から、関連サイトとして表示された電子ジャーナルへのリンクからアクセスする方法に限られていた。そのため、メンテナンスが行き届かず、電子ジャーナルの契約管理が煩雑であった。このため、電子ジャーナルの契約管理のために FULIS の仕様変更を行った。加えて正確なリンクの形成を行うため、平成 18 年 12 月、電子ジャーナルアクセス管理総合サービス「Serials Solutions」を導入した。導入以前は索引・抄録などのデータベースの検索結果からフルテキストの入手には時間が掛かっていたが、「F-Search」と名付けたリンクリゾルバの機能を駆使したリンクングサービスで利便性を高めている。

#### 【点検・評価】

図書館のホームページは、学術ポータル機能を果たす画面構成に順次、リニューアルしており、電子ジャーナルについてもスムーズにフルテキストが閲覧できる。また電子ジャーナルの公開数は、「Serials Solutions」の導入により、現在約 15,000 タイトルとリンクしており利便性が高まった。また「F-Search」では、利用者がデータベースの検索結果から、文献複写の依頼などオンラインサービスへとナビゲートすることも可能にした。今後はネットワーク情報資源に対する利用者個人向けのデータ構築・管理ツールを導入し、学術情報の提供を保証する必要がある。

#### 【改革・改善策】

辞書・事典といった参考図書の受入価格の高騰を考慮し、Web で急速に出版されている e-Book の導入を選書基準の改定を視野に入れて行う。新たな学術情報の提供については、紀要、学位論文などの学内生成情報の電子化といった機関リポジトリを中心に研究推進部と協力連携を図りながら提供を行う。

利用者に対し、ネットワーク情報資源を組織化し、特定のテーマに関する資料・情報を収集するための手順や情報資源の探し方を支援するパスファインダーの制作、公開など、検索システムを構築する。具体的には、平成 19 年度に申請した学内版「特色ある教育」（課題名：デジタルレファレンスサービス「学術情報活用ガイド」の作成）により、学生の学習を支援する Web コンテンツである「学術情報活用ガイド」を作成する。平成 20 年 4 月の公開時には、効果的な図書館の利用方法および参考図書やデータベースを使った情報探索方法をサポートできる。今後は、シラバスと OPAC との連携を図るなど講義や演習に沿った学習支援に取り組む。

## ③ 学術情報のデジタル化

## 【現状の説明】

図書館では文部科学省の私立大学等経常費補助金を受け、マルチメディアシステムの構築事業として、貴重書・コレクションを中心とした画像データベースの制作、ホームページでの提供を行っている。具体的には、貴重書の主要コレクションである「ヨーロッパ法コレクション」「グリム兄弟コレクション」「江戸時代九州文献コレクション」などの画像データベースを中心としたデジタル・アーカイブを構築している。その成果は、冊子体目録の頒布、ホームページの「電子図書館」での公開により順次、提供している。

## 【点検・評価】

本学では、貴重書を画像データベース化し、ホームページで公開することで、より多くの学内外の研究者、学生に、貴重書・コレクション等の目録データを提供できるようになった。特に「ヨーロッパ法コレクション」は、平成 15 年度に「ヨーロッパ法コレクション総目録・ローマ法大全ゲバウエル＝シュパンゲンベルグ版」を DVD 化した。この DVD の制作にあたっては平成 16 年度に私立大学図書館協会から協会賞を受賞したことは特筆に価する。しかし、大半のコレクションについては、フルテキストでのデータベース化が遅れている。また学術文化資料の保存という点において、汚損・破損といった劣化を防ぐうえでも、順次、デジタル化を進める。

## 【改革・改善策】

図書館のデジタルコンテンツ継続事業として、私立大学等経常費補助金の特別補助を申請し、貴重書のデータベース化を行う。その成果をホームページにおける電子展示で公開し、研究者や市民の関心を引く学術文化資料として高い評価を得ることを目標とする。

特に本学創立 75 周年記念事業で購入した「江戸明治漢詩文コレクション」については、平成 20 年度にはコレクションリストの作成、画像ファイルの作成を順次行い、平成 21 年度には、市民への公開を前提とした展示会・講演会を企画する。

## (5) 図書館利用促進への対応

## ① 図書館ネットワークの利用

## 【現状の説明】

NII では各大学の図書館システムに沿って、学術コンテンツ・ポータルである GeNii、図書館間の文献複写・相互貸借システム(Inter Library Loan 以下「ILL」という。)など膨大なネットワーク情報資源のなかから有益な学術情報を利用できる図書館ネットワークを構築している。

本学における GeNii の利用は、図書の書誌・所蔵情報を検索できるデータベースである Webcat Plus、および国内の学術論文の書誌情報を網羅した論文情報ナビゲータである CiNii が主である。両データベースとも図書館ホームページから自由にアクセスすることができる。

ILL は、図書館間の相互協力をもとに所蔵資料の貸出、複写物の提供を行っている。近年、文献複写等料金の相殺サービスを開始したことで依頼件数が増加した。また学内における文献情報の流通促進を図るため、ドキュメントデリバリシステム(Electric Document Delivery System 以下「e-DDS」という。)により、画像による文献の送受信を中央図書館と医学部分館間で行っている。スポーツ科学分室を除く各分室では、職員による文献および資料の集荷・集配を行っている。

## II. 大学 図書館および図書・電子媒体等

### 【点検・評価】

Webcat Plus は、OPAC の検索結果とのリンク形成という検索機能向上を図る仕様変更を行った結果、図書館が提供する総合目録データベースの役割を利用者に周知することができた。一方、CiNii は、同種の商用データベースがホームページで点在しているがゆえに、利用者にとっては、アクセスしにくい状況にある。利用者へのデータベースの提供は、閲覧カウンターでは、学内で専用に見える有料データベースを主体に利用指導を行っているため、フリーで使える図書情報のポータルサイトについてはその機能・性能を十分告知、説明するには至っていない。

e-DDS は、各分室間での文献情報のやり取りは行っておらず、学内のドキュメントデリバリサービスについては構築途上にある。よって中央図書館とスポーツ科学部分室間および医学部分館と筑紫病院間は学内便による配送に頼っており、時間の短縮は改善されていない。

### 【改革・改善策】

GeNii の利用については、研究者の研究課題・成果を探せる KAKEN（科学研究費補助金採択課題・成果課題概要データベース）と分野別専門情報を探せる NII-DBR（学術研究データベース・リポジトリ）を新たにホームページのリンク集に加え、研究・学習に必要な情報を総合的に利用できるポータルサイトとしての位置付けを学内に印象付ける。

ILL については、カラーコピーでの文献提供、ILL の対象を電子ジャーナルまで拡大することが有用である。洋雑誌については冊子体から電子ジャーナルへの変更が著しく、依頼から入手までの時間短縮と料金の節減を備えた e-DDS による受付を開始することが必須である。その際、出版社との契約・著作権法を遵守した資料の把握、確認を徹底したうえで行うことが前提となる。具体的にはドキュメントデリバリサービスの拡充に当たり、コピー機、スキャナの機種を選定に配慮し、理・工・薬・スポーツ科学部各分室、筑紫病院図書室に e-DDS 機能を持つ機器の設置を検討する。

## ② オンラインサービスの導入

### 【現状の説明】

ハイブリッドライブラリーの根幹をなすサービスとして、ホームページからのオンラインサービスがある。具体的なサービス内容として、借りている本の確認ができる「予約・貸出照会」、読みたい本をリクエストできる「図書の購入依頼」、Web にて申込ができる「共同研究室利用申込」「他大学図書館利用紹介状申込」「ILL（文献複写・貸借）依頼」がある。また図書館に対する利用者の質問や要望に回答する「ASK サービス」を用意している。いずれも図書館の開館時間に左右されず、図書館ホームページから 24 時間オンラインで受け付けている。

さらに本学の統合認証システムを経て、利用者個人のサービス使用頻度や嗜好にあわせページを編集することができる「My ポータル」を用意している。「My ポータル」独自の機能として、ブックマーク、「SDI（新着情報提供システム）」がある。オンラインサービスの普及により、OPAC、各種データベースの利用といった情報検索とのシームレスなアクセス環境が整備されている。

### 【点検・評価】

図書の購入依頼および ILL 依頼は、OPAC の検索結果をもとに書誌事項の取り込みが可能になったことで、オンライン発注が増す傾向にある。

同時にオンラインサービスの利用促進は、ペーパーレスにもつながるサービスともいえる。しかし一方で、注文書での依頼と併用が続いており、受付業務の煩雑さを招いているのは否めない。また「My ポータル」は図書館ホームページからのアクセスが前提のため、魅力ある、かつ機能的なア

クセシビリティに富んだ図書館ホームページの構成が要求される。よって利用者の動向を常に掴みながらホームページのリニューアルを念頭に入れ、サービスを構築する必要がある。

### 【改革・改善策】

オンラインサービスの利用頻度を上げるためには、ホームページ上での広報、利用説明会での告知、カウンターでの直接指導などを継続して行うことが必要不可欠である。

また蔵書検索を使った資料の探し方の説明や調べものに便利なリンク集、さらにフロア図を使って資料別の利用方法を説明している「図書館ナビ」を平成 20 年 4 月から「学術情報活用ガイド」と融合する。

さらに現行のサービスを拡充する意味で、質問や要望を Web にて回答する「ASK サービス」の充実を図る。具体的には、双方向でのやり取りが可能な「デジタルレファレンスサービス」や、質問回答の事例を公開する「レファレンス事例データベース」を共同構築する。これらを実現させるためには既存のホームページに新たに学術ポータルのページを設定する。

### ③ 図書館活用プログラムの提供

#### 【現状の説明】

平成 18 年 4 月より本学の「人らしき人」を育てるプロジェクトである「福大生ステップアッププログラム」(以下「FSP」という。)の一環として他部署と緊密に連携・協力しながら、図書館活用の促進を図る「福大生のための図書館活用プログラム」(以下「図書館FSP」という。)の活動を行っている。図書館FSPのコンセプトは、図書館活用をベースとした学習活動のプランニング、教養の基礎となる読書活動の推進の二点にある。前者はWebでの図書館活用プログラムの開発、後者は学生を対象とした読書会の開催である。

具体的には、図書館のホームページ上に専用ページを用意し、読書プランやスケジュール作成、書評を投稿できるブックレビューなどのプログラムを開発し、利用に供している。

またWebコンテンツだけではなく、読書活動の支援として読書会を年 2 回のペースで開催している。学生が身近に書物や図書館とふれあい、読書をし、感想を述べ、意見を交換する読書会に参加することによって、図書館の利用が普段に身につくこと、また、豊富な読書経験が社会に出ても活かされることを目的としている。図書館FSPは学生のスタディデザインや学習のスキルアップを実現し、自立した人間形成と社会性の養成を支援している。

#### 【点検・評価】

図書館FSPは学習や卒論、読書プランといったスケジュール管理、教員の推薦図書リストを参考にすることによって読書の幅を広め、学生の役に立つ、学生の視点に立ったコンテンツづくりを目指しており、他大学からは図書館活性化のモデルとして注目されている。しかし、コンテンツのアクセス数は伸び悩んでおり、特に学生については周知徹底されていない。さらに学生の学習活動をサポートするツールとして講義・演習などでの文献利用のさいに活用されているとは言いがたい。また、Webコンテンツのインターフェイスは洗練されておらず、利便性には発展の余地がある。読書会に関しては、それぞれの学部学生が関心を寄せるテーマに基づく指定図書の選択に苦勞している。

このように現状を鑑みると課題として広報の方法が第一義に上げられる。現在、ポスター・チラシ・ホームページの主に三つの方法で広報しているが、学生へのアンケートに拠ればこれらを見て読書会に参加した人数は少数であり、FSPの公式ホームページへの掲載頻度を高めるなどといっ

## II. 大学 図書館および図書・電子媒体等

た広報の抜本的な改善が重要な課題となっている。

### 【改革・改善策】

Webコンテンツに関しては、平成20年4月から作成したスケジュールや読書プランをダウンロードする機能を付加し、さらに学生にとって利便性の高いコンテンツになるようにバージョンアップする。

読書会については一つのジャンルに偏ることなく、学生が興味を持つような様々なテーマの図書を扱うことによって多くの学生に対して読書活動の啓発を図っていくことを念頭に置く。さらに読書会の場を博物館や資料館に設定し、多くの文化財、貴重資料に触れながらそれについて語り合うという学生の感性と思考を鍛えるような計画も検討する。

図書館FSPの利用を把握するため、平成20年4月から解析ツールを用いた利用動向の確認を行う。また、新たな広報の方法として、新入生のオリエンテーションや図書館の各種利用説明会において実際に操作画面を見せながら説明し、学生に直接印象付ける。特にスケジュール機能については、卒業論文作成、就職活動において計画的なデータ収集ができる点、また教員免許取得、公務員試験合格に向けた学習プランが立てられる点などコンテンツの有用性をアピールする。

## 8. 社会貢献

## 【到達目標】

本学は、「人材教育」と「人間教育」の共存、「学部教育」と「総合教育」の共存、「地域性」と「国際性」の共存、の三つの共存を「教育研究の理念」に掲げ、教育・研究・医療活動を展開している。これらを通して、優れた人材の育成、知の創造等、大学本来の使命を果たすことによって、社会の発展に寄与している。しかし、これにとどまらず、広く社会に貢献することが大学の使命として求められている。そこで、本学は自らの活動によって得られた知的資産・資源等を広く開放すると同時に、必要に応じて人材を派遣することにより、地域社会の充実・発展に寄与し社会貢献を果たすことを目指している。

このような目標を実現させるため、地域住民との交流を通して学生の社会性を涵養するとともに、地域の活性化や身近な環境問題を啓発する活動、市民連携事業としてのスポーツ講座、高大連携、高校への教育支援、生涯学習としての公開講座・講演会の開催、産学官連携事業の展開、持続可能な社会を目指した活動、学内施設の開放など、多面的な取組みを行っている。今後、これらの取組みを点検・評価して一層の深化・拡充を図りながら、より広い視点から社会貢献ができるよう積極的に活動を進めていく。

## (1) 地域社会との連携

## 【現状の説明】

本学における地域社会との連携では、エクステンションセンターにおいて、学部教育および大学院教育と連携しつつ、独自の教育プログラムを開発し、地域住民や一般社会に大学開放教育を目的に、「福岡大学市民カレッジ」を開講している。この講座では、キッズ・スポーツプログラムを始めとする「スポーツ講座」「語学」「異文化学」「教養」「ビジネス・金融」「共創型ワークショップ」「子ども・教育」「サマースクール」「からだ・健康・スポーツ」「リカレント教育・指導者養成」といった37種類に及ぶ多様なプログラムを展開している。

また、より地域に開かれた大学づくり・大学を核とした街づくりを推進するため平成17年(2004)年2月に「地域ネット福大オフィス」を設置した。そこでは地域の活性化に貢献するため「花みずき通り美術館」を商店会や学生の協力を得て実施した。また、工学部水圏システム研究室が主体となり、学内においてホタルの飼育および人工水路への放流を行い、小学生を中心とした地域住民を対象に「福大ホタル観察会」を開催した。他に「福岡大学見学ツアー」「秋の芸術祭」「地域交流コンサート」などを実施した。

さらに、平成9年に福岡市教育委員会との連携により「福岡市立4高校との教育に関する協定」を締結し、教育に関する連携事業を行っている。また、高大連携・高大接続を通して高校と大学の協力体制のもとで、大学教育に求められる基礎学力や応用力の向上を目指すために平成18年10月に「高大連携推進委員会」を設置した。他に、福岡市教育委員会が行う「学生サポーター制度」「理科支援員等配置事業」、福岡県教育委員会が行う「ヤングサポーター派遣事業」等へ積極的に学生を派遣し、小・中学校の教育支援活動、図書館等学内施設・設備の開放、小・中学校の不登校生徒の学校復帰を目的とした学校適応支援教室「ゆとりあ」の開設などを行っている。

一方、「分子腫瘍学センター」「資源循環・環境制御システム研究所」「都市空間情報行動研究所」「高機能物質研究所」「てんかん分子病態研究センター」「環境科学技術研究所」の付置研究所では、大学の研究成果を社会に還元するとともに、社会の要請に応えるべく、社会に開かれた体制、社会と連携した活動を行っている。

## II. 大学 社会貢献

具体的な取組み状況は次のとおりである。

### ① 地方自治体との連携

#### (a) 福岡市との地域貢献に関する基本協定

福岡市と雨水流出抑制等の技術開発の協力連携に関する協定を平成 19 年 5 月に結び、安全安心な街づくり、循環型社会の形成、地域の活性化に寄与することを目指している。仮設のサッカー場に雨水を溜めて地中にゆっくりと浸透させる「トース土工法」を利用して、雨水貯蓄能力と地表温度低下の効果について実証研究を行っている。グラウンド一面の貯水量や周辺河川の水位などを測定し、関連性が証明できれば治水対策のモデルとなり、都市型水害の軽減につながるほか、気化熱で地表の体感温度を下げることから、福岡市のヒートアイランド対策および治水対策の効果が期待されている。この協定により福岡市が抱える問題を解決できれば、本学の果たす役割は大きいものと捉えることができる。

#### (b) 産学連携推進室

平成 15 年 4 月、北九州市と大牟田市に「産学連携推進室」を設置した。両市は循環型社会の構築を目指した取組みを行っており、両自治体との連携をはじめ、地元企業の産学連携による共同研究開発のコーディネートや技術相談、研究開発支援、地域産業の活性化に関する活動を行っている。また、大牟田産学連携推進室では、市民に向けた大牟田エコタウン自主活動報告会（参加者 100 人）やニーズ対応型産学連携交流会（参加者 100 人）で産学官連携活動についての報告を行っている。

#### (c) 教育に関する連携事業

本学は、教育改革の一環として平成 9 年に「福岡市立 4 高校との教育に関する協定」を締結し、教育問題を中心に協力・連携を図り将来を担う青少年の育成のために、また、教育連携・改革に取り組んできた。現在、高等学校へ講師を派遣し教員を対象にした教育指導、図書館の開放・閲覧、高校教員への図書貸出などを実施している。

#### (d) 学生の教育活動による地域との連携

福岡市教育委員会が実施する「学生サポーター制度」「理科支援員等配置事業」、福岡県教育委員会が実施する「ヤングサポーター派遣事業」に積極的に学生を派遣している。教職課程受講者を中心に、小・中・高校に出向き、教科授業の支援、放課後の学習の支援、学校行事の支援、クラブ活動の支援、図書館整備の支援、小学校理科学習の観察・実験の補助などを行うことにより、教員志望者の資質・能力向上を図るとともに児童生徒へのきめ細かな指導に貢献している。

○学生サポーター派遣学生

年度	前期	後期	合計
17 年度	71 人	3 人	74 人
18 年度	33 人	17 人	50 人
19 年度	19 人		

○理科支援員等派配置事業

年度	派遣数
19 年度	10 人

○ヤングサポーター制度

年度	派遣数
17 年度	1 人
18 年度	3 人
19 年度	2 人

### ② 学生による地域社会との連携

地域住民との交流を図ることで、学生の社会性を涵養するとともに、地域の活性化に貢献するため「花みずき通り美術館」を花みずき商店会や学生の協力を得て開催した。また、情操教育の一環として、地域住民や、子どもたちと身近な環境問題を考え、自然の大切さを知ってもらうため、工学部水圏システム研究室が主体となり、学内においてホタルの飼育および人工水路への放流を行い、成虫となる 6 月には小学生を中心とした地域住民を対象に「ホタル観察会」を開催した。この他「樋

井川一斉環境調査」「福岡大学見学ツアー」「秋の芸術祭」「地域交流コンサート」「松山二丁目ふれあいサロン」などを通じて地域との連携を図っている。

- ・ 樋井川一斉環境調査：工学部教授とそのゼミ生が企画し、地域住民、柏陵高校の生徒、各団体から 80 人が参加し、樋井川の環境調査を行った。
- ・ 福大ホテル観察会：工学部水圏システム研究室のスタッフが企画し、薬学部の薬草園に人工水路を造成、ゲンジボタル、ヘイケボタルを幼虫から飼育。七隈地区公民館主催で見学会を開催。300 人が参加した。
- ・ 地域交流コンサート：経済学部教授とそのゼミ生が学生チャレンジプログラム（地域通貨の実践）として、地域の小・中学生および父母を招待してコンサートを実施した。100 人が参加した。
- ・ 花みずき通り美術館：学術文化部会が城南学園通りを中心に地下鉄各構内、各金融機関、個人商店等に、幼稚園から小学生、中学生、高校生、一般までの美術作品を展示、協力した。なお、本学のヘリオスホールで開会式および表彰式を挙行、400 人が参加した。
- ・ 松山二丁目ふれあいサロン：本学落語研究部が松山二丁目ふれあいサロンと題して、主に高齢者の方を対象に口演した。50 人の参加があった。
- ・ 福岡大学見学ツアー：経済学部の教授とそのゼミ生で組織するコミュニティ・ネットが企画し、南片江小学校校区の小学生 60 人とその保護者が参加した。
- ・ 秋の芸術祭：社会福祉法人福岡福祉会が主催する秋の芸術祭に本学学生がエーサイ踊りを披露した。

### ③ 地元企業、団体との連携

地元企業や団体との連携も積極的に行っている。エクステンションセンターにおいて、平成 16 年には地元企業と連携し、「福岡学 天神をつくってきた人たちの共生の思想－新天町と岩田屋そして西鉄－」を開講した。また、本講座の成果を「福岡天神まちづくり物語 博多商人の共生の思想」という冊子にまとめた。

また、平成 18 年には、特定非営利活動法人日本ファシリテーション協会九州支部と共済で「第 2 回ファシリテーション九州フォーラム」を開催し、一般社会人 115 人が参加した。

### ④ 公開講座

本学では昭和 63 年以来公開講座を開講している。平成 13 年にはエクステンションセンターを開設し、本学の人的・物的資源をフルに活用した各種公開講座「福岡大学市民カレッジ」を開講し、積極的に展開している。平成 18 年度までに開講した講座数は 427 講座、20,040 人(延べ 86,312 人)が受講している。

幼稚園児から高齢者まで幅広い市民を対象に、教養講座はもちろんのこと、学部教育をもとにした社会人教育プログラム、ゼミナールなどの双方向的授業、ワークショップ形式の新たな授業形態の講座、保護者のためのキャリア教育支援講座、小・中・高校生対象の科学講座など多彩な内容となっている。中でも、スポーツ科学部を中心としたキッズ・スポーツプログラムは各種競技種目を網羅したものとして高い評価を得ている。

福岡市は、福岡市新基本計画において「個性と創造力に富んだ多彩な人材が育つまちとなる」という政策目標を掲げ、「大学の集積を活かした人材育成とまちづくりの推進」を図っている。城南区基本計画においては、「地域に開かれた大学のあるまちをつくる」として、「公開講座の充実」を主要な施策としている。公開講座に関しては、福岡市市政だよりや福岡市学習情報提供システム「ま



## II. 大学 社会貢献

なびアイふくおか」などへの公開講座情報の掲載等具体的な支援が行われている。本学は公開講座情報を積極的に提供し、市民への学習情報の提供のあり方への調査に協力するなど施策の具体化に寄与している。また、福岡市では前記の政策目標を「公開講座の推進などのため、福岡都市圏大学などが展開する都心部のサテライト・オフィスの設置・活動を支援」するなどして施策の具体化を図っている。そこで、本学でも本学のもつ多様で豊富な資源を人材育成やまちづくりに活かすことに努めている。このほか、福岡県「ふくおか生涯学習ネットワーク」、福岡県男女共同参画センター「あすばる」の、働きたい、社会貢献したい女性を応援する情報サイト「あすばるチャレンジナビ福岡」などへも情報提供を行っている。

### ○公開講座（福岡大学市民カレッジ）開講講座数・受講者数

年 度	講座数	受講者数	のべ受講者数
平成 14 年度	40	1,518 人	8,949 人
平成 15 年度	40	1,487 人	7,931 人
平成 16 年度	46	1,588 人	8,259 人
平成 17 年度	48	1,768 人	9,858 人
平成 18 年度	37	1,583 人	7,413 人
合 計	211	7,944 人	42,410 人

### ○平成 18 年度福岡大学市民カレッジ講座（人数はのべ受講者数）

- ・英語で学ぶイギリス学 British Culture（春季）（231 人）
- ・めざせ！800 点 TOEIC 受験対策講座（235 人）
- ・中国語会話（春季）（207 人） ・朝鮮語の基礎（春季）（180 人）
- ・今だから実現のチャンス！ビジネスと NPO の作り方（97 人）
- ・キッズ・サッカークラブ（1,530 人） ・第 28 回薬学部卒業後教育講座（130 人）
- ・我が子と考えるキャリア形成《実践編》働くこと 生きること（224 人）
- ・共創型ワークショップ 広告メッセージ制作実習 イメージをカタチにする！（46 人）
- ・九州と日本の宗教文化－八幡信仰と御霊信仰を中心に－（121 人）
- ・福岡大学サイエンス・ラボ（110 人）
- ・会計学基礎講座－初歩から始める決算書（企業の成績表）の読み方－（204 人）
- ・成長期のスポーツトレーニング法 成長期のスポーツ外傷・障害を予防するために（85 人）
- ・ホノルルマラソンを完走・完歩しよう（1,019 人）
- ・福岡大学日本語日本文学科創設 20 周年記念 高校生のための日本語日本文学講座（75 人）
- ・キッズ陸上競技 かけっこで一番！になろう（73 人）
- ・体験！化学の不思議－化学への招待－（116 人） ・キッズ・バレーボール教室（102 人）
- ・関節痛・腰痛のためのアクアエクササイズ（119 人） ・中国語会話（秋季）（178 人）
- ・朝鮮語の基礎（秋季）（139 人） ・「古事記（上巻）」を読む（第一回）（201 人）
- ・英語で学ぶイギリス学（秋季）（216 人） ・キッズ・ラグビーフットボール教室（106 人）
- ・会計学応用講座 新会計基準（会計ビックバン）で企業経営はどう変わるか（135 人）
- ・初級者から上級者まで！！投資に役立つ経済学入門（169 人）
- ・日本ファシリテーション協会九州支部共催第 2 回ファシリテーション九州フォーラム（115 人）
- ・福岡大学歴史学科創設 20 周年記念講座 歴史学入門（526 人）

- ・サクセスフル・エイジング 2006 人生を愉しむ 「詩」の世界に遊学する (106 人)
- ・共創型ワークショップ 広告メッセージ制作実習 第2回 イメージをカタチにする! (60 人)
- ・(財)日本ラグビーフットボール協会認定 『新スタートコーチ』養成講座 (44 人)
- ・健康食品と医薬品 (27 人) ・共創型ワークショップ 常識力を磨く! (42 人)
- ・福岡大学ジュニアサイエンス講座 ヒューマノイド・ロボットを作ってみよう! (38 人)
- ・第29回薬学部卒後教育講座ー薬剤師が理解したい薬物動態学ー (164 人)
- ・(財)日本サッカー協会認定「公認キッズリーダー」養成講座 (72 人)
- ・(財)日本サッカー協会認定「公認C級コーチ」養成講座 (171 人)

### ⑤ 大学の開放

教育研究の成果、施設などの本学資源を社会に積極的に開放している。

#### (a) 教育研究成果の公開

学部別に発行する人文・法学・経済学・商学・理学・工学論叢、医学紀要、薬学集報、スポーツ科学研究、研究部論集(人文科学編・社会科学編・総合科学編)は、平成15年度から電子化しホームページで公開しており、その論文数は1,251に及んでいる。

また、エクステンションセンターが公開講座として開催している「サクセスフル・エイジング」と「共創型学習プログラム」は、研究成果を市民に直接還元している。

- ・サクセスフル・エイジング：平成14年に、近々迎える高齢化社会に学際的にアプローチし、そのヒントを探る講座「サクセルフル・エイジングー高齢化社会を楽しく！健やかに！生きるー」を開講した。この講座は、「高齢社会」を統一テーマとして、本学9学部全学部からそれぞれの研究やその成果をもとに具体的な論考計24講の講座として構成した。超高齢化社会に突入したわが国においては「老い」とどう向き合うのか、どういう備えをすればよいのかなど市民の関心は高い。大学はこういった社会の要請にどう応えていくのか、その役割はより重要になってきている。「老い」に向き合い、より良い人生を生きるためのヒントを研究成果から切り出し「サクセスフル・エイジング」として継続して提供している。
- ・共創型学習プログラム：平成18年度より福岡大学「特色ある教育」として研究事業「共創型講座のためのティーチング能力向上プログラムの開発」を行っている。本事業では、①参加者の「コミュニケーション」をベースにしたワークショップ形式の共創型学習プログラムを提供し、社会人として必要なコミュニケーション能力を養成し、その能力を引き出すこと②その学習プログラムを運営する際に用いるファシリテーションなどのコミュニケーションスキルの活用方法や講座の場づくりなどを教育現場で活用できるよう研究し、教員のティーチング能力を向上させることを目指している。現在、共創型学習プログラムとティーチング能力を向上するための方策を具体化するために、学生を含めた社会人に試行的プログラムを提供している。提供したプログラムからフィードバックされる結果を精査し、試行を含めた本事業の研究に活かしている。

#### (b) 学術文化資料の公開

本学研究推進部が所蔵する古文書、民具資料、資料叢書、マイクロフィルム(昭和52年購入のゴールドスマスなど総数4,500点所蔵)について、平成15年度から資料名と概要をホームページで公開し、学内外の利用に供している。

#### (c) 書誌情報の公開

郷土史、経済史、統計資料を中心とした約8万冊の蔵書について、平成15年から書誌データを

## II. 大学 社会貢献

作成し、国立情報学研究所や本学図書館システムへ所蔵情報を公開している。

### (d) 図書館の開放

図書館では社会の要請に応えるため、高校生以上の学外者（夏季休業中は地域の中学生も含む）を対象に図書館所蔵資料の閲覧・複写（著作権法の範囲内での複写で、複写料金が必要）および蔵書検索（OPAC）による所蔵調査のサービスを行っている。

また、市民の文化的な活動や生涯教育に貢献する目的で始めた図書館特別展は、第1回の「グリム兄弟メルフェン展」から7回目を迎え、平成18年度は「ヨーロッパ法コレクション『法学の源流をたずねて』」と題して開催した。市民への文化的な催事として定着してきたようで、会期中1,271人の参観者があり好評であった。なお、平成10年からマルチメディア事業として貴重書等コレクションのデジタル化と電子コンテンツ作成を行っており、デジタル化した電子資料の成果を広く一般にWeb版で公開している。今後も電子コンテンツの充実に努めマルチメディア事業を継続し、広く社会の要請に応じていく。

### (e) 施設・設備等の開放

図書館のほか、各種グラウンド、体育館、プール、学生食堂、学生情報センターといった施設は学生の利用状況を勘案し、地域市民への利用に供している。

## ⑥ 社会人教育支援事業

### (a) 社会人入学

社会人入試による社会人の受入れは、学部および大学院において実施されている。

### (b) 社会人再教育・継続教育支援事業

エクステンションセンターでは、会計学講座、薬学部卒業後教育講座など再教育のための講座とスポーツ指導者養成を目的とする講座を開講し、社会人再教育・継続支援教育を実施している。

## ⑦ 高大連携、高校への教育支援

高大連携・高大接続を通して高校と大学の協力体制のもとで、受験のための教育ではなく、大学教育に求められる基礎学力や応用力の向上を目指すため、平成18年10月に「高大連携推進委員会」を設置した。高大連携の基本理念を定めたうえで高大連携を狭義の「高大連携」と「高大接続（教育接続）」「高大一環（附属高校）」の3つに区分し、現在、本学各学部への入学を目指す生徒を対象とした教育接続協定を検討している。今後当協定の主旨に賛同する高校を募り高大連携を推進していく。また、高校生の進路決定の一助となるよう「高大連携プログラム—福岡大学で学ぶ」と題して授業を一部公開している。

また、エクステンションセンターでは、高校の正課および正課外教育への支援、教育プログラムの提供を行っている。平成16年には「福岡大学サイエンス・ラボ」として、西南女学院高校と福岡大学附属大濠高校両校の化学部に体系的環境教育プログラムを提供し、その活動を支援した。これは平成16年度文部科学省大学等開放推進事業、大学Jr.サイエンス事業に採択され、翌年「全国生涯学習フェスティバル（まなびピア）」参加事業「公開講座のあり方に関する調査研究フォーラム」において「学校とつなぐ」というテーマで発表した。さらに、平成18年度に福岡工業高校3年の課題研究（テーマ：光触媒）をサポートした。

## ⑧ 出張・模擬講義

本学のあらゆる分野の専門教育活動に多数の高校から「総合的な学習」への対応として出張・模擬講義の依頼があり、積極的に対応している。

## 模擬講義等実施状況および受講者数

	実施高校数	受講者数
平成 17 年度	61 校	4, 101 人
平成 18 年度	78 校	4, 542 人

## ⑨ 学校適応支援教室

平成 18 年 4 月に小・中学校の不登校生徒の学校復帰支援を目的として開設した。臨床心理士の資格をもつ専門のカウンセラー（8 人）に加え、臨床心理士を目指す大学院生と教職課程の学部生（約 40 人）が参加し、子どもの学校復帰を支援している。都道府県や市町村の教育委員会が同様の適応指導教室（教育支援センター）を設けているが、大学が設置するのは全国初である。学校に行けない子どもたちの新たな受け皿として期待されている。

## 【点検・評価】

本学では上述のように様々なプログラムを通して社会との文化交流等に関わりをもちながら地域住民や一般社会と連携を進めている。教育システムに関わるものの中でも、環境問題に関する意識を高める取組み方、姿勢を教育プログラムとして具体化できている。しかし、本学が総合大学としての地域貢献を社会に認知してもらうには、より広範な分野で充実を図ることが望まれる。教員や学生の参画意識をさらに広げるよう全学的に取り組み、内容・人員ともにもっと充実を図る必要がある。

また、エクステンションセンターでは、講座として具体化するにあたり研究成果の還元のみならず、教育プログラムを提供することを意識した企画を立てると同時に、受講者のニーズを汲み取りつつ本学の人的・物的資源を有効に活用するよう腐心しており、受講者からは「一貫したテーマに基づいて講義が行われ、講座内の講義ごとのプレが少なく、講座の意図が理解できる」という評価を得ている。さらに、運営にあたって、講座チェックと授業アンケートを行い、常に講座の質と受講者の満足度を高める工夫がなされており、講座受講者の満足度、評価とも高い。

公開講座の開設は広範囲にわたる取組みが行われているが、大学全体として情報を一元的に提供できていない。また、専用教室がなく、施設設備面からの制約があり、講座数の追加や、新たな形態の講座を開設することが不可能な状況にある。講座への市民の参加については、受講者のバックボーンや学習レベルなどに大きな差があり、中には継続的な運営が難しい講座もある。特に語学講座においては、学習レベルの差、リピーターの問題、講師との関係、チュートリアルを望む受講者とのミスマッチなど問題もある。一方、公開講座を担当する教員が多様な社会、市民と関わることで、論理と実学との効果的な連結が図られ、学部教育にその成果を還元することができているものもある。

総合大学としての幅広い分野での教育研究活動が行われ、その成果が公表されている。しかし、ホームページで公開している研究成果については、著者名や語句等から容易に検索できるようシステムを改良しているが、分野・系統別に検索できる機能は備えていない。また、平成 15 年度以前の論叢等は未公開となっており、遡及が望まれる。

本学における地方自治体との連携については、福岡市、福岡県、北九州市、大牟田市との環境に関わる問題をはじめとして、教育・研究分野における様々な連携を図っている。特に、研究推進部を中心とした研究活動は、国や地方自治体等の政策形成に大いに寄与している。また、学生のボランティア活動としては、福岡市や福岡県が行う「学生サポーター制度」「理科支援員等配置事業」「ヤ

## II. 大学 社会貢献

ングサポーター派遣事業」に教職課程を受講する学生を中心に近隣の小・中・高校に積極的に派遣し、教科授業の支援、放課後の学習支援、学校行事の支援、クラブ活動の支援、図書館整備支援、小学校理科学習の観察・実験の補助などを行い、教員志望者の資質・能力向上を図るとともに児童生徒へのきめ細かな指導に貢献しており、双方にとってメリットがある。さらに、工学部教授とそのゼミ生が企画して行う「樋井川一斉環境調査」は、地域住民や柏陵高校の生徒が一体となったもので、環境問題に対する意識が広がるものとして有効である。

### 【改革・改善策】

様々な面から役割を果たしているが、本学が地域と密着した大学として受け入れられるためには、総合大学としての幅広い分野、規模の拡大を図る必要がある。

エクステンションセンター、研究推進部、地域ネット福大オフィスといった、社会貢献に関わる部署が連携をとりながら、全学的な見地から点検・評価を行い、より広い視点から地域社会との連携を図っていく。

## (2) 企業等との連携

### 【現状の説明】

本学では新たな社会の要請に応えるため、平成 13(2001)年に総合研究所を研究推進部に機構を改組し、研究支援部門・研究推進部門・研究開発部門を軸に体制を整備し活動を行っている。研究支援部門では、共同研究を本旨とする各種研究チームを組織するとともに、学術講演会・研究会の開催など多方面にわたる活動を展開している。研究推進部門では、研究活動に必要な学外研究資金の導入を促進・支援するため、国や企業等からの研究補助金・助成金、受託研究等の受入・管理を行い、産学官連携を一層深めている。研究開発部門では、研究成果を社会に還元するとともに、さらなる研究成果を発展させるために、学外研究機関との共同研究の受入、特定の研究プロジェクトを組織する研究機関（付置研究所）の設置と活動の支援を進めている。

また、学長を本部長とする産学官推進本部のもとに、本学のポテンシャルを生かして地域産業のニーズと結びつきながらビジネスモデル構築の実現に向けた産学官連携を進めるため、知的マネジメントの実務を行う「知的財産センター」、産学官推進の総合窓口機能となる「産学官連携センター」の設置を計画し、平成 18 年 4 月に産学官連携センターを設立した。平成 20 年度には知的財産センターの開設を目指して準備を進めている。

具体的な取組状況は次のとおりである。

### ① 産学官連携センター（コラボレーション・センター）の活動

平成 18 年 4 月に産学官連携推進の窓口となるセンターを設置し、九州経済産業局から出向中の産学官連携事業の企画責任者 1 人、文部科学省派遣産学官連携コーディネーター 1 人、専任職員 3 人および派遣スタッフ 1 人の 6 人体制で産学官連携推進業務の企画、実施、コーディネート活動全般を行っている。学長を本部長とする推進本部会議や推進委員会の設置で、産学官連携推進の基本方針が明確となり、連携活動が推進されている。センター主催で OP（オープンプラットホーム）会、各種講演会、技術交流会（公的補助金採択）などを開催している。また、研究シーズの発表会に多数出展し、ホームページと紹介パンフレットによる広報活動を行った結果、着実に行政、産業界、地域等にセンターの知名度が上がりつつある。

#### (a) 技術交流会

大学のもつ知のリソースを地域の企業や一般市民、産業支援機関に開放し、成果発表を行い、地

域の活性化や産業振興に繋がるよう、技術交流会を毎年12月に開催しており、すでに9回を数える。また、大学のシーズと企業のニーズが結びついた産学マッチング・プレゼンテーションや産学ポスターセッションをとおして、本学研究者の基礎研究と実用化された研究事例を展示・発表している。昨年は145人の参加者があった。

### (b) 研究シーズ集

本学の研究シーズを紹介した『研究シーズ集』を年1回発行し、産学官連携活動の成果発表時や企業訪問の際に配布するとともに、Web上で最新研究シーズの検索ができるよう対応している。なお、平成19年版はカラー刷りで、12の研究分野で構成し利用価値を高めるよう工夫している。掲載情報は、研究者が企業とどのような連携関係を求めているのか把握できるよう研究適用分野・用途の欄を設けるとともに、研究室で保有する研究設備の紹介、特許の取得状況を簡単に紹介するなど、産学官連携に特化した内容にしたことで、読み手からの評価を得ている。

また、各種の産学官連携イベントにも参加し本学の研究シーズをポスター発表している。昨年は京都以西の10会場に出展した。

### (c) 産学連携推進室

産学連携推進室は、平成15年に北九州市と大牟田市に設置され、両市と連携した活動を展開している（地方自治体との連携の記述を参照）。

### (d) 中小企業との連携

産学官連携の推進と福岡県内の地域産業の発展に貢献するため、平成18年11月に(財)福岡県中小企業振興センターと包括協定を結び、技術課題をもつ中小企業の相談にコーディネーターとしての助言や、研究者への橋渡しを行うなど、相互の資源の有効活用を促進している。この包括協定は、地域の中小企業が抱える問題に対して本学が窓口となることを明確に打ち出しており、その点において本学の役割は大きい。しかしながら、現在コーディネーターが1人で対応にあたっており、支援にあたる人員不足の感は否めない。

## ② コラボレーション・ネットワークの構築・運用

コラボレーション・ネットワークは、本学の産学官連携を推進するための「会員制」のネットワーク・クラブである。本センターでは、本学の有する知のリソースを社会還元するとともに、産学官の有機的な連携・協力を深めていくため、経済・文化の発展など地域社会の活力向上に貢献し、産学官連携の発展に資することを目的に、平成19年4月に開設した。本学の会員サービスの特徴に、有料技術指導料の割引、研究室見学会（ラボツアー）への参加、本学エクステンションセンターが実施する講座の受講料の割引、同センターが企画する産学官連携を推進する各種講座の共同参画がある。コラボレーション・ネットワークは、本学のみならず行政や支援機関の参画を得て、人的ネットワーク作りから、技術相談への対応、共同産学プロジェクトの構築、企業活動への支援など、企業ニーズと段階に応じた産学官連携を進めていくうえで、OP会と同様に重要な組織と位置づけられている。平成19年8月現在の会員数は23人となっている。

## ③ 知的財産の管理、知的財産センターの設置

平成18年4月に産学官連携センターを発足させ、次のステップとして知的財産センター設置に向けて体制を準備中である。すでに、知的財産に関わる専門スタッフを採用し、特許庁のアドバイザー派遣事業の採択を受け、アドバイザーとともに知的財産ポリシーの作成にも取り組んでいる。発明審査委員会のメンバーに、学外から2人の専門家を客員教授として招聘し、発明のヒアリング、特許申請業務等について様々なアドバイスを受けている。

## II. 大学 社会貢献

### ④ 研究・学術活動の広報体制

本学研究者の研究や学術活動等は、これまで ReaD 対応型の研究者情報として公開していたが、「社会や企業からみても、わかりやすくする」ために大幅に変更し、平成 18 年 11 月に新研究者情報として公開を開始した。この情報は、一方では本学研究者が自己の研究業績等を正確、詳細に把握、分類することも目的としてきたが、他方では体系的な情報として、正確に外部に公開することにも繋がっている。さらに、産学官連携の面からは、企業が求める研究分野、研究者の情報を、企業の立場から把握可能なシステムとしたことにより、一層の産学官連携の推進にも繋がるものと期待できる。

### ⑤ 付置研究所の活動

本学では、研究成果を社会に還元するとともに、さらに研究の発展を期すために、学外研究機関との共同研究の受入れや、特定の研究プロジェクトを組織化した次の 6 つの研究機関を設置し、活動を行っている。

#### (a) 分子腫瘍学センター

平成 9 年に文部科学省からハイテク・リサーチ・センター整備事業として設置選定を受け設立。いろいろな癌の新しい診断法と治療法の開発研究を進めている。二期目（6～10 年目）に入った現在では、消化器癌に対する新しい免疫療法および遺伝子療法の確立、造血器腫瘍に対する分子生物学的診断法およびバイオ治療法の確立、その他の癌および関連疾患に対する新しい診断法および治療法の開発を進めている。

#### (b) 資源循環・環境制御システム研究所

平成 9 年に文部科学省の学術フロンティア推進事業および北九州市のエコタウン事業の支援を受けて設立。廃棄物の無害化やリサイクルによる減量化の研究を行っている。二期目に入った現在では、新規プロジェクトを加え「次世代型最終処分場技術」と「環境汚染物質の無害化および廃棄物の再資源化技術」が共同研究プロジェクトとして、実用化技術の創出に努めている。

#### (c) 都市空間情報行動研究所

平成 12 年に文部科学省の学術フロンティア推進事業の一つとして設立。「ハイパーテキスト社会実験研究」と「東アジア巨大都市における消費者行動の国際比較および都市政策研究」がプロジェクトとして進行中で、より一層の地域への貢献を目指している。

#### (d) 高機能物質研究所

平成 12 年に文部科学省からハイテク・リサーチ・センター整備事業として設置選定を受け設立。国内外からの研究者も参加し、新しい機能を持った物質の研究・開発を行い、大きな注目を集めている。

研究は、「ナノ要素から要素間ネットワークに至る広域空間探索とバイオ新素材への展開」と「生体システムからみた病態の解明と創薬への応用」の 2 つのプロジェクトからなっており、いずれのプロジェクトも本学内だけでなく国内外からも研究者が参加している。

#### (e) てんかん分子病態研究センター

文部科学省からハイテク・リサーチ・センター整備事業として選定を受けて、平成 18 年に設立した。理学部、医学部、薬学部と学部を超えた研究グループが、「てんかんは中枢神経に発現するイオンチャンネル・受容体チャンネルの異常による“チャンネル病”とする新しい仮説のもとに一定の成果を上げている。

(f) 環境科学技術研究所

平成 12 年に環境科学技術に関して、特に大気や水中の有害物質の処理操作や処理装置を開発研究する目的で設立。企業や官庁が費用を負担し、施設とノウハウの提供を大学が受け持つ、産学官の連携のもとに運営されている。

環境に関わるさまざまなテーマに取り組んでおり、すでにいくつかの特許を取得している。今後もオリジナルな情報の発信が期待されている。

研究の一例としては、「シックハウス原因物質分解技術の開発」や「水処理研究（北九州市環境科学研究所との共同研究）」がある。

⑥ 企業等との共同研究・受託研究の推進

研究推進部の研究推進部門が研究活動に必要な学外研究資金の導入を促進・支援するために、国や企業等からの研究補助金・助成金、受託研究等の受入・管理業務を行っており、本学の学術振興とその成果を社会に還元する機会を拡大するべく活動している。

共同研究の件数は平成 16 年度 1 件、17 年度 10 件、18 年度 17 件と増加傾向にある。また、受託研究の受入件数は、平成 16 年度 85 件、17 年度 62 件、18 年度 82 件となっており、企業からの受入れが減少している反面、公的機関からの受託研究は増加している。なお、研究助成寄付金は増加している（「大学基礎データ」表 28、表 32）。

⑦ 寄付講座・寄付研究の受入状況

寄付講座は、平成 18 年度に法学部、平成 19 年度に経済学部と商学部がそれぞれ 1 件ずつ開講している。また、寄付研究は平成 19 年度に工学部、医学部が受け入れている。

○寄付講座の開設状況

	寄付講座名	単位数	講座期間	寄付者名
法学部	演習Ⅱ	4 単位	平成 18 年 4 月～19 年 3 月	九州電力株式会社
経済学部	特別演習Ⅰ	4 単位	平成 19 年 4 月～20 年 3 月	九州電力株式会社
商学部	特別寄附講座 A	2 単位	平成 19 年 4 月～19 年 7 月	(社)日本フードサービス協会

○寄付研究の受入状況

学部	企業数	受入金額	寄付研究名称
工学部	5 社	18,750,000 円	最終処分場早期安定化研究
医学部	1 社	54,000,000 円	ウイルス性肝炎・肝癌先進医療研究

⑧ 特許・技術移転を促進する体制

本学では、教育研究活動の成果として創出された知的財産を産業界や公的機関との連携により活用し、産業の発展に資するため、産学官連携推進本部のもとに産学官推進の窓口となる「産学官連携センター」を設置し、さらに知的マネジメントの実務を行う「知的財産センター」の設置に向けて、知的財産管理の基本方針の策定、発明審査委員会や発明規程等の適切な運用について整備中である。また、知的財産ポリシーの検討に着手したところであり、年度内の策定を目指している。また、本学の職員が行った発明等の権利を保障し、発明意欲および教育研究の向上に資するため、平成 16 年に「発明規程」を制定し、知的財産に関わる権利について規定化を図った。本発明規程に基づき設置された「発明審査委員会」では、知財の帰属、評価、選択等判断を行っている。

知的財産センターが発足すれば、発明審査委員会から判断を受けたものが、発掘、管理、権利化、



## II. 大学 社会貢献

契約等の支援へと繋がり、さらに出願件数も増加するものと思われる。

本学の特許等出願・登録状況は次表のとおりである。

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
出願件数	4	13	14
登録件数	0	2	1

### 【点検・評価】

上述したように、本学では地域に密着した産学官連携を目指すとともに、国が推進するイノベーションの創出を目指した研究を行っている。産学官連携センターでは、研究シーズの発掘を行い、ホームページ、産学官連携の成果発表会や技術交流会の場で紹介している。このような活動により、企業等との連携は、その内容・規模ともに充実・拡大傾向にある。

これらの取組みを具体的視点で捉えてみると、まず、大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携として、「(財)福岡県中小企業振興センターとの包括協定の締結」「福岡市との地域貢献に関する基本協定」「クリヤマ(株)との産学連携に関する包括協定」を締結、また、産学官連携センターが設置した2つの「産学連携推進室」のうち、北九州産学連携推進室では同市が推進するエコタウン事業との連携、大牟田市産学連携推進室では大牟田エコタウン進出企業に対する相談支援や地元企業との交流事業を展開している。さらに、文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業の策定を受けた、ハイテク・リサーチ・センター整備事業として「分子腫瘍学センター」「高機能物質研究所」「てんかん分子病態研究センター」、学術フロンティア推進事業として「資源循環・環境システム研究所」「都市空間情報行動研究所」の付置研究所が設置されており、そこでの活動の結果として、研究成果報告会の開催や研究成果報告書を刊行・配布し、教育研究上の連携を図っている点は評価できる。さらに大型のプロジェクト等に採択されるよう研究の内容や体制の充実を図る必要がある。

また、企業等との共同研究は毎年増加傾向にあるが、受託研究の受入れは減少している。一方で、公的機関からの受託研究は増加している。なお、企業からの研究助成寄付金は増加しているが、これらは全般的に理系学部集中しており、文系学部での受入れを増やす方策を検討する必要がある。

### 【改革・改善策】

学長を本部長とする産学官連携推進本部のもとに、平成 18 年 4 月に「産学官連携センター」が設立され、現在は「知的財産センター」が設立準備中であり、この体制が整備されれば、特許・技術移転の出願・登録件数もさらに増加することになり、企業等との連携活動がより広い視点から推進できる。

## 9. 学生生活

## 1) 学部における学生生活への配慮

## 【到達目標】

学生が将来急速に変化する社会のなかで生きていくためには、大学生活を通じて知識を修得し応用的能力を養成するとともに、社会性を身につけることが求められている。そこで、本学では、学生が主体性をもって実りある大学生活を送るために、①経済的支援の拡充、②心身の健康・増進に係る学生相談(学外機関との連携を含む)の促進、③学生が納得し満足できる進路選択のための支援強化、④学生の人間形成のための課外活動の推進を4つの柱として学生支援の充実を目指している。

## (1) 学生への経済的支援

## 【現状の説明】

## (学生への経済支援を図る措置、学生への情報提供)

学業成績が優れ、かつ勉学の意欲を有しながら経済的な理由によって学業継続が困難な学生の経済的支援措置として奨学金制度を設けている。本学独自の奨学金制度である「福岡大学給費奨学金」「福岡大学奨学金(貸与・緊急貸与)」、日本学生支援機構「第1種奨学金」「第2種奨学金」、公共民間団体による「各種奨学金」に区分される。いずれの奨学金も、募集・申請・選考を経て採用が決定される。その他として本学独自の「学生少額緊急貸付制度」を設けている。

これらの奨学金の情報提供方法は、基本的には、掲示物を作成し担当課の奨学金専用掲示板および各学部の掲示板で募集案内、選考結果、連絡事項等が発生するたびに学生への情報提供を行っている。

また、奨学金全体の概要や前年度実績等については、大学全体を網羅するパンフレット(以下『大学案内』という。)および、学生全員に配布する学生生活全般についてのガイドブック(以下『学生生活ガイド』という。)等に掲載するとともに、毎年開催している父母懇談会でも説明を実施している。さらにWebサイトにも掲載しインターネットを通して、誰もが何時何処でも情報を得ることが可能である。制度の新規追加や変更があった場合については、前述した方法に加えて大学全体の情報共有システム(以下「FUポータル」という。)のお知らせ機能を利用し学生へ向けて情報を発信している。

なお、上記奨学金制度のほかに、学業ならびに品行の特に優秀な者を表彰する「特待生制度」がある。これは2年次生から4年次生(薬学部、医学部医学科は6年次生)を対象とするもので、全学部から毎年90人程度を選考し、文系学部の授業料相当額を奨学金として支給している。

## (a) 福岡大学給費奨学金

学業を継続する意志・能力を有しながら、経済的理由により学生生活に支障をきたすおそれがある者に対して給付される1号奨学金と、課外教育活動において極めて特異な能力を有し、かつ、優れた業績を示した者に給付される2号奨学金がある。いずれも返還の義務は無い。

交付額は1号が平成17(2005)年度から年額で文系学部30万円、理系学部50万円、商学部第二部15万円である。2号の交付額は60万円、10万円、5万円で活動・成果内容により決定される。平成19年度の給費奨学金採用実績は1号計65人、2号の平成18年度採用実績は計3人であった。

## (b) 福岡大学奨学金

学業成績優秀でありながら、経済的負担力に乏しい者に対する奨学金である。無利子で貸与され、返還期間は卒業後10年以内である。貸与期間は1年間であるが、毎年出願可能である。対象学年は

## II. 大学 学生生活

全学年で、貸与額は年額 640,000 円となっている。

平成 19 年度の福岡大学奨学金採用状況は表 I に示すとおりである。

表 I 平成 19 年度における福岡大学奨学金の採用者状況

	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次	6 年次	合 計
出願者数	388	209	221	182	5	3	1,008
採用者数	298	171	197	173	5	3	847

また、福岡大学奨学金については、定期採用以外に、主たる家計支持者の失職・死亡等の理由により家計が急変し、修学が困難になった場合に随時出願できる緊急貸与の制度があり、平成 18 年度には 1 人が採用された。

### (c) 日本学生支援機構奨学金

経済的理由により就学が困難な優れた学生に対して日本学生支援機構から貸与される奨学金で、貸与期間は標準修業年限内である。一度採用されると、毎年継続願を提出し適格認定を得ることが出来れば卒業まで継続して貸与が可能である。無利息の第 1 種奨学金と利息付の第 2 種奨学金に区分されており、返還期間は卒業後、最長 20 年以内である。

日本学生支援機構の奨学金には大学入学後の定期募集の他に、大学入学前に在学高校で奨学貸与を予約する「予約採用制度」や家計急変により随時申し込み可能な「緊急採用(1 種)応急採用(2 種)奨学金」がある。

平成 19 年度の日本学生支援機構奨学金(定期募集)採用状況は表 II に示すとおりである。

表 II 平成 19 年度における日本学生支援機構奨学金の採用者状況

第 1 種	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次	6 年次	合 計
出願者数	560	123	105	63	0	0	851
採用者数	214	7	6	4	0	0	231
第 2 種	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次	6 年次	合 計
出願者数	1,030	239	201	102	2	0	1,574
採用者数	666	45	31	11	0	0	753

### (d) 各種育英会・奨学団体奨学金

地方自治体や民間団体による奨学制度で本学を經由して申し込むものと学生が各団体に直接申し込むものの 2 種類があり、支給形態は団体によって給付型と貸与型がある。平成 18 年 3 月末現在、35 団体から 207 人が奨学金を受けている。

### (e) 大学院における奨学金

学部と同様に数種の奨学金が給付、貸与されている。貸与額は学部と若干異なっている。

### (f) 学生少額緊急貸付

学生が緊急に経済的援助を必要とした場合に少額を無利子にて貸し付ける制度で、貸付金額は 1 口 5,000 円、最高 6 口 30,000 円を限度とし返済期限は最長 3 か月である。ただし、貸し付けは就職活動、急病、緊急帰省など、大学が緊急と認めた場合に限って受けることができる。

### 【点検・評価】

本学独自の奨学制度は、給付型である給費奨学金の採用枠が少なかったが、平成 19 年度から大幅に採用枠を増やし、その調整として貸与型である福岡大学奨学金の採用枠を減じた(下表参照)。給費奨学金の採用枠を増加したが、奨学生全体数から見ると経済的支援の充実は十分ではない。

	予 算 人 数	出願者数	採用者数
18年度	30人〔各学部3人×10学部(商学部第二部を1学部扱い)〕	55人	24人
19年度	100人〔各学部10人×10学部(商学部第二部を1学部扱い)〕	91人	65人

また、福岡大学奨学金は、1年次生から4年次生まで、ほぼ同人数の採用枠を設けて選考しているのに対して、日本学生支援機構奨学金は基本的に1年次生が対象で、高学年になるほど採用枠が激減する(表Ⅰおよび表Ⅱ参照)。奨学金を新規で希望する高学年次の学生にとっては、福岡大学奨学金は経済的救済措置の一つになっている。

学生への奨学金情報の提供は、学生の認知度が高い「掲示板での通達」を主たる手段としており、学生への周知方法としては最も効果的である。

奨学金の申請状況は、平成18年度と平成19年度の実績から、毎年約2,000人が希望している中で、定期募集締め切り後の追加申請相談は年間で数人程度であることから、奨学金を必要とする学生は高い確率で奨学金情報を得ている。

### 【改革・改善策】

学生への経済的支援を強化するため、本学独自の奨学金制度をこれまでの貸与奨学金から給付奨学金へ移行して、さらに充実を図っていくことを検討する。また、貸与奨学金の回収にともなう事務処理や経費が年々増大してきていることを鑑みても、奨学金の形態を貸与型から給付型へ移行していく必要がある。しかしながら、返還義務のない給付型の奨学金の充実・拡大は経常費の支出増となる。したがって、授業料減免事業等支援経費に対する補助等を含め、寄付金など外部資金の導入による財源確保の各種方策について検討していく。

給付奨学金の対象者選考においては、不公平が生じないように、面接時の選考基準等を明確に定める。

奨学金の情報提供については、掲示や印刷物の配布も一定の効果があるが、今後はさらにF Uポータルシステムを活用し、適宜公開していくようにする。

## (2) 生活相談等・ハラスメント

### ①ハラスメント防止策

#### 【現状の説明】

平成11(1999)年4月1日から、改正男女雇用機会均等法が全面施行されたことにともない、本学では学生および教職員が個人として尊重され、人権を阻害されることなく、就学、就労、教育または研究を健全で快適な環境のもとで遂行できるよう本学の学生および全教職員(非常勤講師、嘱託職員、アルバイト職員を含む)を対象とした「学校法人福岡大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」を制定し、同年4月1日付で施行した。これにともない常設のセクシュアル・ハラスメント防止対策委員会と相談窓口・相談員を設置・配置した。

防止対策委員会は、セクシュアル・ハラスメント防止に関する施策を企画立案するとともに、本学がセクシュアル・ハラスメント防止のために実施する措置に関する調整、指導および助言を担当する。そして、セクシュアル・ハラスメントの事実調査が必要と判断したときには、調査委員会を置き、調査に当たらせる。相談員は平成19年4月1日現在、本法人の教職員から7人が委嘱され、プライバシーの保護に十分配慮したうえで相談を受けている。

## II. 大学 学生生活

平成 19 年 6 月には同規程を改正し、調査委員会がセクシュアル・ハラスメントの行為者、被害者、上司および他の学生・教職員に事実関係を聴取できることを成文化し、当該学生および教職員は正当な理由なくこれを拒むことはできないことを規定した。あわせて、教職員に対して、セクシュアル・ハラスメントのない健全な就学・就労の環境の形成および維持を義務化するとともに、監督者に対してはセクシュアル・ハラスメントの黙認を禁止し、セクシュアル・ハラスメントの事案が発生した場合は、規程の周知徹底、研修の実施、再発防止策等の必要な措置を講ずることを義務付けた。さらに「学校法人福岡大学職員の懲戒に関する規程」を一部改正し、セクシュアル・ハラスメント行為者への罰則を明文化した。

これら規程の整備に加え、セクシュアル・ハラスメントの防止に向け、本学の基本方針、対策の必要性、どのような行為が該当するのか、加害者にならないための心構え、被害を受けたときの相談員・連絡先などのガイドラインをまとめたパンフレットを作成し、毎年、学生および新任の教職員に配付するとともに大学の公式 Web サイト上で公開している。

大学においてはセクシュアル・ハラスメントのほかにも、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントへの対応が求められているが、本学ではこれらのハラスメントを防止するため、セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会の機能を強化することを検討している。

### 【点検・評価】

セクシュアル・ハラスメントは、一般に認知度も高く、本学においても防止および排除に向けた規程が整備され、セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会が設置されている。また、「学校法人福岡大学職員の懲戒に関する規程」でセクシュアル・ハラスメントが懲戒の対象となる旨を明記したことは、セクシュアル・ハラスメントの防止に一定の効果が期待できる。

これらの規程を適用して解決した事例もあり、制度設計は一応成功していると言ってよい。しかし、ハラスメント防止のための活動は、役職者を対象とする研修会が開催されたのみで学生や教職員の意識を高めるための啓蒙活動は殆ど実施されておらず、本学の防止への取り組みは不十分と言わざるをえない。さらにアカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの防止については、セクシュアル・ハラスメントに比べて未整備の状態である。

### 【改革・改善策】

セクシュアル・ハラスメント防止および排除に向け、規程の周知徹底や学生や職員の意識を向上させるための定期的な研修会を実施する。また、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどについては、現在のセクシュアル・ハラスメント対策委員会の機能を強化して対応していく。

相談員への相談で解決した事例も多いが、相談内容が全相談員で共有されておらず、解決策がその後の相談に生かされなかった。この点を反省し、相談者の個人情報には十分に配慮しながら情報交換会を開催したが、今後も防止対策の強化と迅速で適切な対応の推進をはかる。

## ②生活相談

### 【現状の説明】

#### (生活相談担当部署の活動上の有効性)

学生には、入学から卒業に至るプロセスの中で、学年進行に伴って、「修学」、「学生生活」、「対人関係」、「就職・進路」等、各期のステージにおける個別ニーズがある。これらに対し、学生部では、教育的視点に立ち学生の成長を促すことが最重要課題であると捉えている。近年、教職員か

らは、明確な目標を持ち意欲的に取り組む学生が見受けられる一方、学生の学力低下、意欲低下、対人関係の希薄さなどがしばしば指摘され、さらには、不登校傾向、課外活動の停滞、進路未決定等の問題に直面し、困惑の声が上がっている。学生相談の現場からも、相談件数の増加という量的課題と、対応に苦慮する相談内容の増加という質的課題が指摘されるようになっている。また、ハラスメント・宗教団体に関わるなどの事件性のある諸問題も発生している。

学生時代に正課教育で学ぶ知識や技術、様々な正課外教育を通じた体験や学びなどは、自分らしいあり方（アイデンティティ）を確立するための貴重な糧となる。学生は、学びと選択の過程において様々な困難に直面することになる。これに対し学生部内に「学生総合相談」のコーナーを設置し、学生生活や正課教育・課外活動、プライベートな問題に至るまで多種多様の相談に対応し助言を行っている。特にキャッチセールス被害や、各種の売買契約によるトラブルなどは、学外機関の消費生活センター、区役所やその他の機関と連携して、学生の悩みや相談を解決できる仕組みを整備している。一人ひとりが充実した学生生活を送ることができるように支援体制を整え、学業や生活に関することはもちろん、学生の心身の健康保持・増進のため精神面や健康面でのサポートにも力を入れている。

### （カウンセラー・アドバイザーの配置、心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮、医療機関との連携）

精神・心理面での健康支援に関しては、主として、ヒューマンディベロップメントセンター（以下「HDセンター」という。）で対応している。平成10年に学生相談室からHDセンターへと名称を変更し、各種面接室を有する施設へと場所を移した。それにより、個人面接に加え、セミナーやグループ形式での支援も提供できるようになった。また、職員の見守りのもとに、多くの学生と距離を置いたところで休憩できる場所として「フリースペース」を設けている。個人面接などを受けていない学生も利用しており、フリースペースで過ごすことにより、必要であればいつでも支援を受けることができるという、予防的な機能も期待している。

平成19年度現在、常勤インターカー兼カウンセラー2人と非常勤カウンセラー3人が配置されており、すべて、臨床心理士の有資格者である。常時3人のカウンセラーが相談に対応できる体制となっている。開設時間は週3日が9:30～16:00、週2日は夜間対応日として、9:30～18:40である。面接枠は、1コマ60分となっており、1日15コマ、1週間で75コマ（週2日の夜間対応枠4コマ含む）開設されている。以前は週35コマの面談枠しか取れず、継続来談者で枠が埋まっていき、新規に来談した学生を待たせる状況になっていた。この点を改善するため、初回来談者には、臨床心理士がインテーク面接を行い、適切な支援先を決めていくというインテーク・システムを採用することになった。平成16年度に常勤インターカー兼カウンセラーを1人採用し、平成19年度にさらに1人が増員され、来談申し込みにすぐに応えられる体制に一步近づいた。

また、医療機関（おもに精神科および心療内科）での治療が必要と考えられる来談学生に対し、地域医療機関の情報を提供し、紹介状を発行して受診を勧めている。受診に対して、学生自身は必要性を感じていないケース、心理的抵抗の強いケースもあるが、なぜ医療受診が必要なのか、受診することにどのようなメリットがあるかをカウンセラーが個別面接で説明し、受診しやすくなるように働きかけている。必要に応じて、家族にも説明を行っている。

さらに、平成17年10月より、福岡大学病院精神神経科の医師1人がHDセンターに来室し、月に1回、「精神科医による相談日」を設けている（平成18年度は年間10回、計30時間開設）。来

## II. 大学 学生生活

談学生はHDセンターで精神科医と会うことができ、投薬や継続的な治療が必要と判断された場合は、福岡大学病院もしくは近隣の医療機関で引き続き同じ医師に診てもらおうシステムとなっている。また、医師によるコンサルテーションを担当カウンセラーが受け、HDセンターでの援助に役立っている。

すでに医療機関に通院している学生が、自発的に、もしくは医師に勧められて、HDセンターを利用するケースもある。医師による紹介状がある場合は、HDセンターでの処遇（面接継続の可否）や援助方針を返書にて伝えている。カウンセラーと医師が連絡を取り合う必要が生じた際には、原則として学生の了解を得た上で、電話等で見立てや方針の共有・確認を行っている。

不登校の学生については、他の事例に比べ、学生の自発来談は少なく、ほとんどが教職員や家族に伴われての来談、もしくは教職員や家族のみの来談（コンサルテーション）となっている。特に、毎年6月から7月にかけて開催される父母懇談会で、学生の不登校の実態を初めて知り、戸惑いとともにHDセンターへ来談する家族が多い。

HDセンターに来談した学生には、定期的な面接を実施し、授業には出られなくてもHDセンターには来ることができる状態から、徐々に教室や研究室に行ける状態になっていくことを目指している。この過程で、カウンセラーが学内他部署と連絡をとり、授業や単位に関する情報を提供したり、教職員との協力関係をつくるなど、不登校学生の大学内適応を援助している。個別面接に加えて、情報交換や友達づくりを目的としたグループ活動「サポートグループ」も週2回実施している。HDセンター内の「フリースペース」利用により、休憩しながら授業に出席していくことも可能となった。

また、支援を必要としているが、HDセンターまで来ることができないという学生も少なくない。例えば、対人恐怖症的反応として大学に足を踏み入れることができない、休学して遠方の自宅に帰省しているといった場合である。そのような場合は、電話や手紙を通して支援していくこともある。不登校の背景に、何らかの精神疾患や発達障害を有する学生もいるため、必要に応じて医療機関の紹介も行っている。状態によっては医師やカウンセラーが積極的に休学を勧めることもある。休学中も経過を見守り、復学時期はともに準備を行う。諸事情から退学となるケースもあるが、納得した上での選択となるよう、時間をかけて話し合っている。

HDセンターの平成18年度個人面談利用実績は、来談件数138件、延べ回数1,372回となっている。在籍学生数に占める来談率は、0.68%である。来談件数の内訳としては、新規件数が100件、継続件数が38件である。セミナー参加者は実人数45人、グループ参加者は実人数28人となっている。

また、学生相談の場としてHDセンターを広く知ってもらうために、広報活動として、新入生に対して学部指導懇談会でのアナウンス、「Fine Dream」（学園通信、以下「FD」という。）への掲載、学内掲示板やホームページへの掲示を行っている。平成19年度には、パンフレット（ヒューマンディベロップメントセンター 総合相談室のご案内）を改訂して、学内関係部署に設置し、学生や教職員へHDセンターの周知を図っている。

一方、健康管理センターでは、定期健康診断、スリム教室、禁煙支援、障害のある学生への支援等を実施し、学生の心身の健康増進に取り組むとともに、疾病の早期発見と有疾者への迅速な対応を図っている。

定期健康診断は、毎年4月から6月にかけて全学年を対象に実施し、検診の結果、異常と診断さ

れた学生には精密検査の医療機関を紹介し、事後の指導も行っている。平成 19 年度からは新たな試みとして、定期健康診断のプロセスとして 1 年次生を対象とした詳細な問診法を取り入れ、学生の健康状態のより一層の把握に努めている。1 年次生の定期健康診断の結果に基づき、高血圧、糖尿病、高脂血症などの生活習慣病発症の大きな要因である肥満については、スリム教室を開催し対応している。肥満度指数 (BMI) 26.4 以上の学生を対象として、食事や運動の指導を行い、その際に、血糖、血中脂質の検査も行い自己の健康管理の重要性を自覚するように指導している。健康へ悪影響を及ぼす喫煙に関しては、喫煙者からの禁煙相談を受け付け、希望者へは医師の問診後にニコチンパッチの無料配布を実施している。また、喫煙者の禁煙動機付けの場を設定するために「煙草が健康に及ぼす害」について講演を行うなどの健康セミナーを開催している。

身体に障害のある学生には、毎年、6 月下旬から 7 月上旬にかけて該当者全員に対し、個別に面接実施を案内し、健康管理センター診療所長 (医師) が面接を行っている。面接時には、現在の障害状況や大学内における学生生活の利便性等について質問し、その内容にそって、施設設備面や授業および定期試験において支障をきたさないよう関係部署に対応を依頼している。

その他、学生の突発的な事故や外傷等について、健康管理センターでの処置が不可能な事例については、福岡大学病院や大学周辺の医療機関と連絡をとり、早急に対応している。また、学内において麻疹、結核等の感染症が発生した場合、健康管理センターが情報収集、発信の窓口となり、保健所や福岡大学病院、大学近隣の病院と緊密な連携のうえ、感染拡大防止のための対策を講じている。平成 19 年春から夏にかけて日本中の大学において麻疹が流行した。本学においても麻疹患者が発生したが、地域医療機関および福岡大学病院との連携、感染者発生状況の迅速で正確な把握、感染情報の早急な発信、感染拡大を防ぐための対策 (休講、患者との濃厚接触者の登校停止などの措置) などにより、麻疹感染者発生を最小限にとどめ、大学がその機能を果たせなくなる事態を回避することができた。

また、健康管理センターは、平成 13 年から内科を標榜する保険診療機関として承認されたため、保険診療が可能となり、不安障害、うつ病性障害を有する学生、過敏性腸症候群などの心身症を有する学生の診療も開始、福岡大学病院との病診連携も可能となった。

### (学生生活に関する満足度アンケートの実施)

これらの学生生活相談に対処するに当たり、本学独自の学生生活実態調査を実施している。学生生活の実態および学生の意識を把握し、学生の福利厚生および教育上の基礎資料を得ることを目的に 4 年ごとに実施しているもので、現在、平成 20 年 11 月に調査を実施する予定で作業を進めている。平成 16 年 11 月に実施された学生生活実態調査においては、休学者を除く全学生のなかから抽出された 5,089 人について調査を行った。設問については日本私立大学連盟の学生生活実態調査の設問を一部取り入れ、総数は過去最多の 113 項目となった。調査結果については報告書を作成し、メインテーマである「学生の満足度」の分析を詳細に掲載している。この分析で、大学の何が学生に評価され、何が学生を満足させているかを見て取ることができ、学生の生活環境や教育環境の改善、さらには良きキャンパスライフを実現するための参考にしている。

### 【点検・評価】

平成 19 年度は学生のメンタル面での相談に対し、HDセンターにおける支援体制を強化した。常勤 2 人体制になったことで、インテーク・システムがより機能し、面接枠も平成 15 年度の 35 コマから年々増加し、平成 19 年度は 75 コマ開設され継続来談者だけでなく、新規の来談者への対応



## II. 大学 学生生活

が迅速・円滑になった。また、今まではカウンセラーの人員の不足により難しかった、事件・事故などのさいの心理ケアを目的とした緊急支援に複数人での対応が可能となった。実際に、平成 16 年度と平成 19 年度に、事故後に心理面で不安を訴える学生への緊急支援を行った。また、個人面接だけでなく、セミナー・グループ・フリースペースを通しての多様な支援が提供されており、来談者のニーズに応じた様々な体制があると言える。最初は「大学を辞めたい」と言っていた不登校学生が、HDセンターに来談し、居場所を得て、自分自身を振り返る作業を行ったことで、「やはり卒業しようと思う」と気持ちを変化させるなど、個々の事例においては一定の成果があがっている。

しかし、何も支援を受けていない不登校学生も、多く存在すると考えられる。近年、父母懇談会をきっかけにした家族の来談が増加しているが、その時点ではすでに支援の開始時期が遅れ、問題が長期化・複雑化していることもある。平成 17 年度から、FDにHDセンターの紹介記事を掲載し、父母がHDセンターのことを認知する機会ができた。父母の実来談人数は、平成 16 年度が 19 人、平成 17 年度が 37 人、平成 18 年度が 38 人と増加している。広報活動としては、一定の効果をあげていると考えられるが、来談者の増加に対して現在での人員体制では十分な対応ができなくなる可能性がある。また、16 時以降の相談枠の開設が、週 2 日のみであり、昼間の空き時間の少ない理系の学生や高年次生には、利用しにくいとの声もある。

HDセンターが医療機関と連絡を取り合った平成 18 年度の件数は、紹介状発行を含めて延べ 28 件であった。また、精神科や心療内科に通院しながらHDセンターでの援助を受けた学生は 46 人であり、全来談者に占める割合は、30.7%であった。このことから、HDセンターでは、一定数の学生に対して、医療と並行・連携しながらの援助を実施できていると言える。また、平成 17 年 10 月から平成 19 年 7 月までの期間に、精神科医による相談日を利用した学生は 19 人、そのうち 10 人が医療機関での継続的な治療へとつながっている。利用学生にとっては、HDセンターで精神科医と会えることで、精神科受診への不安が和らぎ、よりスムーズに治療につながったと考えられる。しかし、利用学生数はまだ少なく、月 1 回の精神科医来室日と授業などの都合が合わないことが要因の一つになっている。また、医療への抵抗感の強い学生は、カウンセラーから受診を勧めるタイミングが鍵となるが、精神科医来室日との調整が出来ず医療への橋渡しがうまくいかないケースもある。

健康管理センターにおける定期健康診断の過去 3 年間の受診率は、年々上昇してきているが、中でも 1 年次生の受診率が特に高くなっている。これは、平成 17 年 4 月から学校保健法施行規則の一部が改正され、結核健康診断（胸部 X 線撮影検査）が従来の全学年から 1 年次生に限定実施するよう変更されたため、特に 1 年次生に対して、学部指導懇談会や学内放送等での情宣を行い、検診期間を延長した結果である。1 年次生の定期健康診断において、肥満学生が年々増加している傾向が認められる。これに対応すべく、肥満とされる学生に対し、個別にスリム教室開催案内の送付を行っており一定の成果を上げている。健康セミナーについては、平成 17 年度から毎年実施しているが、参加者は必ずしも多くない。喫煙が健康に及ぼす影響が非常に大きい点を考慮すると、参加者が少なくとも本セミナーは継続する必要がある。

### 【改革・改善策】

近年の学生生活における相談内容は、多様化し、複雑化している。対応する窓口も各学部事務室や学生部、教務部、就職・進路支援センター、HDセンター、健康管理センター等多くの部署にわたり学内での適切な連携が必要である。特に、メンタル面では、HDセンターと関係部署および教

職員との連携による対応が求められる。相談内容や診断結果などの個人情報の共有については、所定の手続きのうえ、個人情報保護法に基づき対処しなければならない。

また、HDセンターへの出入りを躊躇する学生もおり、来談すると周囲に精神的におかしいと思われるのではないかなどの偏見が、学生だけでなく父母や教職員間にも存在している。これは、発達障害や理解の困難な学生にどう対応していいのか戸惑っている現状でもあり、教職員に関しては、学生への理解や対応のためのヒントや、学生にHDセンターをどのように紹介したら良いか等を知らしてもらうために教職員向けガイドブックの作成を検討している。リラクゼーション・セミナーや自己表現講座などの予防的・成長促進的セミナーを行っていることを周知し、幅広い参加を促していく。

不登校学生には、出席管理システムを用いて、不登校の状況を早期に発見し、できるだけ初期の段階で支援を開始できるようにする。また、家族を対象としたセミナーを開催し、HDセンターの役割を紹介し、不登校学生への理解を深めてもらうことも有効である。なお、本学においても、さらに手厚く幅広い支援を提供するためには、カウンセラーの増員が望まれ、夜間対応枠の増設を早急に検討する。また、精神科医による相談日を増設することで、治療を要する学生ができるだけ早く健康な学生生活を送ることが出来るよう支援を行っていく。

健康管理センターでは、平成19年春から夏にかけての麻疹患者発症に対し、地域医療機関および福岡大学病院との連携により、麻疹感染者発生を最小限にとどめることができた。麻疹に対する最も有効な対策はワクチン接種であるが、本学においてはワクチン接種についてはいまだ呼びかけのレベルに留まっている。特に医療関係者、教育関係者を育てる学部を有する本学においては社会的にもワクチン接種を徹底させる義務があるため、関係部署との連携のもと有効性が高い予防策を講じる。

### (3) 就職進路指導

#### 【現状の説明】

#### ①就職・進路支援のあり方

就職・進路支援センター（以下「センター」という。）は、社会の変化や多様化が進む中、学生が幸福で充実した人生を送れるよう就職・進路を中心とした人生設計をサポートすることを目的に、就職部を改組して、平成13(2001)年4月にスタートした。

センターでは、「学生一人ひとりが人間力を高め、自発的に自らの進路を考え決定できるよう適切な情報提供と個別指導を行うとともに、各学部の特色に基づいた教育との連携を図りつつ、全学的立場からキャリア教育を支援する」という基本方針に基づき、学生が納得し満足できる進路選択ならびに就職率の向上を目指して、進路支援を行っている。

また、学生が気軽にセンターを利用できるようサポートフロアを設置し、快適でゆったりした雰囲気の中で、スタッフサポートや情報が得られるような環境を提供している。

#### ②センターの組織

センターは、学内関係部署と連携しつつ、学生の就職・進路支援を行うとともに、その方法を検討・開発し、各学部および大学院のキャリア（進路支援）教育を推進することを目的にしている。

センターは、センター長をトップに、センター長補佐2人、各学部から選出されたセンター委員9人（うち2人はセンター長補佐）、医学部を除く各学部の各学科にキャリア教育調整委員33人、

## II. 大学 学生生活

また職員は本センターの事務を統括する事務部長をはじめ、センター事務室を統括する室長、室長補佐2人、室員13人（東京事務所駐在の職員1人を含む）、臨時職員5人で構成されている。

センターでは、①就職・進路情報の収集および提供、②就職・進路相談の実施、③各学部が行うキャリア教育へのプログラム開発、④各学部が行うキャリア教育への支援、⑤各学部および複数学部が企画する就職・進路支援の補助、⑥就職・進路支援に必要な環境整備、⑦その他センターの目的達成に必要な事項、などの業務を行っている。

### (a) センター運営委員会

センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、センターに関わる必要事項の審議決定機関であり、センター長、センター長補佐、各学部選出のセンター委員およびセンター事務責任者をもって構成される。センター長が議長となり、就職・進路支援についての基本方針の策定、センター業務の承認・評価、各学部からの意見集約および企画の調整、センターの運営について審議決定する。運営委員会は2か月に1回のペースで開催され、委員会の審議内容はセンター委員により教授会で報告されるが、内容によっては各学部教授会等で検討に付される案件もある。

### (b) センター企画推進会議

センター企画推進会議（以下「企画推進会議」という。）は、センターの業務全般にわたる企画および運営、就職・進路支援に必要な業務の設定および調整、その他センター業務の企画に関して審議する機関で、センター長が議長となり、センター長補佐2人、センター長が委嘱した委員2人、センター事務責任者1人で構成される。基本的には2か月に1回のペースで開催されるが、年数回臨時の会議を開催することもある。

### (c) 広報小委員会

センターが発行する企業向け大学案内、学生向けのガイドブックなどの企画・編集、また、大学広報誌等の大学刊行物の記事掲載に関する企画・調整を行っている。センター長、センター長補佐2人、センター委員2人（文系・理系各1人）、事務職員の役職者4人の合計9人で構成される。

平成19年度は、新入生が将来の進路を意識して充実した大学生活を送ることができるよう「キャリアガイドブック」を作成し、1年次生全員に配布した。このガイドブックは、各学部におけるキャリア教育に活用されている。

## ③就職・進路に関わる支援策

センターでは、学生一人ひとりが自らの人生を考え、納得し満足できる進路選択ができるよう、個別相談を中心に据え、教育的支援と側面的支援の両面から進路支援を行い、その結果として就職率が向上するための取り組みを進めている。その具体的な支援策は次のとおりである。

### (a) 個別相談支援

学生への個別相談を中心に据えた支援体制の強化を図っており、17人のセンタースタッフが相談に応じるほか、カウンセリングの専門資格をもったキャリアカウンセラー、企業の採用や人事担当の経歴をもった進路相談員がそれぞれの専門的立場から学生の悩みや進路に関するさまざまな相談に応じており、三位一体による支援体制を採っている。

### ④センター職員

学生の悩みや進路に関する様々な相談に応じている。また、センター職員による学部担当制を導入し、9月以降未内定学生に対する定期的な電話調査を行いながら個別指導を実施している。なお、学生の相談内容も多様化しており、各種研修会への参加や図書・資料等の回覧により、職員の資質・

能力向上を図っている。

② 進路相談員

民間企業の人事採用担当経験者を進路相談員として外部から週 3 回招聘（2 人の相談員が交替で一日 5 時間担当）し、センター職員とは違った視点から実践的・現実的な個別指導を展開している。

③ キャリアカウンセラー

カウンセラー資格を有する専門家をキャリアカウンセラーとして外部から週 2 回招聘（2 人のキャリアカウンセラーが交替で一日 5 時間担当、6・10・12 月は週 3 回）し、進路に関する悩みの相談に応じている。



相談窓口利用者状況および相談内容は次表のとおりである。

○相談窓口利用者状況

年 度		センター職員	進路相談員	キャリアカウンセラー	総 数
16 年度	相談件数	3,975 人	693 人	315 人	4,983 人
	実働日数	280 日	126 日	103 日	—
17 年度	相談件数	3,216 人	884 人	258 人	4,358 人
	実働日数	283 日	139 日	97 日	—
18 年度	相談件数	3,345 人	772 人	287 人	4,404 人
	実働日数	280 日	143 日	105 日	—

## II. 大学 学生生活

○相談内容：複数回答あり（センター職員、進路指導員）

相談内容	相談件数		相談内容	相談件数	
	17年度	18年度		17年度	18年度
自己分析	27	146	進学（大学院・留学）	12	19
履歴書・エントリーシート 添削	1,001	1,239	資格取得	8	19
ビジネスマナー	98	101	パソコン活用	36	18
業界研究・企業研究	768	738	各種手続について	134	161
採用試験（面接・筆記）	395	305	進路全般の問題	750	972
内定辞退・進路決定	603	474	模擬面接	64	139
インターンシップ	37	32	その他	150	2
公務員	133	123	—	—	—
教員	35	20	合計	4,251	4,508

### (b) 教育的支援

各学部では、センター委員とキャリア教育調整委員が連携を密にし、カリキュラム編成を検討しながら、通常の講義時における学部固有の就職進路指導を実施している。

また、文系学部のゼミにおいて、センター職員が積極的に出向き担当教員と共同でゼミにおける就職指導を実施、あるいは担当教員がゼミ生をセンターに引率し、センター職員が各種資料・就職情報システム・相談システムなどの利用方法を説明するとともに、就職・進路に関するゼミ調査や各種就職支援行事の参加とセンターへの訪問を呼びかけるなど、ゼミ教員とも連携を図っている。

理系学部では、学科ごとにキャリア教育調整委員が学生と個別相談する機会を多く設け、個別指導を徹底させている。

### (c) 側面的支援

就職活動の本番を迎えた3年次生には就職情報システムの構築、就職ガイダンス、論・作文対策講座、模擬試験、模擬面接、業界セミナー、実践マナーセミナー、学内会社説明会、OBとの懇談会、エントリーシート添削会など、実践的なプログラムを提供し、実施している。

なお、各種ガイダンス・セミナーなどの各種就職支援行事等は父母にも通知し、行事参加への協力を仰いでおり、学生と父母が進路に関する意識を互いに共有できると考えられる。

支援対象年次における行事は次のとおりである。

#### 1・2年次生対象プログラム

- ・キャリア形成支援講座（感じ取る力、行動力、実践力他育成）

#### 3年次生対象プログラム

1. 就職活動に向けての基礎づくり
  - ・第1回就職基礎ガイダンス（就職活動の基本的な流れ）
  - ・第2回就職応用ガイダンス（講演、4年次生の体験談他）
  - ・第3回就職実践ガイダンス（面接等の実践面）
  - ・キャリアデザイン講座（自己分析・自己表現）
2. 各種試験・面接対策
  - ・就職模擬テストガイダンス（就職活動全般、雇用状況他）

- ・ 第1回就職模擬テスト（一般常識・職業適性）
  - ・ 第2回就職模擬テスト（SPI）
  - ・ 第3回就職模擬テスト（SPI・・・Web上での受験）
  - ・ 第4回就職模擬テスト（自己表現）
  - ・ 論・作文対策講座（第1回～第3回）
  - ・ エントリーシート添削会
  - ・ 実践模擬面接（センタースタッフによる集団面接）
  - ・ 実践模擬面接（進路相談員による個別・集団面接）
3. 業界・企業研究
- ・ 業界別セミナー（業界研究のポイント、実践：約10業界）
  - ・ 学内個別企業説明会（年間延べ350社参加）
  - ・ 学内合同企業説明会（約100社参加）
  - ・ 学内公務員採用説明会（警察・消防・教員・自衛隊等）
4. 本学独自の就職情報支援
- ・ 就職情報システム利用説明会（企業・求人・OB情報等）
  - ・ 就職サポートブック（就職活動のポイント等集約本）
  - ・ 入社試験報告書（先輩が経験した採用試験報告）
5. その他の支援
- ・ 女子学生応援セミナー
  - ・ 留学生対象就職セミナー
  - ・ 就職マナーセミナー
  - ・ 学生アドバイザー（4年次生の内定者）によるアドバイス

#### 4年次生対象プログラム

- ・ 就職活動応援セミナー
- ・ 留学生対象就職セミナー
- ・ 学内個別企業説明会
- ・ 進路状況調査（はがき・電話等による調査・支援）
- ・ 求人一覧表配付（4年次生対象求人）

#### 全学年次生対象プログラム

1. 個別相談
- ・ 就職・進路支援センタースタッフによるアドバイス
  - ・ キャリアカウンセラーによるアドバイス
  - ・ 専門の進路相談員によるアドバイス
2. インターンシップ
- ・ 募集説明会（春季・夏季）
  - ・ オリエンテーション（春季・夏季）
  - ・ 事前研修会（春季・夏季）
  - ・ 体験実習（春季・夏季）
  - ・ 事後研修会（春季・夏季）

## II. 大学 学生生活

- ・体験発表会（春季・夏季）
- 3. ガイダンス・就職情報
  - ・エアラインセミナー（人文学部主催）
  - ・スペシャリストガイダンス（法・経済・商学部主催）
  - ・就職サブ・ゼミナール（ゼミ別の支援）
  - ・就職活動体験記（民間・公務員）
  - ・来学企業情報提供（年間延べ 1400 社）
  - ・企業訪問情報提供
  - ・東京事務所駐在員による東京地区企業情報提供
  - ・東京事務所駐在員との就職情報交換会
  - ・卒業生との就職懇談会
- 4. その他の支援
  - ・コミュニケーショントレーニング
  - ・障害者への就職支援
  - ・父母懇談会における就職・進路相談

以上の支援行事は、実施後、学生によるアンケート調査や参加者数をもとに担当者および役職員間で検証を行い、その結果をセンターの企画推進会議、運営委員会で審議し、各支援行事が目的を十分果たせるよう毎年度改善・改革を図っている。

### (d) 他部門等との連携

#### ① 教育部門との連携

入学センター、教務部、共通教育センター、言語教育研究センター、エクステンションセンター、総合情報処理センター、国際センター、学生部などで構成する教育情報部門連絡会議や教育情報部門事務連絡会議を通して他部門との情報を共有し連携を深めている。

#### ② アンテナオフィス

東京事務所内にアンテナオフィスを設けて職員を配置しており、東京地区の企業情報や学生の動向を本学に提供、東京地区で就職活動する学生の支援（就職相談・模擬面接・企業紹介など）、東京地区で勤務する卒業生との連携・紹介など、学生への支援を行っている。また、11月に本学で東京事務所駐在員による就職情報交換会を開催している。

#### ③ 学部との連携

法・経済・商学部が主催するスペシャリストガイダンス（弁護士・公認会計士・税理士など 12 職種 of 専門家）、人文学部主催のエアラインセミナー、各学部が主催するOBとの懇談会などの支援行事と協力体制をとりながら学部（教員）との連携を深めている。

#### ④ 学生アドバイザー制度

内定を得た上級生によるタイムリーな実践的アドバイスが受けられる個別相談を実施している。

#### ⑤ 卒業生との連携

卒業生の組織である有信会が積極的に就職指導に協力している。社長や実社会の第一線で活躍している卒業生を、有信会が仲介して講演会活動を実施するなど、大学と卒業生組織が連携している。また、東京・大阪地区のOB・OG（人事担当）を中心に懇談会を実施し、先進地区の情報を収集し就職支援および就職活動に活かせるよう、ネットワーク作りを進めている。





## II. 大学 学生生活

ことができるよう、低学年次から就職意識涵養プログラムを取り入れている。

### ㉑ キャリア形成支援講座

早い時期から自分自身の生き方や生涯など将来について考えることを学ぶため、1年次生、2年次生を対象にキャリア形成支援講座「キャリア形成へのアプローチー正課教育への橋渡しー」を平成18年度から開講している。このプログラムにより、低学年から職業観や就労意識が形成され、3年次から始まる就職活動の円滑なスタートが期待できる。

この講座は、1年次生には、知的好奇心の育成、目的意識作り、動機付け、勤労観・職業観などの醸成、2年次生には、ビジネスシミュレーションやインターンシップを通じて社会人として必要なスキルを身に付けさせ、「感じ取る力、行動力、実践力」を強化する。

1年次生：「知的好奇心のアンテナ作り」から具体的行動へ

- 1) さまざまな考え方・働き方に触れる
- 2) 社会的な問題についての意識を喚起する
- 3) 小さなアクションを起す

2年次生：「社会に出る前の実践的トレーニング」

- 1) 自己のポジショニング・社会との関わりを考える
- 2) コミュニケーション能力を強化する
- 3) 思考の分析フレームワークで能力トレーニングを行う

平成18年度は、5月13日にスタートし10月21日までの間、土曜日の1、2限目を利用し12回実施した。学生が主体的に考える形式とするため、グループワークを多く取り入れ、提案・実践・検証の重要性を認識させながら視野を広く持たせるとともに、世代間のコミュニケーション能力が身に付くよう社会人のサブインストラクターを採用した。定員100人を予定したが、情宣不足もあり、参加者は定員を満たすことができなかった。しかしながら、発見や刺激も感じ取り、職業観が柔軟になったと思われる。また、他者との関わりを通してこそ自分が見えてくることに気づき、グループワークを通して日頃思いつかないような考えや意見、身近に感じることもないことを学んでいることが、参加者のアンケート結果からうかがえる。

### ㉒ インターンシッププログラム

インターンシップを積極的に取り入れ、現実社会への就業体験を通して職業観・就職意識の高揚を図っている。工学部社会デザイン工学科では昭和39年から3年次の必修科目、薬学部は昭和62年から4年次の必修科目、スポーツ科学部健康運動科学科は平成12年から3年次の選択科目として実施している。現在は、法学部、経済学部、商学部も単位化を図り実施している。

センターでは、平成9年から医学部を除く全学部で本学独自のプログラムによるインターンシップを実施している。平成12年度には、福岡県内の大学、行政機関、産業界からなる福岡県インターンシップ推進協議会が設立されたのを機に加盟し、本学も積極的に参加している。平成18年度は547人の学生がインターンシップを体験した。参加した学生からの報告や体験記によれば、「第一希望の企業で研修しなくても働くことを体験し仕事に興味をもてた」、「女性でも仕事を続ける方法があることに気付いた」などの声がある。インターンシップを体験して、各人の人生設計に役立ったことや就職意識が明確になったことなど、満足度も高いことがうかがえる。一方、企業とマッチングできない学生も多く、派遣学生の増加を図るために学生からの要望の多い企業を開拓するため、インターンシップ担当者を配置している。

○福岡大学のインターンシップ派遣企業および派遣学生数

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
派遣企業	342 社	321 社	328 社
派遣人員	599 人	574 人	547 人

○就職・進路支援センターによる実施状況

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
受入企業数	267 社	279 社	356 社
派遣企業数	106 社	103 社	113 社
申込者数	393 人	423 人	632 人
派遣者数	230 人	193 人	229 人

⑤ 就職に関わる情報提供

(a) 新就職情報システム

学生が就職活動を積極的に行うことができるように新就職情報システムを構築し、平成 17 年 12 月に運用を開始した。会社説明会、イベント、企業情報、求人情報、職員訪問情報、企業来訪情報、インターンシップなどの就職活動に必要な情報を提供し、簡単に検索ができるよう整備している。システムを利用した就職活動に不安を持つ学生を対象にガイダンスを開催し利用促進を図っている。

なお、平成 19 年 4 月から I C 学生証による出席管理システムの導入、Web による履修登録、F Uポータルによるインフォメーションの徹底など、本学の I C T環境の充実にとともない、新就職情報システムの利用促進がさらに図れるものと期待される。

(b) 掲示板・立看板による情報提供

新就職情報システムによる情報提供に加え、就職支援行事を学生個人宛て葉書で案内するとともに、学生が会社説明会、イベント、企業、求人、インターンシップなどの就職活動に必要な情報を直接目で確認できるよう掲示板や立看板による情報提供を行っており、学生が就職支援行事への参加や就職活動を積極的に行えるよう環境整備を行っている。

(c) 教員による情報提供

就職支援行事の案内、就職活動に必要な情報の提供など、ゼミや講義において教員から学生への情宣活動を行っている。学生の意識を高めるには、この方法によるところの効果が大きいものと期待される。

(d) 父母への情報提供

③の(c)の側面的支援を参照。

⑥就職活動の早期化に対する対応

近年、企業の採用意欲が高まるのにとともない、採用活動が年々早まっている。会社説明会やセミナーは3年次生の11月上旬から始まり、早い企業では3年次生の後半から4年次生の4月に内定が出始め、6月までに内定のピークに達している。このように内定の時期が早まり、大学教育への弊害が指摘されている中で、早期採用の自粛などをうたった「就職問題懇談会の申合せ」と「日本経済団体連合会の倫理憲章」の共同宣言が出されている。この共同宣言を学生・教員・企業側に周知するよう当センターホームページに掲載し、学生、教職員に周知を図っている。

また、このような早期化に対応できるよう就職活動のプログラムを点検し、実施時期を決定するとともに、新就職情報システム、ホームページ、立看板や掲示板などで情宣活動を実施し、早くか

## II. 大学 学生生活

ら就職活動の意識を高めるための取り組みを行っている。特に、3年次生の就職ガイダンスは、6月に基礎編、10月に応用編、1月に実践編として開催している。従来、10月に発行していた就職サポートブックを6月に実施するガイダンスに利用できるよう発行を早め、学生の就職意識が早期に高まるようにするとともに、公開模擬面接や履歴書の作成など早めに準備できるようにした。学生アンケートによれば、「3年の早い時期から就職ガイダンスなど支援行事に参加できたことによって、早くから就職への意識を高めることができた」との声が多く聞かれた。

### ⑦ 就職統計データの整備と活用

求人情報（件数、業種別・地域別・資本金別・従業員別）、来学企業求人情報、就職状況（件数、業種別・地域別・資本金別・従業員別）、学部・学科別就職情報、就職先企業一覧、公務員就職者一覧、教員就職者一覧、就職活動報告など、本学学生の就職活動に必要な各種データを収集・整備し、学生の利用に供している。また、これらのデータは、本センターの会議資料として利用するとともに、文部科学省の学校基本調査への回答、就職統計冊子、事業報告書、自己点検・評価データブック、入試広報関係広報誌、父母懇談会のための冊子、各種アンケートへの回答などに活用し、情報の開示を行っている。

本学の求人件数は年々増加傾向にあり、平成18年度は5,960件（平成17年度比640件増）の求人があった。新就職情報システムが構築され、このように多くの求人データを多方面から利用者が容易に検索できるよう整備・充実された。他にも在社情報、インターンシップ情報などのデータも蓄積されており、今後ますます利用者も増加し、就職活動の支援に繋がると思われる。

#### ○本学の求人状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
求人件数	4,773件	5,320件	5,960件
来学企業数	1,089社	1,217社	1,462社

平成18年度の卒業生（医学部を除く）の進路について、就職は民間企業に64.2%（平成16年度56.6%、17年度60.4%）、官公庁3.0%、教員0.8%、上記以外0.4%、進学は、大学院進学者6.2%、その他2.1%となっている。また、留学・研究生・勉学等、その他が23.3%となっている。（就職・大学院進学状況については、大学基礎データ表8参照）

また、業種別ではサービス業が38.2%、卸売・小売業26.5%、製造業17.7%、資本金別では100億円以上23.3%、50億円～100億円未満5.7%、10億円～50億円未満14.7%、5億円～10億円未満5.1%、1億円～5億円未満16.5%、地域別では福岡県36.9%、関東地区35.1%、九州地区（福岡を除く）9.6%、近畿地区9.5%、のような状況となっている。

企業の採用環境が好調なことから民間企業への就職は概ね良好な状況である。本学学生の就職先希望地域は特に地元志向といわれてきたが、関東に本社がある企業への就職者（平成15年度26.9%、16年度29.1%、17年度31.6%、18年度35.1%）が大幅に増加している。また、理学部・工学部・薬学部といった理系学部では、学部・学科の専門性を活かした業種に採用されている。

就職・進路指導については、学部教員と就職・進路支援センターが一体となり、学生への就職・進路支援の充実を図っており、就職率は良好な状況にあるといえる。

**【点検・評価】**

社会が多様化し、大学が大衆化し進学率が50%を超える現在において、学生の目的意識の希薄化、学習意欲の低下、社会常識やマナーの欠如が顕著となり、学生の二極化はますます進むであろう。このようなことから、低学年次からキャリア形成支援を実施すれば、学生は早い段階から将来の進路や職業観などについて考えることで、目標を持つことができる。また、インターンシップによる就業体験で社会との関わりを理解すれば、より一層目標が明確となり、学習意欲も高まるであろう。

センターでは低学年次向けの取り組みとしてキャリア形成支援講座やインターンシップにも力を注いでいる。また、新就職情報システムをはじめ、掲示板・立看板による会社説明会、イベント、求人情報、職員の企業訪問情報、企業の来訪情報などの就職活動に必要な情報を学生に提供するとともに、センター職員・進路相談員・資格をもったキャリアカウンセラーを配置して、それぞれの専門的立場から個別相談を通して学生の進路選択に関わっており、進路指導の適切性という観点からみれば評価できる。キャリア形成支援講座やインターンシップへの参加者は、本学学生数の点から見ると決して十分とはいえない数字であるが、本センターと学部が連携した結果、参加者数は増加傾向にある。

また、学生が就職活動を積極的に行えるよう、就職情報システムの構築、就職ガイダンス、論・作文対策講座、模擬試験、模擬面接、業界セミナー、実践マナーセミナー、学内会社説明会、OBとの懇談会、エントリーシート添削会などの支援行事を行っているが、これらの行事について学生のアンケート調査や出席状況をもとに、担当者レベル、センター事務スタッフによる検証、企画推進会議や運営委員会で審議し点検・評価を行うことで、目的に沿って適切かつ有効に機能するよう改善し、次の行事の開催につなげている。特に、就職ガイダンスは、6月に基礎編、10月に応用編、1月に実践編を行い、早い時期から段階的に実施しており、就職活動を行う学生にとっては、ガイダンス等が体系的で適切に行われ、本センターの関わりが有効に機能するよう改善し実施している点は高く評価できる。

ここ数年、企業の採用意欲が高まり就職活動が早期化するのにもない、学生がその環境に対応できるようスケジュール化を図り、早期に自らの進路を意識して学んでいくよう取り組んでいる。また、就職統計に関わるデータについても、あらゆる面から整備され、広範囲に利用されている。就職環境の好転もあり就職率は上昇しているが、採用環境に左右されることなく学生が満足できる就職を目指して支援する必要がある。当然のことながら、大学全教員とセンタースタッフのみならず、全職員が連携し一体となって学生生活の4年間でできるだけ付加価値をつけレベルアップを図る以外に目的を達成することはできない。

**【改革・改善策】**

具体的には、下記のような改善方策を検討していく。

- ① 学生が納得し満足できる進路選択に向けての個別指導機会を増大する。
- ② ガイダンス等支援行事への出席率の向上を図る。
- ③ ガイダンス出席効果の調査を行う。
- ④ センター訪問者の追跡調査を行う。
- ⑤ 結果として就職率の向上を図る。

## II. 大学 学生生活

### (4) 課外活動

#### 【現状の説明】

##### (大学として組織的にを行っている支援、学生代表との意見交換)

本学では、「自治の精神に則り、会員の共同生活を通して会員相互の親睦融和を図り、真理の自由な探究と心身の錬磨に努め、もって明朗な学園を建設すること」を目的として、課外教育活動の中心となる「学友会」を組織し、商学部第二部についても独立した「学友会」を組織している。

学友会は、学長を会長とし、全学生を正会員、職員を特別会員として構成する全学的組織で営まれている。学生部長が総務会長となって執行機関である総務委員会をとりまとめている。総務委員会の下に体育部会と学術文化部会が置かれ、それぞれの部会に部および同好会が所属し、一致協力のもと学友会諸活動の企画・運営を行っている。

運営にかかる合議機関として、代議員大会、学生大会、合同協議会が置かれている。特に、合同協議会は、学長をはじめとする大学側の代表と総務委員会、体育部会、学術文化部会の学生側代表とが意見交換し、協議を行う機関であり、年2回春と秋に開催されている。

公認団体は、体育部会(42部1同好会)、学術文化部会(39部1同好会)、商学部第二部(19部1同好会)、愛好会(96団体)で約7,000人(全在籍学生数の36%)が参加している。学友会活動に必要な財源は、正会員、特別会員が納めた会費を基礎として各部に学友会費(部費)として分配される。また、大学からは、部(同好会・愛好会を除く団体)に対しては、学友会援助費として全国大会の補助や世界選手権大会等の補助をしている。公認の陸上競技場・サッカー場・柔道場など、ほとんどのクラブに専用練習場を与え、部室は公認団体全てに与えられている。

平成13年度からは、課外活動の優秀な成績者に対する表彰と報奨金の支給を始め、平成19年度前期までに団体は延べ23団体、個人では延べ104人を表彰した。対象となった活動実績は、体育部会では世界選手権大会、世界ジュニア選手権大会、ユニバーシアード大会、アジア大会、東アジア大会等各種国際大会での活躍である。一方、学術文化部会の受賞者数は少ないが、将棋の学生名人をはじめ、司馬遼太郎フェロウシップ賞の受賞者などが対象となった。

平成17年度からは、陸上競技部、柔道部、野球部、サッカー部を強化クラブに指定し、強化費を支給している。

#### 【点検・評価】

学生自身の自主的活動による課外活動は学生一人ひとりの個性を大きく伸ばし、自立心や自発性、社会性を養い、豊かな人間形成に役立つものである。本学では、課外活動をこのような訓練の場として、大学の全人教育の重要な一部として支援している。しかし、学生気質の変化や経済情勢の低迷によるアルバイト時間の増加等が原因となり、公認団体へ加入する学生が減少傾向にあり、特に、文化系クラブの長期休部も少なからずみられるようになっている。

平成13年度から学内表彰と報奨金を授与する制度を始めたことにより、全国大会での入賞者数が格段に増え、課外活動の活性化に繋がっている。強化クラブについては現在までのところ顕著な結果が出ているとは言えないが、競技レベルの高い選手の獲得、部員の意識レベルの改善、プロ選手の輩出など、徐々に成果が出ている。選手達の華々しい活躍は、本学の在学生・教職員のみならず卒業生や後援会員に本学への帰属意識や一体感をもたらしている。

#### 【改革・改善策】

学生の「個の自立」のためには、正課教育のみならず、課外教育活動の多様な局面で学生に自己

開発の場を提供することは大きな意味をもっている。

しかし、最近の学生気質の変化に伴い、課外活動への参加者が減少している中で、豊かな人間形成の場として課外活動に一定の成果を求めようとするならば、教職員やOBが指導者となってクラブの活動に関与し支えてきた体制を再検討する必要がある。特に個としての学生をトータルに支援する体制の再構築を早急に進めていく。

## II. 大学 学生生活

### 9. 学生生活

#### 2) 大学院における学生生活への配慮

##### 【到達目標】

大学院生が高度な専門性を身につけ研究生生活を継続していくためには、経済的支援が重要である。奨学金（日本学生支援機構、地方公共団体等）制度を補う本学独自のTA制度や研究活動への参加支援を促すRA制度、心身の健康を支援する相談事業を展開し、大学院生が充実した生活を送ることが出来るよう支援する。

##### （1）学生への経済的支援

##### ①経済的支援を図るための措置

##### 【現状の説明】

大学院生への経済的支援策は学部と同様、独立行政法人日本学生支援機構奨学金、大学独自の福岡大学奨学金、大学院独自の海外留学給費奨学金制度（平成18（2006）年度より開始）、地方自治体や民間の財団の奨学金・助成制度を利用している。平成19年度日本学生支援機構への推薦は、第一種（無利子貸与奨学金）が博士課程前期29人、博士課程後期10人、博士課程1人、第二種（有利子貸与奨学金）では、博士課程前期12人、博士課程後期1人となっている。奨学生総数は53人である。

一方、本学独自の奨学金である福岡大学奨学金の平成19年度貸与者数は大学院生で19人である。大学院生の奨学金予算総額は年間722万円、1人あたり38万円/年となっており、大学独自の奨学金制度の理念に基づき、勉学の継続が困難である学生を中心に支援している。また、大学院独自の大学院海外留学給費奨学金奨学生制度を導入しており、各研究科1人で年間30万円、半期休学を利用して奨学金制度を受ける学生は、15万円が給付される。他に留学生の経済的支援として財団等の支援公募があるが、採用枠は少ない。大学院総在籍数が690人に対し、本学としては十分な支援状況ではない。

##### 【点検・評価】

大学院生に対する経済的支援策は、日本学生支援機構、福岡大学奨学金が主体となるが、日本学生支援機構の第二種奨学金（有利子）の内示数は以前に比べ増加の傾向にある。福岡大学奨学金制度は、唯一の本学奨学金制度であるが、その額はこの10年程かわらず、生活費や書籍費の上昇に見合った増額がない。経済的援助を必要とする学生の抽出と一方で、学生の成績等を勘案した効率的な制度の構築を図る必要がある。また、バブル経済崩壊後、民間団体からの支援は減少傾向にある。そういった中で、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥を究めて文化の発展に寄与する有為な人材と認められ、なおかつ生活困窮者である者に対して奨学金を交付し、高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする「大学院海外留学給費奨学金奨学生制度」を18年4月に設け、奨学生1人当たり、30万円が給付される新しい制度を導入した。平成18年度1人、19年度1人の学生が対象となった。学生の有意義な研究活動を国際的な視野にたって支援する新奨学金制度を設けたことは評価できる。

##### 【改革・改善策】

日本全体の経済は上向きとはいえ、各家庭の経済状況は停滞しており、学生への経済的支援としての奨学金はその重要度を増している。今後も引き続き学生に対して奨学金に関する情報を提供し、奨学金取得を支援する。同時に大学院独自の奨学金制度については給付奨学金の増額について検討

を行う。

### ②各種奨学金へのアクセスを可能にさせるための方途の適切性

#### 【現状の説明】

基本的には大学院事務課の掲示板で情報を提供している。申請が少ない場合は、事務課より直接電話をかけて情報を提供することもある。

#### 【点検・評価】

現在の広報システムで情報は十分伝達できているので評価できる。

#### 【改革・改善策】

現在は、掲示で学生へ情報を提供しているが、学内インターネット、学生ポータルを利用し、学生への支援をさらに強化したい。また、申請書類をネット上で閲覧、ダウンロードできる仕組みを学部と並行して構築する予定である。

### (2) 生活相談等

#### 【現状の説明】

#### (学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮、ハラスメント防止のための措置)

大学院生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮については、学部の場合と同じくヒューマンディベロプメントセンターおよび健康管理センターが担っている。また、ハラスメント防止のための措置も学部と同様である。この項については1) 学部における学生生活への配慮の項を参照されたい。

### (3) 就職指導等

#### 【現状の説明】

#### (学生の進路選択に関わる指導の適切性)

本学大学院の教育目標は、各研究科または各専攻の学問分野における高度の知識や技術を身につけた専門的職業人の養成である。したがって、このような知識や技術を修得した学生の就職活動は、目的意識を持って社会に貢献するための出発点であり、その支援は大学院教育の一環をなすものである。本学においての大学院学生に対する就職支援は、学部学生の就職支援体制に組み込まれた形で実施されている。すなわち、就職を希望する学生は、年度始めに就職・進路支援センターにおいて求職登録を行う。求人に関する情報は、センター内掲示板に掲示されるとともに、各種データベースに基づくコンピュータ検索によって必要な情報を随時入手することができる。また、大学院事務課に申し込まれた教員の求人情報は、大学院学生用の掲示板を用いて随時提供される。これとは別に、理系研究科では、専攻主任または指導教授による研究施設や企業への就職斡旋が行われている。もちろん、文系研究科においても、学生の就職支援に熱意を持って当たっている指導教授が多い。就職内定者は就職・進路支援センターに報告し、その結果は大学院修了者名簿によってまとめて報告される。

#### 【点検・評価】

大学院在籍者があまり多くない現状においては、学部学生の就職支援体制に組み込まれた現行の支援のあり方で、おおむね効果的に機能していると思われる。しかし、個人的な背景を考慮した積極的な就職支援は、場合によっては個人情報保護を犯す可能性がある。その観点からみると、現行



## II. 大学 学生生活

の学生の自主性を尊重した支援体制は適切である。ただし、将来の人生設計を構築し得ない学生が少数ながら存在し、そのような学生にに対する支援は十分とは言えない。また、就職または進路の報告を怠る学生がおり、これが就職状況の正確な実態の把握を阻んでいる。

### 【改革・改善策】

大学院生の就職、進路に関するより正確な実態調査に基づいた進路指導の充実が必要である。その実をあげるためには、在学中に提出させている進路届未提出者に対して、督促を行う。就職状況に関する資料を公開し、学生が安心して進学できるような体制を確保することにより大学院の充実・発展をはかる。学生時代から、企業や研究所での研修を実施し社会人としての教養をつけさせるとともに、企業、研究所との交流をはかり、就職の糸口をみつける。

## 10. 管理運営

## 【到達目標】

大学の最大の使命である建学の精神を実現するため、大学の管理運営にとって肝要なのは適正な意思決定プロセスを構築することである。

従来、意思決定プロセスは、一般的には合意形成過程が重視され、迅速性・効率性は軽視されがちであった。しかしながら、近時の社会情勢が激変する中で、本学の教育・研究および医療活動に求められる社会的使命を果たすため、必然的に大学の意思決定のプロセスにも迅速性・効率性が求められている。

とりわけ、教育研究面での管理運営では、学部分権化の推進と各センターの活動を時代の要請に適ったものとするためには、管理運営体制の相互連携や意思決定に関する明確なポリシーが重要となる。また、学長が十分なリーダーシップを発揮し、本学の目指すべき方向性を示すとともに大学の執行部と管理運営組織との連携も図る必要がある。

このように、「適度な緊張」と「良好な協調」というバランスに基づいた効果的な管理運営体制の充実を図るために、以下のようなことを目標とする。学長および学部長が適切かつ妥当な手続により選任され、その権限内容を明確化するとともに、学長がリーダーシップをとれるような体制を整備する。各学部教授会が、教育課程や教員人事等において適切な役割を果たすことができるようにする。また、学部長・各学部教授会などと、学長・大学協議会などの全学的審議機関との適切な連携および役割分担を図り、大学の意思決定プロセスが効率的に運用され、さらに、教学組織と理事会との効果的な連携協力関係を築く必要がある。

## (1) 教授会

## 【現状の説明】

## (教授会の役割と活動、教授会と学部長の関係、教授会と全学的審議機関との関係)

本学では、福岡大学運営規則第9条2項において各学部教授会をおくことが定められている。

教授会の審議内容は、福岡大学学則第6条で、学部の教学に関する重要事項と定めており、具体的な審議事項として次の8項目があげられる。すなわち、①学生の入学、休学、退学、復学及び再入学に関する事項②卒業の認定に関する事項③教学に関する事項④学生の補導に関する事項⑤所属教授、准教授、講師、助教及び助手の任免に関する事項⑥学長が諮問した事項⑦学部長又は専任教育職員の3分の1以上が必要と認めた事項、および⑧学則その他諸規程に定められた事項である(福岡大学学則6条3項)。

教授会における審議は、福岡大学教授会規程において「教授会は構成員の3分の2の出席をもって成立し、議決は有効投票の過半数で決する。ただし、同数の場合は、議長の決するところによる」(同規程4条1項)とされているが、人事を議する教授会についてはさらに厳格な要件を定めており、「専任教授の3分の2の出席を要し、議決はその3分の2で決する」(同規程4条2項)としている。教授会の議長を務める学部長は、教授会構成員である専任教授の中から、教授会の互選で選出される(福岡大学役職員選任規程2条)。

教育職員の資格に関する事項は、福岡大学教育職員資格審査手続に関する規程により、学部長は資格審査を受ける者について、あらかじめ当該学部の専任教授のみをもって構成される教授会(正教授会)の承認を得なければならない(同規程3条)。承認が得られた者については、教育職員資格審査委員会(同規程2条)で審議される。教育職員資格審査委員会は、学長・副学長・各学部長・

## II. 大学 管理運営

各学部の代表それぞれ2人で構成される全学的な組織となっている（同規程5条）。当該委員会の議決は、構成人員の4分の3以上出席し、出席者の3分の2以上の多数による（同規程9条）。

本学の全学的な意思決定機関としては、大学協議会が設置されている。大学協議会は、大学協議会規程により、企画運営会議において作成された予算案や基本計画などの重要事項を審議する場とされている（同規程1条）。大学協議会は、その構成員として、学長、副学長、事務局長、学部長、教務部長、学生部長、図書館長、研究推進部長、第二部主事、病院長、大学協議員（各学部教授会から選出された教育職員）、研究科長（文系1人、理系1人）、法科大学院長、大学院学務委員長、附属大濠高等学校長、以上の者をもって構成すると定められている（同規程2条）。

### 【点検・評価】

教授会は、学校教育法において設置が義務付けられ、重要な事項を審議する機関として位置付けられているが、具体的な審議事項・運営方法については明示されていない。しかし、本学教授会規程では、学部教授会の運営に必要な事項は、教授会の議を経て、当該学部長が定めるものとされており（同規程6条）、實際上、各学部の特性に応じた、教授会の運営に関する細かな実務上の取り決めがなされている。

本学では、教授会の審議事項として8項目の事項を学則で明確に定めており、また、これらの事項に関連して入試・教務・学生などを担当する役職員が各学部内に置かれ、さらに、学部内の諸委員会で慎重に議論を重ねたうえで、それらの事項が教授会に諮られている。このようにして、教授会において実質的に実りのある審議を可能とする体制を構築している。

人事を議する教授会については厳格な決議要件を定めているが、これは、教学上の事項を決する権限を持つ教授会の人事について、慎重な審議を求めているあらわれである。

本学の教授会は、教育課程や教員人事に関して非常に重要な役割を担っており、活動の適切性は、決議要件を規程で明確に定めることにより担保される。特に、教育職員の資格に関する審議については、全学的な組織である教育職員資格審査委員会が担うことで公正な資格認定が行われる。もっとも、本学は文系および理系の9学部31学科を擁する総合大学であることから、資格審査において論文・研究業績等の評価について文系と理系で認識の違いがあることについて若干の問題がないではない。しかし、文系・理系にとらわれず、客観的な資格認定を可能とするもので、評価できるものであろう。

教授会と全学的な意思決定機関との連携という点では、大学協議会の委員に教授会の代表として各学部長が含まれていることにより、教授会の意見は適切に反映されている。また、学部長以外にも各教授会で選出された大学協議員を含むことで、全学的な意思決定の場での慎重な判断と透明性の確保が図られている。

また、本学の場合は、寄附行為において学部長が理事を兼ねるという組織体制になっており（同寄附行為7条1号）、これは、本学の目的である大学教育・研究を担っている教育職員からなる教授会の意見が法人の意思決定プロセスに適切に反映される仕組みとして、重要なものとなっている。

今回の自己点検の結果、本学の教授会は十分に機能していると判断できる。あえて、課題をあげるならば、教授会による教学主導型の管理運営と理事会による経営主導型管理運営の関係の調整をどのように考えるかであろう。

### 【改革・改善策】

本学では、教学面において学部の分権を進めており、どのような人材を学部を採用するのか、ど

のような学生を確保するのか、社会との連携をどのように組み立てるのか等は、学部が主体的に判断していく問題であり、これについては法人理事会が十分に配慮し、本学の教育・研究の活性化・発展を促進させる必要がある。一方、経営面においては、法人理事会の経営方針と教職員の経営意識の乖離が無いよう、学長のリーダーシップのもと、法人の意思決定が学内に十分周知徹底されかつ教職員の理解が得られるようになさなければならない。

本学の管理運営体制としては、教学主導型の管理運営を伝統としており、教学サイドにおける最終意思決定機関として大学協議会があり、その前段階の審議機関として学部長会議がある。しかし、本学の総合大学としての規模拡大等に伴い、教学（教授会）と経営（理事会）の役割や機能の分担を明確にすることが要請されるようになり、理事の構成や人数についても再検討することが必要となってきた。学部長が自動的に理事を担当するという現在の制度について、長所や短所の検討や、本学が大学教育・研究機関であることから、従来の教学主導型の管理運営の伝統も維持した上で理事の構成をどのように見直しをすべきか等について検討することにより、本学の教学と経営の役割・機能の分担を明確にすることが求められるであろう。

### （２）学長、学部長の権限と選任手続

#### 【現状の説明】

#### （学長・学部長の選任手続）

##### （a）学長の選任手続

学長の選任は、福岡大学学長選任規程に基づく選挙および信任投票により選出された学長候補者を、理事長に報告したのち理事会に諮り承認を得て決定される。学長の任期は４年とされ、多選による弊害を防ぐため３選を禁じている。

理事会に諮る学長候補者の選任手続きは次のとおりである。

- ①本学の学長、副学長、専任教授、本学での教授の経歴のある者、以上のうちから学長候補者推薦委員会（大学協議会の構成員、学部から選出された評議員により構成）により、学長候補者５人を推薦する。
- ②学長候補者５人のうちから、学部や法科大学院、病院・附属看護専門学校、附属大濠高等学校・中学校および事務部門から各々選出された選挙人（総計 173 人）による選挙を行い、学長最終候補者を決定する。
- ③学長最終候補者は、資格および一定の勤続年数の条件を満たした信任投票有資格者による信任投票を受け、不信任の投票が信任投票資格者総数（平成 19（2007）年は 926 人）の過半数に達しなかった場合は信任されたものとみなされる。

なお、学長最終候補者選挙および学長最終候補者信任投票の管理は、学長選挙管理委員会がこれにあたることとなっている。

##### （b）学部長の選任手続

学部長の選任は、福岡大学役職員選任規程に基づき、学部教授会を選挙機関として教授会の構成員たる専任の教授より選出される。選任手続きは、教授会構成員たる専任の教授・准教授・講師による投票で、有効投票総数の過半数を得た者をもって当選人とする。任期は２年とし再選を妨げない。選出された者は、理事会の同意を得て理事長が決定する。

## II. 大学 管理運営

### (学長権限の内容と行使)

学校法人福岡大学運営規則（以下「運営規則」という。）において、「学長は本学の運営並びに教学の最高責任者として法人の設置する学校を総理し、職員を統督する」と定められている（同規則7条1号）。これにより学長は、その権限として、大学にあっては管理運営および教学に関する学内における最高審議機関である「大学協議会」を招集し、議長となって運営することができる。また、大学や各学部に関連する事項の協議、連絡および調整を行う「学部長会議」、管理運営に関わる企画・立案と、その業務執行ならびに執行計画の策定にあたる「企画運営会議」においても、学長はこれを招集するとともに議案を付議し、その議長となって議事を進めることになっている。

さらに、学長が大学院における教学事項を協議する「大学院委員会」や、各研究科に関連する重要事項を協議・調整を行う「研究科長会議」においても同様の権限を与えられている。

法人運営においては、学校法人福岡大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）により、学長は専務理事として理事長の意図を受け、法人の運営にあたることとされている。

このように、大学の主要な意思決定機関を統括している立場から、学長の権限は極めて大きいように考えられるが、大学協議会での議事は出席者の過半数の同意をもって決するなど、リーダーシップを発揮しつつも、学部間等の連携や調和を図り理解を求めながら、法人および大学の意思決定を行っている。

### (学長と全学的審議機関の間の連携協力及び機能分担、権限委譲)

本学の運営並びに教学の最高責任者である学長は、大学協議会や大学院委員会を招集し、議長を務めることになっているが、会議で審議される事項は、原則的に企画運営会議において事前に協議・調整されている。

企画運営会議では、教育や研究などの分野に応じた部門別会議を設置し、構成員である副学長や事務局長、学部や諸機関の所属長と連携・調整を図っている。企画運営会議で協議された事項は、学内の意見を集約する必要があるものについては、学部長会議や研究科長会議で協議事項として取り扱われ、更には学部の教授会等においても協議される。

しかし、大学が抱える課題全てが大学協議会や大学院委員会で審議されるわけではなく、教育・研究および医療に直接携わる部門・部署等の審議機関（例えば、教務委員会や学生部委員会等）で、意思決定および業務の執行がなされるよう権限を与え機能分担を図っているものもある。

### (学部長権限の内容と行使)

学部長の職務については、運営規則第14条2項で学長の意図を受け、学部に関する業務を掌理し、所属職員を監督すると定められている。これに基づき、学生の入学や卒業、教学に関する事項、所属する教育職員の任免に関する事項など、学部運営に必要な事項を審議する教授会を招集し議長を務めると共に、責任者として民主的に意思決定を行う権限を行使することができる。

更には、大学協議会、学部長会議の構成員として、大学の運営および教学に関する重要事項の審議に参画し、また、各種委員会の構成員として位置づけられるなど、様々な意思決定の場において、学部の代表者として意見を述べることができる。

一方で、学部長は理事として理事会の構成員となり、法人の管理運営に関する重要事項の決定に参画する立場にも置かれている。

### (学長補佐体制の構成と活動)

学長は、本学の運営ならびに教学の最高責任者とされているが、大学を取り巻く社会環境が多様

に変化していくなかですべてを把握し、多くの解決すべき課題に対し判断することには限界がある。

本学は運営規則で、副学長の職務を本学の運営ならびに教育の大綱に関する事項について学長を補佐し、学長の委嘱によりこれを行うとして学長の職務をサポートする体制をとっている。副学長3人を置き、教学担当、財政担当、医療担当と職務を分担し、業務別にその権限と責任をもって遂行している。また、事務局長は、学長の命を受け、本学全般にわたる事務を統轄する責任者として学長を補佐している。

さらに、平成16年の運営規則改正により、学長補佐および企画調整委員を置くことができるとした。学長補佐の職務内容は、学長の諮問に応じ、教学および経営に関する情報収集・調査、企画立案、学内外の機関との折衝を行うものとされている。また、企画調整委員は学長補佐の指示を受け、職務を補助することとなっている。

事務組織としては、企画部企画課が学長の意を受け、本学の管理運営に係わる基本計画および将来計画の企画・立案、調整に関する業務に携わっている。

### 【点検・評価】

#### (a) 学長の権限と選任手続

現行の選任手続は、平成11年に、それまでの制度の長所を生かしつつ、可能な限り多数の教職員の意思が反映されることに視点を置き改正されたものである。また、学長候補者推薦委員会より推薦された学長候補者に辞退が生じて、候補者が3人以上(5人以内)で学長最終候補者選挙に臨めるように改正され、選挙人に対する選択肢の幅を確保している。

推薦を受けた学長候補者は、学長就任に向けての所信表明を学報(学内機関誌)で公表することになっており、選挙人は候補者のうち誰が大学の将来を託するに足りるかを熟慮して投票するという、より自主的な選挙を実現している。

改正において、推薦を受けた学長候補者の辞退を「病気その他推薦委員会が相当と認めた場合に限り」と厳しくしたため、当事者の意思が考慮されず学長就任の意思のない候補者まで含まれる可能性が指摘されたが、平成11年、15年、19年と過去3回の学長選挙において、前述されたような問題は起きていない。一方、信任投票については、より多くの職員の参加を実現するために必要な制度である。

学長の権限の行使については、現状の説明の(学長権限の内容と行使)で述べたように、法人および大学の意思決定が民主的な管理運営の下に進められていることにより、学長の独断専行を防止することができ特に問題はない。学長は、会議で議案の問題点を整理し、方針や提案を述べ、解決に向けた共通の理解と協力関係の形成に努めるなど審議機関と密接な連携をとっている。大学協議会と大学院委員会では取り扱う事項が完全に分担されており、企画運営会議でも部門別会議の設置により分野毎の機能分担が図られている。

また、学長は法人の専務理事として、理事会および評議員会においては大学協議会等から上程された事項の理解と承認に努めるなど、全学的審議機関とは密接で協力的な関係が構築されている。

しかし、近年、大学を取り巻く社会情勢の変化への対応や、学内における教育改革、組織改編により、学長のリーダーシップに基づく全学的な取り組みや、複数の部署にまたがる課題が増え、学長の職務は膨れ上がる一方となってきた。この負担増は、法人および大学の管理運営で学長に与えられた権限の行使において、重要事項に対する審議不足や、決定された業務の執行に最善のタイミングを逸するなどの弊害を招く恐れをともなっている。

## II. 大学 管理運営

学長の負担軽減に向けては、副学長および事務局長が、企画運営会議の構成員として学長との連携・協力体制を堅固なものとし、本学の運営に関する事項の企画・立案、円滑な業務執行のための学外機関との折衝や、学内機関との協議および連絡・調整を遂行し、可能な範囲において学長の職務を代行している。

しかし、副学長や事務局長自身の業務量が懸案事項の増大にともない増えたため、学長が新しい施策を立案し、リーダーシップを遺憾なく発揮できるような十分な補佐体制を取るまでには至っていない。

また、学長補佐を1人置き他大学の調査や情報収集・分析に努めているが、企画調整委員については未だ不在の状態で、十分な機能を果たせずにいる。

### (b) 学部長の権限と選任手続

現行の選任手続きは、学部教授会を選挙機関としていることをはじめ、選挙資格、被選挙資格ともに問題はなく、学部の総意が的確に反映されたものであり、学部長権限の内容は、学部教育の充実・強化など学部運営に関する事項の決定に強いリーダーシップを発揮できる現状に問題はない。

また一方で、理事会を構成する理事として法人運営に視点を置いた立場と、学部代表者としての立場との間におけるバランスをどう保つか、微妙な問題を抱えている。

本学の学部運営については、ここ数年来、学部分権の確立を目指している。総合大学として成長を成し遂げると共に、組織的な肥大化による非効率性の解消や時代の変化に即応できる体制作りに向け、平成13年の学部事務室開設や、平成17年のインセンティブ予算の導入など、学部の特性に適合した自主的な教育研究計画の立案や迅速で責任ある管理運営を実現し、学部教育の充実・強化を図っている。

#### 【改革・改善策】

### (a) 学長の権限と選任手続

学長の権限と選任手続きに関する規定は現状のままで問題はない。ただし、一方では学長補佐および企画調整委員制度の活性化により、リーダーシップが発揮できる体制の構築を目指す。

### (b) 学部長の権限と選任手続

今後は学部分権を推進するにしても、学部長は与えられた権限の下に、より一層のリーダーシップを発揮し、教員および学部事務室に学部の独自性や自立性の醸成を促進させることが重要である。また、学部長としての権限行使が法人の管理運営において、理事としての責任を果たしているかを検証、あるいは評価するシステムを導入することが重要である。

なお、学部長の選任については、適切な方法で行われており、現時点で改善・改革の必要はない。

## (3) 意思決定

### 【現状の説明】

#### (大学の意思決定プロセスの確立状況と運用)

本学における意思決定プロセスは、法人に係わる重要事項の審議等の機関として理事会、評議員会が設けられ、一方、大学においては意思決定に大きく関与する審議等の機関として大学協議会、大学院委員会、企画運営会議、学部長会議、研究科長会議があり、その他に学部・大学院及び教学に係る諸機関が存在している。

(a) 法人の意思決定

①理事会

寄附行為第 16 条第 2 項で、「理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定め、理事会を本法人の管理運営組織における中核と位置づけている。従って法人・大学の管理運営および教学に関する重要事項は、必ず理事会の承認を経て執行されるものである。

理事会の開催は、5 月・12 月・3 月の年 3 回を定例として開催し、必要に応じて臨時にも開催している。なお、従来理事会の前に評議員会を開催していたが、平成 18 年から評議員会の前に理事会を開き、評議員会に諮問する事項を十分に協議したうえで臨むこととした。評議員会終了後に引き続き理事会を開き、評議員会から出された意見を踏まえ、理事会専決事項と併せて改めて審議を行っている。

理事会を構成する理事は、①学長・副学長・学部長・事務局長・附属大濠高等学校長、②評議員のうちから 7 人以上 9 人以内、③学識経験者のうちから 2 人以上 4 人以内とし、寄附行為上の定数は 23 人以上 28 人以内となっている。なお、評議員および学識経験者からの選任は学外者を原則としている。また、理事会の円滑な運営を図り、法人の業務を迅速に遂行するため理事小委員会を置くことができ、理事長、副理事長、専務理事（学長）、常務理事（副学長）、理事長が指名する理事 3 人以内をもって構成する。

②評議員会

理事長は、予算・借入金および重要な財産の処分に関する事項や事業計画をはじめ、寄附行為第 22 条に定める諮問事項について、評議員会の意見を聞くこととされている。また、評議員会は、法人の業務および財産の状況、役員の業務執行状況について意見を述べるができる。評議員会は、理事会との同日開催を原則としているため、5 月・12 月・3 月の年 3 回を定例とし、必要に応じて臨時にも開催される。

評議員の定数は 83 人以上 101 人以内とされ、構成は①学長・副学長・学部長・事務局長・附属大濠高等学校長、②法人職員のうちから 21 人以上 25 人以内、③卒業生のうちから 14 人以上 17 人以内、④在学生父母のうちから 9 人以上 12 人以内、⑤学識経験者のうちから 25 人以上 32 人以内となっている。

③監事

監事は、法人の業務又は財産状況を監査し、理事会及び評議員会へ監査報告書を提出・報告するほか、理事会で意見を述べるができる。

(b) 大学の意思決定

①大学協議会

大学における最高の審議機関として、管理運営および教学に関する重要な事項の審議を担当する。構成は、学長・副学長・事務局長・学部長・教務部長・学生部長・図書館長・研究推進部長・第二部主事・病院長のほか、各学部の大学協議員、研究科長から 2 人、法科大学院長、大学院学務委員長、附属大濠高等学校長となっている。

大学協議会で審議する事項は、企画運営会議において事前に審議することを原則とし、必要な事項については、学部長会議を通じて学部教授会との協議・調整を行っている。また、内容としては、企画運営会議が企画立案したものだけでなく、学部・附属学校・病院・センター等の組織や各種委員会から生じる大学全体の管理・運営や教学に係わる事項も含む。



## II. 大学 管理運営

### ⑥大学院委員会

大学院における最高の審議機関として、大学院の運営および教学事項の審議にあたる。委員会は、学長・副学長・事務局長・研究科長・学務委員長・各研究科の大学院委員で構成している。

### ⑦企画運営会議

本学の運営に関する基本的な計画や予算などを企画・立案するだけでなく、大学協議会や大学院委員会の審議に至るまでの意思決定プロセスにおいて、審議機関および執行機関として重要な役割を果たしている。学長・副学長・事務局長を構成員として企画運営会議の下に設置した分野毎の部門別連絡会議には、各機関の所属長を構成員として加えている。

### ⑧学部長会議・研究科長会議

学部長会議は、学長・副学長・学部長で構成し、大学および学部に関連する事項について、学内の意見を集約するため協議・連絡および調整を行う。研究科長会議は、学長・副学長・研究科長で構成し、各研究科に関連する事項について、学内の意見を集約するため協議・連絡および調整を行う。

学部長、研究科長ともに提案事項の内容によっては学部あるいは研究科に持ち帰り、教授会や通常委員会に諮り意見を集約しなければならない。学部長会議や研究科長会議では、集約された意見を基に改めて提案事項に対する協議が行われる。

### ⑨教授会・通常委員会

教授会は、学部の運営や教育研究活動に関わる最高の意思決定機関であるとともに、教授会で提案された事項の内容によっては企画運営会議を通じ学部長会議や大学協議会に上程する。また、大学の管理運営および教学に係る事項の意思決定においては、全学部との意見調整のため学部長、大学協議員をはじめ教授会構成員から選出された委員が各種委員会の構成員として学部の意見を反映させている。大学院の通常委員会は、研究科における最高審議機関として大学院の教学事項を審議している。

### ⑩部長会

事務局長の招集により、事務組織の部長・事務部長・事務長を構成員とする部長会を月1回開催している。事務組織に関する事項（組織改編等）や教学に関する提案の審議、大学協議会等の決定事項の報告を中心とする。

### 【点検・評価】

学内の意思決定プロセスでは、企画運営会議、学部等の会議における諸提案について、全学的な事項については広く職員の意見を徴しながら、合議制を前提とした民主的な形で最終決定まで進められている。また、理事会における意思決定については、学内の最高責任者である学長をはじめ、副学長、学部長を法人の運営に理事として加えているため、教学の決定が十分に反映される体制となっている。

しかし、このような民主的な管理運営は合議制ゆえに意思決定までに長い時間を要し、大学を取り巻く社会状況の変化に対し、スピードある対応を鈍らせることが往々にしてある。

### 【改革・改善策】

現行の意思決定システムが抱える時間短縮の問題解決に向けては、各機関・事案における責任体制の一層の明確化を図り権限委譲を進め、簡略化することが必要である。教授会や各種委員会等においても、取扱う審議事項の絞込みを行うなど時間短縮化を図り、スピード感を持った効果的な対

応を実現する。

なお、大学の経営方針や事業計画に対する共通認識を図るため、会議での決定事項を職員に周知させるための広報・情宣をより一層充実させる。

### (4) 評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関

#### 【現状の説明】

学内における全学的な最高審議機関として、大学では「大学協議会」を設置している。大学協議会では、「福岡大学大学協議会規程」に基づき運営し、企画運営会議が作成した予算案や基本計画などを中心に、運営及び教学に関する重要な事項について審議するものである。構成は、前述のとおり総勢 35 人となっている。

大学協議会は、学長が招集し次の事項を審議・決定していく。

- (a) 予算に関する事項
- (b) 全体計画に関する事項
- (c) 運営に関する重要事項
- (d) 教学に関する重要事項
- (e) 入学に関する重要事項
- (f) 学長及び副学長の選考に関する事項
- (g) 役職員の選出に関する事項
- (h) 人事その他調整に関する事項
- (i) 運営及び学則その他教学に関する重要な規則の制定、改廃に関する事項
- (j) その他学長が必要と認める事項

議事は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開き審議することができず、出席者の過半数をもって決する。

また、大学院における全学的審議機関として「大学院委員会」を設置している。大学院委員会は「福岡大学大学院学則」に基づき運営され、構成は前述した 24 人となっている。

委員会は、学長が招集し議長となって、(a) 大学院学則及び規定の変更に関する事項、(b) 各研究科間の調整に関する事項、(c) 学位授与に関する事項、(d) 入学に関する事項並びに各研究科に関する共通な事項を協議する。

#### 【点検・評価】

大学協議会に与えられた権限については、理事会までの意思決定プロセスにおける学内の最高審議機関であり、その行使については規則に則って適切に運営されている。また、開催は、月 1 回を基本としているが、必要に応じて臨時的に開催し多くの案件を迅速に審議している。

#### 【改革・改善策】

大学の改革や新たな取り組みにともない、大学協議会で取り扱う事項が増えているが、各部門・部署への権限委譲を踏まえ適切かつ迅速な運営を継続していく。

### (5) 教学組織と学校法人理事会との関係

#### 【現状の説明】

平成 13 (2001) 年、本学は、運営規模の拡大に伴って硬直化した組織、事務体制の見直しを基に、

## II. 大学 管理運営

大々的な機構改革を実施し教学体制を刷新した。これにより各学部教授会や、教務委員会をはじめとする既存の審議・協議機関に加え、入学センター、就職・進路支援センター、国際センター、エクステンションセンター、共通教育センター、言語教育研究センターを新しく設置し、併せて全学部に専属の学部事務室を開設した。18歳人口の激減と規制改革による高等教育制度の変化など、大学経営を取り巻く環境が厳しい状況下にあつて、この体制を基に、建学の精神や教育研究の理念に基づく真に魅力溢れる大学の構築に向けた運営が行われている。

これらの新しい組織を加えた各部門・部署の審議又は協議を経た運営・教学に関わる事項は、企画運営会議の審議に付してから、大学協議会や大学院委員会の承認を経たのち、法人の運営に必要な重要事項は理事会に上程される。

また、教学組織と理事会との関係においては、理事会の構成員でもある学長（専務理事）のもとで企画・立案された大学の管理運営や教学の将来計画等に対し、実現に向けた活発な審議がなされ、密接な連携協力関係が築かれている。

### 【点検・評価】

理事会と教学組織の連携協力については、学長のほかに副学長、学部長が理事会の構成メンバーとして審議に加わるため、両者の意思疎通と意見調整が容易になっており、良好な関係を築いている。また、本学の運営並びに教学の最高責任者とされる学長が、専務理事として「理事長の意図を受けて本法人の運営に当たる」と定められており、その実行と理事会からの機能分担、権限委譲の面においても適切に行われている。

### 【改革・改善策】

教学組織と理事会における連携協力および権限委譲の面で、特段の問題はないと考えられる。しかし、平成17年の私立学校法等の改正により、学校法人が急激な社会状況の変化に主体的、機動的に対応していくため管理運営機能の強化を求められているとおり、教学主体の論理だけでは私学経営は困難に陥る危険性がある。それを回避するためには、経営に対する教学組織側の意識を喚起させることが重要である。

そのための方策として、平成18年から実施された内部監査は一つの有効な手段と考えられる。内部監査とは、理事長の意図を受けた専務理事(学長)の指示に基づき、法人全体の業務が基本方針に沿って適正に行われているかを調査するもので、その意義は、経営トップが各学部等の実態を正確に把握し、正当な評価を下し、業務改善に活かすことである。この内部監査制度の利用によって、教学組織の活動が法人運営を視野に入れたものとなっているかに関して、理事会が点検・評価していけるような体制の構築を検討する。

## (6) 大学院の管理運営体制

### 【現状の説明】

#### (教学上の管理運営組織、学部教授会との関係、研究科長の選任手続)

本学では大学院を管理する組織として、大学院委員会・研究科長会議・通常委員会が設置されている。それぞれの委員会の審議事項は大学院学則等で次のように定められている。

大学院委員会は、①学則、規程の変更に関する事項②各研究科間の調整に関する事項③学位授与に関する事項④入学に関する事項、ならびに⑤各研究科に関する共通事項を協議する（福岡大学大学院学則8条4項）。

研究科長会議は、主として①各研究科に関連する重要事項、および②学長が必要と認める事項に関して、協議、連絡および調整を行うものである（福岡大学院研究科長会議規程 4 条）。

通常委員会は、①授業に関する事項②課程修了の認定③入学に関する事項、ならびに④その他奨学金、休学、就職等当該研究科所属の学生の補導・厚生に関する事項を協議するものである（福岡大学院学則 10 条 2 項）。

通常委員会は学部の教授会にあたる組織で、大学院教育職員資格審査基準が定めた資格を有する各研究科専任の授業科目担当者で構成される（福岡大学院学則 10 条 1 項）。通常委員会で審議された事項については、大学院委員会に上程される。通常委員会の構成員のほとんどは学部教授会の構成員を兼ねており、お互いの連携は円滑に行われている。

研究科長は博士課程後期（医学研究科は博士課程）の研究指導担当者のうちから通常委員会において選出され、議長となる（福岡大学院学則 9 条 2 項・3 項）。研究科長会議は学部長会議にあたる組織で、学長・副学長・各研究科長で構成され、学長が召集し、その議長となる（福岡大学院研究科長会議 2 条・3 条）。

大学院の最終意思決定は大学院委員会で行なわれる。大学院委員会は組織上大学協議会と同列に位置しており、委員は学長・副学長・事務局長・各研究科長・学務委員長・各研究科の博士課程後期（医学研究科は博士課程）の研究指導担当者のうちから各通常委員会において選出された大学院委員（各 1 人）で構成される（福岡大学大学院学則 8 条 2 項）。

このように大学院の教学上の管理運営についても、ほぼ学部と同様の体制が敷かれており、各研究科の科長がそれぞれの委員会に出席する等、審議機関の相互連携についても円滑に行われている。

なお、法科大学院の管理運営の詳細は、法科大学院の項を参照されたい。

### 【点検・評価】

研究に比重がおかれる大学院では、研究上の専門性を備えた管理運営組織が必要となる。そこで本学では、大学院の最高意思決定機関である大学院委員会に、研究指導担当者のうちから各研究科通常委員会で選出された大学院委員を加え、高度に専門的な見地から大学院の教学を管理している。

大学院委員会は大学院の最高意思決定機関であるが、全学的な調整が必要となる事項については、大学協議会に諮られる。大学協議会には研究科長（文系代表 1 人、理系代表 1 人）および大学院学務委員長が参加しており（福岡大学大学協議会規程 2 条 12 号・14 号）、大学院委員会の意思が適切に反映される仕組みになっている。

このように、大学院の特性を十分に踏まえつつ全学的な調整を可能とする管理運営の体制は適切であると言える。また、研究指導担当者のうちから通常委員会の互選で選出されるという研究科長の選任手続きは（福岡大学大学院学則 9 条 3 項）、委員会の円滑な運営と専門性の維持を可能としている。

通常委員会と学部教授会の連携は円滑に行われているが、連携の仕組みが制度として確立されているわけではない。また、研究科長会議以外の委員会については、具体的な運営方法が「福岡大学大学院各委員会の運営に関する申合せ」で定められており、各委員会ごとの規程を制定するまでには至っていない。

### 【改革・改善策】

大学院研究科の管理運営組織の活動を適切なものとするために、研究科長会議以外の委員会について、これまでの申合せの内容をさらに一層明確にして、各委員会ごとの規程に改める。

## II. 大学 管理運営

また、学部と大学院の連携は、教育研究の充実に限らず組織運営の点からも非常に重要である。本学の場合、通常委員会の構成員のほとんどが学部教授会の構成員を兼ねていることから、実質的な連携は行われているとすることができるが、制度的に不十分であると言わざるを得ない。そこで、学部長や研究科長などの関係者が参加する検討委員会を設置し、十分な時間をかけて慎重に審議した上で、研究科長と学部長の間で意思疎通を十分に行うための仕組みを設けることを検討する。

## 11. 財務

## 【到達目標】

18 歳人口の減少と一連の規制改革による高等教育制度の変化が重なって、わが国の大学経営を取り巻く環境はかつてなく厳しい状況を迎えている。

この様な状況のなか、平成 18 (2006) 年 3 月に「財政基本計画検討特別委員会」が設置され、平成 18 年 10 月に答申がなされた。この答申における本学財政を運営していく基本原則は次のとおりである。①財政の健全性・安定性を堅持すること。②財政の効率性を維持すること。③財政の政策性・戦略性を重視すること。この 3 つの基本原則を踏まえて本学の財政計画は進んでいる。また、平成 17 年に、教育研究・医療環境の整備計画が「中長期施設整備計画 2005」として策定され、施設の整備やグラウンドの再配置等が具体化され実行に移されている。これを実現可能にする財源として過年度より第 2 号基本金に組み入れを行っており、平成 18 年度末現在で 333 億円に達している。今後とも第 2 号基本金を中心として「中長期施設整備計画 2005」に対する財政的な裏づけを確保することが目標である。

大学経営を取り巻く厳しい状況を鑑みるに、学生生徒等納付金の値上げは困難であり、今後は外部資金の獲得つまり寄付金・補助金・受託研究費等に力を注ぐことが重要である。特に寄付金については、平成 21 年度に創立 75 周年を迎えることを契機に募金活動を実施している。この募金活動の大きな目標は施設整備事業に関するものであるが商学部棟、新中央図書館棟、福岡大学病院新診療棟を建設し、かつ附属大濠高等学校・中学校校舎および体育館を建替え、このことにより大学の使命である教育研究と医療環境が格段に整備充実され、大学の公共的・普遍的使命を積極的に果たし、さらなる飛躍を目指している。

学校法人の収支は本来固定的、非弾力的である。しかし、時代・社会の変化に的確に対応するためには、教育研究・医療の活性化は不可欠である。そのため、インセンティブ予算、学長予算などの弾力的予算編成を推進することが重要である。

本学の帰属収支は過年度より堅調な帰属収入超過を維持している。今後も様々な収入の増加策の検討を行うとともに冗費の節約に心がけ、帰属収入超過を維持することが目標である。

財務比率については、全国平均からみて概ね良好であると考えているが、今後とも比率の適正化を図る。

最後に、情報公開については、ステークホルダーおよび広く一般に対して充分に行っている。今後ともより平易に判りやすくアカウンタビリティを行っていくことが大学の責務である。

## (1) 教育研究と財政

## 【現状の説明】

## (教育研究目的・目標を実現する上で、必要な財政基盤)

予算の長期的な編成方針を策定するのは、学生サービスのさらなる充実、将来を展望した諸施策の実施、財務体質の改善、教育研究の個性化・高度化ならびに情報化・国際化を推進するためである。さらに予算の重点施策は、①教育研究および医療環境の整備・充実、②財務基盤の強化、③低学費政策の堅持である。

予算基本方針の諸施策の実践により、財政基盤および教育研究・医療環境が充実し活性化された。平成 8 年度決算と平成 18 年度決算を比較すると、自己資金（自己資金構成比率）は 1,134 億円（74.6%）から 1,688 億円（84.1%）に 554 億円（9.5 ポイント）増加している。同様に消費収入の

## II. 大学 財務

推移は 463 億円から 510 億円と 47 億円増加しており、そのうち帰属収入は学生生徒等納付金・資産運用収入・医療収入などの増加により、531 億円から 611 億円と 80 億円増加している。また、第 2 号基本金を主体とした基本金組入額合計が 68 億円から 101 億円と 33 億円増加しており、平成 18 年度末の基本金は 1,716 億円となり確固たる財政基盤により中長期の教育研究計画が実行されている。一方、消費支出については教育研究経費（教育研究経費比率）が平成 8 年度 166 億円（31.4%）から平成 18 年度 221 億円（36.2%）と推移し 55 億円（4.8 ポイント）増加し、教育研究・医療環境の大学活性化に係る経費に配慮することができた。人件費（人件費比率）については平成 8 年度 286 億円（53.9%）から平成 18 年度 307 億円（50.3%）と、金額は 21 億円増加したものの、人件費比率は 3.6 ポイント減少した。

魅力ある教育の展開としては、平成 15 年度に設けた「特色ある教育の推進」において各学部・センター等の組織毎に 1,000 万円以内の予算措置を講じて「福岡大学特色ある教育」として取り組んでおり、経常費補助金の「大学教育高度化推進特別経費」の補助制度にも活用している。同様に福岡大学独自のプログラムである教育マネジメントサイクル経費や福大生ステップアッププログラム経費および海外協定校への学生派遣などを財政面で支援している。

大学改革の重要な位置付けとして、情報化基本構想によるシステムの構築は、平成 16 年度から平成 20 年度の 5 ヶ年にわたり約 42 億円を投入し①学生教育・生活支援分野②研究分野③情報公開・広報分野④大学運営および管理業務分野⑤情報基盤分野⑥医療分野の充実を実現することが可能となった。

また、資金運用による効率的な収入拡大を実践し、低学費政策の堅持に寄与している。この資金運用については、資金運用規程によるリスク管理を遵守し「安全かつ有利」を前提にポートフォリオを構築している。平成 14 年度から平成 18 年度までの運用収入は、4.5 億円、7.3 億円、14.3 億円、14.8 億円、14.8 億円と推移している。

これらの安定した財政状況も起因し、外部評価の一環として、㈱格付投資情報センター（R&I）から平成 19 年 5 月に 4 年連続「AA-（方向は安定的）」を取得した。

### （中・長期的な財政計画と総合将来計画）

中・長期的な財政計画は、平成 5 年 6 月に長期財政専門部会において、人口構造の変化による大学全入時代を想定し、将来の生き残りをかけ総合大学として教育・研究・医療の充実・発展を期し、財政の長期的安定ならびに健全化を目指すこととした。さらに、平成 17 年に、10 年間の教育研究・医療環境の整備計画を「中長期施設整備計画 2005」として策定し、施設の整備、グラウンドの再配置他を具体化し実行することにした。

この「中長期施設整備計画 2005」を実現可能にする財政計画については、平成 18 年度に財政基本計画検討特別委員会を設置し、財政運営の基本原則（①健全性・安定性の堅持、②効率性の維持、③政策性・戦略性の重視）を明確にした。「中長期施設整備計画 2005」の総事業費概算は、金額が未確定の施設を除き約 331 億円を超えるものと推定し、帰属収支の動向を主眼として 2006 年度から 10 年間の財務シミュレーションを行った。財政の健全性を確保する点から、また、施設の取得年度間の負担の均衡を図るようプライオリティを設け、第 2 号基本金組入計画を策定し実行している。平成 18 年度末現在で、第 2 号基本金に 333 億円を組み入れている。平成 19 年度にはキャンパス整備事業として 60 億円の組み入れを計画している。

**【点検・評価】**

平成 18 年度における法人全体の総資産は 2,008 億円を保持し、自己資金は 1,688 億円（自己資金構成比率 84.1%）、第 2 号基本金 333 億円を含めて基本金合計は 1,716 億円となっており、平成 14 年度から平成 18 年度までの帰属収支差額は、53 億円、72 億円、70 億円、42 億円、51 億円と安定した財政基盤が構築されている。

法人全体の収入は、学生生徒等納付金と医療収入の二本柱で占め、これは帰属収入の 80%を超えており、特に学生生徒等納付金比率は 40.0%と高いレベルとなっている。

一方、支出の面では教育研究経費比率は法人全体で 36.2%大学全体で 27.2%であり、やや低いレベルとなっており教育・研究の活性化につながる配分予算を推進しなければならない。

**【改革・改善策】**

将来的に安定した財政基盤のもとで教育研究目的を充実させるために、帰属収支の余剰を恒常的に捻出することが命題となる。改善方策として、第一に財政基本計画検討特別委員会の答申を踏まえ、巨額な資金需要となる中長期施設整備計画と資金計画の整合性を確保する観点から、継続的に財政運営に関する実行可能な資金条件を慎重に検討する。

第二に、競争的資金の取り組みであるインセンティブ予算・学内版COE予算などの弾力的予算編成を拡大推進し、大学活性化の基盤づくりに配慮し、教育研究経費比率を上方修正する。

第三に、資金運用については安全性およびリスク分散に心がけ、安定的で精度の高い資産運用収入の獲得を図る計画である。

**（2）外部資金等**

**【現状の説明】**

大学における収入は、主要財源である学生生徒等納付金の基礎となる学生数が、入学から卒業までの教育サイクルの中で大幅に変動することはなく、支出面においても、毎年の教育サイクルに基づいて諸活動が計画されており、収支は固定的、非弾力的である。つまり、限られた収入の中で収支の均衡を保ちながら、教育研究の向上とその持続性を図らなければならない。

しかしながら、時代・社会の変化に的確に対応するためには、教育研究・医療環境の活性化は不可欠であり、そのためにも外部資金の導入が継続的な命題となっている。

学外研究資金の導入については、研究推進部が中心となり促進・支援業務を遂行しており、平成 18（2006）年度にはコラボレーション・センターを設置し、企業ニーズ志向の新たな産学官連携プラットフォームの役割として取り組み、産学官・産産連携を支援する会員制のネットワークを構築し、さらに民間企業、試験研究機関等と学内教員との連携コーディネートをを行い、共同研究・受託研究へ導く位置付け（または役割）を目指している。

文部科学省科学研究費の採択状況は、平成 14 年度から平成 18 年度の 5 年間の年平均で、採択率 31.6%（新規採択率 15.9%）、採択件数 109 件（新規採択件数 45 件）、金額 235,374 千円を獲得している。



## II. 大学 財務

### 【外部研究資金の内訳】

(単位：千円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
受託研究費	311,945	122,643	188,355	136,473	236,228
治験研究費	376,846	423,787	416,537	460,978	601,752
共同研究費					
研究助成寄付金	350,256	372,002	388,860	421,262	464,307
文科省科学研究費	211,692	265,900	222,200	229,000	248,080
厚労省科学研究費			2,800		
環境省科学研究費					

私立大学等経常費補助金は平成 14 年度 31.9 億円、平成 15 年度 31.0 億円、平成 16 年度 26.5 億円、平成 17 年度 27.7 億円、平成 18 年度 33.7 億円と推移している。5 年間の平均は 30.2 億円（内、特別補助 7.6 億円）を獲得しているが、補助金比率は 5 年間平均が 6.8%と全国平均を下回っている。平成 18 年度には補助金や競争的資金獲得のための機動的な専門部局として、学術振興室を設置した。この学術振興室では、経常費補助金以外の競争的資金である各種 G P、C O E、魅力ある大学院教育などの申請や支援、学術振興ボードを起点とした教育研究・医療活動の活性化方策の提言を行うことにしている。

また、平成 19 年 6 月より「創立 75 周年記念事業募金」を開始した。募集期間は平成 22 年 3 月までの 3 年間とし、募集対象は在学生の父母、卒業生、本学職員・役員および企業など法人関係であり、目標額は 3 年間で 20 億円を設定している。募金の目的および用途は、商学部棟、新中央図書館棟、福岡大学病院新診療棟、ならびに附属大濠高等学校・中学校校舎および体育館を建設し教育研究・医療環境を充実し「上質の大学文化」を創造するためである。

#### 【点検・評価】

外部資金の総額は、寄付金、補助金、受託事業(受託研究費・治験研究費)、共同研究費さらに科学研究費補助金を加えると、平成 14 年から平成 18 年度までの 5 年間は、60.5 億円、57.0 億円、56.8 億円、57.1 億円、64.2 億円であり平成 18 年度は経常費補助金の伸びもあり平成 17 年度と比較すると 7.1 億円（12%）の増加であり、平成 19 年度から実施の創立 75 周年記念事業募金の推進により平成 22 年度までは堅調に伸びることになる。

しかし、本学における科学研究費補助金の新規採択率が 15.9%と低く、大学の研究基礎能力の評価につながることから、応募の質的向上が重要課題である。併せて経常費補助金の特別補助は 5 年間の平均で 7.6 億円と低い水準にあり、教育研究の活性化状況を反映するためには、教育研究に対して意欲的かつ高度な取り組みが要求され、学術振興室を中心とし積極的に改善することが重要である。

#### 【改革・改善策】

寄付金については、ステークホルダーに対し公式ホームページ等を活用し、魅力ある法人の広報活動の推進を図り、在学生父母、卒業生に対し福岡大学への帰属意識を高め、75 周年記念の募金活動を契機に恒常的かつ安定した寄付金の環境基盤を構築する。

また、企業等に関しては、税制上の全額損金の優遇措置である受配者指定寄付金制度の P R を積極的に行い、幅広く募金活動の強化を図る。

経常費補助金や科学研究費補助金については、職員の意識を向上させるため説明会を実施し、また、競争的資金である「国公立大学を通じた大学教育改革の支援プログラム」の各種 G P、C O

E等については福岡大学独自の教育研究プログラム環境を整備し、学内採択過程において優れた意欲的な取り組みであるか申請内容・必要経費を十分検討し、可能な限り申請を行う。

### (3) 予算編成

#### 【現状の説明】

予算は、教育・研究計画ならびに事業計画に基づき、各部門活動の円滑な運営を図るとともに、全般的調整を経て、その編成を行い、実績との比較検討を通じて運営諸活動の持続的発展と永続性を確立する事を目的としている。財務担当理事は、専務理事およびその他の関係理事と協議して、予算編成方針を決定し、予算統括部課（以下「財務課」という。）を通じ予算執行担当部課長に予算編成方針を指示し、編成資料を要求する。予算執行担当部課長は、予算編成方針にそって教育・研究計画または事業計画を作り、これに基づく予算編成資料を作成し、財務課に提出する。財務課は予算執行担当部課長からの予算編成資料を受け取り、要望内容の点検および聞き取り調査を行う。さらに、予算要望内容について特に意見聴取が必要な部署については専務理事・常務理事および理事のうち事務局長（以下「理事者」という。）との予算ヒアリングを行う。その後、財務課において、新規要望事項や特に検討を要する事項について理事者と各種検討を加え、予算案を作成する。予算案は企画運営会議で、大学の事業計画に沿った予算であるか種々の検討が加えられ、最終的には大学協議会・評議員会および理事会へ予算案を上程し決定される。現行の予算編成は、執行機関である予算執行担当部課長と各審議機関で十分な審議が行われ、それぞれの役割は明確である。

#### 【点検・評価】

本学の場合、予算編成を大学、病院、高校、中学校、看護専門学校に分け、各部門の意思を十分に反映させ、より効率性の高い予算編成を行っている。また、大学部門においては、従来の形態科目での予算編成の他に「目的別予算」と「学部別予算」を作成している。目的別予算は、教育用事業・研究用事業・施設関係事業等の使用目的別に分類し、事業の内容や諸活動の状況を的確に把握できるようにしている。学部別予算は、学部ごとの収支予算を一定の基準を設け作成し、学部教育の質の向上および魅力ある教育の推進を目的としている。また、法人全体での予算編成業務は概ね8か月を要しているため見直しを行うことが重要である。

#### 【改革・改善策】

大学を取り巻く社会・経済情勢が大変厳しいなか、本学の教育研究がより実効ある展開を実現するためには、単年度予算編成だけではなく、将来を見据えた中長期予算を編成する必要がある。また、予算編成業務は概ね8か月を要しているが、時代の要請に迅速に対応するためには財務システム等の再構築を行い、予算編成の期間の短縮化をはかる検討をしていく。

### (4) 予算の配分と執行

#### 【現状の説明】

##### (予算配分と執行のプロセス)

本学における予算編成は経常経費、新規事業も含め予算要望部署からの要望書を受け取り、予算ヒアリングおよび各種検討を加え予算配分を行っている。

予算執行は、経理規程および物品調達規程等に基づき適正に執行されている。しかし、予算編成から執行までの時間的問題や、その他、諸々の状況により予算未計上の事業が発生する場合がある。

## II. 大学 財務

その場合、財務課は、費用対効果を十分調査し、予算要望部署との間で他の事業予算流用の可否、予備費使用の可否等の協議を行い、財源を検討する。さらに、起案書により、専務理事の承認を経た後、予算執行部署へ執行の許可をしている。

### 【点検・評価】

予算要望および執行部署は予算を執行する際、補助簿等を備え、常に予算残高を把握し、適正な執行に努めるとともに、予算と実績に係る差異原因についても十分に検証し把握している。また、教育研究の充実・改善のため優れた取り組みを選定し、政策的予算で対応し資金を重点配分することで教育研究活動のより一層の発展を目指している。しかし、現在の予算編成は紙ベースで全てを処理しており、また、予算執行についても各部署でそれぞれ独自の方法で管理を行っている。

### 【改革・改善策】

時代・社会の変化に的確に対応するためには、競争的資金獲得の取り組みとして、インセンティブ予算・学長予算などの弾力的予算編成を推進し、大学活性化の基盤づくりを行う必要がある。また、現在の財務システムは、伝票類を紙ベースで処理しているため、各部署での執行状況や残高確認がリアルタイムで行われていない。今後は、発生源入力を基本とした予算編成から予算執行までの一連の流れを管理できる財務システムの導入を検討する。これにより、事業計画の執行内容を検証し次期予算に反映するなど、きめ細かい予算編成および執行が可能となる。

## (5) 財務監査

### 【現状の説明】

#### (アカウンタビリティを履行するシステム)

財務のアカウンタビリティとは、大学のステークホルダー（在学生、父母、教職員等）に対する財務状況の公開および説明であり、また、学校法人は公的助成や税制上の優遇措置等が採られているため、広く一般の人に対しての財務状況の公開である。本学では、在学生および父母に対しては「福岡大学学園通信」で、教職員に対しては「福岡大学学報」で、その他一般の人に対しては大学の公式ホームページで財務状況の公開を行っている。ホームページでの公開は、学校法人会計を理解しやすいように主な科目に説明文を追加し記述している。この財務状況の公開に先立ち、財務諸表の表示が適正であるかどうかは、監査システムの運用が適切であるかどうかにかかっている。

#### (監査システム)

本学の監査システムは、私立学校法に基づく監事監査、私立学校振興助成法に基づく監査法人による監査、本学内部監査規程に基づく内部監査がある。

監事監査は毎年5月に6日間行われ、監事2名のうち1名が事業報告や重要な業務の実施状況について、関係部署から提出された資料に基づき説明を受け業務の監査を行い、他の1名の監事が公認会計士2名、会計補助者1名とともに財産の状況の監査にあっている。監事監査の結果は、専務理事、常務理事に報告され、その後、理事会及び評議員会に監査報告書として提出される。この監査報告書以外に監事からの要望事項として、法人全体の具体的な業務改善についての意見が付されている。また、監事2名は理事会やその他の重要な会議に出席し、業務執行状況の確認を行い、内部監査室とは年4回、両者の業務監査の状況を報告して連携をとっている。

監査法人による監査は、毎年10月から6月まで、のべ約1,000時間行われ、財務諸表が学校法人会計基準に準拠し、当該会計年度の経営の状況および財政状態を全て適正に表示しているかを監

査している。また、平成 18 年度からは「リスクアプローチに重点をおいた監査」を実施するため、監査人が専務理事および財務担当の常務理事に対してマネジメントインタビューを行っている。

内部監査は、本学の業務全般を監査の対象とし、事業計画および業務計画に基づく業務遂行の監査、学内規則に則した業務遂行の監査、業務執行上の人事業務管理の監査、業務執行上の事務情報管理の監査等を行っている。

この三者は、年 3 回、監査計画、期中監査の結果報告、期末監査の結果報告の協議を行っている。

### 【点検・評価】

現状の監査システムは三者がお互いに連携し情報の共有ができ、それぞれの監査にフィードバックし機能しており、問題はないと考えている。ただし、従前の監査とは別に、会計情報を処理するシステムが情報技術を取り入れている場合や個人情報の管理が重要性を増してくることを勘案すると、今後 I T 統制リスク監査の必要性が重要になってくる。

### 【改革・改善策】

監事を中心として、監査法人および内部監査室との連携を今後も深め、監査の精度を高めるように努める。また、I T 統制リスク監査については、情報技術とシステムに関する十分な知識と対応できる技術的な能力の保持が必要なため、監査法人を中心に行っていく。

## （6）私立大学財政の財務比率

消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の比較については、法人全体のもの（「大学基礎データ」表 46-1、表 47）を使用し、日本私立学校振興・共済事業団の平成 18（2006）年度版『今日の私学財政：大学法人系統別医歯他複数学部』（以下「他大学」という。）と比較し点検・評価を実施した。

### （a）消費収支計算書関係比率 （「大学基礎データ」表 46-1）

#### 【現状の説明】

人件費比率（人件費／帰属収入）は、平成 14 年度は 51.9%であったが、その後 49.7%から 50.3%で安定的に推移し、人件費依存率（人件費／学生生徒等納付金）は、平成 14 年度の 123.3%から平成 18 年度は 125.9%になり少し上昇している。

教育研究経費比率（教育研究経費／帰属収入）は、平成 14 年度の 33.8%から平成 18 年度は 36.2%に増加し、管理経費比率（管理経費／帰属収入）は、平成 18 年度は情報化推進経費が増加したため 4.3%である。また、借入金等利息比率（借入金等利息／帰属収入）は、平成 15 年度以降、0.2%で推移している。

消費支出比率（消費支出／帰属収入）は、平成 18 年度は 91.6%であり、消費収支比率（消費支出／消費収入）は、平成 16 年度以降、100%を超え平成 18 年度は 109.8%である。

学生生徒等納付金比率（学生生徒等納付金／帰属収入）は、平成 14 年度の 42.1%から平成 18 年度は 40.0%になり減少傾向であり、寄付金比率（寄付金／帰属収入）は、平成 14 年度の 1.4%から平成 18 年度は 1.6%であり微増傾向である。また、基本金組入率（基本金組入額／帰属収入）は、平成 18 年度は 16.6%である。

#### 【点検・評価】

人件費比率は、他大学の平均値 46.0%より高い比率である。人件費依存率は、100%を超えないことが経営上好ましいとされているが、他大学の平均値は 154.1%でありこれに比べると低い

## II. 大学 財務

比率である。

教育研究経費比率・管理経費比率は、他大学の平均値 41.1%・4.8%より低い比率であり、借入金等利息比率も他大学の平均値 0.3%より低い比率である。ただし、平成 20 年度に新診療棟建設に係る借入れ予定があり今後少し上昇することになる。

消費支出比率は、他大学の平均値 93.9%より低い比率であるが、消費収支比率は、他大学の平均値 102.6%より高い比率である。これは、福岡大学キャンパス整備事業として第 2 号基本金へ組入れを行ったためである。

学生生徒等納付金比率は、他大学の平均値 29.9%より高い比率である。これは、補助金や寄付金と比較して第三者に左右されない自主財源であるが、少子化及び経済情勢から学生生徒等納付金の値上げは難しく、補助金・事業収入（医療収入含む）等の収入構造のバランスを維持していく必要があり、その点から妥当な値の範囲であるといえる。

寄付金比率は、他大学の平均値 2.2%より低い比率であるが、平成 21 年度に創立 75 周年を迎えるため平成 19 年度より 75 周年記念事業の寄付金の募集を開始しており今後は増加することになる。

基本金組入率は、他大学の平均値 8.5%より高い比率である。これは、平成 13 年度より福岡大学キャンパス整備事業として、また、平成 16 年度より附属高等学校・中学校キャンパス整備事業として第 2 号基本金を計画的に組み入れているためである。

### 【改革・改善策】

消費収支計算書関係比率は、人件費比率が他大学と比較して高い比率であるが、私立大学のみ（「大学基礎データ」表 46-2）の平成 18 年度の比率は、50.6%で『大学部門系統別医歯他複数学部』の他大学の平均値 57.2%および『大学部門系統別規模別医歯他複数学部』の他大学の平均値 52.3%より低い比率である。したがって、人件費比率の高い病院部門について、外部委託を進めている。教育研究経費比率は他大学と比較して低い比率であるが、限られた財源の中で、インセンティブ及び傾斜配分予算を導入し教育研究の充実を図っている。消費支出比率については、他大学より低い比率であり今後とも 3 大収入源である学生生徒等納付金・補助金・事業収入（医療収入含む）等の収入構造の多様化・バランスを配慮していく。

### (b) 貸借対照表関係比率（「大学基礎データ」表 47）

#### 【現状の説明】

固定資産構成比率（固定資産／総資産）は、流動資産構成比率とともに資産構成のバランスをみるための指標である。また、教育研究事業に多額の設備投資を必要とする学校法人の財務的特徴でもある。平成 18 年度は 87.9%である。流動資産構成比率（流動資産／総資産）は、平成 14 年度の 11.1%から平成 18 年度は 12.1%であり微増傾向である。

固定負債構成比率（固定負債／総資金）は、借入金を着実に返済している結果、平成 14 年度より順次 12.7%、12.1%、11.5%、11.0%、10.4%と減少しており、流動負債構成比率（流動負債／総資金）も平成 14 年度の 6.1%から平成 18 年度は 5.6%に減少している。

自己資金構成比率（自己資金／総資金）は、学校法人の資金調達源泉を分析する上で、最も重要な指標のひとつである。平成 14 年度の 81.2%から平成 18 年度は 84.1%に改善している。

消費収支差額構成比率（消費収支差額／総資金）は、平成 17 年度までは消費収入超過であったが、平成 18 年度は消費支出超過となり△1.4%である。

固定比率（固定資産／自己資金）は、平成 14 年度の 109.4%から平成 18 年度は 104.6%であり

年々減少し、固定長期適合率（固定資産／自己資金+固定負債）も固定比率同様、平成 14 年度の 94.7%から平成 18 年度は 93.1%であり年々減少している。

流動比率（流動資産／流動負債）は、前受金が流動負債の約 60%を占めていることを考えると、学校の規模により流動負債額が異なり、また、資金を長期的な特定資産として計上するか短期の現金・預金で保持するかによって流動資産が変化するなど、本比率は学校法人特有の事由によって変化するものである。平成 18 年度は 216.4%である。

総負債率（総負債／総資産）は、平成 14 年度の 18.8%から平成 18 年度は 15.9%であり年々減少しており負債比率（総負債／自己資金）も平成 14 年度の 23.1%から平成 18 年度は 19.0%であり、5 年間で 4.1%改善している。

前受金保有率（現金預金／前受金）は、前受金で受け入れた資金が翌年度の支払資金として当該年度末に保有されているかどうかをみる指標である。平成 18 年度は 279.3%である。

退職給与引当預金率（退職給与引当特定預金（資産）／退職給与引当金）は、平成 14 年度の 70.2%から平成 18 年度は 74.1%である。

基本金比率（基本金／基本金要組入額）は、平成 14 年度の 97.2%から平成 18 年度は 98.6%である。

#### 【点検・評価】

固定資産構成比率は、他大学の平均値 81.6%より高い比率になっている。この理由は、各種引当特定資産比率が 41.4%であり他大学の平均値 21.7%より高いことに起因し、財政基盤は安定しており資産の固定化は招いていない。また、流動資産構成比率は、他大学の平均値 18.4%より低い比率になっている。固定資産構成比率同様、各種引当特定資産比率が高いためである。

固定負債構成比率・流動負債構成比率は、他大学の平均値 12.5%・6.8%より低い比率となっている。

自己資金構成比率は、他大学の平均値 80.7%より高く消費収支差額構成比率は、他大学の平均値△18.5%より低い比率となっている。この比率は、基本金への組入れ状況によって左右されることがあるが、基本金組入率も平成 18 年度は 16.6%（他大学平均値 8.5%）であり自己資金構成比率も他大学より高い比率であることから概ね良好な比率を堅持している。

固定比率・固定長期適合率は、他大学の平均値 101.1%・87.6%より高い比率となっている。固定資産構成比率同様、各種引当特定資産比率が高いためである。

流動比率は、他大学の平均値 270.1%より低い比率であるが、一般に金融機関では、200%以上であれば優良とみなしていることからみるとほぼ問題ない比率である。

総負債率・負債比率は、他大学の平均値 19.3%・23.9%より低い比率になっている。前受金保有率は、他大学の平均値 430.7%より低い比率となっているが、前受金を確保したとしてもさらに十分な支払い資金は確保されている。

退職給与引当金は、私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累計額との繰入調整額を加減した金額の 100%を計上しており退職給与引当預金率は、他大学の平均値 53.2%よりかなり高い比率になっている。

基本金比率は、他大学の平均値 96.4%より高い比率になっている。これは、福岡大学キャンパス整備事業として第 2 号基本金へ組入れを行ったためであり全国的に見て概ね良好な比率である。

## II. 大学 財務

### 【改革・改善策】

貸借対照表関係比率においては、自己資金構成比率・基本金比率は高く、消費収支差額構成比率・総負債率は低いため経営の安全性は確保されている。今後、キャンパス整備事業が計画されているが第2号基本金への計画的な組入れの実施により財務構成が大きく変化しないように努める。

## 12. 事務組織

## 【到達目標】

本学は「建学の精神」と「教育研究の理念」に基づき、教育研究・医療における付加価値を最大化するため、本学の資源（人材・施設・財源・情報）を有効に活用し、「魅力ある教育研究」「優れた教育研究成果」の実現を目指して様々な施策を講じている。これらの教育研究活動を展開するうえにおいて、事務が組織的に機能することが肝要となる。また、大学全入時代の到来を間近に控え、事務職員には企画立案能力や政策提言能力、マネジメント能力が求められている。今後、本学が活性化し、学生サービスの質の向上を図り、本学に与えられた使命を果たしていくうえで事務組織の役割はますます重要なものとなっており、教学組織との一層の連携を図りつつ、改革に積極的に取り組んでいかなければならない。

これらのことを踏まえて、本学は次の3つの視点から事務組織の強化を図ると共に必要に応じて組織改編も視野に入れていく。

- (1) 事務組織と教学組織が有機的に機能すること
- (2) 大学運営に関わる企画・立案に積極的に関与すること
- (3) 構成員である事務職員の能力向上

## (1) 事務組織と教学組織との関係

## 【現状の説明】

## (事務組織と教学組織との間の連携協力関係)

教学組織(大学協議会、各学部教授会、各委員会等)の運営には事務組織(総務課、各学部事務室、各当該事務室等)が大きく連携して業務を行っている。所属長からの指示あるいは各委員との協議および各会議体の決定事項を受け、様々な事務処理を行い、それぞれのマネジメントサイクルの一部を担っている。

また、教学組織のうち教務組織として教務部長と各学部教授会から選任された教員によって構成される教務委員会があるが、事務部長も参加している。教務委員会は月に1~2回程度必要に応じ、教務部長が招集し議長を務め、教務に関する重要な事項を審議決定している。教務委員会内には各種検討会を設置し、各センター委員も加え、教育職員だけでなく事務職員も参加し、運営・諸行事の推進及び諸問題の解決を図っている。

教務委員会は、このように全学的・学部横断的な教学組織の一部を担っており、このほかに教職課程に特化したものとして教職課程委員会があり、教務部長が議長となり委員会を運営する。平成19(2007)年6月の教育職員免許法の改正により、平成21年4月から教員免許の更新制が導入されるなど、その対応を鋭意検討中である。

また、学生の補導厚生等を所管する部署として学生部学生課があり、学生部長および各学部教授会から選任された委員によって構成される学生部委員会で重要事項が審議される。

なお、教職課程委員会及び学生部委員会には、それぞれの事務部長が参加している。

さらに、教学等に関わる各センター(総合情報処理、共通教育、言語教育研究、国際、就職・進路支援等)にあっては事務責任者が運営委員会等の構成員として参加し、教育に関して自らの意見や提案を行っている。

## (事務組織と教学組織の独自性と一体性)

各学部等の教学組織は学生の教育を当然行っているが、一方で事務部門も教育・研究支援、学生



## II. 大学 事務組織

生活支援等の業務を行っている。それぞれその役割や位置付けは、命令系統、人事権、職務権限や学生との係わり方などにおいて異なるが、学生の立場に立った教育や効果的な学生生活支援などの同一目標のもと連携して活動を行っている。

また、本学は後述の部門別事務連絡会議を設置し、関連事項について協議、提案を行い、教育・情報部門別連絡会議(構成員=教員)との有機的な連携を図っている。

平成 13 年度から各学部に事務室を設けた。また共通教育を所管する共通教育センター、語学教育を所管する言語教育研究センターにも事務室を設け今日に至っている。この 2 つのセンターを含めて 6 つのセンターでは、各センター事務室長以下事務職員が、教員であるセンター長やセンター委員と一体となって日々業務にあたっている。

また、各学部事務室と共通教育・言語教育研究センターとの連携を図るため、教務部事務部長が教務事務連絡会を開催している。

### 【点検・評価】

後述の「福大生ステッププログラム」は 2 年目となり、その内容と充実振りは顕著である。

教務部門では業務遂行にあたり、教務事務強化と連携を図るために、教務部事務部長が主催する教務事務連絡会を適宜開催し、情報の共有や方針・方向性の確認等を行っており、この教務事務連絡会は大変重要なものになっている。前述の教務委員会には各学部の事務室長は出席しないため、学部運営上も各委員と協議・協働するうえで欠くことができないものである。

学部事務室の設置並びにセンター制を敷き、共通意識のもとお互いを尊重し合いながら任務に当たることで、事務職員と教育職員ならびに事務組織と教学組織との融和が図られている。しかし、この良好な関係を継続させていくためには、9 つの学部と 6 つのセンター、また各委員会がそれぞれの独自性を尊重しながら、組織体同士の連携をさらに図る努力をしなければならない。

また、学生生活への支援に関しては、最近、その対象とすべき領域が急速に拡大しており、教務委員会、就職・進路支援センター、国際センター、総合情報処理センターなど他の委員会との連携をとりながら対応すべき事項が増加している。

### 【改革・改善策】

今後も、各委員会がそれぞれの独自性を尊重しながら、他の委員会との協力関係を密なものとし、さらに組織体同士の連携を図っていく。

平成 12 年度までは、非常勤講師や教職課程を所管する教務一課、文系学部を所管する教務二課、理系学部を所管する教務三課の 3 つの事務課体制であった。これを学部事務室体制としたことで、事務職員数の増加を招き、延いては人件費増にも繋がっている現状を考えると、現在の体制が最良であるか否か検討する。

## (2) 事務組織の役割

### 【現状の説明】

#### (教学に関わる企画・立案・補佐機能)

教務事務の業務は一部署で処理できる業務と関係部署との協議、調整のうえに処理できる業務とが混在しているが、教務課、各学部事務室、共通教育センター事務室、言語教育研究センター事務室は定期的に教務事務連絡会を開催して協議、確認を行い、横の繋がりを重要視し、各々の役割を認識しながら業務に当たっている。

## Ⅱ. 大学 事務組織

共通教育センターおよび言語教育研究センターでは、共通教育、語学教育に関する業務について、企画推進会議で企画・立案し、また、運営委員会では各学部の共通教育、語学教育の実施の方法について調整を行い、その審議を行っている。事務室長も企画推進会議および運営委員会の構成員として出席し、センター委員と連携協力し業務を遂行している。

また、学生生活への支援については、学生部事務部長の統括のもとで学生部学生課がその職務にあたっている。

### （予算（案）編成・折衝過程における役割）

予算要望部署は、予算編成方針に沿って教育・研究計画または事業計画を作成し、その後、予算所管部署（例えば人件費は人事課、施設関係は施設課、機械・器具関係は用度課、旅費は総務課等）に予算編成資料を提出している。また、直接、予算統括部署である財務課に提出する要望もある。

まず、学部の予算編成については、「魅力ある大学づくり」といった全学的な取り組みを強化しながら、各学部の個性を明確にする事を目的として事業計画を策定し、それに基づき予算要望を行っている。各センター・学生部・図書部等の予算編成については、教職員で構成する委員会等で幅広く検討し予算要望を行っている。これらの予算編成資料を作成するのは学部・センター等の事務室である。予算統括部署の財務課はこれらの予算要望を全て取りまとめ、全体の内容等の確認を行い、検討を要する部署については専務理事・常務理事および事務局長との予算ヒアリングを行っている。この予算ヒアリングには、要望部署の教職員と財務課も同席し予算編成の参考としている。

### （意思決定・伝達システムの中での役割とその活動）

本学における意思決定のプロセスは、案件によって異なる。各学部（大学院研究科）や教育・研究組織である各センターから上程のあった議題については、学長、副学長、事務局長で構成する企画運営会議の了承を得て、必要に応じ学部長会議での審議を経た上で、大学の運営および教学に関する重要事項を審議する大学協議会（大学院は大学院委員会）で承認され決定となる。また、執行部提案型の案件については、前出の企画運営会議から提案された案件を学部長会議または企画運営会議の中の部門別連絡会議で提示し、各学部教授会または各センター運営委員会で審議・了承後、大学協議会での承認を得ることになる。案件によっては評議員会の議を経て、最終的な理事会での審議・承認が必要となる。

各会議体にはそれぞれ庶務担当の事務組織があり、各会議体での意思決定を適正かつ迅速に行えるよう関連情報の収集と資料作成、会議の運営業務などを行い側面から支援している。

大学協議会において決定された情報は、教育職員に対しては各学部教授会で報告され、事務職員に対しては、部（事務部）長・事務長で組織する「部長会」において報告され、その情報は、部門ごとに事務職員の末端まで伝達される仕組みとなっている。また、全学的には毎月1日付発行の職員広報誌「学報」に掲載し、重要性・緊急性のある事項は、学内イントラネットにおいて情報発信するなど、学内周知に努めている。

### （国際交流、入試、就職等の専門業務への関与）

#### （a）国際交流

平成13年4月1日に国際センター事務室が開設され、様々な国際交流の現状・動向を把握し、学部・研究科などの国際交流を支援するとともに、本学の国際化の方針に沿った国際化推進業務を総合的に遂行してきた。なお、平成19年4月1日には国際センター事務部と改組された。国際センター事務部の人員構成は、事務部長（室長兼務）を筆頭に総勢7人で留学生の受入業務や派遣業務

## II. 大学 事務組織

等を行っている。

### (b) 入試

本学は、教育理念を追求し、学力はもちろんのこと、個性豊かで多才な学生が入学できるように、各学部・学科のアドミッション・ポリシーに見合う形で、さまざまな入学者選抜方法を検討し拡大を図っている。

また、すべての入試形態の志願者総数は平成 19 年度で 4 万人を越えており、志願者の事務処理や募集活動などに対応している。

入学者選抜に関わる事務組織として、入学センター長の下に事務部長を置き、入学センター事務室長以下総勢 16 人の事務職員が常時これに従事している。ここでは入試の実施に関する事務全般のほか、入試に関する情報収集や広範囲の広報活動、志願者への対応など学生募集に関する一切の事務を処理している。

### (c) 就職

就職・進路支援センターの事務組織は、事務部長・室長が事務部・事務室をそれぞれ統括し、両室長補佐のもとに室員は相談班に 8 人（他に外部からキャリアカウンセラーおよび進路相談の専門家を招聘し、相談に対応）、電算班に 4 人および東京事務所駐在 1 人がそれぞれ所属する。相談班は窓口相談がメインの業務となるが、各就職活動支援行事、インターンシップ、公務員・教員、庶務などの業務に関わっている。一方、電算班は、求人・内定・就職統計をはじめ、就職情報システム、ホームページ、進路調査、各種データ作成など、多方面にわたり業務に携わっている。また、東京事務所駐在の職員は求人開拓や就職業務全般にわたり、駐在員としての役割を果たしている。

職員がこれらの支援業務を円滑に進めることができるよう、センター職員による報告会を毎週月曜日に行うとともに、キャリアカウンセラーや進路相談員といった専門家による報告会の定期的開催、各種研修会への参加、関係する情報誌・図書の見直しなどにより、専門的情報の共有化を図っている。

#### （大学運営を経営面から支える機能）

本学事務組織のうち法人業務を所管する部署は企画部、総務部、人事部、財務部、施設部、法人事業部、内部監査室などがある。各部署は法人および大学に関する所管事項について、学長、副学長など本学執行部と緊密な連携を図り、的確な情報提供や助言を通じて大学の適切な意思決定に資するための支援を行っている。

従来、本学の各事務部門の責任者は次長であったが、次長という役職名が本来的には「補佐」を意味し、事務部門の責任者の役職としては不安定な立場であったことから、平成 18 年 4 月に次長制を廃止し、事務部長制を導入した。これは、各事務部門の責任の所在を明確にすることで事務部門の活性化を図り、対外的な交渉の場での信用度の向上を目的とするものである。部長会（平成 17 年度までは次長会）は、本学の事務に関する重要事項や、学長から諮問、提案された事項について協議し、事務処理上の調整を行う機関であるが、これまでは連絡・調整に重点が置かれてきた。しかし、部長制導入を機に、オープンキャンパスの改善及び父母懇談会の活性化に関する企画・立案を行い、平成 19 年度から実施するなど、その企画・立案機能の強化を図っている。

また、本学には法人や大学全体の運営に関する基本計画や予算などを企画・立案し、本学の業務を円滑に遂行するため、学長、副学長、事務局長で構成される企画運営会議が置かれている。企画運営会議には企画部長、企画課長、総務部長、総務課長、内部監査室長が毎回列席し、議案の内容

## Ⅱ. 大学 事務組織

によっては関係事務部門の長が出席し適切な意思決定の支援にあたっている。企画運営会議の業務を円滑に行うため同会議の下に「教育・情報部門連絡会議」「研究部門連絡会議」「財務・事業部門連絡会議」「医学・医療部門連絡会議」と各連絡会議と同一部門の「部門別事務連絡会議」が置かれ、必要に応じて企画運営会議の議案の事前審議や調整、学内の意見集約などを行っている。教育・情報部門の部門別事務連絡会議からは、「福大生ステップアッププログラム」という全学的な教育プログラムが提案され、平成 18 年度から実施されている。

さらに、本学には昭和 55（1980）年 4 月に開設した東京事務所がある。東京事務所は、文部科学省をはじめとする官公庁その他との渉外活動、東京に本社を置く企業の採用情報や採用活動の動向の調査、企業に在籍する卒業生の紹介、学生の就職相談、有信会（本学同窓会）を中心とした校友のネットワークづくりなどを主な業務としている。また、東京に事務所を置く他大学との情報交換も行っており、東京事務所が収集する文部科学省や日本私立学校振興・共済事業団に関する情報、他大学の動向等は、本学の意思決定に欠かすことのできない重要なものとなっている。

### 【点検・評価】

意思決定機関の審議には、必ずいずれかのかたちで事務組織が関わっており網羅的と言えるが、その実態は、資料の作成などにとどまる傾向にあり、関与の度合いは、必ずしも厚いとは言いがたい。事務組織の重要な役割として意思決定を適正に行う際の判断材料を提供することと共に、今後は益々、政策提案型の事務組織のあり方も求められてくることが考えられる。その要求にどのように対応していくかが今後の課題となるであろう。また、意思決定された結果の情報は、基本的には各学部教授会、部長会などを通して末端まで伝達されることになるが、どうしても伝達者により伝達の方法、内容に温度差が生じるため統一された正確な情報が行き渡っていると言いがたい面がある。

また、学生生活支援サービスの一層の充実を図るため、平成 18 年 7 月 1 日付けで旧学生課と旧厚生課を統合し、学生課として、ワンフロアでの業務を開始した。学生課は学生と直接に接する機会の多い部局であり、その担当者である事務職員には、ただ単なる事務処理にとどまらず、学生生活への支援サービスであることを認識したうえで、自己啓発に努めることが強く求められている。この点において、学生課では、常に学生の声に耳を傾けるよう心がけられている。

国際交流業務関連で、国際センター事務室では英語を使う業務においてほとんど問題なく対応できている。交流事業が盛んになってきた中国、韓国を中心としたアジア諸国とも基本的には英語でコミュニケーションをとっているが、より深い交流を進めていくために担当職員は中国語、韓国語の修得をめざしているところである。

入学センターでは、この数年大過なく入試を乗り越えてきており、長年に亘る経験の蓄積が長所となり、複雑化し、肥大化した業務も円滑に行われてきたとみることができる。しかし、近年、入試が多様化し各学部との関係により業務がさらに複雑になり事務量が非常に増えている。

就職・進路支援センターは、平成 13 年に開設以来、個別相談を中心に据えた支援体制の強化を図っている。そのような状況の中で、3 年次・4 年次生の就職・進路支援に加えて、1 年次・2 年次生といった低学年のキャリア形成支援にも力を注いでおり、支援行事は益々増加傾向にある。また、採用活動が活発となり、求人数はここ数年大幅な伸びを示しており、企業から訪問者も多く平成 18 年度は 1,462 社に上った。その対応に追われている状況にあり、職員の業務負担は大きくなっているが、今のところ日々の窓口相談に支障はきたしていない。

## II. 大学 事務組織

### 【改革・改善策】

入学センターの業務量増大に関しては、本来の入試関係業務と入試以外の業務などを切り分け、来学者への対応、出張講義への対応、オープンキャンパスの実施、入学前教育支援業務など入試以外の業務を専門部署へ業務移管することを検討する。

事務組織が大学の適正な意思決定の支えとなるためには、組織の構成員である個人の能力と、組織としての担当業務の垣根を越えた積極的な取組み姿勢が重要である。提案事項が数多く出されるような積極性を培うためには、事務職員・組織の意識改革が必要であり、それには各種研修会等の強化に取り組む必要がある。また、現行の事務局長が主催する部長会の企画・立案機能の更なる強化を図り、改革・改善に向けた審議機関としての機能を充実させていく。また、意思決定された結果の情報は、学内イントラネットの更なる活用により、速報性および情報内容の統一性の確保に努める。

今後も大学執行部や教学組織との連携強化に努めるとともに、意思決定に有効な提言ができるよう、事務職員の専門性を高め、大学は社会から何を求められているか、どうすれば社会からの要請に応えられるかを常に把握し、大学の意思決定に際し的確な支援を行う。

### (3) 事務組織の機能強化のための取り組み

#### 【現状の説明】

#### (事務職員の研修機会の確保の状況)

事務職員の研修については、学内において独自に実施する「学内研修」と外部団体が実施する研修に参加させる「学外研修」に大別される。学内研修は、新採用者を対象とした「新人職員研修」、在職10年を目安に実施する「中堅職員研修」、役職者を対象とした「管理・監督者研修」がある。また、平成19(2007)年度からは新任役職者を対象とした研修を加えた。他方、学外研修には、(社)日本私立大学連盟(以下「私大連盟」という。)が実施する研修、その他各種団体が実施する研修があり、規模、内容の充実度から私大連盟が実施する研修を主力研修として捉え、各々の研修コースに定める要件を満たす事務職員を可能な限り参加させている。

「学内研修」は、要件を満たす者全員を受講対象としているが、「学外研修」に参加できるのは特定の者に限られるものの、職員の自主性を重んじ、希望者を募っているが、応募者がいない場合は指名している。

#### 【点検・評価】

「学内研修」は、基本的に要件を満たす者全員が参加できるため公平に研修機会が与えられていると言えるが、「学外研修」は、参加人数が制限されるため多くの職員を参加させることが困難である。しかし、自ら受講を希望する者がいない場合の人選については、研修機会をできる限り平等に与えることを念頭におき、特定の人物、特定の部署等に偏らないよう配慮している。また、「学外研修」に参加した者が得た知識や情報等の共有を図ることなどを目的として、参加者による「研修報告会」を毎年開催している。この報告会は、当該研修に参加していない事務職員に参加者自らの体験を肉声で伝える機会を与えるものであるが、報告を受ける側はもとより、報告する側にとってもプレゼンテーション能力が養われるなど非常に有意義な企画となっている。

研修の規模、内容の充実度等から推察すると、研修の効果は、「学内研修」よりも「学外研修」の方がはるかに大きいと考えられるが、先にも述べたとおり、参加人数の制限を受けるため、その効

果を「学外研修」に頼るには限界がある。そこで、「学内研修」をより充実したものとする必要があるが、現状は在職期間中（約 40 年）における研修機会は最大で 4 回、役職発令がない場合は 2 回ということになる。言い換えれば、「学内研修」の研修機会は 10 年～20 年に 1 回ということになる。

### 【改革・改善策】

事務職員に対して十分な研修機会が確保されているかという点、本学における「学内研修」の現状は決してそうとは言えない。事務職員に求められる企画立案能力、政策提言能力、マネジメント能力を身に付けた人材をより多く育てていくためには、「学内研修」の充実が不可欠である。そこで「学内研修」を細分化し、各個人が 5 年に 1 回程度の頻度で研修を受けられるよう研修メニューを再構築する必要がある。その際、研修効果は一朝一夕に現れるものではなく、研修等のきっかけや気付きにより自然と醸成されるものであるという認識のもと、どの段階でどのような効果を期待するなどの計画性を持って着手、実行する。

### （４） 事務組織と学校法人理事会との関係

#### 【現状の説明】

理事長と事務職員の関係では、学校法人福岡大学寄附行為において事務局長を理事とすることが定められている。また、法人運営上の重要事項の諮問機関である評議員会の評議員として、学校法人福岡大学寄附行為施行細則により、本学の事務系役職員のうちから 2 人以上を選出するとされている。

また、平成 18（2006）年に、学校法人福岡大学内部監査規程を制定し、専務理事（学長）のもとに内部監査室を設置した。内部監査室は、理事長の意図を受けた専務理事の指示に基づき内部監査を実施するもので、監査結果を理事会において報告し、法人監事と協力しながらその結果をフィードバックすることで本法人の健全な発展と適正な業務改善を目指している。

#### 【点検・評価】

理事会等で審議される案件は必ず企画運営会議で事前に検討している。理事会や評議員会に直接携われる事務職員は限られているが、企画運営会議において参考意見や提案を述べるなど関与している事は評価できる。

なお、内部監査室については、設置されて間がなく実績・経験の蓄積を待ったうえで、理事会との適切性を検討する。

### 【改革・改善策】

法人の業務決定を行う理事会を中核とし、大学の最高意思決定機関である大学協議会や大学院委員会をはじめ、企画運営会議や学部長会議、研究科長会議などの審議等を経ていく現行の意思決定プロセスにおいて、事務組織の理事会に対する関わり方には限界がある。

しかしながら、一方では法人や大学の戦略や政策に対する事務職員のより高い次元での役割が求められており、今後、事務組織が理事会へどのように関わるかを検討していく。

### （５） 大学院の事務組織

#### ① 大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能

#### 【現状の説明】

本学は同一キャンパスに 10 研究科 32 専攻を設置している。これまで大学院事務課で全ての業務

## II. 大学 事務組織

を処理してきた。しかし、平成 13(2001)年 4 月より理系の大学院事務を各学部事務室に業務移管した。学部の特徴と分権を目指したものであり、大学院の学生にとっても身近な所で用件を済ませることができる。理系学部事務室では、大学院通常委員会の事前打合せやカリキュラム改正、入試制度改革等の検討を通じて教員との連携を図っている。

### 【点検・評価】

大学院生にとって、全ての用件が理系の各学部事務室で済むのであれば良いのであるが教職に関すること、奨学金、学籍に関する事等は依然として大学院事務課の取り扱いになる。理系は業務担当部署が離れているために同様の業務を複数の部署で行うなど効率性の面で問題がある。仮に文系の大学院業務を学部事務室に業務移管したとしても福岡大学大学院として調査統計資料作成や他所への回答等は将来的にも存在する。

現状のように、文系研究科の業務を担当する事務部署と理系研究科の業務を担当する事務部署が離れていては、大学院独自の企画立案を行う場合も部署間の意思の統一が難しいという問題点がある。また、大学院の業務を統括する大学院事務課については、教務部における教務部長のような所属が置かれていないため、企画・立案機能が十分に発揮されていない。

### 【改革・改善策】

理系大学院事務を各理系学部事務室に業務移管しただけでは実務性に欠け、発展にはなりえてない。今後、IT を利用した事務手続きの簡素化と各部署と機能的な連携を行うことにより大学院事務課の充実を図り、さらに大学院の所属長を置くことについて検討する。

## ②予算（案）編成・折衝過程における事務組織の役割

### 【現状の説明】

学部予算においては学生数、教員数で予算が積算されているが大学院においては一律の予算が配分されている。高度な研究を要求されながら研究費に限界があり、また外部資金の導入も十分ではない。大学院事務課としては前年実績に基づいた消耗品費を中心とした予算案を提案している。そして決定した予算が適切に執行されるよう留意している。

### 【点検・評価】

大学院の教育・研究は学部を基本にして実施されているので、予算においても理系での共通の物は学部予算で執行している。特に理系のみにある実験実習費等は学部分と大学院分との区別がつきにくいので共通で執行されていると言える。しかしながら、学部の全教員が大学院を担当しているわけではないから大学院全体の予算に対して増額することへの理解を得るのは難しい。

### 【改革・改善策】

大学院に学部予算の積算方法導入ができないのであれば、大学院担当に一人でも多く教員を参加させることが望ましい。当然のことながら高度の研究成果をあげ、科学研究費等の外部資金獲得のため積極的に申請する。

## ③大学院運営を経営面から支えうるような事務局機能

### 【現状の説明】

本学では、経営上、学部と大学院は不可分の関係にあると考えている。よってこの項については、(2) 事務組織の役割の項を参照されたい。

④大学院の教育研究を支える独立の事務局体制

【現状の説明】

法科大学院においては独立した事務局体制と言えるが、その他の研究科については、理系は各学部事務室で一部業務を行っており、文系と統括業務は大学院事務課で行っている。

【点検・評価】

現状では、大学院の教育研究を支える独立の事務局体制が整備されているとは言い難い。また、教員免許や留学生業務に関しては、学部生と院生によって担当部署が異なるため、効率的な業務遂行の面でも問題がある。

【改革・改善策】

事務局体制については、全学的な事務組織の再編のなかで検討を行っていく。また、業務の担当についても一元的に担当する部署の新設等を含め検討する。





## 13. 自己点検・評価

## 【到達目標】

21世紀における急激な社会の変化の中で、高等教育機関としての大学の果たすべき役割と責任が厳しく問われている。大学は、これまで蓄積された「知のパラダイム」を新しい世代に伝達するとともに絶えずこれを革新し、社会の発展に貢献する役割を担っている。また本学は、私学としての独自の建学の精神と教育理念に基づき、学生に対して全人教育を実施することにより、優れた人材を育成していく使命がある。

こうした使命を果たすためには、研究水準の一層の向上と教育内容の高度化・多様化を絶えず推進していかなければならない。これまで本学は、永年にわたり、膨大な人的、物的および知的資源を蓄積してきたが、それをさらに有効に活用するためには、適切な自己点検・評価が必要となる。

本学でも、平成12(2000)年に『21世紀を拓く福岡大学』をテーマに全学的な自己点検作業を実施したが、それからすでに7年が経過した。この間、大学を取り巻く状況は急速な変化を遂げており、改めて全学的な自己点検の作業が必要となっている。

以上のような認識に基づいて、本学は、次のような目標を掲げて自己点検・評価に取り組む。

- (1) 本学の研究・教育・経営の全面的な改革推進のために自己点検を行う。
- (2) 教育・研究活動の目標を定め、将来への具体的な課題を提示する。
- (3) 自己点検のための恒常的なシステムを確立し、教職員の意識改革を促す。
- (4) 事業実績、内部監査、格付などの評価内容を積極的に学外に公表する。

## (1) 自己点検・評価

## 【現状の説明】

平成元年7月、中長期的な将来計画を検討するため「福岡大学将来構想フォーラム」を発足させ、約1年かけて分科会方式による全学的な討議をかさね、本学の将来に向けての課題と問題点の洗い直しを行った。

平成4年3月、学長の諮問機関として「福岡大学基本計画委員会」を設置し、その下に教育制度専門部会、大学評価・自己評価専門部会など六つの専門部会を設けた。これら専門部会では、全学的な視野から具体的な課題について問題点の整理と検討をすすめ、改善に向けての種々の提案を出し、平成5年11月、それまでの活動を「福岡大学基本計画委員会報告書」として刊行した。

その中での「大学評価・自己評価専門部会」から提言のあった自己点検・評価の実施に向け、組織・体制および点検評価項目等を定めるため、平成7年12月、本学学部学則第1条の2で自己点検・評価の実施について規定し、それを受けて関連する規程の整備を行った。

平成8年1月、自己点検・評価運営委員会を設置。実施にあたっての基本方針およびその方法等について決定し、本学第1回目の自己点検・評価を開始した。同年4月「福岡大学自己点検・評価規程」を制定し、実施組織・体制を明文化した。同年10月「福岡大学の現状と課題(1996年)〈福岡大学自己点検・評価報告書〉」として刊行し、公表した。平成12年2月、福岡大学自己点検・評価規程に基づきその実施組織である運営委員会、実施委員会を設置し、第2回目の自己点検・評価活動を開始した。平成13年2月、『21世紀を拓く福岡大学—2000年度 自己点検・評価報告書—』を刊行し、学内外に公表した。また、大学基準協会に相互評価の申請を行った。平成14年3月、大学基準協会の相互評価認定を受けた。平成17年7月、大学基準協会へ上記評価結果の助言・勧告事項に対する改善報告書を提出した。平成18年3月、大学基準協会から同改善報告書に対する検討結

## II. 大学 自己点検・評価

果の通知を受けた。

さらに、平成 20 年に第 2 回目の認証評価を受けるため、申請に向けた報告書の作成を進めた。なお、その実施・組織体制は「I. はじめに」の項を参照されたい。

以上は、大学院を含めての自己点検・評価活動であるが、特に法科大学院においては、同大学院の自己点検・評価および認証評価規程に基づき、平成 17 年度に財団法人日弁連法務研究財団のトライアル評価を受け、平成 19 年に同財団の認証評価を受けた。

### 【点検・評価】

本学での自己点検・評価への取組みは、大学院を含め実質的に平成 4 年から始めており、比較的早い段階から今日まで不断の活動に取り組んできたといえる。

「福岡大学自己点検・評価規程」に基づき設置する委員会等の組織は、学長を議長とし各組織の長をもって構成する運営委員会の下に部門ごとに実施委員会を置くなど、全組織が有機的に参加するよう組織化されている。また、同規程に定められた評価項目についても本学の教育研究活動等が網羅されているなど、本制度は恒常的な点検評価による改善機能を整備していると評価できる。

しかし、各実施委員会の運営は各組織に委ねられており、その活動内容、運営方法は各委員会によって異なっているのが実情である。また、委員会の構成員は、各組織の運営に主体的に関わりあう教務委員などいわゆる組織の執行部が中心であり、点検・評価を踏まえた改善・改革への理解・取組みが必ずしも全構成員に周知徹底されているとはいいがたい。また、大学院については、今後独自の自己点検・評価規程を定めるなど点検・評価制度の充実が望まれる。

### 【改革・改善策】

自己点検・評価活動を報告書の作成、認証評価の申請だけで終わらせないために、大学院を含めた常設の組織を設置し、報告書の内容についてだけではなく、自己点検・評価の活動そのものについて、制度およびその運営方法等について総括するなど、常に自己点検・評価活動のシステム改善について検討していく必要がある。

## (2) 自己点検・評価と改善・改革システムの連結

### 【現状の説明】

本学の自己点検・評価規程第 6 条では、「報告された自己点検・評価の結果を有効に活用し、改善が必要と認められたものについては、その改善に努める」と規定されているが、これまでの自己点検・評価の作業により、さまざまな分野で改善が図られてきた。

その内容は多岐にわたるので、重要な点に絞って述べると、まず教学面では、これまでのFD活動の成果として、平成 17 (2005) 年に「教育マネジメントサイクル」が導入された。これは教育目標を明確に設定し、その実現に向けた行動プログラムを策定、実行、評価しその評価に基づく改善 (PDCA) を組織的・継続的に図り、教育効果を高めていくシステムである。

運営面では、平成 18 年度に、専務理事の下に内部監査室を設置し本学の業務が基本方針に沿って適正に行われているかを調査し、その成果を本学の健全な発展と社会的信頼の保持に生かすべく業務監査を開始した。平成 18 年度は 4 部門に対して実施し、改善勧告を行った。各部署からは、具体的改善方策が示され、今後フォローアップ監査を実施する。

さらに、平成 16 年 6 月に株式会社格付投資情報センター (R&I) から長期優先債務格付け AA- (方向性は安定的) を取得し、今年度 (平成 19 年度) まで維持している。これは、学外からの資金

調達を目的とするものではなく、法人全体の経営力・財務の健全性を判断する指標として学外に開示し社会的信頼性を高め、教育、研究、医療活動の維持向上につなげるためである。各部署は、格付けを向上させるために改善・改革に積極的に取り組んでいる。

大学院についても自己点検・評価規程に基づいた改善の努力が図られている。また特に、法科大学院では、法科大学院における自己点検・評価及び認証評価に関する規程を定め、平成 17 年度に日弁連法務研究財団によるトライアル評価を受けるとともに、平成 19 年には法科大学院に関する自己点検・評価を実施した。

### 【点検・評価】

FD 活動については、教育マネジメントサイクル活動を通じて、教職員の意識向上にも効果が出ており、これまで部門単位にとどまっていた教育改善活動が大学全体として体系化した活動として根付き始めている。内部監査については、まだスタートしたばかりであることから、全学的な監査にまでには至っていないが、PDCA サイクルに基づいて大学業務の効率化・適正化に鋭意努めるなど、長所として評価できる点もある。

ただ、法科大学院が自己点検・評価に関する独自の規程を定めているのに対し、大学院には独自の規程がないという現実がある。大学院についても、その必要性を検討すべきである。

### 【改革・改善策】

FD 活動については、学部・学科および各センターごとの実施内容の具体化と点検、全学的な取り組みの組織化、その効果の検証と改善に取り組む必要がある。内部監査に関しては、その対象範囲の拡大、改善勧告の実施システムの整備、フォローアップ監査の実施などが今後の課題である。

大学院に関しても全学的な自己点検・評価体制のもとで改善を実施する（大学院のFD推進活動については大学院を参照のこと）。法科大学院については、平成 19 年に実施した自己点検・評価に関する報告書の取りまとめが進められており、義務化されている 5 年に 1 回の法科大学院認証評価への対応とともに、今後の具体的改善に取り掛かる。

## （3）自己点検・評価に対する学外者による検証

### 【現状の説明】

平成 12（2000）年および今回の自己点検・評価活動は、本学の自己点検・評価規程に則り学内者により組織された運営委員会および実施委員会によって実施されており、学外者などの第三者は本活動に参画していない。

ただし、自己点検・評価ではないが本学の取り組みに対する学外者の評価として、前述のように格付投資情報センターによる格付けを受けている。これは、21 段階ある格付けの上から 4 番目の高い評価であり、本学の歴史や伝統、健全な財政運営に基づいた教育研究や医療における様々な取り組みが総合的に高く評価された結果である。さらに、工学部化学システム工学科では当学科の教育プログラムが、平成 15 年に日本技術者教育認定機構（JABEE）により認定された。

また、大学院のうち法科大学院（法曹実務研究科）においては、平成 17 年度に財団法人日弁連法務研究財団のトライアル評価を受け、引き続き平成 19 年度に同財団による認証評価を受けることとしている。この自己点検・評価および認証評価は、法科大学院の規程に基づき、本学職員以外の外部委員も構成員に含めて組織される自己点検・評価委員会が行っている。

## II. 大学 自己点検・評価

### 【点検・評価】

制度化された自己点検・評価活動が実施されるまでは、これだけ細部にわたって「福岡大学」を見直すことは少なかったように思われる。また、これまでにやってきた自己点検・評価によって本学の誇れる点や改善すべき点もはっきりしてきた。本来、この自己点検・評価活動の質を担保するためには、学外有識者などの第三者を含めた外部委員等による点検・評価作業などにより客観性をもたせることが重要である。本学では、法科大学院など一部の部署については第三者を参画させたり、あるいは格付けや JABEE による外部評価などを実施してきたが、大学全体から見ればまだ一部に過ぎない。その点において、本学の自己点検・評価活動は第三者の関与が少なく、客観性・妥当性が希薄であると思われる。

### 【改革・改善策】

早急に自己点検・評価規程の見直しを行い、外部有識者で構成する「外部評価委員会」を組織し、点検・評価活動の最中から意見を聴取するなど、点検・評価活動の客観性・妥当性の確保に努めるよう規程改正を行う。さらに、参画させる学外有識者をバランスの取れた構成とするなど、その運用について十分検討する。

また、大学院のうち法科大学院（法曹実務研究科）においては、自己点検・評価委員会の構成員として職員以外の外部委員 1 人を参画させているが、客観性を担保するものとしては不十分であり、第三者評価委員会を設置し、自己点検評価委員会の作成した報告書の検証を行うなどの改善を検討している。

## （４）大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応

### 【現状の説明】

<文部科学省> 平成 18(2006)年度の医学部看護学科の設置認可申請および寄附行為変更認可申請に際し、設置認可関係 1 件、寄附行為変更認可関係 3 件の留意事項が付された。

<大学基準協会> 平成年 3 月の相互評価認定の際に、13 項目の助言と 3 項目の勧告を受けた。本学は、助言および勧告を真摯に受け止め速やかに改善・改革に努め、平成 17 年 7 月末に「改善報告書」を提出した。この改善報告書に対し、平成 18 年 3 月に「今後の改善経過について再度報告を求める事項なし」との改善報告書検討結果を受けた。

### 【点検・評価】

<文部科学省> 学科等の新設に伴い設置認可時に文部科学省から付された留意事項に対しては、学年の進行に合わせて「履行状況報告書」により改善内容を報告し対応している。設置認可時に教員補充の指摘を受けた授業科目については兼任講師を採用し、科目を開設した。また、寄附行為変更認可に係る留意事項についても、「理事長の選任、理事・評議員の補充」を行い、「決算に関する理事会および評議員会の運営」を私立学校法第 46 条の規定に沿うよう改め、既に実施している。

<大学基準協会> 助言と勧告に該当する各部署の学部長、研究科長等を含む教育職員と事務局が協働し、助言、勧告事項の改善・改革を主導実施し、企画運営会議を経てその結果を改善報告書として作成した。指摘された助言 13 項目、勧告 3 項目の全てについて、改善・改革がなされた。

### 【改革・改善策】

<文部科学省> 平成 19 年 4 月の看護学科開設時まで、留意事項に対して改善策を実行した。今後は、開設認可時の設置計画を誠実に履行し社会への責任を果たし、教員組織、教育課程等のさ

らなる充実により社会から信頼される保健師および看護師を養成することが重要である。

＜大学基準協会＞ 大学評価は、本学に対する第三者（学外者）からの客観的な改善、改革事項の指摘であり、指摘事項を改善充実させ、社会への約束を果たし信頼に応えることが重要である。全学的な自己点検・評価活動ならびに大学評価への取組みを、単に報告書作成に関係する者だけでなく教職員全員への点検・評価とし、自己点検・評価の恒常的なシステムを確立する。また、自己点検・評価結果による改善・改革点を取り入れた事業計画、教育マネジメントサイクルを含むFD活動、学校法人への格付け評価等への取組みを通して、教職員の意識改革を促す。

### （5）大学院の自己点検・評価、自己点検・評価に対する学外者による検証

#### 【現状の説明】

本学では自己点検・評価については大学全体で取り組んでいる。法科大学院を除く各研究科の自己点検・評価および学外者による検証については前述のとおりである。



### 1 4. 情報公開・説明責任

#### 【到達目標】

大学が社会的貢献を果たしているか理解してもらい、その存在意義を認めてもらうためには、建学の精神に基づき、大学がどのような教育・研究活動を行っているかを広く社会に伝える必要がある。そして、現在取り組んでいる活動内容を開示し、社会の評価を受けることは、大学淘汰の時代といわれる厳しい環境の中で、本学が目指すべき方向を知ることにも繋がる。

また、学納金を負担する保護者や在学生など大学のステークホルダーに向け、財政に関する情報や自己点検・評価の結果など、可能な限り情報を開示し、説明責任を果たすことが本学に対する信頼を高めることになる。

今後は、ステークホルダーが求める情報を的確に捉え、自己点検・評価の報告書や基礎データのホームページ掲載など情報公開の内容をより充実したものとし、分かり易い情報公開を展開していく。

#### (1) 財政公開

##### 【現状の説明】

大学は、公共性の高い法人として社会的責任から財政に関する情報を適切に公開し、説明責任を果たすことを求められている。このため、本学は従来から教職員・学生・保護者などステークホルダーを中心に、大学の財政状況について理解と協力が一層得られるように広報誌を通じて積極的に財政公開を行っている。具体的には、教職員には「福岡大学学報」、学生・保護者には「福岡大学学園通信」において公開している。公開内容は、予算については、「予算編成方針」「予算の重点施策」「消費収支予算書」「資金収支予算書」を、決算については、いわゆる財務三表である「消費収支計算書」「資金収支計算書」「貸借対照表」のほかに「決算の概要」「主な取得施設設備」を掲載している。また、一般に広く公開することを目的として、ホームページ上にも公開している。平成 17 (2006) 年 4 月からは、私立学校法の一部改正に伴い、決算については「財産目録」「事業報告書」「監事による監査報告書」を事務所に備えつけるだけでなくホームページ上にも公開している。

##### 【点検・評価】

広報誌作成にあたっては、情報公開にとどまらず学校法人会計に馴染みのない関係者に説明責任を果たすため平易な説明文・グラフ・学校法人会計の豆知識を随所に配置している。また、学生・保護者向けの「福岡大学学園通信」には、財務状況を示す主要項目について 5 年分の金額および指標を掲載しており財務状況の推移が理解できるようにしている。また、ホームページ上では、より詳細な情報が過去 3 年分いつでも見られるようにしている。

##### 【改革・改善策】

今後も財務情報については、積極的に公開するとともに説明責任を果たしていく必要がある。今まで以上に、学生・保護者に対して、納付した学生生徒等納付金がどのように使用されているのかを平易に判りやすく説明していく。

#### (2) 情報公開請求への対応

##### 【現状の説明】

本学では、教育・研究活動の内容や財政状況、産学官連携に関する情報など、幅広く大学の情報を公開しており、公開方法もホームページや広報誌など多様な手段を用いている。また、平成 17



## II. 大学 情報公開・説明責任

年4月からは私立学校法の一部改正に伴い、総務課を窓口としてステークホルダーからの情報公開の請求に常時応じる体制を整えている。

入学試験の成績情報についても合格発表後には、学部学科別の志願者数・受験者数・合格者数、合格最低点、科目別平均点、合格者平均点など詳細な情報の公開を行っている。なお、受験者から入試成績開示の請求を受けた場合、一般入試の不合格者からの請求に対しては成績開示を行っているが、その他については行っていない。

### 【点検・評価】

前述したとおり本学の情報公開が充実していることもあり、総務課窓口では情報公開の請求を受けたことがなく、実績の積み重ねを待ったうえで適切性を判断する必要がある。

### 【改革・改善策】

総務課による情報公開請求の受付体制は現状のままで特に問題はない。また、社会が求める情報やステークホルダーが必要とする情報の把握に努め、ホームページ等による情報公開の一層の充実を図っていく。

## (3) 自己点検・評価

### 【現状の説明】

#### (自己点検・評価結果の学内外への発信状況、外部評価結果の学内外への発信状況)

13. 自己点検・評価の項に記載されているように、本学では2回目にあたる前回の自己点検・評価を平成12(2000)年に実施し、翌年の平成13年2月に報告書「21世紀を拓く福岡大学—2000年度自己点検・評価報告書—」を刊行した。その報告書は、第1回自己点検・評価報告書「福岡大学の現状と課題」と同様に、学内だけでなく、他大学、教育機関、官公庁などの学外関係機関にも配付した。また、大学基準協会に相互評価の申請を行い、平成14年3月に相互評価認定を受け、その結果を直ちに本学公式ホームページに掲載した。さらに、「相互評価結果に対する改善報告書」および大学基準協会からの「改善報告書検討結果」も公式ホームページに掲載するなど広く社会に情報を公開している。その他、法科大学院では平成17年に日弁連法務研究財団によるトライアル評価を受け、その結果を報告書とあわせて学内に公開した。引き続き平成19年度に同財団による認証評価を受け、その評価結果は、平成20年3月に、日弁連法務研究財団ホームページに掲載予定である。なお、今回の自己点検・評価では、法科大学院や本学独自の教育研究施設について、それぞれ独自の項目を設けて点検評価を実施しており、その結果は本報告書に記載され、学部や研究科とともに学内外へ公表する予定である。それ以外にも外部評価として13. 自己点検・評価に記載されているように、平成15年に工学部化学システム工学科「化学プロセス工学コース」が日本技術者教育認定機構(JABEE)から認定され、その結果をホームページに掲載している。また、平成16年から株式会社格付投資情報センター(R&I)の格付け結果をその理由書とともにホームページで公開している。

### 【点検・評価】

本学は上述のとおり、大学基準協会の相互評価結果を広く社会に公開しているが、その評価結果の根拠となる報告書および基礎データはホームページに掲載しておらず、情報公開がまだ不十分であると思われる。しかしその一方で、今回、法科大学院や本学独自の教育研究施設の自己点検・評価結果を本報告書に記載し、学内外に公表する予定であり、情報公開に対する本学の姿勢は評価して良い。

**【改革・改善策】**

今回の大学評価結果を受け次第、結果とともに個人情報に配慮した上で、報告書および基礎データもホームページに掲載し、広く情報を公開する。

**(4) 大学院の自己点検・評価**

**【現状の説明】**

自己点検・評価は大学全体で取り組んでおり、評価結果の学内外への発信状況については、(3) 自己点検・評価のとおりである。



### Ⅲ. 学部・大学院



## Ⅲ. 学部・大学院

### 人文学部

#### 1. 学部等の理念・目的および教育目標

##### (1) 理念・目的等

##### 【現状の説明】

##### (理念・目的等の適切性)

「人材教育と人間教育」「学部教育と総合教育」「地域性と国際性」という福岡大学の教育・研究理念に基づき人文学部は多様な価値観と幅広い国際性を身につけることを教育の理念・目的とする。

前回の自己点検・評価を行った平成12年(2000年)時点では、人文学部は文化学科、歴史学科、日本語日本文学科、英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科、東アジア地域言語学科の7学科体制であった。平成19年4月に教育・臨床心理学科が新設され現在8学科からなっている。人文・社会科学の分野から総合的に人間や社会を考える文化学科、国際的な観点と地域からの視点をクロスさせてより巨視的な立場から歴史を観る歴史学科、日本語と日本文学を他国の言語、文学と比較することで自国の言葉と文学の問題をより鮮明にする日本語日本文学科、実用的な言語運用能力を養いながら、それぞれの地域の文化や事情を学ぶことで国際的な感覚を身につけることを教育目標にしているのが英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科、東アジア地域言語学科である。平成19年に新設された教育・臨床心理学科は人間の成長と心の問題を「育てる」と「癒す」ことの両面から考える学科である。どの学科のカリキュラムも総合的な学修を目指したものである。

##### (理念・目的等の周知の方法)

こうした人文学部の教育・研究の理念・目的は『大学案内』『学部ガイド』や学部学科のホームページを通じて広く社会に周知されている。

##### 【点検・評価】

こうした人文学部の教育・研究の理念・目的は、価値の中心を喪失し、共同体が崩壊しかけている現在の社会にとってこれまで以上に評価される。

ただここ7年間で学生の学力および学習に対する動機の低下が目立ってきている。そのことは人文学部の入試合格可能性の指標である学力偏差値の下落に表れている。また受験者数も過去5年で4,938人から4,589人とほぼ7%減少している。上記の教育目標がこうした受験生や入学してくる学生の動向変化に必ずしも合致しているとはいえない。

受験生が人文学部に求めているもの、学生の質や学修の動機の時代的变化、そして卒業生に対して社会が期待するものと、人文学部での4年間の学修内容に整合性を持たせる必要がある。特に外国語系の学科に対する最近の学生のニーズは実用的な言語の学修に向いてきており、必ずしも実学志向ではない他の学科の教育理念・目標と方向を異にするようにみなされる。このことから、全学的な視点で人文学部改組を含めた学部のあり方について検討する必要がある。

##### 【改革・改善策】

学生のニーズの変化や社会の動向に合ったカリキュラムを検討し、人文学部を改組する「新学部構想」が平成14~15年にかけて全学で議論されたが結論に至らなかった。また時代の推移とともに外国語系の学科の目指す教育目標と他の学科のそれとが多少とも違ってきていること

### Ⅲ. 学部・大学院 人文学部

を考え、抜本的な人文学部の改組の問題を全学の場で議論することとする。

#### 2. 学士課程の教育内容・方法等

##### 【到達目標】

異なる学問領域を総合的に学修することを目指すため、学修の必要度に応じて履修科目を必修科目、選択必修科目、選択科目にわけ、講義や講読、演習を通して学問領域の全体的な把握、具体的な資料の読み込み、論理的に筋立てて発表する力などを養う。そのために必要な外国語科目を含む共通教育科目の修得にも力を入れる。また、授業アンケートの結果を授業改善に役立て、教員間で学生の学修達成度に対する認識を共有することなどを目標とする。

##### 1) 学部全体の教育内容、方法等

##### 【現状の説明】

##### (1) 教育課程等

##### ①学部・学科等の教育課程

##### (教育課程と学部学科等の理念・目的)

福岡大学の教育研究の理念である「人材教育と人間教育」「学部教育と総合教育」「地域性と国際性」に照らして、卒業所要単位 128 の内約 3 分の 1 にあたる 40～44 単位を共通教育科目にあて、その上に各学科とも「専門性を備えた教養人」の育成を目指している。専門性を生かして大学院等に進む者も一般企業に就職する者にも人間としての基本的素養を身につけるカリキュラムを設けている。

##### (カリキュラムの体系性)

1・2 年次においては共通教育科目の人文科学系列、社会科学系列、自然科学系列の科目を選択して履修し、専門教育科目に於いては基礎演習、基礎講読など各学科の学修の基本となる科目を主に必修、選択必修科目として学び、3・4 年次の演習など専門性の高い科目へ繋げる。3・4 年次科目は学生が関心に応じて学修できるように履修の選択の幅を拡げている。そのために、各学科に共通教育科目、専門教育科目の枠を越えて履修できる自由履修科目枠を設けている。

##### (専門的授業科目と理念・目的等の適合性)

多角的、総合的に考える力を身につけるため特定の専門分野に偏ることがないようなカリキュラムを構成している。地域研究を国際的な視野の中におき、具体的なものと抽象的なものをクロスさせ、言語を文化的背景のなかで考えるよう配慮している。

##### (外国語科目の編成)

人文学部の学修には外国語能力は不可欠であり、共通教育科目の「外国語科目」の卒業所要単位として、第一外国語（ドイツ語学科、フランス語学科を除き英語）を 8 単位、第二外国語（ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語・朝鮮語・ロシア語、留学生対象の日本語）を 8 単位以上とし、第二外国語については 2 カ国語の履修を認めている。東アジア地域言語学科は、中国語、朝鮮語、英語を必修科目および選択必修科目（計 16 単位）としている。

また外国語系の学科では、語学検定試験の受験や学内外のスピーチコンテストへの積極的な参加を促している。

##### (一般教養的授業科目の編成、基礎教育・倫理性を培う教育の位置づけ)

人文学部の卒業に必要な 128 単位のうち、共通教育科目の総合教養科目（人文、社会、自然系列科目および総合系列科目）に 40 単位（文化学科のみ 44 単位）を充てている。外国語科目には 8 学科とも 16 単位を充てている。これによって社会人としての教養や人間としての倫理観

を養うことを目指している。

**(基礎教育、教養教育の責任体制)**

基礎教育、教養教育、そして外国語教育については、共通教育センターおよび言語教育研究センターが責任をもって管理運営している。人文学部のほとんどの専任教員が、全学の共通教育科目および外国語科目を担当している。

**(専門・教養・外国語科目の量的配分)**

教養や人間としての倫理観を養うための共通教育科目や外国語科目を基礎にして、その上に専門教育が施されている。専門教育科目の卒業所要単位は、教育・臨床心理学科の 66 単位、東アジア地域言語学科の 60 単位を除いて、卒業所要総単位数のほぼ 6 割の 72～76 単位である。共通教育科目のうち総合教養科目および外国語科目の卒業所要単位数は前述のとおりである。

**②履修科目区分**

専門教育科目の卒業所要単位のうち、必修科目・選択必修科目については 28～62 単位、選択科目については 14～44 単位であり、学科間で大きく異なっている。歴史学科や東アジア地域言語学科のようにコース制を取っているところでは選択必修科目の卒業所要単位数が多い。コース制を取らないドイツ語学科、フランス語学科では必修科目よりも選択必修科目の卒業所要単位数が多い。

**③授業形態と単位の関係**

授業の形態は、学科により幾分違いはあるが、基礎的な「演習」や「講読」「文献調査」、そして「講義」、さらには「卒業論文」に繋がる「演習」に分けられ、それぞれ学修の成果や授業時間などを考慮し 1 単位から 8 単位までと定めている。各授業科目の単位は、学則第 32 条（大学設置基準第 21 条第 2 項および第 3 項を準用）および授業回数（半期で定期試験を含めて 15 回）を勘案して算出している。

**④単位互換・単位認定等**

**(単位互換、単位認定方法、認定単位数の割合)**

平成 17 年より編・転入学、社会人入学、学内の転部に加えて転科の制度が導入された。この転部・転科の制度を利用した者は、平成 17 年は 4 人、18 年は 6 人、19 年は 0 人である。また教務委員会が定める単位換算認定基準により、編・転入学の単位認定の上限は 65 単位、社会人入学の場合は 82 単位となっている。単位認定は、編・転入学者から提出された成績証明書や前籍の大学・短大の授業内容を示すシラバスをもとに学部長、教務委員、当該学科の主任が認定原案を作成し、教務委員会で全学的な調整をはかり、教授会の承認を得て行っている。

また、本学と協定校との間で行われる交換留学や本学部教授会が認定した海外の高等教育機関への認定留学については、留学先大学で修得した科目を本学部の授業科目に置き換えて 45 単位を限度に認定している。なお、本学では単位互換を実施していない。

**⑤開設授業科目における専任・兼任比率等**

**(専任教員の担当授業の割合)**

各学科に設置の専門教育の全授業科目のうち専任教員が担当する授業科目の数の割合は、文化学科 84.0%、歴史学科 86.5%、日本語日本文学科 84.0%、教育・臨床心理学科 66.7%、英語学科 85.8%、ドイツ語学科 83.1%、フランス語学科 82.8%、東アジア地域言語学科 78.1% である（「大学基礎データ」表 3）。

演習や講読等の必修科目および選択必修科目は教授、准教授を中心に専任教員が担当している。

### Ⅲ. 学部・大学院 人文学部

#### (兼任教員等の教育課程への関与)

兼任教員が担当している科目は、外国語系の学科ではネイティブスピーカーが担当する「会話」等であり、その他の学科では殆ど選択科目である。

#### ⑥社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

社会人学生および外国人留学生は一般学生同様、教育上の配慮として制度化されたオフィス・アワーを利用し、ヒューマン ディベロップメント センターでの相談、専任の日本語教員の指導を受けることができる。また、留学生に対しては第二外国語として「日本語」を開講している。

#### ⑦生涯学習への対応

社会に対して開かれた大学の知の展開には人文学部はエクステンションセンターを通して、学科単位で行う講座と各学科が連携した講座を提供している。過去5年間では「英語」「ドイツ語」「フランス語」「スペイン語」「中国語」「朝鮮語」の語学講座のみならず、「イギリス文化」「アメリカ文化」、地域に開かれた生涯学習として「自分史を編む一回り道ほど味がある」「メモメント・モリーいのちの輝きを見つめて」や、歴史学科ならびに日本語日本文学科創立 20周年行事としての「歴史入門講座」「高校生のための日本語日本文学講座」を提供してきた。

### (2) 教育方法等

#### ①教育効果の測定

##### (教育効果の測定方法)

教育効果の測定については、定期試験の結果のみならず、その日の授業についての感想を求める「ミニツツペーパー」や授業中に実施する小テストの成績、課題の提出レポートなどによって総合的に判断する方向にある。さらに平成19年度から学生の生活指導の一環としてIC学生証による出席管理システムが導入された。また平成17年度から前期、後期とも専門教育科目に関しては同じ質問項目の「授業アンケート」を実施している。アンケート結果は各教員にフィードバックしているが、学生には公表していない。

##### (測定方法に対する教員間の合意の確立状況)

学科会議や同じ系列の授業科目担当者の会議で話題にはなるが、合意形成までには至っていない。

##### (測定方法の有効性を検証する仕組み)

学部で共通に実施する授業アンケート結果が、どのように教育効果を高めるために生かされるかについては、次年度に実施する授業アンケートの質問項目の設定を教授会や学科会議で検討する際に議論される。

##### (卒業生の進路状況)

卒業後の進路としては、大学院進学者が歴史学科の卒業生全体の28%と多いのを除いて5%弱、教員になる者が卒業生全体の3%であり、それ以外は一般企業への就職がほとんどである。

#### ②厳格な成績評価の仕組み

##### (履修科目登録の上限)

登録できる履修科目の総単位数の上限は前・後期半期ごとに25単位、通年で45単位である。また平成19年度からGPAが成績に付記されることになった。このGPAの制度には、履修登録しただけで授業を受けない学生に対する評価を厳しくする(「試験放棄を0点とするなど」と評価する)目論見も含まれる。



**（成績評価法・成績評価基準）**

定期試験の成績に加えて小テストの成績、レポートの評価などによって総合的に評価している。

**（厳格な成績評価を行う仕組み）**

卒業論文の評価には、主査と副査の査定者を付ける、また複数の教員による口頭試問をする、卒業論文発表会での発表を課すなどの手続きをとっている。その他の授業科目の成績評価は、科目担当の教員に任されている。

**（各年次、卒業時の学生の質を検証・確保するための方途）**

歴史学科およびドイツ語学科では進級時のゼミ（必修科目または選択必修科目）選択にあたって前の年次までに修得しておくべき科目を定めている。卒業論文については、特に必修科目にしている歴史学科や日本語日本文学科では、上記のように客観的な成績評価をするように努めている。

**③履修指導**

**（学生に対する履修指導）**

履修指導に関しては、入学した早々に学修ガイド（シラバス含む）を使用して、まず学部全体での教務委員による指導の後、続けて学科別に各学科教員によるきめ細かな指導を行っている。また各学科では、進級やコース分け、ゼミ選択の時に履修指導を改めて行っている。毎年6月には前年度の学業成績不良の学生に対し修学指導を行っている。また同じ時期に父母懇談会を開き、学生の個別的な問題の相談に対応している。修学指導は適切かつ十分に行われている。

**（オフィスアワーの制度化）**

各教員は1週間のうち授業時間2コマ分程度の時間をオフィス・アワーとして設けており、実施する時間帯と場所についてはシラバスにも記載している。

**（留年者への教育上の配慮）**

留年者は6月の修学指導の対象とするだけでなく、年度初めのゼミ所属の振り分けの機会にも個別面談し、適切な配慮をしている。

**④教育改善への組織的な取り組み**

**（学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置、FD活動に対する組織的取り組み状況）**

学生の学修の活性化の試みの一つとして、人文学部の学生の学修にとって欠かすことのできない読書を推奨するため読書案内の冊子『ノーヴィス』を毎年更新して作成している。学生の教育指導の改善については、特に教育マネジメントサイクルをとおして取り組んでいる。FD講演会の開催、FDに関するワークショップへの参加、日本語力テストの実施などもその取り組みの一環である。

**（シラバスの作成と活用）**

シラバスは全学的に統一した書式で作成され、授業概要、授業計画、履修上の留意点、成績評価の方法等が記載され、学生の履修計画に役立っている。平成19年度からは、これまでの冊子のシラバスに加え、Webシラバスも導入され、学生の利便性に配慮している。

**（学生による授業評価の活用状況）**

人文学部共通の書式による授業アンケートを実施し、その結果を教員にフィードバックしている。特に授業に問題がある場合には、学部長と当該教員が所属する学科の主任が話し合い、

### Ⅲ. 学部・大学院 人文学部

担当科目の変更等の措置を施している。

#### ⑤授業形態と授業方法の関係

##### (授業形態と授業方法の適切性、有効性)

授業クラスのサイズは、概論など講義科目では 40～50 名、講読科目では 25 名程度、演習では 10～15 名を目安にしている。しかし入学者が多い場合や特定の選択科目の履修希望者数が多い場合には調整が必要である。

##### (マルチメディアを活用した教育)

マルチメディア教材の活用については、本学には CALL 教室が 3 室しかなく、教室使用に問題がある。平成 20 年 4 月には CALL 教室が増設される予定である。

##### (「遠隔授業」の単位認定制度)

本学にはこの制度はない。

#### (3) 国内外における教育研究交流

##### (国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針)

全学の交換留学制度や短期の海外研修を推奨し、歴史学科、フランス語学科、東アジア地域言語学科にある認定留学制度を拡大する方向にある。

##### (国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置)

歴史学科の考古学専修を中心とした韓国の慶北大学校との教育研究交流やフランス語学科のベルギーのルーヴァン大学との海外研修を含めた学術交流、および英語学科、ドイツ語学科の学生の海外研修を通して異文化理解を深めている。

#### 【点検・評価】

学士課程のカリキュラムは、「広く知識を授ける」「専攻に関わる専門の学芸を教授研究する」「知的・道徳的・応用能力を展開させる」という学校教育法第 52 条にある教育目的に叶い、そして大学設置基準第 19 条にある「必要な授業科目の設置」と「体系的な教育課程の編成」の教育課程の編成方針に十分適ったものである。外国語能力の育成という点でも十分配慮している。

しかし幾つかの学科で報告されているように入学生の学力が低下していることや、就職にあたって求められる能力や資質を身につけておくべきことを考え合わせれば、現在の卒業所要単位の配分が学科にとって妥当であるかどうか検証が必要である。

編・転入学などの受け入れ態勢はできている。ただ外国人留学生を指導する日本語教育の教員が少ない。教員を増やし負担を軽減しなければならない。

授業アンケートによる授業評価は年々上がっているが、「概論」「概説」などの講義科目に対する学生の満足度は低い。4 年間の総括として作成された卒業論文の出来栄を考え合わせると、自分で纏めあげる力が不足している学生が多いということであり、大きな問題である。授業アンケート結果は、教員各自が自主的に授業改善に反映させることになっているが、看過できない授業については学部長と当該学科の主任が話し合い適切な対応をしている。授業アンケート結果を学生に公表することについては教員間で意見がまとまっていない。

社会人を対象とする公開講座の受講者からの厳しい評価や意見は、学生に対する授業を進めることにも資するところが大きい。ただ語学・外国語の公開講座はリピーターと初修の受講者の間に学修水準に差があることが、授業を進める上での支障となっている。

同一科目の受講者に能力に差があることや学力の優劣二極化が進んでいることは学科会議で話題になっても、何を学修の達成目標とすべきかなどに関して教員間の合意形成には至ってい

ない。

**【改革・改善策】**

学生の能力に関する基礎的データに基づいたカリキュラムの見直しを急ぐ。例えば日本語力試験や英語の業者テストによって測られる基礎学力に見合った授業内容を検討する。高校から大学への移行において、学習面のみならず自己責任において行動するなどの生活面での指導も強化する。英語学科では平成 19 年度からアドバイザー制度をこれまでの教員 1 人当たりの学生数を 10 人から 4 人に改善した。

外国人留学生への日本語教育は、人文学部に所属する教員が全学的なプログラムとして行っている。教員の負担の軽減は全学的な見地から解決を図っていく。

授業アンケートの結果に対応出来る授業改善のシステム作りが必要である。そのためにも授業アンケートの意義について教員間で共通認識を深めていく。

社会貢献についてはエクステンションセンターと連携し今後も講座を開発していく。

成績評価法等の教員間の合意形成や卒業時の質の確保については、能力別クラス、統一テキストや統一試験などを実施する可能性を含め、大学としてあるべき善後策を慎重に検討する。

以下では、各学科の教育内容や教育方法について特徴的な事項を述べる。

**2) 文化学科の教育内容・方法等**

**【到達目標】**

文化学科は、文化の多角的・総合的理解を教育理念とし、学生側の教育プロセスへの自発的、積極的参加を求めている。入学後の学業成績と連動する一般入試のみならず、AO入試を実施し、論理的思考力や豊かな表現力を備えた人材の育成を目指している。

**(1) 教育課程等**

**① 学科の教育課程**

**【現状の説明】**

文化学科は、細分化し硬直化しがちな現代の人文・社会科学の在り方への反省を踏まえ、人間に関わる文化・社会現象を総合的かつ多角的に学ぶことを基本的な教育方針としている。当初は、思想史コース・比較文化コースのコース制が採用されたが、学生のコース所属による科目選択の制約等の問題が検討され、平成 12 年にコース制が廃止された。これによってコースは選択科目群になり、思想史科目群と比較文化科目群に二分されるが、「文化学基礎論」「文化学研究法」「社会行動論」「社会システム論」「哲学概説Ⅰ・Ⅱ」を基幹科目（必修科目）とし、領域を超えて学ぶことが可能となった。そうすることで「総合化」の理念の一層の実現を図った。

こうした総合化は学科の専門教育だけでなく、共通教育科目との連携にも図られた。本学科の専任教員は、学科の専門教育を担当すると同時に、共通教育科目のうち外国語および保健体育科目を除いた「総合教養科目」の人文科学（哲学・倫理学・論理学・宗教学・芸術）、社会科学（地理学・心理学・社会学）の担当教員でもあり、学科学生にとっては基礎（教養）科目と専門教育科目との有機的な連携に基づく学修が可能となるよう配慮されている。

**【点検・評価】**

本学科の教育課程に問題がないわけではない。その 1 つはゼミの自由選択である。ゼミは、専門教育の要である。ある程度、履修学生を固定化し、一貫した教育を行わなければ専門知識の伝授は不可能という側面がある。本学科の卒業論文は選択科目であるが、その申請者（題目届提出者）数は、4 年次学生数の 4～5 割、最終提出者数は 3～4 割という数値にあること、ま

### Ⅲ. 学部・大学院 人文学部

た、平成 11 年度に設置された大学院人文科学研究科（社会・文化論専攻修士課程）への内部進学者が例年 1～3 人（定員 4 人）に留まっているというのもこのゼミの選択方法と関連しているのは明らかである。それ故、ある程度ゼミ（演習）における一貫教育を可能とすべく制度変更を行わなければならない。

#### 【改革・改善策】

少人数教育を行うために、また教員の負担を平等にするためにゼミに、ある程度の定員があり、一方で学生の志望に偏りがあることをどう調和させるべきか。現在学科で検討しているのが、ゼミ選考の「内定」方式である。ひとつのゼミの人数を 8～10 人とし一次募集、二次募集という形で内定者を決定していく方式である。学生側では如何に 1 回の募集で「内定」をとるかが競われるであろうし、教員側では内定者イコール確定者であることが競われる。このことは学生にとって就職活動にも通じ、教員にとっては厳しい F D 活動になる。同時に学生のゼミへの所属意識を高め、教員の学生に対する指導の熱意の増大にも繋がる。

#### ②カリキュラムにおける高・大の接続

##### 【現状の説明】

高校での教育から大学での教育への円滑な移行を確保するための導入教育の一環として、1 年次必修科目「基礎演習」を配置している。

1 年生定員 90 人を 7 つのクラスに配分し、学科の専任教員 7 人が担当する。担当教員の専門分野に対する導入ではなく、大学教育における学び方といった共通部分の導入に力点が置かれている。「図書館の利用法」をはじめ、「資料や文献の読解法」「質問の仕方」「発表の仕方」「調査の技法」「討論のルール」「レポートの書き方」など共通テーマの中から担当教員が幾つかを選択し、セメスター毎に少人数の導入的演習を行っている。基礎演習担当者は「1 年次生チューター」の役割も担い学生のアドバイザーを務めるほか、随時「基礎演習担当者会議」を設け、授業改善の方法を検討し、また次年度担当者への円滑な引継ぎを図っている。

##### 【点検・評価】

授業アンケートの結果から判断するに、現在のところ、この基礎演習は学科の導入教育として有効に機能していると考えられる。

#### 【改革・改善策】

これを中心として、引き続き、学生の学力に即した導入教育の場所の確保に努めていく。

### （2）教育方法等

#### ①教育改善への組織的な取り組み

##### 【現状の説明】

学科独自の組織的取り組みとして「福岡大学文化学科フォーラム（略称：LCフォーラム）」を挙げておきたい。平成 14（2002）年から施行された学科の教育組織で、会員は文化学科の教員・学部学生・大学院生（人文科学研究科社会・文化論専攻）である。実質的な諸活動の中核となる役員は、会長 1 人、幹事 1 人、委員 15 人（教員 3 人・学生 10 人・院生 2 人）から成る。

主な活動としては、会報（LCジャーナル）の発行、卒業論文説明会や卒論・修論発表会の開催、講演会の開催、新入生歓迎会や卒業記念会の開催等を行っている。年 2 回発行される会報は、各教員の教育・研究情報や各研究室の情報、卒論の題目・内容や発表会の詳細を学生が知る有効な場となっている。また、新入生歓迎会や卒業記念会は入口と出口における学生の学科同一性の確立に寄与している。さらに、7 月に開催される 3 年次生対象の卒論説明会は、全

教員と学生が出席し、対面的指導や相談を行う機会である。3月に行われる卒論発表会は、各研究室の優秀卒論が学生自らのプレゼンテーションによって開示され、発表者とフロアの教員や学生との活発な質疑応答を交えた刺激に満ちた場となっている。年2回程度随時に開催される「LC講演会」は講演者を通じて各種の専門分野の最新の研究に触れる機会を提供している。

**【点検・評価】**

このようなLCフォーラムの活動は、授業を補完する重要な教育的機能を果たしており、学科学生への教育効果も大きく、今後もその効果が期待されるものである。

**3) 歴史学科の教育内容・方法等**

**【到達目標】**

単に覚える歴史ではなく、「考える歴史」を学修することで専門性と社会人としての基礎的な力を養い、大学院への進学にも一般企業の様々な職種にも対応できる人材の育成を目指す。

**(1) 教育課程等**

**①学科の教育課程**

**【現状の説明】**

本学が位置する九州北部は古代以来、アジア大陸文化の窓口であったばかりでなく、近世以降はヨーロッパとの文化交流に大きな役割を果たしてきた。昭和62年に創設された本学科はこうした地域の特性を生かして、九州から日本史、世界史を見直す「地域に根ざす視点」と、九州を東アジア史、世界史の中に位置付ける「国際的な視点」とを併せもつ研究と教育の推進を理念としている。日本史、東洋史、西洋史、考古学の各専修において高い専門性を身につけるだけでなく、専修間の科目の相互乗り入れを通じて歴史を総合的に理解できる学生の育成を目指している。そのため、1年次より卒業まで小人数教育（ゼミ）を徹底し、卒業論文の提出を義務付けている。また、卒業論文の審査に当たっては、できるだけ客観的な判断が下せるように複数の教員による評価を行っている。

具体的には1年次生に対しては、専修への帰属を決定せず、歴史学入門の役割を果たす「基礎講読」（2単位）、「史学概論」（2単位）、日本史・東洋史・西洋史、考古学の各「概説」（2単位）を配置している。専修を決定した2年次生については学生が自主的に発表する「基礎演習」（2単位）と古文書・漢文・欧文読解の基礎を学ぶ「原典講読」（2単位）と発掘・整理の基礎を修得する「考古学方法論」を配置している。卒業論文の作成に向かう3・4年次生に対しては、時代、地域、テーマに応じたより専門的な指導が行えるよう、全教員が担当する「演習」（2単位）および、「特殊講義」（2単位）を設けている。最後に必修の「卒業論文」（8単位）がある。

**【点検・評価】**

「高い専門性と一人ひとりに向き合う指導」を基本にしてきたわれわれの努力は、さまざまな形で成果を生んでいる。数多くの発掘専門調査員、中・高等学校の教員を輩出してきただけでなく、毎年、卒業生の1割ほどが本学および他大学の大学院に進学している。常時、二十数人に達する院生の中からは、少数ながら大学の研究職や非常勤講師に就く者も出ている。学科の理念である地域に根ざした研究と教育については、抽象的な理念の問題ではなく、すでに実践的な段階にある。しかし、その一方、近年の学生の学力低下ともあいまって、専門教育について行けない学生が出てきていることも事実である。学習意欲の低い学生のなかには、人間関係を取り結ぶ力の不足、心の問題を抱える者もいる。言うまでもなく、多くの学生が一般企業に就職しており、歴史学を専門性だけでなく、広く社会人の教養として位置付ける努力と工夫

### Ⅲ. 学部・大学院 人文学部

が求められている。また、読み書き、プレゼンテーションなど、基本的な能力の修得が必要な学生もいる。

#### 【改革・改善策】

こうした困難を解決するためには、問題を抱える学生の情報を教員が共有し、主要科目の到達度を教員の恣意性にゆだねるのではなく、できるだけ客観化し、卒論で実施している適切な集団的評価を拡げて行く。

#### ②カリキュラムにおける高・大の接続

##### 【現状の説明】

学習の動機付けを行うために、歴史学の入門ゼミとして「基礎講読」を重視してきたが、一年間では足りず、「基礎演習」(2年次科目)を新たに設けた。

##### 【点検・評価】

新たに設けた「基礎演習」は問題意識、学習の動機付けに大きな効果を発揮し、大学教育への移行に大きな役割を果たしていると評価できる。また、高校への出張講義が教育方法に関する現場教師との突っ込んだ交流に至っていないことを反省し、昨年、地域全体を対象とした高大接続の新しい試みとして『高校生のための歴史学入門—歴史はおもしろい—』(西日本新聞社)を4,500部出版し、849の高校の地歴科主任に献本した。

##### 【改革・改善策】

こうした経験を踏まえ、高校教師と大学教員の経験交流や七隈史学会に歴史教育部会を設置するなど、高大連携の新たな可能性を探る。

#### (2) 教育方法等

##### ①厳格な成績評価の仕組み

##### 【現状の説明】

個々の科目の成績評価は基本的にはそれぞれの担当教員にゆだねられているが、学科の理念と目的を最終的にチェックする必修科目の卒論については、口頭試問を試験として行うとともに、厳格な集団的評価を専修ごとに実施している。例えば、西洋史の場合、3人の教員が成績を点数で出して議論し、その3人の成績評価の平均点を最終の成績としている。また、優れた卒論については七隈史学会主催の「卒論・修論発表会」にて公表し、到達度を相互に確認し合っている。

##### 【点検・評価】

卒業論文に関する厳密な成績評価システムを維持していることは、学科の統一を保ち、教員の努力目標となっているだけでなく、学生にも大きな自信を与えている。多くの学生に自らの力で自らの卒業を証明する自負心を与えている。

##### 【改革・改善策】

厳格な成績評価の仕組みを広げていくために、少なくとも主要専門教育科目ごとの共通の目標・到達度を設定し、客観的な評価を可能にする条件の整備につとめる。

##### ②教育改善への組織的な取り組み

##### 【現状の説明】

すでに述べた「卒論・修論発表会」や卒論指導合宿とは別個に、毎年、3年次生を対象に、遺跡・文物を訪ね歩く研修旅行等を実施している。研修旅行を通じて学生相互の親睦を深めるとともに帰属意識や勉学意欲を高めている。また平成19年度は新入生に対して学科独自のアン

ケートを実施した。

現地に出かけ、遺物・文物に触れることは学生相互の親睦にも役立っている。また、一昨年より七隈史学会に学生部会を新たに設け、学生の研究成果を公開している。

**【点検・評価】**

毎回の授業ごとに授業に対する感想や疑問を提出させるなど、さまざまな工夫がなされているが、教育経験に関して教員間での交流と共有が依然として進んでいない。

**【改革・改善策】**

「高い専門性と一人ひとりに向き合う指導」という基本方針にしたがって、今後とも個別の相談・指導を徹底してゆきたい。そのためこれまで1年次生を対象としていたチューター制を2年次生の「基礎演習」担当教員にも拡大する。

**4) 日本語日本文学科の教育内容・方法等**

**【到達目標】**

日本語日本文学科は、国際化時代に通用する日本語と日本文学についての知識を持つ人材を育てるとともに、自分で考えたことを自分なりに表現し、それを広く伝達できる能力を持つ人材を養うことを目指している。

**(1) 教育課程等**

**①学科の教育課程**

**【現状の説明】**

日本語日本文学科は平成19(2007)年で開設21年目を迎え、ともすれば軽視されがちな日本文学の古典の素養を身につけることを学生に求めるとともに、現代社会の要請に応えるべく、国際的な視野から日本語と日本文学を学ばせることを基本的な方針としている。

開設以来20年を経過する間に社会が大きく変化し、日本語および日本文学についての社会の認識も変化した。当初から「世界の中の日本語・日本文学」という方向を目指してはいたが、その方向付けが正しかったことが今になってわかる。また、4年前にカリキュラム改正をし、九州の私立大学としては最も充実した日本語・日本文学の専門コースの確立を目指し、ある程度までそれを実現している。事実、入学してくる学生の多くが、「本学科でなら、きちんと日本語・日本文学を学んで社会に出て行くことが出来ると考えて受験した」と述べている。

カリキュラム改正は、1年次生における古典文学の「講読」「日本語学概論」および「日本文学史」のほか、2年次生におけるゼミ形式の「調査研究法」(文学と語学に及んで2種選択)の履修が義務付けられたところに端的に現れている。3・4年次生において学生各自が選んだゼミにおいて自らが選んだテーマに関する調査と報告の練習をするのは従来どおりだが、そのための準備段階を2年次に設置したのである。さらに、4年次には、ゼミの教員から卒業論文の指導を直接受ける「卒業論文指導」の時間も別に組み込まれた。こうして、入学から卒業までの一貫した学習課程が出来上がったわけであり、そこには学生総数に比して教員数が多いという利点が作用している。

また、本学科では教員・大学院生・学部学生および本学科卒業生が一つになる工夫として、「福岡大学日本語日本文学会」を結成し、すでに17年を経た。毎年1回学会を開くとともに、「日本語日本文学」なる学会誌を発行し、あわせて「山麓通信」なる雑文集も発行している。これらの活動によって、同窓会的側面と研究目的の両側面とを補っている。

### Ⅲ. 学部・大学院 人文学部

#### 【点検・評価】

問題は、ゼミの選択を学生の自由意志にゆだねているために、古典語・古典文学よりは近代語・近代文学に学生が安易に集まり、専攻分野の学生数に不均衡が生じていることである。

#### 【改革・改善策】

学生の古典離れについては、時代の趨勢だからと言って手をこまねいて見ているわけにはいかない。カリキュラムを工夫して古典教育を義務付けてはいるが、十分な成果は得られているとは言えない。古典の重要性の認識・古典の基礎教育の徹底は当該科目の教員だけの問題ではなく、学科全体の課題である。学科として今後さらなる改革を進めていく。

#### ②カリキュラムにおける高・大の接続

##### 【現状の説明】

必修の「日本文学史」「古典文学講読」および選択必修の「日本語学概論」「日本文学概論」「比較文学概論」を1年次におき、基礎知識の修得を目指す。ただ大学での勉学に馴染めない新入生には勉学指導とは別に高大接続の一環としてチューターによる生活指導も行っている。

##### 【点検・評価】

1年次生の大学環境への適応は、現在のチューター方式では十分ではない。第一にチューターの人数が限られているため、本格的に活動をすれば教員の過重負担になろう。「日本文学史」「日本文学概論」「日本語学概論」など必修科目によって基礎知識を得ることはできても、カウンセラーではないチューターは、学生の指導を個別的にするゆとりはない。現在のシステムでは、十分な対応はできない。

##### 【改革・改善策】

修学指導の結果などを見ると、毎年、入学してから学業に興味をなくし、大学に出てこなくなる学生が若干いることがわかる。1年次に大学環境に適応できず、それを周囲が放置した結果であることが多々ある。これはチューター制度では間に合わないことを物語っている。学生の立場からすれば、個々別々に扱ってもらいたいのであるから、それに応じた対処法が見つけられねばならない。学科全体が関わっていくことにする。

#### ③授業形態と単位の関係

##### 【現状の説明】

半期完結の「講読」「概論」「調査研究法」「特講」関係の科目等は2単位であり、通年科目の「演習」は4単位となっている。4年間を総括する「卒業論文および卒業論文指導」は8単位である。単位の計算方法は学部全体の項で述べたとおりである。

##### 【点検・評価】

学則の定めるところにより単位を計算しており、授業形態と単位の算出に大きな問題はない。

#### (2) 教育方法等

##### ①教育改善への組織的な取り組み

##### 【現状の説明】

教育改善のために、日本語日本文学の専修を目指すカリキュラム改正を4年前に行った。その他の組織的な教育改善活動は学部全体の項で記述している。

##### 【点検・評価】

カリキュラム改正で必修となった卒業論文の作成を最終目的とする本学科としては、卒業論文指導の時間を特別に設け、その準備段階を2年次生の「調査研究法」、3年次生からのゼミ（演



習)として設置し、優秀な卒業論文は学科の学生の前で口頭発表させ、さらに学会誌「日本語日本文学」に掲載することになっている。これによって、大学での学修の蓄積が一つの研究になるという自覚を学生に与えることができるようになった。

**【改革・改善策】**

これまで提出されてきた卒業論文は、全般的に質量ともかなり満足できるものであるとはいえ、不十分と思われる時もあった。カリキュラムの改正で卒業論文が必修となった今年度の結果がまだ出ていないので、改正がどの程度の効果をもたらすか、今のところ確定できない。したがって、今後数年間の結果を見たいうえで改善策を検討する。

5) 教育・臨床心理学科の教育内容・方法等

**【到達目標】**

教育・臨床心理学科は、人を育てる「教育」の営みと、人の心のケアに関わる「臨床心理」を総合的に教育・研究する学科として平成19(2007)年4月に開設された。この両分野の理論と方法を総合的・相補的に活用して現代社会の様々な問題や課題に対応し得る人材育成することを目的としている。

(1) 教育課程等

①学科の教育課程

**【現状の説明】**

明確なコース・専修性は採らず、1年次においては必修として教育学と臨床心理学の基礎的科目を置き、2年次では選択必修科目や選択科目を通して、1年次で学んだことを深め、3・4年次ではこうした基礎的学習を踏まえて、専門演習を中心に実践的な科目を履修させる。必修および選択必修科目の単位は36単位、選択科目は30単位とし学生の選択幅を広くしている。

**【点検・評価】**

教育・臨床心理学科は開設1年目であり、学生の学修の到達度が確認できないことや、実施された授業の事例が僅少であることなどから、本学科の教育課程の有効性を検証できる段階に達していない。

6) 英語学科の教育内容・方法等

**【到達目標】**

言語コース、文学コースとも英語の「読む、書く、聴く、話す」の4技能の修得を基礎にして、言語コースは言語(英語)のメカニズムの理解と自己表現能力の獲得を、文学コースは英米の文化を学ぶことで人間の本質や人間社会の探求を目指す。

(1) 教育課程等

①学科の教育課程

**【現状の説明】**

本学科では、英語圏社会の文化、言語、文学の学修を通して国際感覚と高い語学力を有する人材を育成し、今日の社会の要請に応えることを理念としている。この理念を達成するために、教育課程は、1・2年次生は英語の基礎的な語学力の育成を中心的な目標とし、3・4年次生においては英語圏文化の学修、語学・文学の専門教育科目の習熟を主な目標としている。

**【点検・評価】**

現代社会において英語の果たす役割は極めて大きく、真の国際人として活躍するには高い英

### Ⅲ. 学部・大学院 人文学部

語力と国際感覚が要求されるので、本学科の理念は十分に評価できると思われる。教育課程については、低学年では基礎的学力の養成に主眼をおき、高学年になるにつれて専門性を高めていく方向性を持っている点が評価できる。ただし、英語学科へ入学する学生の偏差値が数年前から下降傾向にあること、また、平成 19 (2007) 年度の一般入試 (前期日程) では受験生が 789 人であり、平成 18 年度の 1,010 人から 221 人も減ったこと、また実用英語を志向する学生の興味は文学というより文化に移っているなどの変化にカリキュラムも対応する必要がある。

#### 【改革・改善策】

基礎的学力をどうやって引き上げ高いレベルの語学力を身につけさせていくのか、最大の効果をあげるためには、学生にとって魅力あるカリキュラムとはどのようなものか、どのようなカリキュラムが最も効率的なのか、を考えていかなければならない。また、平成 14 年の「福岡大学に関する相互評価結果」で「人文学部英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科のカリキュラムが語学・文学を中心に編成されており、そうした国々の文化圏の芸術・政治・経済・社会など地域性に関連する科目の設置が望まれる」という参考意見が付されたが、これも傾聴すべき意見であり、今後のカリキュラム改正に反映させていく。現在、学科でカリキュラム改正を鋭意検討中であり、平成 19 年度後期までに改正案を教授会に提出し、平成 21 年度からの実施を目指す。

#### ②カリキュラムにおける高・大の接続

##### 【現状の説明】

1 年次に各種概論、英文法、英作文、英会話をおき、大学での幅広い英語学修の基礎として高校から大学への橋渡しを果たしている。

##### 【点検・評価】

1 年次から 2 年次への進級時にカリキュラムの精神に見合った学力の伸びが見られる故、現状で大きな問題はない。

#### ③履修科目の区分

##### 【現状の説明】

1・2 年次生は英語の基礎的な語学力の修得を中心的な目標とし、技能科目を必修に、また、専門教育科目を履修するための基礎となる各種概論 (1 年次生開講) を必修にしている。2~4 年次生においては英語圏文化、語学、文学の専門教育科目の学修を主な目標としており、コース別に選択必修、必修科目を設置している。その他の選択科目は学生が各々のニーズに応じて履修できるように配置している。なお専門教育科目の区分は必修 40 単位 (そのうちコース必修は 4 単位)、選択必修科目は 20 単位 (コース選択必修は 16 単位)、選択科目は 14 単位である。

##### 【点検・評価】

現状で必修・選択科目の量的配分は適切であると思われるが、設置科目の内容や名称については、さらに検討する必要がある。

#### 【改革・改善策】

カリキュラム内容の改善を検討中であるが、必修・選択科目の量的配分を維持しながら、英語圏文化面の教育の強化を図る。

#### ④授業形態と単位の関係

##### 【現状の説明】

各授業科目の単位計算は学部全体で記述したとおり、学則第 32 条により算出しており、実験、実習および実技科目などは 30 時間から 45 時間の授業時間、講義および演習は 15 時間から 30

時間の授業時間をもって1単位と定めている。この基準により、「英会話」「英作文」「英語読解」「エッセイ・ライティング」「英語特殊研究」は実技とみなして1単位、それ以外は2単位としている。

**【点検・評価】**

基準となる学則第32条は大学設置基準に準拠しており、授業回数も定期試験を含めて15回を確保しており、現在の単位の算出基準、また単位数の割り当ては妥当であると思われる。

**(2) 教育方法等**

**①授業形態と授業方法の関係**

**【現状の説明】**

授業形態は、講義・演習・実技の3形態がある。クラス規模は、1年次の各種概論(約100人)、講義形式の科目を除き、概ね中・小クラス編成となっている。英会話、英作文は4クラス編成としているので1クラス約25人の編成、読解は3クラス編成にしているので1クラス33人程度である。また、演習は1クラス13人前後としている。

**【点検・評価】**

授業形態とクラスサイズは概ね適正と考えられる。ただし、「エッセイ・ライティング」(3年次)と「英語表現技法」(2年次)は受講者が50人を超える場合があり、クラス規模の適正化を検討する必要がある。

**【改革・改善策】**

上記2科目のクラス規模の適正化を検討する。

**(3) 国内外における教育研究交流**

**【現状の説明】**

本学科では国際化教育の一環として、海外研修「英語圏文化研修」を実施している。これは毎年2年次生以上の学生から希望者を募り、夏休み期間に英国バース大学で行う短期の語学研修である。このプログラムは平成元年より「英語圏文化研修」という科目名で、英語学科の正規のカリキュラムに組み込んだもので、単位を取得した者は本学科の選択科目として卒業単位に含めることができる。

**【点検・評価】**

「英語圏文化研修」により学生は現地で生きた英語とその文化に触れる貴重な経験をしているが、学生の経費負担が重いことが問題点である。

**【改革・改善策】**

「英語圏文化研修」については、外国為替の変動で研修費用が高騰しており、学生の費用負担の上昇をできるだけ抑える方策を検討する。

**7) ドイツ語学科の教育内容・方法等**

**【到達目標】**

ドイツ語の勉学に加え、広くドイツ語圏の社会・文化に関する知識を学生に身に付けさせることによって、単一の外国語学習すなわち英語学習だけでは養成することの難しい真の国際感覚を有し、複眼的総合的思考のできる人材の育成をめざしている。

### Ⅲ. 学部・大学院 人文学部

#### (1) 教育課程等

##### ①学科の教育課程

###### 【現状の説明】

体系的な専門教育を実現すべく、1・2年次に基礎的科目（「基礎演習」「基礎会話」等）を置き、3年次から、より専門性の高い演習・特講など科目を配したカリキュラムにより授業を行っている。1年次には、導入教育科目として「ゲルマニスティク入門」（いわゆるドイツ学入門）を必修科目として開講し、学生の学習意欲の向上に努めている。4年間の勉学の総括として、4年次の演習では、卒業論文またはゼミ論を学生に書かせている。

###### 【点検・評価】

現行のカリキュラムにおける卒業所要総単位数 128 のうち、共通教育科目 40 単位（そのうち外国語科目 16 単位）、専門教育科目 76 単位（必修科目 20 単位、選択必修科目 40 単位、選択科目 16 単位）であり、総合的見地から従来はバランスのとれた配分とみることができた。しかし、学生の学力の低下が指摘される今日、専門教育への架け橋となる基礎的教育科目を強化する必要性が痛感される。

###### 【改革・改善策】

第 1 に、1 年次の専門教育における導入教育科目の内容と形態を変更する。また、特殊講義（以下「特講」という）の履修を促進する方策について学科内で検討を進めている。

##### ②カリキュラムにおける高・大の接続

###### 【現状の説明】

言語教育研究センターにより実施されている日本語能力テストの結果に鑑みた授業内容と水準の見直しが教員により適宜行われている。1 年次必修科目「ゲルマニスティク入門」を導入教育としている。

###### 【点検・評価】

「ゲルマニスティク入門」は、高校から大学への教育の移行を円滑にする効果が認められる科目である。

###### 【改革・改善策】

現在は通年科目である「ゲルマニスティク入門」を前・後期半期完結科目とし、前期に導入教育的内容の授業を、後期に専門教育科目への架け橋となる授業を行う。この変更は今後 3 年以内を目途に実施する。

##### ③履修科目の区分

###### 【現状の説明】

1 年次では、基礎学力を養成するため、4 つの科目（計 10 単位）を必修としている。2 年次の「ドイツ語基礎会話Ⅱ」（2 単位）は、1 年次の「ドイツ語基礎会話Ⅰ」（2 単位）からの継続的学習の必要性から必修としている。3・4 年次では、演習（4 単位）のみを必修とし、他は選択必修科目あるいは選択科目としている。この 3・4 年次の演習は、卒業論文またはゼミ論を作成させる目的のために、2 年間同じ教員の担当となるようにしている。ドイツでの語学研修「ドイツ語現地研修」（4 単位）は選択科目としている。

###### 【点検・評価】

2 年次の選択科目が 4 種 7 科目と少なく、事実上必修科目に近い履修がなされている点が問題点である。

**【改革・改善策】**

2年次の選択科目は、今後4年を目途に5種9科目に増やし、そのなかから3種を選択するように履修規定を変更する。必修科目と選択必修科目、選択科目に対する卒業所要単位数の配分は特に問題はない。

**④授業形態と単位の関係**

**【現状の説明】**

1年次の「ゲルマニスティク入門」（通年4単位）、「基礎会話」（半期2単位）、2年次の「基礎講読」（半期2単位）、3年次の「演習」（通年4単位）、「概論」（半期2単位）、「特講」（半期2単位）、4年次の「卒業論文」（8単位）である。単位計算方法は学部全体の項で述べたとおりである。

**【点検・評価】**

卒業論文の作成に対して8単位を認定しているが、学生が論文を作成するにあたってとる学習活動の程度を勘案すると、そしてこれまでに提出された卒業論文の内容の学術的水準を評価すると、認定単位数8単位が過大であると考えられた。

**【改革・改善】**

卒業論文の認定単位数に関する学科での議論を踏まえて、平成20年入学者から卒業論文の単位数を8単位から4単位へ変更する。

**⑤単位互換、単位認定等**

**【現状の説明】**

単位互換・単位認定については学部全体の項に記載のとおりである。

そのほかドイツ語学科では、毎年夏季休業期間にドイツ連邦共和国で「ドイツ語現地研修」を実施し、2年次の選択科目として4単位を履修者に認定している。

**【点検・評価】**

1年次の段階から「ドイツ語現地研修」に対する関心は高く、ドイツ語学修の動機付けにもなっている。2年次での事前研修、事後のレポート提出も含めた学習の中で人間的成長も見られることから、4単位を認定することに問題はない。

**（2）教育方法等**

**① 教育効果の測定**

**【現状の説明】**

4年間の学習効果を総合的に測定する方法としては、「演習」を必修科目とし、かつ演習担当者と卒業論文の主査を同一教員にし、卒業論文または卒業課題の執筆・作成を行わせている。同時に、授業評価アンケートの結果も適宜参照している。また、とくに1年次では、教員が授業時に行う小テストによって教育効果のチェックをこまかくおこなっている。卒業生の進路は、一般企業、官公庁、教員など多様である。

**【点検・評価】**

教育効果の測定は仕組みの上では、体系的に確立されている。本学科からは高い研究業績をあげている国立大学教授や本学講師といった人材を輩出している。ただし、教育効果の測定に関して教員間の合意形成は十分と言えない。

**【改革・改善策】**

本学科の学生に対してドイツ語技能検定試験の受検を一層促進し、その結果を教育効果測定

### Ⅲ. 学部・大学院 人文学部

の新たな手段のひとつとすることを教員間での共有する認識とする。

#### ②厳格な成績評価の仕組み

##### 【現状の説明】

多くの教員が、定期試験の成績だけでなく、通常の学習状況も考慮した成績の判定を行っている。各教員の成績評価の方法はシラバスに明記され、Web上でも公開されている。学生の学習意欲の向上のために、また学生を優れた人材となるように教育し卒業させるために、3・4年次の必修科目「演習」は15人を越えない少人数クラスで行っている。

##### 【点検・評価】

出席状況、授業での発表、レポートの評価、定期試験の結果などによって総合的に評価しており、大きな問題はない。

##### 【改革・改善策】

現行の成績評価の形態を今後も継続していくが、同一科目間では、ある程度共通した課題を学生に課し、評価することも求められよう。この点に関して、5年を目途に改善する。

#### ③教育改善への組織的な取り組み

##### 【現状の説明】

学科会議や、同一科目担当者の中で話し合いが持たれているが、教員や授業科目の間で使用されるテキスト、実施する試験の様式も異なることから、統一的な改革案の提起には至らない。

##### 【点検・評価】

授業アンケートの自由記述欄に記載された内容は、教員に広い意味でのインパクトを与え、授業および教育方法の改善に役立っている。ただし、現段階では教員の個別的活用に留まっている。組織的なFD活動は十分でない。

##### 【改革・改善策】

FD活動への組織的取り組みに対する教員の意識を高めるべく、来年度から学科会議において適宜この問題を審議することを改善策として提示する。

#### ④授業形態と授業方法の関係

##### 【現状の説明】

本学科での授業は、講義・講読・LL（CALL）授業・演習・現地研修とその形態は多様であり、それぞれの授業の性格に応じた教育方法がとられている。1・2年次の基礎的必修科目は、1学年の学生を2クラスに分け、さらに3・4年次の必修科目「演習」は15人以下の少人数クラスを実現している。また、実践的科目はLL教室またはCALL教室で授業を行っている。

##### 【点検・評価】

選択科目については、受講者が50人を超える科目もあり、問題がある。

##### 【改革・改善策】

【現状の説明】に記したとおり、今後も少人数クラスによる授業を基本として行い、教育の質を保持していく。マルチメディア教材の活用については、本学にCALL教室が3室しかないことが問題であり、この点の改善には大学の判断・決定が不可欠であり、教室の増設の実現を待って対策を講じる。

#### (3) 国内外における教育研究交流

##### 【現状の説明】

現在ドイツ連邦共和国のイェナ大学との交換留学の実現に積極的に取り組んでいる。その先

駆けとして今年度から「ドイツ語現地研修」をイェナ大学の DaF（「外国語としてのドイツ語」学科）で実施することになった。本学科には、ドイツ人教員を専任として 2 人擁している。

**【点検・評価】**

「ドイツ語現地研修」は毎年実施されている。また、国際交流の活性化に向けての本学科の姿勢は積極的である。2 人のドイツ人専任教員は、男女各 1 人である。

**【改革・改善策】**

上記のとおり国際交流に積極的に取り組んでおり、国際交流に関する本学科の姿勢に改善の必要性はない。

8) フランス語学科の教育内容・方法等

**【到達目標】**

フランス語学科は、設立以来、語学や文学のみならず国際事情にも通じ、深い教養を備えた人材の育成を基本理念としている。すなわち本学科が目指すのは、学生に高い水準のフランス語運用能力を獲得させると同時に、フランス語圏文化に関する幅広い知識を教授することによって、その国際的感覚を涵養することである。

(1) 教育課程等

①学科の教育課程

**【現状の説明】**

導入教育科目として初年次に「フランス学入門」を開講している。フランス語およびフランス圏文化の基本的理解に必要な科目が年次ごとに体系的に配されているが、特にコミュニケーション能力を涵養するために、各年次にネイティブ・スピーカーによる会話の授業が用意されているほか、海外語学研修を選択科目に含めている。4 年次には演習と連動して、4 年間の学修の成果を卒業論文またはゼミ論にまとめさせている。一般教養を身につけさせるための配慮としては、専門教育科目以外に共通教育科目を幅広く履修させている。また、国際化等の進展に対応すべく、フランス語以外の第二外国語の科目を必修単位としている。

**【点検・評価】**

近年、学生の学力やモチベーションの低下が顕著になりつつあり、学科の専門教育における基礎的部分と発展的部分のバランスが必ずしも適正とは言えなくなっている。また、学生の興味関心の変化に応じて、従来のカリキュラム編成についても議論しなければならない。

**【改革・改善策】**

学科の専門教育における基礎的部分を強化すべく再整備するとともに、フランス文学・フランス語学・フランス事情の 3 分野に係る 3・4 年次の概論、講読、講義、特殊講義の編成について検討する。

②カリキュラムにおける高・大の接続

**【現状の説明】**

大学教育への移行を円滑に行うため、導入教育科目として「フランス学入門」を 1 年次の必修としている。また、言語教育研究センターで新入生を対象に実施した日本語能力テストの結果を参照し、新入生の基礎学力の把握に努めている。

**【点検・評価】**

学修指導は適切に行われているが、学力やモチベーションの低下への対応がいまだ十分ではない。

### Ⅲ. 学部・大学院 人文学部

#### 【改革・改善策】

1年次の科目編成を見直すと同時に、「フランス学入門」の導入教育としての位置付けをより明確にし、現在とられている講義形式をより実効性のある実践的形式に変えることを検討する。

#### ③履修科目の区分

##### 【現状の説明】

1年次では、フランスに関する基礎知識を包括的に与えるべく、4つの基礎科目を必修としている。2年次では、フランス語の運用能力を向上させるため、会話の授業を必修とし、主に文学、語学、事情の3分野にわたって選択必修3科目以上、選択3科目以上を履修させている。3・4年次については、学生の関心に応じた学修を可能にするため、演習を2カ年にわたって必修とし、幅広く選択必修科目・選択科目を開講している。海外語学研修および卒業論文は選択科目としている。なお専門教育科目の卒業所要単位は、必修科目20単位、選択必修科目40単位、選択科目16単位である。

##### 【点検・評価】

履修科目の区分はおおむね妥当だが、学力の低下傾向に鑑みてある程度見直す必要がある。選択必修科目・選択科目に関しては、学生の興味関心の多様化に十分対応しているとはいえない。

#### 【改革・改善策】

1年次の必修科目を整理する、選択科目の幅を広げる、選択必修科目の履修の縛りをゆるくする、などの対策を検討していく。

#### ④授業形態と単位の関係

##### 【現状の説明】

1年次の必修科目は、講義形式の「フランス学入門」が通年4単位、「基礎演習」「LL」「基礎会話Ⅰ」は通年2単位である。2年次以降に開講されている選択必修科目は、基本的に半期2単位だが、2年次必修科目の「会話Ⅱ」は通年2単位、3・4年次必修科目の演習は通年4単位、選択科目である「海外語学研修」および「卒業論文」はそれぞれ4単位、8単位である。

なお、単位の計算方法については学部全体の項で述べている。

##### 【点検・評価】

1年次の「フランス学入門」は講義形式が有効に機能しているか疑問であり、実習的な中身に変更すれば単位数も再考する必要がある。

#### 【改革・改善策】

上記科目について、半期完結にする、授業形態を講義形式から変更することを検討する。

#### (2) 教育方法等

##### ①教育効果の測定

##### 【現状の説明】

4年間の学修効果を総合的に判断評価するために、卒業論文を選択科目としている。また、学修到達度を測るため、実用フランス語検定試験の結果を参照することもある。卒業生の進路としては、海外における日本語教員、官公庁などの専門職員、大学院進学など、多様である。

##### 【点検・評価】

多様な卒業後の進路がとられていることから、十分な教育効果が上がっていると見なせる。ただ大学院進学については、今よりの増加が望まれる。教育効果をみるためには、卒業後の進路以外の手がかりとして探る必要がある。



**【改革・改善策】**

実用フランス語検定試験に団体として申し込むなど、客観的で検証可能な教育効果測定システムの導入について議論を進める。また、大学院進学者の増加を目指す。

**②授業形態と授業方法の関係**

**【現状の説明】**

実習中心の授業、講義中心の授業、LL、現地研修、演習など、授業の形態も方法も多岐にわたる。インターネットやマルチメディアを利用した授業も、個別にはあるが行われている。

**【点検・評価】**

基本的に少人数教育を行っており、初修外国語としてのフランス語の授業としては適正なクラス規模を保っている。

**【改革・改善策】**

インターネット、マルチメディアを活用した授業方法をより積極的に導入することを検討する。

**(3) 国内外における研究教育交流**

**【現状の説明】**

外国人の専任教員が2人籍を置き、会話の授業や、海外語学研修の事前講習・引率を担当している。また、リヨン大学およびクレルモン＝フェラン大学(フランス)と交換留学協定を結び、毎年学生を派遣している。さらに、ルーヴァン・カトリック大学(ベルギー)とは定期的に合同シンポジウムを開催してきた。

**【点検・評価】**

語学研修に毎年30人前後が参加するなど、国際交流は盛んで、国際化への対応も適切である。

**【改革・改善策】**

さらに交流の幅を広げるべく、パリ・ディドロ大学(フランス)との学生交換協定の締結を目指している。

**9) 東アジア地域言語学科の教育内容・方法等**

**【到達目標】**

「21世紀は東アジアの時代」といわれている。日本、中国、韓国は相互の信頼と協力の上に立ち、政治的、経済的、文化的地域統合の方向にあり、IT化が加速されることで3カ国の関係はより密になる。こうした状況のなかで3カ国の相互の交流を担い得る人材を育成することを教育目標とする。

**(1) 教育課程等**

**①学科の教育課程**

**【現状の説明】**

東アジアの主要地域である中国・韓国の地域事情と言語文化を学び、幅広い国際的な視野を持った人材の育成を目的として、平成11(1999)年に設置されたのが、「東アジア地域言語学科」である。教育課程では、中国コースと韓国コースの2コース制をとっているが、他コースの授業科目の履修も可能であり、中国や韓国以外のアジアの言語や地域事情に触れる授業も開講している。1年次に中国語と朝鮮語の基礎および東アジアの地域事情や研究法を学ぶ。2年進級時に中国コースと韓国コースに分かれ、それぞれの地域の言語や社会事情を学習する。3・4

### Ⅲ. 学部・大学院 人文学部

年次にはゼミに所属してさらに研究を深める。卒業論文は必修ではないが、できるだけ書く方向に指導している。

#### 【点検・評価】

中国と韓国は、東アジア地域の主要国として今後の発展が大いに期待されている。その両国の地域事情や言語文化を学ぶことは、中国と韓国に隣接する福岡の地域性に鑑みて有意義である。4年前にカリキュラム改訂を行って、1・2年次の語学科目を強化し、学生の語学力は確実に向上した。1年次では1週間に最大、英語（1コマ）、中国語（2コマ）、朝鮮語（2コマ）、中国語入門（2コマ）、朝鮮語入門（2コマ）の9コマの外国語の授業があり、時間数はかなり増えた。その反面、開講コマ数の制限のために「現地研修」や「古代漢語」などの科目を廃止せざるを得なかったのは、問題として残った。

#### 【改革・改善策】

中国語や朝鮮語の修得を目指して入学する学生のため、一方の言語を集中的に学習できるようにすべきかどうかは、長年の検討課題となっている。いずれにしろ、段階的に語学力のレベルアップをはかる科目配置を工夫する。コース分けは、これまではおおむね順調にきた。しかし、コース相互の交流や、短期留学や長期留学のカリキュラムへの組み入れ、専任教員の適正配置など、教育課程の充実のためになすべき事は多い。コース決定までに1年の余裕があり、その間に自分の適性を見極めることができるのは、学生に好評である。しかし、一方のコースに専攻生が偏ることもあった。コース分けの人数配分の方法を検討し、少人数教育を促進する。

### ②カリキュラムにおける高・大の接続

#### 【現状の説明】

1年次生の指導のため、前期に「中国事情概説」「韓国事情概説」を各コースの専任教員が1人ずつ担当し、後期は「中国・韓国学入門」を4～5人の専任教員がオムニバス方式で講義している。

#### 【点検・評価】

高校では世界史・地理・国語といった科目を学んだ学生たちに、「東アジア」というグローバルな視点を提示し、大学での勉強法から卒論作成に至るプロセスを指導している。オムニバス方式の講義は学生に好評である。

#### 【改革・改善策】

前期の「概説」は、教員が自分の専門を離れて幅広く「東アジア」を語る授業となるよう目指す。また担当教員の固定化は避けることとする。後期の「入門」は、教員各自の自主性に任せた授業を行っているが、教員相互で事前の打ち合わせを今年度から始めた。

### ③履修科目の区分

#### 【現状の説明】

1年次に必修科目として「中国事情概説」「韓国事情概説」「中国・韓国学入門」をおき、全体を視野に入れた後、2年次から中国コース、韓国コースに分かれる。それぞれの基礎となる「中国学基礎演習」「韓国学基礎演習」を選択必修科目としておいている。同じく3年次には「中国学演習Ⅰ」「韓国学演習Ⅰ」を、4年次には「中国学演習Ⅱ」「韓国学演習Ⅱ」をおいて段階的に学修を積み選択科目の「卒業論文」へ繋げる。なお専門教育科目のうち必修科目6単位、選択必修科目34単位、選択科目20単位である。ただ他学科に比べて自由履修科目単位が28単位と多い。

**【点検・評価】**

1・2年次に基礎的語学力を実習的な授業を通じてしっかり身に付けた上で、言葉の背景にある文化や地域事情に関する講義を十分に理解していることから見て、講義、講読、演習の科目の組み合わせおよび必修科目、選択科目の配分に問題はない。

**④授業形態と単位の関係**

**【現状の説明】**

授業形態は、語学力の修得をめざす「入門」「コミュニケーション」「表現法」、講義形式の「概説」「特講」、学生のより主体的な学習の場である「講読」「演習」などに分かれる。演習や講読のクラスは20人前後であるが、開講コマ数の制限により、50人を超える講読のクラスもある。講義は50人前後で行っている。単位は、半期完結科目で2単位、通年科目で4単位である。卒業論文は、できるだけ書かせたいという教育方針から8単位としている。

単位の計算方法は学部全体で述べたとおりである。

**【点検・評価】**

授業の形態に見合ったクラス編成となるよう配慮する。単位数の計算方法に関しては学則にしたがって計算しており、大きな問題はない。

**⑤単位互換、単位認定**

**【現状の説明】**

1年間の交換留学、1年または半年の認定留学を終えた学生について、留学先の大学で修得した科目を本学科の科目に対応させて単位認定を行っている。留学を志す学生が本学での学習を軽視しないように、派遣する学生の選考には厳格な成績評価に基づいて行い、1年間の留学で30単位前後、半年の留学で15単位前後を目安に単位認定をしている。単位認定にあたっては、留学先の成績証明書をもとに、教務委員および学科主任が原案を作成し、専門教育科目は教授会で、共通教育科目は教務委員会の議を経て教授会で認定している。なお、本学科に単位互換の制度はない。

**【点検・評価】**

交換留学には定員に制限があり、希望する国・地域に協定校がない場合もある。留学先で修得した科目と学科の科目の対応が難しいこともある。

**【改革・改善策】**

単位認定がスムーズにいくように、受け入れ先の協定校との調整を進める。

**⑥正課外教育**

**【現状の説明】**

1年次生の歓迎行事として「フレッシュマンセミナー」を春に、1年次生・2年次生を対象に「スピーチコンテスト」を秋に行っている。全学年を対象に社会人を講師として「キャリア・アップセミナー」を開催している。特別授業として「アジア映画を見る会」を年に数回行っている。また、留学の相談に応じ、語学検定も積極的に受けるよう指導している。

**【点検・評価】**

「フレッシュマンセミナー」では、宿泊研修という形で、新入生が教員や上級生との親交を深めている。「スピーチコンテスト」に参加した経験を活かして、外部のスピーチコンテストで好成績をあげる学生も多い。「キャリア・アップセミナー」は、就職内定の決まった上級生の話を聞くことができ、進路を考えるのに有効である。特別授業の「アジア映画を見る会」は、アジアの文化理解に役立っている。「認定留学」の希望者は毎年数人おり、希望者には申し込み時

### Ⅲ. 学部・大学院 人文学部

と帰国時に指導をしている。「語学検定試験」には多数が受験し、語学力の向上に役立っている。学生の語学教材としてインターネット学習教材を作成して公開し、教材として広く用いられている。

#### 【改革・改善策】

「フレッシュマンセミナー」や「キャリア・アップセミナー」については、時間、場所、参加費用など参加しやすい状況をつくり、そして勉学意欲の向上を図る。

交換留学や認定留学先の大学を増やすことも視野にいて、海外での学習環境を整え、留学から帰国した学生の事後指導にも努める。

#### (3) 国内外における教育研究交流

##### 【現状の説明】

交換留学・認定留学による中国や韓国での長期研修に応募する学生、休暇期間に韓国研修、中国研修へ参加する学生は多く、帰国後インターネットを通じた現地の学生との交流も続いている。交換留学生としては、平成15年度以降、8人、9人、9人、9人の本学科の学生が採用されている。本学の主催する韓国や中国の大学への研修会への参加を希望する学生も多い。平成19年度前期から、広州大学日語学科学生とのメール交換学習実験を始めた。国外の学会に所属し、活発に研究交流している教員も多い。

##### 【点検・評価】

中国や韓国は地理的にも近く、経済的にも欧米への留学に比して割安である。留年せずに半年または1年指定された大学で学べる「認定留学」制度を平成13年より始めており、これを利用して中国や韓国の大学に半年または1年留学する学生も毎年数多く、学力を向上させて帰国している。人数に制限がある「交換留学」制度を補う制度として評価したい。短期研修は、地域事情を知り、基礎的な語学の学習によい機会である。長期留学は、国際的視野を広めるのに最も有効である。卒業後、海外で仕事をしている学生も多い。認定留学制度では、本学の学費と留学先の学費をともに支払わなければならないので、経済的負担が大きい。帰国後に在 student と学力差がみられる場合があるので、指導に困るときもある。インターネット教材は初級・中級・上級と各段階の学生から補助教材として評価されている。インターネット教材は、今後の語学教育に有効な方法となり得るであろう。

##### 【改革・改善策】

留学希望者が増えるのは良いことである。希望者には相談にのり、事前事後の指導を強化する。留学先での経済的負担を軽減するために、本学の授業料の減免や奨学金による留学支援の策を探り、授業料の安価な留学先を検討する。また、認定留学先の大学との交流を深めるために、インターネット教材の普及にも力を注いでいく。留学帰国者に対しては、事後の指導科目を開設する、あるいは個別の指導をするなどを検討する。将来的には、相手国との国際交流を進められる人材を学科内に確保することも検討する。

### 3. 学生の受け入れ

#### 【到達目標】

一般入試（前期・後期）、推薦入学（A方式推薦入学、附属推薦入学、スポーツ特別推薦入学等）、AO入試、大学入試センター試験利用入試など多様な形態の選抜によって異なった能力を持つ学生を受け入れることを目標にする。

**【現状の説明】**

**(1) 学生募集方法、入学者選抜方法**

学生の募集については大学全体で実施している。詳細はⅡ大学の4. 学生の受け入れに記述している。

学部としては毎年8月に行われるオープンキャンパスにおいて、各学科が模擬講義を行い、各学科の学修に対する高校生の関心を高めるように努めている。年間を通して機会がある毎に高校への出張講義も行っている。

人文学部の入試は、従来の入試のあり方を基本にしながらも、形、中身において少しずつ変わってきた。人文学部での学習にとって必要な学力を測るという意味では国語、英語、選択科目（受験科目を指定している学科もある）によって文章読解力、外国語能力、大学での学修に必要な基本的知識を身につけているかに焦点を当ててきた。学科に設置のカリキュラムと関連させて特定の受験科目に傾斜配点をする学科もある。ただ高校での履修のあり方（特定の科目の未履修など）が大学の教育に支障を来しているところもある。

大学入試センター試験利用入試については、平成16（2004）年度に歴史学科と東アジア地域言語学科で導入され、平成17年度には英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科が加わり、また平成20年度には文化学科が導入することが決まっている。

これまで実施していた指定校推薦入学については、フランス語学科が平成17年度に実施方法を大幅に見直し、ドイツ語学科との共同で行う指定校推薦入学制度が始まった。さらにこれまで30の指定校のなかから2学科で1人推薦であったのを、平成20年度には各学科1人推薦を受けるように枠が広げられる。平成18年度には歴史学科と東アジア地域言語学科があらたに指定校推薦入学制度を採用した。歴史学科、東アジア地域言語学科の場合は、当該学科に関連する科目を履修する制度を設けている高校を指定校に選んでいる。

一般入試は2月の前期日程と3月の後期日程が設けられている。この後期日程入試を、平成19年度には日本語日本文学科、ドイツ語学科、フランス語学科、東アジア地域言語学科が、平成20年度には英語学科が導入する。この試験では、日本語日本文学科は国語を、英語学科は英語を傾斜配点にしている。

文化学科では平成14年度入試より、入学定員90人のうち、10人の定員でアドミッションズ・オフィス（AO）入試を始めた。学科の教育理念である文化の多角的・総合的理解のためには学生側からの教育プロセスへの自発的、積極的参加が求められる。学業成績と連動する一般入試も重要ではあるが、それとは別の基準による学生受け入れの窓口が必要とされる。その窓口の一つが文化学科のAO入試である。当初から3年間は、特定の教員が「模擬講義」を行った上で「演習問題」を提示し、それに「解答」させる方式を中心として、それに「自己紹介文」（自己推薦書）および「調査書」を総合して第一次選考を行い、さらに「面接」による人物評価を第二次選考とする選考方法を採用した。平成18年度からコミュニケーション能力やリーダーシップのある学生を採るため選抜方法にグループ・ディスカッションを取り入れた。

なお平成19年新設の教育・臨床心理学科については、平成20年度からA方式の推薦入学の定員を20人から入学定員の3割の30人にする。

**(2) 入学者受け入れの方針等**

**(入学者受け入れ方針と学部等の理念・目的・教育目標との関係)**

国際的視野に立って多角的に考え、人間と文化に関わる問題の発見と解決する能力の獲得の

### Ⅲ. 学部・大学院 人文学部

ための素養として、幅広い関心と柔軟な思考力を備えた人材を求める、という受け入れ方針は、専門性と地域性に偏ることない人間教育や異文化理解を旨とする学部の理念・目的に沿ったものである。

#### (入学者受け入れ方針とカリキュラムの関係)

上記の受け入れ方針は、例えば文化学科の思想史系列と比較文化系列、教育・心理学科の「育むこと」と「癒すこと」、語学系の学科の言語運用能力と異文化理解といった異なる分野をクロスする横断的カリキュラムに対応している。

#### (3) 入学者選抜の仕組み

##### (入学者選抜試験実施体制の適切性、入学者選抜基準の透明性)

入学センターと学部・学科で協議し、合格ラインの原案を作り、それを教授会で承認し、最終的には大学協議会で決定している。この項目については、全学の「学生の受け入れ」の項を参照されたい。

#### (4) 入学者選抜方法の検証

##### (入試問題を検証する仕組み)

入試問題の検証については入学センターで行っている。人文学部の教員の多くは出題にも関わって、入試問題の改善に大きく寄与している。

#### (5) 入学者選抜における高・大の連携

入学者選抜における高・大連携については、指定校推薦入学の制度においてフランス語学科および歴史学科と東アジア地域言語学科の指定校でなされている。

#### (6) 定員管理

##### (学生定員と学生数の比率)

学生収容定員に対する在籍学生数の比率は、文化学科 1.24、歴史学科 1.28、日本語日本文学科 1.18、教育・臨床心理学科 1.13、英語学科 1.30、ドイツ語学科 1.25、フランス語学科 1.20、東アジア地域言語学科 1.31（「大学基礎データ」表 14）であり、特に英語学科と東アジア地域言語学科の定員管理には問題がある。平成 19 年度の入学生が英語学科は入学定員の 1.5 倍を超えたこと、東アジア地域言語学科は 1.45 倍を超えたことが大きく影響している。

##### (定員超過の著しい学部学科における定員適正化に向けた努力の状況)

特にここ 2、3 年入試の出願動向に変化が見られ、入学センターとこれまで以上に慎重に協議をし、本学と併願している可能性の高い大学の受験状況を加味して合格者を決定している。

##### (定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況)

本学部はこれまで定員割れになったことがないので、定員変更の可能性を検討する仕組みは導入していない。

#### (7) 編入学者、退学者

##### (退学者の状況と退学理由の把握状況)

退学者は過去 3 年の平均で、文化学科で 8.0 人、歴史学科で 11.3 人、日本語日本文学科で 3.3 人、英語学科で 8.6 人、ドイツ語学科で 5.3 人、フランス語学科で 7.3 人、東アジア地域

言語学科で6.6人である（「大学基礎データ」表17）。

また、退学者は教授会の承認を経て学長がこれを許可する。教授会で審議する際に退学理由が提示される。退学者の主な理由は、他大学受験を含む進路変更および学業成績不良である。

#### 【点検・評価】

入試形態と入学後の成績との強い相関関係は窺えない。ただ指定校推薦入学者は学修の動機付けが高い傾向にある。しかし授業に対する学生の反応から言えることは、ここ3、4年の入学者の傾向として全体的な思考力の低下である。このことは入試問題の検討会でも話題になっている。

また推薦入学の面接が形式化していることも検討する必要がある。とりわけ附属推薦入学は入学定員の枠を満たしておらず、早急に対応しなければならない。

文化学科で実施しているAO入試による入学者の修学状況を追跡調査し、その結果を学科会議で検討した。その修学状況は概ね良好であった。ただ模擬講義方式では、積極的な自己表現能力が評価の対象になり得ず、学科内に設置のAO入試委員会および学科会議で協議を重ねた結果、平成17年度入試より、「論文作成、その後にグループ・ディスカッション」方式に改めた。合格者に対する志願者の割合（競争率）は、平成18年度4.9倍、平成19年度3.7倍で推移している。過年のデータの蓄積を待って点検・評価し改革・改善案を検討する。

平成19年度の入学者の定員超過が著しい英語学科と東アジア地域言語学科は授業のクラス編成にも支障を来しており、平成20年度以降の入試において歩留まり率を慎重に決定していく必要がある。

大学入試センター試験利用入学試験は入学定員が満たされていない。これまで、私立専願ではなくてこの入試形態で入ってきた学生の学力の高さは認めるところであるが、その定員を充足させる改善策を模索する。

人文学部の後期日程入学試験に関しては、平成19年度入試から始まったばかりであるから、現時点では評価の段階ではない。

#### 【改革・改善策】

推薦入学（特にA方式推薦入学）については高校からの調査書と面接および簡単なテストで可否を判断しているが、面接の中身およびその比重が妥当であるかどうかを入学センターと協議し検討する。入学定員を満たしていない附属推薦入学についての対応は既に全学的に検討が始められている。また一般入試の受験者を増やすためには学部・学科の改組や、大学全体で受験生にアピールできるようなプランを全学に提起していく。

### 4. 教員組織

#### 【到達目標】

学生の学力低下や学修意欲の希薄化に対応するため、今まで以上に少人数教育が必要になっている。教員の補充採用人事の際には、時代のニーズに合った専門分野の強化やバランスの取れた年齢構成を視野に入れながら、国際化や男女機会均等の理念を実現するべく、外国人教員および女性教員を増やしていくことを目標とする。

#### 【現状の説明】

##### （1）教員組織

##### （教員組織の適切性、年齢構成）

人文学部では専門教育科目担当教員と共通教育科目担当教員全員で学部の専門教育にあつ

### Ⅲ. 学部・大学院 人文学部

ている。共通教育担当者を含めた専任教員数は学生定員 90 人の文化学科で 24 人、60 人の歴史学科で 12 人、同じく 60 人の日本語日本文学科で 11 人、100 人の教育・臨床心理学科で 13 人（特任教授 3 人を含む）、80 人の英語学科で 35 人、45 人のドイツ語学科で 13 人、45 人のフランス語学科で 12 人、60 人の東アジア地域言語学科で 8 人（スペイン語担当 2 人を除く）である。それぞれの学科のカリキュラムに合った教員を揃えている。特に近年の学生の関心の高い分野に対応する人事を行っている。教員 1 人当たりの学生数は、文部科学省への教員の届けに準じて計算すると、文化学科が 49.5 人、歴史学科が 38.2 人、日本語日本文学科が 35.3 人、英語学科が 46.1 人、ドイツ語学科が 32.1 人、フランス語学科が 27.0 人、東アジア地域言語学科が 39.3 人となっている。

学科別に専任教員の数を見ると、文化学科では思想史系 11 人、比較文化系 13 人で専門分野の偏りはない。専任教員の年齢構成は 30 歳代 2 人、40 歳代 5 人、50 歳代 11 人、60 歳代 6 人となっており 50 歳代以上が多い。歴史学科の専任教員は日本史 4 人、東洋史 3 人、西洋史 3 人、考古学 2 人である。年齢構成は 30 歳代 3 人、40 歳代 3 人、50 歳代 4 人、60 歳代 2 人でバランスは取れている。日本語日本文学科の専任教員は文学系では上代から近代までそれぞれ専門家がおり、計 7 人、語学系は日本語教育を含め 3 人、比較文学 1 人の合計 11 人である。年齢構成は 30 歳代 2 人、40 歳代 4 人、50 歳代 4 人、60 歳代 1 人で前回の自己点検時より若返っている。教育・臨床心理学科の専任教員は教育分野 8 人、臨床心理分野 5 人の 13 人である。年齢構成は 30 歳代 1 人、40 歳代 4 人、50 歳代 3 人、60 歳代 5 人である。英語学科の専任教員は 20 歳代 1 人、30 歳代 7 人、40 歳代 11 人、50 歳代 12 人、60 歳代 4 人の 35 人である。英語学分野 9 人、スピーチコミュニケーション分野 9 人、英文学分野 9 人、米文学分野 8 人で 4 つのコース専攻に対応している。ドイツ語学科の専任教員は文学系 5 人、語学系 4 人、事情・文化系 4 人の計 13 人でカリキュラムの 3 つの柱にそっている。年齢構成は 30 歳代 2 人、40 歳代 3 人、50 歳代 5 人、60 歳代 3 人である。フランス語学科の専任教員は 30 歳代 3 人、40 歳代 2 人、50 歳代 6 人、60 歳代 1 人計 12 人である。専門分野別では語学系が 2 人で少ない。東アジア地域言語学科の専任教員は中国コース 5 人、韓国コース 3 人およびスペイン語担当 2 人の計 10 人である。年齢構成は 30 歳代 2 人、40 歳代 1 人、50 歳代 6 人、60 歳代 1 人である。

#### （教員組織における専任・兼任の比率）

専任教員は人文学部専任と共通教育担当に分類されているが（「大学基礎データ」表 19-2）、実際は専任教員全員で学部の専門教育を担当している。専門教育を担当する専任と兼任の比率は、専任教員が文化学科 72.7%、歴史学科 75%、日本語日本文学科 64.7%、教育・臨床心理学科 100%、英語学科 94.6%、ドイツ語学科 92.9%、フランス語学科 80%、東アジア地域言語学科 42.1%である。

#### （主要な授業科目への専任教員の配置状況）

演習や講読などの必修科目や選択必修科目の殆どを教授、准教授を中心に専任教員が担当しており、兼任教員が担当している科目は外国語系の学科では会話等の実習的なものであり、他の学科は殆どが選択科目である。

#### （大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけ）

本学の就業規則では、本学の職員（教員を含む）は学外での業務に従事してはならないと定められている。ただし、勤務に差し支えなく、かつ学長が許可する場合はこの限りではない（上限の基準として週 4 時間 2 コマまで）としている。これにしたがい、教員は学長の許可を得て他大学の非常勤講師を務めている。



**(教員間の連絡調整の状況)**

教員間の連絡調整については、各学科の学科会議を中心に、さらには各専門領域の教員別に教育課程編成のための情報の共有を図っている。また、学部に教務委員、学生部委員、図書委員、研究推進部委員、就職・進路支援センター委員、共通教育センター委員、言語教育センター委員、入学センター委員、エクステンションセンター委員などの委員を置き、それぞれの分野に関連する大学、学部の業務を遂行している。こうした委員を中心に各学科から選出された連絡委員の間で意見交換、調整を行っている。

**(外国人研究者の受入れ状況、女性教員の割合)**

専任教員のうち外国人教員の数は英語学科 5 人、ドイツ語学科 2 人、フランス語学科 2 人、東アジア地域言語学科 2 人（スペイン語担当者 1 人を含む）であり 119 人中 11 人である。また女性の専任教員は文化学科 1 人、日本語日本文学科 3 人、教育・臨床心理学科 2 人、英語学科 9 人、ドイツ語学科 3 人、フランス語学科 1 人、東アジア地域言語学科 1 人で、外国語講師、特任教授を除く全専任教員 127 人中 20 人である。

**(2) 教育研究支援職員**

**(人的補助体制の整備状況)**

一部の科目でティーチング・アシスタントがつくことはあるが、実験・実習的な授業を補助する教育研究支援職員は配置されていない。

**(3) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続**

**(基準・手続の内容と運用、基準・手続の明確化、公募制の導入状況)**

教員の募集については殆どの学科で公募制をとっている。特に近年は専攻分野、年齢条件を厳格にしている。昇格を含め学科で選考された候補者を学部長、2 人の教育職員資格審査委員と当該学科の学科主任で福岡大学教育職員資格審査基準や過去の事例をもとに慎重に協議し、学部正教授会に諮ることになる。最終候補者を絞り込む前に複数人と面談する方法をとることで、より適切な人材の採用を期している。学部正教授会の審議の後、全学の教育職員資格審査委員会に諮られ、大学協議会で最終的に承認される。

**(4) 教育研究活動の評価**

**(教育研究活動の評価方法、教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮)**

教員の教育研究活動の評価および教育研究能力・業績への配慮は人事に関する専任教授から構成される正教授会において議され、同教授会から全学資格審査委員会に上程される。

**【点検・評価】**

専任教員の配置に関して、教育・臨床心理学科は教職課程や夜間大学院も担当しており、専門教育の授業科目における専任・兼任比率が 66.7%（「大学基礎データ」表 3）と他学科に比べてかなり低く、教員が不足している。この点は認可申請の際にも文部科学省から指摘されている。歴史学科の考古学専修や教育・臨床心理学科の臨床系は実験的色彩が強くティーチング・アシスタントのみならず教育研究支援職員を必要としている。また日本語日本文学には日本語教育の専門の教員が 1 人しかいないため、学科に設置の授業科目と兼担している全学の留学生のための日本語教育に関わる負担が大きい。女性の専任教員の少ない学科もある。フランス語学科では語学系の教員の配置に、東アジア地域言語学科では言語教育専門の教員の配置に課題

### Ⅲ. 学部・大学院 人文学部

を残している。

学部全体の教員の年齢構成に関して問題は、56歳～60歳の教員が教授職の32%を占める点であろう（「大学基礎データ」表21）。

#### 【改革・改善策】

教育・臨床心理学科については、平成20年度以降2名増員が決定している。

学生の学力の低下や学習意欲の低下といった状況を踏まえた教育のあり方を検討する。その中でTAの増員や新たに教育研究支援職員制度を立ち上げて行く。今まで以上に少人数教育が求められており、カリキュラムの問題と人件費や教育研究経費の問題を総合的に考える。質の良い学生を社会に送り出すという出口管理などの問題とも密接に関わっており、大学の存亡が懸かっている。その上で適切な教員配置を考える。

### 5. 研究活動と研究環境

#### 【到達目標】

多様な価値観の中で総合的に判断し、国際的な視野に立って過去の出来事に照らし、未来のあるべき姿を探求するという人文学部の学問理念のもとに、個人の研究および共同で学際的な研究を進める。技術の進歩とともにあるべき人間の姿が見えなく成って来ている現在、人と社会と自然を包括する研究を目標とする。

#### 【現状の説明】

##### （1）研究活動

##### ①研究活動

##### （研究成果の発表状況）

人文学部の専任教員の研究成果の発表は、過去5年間で外国語講師を含めた154人の平均が5.5件であり、1年1件という昇格の際の基準を超えている。ただ研究成果の発表数の多寡については、個人間でも学科間でも変動がある。

学科別では文化学科が1人当たり3.75件、歴史学科が7.5件、日本語日本文学科が5.7件、教育・臨床心理学科が10件、英語学科が4.7件、ドイツ語学科が3.4件、フランス語学科が6.4件、東アジア地域言語学科が10件である。また外国語講師の平均は4.5件である。

学科中心の学会運営もみられる。歴史学科の「七隈史学会」は平成19年で9回目の開催となり、400人近くの参加者がある。研究者、大学院生、学部生のみならず市民参加の「市民に開かれた学会」を目指している。日本語日本文学科も「福岡大学日本語日本文学会」を開き、『日本語日本文学』なる学科誌を発行している。

##### （研究助成を得て行われる研究プログラム）

研究助成を受けて進めている研究プロジェクトとしては、歴史学科の「グローバル化の中の地域」（本学研究推進部の総合科学研究）と「九州中世学の構築」（大学教育高度化推進特別経費による）がある。

##### ②研究における国際連携

##### （国際的な共同研究への参加状況）

国内外の学会活動および研究における国際連携については地理的条件とも相俟って韓国や中国との交流が盛んである。具体例として歴史学科の考古学を中心にして「東アジア考古学」の実現を目指している。フランス語学科ではベルギーのルーヴァン大学と学生教育に関する交流のみならず教員の研究においても連携しており、これまでもベルギーと福岡で一度ずつシン

ポジウムが開催されている。

### ③教育研究組織単位間の研究上の連携

#### (付置研究所との関係)

人文学部には本学の付置研究所との連携による研究活動はないが、各教員の専門の近縁性を通して学科単位で、学部単位でときには学部を越えて学際的な領域別研究チームが組まれている。例えば人文学部の教員が代表者になっている研究チームとしては、人文科学系の「東西美術史研究」「宗教と文学研究」「言語・社会・文化総括研究」や社会科学系の「社会規範と制度の比較研究」「民族文化と国民国家の諸問題研究」「高等教育研究」等である。

## (2) 研究環境

### ①経常的な研究条件の整備

#### (個人研究費・研究旅費、研究時間の確保の方途、研修機会確保の方策)

領域別研究チームの1人当たり研究費は約10万円であり、資料収集や物品購入に使用することができる。この領域別研究によって他学部の教員や学外の研究者との交流を図っている。図書費は1人当たり約24万円である。また学会出張の経費は東京まで年2回確保されている。なお、本学には、本学の教員を外国の大学、研究所などの教育または研究施設に派遣し、学術の研究および教授能力の向上を目的とする在外研究員(大学が経費を負担)および海外研修員(経費は自己負担)制度がある。1年間の長期在外研究員の枠は各学部1人であり、他学部に空きがある場合には構成員の多い人文学部には2人が認められてきた。

しかし教員の授業の持ちコマは、最も多い人で大学院の授業を含め週10コマ担当し、少ない人でノルマの週5コマ担当であり、研究にあてることができる時間に大きな差が生じている。

#### (教員研究室の整備状況)

教員研究室は講師以上の全専任教員に個室(22.9㎡)が割り当てられているが、人文学部に所属している外国語講師については相部屋となっている。そのため、人文学部の専任教員1人当たりの研究室平均面積は21.3㎡となっている(「大学基礎データ」表35)。

#### (共同研究費の制度化の状況とその運用)

詳しくは研究推進部の項を参照されたい。これまでに学内の研究推進部に設置の「総合科学研究チーム」の共同研究に、人文学部の教員が研究計画を応募して採択されたのは1件(研究経費年300万円で2年間の継続研究)である。

### ②競争的な研究環境創出のための措置

#### (研究助成金の申請と採択状況)

科学研究費補助金の採択は、平成16(2004)年が申請11件中3件採用、17年は申請11件中3件採用、18年は申請15件中3件であった。(「大学基礎データ」表33)

競争的研究環境を創出する仕組みの1つとして、インセンティブ予算とも言える博士の学位論文の出版助成制度が全学的に設けてある。詳しくは研究推進部の項を参照されたい。

### ③研究上の成果の公表、発信、受信等

#### (研究論文・研究成果の公表を支援する措置)

博士論文の出版助成は、1件100万円の経費助成が全学で年間2件まで認められている。

『人文論叢』が教員の研究成果を発表する学部紀要として、また『研究部論集』が研究推進部に設置の領域別研究チームを構成する教員の共同研究の成果を報告する機会として整えられている。平成18年度より研究推進部のサイト「福岡大学研究者情報」が大幅に改良され、学外

### Ⅲ. 学部・大学院 人文学部

への情報発信媒体として機能している。研究者リストの更新も毎年行われる。

#### 【点検・評価】

図書費の1人当たり約24万円の額は文献研究に多くを依存している人文学部の教員にとって十分とは言えない。また学会出張経費も限度額内で弾力的運用を求める声も多い。

領域別研究チームの研究成果は、各教員の専門性に縛られない学際的な研究テーマに関わるものであり、総合教養科目のオムニバス形式の授業に生かすことができる。また研究活動がどのような形で教育に反映されているかを学科単位で検証することが求められる。

教員間の授業持ちコマ数のアンバランスは研究時間を確保する為には是正する必要がある。特に大学院を兼担する教員の負担は大きい。大学院を担当している教員の中にはノルマの週5コマの倍の週10コマの者がいる。また本学では講義科目と外国語科目に関して教員の担当すべき授業時間のコマ数の計算の仕方が違っている。さらには、入試に関わる業務や諸会議の開催などが近年増えたことも研究条件を悪化させている。在外研究員への応募が少なくなっているのも教員の通常業務の負担が増えていることと関連しているように思われる。

歴史学科は「七隈史学会」を基盤にして、研究推進部の助成を受けているプロジェクトをバネに地域史のセンター設立や、大学総合資料館（博物館）の構想を持っている。

文系学部教員の研究室がある文系センターには空き室がなく、今後採用予定の教員研究室確保が課題となっている。

#### 【改革・改善策】

就業規則等、長年見直されていないものを現実に即した形で見直すよう全学に提案する。弾力的な学会出張経費の執行の方、学部の特性にあった図書費のあり方について全学に提案する。教員が関わる事務的業務や会議運営の効率化を図るなど、より良い研究環境を整えるための方策を検討する。

## 6. 施設・設備等

#### 【到達目標】

学生と教員が日常的に顔を会わすことのできる空間を確保することが、学生の帰属意識や勉学意欲を高めることに繋がり、そこに大学院生も加われば現在の若者が苦手とする縦の関係の構築にもなる。全人教育の実現のために、利便性のある学部共有のゼミ室と学科の研究室を造ることを目標とする。

#### （1）施設・設備等の整備

##### 【現状の説明】

##### （施設・設備等の整備状況、情報処理機器の配備）

教育研究のための人文学部の専用の施設・建物はない。歴史学科と日本語日本文学科には学生が集う学科専用の研究室はあるが、研究室を管理する人的体制は整っていない。文化学科にも学科に設置されている授業科目に関連した教育研究に使用する「心理学実験室」や「社会調査室」「地理実習室」があるが、教員の個人研究室からは離れて位置する。学部専用のゼミ室を使用する少人数のゼミ以外の授業は全学共用の教室を使用するため、学部・学科への学生の帰属意識の形成につながっていない。学部の専任教員の個人用研究室は、文系センター棟にある。

学部専用の教育研究施設に関しては、平成14年に出された中長期施設整備計画に文系学部が共用する教育研究棟（「文系専用棟」）建設案が出され、平成17年度には着工されることになっていた。しかしこの中長期施設整備計画の3年毎の見直しにより文系学部共用の教育研究棟は

文系各学部専用棟の建設計画に変更された。大学創立 75 周年（平成 21 年）に商学部専用棟の建設が予定されているが、他の文系 3 学部についてはその建設の時期や規模も決まっていない。

歴史学科や日本語日本文学科の専用の研究室以外のゼミ室には、研究室の管理の都合で学生が自由に使用できるパソコン等の機器が置かれていない。

語学の学習や授業のためのマルチメディア教室等も不足しており、教室利用の調整に苦労している。

**【点検・評価】**

施設・設備については、本報告書の「施設・設備」の項および「総合情報処理センター」の項を参照されたい。

なお平成 19 年に新設された教育・臨床心理学科の学生は一部の授業のために少し離れた医学部キャンパスまで足を運ばねばならず、教育環境として大きな問題である。

**【改革・改善策】**

施設・設備の問題は、文系学部には研究室の管理にあたる助教や教育研究支援職員が置かれていないこととも関連する。こうした人的配置も含めた学部専用の施設・設備の将来的な設置を目指して、全学的な合意を得るように努める。



## 人文科学研究科

### 1. 大学院研究科の使命および目的・教育目標

#### 【現状の説明】

##### （理念・目的等）

人文科学研究は端的に人間性を対象として探求を進め、人間性を涵養する。本研究科は、この人間性の探求に多様なアプローチをとっている。すなわち、日本と世界にわたる言語および文学、歴史、社会・文化、教育・臨床心理からの接近である。

これらの接近方法は、それぞれ独自の学問専攻として成立し、いずれも純粋な探求の学として、人間性を明らかにするものである。しかも、その探求をとおして、批判的精神と実践的判断力のある専門人を育成するのであって、決して専門主義の陥穽におちいるのではない。世界の潮流を俯瞰し、高度の研究・教育をそのなかに定位することによって、広範な展望と自由な批判精神とを有した創造的人材を育成し、社会に寄与することを目的とするのである。

##### （目的の達成状況）

博士課程前期・修士課程では、広い視野に立って深い学識を授け、専攻分野における研究能力、または高度な専門性を必要とする職業人（高校の教員など）を育成している。さらに博士課程後期では、各専攻分野について、研究者として自立した研究活動を行うに足る研究能力を身につけさせ、その能力をふまえた当該分野の研究者、専門職業人を育成している。しかし、このところの経済不況や人口少子化の社会事情、さらに大学改革・再編の影響のために、人文科学の専門分野にかかるポストの減少傾向は否めない。このためにその専門性を生かせるポストがなく、就職浪人を余儀なくされるケースが少なくないのである。

##### （周知の方法）

こうした状況は、学部学生の大学院への進学意欲に影を落とし、進学者の人員の減少傾向をもたららし、大学院の教育・研究の活性化を阻む大きな要因の一つとなっている。とはいえ、本研究科はその理念・目的・教育目標などをホームページを通じて広く社会に示し、「福岡大学大学院論集」などを通じて全国にその研究成果を知らしめる努力を怠っていない。また、全国学会や国際学会に研究者（教員・学生ともに）が参加することを通じて、その存在を知らしめる努力もしている。近年、こうした面での努力が一部報われ、国内外の当研究科への関心が高まっている。

#### 【点検・評価】

最近、本研究科の理念が明文化され、研究教育の指針が明確化されたが、研究科の実態は必ずしもこれに即応するものではなく、乖離した部分のあることは否めない。原因は多々あると考えられるが、最大のものは、人文科学の研究場所がキャンパス内でいくつにも分離していることである。そのため、大学院教育研究が組織性を欠き、各専攻間の連携がはかられにくいという構造的な問題が生じている。

また、全国的傾向として専門学部の基礎教養がレベル低下し、専門分野における大学院教育の重要性が増しているにもかかわらず、大学院進学者が増加していない。これは、学部教育と一体になった柔軟性ある有機的な教育体制ができていないからである。

#### 【改革・改善策】

- ①教員・学生・研究施設が一体となった大学院研究棟建設を目指す。
- ②セメスター制の一部導入、

### Ⅲ. 学部・大学院 人文科学研究科

他の専攻および学部の授業も履修できるようなカリキュラムの改正などを行い、大学院教育の基礎部分を強化するとともに、大学院に進学する学生を増やす。③学生の海外への短期・長期の留学を推進し、大学院担当教員にはたらきかけて教育研究内容の柔軟性と多様化・深化を進める。④学内・学外の研究会を活用し、学生に口頭での研究報告をさせるとともに、機関誌などに論文を発表させ、研究者としての実践・実績を積ませる。⑤課程博士にふさわしい者に対しては、積極的に学位請求を勧め、学位を取得させ、自立した研究者としての社会的な地歩を固めさせるとともに、院生の研究成果をふまえた就職先として、研究職に限定せず、広く専門職業人としての活動ができる職場を想定させる。

#### 2. 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

##### 【到達目標】

本研究科の修士課程・博士課程の教育内容は、学部の課程との有機的な一貫性を重視することによって、統合的・総合的な視点から研究課題に取り組むシステムを目指している。以下述べる方法によって、学生の研究意欲を高めて、業績を積み、研究成果を有する専門人として自立できる能力を養うことを目指す。

##### (1) 教育課程等

##### ①大学院研究科の教育課程

##### 【現状の説明】

(研究科の教育課程と理念・目的等との関連、修士・博士課程の目的への適合性、研究科の教育内容と学士課程の教育内容の関係、修士課程の教育内容と博士(後期)課程の教育内容の関係、博士課程における入学から学位授与までの教育システム・プロセス)

教育・臨床心理専攻を除き、全専攻ともそれぞれの分野に関連する基礎的素養を涵養すべき措置は、制度上不十分であるが、全専攻とも前期課程では、学士課程で学修したものを基礎として、その上に深い専門性を身につけ、高度な研究成果と専門性を要する職業に必要な能力を養成し、その教育内容は後期課程の最終目的である学位論文作成につながるよう計画的な指導が行われている。また後期課程では、前期課程の教育内容を基にして、さらに自立した研究能力と豊かな学識を養成し、学位取得のための計画的な個別指導が一貫して行われている。学生の研究課題において専任教員がカバーできない部分は、適切な他大学の教員に集中講義を依頼して補っている。

##### (a) 史学専攻

博士課程前期・後期とも、学士課程と同じく、考古学・日本史・東洋史・西洋史の4専修にわかれ、前期課程では史料講読(考古学方法論)・特講・演習を、後期課程では、特論・特研を設け、教育上の目的を達成するとともに、学位論文の作成を進める者に対して指導計画を立てて指導をしている。

##### (b) 日本語日本文学専攻

博士課程前期・後期ともに、中学・高等学校教員と日本語教員の育成と再教育、外国人留学生の教育を高度に達成することを目的にしているため、学士課程や旧来の学問体系に配慮しつつ、日本語・日本文学・比較文学および言語学を三つの柱として、特講、演習、特別研究、特論などの科目を配置し、専門化と総合化に対応できるような課程編成となっている。

##### (c) 英語学英米文学専攻



博士課程前期においては、学士課程の基礎の上に立ち、国際的視野を備えた高度専門職業人の養成という観点から、英語圏文化全般についての理解を深めるとともに、高度の英語運用能力の涵養や個々の学生が英語学や英米文学・文化に関わる領域で専門知識を深めるため、特殊講義や演習などの授業科目を配置し、各々の研究上の関心を修士論文に結実させるように個別指導している。博士課程後期においては、前期課程の教育内容を基にして、自立した研究者の養成という観点から、研究対象を絞って研究を深め、最終的には博士論文の完成をめざし個別指導を徹底している。

(d) 独語学独文学専攻

ドイツ語を大学に入学して初めて修めたことを考慮し、博士課程前期では学士課程の基礎の上に、まずドイツ語読解力の増強をはかり、ドイツ語・ドイツ文学に関する基礎的知識を修得させることを目標とし、語学・文学に関する特殊講義・演習などの授業科目を配置している。博士課程後期では、前期課程の教育内容を基にして、将来研究者として自立できるよう高度なドイツ語読解能力、およびドイツ語・ドイツ文学研究能力を身につけられるよう特別研究、特論などを研究指導科目として配置し、個別的な指導を導入している。

(e) 仏語学仏文学専攻

仏語学仏文学専攻は、現代 21 世紀のグローバリゼーションの流れのなかで、欧州連合（EU）を牽引するフランス共和国を形成してきた人権や民主といった普遍的文化を、語学・文学・思想の各分野で、修得させることを目標としている。前期課程では、学士課程のフランス語コミュニケーション能力の習得中心の学習を基礎に、より専門性の高いフランス語学・フランス文学の研究手法の養成を課程編成の理念として、仏語学・仏文学の特殊講義、演習を開設している。後期課程では、前期課程の教育内容を基にして学位取得に向けて個別指導を行っている。

(f) 社会・文化論専攻

社会・文化論専攻は前期課程（修士課程）のみ存在する。教育内容は、学士課程の基礎の上に、平成 18 年度より、社会学・文化人類学に加え、西洋哲学を参入させた。社会学では、社会調査や計量・数理の専門的技法を身につけることを重視し、文化人類学では、日本文化をグローバルに理解するために語学力に裏付けされたフィールドワークの専門的技法を重視し、西洋哲学においては古典を理解するための基礎的語学力と緻密な思考力の涵養を重視している。全体として、母体となっている人文学部文化学科と同じく、人間の社会と文化の総合的研究を重視している。授業科目は必修科目として「社会文化基礎論」「人間社会研究法」「人間文化研究法」が置かれ、選択必修科目として分野ごとに演習および特講が置かれている。社会学を中心とした「人間社会」分野と、文化人類学と西洋哲学を中心とする「人間文化」の 2 分野に分かれ、学位論文（＝修士論文）の作成に至るまで個別的・計画的な指導がなされている。演習担当の教員は、入学後 2 カ月以内に入学時に提出した「研究計画書」の修正と再提出を求め、3～4 カ月に 1 度の頻度で研究の進捗状況を聞き取りし、適切な指導方針を確立する。各年度に、修士論文の中間報告会を計 4 回程度開催する。

(g) 教育・臨床心理専攻

平成 16(2004)年度に完成した本専攻は、生涯学習社会での高度専門職業人の養成という社会的要請に対応していくために、実践的指導力に富む学校教員の養成、臨床心理学分野での高度専門職業人（「臨床心理士」）の養成、福祉・医療・地域教育分野における専門職員の職能向上（キャリア発達）を目的として課程編成をしている。前期課程では、臨床心理分野は、「（財）日本臨床心理士資格認定協会」指定大学院（一種）として、同協会が定めるカリキュラムおよび履修規則に沿った教

### Ⅲ. 学部・大学院 人文科学研究科

育内容にしており、教育分野は教育職員免許状（一種）所持者には全教科にわたる専修免許状の取得を可能にしている。後期課程では、前期課程の教育内容・領域を基に、3 領域（教育実践学・教育医療学・臨床心理学）からより特化したテーマで、学位論文の作成指導および実践指導を個別に行っている。

また、本専攻は、独立専攻大学院であることから、学生の下位学位課程で学修した教育内容・領域は多様であるが、本専攻における教育内容・レベルとの接続は、志願時の「研究計画書」および入学試験成績による査定とともに、特に入学者の半数以上を占める社会人学生には現職能と学習・研究目的との整合性を促すように授業内容・方法を工夫している。

#### 【点検・評価】

学部の教育課程との連携、各専攻の教育課程の連携が欠けているため、人文科学研究の基礎教育が十分にできていないという問題はあるが、各専攻はそれぞれに工夫を凝らし、人材の育成に努めている。

#### (a) 史学専攻

教育内容に特段の問題はないと思われる。博士課程前期では深い専門性と広い視野を身につけ、高度な研究成果と専門性を要する職業に必要な能力をつけ、教員をはじめとする有用な人材として社会に進出する、あるいは後期課程に進んで自立した研究能力と豊かな学識を得て、最終的に学位取得のための論文作成に取り組んでいる。問題は、院生研究組織「七隈史学会」での院生の会の運営実務に関わる負担が過重であること、さらに博士課程前期に教員志望の院生が増え、必修である修士論文を書くための強いモチベーションの維持が難しいこと、などである。

#### (b) 日本語日本文学専攻

博士課程前期の教育内容によって、学生は順調に専門性を深め、基礎知識の幅を広げている。後期課程に進む者はさらに自立した研究能力と豊かな学識を獲得し、最終的には学位取得のための個別指導を受けて論文作成を行っている。前期課程を修了して高等学校の国語科教員になる者もあれば、海外で日本語教員として活躍する者もあり、後期課程に進学して研究を続ける場合は、学位を得て内外の大学や研究機関に就職する者がおり、留学生であれば母国の大学で教壇に立っている者もある。その点では、本専攻の目標は達成されていると言える。ただし、従来見られた外国人留学生と高等学校教諭の入学志願者は減少傾向にあるばかりか、学位取得者でも研究教育職に就けない場合が多く、問題がある。

#### (c) 英語学英米文学専攻

博士課程前期においては、英語学・英文学・米文学の3分野にわたってバランスのとれた授業科目が開講されており、高度専門職業人の養成という点では、毎年一定数の中学・高校教員を社会に送り出しており、十分に教育の実をあげていると言える。博士課程後期では、上記3分野に多少のアンバランスが見られるが、学位論文を提出する者が増えつつある現状はよい動向である。

#### (d) 独語学独文学専攻

本専攻にとっての問題は、入学者があまりにも少ないことである。教育内容が悪いのではなく、学士課程の学生の大学院への進学を促すような、学部と大学院の連携が欠けていること、ドイツ語およびドイツ文化が世界に果たしている役割が認識されていないことなどが問題である。

#### (e) 仏語学仏文学専攻

本専攻の大学院担当教員は、語学と17世紀から20世紀までの文学・思想を専門としており、学

生の希望にそった教育・研究指導を行っているので、その結果、前期課程では専門性の高いフランス語学・フランス文学の研究方法を身につけた学生が育っている。とはいえ、現行のカリキュラムに関しては問題がないとはいえ、前期課程への入学者が少ないことも、これと関係する。後期課程では、学位取得に向けて個別指導を行っているが、いまだ学位論文の提出者はいない。

(f) 社会・文化論専攻

教育内容は、学生の関心が多様なことを意識してかなり効果的に考えられているが、総合的な学問領域からのアプローチを特徴として、さまざまな領域の学生を受け入れているために、時として基礎的な学力に欠ける学生がみられる。また、外国語の修得とフィールドワークに関わる時間がなかなか得られないという問題もある。

(g) 教育・臨床心理専攻

前期課程においても後期課程においても、現代社会のニーズ対応という点で工夫を凝らした教育内容になっているし、学生の学習意欲も高い。しかし、夜間大学院という事情から、カリキュラム・時間割編成等にゆとりを持たせることができず、教育・臨床心理両分野にわたる幅広い教育が困難な状況にある。担当教員も昼間部（学部課程）との兼担であるために、研究指導上の負担も大きい。とはいえ、学位論文提出者も出現し、また社会の現場で活躍しつつ研究を続けて研究と職業の相補的關係が強化されている場合も見られ、すでに歩み出した方向に前進する励みとなっている。

**【改革・改善策】**

専攻間の連携を教育課程に活かせる工夫をする必要がある（カリキュラムの改正）。また、学部の教育課程との連携も強化していく。

(a) 史学専攻

教員志望院生のための授業内容の一部改定や、教育・臨床心理専攻との提携などの方策、海外への留学生や短期研修生の派遣のためのさまざまな支援の要請、外部のさまざまな研究資金への応募、また大学院生のための語学研修留学制度の活用も検討していく。「七隈史学会」での院生の諸種の負担解消は、競争的資金の獲得による研究支援者の導入などが考えられるが、これは抜本的な解決ではなく、助教を含めた研究支援職員や教員の増員について検討していく。

(b) 日本語日本文学専攻

博士課程前期の教育内容は学士課程との連携において成り立っているとはいえ、本学の学部から大学院への進学者を確保するには院生と学部生との連携のあり方が不十分なので、学士課程の演習および卒業論文作成への院生の参加を促す。また、外部の評価を高める方策を再検討する。さらに、後期課程修了者の多くが希望する研究教育職に就けない現状に鑑み、学位取得者への特別給付、助教・ポスドクなどのポストの付与することを検討していく。それと連動して、後期課程の院生の学位取得意欲を向上させるべく、後期課程の担当教員の増員を図る。

(c) 英語学英米文学専攻

前期課程においては、教職関係の高度専門職業人の養成をより一層充実させるために、大学院担当の英語教育学分野の教員を増員すること、博士課程後期では、院生の要望に応じるべく、米文学担当の研究指導教員を配置することを進めていく。

(d) 独語学独文学専攻

学士課程の学生が大学院に進学したくなるように、学部と大学院の連携を強化する。ドイツ語およびドイツ文化が世界に果たしている役割についての認識を学内外において高めるよう努力する。

### Ⅲ. 学部・大学院 人文科学研究科

#### (e) 仏語学仏文学専攻

学部と大学院の連携をつけること。フランス語およびフランス文化が現代世界で果たしている役割についての認知度を学内外において高めるよう努力する。さらに、院生に多様な思考の技術・方法を身につけさせるために、また大学院への入学者数を増大させるために、担当教員の配置・授業内容の再検討を行う。

#### (f) 社会・文化論専攻

個々の学生の学力に応じたきめの細かい指導を徹底し、また正規の授業以外での「研究会」を頻繁に開く。限られた時間のなかで、学位論文を仕上げる必要があるため、文献による先行研究の把握を徹底させるとともに、インターネットを通じた情報の獲得方法も積極的に指導する。外国語の習得のための短期留学を奨励し、フィールドワークに学生を参加させるための資金などの支援の獲得を目指す。

#### (g) 教育・臨床心理専攻

夜間大学院であることなどの構造的な問題があるが、カリキュラムの柔軟化（過年度受講も含めて可能な限り分野を越えた科目受講）、（兼任教員の増員による）設置授業科目増を図るなどして、学生の学習目的への到達・学習内容の充実を支援していく。

### ②授業形態と単位の関係

#### 【現状の説明】

講義は4単位（通年）、演習4単位（通年）または2単位（2年連続）で行い、非常勤講師による集中講義などは2単位の場合もある。単位計算は、大学院学則に基づき、講義、演習を15時間から30時間までの範囲で本研究科が定める授業時間により1単位としている。学位論文の作成については、作成に必要な学修と成果を考慮して単位を定めている。

#### 【点検・評価】

多くの授業科目が通年（4単位）履修となっているため、学生が履修できる科目が限定され、幅広い基礎教養を涵養する妨げとなっている。単位は学則に従って計算されており、妥当と思われる。

#### 【改革・改善策】

セメスター制度を導入し、全専攻とも前期・後期とも講義を2単位とし、演習のみ通年ないし2年連続制として4または8単位とすることで、履修科目の内容と単位の取得を広範かつ柔軟にする。この制度が平成20年度から実施されるので、問題の多くが解消されることが期待される。

### ③単位互換、単位認定等

#### 【現状の説明】

全専攻とも、国内外の大学等との間での単位互換・単位認定等は、行っていない。

#### 【点検・評価】

実際には東アジアのいくつかの大学から大学院レベルでの交流の申し出が出ているし、国内の他大学院との連携の必要性も言われているので、このままでよいとは思われないが、大学全体が単位互換、認定を支援する姿勢が必要である。

#### 【改革・改善策】

将来の課題として検討する。

### ④社会人学生・外国人留学生等への教育上の配慮

#### 【現状の説明】

全専攻とも社会人学生と外国人留学生の受入れに努め、然るべき入学試験を課し、入学した場合には、教育研究環境に慣れ、研究成果を上げるように十分な配慮をしている。

(a) 史学専攻

社会人の出願者は過去に数例あったが、実際は前期課程に1人が入学・修了した。外国人留学生は、現在前期課程の考古学専修に1年生が在学する。これまで留学生には、日本語表現を細かく指導して研究の援助をしてきた。また留学生の奨学資金の確保のための推薦状作成など、最大限に配慮し援助している。

(b) 日本語日本文学専攻

本専攻の社会人学生および外国人留学生の受入れと教育は、課程博士の学位を取得する者がすでに数人輩出されていることから窺えるように、十分に機能を果たしていると言える。また、入学試験に合格した外国人留学生は日本語運用能力が高く、就学上の配慮も特に必要ない。社会人学生・留学生ともに個別に指導し、それぞれのかかえる研究上の問題点については指導教員が細かな配慮をしている。彼らを他の学生と同様に処遇することが、かえって修学への適応を容易にしている。

(c) 英語学英米文学専攻

平成19年度現在、博士課程前期・後期を通して、3人の外国人留学生（うち1人は文科省国費留学生）が在学している。社会人学生の入学もほぼ毎年見られる。いずれも、指導の教員が個別的に懇切丁寧に対応している。

(d) 独語学独文学専攻

社会人や外国人留学生（ドイツ人1人）については、試験問題の課し方でまず配慮している。また入学の場合には、特別に教育課程の中身を本人のために一層適切なものにすべく配慮している。また、研究指導にも十分に注意を払っている。

(e) 仏語学仏文学専攻

社会人については門戸を開いているが、事実上入学者はいない。また仏語学仏文学専攻という課程の性格上、外国人留学生はこれまでにない。

(f) 社会・文化論専攻

社会人・留学生の入学は、これまでにない。

(g) 教育・臨床心理専攻

高度専門職業人の養成という本専攻の理念・目的から、教育・臨床心理領域における専門職への明確な目的意識（資格取得、キャリア形成）と高い学習意欲を持った社会人（学士課程修了者、有職者）に広く門戸を広げ、その目的達成を支援している。外国人留学生は今のところない。

**【点検・評価】**

社会人や留学生は、一般学生と同等の学力・知識を求めるのは難しい。したがって、入学試験科目を軽減し、論文中心の審査方法を採用することも有効である（日本語日本文学専攻の場合がそうである）。社会人学生は修了後教職につくことを希望するケースが多く、この希望は叶えられている。外国人留学生については、資質や能力において個人差が大きく、所期の目標を立派に達成する学生がいる一方で、修了が遅れるケースもあり、指導の難しさが感じられる。他方、一般学生と社会人学生・外国人留学生が教育研究の場を共有することで、互いに社会性と国際感覚をみがくことになる、英語学英米文学専攻などでは、英語運用能力の向上につながっている面もある。

### Ⅲ. 学部・大学院 人文科学研究科

#### 【改革・改善策】

入学試験を実施するまえに、予備期間をもうけて、面接やメール等で外国人志願者の資質や学力を見極めるという方法も検討する（英語学英米文学専攻）。外国人留学生の場合には、入学試験を受験させる前に、学部研究生として1年間基礎訓練を施すということも検討する。

#### ⑤研究指導等

##### 【現状の説明】

##### （教育・研究指導、履修指導の適切性、個別的な研究指導）

全専攻とも、博士課程前期については、入学時に適切なガイダンス・履修指導を行っている。博士課程前期・後期ともに、マンツーマンの方式で研究指導をしており、各学生のその段階での問題意識、研究の到達状況を把握し、その都度適切な研究上のアドバイスを与えることのできる態勢をとっている。場合によっては、学外の研究者を非常勤講師として招き、指導を補うという手だても講じられている。

##### (a) 史学専攻・日本語日本文学専攻

研究報告会（ないしは学内学会）を年1ないし2回開催し、研究指導の効果をはかるとともに、その後の指導の軌道修正の指針ともしている。

##### (b) 教育・臨床心理専攻

担当指導教員による個別指導（論文指導、スーパービジョン）と教育・臨床心理両分野ごとに開催される「研究報告会」（年2回）や「ケースカンファレンス」（毎週）などを行っている。

##### 【点検・評価】

全専攻とも指導は計画的であり、学生は大変恵まれた研究指導環境にあると言える。大学院担当の教員がほぼ全分野をカバーして研究指導できる態勢にあることは、特筆できる。

#### （2）教育方法等

#### ①教育効果の測定

##### 【現状の説明】

##### （教育・研究指導の効果を測定する方法、修了者の進路状況）

前期課程では、授業を通じて教育したことをもとに学生一人ひとりに課題を与えることが主であり、期末試験に相当するものは行わない。創造力を活用させる論文形式のレポート作成を義務づけることで、研究者にふさわしい能力が培われているかどうかを判断している。その最終結果は修士論文という形となり、これによって前期課程の教育効果がどの程度達成されているかを判断する。

後期課程の場合は、学生に課題を順次与え、学位論文作成に近づけるようにさせる。教育効果の測定は最終的に博士論文の結果によって判断している。教育効果が社会的に評価されること、すなわち学生が卒業後に教育・研究職に就くことが出来るか否かも、もちろん教育効果の測定材料になる。各専攻では、寧ろこちらの方に注意をはらう傾向が見られる。

院生の論文を活字にして公表する研究誌の刊行が、史学専攻・日語日本文学専攻・英語学英米文学専攻においては定期的に行われている。それらに発表される研究成果もまた教育効果を反映するものとみなせる。

##### (a) 史学専攻

当専攻では、院生の就職状況を教育効果の目安としている。考古学専攻者では行政機関の文化財

担当技師に採用され、日本史専修では市立博物館・大学の助手・中学・高校の教職に就く者が多く、東洋史・西洋史専修では高校の教員採用がほとんどだが、一般企業への就職も増えてきている。

(b) 日本語日本文学専攻

国内外の大学や研究機関に就職したり、高等学校の国語科教員、海外での日本語教員の職に就く者、また学位を得て母国で教壇に立つ留学生が出ていることから本専攻の教育が効果を発揮していることがわかる。

(c) 英語学英米文学専攻

教育研究の成果については、過去の修了生の就職・進路状況によって測定される。最近 10 年間の就職・進路状況は、大学・短期大学教員（専任 6 人）、中学・高校教員（専任 11 人、非常勤 5 人）、JAL 等民間企業勤務、他大学大学院博士課程進学等である。

(d) 独語学独文学専攻

教育効果の現れとして、博士課程後期修了者で、大学常勤講師 1 人、福岡大学の語学講師 1 人、他大学非常勤講師 2 人が出ている。

(e) 仏語学仏文学専攻

前期課程・後期課程ともに課題を提出させ、個々の学生の専門性がどの程度高まったかを判断している。大学院修了後の社会での活動も効果測定の方法となるが、重要なのは学生個々の研究成果の現れである課題論文である。

(f) 社会・文化論専攻

課題論文・レポートを提出させて、個々の学生の専門性がどの程度高まったかを判断している。大学院卒業後の社会での活動も勿論効果測定の方法となる。

(g) 教育・臨床心理専攻

高度専門職業人の養成を主たる目標におき、課程修了者（後期修業年限満期退学者を含む）の進路状況がその教育効果の指標となっている。

**【点検・評価】**

本研究科での教育の成果は全専攻を通して、主として学生のレポートや学位論文の内容で把握できると考えており、教育効果の測定方法としては妥当と思われる。

また全専攻とも基本的には、教育効果が学生の就職状況には必ずしも反映していないと判断しつつも、それが教育内容の問題ではなく、社会的問題であると考えている。

(a) 史学専攻

基本的に、大学院教育の効果が現れていると判断する。就職状況は相変わらず厳しいが、そのなかで本専攻の院生は健闘している。

(b) 日本語日本文学専攻

外国人留学生で博士号取得者のうち、本国に帰ってから教育研究職に就職した者があり、ある程度満足できる結果を生んでいる。国内にあっては、学位があっても教育研究職に就くのが困難である。しかし、これをもって教育効果が現れていないとは判断できない。

(c) 英語学英米文学専攻

修了生が大学・短期大学教員（専任 6 人）という現状が示すように、かなり満足できる教育効果を生んでいる。

### Ⅲ. 学部・大学院 人文科学研究科

#### (d) 仏語学仏文学専攻

博士課程前期については、留年する者はほとんどいない。学部学生時と比べると院生の知識と学力は飛躍的に向上することからも、教育効果があることは認められる。しかし、博士課程後期への進学者は途中で退学したりして、課程修了者はいない。その意味では、教育効果が十分とは言えない。

#### (e) 教育・臨床心理専攻

設置以来、各課程修了者（博士課程前期は平成 14 年以降、博士課程後期は平成 17 年度以降）の進路は以下のとおりである。

学校教員（小中高）9 人 / 専修免許状取得（現職学校教員）8 人

大学等専任教員 19 人（うち臨床心理士資格取得者 3 人）

現職（公務員・教員・心理士・保健師等）16 人（同 2 人）

臨床心理職（常勤・開業）13 人（同 13 人）

臨床心理職（非常勤）14 人（同 10 人）

以上から、大学院教育の効果が現れていると判断する。本専攻に対する社会的ニーズは、ひとまず果たされている。

#### ②成績評価法

##### 【現状の説明】

全専攻とも、出席状況、平常の研究態度、授業への参加、レポートなどの課題の提出によって、担当の教員が個別的に評価している。学位論文（修士および博士論文）の評価は指導教員のほかに副査を置いて、他の教員の評価をも含めるように配慮している。定期試験は実施していない。また、成績評価の基準として、研究課題を自ら発見し、研究の手順と方法と身につけ、結論に至るプロセスを体得できているかを重視している。

#### (a) 教育・臨床心理専攻

Semester制（2 学期制）をとり、半期ごとに出席状況、授業での発表内容（事例報告等）をもとに評価している。

##### 【点検・評価】

成績評価法については、個々の教員が授業を通じて説明しているため、全専攻ともに院生の理解が得られていると判断される。また思考力、分析力を中心として総合的な見地から評価しているため、従来の成績評価方法で妥当と考えられる。

##### 【改革・改善策】

成績評価は各担当教員によって公正・適切に行われており、特記することはない。

#### ③教育・研究指導の改善

##### 【現状の説明】

（教育・研究指導方法改善の組織的取組み、シラバス、学生による授業評価、学生の満足度調査）

教員の教育・研究指導の方法改善を促進するための組織作りについては、各専攻内では個別細分化した研究を総合する試みがなされているが、専攻を越える形ではなされていない。シラバスも今年からネット上で作成・公開され、授業内容が明確となったが、年間の授業および指導計画が明示されているわけではない。また、成績評価基準も必ずしも明示されていない。学生による大学院全般に対する満足度調査は本年度から実施されているが、現段階ではその結果を分析して活かすに



至っていない。学生の授業評価アンケートは行っていない。

**【点検・評価】**

本研究科においては、個々の学生に配慮して個別的に指導するのが基本方針である。同じ専攻内でも、複数の教員が同じ学生を研究指導するという方法はとられていない。個別細分化した状況を改善すべきかについては、教員の意見が分かれるところである。シラバスのWeb上での作成などによって他大学からの入学者の増加が期待できるが、それによる教育指導上の効果については現段階では明らかではない。年間授業計画・指導計画も、学生個々の資質や進捗状況に合わせて策定すべきであるという意見が強い。また、学生数が少ないために、学生の授業に対する反応は日常的に把握でき、授業評価のアンケートの活用が必要がないという考えもみられる。

**【改革・改善策】**

全専攻ともに、指導教員以外の教員と学生が接触する機会を増やし、研究のモチベーションを高めるとともに、研究の幅を広げさせる必要がある。そのために、専攻の枠を超えた共通性の高い授業科目の設置、学士課程の授業と連携した基礎授業プログラムの設置などのカリキュラムの改定を検討することが肝要で、それに向けて専攻を越えた人文科学研究科全体で教育改善のための討論を重ねていく。大学院入学希望者を増加させるために、シラバスの内容も充実させていく。

**(3) 国内外における教育・研究交流**

**【現状の説明】**

**(国際化、国際交流の推進に関する基本方針、国際レベルでの教育研究交流を緊密化する措置)**

研究科として国際化、国際交流に関する基本方針は定めていない。

福岡大学の文系大学院に属するすべての院生がその研究成果を公表することが出来るために、『福岡大学大学院論集』という研究誌が年2回刊行されている。本研究科所属の院生の研究論文が掲載されるこの論集は、国内外の研究機関および研究者にもその存在が知られ、教育研究交流の媒体となっている。またほとんどの専攻が外国の研究教育機関とコンタクトをとり、留学生の受け入れや派遣に努めている。

各専攻の国際レベルでの教育研究交流はつぎのとおりである。

**(a) 史学専攻**

本専攻には西洋史学・東洋史学・日本史学および考古学専修の学生がいることを前提に、国内外の研究交流を盛んにする方針が立てられている。特に考古学専修では、今年から留学生に2年間アシラン国際奨学資金が貸与されることになっている。今年度下半期には5カ月間長期研究員が滞在する予定で、平成17(2005)年度以降だけでも短期研究員は10人に達し、国外の大学院生との交流も密である。その結果、平成18年度には韓国東国大学校慶州キャンパスに自費で1年間留学する院生があらわれた。また、韓国からの研究者を招聘し、日本でフィールド調査を行ってもらい、本専攻の教員や学生との交流を進める準備が進め整えられつつある。

**(b) 日本語日本文学専攻**

研究対象は日本語と日本文学ではあるが、国際的観点から研究を行うことを奨励し、海外からの留学生を受け入れて教育指導するだけでなく、本年度からは本学の留学奨学資金制度の補助を受けて院生1名が韓国に留学しており、国外での研鑽を積み、その成果を持ち帰って学位論文作成につながることを期待している。

### Ⅲ. 学部・大学院 人文科学研究科

#### (c) 英語学英米文学専攻

本専攻の研究において留学は多大な成果をもたらすものであるため、積極的に学生に留学を勧めている。学位取得を目的として英米を中心に海外留学をする学生が数年おきにみられる。帰国後これらの学生は、本専攻での研究活動の中心的な役割を果たしている。

#### (d) 独語学独文学専攻

国際化は必至と考え、従来からその努力をしている。ドイツ語に堪能な外国人留学生が入学し、院生全体に刺激を与えている。

#### (e) 教育・臨床心理専攻

国内外の教育研究交流を活性化する必要を感じて本専攻独自のホームページの開設をし、臨床心理分野の学生の研究活動の公表媒体として、臨床心理センター紀要『福岡大学臨床心理学研究』（年報）を発行している。

#### 【点検・評価】

海外の大学院との学生および教員の交流は十分であるとは言えない。国内の研究教育機関との交流は確実に増大している。

#### (a) 日本語日本文学専攻

本学人文学部の当該学科と連携して「福岡大学日本語日本文学会」を設立し、同学会誌として「日本語日本文学」を毎年発刊して院生の論文を掲載している。この学会誌は全国の関係する研究所および大学約 200 箇所へ発送され、全国レベルの評価を受ける論文も出ている。

#### (b) 英語学英米文学専攻

学外での口頭研究発表は一応評価できる水準にあるが、学外の専門誌への投稿・執筆という点ではまだ不十分である。平成 18～19 年度に中国から文部科学省国費留学生を受け入れたことは、海外との教育研究交流の面でも有意義であった。平成 19 年度前期にフルブライト交換教授（ニューヨーク州立大学准教授）に本専攻の授業の担当を得たのも、同じく有意義であった。問題点は、国内外における教育研究交流の規模がまだまだ小さく、散発的であることである。

#### (c) 教育・臨床心理専攻

国内外の教育研究交流のために必要な教員数がまだ確保出来ていないので、ホームページ更新や紀要の編集・発行が滞りがちである。臨床心理分野にはすでに紀要があるが、教育分野では紀要発刊がまだ実現していない。

#### 【改革・改善策】

海外の研究教育機関との交流の発展の積極的支援策を全学の枠で探る。

#### (a) 英語学英米文学専攻

国内外に向かって本専攻の存在をピーアールし、外部の血を取り込んで教育研究活動の活性化を図る。非常勤講師・学外講師の（学外からの）受け入れや（学外への）派遣を通して、本学学生・教員ともに学外との接点を広げていく。

#### (b) 教育・臨床心理専攻

学生からも紀要編集委員を出すなどして、定期的なホームページ更新、教育・臨床心理両分野の紀要発行を実現する。

(4) 学位授与・課程修了の認定

①学位授与

【現状の説明】

(学位の授与状況と授与方針・基準、学位審査の透明性・客観性を高める措置)

学位授与・課程修了の認定にあたっては、所定の単位の取得、課程修了論文の複数の教員による厳密な審査、口頭試問を経て、これを行っている。修了認定の評価基準はつねづね授業を通じ、研究指導を通じて学生に示しつつけているし、学位論文の評価基準に関しても、指導の教員が不断に学生に伝達した上で、厳密な審査を行っている(修士の授与状況は「大学基礎データ」表7を参照)。専攻によって評価基準などは多少異なるが(たとえば、史学専攻では学位論文提出の前提条件として論文を学外の学会誌に発表していることが義務づけられている)、博士後期課程をもたない社会・文化論専攻以外の各専攻において、課程博士学位については、大学院学位規程にそって公明正大な授与活動を行っている。論文審査の公正性・客観性・透明性をはかるために、論文審査にあたっては外部審査員を副査に定め、また公開での論文公聴会を開催している。

なお、課程博士学位が授与された事例は、史学専攻で、平成8(1996)年度の完成年度以降総計6人、平成19年度も1人を予定している。日本語日本文学専攻では平成9年に初の課程博士を出し、外部からの論文博士の学位授与をも含め、すでに13人に博士の学位を授与していることになる。英語学英米文学専攻では、平成15年度に課程博士1人が誕生した。平成19年度は学位申請者が2人いる。平成11年度の完成年度以降、総計3人に博士の学位を授与することになる。教育・臨床心理専攻では、平成16年度の完成年度以降2人(うち1人は平成19年9月に授与)に博士の学位を授与している。平成19年度中にさらに1人の学位申請者(平成20年3月授与)がいる。

【点検・評価】

修士論文について複数の教員による査読を課していること、博士学位論文の審査の副査を外部の研究者に依頼していることなどは評価されるべき点である。また、外国からの博士学位申請にもきちんと対応している。さらに、優秀な学位論文を学術振興会から研究成果出版助成金を得て出版した例が2件ある(いずれも日本語日本文学専攻)。

【改革・改善策】

本研究科の学位授与システムが公正にして高い学術水準であることを、国の内外にもっとアピールする。

②課程修了の認定

【現状の説明】

博士課程後期の標準修了年限は3年であるが、教育・臨床心理専攻を除き、優れた研究をあげた者については1年以上在学すれば足りるものとしている。しかし、その事例はまだない。

【点検・評価】

事例がないため、評価できない。

3. 学生の受け入れ

【到達目標】

高度専門職業人の養成目的のためだけでなく、大学院の活性化のために広く門戸を開き、レベルを落とすことなく、学内外から優秀な学生・社会人を集め、その活力を引き出す用意がある。本研

### Ⅲ. 学部・大学院 人文科学研究科

究科はそうした学生を受け入れ、ニーズにあった教育を目指すものである。

#### (1) 学生募集方法、入学者選抜方法

##### 【現状の説明】

学生募集の方法の広報は、主に学内ポスター、大学院発行冊子および大学院ホームページで行っている。平成18(2006)年に大幅なホームページの拡充を実施し、広報を充実させた。研究科の教育理念・目的を予め明示し、多様な受入れ制度を導入している。

入学試験は、修士課程・博士課程前期については秋季・春季の年2回実施している。博士課程後期については、春季入学試験のみ実施している。

選抜方法としては、前期課程、後期課程とも筆記試験(専門科目、外国語)のほかに面接を行っている。ただし、専攻によっては、願書提出の際に論文を提出することを義務づけており、その論文の評価も入学の合否判定の基準としている。

社会人に対しては、社会人の経験を受験の資格条件として課している。選抜方法としては、筆記試験のほかに面接を行っている。

外国人留学生入学試験の選抜方法については、筆記試験(専門科目、日本語)のほかに面接を行っている。

##### (a) 日本語日本文学専攻

入学試験においては、前期課程・後期課程いずれも願書提出時に提出する論文の評価が合否決定に大きく影響する。外国語(漢文を含む)試験の結果も同様に重要である。

##### (b) 教育・臨床心理専攻

博士課程前期において年2回の学生募集に毎年定員の数倍を超える志願者がある。いずれの場合も英語・専門科目(社会人は小論文・口頭試問)からなる試験と、「研究計画書」を参考に入学者を選抜している。博士課程後期は年1回の募集(春期)で、英語・小論文・口頭試問により選抜している。両課程ともに在籍学生数は収容人員を十分に満たしている。特に課程前期では、定員の約半数を目処に社会人を受け入れている。

##### 【点検・評価】

入学者の選抜方法に大きな問題はないが、募集方法には問題がある。本研究科の内容についての情報が特に学外に必ずしも周知徹底していないようで、学外からの志願者が多くない。また、博士課程前期の受験者のうち、秋の受験者の多くはいまだ卒業論文を書いた経験がないだけに(卒業論文に代わるものの提出を課しているが)、学力の認定を十分出来ない憾みがある。

##### (a) 教育・臨床心理専攻

福岡県内唯一の夜間大学院かつ臨床心理士養成指定大学院(一種)であること、また年2回の学生募集(入試)が学生(学習・研究)生活と現職や生活設計との調整準備に好都合であることが社会人を惹きつけている。しかし、その分、志願者が臨床心理分野に偏る傾向にあるし、それが入学者の数の偏りにも反映される。志願者が提出する「研究計画書」は直接には入試の成績評価に関係しないが、入学後の学習動機・適性の査定をふくめて有意義な選考指標となっている。

##### 【改革・改善策】

募集方法の周知のための改善策として、ホームページで各教員がどのような研究をし、どのような授業をしているか、多くの人にわかりやすい形で示すこととする。各教員の大学院教育における過去の実績を紹介することも検討する。

(2) 学内推薦制度

【現状の説明】

本研究科では、学内推薦制度を採用していない。

【点検・評価】

制度がないため評価できない。

(3) 門戸開放

【現状の説明】

他の大学・大学院の学生に対する門戸開放は行っている。ただし、全般に入学者は決して多くない。

日本語日本文学専攻では、前期課程に他大学の卒業生が入学し、好結果を生んだ例がある（博士の学位を取得した者もある）。後期課程にも他大学院の前期課程を終えて入学する者があり、その中には博士の学位を得た者もある。また、留学生として外国の大学院を修了したのち入学し、博士の学位を得た者もある。

【点検・評価】

門戸開放を謳ってはいるが、その広報が不足している。

【改革・改善策】

他の大学・大学院との相互連携を深め、ホームページを充実させて外国の大学・大学院にも本研究科の存在を示していく。

(4) 飛び入学

【現状の説明】

本研究科では飛び入学は採用していない。

【点検・評価】

制度がないため評価できない。

(5) 社会人の受け入れ

【現状の説明】

社会人の受け入れについては、全専攻ともに積極的に門戸を開いているが、教育・臨床心理専攻以外では社会人の志願者が多くはなく、したがって入学者も少ない。

【点検・評価】

社会人の入学を困難にしている要因は特にはないが、社会人にとって魅力ある大学院となっているとは言えないとも考えられる。

【改革・改善策】

教育・臨床心理専攻以外でも、社会人のニーズに合うような対応の仕方を考え、積極的な受け入れに努める。

### Ⅲ. 学部・大学院 人文科学研究科

#### (6) 科目等履修生、研究生等

##### 【現状の説明】

本研究科の場合、科目履修生や研究生については、本人と面接する、簡単なテストを行うなどして、積極的に受け入れるようにしている。他大学からの後期課程に受験する学生や社会人および外国人留学生の場合、指導教授などの研究方法などが自分にとって合致するかどうかを判断してもらうため、科目等履修生になるよう指導している。また、博士課程前期を修了して博士課程後期に進む間にしばらく研究生として修学するケース、課程博士取得後さらに研究を深めるために研究生となるケースも見られる。

教育・臨床心理専攻では、研究生は、教員の負担や施設・設備条件等の制限のために、原則として、本専攻修了者（後期満期退学者を含む）に限り受け入れることにしている。科目等履修生や外国人留学生の受入れは学内では制度化されたが、本専攻では目下のところ対応できていない。

##### 【点検・評価】

全専攻を通じての共通の受入れ基準はない。受入れの判断は個々の専攻と指導教員に任されており、それぞれの研究目的に応じて柔軟に対応している。

##### 【改革・改善策】

教育・臨床心理専攻では、科目等履修生の受入れに関して、夜間大学院に設置の授業科目を履修する必然性、教員の負担、授業内容および学生管理等から受入れの妥当性を具体的に検討し、本専攻としての明確な態度を示す。

#### (7) 外国人留学生の受け入れ

##### 【現状の説明】

本研究科開設以来、外国人留学生をつねに受け入れてきている。

入学試験は日本語能力のほかに、専門の基礎知識を問い、論文作成能力と研究調査能力を重視している。入学の意志はあるが学力が伴わない場合、学部の研究生となって学士課程の授業を受けながら論文を作成し、その論文を大学院入試の願書提出の際に提出させるようにしている。このような入学前指導によって、他の院生との学力の差がある程度まで埋められている。

##### 【点検・評価】

受入れのシステム上の問題はないが、外国人留学生の志願者数は減少してきている。

##### 【改革・改善策】

外国人留学生の志願者を増加させるために、ホームページの充実だけでなく、大学院レベルでの国際交流を深めることとする。

#### (8) 定員管理

##### 【現状の説明】

教育・臨床心理専攻の収容定員充足率は高い（前期課程117%、後期課程133%）が、他の専攻では史学専攻（156%、58%）、日本語日本文学専攻（58%、50%）、英語学英米文学専攻（42%、33%）、独語学独文学専攻（0%、17%）、仏語学仏文学専攻（0%、0%）、社会・文化論専攻（前期課程のみ75%）となっている。（「大学基礎データ」表18）

**【点検・評価】**

収容定員充足の現状は十分なものとは言えない。独語学独文学専攻ならびに仏語学仏文学専攻は定員確保が困難な状態にある。現代社会における独語・仏語のニーズが落ちていることが原因のひとつであり、これからの定員充足率のアップには大いなる努力が必要である。

**【改革・改善策】**

各専攻とも学部と大学院の連携を強めて大学院で研究することの魅力学部生に知らしめること、広報活動を拡充して学外からの入学者を増員すること、教員各自が魅力ある研究を進めることなどを実行していく。

4. 教員組織

**【到達目標】**

多様な専攻から構成される人文科学研究科に学ぶ院生の多様な研究内容に即応するために、適切で十分な教員の配置となるよう努める。

(1) 教員組織

**【現状の説明】**

(教員組織の適切性)

全専攻とも、博士課程前期と後期それぞれに授業科目担当者と研究指導担当者とを区別して定め、厳正な資格審査を経て、その資格を与えている。ただし、担当教員の退職によって設置基準の定員数（後期課程の研究指導担当者等）を満たしていない専攻（史学・日本語日本文学・独語学独文学専攻）もある（「大学基礎データ」表 19-3）。

講義・資料講読・演習を組織的に組み合わせた教育課程を実施するための教員組織はいまのところうまく機能している。

(教員の役割分担および連携体制)

研究科には通常委員会が置かれ、授業科目の設置や課程の修了認定、入学や学生生活に関する事項などを審議する。また、前期および後期課程に小委員会が置かれ、研究指導や教員の人事に関する事項を審議している。

**【点検・評価】**

定年退職で研究指導担当教員が欠員となる場合、院生の研究指導については、退職した旧指導教員と密な連絡をとるなど様々な応急措置をとって対処している。

(a) 日本語日本文学専攻

日本語教育の研究指導教員が少ないため（全学に1名配置）、日本語教育の大学院レベルでの教育研究ができない。

(b) 教育・臨床心理専攻

大学設置基準に定める教員数は満たしているものの、臨床心理士資格認定協会から早期の教員増員を指摘されている。

**【改革・改善策】**

研究指導教員および研究指導補助教員の欠員を解消するために、資格をすでに有している教員の担当教員としての資格審査を促進する。また資格を有していない教員には、研究面での自助努力を促す。平成20年度に向けて、史学・日本語日本文学・独語学独文学専攻は大学院教員の資格審査申

### Ⅲ. 学部・大学院 人文科学研究科

請を行っている。また、教育・臨床心理専攻は、平成 20 年度以降、臨床心理分野の教員を増員することが決まっている。

#### (2) 研究支援職員

##### 【現状の説明】

##### (研究支援職員の充実度)

全専攻で、研究支援職員を置いていない。ティーチングアシスタント (TA) 制度については、大学院委員会の議を経て、毎年各専攻に割りあてられる員数に基づき院生を任用している。

##### (a) 史学専攻

考古学専攻ではフィールドワークなど教員の教育研究を助ける支援職員が求められている。

##### (b) 教育・臨床心理専攻

臨床心理センターにインテーカー 1 人 (事務嘱託職員) と学校適応支援教室主事 1 人 (技術職員嘱託) が配置され、実習指導補助に当たらせている。

##### 【点検・評価】

TA は学部学生の指導などの少なからざる役割を果たしているが、院生としての研究時間も必要であり、また助手や助教の役割を担うことはできない。

##### (a) 史学専攻

考古学のフィールドワークは助手 (または助教) がいないため、作業がはかどらず、教員の負担も大きくなりすぎている。助教あるいは助手の任用を切望しているが、実現していない。

##### (b) 教育・臨床心理専攻

臨床心理実習が必修でありながら、実習助手の配置がなされていないため、教員に過重負担を強いているし、指導面での不行き届きも生じかねない。

##### 【改革・改善策】

緊急度の高いところから順に研究支援職員が配置されることを目指す。

#### (3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

##### 【現状の説明】

##### (基準・手続の内容と運用)

教員の募集・任免は学部主導で行われ、研究科独自の任用は出来ないシステムとなっている。担当教員の資格審査については、大学院教育職員資格審査手続に関する規程に基づき、研究科の資格審査を経て全学の資格審査にかけるという二重の審査を課している。学部の新任教員がそのまま大学院運営および教育に参加することは慣例化されていない。

##### 【点検・評価】

資格審査は研究業績と教育業績の両面にわたって厳正かつ適確に行われている。そのためもあって、時には設置基準定員を満たさない場合が生じる。

##### 【改革・改善策】

新任教員でも大学院運営および教育に参加できるような柔軟なシステムが必要である。資格審査にあたっては、厳密さだけでなく、年齢などの条件にしばられることなく、大学院の運営にとっての必要性も考慮することとする。



(4) 教育・研究活動の評価

【現状の説明】

(教育活動および研究活動の評価の実施状況)

教員の研究活動・教育活動の評価は資格審査の際に反映されるが、その他の場面ではあまり評価されることはない。しかも、評価の方法は往々にして論文の数量によって、また教育活動より研究活動が重視されているとみなされる。(本研究科の大学院担当教員は人文学部の専任教員の兼担であるので、学部の当該の項目を参照されたい。)

【点検・評価】

資格審査の際にのみ、しかも論文の数量によって評価が下されるという現状は、教員の研究活動・研究活動の意欲向上を妨げる一因となっている。教育活動より研究活動が重視されるのは、研究あつての教育という理念があるからであり、そこに問題があるとは思われないが、研究業績よりも教育業績に優れた教員もみられると言える。

【改革・改善策】

研究業績の評価を論文の数量のみによって行うだけでなく、研究の質と論文発表の場の公認性を問うことも大切である。また、教育指導能力が高いと認められるケースに対しては、評価の方法を柔軟に処することも考えられる。

(5) 大学院と他の教育研究組織・機関との関係

【現状の説明】

本研究科と他の教育研究組織・機関との人的交流は、いまのところない。

【点検・評価】

本研究科と他の教育研究組織・機関との人的交流は今後の検討課題とする。

5. 研究活動と研究環境

【到達目標】

大学院で授業を担当する力量を養うべく、研究活動を積極的にすすめ、研究成果を公表するなど、研究者の社会的責任を果たす。

(1) 研究活動

①研究活動

【現状の説明】

(論文等研究成果の発表状況)

全専攻の教員はそれぞれ目標をもって研究活動を展開しているが、人文科学の特徴として、個別研究が主となっている。

(a) 史学専攻

ほぼ毎年1冊単著を出す教員を筆頭に、各教員は平均年1~2本の論文を書いている。大学院での短期研究員の招聘も毎年実施し、日韓集落研究会など海外との共同研究も進み始めている。

(b) 日本語日本文学専攻

論文・研究発表・講演などの活動は着実に行われている。すべての教員が内外の学会に所属し、学会誌や研究誌での発表も随時行っている。中には国際学会に所属し、積極的に参加している教員

### Ⅲ. 学部・大学院 人文科学研究科

もある。また学会の理事や委員を務め、全国学会・支部学会などの開催を引き受けるなど、対外的にも十分な責任を果たしている。文部科学省の科学研究補助金を3人の教員が受給して研究活動に従事している。

#### (c) 独語学独文学専攻

研究成果は学内誌に常時発表している。人文科学の場合は必ずしも国際誌に発表する必要があるとは限らない。研究助成を得て行われる研究プログラムは、かつては活発に行っていたが、現在は行っていない。

#### (d) 教育・臨床心理専攻

専任教員10人の申告による過去5年間の研究成果等の発表状況は(学会発表を除く)、論文48(学会誌4、専門雑誌18、紀要26)、著書31(単著9、共著22)、翻訳1、科研報告書(共著)5である。また個人研究にかぎらず、全教員参加の共同研究(学内研究推進部研究チーム:高等教育・教師教育改革)も活性化し、平成18年度にはその成果を単行本のかたちで公表している。

#### 【点検・評価】

研究業績の目覚ましい専攻と、そうでない専攻との差があるのは否定できない。

#### (a) 史学専攻

各教員は研究活動に励んでいるが、個人の努力だけでは限界を迎えており、助手・助教の採用など研究組織の拡大によって研究活動を活性化することが望まれる。

#### (b) 教育・臨床心理専攻

研究業績の発表は1人あたり年間平均2件前後で、教員不足による日常の教育研究指導への負担加重にあつて無理もない面もあるが、もう少し発表(公表)にむけての積極性が必要であろう。ただ、それぞれ異なる専門領域からなる教員配置にあつて、専攻の理念に沿ったテーマでの研究チームが組めるようになったのは前進といえる。

#### 【改革・改善策】

個人研究のみならず、科学研究費補助金等も活用して、各専攻の理念に即した、あるいは各専攻の垣根を越えた共同研究を積極的に展開するために、組織として日頃から教員間の凝集性を高める機会を増やす。また、研究活動があまり活発でない専攻に対して、研究科全体の問題としてともに研究活動の活性化に取り組む。

### ②教育研究組織単位間の研究上の連携

#### 【現状の説明】

本研究科に設置された付置研究所はない。

研究科のなかでも、専攻間の教育研究上の連携はいまのところ見られない。

#### 【点検・評価】

専攻間の教育研究上の連携の準備ができていないどころか、そうしたことについての認識が不十分である。

#### 【改革・改善策】

今後の検討課題とし、議論を重ねる。

(2) 研究環境

① 経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

(個人研究費・研究旅費、教員研究室の整備、研究時間確保の方途、研修機会の確保、共同研究費の制度化)

教員はすべて学部には属しているため、教員個室等の教員研究室は確保されているが、教員研究室と大学院の教室および学生の研究室とは遠く隔てられている。大学院研究科の教育研究目的を実現するための専用棟がなく、専攻ごとに研究指導のための部屋は離れて配置されているのが実態である。各専攻の公的品目（プリンター等の機器設置）に使用できる高額とは言えない「研究調査費」や図書購入費としての「特別図書費」が配分されているが、大学院担当教員として個人に与えられる個人研究費、研究旅費はない。一方、大学院担当教員の授業以外の業務も年々増加し、研究のための時間は少なくなっていると言わざるを得ない。研修の機会も確保できないなど、個人研究費がないことゆえの研究への支障は大きい。なお、共同研究費の制度化の状況については、Ⅳ. 教育研究施設・付置研究所の研究推進部の項を参照されたい。

(a) 教育・臨床心理専攻

専任教員の週あたり授業担当コマ数は昼夜にわたり 8～9 コマ（学部 5 コマ、大学院 3～4 コマ）であり、研究活動は時間的・体力的に制約されている。

【点検・評価】

研究科を体系的に組織するための研究棟がないため、教育研究の一体性が保てず、効率をあげることができていない。

(a) 教育・臨床心理専攻

研究環境としての個人研究室や施設利用、研修・研究時間の柔軟性等は評価されるが、研究費の配分・額・執行に関しては研究分野の特性にあった柔軟な処置が可能ではない。また、教員の日常の研究時間の十分な確保もされていない。

【改革・改善策】

学部と連携した研究科専用棟の建設など、大学全体の中長期施設整備計画の中で、専用施設の整備を目指していく。

(a) 教育・臨床心理専攻

将来的に、専任教員の増員による研究活動にかかる時間および人的資源の確保、個人研究費科目の拡大と柔軟な執行ができるよう検討する。

6. 施設・設備等

【到達目標】

大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備では、大学院のための専用棟がなく、専攻ごとに研究指導のための部屋は体系的な有機性を欠いて配置されているのが実態である。教育研究の一体性を図り効率をあげるために、体系的に組織された施設の将来的な建設を見通す。

### Ⅲ. 学部・大学院 人文科学研究科

#### (1) 施設・設備

##### ①施設・設備等

###### 【現状の説明】

(施設・設備等諸条件の整備状況、大学院専用施設・設備の整備状況)

大学院の施設・設備等については、前項の経常的な研究条件の整備の項を参照されたい。

##### ②夜間大学院などの施設・設備等

###### 【現状の説明】

本研究科において夜間大学院を置いているのは教育・臨床心理専攻のみである。施設・設備の状況は安全性・使い勝手などの点で決してよくない。

###### 【点検・評価】

安全管理の面と教育研究の必要性とのバランスは、現在の施設では難しい。

###### 【改革・改善策】

教育・臨床心理専攻の教育・研究目的を達成するにふさわしい施設・設備のあり方を検討し、施設の一層の充実をはかり、あわせて夜間大学院の新たな発展方向を慎重に探る。

## 法学部

### 1. 学部等の理念・目的および教育目標

#### (1) 理念・目的等

##### 【現状の説明】

##### (理念・目的等の適切性)

本学部法律学科は、昭和 34 (1959) 年に発足し、昭和 45 年に経営法学科を増設して、現在の 2 学科体制に至っている。他大学の伝統的な法学部同様に法曹、準法曹、公務員等の法律専門職の養成を目的とするとともに、企業実務に活かされる法学教育をも指向してきた。特に、経営法学科は、地元企業経営者等の育成を念頭に必要な法律知識とともに経営・経済学等の専門知識をも修得できる学科として特色がある。このような学科構成の下で、進路の多様化への対応や教育成果の向上を目的に、カリキュラムの改正とその効果的運用を進め、コース制の採用とその改善を図ってきた。

本法科大学院の開設 (平成 16 年) にさいして法学部教育のあり方の再検討がなされた。本法学部は、従来の法学部教育の目的を引き続き堅持し、各種人材養成に果たすべき役割を担うことを教育目的とする。具体的には、法律学科においては、法曹教育の基盤となる法的基礎能力の優れた法科大学院進学者、法的資質の高い法律専門職業人 (いわゆるパラリーガル職)、一般行政職や専門行政職担当者、法的素養のある企業実務担当者、政治活動・社会福祉・マスコミ等の分野で地域的に活躍する専門家等の人材養成を、経営法学科においては、企業経営や国際ビジネスで活躍できる法的能力の高い人材養成を目標としている。

これら目標の基盤として、近代から現代へと発展してきた法の理念 (人権の確立や国家・社会の役割の認識等) に則した法的価値体系を内面化し、法律制度・施行システムの基礎知識と法的思考方法の操作能力、問題解決への創造的思考力やバランス感覚に富む価値判断力とその説得的説明能力の獲得、すなわち「法的思考力 (リーガル・マインド)」の涵養を本学部の教育理念としている。

##### (理念・目的等の周知の方法)

この理念・目標等については、学部事業計画として明らかにするとともに、「法学部ホームページ」において概要を公表している。また、在学生へは、学修ガイドにおいて「理念と目標」を明確に提示し、新入生ガイダンス等でも周知している。本学及び本学部入学希望者には、大学案内や学部別入学案内等で理念・目標等の主旨を紹介し、オープンキャンパス等機会あるごとに言及している。

##### 【点検・評価】

法科大学院開設準備にさいし、法学部のあり方が強く認識された。当時の学部教授会で論議がなされ、共通認識を得たことは学部アイデンティティの形成に寄与している。理念・目標等に基づきカリキュラム、導入教育、進路別教育の効果的遂行が議論されており、教育上の創意・工夫の基盤として有用である。各学科のあり方と相違点の明確化について、目標等による差別化の認識が高まっており、法科大学院開設後 3 年を経過した現状分析の上に、学科別目標の再評価が必要である。

周知方法については、その機会を増すよう努めている。学部ホームページでの公表による周知方法は、簡便かつ効果的な方法となっている。これに対して、在学生への周知方法、新入生ガイダンスや導入プログラムでの提示はその効果が判然としない。

##### 【改革・改善策】

学部将来構想委員会を設置し、学部のあり方、現在の問題点、将来的改革の構想等を検討してい

### Ⅲ. 学部・大学院 法学部

る。また、同様にカリキュラム検討委員会では、コース別カリキュラムの運用効果、その問題点、具体的改善作業等を行っており、理念・目標等と現状との整合性について検討を進めている。その他の各委員会における個別課題の検討にさいしても、理念・目標等の再検討や明確化を進める。

周知方法の改善策として、ホームページの改善や在学生への周知機会と媒体の増加に努める。

#### (2) 理念・目的等の検証

##### 【現状の説明】

##### (理念・目的等を検証する仕組み、理念・目的等の見直しの状況)

将来構想委員会での現状と将来像の検討、カリキュラム委員会でのコース別カリキュラムの運用・改正の検討、キャリア教育委員会での学部教育の成果と進路状況等の検討の場で、常に理念・目標等が検証されている。とくに、各学科目標と成果の検証が行われ、問題点の把握がなされている。そのさいには、入学者の状況の変化、在学生の進路の多様化、採用・資格試験の状況、法学検定等の客観的能力評価方法の開発・活用、期待される教育成果等を念頭に検証が進められている。

##### 【点検・評価】

各種委員会等での学部教育についての論議・検証は活発かつ熱心に取り組まれており、理念・目標等の基準は、その検証の枠組みとして効果的に機能している。特に、目標の具体的成果の検証は、教員の共通関心事項であり、各種委員会および教授会の場で検証や論議がなされている。また、在学生の教育状況や試験・レポート等の総合的評価状況は、教員の日常の教育活動を通じて現場で体感的に検証されるものであり、その状況と理念・目標等との整合性の検証は常になされているといえる。

##### 【改革・改善策】

各種委員会等での個別的検討における理念・目標等と現状との検証、日常的な各教員の実態的検証は積極的になされており、目標等の設定枠組みの変更（特に、コース制の変更を通じた試み）が実現してきた。このような改善・改革を継続し、学部全体としての目標等の検証と改革の取組みが必要である。現在は、特に学科のあり方について基本的な再検討を行っている。その仕組みとして、将来構想委員会での検証・検討を進めており、教育環境、施設・設備等のあり方との関連も含め、各種委員会との共同作業や各教員との意思疎通、教授会での審議等を予定している。

## 2. 学士課程の教育内容・方法等

### 【到達目標】

本学部の理念・目標等の実現を目指し、各学科における学士課程教育の成果を円滑かつ効果的に達成するため、体系的かつ段階的な教育課程を構築する。その教育課程において、適切な教育内容等を備えた科目を目的合理的に配置し、法的専門的能力とともに学際的教養および優れた倫理性を涵養し、問題解決能力および総合的判断力に富む法的思考力を獲得させる。さらに、キャリア教育等多様な正課外教育を適切に実施し、学生の進路達成等に寄与する。

(1) 教育課程等

①学部・学科等の教育課程

【現状の説明】

(教育課程と学部学科の理念・目的等との関連)

本学部の教育理念に基づく教育の本旨は普遍的なものであるが、具体的教育目標や教育内容・方法は変化に富むものである。それは、法学が社会の現状や法施行システムの変化と表裏一体の学問であることに裏付けられる。国際化や法化社会の進展等の変化、学生の実生活環境・関心興味・問題意識の変容、法学教育に社会が求めるニーズの多様化等に適切に対応することが求められている。

本学部の教育課程等は、各学科別に教育課程等が構成され、教育目標の枠組みの中で、学士課程の履修目的に沿ったコース制が体系的かつ段階的履修課程として構築されている。

各教育課程における履修科目は、導入科目から専門性の高い分野別科目までを配し、教育成果が段階的に向上するよう構成されるとともに、各学生が自らの目標・興味・意欲等に基づき多様な科目選択をできるよう自由度を維持している。カリキュラムに沿った履修による深い専門知識の修得を図り、本質的に正義・倫理の体系である法学を多様な個別科目で履修することで道徳性や倫理性を獲得し、豊かな人間性を養って学士課程を修了することを目指した教育課程となっている。

(カリキュラムの体系性、専門教育的授業科目と理念・目的等との適合性)

具体的な教育課程の構成および教育内容・方法等については、以下のとおりである。

本学部の理念・目的等に基づき、法律学科および経営法学科ではコース制を採用し、平成10年度入学生より、法律学科に「司法行政コース」「企業法務コース」「現代市民法コース」を、経営法学科には「経営法務コース」「国際法務コース」を設置した。

その後、平成16(2004)年度入学生より、法科大学院設置への対応や導入教育の再検討が行われ、各コースとカリキュラムの内容が一新された。

法律学科には、法科大学院進学者として必要な法的思考力と基本的知識等の獲得を目指す「基本法コース」、国・地方公共団体の一般行政職員、教育、メディア、地域等でリーダーシップを発揮する人材を育成する「法政策コース」、企業活動で有用な法的能力を備えた人材を育成する「企業社会法コース」の3コースを設置した。経営法学科には、起業、個人経営等に必要実践的法的能力の育成を目指す「ビジネスマネジメントコース」、貿易、外資系企業、旅行業等に必要国際的かつ実践的法的能力の育成と語学力の獲得を目指す「インターナショナルコース」の2コースを設置した。いずれの学科も、学生は、2年次進級段階で、希望コースを選択し、3年次進級段階でそれを変更できる。ただし、「基本法コース」は、少人数双方向授業を主体とし、選考制を取る(人数は約50~80人)。選考基準は1年次専門教育科目評点および卒業要件単位取得数である。平成19年度の各コース別2年次学生数は、「基本法コース」47人、「法政策コース」382人、「企業社会法コース」87人、「ビジネスマネジメントコース」162人、「インターナショナルコース」69人である。

(一般教養的授業科目、倫理性を培う教育、外国語能力育成のための措置、教養教育の責任体制)

幅広く深い教養と豊かな人間性等を涵養するための共通教育科目の中に、人文科学等の系列科目以外に、総合系列科目として、「地球環境」「生命倫理と医療技術」「国際化と日本」および「情報と社会」を設置している。さらに、国際化への対応として、共通教育の外国語科目以外に、専門教育科目として、法律学科では、「アメリカ法セミナーⅠⅡⅢ」「ドイツ法セミナーⅠⅡ」「フランス法セミナーⅠⅡ」「アジア法セミナーⅠⅡ」を設け、経営法学科では、上記の外国法セミナー以外に、1

### Ⅲ. 学部・大学院 法学部

年次に「国際コミュニケーション法政事情ⅠⅡ・海外研修」、2年次以上には「アメリカ法政事情・海外研修」、「EU法政事情・海外研修」、「アジア法政事情・海外研修」を設けて、専門科目として外国語能力の育成を図っている。とくに、インターナショナルコースでは、上記の外国法政事情・海外研修によって、国際化時代に対応した教育やコミュニケーション能力等を涵養する教育を実施している。共通教育科目のうち総合教養科目については共通教育センターが、外国語科目については言語教育研究センターが、その実施と運営にあっている。

#### （専門教育・一般教養・外国語科目の量的配分）

本学部では、卒業資格を得るためには、共通教育科目として28単位以上（総合教養科目12単位以上、第1外国語科目8単位以上、第2外国語科目4単位以上〔他の教育科目4単位に換えることができる〕、保健体育科目4単位）、専門教育科目72単位以上、自由履修単位（共通教育科目・専門教育科目・関連教育科目）28単位以上、総計128単位以上を修得しなければならない。

学生の中には、共通教育の成績優秀者で専門科目成績不振者や、逆に共通教育には学習意欲のない専門科目成績優秀者がいる。また、入試状況や少子化等から基礎学力の低下が目立つ。

#### （基礎教育の位置づけ、基礎教育の責任体制）

導入・基礎教育の実施については、カリキュラム委員会やFD委員会で検討されている。各委員会の検討の結果、平成18年度から、新入生全員を対象に講義開始前数日間に法学入門講義（以下、「入門講義」）を行っている。さらに、「法学部入門ゼミ」等の少人数科目を設け、法学部での学び方、法律学・政治学の基礎知識、資料の集め方・インターネット講習、ゼミでの報告や議論の仕方、レポートの書き方等の指導を行っている。そのための教材として、平成19年4月に『はじめて法学部の専門科目を学ぶ人のために福岡大学法学部スタディガイド』（以下、「スタディガイド」という）を発刊して、新入生全員に配付した。

#### 【点検・評価】

本学部コース制は、希望進路別の専門教育科目の系統的履修を可能とするとともに、将来の進路に向かってコース科目を体系的に履修できるという長所がある。しかし、自コース科目の履修を避け、他コース科目を履修する学生がおり、系統的コース科目の履修効果を検討する必要がある。

また、共通教育科目は、幅広い教養等の涵養を目指すのが、その講義には、高校教育と差異のないものもあり、またカリキュラム上各系列の多数科目から任意に4単位を履修するだけの要件であり、共通教育科目の履修に疑問を持ち、学習意欲を失う学生もいる。さらには、共通教育科目は低学年次のみ配置され、専門教育科目への学習意欲までも失う学生もいる。

入試多様化や少子化等による学力低下は深刻であり、とりわけ英語力は学生間の格差が顕著である。ところが、必修英語クラスの編成方法等により、授業への興味のない学生や授業レベルの高低に不満を感じる学生もいる。その結果、専門教育科目の基礎となる英語力の不足した学生が目立つ。

入門講義は、専門教育科目受講前に最低限の基礎知識を習得させ、均質化を図る長所があり、新入生による評価も高い。全員参加を目指して2クラスを設置したが、受講しない新入生もいた。新入生全員に配付した「スタディガイド」は、法学部入門ゼミ等での教材や自習教材として有用であった。

#### 【改革・改善策】

本学部の専門教育科目カリキュラムは、施行後4年目となり、様々な問題が明らかになった。それらの改善のため、教員および学生にアンケートを実施し、その結果を教授会に報告した。その後、



カリキュラム委員会およびカリキュラム改正小委員会において、FD委員会とともにコース科目を見直し、カリキュラムのスリム化、法律基本科目の重視、少人数教育の充実、「法学部入門ゼミ」への新入生全員登録の実現等の導入教育の充実を図る改革案を検討した。教授会への報告および論議を受け、新たな改革案を策定するという方法によって改善・改革策を進めている。

共通教育科目については、専門教育科目と共通教育科目との関連を明確にし、有機的で系統的な教育課程の確立に向け改善・改革を行う必要があり、本学共通教育センターへ働きかける。外国語科目、とりわけ英語について、その必修科目としての修得のあり方の見直しや専門教育に資する授業内容への変更等の改革策を進めることを、本学言語教育研究センターへ提言する。

## ②カリキュラムにおける高・大の接続

### 【現状の説明】

本学部新入生には、大学生活や講義に戸惑いを感じる者が多い。そこで、1年次導入教育として、高校の学習から大学専門科目の履修へスムーズに転換できるよう、学生が教員や学友とのコミュニケーションを取り能動的に関わる少人数教育に重点を置き、法学部教育の基礎を作る「法学部入門ゼミ」、外国法政事情を素材とする「アメリカ法セミナーⅠ」「ドイツ法セミナーⅠ」「フランス法セミナーⅠ」「アジア法セミナーⅠ」を開設している。さらに、法律学科では、日本語や英語の読解・表現力を高めながら基礎力を養う「基礎ゼミ（日本語パワーアップ）・（英語パワーアップ）」を設置し、とくに、「基礎ゼミ（日本語パワーアップ）」では「特色ある学部教育」として公務員志望の新入生に適切な研修プログラムを実施している。経営法学科には、海外研修を通じて国際感覚を養う「国際コミュニケーション・法政事情ⅠⅡ・海外研修」を特色ある導入科目として設置している。これらの少人数科目に、新入生の9割を超える学生が所属している。

### 【点検・評価】

高校教育から大学教育へのスムーズな移行のため、「法学部入門ゼミ」「基礎ゼミ」等の少人数科目を充実させ、効果を上げている。しかし、教員の担当科目数の関係で、「法学部入門ゼミ」の開講数には限度があり、その代替的機能を「アメリカ法セミナーⅠ」等の外国法セミナーに担わせることでは、同セミナーの授業目的が十分に達成されない、という問題点がある。

### 【改革・改善策】

1年次導入教育の充実を図るため、カリキュラム委員会等において、「法学部入門ゼミ」の新入生全員登録が可能となるように制度の改善・改革を進める。

## ③インターンシップ、ボランティア

### 【現状の説明】

#### （インターンシップの実施）

経営法学科の教育目標等に鑑み、企業との連携を強化するために、同学科3年次生の選択必修科目として、「インターンシップ」（2単位）を新設し、平成17年度より毎年、春季・夏季の2回に分けて実施している。単位認定の対象は、本学就職・進路支援センターおよび福岡県推進協議会によるインターンシップのうち実働5日以上のものである。

インターンシップ指導教員は、就職・進路支援センター委員およびキャリア教育調整委員（4人）の5人であり、学部キャリア教育委員会の構成員である。指導教員は、①志望動機や研修内容等を記した「企画書」の提出、②「事前講義」への出席、③参加後の「事後報告書」（4,000字以上）の提出を求め、④「口頭試問」により評点を下す。指導教員の報告を受け教授会が単位を認定する。

### Ⅲ. 学部・大学院 法学部

#### 【点検・評価】

過去3年間に単位認定された学生数は、春季・夏季それぞれ10人前後であり、大きな変化はない。インターンシップ単位化は、講義要目や募集要項および指導教員による履修説明会で、有効に周知されている。平成19年度の夏季インターンシップ参加学生数は18人であり、増加を見た。

上記①～④の手続を経て、極めて厳格に単位認定がされ、指導教員数も適正である。しかし、法律学科学生の参加者には単位が認定されない現状は問題である。

#### 【改革・改善策】

経営法学科のインターンシップの単位化は、大学卒業前に企業の実務を体験し、改めて本学科の教育内容の意義を再認識し、その学習への意欲を高めるとの趣旨で実施されているが、単位化を本学科のみに認める理由として十分とはいえない。法律学科においても民間企業就職希望者は多く、今後は両学科ともインターンシップの単位化が必要であり、キャリア教育委員会等で検討する。

#### ④履修科目の区分

##### 【現状の説明】

本学部の履修科目は、共通教育科目、専門教育科目および関連教育科目から構成される。共通教育科目は、総合教養科目、外国語科目、保健体育科目から成っており、総合教養科目を12単位以上（人文科学、社会科学、自然科学の各分野から4単位以上）、第1外国語（英語）を8単位以上（1・2年次の英語科目は必修）、第2外国語を4単位以上（他の科目を4単位取得することで代替できる）、保健体育科目を4単位（必修）取得することが要求される。専門教育科目は、必修科目、選択必修科目、コース科目、選択科目に分類され、合計72単位以上取得することが必要であり、このうち、必修科目を8単位、選択必修科目を4単位（法律学科）または8単位（経営法学科）以上、コース科目を選択必修科目と併せて36単位以上を取得することが要求されている。関連教育科目は、他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認めた科目である。

##### 【点検・評価】

専門教育科目中、必修科目と選択必修科目の履修必要単位数は最小限に抑えられ、学生は、進路や興味に応じて自由な科目選択が可能である。したがって、興味のない科目の履修が過剰に強要されず、必修科目の必要単位数が不足して卒業困難になるという不利益が回避されている。

これに対しては、科目選択の自由度が高いため、無計画な科目登録や単位取得が容易な科目を選択する傾向がある。学科別・コース別の教育目標等に必要な法律専門知識の不足が懸念される。

##### 【改革・改善策】

現行カリキュラムが完成年度を迎え、カリキュラム改定作業を進めている。改正作業では、必要な法律基礎知識を修得する基本科目の重点的履修を重視して作業を進めていく。

#### ⑤授業形態と単位の関係

##### 【現状の説明】

専門教育科目は、講義科目および演習等の少人数科目ともに、週1回、90分の授業で、半期（概ね14～15回）の授業により2単位が与えられる。共通教育科目についても同様であるが、外国語科目および保健体育の実技科目は上記の条件で1単位が与えられる。

専門教育科目のうち、講義科目は原則半期で完結し、授業が週1回の2単位科目と週2回の4単位科目がある。少人数科目は、1年次の「法学部入門ゼミ（前期2単位）」を除き、原則、週1回の授業で通年4単位科目である。

**【点検・評価】**

授業形態の類型化と単位認定の根拠となる授業時間の設定は、全学的基準に適合しており妥当である。学期の設定は Semester 制に対応したものであるが、演習等の少人数科目は教育目的・方法について通年制が妥当と判断している。上記「入門ゼミ」は入学当初の導入教育を目的とするものであり、その目的・内容から半期完結が妥当と判断したものである。少人数科目の授業時間と単位認定も基準に適合した適切なものである。

**【改革・改善策】**

法令および全学的運用基準に適合したものであり、実態的な側面においても現状で特に問題はない。

**⑥単位互換、単位認定等**

**【現状の説明】**

**(単位互換、単位認定方法、認定単位数の割合)**

現在、本学部には単位互換制度がない。他大学等取得単位については、教育上必要と認めるものに限って、60 単位を超えない限度で、教授会の決定により本学部の単位を修得したものとみなされる。また、入学前の他大学・他学部修得単位については、教育上必要と認めるものに限って、30 単位（編・転入学においては 65 単位）を超えない限度で、教授会の決定により本学部の単位を修得したものとみなされる。

なお、経営法学科の 1 年次の選択必修科目として「国際コミュニケーション海外研修」が設置されており、これは専任教員の引率によりアメリカ・シアトルのワシントン大学、政府機関、企業、法律事務所等において研修するプログラムであり、履修すると 2 単位が与えられる。さらに経営法学科インターナショナルコースの 2 年次コース科目として「アメリカ海外研修」「EU 海外研修」「アジア海外研修」が設置され（隔年で開講）、専任教員の引率により、各地域の大学、企業、法律事務所等での研修プログラムが置かれており、履修すると 2 単位が与えられる。

**【点検・評価】**

1・2 年次での短期海外研修プログラムとその単位認定は高く評価される。この単位認定は経営法学科学生のみを対象とする。

**【改革・改善策】**

現在の海外研修プログラムのほかに、海外の学生を交換留学生として受け入れるなどの学生交流を積極的に進めていく。具体的には、ルーヴァン・カトリック大学（ベルギー）よりの留学生受け入れ、中国国家法官学院との交流を予定している。

**⑦開設授業科目における専・兼比率等**

**【現状の説明】**

**(専任教員が担当する授業科目と割合、兼任教員等の教育課程への関与)**

本学部の専門教育科目において専任教員の担当する授業科目の比率は非常に高く、90% 近くの科目が専任教員によって担われている。とくに主要授業科目については、原則として、専任の教授または准教授が担当し、一部の科目については、専任の講師が担当している。それ以外の科目についても、多くが専任の教授、准教授または講師によって担当されている。兼任教員は主に専任教員のない講義科目と演習等の少人数科目を担当している。

### Ⅲ. 学部・大学院 法学部

#### 【点検・評価】

専門教育科目のほとんどを専任教員が担当しており、大規模学部のメリットが現れている。また、専任教員が担当することで責任ある教育が実現できる利点がある。ただ、学生数に比して教員数が絶対的に不足しており、多人数授業が多数に上るとともに、教員の授業負担数は過大となっている。

#### 【改革・改善策】

今後も専門教育科目については専任教員による教育を維持し、スタッフの充実に努めていく。

#### ⑧社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

##### 【現状の説明】

現在、個々の教員による個別的な指導を除けば、これらの学生に対して教育課程編成上のプログラムその他の配慮はとくになされていない。

##### 【点検・評価】

社会人学生、留学生が少ないため、あまり問題は出ていないが、今後、これらの学生が増加すれば、現行の体制では不十分と思われる。

##### 【改革・改善策】

今後、社会人学生や留学生が増加することを考えると、カリキュラムおよび指導上、特別の配慮が必要となるであろう。なお、カリキュラム検討委員会において留学生向けの日本法授業科目(英語で授業を行う)の設置を検討している。

#### ⑨生涯学習への対応、正課外教育

##### 【現状の説明】

各講義を聴講する「科目等履修生」制度を有している。受講生は、教職資格取資格等を目的とする場合が多い。

法学検定試験について、本学を試験会場として提供するとともに、本学学生には受講料の一部を支援し、受験促進に努めている。

また、本学部が「司法試験及び公務員試験研究部会」(以下「研究部会」という)の運営を担当し、公務員採用試験に向けた基礎力向上を図っている。公務員志願者に対しては、本学部の教員である任期現職公務員による動機付けも行われている。公務員試験の種類、試験内容等多岐にわたる情報が提供されている。さらに、平成17年度より「法科大学院進学対策クラス」を開設し、法科大学院進学希望者の指導を行っている。学外の専門学校の協力による適性試験対策を講じると共に、裁判所見学やボランティア、受験アドバイス等に取り組み、合格者の体験報告会等も行っている。加えて、本学部教員が自発的勉強会を支援する体制を取っている。

平成18年の同窓会設立とともに、ホームページを共同運営し、卒業生への情報提供を行っている。

##### 【点検・評価】

科目等履修生制度は、社会人教育、生涯学習の実施枠組みとして有用であるが、十分に活用されてきたとは言い難い。卒業生や社会人、高校生等のニーズを探る取組みを検討する必要がある。正課外教育は、公務員や法曹についての漠然とした進路イメージを具体化する機会として効果的である。

実用語学力については、現在の語学正課教育により十分な成果が上がっておらず、海外研修、各種採用・資格試験等においても弊害が見受けられるが、正課外教育による対策は講じられていない。

**【改革・改善策】**

キャリア教育としての研究部会のあり方を検討しつつ改善策を立案実施してきたが、さらに積極的な対策を講じて行く。まず、インセンティブ教育の低学年実施、学外事業者の専門能力の活用、同窓会等の協力によるインターンシップ、積極的な公務員養成対策を検討実施する。今後は、卒業生へのメールアドレスの提供等により効果的連絡方法を確立し、同窓会との連携を密にする。

また、経営法学科インターナショナルコースの学生を対象に、正課外実用英語クラスを開設し、将来は正課科目として配置することを検討する。

**(2) 教育方法等**

**①教育効果の測定**

**【現状の説明】**

**(教育効果の測定方法、測定方法に対する教員間の合意、測定システムを検証する仕組み、卒業生の進路状況)**

教育効果や目標達成度および効果測定方法についての教員間の明確な合意は存在しない。しかし、小テストやレポート、出席状況と成果の比較、オフィスアワーやインターネット等による質問等によって、教育効果を個別に測定する教員も多い。また、入学生の学力低下により、各教員の従来の評価基準では適切な成績評価と対応ができなくなっている。そこで、成績評価基準の見直しが必要となってきたが、教授会で合意できる成案を得るには至っていない。教育効果の測定として、教育マネジメントサイクルの一環としての「授業アンケート」を実施し、集計結果を各科目担当者に通知して、授業の改善等の参考に供している。また、卒業生の進路に則した教育効果の評価については、上記**(生涯学習への対応、正課外教育)**に記した取組みにより公務員試験、各種資格試験、法科大学院受験等の状況を把握するとともに、就職・進路センターのデータ等を用いた就職状況の把握とコース制の改善・進路対応科目の設置等の教育効果の向上を目指した対応を行っている。

教育効果の測定方法やその検証方法、また効果測定のシステムの有効性を検証する仕組みは導入されていない。

**【点検・評価】**

教育効果や目標達成度およびその測定方法については、各教員の自主的な測定に委ねられ、各担当科目にもっとも適切・妥当な方法で効果測定が個別に行われている。教育効果の測定方法については、その教員間の合意や教育効果を測定するシステム全体の有効性を検証する仕組みが導入されていない点で検討の余地があろう。

**【改革・改善策】**

教育効果の測定について、各専門科目の特殊性を十分に考慮した「指針」を学部として設ける方向で、カリキュラム委員会等で検討し、改善・改革策を策定して、教授会で合意を得たい。

また、学部全体の教育効果の測定について、各種法学能力試験や採用・資格試験の成果を利用した効果測定枠組みを検討し、学生の志望や動機に則した効果測定と改善策への有効な対処を図る。

**②厳格な成績評価の仕組み**

**【現状の説明】**

**(科目登録の上限)**

現在、1年間の登録単位には、42～48単位(学年によって異なる)の上限が設けられ、厳格に運

### Ⅲ. 学部・大学院 法学部

用されている。したがって、卒業要件単位数 128 単位を 3 年生までに取得することは原則として不可能である（ただし、本学部においては早期卒業制度があり、これが適用される場合に限って 3 年卒業が可能である）。

#### （成績評価法・成績評価基準、厳格な成績評価の仕組み）

成績評価は、演習等の定期試験を実施しない授業科目を除き、原則として定期試験の結果に基づいてなされる。ただし、実際には、定期試験を実施する授業科目においても、小テスト、レポート、出席状況等を加味して、総合的・多面的に成績評価している。成績評価基準はとくに本学部において定めておらず、基本的に各教員の裁量に委ねられている。なお、成績評価の方法は、シラバスに記載されている。

#### （学生の質を検証・確保するための方途）

本学部には、各年次ごとの進級要件はないので、成績に関わらず上位学年に進級できるが、必修科目の単位を修得できなければ、翌年度に再履修を余儀なくされ、また必修科目ならびに一定数以上の選択必修科目およびコース科目の単位を修得しなければ、卒業できないので、その限りにおいて、各年次および卒業時の学生の質を確保する方途がとられている。

学習意欲を高める方策として、成績優秀者に対する特待生制度が設けられており、特待生に選ばれた者は当該学年の学費相当分が支給される。また、法律学科には、法曹等の志望者を対象とする選抜制の「基本法コース」が設けられ、少人数双方向授業に基づき緻密な成績評価が行われている。

#### 【点検・評価】

学年ごとに登録単位数の上限が設定され、無理のない授業計画および時間割作成が可能となっている。ただ、その反面、不合格科目が多い場合には、登録制限のため、上位学年での挽回が困難になり、結果的に留年となる事態が生じることもある。また、3 年次終了までに 126 単位の取得が可能なので、3 年次までに要件単位をほとんど取得してしまい、4 年次にほとんど授業に参加しない学生も見受けられる。しかし、4 年次には、就職活動等に忙殺されている学生が多いことを考えると、やむを得ない面もある。

多人数講義科目では、定期試験 1 回のみでの成績評価となることは否定しがたい。しかし、多くの教員は、小テスト、レポート、出席状況等の諸要素を加味し、多面的な評価に努めている。

成績評価は各教員の裁量に委ねられているが、概ね公平な成績評価がなされている。ただ、他学部と比較して、やや評価が厳しい傾向があるといわれ、GPA 点や就職活動への影響を懸念する向きもある。こうした点に鑑み、相対評価の導入を検討すべきとの意見もある。

本学部には、各年次ごとの進級要件は存在しないが、各学年に必修科目、選択必修科目およびコース科目が適切に配当され、それぞれの科目において公平かつ厳格な成績評価が行われているので、各年次および卒業時において学生の質は確保されている、と評価できる。

特待生制度については、対象人数が少ないことと、選抜基準の成績が相対評価ではないため、登録科目による有利・不利が生じることが問題となる。基本法コースは概ね、学習意欲のある学生が集まっているが、志望者はやや減少傾向にあり、少数ながら脱落者が存在する点が問題である。

#### 【改革・改善策】

成績評価については、より総合的・多面的な評価に努め、公平かつ客観的な成績評価を実施するための方策を検討していく。成績優秀者に対する特待生制度等の支援策については、今後も拡充していく。

### ③履修指導

#### 【現状の説明】

##### （履修指導の適切性、留年者への配慮）

入学直後に新入生全員を対象として科目登録ガイダンスを行い、コース、カリキュラム、単位取得の方法、時間割の作成方法等について詳細かつ具体的な説明および指導を行っている。また、2年次以降の所属コース決定のために、1年次の12月にコース説明会を行っている。さらに、演習その他の少人数授業の履修について、詳細なパンフレットを配布し演習等を選択する際の資料とするとともに、1月末にゼミガイダンスを開催して情報提供を行っている。

本学部では専任教員であるクラス担任を置き、入学時にクラス・オリエンテーションを行うほか、2年次以降は、成績不振者および5年生以上の留年者についてクラス担任が毎年1回、保護者宛に通知し、当該学生を呼び出し、個別面談によって修学指導を行い、適切なアドバイスを与え、相談に応じている。

新入生に対しては高校と大学の授業を架橋する目的で「法学部入門ゼミ」「基礎ゼミ」などの少人数クラスの導入科目が設置されており、新入生のほとんどがこれらの科目を履修している。

##### （オフィスアワー）

オフィスアワーについては、専任教員がこれを最低、週1回以上実施することが義務づけられ、学生に対しては、シラバスや法学部ホームページでオフィスアワーの日時、場所を告知している。

#### 【点検・評価】

本学部は学生数が多く、履修指導には困難な事情が存在するが、それでも懇切丁寧に学生に対して指導を行っているのは大いに評価できると考える。ただ、ガイダンス等では大勢の学生を一同に集めて実施するので、個々の学生の要望に応じきれない面がある。また、クラス担任が担当クラスの学生に対して授業等を行うわけではないので、学生との接点が少なく、日常的な指導が事実上困難である。さらに、成績不振が精神的な悩みや経済的問題等と結びつくことも多いが、教員が十分な生活指導やメンタルケアまでを行うことは困難である。

留年者については修学指導により、真摯に指導を受け、無事、卒業する学生がいる反面、呼び出しに応じず、アドバイスを受ける機会を失って、無為に留年を重ねるケースも見受けられる。

#### 【改革・改善策】

履修指導を実効化するために、きめ細かくガイダンスを実施するとともに、クラス担任の役割を見直す方向で検討する。また、上記の「法学部入門ゼミ」などの導入科目は必修科目でなく、未履修の学生もいるため、全員登録の実施も含め検討していく。

### ④教育改善への組織的な取り組み

#### 【現状の説明】

##### （教育指導方法改善の措置、シラバス、学生による授業評価、FD活動への組織的取組み）

法的思考力の育成等の教育理念・目標の達成を目指して、教育改善活動のためにFD委員会を設置し、現行カリキュラムおよびコース制の成果を増大し、「わかる講義の実現」を図るため、①独自の「授業アンケート」および②「学生ヒアリング」を実施している。①は、毎年・後期1回ずつ実施し、結果を担当教員に開示して対応を求め、②は、各学年年2回の計8回実施する。

FD委員会は、他の委員会とともに、基礎学力向上のための「入門講義」の実施や「スタディガイド」の作成・配布に参画し、さらに「独自日本語能力テスト」の開発・実施を模索している。

### Ⅲ. 学部・大学院 法学部

さらに、FD委員会では、教員の組織的取組みとして、「公開講義」の実施や「講義検討会」の開催を計画し、教育環境の改善の一環として「国際交流」の促進にも取り組んでいる。

以上に加えて、本学部は、基礎能力向上のための取組みとして、①勉学に役立つ「シラバス」の作成、②1年次専門教育科目における「論文形式中間テスト」の導入等にも努めている。

卒業生に対し教育内容・方法を評価させる取組みとして、卒業時にアンケートを採る試みを行ったが、その結果を教育改善に直接反映させるためには、さらに工夫を要する現状にある。

#### 【点検・評価】

授業評価の信頼性や改善策への使い方が課題である。問題点として、学生の評価の客観的合理性の欠如、対象の交替による改善状況調査の困難性、人格と密接に関連する教員の特性評価の困難性等を挙げることができる。また、授業アンケート方法も、感想、意見や要望も含め「改善意見」を聴取するシステムを設ければより効果的と思われる。

シラバスについては、授業アンケートで必ずしも良い評価を受けておらず、シラバスの作り方・内容・提示方法等や授業計画表のあり方の再検討が必要である。専門科目開始前の「入門講義」は、経験の豊かな教員が担当し、分かりやすさに特に留意しているが、その効果の検証が必要であろう。「スタディガイド」は、法学部での学び方等を解説した独自の新教材として充実した内容と考えられるが、今後効果の検証と改善が期待される。1年次中間試験は、授業アンケート結果から導入され、法学教育の受容力の形成に資するものと考えられる。

#### 【改革・改善策】

全体として、現在の組織的取組みは、効果が期待される対策を試行する段階であり、今後の改善・改革へ向け客観的な検証を行っていく。まず、初めて作成した「スタディガイド」の評価と改善、法学専門教育への適応力を的確に把握できる「独自日本語能力テスト」の作成実施、有用な「シラバス」へ向けた再検討等を行う。

### ⑤授業形態と授業方法の関係

#### 【現状の説明】

##### （授業形態と授業方法の適切性、マルチメディアの導入状況）

本学部学生定員が多数に上るため、従来より授業規模の適正化に努めてきたが、クラス規模の大きな「大講義」もなお多く見受けられる。導入教育としての「法学部入門ゼミ」は、1年次生希望者全員が参加できるようクラス数が設置され、入学時に少人数教育が受講できる。2年次以降もゼミ等各種少人数クラスを設置している。

また、多様な情報（講義内容、参考資料等）を発信する「教育支援システム JESS」を構築しており、学外からもパソコンや携帯電話によりアクセス可能である。

#### 【点検・評価】

少人数教育では、20名以内の参加者で個々の学生にきめの細かい指導ができています。特に、1年次生はほとんど全員が希望すれば少人数教育を履修できることから、教員との密接な接触が勉学の良い出発となった学生も多く見受けられる。「JESS」については、これを授業手段の一環として利用している教員は必ずしも多くない。

#### 【改革・改善策】

大講義の効用と問題点や少人数教育の配置と効果について検証し、弊害が認められる点を改善する方策を探る。「JESS」の利用を促進するため、操作・利用の問題点や機能の拡大等を検討し、学



生の勉学手段としてより効果的なシステムとなるよう改善策を実施する。

### ⑥ 3年卒業の特例

#### 【現状の説明】

現代のわが国においては、複雑な社会で貢献できる高度の専門的知識を会得した人材の養成が求められているが、とくに優秀で若い人材が早期に社会で活躍できる機会が促進される必要性が高まっている。しかしながら、3年次終了時点で飛び級による大学院への進学が可能ではあったが、この場合に大学卒業資格（学士）は得られない。そこで、福岡大学学則第38条但書きに基づき、本学部では平成19年度から、成績が特に優秀な学生（平成17年度以降の入学生）を対象に早期卒業制度を導入した。本学部教授会で承認を受けた平成19年度早期卒業予定者は3人である。

#### 【点検・評価】

早期卒業制度により、大学院へ進学を希望する勉学意欲旺盛で優秀な学生は、3年次修了時に大学卒業資格（学士）を得て進学することが可能になり、経済的負担も軽減されると同時に、若く優秀な研究者や高度専門職業人を社会に送り出すという使命を果たすことができるようになった。ただし、早期卒業制度は、本学大学院へ進学にのみ適用され、また、成績評価の平均点が85点以上を要することから、早期卒業制度のメリットを享受できる学生数が少ないという問題点がある。

#### 【改革・改善策】

将来、学部と大学院の連携した一貫教育の観点から、早期卒業の要件の改善・改革を進めていくことが必要である。また、早期卒業に関して社会的認知度が高まれば、他大学大学院や会社や就職についても早期卒業を認める方向を検討する。

### （3）国内外における教育研究交流

#### 【現状の説明】

#### （国際化・国際交流推進に関する基本方針、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させる措置）

法学部は3名の外国人教員を擁し、既に学生が自然に触れ合える環境を整備している。国際化教育は主に経営法学科インターナショナルコースで取り組んでいる。1年次から段階的プログラムを用意し、興味を喚起した後、さらに深く学べるよう科目配置に配慮している。1年次の「国際コミュニケーション海外研修（米）」、2年次以降の「アメリカ法政事情・海外研修」、「アジア法政事情・海外研修、アジア法特殊講義」、「EU法政事情・海外研修」、「EU法特殊講義」等がそれである。海外研修では、訪問先の大学専任教員等の講義を受けている。さらに、新たな海外研修として、オセアニア地域における政治・立法・司法・ビジネス等の関係を研修するプログラムも開始され、外国人教員による長期的事前指導の下で成果を上げている。また、中国国家法官学院との交流協定に基づく、研究者・法曹実務家・企業実務家との協同交流の推進に努めており、今後の中国における学生の相互交流の推進についても準備を進めている。

以上のとおり、本学部は、積極的に国際化へ対応し、国際交流の推進に取り組んでいる。

これらの国際化への積極的な取組み等については、大学案内、学部案内や各種海外研修報告書等で紹介して学部の方針を示すとともに、キャンパス公開や高校訪問等においても情報提供を行ってきた。

#### 【点検・評価】

堅実かつ着実な国際化を指向する点で適切である。見聞や体験だけでなく、深く理解し、学ぶこ

### Ⅲ. 学部・大学院 法学部

とに主眼を置いている。定期的交換に向け、外国語教育にも力を入れた取組みとして適切である。

#### 【改革・改善策】

平成 20 (2008) 年度からルーヴァン・カトリック大学 (仏語系) 法学部 (ベルギー) との学生相互交換を予定している。「日本法入門 (1 セメスター・5 科目)」の英語講義と試験を実施する。将来は、協定校以外の留学生の受講を増加させ、「日本法入門コース」を定着させる。

### 3. 学生の受け入れ

#### 【到達目標】

本学部学士課程教育を修得するための基礎学力を有し、教育理念・目標等に示した修得目的を達成する強い意欲を持つ入学者を受け入れる。入学者選抜方式を検討改善しつつ、方式の多様化を図り入学者の質的向上を促す。競争試験が成果を上げるために必要な受験者数の確保にも努める。選抜試験合格者が現実に入学に至るよう環境整備を進める。

#### ① 受入れ方針、学生募集方法、入学者選抜方法、アドミッション・オフィス入試、高大の連携等

#### 【現状の説明】

##### (学生募集方法、入学者選抜方法)

日常的な入試説明会等は本学入学センターに委ねており、本学部独自の入試説明会は実施していない。毎年度発行される「大学案内」および2~3年ごとに改定される「法学部ガイド」により本学部の教育理念・目的、カリキュラム、在学生の学生生活、特色ある教育内容等について紹介している。また毎年8月上旬に開催されるオープンキャンパスにおいて学部説明会を開くほか、多数の法学部教員の参加を得て個別相談会や模擬講義を実施している。さらに年間20数校から依頼のある出張講義へ対応し、本学部の教育の一端を高校生に開示している。

本学部における入学者選抜方法には、全学的な一般入学試験(前期・後期)と各種推薦入試制度とがある。学力試験の成績のみで入学の機会を与える競争入試は、客観性や透明性に優れた方法ではあるが、成績上位者が入学するとは限らず、入学定員の充足のためには同定員の何倍かを合格者としなければならない。歩留率が高ければ、入学定員をオーバーすることとなる。入学定員丁度に合格者を合わせることは不可能である。定員オーバーの場合には、学部の理念・目的や教育目標の達成が困難となることが考えられる。

##### (アドミッション・オフィス入試、推薦入学における高等学校との関係)

なお、上記各種推薦入試制度の中には、A方式推薦入学、指定校推薦入学、附属推薦入学、スポーツ特別推薦入学があるが、これらとは別に、平成13年度からアドミッション・オフィス入試(以下「AO入試」という)、平成16年度から大学入試センター試験利用入試を取り入れた。教育理念・目標等の達成に資する素質を有する入学者確保のため、入学者選抜方法の多様化を図っている。

A方式推薦入試においては、調査書、面接の一部としての小テストが実施され、それらを数値化して合否判定基準を作成している。また、本学部独自のAO入試でも、論文、小論文、グループディスカッション、面接の実施と調査書の点検がなされ、これらを全て数値化して合否判定基準を作成し、その透明性を図っている。

推薦入学制度における高・大連携は、現在、附属推薦入学において、高・大合同会議が開催されている。

**(入学者選抜試験実施体制、選抜基準の透明性、入試問題を検証する仕組み)**

入学者選抜の仕組み（入試の実施体制、選抜基準の明確化）、入学者選抜方法の検証（入試問題を検証する仕組み）については、Ⅱ. 大学 4. 学生の受け入れ（入学センターの項）に記されておりである。

**(入学者受け入れ方針と理念・目的等との関係、入学方針と選抜方法、カリキュラムとの関係)**

本学部教育の理念・目標（前記 1.）を達成するため、上記「3. 学生の受け入れ【到達目標】」に記したとおりの資質を備えた学生の選抜を目標としている。しかし、現状では、受験生への情報提供活動や高校との連携活動等における基盤整備にとどまっており、実際の選考実施時において工夫を凝らしているのは本学部で実施する AO 入試のみであり、一般入試・A 方式推薦等では理念・目標への適合性を評価する入試実施は困難である。また、学部教育の理念・目標に向かってのカリキュラムの構築は熱心に行われてきたが、学生受け入れ方針や入試方法・選考実態と関連づけられてこなかった。これは、カリキュラム等の学部教育の内容と入試との関連性の乏しさに起因してきた。

**【点検・評価】**

A 方式推薦を含めて、推薦入学の募集定員は 30% 程度の枠内である。A 方式推薦や指定校推薦、附属推薦は出身高校長が推薦する者で、評定平均値が基準点以上の者から選抜しており、比較的優秀な入学者を確保できている。AO 入試は、本学部独自の工夫による選抜方式であり、強い勉学意欲と大学での授業等への高い対応力を持つ入学者選抜のための自己推薦公募型であるが、入学者の中には、自主退学者や学業成績不良者が出現している。指定校推薦入学の入学者には、入学後の学業成績優秀者が多く見られる。現在本学部では法律学科で 43 校、経営法学科で 25 校を指定校とするが、毎年志願者のある高校は計 30 校前後である。指定校の増加とともに現指定校からの志願者増に努める必要がある。

本学部は、限られた予算と人員で学生募集活動を行っている。本学部ホームページでは、学部の現状や入試状況を発信している。オープンキャンパスでは、経営法学科の海外研修制度等の情宣を行い、効果を上げている。

推薦入学については、早期の合格決定が入学時の学力低下や不適応学生の増加の一因とならないよう、合格発表時に学部長メッセージを送付している。AO 入試合格者に対して入学前の事前指導を行っているが、効果が上がらない合格者も見受けられる。専願制附属推薦入学者についても英検受験や漢字検定等の受験を薦めているが効果は同様に判然としない。

**【改革・改善策】**

AO 入試合格者の検証により、平成 19 年度に募集定員を若干減らし、選抜方法の再検討を進めている。より良い資質の受験生を増加させるため、本学部教育を充実させること、高いレベルの研究成果を積み上げること、志望企業への就職率の向上、公務員試験・資格試験等の合格者の増加、法科大学院進学者の増加等が重要であり、諸々の対策を講じ、その成果を増大させる努力を続ける。

**②定員管理**

**【現状の説明】**

**(学生定員と学生数の比率、組織改組・定員変更の可能性を検証する仕組み)**

平成 19（2007）年度の本学部の募集定員は法律学科 400 人、経営法学科 200 人の合計 600 人である。平成 19 年度入学者のうち、A 方式推薦入学により法律学科 90 人、経営法学科 47 人の合計

### Ⅲ. 学部・大学院 法学部

137人を決定している。またAO入試により法律学科16人、経営法学科7人の合計23人、指定校推薦により法律学科23人、経営法学科9人の合計32人、附属高校推薦により法律学科11人、経営法学科5人の合計16人、さらにスポーツ特別推薦により法律学科1人、経営法学科2人の合計3人を受け入れている。一般入学試験による入学手続者を合わせると、平成19年度の入学手続者は法律学科516人（推薦141人、一般375人）、経営法学科244人（推薦71人、一般173人）の合計760人であった。定員600人に対して1.27倍（法律学科1.29倍、経営法学科1.22倍）である（「大学基礎データ」表15）。

これに伴い、平成19年5月現在の法学部の在籍学生数は法律学科2,210人、経営法学科1,020人、合計3,230人である。これは収容定員2,550人（法律学科1,750人、経営法学科800人）に対して1.27倍（法律学科1.26倍、経営法学科1.28倍）である（「大学基礎データ」表14）。

平成19年度の留年者数は148人（在籍学生数の4.6%）であり、学科別では法律学科98人（4.4%）、経営法学科50人（4.9%）である（「大学基礎データ」表14）。学部留学生は全学年合計4人（法律学科2人、経営法学科2人）である。本学部では現在、社会人、帰国子女は在籍していない。なお、平成18年度における学部退学者の数は、全学年合計で71人（法律学科41人、経営法学科30人）であったが、平成16年度74人（法律学科58人、経営法学科16人）、平成17年度83人（法律学科67人、経営法学科16人）と毎年70人～80人となっている（「大学基礎データ」表17）。

定員変更の可能性については、本学部内に設けた将来構想委員会において、入学者の状況、学部学士教育の状況、カリキュラム等の運用状況と教育成果の検証等を通して検討される仕組みを導入しており、その検討結果を踏まえて、全学的な検討に移ることとなっている。最近でも、教員一人当たりの学生数を改善し、教育の質の維持・向上を図るため、平成17年に大学に学生定員検討委員会が置かれ、法学部の定員を削減することが決定した。

#### 【点検・評価】

入学者数は、入学定員の1.3倍以内に収まるように努力している。しかし、追加合格を回避できるような歩留率を勘案した合格者数の決定は、非常に困難である。平成19年度は歩留率が良く、両学科とも入学者は定員の1.2倍以上となり、学部全体では1.27倍に達した。

学部留学生の在籍者数は、経済学部や商学部に比べ少数である。経営法学科インターナショナルコースの設置に鑑み、学部留学生の増加を考える必要がある。

#### 【改革・改善策】

本学部の入学定員は、平成19年度に法律学科で50人削減し400人に変更したが、さらに50人の削減を決定している。定員の削減方法および時期は未定である。教員1人当たりの学生数の適正化のため50人削減を早期に実現する。入学者数も収容定員に可能な限り近づけるよう努める。

志願者増に向け、本学部教育をいかに構築するか、学科構成を含め改革を進める。経営法学科の魅力高める方策として留学生の増加策を検討し善処する。

### ③編入学者、退学者

#### 【現状の説明】

#### （退学者の状況と退学理由、編入学および転部・転科学生の状況）

平成18年度の退学者の数は、71人であった。その退学理由の内訳を多いものから順番にみると、単位不足、進路変更、経済的理由、就職、一身上の都合、他大学入学・専門学校進学、就学的意思なし、となっている。

編転入については、平成 18 年 4 月転入学生が 2 人であった。平成 19 年 4 月転入学生は、4 人であった。平成 19 年 4 月転部の学生は、2 人であった（経済学部経済学科より）。平成 19 年 4 月転科の学生は、1 人であった（経営法学科より）。

**【点検・評価】**

昨年度の退学者数は合計 71 人であり、この数字は決して少ないとはいえない。退学理由からみると、本学部への不本意入学もしくは法学教育への不適応が多く、対応ができる体制が必要である。

**【改革・改善策】**

本学部への不本意入学や法学教育への不適応に早く対応し、退学をできる限り回避できるよう、システムの工夫を行う改善策を検討し立案実施する。

**4. 教員組織**

**【到達目標】**

理念・目標等に基づき設定された各学科カリキュラムおよび各種教育プログラムを的確かつ効果的に実施できる専門的能力を十分に有した教員により構成される教員組織を構築し、当該教員組織における各教員の教育研究活動が意欲的かつ円滑に遂行され、その教育研究活動の社会的成果の継続的向上を達成できるよう組織運営がなされること。また、各教員による教育研究活動を支援する教育研究支援職員の体制（サポート＝システム）を適切に構築すること。

**①教育組織、教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続**

**【現状の説明】**

（教員組織の適切性、年齢構成、女性教員の割合、社会人の受け入れ、主要科目への専任の配置）

本学部専任教員の学内定員は 40 人（内、共通教育担当分 3 人および法科大学院兼任 1 人。）であり、本学国際交流事業教育も担当する定員外の外国人専任教員を含めて在籍教員数は 39 人である。専門分野別内訳は、憲法 3 人、行政法・税法 3 人（内、1 人は任期付教員）、民法 7 人、刑事法 4 人、商法・知的財産法 6 人、民事訴訟法 1 人、外国法 2 人、国際法・国際関係 4 人、社会法 4 人、基礎法 3 人、政治学 2 人となっている。資格内訳は、教授 25 人、准教授 11 人、講師 3 人であり（「大学基礎データ」表 19）、年齢構成内訳は、60 歳代 12 人、50 歳代 10 人、40 歳代 8 人、30 歳代 9 人である。また、性別構成は、男性教員 32 人、女性教員 7 人となっている。

専任教員 39 人中、学内兼任教員は 2 人である。社会人から採用された教員は、同 39 人中 2 人である。

なお、主要な授業科目への専任教員の配置状況については、「2. 学士課程の教育内容・方法等」の「⑦開設授業科目における専・兼比率等」の項ですでに記したとおりである。

**（教員間の連絡調整の状況）**

カリキュラム・開設科目のあり方、担当科目の振り分け、人事上の要望、教育上の問題点および改善方策等は、原則として専門分野別のグループ単位で検討され、教員間の連絡調整がなされる。

**（任命・昇格の基準・手続、基準・手続の明確化、公募制の導入状況）**

教員の採用、昇格等の人事上の事項については、学部内の人事委員会（学部長、大学協議員、教務委員、教育職員資格審査委員、大学院研究科長、大学院教育職員資格審査委員で構成される。）で審議され、人事を議する教授会（本学部専任教授のみをもって構成する教授会。以下、「正教授会」という。）において本学部としての決定を行っている。その手続については、学部長または各専門分

### Ⅲ. 学部・大学院 法学部

野グループの提案により、人事委員会で審査要件等を審議し、正教授会において審査委員 3 人による詳細な審査報告および構成員の 3 分の 2 以上の承認で決することとなる。なお、本学部正教授会で採用・昇格を決したのち、本学教育職員資格審査委員会で審査がなされ、最終決定にいたる。

以上の教員選任のための選考基準および選考審査手続については規定化され明示されている。なお、教員公募については、適材の確保の困難や形骸化の弊害が見受けられ、従来行われていない。

#### （教員組織における専任・兼任比率、大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけ）

専任教員中学内兼任教員は僅少であり、他大学等からの授業担当兼任（非常勤講師）は、専任教員の担当できない少数の科目を担当するに過ぎず、適切な専・兼比率と考えられる。専任教員が学外業務等に従事する場合には、学部長の決裁を受けており、他大学における非常勤講義は原則週 2 コマまでとされ、本学の研究教育に支障をきたすものではない。

#### 【点検・評価】

教員構成は、理念・目標等を基礎として、各学科・コースでの十分かつ適切な教育の遂行という観点から、専門分野別のバランスが図られており、年齢構成・資格構成ともほぼ均整の取れた構成と評価できよう。ただし、40 歳代教員が若干少ないとの見方もできよう。女性教員の比率については、国や地方公共団体の審議会等でも 5 分の 1 程度が目標とされており、高い構成比率と考えられる。

専任教員中学内の兼任教員は僅少であり、他大学等からの授業担当兼任（非常勤講師）の根拠も合理的であって、適切な専・兼比率と考えられる。専任教員の学外業務・非常勤講義等は、学部長の決裁を受けており、上限の設定及び運用も適切であり、本学の研究教育に支障をきたすものではない。

本学部専門教育において、理念・目標等に適うカリキュラムを十全に実施する科目担当および共通教育科目の担当負担を総合すると、就業規則上の授業担当数を上回る教員が多数を占める。さらに、本学部教育の改善・改革方策の効果的な実施のためには、教員定数の過少が問題となる。

昇格は、原則的な申請基準を在籍年数および研究論文数等で定めており、構成教員に基準を示し、各専門グループ等から提案がなされており、適正かつ厳正な昇格が図られている。

新規採用者の募集は、各専門グループや関連分野の教員による人材の紹介に基づき、研究報告および面談等を行い、人事委員会から正教授会へ諮られる。

本学部の学内教員定員に対して、2 人の欠員が生じている。

#### 【改革・改善策】

本学部教員定数については、多数のクラスを開講する共通教育科目（法学、憲法等）および専門科目における充実した教育の実現のために、教員定数増が不可欠であり、強く要望していく（この要望につき、平成 19 年 12 月に、憲法担当教員 1 人の定員枠外採用が認められ、改善が図られた。）。女性職員比率については、公平な採用を続け、定員の 4 分の 1 程度を目指す。昇格条件等については、各専門グループ等を通じて教員への周知を図り、研究活動の活性化を促進する。欠員充足については、人事委員会および正教授会において次期採用分野を検討・調整し、適切な人材の確保に努める。

#### ②教育研究支援職員

##### 【現状の説明】

（人的補助体制の整備状況、教員との連携協力関係、ティーチング・アシスタント制度）

本学部事務室職員 1 人が、教員出張旅費申請や個人研究費の執行等の事務処理を支援しているが、

当該担当者が1人のみのために、オーバーワークになりがちである。本学部では、平成18年度以降、教育研究支援に特化したアルバイト職員1名を配置している。その主な職務は、教育面では、講義資料印刷、授業評価アンケートの準備・整理等で、研究面では、資料複写、通信代行等である。

アルバイト職員は、事務室職員および学部長の指揮監督の下で、教育活動の支援に当たっている。現行のティーチング・アシスタント（以下、「TA」という。）の制度は、平成6年12月から施行され、平成19年度は7名の法学研究科学生がTAに就任している。TAの主な職務は、演習等でのレジュメ複写、本学部主催行事の補助等である。

また、本学部事務室長および支援職員は、共同研究室運営委員会に出席し、連携を図っている。

#### 【点検・評価】

本学部における教育研究支援職員の職務は、従来、教育支援が主であった。これに対して、論文執筆、学会報告、科研費応募準備等の研究支援については、本学部独自の支援体制はいまだ十分とは言えず、その整備は今後の課題である。

TAによる教育支援は、本学部の教育活動にとって大きな助力となっている。その定員数は、大学院在学学生数により算定されている。

#### 【改革・改善策】

共同研究室運営委員会を中心に、平成17年度以降、他大学を視察し、研究支援職員の充実を計画している。その検討では、教員1人または教員3～5人に支援職員1人の配置等が提案されている。

教育研究でのTAによる支援は有用であり、その定員数を職務上の必要からの算定に改めたい。

### ③教育研究活動の評価

#### 【現状の説明】

##### （教育研究活動に対する評価方法、教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮）

本学部では、教育研究活動の客観的評価方法は確立されていない。しかし、教員の採用時と昇格時に教育研究活動は評価される。採用時には、論文、著書、資料等や関係者からの情報に基づき候補者の経歴・業績が評価される。これらの評価は、候補者を絞り込む人事委員会や具体的研究業績等を審査する正教授会においてなされている。とくに、正教授会では、まず、履歴・業績一覧の配布、業績実物等の回覧等により審査開始を検討し、審査に相当すると判断された場合、審査担当者を3人選任する。審査担当者は2週間以上の期間を掛けて慎重に審査し、再び正教授会でその報告を受けて採用の可否を決定する。

昇格の場合にも、教育研究活動の評価プロセスは、採用の場合とほぼ同じである。候補者の専門分野の責任者または学部長もしくは教務委員（専門分野教員が該当者のみの場合）より昇格の提案がなされ、在職期間と業績等を人事委員会にて検討した後、採用と同じ手続を経ることになる。

また、専門分野に複数の担当者がある場合、授業科目の決定にあたり、採用時の条件や教育活動の状況等を評価し担当科目を検討するさいに、各教員への相互評価がなされる場合もある。

本学部の関わる教育研究活動の客観的な評価方法ではないが、本学部独自の授業アンケートにより、教員は、教育活動について学生の主観的評価を受けている。アンケート結果の妥当性には疑問もあるが、教員が気がつかない点を指摘され、改善策が採られる例も見受けられる。

#### 【点検・評価】

教育と研究は、教員にとって本来表裏一体のものである。実験等を用いない本学部教育の場合、研究と教育は必ずしも連動せず、研究が授業に生かされる態様は、理系学部の教育とは異なる。そ

### Ⅲ. 学部・大学院 法学部

の点で、教育研究活動の客観的な評価方法が確立しないことはやむを得ないともいえる。しかし、人事（採用・昇格）評価プロセスは明確であり、その方法は妥当である。履歴書または業績一覧のみならず多くの情報を集め、業績実物の検証等実質的評価を通して判断形成がなされている。この評価には多くの教員が関与し、恣意的判断を避け、客観的判断を形成している。また教育活動に関しては、法学部教授会として、各授業の聴講・参観を認め、いわゆる開かれた授業を行っており、他の教員や第三者からの批判・意見を聴くことができる。

本学部において教育研究活動の客観的な評価方法が確立していないことは、個々の教員にとって、教育研究活動に関する統制または他人による管理がないことを意味し、自己の研究をのびのびと行える。しかし、このことは、自己評価に委ねられた自己責任に通じるものであり、このような環境の維持について、各教員の自覚が重要となる。

#### 【改革・改善策】

個人研究をより充実させるためには、研究活動を縛るような評価方法は不要である。しかし、各教員の研究を相互に理解した上での研究活動の展開や教育活動等の情報共有は必要であり、その促進に努める。その方策として、業績状況の定期的公開、分野別の講義内容の検証、学部導入教育における共通認識の確立と効果の検証を行う。

## 5. 研究活動と研究環境

### 【到達目標】

本学部の各教員が高度の研究業績を上げられる環境整備と研究組織の構築および的確な組織運勢を図る。なかんずく、各教員の研究・研修機会の十分な保障および潤沢な研究費の保障が不可欠であり、そのための改善・改革を進める。

#### （1）研究活動

##### ①研究活動

#### 【現状の説明】

##### （研究成果の発表状況）

本学部教員の研究活動は、個人研究を中心としている。個人研究は、論文・著書・研究ノート他の業績として公表される。「福岡大学法学論叢」（以下、「法学論叢」）における論文発表は比較的少ないものの、その論文等は法律雑誌の学会回顧等で高い評価を得ている。また、研究成果の多くは、専門雑誌、他大学の紀要、記念論文集等で発表され、著書（単著）の公刊や数多くの共著物もあり、しかも共著でありながら単著に相当する分量の担当例も見受けられる。これらの論文・著作等は、他の研究者等により引用・参照されている。

##### （国内外での学会活動）

学会活動に関しては、各教員が、自己の研究分野や関連分野の学会に、国内外を問わず入会し、個別報告、シンポジウムの報告者として活躍する教員も見受けられる。研究会レベルでは、研究の中間報告等として報告、質疑応答、論議を行い、自らの研究レベル向上のために切磋琢磨している。研究成果が評価され、国外での教育活動を担当する教員もいる。また、学会の理事長（会長）・理事を務めるまたは務めた教員もおり、本学部教員の研究成果の質の高さを示している。本学を会場に全国学会やブロック学会等も開催されている。



**(研究助成を得て行われる研究プログラム)**

科学研究費補助金（以下「科研費」という）による共同研究等に参画する教員、そこで主導的な役割を果たす教員もいる。共同研究報告書等における業績が高い評価を受ける場合もある。

研究活動の経済上の裏付けは、その多くが個人に委ねられている。科研費を得ている教員、財団・企業等から奨励金・補助金を得ている教員もいる。大学の支援として、本学研究推進部の領域別研究チーム研究費があり、平成 18（2006）年度からは本学部において個人研究費制度が設けられた。

**【点検・評価】**

個人研究が主体であり、その研究成果は、「法学論叢」等の紀要または学術雑誌が発表の場となる。年 4 回発行の法学論叢は投稿数が少なく、年 2 回または 3 回の発行となる年度もある。高い評価を受け引用・参照される論文もあり、年 4 回発行が確保されることが望ましい。各教員の研究成果は、論文・著書等に現れ、国または地方公共団体の委員、各種団体の委員等として立法やルール作りに関与する教員、国家試験委員や審議会委員となる教員、産官学連携において活躍する教員等も見受けられる。このように、本学部の教員の研究活動は、学内外の研究者や各種実務家等から、社会的に高く評価されている。

個人研究の経済的裏付けは、個人的な努力で解決される場合が多い。個人研究についての科研費、財団等の奨励金・助成金等の獲得努力が必要となる。一方、研究教育に必要な学会へ出張旅費が不足し参加できない場合や、個人負担で参加する場合がある。これでは、十分な研究活動や意見交換ができないが、これは大学全体の問題である。領域別研究チームおよび学部個人研究費の使途等を再検討し、十分な研究支援のための全般的な見直しが必要である。

**【改革・改善策】**

過剰な教育・学内委員活動等の負担が研究時間の確保を困難としている現状から、研究成果を増すには、学部の努力に加えて、大学としての支援体制の強化を検討する。学会活動についての支援や個人研究費の配分や利用方法の改善への対応をすすめる。教育の基盤となる研究活動等に関連する経費の支出について、適切な文系への研究費の運用・配分が図られるよう善処策の検討を進める。

**②教育研究組織単位間の研究上の連携**

**【現状の説明】**

**(付置研究所との関係)**

現在、本学の付置研究所とこれを設置する大学・大学院との間では、共同研究のみならず、連携する動きはない。従って、本項目については追加的に記す。産学官連携に関しては、上記**(研究活動)**のとおり本学部教員が関与している例がある。教員の中には、本学の産学官連携のみならず、産学官連携に関係し研究等への助言を行って教員もいる。本学産学官連携関係委員会での他学部または他研究科教員との意見交換が見られる。

**【点検・評価】**

本項目についての学部による組織的活動は見られない。教員の個人的連携は、**(研究活動)**に記した点と同様に有益であろう。

**【改革・改善策】**

将来、本学組織や他大学組織等と連携して法学教育および研究活動を共同して行うことも考えられる。学部のみならず、大学院法学研究科、法科大学院との協力の下での展開を検討する。

### Ⅲ. 学部・大学院 法学部

#### (2) 研究環境

##### ① 経常的な研究条件の整備、研究成果の公表、発信・受信等

#### 【現状の説明】

##### (個人研究費・研究旅費、研究成果の公表支援)

本学部における教員の研究資金は、もっぱら経常的研究資金であって、競争的研究資金は存在しない。本学部内での研究論文・研究成果の公表支援措置として、個人研究費の枠内で研究会等出席のための旅費支援および論文抜刷郵送費支援がある。

本学部では、従来、全学的な研究図書費やパソコン購入費を別とすれば、個人研究費が全くなかった。そのため、各教員の研究室に必要な雑誌やパソコン周辺機器等は、整備の保証がなかった。この状況の改善のため、「法学部研究教育経費のうち各教員専用分の執行に関するガイドライン」に基づいて、平成 19 (2007) 年 4 月以降、個人研究費（平成 19 年度にあつては、各教員 1 名あたり年間 15 万円）を創設し、この個人研究費により、従来のパソコン購入に加えて、雑誌購入、パソコン周辺機器購入、論文抜き刷り発送等の通信費を支出できるようにした。

本学部教員には、毎年 2 回の学会出張旅費が交付される。しかし、この旅費は、研究会出席や資料収集の目的での利用が認められない。そのため、上記ガイドラインが制定された。平成 19 年 4 月以降、それに基づき、各教員に割り当てられた個人研究費の枠内で、研究会出席や資料収集の目的での出張が可能となった。

##### (教員研究室、研究時間確保の方途、研修機会確保の方策、共同研究費)

福岡大学文系センター棟 9 階および 10 階に、法学部教員の研究室がある。現在のところ、各教員に 1 室ずつを割り当てることができている。

法学部教員には、長期 1 年または短期 3 か月の在外研修や海外研修の機会が与えられている。しかし、研究に専念できる研究専念年（サバティカル・イヤー）は制度化されていない。また、講義時間割編成にあたっては、毎週 1 日を、講義のない日として希望することができる。

本学部の主な共同研究費財源は、毎年度、大学から交付される研究教育経費である。学部長は、予算内示を受け予算案を作成し、教授会での上り承を経て、これを執行する。その執行は、学部共同研究室運営委員会で、各種規定に基づき企画・運営される。執行状況については、学部事務室職員により毎月執行表が作成され、原則として毎月 1 回開催の共同研究室運営委員会で報告が行われ、年度末には教授会で決算報告がなされる。

#### 【点検・評価】

在外研究や講義のない曜日の設定等の制度的保障にもかかわらず、各教員は、多様な教育活動および学部内事務処理等に追われ、現実には研究時間の確保が困難となっている。

旅費支援および論文抜刷郵送費支援は開始されたばかりであり、効果の検証が必要であり、活用を期待したい。

発表支援策としての郵送費支援は開始されたばかりであり、効果の検証が必要である。

在職年数の長い教員にとっては、増大する書籍のために、研究室が狭隘になっている。また、北側と南側とでの日照などの自然環境格差および 9 階と 10 階と間に研究環境格差(これについては後述)がある。

#### 【改革・改善策】

今後の研究環境の改善を目指して、共同研究室運営委員会では、平成 17 年度以降、数回にわたっ

て、他大学視察を実施した。その結果、本学部における学会出張旅費および個人研究費の総額は、研究図書費を含めて、潤沢とは言い難いことが判明した。今後、成果発表支援策を含め研究費の増額に向けて努力する。

競争的研究資金を本学部に創設することについては、今後学部内でさらに慎重に検討を重ねる。また、サバティカル・イヤーの導入は是非実現すべき課題として取り組む。

## 6. 施設・設備等

### 【到達目標】

本学部での教育研究にあたり、ハード・ソフト両面で、多くの学生が満足できる教育施設・設備および快適な研究空間を完備する。情報化の進展に鑑み、インターネットを中心とした情報通信環境の整備等にも意を用いる。

#### (1) 施設・設備等の整備

##### ①教育設備

### 【現状の説明】

#### (施設・設備等諸条件の整備、情報処理機器などの配備状況)

ハード面では、平成 18 (2006) 年 4 月以降、「福岡大学法学部ゼミレジュメ複写支援に関する内規」に基づいて、図書館ゼミ棟の 1 室 (7K 室) に、TA を常駐させたうえで、学期中の毎週月曜日から金曜日まで、ゼミナールでの報告のための資料 (レジュメ) 複写サービスを実施してきた。これにより、学生のレジュメ作成が容易になり、ゼミ報告が充実してきた。

本学部では、平成 17 年度より JESS の拡張を行い、動画配信システムを構築した。これにより、導入教育に力点を置いた動画を配信している。さらに、資料配布システムを従来の JESS システムに付加した。これにより、学生の事前学習の支援を行える体制を強化した。このシステムにおいては、学生との連絡体制の確立にも目を向けた。具体的には、受講している学生に対しては、一斉にメールによる連絡を可能にした。学生が手続を行えば、携帯電話にも転送できるようにした。

従来より、本学部独自のメールシステムを構築しており、研究用と講義用など複数のメールを使い分け、教員・学生に対する便宜を図っている。

その他、本学部独自でゼミ棟内にコンピュータ室を設けて、ゼミのレジュメの打ち出しや資料収集の便宜を図っている。

### 【点検・評価】

本学部における上記の学生サービスについては、本学部内外から高い評価を受けている。学外からの視察・見学のさいにも注目されるものである。本学部学生からも、とくに講義の予習・復習やゼミの報告準備のさいに役立つものと評価されている。なお、JESS の利用については、全教員の利用状況や平成 19 年 4 月稼働の大学教育システムとの一部重複等検討すべき課題もある。

### 【改革・改善策】

本学には、「法学部専用棟」がない。そのために、講義室やゼミ室についても、例えば、バリアフリー対策等を、本学部独自に実施することが困難である。ぜひ、「法学部専用棟」を建設して、ハード面の改善を目指したい。

ソフト面では、学生の勉学についてのサービスの向上を図っており、ゼミ参加学生がそのメリットを享有できている。さらに、ゼミに参加していない学生への支援サービスも充実したい。

### Ⅲ. 学部・大学院 法学部

本学部における教育活動に必要な情報設備、特に情報通信環境とは何か、学生のニーズを探り、求められるより良い環境を提供するよう具体的な検討を行う。

メールは、簡便かつ円滑な連絡システムであり、在学生に止まらず、卒業生・同窓会等を含めた関係者との連携を考え、入学時に取得するメールアドレスを永続的に用いられるよう取り組む。また、卒業生を対象にしたソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）についても議論する。

#### ②研究設備

##### 【現状の説明】

各学部の独自性を発揮する、という本学全体の方針のもとに、本学部でも、「法学部」としての独自性を、研究設備の面でも強く打ち出すように努めてきた。

本学部の研究空間は、福岡大学文系センター棟 9 階および 10 階にある。9 階には、共同研究室が、10 階には、共同研究室、資料室、印刷室等がある。

9 階共同研究室には、複写機、シュレッダーおよびプリンターを、10 階資料室には、複写機、シュレッダー、ファックスおよびプリンターを設置している。

ソフト面では、10 階資料室に、おもな判例集および法律関係雑誌を製本配架している。10 階共同研究室には、各種六法全書、主要な辞典（事典）を配架するとともに、雑誌コーナーを設けて、主要な新着雑誌を展示している。

本学において導入された FUTURE3 によりギガビットのデータ通信を可能にするネットワーク環境が本学部スタッフ研究室にまで整備されており、前回の自己点検・評価報告書で課題とされた情報コンセントなどのコンピュータ通信環境は充実度を増している。学内には、多くの情報コンセントが用意され、場所的には限定されるが無線 LAN も利用可能である。

##### 【点検・評価】

文系センター棟の構造の理由から、法学部の研究設備は、9 階と 10 階とに分断されている。そのため、9 階研究室の教員と 10 階研究室の教員とで、研究設備利用の利便性で格差がある。この格差を是正し、すべての教員が平等にメリットを享有できるようにすることが、今後の課題である。

##### 【改革・改善策】

教育研究環境の抜本的な改善策としては、法学部専用棟の建設がぜひ望まれる。

なお、本学部では、研究設備改善を目的として、平成 17 年以降、数回にわたって、他大学を視察し、報告書にとりまとめ、教授会で報告した。法学部専用棟の建設については、本学中長期施設整備計画に従い整備が予定されており、本学部では、法学部専用棟建設準備委員会を設置し、検討を進め、答申を作成している。今後、専用棟の建設整備がなされることが期待される。

本学部における研究活動に必要な情報設備、特に情報通信環境とは何か、法学研究者の立場からの意見・提案を教員より聴取しつつ、求められる環境整備に努める。

## 7. 社会貢献

### 【到達目標】

社会貢献の重要性を自覚し、研究・教育を通じて社会貢献を実践できる体制作りを目標とする。その一環として、現に社会に貢献する本学部教員を支援し、ボランティア教育等を通じて学生の社会貢献意識を涵養し、寄付講座を通じて社会貢献を目指す企業との連携を強化していく。

#### (1) 社会への貢献、企業等との連携

### 【現状の説明】

#### (国・地方自治体等の政策形成への寄与、教育研究成果の社会への還元)

教員の中には、国や地方公共団体の審議会等の長や委員が相当数おり、これを通じて、政策形成や行政実務を支援している。すなわち、国・地方自治体等の審議会委員として立法に関与する教員や国家試験委員等がいる。また、教員が一般社会人や実務家向け講演会・セミナー等の講師として社会貢献をする機会が多くある。産業界との連携でも、専門家の立場から助言を行う教員もいる。

#### (ボランティア等を教育システムに取り入れた地域社会への貢献)

ボランティア等を教育システムに取り入れた地域社会への貢献については、平成 17 年度より、1 年生対象の基礎ゼミナールがホームレス問題を扱う NPO 法人の活動に参加し、社会貢献の現状を体験的に学ぶ機会を提供している。参加学生の意見は、本学部「特色ある教育」を記した小冊子で紹介されている。

#### (企業と連携した社会人向け教育プログラム、寄付講座)

また、本学部が企業と連携して社会人向けプログラムも実施している中国国家法官学院交流事業において、中国現地セミナー等を開催している。寄付講座については、平成 17 (2005) 年度より 2 年間、九州電力寄付講座「現代企業社会と法規制」がゼミ形式で実施された。この講座では、他大学の教員等も講師として招聘され、具体例による実践的論議が展開され、現地見学も実施された。

### 【点検・評価】

国・地方自治体等の政策形成への寄与については、主に各教員の個人的努力に任されているが、各教員の活動は、一定の評価を受けている。本学部もこのような活動を支援しているが、本学部が主導して行っている実績は限られており、教員の努力に負うところ大である。同様にボランティア教育も教員の努力に支えられ、上記の基礎ゼミナールで初めて実践されることになった。ただし、この一例に留まっている。寄付講座も上記の一例のみであり、平成 19 年度以降の開設は、予定されていない。

ボランティアの参加学生は、社会問題を一層深く考えるようになり、社会貢献をより身近なものと捉えるようになっている。しかしながら現在、ボランティア教育の有効性を検証し、その継続・拡大を図る本格的な議論は行われていない。寄付講座も、参加学生に学問的刺激を与え、理論と現実を結びつけるのに有効であったが、当初より 2 年間のみの開設とされ、継続的な設置が実現できていない。学生が受ける学問的恩恵等を考慮すれば、寄付講座の継続・拡大が必要である。

### 【改革・改善策】

引き続き各教員の国・地方自治体等の政策形成への寄与を支持・支援する。支援策の具体化については、今後検討を進める。ボランティア教育の有効性を確認し、その継続・拡大を図ることとする。寄付講座を今後も積極的に受け入れ、企業との連携を一層強化する。

### Ⅲ. 学部・大学院 法学部

#### 8. 学生生活

##### 【到達目標】

本学各組織と連携しつつ、本学部学生の経済的支援・生活相談等の活動に協力し、学生が本学部教育を円滑に受容できる学生生活環境の整備を図る。本学就職・進路支援センターと連携しつつ、キャリア教育を推進し、学生の意識改革および進路選択の支援・実現を図る。

##### ①生活相談等

##### 【現状の説明】

##### （学生の心身の健康保持への配慮）

生活相談等の学生生活上の困難等への対処は、学生部を中心に取組みが行われている。

本学部では、新入生へのオリエンテーションにおいて、司法書士会と協力した「学生生活ミニ法律講義」および警察と協力した「防犯講義」を実施している。

また、全学生を各教員にクラス分けした「クラス担任制」を設け、担当教員が学生の個人的悩みや相談に応じ、助言を与えている。

##### 【点検・評価】

新入生は、オリエンテーションでの情報提供等を熱心かつ興味深く受け取っており、効果的である。クラス担任は、学生から相談の受け皿となっており有用であるが、ゼミ担当者等と繋がりを得た学生は、その担当教員へ生活相談等を行う場合が多いものと見受けられる。

##### 【改革・改善策】

新入生への学生生活指導を興味深く効果的なものとするよう工夫が図られており、今後も内容・方法の改善に努める。クラス担任制については、少人数クラス担当者との支援策の割り振りも考慮しつつ、学生が相談しやすい仕組みを作っていく。

##### ②就職指導

##### 【現状の説明】

##### （進路指導の適切性）

就職・進路支援センター委員（1人）およびキャリア教育調整委員（4人）が中心となって、本学の就職・進路支援センターが実施する各種ガイダンスに積極的に参加するよう学生に促すとともに、個々の学生の就職相談についても、上記5人の教員が随時対応する体制を整えている。また、従来からの取組みに加えて、平成18年度より、新たに本学部主催の講演・懇談会を実施している。これは本学の「福大生ステップアッププログラム」の一環として行われ、学生の進路選択とその実現を支援するものである。講師はいずれも本学部の卒業生であり、第1回目は司法試験合格を目指す学生向けの講演を平成18年11月に実施、2回目は民間企業あるいは公務員を目指す学生向けの講演を同年12月に実施、3回目は新入生向けの講演を平成19年5月に実施した。この種の講演は定期化し、年3回の実施を予定しており、そのための予算が確保されている。

##### 【点検・評価】

参加学生に毎回アンケートを実施し、反省材料として今後の講演の企画に活用している。アンケート内容は、本学および本学部ホームページで紹介されている。また、学生の要望を受け、3回目は平日開催とし、その情報宣伝は講義やゼミ等を通じ徹底している。参加者数も1回目23人、2回目27人、3回目78人と徐々に増加し、本講演・懇談会の開催は、学生に周知されつつある。

卒業生自らの体験に基づく講演や懇談は、進路選択に迷う学生にとって有益である。ただし、参

加学生は進路選択に高い意識を持つ学生が多く、進路選択を意識せず大学生活を送る学生への対策とはなっていない。今後、意識の低い学生への有効な対策を講ずる必要がある。

**【改革・改善策】**

入学後の早い段階から進路を真剣に考える学生を増やすため、講演会等の魅力を高め、進路選択の判断材料を提供するよう努める。今後、本学部同窓会と連携を密にし、多様な卒業生を講師として招き、さまざまな進路希望者の要望に応える。





## 法学研究科

### 1. 大学院研究科の使命および目的・教育目標

#### 【現状の説明】

##### （理念・目的・教育目標と人材養成等の目的の適切性、達成状況）

本研究科は、法学や政治学に関する高度な専門的知識を備え、わが国および国際社会に貢献できる人材を養成し、研究者養成および高度な専門職業人の養成、生涯教育を目的とする。博士課程前期（以下「前期課程」という。）では、学部における一般的教養および専門的知識の上に、広い視野に立って精深な学識を養い、専攻分野における研究能力または専門的職業に必要な能力を培うことを目的とし、博士課程後期（以下「後期課程」という。）では、豊かな学識を養い研究者として自立して研究活動を行い、独創的な研究能力または先端的な専門能力を培うことを目的とし、公務員や税理士、社会保険労務士など専門職業人を輩出している。

##### （理念・目的・教育目標等の周知の方法）

本研究科の使命、目的、教育目標についての周知方法は、入学試験時に専攻した専修科目担当の教授（以下「指導教授」という。）、ホームページ、大学院便覧、学生募集要項および新入生ガイダンス等によっている。

#### 【点検・評価】

上記の使命および目的の具現化のために、研究者として独立して研究活動を行い、必要な高度の研究能力および豊かな学識を養うための研究職コースのほか、広い視野に立って精深な学識を授け、専門職業人に必要な高度の能力を養成・生涯教育するための専門職コースを設置し、多様化する受験生の入学目的に適合させた種々の入学試験形態を導入している。しかし、これらのコース制は導入後2年しか経っていないので、現在のところ、その効果は明らかでない。

#### 【改革・改善策】

今後、一層の強化が求められている、より実践的かつ先端的な専門職業人の養成・社会人学生の生涯教育のために、実務上の諸問題を学際的に講義内容に取り込み、実践的理論に特化した先端的な講義内容となるような、実務家を交えたオムニバス講義などの専門職コースについての改革・改善策の検討とともに、それに伴う研究職コースと専門職コースとの関係について検討する。

### 2. 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

#### 【到達目標】

本研究科は、学校教育法第65条、大学院設置基準第3条および同基準第4条に基づき、本学大学院学則第1条において「大学院は本学の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする」という定めに基づいている。前期課程の目的は、大学院設置基準第3条第1項に基づき、同学則第2条2項において「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする」と定め、また、後期課程の目的は、大学院設置基準第4条第1項に基づき、同学則第2条3項において「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」と定めている。

### Ⅲ. 学部・大学院 法学研究科

#### (1) 教育課程等

##### ①大学院研究科の教育課程

###### 【現状の説明】

###### (教育課程と理念・目的、修士課程の目的への適合性、博士課程の目的への適合性)

本研究科では21人の専任教員と4人の非常勤講師が各授業科目を担当し（「大学基礎データ」表19-3）、各担当教員は学生の希望する授業内容をも考慮に入れた授業に努めており、かつ各指導教授は、学士課程での修得科目およびゼミの履修有無に基づき、本研究科入学生の進路・研究目的に応じて、入学生ごとに適切な指導をすることになっていることから、学生に必要なかつ適切な授業科目が開設されている。

各指導教授は、授業科目の選択、学位論文の作成その他研究一般について、入学時の面接等において研究テーマ・入学目的を把握し、2年間の指導計画を策定の上、他の教員と連携して、高度の専門的知識および能力を修得させるとともに、専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養する指導をしている。前期課程の学生は、指導教授の指導の下で、専修科目のうちから講義科目4単位と研究科目8単位、専修科目以外の主要科目（講義）と特修科目（講義）のなかから選択科目として18単位以上を履修することになる。ただし、指導教授が専修学生の研究上特に必要と認めた場合は、8単位を限度として他の専攻および研究科の前期課程の授業科目を選択することができる。なお、研究職コースの学生は、特修科目（講義）のなかから外国法講義4単位を履修するように指導されている。後期課程の学生は、研究指導科目のなかから1科目を専修科目として履修することとし、指導教授が専修学生の研究上特に必要と認めた場合、専修科目以外の授業科目を履修することができる。

###### (学士課程における教育内容の適切性、修士課程における教育内容と博士（後期）課程における教育内容の関係)

本研究科の各担当教員の教育内容は、本研究科担当教員の多くが学部担当教員であるため、学士課程における修得科目・ゼミ等と前期課程における専攻科目・受講科目との教育内容を相関的かつ段階的に適切に連携させることに配慮している。さらに、後期課程の教育は、指導教授との関係で、実質的に前期課程からの一貫指導体制になっている。

###### (課程制博士課程における教育システム・プロセス)

博士課程の教育システム・プロセスについては、次の本学大学院の諸規定に基づき実施していることから、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性は確保されている（本学大学院学則第29条から同第35条、同学則第22条から第27条、本学大学院学位規程第3条から第12条、同学位規程第13条から同第21条参照。）。その他、博士の学位授与については、なお一層の学位審査の透明性・客観性を確保する措置として、本研究科学位申請取扱細則にしたがって行われている。

###### 【点検・評価】

前期課程では、指導教授の担当する専修科目（12単位）のほか18単位以上を選択することは、多分野にわたる選択科目が開講されていることから、広い視野に立って精深な学識を養い、専攻分野における研究能力または専門的職業に必要な能力を培うための高度な専門職業人を養成・生涯教育する目的に適合したカリキュラムの特徴であると評価できる。また、後期課程では、カリキュラムを柔軟にし、指導教授の下で、研究者として自立して研究活動を行い、独創的な研究能力を培うための研究指導科目の研究に専念できる制度であると評価できる。

**【改革・改善策】**

前期課程入学者の入学目的および修了者の進路が公務員、税理士、社会保険労務士など専門職業人であることに鑑みるならば、公法専攻と民刑事法専攻に分けることの是非について再検討し、さらに、社会人学生の生涯教育を含めた、より実践的かつ先端的な専門職業人を養成・生涯教育することができる環境について検討を進める。

後期課程については、博士の学位取得者に対する社会の評価および就職率と密接に関連させつつ、研究者養成はもちろんのこと、積極的に、企業との連携、社会人と連携した教育を目的として、独創的な研究能力または先端的な専門能力を培うために、後期課程の定員を充実させるための施策の検討を進める。

**②授業形態と単位の関係**

**【現状の説明】**

単位の計算方法は、大学院学則の定めるところにより、講義・演習科目は15時間から30時間の範囲で研究科が定める時間により1単位としている。これにより通年科目は4単位、2年間にわたって履修する科目は8単位としている。

**【点検・評価】**

各授業科目の内容・形態に応じて、必要予習時間、履修中の努力密度、復習時間がおおむね適切に定められており、その時間数に応じた単位数が与えられている。単位数は、目下の状況では妥当である。

**③単位互換、単位認定等**

**【現状の説明】**

単位互換については、他の大学院との協定を締結していない。単位認定については、本研究科に入学する前に本学大学院および他の大学院（外国を含む）において履修した授業科目について修得した単位のうち、10単位を限度として認定することができる旨を設けている（本学大学院学則6条の5）。しかし、現在までのところ、適用事例はない。

**【点検・評価】**

将来、他の大学院との学術的提携・交流を促進し、教育・研究活動のより一層の充実を図らなければならない。

**【改革・改善策】**

他の大学院との単位互換協定の締結について検討を進める。

**④社会人学生・外国人留学生等への教育上の配慮**

**【現状の説明】**

社会人学生・外国人留学生の科目履修、単位認定、学位授与等については、一般入学試験による入学生と同じ条件を課している。外国人留学生は、平成19(2007)年度は前期課程に1人、後期課程に1人、在籍している。外国人留学生は、入学生が少ないので、指導教授による個別指導で対応している。社会人学生は、毎年2~3人を受け入れており、その多くが税理士志望者であり、仕事と両立できるように勤務先の業務内容・就業時間と開講時間との時間的調整などが指導教授によって配慮されている。研究生および科目等履修生には、専門分野の教育研究に参加する機会を提供している。

### Ⅲ. 学部・大学院 法学研究科

#### 【点検・評価】

外国人留学生として、現在、前期課程にはアラブ首長国連邦からの学生が、後期課程には日本の他大学の修士課程（前期課程）を修了して入学した中国からの学生が在籍している。自国の法制度と日本その他の国の法制度の比較研究を進めており、その熱心な研究態度からして、十分な成果が期待できる。

社会人学生・外国人留学生の存在は、一般学生にも、問題意識の違いや法制度などの違いを肌で感じとることができ、よい刺激となっている。既述のように、個別的指導の対応が可能な状況にあることから、学生にとっても教育・研究上の利点がある。

問題点として、現在は税理士志望の社会人学生が大半をしめている。今後、広い分野から多様な問題意識をもった学生を受け入れ教育する体制を検討する時期にきているといえる。また、外国人留学生については、言葉の問題があり一般学生との交流が多くない。この点について、より工夫が必要と思われる。

#### 【改革・改善策】

社会人学生・外国人留学生に対する個別的な教育上の特別の配慮を、制度上どのような形で行うか検討していく。社会人学生や外国人留学生の問題意識に特化した、単位の修得を可能にするカリキュラムを編成し、また、社会人学生の受入れについては、夜間の開講を検討する。

#### ⑤生涯学習への対応

##### 【現状の説明】

生涯学習を志す社会人学生に対する受験科目は、志望専修科目を中心に学習することを想定し、志望専修科目に関する専門科目と小論文に限定し、一般入学試験の受験者に課している外国語科目を課さない配慮をしている。しかし、入学後の学習については一般学生と制度上特に差異を設けていない。ただし、社会人学生の勤務との関係上、指導教授において、授業の曜日等を調整している現状にある。

##### 【点検・評価】

社会人学生の入学目的がほとんど税理士試験科目の一部免除を得るためにあるのに対して、一般学生の入学目的が多様であるため、各学生の入学目的に相応しい授業内容に関連させる教授の努力は欠かせない。社会人学生を受け入れた場合、他の学生に対する学習意識の啓発、社会的問題意識を深めるよい機会となっている。例えば、平成14(2002)年から3年間、社会人と連携した教育の一環として、講義内容を明確かつ高度にするため、受講対象者を税理士有資格者30人に限定し、税理士会の協力により、全国に先駆け、「租税訴訟の補佐人に係る税理士の特設講義」を開講してみたが、ディスカッションに参加できるまでの能力は必ずしも一般学生にはなかった。

##### 【改革・改善策】

社会人の入学目的が高齢化社会に追従して、一層多様化することが予想される。仕事の内容、人および社会への還元、心の豊かさ、人生・老後の楽しみ等を充実させるための生涯学習として大学院が将来一層活用されると予想されるからである。特に、就業中の社会人学生に対しては、勤務先の業務との時間的調整、学術論文としての論理の立て方などの個別的指導時間の確保など時間的制約要因の解消などについての改善策、例えば、昼夜開講制度の導入による時間的調整策等を検討する。

⑥研究指導等

【現状の説明】

(教育・研究指導の適切性、履修指導の適切性、個別的な研究指導の充実度)

指導教授は、学部時代の履修科目およびゼミの履修有無に基づき、授業科目の選択、学位論文の作成その他研究一般について、入学生の進路・研究目的に応じて、入学生ごとに適切な履修指導をすることになっている。本研究科担当教員は学部教員と兼担であることから、学部の授業科目の受講者、特にゼミの受講者が担当教員を慕って本研究科に進学するケースが多々ある。教員は学生の資質をよく知った上で指導にあたっており、学部教育の上に大学院教育を構築し得る。

【点検・評価】

入学目的および将来の進路の多様化の反面、専門職に対する問題意識および達成目標度等について希薄な学生に対しては、現状認識を理解させることから始めることになる。

【改革・改善策】

研究目標の多様性に対応できるように、専門領域の教員の充実を図ることを当面の改善策として検討を進める。

(2) 教育方法等

①教育効果の測定

【現状の説明】

(教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性)

教育・研究指導の効果を測定するための方法について、特に教員間の合意や本研究科における一定の指針があるわけではない。本研究科は、各授業が少人数であるので、各担当科目の特性および受講生の関心分野に応じて、毎回の課題についての報告、報告レジュメやレポートの作成、質疑応答などの方法によって、教育効果を測定する教員が多い。

【点検・評価】

前期課程の教育・研究指導の効果を測定するための方法については、研究職コース、専門職コース、社会人学生のリカレント教育などに応じて、各教員がもっとも適切・妥当な方法で測定できるという長所がある。しかし、特に専門職コースについては、大学院修了後、公務員試験や国家試験などの資格試験を受験する者が多いことから、当該コースの教育効果などの測定方法について教員間の合意や一定の指針がないことに問題点がある。

【改革・改善策】

前期課程の専門職コースについては、特に、各専門科目の求める目標を達成したかどうかという教育効果測定について、一定の指針を本研究科として設ける方向で、改善・改革策を進める。

②成績評価法

【現状の説明】

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法については統一的な評価基準がなく、各教員による独自の判断で、各担当科目にもっとも適切・妥当であると考えられる成績評価法によって評価している。

【点検・評価】

各教員の独自の成績評価法によっていることは、各担当科目にもっとも適切・妥当な成績評価を可能にするという長所がある。しかし、特に専門職コースについては、修了後、公務員試験や、

### Ⅲ. 学部・大学院 法学研究科

国家試験などの資格試験を受験する者が多いことから、これらの試験に合格させる指針に基づき一定の判断ができるような成績評価法がないことに問題点がある。

#### 【改革・改善策】

前期課程の専門職コースについては、特に、各専門科目の特殊性を十分に考慮し、成績評価法についての一定の指針を本研究科として設ける方向で、検討を進める。

#### ③教育・研究指導の改善

##### 【現状の説明】

##### （教員の教育・研究指導方法の改善の取り組み状況、シラバスの適切性）

前期課程・後期課程の入学定員は少人数であることから、受講する学生に対して個別に対応することが可能である。シラバスの作成のほか、適宜、教員と学生の懇談の機会をもうけて、授業および研究指導の方法、内容、一年間の計画、成績評価基準についてあらかじめ指導していることから、これらの詳細については、シラバスに記載していない。それ以外に教員の教育・研究の指導方法について改善するための組織的な取り組みは行われていない。

##### （学生による授業評価の導入状況）

学生による授業評価アンケートは研究科としては導入していないが、平成19年度に全学の「大学院FD推進会議」が、全研究科の学生を対象とした授業や学生生活、施設・設備等、大学院全般についての調査を実施した。

##### 【点検・評価】

特に専門職コースについては、修了後、公務員試験や、国家試験などの資格試験を受験する者が多い。このような学生のための組織的な取り組みをする必要がある。そのために、学生による授業評価制度が必要である。

#### 【改革・改善策】

シラバスにおいてあらかじめ明示することを検討する。また、特に専門職コースについては、資格試験等のための組織的な取り組みをするための改善・改革を進める。さらに、学生による授業評価制度の導入を検討する。

#### （3）国内外における教育・研究交流

##### 【現状の説明】

##### （基本方針の明確化の状況、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置）

外国人留学生は少なく、交換留学・海外研修その他の国際交流については本学の国際センターが全学的に一括して取り扱っていることから、本研究科が国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための独自の取り組みはしていない。

##### 【点検・評価】

国際センターの管轄する以外に、本研究科が個別に対応しなければならない場合の基本方針等について定めていないことが問題である。

#### 【改革・改善策】

将来、本研究科が国際交流や教育研究交流について個別に対応しなければならない場合の基本方針や教育研究交流を緊密にするための措置について検討を進める。

(4) 学位授与・課程修了の認定

①学位授与

【現状の説明】

(学位の授与状況と授与方針・基準の適切性、学位審査の透明性・客観性の導入状況)

平成18(2006)年度の修士・博士の学位授与については、修士11人（公法専攻4人、民刑事専攻7人）、博士0人である（「大学基礎データ」表7）。

修士の学位授与については、所定の単位を修得した上で、修士論文の審査を中心に行われる。修士論文の審査は、主査となる指導教授と本研究科通常委員会の任命する1人の副査によって行われる。修士論文は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を示す内容を有していることを合格の要件としている。

課程修了による博士の学位授与については、所定の科目を履修した上で、博士論文の審査が中心に行われる。博士論文の審査は、主査となる指導教授と本研究科通常委員会の任命する2人の副査によって行われる。博士論文は、テーマに関する文献資料を十分に収集・分析し、専攻分野について自立した研究者として独創的な研究能力・内容、またはその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を示す新たな知見を示す内容を有していることを合格の評価基準としており、学位論文の評価基準については本学大学院学則第20条第2項、大学院学位規程第18条に定めている。

論文提出による博士の学位授与については、審査を請求する学位論文が、課程修了による博士の学位を授与するべきものと同等以上の内容を有し、請求者が専攻分野に関し、深い学識と高度の研究能力を有するものと判定されたとき、所定の手続を経て、博士の学位を授与する（本学大学院学則第26条、大学院学位規程第22条）。

【点検・評価】

学生数が少なく1講義当たりの受講生も少人数であり、教員と学生の対話型教育が実効性の高い形態で実施されており、修士論文の内容はかなり充実したものとなっている。しかし、学生の修学目的の多様化により、論文内容の質的レベルが学生により差異がある。このような学生側の変化に十分対応できていないという問題点がある。

学位を授与する方針・基準は、適正かつ円滑に運用されており、また本学独自の全学的な大学院委員会の承認を経ることが必要とされることもあり、学位審査の透明性・客観性を高める措置は適正に行われているものと評価でき、特に指摘すべき問題点はない。学位論文の評価基準については、周知されている。

【改革・改善策】

変容・多様化する学生のニーズに適合するような学位授与の制度・要件を改善・改革することを検討する必要がある。特に前期課程の専門職コースの学生について、修士論文の要否あるいは修士論文の内容について、研究職コースのものとの差異をどのように考えるかについて検討を進める。

②課程修了の認定

【現状の説明】

前期課程については、標準修業年限未滿で修了することを認めていない。しかし、後期課程については、在学期間が1年に満たない者であっても、優れた研究業績をあげた者に博士論文を提出することを認めている。現在、該当者はいない。

### Ⅲ. 学部・大学院 法学研究科

#### 【点検・評価】

後期課程について標準修業年限未満で修了することを認めながら、前期課程について認めていないのは、偏っているという問題がある。ただし、学部との連携を考えれば、早期卒業あるいは飛び級によれば、実質的に1年で修了を認めることとなる。

#### 【改革・改善策】

前期課程における標準修業年限未満の修了について、さらに検討する。

### 3. 学生の受け入れ

#### 【到達目標】

入学目的の多様化に適合した入学試験形態および受け入れ体制を積極的に進め、受験生の要望、ひいては、社会的要請に応じる努力をする。

#### (1) 学生募集方法、入学者選抜方法

#### 【現状の説明】

ホームページ、他大学への募集要項の配布、学内の大学院への進学説明会などにより学生募集を行っている。前期課程では、一般入学試験、社会人入学試験、外国人留学生入学試験、推薦入学試験、学内特別専攻入学試験、飛び級入学試験、早期卒業入学試験、資格特別配慮入学試験により学生選抜を行っている。後期課程では、一般入学試験、社会人入学試験、外国人留学生入学試験、資格特別配慮入学試験により学生選抜を行っている。資格特別配慮入学試験では、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士などの有資格者を特別に配慮している。

前期課程は9月の秋季入学試験と2月の春季入学試験の2回に分けて実施し、後期課程は春季入学試験のみ実施している。外国人留学生の入学試験は、前期課程・後期課程ともに春季入学試験の1回である（ただし、本学の学部留学生および学部外国人研究生については、前期課程の秋季入学試験を受験することができる）。

#### 【点検・評価】

本研究科の過去5年間の受験者数は、前期課程が105人、後期課程が9人である。全体として減少傾向にあるが、新たに設けられた推薦入学・学内特別選考および資格特別配慮の制度による入学試験により、減少傾向を防止する結果が若干みられる。

#### 【改革・改善策】

資格試験の試験科目免除の恩典などに依存せず、受験者および入学者が増加するような、魅力的な大学院にするために、特に専門職コースについて適切なカリキュラムの改正などを検討する。

#### (2) 学内推薦制度

#### 【現状の説明】

学部で特待生の表彰を受けたことを資格要件とする推薦入学試験と、専門科目の所定の平均点以上を要求する学内特別選考入学試験を前期課程において実施している。それぞれ、募集人員は若干人である。推薦入学試験と学内特別選考入学試験の過去5年間の受験者数は、推薦入学試験が2人、学内特別選考入学試験が1人、資格特別配慮が2人である。

#### 【点検・評価】

特に外国語の語学力が測定できず、さらに明確な入学目的・意識のない学生が入学する可能性が



皆無ではない。

**【改革・改善策】**

大学院教育に適応できる学力を有するか否かについて、入学試験のさいに書類選考および面接でチェックができるような改善策の検討を進める。

**(3) 門戸開放**

**【現状の説明】**

前期課程・後期課程の一般入学試験において、本学の法学部出身者を優先して入学させるということはしていない。本学の学生は、他大学の学生と共通の試験における同一基準で入学判定の合否が決められる。

**【点検・評価】**

他大学・大学院の学生に対して、差別的取扱を一切していないことから、指摘すべき問題点は見あたらない。

**【改革・改善策】**

今後とも、他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」をさらに促進する改善策を検討する。

**(4) 飛び入学**

**【現状の説明】**

本学法学部に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者は、前期課程を受験することができる飛び級入学試験制度を平成18（2006）年度に導入した。現在、受験希望者はいない。

**【点検・評価】**

飛び級入学試験制度は、受験生に十分認識されておらず、また、飛び級入学をしたとしても、修了できなければ、学部および大学院のどちらも中途退学になるという可能性がある。この制度自体に問題点がある。

**【改革・改善策】**

飛び級入学試験制度の問題点を改善するために、平成19年度より法学部で早期卒業制度が設けられたことにより、飛び級入学試験制度の改廃の是非について検討を進める。

**(5) 社会人の受け入れ**

**【現状の説明】**

前期課程の社会人入学試験は秋季と春季の2回に分けて実施し、後期課程のそれは春季のみ実施している。社会人入学試験の過去5年間の受験者数は、22人であり、合格者は11人である。

**【点検・評価】**

社会人入学試験を受験する就業者のなかには、入学後も仕事を続けている場合がある。このような社会人学生の場合、講義の時間割の調整がつかずに、自分の希望する科目を履修できないという問題点がある。

**【改革・改善策】**

就業中の社会人学生でも修学できるような環境作りを、時間割の作成面や学費・学生生活への経

### Ⅲ. 学部・大学院 法学研究科

済的支援など改善すべき問題点を検討する。

#### (6) 科目等履修生、研究生等

##### 【現状の説明】

科目等履修生、特別聴講生、特別研究学生、外国人特別留学生および大学院研究生を受け入れる制度がある。

##### 【点検・評価】

現在、大学院研究生2人が在籍している。特に後期課程の修了者または満期退学者が研究生を志願する場合に、何らかの支援が必要である。

##### 【改革・改善策】

今後、研究科としてどのような支援ができるか検討していく。

#### (7) 外国人留学生の受け入れ

##### 【現状の説明】

外国人留学生を、前期課程・後期課程に分けると、平成15(2003)年度は2人、1人、同16年度3人、0人、同17年度0人、0人、同18年度1人、0人、同19年度0人、1人である。入学試験は、大学院入学試験要項・法学研究科の外国人留学生入学試験《博士課程前期・博士課程後期》に定めるところにより実施されている。

##### 【点検・評価】

出願資格として、日本語で講義、研究指導を受ける者は、指定された日本語能力のある者であることが要件の一つとなっている。これまで、ほとんどの講義・研究指導は、主として日本語で行われてきたが、この点で入学後に特に問題が生じたことはない。外国人留学生の減少については問題がある。

##### 【改革・改善策】

外国人留学生の減少傾向の原因を突き詰め、その結果に基づき、対応策を検討していく。

#### (8) 定員管理

##### 【現状の説明】

前期課程の入学定員は12人（公法専攻6人、民刑事法専攻6人）であり、後期課程の入学定員は6人（公法専攻3人、民刑事法専攻3人）である。平成19(2007)年度の在籍学生数は前期課程が18人（公法専攻11人、民刑事法専攻7人）、後期課程が5人（公法専攻3人、民刑事法専攻2人）である（「大学基礎データ」表18）。

学生確保のための何らかの対応は現在のところ行っていない。

##### 【点検・評価】

平成19年度の前期課程の収容定員に対する充足率は75%である。後期課程の収容定員に対する充足率は28%である。大学院担当教員数からみれば少人数の学生を対象とした教育研究を可能とする人数であることは長所であるが、特定の専攻分野に学生が集中する傾向がみられることが問題点である。また、後期課程の収容定員に対する在籍学生数の充足率は大きく下回っている。

**【改革・改善策】**

収容定員に対する充足率を高めるために、前期課程および後期課程ともに、魅力あるカリキュラムや開講形態などの改善策の検討を進める。

4. 教員組織

**【到達目標】**

本研究科の理念および使命に基づき、組織的な教育を実施するための教員の適切な役割分担および連携体制確保を目指す。

(1) 教員組織

**【現状の説明】**

**(教員組織の適切性、教員の適切な役割分担及び連携体制確保の状況)**

本研究科は、公法専攻と民事法専攻に分け、それぞれに前期課程、後期課程を配置している。両専攻間の効果的な連携を図り、適切な教育研究推進のための連携体制を構築する。

専任教員は、前期課程公法専攻担当者9人（うち6人は後期課程担当者）、前期課程民事法専攻担当者12人（うち7人は後期課程担当者）の合計21人であり、その内訳は、教授17人、准教授4人ある。非常勤講師は4人である（「大学基礎データ」表19-3）。

各教員は、他の専攻および研究科の前期課程の授業科目の履修について指導し、両専攻間の効果的な連携を図り、適切な教育研究推進のための連携体制を図ることになっている。また、指導教授は、授業科目の選択、学位論文の作成、その他研究一般について、専修学生を指導することになっていることから、他の教員と連携して、高度の専門的知識および能力を修得させるとともに、専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養する指導をしている。

**【点検・評価】**

本研究科担当教員を教授資格者に限っていた従来の方針を改め、博士の学位を有し、研究上の業績のある者で、かつ高度の教育研究上の指導能力のある准教授または講師を前期課程担当教員にしたため、前期課程担当教員の構成員が若返り、また、学生にとって受講し得る専門科目が一層増えたほか、高度の専門的知識および能力を修得させるとともに、専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養する指導の機会が増えたと評価できる。

大学院担当教員は、学部教員と兼担であるため、学部における基準授業時間数（通年5コマ）に大学院授業時間が加算され、時間外の大学院における個人指導を加味すれば、その負担は過重気味にならざるを得ない現状にある。特に、専修学生の多い指導教授の時間的負担は過酷にならざるを得ない。

**【改革・改善策】**

大学院充実のためには、大学院独自の専任教員の採用制度や複数指導制を導入する検討を進める。

(2) 研究支援職員

**【現状の説明】**

**(研究支援職員の充実度、TA・RAの制度化の状況)**

本研究科独自の研究支援職員は存在しない。存在するのは、もっぱら全学的組織である大学院事務課の職員および研究推進部（研究支援課・研究振興課）の職員である。ただし、ティーチング・

### Ⅲ. 学部・大学院 法学研究科

アシスタント制度があり、本研究科では、平成19(2007)年5月現在、合計7人のティーチング・アシスタントがいる。研究を支援するリサーチ・アシスタントの制度は、存在しない。

#### 【点検・評価】

大学院事務課および研究推進部の職員は、本研究科教員の教育・研究支援に特化した特殊な専門的諸業務（たとえば、論文の原稿整理・校正、科研費の申請書類作成支援など）を担当しているわけではない。したがって、本研究科担当教員は、ほとんどすべてを自ら処理するか、あるいは、私費で雇用したアルバイトの支援職員に事務処理を委託せざるをえないのが、問題である。また、ティーチング・アシスタントの業務は、おもに、法学部における重要なイベントの際のサポートおよび法学部学生の演習資料作成のサポートであり、大学院の教育・研究を支援するものになっていないことが問題である。

#### 【改革・改善策】

大学院担当教員の負担を軽減し、よりいっそう教育・研究の成果を上げることができるようになるため、本研究科独自の助手ないしこれに準じる職員を配置する体制の整備を促進するように検討する。

また、大学院の教育・研究を支援するティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化を検討する。

### （3）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

#### 【現状の説明】

##### （基準・手続の内容と運用）

大学院担当教員は学部教員と兼担であるので、大学院専任教員の募集制度は存在しない。任免および昇格については、本学大学院教育職員資格審査基準に関する規程および大学院教育職員資格審査手続に関する規程に基づき、前期課程の論文指導教授で構成する前期課程小委員会が前期課程担当教員に相応しい適格者を、後期課程の論文指導教授で構成する後期課程小委員会が後期課程担当教員に相応しい適格者を、それぞれ全学的な大学院資格審査委員会に推薦し、当該資格審査委員会および大学院委員会の議を経た後に決することになっている。

#### 【点検・評価】

大学院教育職員資格審査委員会は9研究科から選出された審査委員によって構成されている。各研究科から選出された専門外の審査委員が審査申請者の研究内容等を審査するという、審査資格者の適格性について、議論の余地があるし、また、研究内容が高度専門化・細分化すればするほどに、形式的審査によらざるを得ない一面のあることも否定することはできない。

#### 【改革・改善策】

各研究科による事前審査を経た後に、大学院教育職員資格審査委員会において再審査をする意義・必要性などについて再検討を進める。

### （4）教育・研究活動の評価

#### 【現状の説明】

##### （教員の研究活動および教育活動の評価の実施状況）

教員の教育研究活動について客観的な評価を毎年あるいは定期的に行う方法は確立されていない。

しかし、教員の教育研究活動は、研究指導担当者・授業科目担当者の決定の際に、本研究科委員会において公正に評価・審査される。

**【点検・評価】**

本研究科委員会の審査は従来から厳正に行われており、また、前期課程と後期課程の担当教員を決定する際に、それぞれ教員の教育研究活動が審査・評価される点で評価できる。しかし、学内機関による評価であり、定期的に行われていないという問題はある。

**【改革・改善策】**

本研究科委員会による定期的な評価を行う方法を検討する。また、Web上の本学の「研究者情報」に教員が自主的に教育研究活動業績を掲載することも検討する。

**(5) 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係**

**【現状の説明】**

本研究科と学外の教育研究組織間の人的交流に関する制度は確立されていない。しかし、学内の研究科と学部間の人的交流は存在する。学内の研究科との人的交流については、本研究科担当教員の一部が法曹実務研究科や工学研究科の教員を兼担している例がある。また、本研究科担当教員は法学部担当教員との兼担を原則としている。

**【点検・評価】**

学外の教育研究組織との適度の人的交流は、法学・政治学分野の専門領域の拡がりや国際化という現状からみて今後必要と思われる。本研究科の担当教員と法学部の担当教員の原則兼担については、これにより教員は両組織の実情をよく理解した上で、それぞれの問題点を合理的に議論することができ、また適切な人的交流ができるというメリットがある。しかし、兼担による教員の負担増は否めない。教員は研究科と学部の授業の準備に追われているのが実情である。

**【改革・改善策】**

大学院担当教員の負担増の軽減を改善することを検討する。また、学外の大学院との交流の促進について検討を進める。

**5. 研究活動と研究環境**

**【到達目標】**

本研究科の理念および使命を達成するため、研究活動の一層の充実と、それを支える研究環境の整備を着実に進める。

**(1) 研究活動**

**①研究活動**

**【現状の説明】**

**(論文等研究成果の発表状況)**

本研究科担当教員の研究活動は、共同研究を行う場合もあるが、その中心は個人研究である。その成果は、本研究科に独自の紀要がないことから、福岡大学法学論叢をはじめとして、他大学の紀要、専門雑誌、記念論文集、著書等で公表されている。

**【点検・評価】**

個人研究が主体の各教員による論文等の研究成果は、学内外の研究者からも、また社会的にも、

### Ⅲ. 学部・大学院 法学研究科

高く評価され、他の研究者により引用・参照されている。個人研究が主体なので、現状のような対応は認められるものの、大学院担当教員においては、その研究活動からより専門的な知識や教育の基礎を得る場合が少なくないことから、個人研究費のような財政上の裏付けが必要である。

#### 【改革・改善策】

論文等の成果の発表のみならず、学会活動の支援体制や財政上の支援体制の改善について再検討を進める。

#### ②教育研究組織単位間の研究上の連携

##### 【現状の説明】

##### （附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係）

本研究科の教員が本学の資源循環・環境制御システム研究所の講義の一部を担当するなど密接な連携の関係にあるが、現在のところ、本研究科の付置研究所は設けていない。ただし、本学の産学官連携関係の委員会の構成員である教員は、他学部または他研究科の教員と意見交換し、本研究科の教育研究に寄与している。また、法科大学院との兼任教員などをも含めて、大学院担当教員の多くは、本学研究推進部の領域別研究チームに参画し、共同研究をしている。

##### 【点検・評価】

大学の産官学連携の動きのなかで、大学の付置研究所や各研究科の教員間の交流によって、学部・大学院担当教員の有する研究能力を発揮されることが期待できる。

#### 【改革・改善策】

本学の付置研究所と各研究科間において、学部・大学院担当教員の有する研究能力が発揮され、学外の団体・組織と連携して、社会人教育、実践的な教育・研究を行うことや、法科大学院との連携により法学教育および研究活動を共同して行うことなどについて、検討を進めている。

### （2）研究環境

#### ①経常的な研究条件の整備

##### 【現状の説明】

（個人研究費・研究旅費、研究時間を確保させる方途、教員研究室の整備状況、研修機会確保のための方策、共同研究費の制度化の状況）

個人研究費、研究旅費の額は、十分とはいえない。研究活動に関する財政上の裏付けは、個人に委ねられているのが現状である。本研究科担当教員はそのほとんどが法学部教員であることから、法学部の授業、法科大学院の授業、さらに学内または学部内の委員会活動等に追われており、研究時間の確保が困難な場合が少なくない。教員は法学部の個人研究室（法科大学院所属教員は、法科大学院にある個人研究室）を利用している。本研究科の教育・研究に関する調査費により、学外の研修に参加することができるが、先に述べたように、授業以外の学内活動に時間をとられることから、利用されていない。共同研究費については、本学研究推進部の領域別研究チームに参加することで共同研究を行う機会を得ている。

##### 【点検・評価】

研究活動に必要な費用はほとんど自己負担になっていること、研究のための時間が少ないこと、大学院担当教員用の研究室が無いことが指摘できる。

**【改革・改善策】**

本研究科の施設の改善や、研究活動に必要な時間の確保と費用負担の軽減について、検討を進める。

**6. 施設・設備等**

**【到達目標】**

効果的な教育研究を充実するための施設・設備等の整備を着実に進める。

**(1) 施設・設備**

**①施設・設備等**

**【現状の説明】**

**(施設・設備等諸条件の整備状況、大学院専用の施設・設備の整備状況)**

本研究科の専用棟または専用フロアを有していない。本研究科の専用棟構想に関しては、公式に検討されていない。ただし、各研究指導室には、コンピュータ、プリンタ、書架および関係書籍が設置・整備されており、それらの設備等の維持・管理は指導教授が行っている。各研究指導室の最低限の研究教育設備は整っている。

**【点検・評価】**

大学院専用棟がないこと、講義室を文系大学院で共用していること、研究指導室が数階に分かれていることに問題がある。また、研究指導室の耐震構造およびセキュリティに問題があり、施設・設備等諸条件の整備状況は、貧弱であると言わざるをえない。

**【改革・改善策】**

学生の教育・研究を充実するために、大学のキャンパス整備計画の中で、大学院専用の教育・研究施設の充実について検討を進める。

**7. 社会貢献**

**【到達目標】**

知的財産の創出とその成果の社会への還元を一層活発化し、対外的広報に努め、本研究科と社会の循環交流に寄与する。

**①社会への貢献**

**【現状の説明】**

**(研究成果の社会への還元状況、国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況)**

大学院担当教員の相当数が、国の審議会、検討会の委員（部会長代理を含む）や、地方公共団体の審議会、審査会や常設の委員会ないし検討会等の長ないし委員を務め、政策形成、立法ないし行政運営に貢献している。同様に、大学院担当教員の相当数が、研究により得た知見を、一般市民や実務担当者を対象とする講演会、セミナー、研究会などを通じて、広く社会に還元し、あるいは法律相談等の方法で社会へ貢献するように努めている。このほか、日本税理士会連合会および九州北部税理士会と連携して、税理士の生涯教育のための講義を行った例、大学院講義を聴講させて行政担当者の生涯教育の機会としている例がある。

**【点検・評価】**

国等の審議会等での委員活動の成果や経験は、研究および大学院教育ないし学生の研究指導に活

### Ⅲ. 学部・大学院 法学研究科

かされる大きな素材となっている。このほか、多くの社会貢献活動が行われているものの、教員の個人的活動として取り扱われる傾向が強く、本研究科の対外的広報等で、これらの努力を具体的に社会に知らせて、学生募集などと結び付ける工夫が不十分である。このために、入学してくる学生の希望する研究テーマがこれら社会的貢献によって得られた知見が活かされうるものとなりえていない。そしてまた、社会的貢献活動を通じて学生の研究の質を向上させるには至っていない。

#### 【改革・改善策】

本研究科の有する社会的貢献能力を定期的・組織的に把握するとともに、これを、対外的に広報できるように、大学院ホームページを充実し、さらに学生募集要項等の印刷物媒体を通じての具体的な広報を行うとともに学生の社会的貢献活動への参加を促す工夫を行う。また、研究の成果を社会に還元するとともに、所属教員スタッフや学生による政策立案や行政実務の支援等をめざす。

### 8. 学生生活への配慮

#### 【到達目標】

本学各組織と連携しつつ、本研究科の学生への経済的支援を図るとともに、各種論文集等への執筆の促進を可能とする研究活動への支援の充実を図る。

#### (1) 学生への経済的支援

##### 【現状の説明】

##### (奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置)

学生への経済的支援を図るための措置として、日本学生支援機構奨学制度のほかに、本学独自の福岡大学奨学生制度がある。貸与限度金額は年額380,000円で、貸与期間は1か年、毎年更新が可能である。平成19(2007)年度福岡大学奨学生の申込をした学生はいなかった。また、平成19年度ティーチング・アシスタントとして採用された7人の学生には、年間27万円の手当が支給される。

##### 【点検・評価】

福岡大学奨学生の申込がない理由の一つとして、貸与限度金額が日本学生支援機構奨学金と比べて少ないことが挙げられる。また、ティーチング・アシスタントの採用枠が制限されている。

##### 【改革・改善策】

奨学金その他学生への経済的支援を図るために、福岡大学奨学生の貸与限度金額の引き上げや、ティーチング・アシスタントの採用枠の拡大などの検討について、本学各組織と連携して協議を進める。

#### (2) 学生の研究活動への支援

##### 【現状の説明】

##### (論文集その他刊行物への執筆を促すための方途)

福岡大学大学院論集が毎年2回刊行され、本研究科の在学生や博士課程修了者・満期退学者には、本学からの研究助成金の交付により、調査研究の成果を発表する機会が与えられる。なお、福岡大学法学論叢にも、教員と連名を条件として掲載することができる。

##### 【点検・評価】

当該大学院論集に掲載する論稿は、指導教授が推薦したものに限られることから、論稿の質的レベルについて一定水準の維持が図られている。ただし、投稿する学生が少ないという問題点がある。



**【改革・改善策】**

当該大学院論集およびその他の公的刊物へ多数の学生が執筆できるような指導体制・方法について、検討を進める。



## 経済学部

### 1. 学部等の理念・目的および教育目標

#### (1) 理念・目的等

##### 【現状の説明】

##### (理念・目的等の適切性)

経済学部は、「世界や地域で次世代リーダーとして活躍できる、優れた経済人、産業人の育成」を目的にかかげ、経済学科、産業経済学科の2学科から構成されている。長い間、この2学科の間にはきわだった相違が見られなかったが、平成9(1997)年のカリキュラム改正によって、各学科が明確な目的・特徴を持つようになった。経済学科は、「現実の経済社会の問題を正確に把握し、国際的視野と理論的思考能力を備えたエコノミストの養成」を目的とし、産業経済学科は、「フィールドでの実習・調査を重視し、高度な情報・数理分析能力と次世代の創造的起業家精神を持ったスペシャリストの育成」を目的とする。両学科は、このような人材養成の目的達成のために、それぞれ3コースおよび2コースのコース制を設け、独自のカリキュラムを設定している。

経済学科には、「実践経済分析コース」「応用経済学コース」「社会経済学コース」の3つのコースがおかれ、「実践経済分析コース」は、主に実践的・理論的ツールを身につけることを目標とし、「応用経済学コース」は、国際経済、金融経済などの現実経済の理解を目標とし、「社会経済学コース」は、歴史的、地域的経済の比較を通じて国際的感覚を養うことを目標としている。産業経済学科には、「企画戦略コース」と「社会システム分析コース」の2コースがおかれ、「企画戦略コース」は、企業システムの理解と起業家の育成を目標とし、「社会システム分析コース」は、現場でのデータ収集と解析から都市社会のシステム論的理解と政策提言能力の養成を目標としている。

平成18年、両学科に通底する学部教育の理念を、『「学問の方法」を学ぶことに力点をおいた研究重視の学部教育』と明確に設定した。学部のスタッフ(教員・研究員等)が経済学と関連諸科学への活発な基礎的・先進的な研究活動に寄与することを通して、真に質の高い大学教育の場を提供し、有為の人材の育成に結び付けることをねらいとしたものである。このねらいを実現するため、平成19年度より、経済学部には福岡大学先端経済研究センターを設置し、スタッフの研究支援、教育と研究の融合、国内外との共同研究の推進のための環境整備を行った。また、これは、教員の完全公募制、実業界・官界との密接な交流、海外の大学との交流など、これまで経済学部が伝統的にとってきたオープン・ファカルティ(Open Faculty)の原則を実質化するものである。

##### (理念・目的等の周知の方法)

学部教育の理念・目的については、全学部学生に配布する『学修ガイド』に記載するとともに、学部のホームページでも記載している。また、入学時の新入生向けガイダンスにおいて、これらの学部教育の理念・目的を説明し、周知徹底している。

##### 【点検・評価】

各コースが、それぞれ相互に関連する多様な学科目をおき、各コースの人材養成の目標に応じようとしている点は評価できる。

しかし、コース制も10年目をむかえ、いくつかの問題点が出てきた。まず、1)入学後の1年次末の時点でコースを選択しているが、コース制の目標が必ずしも十分に学生に浸透しているとはいえず、コース選択の動機づけが弱いことがあげられる。産業経済学科の推薦入学での入学者に対

### Ⅲ. 学部・大学院 経済学部

しては、2 コースのカリキュラムの資料を参考に、大学で何を学びたいかを聞いており、これらの推薦入学で入学してきた学生は、コース制をかなり意識しているのに対し、一般入試では、コース制はあまり意識されていない。また、2) 学生は、選択したコースに所属する教員から演習の担当教員を選択することとし、コースに所属する教員数によってコースの学生定員を設定したが、コースの学生定員とコース所属希望の学生数が必ずしも合致せず、希望者数がコースの定員を大幅に超えたり、不足したりする事態が生じた。これに対処するため、経済学科では、コースの選択と無関係に演習の担当教員を選択できるように変更したが、今度は演習担当教員の所属コースと学生の所属コースが異なることによって、受講してほしい科目や受講したい科目が、卒業要件の関係から、受講できないなどの問題が生じている。

現在、経済学科では、コース別学生定員を設けず、学生の希望を尊重し、コースの所属を決めている。一方、産業経済学科では、「企画戦略コース」と「社会システム分析コース」に所属する教員数にあわせ、コース別学生定員数を設けているので、コースに所属する学生数を、コース別学生定員にあわせ、両コースほぼ均等になるように調整している。

伝統的なミクロ経済学やマクロ経済学の体系的な学習に加え、入学後の早い時点で高い学習動機づけを与えることをねらいとして、1 年次から少人数の演習型講義を導入している点は評価できる。ただし、入学時に高い学習意欲をもった学生を確保するとともに、入学後の早い段階で、強い学習の動機づけを与える方策が今後の課題である。

#### 【改革・改善策】

現在、学部内に将来構想委員会を設置し、コース制の課題を解決するため、2 学科から 3 学科へ学科を再編し、入学後の早い段階で、学習への動機づけへの方向性を与えることを検討している。1 年次から少人数による問題解決型の演習型講義を提供し、学習の動機づけを図るとともに、これらの演習型講義と体系的なミクロ経済学やマクロ経済学の学習との連結を図るため、問題解決型プロジェクト学習が経済学の体系学習とどのように対応しているかがわかる『学習ガイド』（仮称）の作成を検討している。

#### (2) 健全性・モラル等

##### 【現状の説明】

経済学部の教育理念の一環として、教員、学生が目指すべき、以下の4つの行動指針をあげている。1) 教員、学生をはじめとする経済学部で学ぶ者すべてが、真理の前に互いに対等な一学徒として、ともに学び切磋琢磨すること。2) 他者の発想に敬意を払い、自立的な動機づけと問題発見に関わり、持続的な学習を实践すること。3) 他者の評価を借りるのではなく、自ら考え、自らの考えを検証し、自己自身の評価を形成できる自立的な市民であること。4) 自らの考えを社会の中で、どのように実践し、社会の発展に寄与できるかに心を砕くこと。

##### 【点検・評価】

本学部の教育理念にもとづいて、行動指針を掲げている点は評価できる。しかし、これらは健全性・モラルとも関連しているが、倫理憲章として成文化したものではない。

##### 【改革・改善策】

成文化した倫理憲章といったものを策定し、教員、学生が、遵守すべき行動規範を明確に意識できるようにする方策を検討する。また、問題が起こった際にどのような解決手順をとるのかを明確

にし、決定手続きの透明性と説明責任を確保するため、クレーム処理委員会の制度を整備する。

## 2. 学士課程の教育内容・方法等

### 【到達目標】

本学部の学生が専門領域を体系的に学んでいけるカリキュラムを編成する。共通教育科目から専門教育科目まで、その教育内容・方法を、経済学部が有機的に連携し、総合的教養を土台とした専門教育を提供する。カリキュラムの教育効果を測定し、教育方法の改善を行っていく仕組みを構築する。

### (1) 教育課程等

#### ①学部・学科等の教育課程

### 【現状の説明】

#### (教育課程と理念・目的等との関連)

本学部の教育理念は、「学問の方法」を学ぶことを到達目的とした研究重視の学部教育である。この理念は、学部のスタッフが、経済学と関連諸科学への活発な基礎的・先進的な研究活動に寄与することが、真に質の高い大学教育の場を提供し、有為の人材育成につながる、との考えに立つものである。その実現のために、学部のスタッフ一同が、大学の教育理念である「人らしい人づくり」に努力し、「教員も学生も、真理の前には、対等な一学徒」の行動指針で臨んでいる。

経済学科では、「現実の経済社会の問題を正確に把握でき、世界的視野と理論的思考能力を備えたエコノミストを養成すること」を目標としている。産業経済学科では、「フィールドでの実習や調査を重視し、高度な情報・数理分析能力と次世代の創造的起業家精神を持ったスペシャリストの育成」を目標としている。

両学科とも、2年次からコース制を採用しており、経済学科では、「実践経済分析」、「応用経済学」および「社会経済学」の3コースを、産業経済学科には「企画戦略」および「社会システム分析」の2コースを設置している。

「実践経済分析コース」では、筋道を立てて物事を考え、それを実行に移せる力を訓練し、現代経済を生き抜く基礎的な能力を高めながら、理論を現実経済の分析に応用することを学び、経済のこれからを展望する力を身につけることが目標であり、システマティックな学習体系の中で、問題演習等の訓練を繰り返すことにより、就職や各種試験、大学院進学に対応できる実力を養うことを目標としている。

「応用経済学コース」の目的は、財政・金融・国際経済・労働経済などの具体的な経済問題について、その原因を探り、問題解決のための治療法・処方箋を提示することによって、経済理論を応用する力を養うことを目標としている。

「社会経済学コース」は、現象から理論へという帰納的な考えにたち、空間と時間を重視する。すなわち、経済事情、現状の意味を考えることと、その背景にある考え方、動きを考察することに重きを置いて、幅広い知識、語学力を有し、柔軟な思考力を持つ人材の育成を目標としている。

「企画戦略コース」は、社会において独立した人格として能動的に組織に参加し、組織を動かす人材の育成を主眼とする。そのために、もっとも必要な企画力と戦略的思考能力の育成をカリキュラムの2本柱とし、高度で専門的な問題発見能力・解決能力を獲得することが目標である。

「社会システム分析コース」は人、企業、行政にまたがるさまざまな社会現象を「情報」に着眼し

### Ⅲ. 学部・大学院 経済学部

て分析できる人材を育成することを目標とする。そのために、基本的な経済学的な知識のほか、計算機を駆使した統計解析、数理的なモデルによる分析能力を習得することを目標としている。

#### (カリキュラムの体系性)

カリキュラムは、大きく分類すると、共通教育科目、専門教育科目および関連教育科目から構成される。専門教育科目に関して、両学科とも、2年次からコース制を採用している。専門をより深めるためのコース別の専門科目は、「実践経済分析コース」では252単位、「応用経済学コース」では242単位、「社会経済学コース」では248単位、「企画戦略コース」では252単位、「社会システム分析コース」では246単位を提供している。

#### (基礎教育、倫理教育の位置づけ)

経済学部の基礎教育としては、必修科目である「経済学入門」(1年次)、「ミクロ経済学」(2年次前期)、「マクロ経済学」(2年次前期)の各4単位計12単位を学部共通の専門教育基礎科目とする。これに加え、経済学科では24単位の選択必修科目を、また、産業経済学科の「企画戦略コース」では6単位の必修科目を配置し、「社会システム分析コース」では10単位の必修科目と4単位の選択必修の専門教育基礎科目を配置している。倫理性を直接取り扱う講義は、「情報社会と情報倫理」以外は、提供されていない。

#### (専門教育科目と理念・目的等との適合性、一般教養科目の編成、外国語科目の編成)

学部の専門教育科目は、両学科とも1年次と2年次前期までに必修科目を、2年次後期からコース別選択必修科目を、3年次からコース別選択科目を開講しており、段階的に専門科目を習得できるように積み上げ方式になっている。産業経済学科の「企画戦略コース」では、平成11年度より全国の大学に先駆けて、オムニバス形式で企業のトップによる講義を中心に、起業家教育を推進している。生々しい現実経済の動き、経営の面白さ、新しいビジネス領域の発見の方法などを学生が学ぶことができるようにしている。

また、通常のゼミナールとは別に「特別演習Ⅰ」および「特別演習Ⅱ」を開講し、公務員試験受験者や大学院進学者のニーズに対応している。平成19年度からは、地元有力企業からの寄付講座として、特別演習を開講し、卒業後即戦力となるような実践的な経済の話題を提供している。

また、「海外研究者特別講義A・B・C・D」や「経済学ジョイントコースA・B」では、英語による講義を提供し、「実務経済論A・B」や「時事経済論」では、実務者を非常勤講師として招き、現実の経済社会の動向を話題として取り上げるなど、現実の経済の動きや国際感覚を身につけたいと考えている学生のニーズにも対応している。加えて、実習を含む「経済学のための情報処理」の科目を提供し、社会から求められているコンピュータによる情報処理能力の養成にも注力している。

さらに、「ベンチャー起業論」、「フィールド調査」といった科目では、学生が実際に調査を企画実施するなど、実践や実習を含んだ教育にも注力している。

共通教育科目は、総合教養科目、外国語科目、保健体育科目から構成されている。総合教養科目の中には、人文科学、社会科学、自然科学の各系列科目に加えて、総合系列科目、および、少人数の教養ゼミが提供されている。

外国語科目は、第一外国語の英語が必修、第二外国語はドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語、朝鮮語の中から自由に選択できる。

一方、英語については、「英書講読Ⅰ・Ⅱ」が、学部共通の専門教育科目として開講されている。とくに、社会経済学コースでは、選択必修科目として「外書講読Ⅰ(英語)」、また、選択科目とし

て、「外書講読ⅡA（英語）」「外書講読ⅠB（ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語）」（以下、これらの科目を外書関連科目と総称する）が提供されている。

**（専門教育・一般教養・外国語科目の量的配分）**

卒業総単位数 128 単位以上のうち、総合教養科目が 20 単位以上、外国語科目（第一外国語）が 8 単位以上、専門教育科目が 76 単位以上、自由履修単位が 16 単位以上となっている。卒業に必要な専門教育科目の単位数は、経済学科 76 単位、産業経済学科 66 単位である。

**（基礎教育と教養教育の責任体制）**

教養教育の実施運営については、全学で共通教育センターが行っており、学部から共通教育センター委員 1 人が参加している。教養教育に関する事案は、随時、教授会で審議され、学部独自の組織は設置していない。しかし、専門教育基礎科目の特に必修科目については、担当者間で内容・試験問題などの調整を行っている。また、コースによっては、専門教育基礎科目について、その内容や進度、発表会の実施などについて、コース会議を開催して議論している。

**【点検・評価】**

本学部の教育理念・目的は、学校教育法第 52 条第 1 項の規定「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」に合致するように設定されている。

平成 19 年 8 月現在、3,050 人の学生が在籍しているが、そのうち、留年生（5 年次以上）の在籍数は 237 人であるから、本学部の在籍学生数に対する留年生の学生数の占める割合は 7.8% となり、留年率が高いことが課題である。この原因には、入学時点での学生の動機づけや勉強意欲、基礎学力の低下などが考えられる。

本学部のカリキュラムは、大学設置基準第 19 条第 1 項の規定「大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」こと、第 2 項の規定「教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」ことに合致することを念頭において設計されている。

学部の専門教育科目は、両学科とも 1 年次と 2 年次までに、専門教育科目の基礎となる専門教育基礎科目を、必修科目やコース別選択必修科目として配置し、3 年次以降はコース別選択科目として専門教育科目を開講し、段階的に専門教育科目を習得できる積み上げ方式になっている点は評価できる。

学部独自の基礎教育に関する実施・運営組織はないが、実際に、学部の専門教育基礎科目としての必修科目（経済学入門、ミクロ経済学、マクロ経済学など）を担当している専任教員の所属コースをみると、「実践経済分析コース(48)」>非常勤講師(36)>「企画戦略コース(10)」>「応用コース(8)」>「社会経済コース(6)」>「社会システムコース(4)」の順（カッコ内の数値は相当する専門教育基礎科目の総単位数）となっており、基礎教育を専任教員がほとんど担当していないコースもあり、基礎教育に各コースの専任教員が関わる方策が必要である。

コース制によって、学生が、専門教育科目を体系的に科目登録する傾向をもたらし、各自の専門分野を集中的に学習できるようになったことは評価できる。しかし、コースを選択する時点でコースの人材養成の目標が浸透しきれず、学生のコース選択の動機づけが弱いことは改善の必要がある。両学科とも 2 年次からゼミナール（2 年次は「基礎演習」、ただし、「社会システム分析コース」で

### Ⅲ. 学部・大学院 経済学部

は「社会システムワークショップⅡ」、3年次は「演習」、4年次は「演習および論文」を開講している。「社会システム分析コース」は、3年次「演習」、4年次「演習および論文」が必修である。平成18年度でみると、学生数2,223人（2年次以上）中、各コースの2年次～4年次のゼミナール履修者数は1,748人で、ゼミナール履修率は78.6%となり、1ゼミナール当たり学生数は平均15人程度である。多くの学生がゼミナールを履修し、少人数教育を実現している点は評価できる。また、さまざまな学生の学習ニーズや習得すべき技能、達成目標に沿った形で、多様な科目が提供されている点は評価できる。

総合大学の利点を生かして、共通教育科目における科目が幅広く多方面にわたって設置されており、総合系列科目においては、ひとつのテーマに対して、複数分野からの解説により、総合的な理解を可能にし、また、少人数の教養ゼミでは、きめの細かい指導を可能にするなど、学生の多様な興味と関心に対応していることは評価できる。外国語科目に関しては、共通教育科目と専門教育科目において、履修科目を数多くの言語から選べる仕組みになっており、評価に値する。ただし、共通教育科目の外国語科目を担当する専任教員数が限られていること、学生が十分な語学力を習得できないうちに外書関連科目を履修するなどの問題がある。

卒業に必要な専門教育科目の単位数に比べて、開講科目数が多いことが問題点として指摘できる。平成18年度でみると、学科で4倍以上（経済学科4.5倍、産業経済学科4.2倍）、コースで2倍以上（実践経済分析コース2.82倍；応用経済コース2.68倍；社会経済コース2.58倍、企画戦略コース3.15倍；社会システムコース3.21倍）の専門教育科目が開講されている。2つの問題点が指摘できる。第1は、開講科目が多く、カリキュラムが複雑となり、どの科目をどれだけとれば卒業できるのか、学生にカリキュラムの体系がわかりにくくなっている点である。第2は、専任教員数が限られているので、開講されている専門教育科目の全科目を専任教員で担当することができず、非常勤講師に依存する結果、学生にとって専任教員の顔が見えにくくなっている点である。

「企画戦略コース」における起業家教育では、単なる受身の講義ではなく、非常勤講師が関係する企業でインターンシップを行ったり、その企業が抱える問題を解決するためのプロジェクトチームを組織したり、様々な専門家の力を借りながら、問題の発見、分析を行うことによって、学生自らにビジネスプランを立案させる教育を行っている。「社長への取材」、ファンドプロジェクトなど、経営ノウハウの積極的な習得を学生主体で行っており、ビジネスプラン作成の過程で直面する様々な問題を教材としている点がユニークで評価できる。

#### 【改革・改善策】

コース制は、自分の専門を意識し確定した学生にとっては、専門領域を体系的に学べる利点を持つが、自分の専門を確定していない学生にとっては、自由に科目登録ができないという制約となる。

本学部では、1年次の秋にコースを選択するが、学生の多くが、各コースの特徴や違いを十分に認識しないまま、コースに所属する結果となり、提供されるカリキュラムと勉学に対する学生の興味とのミスマッチが問題となる。

現在、経済学科では、2年次に所属したコースを、3年次に進級する段階で変更することが認められておらず、このことも学生の勉学に対する意欲を減退させる一因となり、学習効果の低下を招く原因にもなっており、コース制の抜本的改革を検討する。

学生の就職活動が早期化する現在、専門教育科目を低学年次から導入し、学生に早い時期から専門的素養を身につけさせることが重要になっている。専門教育科目を可能な限り低学年次に開講す



ようなカリキュラムに改善する必要がある。具体的には、専門教育科目としての開講科目数を減じて、専門教育基礎科目として低学年次に組み込むなど、学生にわかりやすいカリキュラムの設計を検討する。同時に、学問分野の急速な発展と変化を反映させるために、コース制の廃止、非常勤講師に依存しないカリキュラムなど、学科再編をも視野に入れた、抜本的な改革を進めていく。

共通教育科目に関しては、知識の伝達イコール勉強という高校までの勉学のスタイルから、主体性を必要とする大学の勉学へとスムーズな移行ができていないことが指摘できる。

総合教養科目と専門教育科目との有機的な連携もうまくいっているとはいえない。学生の論理的思考力や文章作成能力などの低下には否定できないものがある。また、大学進学率の上昇に伴って、明確な目的意識を持って入学してくる学生の割合も減少の一途をたどっている。

これらの動きに対処するため、入学後の早い段階で基礎学力の引き上げを行うとともに、勉学に対する動機づけを強化する改革が重要になっている。基礎学力と動機づけの強化がなければ、どのように専門教育科目を整備しても、学部教育の成果は十分に期待できないからである。そのためには、総合教養科目において、作文や読解、プレゼンテーションなどの実践的日本語能力の向上を図る科目を設けることなどを企画していく。

学生の勉学に対する興味の多様性に答え、総合的教養を土台とした専門知識を身につけさせるためには、他学部との連携も視野に入れ、学部独自に専門教育科目や共通教育科目の所要単位数を調整し、外国語科目を必修科目からははずすなどの改善策を実施し、専門をより深く学びたい学生の要望にも、広く他学部の科目や共通教育科目を学びたい学生のニーズにも、ともに応ずることができる改革を実施する。

共通教育科目の外国語科目（8科目各1単位）については、勉学意欲や基礎学力の差異が大きいにもかかわらず、必修科目であり続けており、改善策を検討すべきである。現在、英語科目（1単位）は8科目分2年間に亘って履修する必要がある。これを、英語科目半期1単位を半期2単位に変え、必修科目から選択科目へ変更すれば、その授業コマ数を専門教育基礎科目に振り向けることができ、就職活動の早期化にともなった専門教育の低学年化が可能となる。また、英語科目の担当は、多くが非常勤講師にまかされており、経済学部の意向（例、テキスト等内容および担当者の指定）が反映されるように言語教育研究センターと協議する。

また、学生が総合的な英語力をつけるために、英会話学校等に通うという現象が多々見られるのは、多様化する学生の語学に対する関心やニーズに、現在のカリキュラムが柔軟に対応していないことを示している。学生へ勉学の動機づけを与えるために、英検・TOEFL・TOEICなどの客観テストを用いた単位認定制度の導入や、英語で経済学や数学を学ぶ、専門教育科目としての「英語上級科目」を設け、共通教育科目としての「英語科目」に置き換えるなどの改革を検討する。

専門教育科目として提供されている外書関連科目については、担当教員の人数不足、専門分野を英語で学んでいく学生の基礎学力不足という、2つの課題がある。担当教員の人数不足を補うため、人文・法・商学部などと連携を検討するとともに、学生の英語力を客観的に把握し、英語運用能力を実用レベルまで修得させる体制を確立することを企画する。

## ②カリキュラムにおける高・大の接続

### 【現状の説明】

大学入学後、1年次生に関しては、4月の入学式翌日のオリエンテーション、7月初旬の前期定期試験直前、および10月中旬の2年次基礎演習説明会およびその際の修学指導において、導入教育を

### Ⅲ. 学部・大学院 経済学部

3 ないし 4 回行っている。

#### 【点検・評価】

平成 19 年度から、『はじめての経済学』という経済学部専用の小冊子を配り、導入教育を行っている。学生からもわかりやすいと高い評価を得ている。

#### 【改革・改善策】

大学生になったことを自覚させるため、あるいは動機づけのためにも、4 月の入学式翌日のオリエンテーションを単位化（1 単位または成績評価に満足 Satisfactory などを追加）するなどの措置の可能性を検討する。

### ③ インターンシップ、ボランティア

#### 【現状の説明】

##### （インターンシップ）

産業経済学科の「企画戦略コース」で、起業家教育を担当する非常勤講師が関係する企業でインターンシップを行っている。学生は、翌年レポートを書くことで単位の取得となる。

#### 【点検・評価】

インターンシップを単位化し、学生のやる気を引き出している点は評価できる。しかし、平成 18 年度には、経済学科の学生 9 人、産業経済学科の学生 41 人が科目登録をしたが、単位取得に至る学生が少ないことが課題である。

#### 【改革・改善策】

インターンシップについては、参加する学生にアルバイト代がでない企業が多いなど、制度的な問題点がある。インターンシップを提供する企業と学生にインターンシップの内容が任されているが、企業と学部、大学が学ぶべき内容と待遇について、契約を結んだ上で、インターンシップを実施するなどの改善策を検討する。

### ④ 履修科目の区分

#### 【現状の説明】

カリキュラムは、大きく分類すると、共通教育科目、専門教育科目および関連教育科目から構成される。

共通教育科目は、総合教養科目、外国語科目、保健体育科目から構成されている。

総合教養科目の中には、人文科学、社会科学、自然科学の各系列科目（少人数の教養ゼミを含む）に加えて、人文、社会、自然科学を横断する総合系列科目が提供されている。外国語科目は、第一外国語の英語が必修、第二外国語はドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語、朝鮮語の中から自由に選択できる。

本学部では、英語については、共通教育科目の外国語科目に加えて、「英書講読Ⅰ・Ⅱ」が、学部の専門教育科目として開講されている。

経済学部の専門教育科目のうち、専門教育基礎科目としては、1・2 年次に必修科目を 12 単位配置している。これに加え、経済学科では 24 単位の選択必修科目を、また、産業経済学科の「企画戦略コース」では 6 単位の必修科目を配置し、「社会システム分析コース」では 10 単位の必修科目と 4 単位の選択必修の専門教育基礎科目を配置している。専門をより深めるためのコース別の専門教育科目は、各コースに合計 242～252 単位の科目を配置している。

卒業所要総単位数 128 単位以上のうち、総合教養科目が 20 単位以上、外国語科目（第一外国語）

が 8 単位以上、専門教育科目が 76 単位以上、自由履修単位が 16 単位以上となっている。

**【点検・評価】**

産業経済学科の「社会システム分析コース」で、「演習」(4 単位)、「演習および論文」(6 単位)を選択科目から必修科目に変更したことは、これまで 3 年次までの取得単位数が多い優秀な学生ほど「演習および論文」を選択しないという課題を解消する点で評価できる。また、少人数教育による研究と教育の融合という学部教育の理念を実現し、卒業生の質を確保という点でも評価できる。

しかし、卒業所要総単位数 128 単位以上のうち、「社会システム分析コース」の必修科目・選択必修科目から 36 単位以上、選択科目から 30 単位以上を取得することが卒業要件となっており、卒業所要総単位数の 52%が同コースからの取得単位であり、選択の自由度が少ないという課題がある。

**【改革・改善策】**

優秀な学生が、「演習および論文」を選択し、少人数教育による研究と教育の融合という学部教育の理念を実現できるカリキュラムの構成を検討する。

**⑤授業形態と単位の関係**

**【現状の説明】**

福岡大学の学則第 32 条の規定に基づいて、単位計算がなされている。本学部では、原則として、講義、演習について 90 分授業 14 回、定期試験 1 回計 15 回で 2 単位として計算されている。ただし、4 年次履修の「演習および論文」は、学則第 32 条第 3 号の定めによって、6 単位である。

**【点検・評価】**

本学部の提供する科目の単位計算方法は、学則第 32 条の規定に合致している。ただし、4 年次履修の「演習および論文」(6 単位)には、考慮すべき点がある。

**【改革・改善策】**

4 年次履修の「演習および論文」は 6 単位で計算しているが、「演習」と「論文」とを分離して、各 4 単位の計 8 単位とし、「卒業演習」のみを修了した学生(4 単位)と、「卒業論文」まで完成させた学生(8 単位)とを区別する方向で検討する。

**⑥単位互換、単位認定等**

**【現状の説明】**

**(単位互換、単位認定方法、認定単位数の割合)**

現在、留学による単位認定、また、転入、編入による他学部、他大学などからの転入生、編入生、学士入学生についての単位認定の制度がある。単位認定は、編・転入、学士入学者から提出された成績証明書や授業内容を示すシラバスをもとに教務委員が認定原案を作成し、教務委員会で全学的な調整をはかり、教授会の承認を得て行っている。単位認定の上限は卒業所要単位 128 単位のうち編・転入 65 単位、学士入学 85 単位である。

**【点検・評価】**

単位認定については、毎年度教務委員会で定める認定基準に従って適切に実施されている。

在学生が近隣他大学の授業科目の単位を取得し、単位互換する制度がない。

**【改革・改善策】**

近隣他大学との単位互換制度の導入などを検討する。

### Ⅲ. 学部・大学院 経済学部

#### ⑦開設授業科目における専・兼比率等

##### 【現状の説明】

専門教育科目においては、必修科目 17 科目のうち、教授・准教授を中心に専任教員が 15 科目担当している（「大学基礎データ」表 3）。専門教育基礎科目である必修科目・選択必修科目をあわせると、専・兼比率は 78.4%であり、専任教員が担当する比率は高いといえる。また、全開設科目における専・兼比率は、両学科とも前期後期を通して、約 72%～75%である。

##### 【点検・評価】

専門教育基礎科目について、専任教員の担当比率が高いことは評価できる。

##### 【改革・改善策】

専門教育基礎科目の必修科目・選択必修科目については、現状の専・兼比率を維持・向上させる。

#### ⑧社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

##### 【現状の説明】

社会人学生については、在籍者数が少ないので、特別の措置はとっていない。外国人留学生については、国際センターが一括して留学生への対応を行っている。学部でもチューターを設けるなどの措置をとった。

##### 【点検・評価】

社会人学生の在籍者が少ないことが課題である。

##### 【改革・改善策】

社会人学生を増やす方策を検討する。

#### ⑨生涯学習への対応

##### 【現状の説明】

特段の措置をとっていない。

##### 【点検・評価】

生涯学習への対応策を学部だけではなく全学的に策定することが課題である。

##### 【改革・改善策】

全学レベルで生涯学習への対応の方針を策定し、学部レベルの対応策を策定する。

### （2）教育方法等

#### ①教育効果の測定

##### 【現状の説明】

（教育効果の測定方法、教員間の合意の確立状況、測定方法の有効性を検証する仕組み）

現在、授業アンケート調査を実施しているが、中間試験、期末試験以外に学期の途中で、学生の理解度や到達度を計測し、教育方法の良し悪しや教育効果の測定を行い、教員間で情報を共有し、教育方法の改善に向けての合意を形成できるような仕組みは確立されていない。全学で教育マネジメントサイクルに関するFD推進委員会が組織され、教育効果を測定し、教育方法の改善を行っていくことの必要性への理解が全学レベルで進みつつある。

##### （卒業生の進路状況）

経済学部を卒業した学生の進路状況は平成 16(2004)年度から 3 年間の平均で民間企業が 64.5%、公務員が 3.2%、大学院進学が 1.1%、その他が 28.5%などとなっている（「大学基礎データ」表 8）。

**【点検・評価】**

試験の採点や論文の査読が各教員にまかされ、教育効果の判断も各教員個人にまかされており、教員全員で共有し、教育方法の改善に結び付けていく仕組みが確立していない点は問題である。また、学生各自の入学時の形態（各種推薦入学、一般入試等）のデータは入学センター、学生の成績は教務部と、データの管理部署が異なるので、学生の教育効果に関して追跡調査がなされていない点も課題である。

コース制の導入により、教員相互の教育方法に関する情報交換がこれまでよりも密になった点は評価できる。また、必修科目では、共通のテキストの使用や同一の試験問題を使用するなど、授業内容や到達度について、綿密な調整が担当教員間でおこなわれている点は評価できる。

**【改革・改善策】**

学生の教育効果に関して、入学時の形態（各種推薦入学、一般入試等）から卒業まで追跡調査し、データベース化する必要がある。入学時の情報と入学後の成績情報、授業評価アンケート情報などを同一部署が管理あるいは共有し、蓄積していく仕組みの構築を目指す。

教育効果の測定には、科目ごとに習得項目別の授業の到達目標を設定し、その到達目標に対して、それぞれの授業がどの程度の効果を上げたのかが計測されなければならない。そのためには、学生、教員がともに参照できる4年間の『学習ガイド』を作成する。『学習ガイド』は、経済学の体系（基本的な概念、方法、考え方のリスト）の理解と習得に、各授業科目がどのような寄与し、どこまで習得するのかの到達目標を記述するものである。このような『学習ガイド』を作成することによって、学生と教員が各授業科目の到達目標を互いに共有することができる。同時に、半期ごとの試験による到達度の計測よりも、より短い期間で、到達度や教育効果を計測し、授業の進行にあわせてフィードバックし、教育方法の改善に結び付けていく仕組み（教育マネジメントサイクル）も構築する意向である。これによって、教員間の連絡調整をより具体的な議論に掘り下げることができる。と同時に、教育効果に関するより広範な合意をえることができる。

**②厳格な成績評価の仕組み**

**【現状の説明】**

**（科目登録の上限）**

履修科目登録単位の上限は、原則として1年次から3年次までは42単位、4年次は46単位である。

**（成績評価法・基準、厳格な成績評価を行う仕組み、学生の質を検証・確保する仕組み）**

単位認定のための評価は、成績考査規程にもとづいており、通常、前期・後期の定期試験の筆記試験または論文等の提出によって行われている。授業科目は、講義、演習、コンピュータ関連科目、外書関連科目など様々な形態をとっており、成績評価に授業科目によっては、出席や平素の努力の状況などを加味することもある。各授業科目の実状に合わせた多様な評価方法が採られており、統一した評価方法は存在していないが、必修科目の一部（マイクロ経済学）については定期試験問題を統一し、担当者間での成績評価基準に差異が生じないように努めている。各年次、卒業時の学生の質を検証するための定まった仕組みはない。なお、平成19年度からGPA（成績評価平均点）制度が導入された。

**【点検・評価】**

通常の筆記試験による単位認定は、各教員の責任で行われている。これは各教員の判断評価を尊

### Ⅲ. 学部・大学院 経済学部

重する点で評価できるが、学生の立場に立つと、成績評価の根拠の説明が不足している面がある。学部内に評価の基準や一定の指針がないので、試験なし科目とする教員も多く、評価はその教員の判断のみに依存することとなり、学生はなぜその評価なのか理解に苦しむことにもなる。学生からクレーム(苦情)がしばしば寄せられており、課題となっている。実際、卒業時のアンケート調査(平成13年2月実施)によれば、採点基準が不明確で成績評価に納得していないものが46%あり、納得しているものの47%とほぼ同数であった。試験あり科目はもちろんのこと、とくに、試験なし科目については、より透明性の高い成績評価手続きが課題である。

GPAは、0から4の5段階評価であるが、段階ごとの割合を定めるなど相対的な評価システムを確立することも課題である。

#### 【改革・改善策】

成績評価は、教員の責任において行われるが、客観的基準が求められるのは時代の趨勢であり、現在も試みられているが、基礎的知識の習得などの小テストを活用するなどし、出来る限りより客観性の高い成績評価の手続きを確立する。

試験なし科目は、成績考査規程にあるように、例外とすべきである。論文(レポート)等の評価は、より客観性をもたせるために、担当教員だけでなく、複数人で評価できるシステムを構築する。

なお、学生からのクレーム(苦情)に関しては、クレーム処理委員会を、平成19年度に学部内に設置することとなった。大学内で初めての試みである。

また、GPAは0から4の5段階評価の段階ごとの割合を定めるなど、相対的な評価システムの確立を検討する。

#### ③履修指導

##### 【現状の説明】

##### (履修指導の適切性、留年者への教育上の配慮)

学生は、入学時、コース選択時、ゼミ選択時に履修のガイダンスを受けている。また、毎年6月、父母懇談会開催日にさきかけて、全学年対象の修学指導を行っている。対象者は、単位取得状況が2年次28単位以下、3年次58単位以下、4年次82単位以下の者である。

平成18年度は、2年生の23.9%、3年生の23.7%、4年生の25.0%が修学指導の対象者であった。ゼミに所属している学生には指導教員が、所属していない学生には教務委員が指導をおこなっている。10月末には、2年次開講の「基礎演習」説明会にあわせて、1年次生を対象に教務委員が修学指導をおこなっている。

ゼミに所属していない留年者にたいしては、修学指導の場で、より綿密な面接指導を行っている。

##### (オフィスアワー)

全学で、オフィスアワーが実施されている。その時間帯は、シラバスに掲載されており、教員によっては、オフィスアワーと併記してメールアドレスを公開している。

##### 【点検・評価】

1年次生の修学指導では、対象者数が、平成17年度から18年度にかけて、経済学科では在籍者500人中63人の12.6%から472人中38人の8.1%へ、産業経済学科では在籍者220人中34人の15.5%から202人中17人の8.3%へと減少の方向にあり、評価できる。

ただし、カリキュラムが複雑化してきたため、入学時、コース選択時、ゼミ選択時のガイダンスだけでは、履修指導が十分とはいえないことが課題である。オフィスアワーが実施されているが、

その時間帯に教員が研究室に必ずいることが義務づけられているわけではなく、履修指導の仕組みとして十分に機能しているとはいえない。

#### 【改革・改善策】

インターネット等の利用による履修科目登録手続きの効率化、メール等による履修指導など、きめ細かい指導を行うという形で、学生の疑問、相談に応えるシステムを構築することを検討する。

履修指導の回数の増加、あるいは、履修科目登録の直前に修学指導を行うなど、大きな効果を期待できる改善策を導入する。

教員にオフィスアワーの時間帯に研究室にいることを義務づけたり、履修指導の専任担当者を設置するなどの方策を検討する。

#### ④教育改善への組織的な取り組み

##### 【現状の説明】

###### （シラバス、学生による授業評価）

冊子体ベースと、インターネットベースのシラバスを作成したことによって、学生が科目登録の際の参考にできるようになった。授業評価アンケートは実施しているが、平成17年度前期に実施した教員は専任教員40人中9人、後期は5人であり、実施する教員も毎年限られている。

###### （教育指導方法の改善の措置、FD活動への組織的取り組み）

現在、大学全体で教育マネジメントサイクルを推進するFD推進委員会が組織され、本学部も毎年教育マネジメントサイクルの事業計画を策定し、実施する体制になっている。

##### 【点検・評価】

全学の教育マネジメントサイクルの実施体制は整ったが、学部内で教育マネジメントサイクルをどのように具体的に実施していくのかについては、これからの課題である。

シラバスは冊子体ベースでも、インターネットベースでも、学生が科目登録の際の参考にできるようにしているが、学年末の成績発表から次年度の科目登録までの間隔が短く、この時間的な制約の中で、学生たちはシラバスを熟読し、1年間の受講予定を作成しなければならず、十分な時間的余裕がない点は改善すべき点である。

授業評価アンケートの実施率は低く、教員の個人的努力のみではなく、学生の声を講義に反映し、教育改善に結び付けていく組織的な対応の構築が課題である。

#### 【改革・改善策】

学部内の教育マネジメントサイクルを具体的に実施する手順や方法を、学部教員にわかるような形で明示的にマニュアル化することを検討する。

全学で、成績発表から履修登録までの日数に余裕を持たせる日程を導入することを検討する。また、履修科目登録の個人相談にも応じるなどの仕組みの導入を検討する。質問紙による授業評価アンケートをすると、どうしても授業時間がつぶされてしまうので、インターネット上で、学生が匿名で授業評価アンケートができるシステムの構築を図る。

#### ⑤授業形態と授業方法の関係

##### 【現状の説明】

###### （授業形態と授業方法の妥当性）

1 講義あたりの登録者人数は、コンピュータ関連科目や外書関連科目を除き、ほとんどの科目が100人以上400人未満に収まっている。しかし、登録者数が400人を超える大講義は、平成19年度

### Ⅲ. 学部・大学院 経済学部

は13を数える。そのうち、登録者数700人を超える大講義は3つ存在する。

また、少人数教育としては、ゼミナールやワークショップ形式の授業を開講している。

#### （マルチメディアを活用した教育、遠隔授業による授業科目の単位認定）

本学部で経済学を学ぶにあたってはコンピュータに関する知識や技能は不可欠であることから、情報処理機器を使用する授業を数多く開講している。経済学科では、1年次選択必修科目に「経済学のための情報処理」や2年次選択科目に「経済学のための情報管理」「経済学のための情報技術」などの提供により、また、産業経済学科では、1年次必修科目に「システム分析A」などの提供により基礎的知識や技能を修得し、上位年次の専門教育科目につなげている。本学部には「遠隔授業」による授業科目を単位認定する制度はない。

#### 【点検・評価】

「経済学入門」「ミクロ経済学」「マクロ経済学」「特別演習Ⅰ・Ⅱ」「ベンチャー起業論A・B」などいくつかの科目では、学生の質問への対応や勉強指導、数回にわたる試験の採点の補助、講義資料の準備などに、大学院生合計11人がティーチング・アシスタント（TA）として講義のサポートをしていることは評価できる。

コンピュータなどを使用する授業科目や演習型授業科目、必修科目などについては、当該授業科目の既習者で成績優秀な学部生を授業アシスタントとして雇うことができる仕組みを学部で導入している点は評価できる。

#### 【改革・改善策】

400人以上の大講義は、極力、避ける方策を導入しているが、今後もその実施を継続する。多人数科目やきめの細かい指導を必要とする授業科目については、担当教員の他に、TAや授業補助などの要員を極力確保する方策を今後も充実させる。

### （3）国内外における教育研究交流

#### 【現状の説明】

#### （国際化、国際交流の推進に関する基本方針、国際レベルでの教育研究交流の措置）

経済学部では、平成4年に英語による講義をはじめて開講して以来、継続して開講しており、現在、「経済学ジョイントコースA・B」および「海外研究者特別講義A・B・C・D」が開講されている。「経済学ジョイントコースA・B」は、本学との協定校である、ウルサン大学との学生の相互交流の役割もかねており、本学の学生が、ウルサン大学校を訪問し、ウルサン大学校の授業をウルサン大学校の学生とともに受け、これに対応して、ウルサン大学校の学生も本学に来学し、本学の学生とともに、本学の授業を受講することになっている。

本学部では、教員をすべて公募で新規採用している。現在、3人の外国籍をもった専任教員がいる。すべて日本語に堪能な外国籍の専任教員である。

現在、学部レベルでの国際化への対応策については、明示的な政策を策定していない。研究交流レベルでは、平成19年度に学部内に福岡大学先端経済研究センターを設置し、海外大学との共同研究などの研究交流を実施するための体制が整った。

また、経済学部教員が関連する福岡大学都市空間情報行動研究所では、中国、ベトナム、台湾、韓国などの大学との共同研究プロジェクトを進めており、これに大学院生などが参加している。



**【点検・評価】**

「経済学ジョイントコースA・B」では、海外の大学（韓国ウルサン大学校、プサン大学校）との共同講義を行っており、海外の学生との交流に貢献している点は評価できる。また、「海外研究者特別講義A・B・C・D」では海外の大学の教員が英語で学部生に講義を行っており、学部教育の国際化を進めている点も評価できる。

今後、学部レベルでの国際化戦略に関する政策を策定することが必要である。とくに、東アジアからの学生を魅力的な教育プログラムの提供によって、呼び込むことが課題である。

**【改革・改善策】**

学部レベルの国際化戦略の策定を検討する。福岡大学の地の利を生かして、東アジアからの学生に、日本語だけでなく、中国語、韓国語などを使って、経済学理論、日本経済論などの専門教育科目を提供することや、全授業科目の30%などと目標を設定したい。英語による専門教育科目の講義を増やし、留学生が習得に時間がかかる日本語を前提せずに、英語によっても卒業要件を満たし、学士の学位を取得できるような政策の導入を検討する。

**3. 学生の受け入れ**

**【到達目標】**

学生の受け入れについては全学的な目標に従い、経済学部では指定校推薦等で経済学部の教育方針を理解し志願してくる学生の受け入れの拡充をはかる。とくに、成績の優秀な学生とともに、学ぶ意欲の高い受験生を確保する方策を検討する。

**(1) 学生募集方法、入学者選抜方法**

**【現状の説明】**

学生募集は全学的な募集活動に依拠しているので、「Ⅱ. 大学4. 学生の受け入れ」を参照されたい。現在、経済学部で実施している入学者選抜方法は次のとおりである。まず、1) 一般入学試験による選抜があり、これには、前期日程（2月上旬）および後期日程（3月上旬）がある。次に、2) 大学入試センター試験利用による選抜がある。また、3) 推薦による選抜がある。推薦による選抜には、(a) A方式推薦、(b) B方式推薦、(c) スポーツ特別推薦、(d) 指定校推薦、(e) 附属大濠高校推薦の5種類がある。その他、4) 帰国子女入学試験、5) 社会人入学試験、6) 学部留学生入学試験、7) 編・転入学試験がある。

各入学者選抜の位置づけは、次のとおりである。一般入試と大学入試センター試験利用入試は基礎的学力を有する学生を確保することを目的としている。A方式・B方式推薦入学は専願制として、本学部を第一志望とする学生を受け入れるための制度としている。同様に、指定校推薦入学、附属大濠高校推薦入学も、専願制とし、本学部を第一志望とする学生を受け入れるための制度であるが、高校側に選抜を委ねることによって、大学と高校との連携を図る役割を担わせようとしている制度である。

編・転入試、帰国子女入試、社会人入試、留学生入試等の各種の入試制度は、多様な特性や個性、能力を有する学生を受け入れるための制度として位置づけている。

**【点検・評価】**

一般入試、大学入試センター試験利用入試は客観性、公平性が担保されることから今後も主要な入試形態として維持されることになろうが、画一的な試験にならざるを得ない。推薦による入学は

### Ⅲ. 学部・大学院 経済学部

本学部を第一志望とする受験生を受け入れるという面からは評価できる。特に、経済学部では商業高校の指定校推薦入学を設けてきた点、また、産業経済学科では工業高校への指定校推薦入学の枠を設け積極的に拡大してきた点は評価できる。

A方式推薦入学では受験者数の減少が問題である。また、附属大濠高校推薦入学では志願者数が極めて少数であることが大きな問題である。帰国子女入試、社会人入試は毎年、志願者がほとんどいないという点が深刻な問題である。

#### 【改革・改善策】

志願者数が少ない附属大濠高校推薦入学に関しては、全学的なレベルで附属高校との協議を進めることを検討する。また、志願者数の少ない帰国子女入試、社会人入試は募集方法の改革を含めて、あり方そのものの根本的な見直しを考える。

#### (2) 入学者受け入れ方針等

##### 【現状の説明】

##### (入学者受け入れ方針と理念・目的、入学者受け入れ方針と選抜方法、カリキュラム)

多様な人材の育成と輩出という理念に沿って、様々な入試制度を用意し、受け入れる学生の能力の多様性を確保しつつ、学部において多様なカリキュラムを用意している。

入試科目に関しては、一般入試においては他の社会科学系学部と統一されているために、経済学部の独自性を前面に出すことは困難であるが、A方式推薦入学に関しては、選択科目に数学を加えることにより、また、産業経済学科では指定校推薦入学の対象校に工業高校を加えることにより、数学的素養を有する学生の確保に努めている。

##### 【点検・評価】

多様な学生を確保するために多様な入試制度を実施しており、この点に関して学部内で大きな異論は現在のところみられない。多様な入試制度によって受け入れた学生の能力にバラツキがあることは否めないが、むしろ問題は修学意欲のバラツキにある。

#### 【改革・改善策】

本学の入試は大学全体の事業として統一性をもって実施されており、実際の入試の実施や作業負担の面から言えば、このような体制が大きく変わることは当面考えられないが、一方で、B方式推薦入学や指定校推薦入学等によって、学部の独自性を確保する道を探っていくことにする。

とくに、修学意欲や学習への動機づけの高い学生を確保する方策を検討する。

#### (3) 入学者選抜の仕組み

##### 【現状の説明】

##### (入学者選抜試験実施体制、選抜基準の透明性)

入学者の選抜試験実施は大学全体の事業として実施され、また、合格者の選抜に関しても学部教授会の判断のみならず全学的な決定機関でも審議されていることから、特段の問題は生じていない。

入学者選抜試験実施体制および選抜基準の透明性の詳細は、「Ⅱ. 大学4. 学生の受け入れ」を参照されたい。

##### 【点検・評価】

本学では、入学者選抜実施にあたっては特に問題となる事態は発生しておらず、組織、運営とも

に十分機能していると評価できる。

#### (4) 入学者選抜方法の検証

##### 【現状の説明】

##### (入試問題を検証する仕組み)

入試問題の作成および検証は全学的体制で行われており、学部として関与することはない。詳細は「Ⅱ. 大学4. 学生の受け入れ」を参照されたい。

##### 【点検・評価】

現状に問題はない。

#### (5) 外国人留学生の受け入れ

##### 【現状の説明】

##### (外国人留学生の受け入れ・単位認定)

留学生を受け入れるにあたっては、日本語能力と基礎学力の判定は全学的な基準に沿って行われ、外国語と面接による選抜を行っている。また、入学後の単位認定も日本人学生と区別することはない。平成19(2007)年度在籍の留学生数は経済学科で15人、産業経済学科で8人である。

##### 【点検・評価】

選抜基準は客観的であり、基準自体も決して低いものとは考えられないので、受け入れ方法に大きな問題はない。ただし、留学生の出身地域が中国に大きく偏っているという課題がある。

##### 【改革・改善策】

今後、中国以外の地域からの留学生を拡大させる方策を検討する。

#### (6) 定員管理

##### 【現状の説明】

##### (学生定員と学生数の比率、組織改組・定員変更の可能性を検証する仕組み)

平成19(2007)年度の経済学部在籍学生数の収容定員に対する比率は、経済学科では119%、産業経済学科では122%となっている(「大学基礎データ」表14)。また、入学定員に対する入学者数は経済学科では113%、産業経済学科でも113%である(「大学基礎データ」表13)。現在、入学判定の段階で、入学センターと学部との協議の場を設け、定員管理を厳格に実施しているので、大幅な定員超過や定員不足は生じていない。

##### 【点検・評価】

収容定員に対する在籍学生数の面でも、入学定員に対する入学者数の面でも、特に大きな定員超過はみられておらず、適正に管理されている。

##### 【改革・改善策】

近年は、一般入試における、いわゆる歩留まりが大きく変動する可能性が高い。歩留まりを正確に予測できるデータの蓄積と方法を開発し、今後とも定員管理が適切に実施できる基盤を整える。

### Ⅲ. 学部・大学院 経済学部

#### (7) 編入学者、退学者

##### 【現状の説明】

##### (退学者の状況および退学理由)

平成 18 (2006) 年度の退学者数は、経済学科で 61 人、産業経済学科で 25 人である。退学理由は、主に、授業料未納の問題、引きこもりなどの心身の問題、修学意欲の喪失の問題、単位取得ができない修学上の問題、経済的に就学継続ができない問題などに分かれるが、単位取得数も多く、卒業要件を残りの半期で満たすようなケースでは、個別に連絡し、退学の意思を再確認するとともに、就学継続を説得している。

##### 【点検・評価】

退学者数の在籍学生数に対する比率は、経済学科で 3%、産業経済学科でも 3%程度であり、ここ 3 年間はほぼ同一水準で推移していることから、特に大きな問題が生じているとは思われない。

### 4. 教員組織

#### 【到達目標】

専任教員の科目担当率の向上、少人数教育の充実、大学院担当者の負担軽減等を実現する。そのため、大学と協議し、専任教員の定員を増やす。

#### (1) 教員組織

##### 【現状の説明】

##### (理念・目的等と教員組織)

本学部の専任教員の定員は 40 人であり、平成 19 (2007) 年 10 月の実員は 39 人 (平成 19 年 10 月 1 日付で 1 人採用) である。欠員 1 人は平成 19 年度に公募中である。学生の在籍数は、平成 19 年 8 月現在、経済学科 2,101 人 (女子 23.9% : 503 人)、産業経済学科 949 人 (女子 21.9% : 208 人) の合計 3,050 人 (女子 23.3% : 711 人) である。

本学部の教育理念である「学問の方法」を学ぶことに力点をおいた研究重視の教育からすると、少人数での討議や演習など、教員 1 人当たりの学生が少ない少人数教育が不可欠である。

##### (大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけ)

本学では就業規則により、本学以外の業務に従事することを禁止している。ただし、業務に支障がない場合は、学長の許可により学外の業務に従事することが認められている。経済学部においては、専任教員で他大学への非常勤などにより本学の業務に支障を来している者はいない。

##### (主要授業科目への専任教員の配置)

経済学部の専任教員の構成は、教授 24 人、准教授 12 人、講師 3 人 (平成 19 年 10 月 1 日現在) となっており、主要な授業科目は教授、准教授が中心に担当している。

##### (教員組織における専任、兼任の比率)

経済学部の専門科目を担当した専任、兼任の人数比率は専任 39 人、兼任 98 人と兼任の比率が高い。ただし、兼任の人数には 1 科目をオムニバス形式により複数の人員で担当した数も含まれるため実人数とは異なる。

##### (年齢構成、社会人の受け入れ、女性教員の割合)

専任教員の年齢構成については、39 人のうち 56~60 歳が 11 人とその比率が高い。外国人教員は 3 人、女性教員は 4 人である。教員組織における社会人の受け入れは、非常勤講師として行ってい

る。

**（教員間の連絡調整）**

教員間における連絡調整は、学科会議、学科内に設けられたコース会議、また学部全体については教授会で行われている。

**【点検・評価】**

平成 19 年 10 月現在、教員一人当たりの学生数は 80 人弱であり、学部教育の理念を実現するためには、専任教員を増やすか、文系学部には置かれていない教育研究支援職員を配置するなどの方策が課題である。

外国籍の専任教員、女性専任教員の比率は、合わせると 2 割近くになり、評価できる。

教育課程やカリキュラムに関する教員間の相互の連絡調整は、コース会議が主となるが、開催頻度や調整の内容、合意結果の実施の徹底など、コースによって、機能しているところと機能していないところにはばらつきがあり、学部全体として、コース会議での連絡調整のあり方について検討する余地がある。

**【改革・改善策】**

少人数教育を実現するため、できるかぎり専任教員数を増やす方策を検討する。また、教育研究支援職員の配置も検討する。共通教育や、専門教育基礎科目には、専門教育への導入としての位置づけのほかに、総合的な視点から専門としての経済学の位置づけを行う機能もある。この観点から、専任教員が、専門教育科目のほかに専門教育基礎科目をできるかぎり担当することが望ましく、基礎演習の見直しなどカリキュラムの工夫や、専任教員数の増員などの方策によって、専任による専門教育基礎科目の担当比率を高める施策を検討する。

今後の公募にあたっては、可能な限り年齢構成を公募の条件に記載することが考えられるが、法的に定年以外に年齢の条件を記載することが禁止される傾向にあり、対応策を検討する。

教員間において、カリキュラムや講義内容について相互調整が、強制ではなく、個々の教員の独自性を尊重するかたちで行われることに配慮する。個々の担当科目における到達目標の達成度などを客観的にモニターする仕組みの導入を検討する。

**（2）教育研究支援職員**

**【現状の説明】**

**（人的補助体制の整備、ティーチング・アシスタントの制度化）**

経済学部には、必修科目、情報処理関連科目などの演習や実習をともなう授業に対して、ティーチング・アシスタント（TA）と授業アシスタントなどの人的補助制度がある。TAは、大学院生を対象とした全学的な制度で、TAとなった院生は出欠調査、レポート管理、講義の準備・補助、資料印刷等の授業補助を行う。授業アシスタントは、授業の補助のために学部生をアルバイトの待遇で雇用する制度で、特に情報処理関連科目において活用されている。

しかし、文系学部でも、演習、実習などをともなう授業科目が増えてきたにもかかわらず、文系学部には助手は雇用されていない。

**【点検・評価】**

当該科目を履修した学部生で、成績が優秀であったものをアルバイトとして雇う授業アシスタント制度は評価できる。TA制度のみでは情報処理関連科目をすべてカバーできないことから作られ

### Ⅲ. 学部・大学院 経済学部

たが、大学院生に情報処理機器運用のスキルを十分に持つ者があまりいなかったためである。しかし、TAの給与は年間200時間に対し270,000円（時給1,350円）であるのに対し、授業アシスタントは、時給780円であり、より高度なスキルを持った者の方がより待遇が悪いという状況であり、改善策を検討する。

助手の採用が認められていない点は問題である。

#### 【改革・改善策】

助手や助教など、柔軟に採用できる制度の導入を検討する。

#### (3) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

##### 【現状の説明】

##### (基準・手続、基準・手続の明確化、公募制の導入状況)

教員の任免・昇格に関する基準は、全学的な基準である「福岡大学教育職員資格審査基準」に従って行っている。経済学部では、教員の募集に関しては、すべて公募制を採用している。応募者の選考については、学部独自の「福岡大学経済学部新規採用人事の進め方と選考手順についての内規」に従っている。また採用時の資格や昇格については、昇格基準が、「福岡大学経済学部昇格基準」などで明文化されており、採用時に周知するほか、教授会の構成員に随時周知している。

公募制下での採用人事については、教授会のメンバーが応募者の中から書類選考で複数人を候補者として推薦し教授会に諮る。これが承認されれば候補者を招聘し、研究発表会を開催し、教授会で最終候補者を決定し、正教授会で最終的な採否を決定する。その後、全学の「教育職員資格審査委員会」の審議を経て、大学協議会で全学の最終的承認を得る手順となっている。

##### 【点検・評価】

教員の募集について、公募制を25年間採用し、特定の出身大学に偏ることなく、様々な経歴を有する質の高い教員を採用してきた。この点は、全国的にも本学部の特徴として知られており、評価できる。

経済学部の教育・研究を一層推進し、魅力あるものにするために、豊富な知識・経験を有する実務畑の常勤・非常勤の教員の採用を推進する必要がある。また、研究だけでなく、教育への貢献や業績をより客観的に評価する必要もある。

外国籍をもつ外国人教育職員に対して、これまで教授の職位にある者しか認められてこなかった、期限なし雇用を、平成18(2006)年度に講師以上に広げることを要望し、2人の外国人教育職員を期限なし雇用とし、教授会の構成員としたことは評価できる。

#### 【改革・改善策】

昇格の基準として全学的に位置づけられている教育活動に対する貢献や業績を「福岡大学経済学部昇格基準」に明文化することを検討する。

現在、外国人教育職員は、採用から3年以内は期限なし雇用が認められないという制限があるが、これを撤廃するように検討する。

(4) 教育研究活動の評価

【現状の説明】

(教育研究活動の評価方法、教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮)

教育研究活動の評価は、昇格と採用時に行われる。昇格においては、教育実績と研究実績（研究論文）が記載された書類と研究業績の現物コピーが、一定期間、学部教員の縦覧に供され、公平に評価される。採用も同様であり、研究業績が一定期間、学部教員に縦覧され評価される。採用者の決定においては、査読つき国際誌論文が高く評価される。

【点検・評価】

昇格における教員の研究活動の評価において、査読つき国際誌論文が紀要論文と同程度にしか評価されない点は問題である。また、教育実績は、昇格の要件に含まれておらず、改善の必要がある。

しかし、教育活動の評価は、査読つき研究論文と違って、教員の自己申告にもとづいており、何らかの客観的な評価方法の導入が課題である。

【改革・改善策】

研究業績については、査読つき国際誌論文をより高く評価するなど、研究業績の内容に踏み込んだ評価方法へさらに改善することを今後とも検討する。教育業績については、昇格において十分考慮されるように昇格基準を再検討する。さらに、教育業績について、その評価が自己申告のみではなく、より客観的な評価ができる制度を確立する方策を検討する。

5. 研究活動と研究環境

【到達目標】

福岡大学先端経済研究センター(CAES)を軸にして、教員個人の研究活動に対する資金援助などの支援をさらに充実させるとともに、国内研究機関、海外研究機関との共同研究プロジェクト、業務提携を進め、研究会や国際ワークショップの開催なども実施する。

(1) 研究活動

①研究活動

【現状の説明】

(研究成果の発表状況)

経済学部教員の研究活動を支援するため、平成 19 (2007) 年度に経済学部付属の福岡大学先端経済研究センター (CAES) を設立した。CAES の規程は大学の規程集に記載されており、正式に大学で認知された、学部付属としては本学で初めての常設の研究所である。CAES の役割は、研究活動への財政的支援、研究成果の公表、他の国内外研究機関との共同研究や連携の推進である。

経済学部教員の論文等研究成果の発表状況は、毎年度『経済学論叢』に研究活動報告として掲載されるほか、大学のホームページに掲載される研究者情報として公表されている。

【点検・評価】

福岡大学先端経済研究センターを設立し、学部の専任教員を研究員として、体系的に学部スタッフの研究活動、国内外との共同研究や連携を支援していくことを目指している点は高く評価できる。

『経済学論叢』の毎年度最終号に掲載される研究活動報告や大学ホームページに掲載の研究者情報に関しては、各教員による記載、記入が義務とされておらず、研究活動報告を行わない者が不利益を被るわけではない。実際、例年報告しないスタッフも多いことが課題である。

### Ⅲ. 学部・大学院 経済学部

#### 【改革・改善策】

大学が研究機関である以上、社会に対してどのような研究を行っているかを報告することは、義務である。研究活動報告を行わない者を少なくするために、年末の研究活動報告や研究者情報への報告がないものは、自動的に「研究活動なし」と記載する等、なんらかの形で報告しないことへの不利益を与える必要がある。

#### ②研究における国際連携

##### 【現状の説明】

##### （国際的な共同研究への参加）

大学の付置研究所である福岡大学都市空間情報行動研究所（FQBIC）に所属する教員が、文部科学省学術フロンティア推進事業の拠点に選定され、国際共同研究プロジェクトを組織し、中国の上海同济大学や北京大学、韓国のキョンヒ大学校などとの共同研究を行っている。

また、教員個人レベルでは、イタリアのパドヴァ大学、韓国のプサン大学校などとの共同研究が進んでいる。

##### 【点検・評価】

現在、学部所属の教員が個人レベルで国際共同研究を進めている点は評価できる。今後、学部レベルの国際連携に拡充していくことが課題である。

##### 【改革・改善策】

福岡大学先端経済研究センターを拠点に、海外の研究機関と共同研究プロジェクトを立ち上げ、国際連携を組織的に推進していく予定である。

#### ③教育研究組織単位間の研究上の連携

##### 【現状の説明】

##### （付置研究所との関係）

大学院経済学研究科は学部と独立ではなく、本学部の専任教員の一部が大学院の教員を兼務している。学部の専任教員はすべて福岡大学先端経済研究センターの研究員となっており、教員個人の発意で、国内外の研究機関との共同研究などの連携を組織的に進められる条件が整っている。

加えて、本学の付置研究所である福岡大学都市空間情報行動研究所は、産業経済学科社会システム分析コースの専任教員が研究員、所長となっており、研究所の研究活動と学部教育でのフィールド調査とが密接に連携しながら運営されている。

##### 【点検・評価】

福岡大学都市空間情報行動研究所に所属する学部専任教員による学部教育と研究との密接な連携は、研究重視の学部教育の理念を具現化するものとして評価できる。

##### 【改革・改善策】

学部の専任教員が大学院を兼務していることを活用し、学部4年次生に、大学院の講義を受講できるようにし、大学院に進学後は1年で博士課程前期を修了できるような制度を構築するなどの大学院と学部との連携の改善策を導入する。

現在、福岡大学都市空間情報行動研究所で行っているような学部教育と研究との連携を、福岡大学先端経済研究センターにも適用し、学問の方法を学ぶことに力点をおいた研究重視の教育理念を具体化しながら、研究と教育の融合を推進する改革を進める予定である。



(2) 研究環境

① 経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

(個人研究費・研究旅費)

現在、図書費や研究旅費といった各種費目に自由に利用できる個人研究費の制度はない。

専任教員が研究に使える予算には、1) 図書費 25 万円、2) 学会出張費東京打ち切り年 2 回まで (海外出張についても同じ) といったように、費目別に大学から予算が個人に割り当てられているもの、また、3) 大学から経済学部へ予算配分される、1 年間約 1,700 万円の学部教育研究調査費の中から、消耗品、パソコンなどの機械器具、ソフトなどの購入に個人が使える予算、さらに、4) 本学研究推進部が提供する大学内での競争的研究資金がある。

(教員研究室の整備、研究時間の確保に方途、研修機会の確保の方策、共同研究費)

専任教員には、研究室として教員個室 (約 20 m<sup>2</sup>) が提供されている。

専任教員の授業負担は、1 年を平均して 1 週間につき 90 分 1 コマの授業を最少 5 コマである。また、着任 3 年以上の専任教員に対する 1 年間の長期の海外留学や 6 か月の国内留学制度がある。

現在、本学の研究推進部が提供する競争的研究資金は、本学専任教員を中心とした研究チームに対する共同研究費であるが、学部独自の共同研究費は設定していない。

【点検・評価】

図書費、学会出張旅費、学部教育研究調査費による消耗品やコンピュータソフト、パソコンなどの機械器具の購入に割り当てられる予算を合計すると 1 教員当たり 60~70 万円となり、文系学部としては妥当な額である。

学会出張については、発表者とそうでない者に対し、支給回数や支給額が一律である点は問題である。

個人に対する研究費以外に学部の専任教員が共同研究をおこなう経費、国際会議を開催する経費などへの支出の方法が現状では整っていない点が課題となっている。

専任教員の大学院の授業担当は、ノルマに含まれておらず、大学院を兼務する教員の担当コマ数が週 10 コマにもなるので問題である。また、海外や国内留学の制度はあるものの、年齢によって制限があり、サバティカル制度となっていないという問題がある。

【改革・改善策】

学部に大学から予算として配分される学部教育研究調査費を専任教員に均等に割り当てて個人研究費とする施策も考えられるが、本学部では、何もしないでも配分される個人研究費よりも、競争的な研究環境を創出するため、学部研究調査費の中から、福岡大学先端経済研究センターに予算を一括して割り当て、積極的に研究を推進している専任教員に傾斜的に予算が配分される仕組みを導入した。

また、福岡大学先端経済研究センターの予算の中から、専任教員が共同して研究を行う共同研究プロジェクトへの補助制度の創設を予定している。

大学院を兼務している専任教員の担当コマ数の軽減、また、在職 7 年に一度、1 年間の研修期間を付与するサバティカル制度の導入を検討する。

### Ⅲ. 学部・大学院 経済学部

#### ②競争的な研究環境創出のための措置

##### 【現状の説明】

##### (デュアルサポートシステム)

これまで専任教員個人の判断と努力に任されていた科学研究費補助金への申請や外部資金の導入に関し、平成 19 年度より、研究代表者として科学研究費補助金への申請を行った専任教員に対して、福岡大学先端経済研究センターが先端研究プロジェクト助成金として研究費の補助を行う制度を創設した。

また、従来の横並びの学会出張費の配分に加え、発表者として学会に出席する場合は、福岡大学先端経済研究センター予算の中から、学会出張が 3 回以上になっても、海外、国内の出張に対して、それぞれ上限を設け、センターの研究会での発表を条件に、学会出張旅費を補助できる仕組みを創設した。

##### 【点検・評価】

福岡大学先端経済研究センターの予算運用の中に、競争的研究環境を創りだし、若手の専任教員の間にも、競争的研究資金獲得への志向が高まり、若手向けの科学研究費補助金や研究助成財団からの研究助成金の獲得がみられるようになった点は評価できる。

##### 【改革・改善策】

現在、福岡大学先端経済研究センターで行っている競争的研究環境創出に向けた誘因システムの構築は、専任教員個人の研究に対するインセンティブスキームである。今後、研究分野別に研究シーズを掘り起こし、育成する学部内の共同研究プロジェクトへの補助の仕組みや、民間や国内外の研究機関との共同研究プロジェクトへの支援などができる仕組みを創設する予定である。

#### ③研究上の成果の公表、発信・受信等

##### 【現状の説明】

##### (研究論文・研究成果の公表を支援する措置)

現在、本学部のホームページに、福岡大学先端経済研究センターのワーキングペーパーの日本語版、英語版のシリーズを立ち上げ、公開している。センターでは、国際ジャーナルへの投稿にたいして、投稿料、掲載料の補助をおこなっており、また、英文論文のネイティブチェックなどの費用についても補助を行っている。

##### 【点検・評価】

意欲ある専任教員が海外のジャーナルに積極的に投稿したり、学会発表したりできる仕組みを創設していることは評価できる。

##### 【改革・改善策】

現在、福岡大学先端経済研究センターで行っている補助の仕組みは、個人の投稿や研究発表に対する補助である。今後、学部が、積極的に国際学会や国際ワークショップの開催を推進できるように、福岡大学先端経済研究センター主催の研究集会を開催できる仕組みを創設する予定である。

### 6. 施設・設備等

#### 【到達目標】

少人数の演習型講義など教育の内容、方法の変化に対応し、学部専用棟の建設を視野に入れ、学生の自習、自主研究活動のためのスペースを確保することを検討する。また、学部部分室のない文系

の学生・教員の利用を主とした中央図書館のあり方を検討する。

(1) 施設・設備等の整備

【現状の説明】

(施設・設備等の条件整備)

経済学部に関連する図書施設としては中央図書館がある。その延面積は約 1 万平米（内、書庫 5,000 m<sup>2</sup>）であり、蔵書は 100 万冊に達するが、理系学部のような学部分室は存在しない。雑誌の電子化は進んでおり、JSTOR は、経済学部独自で平成 16（2004）年度に導入している。

学生が利用できる宿泊施設としては、国際交流会館、片江研修館、セミナー・ハウス、九重やまなみ荘などがあり、国際交流、ゼミナールの合宿等に利用されている。

(情報処理機器の配備状況)

計算機の環境については、学生はオープン端末室でパソコンを自由に利用できる。また、経済学部では、平成 11 年度より、学部が独自で管理する、LAN・サーバ設備を運用しており、メールサーバ・Webサーバが稼働している。学部LANは大学にさきがけて 100Mbit/sec 以上の高速な回線を提供し、高品質な通信環境を日常化させるとともに、大学全体の設備では提供の難しいサービス（メイリングリスト、映像配信、強力なメールフィルタ、認証局の設置）の提供を実現している。

【点検・評価】

中央図書館は建設後 35 年が経過し、老朽化が進んでいる。特に、開架閲覧室や書庫室の狭隘化は著しく、分類・整理に支障をきたしている。学部分室がないことを考慮に入れると、早急の対策が望まれる。

一方、平成 19 年度に JSTOR の契約範囲を拡充するなど、電子ジャーナルの導入が確実に進んだことは、研究環境の改善として評価できる。ただし、学部LANからのアクセスに限られ、大学院生、学部生の利用が困難となっており、彼らが利用できるようにすることが課題である。

オープン端末室は情報リテラシー向上に寄与しているが、混雑し使えないことがあるという不満も聞かれる。

小規模教室が不足し、学生による自主研究活動が制限されている点は大きな問題である。

学部独自のLANを構築し、機動性の高いサービスを提供してきたことは評価できる。電子メールは広告・迷惑メールが激増し、それらを排除する仕組みが不可欠となっている。セキュリティ対策として、暗号通信を基本としているが、サーバの能力が不足し始めている。

プロバイダ法により、情報発信者の特定が義務化されたが、そのための機器導入が課題となっている。

【改革・改善策】

新中央図書館を教育・研究のシンボル施設として建設する計画が、現在、全学で検討されている。電子ジャーナル化の一環として、学部単独契約の JSTOR を全学で導入し、大学院生、学部生が利用できるような改善策の実施を早急に検討する。

施設面では、少人数教育、学生と教員の交流など、研究と教育の融合を図った教育理念の一層の推進・実現には、オープン端末室の拡充や小規模教室の確保が不可欠であり、学部専用棟の建設を早急に検討する。

インターネットなどのネットワーク環境では、無線LAN設備をキャンパス内に整備し、学生が各自のパソコンから自由にインターネットやメールを活用できる方策を早急に検討する。

### Ⅲ. 学部・大学院 経済学部

学部のサーバおよびLAN設備の更改・能力増強を進める。

#### 7. 社会貢献

##### 【到達目標】

本学部に、教員が積極的に自らの活動を報告するような仕組みを構築し、教員がどのような社会貢献の活動を行っているのかを把握できるようにする。学部が教員の個人レベルの社会貢献活動を支援し、積極的に社会にアピールしていく。福岡大学先端経済研究センターを基点に教員個人にまかされていた活動を組織レベルの社会貢献活動へと転換していく。

##### (1) 社会への貢献

##### 【現状の説明】

##### (公開講座)

経済学部においては、社会貢献の一環として経済学部の教員がエクステンションセンターで公開講座を提供している。平成16(2004)年度から平成18年度までに、経済学部の専任教員が提供した公開講座には、118人(延べ680人)が受講した。その内訳は、平成16、17、18年、開設講座数は各1、受講者数は、34人、41人、43人、延べ受講者数は、234人、277人、169人である。

##### (教育研究上の成果の還元)

その他の社会貢献としては、経済学部教員がNPOの委員長、理事となって社会活動を行ったり、新聞でのインタビューに答えたりするなど、研究成果の社会へのフィードバックが行われている。

産業経済学科社会システム分析コースの教員が研究員となっている福岡大学都市空間情報行動研究所では、地域の都市開発や商業開発などへの提言を含んだ研究を推進し、その成果を、地元のマスコミなどを通して、積極的に還元している。

##### 【点検・評価】

公開講座には、経済学部の研究を社会に還元したり、知ってもらったりする役割がある。経済学部の専任教員が公開講座を提供しているものの、開設講座数が少なく、経済学部でどのような研究が行われているかの広報効果は小さい。多様な公開講座を提供し、より多くの教員の研究成果を社会に還元できることが望ましいが、担当教員の負担の問題から、実行が困難となっている。

社会貢献については、経済学部の専任教員が、福岡大学都市空間情報行動研究所を通して、地域への政策提言をしている点は評価できる。

一方、教員が個人的に行っている社会貢献の活動に関しては学部として把握するのが困難であると同時に、その活動を促進する誘因や教員の業績評価に反映していないことも問題点である。

##### 【改革・改善策】

社会貢献については、各専任教員が、社会に対してだけでなく、学部内で積極的に自らの活動を報告するような仕組みを検討する。学部も、各専任教員が、どのような活動を行っているのかを把握し、支援すべきものは支援し、専任教員の活動を積極的に社会にアピールしていくことを目指す。

今後、経済学部の広報を兼ね、福岡大学先端経済研究センターを活用し、センター主催の公開講座、講演会、高齢者や社会人向けのリカレント講座やリフレッシュ講座などの開設を検討する。

(2) 企業等との連携

【現状の説明】

(共同研究、受託研究)

本学部の専任教員が所属している福岡大学都市空間情報行動研究所では、平成 19 (2007) 年度だけで、計 5 件、約 2,500 万円の企業との受託研究、研究助成寄付金などを獲得しており、東京や地元の有力企業と、社会科学系の分野では特筆すべき規模で受託研究や共同研究を行っている。

【点検・評価】

社会科学系の分野で企業と受託研究や共同研究を実現している点は評価できる。

【改革・改善策】

今後、経済学部付属の福岡大学先端経済研究センターでも、地元企業などと受託研究共同研究をおこなって、外部資金の調達を進めていく予定である。

8. 学生生活

【到達目標】

学生が大学生生活で直面する問題は、生活相談、就職指導、課外活動など、広範な問題にわたるが、本学部の学生が直面する問題すべてに対し、学部に統一した一つの窓口を設置し、学生のニーズや苦情を受け付ける仕組みを整備する。学生はもちろん学費負担者にも、学部の対応について、説明責任や透明性を高める仕組みを構築する。また、これらの試みは、学内の他学部他部局にも関わるので、全学的な仕組みの整備を検討する。

(1) 生活相談等

【現状の説明】

(学生の心身の健康保持への配慮)

本学部学生の心身の健康保持に対する相談は、通常大学の健康管理センター、ヒューマンディベロップメントセンターが対応している。

(ハラスメント防止の措置)

ハラスメント防止策としては、平成 19(2007)年度に、経済学部内に設置されたクレーム処理委員会において、本学部学生が、大学内で、成績評価、修学、授業方法、学生生活、ハラスメントに関する問題に直面したとき、その申し立てを受け付け、クレームの種類に応じて、どのような手順で処理すべきかのルールを定めている。

【点検・評価】

単位認定に関する学生からのクレームが出されたことを契機として、学部としてクレーム処理委員会の内規とクレームの処理手続きに関する取り扱い要領を整備したことは評価できる。

(2) 就職指導等

【現状の説明】

(学生の進路選択に関わる指導)

文系学生の就職・進路支援活動は一括して就職・進路支援センターを通して行われており、経済学部独自の取り組みはとられていない。就職活動指導は、もっぱら学生とセンターとの間で行われている。センターでは、コンピュータシステムの大規模な整備により、就職データを蓄積し、学生

### Ⅲ. 学部・大学院 経済学部

が自由にアクセスできるようにしている。

経済学部では、専任教員が務める1人の就職・進路支援センター委員と4人のキャリア調整委員で各コースを分担し、学部・学科・コースの特徴に応じた進路支援を行うことを目標に掲げ、できるだけ学生一人ひとりの顔が見える指導支援の在り方を模索している。

#### 【点検・評価】

就職・進路支援センターの全学的な方法は、集中的に企業情報を管理し公開するという点では、学生の選択の余地を広げ、評価できる。しかし、現在、多くの企業において、就職希望者への接近は、インターネットを用いており、いわば就職・進路支援センターの頭越しに、求人活動が行われており、従来型の学生への支援体制では機能的に対応しきれない事態となっていることは問題である。

#### 【改革・改善策】

インターネットによる個別の求人活動にシフトしている事態に対応するには、個々の学生の特性と利点を学生自身に自覚させ、就職活動に活かしていくように、きめ細かな支援指導がなされる必要がある。そのために、できるだけより小人数単位での指導・支援体制、できれば1対1のフェース・トゥ・フェースの指導・支援体制に移行していく改革を進める。

そのために経済学部事務室を拡充し、就職進路支援の職員を配するか、あるいは、就職・進路支援センターに経済学部担当者を配置するなどを検討し、就職・進路支援センターと協議する。

一方、経済学部4万人の卒業生との人的ネットワーク作りと、卒業生情報を整備した就職情報システムを構築し、情報と人的ネットワークの双方から、確実性の高い、効率的かつ効果的な就職支援システムを構築することを検討する。

## 経済学研究科

### 1. 大学院研究科の使命および目的・教育目標

#### 【現状の説明】

##### （理念・目的等）

経済学研究科においては、昭和 40（1965）年 4 月に修士課程（博士課程前期課程）が、また、昭和 42 年 4 月には博士課程（博士課程後期課程）が設置された。それ以来、制度上の大きな変更はない。その使命は、一貫して、経済学の高度な研究者の育成、税理士や公認会計士などの専門的能力を有する職業人の育成、社会人のリカレント教育の促進、さらに外国人留学生の教育および外国の大学・学部・研究所との共同研究を通じて国際的貢献を行うことであり、経済学の高度な教育研究機関としての充実を図り今日に至っている。

本研究科の理念あるいは教育目標は、社会が政治・経済的に相互依存的な枠組みにおいてますます複雑化する中で、多様で困難な経済問題を長期的・グローバルな視点から批判的に分析する能力をもった研究者・専門職業人を育成することである。特に、博士課程後期課程では、分析する能力だけでなく、本質的問題を特定化し、その問題解決への政策提言を行いうる研究者の養成を目的としている。

##### （理念・目的の達成状況）

本研究科は、大学院修了者にふさわしい専門的知識を持って活躍する多くの高度専門職業人、高度な研究能力を備えた研究者、さらには国際的に活躍する数多くの外国人留学生の修了者を送り出しており、前期課程、後期課程ともにその開設から今日に至るまで、その理念と目的を一定程度、達成している。

##### （理念・目的・教育目標等の周知方法）

上記の使命や理念、目的については、福岡大学大学院ガイド、大学院要覧等の出版物、さらにホームページにおいて掲載している。これらは、学生、受験生をはじめ社会一般の人々に広く知ってもらうために有効である。

#### 【点検・評価】

本研究科の掲げる上記の使命・理念・目的は、わが国のみでなく国際的な経済問題解決に必要な研究者、高度の専門職業人を生み出すという意味で適切なものと考えられる。

前述のとおり、博士課程前期課程においては、高度な専門職業人の養成について十分に実績が上がっていると言える。しかし、博士課程後期では近年、研究指導教員数が不足しており、結果的に魅力的なプログラムが少ないので志願者も減少し、十分な数の研究者を世界に供給しているとはいえない。

#### 【改革・改善策】

今後、本研究科は学部との連携を促進させ、後期課程の担当教員数を増やし、理論、実践の双方において魅力的なプログラムを提供していきたい。これにより、前期課程から後期課程に進学する学生数を増加させ、また、地域社会の中から社会人を研究者として育成することが可能になる。2年後には、後期課程の担当教員数を 10 人以上にし、各年在籍学生数を徐々に増やしていくことを目指している。

また、カリキュラムの有機的な再編成、評価基準の多様化・客観化・透明化によって、学生が学習・研究に専念できるシステムの構築を行う。このシステムは、1、2年のうちに実現する予定であ

### Ⅲ. 学部・大学院 経済学研究科

る。

#### 2. 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

##### 【到達目標】

教育内容は、経済学の伝統的なテーマを中心に据えながら、常に現代社会の新しい経済問題もトピックとして取り上げるものとした。その方法は、教員個人の個性を尊重しつつ、体系的な学習コースを示し、関連分野の研究で裾野を広げつつ、批判的な研究態度が涵養できるものとする。

##### (1) 教育課程等

##### ①大学院研究科の教育課程

##### 【現状の説明】

##### (教育課程と理念・目的等、修士課程の目的への適合性)

前期課程には、理論経済学特殊講義、経済学史特殊講義、経済政策理論特殊講義など 27 の講義、23 の演習、1 つの経済学特設講義が開講されている。講義は通年 4 単位、演習は 2 年間 8 単位、経済学特設講義は半期 2 単位である。前期課程の修了要件は、修了所要単位 30 単位以上の修得、修士論文審査に合格することである。学生は、入学時の履修科目登録の際に指導教員から履修科目や履修年次についての指導を受けるとともに研究計画を作成・提出する。そして、2 年間を通して指導教員による演習を履修し、修士論文を作成する。教育目的達成に必要な授業科目は整っており、指導計画も各研究指導教員が学生の研究計画に対応して作成している。また、授業科目の範囲は、理論、歴史、政策など広くカバーしているので、関連する分野の基礎的素養を身につける授業環境は十分に整備されている。

##### (博士課程の目的への適合性、入学から学位授与までの教育システム・プロセス)

後期課程では、専修科目として 18 の特別研究と、特修科目として 5 つの経済学特論が設置されている。単位制度をとっておらず、学生は入学後から学位授与まで研究指導教員 1 人によって、論文作成が指導される。指導計画は各研究指導教員が学生の能力に応じて作成している。前期課程の授業科目の充実度から見れば、教育目的達成に必要な授業科目は整っており、加えて、関連する分野の基礎的素養を身につける授業環境は十分に整備されているといえる。

##### (修士課程と博士課程における教育内容の関係)

前期課程、後期課程を通して一貫して同じ指導教員の教育と指導を継続的に受けることが出来るので、高度の研究能力をもつ研究者の育成という目的に即した制度であるといえる。

##### (学士課程の教育内容との関係)

研究科と学士課程の教育内容については、経済学部の教員が、経済学研究科の教育を担っているので、学部と研究科の教育内容は水準の違いはあるが、同一の学問領域を取り扱っている。

##### 【点検・評価】

本研究科は、指導教員が増加するにつれて、新たな科目を順次開設することによってカリキュラムの充実を図ってきており、授業科目数は多く、範囲も広汎である。また、経済学部と本研究科の教育内容が、同一の学問領域を取り扱っているということで、より深い理解をより高い水準で実現できる点は評価できる。しかし、近年の高度専門職業人、生涯学習を目指す社会人、さらに外国人留学生の増加などによって、今まで以上に多様かつきめ細かなカリキュラムの編成が必要である。

##### 【改革・改善策】

学生の志望目的が多様化していることに対して、本研究科の一層の充実と活性化のための基本的



方針の確立と、それに対応した教育と研究が可能な体系的カリキュラムの構築に着手する。また、新たな教員グループによるコース制や専攻別指導などの導入を検討する。新計画の策定の際には、カリキュラム編成等において、経済学部との連携を一層密接なものにしていく。

## ②授業形態と単位の関係

### 【現状の説明】

単位の計算方法は、「福岡大学大学院学則」の定めるところにより、講義・演習科目は15時間から30時間の範囲で研究科が定める時間により1単位としている。講義・演習科目の単位数は前述のとおりである。

### 【点検・評価】

各授業科目の内容・形態に応じて、必要予習時間、履修中の努力密度、復習時間がおおむね適切に定められており、その時間数に応じた単位数が与えられている。単位数は、目下の状況では妥当である。

## ③単位互換、単位認定等

### 【現状の説明】

「福岡大学大学院学則」第6条によって、1年間を超えないで10単位を限度として学生に他大学院の授業科目を履修させることができる。このように他の大学院との単位互換の制度は整っているが、本研究科では今日まで他の大学院への送り出し、他の大学院からの受け入れ共にその実績はない。

一方、単位認定については本学の他の研究科および他大学の大学院(外国を含む)において履修した授業科目について修得した単位の認定を行っている。

単位の認定も、授業の内容・形態に対応して、試験・レポート・実践によって厳密にランク付けが行われており、妥当なものである。

### 【点検・評価】

他大学の大学院との単位互換制度は、学生の教育、研究上の相互の補完的な役割を果たし有意義なものである。しかし、現在まで、その実績はない。また、単位認定については現状で満足のいく成果が得られている。

## ④社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮

### 【現状の説明】

過去5年間の社会人学生の入学者数は、平成17年度の2人とどまっている。一方、外国人留学生については、年々その入学者が増加してきた。多くは中国からの留学生である。

前期課程・後期課程を通して、社会人や外国人留学生に対する特別な教育・研究上の配慮は払っていない。全て、一般学生と同じ教育・研究指導を受けている。

### 【点検・評価】

社会人は学生数が極小で、留学生は大部分が日本語能力がある中国人であるため、教育上は特に配慮を要しない状況である。社会生活上のケアは、本学の国際センターや学生課が提供しているので、現状では問題はない。

### 【改革・改善策】

社会人学生のもつさまざまな問題意識に対応した魅力のあるカリキュラムや教育内容の整備を行い、社会人教育の充実を推進することが重要である。このことはいわゆる生涯学習の促進にも繋がるものである。また、夏期集中研究指導等、指導や開講の時間をより弾力的に行い、社会人学生の

### Ⅲ. 学部・大学院 経済学研究科

受講上の便宜をはかるための検討を行う。

将来は、英語による授業を増やして、欧米の学生にも受講可能なシステムを構築する。

#### ⑤研究指導等

##### 【現状の説明】

##### （教育・研究指導、履修指導、個別的な研究指導の適切性）

学生は、入学試験時に専修科目を決定し、前期課程の2年間にわたって同一の指導教員から一貫した教育・研究指導を受ける。後期課程は単位制を採っておらず、専修科目として一つの研究指導科目の教授のもとで指導を受け学位論文の作成に努める。そして当該年度の履修する科目については、その教員の指導のもとで学生の問題意識や研究目的に基づいて適切な履修計画を立て科目の選択を行い登録する。修了要件の合計30単位の中で、本学の他の研究科の前期課程の授業科目のうち8単位を限度として履修することができる。

##### 【点検・評価】

本研究科の指導教員は学生の研究計画とその進捗状況の把握、学位論文の指導等々に至るまで非常にその役割は大きい。特に後期課程は、指導教授は学生の研究計画を十分に把握した上で論文の作成やその他の研究全般について個別的指導を行い、学生を研究者として自立できるよう指導している。また、学生を学会に加入させて研究成果の発表を指導しており、学生の積極的な研究活動及び発表能力を培うものと考えられる。現在、各指導教員の教育ならびに研究指導は適切に行われていると評価できる。

また、本研究科の学生の研究成果は、福岡大学大学院が刊行する『福岡大学大学院論集』において発表することが出来る。これは年間1回以上刊行され、指導教員推薦の論稿に限り掲載され、指導教員がいわゆるレフェリーの役割を担っている。

本研究科のカリキュラムは、コース別、専攻別の体系をとっておらず全科目が独立的に設置されており、指導教員の指導のもとで幅広く関連する科目を選択し履修することができる。このことは柔軟な履修を可能にする意味で長所といえる。しかし、より専門的・体系的な教育と研究を行うためには、教員グループによる指導、カリキュラムの再編成について検討する必要がある。

##### 【改革・改善策】

今後、前期課程、後期課程ともに、指導方法及びカリキュラムの体系を見直し、学生に対していっそう充実した教育と研究を行うことが出来るよう努める。

#### (2) 教育方法等

##### ①教育効果の測定

##### 【現状の説明】

##### （教育効果の測定方法）

教育効果の測定については、本研究科全体として制度化されたものはない。

##### 【点検・評価】

学生の課程修了状況から教育効果を見た場合、本研究科の前期課程のほとんどの学生が、修了所要単位を修得するとともに修士論文を提出して修士の学位を取得しているため、教育効果は良好と評価できよう。

##### 【改革・改善策】

客観的な測定方法等については、本学の「大学院FD推進会議」における討議結果に基づく予定

である。

## ②成績評価法

### 【現状の説明】

成績評価法については、「福岡大学大学院学則」第 17 条、第 18 条の規定に基づき、筆記試験およびレポート・小論文で行われている。これに基づいて、科目の成績通知は評点または秀(A)、優(B)、良(C)、可(D)、不可(F)の評語をもってなされる。100～90 点が秀、89～80 点が優、79～70 点が良、69～60 点が可、59 点以下が不可である。また、合否判定のみの成績評価を除き、G P A 評点をもとにしたG P A 評価も行っている。

### 【点検・評価】

成績評価法については全研究科共通であり、現状では特別に問題となることはない。

## ③教育・研究指導の改善

### 【現状の説明】

#### (教育・研究指導方法改善の取組み)

学生に対する教員の個別的指導が主となるために、その教育と研究指導の方法や改善策等は個々の教員の裁量に任されており、本研究科全体で授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修・研究は行っていない。

#### (シラバスの適切性)

全科目の講義内容は、シラバスによって学生に提供するとともにW e b 上にも公開されている。シラバスには、指導方法、講義内容及び評価方法が説明されている。1 年間にわたる詳細な指導計画は、個別に与えられている。

#### (授業評価の導入状況)

学生による授業評価アンケートは研究科としては導入していないが、平成 19 年度に全学の「大学院F D 推進会議」が、全研究科の学生を対象とした授業や学生生活、施設・設備等、大学院全般についての調査を実施した。

### 【点検・評価】

学部で実施している学生による「授業評価アンケート」は、大学院の少人数の講義や演習等の科目にはなじまない。一方、日常の学生の質疑や議論等の中から各教員が指導方法の改善策の工夫を行うことが可能と思われるので、現状は一応評価できる。

### 【改革・改善策】

今後、本研究科あるいは各教員の教育・研究の指導方法の改善については、本学の「大学院F D 推進会議」において討議し、有効な施策を検討する。

## (3) 国内外における教育・研究交流

### 【現状の説明】

#### (基本方針の明確化)

教員の国内外への派遣、研修あるいは研究者の招聘等の取扱いは学部の専管事項であり、本研究科独自のもので管理している制度はない。よって、国際化への対応や国際交流の推進に関する基本方針の策定も学部と連携せざるを得ないが、現在、存在しない。

#### (教育研究交流を緊密化させるための措置)

本学が交換留学協定を締結していない海外の大学または研究所等へ1 年以上留学する学生に対し

### Ⅲ. 学部・大学院 経済学研究科

ては奨学金(30万円)が交付される(「福岡大学大学院海外留学給費奨学金規程」)。

#### 【点検・評価】

研究科の教員は全て学部にも所属している。従って、学部と研究科を一体として考えれば、交流の実績は十分評価できる。しかし、今後一層の充実が必要である。

#### 【改革・改善策】

本研究科の学生の研究の一層の深化と高度化のために、他大学院との単位互換制度や海外留学給費奨学金制度等の有効活用を積極的に図る予定である。また、学部と協力して、外国の大学の学部・研究所と学生交流・共同研究に関する協定を積極的に結んで行く予定である。

#### (4) 学位授与・課程修了の認定

##### ①学位授与

#### 【現状の説明】

##### (学位の授与状況と方針・基準、学位審査の透明性・客観性を高める措置)

博士課程前期課程においては、通常2年間で必要単位の修得及び修士論文の合格判定で、最終的には本研究科通常委員会における審査を経て学位の認定が行われる。修士論文に関しては、主査となる指導教員と他に1人の副査(教員)による口頭試問も含めて審査される。毎年、約20人弱から30人強が修士の学位を授与されている。修士学位論文及び評価基準は、学生に明示していない。

博士課程後期課程では、昭和42(1967)年4月に本研究科博士課程(博士課程後期課程)が設置されて以来、長期間にわたって博士学位の授与はみられなかったが、平成12年3月に課程博士の学位を1人に授与した。また、論文博士の学位を平成14年3月、平成15年10月にそれぞれ1人、計2人に授与した。「福岡大学大学院学位規程」第13条4で「学位論文に係る評価等の基準については別に定める」と改正されたことによって、本研究科も「福岡大学大学院経済学研究科学位申請取扱細則」の制定を行い、平成20年4月1日から実施されることとなった。なお、博士学位申請者の研究業績の評価基準については、本研究科では基準となる内規、申合わせは制定されておらず、すべて指導教授の判断に委ねられている。博士学位論文の評価基準は学生に明示していない。

#### 【点検・評価】

上記の「経済学研究科学位申請取扱細則」の制定は、文部科学省「大学院教育振興施策要綱」(平成18年3月)で指摘されているように、学位の国際的な通用性、信頼性の向上を図るという趣旨にそうものである。博士学位の授与の方針・基準には、単位制度を導入するなど、検討すべき点がある。

#### 【改革・改善策】

今後、学生の研究業績の評価をより適切に行うことによって、いっそう円滑に博士学位を授与することができる体制を整備していく予定である。

##### ②課程修了の認定

#### 【現状の説明】

前期課程では、通常2年の在籍が求められるが、特に秀でた学生は、1年間の在籍で必要単位数を修得し、修士論文に合格すれば課程を修了できる。

後期課程でも、優れた研究実績を示せば、1年間の在籍で博士論文を提出し、合格と認定されれば、学位を得て修了できる。

【点検・評価】

早期修了の制度は、優秀な学生に研究へのインセンティブを与えるものとして評価できる。

3. 学生の受け入れ

【到達目標】

前期課程、後期課程ともに現状の受け入れ数の維持・向上を目指す。

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法

【現状の説明】

本研究科の学生募集方法は、主に学内ポスター、大学院発行冊子および大学院ホームページで周知している。入学者選抜方法は、①一般入学試験 ②推薦入学試験 ③社会人入学試験 ④外国人留学生入学試験の4種類である。ただし、推薦入学試験は平成16年度から導入した。

一般・推薦・社会人入学試験はそれぞれ秋季(9月)、春季(2月)の2回実施されている。推薦入学試験は前期課程のみを対象としており、本学経済学部卒業見込み者で前年度までの取得科目の成績の平均が85点以上、かつ経済学部専任教員の推薦を受けた者が出願できる。

一方、外国人留学生入学試験は春季の1回のみ実施されているが、特例として前期課程のみ、本学の学部外国人留学生と学部外国人研究生が秋季入学試験を受験することができる。

表1、表2は、過去5年間の入学試験状況(志願者、合格者、入学者の推移)を示している。

【点検・評価】

前期課程の一般入学試験の最近3年間の合格者数は各年度とも4人とどまっている。これに対して外国人留学生の合格者が多数の割合を占めているように、学生募集の種別によって志願者数に偏りはあるが、入学者選抜方法は現行制度で満足できるものであると言える。

平成16年度から推薦入学試験を導入したこと、ならびに本研究科で長年の懸案事項であった外国人留学生入学試験に英語の試験を導入したこと、また、大使館推薦による国費外国人留学生の受け入れが容易になったことは大きな改善である。

表 1 博士課程前期課程 入学試験状況

	定員	平成15年度			平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度		
		志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者
一般入学試験	10	15	11	19	10	9	30	10	4	31	7	4	24	7	4	17
学内推薦入学試験					1	1		1	1		1	1		0	0	
社会人入学試験		1	0		0	0		2	2		0	0		0	0	
外国人留学生入学試験		12	11		22	21		33	25		22	20		19	14	
計		28	22	19	33	31	30	46	32	31	30	25	24	26	18	17

### Ⅲ. 学部・大学院 経済学研究科

表 2 博士課程後期課程 入学試験状況

	定員	平成 15 年度			平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度			平成 19 年度		
		志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者
一般入学試験	10	0	0	2	2	2	2	1	1	0	0	0	1	0	0	1
外国人留学生入学試験		3	2		1	1		1	0		1	1		1	1	
計		3	2	2	3	3	2	2	1	0	1	1	1	1	1	1

#### (2) 学内推薦制度

##### 【現状の説明】

学内推薦入学試験の制度は、強い研究意欲をもち、学部在学中に優れた成績をあげ、さらに学生が学部と前期課程との教育・研究に関する継続性を高めるために、平成 16 年度から導入された。今日まで計 3 人の入学者があった。制度の詳細は学生募集方法、入学者選抜方法に記述している。

##### 【点検・評価】

指導の一貫性、学生へのインセンティブという観点から、適切な制度と考えるが、この制度によって入学してくる学生は 4 年間で 3 人にとどまっている。

##### 【改革・改善策】

学部学生に対して、学内推薦制度の周知に努める。

#### (3) 門戸開放

##### 【現状の説明】

上記のように、本研究科は前期課程・後期課程の入学試験に多様な入学試験形態による募集方式を採用しており、国内、海外の多くの志願者に対して受験の機会を公平に与えている。

##### 【点検・評価】

入学試験に関係する制度上の門戸開放に関しては現状で十分に満足できる状態である。また、インターネットで本学大学院の全研究科の公式ホームページを開設することによって、その教育理念・目的、出願資格、教育内容、シラバス等を広く周知させていることは評価できる。

また、本学の学内志願者以外の外国人留学生(国外志願者や国内志願者)の入学試験は、春季入学試験の 1 回のみ受験が可能である。この学内志願者以外の外国人留学生に対する秋季入学試験の受験の可能性については、ビザの取得、受験資格の事前審査に要する事務上の時間的制約等の関係で現状では困難である。

#### (4) 飛び入学

##### 【現状の説明】

本学の経済学部から本研究科へのいわゆる飛び入学の制度はないが、本研究科の前期課程の入学については、「学校教育法」第 67 条第 2 項の規定により、他の大学院に入学した者(飛び入学)であって、本学の大学院への入学志望者は受験の出願資格を認めている(「福岡大学大学院学則」第 30 条(9))。この場合、出願資格に関する審査を受けることを必要とする。ただし、現在までこの制度によって本研究科を志願した学生はいない。

**【点検・評価】**

一般に飛び入学試験を志願する場合、在籍する学部を退学する必要があり学士の資格が得られない。この問題を補う観点から学部と大学院との連携を強化して5年間一貫教育プログラムの編成を行い、学士号取得と大学院教育を同時並行して実現することが行われつつある。しかし、学士号が得られない飛び入学制度は、学生に余りインセンティブを与えないと思われる。

**【改革・改善策】**

飛び入学よりも、学部で学士号を与える早期卒業制度を検討するよう提案する。

**(5) 社会人の受け入れ**

**【現状の説明】**

前期課程において、社会人のリカレント教育、高度専門職業人の養成や各種資格取得を目的とした学生のために社会人入学試験を実施している。従来は社会人の入学者の割合が多く見られ、とくに税理士試験の関係科目の試験免除を目的とした応募者が多数を占めていた。しかし、財政学等の担当教員の退職により、平成17年度に2人の入学者を受け入れたにとどまっている。

**【点検・評価】**

現状では、社会人学生の受け入れに十分対応しているとはいえない。社会人の受け入れに関して配慮すべき点は、学生の問題意識、研究目的等に対応したカリキュラムや講義内容の提供とともに、受講の時間帯の問題である。特に、博士課程後期課程では、時間帯は、検討すべき点である。

**【改革・改善策】**

将来的に、社会人学生が受講しやすい時間帯を設定することを目指す。

**(6) 外国人留学生の受け入れ**

**【現状の説明】**

**(外国人留学生の受け入れ状況)**

表1が示すように、平成17年度には外国人留学生の合格者が25人(志願者33人)に達し、全合格者の約78%を占めるに至った。そこで高水準の学力と強い研究意欲をもった外国人留学生の確保を目的として、平成19年度から入学試験科目に英語を課している。

**【点検・評価】**

入学試験科目に新たに英語を課したことによって、高い学力と学習意欲のある外国人留学生の入学を確保できた。今後の志願者数や合格者数の推移、さらに入学後の外国人留学生の学力水準の変化等を見守りたい。

**(7) 定員管理**

**【現状の説明】**

本研究科の前期課程の入学定員は10人(収容定員20人)、後期課程も10人(同30人)である(「大学基礎データ」表18)。

前期課程の在籍数は、平成15年度31人、平成16年度48人、平成17年度62人(留年生1人を含む)、平成18年度57人(留年生4人を含む)、平成19年度42人(留年生1人を含む)であった。また、入学定員充足率は、それぞれ190%、300%、310%、240%、170%であった。一方、後期課程の在籍数は、平成15年度4人、平成16年度5人、平成17年度4人、平成18年度3人、平成19

### Ⅲ. 学部・大学院 経済学研究科

年度 2 人で、その入学定員充足率は、それぞれ 20%、20%、0%、10%、10%であった。なお、本研究科では、1 教員が 1 学年に指導することができる学生数の制限を設けていない。

さらに、博士課程後期における学生確保のための特段の方策はとっていない。

#### 【点検・評価】

前期課程の過去 4 年間の在籍数は、収容定員である 20 人を毎年大幅に上回っている。これは主に外国人留学生の入学志願者とその合格者数の増加によるもので、特に平成 18 年度には全合格者の 80.0% (20/25 人) (表 1 参照) を占めるに至った。一方、一般入学試験の入学志願者とその合格者数は年々減少傾向にある。また、学内推薦入学と社会人入学の志願者はほとんど増加しないまま推移している。後期課程については、定員 10 人に対してその充足率が低い状態にとどまっている。

前期課程の在籍数は収容定員を充足しているが、これは本研究科の理念・目的の一つである外国人留学生の積極的受け入れとその教育による国際的貢献に努力してきた成果の現れである。一方、後期課程は収容定員を下回っている。

#### 【改革・改善策】

今後、後期課程の指導教授を積極的に増加していく予定なので、現在の定員を削減しない方針である。後期課程に現代的で魅力的な授業科目あるいは複数の教員によるプログラムを増設し、それを学内外に宣伝し、数年後には後期課程での学生定員数の入学者確保を目指す。

### 4. 教員組織

#### 【到達目標】

前期課程では、経済学部の教員内部から教育・研究経歴の十分な者を選び、研究指導教員数を増加させる。後期課程でも、経済学部教員の中から顕著な研究業績のあるものを 7、8 人研究指導補助教員として選抜し、更に、その中から特に優れた者を研究指導教員とするなど、教員組織の充実を図る。

#### (1) 教員組織

#### 【現状の説明】

#### (教員組織の適切性、教員の役割分担および連携体制)

本研究科では、その理念と目的を実現するために、それぞれの研究領域において高度な専門性を有し、学生を指導・教育することのできる教員の体制を整えている。また、本研究科の専任教員は全員経済学部の教員であり、学部と兼担である。このように本研究科の専任教員は、「福岡大学大学院学則」第 7 条に「大学院における授業及び研究指導は、その有資格者がこれを担当する」という規程に符合するとともに、文科省の「大学院設置基準」第 9 条の規定に合致する。本研究科の構成員は、平成 19 (2007) 年 10 月 1 日現在、経済学部の専任教員 23 人であり、そのうち博士課程前期課程⑩は教授 21 人、准教授 2 人で構成されている。また、そのうちの教授 4 人が博士課程後期課程⑪の指導にあたっているが、設置基準の定員は 5 人であり基準を満たしていない (研究指導補助教員 (D) についても同様である)。その年齢構成は表 3 のとおりである。なお、兼任教員は 4 人である。

組織的な教育を実施するための、教員の役割分担及び連携体制は十分ではない。入学、カリキュラム担当の大学院学務委員、制度・人事・予算上の問題を扱う大学院委員の 2 委員が選ばれているだけである。



表 3 専任教員の年齢構成

年齢 課程	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	合計	平均年齢
前期課程	2人	6人	8人	7人	23人	51.6歳
後期課程		1人	1人	2人	4人	57.7歳

ただし、前期課程の人数に後期課程の人数も含む (平成19年10月1日現在)

**【点検・評価】**

従来、大学院の担当資格は教授に限定されていたが、「福岡大学大学院教育職員資格審査基準」の改定によって、現在、准教授、講師も担当が可能となった。そのために今後も大学院担当教員数の増加が予想されるので、学部と大学院の研究・教育面での連携強化、体系的カリキュラムを編成することによってその一貫性と連続性を高め、本研究科の教員充足を図っていくことが重要である。

また、本学の大学院には教員の新規採用の人事権はなく、すべて学部のカリキュラムに対応した採用人事が行われているために、研究科独自の教員の充足は困難を伴う。

**【改革・改善策】**

今後も教員の新規採用の人事権が学部のみ委ねられるのであれば、教員の新規募集の際に研究科の意向や要望を十分に反映できるよう学部と大学院との連携を強化する。また後期課程の研究指導教授は4人に止まっているが、現在、前期課程担当の各教員が積極的に研究活動を行っており、その研究成果の結実とともに、早急に後期課程担当の定員に関して基準を満たす予定である。

また、大学院研究科における委員制度のあり方も、他の研究科と共に検討する。

(2) 研究支援職員

**【現状の説明】**

**(研究支援職員の充実度、TA・RAの制度化の状況)**

本研究科ならびに学部には助手等、研究支援職員の制度はない。本学の職員の研究を支援する職員に関する規程として、「福岡大学リサーチ・アシスタントに関する規程」があり、学術フロンティア推進事業等の研究プロジェクトに限り大学院の博士課程の在学者からリサーチ・アシスタント(RA)が採用される。また、「福岡大学ポスト・ドクターに関する規程」(ポスト・ドクター(PD))があるが、現在まで本研究科におけるRAならびにPDの採用実績はない。さらに、「福岡大学ティーチング・アシスタントに関する規程」は、大学院教育を活性化するために大学院学生を対象として採用されるが、指導教員の監督のもとで主に学部の授業の補助作業を行う。本研究科のTA採用人数は、平成17(2005)年度21人、平成18年度18人、平成19年度14人である。TA採用人数が年々減少しているのは、TAの採用人数の配分枠が本研究科学生の全在籍者数に比例して決定されることによる。

**【点検・評価】**

RAの制度が無いのは、制度上の不備と思われる。TAに関してはあくまでも学部の授業の補助作業を行うことに限定されており、研究科の授業に使えないのも不便である。

**【改革・改善策】**

RAの制度を、本研究科でも開始できないか、検討していく。

### Ⅲ. 学部・大学院 経済学研究科

#### (3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

##### 【現状の説明】

##### (基準・手続と運用の適切性)

大学院担当資格の認定については、「福岡大学大学院教育職員資格審査基準に関する規程」ならびに「福岡大学大学院教育職員資格審査手続に関する規程」があり、研究経歴、研究業績、さらに審査手続き等が規定されている。また、専任教員の新規募集・採用は学部教授会の決定を経て行われるために、本研究科の人事に関する取扱い事項は、講義科目担当の資格基準設定とその基準による担当者の選定である。

任用、昇格については、本研究科の内規、「大学院教育職員資格審査基準に関する規程 経済学研究科運用基準」ならびに「大学院博士課程後期研究指導担当者資格審査基準についての申合せ」に基づき、前期課程担当者は学部教授会構成員の中から、また後期課程担当者は前期課程担当者の中から、その経歴や研究業績等の基準に達した教員を前期・後期小委員会および本研究科通常委員会で審査、選定し、最終的には全学の大学院教育職員資格審査委員会に申請し審議・決定される。

##### 【点検・評価】

本研究科の教員の研究成果や業績の評価・審査基準・手続きは、内規によって明確にされており、それに従って公平、公正に運用されているので評価できる。

##### 【改革・改善策】

学部の専任教員へ、本研究科が設定している任用、昇格に関する内規、申合せを十分に周知させ、積極的に大学院担当資格を取得するように働きかけその増員と充実を行うこととする。

また、学部の専任教員の新規募集にあたっては、大学院での教育・研究への連続性、継続性を持たせるために、大学院にも配慮した募集が行われるよう働きかける。

#### (4) 教育・研究活動の評価

##### 【現状の説明】

##### (教育活動・研究活動の評価の実施状況)

教員の研究活動の評価方法は、昇格条件に関する申し合わせの内容として示されている。専門学術書の出版、論文、学会発表が主たる評価項目とみなされており、受託研究や研究助成金の受け入れ実績等についてはその評価対象となっていない。教員の研究活動の業績を毎年1回「研究活動報告」として『経済学論叢』に掲載・公表しているが、本研究科独自の評価システムは導入していない。

##### 【点検・評価】

研究活動の評価項目や基準等は、概ね客観的であるとともに公平性が保たれており特別に問題はない。一方、教育活動の評価については、比較的軽視されがちな傾向が見られる。

##### 【改革・改善策】

教員の教育・研究活動の評価については、本学の「大学院FD推進会議」における検討と並行しつつ改革を図っていく予定である。

#### (5) 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

##### 【現状の説明】

本研究科の多くの教員が、本学の研究推進部の各種専門委員会や、本学部内の先端経済研究セン

ター、都市空間情報行動研究所に参加し積極的な研究活動を行っている。更に、他大学、公的機関・組織、また民間企業において非常勤、委員、あるいはコンサルタントとして活躍している。

**【点検・評価】**

他の教育研究組織・機関等との関係は、十分評価できる水準と考えられる。

**【改革・改善策】**

更に、外部に貢献するため、各研究者の個人のホームページ設立を促進し、研究内容の広い範囲への周知を可能にしていく。

**5. 研究活動と研究環境**

現在、大学院の研究教育経費として本研究科に年間 100 万円配分されており、主に図書費、ゼミ研修費、消耗品費として支出されている。本研究科には、これ以外の独自の予算措置はない。

本研究科に所属する専任教員は、全員経済学部の教員(兼担)であり、本研究科独自の研究活動及び研究活性化のための特別な環境はないために、本項の内容である研究活動と研究環境の関連事項については、「Ⅲ. 学部・大学院 経済学部 5. 研究活動と研究環境」の記述を参照されたい。

**6. 施設・設備等**

**【到達目標】**

経済学部とともに学部、経済学研究科専用の研究棟の建設を大学全体のキャンパス整備計画の中で検討し、学生の研究室の増加、最先端のコンピュータの設置など研究環境の向上を目指す。

**【現状の説明】**

(施設・設備等の整備状況、大学院専用の施設・設備の整備状況、責任体制の確立状況)

本研究科には 12 の研究指導室が割り当てられており、特講演習の在籍学生がいる指導教員にのみ研究指導室が与えられる。現在、17 人の教員が特講演習において学生の指導を担当しているために研究指導室が不足しており、10 人の教員が 2 人で 1 室を共用している状況である。学内 LAN の情報コンセントが各研究室に設置されており全研究室でコンピュータが利用できる。講義室は、他研究科と共用であり本研究科専用の講義室はない。また、施設・設備の責任・管理体制については、大学院事務課を通じて適正に行われている(「福岡大学大学院研究指導室使用内規」による)。

**【点検・評価】**

研究指導室は、在籍学生がいる専修科目担当のすべての教員に 1 室が割り当てられておらず、明らかに不足している状況にある。

**【改革・改善策】**

今後も大学院担当教員の増加が見込まれ、研究指導室のさらなる不足が予測されるので、早急に新しい大学院研究棟の建設を検討していく予定である。



## 商学部

### 1. 学部等の理念・目的および教育目標

#### (1) 理念・目的等

##### 【現状の説明】

##### (理念・目的等の適切性)

商学部の理念・目的は商学研究の深化と研究成果の社会への還元であり、その教育目標は、商学の理論と実務をバランスよく身につけた、以下のような人材の育成である。

- ① 商学の専門知識を身につけ、専門知識に裏付けられた明確な視点を持ち、問題発見と問題解決の総合力を備えた人材の育成をめざす。
- ② 高度に発展した社会の中で、考察力と判断力を有し、自己を見失わず冷静に行動できる人材の育成をめざす。
- ③ チャレンジ精神を持って行動し、地域社会あるいは国際社会で活躍し、責任を果たしうるリーダー的人材の育成をめざす。

以上の目標を達成するために、商学科、経営学科、貿易学科の3学科と商学部第二部を設置し、各学科と商学部第二部は以下のような教育目標を掲げ、これに適合したカリキュラムを構築している。

商学科は、理論と実務に強く、各分野において即戦力として活躍できるバランスのとれた人材を育成することを教育目標として掲げている。カリキュラムの特色としては、経済学と商学を核として、流通、金融、交通、保険、情報など現代社会に関わる諸分野の科目を設置している。

経営学科では、「ヒト・モノ・カネ・情報」という4つの集合体からなる企業を研究対象にして、経営学と会計学の2分野からなるカリキュラムを構築している。教育目標としては、それぞれの分野の専門知識の修得と同時に、考える力の涵養と問題解決能力の育成を重視し、経営のプロや公認会計士、税理士など、キャリア設計において目的意識をもった人材の育成をめざしている。

貿易学科は、広く世界に目を向けるとともに、国際社会における日本の役割を認識し、国内および国際経済に関するビジネスマインドをもち、国際事情理解と語学能力に秀でた、国際社会で活躍できる向学心と起業意識に富んだ学生を育成することを教育目標としている。この目標を達成するために、貿易実務、国際貿易、国際金融、各国経済など国際経済に関わる科目を設置している。また、海外取引に必要な英語の修得を可能にするため、語学教育も重視している。

商学部第二部の理念・目的は、商学部（昼間部）同様、商学および商学に関連した学問分野の理論と実務とをバランスよく身につけ、各分野において即戦力として活躍できるバランスのとれた人材を育成することにある。

##### (理念・目的等の周知の方法)

学部の理念や教育目標の周知方法については、受験生向けに作成された「大学案内」、また大学ホームページや商学部ホームページがあり、これらを通じて対外的に商学部の教育目標を情宣している。また高校に対して本学部教員が出張講義を行い、商学部の教育内容についてわかりやすく説明している。さらに新入生を含めた学部学生に対しては、「スタディガイド」「学修ガイド」を作成して、商学部カリキュラムの特色や学びの方法について周知させている。その有効性については、オープンキャンパスにおける受験生の回答から、受験生が商学部について知る主要な情報源が「大

### Ⅲ. 学部・大学院 商学部

学案内」とホームページであることがうかがえ、とりわけホームページの重要性が増大しているといえる。

#### 【点検・評価】

経済のサービス化、グローバル化、情報化の進展が著しい現代社会においては、上記のような3学科と商学部第二部から構成される商学部教育の重要性とそれに伴う人材育成の目的の適切性は十分に確保されていると考えられる。また、FD活動については、教員が定期的に学外のシンポジウムや講演会に参加し、そこで得られた知見を教授会において報告している。さらに授業評価アンケートも毎年実施しており、カリキュラムの見直しについても、不定期ではあるが行っている。ただ、現実の教育環境という側面から見ると、学生数に対して教員数が不足しており、資格取得者の育成や双方向授業に不可欠な少人数教育の充実は十分とはいえない。また、学部の専用棟をもたないため、学部学生の帰属意識を醸成し、さらに自主的な学習を促す空間が存在しないことも問題点としてあげられる。学部の教育目標の周知については、3学科と商学部第二部のカリキュラム内容の相違が受験生に十分周知されていない嫌いがあり、問題点としてあげることができる。また、特に商学部第二部の入学者についていえば、近年高校新卒者の割合が増加してきており、彼らは学習意欲の点で社会人学生に比べて若干劣っているといわざるを得ない。それゆえに、本商学部第二部の教育においては、学習意欲において差のある学生を同時に教育することに伴う困難が生じている。

#### 【改革・改善策】

以上のような問題点に対して、改善策として考えられることは、学生数の削減、教員数の増加、専用棟の建設、組織的FD体制の確立であるが、学生数削減については平成19(2007)年度より学部の学生定員を40人削減し、また平成20年度よりさらに40人削減する予定である。学部専用棟については、大学創立75周年記念事業の一環として商学部棟の建設が計画されており、教育環境の充実が期待される。FD活動については、今後教員の意識改革から始めることとする。

学生層の分化と高校新卒学生の若干の学力低下の生じている商学部第二部については、社会人学生とそれ以外の学生との差異を意識しながら、商学部第二部の理念・目的・教育目標等を、より分かやすく情報発信していく必要があり、このためのより積極的・戦略的な広報体制の確立に努める。

## 2. 学士課程の教育内容・方法等

#### 【到達目標】

商学部の教育目標は、商学の理論と実務をバランスよく身につけた人材の育成であり、また現在大学が直面している課題である深刻な少子化と大学全入時代の到来に伴う入学生の学力低下や勉強意欲の欠如に対応したきめ細かな大学教育を構築することである。このためには、まず新入生向けの導入教育を充実していかなければならない。またきめ細かな教育や学生指導を実現するには、できるかぎり多人数授業を減らして、少人数教育を充実することが必要である。さらには組織的なFD活動の推進によって、教員の教育内容や方法をさらに改善していくことを目指す。

(1) 教育課程等

①学部・学科等の教育課程

【現状の説明】

(専門・教養・外国語科目の量的配分)

商学部では、商学科、経営学科および貿易学科の3学科とも、卒業に必要な単位数は128単位で、このうち専門教育科目は最低72単位(56.2%)、共通教育科目として総合教養科目(一般教養の授業科目)は最低20単位(15.6%)、外国語科目は最低8単位(6.2%)、さらに保健体育科目は4単位修得し、残りの単位は、共通教育科目、専門教育科目等から自由に選択して修得することを要件としている。商学部第二部では、卒業に必要な単位数は124単位で、専門教育科目は最低60単位(48.4%)、総合教養科目は最低20単位(16.1%)、外国語科目は8単位(6.5%)、保健体育科目が3単位で、残りの単位を共通教育科目、専門教育科目等から自由に選択して修得することを要件としている。

(教育課程と理念・目標等との関係、カリキュラムの体系性、専門教育の理念・目的への適合性)

商学科では、流通、金融・証券、保険、交通、観光、情報など現代経済社会をになう各産業部門の歴史、理論、政策、実践にかかわる専門科目を多数配置している。また、急速に進展する情報化社会に対応するために情報関係科目群も設置している。商学科の専門教育は、「ゼミナール」「共通エリア」「商学エリア」の3グループから構成されている。「ゼミナール」においては、1年次には大学の基礎的な学習方法を身につける「商学基礎ゼミナール」(2単位)、2年次には専門的学習の方法を学ぶ「2年専門ゼミナール」(2単位)、3年次には専門的学習を深める「専門ゼミナール」(4単位)、4年次には専門的学習の成果を卒業論文に結実させるための「論文ゼミナール」(6単位)が設置され、在学期間を通してゼミナールに参加して学習することができるようになっている。「共通エリア」においては、情報処理・情報表現関係の科目、外書講読、各界の著名人を招聘して開講される特別寄附講座・特別講義、海外の協定校で学ぶ「海外交流ゼミナール」、インターンシップなど、商学部の学生が共通に学ぶべき科目が設置されている。「商学エリア」においては、流通・マーケティング、金融、保険、交通、商業史、情報・サービスの6つの分野に分類される計42科目が設置されている。1年次には「流通入門」「マーケティング入門」「金融入門」「保険論入門」「交通経済入門」「商業史入門」という基礎的な選択必修科目を履修する。そのうえで2、3、4年次にはそれぞれの学生の関心に応じた専門領域の選択科目を受講する。

経営学科の専門教育科目は、「ゼミナール」「共通エリア」「経営学エリア」「会計学エリア」の4エリアに分かれる。「ゼミナール」については、1年次生向けゼミナールの名称が「経営基礎ゼミナール」である点を除けば、商学科と共通である。「共通エリア」についても商学科と共通である。「経営学エリア」においては、1年次の必修科目、「経営学総論」を始めとして、全30科目、計62単位を開講しており、経営学のほとんどすべての分野を網羅している。「会計学エリア」においては、1年次の必修科目、「簿記原理」を始めとして、全25科目、計52単位を開講しており、財務会計から管理会計にいたる広範囲の分野を網羅している。

貿易学科の専門教育は、「ゼミナール」「共通エリア」「貿易エリア」の3グループから構成されている。「ゼミナール」については、1年次生向けゼミナールの名称が「貿易基礎ゼミナール」である点を除けば、商学科と共通である。「共通エリア」についても商学科と共通である。「貿易エリア」については、グローバル化がすすんだ国際社会において、国際貿易・国際ビジネスに関する研究や教育の重要性が一段と高まっている状況に鑑み、貿易実務、語学特に英語力、国際経済、

### Ⅲ. 学部・大学院 商学部

国際金融そして各国・国際地域経済など学科本来の専門性をもった科目群をバランスよく配置している。また、ビジネスの世界を身近に感じさせるために、国内および国際ビジネス実務経験者の講義も複数開設されている。さらに、英語を母国語とする複数の専任教員は、学生の英語による国際経済理解と専門的なビジネス英語能力の向上に貢献している。

商学部第二部のカリキュラムは、基礎から応用へと体系的かつ段階的に編成されている。1年次に入門科目（専門科目）と情報表現技術、基礎ゼミナールを設け、学問研究に不可欠な基礎的学習と広い視野を身につけさせている。2年次から応用的な情報関連科目や専門科目をいっそう学べるようにし、またコース制と連動したゼミナールを開設し、多角的でグローバルな視点をもつ人材の育成を目指している。また、2年次からコース制（流通・金融コース、経営コース、会計コース、国際ビジネスコース）を設け、体系的・段階的に履修できるように科目編成をしている。また、複数のコースを選択することも可能である。

#### （基礎教育・倫理教育の位置づけ）

3学科と商学部第二部の専門教育科目における基礎教育の位置づけについては、1年次に共通して「基礎ゼミナール」「情報表現技術」「流通入門」「金融入門」「経営学総論」「簿記学原理」「簿記入門Ⅰ・Ⅱ」「貿易のための経済学A・B」「国際貿易入門」等の専門教育科目を開設し商学部独自の基礎的教育を行っている。

倫理性を培う教育の位置づけについては、「哲学A・B」「倫理学A・B」「宗教学A・B」等の共通教育科目において倫理観を養成するためのより基礎的な教育を行ったうえで、いくつかの専門教育科目において専門的問題に即して倫理性の問題が講義項目の一つとして取り扱われている。

「情報表現技術」では情報モラルが、「情報産業論」「情報社会論」では情報倫理が、「経営労務論」では職業倫理が、「企業戦略論」では企業倫理が、講義されている。

以上にみるように、商学部の教育課程は、「商学研究の深化と研究成果の社会への還元」という商学部の理念・目的を実現するために、また学問的知識を広くかつ深く教授研究するという学校教育法第52条の要請するところを実現するために、各学問分野の基礎的学習から先端研究にわたる多様な課題に対応できる多数の専門科目を設置するとともに、体系的な教育課程の編成という大学設置基準第19条の要請するところを実現するために、年次が上がるにつれてより高度の専門的内容を学ぶことができるよう科目を配置している。

#### （一般教養科目の編成）

一般教養的科目については、人文科学・社会科学・自然科学の分野ごとにバランスよく多数の科目が設置されている。授業形式の点でも、講義形式によるものだけでなく、ゼミナール形式による「教養ゼミ」を設けて、学生間・学生と教員間の交流を促し、意欲の高い学生の要望に応えるなど、一般教養的科目における少人数教育にも力を入れている。また、現代社会をよりよく理解できるように、複数教員で学際的な授業を行う総合系列科目を設け、その科目数を充実させてきている。

#### （基礎教育と教養教育の責任体制）

教養教育と基礎教育の実施・運営については、それぞれ次のような責任体制が確立されている。まず一般教養科目に関しては全学の共通教育を担う機関として設置されている共通教育センターが、また外国語科目の教育に関しては言語教育研究センターが、その実施に責任を持って当たっている。次に、商学部の専門基礎教育に相当する「基礎ゼミナール」や、「流通入門」「金融入門」「経営入門」などの入門科目については、商学部の専門科目のなかを含めて、商学部が責任をもって担当・実施



している。

**(外国語科目の編成)**

外国語科目については、共通教育科目として第一外国語（必修科目：8単位以上）と第二外国語（選択科目：4単位以上）が、専門教育科目として「外書講読A」（英語：2年次生）「外書講読B」（英語：2～4年次生）「外書講読C」（中国語）が設置されている（商学部第二部は「外書講読A・B」のみ）。さらに外国語を通じて専門分野の知識を深めたい3学科の学生に対しては、「外書講読上級A・B・C」が設置されている。また、貿易学科には英語をツールとして貿易実務を学習するための、「ビジネスコミュニケーションI・II」および「ビジネスコミュニケーション実践」が設置されている。

**【点検・評価】**

以上の現状の説明から明らかなように、商学部において設置されている商学・経営学・会計学・貿易に直接関わる専門科目群は、深く専攻に関わる専門の学芸を体系的に教授するといった形で専門性を深める側面に該当するものであり、情報関係科目、外書講読、特別講義等の学部共通の専門科目とゼミナールは、総合的な判断力と豊かな人間性を涵養するといった側面を具現化したものと言える。また、専門教育における基礎教育は、高校教育と大学での専門教育との連携を果たす役割を期待されており、その点で1年次の基礎ゼミナールは重要な役割を果たしている。以上のような、商学部の教育課程の理念・目的およびカリキュラムは、学術の中心として広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究することを実現している点で学校教育法第52条の、そして体系的な教育課程の編成を実現している点で大学設置基準第19条の要件に適合的であると評価できる。

次に、各学科と商学部第二部の個別的問題を見て行きたい。

商学科については、国内および国際的な政治、経済、社会における変化と価値観の多様化に対応して、カリキュラムの充実・教育体制の改善などを鋭意行っているが、教員スタッフ・教育施設の面でまだ十分とは言えないのが現状である。また、学生に対して、商学科の教育理念・目的が十分伝わっていないところがあると思われる。

経営学科の専門教育科目においては、企業環境の急激な変化に対応して、IT化、グローバル化、企業の社会的責任、内部統制、コンプライアンスといった論点に対応しうる現実に即した学科目体系と講義内容を整えてきた。しかしながら、企業環境だけではなく、経営学を学ぶ学生もかなり変化してきており、以前は純粋に理論的な考察に強い関心を示す層がある程度の厚みで存在したが、近年、こうした層が急激に薄くなりつつある。こうした学生の側の変化に、経営学科の教育・研究が対応できるように努力しなければならない。

貿易学科の教育課程、カリキュラムは学科の理念・目標に概ね相応しいと評価できる。しかし、学生の専門的学識と能力および語学力を自ら意識的に高める学習の動機付けにはなお改善の余地がある。

商学部第二部においては、教育課程と理念・目的ならびに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連については、総合的・カレントな「商学」教育の一層の推進、総合教養科目と専門教育科目との有機的関連づけを実現するため、順次カリキュラム改革を推進している。外国語科目としては、英語、独語、仏語、中国語に加え、本年度から朝鮮語も開設している。学士課程としてのカリキュラムの体系性については、平成16（2004）年度より導入された「コース制」によって体系的な履修ができ、併せて「キャリア研修科目」を履修すれば、より実務的な学習が可能となってい

### Ⅲ. 学部・大学院 商学部

る。ただし、時間割上の制約もあって、コース制は十分に生かされていない。なお、社会人学生とは懇談会を設け、そこでの意見がカリキュラムの編成に反映される仕組みを設けている。

共通教育科目の編成における「幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮は適切になされていると思われる。一方、商学部では低次学年に設置する専門教育科目を順次増加させて、高次学年の専門教育との接続性を改善するとともに、就職活動の早期化にも対応しようとしてきているが、このため専門教育科目の編成と共通教育科目の編成との間の整合性について再検討する必要があるが生じている。

外国語科目の編成に関しては、商学部では、アジア諸国・地域との関わり重視という観点から、「海外交流ゼミナール」（韓国蔚山大学の学生との合同講義）を平成14年度より開講している。アジアの言語を対象とする専門科目としては、平成16年度に外書講読上級C（中国語）が追加された。また、商学部第二部に開設されていなかった共通教育科目の外国語（ロシア語、スペイン語、朝鮮語）のうち、平成19年度に朝鮮語が商学部第二部でも受講可能になった。

#### 【改革・改善策】

商学科において、実際に実行された改善策は、学生数の削減、商学科専任教員数の増加および「特色ある教育プログラム」（1年次）の導入教育の実施である。商学科の理念や教育目標の周知については、「スタディガイド」およびWebシラバスを作成して、商学科の教育理念やカリキュラムの内容について周知徹底させている。

経営学科の専門教育科目の教育において、さまざまな理論や手法を学生にわかりやすく伝えるためには、内外の重要な関連事例を取りあげることが有効であり、特に身近な九州地域に縁の深い企業の最近の動向を調査し、場合によっては学生も調査に参加させることができれば効果が大きい。そのための推進母体とするべく、平成19年度に商学部「ビジネス・ケース・スタディ・センター」が開設された。

貿易学科は、3学科の中で女子学生の比率が最も高く（最近5年間平均、約50%）、かつ英語の能力向上に意欲的な学生が男女ともに多いことから、これらの分野については学科の教育目標に即して、英語学習およびキャリア支援など種々の措置が求められる。同時に、国際理解とビジネスへの関心を高める措置を、講義、正課外活動を通じて促進する。

商学部第二部においては、時間割上の制約等のためにコース毎の科目を学生が履修しにくい状況にあり、その対応策の一つとして、科目登録より早めにガイダンスを実施する予定である。また、学部の「教学問題検討委員会」において、基礎から応用へ段階的に編成されている商学部第二部のカリキュラムの実効性をさらに高めるべく、基礎科目、専門科目、関連科目の編成について見直しを行うとともに、コース制においてコース毎の履修人数に偏りを発生させないために、学生のニーズを的確に把握した上でコース毎の科目の構成を再検討する。

共通教育科目の編成に関しては、時間割編成方法を検討して問題の所在を明らかにしたり、履修モデルの有効活用を図る。

外国語科目の編成に関しては、共通教育科目としての第一外国語と第二外国語と専門教育科目としての外書講読やビジネスコミュニケーションの比重について、高度の専門的能力を修得させるという観点からの検討が必要である。また、外国語教育を質的に充実させるために、e-learningを効果的に活用した取り組みにできるだけ努力する。

## ②カリキュラムにおける高・大の接続

### 【現状の説明】

導入教育を目的として、1クラス20人程度の基礎ゼミナールを3学科と商学部第二部で、開講している。基礎ゼミは必修科目ではないが、3学科においては毎年9割程度の新入生が受講している。この基礎ゼミでは、新入生が大学において学習・研究していくために必要な図書館利用方法やレポートやレジュメの作成方法などを修得させることを主な内容としている。

### 【点検・評価】

貿易学科が平成16年度から基礎ゼミナールを開講し、これによって商学部3学科と商学部第二部が共通して基礎ゼミを開講して導入教育に一層力を入れるようになったことは、前進といえる。他方、この基礎ゼミは、教員と学生数の関係から選択科目になっており、全ての学生が受講できないという点で改善の余地がある。

### 【改革・改善策】

導入教育の効果をあげるためには、開設ゼミ数を増やして、基礎ゼミ1クラス当たりの受講生数をできるだけ減らしていき適正にするよう検討していく。

## ③インターンシップ、ボランティア

### 【現状の説明】

#### (インターンシップの実施の適切性)

商学部では、3年次の単位認定科目として「インターンシップ」を開講しているが、その受講条件として2年次に単位取得にならない随意科目の「キャリア教育講座」の受講を義務付けている。

### 【点検・評価】

インターンシップに関心を持たせるだけでなく、キャリア形成意識を持たせ、そのための日常の正課外活動への自主的な出席・参加の重要性を学生に理解させることができた。

### 【改革・改善策】

3年次のインターンシップ後に提出させる「自己評価シート」と「成果報告書」の内容をより一層充実させるよう努力する。

## ④履修科目の区分

### 【現状の説明】

商学科では選択必修科目が6科目のなかから3科目6単位、経営学科では必修科目が2科目8単位、選択必修科目が11科目のなかから6科目12単位、貿易学科では必修科目が2科目4単位、選択必修科目が4科目のなかから2科目4単位となっている。専門科目以外では、3学科共通して外国語科目の英語8単位および保健体育科目4単位が必修科目である。これ以外は全て選択科目である。商学部第二部においては、選択必修科目が6科目のなかから4科目8単位、専門科目以外では、外国語科目の英語8単位および保健体育科目3単位が必修科目になっている。これ以外は全て選択科目である。

### 【点検・評価】

商学部の専門科目に関する各学科のカリキュラムに関しては、設置科目区分の学科間の相違も大きく、また必修・選択の量的配分についても学科間で大きく相違している。必修科目になっているのは基本的に専門基礎科目に相当する科目である。学部教育の一体性を考慮すれば、各学科の必修科目の一部は3学科共通にした方が良いように思われる。

### Ⅲ. 学部・大学院 商学部

#### 【改革・改善策】

必修・選択の設置のあり方を含めて、その量的配分についての学科間ならびに商学部第二部との間の相違については、それぞれの教育目的やカリキュラム編成の特徴をふまえて、再検討する。

#### ⑤授業形態と単位の関係

##### 【現状の説明】

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、各々の授業科目の単位計算方法の妥当性については、本学「学則」に基づき専門教育科目の講義および演習は15時間の学修をもって1単位とし、外国語科目は30時間の学修をもって1単位としている。「論文ゼミナール」においては、卒業論文の学修を2単位相当とみなして演習全体で6単位としている。また「海外交流ゼミナール」は、本学での講義と学外でのフィールドスタディの計40時間に加えて、20時間に相当する蔚山大学校での5日間の講義をもって4単位としている。

##### 【点検・評価】

「海外交流ゼミナール」や「インターンシップ」などの科目は、旧来の講義やゼミナール科目の規定には必ずしも合致しない科目である。現在できる限り一般の講義やゼミナールの時間数に換算して単位を付与しているが、今後も増加していくと予想される新設の科目については新たな評価方法の検討も必要と考えられる。

#### 【改革・改善策】

旧来の評価方法で対応しきれない科目の設置も必要になると予想されるが、その時は新たな評価方法を導入する改善策を実施するよう努力する。

#### ⑥単位互換、単位認定等

##### 【現状の説明】

##### （単位互換方法）

現在のところ国内外の大学等との間で単位互換協定は実施していない。

##### （単位認定方法、認定単位数の割合）

他大学等で修得した単位の一般的取り扱いについては、本学「学則」に基づき、教授会が教育上有益と認めるとき60単位を超えない範囲で認定している。交換留学協定に基づく外国の大学での学修については、留学先での履修科目の一部を商学部の科目に振り替えて認定している。

また短期大学や高等専門学校専攻科における学修等についても、教授会が教育上有益と認めるとき60単位を超えない範囲で単位を認定している。さらに入学前の既修得単位の認定については、短大や高専、さらには専門学校等の大学以外の教育施設での学修など本学以外での修得単位を30単位まで認めている。

商学部第二部では、在学中に販売士、日商簿記検定、ファイナンシャルプランニング等の資格を取得した学生には、コース制における特定のコースを修了したことを前提に、学生からの申し出に基づいて次年度において「キャリア研修」の単位を認定している。

##### （海外の大学との学生交流協定）

海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけに関しては、協定校のうち7カ国15大学との間では1年間の「交換留学」が行われている。本学全学部から各大学に毎年2人以内ずつ（米国・カンザス大学は1人、英国・ニューカッスル大学、リーズ大学は10人以内ずつ）学生を派遣し、派遣先での取得単位を本学の授業科目として単位認定している。また、協

定校の米国・ウオッシュバン大学と豪州・グリフィス大学へ全学部から毎年 20 人を選定して 3 週間～1 か月間派遣する「海外研修」の派遣学生については、研修内容を外国語科目の「海外英語研修」(2 単位)として単位認定している。このほか、学生が独自に海外の大学に留学する場合、留学先での取得単位を本学の授業科目として単位認定する「認定留学」の制度も設けられている。

#### 【点検・評価】

国内外の大学等との間での単位互換協定の締結は、本学では修得できない科目を他大学で修得できる機会を開き、学生の幅広いニーズに応えるという点で、今後他大学の状況なども勘案しながら検討されるべき課題と考えられる。入学前の既修得単位の認定については、主に共通教育科目の単位認定が大きな割合を占めている。幅広い学修が期待されている共通教育の性格から考えて共通教育の単位修得の範囲で、認定する既修得単位の上限を拡大する方向で再検討する必要がある。専門教育については、学部・学科の教育方針や目的に応じて学部で開設されている科目をできるだけ多く履修させることが望ましいと考えられる。この点で既修得単位の認定の程度は現在の状況で適当であると考えられる。また商学部第二部における「キャリア研修」は、学生の資格取得に一定のインセンティブを与える点で評価できるが、要件となる取得資格の難易度が様々であり、一様に単位認定することの是非が今後の検討課題である。

「交換留学」では、派遣前の取得単位が多い学生の場合、認定に最適な本学授業科目が履修済みという事態が生じることがある。「交換留学」「海外研修」は全協定校との間では実施されていないが、「交換留学」では応募者の大半が、「海外研修」ではほぼ半数が、派遣されている。

#### 【改革・改善策】

学生の資格取得指向の高まりに対応して、現在商学部第二部で実施している資格取得の単位認定を商学部全体に拡大すべきかどうかは今後の検討課題である。

「交換留学」では、認定授業科目の齟齬を避けるため、派遣前に派遣時・帰国後の履修計画指導を実施する。協定校の協力や財政面の制約もあるが、「海外研修」では英語圏の 1 大学程度を追加する改善があれば、希望者の大半を派遣できる状況になる。

### ⑦開設授業科目における専・兼比率等

#### 【現状の説明】

##### (専任教員の授業比率、兼任教員の教育課程への関与)

商学部の開設授業科目における専任教員の担当比率は、商学科では前期の専門教育科目 77.1%、後期 81.1%、共通教育科目前期 57.5%、後期 53.6%、経営学科では前期の専門教育科目 72.2%、後期 75.4%、共通教育科目前期 65.6%、後期 61.9%、貿易学科では前期の専門教育科目 75.1%、後期 80.8%、共通教育科目前期 64.4%、後期 60.7%である。商学部第二部では前期の専門教育科目 70%、後期 65.5%、共通教育科目前期 55.3%、後期 54.3%である(「大学基礎データ」表3)。上記のデータが示すように、商学部において教育上主要な科目については、できるだけ専任の教授・准教授に担当させている。なお、商学部では兼任教員は講義を担当するのみで、学生の履修指導等の教育課程には現在のところ関与していない。

#### 【点検・評価】

共通教育科目における専任教員の担当比率が低いことは、商学部の問題というよりも全学的問題である。商学部の専門科目の中で、非常勤教員への依存が比較的高い科目は外書講読である。全ての専門科目を専任教員で担当することは、現状では不可能である。

### Ⅲ. 学部・大学院 商学部

#### 【改革・改善策】

ゼミナールのように学生の履修指導を同時に行うような科目など科目毎の重要性を勘案しながら、教育上主要と認める授業科目については専任教員が担当することを原則として、専任教員と非常勤教員の配置を今後再検討する。

#### ⑧生涯学習への対応

##### 【現状の説明】

商学部における生涯学習への対応は、昼間部での対応と商学部第二部での対応がある。また全学的取り組みとしての公開講座等にも協力している。特に商学部第二部は、高卒在職者や大卒在職者等多くの社会人の生涯学習の場となっている。平成 19 年度現在、商学部第二部の社会人学生は 81 人、編入学生は 17 人、科目等履修生は 6 人である。一方、平成 19 年度現在、昼間部の社会人学生は 3 人、編入学生は 9 人、科目等履修生は 10 人である。商学部第二部においては、平成 17 年度から、社会人学生のニーズに対応して、会社員、中間管理職、経営者層を対象としたビジネス・マネジメントが学べる社会人コースが開設された。平成 19 年度の受講者は 2 人であり、いままでに 4 人が受講している。

##### 【点検・評価】

昼間部と商学部第二部を合わせ毎年 100 人を超す社会人学生が学んでおり、社会人学生の講義に対する評価は高く、生涯学習に大きく貢献しているといえる。

#### 【改革・改善策】

ビジネス・マネジメントが学べる社会人コースの在籍者は少ないが、社会人向けパンフレットの作成、地元の新聞への掲載等により広報活動を強めていくよう努力する。

### (2) 教育方法等

#### ①教育効果の測定

##### 【現状の説明】

##### (教育効果の測定方法)

教育上の効果を測定する方法としては、学期末の定期試験が基本的な方法と考えられる。この他には教員によって不定期に実施される小テストやレポートの提出などもその方法として挙げられる。さらに商学部では全ての試験で原則としてノートや書籍類の持ち込みを禁止し、成績評価の客観性の確保をはかっている。また、「授業評価アンケート」も毎年前後期毎に実施し、質問事項を共通化して学生の授業評価を時系列で確認できるようにする一方で、個々の教員が質問事項を設定することにより、教員毎の個別的な教育効果のある程度認識できるようにも配慮している。

##### (測定方法に対する教員間の合意の確立状況、教育効果の測定方法の有効性を検証する仕組み)

教育効果や目標達成度およびそれらの測定方法に対する教員間の合意については、特に「基礎ゼミナール」のような科目においては担当教員が教育効果のあがる授業方法や課題設定について意見交換し合意の形成をはかっている。さらにFD活動の推進のために、学部のFD小委員会において情報交換や具体的な活動内容の検討がおこなわれ、教育効果を測定するシステムの有効性についても、まずここで審議された後に学部教授会レベルで議論する仕組みがつけられている。

##### (卒業生の進路状況)

教育効果との関連で卒業生の進路状況をみると、平成 18(2006)年度の就職率は、商学科が 90.6%、

経営学科が 89.5%、貿易学科が 93.9%、商学部第二部が 77.6%であった。業種別就職状況を見ると、卸・小売業が 29.9%、サービス業が 23.2%、金融・保険業が 20.3%、製造業が 8.4%、運輸・通信が 7.6%、建設業が 3.2%、公務員が 2.2%、教育関係が 0.6%、その他が 4.6%であった。

#### 【点検・評価】

教育効果を測定する最も基本的な手段が定期試験であるが、これを厳しい基準のもとで実施していることは、教育効果を測定するうえで一定の客観性が確保されていると評価できる。しかしこの方法は、評価そのものが個々の教員レベルにとどまっている点で十分ではない。個々の教員レベルでは、成績評価方法や基準がまちまちになりやすく、今日では体系的な教育効果の測定の実施がいつそう必要になっている。「授業評価アンケート」に基づく教育効果の測定は、体系的測定のひとつの手段である。

教育効果との関連で平成 18 年度の卒業生の進路状況をみると、資本金別では 100 億円以上の、従業員別では 1,000 人以上の大企業への就職決定者が増加した。

#### 【改革・改善策】

今後、個々の教員による評価に基づく改善の努力とともに、学部全体として F D 活動を推進して教育効果測定により客観的条件を確保し、また教員の相互評価などを通して教育内容を改善していく。

教育効果との関連で卒業生の進路状況をみると、商学部では従来から地場企業への就職が目立ち偏りが生じているので、九州以外の地区にある企業への就職に学生の目を向けさせるよう努力する。

### ②厳格な成績評価の仕組み

#### 【現状の説明】

##### (科目登録の上限設定と運用の適切性)

本学では学生が 1 年間に履修登録できる単位の上限を設定している。この上限は、商学部では原則として 1 年次生から 3 年次生までは各学年 42 単位、4 年次生は 46 単位である。商学部第二部ではこの上限は原則 41 単位であるが、前年度の合格科目の単位数がこれに満たない場合、その不足分 8 単位を限度に 41 単位を超えて登録できる。履修登録の上限は、学生が 1 年間に過度に単位を取得して 3 年次生修了時点までに卒業に必要な全単位を取得してしまうことのないように、また各学年にわたってバランスよく学修を積み重ねて単位を修得するように配慮して設定されている。

##### (成績評価法、成績評価基準、厳格な成績評価の仕組み)

成績評価法および基準は原則として個々の教員にまかされている。平成 19 年度から成績通知書に G P A を付記し、それにもなつて成績評価基準も従来の 80 点以上を優としていた区分を、80~89 点を優、90 点以上を秀とする区分に細分化され、優秀な学生にとってさらに励みや刺激となるよう変更された。G P A ポイントが示されることによって、成績評価がより厳密になることが期待されるほか、学生がキャリア形成上の必要性や学問的関心に基づいて履修登録する傾向が強まることも期待できる。

##### (卒業時の学生の質を検証・確保するための方途)

また、卒業時の学生の質を検証・確保する方途については、4 年次生の 7 割以上が受講する「論文ゼミナール」において、担当教員が卒業論文の作成を 1 年間かけて個人指導するとともに、就職活動についてゼミ生全員あるいは個人を対象に適宜指導することを通じて達成されている。

### Ⅲ. 学部・大学院 商学部

#### 【点検・評価】

履修科目登録の上限設定については、学生が1年間に適度な科目数の履修を心がけるよう配慮したもので、適切なものと考えられる。ただし大学側の意図を学生側が十分に理解しているとは言い難い面もある。履修登録の実態として、学生が常に登録制限いっぱいの履修登録をする傾向があり、この中にはいわゆる空登録とみられる科目登録も見受けられる。このような弊害を是正するものとして期待されるのが成績のGPA判定の利用である。空登録はGPAポイント評価を低くする要因となりうるからである。本学のGPAポイントの表示は始まったばかりで、まだその効果についての十分な評価は現時点ではできない。

#### 【改革・改善策】

成績評価は基本的に個々の教員の責任のもとでなされるべきものと考えられるが、基礎ゼミのような共通の教育プログラムのもとで実施される科目については、共通の評価基準を作成しより客観的な評価が行われるよう努力する。また商学部としてGPAをどの程度成績評価として活用していくのかについても今後検討していく。

#### ③履修指導

##### 【現状の説明】

##### （履修指導の適切性）

文系学部のなかでいち早く商学部は、平成18年度から科目履修とゼミ選択のガイドである小冊子「スタディガイド」を配布し、入学時の学科別ガイダンスにおいて、各学科のカリキュラムの説明や科目履修の指導に活用している。さらに導入教育を重視する観点から1年次の「基礎ゼミナール」をできるだけ多くの学生が選択するよう指導している。2年次生後期からの「専門ゼミナール」の選択に当たっては、詳細なガイドブックを配布するとともに1週間にわたる相談期間を設けゼミ担当者が学生の個別相談に応じたうえで、ゼミの選択と決定が行われている。

##### （留年者等に対する教育的配慮）

一定の単位数以下しか修得していない成績不振学生については、呼び出して修学指導を行っている。またアンケートを実施し、成績不振の要因の調査・分析にも努めている。特に留年者の低減にはできるだけ早い段階からの修学指導が有効であるという認識に基づき、成績不振の2年次生については、各教員が個別に修学指導を行い、相談にのっている。

##### （オフィス・アワー）

また、日常的な学生からの相談に対応するために各教員はオフィス・アワーを設けて、それを各年度の始めに「学修ガイド」等に公表している。

#### 【点検・評価】

「基礎ゼミナール」を1年次生の全員に近い学生が履修しているのは、入学時の学科別ガイダンスにおいて多くの教員が出動して履修指導に当たった成果といえる。「スタディガイド」は入学時だけでなく、4年間を通じて商学部学生の履修ガイドとして活用されることが期待されている。

成績不振学生の履修指導については、指導効果の高い2年次生時を重視し早期からの指導を行っているが、指導の継続性という点では必ずしも十分とはいえない。またゼミナール受講者は履修指導をゼミ担当教員から受けられるが、問題は履修指導が必要な成績不振学生の多くがゼミを受講していないことである。



**【改革・改善策】**

「スタディガイド」の内容をよりわかりやすくし、より使いやすいものにするために、今後も改善の努力をする。また成績不振学生の履修指導については、早期に発見して、より体系的に対応できる体制をさらに整備する改善策を検討する。

**④教育改善への組織的な取り組み**

**【現状の説明】**

**（教育指導方法改善の措置）**

学生の学修の活性化のための一つの試みとして商学部卒業生と在学生との交流会を開催している。平成 18 年度は新聞記者として活躍している卒業生を招聘した。また教員の教育指導方法の改善については、教授会と学科会議が討論と具体策の検討の任に当たっている。

**（シラバスの作成と活用）**

シラバスには、科目名、期別、単位数、担当者のほか、授業概要、評価の方法、テキスト・参考書および期間の授業回数に応じた授業計画が記載されており、学生が科目選択をする際の不可欠な参考資料となっている。

**（学生による授業評価）**

学生による授業評価は、毎年「授業評価アンケート」によってある程度知ることができる。この結果については個々の教員ごとに知らされており、個々の教員がこの結果を参考にして教育改善に努めている。

**（FD活動に対する組織的取り組み）**

FDについては学部のFD小委員会が具体的な活動を検討して教授会に提案しているほか、年 2 回程度学外で開催されるFD研修会やシンポジウムへの教員の参加を奨励している。

**【点検・評価】**

学部卒業生と在学生との交流会は、学生が職業人たる先輩から刺激を受け学修を活性化する契機となる点で、また教員が教育指導のキャリア形成への効果を反省する契機となる点で、効果的であった。FD活動の内容については、全教員の間で合意が必ずしも形成されていないので、教育の活性化・改善のために様々な試みが今後行われるべきである。

**【改革・改善策】**

学部のFD活動については、少しずつ具体的な試みが実行されつつあり、また教員の間でもFDについての認識は徐々に深まりつつある。しかし教員間でFD活動の内容について明確な合意が形成されているとはいえない現状を踏まえ、教員間で広くFDに関する意見交流の場を設けるなど教員間の合意形成をはかる策を講じていく。シラバスと「授業評価アンケート」についても不断にその内容の検証を行って、改善をはかっていく。

**⑤授業形態と授業方法の関係**

**【現状の説明】**

**（授業形態と授業方法の適切性）**

授業形態は、講義形式とゼミナール形式に分けられるが、講義では 10 人程度の授業から 500 人を超える授業まで存在する。受講生が 500 人を超える場合は、できるかぎり二分割して対応することになっているが、現状では、教室や教員の確保などの制約によって、分割せずに開講しているのが実情である。他方、外書講読やゼミナールは、少人数の授業を基本として、外書講読は 1 クラス 30

### Ⅲ. 学部・大学院 商学部

人、ゼミナールは 18 人を上限とし、基礎ゼミナールも 20 人前後の少人数に受講生が抑えられている。

#### （マルチメディアの導入）

このほかマルチメディアを用いた文書およびウェブの作成ならびにプレゼンテーションを行えるようにするための「情報表現技術」「情報処理入門」等の入門科目を受講生の人数を制限した上で開講している。「マルチメディア概論」「情報システム論」ではより高度な技術の取得を目指している。

#### （「遠隔授業」による授業科目の単位認定）

現在のところ本学部では遠隔授業による授業科目を単位認定していない。

#### 【点検・評価】

学部教育に必要ななおかつ商学部で開講できない授業については、他学部の授業を受講させることで十分対応できるものと考えられ、遠隔授業の必要性は現在のところ認められない。今後とも多人数授業を減らして、少人数授業を充実していくことが重要であるが、学部の入学定員を平成 19 年度に 40 人を削減し、平成 20 年度に 40 人削減する予定であり、この条件は着実に改善されつつある。またマルチメディアを活用した授業では、情報処理機器の増設とともにその効果は年々高まっているが、開設講義数はまだ少ないのが実情である。

#### 【改革・改善策】

多人数教育を減らすためには、受講生の多い授業を分割したり、人数制限する必要がある。このためには教室や教員の確保などの問題があるが、学部専用棟の新設が既に計画されているので、ある程度この問題は改善可能と考えられる。また少人数教育を強化するためには、ゼミナールなどの充実が不可欠であるが、これも今後の学生定員の削減によって改善されるものと予想される。また授業においてマルチメディアの活用を高めるために、まず利用が容易なゼミナール等において活用することを教員に促すことに努める。

### （3）国内外における教育研究交流

#### 【現状の説明】

#### （国際化、国際交流の推進に関する基本方針）

本学では海外の大学等との協定は学部単位ではなく大学間で結ばれているため、学部独自の国際交流活動は、教員の個人的な人脈などに依存するところが大きく、それも研究分野が中心である。そのため、商学部においては、教育面での国際交流の必要性が一般的には認識されていても、そのための方針が意識的に提示されていないのが現状である。

#### （国際レベルでの教育研究交流の緊密化の措置）

全体としてはそうした状況にあるが、商学部の独自事業として、韓国・蔚山大学校経営大学との合同講義「海外交流ゼミナール」を、平成 14（2002）年度から実施している。これは夏季休業期間に学生が 5 日程度ずつ相互に相手方大学を訪問して合同で講義を受けるものである。

#### 【点検・評価】

本学では、財政的に、学部の裁量で独自の国際交流事業を展開することが困難であるとともに、人的に見ても、教員個人の力に依存せざるを得ない状況にある。このことが、体系的な方針設定を困難にしているとともに、新事業への取り組みを躊躇させている。その一方、平成 19 年度で

6 回目を迎えた蔚山大学校との合同講義は、参加学生の間で好評である上、教員による経験の共有が進み、事業として定着してきている。

**【改革・改善策】**

本学の現在の組織デザインを前提とするならば、教育面での国際交流の道筋は商学部内部の力で構築することとなる。今後は、合同講義のいっそうの改善を図るとともに、これをモデルケースとすることで商学部にとって可能な事業展開の範囲を見極めることができる。また、類似の事業は他学部でも行われているが、学部を越えた経験の共有はできていないので、他学部との情報交換に努める。

**3. 学生の受け入れ**

**【到達目標】**

商学部では、理論と実務をバランスよく身につけた人材を育成し、社会へ送り出すという商学部の教育目標を達成するために、幅広く、多様な学生を確保することを目指す。

**(1) 学生募集方法、入学者選抜方法**

**【現状の説明】**

商学部では、一般入試、アドミッションズ・オフィス入試（以下「AO入試」という。）、推薦入学（指定校、公募、附属校、スポーツ特別）、学部留学生入試、帰国子女入試、社会人入試、編・転入・学士入試、センター試験利用入試、転部・転科試験などの多様な形態の入学試験による学生選抜を行っている。

18 歳人口の減少傾向を受け、入学者の基礎学力を維持するために、商学部では入学定員を平成 19（2007）年度に 40 人、平成 20 年度には 40 人削減する予定である。一般入学試験と社会人入学試験については前期日程と後期日程で実施することで、志願者の受験機会を広げている。商学部第二部については、AO入試、附属校推薦及び学部留学生入試が実施されない以外は、基本的に商学部と同じである。商学部（商学部第二部を含む）では、一般入試とその他の入試形態による募集人員の割合を 7 対 3 を目安として実施し、競争型入学試験を維持するように努めている。

なお、各入試形態のうち、一般入試、AO入試、附属校推薦入学、指定校推薦入学（福岡県商業高等学校長会特別推薦入学を含む）、公募推薦入学とそれ以外の入試形態に関する、過去 5 年間の志願者、合格者及び入学定員の推移については、「大学基礎データ」表 13）の通りである。

**【点検・評価】**

総じて、現行の入学試験制度は、商学部の教育目標に適合する多様な能力をもつ学生を受け入れる体制になっていると評価できると思われる。

商学部の一般入学試験については、志願者数が平成 15 年度の 7,608 人から平成 19 年度の 6,478 人へ減少している。商学部では、平成 19 年度入試の一般入試の募集人員を 40 人削減し、志願者の減少による入学者の学力の低下の回避に対処している。商学部第二部の一般入試の入学者の合格最低点は近年、低下しており、定員の見直し等を含む、早急な入試制度の改革が求められる。

指定校推薦入学の志願者数は平成 15 年度以降、毎年増加しており、平成 15 年度 47 人から平成 19 年度は 72 人へと増加している（「大学基礎データ」表 13）。指定校推薦入学による入学者には学業成績の優秀な者が多く、特待生に選出される者も少なくない。他面で、数年にわたり生徒の推薦がない指定校もあり、指定校の見直し等、今後、優秀な学生の確保に向けた措置を講じる必要があ

### Ⅲ. 学部・大学院 商学部

る。

商学部の公募式(A方式)推薦入学試験では、基礎学力を確かめる簡単な試験と面接だけで選抜されており、合格者に修学面で傑出した学生は多くない。今後は、A方式推薦入学による入学者の修学意欲の向上に向けた取り組みが求められる。スポーツ特別推薦入学による入学者については、4年間で卒業できる者が少なく、中途退学を余儀なくされる者も少なくないのが現状であり、応募要件の見直しなどの選抜方法の改善が求められる。附属推薦入学については、長年にわたって志願者が募集定員に満たない状況にあり、その存在意義が問われる状況にある。

学部留学生入学試験については、商学部は英語の試験を課さない唯一の学部であり、志願者の日本語能力を重視している。この結果、ほぼ毎年、学部留学生から特待生が選出される等、きわめて優秀な成績を収める留学生を確保することに成功している。現在、商学部の学部留学生のほとんどは中国からの留学生である。

社会人入学試験については、有職社会人の場合は、商学部第二部への志願者が圧倒的に多く、今後有職社会人学生を増やす努力が求められる。また、生涯学習熱の高まりを受けて、高齢者や専業主婦などの新たな社会人学生を増やす努力も必要となるだろう。

転部・転科試験については2年次と3年次の2度の機会を設けており、志願者の進路変更のニーズに柔軟に対応できる態勢を整えている。特に、商学部第二部から商学部への転部を志望する学生は少なくなく、商学部第二部が商学部へのバイパスになっているという批判もある。今後は、商学部第二部から商学部への転部試験のあり方を再検討する必要があるだろう。他面で、入学後に経済的事情から継続して就学することが困難な状況に陥った場合でも、学費の安い商学部第二部へ他学部から転部することによって、学士の学位を取得する道を用意している点では、商学部第二部の存在は高く評価されるべきである。

#### 【改革・改善策】

18歳人口が減少する中で入学者の基礎学力を維持するために、商学部では平成19年度一般入試の定員削減に続き、平成20年度の貿易学科の一般入試(前期日程)の募集人員を10人削減し、90人とする予定である。一般入試(後期日程)の募集人員についても、各学科で5人ずつ削減し、入学者の基礎学力の低下の回避に努めている。なお、平成21年度以降についても、今後の志願状況をみの上で、さらなる定員削減を検討する予定である。

指定校推薦入学については、指定校によって推薦する学生の学力にバラツキがあり、今後は指定校の見直しも必要である。その一環として、平成19年度より、直近の4年間で一定数の特待生を輩出している指定校に対して推薦枠を弾力化する措置を開始し、普通校1校、商業高校2校に対して指定枠の弾力化措置を適用している。福岡県商業高等学校校長会特別推薦入学については導入されてまだ歴史が浅く、これまでの指定校推薦入学制度による入学者との差も未知数である。今後は、同校長会との緊密な協力による高大連携の取り組みのもとで、この制度を育成・定着させることに努める。

A方式推薦入学については、英語と国語の簡単な筆記試験と面接だけで選考されており、かねてから基礎学力の低下が懸念されてきた。こうした中で平成20年度の推薦入学(A方式と指定校合計)の定員を各学科で5人ずつ削減することとしている。今後は、入学後の修学指導の対象者を拡大するなど、修学意欲の向上を図る手だてを講ずる。

スポーツ特別推薦入学については留年者や中途退学者が多く、スポーツ部活動と勉学の両立が大

きな課題であった。商学部では、平成 19 年度入試から出願要件を「国語の評定平均値 3.5 以上」に変更して厳格化することにより、まずは授業を理解できる基礎的学力を有する学生を確保することに重点をおいた選抜方法に改めたところである。

学部留学生試験については、現在、商学部の学部留学生の出身国・地域は中国の比重が高く、留学生の出身国・地域の多様化を図る。

社会人入学試験については、ほとんど商学部第二部への志願者であり、今後も商学部第二部への社会人入学者をさらに増やすためにターゲットを絞った積極的な広報活動を進める。

編・転入・学士入学試験については、3 年次への編(転)入が原則であり、志願者には商学に関する専門知識を修得していることが求められる。このため、商学部では平成 19 年度より受験科目のうち「共通教育科目」の内容を、「法学、経済学、商学から 1 科目」から「商学」へ変更している。

## (2) 入学者の受け入れ方針等

### 【現状の説明】

#### (受け入れ方針と理念・目的等の関係)

商学部では、学部の理念、教育目標にふさわしい学生を確保するために、主として職業系専門高校の在校生で、英語、簿記、情報等の公的資格を保有し、将来の進路について高い目的意識を有する学生を対象として、志望理由書や面接を重視する A O 入試を実施している。附属校推薦入学においても、評定平均値だけでなく、学術文化活動や英語検定資格、あるいは成績優秀の特出科目を有する等、全人的な評価をもって受け入れる明確な方針を定めている。さらに、指定校推薦入学においても、普通高校と職業系専門高校とを問わず、評定平均値が高いだけでなく、面接を重視することで、高い動機付けを有する学生の確保を行っている。また、福岡県商業高校校長会との連携によって、評定平均値が高く、他の模範となる生徒として校長会から推薦される者を入学させるように努めている。社会人入学試験は、特に商学部第二部において募集定員を 20 人程度とし、有職者および主婦を対象とする社会人を積極的に受け入れる方針のもとで実施しており、多彩な実績をもつ学生の確保に努めている。学内の転部・転科試験においても、試験科目の変更により、商学部への転部を希望する他学部学生に対しては門戸を広げ、柔軟に対応している。

#### (受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムの関係)

商学部の受け入れ方針に沿って多様な入学者選抜の方法が実施されているが、入学後においては公平性を尊重するのが商学部の教育方針であるので、入学形態の違いを配慮したカリキュラムを準備する必要性は現在のところ認められていない。

### 【点検・評価】

以上のように、商学部の学生の受け入れ方針は、幅広く、多様な学生に対して、門戸を広げ、柔軟に対応していると評価できると思われる。しかし、このような対応の効果が表れるまでは時間がかかると考えられ、今後、不断の点検・評価作業を行うことが求められる。

### 【改善・改善策】

幅広く、多様な学生を受け入れることには、逆に学力面に問題がある学生も受け入れるおそれがあることも否定できない。商学部では、入学試験形態別の成績状況の追跡調査に基づき形態別の改善策を検討している。具体的には、導入まもない A O 入試と福岡県商業高校校長会推薦入学による入学者と商学部スタッフとの懇談会を開催し、大学生生活全般について相談する機会を設け、入学後

### Ⅲ. 学部・大学院 商学部

の不適合により成績不振にならないように配慮している。同様の機会を他の入試形態の学生にも提供していく。

#### (3) 入学者選抜の仕組み

##### 【現状の説明】

##### (入学者選抜試験の実施体制、選抜基準の透明性)

商学部では、多様な入学試験形態を導入しているが、選抜の仕組みは公平性と厳密性を最優先に実施している。それぞれの入学試験ごとに実施委員会が設けられ、合否判定が検討され、合格判定案が作成される。この合格判定案は、商学部教授会に諮られ、最終的な合否判定が決定される仕組みをとることで、入学試験における公平性と厳密性が確保されている。入学試験監督者および面接者については、入学試験形態毎の「役職一面接者の割り当て表」が教授会の承認の上に決定されており、面接者割り当てに関する恣意性を排除している。面接が重視される入学試験形態(AO入試、指定校推薦入学、校長会特別推薦入学、公募式推薦入学、スポーツ特別推薦入学、学部留学生入学試験)では、常に複数の教員が面接を行い、志願者の評価についての公平性を確保している。さらに、入学試験毎に構成される実施委員会の場合において、面接者による受験生の評価が総括され、面接者毎の評価の偏りを排除し、入学試験における公平性と厳密性の両方を確保している。入学者選抜の透明性を保つために、入試要項に選抜基準を明示している。

##### 【点検・評価】

商学部では、入学試験形態別に入学者の入学後の成績調査と分析を行うことにより、多様で複雑化している商学部の入学試験制度の改善に取り組んでおり、評価できると思われる。ただ、商学部の入学試験制度の多様化ゆえに、入試問題の作成、面接、模擬講義のための出張等の負担が増大し、研究・教育という商学部教員の本来の職務遂行に支障をきたしている。また、多様化した入学試験制度の円滑な運営を、商学部教員が兼務する入学センター委員に期待することはますますむずかしくなりつつある。今後は、商学部の各入学試験形態の統合など、制度の簡素化を検討してみる必要があると思われる。また、入学センターに学部ごとの専従職を設置し、今後、ますます多様化する入学試験制度の機動的な運営をはかることも考える必要があると思われる。

##### 【改革・改善策】

現在、商学部の入学試験制度が抱える問題の対処、改善は、商学部だけの取り組みで解決できる問題ではなく、全学的取り組みが必要である。限られた教員数で対処するには、その負担はすでに限界に達しつつあり、全学的な改善に向けた検討を提案していく。

#### (4) 入学者選抜方法の検証

##### 【現状の説明】

##### (入試問題の検証)

現在、一般入試の問題は、外部の予備校による評価を受けるとともに、入学センターに設置された入試問題事後検討会において入試問題の適正さについて検討されており、商学部の見解は本検討会で述べることができる。

##### 【点検・評価】

入試問題の検証作業は、全学で行う態勢になっており、学部独自の検証作業は行われていないが、

出題された入試問題の現行の検証態勢の有効性を示すものであると考えられる。

**【改革・改善策】**

商学部の入試問題は、各科目の出題責任者・世話係による検討によって問題の適切性が検討された上で商学部に対して配分されている。すでに述べたように、現行の検証態勢であっても、商学部としての意見を述べることは可能であり、現段階では特に改善策を必要としないと考えられる。

**(5) アドミッションズ・オフィス入試**

**【現状の説明】**

商学部では、平成 18 (2006) 年度入学試験より AO 入試制度を導入している。商学部が応募資格として指定する公的資格を保有する現役高校生が対象であり、自己推薦書と面接によって選考される。募集人員は商学科、経営学科、貿易学科の各学科 5 人程度(合計 15 人程度)である。商学部全体の志願者数は、平成 18 年度 44 人、平成 19 年度 82 人と急増しており、受験生の関心の高さを示している。AO 入試の応募資格の一部としては、簿記・会計関係、情報関係、英語関係の公的資格が指定されており、公的資格の取得指導を熱心に行っている職業系専門高校の教育課程に一定の配慮がなされている。なお、本入学試験の応募資格については、毎年、見直しが行われており、平成 19 年度入試では「秘書検定」が、平成 20 年度入試では「数学検定」が追加されている。

**【点検・評価】**

商学部の AO 入試は、学力試験を課さない入試制度であるので、本入試制度による入学者の学力不足が懸念されたが、入学後の学業成績の追跡調査を行った結果、取得単位数および成績評価において、他の入試形態による入学者と比べて遜色ない成績であった。また、導入してから 2 年しか経たないにもかかわらず、AO 入試による入学者の中から特待生が現れており、AO 入試の有効性を示している。もっとも、AO 入試は導入されて間もないことから、特待生を出したことは単なる偶然である可能性も排除できないので、引き続き、入学後の成績等の追跡調査は必要である。商学部では AO 入試の認知度を高めるために、九州地区、四国地区、中国地区に所在する 1,498 の高等学校へ、AO 入試のパンフレットを送付している。総じて、商学部の AO 入試は、志願者数の動向や入学者の成績動向などでは、順調に推移していると評価してよいと思われる。

**【改革・改善策】**

商学部の AO 入試は、職業系専門高校を主たる対象とする入学試験制度であるが、今後は普通高校にも広く門戸を広げていくことが必要であると思われる。そのためにも、入学後の成績調査を継続し、商学部の AO 入試の認知度を高め、商学部の教育目標にふさわしい人材となりうる受験生を確保できる入学試験制度へ育て上げる改善策を検討する。

**(6) 入学者選抜における高大の連携**

**【現状の説明】**

**(推薦入学における高等学校との関係)**

商学部には、推薦入学制度として、A 方式推薦入学、指定校推薦入学、スポーツ特別推薦入学、附属校推薦入学、福岡県商業高校校長会特別推薦入学制度があり、各高等学校の推薦を尊重し、適切に選考を行っている。また、九州・山口地区の高校側からの要請に応じて、商学部教員が高校へ出張し商学部志願者を対象として模擬講義を行って、商学部への適切な志願者を確保するように努

### Ⅲ. 学部・大学院 商学部

めている。ちなみに、平成 18（2006）年度では商学部教員による模擬講義は 20 件以上にのぼっている。

#### 【点検・評価】

推薦入学制度による入学者数としては、A方式推薦入学によるものが最も多いが、最近では職業系専門高校生の進学熱の高まりもあって、指定校推薦入学による入学者が増加している。商学部のA方式推薦入学は、評定平均値が出願要件とされていないこともあり、一定水準の基礎学力を有する学生を確保することが課題になっている。指定校推薦入学制度については、同制度による入学者の増加とともに、出願要件が評定平均値 4.0 以上としているにもかかわらず、入学後の成績不振者が散見され始めており、優秀な学生の確保に向けた方策が強く求められる。福岡県商業高等学校校長会による特別推薦入学試験については、年 1～2 回程度校長会との間で協議の場を設け、本推薦入学による既入学者の修学状況および福岡県下の商業高等学校の最新の進学動向など、相互に情報を交換・共有しあうことで、優秀な学生の確保に努めている。高校へ出張して行う模擬講義は年々、依頼件数が増加傾向にあり、商学部の教員の負担となりつつある。特に、遠方の高等学校への出張は時間もかかり、費用面も十分でなく、何らかの改善が必要である。

#### 【改革・改善策】

推薦入学制度については、幅広く多様で多才な学生を確保するために多様な形態の推薦入学制度を導入しているが、高校との連携をいっそう緊密にすることが留年せずに卒業する基礎学力を有する学生を確保する最善の方策であると考えられる。

### （7）夜間学部等への社会人の受け入れ

#### 【現状の説明】

商学部と商学部第二部では、社会人入学試験を前期日程と後期日程の 2 回、実施している。応募資格は有職者およびこれに準ずる者（主婦等）で、受験科目は小論文のみである。商学部の社会人入試の募集人員は若干人であるが、本学唯一の夜間学部である商学部第二部の募集人員は、前期と後期で各「20 人程度」である。平成 19（2007）年度の商学部第二部への志願者数は前期日程と後期日程と合わせて 24 人（内女子 1 人）にのぼり（「大学基礎データ」表 13）、大学全体の社会人入試志願者数の約 7 割を占めている。商学部第二部に在籍する社会人学生数は 52 人で、本学に在籍する社会人学生全体（66 人）の約 8 割を占めている（「大学基礎データ」表 16）。

#### 【点検・評価】

商学部第二部では、社会人入学試験を前期と後期の 2 度実施し、募集人員を「20 人程度」としているが、これは社会人学生の存在を重視していることの表れである。しかし、商学部第二部の存在意義からすると募集人員を増やす余地がある。

#### 【改革・改善策】

商学部第二部を目指す受験生の中には、高等学校を卒業して社会人としての経験を積んでいる者が少なくなく、彼らに対する広報活動としては、高等学校を対象とする通常の方法だけでは不十分であり、それとは異なるものが模索されねばならない。例えば、官公庁や民間企業で働く人々への広報ルートの開拓などを検討していく。



(8) 科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

福岡大学科目等履修生規定に基づき、学部教授会の議を経て、科目等履修生の受け入れは決定されている。受け入れ数は、平成 18(2006)年度は商学部 11 人、商学部第二部 8 人、平成 19 年度は商学部 10 人、商学部第二部 6 人であった。

【点検・評価】

科目等履修生の受け入れについては、規定により本学の教育に支障のない範囲においてという限定が付けられ、実際の受け入れ人数も学部の授業にほとんど影響を及ぼさない範囲にとどまっている。出願要項や出願要件の開示という点では必ずしも明示的ではない。

【改革・改善策】

出願条件や応募要件についてどの程度明示的にするかについて検討していく。

(9) 定員管理

【現状の説明】

(学生定員と学生数の比率)

平成 19(2007)年度の在籍学生数の収容定員に対する超過率(「大学基礎データ」表 14)をみると、商学部は 1.27 倍(在籍学生数 3,249 人)、商学部第二部は 1.24 倍(在籍学生数 992 人)にのぼっており、学科別でみると、商学科 1.26 倍、経営学科 1.28 倍、貿易学科 1.27 倍となっている。収容定員超過率を増やす原因の 1 つである留年者数は、商学部全体で 174 人、商学部第二部では 100 人、学科別でみると、商学科 69 人、経営学科 51 人、貿易学科 54 人、商学部第二部で 100 人であり、特に商学部第二部で留年者数が多い。

(定員超過における定員適正化に向けた状況)

次に、平成 19 年度の入学定員超過率(「大学基礎データ」表 15)をみると、商学部は 1.33 倍(814 人/610 人)、商学部第二部は 1.21 倍(242 人/200 人)で、学科別でみると、商学科 1.28 倍、経営学科 1.42 倍、貿易学科 1.30 倍となっている。商学部では、途中退学者数が毎年、収容定員数の 10%~15%の幅で発生することから、例年の入学試験における入学手続き者数を定員の 1.10~1.15 倍に収まるように合格最下点を決めるという平成 15 年度の学部長会議の決定を受けて、この比率を超える入学手続き者が発生した場合は、翌年の商学部の入学試験の合格最下点を引き上げて、入学手続き数を抑制する方針をとっている。本方針に則って、平成 20 年度の入学試験では、適正な収容定員超過率を確保するために、厳しい合格判定基準で臨んでいる。

(組織改組・定員変更の仕組み)

商学部ではこれまで定員充足率が 1.0 を下回ったことはなく、定員割れによる定員の変更の可能性を検証する仕組みはない。

【点検・評価】

平成 19 年度に収容定員超過率と入学定員超過率が上昇した理由は、平成 19 年度入試において入学者数が予想を上回ったことにある。定員超過率が特に高い経営学科では、一般入試における入学定員 145 人に対して、1.52 倍の 221 人が入学しており、予想をかなり上回る結果となった。商学部は平成 19 年度と平成 20 年度入試において定員を削減し、入試制度改革ならびに教育環境の改善に向けて努力してきたが、平成 19 年度の商学部全体の入学者数は事前の入学手続き数の想定を上回る

### Ⅲ. 学部・大学院 商学部

結果となった。定員超過率を適正化するためには、収容定員超過率が過大になるのを避けるための客観的な基準に則して対応しなければならない。

#### 【改革・改善策】

商学部の収容定員比率の高さが、教育環境を悪化させ、教員に負担を強いていることに鑑みて、現在の収容定員比率を適正な水準へ引き下げするために、平成 20 年以降の入学試験、特に一般入試においては、合格者数が適正水準内に収まるようする。

今後も、定員の削減など、適正な学生数の確保と適切な定員管理の改善へ向けた取り組みを継続していくことはもちろん、絶えず定員管理に対して配慮していくこととし、その改善に向けて積極的に取り組むこととする。

#### (10) 編入学者、退学者

##### 【現状の説明】

##### (退学者の状況と退学理由の把握状況)

商学部(商学部第二部を含む、「大学基礎データ」表 17)の退学者数は平成 16 (2004) 年度 102 人、平成 17 年度 100 人、平成 18 年度 99 人で、商学部第二部の退学者数は平成 16 年度 72 人、平成 17 年度 79 人、平成 18 年度 64 人である。平成 18 年度の退学者数を学年別でみると、商学部では 1 年次 7 人、2 年次 15 人、3 年次 21 人、4 年次 56 人で、商学部第二部では 1 年次 9 人、2 年次 12 人、3 年次 11 人、4 年次 32 人である。いずれも、4 年次での退学者が多く、卒業を断念し進路変更を余儀なくされた事情を窺うことができる。退学の理由としては、進路変更、成績不振、健康上の理由、経済的理由等を指摘できる。

##### 【点検・評価】

商学部(商学部第二部を含む)の退学者数の状況と退学理由については、商学部長および商学部第二部主事から、教授会において適切に報告されている。ただ、退学の理由については本人申告であって、深い分析は行われていない。

##### 【改革・改善策】

退学者数の状況把握に努めることはもちろんであるが、修学を断念し、退学を希望する学生と話し合いの場をもつことにより、退学者数を減らす対応をしたい。また、今後いっそう、奨学金制度の充実や修学指導態勢の充実を図ることも目指す。

### 4. 教員組織

#### 【到達目標】

少人数の学生を対象にした双方向授業の重要性が増大する中で、継続的に充実した商学教育を提供するのに必要な教員の配置を、大学当局の協力も得ながら図っていく。

#### (1) 教員組織

##### 【現状の説明】

##### (教員組織の適切性)

現在、学内で定められた商学部専任教員の定員は 41 人で、内訳は、商学科 15 人、経営学科 13 人、貿易学科 13 人である。これに対して在籍教員数は 38 人で、内訳は、商学科 13 人、経営学科 13 人、貿易学科 12 人である（「大学基礎データ」表 19）。また在籍学生数は 3,249 人であり、内

訳は、商学科 1,146 人、経営学科 1,116 人、貿易学科 987 人である（「大学基礎データ」表 14）。教員 1 人あたり学生数は 86 人で、学科別にみると、商学科 88 人、経営学科 86 人、貿易学科 82 人になる。商学部には上記 38 人の専任教員に加え、商学部第二部担当教員が 5 人と共通教育担当教員が 1 人おり、これら 6 人の兼任教員を含む教員数は 44 人となり、教員 1 人あたり学生数は 74 人となる。現実にはこの 44 人の教員で商学部第二部の学生（992 人）も教えているため、商学部第二部の学生を加えると教員 1 人あたり学生数は 96 人になる。教員数に比しての学生数の多さは多人数クラスの多さに表れており、平成 18 年度で受講生が 500 人を超える講義が 10 あり、また 300 人を超えるものは 38（内 2 つは商学部第二部）ある。

商学部の理念である理論と実務のバランスのとれた人材育成という点からみると、各種の資格や語学力を有する実務能力ある人材を育成するためには少人数教育が不可欠である。また、単に知識を覚えさせるだけでなく、考える力を身につけさせるという、大学教育の基本的理念からしても少人数教育が望ましい。さらに最近の新生の学力低下により、導入教育の必要性も認識され、この点からも少人数教育が必要である。このような観点から、商学部では教員数の不足にもかかわらず、可能な限り少人数教育を行うため、ゼミナールを 1 年次から 4 年次まで設置しており、1 年次ゼミ 38、2 年次ゼミ 41、3 年次ゼミ 43、4 年次ゼミ 41 を開設している。また、商学部第二部についても 13 のゼミを開設している。

**（教員組織における専任と兼任の比率、主要授業科目への専任教員の配置、大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけ）**

主要科目への専任教員の配置については、分野別にみると、商学科においては流通・マーケティング分野 4 人、金融分野 3 人、保険分野 1 人、交通分野 2 人、商業史分野 2 人、情報・サービス分野 3 人、また経営学科においては経営分野 9 人、会計分野 8 人、貿易学科においては国際ビジネス分野 2 人、貿易分野 3 人、各国経済分野 4 人、国際金融分野 3 人となっている。なお、ゼミ担当者にはすべて専任教員を充てている。また主要な基礎的専門科目はほとんど専任教員が担当している。商学科で専任教員が担当しない主要科目は 2（主要科目の総数 45）、経営学科では 16（同 55）、貿易学科では 6（同 48）である。また商学部第二部では専任教員が担当しない主要科目は 22（同 104）である。なお、商学部の専任教員数 44 人に対して兼任教員数は 63 人で（「大学基礎データ」表 19-2）非常勤への依存度が高いように見えるが、この 63 という数字のかなりの部分が 1 講義に多数の講師が担当するオムニバス講義と、開講数の多い情報関係の講義担当者で占められており、学部の主要科目を担当する兼任教員数は 20 人程度である。また専任教員のほとんどが教授と准教授であるため（専任教員 44 人中教授および准教授は 42 人）、授業科目の大部分は教授と准教授が担当している。なお、専任教員で本学の教育研究以外の業務に従事している者はいない。

**（年齢構成）**

専任教員（商学部第二部担当の兼任教員 5 人と共通教育担当の兼任教員 1 人を含む 44 人）の年齢構成は、61 歳～70 歳が 7 人（16%）、51 歳～60 歳が 21 人（48%）、41 歳～50 歳が 10 人（23%）、31 歳～40 歳が 6 人（14%）、30 歳以下は 0 人であり、相当高齢化している（「大学基礎データ」表 21）。特に 30 歳代が 14%であることは若手教員の比率が少ないことを意味し、研究や教育面における活性化という点で問題である。

### Ⅲ. 学部・大学院 商学部

#### (教員間の連絡調整)

教員間における連絡調整については学科ごとに学科会議が設けられており、学科主任が会議を主催している。この会議において商学部第二部開講の科目を含めて毎年度の講義科目担当者の決定、成績評価の基準についての申し合わせ、カリキュラム編成、学科における人事関係の合意形成などを行っている。また、商学部第二部を含めた学部全体のカリキュラム見直しや、教務関係についての修正・改善については学部の各種委員会（特に教学問題検討委員会と将来構想検討委員会）において必要に応じて検討されている。

#### (社会人の受け入れ)

教員組織における社会人の受け入れについては、現在貿易学科の実務科目「貿易商務論」を総合商社出身の専任教員が担当している。また寄附講座において複数の企業経営者によるオムニバス講義を開講している。さらに特別講義という形式で学界の外の有識者による講義を恒常的に、また随時開講している。

#### (外国人研究者の受け入れ、女性教員の割合)

外国人研究者の受け入れについては、それぞれイギリス、中国、ニュージーランド国籍の専任教員が3人在籍している（商学科1人、貿易学科2人）。比率としては8%である。女性教員については現在2人の専任教員が商学科に在籍しており、比率としては5%である。

#### 【点検・評価】

専任教員1人あたり学生数は商学部第二部も含めると96人とかなり多く、このことが多人数クラスの多さを招き、静寂な授業環境を確保することを困難にしている。ただ専任教員数は不足しているが、可能な限りゼミを中心にした少人数教育を行う努力をしている。しかし資格取得や語学力向上のための少人数教育にまで手が回っていないのが実情である。また1年次に行う必要のある導入教育についても、1基礎ゼミナールあたり受講生が20～30人とやや多いのも問題点としてあげられる。主要な授業科目のほとんどを専任教員が担当しており、この点評価できるが、他面で多人数クラスの多さにつながり、また教員の持ちコマの多さという問題も引き起こしている。

教員の年齢構成については大きな偏りが見られるとともに全体として高齢化しており、この状況が続けば、学部における教育と研究の両面において活性化を損なうおそれがある。

教員間における連絡調整については、学科会議、各種委員会および教授会のつながりができており、教務関係や人事関係についての案件が効率的に処理されている。ただ、各教員相互の授業内容のすり合わせといった、教育課程編成の目的を具体的に実現するために必要な連絡調整は一部の専門分野の教員を除いて達成されているとはいえない。

社会人からの教員の受け入れについては、寄附講座や特別講義という形で実社会で活躍している人材による講義をできるだけ学生に提供しており、この方向性は理論と実務を重視するという商学部の理念からみても適切であり、評価できる。外国人教員の受け入れについても、特に貿易学科に2人の外国人専任教員が在籍することは、国際事情理解と語学力に秀でた人材育成という貿易学科の理念に適合している。女性教員が2人であることは、他の文系学部との比較では少ない嫌いがある。

#### 【改革・改善策】

商学部では平成19年度と20年度で計80人の学生定員を削減するが、これにより多人数クラスが減少し、授業環境が改善されることが期待される。さらに、商学部専任教員の学内基準定員が41

人であるのに対し、現状は教員数が 38 人であるため、3 人の新規補充が可能である。また、共通教育担当の兼任教員も 1 人補充できるため、計 4 人の増員が可能である。現実には、商学部専任教員、商学部第二部専任教員、共通教育担当教員を含めた全員で商学部全体の教育に当たっているため、この増員は商学部第二部における授業環境の改善にとっても有効である。この増員については、学科間の教員バランスと学問体系上の必要性を十分考慮するとともに、教員の年齢構成の偏りを是正することも考慮しながら、また女性教員の採用も念頭に置きつつ、今後適切な人事によって補充していくよう努力する。

教員間における連絡調整については、各教員相互の授業内容のすり合わせといった、教育目的を具体的に実現するために必要な連絡調整を、まず学科間で、次いで学部レベルで F D 活動と関連させながらできる限り実現していく。

## (2) 教育研究支援職員

### 【現状の説明】

#### (人的補助体制と人員配置)

商学部の教育における人的補助体制として整備されているのは、大学院生によるティーチング・アシスタント(以下「T A」という)制である。T Aについては学則において制度化されており、学部の授業補助(出席調査、資料の印刷と配付・回収、レポート採点、情報処理実習の補助等)にあたる。本年度は商学部に 11 人の T A 枠があったが、T A 志望院生は 10 人であった。T A を希望した科目は 60 あったが、補助内容や時間帯の関係で実際に T A が配置されたのは 44 科目であった。

#### (教員との連携・協力関係)

T A と教員の連携・協力関係については、T A の作業が単純な補助業務であるため特に問題が生じていない。なお、商学部には助手がいないため、T A が助手の業務の一部を行っている。

### 【点検・評価】

商学部の T A 枠が学部教育における必要性によって決められるのではなく、大学院研究科毎の大学院生数に比例して決められるため、現在の T A による支援体制は人数的に十分とはいえ、16 の科目で T A が確保できない状態であった。教育支援においては T A 制度があるものの、研究支援に関しては制度的な支援が皆無であり、今後制度的な整備が必要である。

### 【改革・改善策】

T A 制度については、学部の必要人数を満たす支援体制について検討する。研究支援に関しては上記のように制度的な支援がないため、実現に向け全学的に提案していく。

## (3) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

### 【現状の説明】

#### (基準・手続の内容と運用、教員選考基準と手続の明確化、公募制)

教員募集の学部内の手続きについては、各学科が候補者を選定し、次いで教授のみを構成員とする学部正教授会が業績審査と投票によって採用の可否を決めている。その後、全学の「教育職員資格審査委員会」で審議され、大学協議会で最終決定される。募集形式については、商学部では公募によるものはほとんどなく、もっぱら私募である。昇格についても、採用と同じ手続きを経て決定

### Ⅲ. 学部・大学院 商学部

される。昇格の条件は、講師から准教授への昇格の場合、講師での教育研究歴3年以上かつ研究業績が論文3本以上あること、また准教授から教授への昇格の場合、准教授での教育研究歴5年以上かつ論文5本以上あることである。教育研究歴に関する昇格条件は「教育職員資格審査基準」に基づくが、研究業績に関する昇格条件は学部の内規による。

#### 【点検・評価】

採用人事は学科の意向が重視されるので、選定方法は学科により異なるが、今までのところ選定は適切に行われている。昇格人事については、同僚による評価の公平性という問題はあるが、「教育職員資格審査基準」と学部の内規に基づいて公平に行われてきている。なお、採用および昇格人事については、大学全体の資格審査委員会の承認も必要とするため、いくつかの問題が生じている。一つは理系の資格審査委員と文系の資格審査委員で業績評価基準が異なることである。

#### 【改革・改善策】

採用人事の適切性は学部の将来に直接影響するため、優秀な人材を獲得できるように、公募制の採用も視野に入れながら、候補者選定に最も適切な方法を学部レベルで追求するよう努力する。大学全体の資格審査委員会の運営については上述の問題点を解消する工夫を講じるよう全学的に提案していく。

### (4) 教育研究活動の評価

#### 【現状の説明】

##### (教育研究活動の評価方法)

専任教員の研究活動は、学部紀要『福岡大学商学論叢』各巻第1号に教員の業績リストとして掲載されている。また研究活動の成果は教員の昇格の際に審査される。教育活動についても教員の昇格の際に審査される。なおFD活動の一環として学生による教員の授業評価アンケートを実施しているが、これは教員の自己点検・評価として利用されるにとどまっており、学部や大学による教員の教育活動の評価としては使われていない。

##### (教員選考基準における研究能力・実績への配慮)

教員の選考については、研究能力に関して業績数やその水準について専門を同じくする専任教員による厳密な審査と正教授会における詳しい説明を行っている。教育能力に関しては、選考対象者の教育上のキャリアを考慮している。

#### 【点検・評価】

昇格の際の審査は、教員の研究活動に対する評価として有効に機能している。また研究成果の紀要での開示は継続的な研究活動に対する同僚教員の無言の圧力として作用しており、教員の研究促進に役立っている。これに対して、日常的な教育活動の評価システムは存在しないため、学部全体の教育目的達成度は把握できない。ただ授業評価アンケートの結果は個々の教員に対して授業改善を促す役割をある程度果たしていると考えられる。

#### 【改革・改善策】

教員の研究活動の評価については、内部的評価のみならず、学会等における外部的な評価をより重視する評価システムを構築することを目標とする。外部的に高い評価を受けた教員に対しては、研究費や研究時間等の面で優遇することによって研究推進を動機付ける措置も検討していく。教育

活動についても、学生と同僚による授業評価に基づく公正な教育評価システムを構築し、教員の優れた教育活動への取り組みを促進していくよう努力する。

## 5. 研究活動と研究環境

### 【到達目標】

大学における研究活動と教育活動は「車の両輪」であり、教員は講義の中でその専門領域の基礎的事項を学生に説明するとともに、研究活動で得られた最新の知見・成果をわかりやすく学生に伝えてゆくことが常に求められている。したがって、商学部における研究活動の到達目標は、各教員の研究の展開・進化とその成果の学生への還元である。

### (1) 研究活動

#### ①研究活動

### 【現状の説明】

#### (研究成果の発表状況)

「福岡大学商学部の活動報告」(『福岡大学商学論叢』各巻に掲載)によれば、平成14(2002)年度～平成18年度の商学部教員による論文等研究成果(著書、論文(論説)、書評およびその他の著作物)の総発表点数は合計330件である。そのうち、著書(共著、編著を含む)は33冊、論文が180本、書評13本、その他の著作物が104本である。この5年間に在籍した46人の教員一人当たり研究成果発表点数は、7.2本で、著書0.7冊、論文3.9本、書評0.3本、その他の著書2.3本であった。年度別の総発表点数は、平成14年度70件、平成15年度66件、平成16年度68件、平成17年67件、平成18年度59件であった。

#### (学会での活動状況)

次に、平成14年度～平成18年度の商学部教員による国内外の学会での活動(学会報告、査読、その他の学会内での活動)の総件数は204件である。そのうち、学会報告83回、査読85本、その他36件であった。同期間の一人当たり学会活動件数は4.4件で、発表1.8回、査読1.8本、その他0.8件であった。学会活動総件数は、平成14年31件、平成15年57件、平成16年40件、平成17年42件、平成18年34件であった。

#### (研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況)

最後に、この間の商学部教員を中心として研究助成を得て行われる研究プログラムには、平成13年度～14年度に日本私立学校振興・共済事業団の研究助成を受けて行われた「グローバル化とアジア諸国企業の比較研究」が該当する。日、仏、中国、韓国で現地調査を行ったほか、国際会議として「東アジアの企業経営と自動車産業の課題」(於福岡市)および「グローバリズム進展下のアジア繊維・アパレル産業の現状と課題」(於中国上海市東華大学)を開催した。

### 【点検・評価】

商学部の教員による研究活動の分野としては商学、経営学、会計学、貿易実務および国際経済学などに集約される。商学部教員はこれらの研究分野で継続的に論文を発表するとともに、国内外の学会で発表や査読を行い、研究の発展に貢献しているものも少なくない。

しかし、①研究成果の発表数はこの5年間で若干減少していること、②この期間に研究成果の発表が記録されていない教員がごく少数ではあるが見られること、③本来の意味での学内外の共同研究への参加が少数にとどまっていること、が問題点として指摘されよう。

### Ⅲ. 学部・大学院 商学部

その原因として、近年の教育面に於ける少人数教育・導入教育を重視する流れが考えられる。特に、学生の学力低下などを補うため導入教育の充実が図られているが、そうした科目を比較的多く担当する若手教員の負担が増加しているものと考えられる。

#### 【改革・改善策】

教員による研究活動と教育活動の相互作用により大学全体の付加価値を高めていくための具体的な方向性としては、研究環境面での整備は最も重要であるが、教員個々人の研究意欲の向上を促すと同時に、学内外の共同研究の枠組みを利用することを検討する。また、現在ではほとんど行われなくなった学部内での研究会（研究発表）を積極的に行い、商学部教員の研究交流を進めていく。

#### ②教育研究組織単位間の研究上の連携

##### 【現状の説明】

九州を中心とした企業の経営データと事例研究の集積ならびにその成果の教育への活用を目的として学部内に「ビジネス・ケース・スタディ・センター（BCSC）」が平成19年4月に設立された。商学部の経営学、商学関係の教員が中心となって研究にあたっている。なお、付置研究所はない。

##### 【点検・評価】

BCSCは、その活動において、教員の指導のもと学生が参加することを想定しており、研究と教育の接続という点での問題意識は非常に高い。

##### 【改革・改善策】

平成20年度より学内外の研究資金を広く集め、研究体制・研究内容の充実を図る。

#### （2）研究環境

##### ①経常的な研究条件の整備

##### 【現状の説明】

##### （個人研究費、研究旅費）

学部間共通の枠組みにおいて支給される学会出張費、研究図書購入費、消耗品費、機械器具費等に加えて、平成18（2006）年度より商学部独自の「個人研究費」の運用が開始された。予算額は一人当たり年間20万円で、消耗品、機械器具、雑誌、研究旅費などに使用できる。

##### （教員研究室の整備状況）

商学部における教員個室等の教員研究室の整備状況については、すべてのスタッフが個室の研究室を与えられている。

##### （研究時間の確保の方途）

教員の研究時間を確保するため、責任授業時間数は10授業時間（1授業時間は45分）とされている。さらに、時間割編成時における調整によって大人数講義による教員負担を軽減する工夫がなされている。

##### （研修機会の確保の方策）

研究活動に必要な研修機会確保のための方策としては、全学部に通ずるものとして、国内研修員制度、在外研究員制度および海外研修員制度がある。

##### （共同研究費の制度化の状況）

学内における共同研究費の制度には、研究推進部が所管する「総合科学研究部」と「領域別研究チーム」の制度がある。後者は人文科学研究部、社会科学研究部など4つの領域に分かれている。



平成 18 年度を例にとると、商学部教員 33 人が社会科学領域の研究チームに所属し、一人当たり平均 10 万 3,000 円の研究費を受けている。

**【点検・評価】**

商学部教員の研究関係費用のうち、研究旅費に関しては、おおむね標準的な金額が確保されている。さらに、平成 18 年度より商学部の個人研究費制度が開始され、その限度内で海外の調査旅費も認められているので、研究旅費は全体として改善されてきている。図書購入費も一応上限があるものの、弾力的運用がなされている。しかし、図書購入費に関していえば、近年の洋書価格の高騰と供給媒体の多様化に十分に対応することは難しい。

教員の研究時間の確保については、責任授業時間数への配慮、出講日数の制限などで一定の改善が見られる。しかし、大学院担当者の負担軽減が実現していない、定員減にもかかわらず実際の入学者数は減少していない、少人数教育・導入教育強化の要請に応える負担が増大している、などの要因から教員の研究時間確保は困難になりつつある。

教員の研修機会確保の方策としての在外研究員制度は資金的条件を筆頭に他大学に比べ充実したものといえる。しかし、この制度では、期間が 1 年以内であること（2 年目以降は休職扱い）、在任中に 1 回のみであることなど、運用面の窮屈さがあるといえる。

総合科学研究チームの予算は、一定の審査を経た共同研究費であり、金額的にも十分なものである。しかし、人文・社会科学系のプロジェクトには応募チームが少ない。領域別研究チームは、実質的な審査はないため、申請しやすいという利点がある。

**【改革・改善策】**

研究時間の確保については、大学院、教務関係での改善を待たなければならない側面が多い。入学者数の低減、入学者の質の向上、導入教育担当者間の交流の深化による授業の定式化、セメスター制の徹底等、少人数教育・導入教育における負担軽減に資する方策が取られるよう全学に提案していく。併せて領域別研究チームの問題点についても全学的に検討する。

**②競争的な研究環境創出のための措置**

**【現状の説明】**

**（研究助成金申請と採択状況）**

平成 14 年度～18 年度の科学研究費補助金の応募総数は 9 件、採択総数は 4 件であった。そのうち新規応募数は 6 件、継続応募数が 3 件である。また、新規採択は 1 件、継続採択は 3 件である。採択金額は平成 14 年度 50 万円、15 年度 140 万円、16 年度 110 万円、17 年度 80 万円、18 年度 0 円であった。次に、研究助成金のうち、受託研究費はこの間件数、金額ともにゼロであったが、研究助成寄附金は平成 18 年度に 1 件、40 万円の実績がある。

**【点検・評価】**

競争的な研究環境創出のための措置は申請数、採択数ともに非常に少ない状況である。特に、科研費については、応募総数は過去 5 年間でも一桁にとどまり、平成 18 年度はゼロであった。この間の採択数は 4 件であるが、新規は 1 件のみであり、本学文系 4 学部の中でも、もっとも少ない学部の一つとなっている。

**【改革・改善策】**

競争的な研究資金の獲得のためには、何らかの方法で科学研究費補助金など研究助成金の申請件数を増やす必要がある。そのためには、申請の奨励、書類作成上の技術的なアドバイス、研究企画

### Ⅲ. 学部・大学院 商学部

のコーディネートの側面からの研究推進部との連携強化に努めていく。

#### 6. 施設・設備等

##### 【到達目標】

施設・設備の目標は、教員および学生が快適な環境において研究と教育を達成する場を確保することである。継続的に安全で利便性のよい設備の導入をめざす。

##### (1) 施設・設備等の整備

##### 【現状の説明】

##### (施設・設備等諸条件の整備状況)

学部における教育目的を実現するための施設について、文系学部は学部別の専用棟を持たないため、授業において講義棟および講義室を他学部と共用している。共用している講義室数は93である。演習(ゼミ)室については、文系学部共用ゼミ棟内に商学部は14の専用演習室を保有している(「大学基礎データ」表37)。研究目的のための施設としては、文系学部が共用する研究棟に商学部教員の個人研究室、資料室、共同研究室、パソコン室、応接室等を備えたフロアを2階分専有している。

##### (情報処理機器などの配備状況)

商学部の情報処理教育は、全学共用施設(総合情報処理センター)の教室と機器を利用して行われている。商学部専用演習室には、移動式ビデオ装置およびスクリーンを設置した教室が4、天井設置型プロジェクター、固定式OHC、ビデオ装置およびスライド投影装置等を設置した教室が6ある。DHC P情報コンセントはほとんどの演習室に設置されており、学生は自分のパソコンを学内LANに接続可能である。

##### 【点検・評価】

文系学部は学部専用棟を有しないため、同一学部の学生が共有空間を持たず、学部に対する帰属意識の醸成という点で問題がある。また共用する講義棟には老朽化しているものもあり、快適な教育環境が保たれているとはいえない。講義室および専用演習室も不足しており、時間割編成を困難にしている。さらに設備についても、プロジェクターやパソコンが設置された講義室および演習室の数は十分とはいえず、また利便性において劣るものもある。教員の研究室についても、商学部は他学部に研究室を貸与しているため、商学部独自の研究空間(客員研究員室、資料室、会議室等)の確保という点で問題が生じている。

##### 【改革・改善策】

75周年記念事業の一環として商学部棟の建設が決定しているため、教育および研究の両面において、上記の問題点を解消するような棟の建設を推進していく。それまでは、商学部演習室に、より多くのプロジェクターやパソコンを設置することを推進する。

(2) 利用上の配慮

【現状の説明】

(利用時間に対する配慮の状況)

講義棟と演習室について施錠時間は決められているが、教員の判断で利用時間の延長は可能である。研究室の利用時間は教員に委ねられている。

【点検・評価】

利用時間については適切に運用されており、特段の問題は生じていない。

(3) 組織・管理体制

【現状の説明】

(施設・設備の維持・管理体制)

講義棟・講義室については教務部が、演習室については商学部が管理している。それぞれの教室における設備の整備・改善は管理部署が大学に要望している。

【点検・評価】

適切に管理されており、特段の問題は生じていない。

7. 社会貢献

【到達目標】

商学部による社会貢献の第一段階として、教員の研究成果を社会に公表、還元していくことが必要である。第二段階として、各教員の研究成果を生かした公開講座を開設していくとともに、少子高齢化社会のニーズに対応していくことが重要である。

また社会貢献の目的と優秀な学生の獲得対策の両方を視野に入れながら、高校への出張講義、高大連携の授業を活性化を目指す。

(1) 社会への貢献

【現状の説明】

(社会との交流を目的とした教育システムの充実度)

商学部では、平成 14 (2002) 年度から高校への出張講義を実施している。平成 18 年度だけでも 18 校にも及ぶ。また高校生が本学での講義に参加できる高大連携事業による開講科目も、平成 18 年度は 7 科目、平成 19 年度は 6 科目となっている。

(公開講座)

商学部の公開講座は、エクステンションセンターの運営の下に開設されており、平成 19 年度には会計学応用講座、共創型ワークショップ、マスコミ・マスメディア講座が実施された。会計学基礎講座は、平成 14 年度から毎年開講されており、毎年 50 人を超す受講者が殺到し好評を博している。受講者は、税理士、会社員、主婦、学生と幅広い。同様にマーケティング講座も人気ある講座となっている。

(研究成果の市民への還元状況)

教育研究上の成果の市民への還元の活動として、商学部教員は、公共団体の審査会等の委員、各種団体での講演、執筆活動等において貢献している。

【点検・評価】

教員の高校等への出張講義は、商学部の教育システムに組み込まれた教育活動として効果をあげ

### Ⅲ. 学部・大学院 商学部

ている。公開講座は、社会人を中心とした幅広い受講者から高い評価がえられている。教育研究上の成果の市民への還元は、地域と密着した、開かれた大学を表す指標といえる。その点で、商学部教員による県内公共団体等への貢献は高いといえる。その貢献分野は、経営、労務、マーケティング、保険(年金)、会計等多くの分野に及ぶ。

#### 【改革・改善策】

高校への出張講義と高大連携授業については、高校の希望や高校生の視点に合せたプログラムを作成していくよう進める。公開講座については、できるだけ多くの教員の参加と協力を促すテーマを設定するよう努力する。また社会のニーズに応える公開講座の創設も検討する。一方教員の貢献に伴う負担に対する大学側の理解を得るために全学へ提案していく。

#### (2) 企業等との連携

##### 【現状の説明】

##### (寄附講座の開設状況)

商学部では、「特別講義」「特別寄附講座」という科目名で、企業等と連携した寄附講座を受け入れている。平成19年度は、資本市場の役割と証券投資を内容とした寄附講座が「特別講義C」(半期2単位)として野村証券から提供された。また外食産業の成長を内容とした「特別寄附講座A」(半期2単位)が日本フードサービス協会から提供された。

##### 【点検・評価】

寄附講座の講師陣は、実業界で活躍している人が多く、実践的感覚を学生に伝えるとともに刺激を与える点で大学教育の中で貴重な役割を果たす存在である。しかし反面、企業が寄附講座を実施するに当たって意図するものと、受け入れる大学側の期待が必ずしも合致するわけではないということが問題である。

##### 【改革・改善策】

寄附講座を積極的受け入れることは望ましいが、今後とも受け入れる側では大学教育ないしカリキュラムとの整合性を確保していく。

## 商学研究科

### 1. 大学院研究科の使命および目的・教育目標

#### 【現状の説明】

(理念・目的等、理念・目的等の周知の方法、理念・目的等の達成状況)

商学研究科商学専攻には、博士課程前期と後期があり、前期は商学と経営学の2コースに分かれている。主たる研究部門は、商学、貿易学、経営学、会計学の4部門である。

商学研究科の使命、目的は、教員が上記各分野に関する高度の専門的研究の成果をもって学生を指導教育していくことにより、流動的で複雑な現代社会をリードするとともに、新しい社会を創造できる高い学識と卓越した能力を有する人材を育成することにある。この目標は、大学院の学則、ガイド、大学院便覧、学生募集要項、ホームページなどに明示して周知が図られている。修了生は、たとえば、教育者や税理士などの職業につき、有識者として社会で活躍している。

#### 【点検・評価】

本研究科には、教育職、研究職、税理士などをめざす学生、生涯学習を求める社会人学生、留学生等の多様な目的をもつ学生が在籍している。本研究科にとっては、以上の多様な目的に応えることが肝要であり、そのため幅広く専門科目と教員が配置されており、適切性は高い。本研究科の設置以来40年近くの間、人材育成に相当の努力が積み込まれてきており、目的の達成状況もかなり良好であると評価できる。

#### 【改革・改善策】

日本では、文系の大学院修了者の民間会社への就職機会が少ない。大学淘汰時代となり、研究職も狭き門である。さらに税理士試験制度の変更が加わり、大学院生には厳しい時代となっている。しかし、これらの問題について比較的心配の少ない社会人や留学生の在籍数は堅調である。困難を乗り越え、長所を生かし、本研究科はこれからもなお十分に使命と目的および教育目標を果たしていく。

### 2. 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

#### 【到達目標】

商学研究科は、前述の目標に合わせて、教育内容の一層の充実をはからなければならない。具体的には、商学や商業史関係の休講科目の再開、税理士希望者のための会計学科目の増設、学部学生、社会人、留学生へのより進学しやすい状況の提供、そして、後期課程における博士号学位取得者の育成などが上げられる。

#### (1) 教育課程等

##### ①大学院研究科の教育課程

#### 【現状の説明】

(教育課程と理念・目的、修士課程・博士課程への適合性、学士課程との関係、博士課程前期と後期の関係)

博士課程前期のカリキュラムは、専修科目としての指導教授の講義と演習12単位、選択科目の諸講義20単位以上、合計32単位以上の履修と修士論文より構成される。博士課程後期では、単位制をとっていないが、3年間を演習一本に絞り、研究に没頭できる。

### Ⅲ. 学部・大学院 商学研究科

前期課程の科目は、そのすべてが学部の科目と繋がっており、より高度で専門化された内容となっている。また、後期課程の科目もすべてが前期課程と一貫している。

設置科目は学部から一貫しており、関連性は高くしかも学部の3学科の分が網羅的に広く開設されているので、高度の専門知識を修得するとともに豊かな基礎的素養をも涵養することができる。さらに、担当する教員もほぼ同一人であるので一貫した研究計画が策定できる。教員の負担は重い、それだけ教育研究面では修士課程の目的へのきわめて高い適合性をもっているといえる。

#### （博士課程における教育システム・プロセス）

博士号希望者には、学位に値するより高度のテーマを課し、内外の文献を広く渉猟させて豊かな学識を養わせ、さらに論文の公表や学会発表も義務づけ、徹底した厳しい指導をしている。前期課程と密接に関連する一貫したプロセスになっており、十分に目的への適合性をもっているといえる。

#### 【点検・評価】

これらのカリキュラムの編成は、前述の商学研究科の目的に合わせて、学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連性は高く、前期課程の目的および後期課程の目的に適合しており、その点、十分に評価できると思われる。

経営学や貿易学の科目は充実してきているが、商学、商業史、会計学に不足がある。

#### 【改革・改善策】

科目の不足は、担当教員の退職による休講が一因なので、これらを補充していく。また、変更された税理士試験への対策にも対応していく。博士課程後期では、実態に合わせて学生定員を削減し、それを前期課程に振り向けて、進学希望者の母数を増やすよう努力する。

### ②授業形態と単位の関係

#### 【現状の説明】

授業形態は、博士課程前期では、研究と講義に区分されるが、少数教育につき実質はいずれも演習形態になっている。単位の計算方法は大学院学則により、講義・演習科目15～30時間で、1単位である。博士課程後期は特別研究のみの一形態である。

#### 【点検・評価】

演習は、2年間で8単位となっているが、修士論文については、単位は加算されていない。

#### 【改革・改善策】

修士論文の重要度と研究の密度を考慮するならば、2年目は4単位ではなく、同時間で倍の8単位に評価し、その代わりに専修科目以外の科目の受講を軽減する措置を検討していく。

### ③単位互換、単位認定等

#### 【現状の説明】

商学研究科では、他大学院との単位互換協定は結んでいない。しかし、希望があれば、特別聴講学生ないし特別研究学生として受け入れる道が開かれている。本学内の他研究科との単位互換制度はすでに確立されており、かなり利用されている。

#### 【点検・評価】

本学内の他研究科との単位互換制度はすでに確立されており、現状のままで特段の問題はない。

### ④社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

#### 【現状の説明】

社会人のために夜間も開講している。留学生のためには、英語や中国語で講義できる外国人教員

も採用しており、日本語校正のアルバイトを使うこともできる。

**【点検・評価】**

社会人は、自分の仕事に関して、実務知識よりも理論的知識を求めている。留学生は、修了後の将来を考えて、国際経営や貿易に関心が高い。商学研究科にはこれらに対応する豊富な科目が揃っているため、相当の魅力を提供できていると思われる。

**【改革・改善策】**

社会人学生のための夜間開講は逆に一般学生や留学生にとっては受講しにくい面もあり、隔年交代開講によってその弊害を改善している。留学生は、微妙な日本語表現に苦勞しており、教員にとってもその修正が負担になっているため、日本語校正に日本人学生アルバイトを使える改善策が導入されたが、まだ十分に活用されていない。今後の充実を図っていく。

**⑤研究指導等**

**【現状の説明】**

**（教育・研究指導、個別的研究指導、履修指導の適切性）**

平成 19（2007）年度の前期課程では、専任教員 26 人（「大学基礎データ」表 19-3）に対して 2 学年の学生数が 31 人（「大学基礎データ」表 18）であり、教員一人当たり 1.19 人である。ほぼマンツーマンでの緻密な履修・教育・研究指導がなされており、論文提出率は極めて高く、特別事情による若干の例外がある程度で、学生への個別的対応は十分に満たされている。

**【点検・評価】**

教員一人あたりの学生数は科目によっては偏りがあり、1 人の教員で数人の学生の研究指導をしなければならない場合がある。とりわけ税理士志望の学生が集まる会計学科目にその傾向がある。

**【改革・改善策】**

上記科目については、教員増の努力をしている。平成 18 年度より、博士号を取得した准教授が大学院を担当できるように昇格手続きを改善した。

**（2）教育方法等**

**①教育効果の測定**

**【現状の説明】**

**（教育効果の測定方法）**

演習や講義における毎時間ごとの教育効果は、論文やレポートなどの提出状況と発表内容によって測定できる。また学期末における教育効果は、成績として細かな点数が示される。さらに、長期的な教育効果は修了後の進路に現れるが、おおよそ希望の職種についており、社会人も大学院入学後新たなキャリアを積んでいるので、これらの点での教育効果は高い。危惧されるのは、税理士合格が難しくなっており、進路未定の浪人が増えつつあることである。

**【点検・評価】**

税理士制度が変更されて以後、学術研究と受験対策との両立は困難な課題となり、院生教育に大きな影響を与えた。また、後期課程を終えて博士号を取得する者は、昨今留学生がほとんどである。日本の「大学冬の時代」を反映して、日本人は極めて少なくなっている。

**【改革・改善策】**

税理士志望者については、できるだけ修士論文の質を維持しつつ、ダブルスクールを容認し、支

### Ⅲ. 学部・大学院 商学研究科

援することが現実的である。エクステンションセンターとの連携も模索中である。後期課程では、優秀な留学生が進学できる環境の整備を検討していく。

#### ②成績評価法

##### 【現状の説明】

演習の成績は、提出された論文の厳格な査定の後に評価される。選択科目についても、そのほとんどが研究発表を行わせる演習形式で教育されているため、評価が厳密である。

##### 【点検・評価】

発表された経過論文、提出されたレポートなど客観資料があるので、適切な評価が行われている。また、丁寧な出欠調査等により日常的な努力もしっかり把握できている。

##### 【改革・改善策】

留学生は日本語の微妙な表現に苦労している。教員は文章表現までは細かく指導できないので、日本人の校正アルバイト制を活用していく。

#### ③教育・研究指導の改善

##### 【現状の説明】

##### （教育・研究指導法改善の組織的取組み、シラバスの適切性、学生による授業評価）

院生は元々勉学意欲が強く、調査能力や論理的思考力および論述技術があれば、論文は書けるので、これらの指導に努力をしている。大学院FD推進会議は平成19年度に発足したばかりである。商学研究科ではそもそもマンツーマン方式の教育が実施されているが、徒弟制度的な弊害はない。クレームには窓口事務を通じて研究科長が対応している。学生による授業評価は、上記会議で試案が検討され、授業・学生生活・施設設備等、大学全般に関するアンケート調査が実施されたが、その分析結果はまだ出ていない。シラバスの授業や研究指導の方法・内容・計画などの記載内容は十分ではない。

##### 【点検・評価】

シラバスは詳細なものではないが、演習では、毎年、学生と相談して研究手順が決められていくので、支障は出ていない。講義は、ほぼシラバスに沿って行われ、おおむね適切な指導が行われている。

#### （3）国内外における教育・研究交流

##### 【現状の説明】

##### （国際化・国際交流の推進に関する基本方針、国際レベルで教育研究交流を緊密化させる措置）

研究科としての国際化、国際交流の基本方針は定めていない。

大学院だけに限定した交流制度はないが、海外留学を希望する大学院生に30万円の奨学金を出す制度が発足したばかりである。全学的な交流は多数あり、大学院にも希望があれば、個別に対応することができるようになっている。詳細は商学部の項を参照されたい。

##### 【点検・評価】

奨学金制度の効果について今後の推移を見守りたい。



(4) 学位授与・課程修了の認定

①学位授与

【現状の説明】

(学位授与状況と授与方針・基準、学位審査の透明性客観性を高める措置)

前期課程の学生は、2年以上在学して、規定単位を取得し、修士論文の審査に合格すれば、修士号が与えられる。大学院学則、学位規程に明示されている。指導教授は合格水準に達するように常時指導を行い、達成していなければ、その都度、具体的に指示している。審査は、主査1人、副査1人の教授2人で行われる。後期課程の学生は3年以上在学し2本の公表論文と学会発表の経験があることが条件で、事前審査に半年、本審査に半年をかける。審査は、主査1人、副査2人の教授3人で行われる。審査基準は、独創性、体系的性、論旨の明確性などである。最終的には大学院通常委員会で決定される。論文提出による学位授与は、審査期間が半年である点以外は、課程博士と同様である。評価基準の詳細は、学位申請取扱細則に明記される予定であり、修士の場合もこれに準ずることとなる。これらは指導教授を通じて、研究の指針として伝えられ、クリアーできるような細かい指導を受ける。学位授与状況は、「大学基礎データ」表7)のとおりである。

【点検・評価】

修士号に関しては、100%に近い授与状況できわめて良好である。博士号に関しても最近留学生による優秀な論文が提出されてきている。審査も規程に則り厳格に行われている。

【改革・改善策】

学部と兼任の上、さらに前期と後期の課程も受け持つ教員の負担は尋常ではない。とりわけ、博士号の授与には、大変な時間と労力を要するが、追加の手当は無きに等しい。負担を軽くして、その分指導に傾注できるような改善を図る。審査の客観性を高めるために、大学院学位規程に加えて、本研究科では、従来、詳細な申し合せを作成して利用してきたが、この度、学位申請取扱細則として新たに制定し、学生に明示する予定である。

②課程修了の認定

【現状の説明】

修士に関しては、短期間修了は認めていない。博士に関しては特例として最短1年の規定はあるが、実働していない。

【点検・評価】

学業期間の短縮は理想ではあるが、現実には1年間で単位をすべて取得し、さらに修士論文を書くのは難しい。可能性としては、単位を学部で前倒して取得させるとか、修士論文を免除するとかが考えられる。しかし、大学院としての質を維持できるか疑問である。

【改革・改善策】

企業は文系総合職の採用では、新規学卒を求めており文系院修了の求人はほとんどない。せめて年齢的に合わせるには、大学3年、大学院1年の制度が必要である。社会のニーズが変化するのかわかどうかをよく見極めながら、今後慎重に検討を重ねていく。

### Ⅲ. 学部・大学院 商学研究科

#### 3. 学生の受け入れ

##### 【到達目標】

一般学生、社会人学生、留学生をバランスよく受け入れ、大学院の活性化を図りたい。地下鉄開通で市の中心地からわずか 15 分という立地を生かして、とりわけ勤労社会人の入学希望者を増加させるために努力する。

##### (1) 学生募集方法、入学者選抜方法

##### 【現状の説明】

入試は毎年秋と春に実施している。入学定員は、前後期課程とも 1 学年 10 人である（「大学基礎データ」表 18）。選抜方法は語学、専門科目の試験と面接によっている。募集方法と選抜方法の詳細は、「Ⅱ. 大学 4. 学生の受け入れ 2) 大学院における学生の受け入れ」に記述している。

##### 【点検・評価】

前期課程では常に志願者が定員を上回っているが、後期課程ではかなり下回っている。また、前期課程では、英語の試験が合格者増を阻むネックとなっている。

##### 【改革・改善策】

前期課程では、一般学生の志望者減への対応が必要であり、英語試験の出題の仕方に何らかの工夫をする。後期課程については、前期課程と同じ定員が設定されているのが問題であり、今後適切な定員を考えていく。

##### (2) 学内推薦制度

##### 【現状の説明】

本研究科では、商学部で成績優秀につき特待生表彰を受けた者の推薦制度を設けている。特待生は、面接のみで受け入れている。

##### 【点検・評価】

特待生は、学科でトップレベルの学生であるが、あまりに該当者と応募者が少ない。

##### 【改革・改善策】

有資格者の要件が他研究科では広く規定されている。本研究科でも再検討する。

##### (3) 門戸開放

##### 【現状の説明】

完全に開放されている。他大学からの受験生に対して何らの区別もしていない。平成 19 (2007) 年度春季の博士課程前期の入試では、他大学からの受験生が 18 人の中 7 人であり、10 人の合格者中 3 人である。

##### 【点検・評価】

上記のように他大学出身者の比率は、合格者で 30% であり、なんら問題はないと思われる。

(4) 飛び入学

【現状の説明】

商学研究科にはまだこの制度はない。

【点検・評価】

飛び入学の場合、学部の卒業が認められないというリスクがあり、慎重な意見が多い。

【改革・改善策】

すでに導入を決めている法学研究科を参考にしつつ、商学研究科でも学部と連携して導入を検討する。

(5) 社会人の受け入れ

【現状の説明】

入試科目の語学を削除し、希望者に夜間講義を開設し、さらに地下鉄が開通した結果、志願者は増える傾向にある。平成 16 年度の在籍者は 2 人であったが、その後、平成 17 年度 10 人、18 年度 13 人、19 年度 8 人と推移している。

【点検・評価】

効果はかなりはっきりしており、この努力は今後も続けていく。

【改革・改善策】

制度としての夜間部ではないとの理由で、夜間講義担当者に手当が支給されておらず、改善を求めていく。

(6) 外国人留学生の受け入れ

【現状の説明】

(外国人留学生の受け入れ状況)

勉学費用の確認など条件が厳しくなり、志願者は減少してきているが、平成 19 年度の入学者 11 人中 4 人が留学生であり、ほぼ適切な比率の入学者が確保できている。日本と違って、帰国後の院修了の評価が高いためであると思われる。

【点検・評価】

入試科目としての英語は、英語圏以外からの受験生にはかなりの負担となっている。英語の点数で合否が決まる傾向にあり、出題の仕方に工夫が必要である。

【改革・改善策】

出題者と研究科長が相談して英語の入試問題の適切性を確保するよう努めている。入学後の研究にはやはり英語は必要で、今のところ、改善すれども、免除する予定はない。

(7) 定員管理

【現状の説明】

収容定員の充足率は、平成 16 年度から 19 年度まで、博士課程前期では 145%、180%、205%、155%で推移している。後期では 20%、13%、20%、17%である。後期の定員不足は、博士の就職難という社会問題が一因であるが、在籍者や修了者の研究業績一覧を冊子にして全国の各機関に配布したり、指導教授による就職開拓など懸命の努力が重ねられている。

### Ⅲ. 学部・大学院 商学研究科

#### 【点検・評価】

前期課程についてはおおむね良好に維持されている。後期課程はかなり低い比率である。

#### 【改革・改善策】

前期課程における教員一人あたりの学生数は、平成 16 年度から 19 年度まで、1.32 人、1.71 人、1.71 人、1.19 人であり、教員側に余裕があるので、定員増が可能である。しかし後期課程は定員があまりに現実離れである。前後期を一貫させる必要がないならば、今後、後期課程の定員については見直しなどの改善を検討する。

#### 4. 教員組織

##### 【到達目標】

商学研究科の目的に適合した教員組織の編成は何にも増して大切なことであり、とりわけ、時代の変遷に速やかに対応していく。

##### (1) 教員組織

##### 【現状の説明】

##### (教員組織の適切性、教員の役割分担・連携体制)

専任教員は 26 人(後期課程 14 人)であり(「大学基礎データ」表 19-3)、学生数からみて、数的には適切である。博士課程前期の商学コースで、論文指導者が 12 人、授業担当者が 13 人、経営学コースで、論文指導者が 11 人、授業担当者が 13 人である。後期課程は 14 人全員が論文指導者である。

授業の選択は、指導教授が学生の希望や目標に合わせて、授業担当者と連携して決めていく。たとえば、税理士志望であれば、会計や税法の科目のみならず、基礎知識として経営学も学ばせるよう指導している。

##### 【点検・評価】

学生のニーズからみると、会計学、商学の分野で教員数が不足している。

##### 【改革・改善策】

平成 19 (2007) 年度、会計学科目の「国際会計論」と商学関係科目の「流通システム論」の担当者を増やした。今後なお不足分野の担当者を増やす努力を続ける。

##### (2) 研究支援職員

##### 【現状の説明】

##### (研究支援職員の充実度)

個々の教員のための専属の支援職員はいない。詳細は商学部の項を参照されたい。

##### 【点検・評価】

研究支援課が全教員を対象に、研究に関する便宜を図っている。若干の研究費も出ている。

##### 【改革・改善策】

学部・大学院を問わず、研究支援課の支援を受けられるので、さしたる問題はない。強いてあげれば、研究者としては、大学院生をリサーチアシスタントとして利用できる制度が欲しいところであるが、大学院生にとっては弊害もあり、本格的な検討はしていない。

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

【現状の説明】

(基準・手続の内容と運用)

専任教授全員が学部と兼任であり、新任者の採用は学部で行われる。大学院担当者の資格については「大学院教育職員資格審査基準」に基づき研究科で審議したのち、全学の大学院資格審査委員会で審議・決定される。

【点検・評価】

「大学院教育職員資格審査基準」に則り厳格に審査されている。

【改革・改善策】

先般、商学研究科では担当教員としての准教授の適格判定も認められたばかりである。今後も大学院担当教員の増加を図っていく。

(4) 教育・研究活動の評価

【現状の説明】

(教育活動および研究活動の評価の実施状況)

大学院独自のものはない。詳細は商学部の項を参照されたい。

【点検・評価】

学部と区別されていないが、研究はきちんと評価されている。学部と同様、教育活動がほとんど評価されていない。

【改革・改善策】

今後、教育活動の評価の方策を探る。

(5) 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

【現状の説明】

非常勤の依頼や学位論文審査の学外副査の依頼の他は交流はない。

【点検・評価】

必要に応じて関係を築いている。

【改革・改善策】

今のところ、恒常的な関係への要望はないが、その折には適宜対応したい。

5. 研究活動と研究環境

【到達目標】

大学における研究活動と教育活動は「車の両輪」であり、教員は講義の中でその専門領域の基礎的事項を学生に説明するとともに、研究活動で得られた最新の知見・成果をわかりやすく学生に伝えていくことが常に求められている。したがって、研究活動の到達目標は、各教員の研究の展開・進化とその成果の学生への還元である。

### Ⅲ. 学部・大学院 商学研究科

#### (1) 研究活動

##### ①研究活動

###### 【現状の説明】

###### (研究成果の発表状況)

大学院の教員は全て学部にも所属している。学部での研究と大学院での研究に区別はない。研究活動の詳細は商学部の項で記述している。

##### ②教育研究組織単位間の研究上の連携

###### 【現状の説明】

本大学院付置の研究所はない。

#### (2) 研究環境

##### ①経常的な研究条件の整備

###### 【現状の説明】

個人研究室、研究旅費、共同研究費、教員研究室、研究時間の確保、研修機会などの研究条件についても学部と大学院での区別はない。詳細は商学部の項を参照されたい。

### 6. 施設・設備等

#### 【到達目標】

全学のキャンパス整備計画にあわせて、大学院の教育研究にふさわしい施設整備を目指す。

#### (1) 施設・設備

##### ①施設・設備等

###### 【現状の説明】

###### (施設・設備等の整備状況、大学院専用施設)

現在、図書館の上部に文系大学院生用の指導室兼研究室が専修科目ごとに用意されており、パソコンも備えられていて、学生は自由に使うことができる。

###### 【点検・評価】

集合部屋ではなく、一部の教室を除いて、ほとんど個室に近い状態で提供されており、研究条件は整っていると評価できる。

## 理学部

### 1. 学部等の理念・目的および教育目標

#### (1) 理念・目的等

##### 【現状の説明】

##### (理念・目的等の適切性、理念・目的等の周知の方法)

理学部の教育理念・目的は、基礎学力を十分に習得し、自然現象を幅広い視野から理解し、自ら問題を提起し、知識の活用ができる豊かな人間性をも兼ね備えた活力ある人材の育成である。この教育理念のもとに、応用数学科、応用物理学科、化学科、地球圏科学科の4学科をもつ本学部は、ゼミナール、講義、演習、実験、実習をとおして、「論理力」「思考力」「創造力」を有した人材の育成に努めている。また、学部の教育理念・目的をホームページ、学修ガイド、学部ガイド等により広く周知させている。

##### 【点検・評価】

本学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成の目的は適切であると考えている。また、その周知方法は有効である。

##### 【改革・改善策】

上述の理念・目的に基づき、教育の仕方、カリキュラムの見直し、学生への接し方等を再考し、平成20(2008)年度に次の学部改革を行う。国際化・情報化、グローバル化の大きな渦中にある21世紀社会は、既存の学問体系からの枠組みに収まらない能力を持った人材を求めている。この状況を踏まえ、本学部の教育理念は変えずに、複眼的な思考、発想ができる人材の育成を目指し、平成20年度に、現在の4学科に加え、2つのインスティテュートを設置する。1つは数学を基礎とする文理融合型の人材の育成を目指す「社会数理・情報インスティテュート」を応用数学科で設置する。2つめはナノの世界を理解するために必要な「物理」と「化学」を柱とした教育システムのもとで学ぶ「ナノサイエンス・インスティテュート」を応用物理学科と化学科で設置する。これらは入学から卒業まで少人数教育を基本とし、きめ細かな教育を行うことを特徴としている。さらに、応用数学科と化学科はインスティテュート設置に伴い、大幅なカリキュラム改正を行い、また、応用物理学科はインスティテュート設置だけでなく、物理科学科への名称変更と大幅なカリキュラム改正を行い、活性化を図る。このような改革が本学部の活性化、学生の勉学意欲の向上に結びつくことが期待される。

### 2. 学士課程の教育内容・方法等

#### 【到達目標】

現代社会の要請に応えるため、現在の4学科と新たに設置する2つのインスティテュートの教育課程を整備し、学部の教育理念・目的にいう人材を社会に送り出すことを第一の目標とする。また、学部として取り組みが遅れている教育効果の測定法の確立や授業改善への組織的な取り組みも教育目標とする。

### Ⅲ. 学部・大学院 理学部

#### (1) 教育課程等

##### ①学部・学科等の教育課程

###### 【現状の説明】

###### (教育課程と理念・目標等との関係、カリキュラムの体系性)

応用数学科は、幅広い教養教育と共に、数学・応用数学・情報科学をバランスよく配置した専門教育によって、豊かな教養と人間性を培い、社会の諸分野で活躍できる人材の育成を目的としている。この目的を達成するため、基礎から現代数学にいたる体系的な数学教育をとおして論理構成力・抽象的思考力を涵養するとともに数学を実際に応用する力を養う。応用物理学科は、科学的思考方法を身に付け、豊かな人間性と総合的な判断力を備えた人材の育成を目的とする。そのため、学生に「教養」・「論理性」・「自然認識力」の3つを身に付けさせるべく、系統的にバランスよく学修できるような教育課程を設定している。化学科は、化学に対する実践的知識や技術を修得し、自然科学探求の方法を生かして社会に貢献できる人材の育成を目的としている。この目的達成のため、化学科では実験教育を重視した教育課程を設定しており、1年次から3年次までの各学期に化学の種々の分野の実験科目を配置するとともに実験に直結した講義科目を設けている。地球圏科学科の教育目標は、幅広い視野と知識から個々の現象・問題に対処できる能力を備え、健全な未来社会の発展に貢献する人材を養成することである。その実現のため自然科学の基礎となる数学・物理・化学・生物・地学を幅広く学ぶことができるような教育課程を設定している。

###### (基礎教育・倫理教育の位置づけ、一般教養的授業科目の編成、基礎教育・教養教育の責任体制)

「豊かな教養と人間性の涵養」と倫理性を培うために総合教養科目・外国語科目の履修が求められており、これらは各学科に共通である。卒業要件としてこれらの科目の一定の修得が義務付けられており、卒業要件に占めるそれらの割合(単位数)は、応用数学科 32%、応用物理学科 28%、化学科 26%、地球圏科学科 29%である。このうち、一般教養的授業科目として、人文科学系の 24 科目 (48 単位)、社会科学系の 16 科目 (32 単位)、さらに人文・社会・自然科学にまたがる総合系列の 11 科目 (22 単位) が開設されており、学生は個々の興味に応じて科目を選択して履修する。また総合系列科目に「健康と医療(アルコール・薬物依存)」「国際化と日本(企業犯罪と経済理論)」「文化と教育(ジェンダーを学ぶ)」などを配置し、倫理性を培う教育を行っている。共通教育科目としての外国語科目は、第一外国語(英語)が 9 科目 (10 単位)、第二外国語(ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語・朝鮮語・スペイン語)が 12 科目 (36 単位) 開設されている。このような基礎教育としての一般教養的科目および外国語科目については、全学的な「共通教育センター」と「言語教育研究センター」が運営に当たっており、基礎教育と教養教育に対する責任体制は確立されている。

###### (専門教育的授業科目の編成)

「専門性を培う」ための教育課程は、各学科それぞれに重要度に応じて必修科目・選択科目が年次を追って系統的に配置されている。応用数学科の専門教育のためのカリキュラムでは、初年次には数学および情報のいずれの分野にとっても基礎となる科目を配置し、順次数学の応用力を養い専門性を高めていくような科目編成がなされている。また、基礎的な科目を厳選して必修科目とするとともに、年次進行に伴って選択科目を増やしている。応用物理学科は、低学年次で力学、電磁気学、物理数学、熱力学などの最重要な基礎科目を必修科目として配置し、高学年次には振動波動、量子力学、統計力学などの基礎的な科目とともに、先端材料科学や情報計測科学などの多様な選択科目を配置している。化学科では、1・2年次で化学の基礎となる専門教育科目(講義および実験)



を必修とし、数学・物理・生物・地学・情報の講義および実験を選択科目として配置している。3年次で学生は「物質化学コース」と「生命化学コース」に分かれ、それぞれのコースに応じた専門教育科目を履修する。地球圏科学科では、1・2年次には自然科学の基礎となる数学・物理・化学・生物・地学を幅広く受講させ、自然科学全般にわたる基礎学力を修得させるように専門教育科目を配置している。3年次では、学生の適性と興味に応じて地球科学・地球物理学・生物科学のいずれかの分野を選択させている。

**（専門・教養・外国語科目の量的配分）**

全開設科目数、卒業所要総単位に占める専門教育科目・一般教養科目・外国語科目の割合は以下の表1のとおりである。なお、自由履修単位とは、専門教育科目・一般教養科目・外国語科目の中から自由に選択して取得できる単位である。具体的には、理学部の各学科に共通した卒業要件として、これらの教養科目のうち人文科学系科目と社会科学系科目をそれぞれ6単位以上修得することが義務付けられている。

**（外国語科目の編成）**

外国語科目に関しては、第一外国語（英語）の8科目（8単位）は必修である。第二外国語は選択科目であり、卒業要件として4単位以上の修得が課せられている。以上は理学部の各学科に共通した外国語科目であるが、学科によっては専門教育に必要な英語教育を行っている。

表1 卒業所要総単位に占める専門教育科目・一般教養科目・外国語科目の割合

	全開設科目数	卒業所要総単位に占める割合 (%)			
		専門	一般教養	外国語	自由履修単位
応用数学科	149	56	17	10	17
応用物理学科	176	67	17	10	6
化学科	161	70	16	9	5
地球圏科学科	165	66	17	10	7

なお、応用物理学科では起業家的能力を涵養するための教育も行っている。現代社会では、科学者や技術者は社会や経済の動向を把握した上で研究の方向を決め、あるいは研究の成果や修得した科学技術を社会に還元することが求められている。そのために必要な経済学や起業の方法を学ぶために、本学の経済学部が開講している「経済学」と「ベンチャー企業論」の科目を理学部にも設置している。また科学技術上の知的財産に関連して、特許の意味とその出願の仕方、活用の仕方を学ぶために「発明と特許」の科目を設置している。これらの科目は専門教育科目の選択科目として開設されている。

**【点検・評価】**

理学部における学士課程としてのカリキュラムは、その教育目標を達成するために概ね適切なものである。このうち、基礎教育・倫理性を培う教育として総合教養科目や外国語科目が設けられており、学科によって多少の差はあるものの、おおよそ3割が基礎教育・倫理性を培う教育に充てられており、教養教育としては妥当な配分であろう。専門性を培う教育に関しては、いずれの学科も上に述べたように、専門教育のための授業科目をそれぞれの学科の理念・目的に応じて適切かつ体系的に配置している。また、表1に示されるとおり、卒業所要単位に占める各科目群の割合には学科によって多少の差が見られ、とくに応用数学科ではその教育方針に従って学生の科目履修の自由度を高めるために自由履修単位の割合を大きくしている。実験系の学科では、専門教育科目として

### Ⅲ. 学部・大学院 理学部

の実験科目を重視する関係上、いずれも専門教育科目の割合を7割程度としており、上記の各科目群の量的配分は学科の特徴を考えに入れると適切なものであろう。なお、起業家的能力を涵養するための教育科目のうち、「発明と特許」を専門教育の選択科目と位置づけることは妥当に思えるが、「経済学」と「ベンチャー企業論」を専門教育科目に組み入れることにはやや問題がある。この2科目は関連教育科目に移す予定である。

#### 【改革・改善策】

上述のとおり、理学部の各学科とも現行の教育課程の内容は、その教育目的を達成するために概ね適切なものであり、一定の成果を収めている。しかしながら、大学における人材養成に対する社会の要請の変化に対応するため、以下のような改革を行う。ひとつは、現代社会で活用されている様々なシステムの基礎となる数理モデルを修得し、かつ、ネットワーク上でのシステム構築・開発に必要な技術を身に付けた人材の育成を目的とした教育課程を応用数学科に設置する。また、近年の科学技術の分野ではナノテクノロジーの重要性が大きくなりつつあり、その裏付けとなるナノサイエンスは物理学と化学が融合した新しい学問分野である。したがって、ナノテクノロジーの発展に伴って物理学と化学の両方を修得した人材の育成が求められる。このような状況を踏まえて、応用物理学科と化学科が協力して物理学的手法と化学的手法の両方を学ぶ学際的な教育課程を設置する。また、外国語教育に関しては、海外の大学との交流を通して学生の英語によるコミュニケーション能力を高めることに一定の成果を上げている学科もあり、今後このような取り組みを理学部全体に広げることを検討する。

#### ②カリキュラムにおける高・大の接続

##### 【現状の説明】

学科によってそれぞれ工夫を凝らした導入教育が行われている。応用数学科では、新入生全員を7、8名程度のグループに分けて、グループ別に大学数学の準備教育を行うとともに新入生に対して一年間、微分積分学に関するリメディアル教育を実施している。応用物理学科では、新入生に対して前期に必修科目「物理学基礎ゼミナール」を設けており、この科目では、2～4名の学生に対して1人の教員が指導にあたり、高校の復習から、1年次の前期で学ぶ数学や力学、電磁気学の演習を行っている。化学科では、「基礎化学演習」という必修科目を設けて週2コマの導入教育を実施しており、化学に関する基礎学力を補う以外に、大学での化学の学習に必要な数学および物理に関しても演習を中心としたリメディアル的な教育を行っている。

##### 【点検・評価】

新入生には高校での履修履歴や習熟度に大きい格差がみられるため、現在の導入教育をさらに効率のよい補完教育にするための改良が必要である。

#### 【改革・改善策】

導入教育後に新入生および担当教員に対するアンケート調査を行い、現在の導入教育の長所・短所を把握した上で、より効果的な導入教育システムを構築する。

#### ③履修科目の区分

##### 【現状の説明】

理学部の各学科の開設授業科目に対する必修科目の割合は、応用数学科13%、応用物理学科17%、化学科25%、地球圏科学科8%である。

##### 【点検・評価】

必修科目と選択科目の割合は学科によって大きく異なっているが、これは各学科の特質あるいは

教育方針の違いによるものである。例えば化学科は実験を重視しており、多くの実験科目が必修として設定されているため必修科目の割合が高くなっており、応用数学科や地球圏科学科は科目履修に際して学生の自由度を重視する教育方針をとっているため必修科目の割合が低くなっている。各学科における学問の性格および教育方針を考えると、上記の割合は妥当なものと考えられる。

#### ④授業形態と単位の関係

##### 【現状の説明】

専門科目に関しては、原則として講義科目および演習科目は週 1 コマ (90 分) の講義を 14 週行い、定期試験の 1 コマと併せて 2 単位とし、実験科目は週 2 コマの授業を 14 週実施することで 2 単位を認定している。ただし、演習科目の中には一部 1 単位としているものもある。

##### 【点検・評価】

講義科目および演習科目では 1 コマの授業に対して 2 コマもしくはそれ以上に相当する時間の家庭学習が必要との観点から実験科目に比べて時間数あたりの単位が多く設定されている。上記の単位数設定は概ね妥当なものと考えている。

#### ⑤単位互換、単位認定等

##### 【現状の説明】

##### (単位互換方法、単位認定方法、認定単位数の割合)

本学以外の教育機関で取得した単位を認定する際、その科目のシラバスと授業時間数を検討し、教務委員会および教授会で本学における相当科目に適合すると判定された場合、60 単位 (編・転入の場合は応用数学科 65 単位、それ以外の学科は 70 単位、学士入学の場合は、化学科 83 単位、それ以外の学科は 81 単位) を限度として認定される。もし、学生が本学以外の教育機関で取得し、本学で認定された単位が 60 単位であり、かつ、それらがすべて卒業要件科目の単位であるとすれば、卒業所要総単位数中の認定単位数の割合は 47% (応用数学科・応用物理学科・地球圏科学科) および 43% (化学科) となる。また、国内外の大学等との単位互換は行っていない。

##### 【点検・評価】

現行の単位認定方法は適切なものと考えられる。また、卒業所要総単位数における本学部での取得単位数の割合に関しては、上記の数値は原理的に可能な最小値であり、実際上は本学部・学科における取得単位数はこれよりもかなり高い値になり、妥当なものとする。

#### ⑥開設授業科目における専・兼比率等

##### 【現状の説明】

##### (専任教員の担当授業の割合、兼任教員等の教育課程への関与)

平成 19(2007)年度においては、理学部の専門科目で専任教員が担当する授業科目数とその割合は、応用数学科が 54 科目 (80.6%)、応用物理学科は 73 科目 (76.8%)、化学科は 63 科目 (73.3%)、地球圏科学科は 64 科目 (74.4%) であり、7 割~8 割を教授、准教授を中心に専任教員が担当している。残りの科目は兼任教員が担当し、兼任教員は専任教員と同様に講義科目や実験科目の教育と指導を行い単位を認定している。

##### 【点検・評価】

上記の専任教員担当率には例年大差はなく、兼任教員の教育への関与状況も含めて、適正なものと考えられる。

##### 【改革・改善策】

学科によっては、主要な専門科目を兼任教員が担当しているケースがあるので、この点は適宜改

### Ⅲ. 学部・大学院 理学部

めていく。

#### ⑦生涯学習への対応

##### 【現状の説明】

全学科とも現状では生涯学習に対する対応はなされていない。

##### 【点検・評価】

時代の要請により生涯学習への気運が高まっている折、数学や自然科学を扱う理学部が生涯学習の機会を提供することには大きな意味がある。また教員を多く輩出する理学部にとって、教職免許更新や10年研修の際に、理科・数学の教員を主な対象とした生涯学習の場を設けることも、将来的に重要であろう。

##### 【改革・改善策】

他大学の例を研究することから始めて、実現可能な学科から実施する方向で検討していく。

#### ⑧正課外教育

##### 【現状の説明】

応用数学科では、平成17年度より正課外教育として1年次の1年間、微分積分学に関するリメディアル教育を行っている。化学科では、正課外教育として新入生に対してチュートリアル（個別指導時間）を設けている。前期の期間、週1コマの時間を設定し、1人の教員が新入生4～5人に対して教育と指導を行っている。

##### 【点検・評価】

正課外教育に関しては、充実度に学科による差がみられる。

##### 【改革・改善策】

全学科とも正課外教育を実施することを検討する。また、現在実施している学科でも、正課外教育が必要な対象者を限定する、もしくは、高学年にまで拡大する等の内容の改善を図る。

### （2）教育方法等

#### ①教育効果の測定

##### 【現状の説明】

（教育効果の測定方法、教員間の合意の確立状況、測定方法の有効性を検証する仕組み）

教育上の効果は、講義科目については学期末試験や中間試験、小テスト、レポートなどを通して判断され、また、実験科目については主に実験中の学生の反応やレポートによって評価がなされている。教育効果の測定方法に関しては、各学科とも、教員間の個人的な情報交換は行われているが、学科全体としての共通の測定方法は確立されていない。したがって、教育効果の測定システムを検証する仕組みも導入されていない。

##### （卒業生の進路状況）

卒業生の進路状況に関しては以下のとおりである。

応用数学科の過去3年間の卒業生については、民間企業への就職（44%；情報関連企業が20%）、教員（36%）、大学院進学（9%）、その他（11%）となっており、理学部の他学科に比べて教職に就く卒業生の割合が高い。応用物理学科の卒業生の進路は、民間企業への就職（60%）、大学院進学（34%）、教員・公務員（5%）、若干の未就職者という状況で、民間企業の内訳は製造・技術（40%）、情報処理（36%）、卸・小売（7%）、その他（16%）となっている。化学科の卒業生の最近5年間の進路状況は、民間企業への就職（51%）、大学院進学（38%）、教員・公務員（7%）となっており、これに

若干の未就職者が存在する。民間企業の内訳は、化学系製造業（6%）、環境分析関係（3%）、医薬品関係（17%）、食品工業（3%）、情報産業（6%）、流通サービス業（10%）、その他（5%）という状況である。地球圏科学科の卒業生の就職率は60%~70%、大学院への進学率は10%~20%である。具体的な就職先は、過去3年間の平均で、卸・小売業（34%）、IT・情報産業（22%）、サービス業（12%）、製造業（10%）、建設業（7%）、製薬業（5%）、公務員（4%）、その他（6%）である。

**【点検・評価】**

教育効果の測定に関する学科あるいは学部としての取り組みは、理学部は遅れている状況にあり、今後システム作りについて検討する必要がある。卒業生の進路に関しては、民間企業への就職は概ね良好な状況であるが、さらに就職先を開拓することが望まれる。また、各学科ともかなりの数の学生が大学院へ進学しているが、他大学の大学院に進学するケースが増え、本学への進学者は減少する傾向にある。

**【改革・改善策】**

学科あるいは学部として教育効果測定のシステム作りを検討する。長期的な観点から見れば教育効果は卒業後の社会での活躍に反映されるものであり、卒業後の追跡調査を実施することも検討したい。卒業生が他大学の大学院に進学する傾向を改善するためには、本学の大学院（理学研究科）がより魅力あるものになるよう努力することに加えて、学生の経済的負担を軽減するための方策を検討する。

**②厳格な成績評価の仕組み**

**【現状の説明】**

**（登録単位の上限、成績評価法・評価基準、厳格な成績評価の仕組み）**

理学部では、学科により、また、学年により異なるが、40~54単位を年間の科目登録の上限に設定している。成績評価に関しては、各学科とも個々の教員に任されており、厳格な成績評価を行うための仕組みはとくに導入されていない。年次ごとの学生の質を検証・確保するために各学科とも進級制限を設けている。進級するための条件は学科によって異なるが、2年次から3年次に進級するためには60~70単位以上、3年次から4年次に進級するためには92~106単位以上を取得していることが必要である。

**（各年次・卒業時の学生の質の検証・確保の方途）**

卒業時の学生の質は、卒業所要総単位数で確保されるとともに、4年次に必修科目として「卒業研究」もしくは「卒業論文」を配置し、卒業論文の作成と公開の場での口頭発表により検証される。

**【点検・評価】**

科目登録の上限設定は適切である。成績評価法および成績評価基準は基本的には個々の教員に任されているが、複数の教員がかかわる講義科目や実験科目では、一定の基準を定めて成績評価の厳格化を図っている。また、成績評価の方法や基準については、各科目担当者からシラバスや授業を通じて学生に知らされており、公平性は保証されていると思われる。学生の質に関しては、進級および卒業のための取得単位数の条件が設けられていることにより最低限の質は検証・確保されている。

**【改革・改善策】**

厳格な成績評価を行うため、学部・学科としてどのような「仕組み」が導入できるか検討する。

### ③履修指導

#### 【現状の説明】

##### （履修指導の適切性、オフィスアワー、留年者に対する教育上の配慮）

履修上の注意事項を掲載した学修ガイドを作成、全学生に配布し履修登録の前に各学科・各年次ごとに履修指導を行っている。オフィスアワーの制度は確立しているが、理学部の教員の多くはオフィスアワーをとくに指定することなく授業のない時間帯は学生の訪問を受け入れている。留年者を含む1～3年次の成績不振者に対しては毎年修学指導を行っている。成績不振の原因のほとんどは欠席によるものなので、授業に出席できる環境をどのように作ればいいのかをアドバイスしている。4年次生については、学生が所属する研究室の教員により指導が行われている。

#### 【点検・評価】

学生に対する履修指導は適切になされており、オフィスアワーも現行の方式でとくに問題はない。修学指導は、それをきっかけに学業に復帰する学生が少なからずいるので、学習面については効果が大きく、留年者に対する教育上の配慮措置としては適切なものである。

### ④教育改善への組織的な取り組み

#### 【現状の説明】

##### （教育指導方法の改善を促進する取組み、シラバスの作成と活用）

学科によって取り組み方は大きく異なる。少人数教育を増やすことで教員と学生との良好な人間関係をつくり、質問しやすい環境づくりや学習の活性化を促進している学科や、教員間で教育改善についての意見交換がしばしば行われている学科もあるが、とくに組織的な取り組みはなされていない学科もある。

シラバスは、すべての教員がすべての担当科目について一定の書式（授業の概要、評価法、履修上の留意事項、授業計画等）で作成し、冊子として学生に配布される。また、学生は自分のポータルを通してWeb上でシラバスの閲覧ができる。

##### （学生による授業評価、FD活動への組織的取組み）

学生による授業評価に関しては、科目ごとにアンケートを行って、学生の側からの授業に対する意見を聞いている。しかし、アンケートの回答については科目担当者が個人的に分析・自己評価を行って教育の改善の参考にするに留まっており、学科レベルでの授業評価を行うまでには至っていない。

FD活動は、教育マネジメントサイクルの中で進めている学科もあるが、他の学科では大学が開催するFD講演会に参加する程度で、学科としての取り組みはなされていないのが現状である。

#### 【点検・評価】

教育改善に向けた取り組みは学科による差が大きい。組織的な取り組みがなされていない学科には検討が望まれる。シラバスは、とくに履修登録のとき、学生が選択科目を選ぶ際によく活用されており、シラバスの作成と活用状況は適切であると考えられる。

#### 【改革・改善策】

授業評価に基づいた授業改善のための方策を含めて、教育改善への組織的な取り組みを全学科に広げることを検討する。また、FD活動については教員間の意識の差が大きいので、この状況の改善を図る。

## ⑤授業形態と授業方法の関係

## 【現状の説明】

(授業形態と授業方法の適切性、マルチメディアの導入状況、遠隔授業による単位認定)

実験科目以外の授業形態は、大きく分けると、講義形式、演習形式、少人数のゼミナール形式の3つの形式が採られている。講義形式は修得すべき事柄を一定の授業計画に沿って効率的に教授するのに適しており、演習形式は学生が演習を通して授業内容の理解を深めるとともに応用力を会得するのに有効な授業形態である。また、ゼミナール形式では学生参加型の授業を展開しやすく、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を身に着けるのに適している。

マルチメディアを使う授業は、教育施設の整備が進むにつれて増えている。パソコンやDVDを使って動画や静止画像を提示することによる教育効果には非常に大きいものがある。なお、「遠隔授業」による授業科目の単位認定については、本学ではそのような制度は設けていない。

## 【点検・評価】

授業科目が目的とする教授内容に応じて適切な授業形態がとられており、とくに問題はない。マルチメディアの活用に関しては、現状では、どの教室でもそれが可能というわけではなく、環境の整備が望まれる。また、授業内容によっては、マルチメディアの使用が適切とは限らないので、よく検討して使う必要がある。

## 【改革・改善策】

授業形態については現状でも問題はなく、とくに改革は考えていない。マルチメディア教育に関しては、マルチメディア設備を備えた教室を増やすことを全学的に提案する。

## (3) 国内外における教育研究交流

## 【現状の説明】

(国際化・国際交流の推進に関する基本方針、国際レベルでの教育研究交流緊密化の措置)

国際化への対応および国際交流に対して、理学部として基本方針を定めるといことはしていないが、「大学院高度化推進事業」の一環として毎年数名の外国人研究者を招聘し、学生に対する講義や研究活動を通して教育研究交流を図っている。また、化学科では、本学の「特色ある教育」事業で韓国ウルサン大学校との交流を続けており、学生と引率教員が相互に訪問して学生による研究発表会を開いている。

## 【点検・評価】

「大学院高度化推進事業」によって毎年度3名の外国人研究員が招聘可能で、福岡大学「特色ある教育」は2年間の事業として申請可能である。いずれも計画的な国際レベルでの教育研究交流を図るために適しており、現在適切に機能している。

## 【改革・改善策】

国際交流の推進に関する基本方針を理学部として定める必要があるかどうかを含めて、国際的な教育研究交流について今後検討していく。また、「学内版大学院高度化推進事業」や「特色ある教育」と同様な国際交流のための助成制度をもっと増やすことを全学的に提案する。

## 3. 学生の受け入れ

## 【到達目標】

理学部では、自然界の現象や摂理を学び探究する中で、論理的・科学的な思考力を育成すること

### Ⅲ. 学部・大学院 理学部

を教育理念としており、好奇心が旺盛で基礎学力と修学意欲を持った学生を、定員を下回ることなく、また、大幅に上回ることはないように受け入れることが目標である。

#### (1) 学生募集方法、入学者選抜方法

##### 【現状の説明】

学生募集と広報は全学と歩調を合わせて、大学案内、学部ガイド、進学説明会、インターネット、オープンキャンパス、出張講義などを通じて行っているが、とくにオープンキャンパスは全学部を挙げた催しと位置づけ、多くのスタッフが多彩な模擬授業や展示・実験体験を展開している。加えて教員自身が高校を訪問して、出張講義の実施や進路指導の先生との面会をとおして本学部の教育内容や特徴を紹介するなど、直接的な広報にも力を入れている。入学者選抜の方法は、自然科学に興味を持つ多様な生徒に幅広い受験機会を提供するため、A方式推薦入学、指定校推薦入学、附属推薦入学、センター試験利用入試、一般入試（前期・後期）を実施している。推薦入学では、本学部を第一志望とする生徒を対象に、一回の試験では評価することが難しい学習意欲や持続的な学力を重視した選抜を行い、一般入試では、3教科の各分野からの出題によって生徒の学力を総合的に判定している。またセンター試験利用入試では4教科5科目以上の受験を課し、主として国公立大学を志向していた学生を選抜している。近年の受け入れ実績は、入学者数に対して、推薦入学38%程度、センター利用2%程度、一般入試60%程度となっている。

##### 【点検・評価】

オープンキャンパスの参加人数も年々増加し、高校訪問を中心とする情宣活動の成果が現れたと評価できる。また平成18年度は合計18件の出張講義や理学部見学を実施しており、総計766人の高校生に自然科学や本理学部の魅力を直接に訴えかけることができた。しかし全国的な少子化と理科離れによって志願者が減少し、本学部でも選抜的な入試制度の維持に苦心している。特に経済事情によって生徒が授業料の安い地元の国公立大学に流れ、推薦入学への志願者の減少が著しい。一般入試（前期）も志願者減が続き、平成15年度の1,980人（志願倍率2.6倍）から平成19年度の1,755人（志願倍率1.9倍）へと減少している。特に志願者数そのものよりも合格者数と入学者数の乖離によって志願倍率が一層低下していることが問題である。

##### 【改革・改善策】

教育・研究を中心とする学部学科の魅力をより一層高めるとともに、指定校の見直しやセンター入試の活用など、入試制度の改善を検討する。

#### (2) 入学者受け入れ方針等

##### 【現状の説明】

##### (受け入れ方針と理念・目的・教育目標との関係)

理学部では、自然界の様々な現象に目を向け、背景にある根本原理を探究する中で、物事を論理的に分析し、科学的に思考する能力を育成することを教育理念としており、志願者の募集にあたっては、好奇心が旺盛で自然と向き合う態度・適性と基礎学力を持った学生を求めている。応用数学科では、問題設定からモデル化そして解決に到る数学的思考力を身に付け、問題の本質的な解決に応用できることを目標としており、新しい概念を素直に受け入れる柔軟な感性と粘り強く考える持続性・論理性を備えた学生の入学を希望している。応用物理学科では、科学的思考法を身につけ、その能力を社会のあらゆる分野で活用できる人材を育成することを目標としている。このため、自



自然科学の基礎となる物理学に興味と適性を持ち、積極的に好奇心あふれる学生を入学者として受け入れることを学科の方針としている。化学科では、知識の詰め込みではなく「なぜそうなるのか」「どうしてその結果になったか」を中心に講義と実験を一体化した教育を進めているため、よく考える学生を入学させたいと考えている。地球圏科学科では、地球圏で起こる自然現象を、システムの中で一方向に進む過程として捉え、その仕組みや相互作用を学際的に教育研究することを通じて、幅広い知識と視野で問題に対処できる人材を養成することを目標としている。そのため、自然科学に関する広範な興味や知識を持ち、地球について広い視野をもって粘り強く考えていく意欲ある学生の入学を希望している。

**(受け入れ方針と入学者選抜方法・カリキュラムの関係)**

学生を受け入れるための具体的な方法として、A方式推薦入試では出願資格としての評定点の条件をつけずに、意欲ある生徒を広く募集し、基礎学力を確認するために各学科のカリキュラムにおける専門基礎教育に対応する簡単な試験を課している。また指定校・附属推薦を含めて合格者には入学までの期間が長いことから、数回の課題提出を課し、入学時の学力の均一化を図っている。一般入試前期日程では、各学科とも英語と数学を必須として課し、応用数学科と地球圏科学科では理科を物理、化学、生物、地学の中から1科目選択させている。それに対して、応用物理学科では物理を、化学科では化学を指定して受験させている。

**【点検・評価】**

いずれの学科も入学者の受け入れ方針は学科の理念や目標と合致し、学科のカリキュラムとも整合性を持ったものである。しかし、少子化や生徒の学力低下によって、入学者の意欲・適性や高校での履修状況が学科の希望から乖離する傾向がある。また、異なる選抜方式による入学者間の学力のばらつきが懸念される。

**【改革・改善策】**

対象を高校生に限定しない公開実験なども行い、子供にも理科の面白さを伝え、出張講義でも、「見(魅)せる」工夫をして、原体験が不足している若者の理科離れを食い止める努力をする。また、入学前指導に加えて1年次にリメディアルや導入教育をカリキュラムに組み入れ、入学後の修学困難の改善を図る。

**(3) 入学者選抜の仕組み**

**【現状の説明】**

**(入学者選抜試験実施体制)**

各学部より選出された委員を含む入学センター委員会や、各学科より選出された入試対策委員で入学者選抜方法の検討と調整を行っている。学部教員のほぼ全員が入試問題の作成や入学試験監督・採点にあたっており、全学的・全学部的な試験実施体制が適切に構築されている。

**(選抜基準の透明性)**

選抜の透明性を確保するため、入学試験要項に選考の基準などを明記している。合格者の判定に当たっては、入学センター長と学部長・入学センター委員の間で検討・作成した素案を各学科主任とも協議しながら学長を委員長とする入学判定委員会で原案とし、さらに学部教授会で審議後、大学協議会で最終決定している。合格発表後は、学部学科別の志願者数・合格者数・合格最低点などを公表し透明性を高めている。

### Ⅲ. 学部・大学院 理学部

#### 【点検・評価】

各レベルでの審議を通じて学部・学科の意見集約・方針決定等を行っており、組織的な取り組みがなされている。また入学試験問題も高校での履修内容を踏まえた良問が多いとの評価を得ている。入試問題作成・試験実施から合格発表まで、各委員会での審議を経ており、入試データはすべてコンピュータに入力し、個人名等が特定できないように乱数で識別・管理するなど、公正な選抜が実施できている。また一般入試不合格者で希望者には成績開示も行っている。

#### (4) 入学者選抜方法の検証

##### 【現状の説明】

##### (入試問題の検証)

出題者全員での検討会を行い、入試直前までチェックが繰り返される。2月の一般入試前期日程の実施直後には、外部団体による入試問題事後チェックを実施している。翌年度4月に、入試問題事後検討会を全学レベルで開催し、反省を次年度に生かす体制をとっている。

##### 【点検・評価】

頻繁な検討会や事前事後チェックを行っており、適切に業務を遂行できていると評価される。しかし、入試形態の多様化や複雑化により問題作成者や試験実施担当者の負担は、年々重くなってきている。

##### 【改革・改善策】

出題者の増員や入試のスリム化などの改善策を全学的に提案する。

#### (5) 入学者選抜における高・大の連携

##### 【現状の説明】

##### (推薦入学における高等学校との関係)

指定校と附属推薦では、高等学校の推薦を尊重しており、毎年評定点の高い生徒が入学し在学中の成績も比較的良好である。理学部では入学者のあった指定校には教員が訪問しており、継続的に生徒を推薦してくれる高校もできつつある。附属推薦でも、高校・大学双方の出席者による合同会議を開催するなど、関係強化に務めている。

##### 【点検・評価】

A方式推薦入学については高等学校の推薦を尊重しているが、全学的な実績データをもとにして学校間の格差も考慮している。しかし一部には修学に困難をきたす推薦入学者も発生している。

##### 【改革・改善策】

入学前指導を一層充実させるとともに、入学後の成績を追跡調査し、高校側にフィードバックする。

#### (6) 定員管理

##### 【現状の説明】

##### (学生定員と学生数の比率)

平成19(2007)年度の在籍学生数は、各学科収容定員240人に対して、応用数学科278人(超過率1.16倍、以下同様)、応用物理学科296人(1.23倍)、化学科282人(1.18倍)、地球圏科学科285

人（1.19倍）であり、学部全体では収容定員960人に対して在籍学生数は1,141人で超過率は1.19倍となっている（「大学基礎データ」表14）。一方、平成19年度の入学者数は、各学科入学定員60人に対して、応用数学科75人（超過率1.250倍）、応用物理学科95人（1.583倍）、化学科77人（1.283倍）、地球圏科学科76人（1.267倍）であり、学部全体では入学定員240人に対して入学者数は323人で超過率は1.346倍となった（「大学基礎データ」表13）。

本学では、過去数年の学部・学科別の入試データを参考にして合格者数を判定し、入学者数を推定して、適正な在籍学生数を維持してきた。しかし平成19年度は、入学定員をかなり上回る入学者数となった。

**（組織改組・定員変更の可能性を検証する仕組み）**

このように平成19年度は急増した入学定員超過率であるが、平成18年度以前は、毎年多数の追加合格者を出し、定員充足率の確保に苦心する学科も発生していた。そこで平成20年度より、複数の学科が協力して2つのインスティテュートを新設するという組織改革を決定した。具体的には応用数学科の入学定員を60人の内15人を社会数理・情報インスティテュートコースとして募集する。また、応用物理学科（平成20年度より物理科学科と名称変更）と化学科の定員を60人の内それぞれ10人ずつ、合計20人をナノサイエンス・インスティテュートコースとして募集する。このインスティテュートは、入学時から募集定員を分けることと、学科をまたがった教育プログラムである点で従来のコースとは異なった特徴をもっている。

**【点検・評価】**

収容定員と在籍学生数の比率は、概ね妥当な数値で推移してきたと評価できる。しかし入学定員と入学者数の比率に関しては、平成19年度に急増した。この原因としては、国公立大学との併願が多い本学部の入試が、国公立大学の合格者数変動の影響を強く受けたことが考えられる。一方、2つのインスティテュートを新設するという改革は、全学部を挙げて議論した組織的な取り組みとして評価できる。インスティテュートは学生募集や入学試験・判定などを既存学科とは独立に行うため、準学科的な組織と捉えられる。しかし完全な学科ではないので、状況に応じて入学定員を変更することは比較的行いやすい。

**【改革・改善策】**

併願が多い国公立大学の動向を事前に捉えることは困難であるが、事後の検証・分析をより精密に行い、判定に生かす努力をする。

**（7）編入学者、退学者**

**【現状の説明】**

**（退学者の状況と退学理由、編入学の状況）**

理学部の過去3年間（04-06年度）の退学者数は、2004年度38人、2005年度44人、2006年度28人である（「大学基礎データ」表17）。退学理由は、退学届に記載することを求め、修学指導や父母懇談会の場で教員が相談を受けることも多く概ね把握している。一方、過去3年間（04-06年度）では、理学部に編転入した学生は2人（応用数学科1人、応用物理学科1人）、他学部へ転出した学生は3人（応用物理学科1人、化学科2人）である。

**【点検・評価】**

退学の主な理由は、修学意欲の喪失や学業不振、経済的な問題などがある。一方、他学部への転

### Ⅲ. 学部・大学院 理学部

出者は少数であり、修学意欲のある学生にとっては、理学部の教育システムが健全に機能していると考えられる。

#### 【改革・改善策】

修学意欲の喪失や学業不振による退学を防ぐため、詰め込み教育を改善し、修学指導を一層綿密に行うよう努力する。

#### 4. 教員組織

##### 【到達目標】

理学部は、各学科の教育理念・教育方法に基づいたカリキュラムを実施している。このカリキュラムに基づいた人材や年齢バランスを考慮した教員配置を目標としている。また、教員の採用・昇格人事では公募制の確立や研究業績・将来性等を客観的かつ公平に審査することに努める。

##### (1) 教員組織

##### 【現状の説明】

(教員組織の適切性、大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけ、主要授業科目への専任教員の配置、教員組織における専任・兼任の比率)

各学科1学年60人の定員に対して、25人～27人の教員で教育を行っている。応用数学科は助教1人を公募中で化学科は3人を公募中である。各学科はそれぞれ、理学士の学位を授与に必要な教員の配置を行っている。教員は理学部専任と共通教育担当に分類されているが、実体は全員で各学科の専門教育、全学の共通教育、他学部・他学科の専門科目および大学院教育を担当している。

専門教育を担当する専任教員数(共通教育担当者を含む)と兼任教員数の割合は、専任教員が学部全体で62.7%となっているが、科目数で見ると、各学科とも自専門科目の7割強を専任教員が担当し、残りの専門科目を兼任教員が担当している。また、教育上主要と認める科目については原則として専任の教授または准教授が担当し、主要科目以外は専任の教授、准教授、講師または助教が担当している。理学部の大部分の専任教員は専ら自大学における教育研究に従事している。一部の専任教員は自教室の承認の後、学部長の許可を経て、他大学の教育に従事しているが、そのことで本学の教育研究の遂行に支障をきたすことはない。

##### (年齢構成)

理学部の専任教員の年齢構成は、教授(61歳以上13人、51歳以上21人、41歳以上4人)准教授(61歳以上2人、51歳以上5人、41歳以上6人、40歳以下5人)講師(56歳以上2人、51歳以上1人)助教(51歳以上5人、41歳以上13人、31歳以上15人、30歳以下2人)である(「大学基礎データ」表21)。

##### (教員間の連絡調整)

各学科とも専任講師以上の教員で構成される教室(運営)会議で学科主任を議長としてカリキュラムや講義内容等を検討し決定している。その運用には上述の会議で選任された教務連絡係が学部他学科との調整や種々の原案作成を行い、教室会議で検討、承認している。

##### 【点検・評価】

理学部は全体的にやや高年齢への偏りが見られる。各学科は高校の教育内容の多様化、入学形態の多様化による学力の格差等で、通り一遍の講義では学生に学力を身につけさせるには不十分であるので、少人数教育による専門教育科目の配置などで、各学科の理念・目的の達成に配慮している。

専任教員は各学科の専門教育科目、全学の共通教育科目、他学部・他学科の専門教育科目、大学院教育および入試業務にも係っていて多忙であり、負担が加重であることは否めない。応用数学科では役割分担は、輪番制を基本として各個人の負担の公平化を図っているため、教室運営について、特に問題とすべき点は見当たらない。応用物理学科では運営会議には教務連絡以外にも、経理、図書、研究推進連絡、キャリア教育調整、FD推進、入試対策、広報、情報処理などの担当委員をおき、組織的に連絡調整を行っており、妥当である。化学科では2コース4研究グループ制を採っており、各研究グループから代表1名がカリキュラム検討委員会を構成することで、教育内容の調整がうまく行われている。地球圏科学科では研究室が分散している状況を託しながらも、地学、生物、地球物理の3分野が緊密に連携しながら目的に向かって着実に進んでいる。

**【改革・改善策】**

助教制度の導入により、負担減への改善が期待される。年齢のバランスの取れた教員構成をめざし採用人事を行う。

**(2) 教育研究支援職員**

**【現状の説明】**

**(人的補助体制の整備、教員との連携協力関係)**

応用数学科では演習やレポート課題に対して、助教、助手およびティーチング・アシスタントがレポートの点検、質問への対応など授業の補助的役割を有効に果たしている。また、学科のコンピュータ室を利用する学生のために、教室会議の時間を除く平日の午後に助手が常時待機して、質問への対応や機器の保守点検に当たっている。応用物理学科、化学科、地球圏化学科では実験、実習科目や卒業研究などの専門科目の補助員として、助教、助手、ティーチング・アシスタントが大きな役割を担っている。准教授以上は日々のルーティンに加えて、必要に応じて助教、助手や教育技術職員と連携・協力している。各学科とも大学院生をティーチング・アシスタントとして採用している。ティーチング・アシスタントは講義、実験・実習や卒業研究などの専門科目の補助員として有効に活用している。

**【点検・評価】**

助教、助手や教育技術職員の人数は専門実験・実習および講義の演習などにおいて適正に配置ができています。情報処理教育においては教育の充実のために、更に多くのティーチング・アシスタント要員が必要である。各学科ともティーチング・アシスタント制度は、大学院生、指導を受ける学生にも好評であり、演習や実験・実習の補助的役割に効果を上げている。近年ティーチング・アシスタントの採用人数が減少してきているため、演習や実験・実習の補助的役割への適正配置が困難になっている。

**【改革・改善策】**

ティーチング・アシスタント定員が減少の傾向にあるために、ティーチング・アシスタント増員を予算化に向け全学に提案する。

### Ⅲ. 学部・大学院 理学部

#### (3) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

##### 【現状の説明】

##### (基準・手続の内容と運用、基準・手続の明確化、公募制の導入状況)

各学科とも採用人事は公募制で行っている。公募要領を全国の大学の各教室や研究機関に郵送し、各学会の機関誌や協会誌さらに各分野関係のメーリングリストにも掲載して広く周知を図っている。

人選では教育研究の理念・目標が達成されるよう、専門分野の構成や年齢構成のバランスに配慮して、研究業績だけでなく、教育業績や人物・協調性・将来性なども含めて総合的に評価している。昇格は各学科内の昇格規程を満足する候補者に対して研究業績・教育業績・教育行政に対する貢献度などを総合的に評価して決定される。これらの人事は各学科内の正教授による教室会議（人事委員会）で審議され、各学科内の教室会議で決定される。応用数学科では教育研究の理念・目標が達成されるよう、専門分野の構成や年齢構成のバランスに配慮して人選を進めている。正教授からなる教室会議で検討された提案について准教授以上の教室会議で決定している。応募した候補者について、書類選考により3名程度に絞り、必要に応じて業績発表と面接を課している。応用物理学科では評価は研究業績だけでなく、教育業績や人物・協調性・将来性なども含めて総合的に評価している。化学科では教員選考基準は、正教授からなる人事委員会で検討された提案について講師以上会議、次に助教を含めた全構成員の会議で承認をとる。応募した候補者について、第一段審査として書類選考により3名程度に絞り、第二段審査として業績発表と面接を課している。最終候補者を選出した後、助教を含めた全構成員による信任投票により決定する。地球圏科学科では地球圏科学科の内規に従って行われている。各学科で決定した候補者について、2回の主任会および学部正教授会の議を経て、全学の教育職員資格審査委員会で教育職員資格審査基準に基づき、適格判定を受けて大学協議会で最終決定される。

##### 【点検・評価】

各学科とも採用人事は公募制であり、特に問題とすべき点は見当たらない。各学科とも採用および昇格人事は必要に応じて面接あるいはプレゼンテーションを行い、いずれの場合も教育・研究業績評価と人物評価をもとに厳正・慎重で客観的かつ公平に審査を行っているので、特に問題とすべき点は見当たらない。

#### (4) 教育研究の活動の評価

##### 【現状の説明】

##### (教育研究活動の評価方法、教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮)

理学部では教員の業績等は、毎年理学集報に掲載して公開している。採用・昇任人事に際して教育研究活動に従事した年数や業績数などについて評価を行っている。各学科とも教員選考にあたっては教育研究能力・実績も適切に評価している。各学科とも若手の教員の選考にあたっては、実績と面接によって潜在的な教育能力を評価している。

##### 【点検・評価】

各学科とも教育業績を適切に評価することが難しく、承認された評価システムはない。研究活動については、発表論文数や申請特許件数、外部資金の導入状況などを理学集報に公表することにより教員レベルで評価している。

【改革・改善策】

授業アンケート結果は教員自身へ返却されるのみでオープンになっていない。今後はアンケート結果の公開や公開講義の実施などにより教育の客観的評価システムを構築することを検討する。

5. 研究活動と研究環境

【到達目標】

研究成果を学内外に公表することにより、研究室・研究者間でお互いに周知できる環境をつくる。また、研究活動の活性化検証システムを構築して、一層の研究成果が期待できる教員に優先的に予算や研究支援要員の手当てをすることを検討する。平成 20(2008)年度から着工される理学部新棟建設により、9号館・別館の教室・研究室・実験室を再配分することにより、理学部4学科の研究・教育目標を達成する最適な研究・教育環境を構築する。平成 19 年度より導入された助教の教育業務の分担や各種委員会の見直しにより、教員の負担を軽減し研究時間を増す。科研費や各種研究助成財団への申請を積極的に推進する。

(1) 研究活動

①研究活動

【現状の説明】

(研究成果の発表状況、学会での活動、研究助成を得て行われる研究プログラム)

研究活動は、研究成果の査読付き学術雑誌への投稿や、国内外の学会・研究集会への参加により積極的に行われている。学内外で研究集会を主催することもある。専門雑誌の編集委員、論文の査読者、科学研究費補助金の審査員として研究活動に積極的に参加している。最近5カ年間の研究業績は下記の通りである。以下の数字は共著による重複を取り除いている。

過去5年間の研究業績(学科別)

	学術論文				著書				報告書等			
	SM	SP	SC	SE	SM	SP	SC	SE	SM	SP	SC	SE
平成 14(2002)年	15	16	32	27	1	0	0	0	24	2	1	0
平成 15(2003)年	17	19	48	51	0	0	4	6	10	3	1	1
平成 16(2004)年	14	21	41	27	2	0	1	4	2	6	0	5
平成 17(2005)年	15	21	51	45	3	0	6	2	8	3	1	5
平成 18(2006)年	19	29	50	45	2	0	4	1	4	5	3	5

学科名略号 SM:応用数学科 SP:応用物理学科 SC:化学科 SE:地球圏科学科

化学科では、大学院生の国際会議への参加を奨励するために、退職教員の寄付金による若手研究者育成基金を設立して渡航費の援助を行っている。過去2年間の国際学会での発表件数(括弧内の数字は招待・依頼講演件数)は以下のとおりである。

過去2年間の国際会議での発表件数(括弧内の数字は招待・依頼講演件数)(学科別)

	応用数学科	応用物理学科	化学科	地球圏科学科
平成 17(2005)年	8(3)	7(0)	25(3)	12(0)
平成 18(2006)年	7(0)	10(0)	21(4)	33(0)

平成 12(2000)年に文部科学省からハイテク・リサーチ・センター整備事業として認定を受け、高

### Ⅲ. 学部・大学院 理学部

機能物質研究所が設立されている。現在までに、理学部・工学部・薬学部にわたる異分野合同研究を国内外からの研究者も参加し、新しい機能を持った物質の研究・開発を行い、大きな注目を集めている。研究は、「ナノ要素から要素間ネットワークに至る広域空間探索とバイオ新素材への展開」と「生体システムからみた病態の解明と創薬への応用」の2つのプロジェクトから成っており、いずれのプロジェクトも本学内だけでなく国内外からも研究者が参加している。年1回の公開研究発表会を開催しており、また毎年研究成果集を発行して全国の大学・研究機関へ配布している。

#### 【点検・評価】

専門分野によって学術論文発表の数にはばらつきがあるが、私立大学における過重な教育への負担を考慮すれば概ね良好と考える。個々には、研究活動を活発に行っている教員がいる一方、研究に関する意識を改善する必要がある教員もいる。研究成果は学外の学術雑誌に発表されるのがほとんどであり、教員相互に周知されているわけではない。高機能物質研究所は、設立以来2期目が平成19(2007)年度で終了する。これまで、各研究グループではそれぞれ活発に研究成果を専門雑誌に掲載し、特許として公開している。しかしながら、異分野間の共同研究はあまり積極的に行われていない。また、企業との産学共同研究も一部行われているが、地元企業との連携は積極的に行われていない。年一度の研究成果発表会だけでは研究成果を外部に十分周知できていない。

#### 【改革・改善策】

研究成果の状況を学科・研究室・研究者間でお互いに周知できる環境をつくることにより研究活動を活性化させる。平成17(2005)年より理学集報に研究業績を掲載することを始めており、研究者相互間で研究に対する意識改革を行う。今後は、その意義・目的を十分に議論した後に研究活動の活性化検証システムを構築することにより、一層の研究成果が期待できる教員に優先的に予算や研究支援要員の手当てをすることも検討する。高機能物質研究所は、平成20(2008)年度に研究組織を再編成して過去10年間の研究成果をさらに発展させる研究プロジェクトを申請準備中である。本学に設置された産学官連携センターを積極的に活用する必要がある。

### ②研究における国際連携

#### 【現状の説明】

##### (国際的な共同研究)

化学科では、海外の大型研究施設を利用した研究を行っている。対象としている研究施設(国名)は以下のとおりである。中性子散乱研究施設であるラザフォード・アップルトン研究所(連合王国)、レオン・ブリュアン研究所(仏国)、ラウエ・ランジェバン研究所(仏国)、ハンマイトナー研究所(独国)。また、学術振興会の二国間交流事業により、ロシア科学アカデミー溶液化学研究所(イヴァーノボ) 鉱物学研究所(チェルノゴロブカ)との共同研究を行っている。

#### 【点検・評価】

世界の最先端の研究施設を活発に利用して研究成果を挙げている。また、海外の共同研究施設から短期間に研究者を日本へ招聘することにより国際化を進めている。

### ③教育研究組織単位間の研究上の連携

#### 【現状の説明】

##### (大学共同利用機関との関係)

応用数学科では、各個人や同じ分野の研究グループが京都大学数理解析研究所や福岡大学セミナーハウスで研究集会に参加および開催している。応用物理学科や化学科では、大学共同利用機関と



の共同研究を推進している。シンクロトロン放射光を利用した研究では、高エネルギー物理学研究所（PF）、高輝度光科学研究センター（Spring-8）、分子科学研究所、佐賀シンクロトロン光センターがある。中性子散乱研究では高エネルギー加速器研究機構（KENS）、日本原子力研究所がある。共同利用実験には、教員や大学院生に加えて卒業研究を行う4年次生も研修者として参画している。

**【点検・評価】**

世界トップクラスの研究施設を利用することにより、高いレベルの研究を推し進めている。また、佐賀シンクロトロンセンターのビームラインにX線分析用分光器の設計と立ち上げで参画しており、九州地区の研究活動の活性化を進めている。また、共同利用実験に大学院生が参加することにより、他大学・研究機関の研究者と触れ合う機会があり、研究に対する意識の向上がされている。

**（2）研究環境**

**①経常的な研究条件の整備**

**【現状の説明】**

**（研究費・旅費、共同研究費）**

研究費の大部分は校費によっているが、文部科学省（学術振興会）科学研究費補助金や科学技術振興調整費などの政府機関からの補助金や私学助成、福岡大学研究推進部研究チーム経費、大学院高度化推進経費、学部長預かり金なども導入され、校費の不足分を補っている。校費は、非実験系学科である応用数学科と実験系学科である応用物理学科、化学科、地球圏科学科に応じて教員分の経常費についてのみ理学部の申し合わせの比率で配分している。各学科における校費の配分方法は異なり、応用数学科では教員個人単位で、応用物理学科では各研究室単位で、化学科では研究グループ単位で、地球圏科学科では研究室単位で配分されている。図書費は教員個人経費（20万円）、学生経費別に予算措置がされている。学会旅費は、教員当り年2回まで支給される。海外旅費は東京出張分で打ち切りの制限が付いている。また、助教は自分が発表する場合に2回分まで支給される。学会以外の研究会旅費や、地球圏科学科の野外調査などの旅費は校費以外の外部資金により調達している。

**（教員研究室の整備状況）**

講師以上の教員には個室（約20㎡）が与えられている。助教の教員については多くの場合大学院生と同一の研究室に配置することにより、より密接な教育研究指導が行えるように配慮している。実験系学科では、研究室・実験室として約40㎡～90㎡が与えられている。非実験系学科である応用数学科では、研究室の広さが実験系学科の教員に比べて約40%でありコンピュータ等の設置場所に苦労している。実験系学科では研究室面積の絶対量が不足しており、新しく購入する大型装置の設置場所の確保が困難である。また、地球圏科学科では、3分野（地学、生物、地球物理）の研究室の場所が分散しており、教育研究の支障になっている。

**（研究時間の確保の方途）**

全学科を通じて各教員の基準授業時間数は週あたり5コマ（1コマ90分）であるが、全教員がこの基準を超えて共通教育・学部教育にあたっている。加えて、大学院の授業はこの基準外にあるため、さらに負担が大きくなっている。応用数学科では、研究のための時間を保証するため、教員の授業時間数は過剰にならないように基準授業時間と最高授業時間数を規定している。助教以上の教員は、全員が毎年入学試験の問題作成に携わっており、多くの時間が割かれて教育研究にも支障

### Ⅲ. 学部・大学院 理学部

を来している。応用物理学科や化学科では、教員に研究時間を確保させるため、大学院生をTAとして採用し、実験や講義にかかわる補助的業務を依頼することにより教員の負担を減らす工夫をしている。講義以外にも各種委員会の開催が近年増えており研究時間の確保が困難になっている。

#### （研修機会の確保の方策）

勤続5年を経過した教員には校費負担による短期(3ヶ月以内)・長期(1年間以内)のサバティカルリブとしての在外研究の制度がある。

#### 【点検・評価】

研究費・旅費とも経常経費としてはほぼ適切な金額である。国際会議に出席するための海外出張費は不足している。また、外部の共同研究施設の実験に院生を派遣する旅費は外部資金からしか支出できない。学科創設費・私学助成・科研費などで購入した大型機器の維持費が計上されていないために研究費が圧迫されている。図書費については、専門雑誌の図書予算が削減されており、個人経費を圧迫している。大型共通機器は理学部機器センターを設立して、理学部共通経費から維持管理することを検討すべきである。理学部・薬学部・工学部それぞれが購入している雑誌が少なからずあるので、理系学部の図書を統一して購入することにより経費を削減できる。また、電子ジャーナルへの移行を進めている。規定を満たした教員はほぼ全員が在外研究の機会を得ており、研究の活性化に役立っている。

#### 【改革・改善策】

平成20(2008)年度から着工される理学部新棟建設により、地球圏科学科の3つの研究分野が1つの建物に入ることになり、これまでの分散状況が改善される。地球圏科学科の移転に伴い、理学部本館・別館における地球圏科学科分の教室・研究室・実験室や共同部屋を他3学科に再配分することにより、各学科の不足分が軽減される。応用物理学科と化学科では、平成20年度よりカリキュラムの改正を行い、他の3学科と同じ卒業単位数にして専門必修科目を減じる措置をとる。助教が講義科目を担当することにより講師以上のコマ数を軽減する。各種委員会を整理縮小して教員の負担を軽減する。

#### ②競争的な研究環境創出のための措置

##### 【現状の説明】

##### （研究助成金の申請と採択状況）

科学研究費補助金の申請を奨励するために、申請件数と採択件数に応じて実験実習費の分配率を増減している。過去5年間の科学研究費の申請件数と採択件数（継続を含む）は以下のとおりである。

過去5年間の科学研究補助金の申請件数と採択件数（継続を含む）

	応用数学科		応用物理学科		化学科		地球圏科学科	
	申請	採択	申請	採択	申請	採択	申請	採択
平成14(2002)年	16	5	10	2	19	2	17	5
平成15(2003)年	18	5	9	2	17	5	19	5
平成16(2004)年	23	8	8	1	19	3	11	3
平成17(2005)年	21	7	11	1	18	4	19	2
平成18(2006)年	20	6	12	3	19	4	16	5

また、過去5年間の研究助成財団の研究助成金の採択件数と助成金額は、理学部全体で以下のと

おりである。

過去5年間の研究助成財団の研究助成金の採択件数と助成金額(千円)(助成寄付金含む)

平 14(2002)年		平 15(2003)年		平 16(2004)年		平 17(2005)年		平 18(2006)年	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4	1,550	3	3,250	5	3,000	5	6,700	6	2,730

**【点検・評価】**

助教以上の在籍教員数に対する科研費申請件数の割合は、平成18年度では応用数学科95%、応用物理学科50%、化学科79%、地球圏科学科64%であり、応用物理学科を除いて申請資格のある教員のほとんどが申請している。新規分のみについては、理学部全体の応募件数(採択件数)は平成14年度58件(7件)、平成15年度55件(8件)、平成16年度52件(6件)、平成17年度59件(4件)、平成18年度60件(8件)である。5年間の平均採択率は12%であり、全国平均の採択率22%に比べると低い。化学科では採択が特定の教員に偏っている。科研費以外の研究助成金の申請件数は在籍教員数の割には少ない。化学科では、研究グループ間での合同ゼミが行われており、研究室を越えた共同研究が行われている。また、人事についてもコースやグループ単位で行われており研究組織の弾力化がはかられている。

**【改革・改善策】**

科研費の申請件数に比べて新規採択率が全国平均よりかなり低いので、研究の質を高める努力する。また、新規の申請者や採択率の低い教員に対して、採択率の高い教員による申請書作成の指導などを学科・学部で進め、採択率を高める。科研費以外の研究助成財団への申請を積極的に推進するために、科研費に対して行われている奨励金制度を適用することも検討する。

**③研究上の成果の公表、発信・受信等**

**【現状の説明】**

**(研究論文・成果の公表を支援する措置)**

福岡大学公式ホームページ(HP)に研究者情報欄があり、研究者の履歴・研究内容・研究論文・研究成果・企業との共同研究などの情報を公開している。また、理学部各学科の研究室ホームページ(HP)でも同様の情報を公表している。平成17(2005)年度より理学部の紀要である理学集報に当該年次の研究業績を掲載して全国の大学図書館へ配布している。

**【点検・評価】**

大学公式HPの研究者情報は適切な内容である。理学部HP担当者が1人、各学科HP担当者がそれぞれ1人配置されているので、理学部や学科共通のHPは定期的に更新されている。しかしながら、各研究室HP作成は研究室に任されており研究論文や研究成果を公表する基準は統一されていない。また、教員は種々の業務を負っているために、大学HPの研究者情報や研究室HPを定期的に更新する時間が取れないのが現状である。理学集報は、理学部代表者1人、各学科担当者4人により年2回発行されており、各学科の研究成果を公表している。理学部集報は全国大学図書館へ送付している。

**【改革・改善策】**

教員各自が、HPは研究者や研究室の情宣手段として重要であることを自覚する必要がある。しかしながら、私立大学における多くの業務を負っている教員の実情を考えると、HPの更なる質の向上を目指すためにはHP作成を外注することを検討する。

### Ⅲ. 学部・大学院 理学部

#### 6. 施設・設備等

##### 【到達目標】

理学部では講義室の絶対的な不足、研究室の狭隘さ、大型実験機器の維持管理費の不足等を解消することが焦眉の急となっている。予定されている新棟建設と9号館の改装によって大幅な改善が期待されるが、さらに施設設備の有効な活用のための整備を行う。

##### (1) 施設・設備等の整備

##### 【現状の説明】

##### (施設・設備等諸条件の整備状況)

理学部は臨時定員の恒常化や地球圏科学科の増設によって講義室が減少し、現有講義室は2室に過ぎない。このため多くの講義は全学で共用するA棟や他学部の教室を用いている。同様の理由により各学科の研究室スペースも狭隘になっている。

私学助成、科学研究補助金、大学院高度化推進事業、学科創設費（地球圏科学科）などによって各実験系学科（応用物理、化学、地球圏科学）には大型実験機器が導入され、よい教育・研究環境ができています。また、応用物理学科が理学部共用の工場を管理し、教育・研究に有効に活用されているが工場の建物（プレハブ）は老朽化している。

##### (情報処理機器の配備状況)

理学部には9号館1階にオープン端末室(PC 10台)が設置されている。また、すべての教員室や実験室、演習室に学内LANコンセントが設置されており、教員や院生、4年次生は学科あるいは研究室や個人のPCを自由に使える環境にある。応用数学科では情報教育に早くから取り組んできたため、情報設備はことに充実している。コンピュータ室Ⅰには、パソコン30台を中心にプリンタなどが設置され、コンピュータ室Ⅱには、パソコンやワークステーションなどが設置され、情報系の卒業研究などに利用している。さらに演習室にも、パソコンが設置され、卒業研究のテーマに応じて利用されている。応用物理学科にも学生が自由に使えるコンピュータ室が備えられている。化学科および地球圏科学科はとくにコンピュータ室を設置していないが、4年次以上あるいは専門課程以上の学生は研究室や実験室のコンピュータを自由に使用できる。

##### 【点検・評価】

講義室の不便さがもっとも深刻な問題である。専門教育科目を履修する学生への講義も理学部以外の教室で行われ、学生は10分の休み時間内に別の建物に移動し、教員は視聴覚機器を運搬しなければならない状況である。また研究室の絶対的な面積が不足しているため、大学院の講義・演習、学部の演習等の部屋割りに困難を来し、また大型機器が導入されたところでは学生が実験データの解析をするための場所が犠牲になっているところも多い。大型機器に関してはその維持管理費が教育・研究活動を圧迫しつつある。工場はプレハブの耐用年数がすぎ、装置の良好な維持や利用が困難になってきている。応用数学科ではその専門上、情報教育に関する施設・設備は充実しているが、さらにコンピュータの急速な進歩に対応した教育を行うためにも、また教員研究室にコンピュータを設置して教育研究を進めるためにも、現在の建物面積では手狭である。応用物理学科にはコンピュータ室はあるが、部屋面積もパソコン台数(10台)も全学生数に対しては不十分である。

##### 【改革・改善策】

多くの問題の解決に期待されているのは、近く予定されている理学部新棟の建設およびその後の

9号館改装である。新棟では地球圏科学科が統合され、AV装置を備えた講義室もできるであろう。また、新しい図書分室も席数が大幅に改善され、勉学環境が整えられる。その後の9号館改装により、必要な講義室、研究室やゼミ室の拡充が図られ、教育環境の向上が期待できる。大型実験機器の維持費については、外部資金導入への一層の努力が必要であるが、将来的には大学が維持管理する大型機器センターとも言うべきものが創設されるよう、全学に提案する。また、工場の改築も切実な要望である。情報処理機器については、設備の効率的な利用も図らなければならない。新棟および9号館に増設される講義室には学生のPCを接続できる情報コンセントの設置を検討する。

## 7. 図書館および図書・電子媒体等

### 【到達目標】

平成21年7月に完成予定の理学部新棟1階に950㎡の図書館分室が配置され、現状と比較すると総面積が約2.5倍となるので、閲覧席数の不足や別置きされた蔵書の収納など図書施設の狭隘さの問題は改善される。新分室の多様な役割を考慮し、有効活用するための整備を適切に行う。

### ①図書、図書館の整備

#### 【現状の説明】

(図書等の量的整備、規模・機器備品の整備、利用上の配慮)

総面積385㎡のうち、書庫部分が210㎡の開架式図書室で、座席数は48席である(「Ⅱ.大学 7. 図書館及び図書・電子媒体等」参照)。検索性パソコン1台、CD-ROM・オンラインサービス用パソコン1台、複写機2台を有する。書架は可動式40台と、固定式38台で、辞書類と新着雑誌1年分は固定式の書架に置かれている。平成19年4月1日現在で、全蔵書数は119,749冊で、そのうち開架冊数は75,308冊、内訳は書籍53,000冊、学術雑誌(ジャーナル)22,308冊であり、また新着雑誌は532種あり、電子ジャーナルも利用されている。書庫容量が54,200冊しかないために、利用率の低い雑誌や単行本など本学部蔵書の4割程度が中央図書館書庫に別置きされている。開館時間は、平日は午前8時50分～午後9時、土曜日は午前8時50分～午後6時である。閲覧業務には、昼間は常勤職員2人、夜間は臨時職員が当たっている。昨年度1年間の開館日数は273日であり、1日あたりの貸し出し冊数は学生9.4冊、大学院生1.6冊、教員9.8冊である。入室者数については開館時間内に定時調査を実施しているが、1日あたりの平均は23.9人である。

#### 【点検・評価】

蔵書など教育研究上必要な資料については質的にも量的にも問題はない。理学部分室の雑誌は全てが専門雑誌で、学生・大学院生に対しても専門教育科目の学習および研究面で十分な資料を提供している。理学部棟1階入口付近にあり、開架式図書室で雰囲気も明るく気軽に利用できる利点がある。

一方、図書施設の手狭さは問題である。総面積385㎡、閲覧席数48席で基準を大幅に下回っていて、7年前の相互評価の際、改善の勧告を受けている。業務部分についてはほぼ適切な広さであるが、理学部の在籍学生数は1,100人を超え、大学院生および教員を含む千数百人の図書館利用者にとって閲覧部分と書庫部分は極端に狭い。閲覧室以外に学習室のようなものがないため、学期中のレポート作成時期や試験期間中は非常に混み合い、閲覧席が大幅に不足していると言える。さらに、深刻なのが書庫部分の不足である。可動式の書架を使って収容能力を上げてはいるが、分室の収容能力は全蔵書数の半分以下であり、中央図書館書庫に別置きせざるをえない現状である。また、

### Ⅲ. 学部・大学院 理学部

単行本の和書のコーナーでは利用率が高いにもかかわらず、可動式書架のために2か所でしか開くことができない不便さがある。

開館日数と開館時間・図書館ネットワークには問題はない。理学部分室は研究のための資料収集の場として主に利用され、分室内での閲覧と文献のコピーが中心である。学生・大学院生および教員のすべてによく利用されている。

#### 【改革・改善策】

閲覧席数の不足や中央図書館に別置きされた蔵書の収納など図書施設の狭隘さの問題は、平成21年7月に完成予定の理学部新棟により解決の方向に向かうものと期待される。新棟1階に950㎡のスペースが取られることになり、現状と比較すると約2.5倍となる。閲覧席数も120席程度と予定されている。蔵書の永続的な増加と図書館に求められる多様な役割を考慮し、設計に際しては、各学科からの要望・提案等を募り、また近年の工学部や薬学部の新分室設計等での経験を参考にするなど、地域へのさらなる開放の可能性も視野に入れて、学術情報の処理・提供システムなどの機能性を重視した新理学部分室となるよう計画をすすめていく。

## 8. 社会貢献

### 【到達目標】

教育・研究の成果を広く公開し、本学部に対する理解を増進し、社会の発展に寄与するための活動を継続的に推進する。

#### (1) 社会への貢献

### 【現状の説明】

(社会との交流を目的とした教育システム、公開講座、研究成果の還元、地方自治体の政策形成への寄与)

社会との関係を考慮した教育システムとして、応用物理学科と化学科では学生に「発明と特許」・「ベンチャー起業論」のような実社会や企業での活動に関する科目を開講し、さらに社会の中核で活躍している卒業生を講師とした講演会を各学科が開催することにより、学生に社会との交流に対する動機付けを行っている。理学部の教員により開設する公開講座には、「夢！化学21 化学への招待」(化学科：平成13(2001)年度93人、14年度140人、15年度91人、16年度87人、17年度103人、18年度116人)、「物理学シリーズ第12回—サマーラボ2001—」(応用物理学科：平成13年度93人)、「パソコン・プログラミング講座」(応用数学科：平成15年度113人、16年度47人、17年度103人)などが実施されている。これらの公開講座に加え、応用物理学科・化学科・地球圏科学科の有志が、福岡市の教育施設で行なわれるリフレッシュ理科教室、こどもまつり、サイエンスフェスティバルなどの行事に参加し、教育研究上の成果を市民へ還元している。また、化学科の教授(平成19年3月定年退職)が、福岡県公害審査会委員(平成元年～)、福岡県公害専門委員(平成4年～)、福岡県国土利用計画地方審議会委員(平成4年～18年)、福岡県都市計画地方審議会委員(平成8年～15年)、福岡県環境影響評価委員(平成8年～)、北九州市公害専門委員(平成8年～)、福岡市人工島環境モニタリング委員(平成8年～)、福岡市公害専門委員(平成8年～)に就任し、焼却炉・産業廃棄物処理場・ゴルフ場・道路の設置や都市計画によって生じる環境問題について審議し、地方自治体などの政策形成へ寄与している。

**【点検・評価】**

理学部の個々の組織単位でその特質に合わせた活動が行われている。

**【改革・改善策】**

社会貢献を活性化するため、外部組織との連携を目的とした情報公開・広報活動の実施や教員の業績評価項目に加えるなどの方策を検討する。





## 理学研究科

### 1. 大学院研究科の使命および目的・教育目標

#### 【現状の説明】

##### （理念・目的等、理念・目的等の周知の方法）

理学研究科は「自然科学に関する研究を通して自然と調和した社会の発展と福祉に貢献するとともに、自然科学に関する総合的で深い学識をもち、自立して研究活動を行い得る高度な研究能力をもつ人材、およびこれらの学術的素養を活かして社会で活躍できる能力のある専門的職業人を育成する」ことを目的としている。また、使命および目的・教育目的等は、本学のHPや大学院便覧等に公表され、周知されている。

##### （理念・目的等の達成状況）

次の項目に記述するように、各専攻は、理学研究科の理念・目的を達成するため独自の教育目的を定め、博士課程前期においては主要科目と特修科目により、課程後期では研究指導科目により、それぞれの目的に沿った教育と研究指導を行っている。その結果、理学研究科の理念・目的はほぼ達成できているといえる。

#### 【点検・評価】

本研究科の使命および目的・教育目標は適切であると考えている。使命および目的・教育目標等は現状でも周知されているが、大学院のHPの改善も進んでいるので、より一層周知できる態勢になりつつある。大部分の大学院学生は、所属する専攻の充実した専門教育や研究指導を受け、望まれる人材として社会に出ていくが、若干の学生は十分に対応できずに中途退学している。また、課程前期の入学者数は若干の減少傾向にあり、課程後期では過去5年間定員を満たしていないという問題点がある。

#### 【改革・改善策】

一部の学生が中途退学している問題については、学生の生活習慣に問題がある場合も多いので、生活指導を含め学生の学習・研究意欲を高めるよう指導を工夫する必要がある。入学者数が減少傾向にある問題については、教育研究プログラムの多様化を進めること、学部学生に対して更に積極的に大学院進学を勧めること、飛び級制度の改革などが必要である。また課程後期院生を確保するためには、高度化推進事業による在籍者への経済的支援策の拡大や奨学金制度の改善などを図るような全学的な改革を検討するよう提起していきたい。前期学生の研究意欲の高めるように研究指導を工夫し、課程後期修了者にみあった就職先を開拓する努力もしたい。

### 2. 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

#### 【到達目標】

応用数学専攻では、広い視野に立って数学および情報科学に関する精深な学識を授け、社会の諸分野で問題解決のできる高い能力を有し、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要能力を有する人材を養成することを目標としている。応用物理学専攻では、高い学問的知見の習得と問題の発見・解決のための実践力の養成を目的としている。特に課程後期においては研究の能力の養成に重点をおいている。化学専攻では、広い視野にたつて化学に関する高度な学識を授け、社会の諸分野で問題解決にあたることのできる高い能力を有し、専攻分野における研

### Ⅲ. 学部・大学院 理学研究科

究能力または高度の専門性を要する職業などに必要な能力を有する人材を養成することを目標としている。地球圏科学専攻は、地球圏科学に関する幅広い知識を授け、地球圏の諸現象を理解し、その仕組みを洞察する能力を涵養し、社会の諸分野で問題解決にあたることのできる高い能力を有する人材を養成することを目標としている。

#### (1) 教育課程等

##### ①大学院研究科の教育課程

###### 【現状の説明】

###### (教育課程と理念・目的等との関連、修士課程・博士課程の目的への適合性)

応用数学専攻では、課程前期に基礎数学・微分幾何学・関数解析学・数理解析学・応用数理学・統計数学・情報数学の7専修を設け、課程後期には上記のうち応用数理学と統計数学を除く5専修を設置している。各専修を複数名の教員が担当し、徹底した少人数教育が行われている。各専修では、講義とゼミ形式による研究指導と論文作成指導を行っている。副担任制度により指導教員と副担任教員による多面的な指導が可能となっている。講義科目ではレポートの提出を課すなどし、講究では発表の準備状況や内容などを判断し、学生の理解度を確かめて単位を認定している。課程後期では、特別研究を設けて研究指導を行っている。定期的な就職ガイダンスなど進路選択に関わる指導も行っている。応用物理学専攻には、学部の応用物理学科の構成に準じて高分子物性、結晶物性、固体物性Ⅰ、固体物性Ⅱ、超分子物性の5つの物性実験系専修と、理論系の応用量子物理専修、計測系の物理情報計測専修を設けており、このうち物理情報計測専修は、時代の変化に即応すべく平成16年に新設されたものである。教育課程は、各専攻内での実践教育である主要科目と、物理学の諸分野に関する幅広い知識を教授する特修科目から構成されている。特修科目では、必要単位数12単位のうち3単位以上を他の分野に関する知識の習得にあてられるようにしている。化学専攻には、学部の化学科の構成に連携して、物質機能化学、構造物理化学、機能生物化学、有機生物化学の4つの専修が置かれている。各専修は複数名の教員が担当し、徹底した少人数教育を行っている。

博士課程前期では特修科目と主要科目(特別実験と講究)を、博士課程後期では特別研究を課し、高度の専門教育と研究指導を行っている。特修科目では専任教員によるゼミ形式による高度の専門教育を行っている。特別実験では修士論文作成に必要な試料の合成や調製あるいは各種機器による測定等を行っている。講究では、特別実験の結果を踏まえ、ゼミ形式による徹底した討議による修士論文作成指導を行っている。博士課程後期の研究指導はより一層マンツーマンで徹底して行っている。地球圏科学専攻では、学部の地球圏科学科の構成に準じて地球環境物理学、地球流体力学、水圏物質化学、地球変動科学、適応構造生物学、適応機能生物学の6つの専修を設けている。博士課程前期には主要科目と特修科目を置いている。修士論文作成のための直接的な指導は主要科目(講究と実験)を通して主指導教授が行っている。講究では学生の修士論文テーマと密接な内容の論文などを中心に講究し、実験では修士論文を作成する上での実験方法や分析手法について指導している。実験や講究は、室内だけでなく野外での指導も行われている。また、地球圏科学に関する幅広い知識の修得と学際的研究を行える力をつけさせるために、特修科目のうち特別講義と院生が所属する専修以外が開講する特論とを一定単位数以上を履修するように指導している。博士課程後期では、特別研究として学位論文作成を進める上で必要な全般的な指導を主指導教授が行っている。何れの専攻でも、課程前期に専任担当者では不十分な分野については非常勤講師による特別講義を行っている。

このように各専攻は、博士課程前期においては、専修部門の主要科目である講究・実験（12～18単位）によって研究の進め方の指導を行い、特修科目として置かれる様々な特論・特別講義を通して、専門分野の知識と共にそれに関連する分野の基礎的素養を広く修得させている。また、課程前期の修了要件としては、主要科目と特修科目を合わせて30単位以上の科目修得の上、指導計画に基づいて修士論文の作成を課している。さらに課程後期では、各専修部門に置かれた研究指導科目の指導計画に沿って、博士論文作成にむけた研究指導を行う教育システムになっている。

**（学士課程との関係、博士課程前期と後期の関係）**

各専攻はいずれも、学士課程から博士課程前期への教育研究の連続性を重要視している。多くの場合、課程前期の学生は、学士課程最終年次の卒業研究・卒業論文に引き続き、同じ研究テーマをより広い見地から、またより深化したレベルで研究を行っている。

課程前期が、幅広い視野と専門分野に関する知識・研究能力をもった人材の育成を目的とするのに比して、課程後期では自立した研究者あるいは非常に高度な専門性を持つ職業人の育成を目的とした教育・研究指導が行われる。

**（博士課程における入学から学位授与までの教育システム・プロセス）**

課程後期では、専修ごとに研究指導科目を配置し、日常的な研究指導を行い、研究成果を博士論文としてまとめさせ、3名以上の審査委員による博士論文審査委員会での審査の後、理学研究科通常委員会の議を経て課程博士の学位を認定している。また博士課程での修学を経ずに論文提出によって博士の学位を認定する制度もある。

**【点検・評価】**

応用数学専攻の教育課程は、学生が自らの問題意識に基づき学修できる教育課程となっており、各専修での指導も概ね適切に行われている。少人数教育であるために学生の学力を十分に配慮して指導できており、教員と学生との交流は密接で良好である。博士課程前期修了後は半数が中学・高校の教員、残り半数が情報関係の企業という割合で就職し、就職状況は概ね良好である。副担任制度は新しい制度なので、試行段階であるが、この制度によってより行き届いた指導が可能となっている。応用物理学専攻の課程前期では、特修科目の履修状況は良好であり、概ね全員が2年間で課程前期を修了している。各専修での研究指導も適切に行われ、院生の修士論文発表会での発表内容は概ね課程前期修了に十分な内容である。化学専攻では、大学院生に修得させる研究能力の水準を高く保つために、専攻内で複数の教員による成果報告指導を行う一方、博士課程前期の院生には2年間で最低1回以上の学会全国大会での研究発表を義務付け、博士課程後期の院生にはレフリースキ論文誌に3報以上論文刊行を義務付けている。就職状況は良好で大半は企業の技術職に就き、中学・高校教員になる者もいる。地球圏科学専攻では、地球圏科学に関する幅広い知識の修得と学際的な研究を行える能力を修得できる教育課程となっている。各専修では実験、野外調査、論文作成などの研究指導も適切に行われている。修士論文作成途上の研究成果などを複数の教員を交えたセミナーで発表させ助言・指導によって教育効果を上げている。

**【改革・改善策】**

現状で大きな問題があるわけではないが、更に充実させるための方策をあげる。応用数学専攻では、学部教育との連携を重視した教育課程について検討し、自主的に学修する意欲と能力を持った学生をより多く入学させるよう努力する。数学研究の進展と社会の要請をよりの確に把握し、柔軟に教育方針を検討する必要がある。応用物理学専攻では、専修の専門性の高い教育と広い知識を授

### Ⅲ. 学部・大学院 理学研究科

ける教育とを両立させるために、学力不十分のまま進学した院生の指導に一層の工夫する。化学専攻では、社会の要請をよりの確に把握し、柔軟に教育方針や教育方法を検討していく。地球圏科学専攻では、明確な目的意識をもって研究意欲を研究対象に集中させつつ、他関連分野にも常に興味をいだかせる教育のあり方を検討する。理学研究科全体としては、入学者数と在籍者数の増加をはかるために学部および大学執行部とも連携して、平成 20 年度に設置される 2 つのインスティテュートを大学院教育課程に発展させることを含め教育プログラムの多様化を図りつつ、高度化推進事業などによる在籍者への経済的支援策の拡大や奨学金制度の改善を図るなど、抜本的に対策を取らなければならないと考えている。また、外国人留学生の受入を促進するために、理学研究科の HP の英語版を作成することも検討していきたい。

#### ②授業形態と単位の関係

##### 【現状の説明】

##### （単位計算法の妥当性）

博士課程前期の主要科目としては、各専攻の専修部門それぞれに実験（応用物理学専攻 6 単位、化学専攻・地球圏科学専攻 10 単位）と講究（応用数学専攻では 4 単位または 8 単位、その他の専攻では 8 単位）が設置されている。また各専攻には特修科目としては、様々な内容の特論（2 単位）と特別講義（2 単位）が配されている。これらの授業科目の単位数はすべて、大学院学則において規定されている講義・演習・実験の単位の計算法により定められている。

##### 【点検・評価】

大学院学則に基づき設定されている各専攻の授業科目の単位数は適切である。

#### ③単位互換、単位認定等

##### 【現状の説明】

取得単位は、担当教員の認定を踏まえて、専攻会議での認定を経て研究科通常委員会に提出し、審議の上で研究科として認定している。他大学と協定の上、単位互換を実施する制度が本学にもあるが、理学研究科では実施していない。

##### 【点検・評価】

本研究科の単位認定は適切に行われている。他大学との単位互換については実施実績がない。

##### 【改革・改善策】

他大学との単位互換については実施するかどうかも含めて今後の検討を進める。

#### ④社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

##### 【現状の説明】

社会人学生を受け入れる制度がある。若干の院生がこの制度を利用して入学しているが、入学後の教育課程では制度として特別な配慮はなされていない。外国人留学生を受け入れる制度も整備されているが、留学生の数が極めてわずかであり、平成 19 年度の在籍者はいない。

##### 【点検・評価】

社会人学生数が少ないこともあり、入学後の教育上の制度的配慮は不十分である。過去 5 年間に理学研究科に入学した留学生は博士課程後期のみで、人数もわずかであった。本学の留学生は日本語がある程度できることを前提としているために教育上の制度的配慮を必要と考えてこなかった。

##### 【改革・改善策】

社会人入学の院生および留学生への教育上の配慮について具体的な対応策はまだできていない

ので、今後検討を行う。

### ⑤研究指導等

#### 【現状の説明】

#### （教育研究指導の適切性、履修指導の適切性、個別的な研究指導の充実度）

応用数学専攻の博士課程前期では、講究科目を課し、また国内外の研究者による授業も含め院生の資質に応じたきめ細かな指導を行っている。1年生は週1コマ（4単位）、2年生では週2コマ（8単位）のゼミ形式での指導を行い、各専修において関連する領域から題材を適宜選択し、数学的考え方と高度な知識を習得させることを目的として、最終的には修士論文の作成に繋がるように指導している。この課程を修了し修士の学位を得るには、修士論文を提出してその審査に合格しなければならない。修士論文発表会においては各自30分で研究成果を発表させている。発表者には、発表要旨やOHP原稿の作成など発表のための準備を指導教員のもとに行わせ、内容をよく理解し整理するなど事前に充分準備させて自主的に考える能力をつけさせるよう努めている。更に副担任による精査も加え修士論文の質の向上を図っている。また、課程後期を修了し博士の学位を得るには、学術論文を公刊し、博士論文を提出してその審査に合格しなければならない。応用物理学専攻では、院生が所属専修の研究に参加することによって研究能力を体得して行く。博士課程前期の研究指導はほぼマンツーマンで行われ、密度の高い指導がなされている。研究のテーマも教育的なテーマに留まることなく、学術論文としてまとまるものも多い。博士課程後期では、専修の教員等と共同研究を進めながら自立した研究者として育っていくように研究指導を行っている。化学専攻での研究指導は、博士課程前期では特別実験と講究で、博士課程後期では特別研究で行っている。特別実験では修士論文作成に必要な実験・分析等を行わせ、講究ではゼミ形式による徹底した討議による修士論文作成指導を行っている。課程前期の院生には2年間で最低1回以上の研究発表を義務付ける一方、課程後期の院生にはレフリースキ論文誌で3報以上の論文刊行を義務付けている。地球圏科学専攻の博士課程前期では、修士論文のテーマに関する専門分野の考え方や高度な知識を習得するために、修士論文の作成につながる直接的な指導がほぼマンツーマンで行われている。所属する専修のゼミ等の研究活動にも参加させ、その理解度や自分の研究の途中成果等について発表させ、研究内容をより深める指導を行っている。専修によっては野外での観測、観察・調査技術を身につける指導を現地でも行っている。特修科目も、6専修に対し入学定員が10名であるので少人数教育が実施されている。博士課程前期を修了するには、修士論文を提出し、修士論文発表会で研究成果を発表し審査を受けねばならない。修士論文発表会で研究成果を発表するために、入念な準備が指導教授の指導のもとに行われている。その成果がそのまま学術論文の刊行につながる場合も多い。いずれの専攻においても、博士課程後期を修了し博士の学位を得るには、学位申請以前にその研究過程の途上で得た成果を学術論文として刊行しておくことが求められており、研究指導は個別的に緊密に行われている。博士の学位取得には博士論文を提出してその審査に合格しなければならない。

各専攻の博士課程前期においては、年度の初めに履修指導を行い、学生にとってより適切な履修科目の登録ができるよう配慮している。

#### 【点検・評価】

応用数学専攻では、教員と学生一人ひとりが個別教育に近い接触をもっているため、学生の要望や希望を十分に認識できている。課程前期に進学した学生はほぼ全員が修士の学位を取得している。外国人研究者による授業など国際化への対応も適切に行われている。修士論文発表会後の担当教員

### Ⅲ. 学部・大学院 理学研究科

の評価は概ね良好である。今後も質の高さを保持するように努めていかなければならない。応用物理学専攻および化学専攻では、個別的に研究指導を行っており、院生の研究教育成果は概ねよく把握できている。院生の研究教育成果を問うべく学内外で成果報告を行い、院生の研究内容の高い水準を保っている。博士課程後期の研究指導では研究成果を国際的水準で評価し、研究指導は適切に行われている。地球圏科学専攻では、院生の研究テーマに対する理解度・意欲などを担当教員がよく把握している。博士課程前期に進学した学生はほとんどが修士の学位を取得しているが、修士論文の発表会にまで至らない院生がいる場合もある。何れの専攻においても、博士課程後期を修了し学位（博士）を取得させるために常日ごろ地道な努力が院生および指導教授に求められている。また、何れの専攻でも修士論文発表会には学部学生が自主的に参加しており、今後の大学院の活性化に結びつくものと期待される。

#### 【改革・改善策】

応用数学専攻では、院生が自主的に学修し研究能力を身につけることが望まれるので、学部教育に接続して基礎的な学力をさらに充実させていく。各分野での関連する最新の研究結果を踏まえた総合的な指導により、研究能力の開発・育成を図っていく。化学専攻では、院生はかなり成果を挙げているが今後はこれらの成果を専攻として公表する仕組みを考え、地球圏科学専攻では、博士課程前期を所定年限（2年）での修了が危ぶまれる院生には、積極的に副指導教授制度を活用し、新たに研究意欲を持たせる。いずれの専攻においても、学部学生に修士論文発表会への参加を積極的に呼びかけ大学院活性化につなげていく。

#### （2）教育方法等

##### ①教育効果の測定

###### 【現状の説明】

###### （教育効果の測定方法の適切性）

博士課程前期の教育・研究指導の成果は、おもに修士論文の内容と修士論文発表会での質疑応答の結果によって評価される。このほかに専攻によっては博士課程前期の在学中での学会発表実績も評価されるようになっている。博士課程後期の教育・研究指導の成果は、主に博士論文の内容と博士学位論文公聴会での質疑応答の結果によって評価される。課程前期・後期とも論文を提出し、合格した者を課程修了としている。

###### 【点検・評価】

いずれの専攻においても、全専任教員出席のもとで行われる評価会議で修士論文の評価が行われており、評価は公正かつ妥当であり、教育効果の評価は適切であると考えている。

##### ②成績評価法

###### 【現状の説明】

###### （成績評価法の適切性）

応用数学専攻では、講義においてはレポートの提出を課すなどし、講究科目においては発表の態度や準備の状況などを判断し、学生の理解度を確かめて単位を認定している。応用物理学専攻では、成績評価は主にレポートと平常のゼミでの積極性などを加味して行われている。特修科目の履修状況も良好であり、概ね全員が2年間で博士課程前期を修了する。化学専攻と地球圏科学専攻では、主要科目については、学生に所属する専修部門で行われる研究教育活動、ゼミ等で習得した専門的

な知識や研究の途中成果を発表させ教員や他の院生との討論を行って、その習熟度が計られ、指導に活かされている。特修科目においては、講義途中における質疑応答、レポート、演習などを通して理解度を測っている。

**【点検・評価】**

いずれの専攻においても、院生は概ね所定の年限で修了している。少人数教育であるために教員と院生との交流は密接に行われ十分に院生の学力を配慮しながら、院生の資質向上につながる成績の評価がなされている。

**【改革・改善策】**

いずれの専攻においても、院生の学力と学修目標に応じて、さらにきめ細かな成績評価を心がけていく。

**③教育・研究指導の改善**

**【現状の説明】**

**(教育・研究指導の改善のための組織的取り組み状況)**

教育・研究指導方法の改善に関する組織的な取り組みは行ってこなかったが、各専任教員による個別的な指導方法は、学生の資質に合わせて柔軟に行われている。

**(学生による授業評価)**

本学大学院全体のFD推進活動の1つとして大学院教育・研究指導の改善を図るための全学的なアンケート調査を実施した。アンケート調査項目のなかには、教員の教育・研究指導に対する学生の評価、シラバスの適切性、院生の教育研究環境の評価、院生の生活実態、院生の自発的学習研究活動の実態なども含まれている。このアンケートはまだ集計されていない。

**(シラバスの適切性)**

授業内容に関するシラバスはどの専攻でも作られており、授業および研究指導の内容と計画が明示され、院生が事前に概要を把握し予習ができるようになっている。

**【点検・評価】**

シラバスは概ねよく利用されているが、成績評価基準が示されていないシラバスも見受けられる。大学院教育・研究指導の改善を図るための全学的な調査と学生による授業評価についてはまだ集計結果がでていないが、これらの調査が実施されたことは評価されてよいと考えている。

**【改革・改善策】**

大学院FD推進会議が実施したアンケート調査結果を待って、これと結びつけて理学研究科における教員の教育・研究指導方法の改善を図りたい。シラバスには成績評価基準も入れるように改善していく。

**(3) 国内外における教育・研究交流**

**【現状の説明】**

**(国際化・国際交流の推進に関する基本方針、教育研究交流を緊密化させるための措置)**

理学研究科として国際化の対応と国際交流の推進に関する基本方針について、明確には定めていない。

私学事業団の大学院高度化推進事業とそれに準じた理学研究科独自の高度化推進事業によって、外国人研究者の招へいや研究者間交流を行い、研究活動の高度化を図っている。また、学部と協力

### Ⅲ. 学部・大学院 理学研究科

して実施している協定校であるウルサン大学校との交流では、参加した大学院生全員に英語での研究発表を課し、英語によるプレゼンテーション能力の向上に役立っている。

#### （国内外の大学院間の組織的交流）

国内での教育研究交流に関しては、近隣の大学のみならず、遠方の大学等と教育・研究の交流を活発に行っている。とくに試料の交換、測定装置の貸し借り、シンクロトン光利用施設等における測定などを通じて他大学等の学生・教員との交流を行い、研究成果につなげている。

#### 【点検・評価】

大学院高度化推進事業とそれに準じた理学研究科独自の高度化推進事業は、国際化、国際交流、国内交流に資するところ大きい。しかし、本学では最近このような事業をささえる高度化推進経費が削減傾向にある。また、国内での交流には大学院生の旅費・宿泊費の支弁に問題があったが、平成19年度からスタートした理学研究科独自の大学院高度化推進事業により一部は解消しつつある。ウルサン大学校との交流経費は本学の特別教育支援事業により賄っている。

#### 【改革・改善策】

これらの交流には大学院生はもとより教員の旅費・宿泊費や施設・装置使用料等を半恒久的に手当てすることが必要であり、国内外の交流のための助成および支援をもっと増やすように働きかけていきたい。また、本学の国際センターを大学院の国際化に更に役立つように充実させることも今後の大きな課題である。

### （４）学位授与・課程修了の認定

#### ①学位授与

##### 【現状の説明】

##### （学位授与の状況とその方針・基準、学位審査の透明性・客観性を高める措置）

理学研究科で修士号を授与されたものの人数は、4専攻で各年度30～40名の範囲にある。応用数学専攻の修了者が比較的少ない。博士号取得者数については、2004～2006年度の間で、化学専攻と地球圏科学専攻それぞれ3名である（「大学基礎データ」表7）。

博士課程前期に入学したほとんどの学生は、2年間の就学で修士の学位を取得している。修士の学位を得るには、専修科目と特修科目を合わせて30単位以上を取得した上で修士論文を提出し、その審査に合格しなければならない。審査は、主査および副査の指導教員のみならず原則として専攻教員全員および他の院生等が参加する修士論文発表会（修士論文審査会）で30分程度の発表と質疑に基づく。審査では、研究の目的、意義、実験方法、考察、結論などが理解され適切であるか、またそれを正確に伝えているかなどが評価される。全院生の発表後に、専攻の全専任教員による審査会が開かれ、可否について検討している。博士課程前期修了に必要な単位数および学位審査の基準は入学時ガイダンス時に口頭で説明を行う。また、論文作成指導を行う講究のシラバスにも評価の記入欄を設置している。博士の学位を得るには、特別研究の成果を博士申請論文としてまとめ、提出しなければならない。提出された学位論文は主査および副査による審査を受けるとともに、提出者はその内容について公開で40分程度の口頭発表をしなければならない。これらを通して、その内容が審査され、内容が学位にふさわしく、研究能力も高いと評価されたものは、修士号の場合と同様に、研究科通常委員会で最終的に検討され、学位が認定される。博士の学位審査申請には、それぞれの専攻が定める数の査読付学術論文を刊行していることが条件になる。博士号授与の審査基準



の明示は、後期課程入学時ガイダンスあるいは特別研究のシラバスで行う。なお、大学院での修学を経ずに博士の学位を得る制度も整備されている。この場合には課程博士には課されない専門試験と語学の試験にも合格することが必要で、学位審査申請に必要な既に刊行している査読付論文数も若干多めに設定している。

**【点検・評価】**

学位の授与は明確な基準に基づいて適正に行われており、透明性・客観性にも問題はない。

**②課程修了の認定**

**【現状の説明】**

大学院学則では、優れた研究業績をあげた者については、博士課程前期の最短修業年限は1年以上、博士課程後期の最短修業年限は前期課程を含めて3年以上になっている。

**【点検・評価】**

理学研究科では、標準修業年限未滿で修了した例はまだない。

**3. 学生の受け入れ**

**①学生募集方法、入学者選抜方法**

**【現状の説明】**

理学研究科の博士課程前期の学生募集は、推薦入学試験、一般入学試験（秋季、春季）、飛び級入学試験、社会人入学試験および外国人留学生入学試験によって行われている。推薦入学試験、飛び級入学試験については（学内推薦制度）（飛び入学）で記述する。一般入学試験・社会人入学試験・外国人留学生入学試験は、秋季（9月実施）、春季（2月実施）と2回実施する。学生募集においては、募集案内を学内掲示するとともに大学院HPに出願要項を掲載し、学外者にも周知できるようにしている。学部4年生のうち進学がふさわしいと思われる学生には進学を勧めている。学外の志願者には事前に志願したい専修の指導教員を訪問させ適切な志願先かどうかの判断情報を与える場合もある。選抜方法は、一般入学試験では専門科目、外国語（英語）、面接（口頭試問）を課し、社会人入学試験では小論文と面接、外国人留学生入学試験では専門科目と外国語、面接（口頭試問）を課して総合的に判定している。博士課程後期の学生募集は、一般入学試験、社会人入学試験および外国人留学生入学試験によって行われている。選抜方法については、一般入学試験は外国語（英語）、専門科目（他大学院出身者のみ）、面接（修士論文について口頭試問）、社会人入学試験は小論文、面接（口頭試問）、外国人留学生入学試験は専門科目、応用数学専攻では外国語、応用物理学・化学・地球圏科学専攻は外国語（英語）、面接（口頭試問）を課して総合的に判定している。

**【点検・評価】**

特に優秀な成績を修めた学生に対する飛び級入学試験等、多くの機会を設けている学生募集は制度的な問題はなく、基本的には現在の募集方法および選抜方式は適切であると判断している。しかし、次のような問題を抱えている。最近、他大学、特に有名国立大学への進学が比較的容易になり、学内推薦を辞退する傾向など外的要因もあり、定員の充足率がここ3年低迷している。また、大学院進学が「広き門」になったことで本研究科の進学者の学力低下も起こっている。一方、応用物理学専攻では、平成17年度から毎年1人ずつ博士課程後期へ進学者があり、今後の推移を見守りたい。

**【改革・改善策】**

明確な目的意識と基礎学力を備え、自主的に学修する意欲と能力をもった学生がより多く入学す

### Ⅲ. 学部・大学院 理学研究科

るよう、学部教育とも連携して教育体制のあり方を検討し、同時に大学院の魅力をPRする。

#### ②学内推薦制度

##### 【現状の説明】

推薦入学試験（7月実施）は、3年次までの成績で各学科が定める推薦基準を満たした者で、学生の希望を確認の上、卒業研究または卒業論文指導教員が推薦する制度があり活用されている。推薦基準については、応用数学専攻では応用数学科で定めた科目を28単位以上修得し成績上位1/3以内の者、応用物理学専攻では成績上位2/3以内の者、化学専攻では成績上位1/2の者、地球圏科学専攻では成績上位40%の者に出願資格がある。地球圏科学専攻では地球圏科学科以外の理学部の学科からの推薦も受け入れている。募集人員は、応用物理学専攻14名、化学専攻7名程度、地球圏科学専攻12名で、応用数学専攻では募集人員の定めはない。

##### 【点検・評価】

制度上の問題はなく、この推薦制度を利用して毎年成績上位者数名が入学している。しかしながら最近、他大学、特に国立大学への受験希望者が増え、学内推薦を辞退する傾向にある。

##### 【改革・改善策】

数の確保と質のバランスを慎重に検討しながら、受験資格の見直しを進める。

#### ③門戸開放

##### 【現状の説明】

推薦入学試験を除き、他の大学・大学院に門戸は開放されている。ただし、飛び入学の受験資格は本学理学部の学生だけ適用されている。

##### 【点検・評価】

近年では、平成17年度一般入学試験（春季）で地球圏科学専攻に1名受け入れた。受験者がほとんどない原因の一つは、近隣の国立大学の入学が容易になっていることも一因と思われる。

##### 【改革・改善策】

近隣の国立大学の大学院では博士課程後期の学生には無償奨学金やRA雇用などで授業用相当分の経済援助を行いつつある。本学でも博士課程前期学生も含めて同様な制度を導入し、大学院生の経済的負担を軽減する措置を採るよう大学に働きかけて、進学しやすい研究科していきたい。

#### ④飛び入学

##### 【現状の説明】

飛び入学には、理学研究科入学試験受験資格に関する内規に基づき、所属する学科の要件を満たしている者が志願できる。受験資格の判定は、理学部教授会の承認を得て、理学部長が理学研究科長に推薦し、理学研究科通常委員会が行う。

##### 【点検・評価】

例年、若干名が飛び級制度で入学している。入学した学生は学習意欲の高い学生が多く、概して成績評価も高い傾向にある。また、短い在学期間で学位（修士）を得ることができ、経済的にも有用な制度である。しかし、現行の飛び級制度では、受験資格確定から出願締め切りまでが短期間なために、制度を利用した進学を決断できないケースもある。

##### 【改革・改善策】

受験資格を得る可能性がある学生には予め周知をするなどプロセスの改善を検討する。

⑤社会人の受け入れ

【現状の説明】

平成 19 年度社会人入学試験で、博士課程後期地球圏科学専攻に 1 名受け入れた。

【点検・評価】

この制度による入学者は現在までのところ少ない。また、博士課程前期では特修科目の履修上の規程は一般学生と同じである。

【改革・改善策】

社会人の受け入れを増やすために、企業連携の研究活動を増やすこと、また社会人が入学後に履修しやすい制度を検討する。

⑥定員管理

【現状の説明】

応用数学専攻では、平成 14 (2002) 年度～平成 18 年度の 5 年間における入学者数は博士課程前期 (入学定員 8 人) が 21 人で、博士課程後期 (平成 16 年度より入学定員 2 人) が 0 人だった。応用物理専攻では 5 年間の入学者数は、博士課程前期 (入学定員 15 人) が 61 名、博士課程後期 (平成 16 年度より入学定員 4 人) が 3 人である。化学専攻では 5 年間の入学者数は、博士課程前期 (入学定員 18 人) が 62 人、博士後期課程後期 (平成 16 年度より入学定員 4 人) が 4 人である。地球圏科学科では 5 年間の入学者数は、博士課程前期 (入学定員 10 人) が 42 人、博士課程後期入学者 (平成 16 年度より入学定員 2 人) 3 人である。

博士課程後期の収容定員に対する在籍学生数の比率の問題を改善するため、平成 16 年度より入学定員の変更を行った。

【点検・評価】

応用数学専攻は、過去 5 年間、博士課程後期では入学者がなく、博士課程前期でも、年度による大きな変動があるが平均すると半数程度しか充足していない。平成 19 年度は定員 8 人入学し定員を充足したが、楽観できない。応用物理専攻は博士課程前期の定員の充足率がここ 3 年低迷している。化学専攻は、博士課程後期でかなり少なく、また、入学定員 18 人の課程前期でも、過去 5 年間における入学者、在籍者とも定員を満たしていない。地球圏科学専攻は、各年度の博士課程前期の入学者は各年度 13 人から 5 人の範囲で、最近減少傾向にあり、入学定員 (10 人) を若干下回っている。なお、博士課程後期は平均 0.6 人である。

【改革・改善策】

学部においては、平成 20 年 4 月から文理融合型の「社会数理・情報インスティテュート」が応用数学科に設置されるのに伴い、社会数理・情報関係の専修の新設を含む専修の整理・再構成し、博士課程前期・後期の充足率の改善に繋がるようにしたい。また、応用物理学科と化学科との学問領域を跨った教育を行う画期的な教育プログラム「ナノサイエンス・インスティテュート」が平成 20 年 4 月から設置される。このプログラムを大学院教育に発展させることは大学院教育の多様化に資すると考えられるので今後の検討課題とする。入学者数ならびに在籍者数の増加を図る努力は学部ならびに大学執行部とも相談し、抜本的に対策を取らなければならないと考えている。具体的には上記に述べた教育プログラムの多様化を図りつつ、高度化推進事業などによる在籍者への支援策の拡大や奨学金制度の改善を図るよう検討していきたい。

### Ⅲ. 学部・大学院 理学研究科

#### 4. 教員組織

##### 【到達目標】

理学研究科では研究活動を活発化すると同時に院生の教育の充実を図ることができる教員組織を目指す。

##### ①教員組織

##### 【現状の説明】

##### （教員組織の適切性）

平成 19 年度においては、4 専攻の講義担当教員、論文指導教員の人数は以下の表のようになっている。

専攻	前期講義 担当教員	前期論文 指導教員	後期論文 指導教員	計
応用数学	1	6	9	16
応用物理	1	6	8	15
化学	0	4	7	11
地球圏科学	1	5	7	13

理学研究科の教員は、すべて理学部専任教員の兼担である。教員組織の構成については、「大学基礎データ」表 19-3) を参照されたい。また、学生定員数については定員管理の項目を参照されたい。

##### （教員の役割分担及び連携体制）

研究科全体の役割分担としては、各専攻に専攻主任を置き研究科長を議長とする主任会を置き、通常委員会の間に処理すべき研究科全体にわたる諸問題を検討・解決を図っている。研究科として決定すべき諸問題については主任会で協議した上で通常委員会に上程し、検討の上決定している。各専攻では主任を議長とした専攻会議を置き、専攻内での検討・決定すべき諸問題に対処している。各専攻内では博士課程前期の研究指導担当者および博士課程後期の研究指導担当者が教育研究の全体を総括しながら、助教に研究指導の補助をさせて院生の指導にあたっている。

##### 【点検・評価】

各専攻では、専門分野の深い知見とともに、専門分野に関連する幅広い基礎的素養を与えることができるよう、複数の専修部門に適切な教員を配置している。また学生の定員数に対しても、教育理念・目的に沿った教育を行うに十分な教員数で教員組織を構成している。研究科全体において教員組織は概ね適切であるが、学部教育と全学の共通教育にも携わっているために、教員の負担が大きい。また、1つの専修を担当している担当教員間の協力関係が不十分なものもある。平成 20 年度に学部新たに設置される 2つの「インスティテュート」に密接な関係にある応用数学専攻と応用物理学専攻、化学専攻にそれに対応した専修がまだ整備されていない。組織的な教育を実施するための役割分担等は概ね適切に行われている。

##### 【改革・改善策】

教員一人ひとりの過大な教育負担をすこしでも解消するために、学部および大学院の教育ノルマを軽減するために全学的な検討を提案していきたい。担当教員間の協力関係の弱い専修では研究・教育をより効果的にするために専修の人的構成を再検討したい。専攻の一部を再編して学部の「イ

ンスティテュート」に対応した専修を設置することを検討する。

## ②研究支援職員

### 【現状の説明】

#### （研究支援職員の充実度、「研究者」との連携・協力関係）

理学研究科には専任の研究支援職員をおく制度は整備されていない。理学研究科は理学部と一体になっており、事実上、学部の助教が大学院の研究指導補助員の役割を担っている。助教には本来業務である学部の実験科目や卒業論文の指導補助員としての任務と、研究者として本人自身の研究業務もあるために、助教の教育負担も大きい。事実上研究指導補助員の役割を担っている助教との連携・協力関係は概ね良好である。

### 【点検・評価】

研究支援を本来の業務とする職員は配置されておらず、支援体制は不十分である。事実上研究指導補助員の役割を担っている助教との良好な連携・協力関係は助教の善意によって支えられていると言わざるを得ない。

### 【改革・改善策】

研究支援職員の配置を鋭意検討する。特に複雑な操作を必要とする機器の保守・管理と操作を担当する専任の技術職員の配置が望まれる。

## ③教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

### 【現状の説明】

#### （基準・手続の内容と運用）

本学では、学部教員のうち大学院教育職員資格審査委員会で認定された者が大学院の教育も兼担する制度になっている。大学院教育職員資格審査委員会の審査基準は明確に規定されており、その基準に基づいて全学の大学院資格審査委員会で適格性の審査がされている。理学研究科では、この審査会に審査を申請するための手続きとして、専攻での検討に基づいて専攻主任から提案された人事案について2回の専攻主任会と博士課程後期小委員会での審査が行われている。大学院担当資格は、学部の講師以上のうち上記の審査会で認められた者だけ与えている。

### 【点検・評価】

担当教員の資格審査は、厳格・適切で、民主的な手続きを踏んでいると言える。ただし、大学院における教育・研究指導において助教は研究指導補助業務が過大であることに問題が残る。

### 【改革・改善策】

任免・昇格に対する基準・手続は現状通りでよいが、助教にも大学院担当資格を与えることを検討したい。これには大学院学則の変更を伴うので、大学院全体として取り組むように働きかけていく。

## ④教育・研究活動の評価

### 【現状の説明】

#### （教育活動及び研究活動の評価）

昇格人事の際に研究業績だけでなく教育業績も評価対象としている。また、いずれの専攻でも毎年開催されている修士論文発表会は、本来は修士修了認定のためのものであるが、院生の研究を指導した教員の教育活動を教員が相互に評価する機会にもなっている。本年度から実施している院生向けアンケート調査では、院生による授業評価と研究指導評価を行っている。研究活動については、

### Ⅲ. 学部・大学院 理学研究科

発表論文数や申請特許件数、外部資金の導入状況などを理学集報に公表し、教員相互間で評価している。

#### 【点検・評価】

教員の教育活動および研究活動を評価するための研究科として定めたシステムはない。しかし不十分ながら研究業績の理学集報での公開も一定の有効性があると考えている。院生向けアンケート調査の有効性は調査結果がまだ集計されていないので評価できない。

#### 【改革・改善策】

研究活動の理学集報公表もまだ2年目なので、研究活動の活性化への有効性をもう少し見守りたい。教育活動を評価する方法を今後検討していきたい。

### ⑤大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

#### 【現状の説明】

本学では、学部教員のうち有資格者が大学院教員を兼担しており、学部と研究科が一体となって運営されている。また教員の一部は付置研究施設である高機能物質研究所等の研究員を兼担している。

#### 【点検・評価】

学部・大学院が一体なので、人的交流は適切に行われているが、その反面として大学院生が院生としてのアイデンティティに不十分さがある。

#### 【改革・改善策】

院生としてのアイデンティティはスペースの問題が大きく影響していると思われるが、平成21年度に理学部・理学研究科のスペースが広がるので、この問題の一部は解決すると期待している。

## 5. 研究活動と研究環境

理学研究科の専任教員はすべて学部の専任教員でもあるので、「研究活動と研究環境」の項については、学部の「研究活動と研究環境」の項を参照されたい。

## 6. 施設・設備等

理学研究科は理学部と施設・設備を共用しているので、「施設・設備等」の項については、学部の「施設・設備等」の項を参照されたい。

## 工学部

### 1. 学部等の理念・目的および教育目標

#### (1) 理念・目的等

##### 【現状の説明】

##### (理念・目的等の適切性)

工学部は、本学の理念を踏まえ、良心に基づいた社会的責任感を有し、時代に即応した判断力と、科学技術を以て社会の持続的発展に貢献する人材を育成することを教育の理念とする。この理念に基づき、工学・技術に求められる豊かな創造性と実務に即した応用力を育成するために、十分な基礎学力に加えて深い専門の科学技術と、幅広い教養を修得させて調和の取れた人格の発達を促すことを目的とする。

##### (理念・目的等の周知の方法)

理念・目的等はホームページなどで公開している。また、工学部ならびに各学科のアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーは、毎年の事業計画に明示している。

##### 【点検・評価】

工学部の理念・目的は福岡大学学則第1条2に明記されている。また、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーは、毎年の事業計画に明示している。したがって、これらの周知の方法については問題ない。

### 2. 学士課程の教育内容・方法等

#### 【到達目標】

本学の教育目標にしたがい、専門教育、教養教育、外国語、情報教育等に関わる授業科目を適切に配置しているが、4年間を通じてバランスよく、かつ無理なく学習できるように、今後4年間（平成20年度の相互評価後、3年以内）で、1年間に履修登録できる単位数の上限を56単位から50単位未満に設定したい。また、授業評価の結果を、「福岡大学工学部・工学研究科報」（平成17年度に創刊、2年ごとに刊行）に公表しているが、今後は、学生へ公表するとともに、良い評価を得た教員の授業を参観し、授業改善に生かせる制度を充実させる。

化学システム工学科は、平成19年にJABEEの認定を申請した。平成20年には、電子情報工学科、社会デザイン工学科および建築学科が申請予定である。また、機械工学科および電気工学科もJABEEの申請に準拠した形で学習目標の設定、カリキュラムの点検、教育マネジメントサイクルの実現を図っていく。

工学部での教育は、社会のニーズに対応させる形態で「ものづくり」を基本とした人材育成を学科体制で行い、機能してきた。しかし、21世紀の工学技術を担うためには、総合的工学知識を持ち、しかも複数の専門工学を修得した多能な人材が求められる。工学部は、4年以内に、学部後期（3年後期、4年次）において総合的工学科目、他学科専門科目等を履修できる制度を整備したい。

### Ⅲ. 学部・大学院 工学部

#### (1) 教育課程等

##### ①学部・学科等の教育課程

###### 【現状の説明】

(教育課程と理念・目的等との関係、カリキュラムの体系性、専門・教養・外国語科目の量的配分)

工学部の理念・目的・教育目標にしたがい、以下の事項を考慮してカリキュラムを組んでいる。

1. 幅広い共通教育：幅広い教養と豊かな創造力を育む。
2. 国際基準のカリキュラム：JABEE 認定教育プログラムや学びをサポートする授業を充実する。
3. 1年次から工学基礎を修得する。：工学教育に必要な基礎知識を修得する。
4. 少人数専門教育：豊富な実習・実験などを少人数で学ぶ。
5. インターンシップ：企業の現場で生きた工学を体験する。
6. 卒業論文・卒業計画：4年間の学びと体験を集大成する。

各科のコースによって必修科目および選択科目の内訳が異なるが、工学部の学生は、次の単位を修得しなければならない。なお、卒業単位は総計 138 単位である。

- (1) 共通教育科目（総合教養科目、外国語科目、保健体育科目）：合計 26 単位以上
- (2) 工学共通科目：合計 20～24 単位以上（学科により異なる）
- (3) 専門教育科目：合計 88～90 単位以上（学科により異なる）

###### (基礎教育・倫理教育の位置づけ)

共通教育科目、工学共通科目および専門教育科目をバランスよく、配列している。ほとんどの学科で、日本語能力不足や数学および物理学などの基礎学力不足の学生に対しては、1年次に配列している導入科目や補習科目で対応している。また、デザイン能力やマネジメント能力を身につけさせるために、学生が問題意識をもって、自主的に学習に取り組める設計・演習や卒業論文を配列している。

コミュニケーション能力を身につけさせるため、外国語科目、コミュニケーションに関する科目（社会デザイン工学科の「総合コミュニケーション」や化学システム工学科の「外書講読コミュニケーション」など）を配置している。また、「技術者倫理」あるいは関連科目で技術者としての倫理性を培う教育を行っている。しかし、一部の学科では、「技術者倫理」をカリキュラムに取り入れていない。

###### (専門教育科目と理念・目的との適合性)

化学システム工学科は、平成 14(2002)年に次いで、平成 19 年に JABEE 審査を受けた。平成 20 年度に、電子情報工学科、社会デザイン工学科および建築学科が審査を受ける予定である。JABEE 審査で認定された場合、JABEE コースの修了者は国際標準の能力を保証される。

###### (基礎教育・教養教育の責任体制)

教養教育の実施は全学共通の共通教育センターで行われており、共通教育の全学教育課程における位置づけは教務委員会で管理されている。工学部からはそれぞれに委員を派遣し、責任体制の一端を担っている。

###### (一般教養科目の編成)

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するために、総合教養科目 12 単位以上が卒業要件として設けられており適切である。総合教養科目 12 単位のうち、人文科学は 4 単位以上、社会科学は 4 単位以上必要であり、他に自然科学、



総合系列科目の中から残りの必要単位を取ることができるようになっている。平成 17 年に総合教養科目担当者と工学部教員間のネットワークの構築を進め、共通教育センターと工学部でネットワーク構築を合意した。平成 17 年度より工学部学生は総合教養科目として自然科学科目を履修し、工学部で開講していない生物、地学の分野に関する総合的な教養を身につけることができるようになった。平成 18 年度より総合系列科目として工学部教員が主催する「科学技術が支える私たちの生活」と題する科目がスタートし全学部生向けに最新の技術動向を講義している。

**（外国語科目の編成）**

外国語教育は言語教育研究センターでの議論や検討を経て実施されている。現在、英語では目的別クラス編成がとられている。目的別クラス分けは、学生の希望と英語運用能力テストの結果に基づいて行われている。フレッシュマン・イングリッシュの再履修者は全学で約 2,500 人、インターミディエイト・イングリッシュの再履修者は約 3,300 人と非常に多いのが現状である。卒業要件としては第一外国語 8 単位以上、第二外国語 4 単位以上としている。

**【点検・評価】**

電子情報工学科では、産業界の要望が強いソフト部門やデジタル系のソフト部門に関する専門科目に若干の不備が認められる。化学システム工学科の化学プロセス工学コースは JABEE の審査を受け、適切との評価を受けているが、化学システム工学コースについては、選択科目が多いことによる学生の授業への取り組み姿勢の希薄化が生じていないかなどを点検中である。建築学科では、設計・計画、構造、総合の三つのコースを設けたが、構造コースに進む学生が予定より少ない状況が続いている。

学生が「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するために十分な数の総合教養科目が設置されている。共通教育センターと工学部の間で教員間ネットワークの構築がなされている。

総合教養科目 12 単位は、他学部比べて少なく、卒業単位数に占める総合教養科目単位の割合は、人文・法・経・商学部の 0.156 に比べて工学部は 0.087 と半分程度である。

外国語科目の履修は、学生の希望が優先されるため、本当の目的別のクラス編成にはなっていない。目的別クラスで教育されている英語のレベル、さらには目的別クラスの編成に対して学部の要望が十分反映されているとは言えない。また、英語の再履修クラスを受講する学生が多いことも問題である。その一部は夏期休業中に集中講義として実施されているが、インターンシップなどの実施と重複することも多い。

**【改革・改善策】**

まだ、「技術者倫理」をカリキュラムに取り入れていない機械工学科および電気工学科は、今後のカリキュラム改正で対応する。電子情報工学科では、JABEE への対応ばかりでなく、必修・選択の配分、学科の再編まで視野に入れたカリキュラムの抜本的改革を検討している。社会デザイン工学科の導入科目「社会デザインとの出会い」の発表会や「卒業論文」の試問会を平成 20 年度からオープンにして、地域住民や企業などからの外部評価を求める。建築学科では、構造コースに進む学生が少ないことを受け、学生や社会の要求を反映させるために専門性を重視した二つのコースを統合し、カリキュラムの見直しを行う。

総合教養科目については、より幅広く深い教養を培うため単位枠を増やすことを検討する。

工学部として英語の教育に何を望むのか、エンジニアとして国際化に対応できる外国語能力とは

### Ⅲ. 学部・大学院 工学部

何か、などについて工学部の意見を集約し、言語教育研究センターと協議を行う。

#### ②カリキュラムにおける高・大の接続

##### 【現状の説明】

各学科は、1 年次に導入科目として「機械工学基礎演習」、「電子情報工学特論」、「化学工学と社会」、「社会デザインとの出会い」等を配列している。また、専門科目を学んでいくために必要不可欠な物理、数学等の基礎学力を十分に修得していない学生に対するリメディアル教育は、これらの導入科目の中で、あるいは補習授業で行っている。

##### 【点検・評価】

機械工学科では、当初は、少人数クラスによる個別指導を主体とした導入教育の形態をとり、基礎的事項の修得や学習意欲の向上が見られた。

電気工学科では、少人数教育で対応しているため、学力差のある学生にも対応できている。学生と教員との距離が縮まり、学生の学力、性格等を把握し易い。一方で、学生の学力低下も止まらない現状があり、より手厚い対応が求められている。

電子情報工学科の「電子情報工学特論」では、教員と学生との密な接触の場も提供しており、生活指導等の面でも機能しているが、学生を少人数のグループに分割してプレゼンテーション等の演習などを行うために、教員ごとの評価にばらつきが見られることがある。

化学システム工学科では、「ゆとり教育の世代」の入学にともない、学生の勉学への姿勢、将来の就職等への意識の欠如が目立ち始めた。この点への対応を早急に検討する必要が生じている。

社会デザイン工学科のリメディアル教育は、専門科目で必要な基礎学力の向上と学生の学力修得度に合わせた講義編成の実施に繋がっているものと評価される。

建築学科では、建築全般の仕組みや専門的な用語などの理解を深めることに力点を置いた科目を用意し、専門教育へ円滑に進めるようにしているところが特色である。

##### 【改革・改善策】

機械工学科では、数学や物理学など他の基礎科目と専門科目との関係を学生が意識できるようなカリキュラム改善を平成 21 年度実施に向けて行う。

電気工学科では、少人数教育の効果をより大きくするためにティーチングアシスタントの積極的導入を進める。

電子情報工学科では、評価のばらつきを抑えるため、プレゼンテーションの評価項目と基準を具体的にして、各教員に周知徹底する。

化学システム工学科では、平成 20 年度入学生より「修学基礎演習」を新設し、専任教員が分担して（担任として）少人数でキャリア教育、工学の基礎としての素養を身につけさせるための授業を行う。詳細は平成 20 年度新学期までにまとめる。

社会デザイン工学科では、高校で物理を学習していない学生が数人おり、個別の対応を行う。また、補習授業担当者と工学共通科目である数学、物理の教員との連携を強める。

#### ③インターンシップ、ボランティア

##### 【現状の説明】

##### （インターンシップの実施）

社会デザイン工学科では、3 年次生の前期科目に「キャリアデザイン」を開講しており、学生全員が 2～4 週間の夏季実習（インターンシップ）に参加し、実習終了後は実習内容、実習を通して得

たものなどについて報告会を行っている。インターンシップ期間中には、学科教員が全実習先を訪問、就職等に関する情報交換を行っている。建築学科では、職業観を身につけ、企業が求めているものを理解させ、専門科目と社会との関連をつけさせるために、平成 19 年度より学生の希望調査を基に建築実務演習で官庁、企業等での企業研修を実施している。

**【点検・評価】**

社会デザイン工学科は、学科創設以来、実施してきた、「インターンシップ教育の組織的・継続的实践」が評価され、平成 16 年度九州工学教育協会賞を受賞した。

インターンシップでは、学生の職業観、責任感に対する意識を高めるとともに、講義で学んだ専門科目が実社会でいかに用いられているかを確認する好機となっている。問題点として、業種や実習場所等に関し、学生が希望する実習先と確保された実習先が必ずしも一致しない場合がある。また、学生数に見合う実習先企業の確保に毎年大変な労力を要することが挙げられる。

建築学科では、学生の希望と受入れ企業との対応が十分にはとれていないのが現状である。

**【改革・改善策】**

産官学連携によるインターンシップの教育効果が非常に大きいことをアピールして受入れ先の開拓と更なる理解と協力を得る努力をつづける。

**④履修科目の区分**

**【現状の説明】**

機械工学科では、機械工学を材料力学、流体工学、熱工学、機械設計・工作、機械力学・制御と 5 分野にわけて、それぞれ、授業科目として 4 単位分の必修科目と選択科目 4 科目 8 単位、実験・実習科目 1 科目必修 2 単位、設計演習 1 科目 2 単位の計 16 単位が開講されている。また、機械工学基礎演習 1 単位、工業力学 2 科目 4 単位、材料工学 1 科目 2 単位、製図法 1 科目 2 単位の必修科目がある。他に、卒業論文 3 単位、材料工学系、電気系、化学工学系、情報処理系など、14 科目 28 単位の選択科目が開講されている。卒業に必要な専門教育科目の単位は、必修科目 39 単位、選択科目 49 単位以上である。

電気工学科では、基本的に電気主任技術者認定校としての条件を満足した上で、変化する時代の要請に適応するようにカリキュラムを構築している。卒業に必要な専門教育科目の単位は、必修科目 66 単位、選択科目 24 単位以上である。

電子情報工学科における卒業に必要な専門教育科目の単位は、電子情報コースで必修科目 58 単位、選択科目 34 単位以上、情報デバイスコースで必修科目 82 単位、選択科目 10 単位以上、情報システムコースで必修科目 80 単位、選択科目 12 単位以上である。

化学システム工学科における卒業に必要な専門教育科目の単位は、化学プロセス工学コース (JABEE 認定コース) で必修科目 80 単位、選択科目 10 単位以上、化学システム工学コースで必修科目 62 単位、選択科目 28 単位である。化学システム工学コースでは、多様な職業分野への対応と言う観点から選択科目を多く配分している。

社会デザイン工学科における卒業に必要な単位は、社会デザインコースで必修 53 単位、選択 39 単位以上、建設デザインコース (2008 年度 JABEE 申請コース) で必修 67 単位、選択 25 単位以上である。平成 19 年度における工学共通科目の必修の割合は 70%、専門教育科目の必修の割合は社会デザインコースで 58%、建設デザインコースで 73% である。

建築学科では、1~2 年次の科目単位総数の約 70%程度を基礎的な必修科目とし、3 年次以降に専

### Ⅲ. 学部・大学院 工学部

門性を重視したコース毎の必修科目と選択科目をそれぞれ科目総数の 50%程度ずつ配している。卒業に必要な単位は、総合コースで必修科目 74 単位、選択科目 18 単位以上、設計・計画コース（2008 年度 JABEE 申請コース）で必修科目 77 単位、選択科目 18 単位以上、構造コース（2008 年度 JABEE 申請コース）で必修科目 82 単位、選択科目 10 単位以上である。

#### 【点検・評価】

機械工学科としては学生にはできるだけ多くの科目履修をすることを希望しているが、基礎となる低年次科目の選択科目を履修せずに高年次科目を履修する学生が出現している。

電気工学科の現状は、妥当であると評価している。

電子情報工学科の必修・選択の量的配分は、三つのコースの特色を反映したものとなっており適切な配分であると考えられるが、開講科目の絶対数が多いことが問題と考えられる。

化学システム工学コースでは、選択科目が多いため、学生の授業態度が希薄化するという難点が指摘された。平成 19 年度に事業計画ではこの点の見直しをあげ、すでに検討を進めている。

社会デザイン工学科の建設デザインコースは必修をやや多くしており、両コースとも必修・選択の配分は適切である。

建築学科の現状は、必修と選択がほぼバランスのとれた配分となっている。

#### 【改革・改善策】

機械工学科において、学生の自主性を尊重する意味で選択科目の割合が多いことは評価できる。しかし、機械力学、要素設計など本来通年で学習すべき科目で半年を必修、残り半年を選択としている科目については、平成 20 年度に実施予定のカリキュラム改訂作業において必修化の可能性も含めて検討する。電子情報工学科のカリキュラム編成における必修・選択の量的配分の適切性については現在、カリキュラムそのものの抜本改定を目指して検討中である。化学システム工学科では、選択科目を 5 科目程度少なくし、スリム化を図るとともに、その時間を有効に活用し、前述の「修学基礎演習」を 1 年後期の必修科目とし、勉学意欲を高めるような指導を行うこととした。社会デザイン工学科では、3 年次のコース振分けにおいては、安易に必修と選択の割合でコース選定しないようにコースの違いを十分説明する。建築学科では、必修と選択の配分バランスの変更はしないが、コース毎の必修科目の一部について見直しを検討する。

### ⑤授業形態と単位の関係

#### 【現状の説明】

機械工学科の講義形式の科目は半期週 1 コマで 2 単位、実験実習科目は半期週 2 コマで 2 単位である。また、テスト形式主体の機械工学基礎演習は半期週 1 コマ 1 単位である。電気工学科の各授業科目は講義、演習、実験に分かれるが、大学設置基準に準じた学則 32 条により定められた単位計算法が適用されている。電子情報工学科の授業科目と演習科目は週 1 コマを半期履修して 2 単位、実験科目は週 2 コマを半期履修して 2 単位となっている。社会デザイン工学科の講義科目と実験は 2 単位、演習、設計製図、実習科目は 1 単位、卒業論文は 6 単位として開講している。基礎的な科目である構造、地盤、水理科目については、講義 2 単位と演習 1 単位を連携させて評価している。建築学科の講義では理解度を把握するために小課題を与え、設計演習や実験演習等では少人数による指導を実施し、履修規程に基づく授業時間を行ってそれぞれ 2 単位、1 単位としている。

#### 【点検・評価】

機械工学科では、講義形式科目におけるミニテストを成績評価にどのように反映するか、また、

実験実習の効率的な実施が可能なカリキュラム編成、実施内容の組み換えを検討する必要がある。

電子情報工学科の実験科目はグループで実験を行うのに対して、演習科目は単なる演習だけでなく半分以上の時間は講義を行っていること、また、演習も一人ひとりで行っていることから、この単位計算方法は妥当である。上記以外の学科の授業の形態と単位の関係は妥当である。

#### 【改革・改善策】

機械工学科では、平成20年度に実施予定のカリキュラム改訂作業において以下の2点を検討する。

- (1) 講義形式科目については、ミニテストを成績評価にどのように反映するか。
- (2) 実験実習科目については、効率的な実施が可能なカリキュラム編成、実施内容の組み換えを行うとともに、週2コマ2単位を1単位にできるような授業形態が可能であるか。

#### ⑥単位互換、単位認定等

##### 【現状の説明】

##### （単位互換、単位認定方法、認定単位の割合）

国内外の大学との単位互換は行っていない。入学前の既修得単位については、学則に基づき学士入学、編・転入学において単位認定を行っており、教務委員会および学部教授会の議を経て承認される。認定単位数は卒業要件138単位中、学士入学は81単位、編・転入学は65単位を上限としている。

##### 【点検・評価】

入学前の既修得単位については、各大学等でシラバスの整備が進んでいるため単位認定はスムーズに行われている。

#### ⑦開設授業科目における専・兼比率等

##### 【現状の説明】

##### （専任教員の授業比率、兼任教員の教育課程への関与）

機械工学科の開設授業科目中、専任教員が担当する授業科目数とその割合は、専門教育科目における必修科目については89.3%、選択科目50科目中電気工学通論1科目が非常勤、電子工学通論および化学工学通論が工学部他学科の教員に担当を依頼している。

電気工学科の開設授業科目中、専任教員が担当する授業科目数とその割合は、専門教育科目で36.7科目、87.4%であり、共通教育科目で、33.5科目、56.8%である。

電子情報工学科の専門教育科目における専任と非常勤の比率は83:17であり、主要な必修科目の大半は専任の教授と准教授が担当している。

化学システム工学科の全専門教育科目の80%程度を専任の教授、准教授が担当している。実験や演習科目では助教と助手が兼担あるいは補助する。実務家教員による担当が相応しい科目に関しては、企業実務者の非常勤などを要請し、厳密な資格審査のもとに適材適所で対応している。なお、常勤と非常勤の担当科目比率は、卒業論文と共通教育科目を除く総科目数で数えると77:23である。

社会デザイン工学科の全専門教育科目における専任と非常勤の割合は82:18であり、必修科目の大半は専任の教授および准教授が担当している。社会基盤施設設計製図、工業火薬学、エネルギー施設工学は、現場の知識が必要なため実務家の非常勤講師が担当している。

建築学科の必修科目の大半は教授および准教授が担当している。コース毎の必修科目と選択科目は原則として専任教員が担当しているが、設計製図教育については実務家も一部担当している。

### Ⅲ. 学部・大学院 工学部

各学科の専・兼比率が示すように、工学部の教育課程への兼任教員（非常勤）の関与は限定的である。

#### 【点検・評価】

電気工学科における専任教員担当割合は約 85%で、専・兼比率等は妥当である。

電子情報工学科における主要な必修科目の大半は専任が担当しており、非常勤の担当している科目の多くは科目の特殊性によるものであるため、この比率は妥当なものであると判断する。

化学システム工学科は、JABEE 審査などで評価されており、問題点は指摘されていない。

社会デザイン工学科の専任教員の担当割合は妥当である。

建築学科で、設計演習の教育効果を上げるためには実務経験を有する教員の参加が必要である。学外の実務家の設計教育への積極的な参加により教育効果を上げている。

助教に、主要授業科目以外の授業科目を担当させている学科とそうでない学科がある。ほとんどが講師以上の教員との共同担当である。助手には演習、実験又は実習を伴う授業科目の補助をさせている。

#### 【改革・改善策】

現在、助教の業務は学科毎に対応させているが、時間をかけて工学部である程度の統一性をもたせるべく議論していく。

### ⑧生涯学習への対応

#### 【現状の説明】

JABEE 認定を受けている化学システム工学科では、コース修了生は技術士 1 次試験が免除され、就職後の技術士受験への道が開かれている。平成 20 年度には電子情報工学科、社会デザイン工学科、建築学科の JABEE 申請が予定されており、生涯学習のきっかけになるものと思われる。

#### 【点検・評価】

エクステンションセンターの講座にも生涯学習に関するものも開講されているが、工学部学生が受講できる講座はまだ少ない。

#### 【改革・改善策】

工学部学生用のエクステンション講座を増やす必要があるが、資格試験を伴うものについては、合格率の数値目標を設定したマネジメントを提案する。

## （2）教育方法等

### ①教育効果の測定

#### 【現状の説明】

#### （教育効果の測定方法）

教員レベルでは、前期および後期に実施する授業評価アンケート結果で自己の教育効果を判断できる。JABEE 申請の学科では、目標達成度に関するアンケート調査を実施している。

#### （測定方法に対する教員間の合意、測定方法の有効性を検証する仕組み）

工学部では教育マネジメントサイクルを導入し、教育目標を明確に設定、その実現に向けた行動プログラムを策定、実行、評価し、その評価結果に基づく改善を組織的・継続的に図っている。学部全体や学科単位で教育マネジメントサイクル活動計画書を作成し、その結果を報告書として大学に提出し、ホームページ上で公開している。

(学生の進路状況)

平成 18(2006)年度の卒業生(684人)の進路は、民間企業(517)、官公庁(11)、教員(0)、本学大学院(71)、他大学院他(36)、進路未定(49)である。工学部の進路未定率は7%で、大学全体の23%に比べかなり低い位置である(「大学基礎データ」表8)。

本中項目について、学科毎に相違点があるので以下に記す。

機械工学科では、平成16～18年度に実施採択された特色ある教育「機械工学における計測オートメーションに関する実践教育」において、教育効果の測定尺度を検討したが、有効な結論には至っていない。また、学科内で統一された教育効果の測定は、実施されていない。

電気工学科では、教育効果を測る最大のもは、科目を担当する教員の行う定期試験と捉えている。これに加え、教員は、日常の授業中に演習や小テストを随時行っている。また、宿題レポートを課すなどして教育上の効果を把握し、次回の授業で学生の理解をさらに高めるための資料にしている。測定方法の判断基準については、統一を図る試みはあるが、専門性の壁もあり、現状、個々の教員の個別の判断に任されている。期末には、授業評価アンケートを実施し、教育法や教育効果の学生側の主観的評価を得ている。教育効果の客観的検証としては、電気主任技術者試験の受験結果や、卒業生の進路決定状況といった、外部での学生評価に頼る以外には無い。卒業生の就職進路割合はその年によって変わるが、大まかには、15%は電力・電気設備系、35%は製造業系、20%は情報通信系に、20%はその他の分野(その内の数%は公務員)に就職しており、10%程度は大学院へ進学している。

電子情報工学科では、教育効果の測定は定期試験に加え、中間テスト、小テスト、レポート評価によってより細かく行っている。この測定方法を採用し、シラバスに明記することを学科で取り決めて実施している。卒業生の85%は専門である電子情報産業界に就職し、残りの15%は大学院に進学している。授業科目では出席点などの評価を算入しないよう学科で取り決めを行っている。学科の教育点検委員会が年度末に終わった時点で定期試験の答案、授業評価アンケートの点検を行っている。

化学システム工学科では、学生による授業評価を授業ごとに実施し、授業改善会議にて全員が改善点などをまとめ、相互評価などを実施している。また、年2回程度、外部評価委員会を開催しているが、これを多面的に活用し、当学科卒業生からの意見聴取、また第三者として企業の技術者などから卒業生の評価を聴いている。就職希望者に関しては、ほぼ100%の就職率である。大学院への進学率は10%程度である。

社会デザイン工学科では、工学部が実施するアンケートに加え、目標達成度を設定した学科独自のアンケート調査を全科目において行っている。平成20年度にJABEE認定の受審を予定しており、これに基づきJABEE準備委員会において、教育効果ならびに目標達成度等の測定方法を検討、学科会議において了承を得ながら実施する体制をとっている。本学科の就職先として、総合・一般建設業ならびに舗装・設備・特殊工事などの「建設業」、測量、設計コンサルタントなどの「建設サービス業」、資材・機材・住宅などの「建設メーカー業」、さらに「公務員」や建設系以外を含むその他の業種が挙げられる。就職率として平成15年度では、82%、平成16年度では92%、平成17年度では、89%、平成18年度では、95%となっている。また、大学院への進学率は、平成17年度では、23%、平成18年度では、27%に達している。

建築学科では、JABEE委員会を立ち上げ、学習目標達成評価委員会で目標達成度を測るための方

### Ⅲ. 学部・大学院 工学部

法を提案し、その仕組みをチェックできる体制を作っている。

#### 【点検・評価】

機械工学科では、教育効果とは卒業生に対する社会の評価であると考えている。全国および九州地区の中堅企業による本学卒業見込み者に対する求人は、この2—3年の好況時はもちろんのこと、不況時においても就職希望者を十分上回っている。採用担当者からのヒアリングによると、特に設計製図教育に対する評価が高い。

電気工学科で、教育効果の測定法については、十分に統一されていないと判断される。教育効果の総合的かつ客観的測定法は準備されていない。卒業生の進路としては、本来の専門性と社会の要請から見て、妥当な状況であると判断している。

電子情報工学科では、学科の教育点検委員会が年度末に科目の評価、定期試験の答案、授業評価アンケートの点検を行っている。卒業生の進路としては、専門領域に就職しており評価できる。

社会デザイン工学科では、近年、卒業生の就職率が向上しており、特に院卒学生の進路状況は好調といえる。

建築学科では、評価システムが十分であるかどうかは現在のところ判断できていない。

#### 【改革・改善策】

教育効果の客観的な測定法については、その必要性自体を慎重に検討すべきであるが、社会的な評価を積極的に調査することも視野に入れて、検討する。

### ②厳格な成績評価の仕組み

#### 【現状の説明】

（科目登録の上限、成績評価法・評価基準、厳格な成績評価の仕組み、各年次および卒業時における学生の質の保証）

履修科目登録の上限は学年、学生の能力に係わらず年間56単位に設定されている。JABEEに準拠した厳格な成績評価によって教育成果の保証は得られている。また、3年、4年への進級時に必要取得単位数が、所謂「関門」としてそれぞれ66単位、110単位と設定されており、3、4年次の学生の質を保証する仕組みの一つとなっている。既に述べたように全学科がJABEEへの取り組み、または準拠した取り組みの一環で成績評価方法および成績評価基準を定め、シラバスに明記している。なお、科目ごとに、シラバスどおりの評価をしているかどうかはJABEEの審査項目になっている。

工学部の退学理由の内訳は、本学他学部と比べると、学力不振・進路変更が多い。また、退学者数も本学他学部と比べると、1、2年次の割合が高い。卒業時の質の保証で、総合力の評価は卒業論文に偏重している。また、全国一斉テストのような実力評価は行われていない。

#### 【点検・評価】

化学システム工学科では、JABEEの審査で質の保証が高く評価されている。

#### 【改革・改善策】

学生の能力に応じた科目登録数の上限設定を行い、低学年から修学指導を徹底することを提案する。また、「継続的学習能力」やJABEEの「デザイン能力」などに相当する専門教育科目の導入を行う。



## ③履修指導

## 【現状の説明】

## (履修指導の適切性)

履修指導は、毎年度作成する学修ガイドの中に、当該年度の履修上の注意事項を掲載し、全学生に配布している。新入生に対しては入学直後に学修ガイドをもとに履修指導を行っている。平成19年からWeb履修登録システムが導入され、学生の履修登録の利便性に配慮している。

## (留年者等に対する教育上の配慮)

年1回、全学科一斉に行われる修学指導の際に、各学科できめ細かく実施している。また、学科によって相違はあるが、ほとんどの学科で専任教員の学年担任制を設け、学生が卒業するまで責任をもって指導している。以下に、機械工学科の例を記す。

機械工学科では、1年次前期に開設されている「機械工学基礎演習」における成績不良者に対して、きめ細かく指導をすることによって、修学に問題のある学生の発見に努めている。また、1年次終了時の修得単位数30単位未満あるいは平均点が70点未満の学生については、担任による個別指導を実施している。2年次以上については学年末における総修得単位と平均点だけでなく各年次における修得単位数の経年変化を調査することにより、修学指導をきめ細かく実施している。すなわち、2年次終了時の修得単位数66単位、3年次終了時の修得単位110単位を下回る留年生だけでなく、次年度に留年の可能性のある3年生(80単位以下)についても担任が必ず個別指導を行う。さらに、極端に修得単位の少ない学生については、家族を交えて時間をかけて転部、退学などの針路変更をも視野に入れて修学に関する相談を受けている。また、精神的な問題がある場合にはヒューマンデベロップメントセンターなどの専門家によるカウンセリングを勧めている。

## (オフィス・アワー)

オフィス・アワーについては、全教員、在室時には学生の質問相談を受け付ける体制をとっており、少なくとも週3時間以上の時間が確保されている。

JABEE申請の学科では、「目標と達成度の記録簿」を全学生に配布し、自らの修学および課外学習などの達成度を自己点検評価させている。さらに、単位不足の学生については保護者に連絡するとともに本人に対して修学指導を行っている。

## 【点検・評価】

機械工学科では、学生に対する履修指導は妥当であると考えている。しかし、問題を抱えた学生への指導に時間をとられて、トップクラスの学生に対する指導がおろそかになっていないかという懸念がある。電気工学科では、学生に対する履修指導は妥当であると考えている。しかし、学生の気質の変化への対応については効果的な方策を見出せていない。また、留年生への特別な配慮は修学指導を除いてなされていない。化学システム工学科では、留年生に対応するのみならず、留年を減らすための措置が必要である。建築学科では、アドバイザー制や単位不足学生の修学指導についてはある程度の履修指導の効果を上げている。

## 【改革・改善案】

機械工学科では、意欲ある学生にも重きを置いた履修および修学指導のあり方を平成20年度に実施予定のカリキュラム改訂作業において検討する。電気工学科では、他学科あるいは他学部における事例研究を行い、修学指導法導入の可能性を探る。化学システム工学科では、留年を予防する対策として、すでに述べた「修学基礎演習」を新設し、担任ごとに生活面の指導を含めて修学上の注

### Ⅲ. 学部・大学院 工学部

意点をきめ細かく教示することを平成 20 年度入学生より開始する。建築学科では、アドバイザー制については呼び出しに応じない学生もあり、今後効果的な方法を検討する。

#### ④教育改善への組織的な取り組み

##### 【現状の説明】

##### （教育方法改善の措置、学生による授業評価、FD活動に対する組織的な取り組み）

工学部共通および各学科で、教育効果の測定方法の項で述べた教育マネジメントサイクルを定め、全学科が JABEE への取り組み、またはこれに準拠した教育改善への組織的な取り組みを行っている。学生による授業評価は、化学システム工学科が独自アンケートを行っている以外は、工学部共通の授業アンケートによって行われ、工学部平均との比較などが分析される。結果は全学科の教員に配布されている。FD活動は、教育マネジメントサイクルの一環として学科単位で行われている。

化学システム工学科では、平成 12 年度から「カリキュラム会議」を設けた。会議は学科の教務担当教員が議長となって、カリキュラム改正を要する事項の審議、各科目についての到達度、評価方法の検討、他学部学科担当者との教育内容、評価についての調整などを行う。

工学共通科目の数学、物理学の内容については、工学部各学科でまとめた要望を工学部の教務委員が理学部側に伝達してカリキュラム改訂に盛り込むようになっている。物理化学、無機化学、有機化学の各々については、該当分野の化学システム工学科教員と理学部教員との間で、教科書や教授範囲の調整を行っている。

また、化学システム工学科では、年に 2 回の頻度で外部評価会議を実施し、教育内容などの点検・評価を行っている。毎回、特定テーマを設定し、パネル討論会を開き、これらの討論会に学科教職員の出席を要請し、学習・教育目標について意識の向上と周知を図っている。

##### （シラバスの活用）

シラバスは、様式が統一され Web 化されている。また Web による科目登録時にシラバスがその場で参照できるため、授業評価アンケートの中でも学生が高く評価している。また、初回の授業でシラバスを利用する教員、1 年次の導入科目でシラバスの活用の仕方を説明する学科が増えている。授業評価アンケート結果は、各学科・教員レベルで活用されている。

##### 【点検・評価】

計画・実践・評価・改善の PDCA サイクルの各ステージが組織的に行われるようになってきた。カリキュラム改正や授業のプランを行う P ステージは、学科の承認をとるため学科会議が主体となっている。会議の実施平均回数は 19.7 回/学科であった。また、複数人の教員で授業の計画や実施、あるいは評価を行っている科目数は、一学科あたり平均 10.0 科目/学科であった。C ステージで、自己点検を行う会議は 3.8 回/学科で、一学期あたり約 2 回開催されていることになる。さらに、学外者(卒業生を含む)をメンバーに含めた外部評価委員会は別途 1.0 回/学科、開催されている。最後に A ステージに相当する会議は、3.7 回/学科、開催されており、ほぼ自己点検と同期して行われている状況である。PDCA サイクルをさらに洗練して確実に回すことが望まれる。シラバス様式を統一し、学生の評価も高いことから問題ない。工学部では教員個人の教育スキルは十分に向上しており、また組織的な教育マネジメントサイクルの実施により教員個人のスキル向上に過度に依存しない体制を目指しているため、FD に関しての課題はない。

化学システム工学科で実施している化学、化学工学の専門書を教材とする少人数クラスによる外書講読演習や、産業界からの外来講師による研究開発序論などの開設による実践的科目の充実前は

記の外部評価会議等での討論の成果である。

### ⑤授業形態と授業方法の関係

#### 【現状の説明】

#### （授業形態と授業方法の適切性、マルチメディア教育の導入、遠隔授業による単位認定）

機械工学科の講義科目では、マルチメディアや情報機器を多用し、学生の興味を喚起し効率よく講義を進める工夫がなされている。

電気工学科では、コンピュータ基礎 I、II、情報処理 I、II、においてマルチメディアや情報機器を利用している。

電子情報工学科でコース分けをする前の1年生の主要な必修科目であるプログラミングと電気回路については、1学年を2クラスに分けて授業を行うことで教育効果を高めている。大半の教員はパワーポイントに代表されるマルチメディアを用いて学生の理解を助ける教育を積極的に行っている。

化学システム工学科の授業は座学、演習、実験に分かれており、カリキュラム全体の進行度に合わせて進められている。座学では再履修生だけを対象としたクラスをいくつか編成し、少人数による密度の高い授業を行っている。演習や実験においては2〜3のクラスに分割し、さらに5人程度の班に分けて議論や実習が円滑に進むよう配慮している。化学システム工学科が主に使用する4つの教室はすべてマルチメディア機器が設置されており、プロジェクターを使った授業が多く行われている。

社会デザイン工学科では、総合情報処理センターの演習室等における情報処理演習のほか、各教室のマルチメディア機器を活用したビジュアルな講義が多数行われている。

建築学科の構造力学や情報処理などの一部の専門基礎科目については2クラスに分けた少人数教育を行っている。また、設計演習や実験演習等については複数の教員による少人数の教育指導を行っている。

遠隔授業による授業科目の単位認定はないので記述しない。

#### 【点検・評価】

機械工学科のマルチメディアを多用した講義については、様々な教育効果が期待できる。電気工学科のマルチメディア教室は、様々な教育効果が期待できるが、数に限りがあり、利用者が限定されている。施設の整備充実が必要である。定員140人の電子情報工学科で、1年次必修科目を1クラスで実施している科目が3科目残っているので改善が必要である。化学システム工学科では、十分に機器の活用がなされている。社会デザイン工学科では、マルチメディア教室が不足しており、機器の設置を要望している。低学年次の少人数による教育は学生に好評で、教育効果は上がっている。

#### 【改革・改善策】

電子情報工学科で、1年次に1クラスで実施している必修の3科目についてはクラス分けを行う。マルチメディア化とともに少人数教育は、教育効果を上げる有効な手段と考えられるので教員が共同担当してこの推進をめざす。また、各教室の状況・条件を良質に統一すべく、大学の施設整備計画の中で対処していく。

### Ⅲ. 学部・大学院 工学部

#### (3) 国内外における教育研究交流

##### 【現状の説明】

(国際化・国際交流の推進に関する基本方針、国際レベルでの教育研究交流緊密化の措置)

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針は学部として特に定めていない。

本学の国際交流プログラムによる学部留学生は平成16年(2004)の11人から4人に減少している。また、海外からの交換留学生は、年平均1人、本学部から海外への長期(1年間)の交換留学者は0人、短期(1月間)の海外研修生は年に1~2人と他の学部に比べて少ないのが現状である。

学科や教員個々の努力によって一部、国際レベルでの緊密な教育研究交流が推進されている。国際感覚に優れた技術者を育成する環境作りは局所的ではあるが着実に推進されている。

##### 【点検・評価】

海外からの留学生が少ない。この原因の一つとして経済的理由が考えられる。また、日本人学生の海外への関心が低い。一部であるが、学科や教員個々の努力によって国際レベルでの教育研究交流が推進されていることは評価できる。

##### 【改革・改善策】

多数の優秀な留学生を確保して日本人学生との教育研究交流を図るため、留学生に時間的・精神的余裕を与えるための経済的支援策の整備を全学に提案する。また、日本人学生の関心が海外に向くように、日ごろの雰囲気作りが必要である。これにはまず教員が国際的な舞台で教育研究活動を行う努力を積み重ね、国際感覚を磨くことである。若手教員向けの国際活動奨励金制度の提案や学生に留学に必要な語学力を身につけさせる教育プログラム作りを検討する。

### 3. 学生の受け入れ

#### 【到達目標】

18歳人口の減少が今後も続く状況の中で、工学部および各学科への受験生数を維持あるいは増加させ、かつ入学生の学力レベルを維持あるいは向上させることが目標である。

#### (1) 学生募集方法、入学者選抜方法

##### 【現状の説明】

学生の選抜は全て入学試験によって行っており、一般入試、推薦入学、その他(大学入試センター試験利用入学試験、帰国子女、学部留学生、社会人、編・転・学士)に大別できる。一般入試は前期と後期がある。前期の選考は、英語・数学・理科の3科目の合計点で行う。後期の選考は、英語、国語、数学の3科目から、各科指定の2科目の合計点で行う。推薦入学は、A方式(全学科で実施、募集人員は入学定員の3割程度)とB方式(社会デザイン工学科で実施、募集人員は5人程度)に分類される。B方式推薦入学はボランティア活動や課外活動、生徒会活動で特出した能力を有する者を対象にしており、選抜は調査書、小論文、面接により総合的に行う。なお、一般入学試験とA方式推薦入学では、工業高校の出身者や美術など特出した能力を有する者には、学科によって特別な考慮がある。この他に、社会人入学試験(機械工学科と社会デザイン工学科)および編・転・学士入学試験がある。

##### 【点検・評価】

文部科学省においては、受験生への公平性に鑑みて、全募集人員の5割以上を一般入試で募集することを指針としている。現在、全学科とも、推薦およびその他の入試を補完的に位置付け、全募

集人員の約7割を一般入試で募集しており、妥当である（「大学基礎データ」表15）。

## （2）入学者受入れ方針等

### 【現状の説明】

#### （受入れ方針と理念・目的の関係）

工学部では、「福岡大学の理念を踏まえ、良心に基づいた社会的責任感を有し、時代に即応した判断力と、科学技術を以て社会の持続的発展に貢献する人材を育成する。」を教育理念として掲げており、各学科の専門領域を基礎から応用までカリキュラムに応じて修得し、問題解決能力、発表能力、コミュニケーション能力を養っていきける意欲と学力と人間性を備えた生徒の選抜、受け入れを志向している。

#### （受入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムの関係）

一般入試では、専門領域の応用までを修得できる基礎的な学力があるか測定できる、また、推薦入学では学力試験とともに面接を実施しており、専門領域に関する興味や意欲をある程度確かめることができる。

カリキュラムとの関係については、幅広い教養、倫理観および専門領域の導入から応用までを修得させる授業科目を組んでいる。問題解決能力や発表能力の涵養のため、設計・演習や卒業論文を、またコミュニケーション能力を身につけさせるための授業科目を配列している。

### 【点検・評価】

募集の主体である一般入試においては、筆記試験を主としており、相対的学力は妥当に選考されている。推薦入学では、面接で各学科の専門領域への興味、適性、適応能力あるいは意欲をある程度、測ることができる。現時点で改善すべき事項はない。

## （3）入学者選抜の仕組み

### 【現状の説明】

#### （入学者選抜試験実施体制、選抜基準の透明性）

本学の入学者選抜試験は入学センターが中心となって全学的な体制で実施される。より具体的な実施体制はⅡ. 大学4. 学生の受け入れの項を参照されたい。

### 【点検・評価】

入試形態の多様化とともに、入試業務の負担は重くなっている。

### 【改革・改善策】

入試形態の簡素化を検討する。

## （4）入学者選抜方法の検証

### 【現状の説明】

#### （入試問題の検証）

工学部の各学科が直接選考に関わらない入試形態においては、試験科目ごとの専門教員が出題グループを形成し、作題、試験実施、採点、事後のそれぞれの場面において、検討会を繰り返すなかで、十分な検証が行われている。各学科が独自に小論文、筆記試験を出題し、また、面接者を務める入試形態においては、各学科内において十分な検証が行われている。

### Ⅲ. 学部・大学院 工学部

詳細は、「Ⅱ. 大学4. 学生の受け入れ」の項を参照されたい。

#### 【点検・評価】

現状においては、入試問題の検証には十分な時間と回数を確保できている。

#### (5) 定員管理

##### 【現状の説明】

##### (学生定員と学生数の比率)

(「大学基礎データ」表13)(工学部)によると、過去4年間における工学部の入学定員超過率は、1.16、1.11、1.13、1.33で、平均が1.18である。前回の点検・評価(平成12年)では、1.20であったからやや減少している。平成19(2007)年度の収容定員超過率は1.22である(「大学基礎データ」表14)。

##### (組織改組・定員変更の可能性を検証する仕組み)

工学部は、過去において定員を下回ったことはない。しかし、受験者数の減少から、近い将来、危機的状況に陥る可能性は高い。工学部では、主任会の下に「工学部教育に関する会議」を設置して、必要に応じて組織改組や定員変更を議論、立案し、主任会、教授会の議を経て実現していく仕組みがある。

#### 【点検・評価】

収容定員に対する在籍学生数の比率は、私立大学としては比較的、低いレベルにあると思われる。しかし、学科単位での入学定員超過率が、年度ごとに大きく変動しており、入学者が多くなった場合、実験・実習施設を使う授業などで、特に教育上の支障をきたしている。

#### 【改革・改善策】

入学定員超過率が年度により大きく変動する最大の原因は、一般入試の歩留まり(入学者数/合格者数)が予測に反するからである。歩留まりが安定するためには、工学部はもとより本学の社会における評価を高める不断の努力を継続する以外にない。

#### (6) 編入学者、退学者

##### 【現状の説明】

##### (退学者の状況・退学理由)

(「大学基礎データ」表17)によると、過去3年間の工学部の退学者総数は、114人、99人、84人である。退学理由については、基礎データでの開示がないので詳細は不明であるが、学部長決済時に把握した退学理由として、除籍、経済的理由、進路変更(他大学受験含む)、一身上の理由などが多い。

#### 【点検・評価】

大学全体の過去3年間の平均退学者数は、562人であり、在籍学生総数(2007年5月現在)19,972人の2.8%である。工学部の過去3年間の平均退学者数は99人であり、これは学生在籍者数3,116人に対し3.2%であり、工学部の退学者数の割合が大学全体の平均値より高いことが分かる。学科別に見ると、化学システム工学科が3.5%、社会デザイン工学科が3.3%と高く、他学科は3.0~3.1%である。6学科中で、受験者数が相対的に少ない2学科の退学者数がやや多いことが明らかである。

**【改革・改善策】**

除籍退学を含め、退学の決済は事務的に進められており、教務課が当該学部長の決済を済ませば成立する。これを改め、教務課と学部長の決済の間に、工学部各主任の承認を得る手順を加える。このことで何らかの有効な対策を講じることができるものと思われる。対象となっている学生のポートフォリオの参照や面談を行うなど、きめ細かい対応を行う。

**4. 教員組織**

**【到達目標】**

教授会構成員である教員数は、文部科学省令大学設置基準で定める必要専任教員数を上回っているが、講師以上の教員一人当りの学生数（定員）は 40 人で、他の私大に比べて格段に多い。講師以上の教員一人当りの学生数（定員）を他私大並みの 30 人未満に改善していく。また、教員枠を単に増枠することは避け、雇用期間付き教員、外国人、女性、実務家などを積極的に採用して多様で魅力的な教員組織づくりを目指す。多様な教員組織は、留学生や女子学生の増加、教員同士の切磋琢磨、一般学生への動機付けなど大きな効果をもたらすものと思われる。

**（1）教員組織**

**【現状の説明】**

**（教員組織の適切性、教員組織における専任と兼任の比率）**

工学部の規模ならびに授与する学位（工学士）に応じ、必要な専任教員（教授、准教授、講師、助教）を置いている。（「大学基礎データ」表 19）によれば、本学部では、共通教育担当を除く講師以上 69 人（学生を持たない図学教室 2 人および資源循環環境グループ 3 人を差し引くと 64 人）、助教 28 人、助手 27 人、教育技術職員 20 人（嘱託 3 人）を擁している。在籍学生総数（表 14）3,116 人であるから、講師以上の教員（64 人）一人当りの学生数は、49 人となる。専門教育科目を担当する非常勤講師数は、75 人にのぼる。特に、実務に携わっている官公庁や企業の専門家を積極的に採用している。

**（主要科目への専任教員の配置状況）**

「2. 学士課程の教育内容・方法等（1）教育課程 ⑦開設授業科目における専・兼比率等」に記述しているように、工学部各学科で、教育上主要と認める科目は専任の教授・准教授が担当し、主要科目以外もできるだけ専任が担当している。

**（教員間の連絡調整の状況）**

工学部の教育研究の実施に当たり、教授で構成される正教授会（人事を担当する）、教授、准教授および講師で構成される教授会、学部長と主任教授で構成される主任会等の連携体制が取られている。

**（大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけ）**

専任教員が本学の教育研究以外の業務に従事しようとする場合は、許可願いを学部長経由で学長に提出しなければならない。本学の教育研究業務に支障がないと認められた場合のみ許可されるのでこの届出制度は評価できる。しかし、大学の許可を得ないで学外業務に従事する専任教員が存在している可能性はある。

**（年齢構成）**

専任教員のうち教授の年齢構成は、50 歳以下が 18%、51～60 歳が 38%、61 歳以上が 44%とな

### Ⅲ. 学部・大学院 工学部

っている。また、准教授は40歳以下が40%、41～50歳が35%、51歳以上が25%である（「大学基礎データ」表21）。

#### 【点検・評価】

講師以上の教員一人当たりの学生数（定員）は40人で、他私大（早稲田：28人、同志社：31人、立命館：24人、関西：23人）に比較して格段に多い。平成13(2001)年の相互評価勧告を受ける以前から大学に増員を要望してきたが実現していない。

助教・助手の枠は1学科当り18人（電子情報工学科は20人）で他大学に比べ比較的恵まれている。しかし、専任教員に位置付けられる助教の実数は、学科によって大きな差があり、0～8人である。また、助手の実数も学科によって差があり、2～7人である。助教・助手の定員を満たしていない原因は、講師以上の教員増の実施を待ったためである。

平成19年4月より助教に主要科目以外の授業科目を担当させることができるようになったので、今後は講師以上の教員の負担減が期待できる。

専任教員の年齢構成に関しては、教授の82%が51歳以上で、このうち半数以上が61歳以上となっており高齢化を招いている。また、准教授にも高齢化の傾向が見られる。

#### 【改革・改善策】

限られた専任教員で、学部の教育研究業務に従事するので、学外の業務については就業規則を遵守させる。講師以上の教員一人当たりの学生数（定員）を他私大並みの30人未満に改善する。その場合、現在の助教・助手枠の削減は止むを得ないであろう。

専任教員の年齢構成に関しては、高齢化に歯止めをかけるため今後、新採用時に若年層の採用を積極的に進める。

### （2）教育研究支援職員

#### 【現状の説明】

##### （人的補助体制の整備状況）

工学部の教育研究支援職員は、助手、教育技術職員（嘱託含む）およびアルバイトである。現在、助手の実数は学科で大きな差があり、2～7人である。1学科当りの教育技術職員の定員は6人（機械工学科のみ8人）と多く恵まれているが、補充人事が厳しい状況にあり、各学科の教育技術職員の実数は2～6人である。

##### （教員との連携・協力関係）

教育研究支援職員は、最も専門に近い教員が所属する研究室と連携して業務を進めており、教員が窓口となり意思の疎通を図っている。

#### 【点検・評価】

各学科に助手・教育技術職員・アルバイトが在籍しており、演習、実験、実習をとまなう授業科目の補助が全体的に十分に行われている。しかし、講師以上の専任教員枠、助教・助手枠、および教育技術職員枠の見直しを見越して採用を見送っている学科の場合、教育研究支援職員が不足している。

教育技術職のあり方については、学部・学科全体での意思統一を図る必要がある。

#### 【改革・改善策】

教育研究支援職員の枠が講師以上教員枠への置き換え構想があったとしても、最小限必要な補助



職員枠を確保しなければならない。教育技術職員の補充人事が難しい状況にあり、教育技術職のあり方について、学部・学科全体での意思統一を検討する。

### (3) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

#### 【現状の説明】

#### (基準・手続の内容と運用、基準・手続の明確化、公募制の導入状況)

教員（教授、准教授、講師、助教）の採用は、ほぼ公募制が定着している。採用および昇格人事は、大学の教育職員資格審査基準により候補者を選定し、2回の主任会（教育職員資格審査委員を含む）、正教授会、大学の教育職員資格審査委員会、大学協議会の議を経て決定する。

#### 【点検・評価】

昇格や採用の資格審査は大学の資格審査基準に則り厳格に審査されている。工学部では、他学部在先駆けて雇用期間を定めて採用する教育職員に関する内規（平成20年4月1日より適用）を作成した。この制度の運用により、多様性と重点化（たとえば研究）に対応した教員組織の実現が可能となる。

### (4) 教育研究活動の評価

#### 【現状の説明】

#### (教育研究活動についての評価方法)

教育と研究は不可分の関係にあり、社会の変化とニーズを的確に捉え迅速に対応することが肝要である。研究活動を通して得られた成果は速やかに公開し評価を受けることが原則である。各教員の研究活動は、研究論文、学会発表、著書、その他(学外委員会活動報告、解説等)に分類して、年度ごとに工学集報で公表し、教員相互の研究活動を点検評価している。

研究活動の評価は、学術雑誌への論文の掲載件数と質のみではなく、受託研究等の社会的連携を含め多角的な観点から構築されるべきである。したがって、学会論文と講演発表の件数中心の活性度を検証する現状のシステムは個別的なものである。

#### (教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮)

教育研究活動の評価は、研究論文の数と質、学会委員会活動、外部資金の導入、特許、国際性、地域への貢献、教育効果等の観点から、教員の採用・昇格等において総合的に行う。

化学システム工学科では、平成14(2002)年度から、専任教員について前年度の教育貢献に対する評価を行い、貢献度に応じて予算の一部を各教員に特別配分してこれに報いることをルール化して実施している。各教員は各評価項目について自己評価を行って評価表に記入し学科会議に提出する。学科会議でこれを検討し、必要ならば修正して最終的な教育貢献点数を決定することとしている。

#### 【点検・評価】

工学部における教育研究活動に関する評価方法・基準等の整備が不十分である。

#### 【改革・改善策】

今後、教育研究活動に対する工学部の評価方法・基準の整備を行うための委員会を立ち上げ、その結果を教育研究費配分に反映される仕組みを構築する。

### Ⅲ. 学部・大学院 工学部

#### 5. 研究活動と研究環境

##### 【到達目標】

学生教育の負担は大きいものの、これまである程度の研究成果をあげてきた。今後、基盤技術分野では、これまでの成果を社会に還元するため、自治体等との共同実験・共同開発などを適宜実施していく予定である。一方、先端技術分野では未開拓の分野にチャレンジし、さらに活動を活発化したい。

##### (1) 研究活動

###### ①研究活動

##### 【現状の説明】

##### (研究成果の発表状況)

平成 18(2006)年度における研究論文(筆頭者)などの研究成果発表件数は、学科ごとに多少の相違はあるものの、教員 1 人・1 年間当たり、論文 1.05 を発表し、大会講演等を 2.85 件、行っている。

研究成果発表以外に、工学部教員は、学会などの役員・委員(論文査読委員を含む)、国や地方自治体などの各種委員会委員などに就任している。

特筆すべき研究分野として、社会デザイン工学科の「廃棄物処理技術」や社会基盤技術関連学科の「環境技術」は内外から高い評価を得ている、電子情報工学科では、福岡県が重点化産業として育成している「システム LSI」分野の研究プロジェクトに参画し、活発な活動を行っている。その他の分野での研究もその成果が期待されている。

平成 19 年度の科研費獲得件数は、新規・継続を含めて、基盤研究(B) 2 件、基盤研究(C) 6 件、若手研究(B) 5 件であり、教員数(専任教員+助教=98 人)に対しては、非常に少ない。また、科研費以外の外部資金として、受託研究および研究助成がある。科研費に比べれば、件数、金額ともかなり多いが、それでも教員数に対しては、あまり大きな値であるとは言い難い。学科ごとの獲得数(額)では、社会デザイン(12 件)、建築(10 件)、資源循環・環境(6 件)などの社会基盤技術関連の学科が多い。

##### 【点検・評価】

多くの学生の教育を担当し、不十分な研究環境を勘案すると、上記の論文数を発表しているのは、かなり評価できる。

機械工学科や電子情報工学科のような先端技術分野では、国際的な学会でもかなり活躍していることが分かる。また、社会デザイン工学科や建築学科などの社会基盤技術分野では、自治体等から多くの委員会委員などを委嘱されており、本学工学部に対し、地域から大きな期待と信頼が寄せられていることが分かる。

科研費などの外部資金の獲得は、教員数に対してかなり少ない。

受託研究・研究助成が社会基盤技術関連の学科に偏る傾向があるのは、地場の産業構造をかなり反映しているためと思われる。

##### 【改革・改善策】

研究活動をさらに活発化させるために、現在の出張枠(国内出張、年 2 回)の改善を提案する。また、外部資金の導入を一層、促進するため、教員数の拡大、先端技術分野などでの研究能力の高い教員の採用などを提案する。

工学部・工学研究科としては、将来を見据えて、先端技術分野の研究推進体制を整備することが極めて重要である。このため、従来の学科・研究科構成にとらわれない研究体制の整備や、各分野における優秀な研究者を積極的に採用していくなどの方策を企画立案する委員会設立を提案する。また、特筆すべき研究活動为目标に、今後は、福岡県や近隣の大学とも連携を図り、社会基盤分野や先端技術分野の研究を積極的に推進する。

科研費獲得数増加のため、従来から申請勧告や学内研究費の配分などが試みられてきたが、あまり効果があったとは言い難い。まず、申請すること、また、採択率を上げるためには、研究テーマが時宜に叶って独創的であるのか、申請書の作成方法も含めて見直すことである。現状の専任教員数では、先端的教育研究に支障をきたす。近視眼的な対策をとるより、先に述べたように、先端技術分野を充実するなど、中長期的な視点からの研究能力の高い教員や有能な技能スタッフの採用などの対策をとる。

受託研究・研究助成については、社会基盤技術関連学科の個々の活動を総合化して行政や地域のために発展させる。その他の学科も、今後、産学連携（特に地場の中小企業を対象とした産学連携）を一層推進することが工学部の研究力を上げる有効な改善策である。

## ②研究教育組織単位間の研究上の連携

### 【現状の説明】

#### （付置研究所との関係）

工学部・工学研究科が中心となっている研究活動機関として、資源循環・環境制御システム研究所および環境科学技術研究所がある。資源循環・環境制御システム研究所は、北九州市の推進するエコタウン事業を支援し、廃棄物を再資源化する「資源循環プロジェクト」と廃棄物に由来する環境悪化を保全するための「環境制御システムプロジェクト」を中心課題に産学官連携の共同研究を推進している。また、福岡地域の地場企業の研究開発を支援する目的で平成12年に設立された環境科学技術研究所は、光触媒の工学的応用に関する研究開発で、地場企業の国際的な共同研究を促すために貢献してきた。研究所では、工学研究科資源循環・環境工学専攻や工学部化学システム工学科などの修士論文、卒業論文の研究が行われており、平成19年には、ワシントン大学と本学が共催で、社会人のための「持続可能なコミュニティ開発のためのエコビジネス実践セミナー」を開催した。これらの実績をもとに、平成19年8月1日から、全学的な組織として承認され、新たに大学院生向けの国際教育プログラムの開発に関して準備を開始した。

### 【点検・評価】

資源循環・環境制御システム研究所は、「資源循環プロジェクト」と「環境制御システムプロジェクト」を産学官連携で推進し、高い評価を得ている。また、「環境科学技術研究所」は光触媒の工学的応用に関する研究開発で注目されている。

## （2）研究環境

### ①経常的な研究条件の整備

#### 【現状の説明】

#### （個人研究費・研究旅費、共同研究費、研修機会の確保の方策）

（「大学基礎データ」表29）によれば、教員一人当たりの個人研究費は90万円/年となっている。明確に個人研究費として把握できるものは図書費28万円/年である。研修機会を確保するための学

### Ⅲ. 学部・大学院 工学部

会出張旅費は年 2 回で東京（1 回 6 泊 7 日）までである。その他の研究費として、科研費、受託研究、研究助成等の外部資金と学内での共同研究費を獲得することが可能である。共同研究費については「Ⅳ. 教育研究施設・付置研究所 8. 研究推進部」の項で詳述されている。

本学には、学術の研究および教授能力の向上を目的に、教員を外国の大学、研究所などに派遣する在外研究員（大学が経費を負担）、海外研修員（経費は自己負担）制度がある。在外研究員は各学部に 1 年に 1 人の枠が与えられている。

#### （教員研究室の整備、研究時間の確保の方途）

（「大学基礎データ」表 35）によれば、教員研究室の面積は講師以上の教員一人当たり 19m<sup>2</sup>である。教員（講師以上）の個室は、概ね確保されているが、助教の個室は確保されておらず、学生が同居している研究室も存在する。講義等担当の助教が誕生しているので早急な対応が必要である。

教員の研究時間は、年々の学生の学力低下などの負担の増加のため、削られる一方である。

#### 【点検・評価】

施設・設備等の点検評価で、後述するが、工学部号館の老朽化は著しく、耐震性については評価不能との判定結果を受けながら、何の対処も無く放置されており、教員個室や研究室（ゼミ室）が劣悪な状況である。

また、少ない教員数で講義を実施しており、教員によっては授業科目数が多く十分な研究時間が確保されているとは言えない。大学院担当者の場合はさらに講義に時間をとられている。また、研究活動に必要な研修機会の確保は、先の出張旅費の状況から大きな制約を受けている。

研究活動を活性化するという観点から判断すれば、現状の研究経費は極めて低い。教員一人当たり、卒論生と大学院生を合わせた約 15 人の指導を行っている現状では、予算配分の相当額が、これらの指導のために実験消耗経費に充てられていると考えられる。また、情報技術のインフラ整備に追われており、技術の進展にあわせた研究機器設備の更新や研究室の増設は十分になされていない。

#### 【改革・改善策】

教員の増員、研究費、研修会参加の旅費など、研究のための予算配分、老朽化実験室の建替え、研究用スペースの早急な整備等は、教育・研究に対する効果と大学の財政やキャンパス整備計画を踏まえて検討していく。

### 6. 施設・設備等

#### 【到達目標】

工学部の施設・設備の大半は、昭和 35 年～昭和 41 年に建造されたもので、本学学部の施設・設備としては一番古く、昭和 56 年に改正された建築基準法に適合していない既存不適格建築物である。また、最寄りの駅から工学部ゾーンへのアクセスは、高齢者や障害者にとって多くのバリアーがあり、号館にはスロープやエレベーターの施設が設置されていない。

社会のニーズに対応した工学部の改組を平成 22 年度入学生から実施し、必要な施設・設備の整備と既存号館の建替えを併せた建設計画案を早急に作成し、中長期施設設備計画案を検討する会議に上程する。

(1) 施設・設備等の整備

①施設・設備の条件整備

【現状の説明】

工学部の号館の大半（4号館、5号館、5号館別館、6号館）は、昭和35(1960)年～昭和41年に建造されたもので、昭和56年に改正された建築基準法に適合していない既存不適格建築物である。福岡県沖地震による被害を受けた後、大学が実施した耐震診断の結果、4号館の耐震性は極めて低いことが判明した。同時期に、同じ業者により建設された5号館等も同様の状況である。ひび割れによる鉄筋の発錆が生じ、かぶりコンクリートの剥落もおきている。また、スチールのサッシが錆びて開閉不能や落下の危険性が高い状況も見受けられる。

【点検・評価】

古い号館の教員研究室、控室、教室、演習室、トイレ、アクセス等は、空間不足も含め新しい工学の教育研究の変化に対応した機能を満たしていない。例えば、教員研究室は16㎡と極めて狭く、新たに誕生した助教の居室も確保されていない。

上記の号館とは独立して、1960年代に建造された実験室の老朽化も顕在化している。ラウンジ「和（なごみ）」の内部空間は狭く、学生が憩い、コミュニケーションを図る公共的空間とはなり得ていない。また、その前面の空き地は日除けや休息の施設もない。したがって、文科系学部学生が集まる本学中心部施設との格差が大きい。

【改革・改善策】

上記の号館とは独立して、1960年代に建造された実験室の老朽化も顕在化している。各学科の実験実習、卒業論文、修士論文等に関する重要な施設であるので、適切な時期に大幅な改修工事あるいは建替えが必要である。

短期的な改善策としては、一日でも早く、「和」前の空き地に植樹や日除け、ベンチなどを設置し、工学部学生が活用できる憩いの場、語らいの場としての機能を持たせる。

大学全体のキャンパス整備計画の中で、現場の要望を十分に吟味し、優先順位を付したうえで、計画的施設整備をすすめていく。

②教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

【現状の説明】

教育用情報処理機器の配備については、全学共通の施設部と連携し総合情報処理センターが中心となり、学生の科目履修状況や成績閲覧等の情報提供に関連して教務部の方針を考慮して大学全体の機器整備を行っている。現在の情報処理システムは、ネットワークやサーバからなるインフラ機能とパソコン教室などの教育環境としてスタートしたが、インターネットの急速な普及や学内の情報化の進展により、単に情報教育を目的としたシステムから、本学全体の業務全般を担うシステムへ変遷し、この傾向はますます強くなっている。

【点検・評価】

特に、工学部では、コンピュータの開発当初から電子情報工学科（旧電子工学科）を中心として情報教育を実施しており、現在では、情報化の社会情勢に対応して工学部の全学科で情報教育を取り入れ、社会のニーズに対応できる学生の育成に努めている。工学部では各学科にマルチメディア教室等を配備しているが、建造物の老朽化や教室不足のため、学生に対する情報処理機器の配備は十分であるといえない。

### Ⅲ. 学部・大学院 工学部

#### 【改革・改善策】

大学の全体的な情報化の方向性と中長期計画を視野に入れて、常に機器増設と最新の情報処理機器の導入実施が可能な工学部号館の建替えを含め、全学的な視点で建物の更新を行っていく。

#### 7. 図書館および図書・電子媒体等

##### 【到達目標】

新時代のニーズに応じた多角的な情報サービス機関として、工学系内容を中心とした図書、雑誌の充実を目指す。さらに、近年の高度情報化、専門化に必須の電子ジャーナルやデータベースなどのユビキタス環境下での整備を充実させる。

##### (1) 図書、図書館の整備

##### 【現状の説明】

##### (図書施設の規模、図書の量的整備、利用者への配慮)

平成 16(2004)年 3 月に、現在の法科大学院棟 1、2 階に延べ面積 2,264m<sup>2</sup>を有する現在の図書館工学部分室がオープンした。従来に比べて格段に広く、学生閲覧室の座席数も 276 席(AVブース 1 席含む)に増えた(「Ⅱ. 大学 7. 図書館及び図書・電子媒体等」参照)。また学生一人当たりの図書貸出冊数が 2.5 冊(平成 12 年度)から 36 冊(平成 18 年度)と飛躍的な伸びとなっている。さらに蔵書総冊子数も 146,318 冊(図書: 97,519 冊、雑誌: 48,799、平成 19 年 4 月 1 日現在)であり、予算内で計画的に年々充実を図っている。なお、開館時間も平日は従来よりも 1 時間以上延長して運用している。

##### 【点検・評価】

工学部には、学生図書、雑誌および研究用図書に対する予算が毎年配分されるが、それらの図書は、主に図書館工学部分室で管理されている。しかしながら限られた予算の中では、最近の外国雑誌の高騰などに対する対処法については、予算費目の変更も含めて再検討する時期にきている。

#### 【改革・改善策】

新築予定の中央図書館および理系学部の図書館分室間のより密接な連携を基本とした全学的な図書館システムの整備と効率性をさらに図っていく。

#### 8. 社会貢献

##### 【到達目標】

工学部における社会貢献は、学科あるいは教員単独によるものが多かった。今後は、学部・学科が組織的に、公開講座の開設、教育研究成果の市民への伝達・還元、ボランティア活動等に取り組む。また、企業と連携したインターンシップや寄付講座の開設を行う。

##### (1) 社会への貢献

##### 【現状の説明】

##### (地方自治体等の政策形成への寄与)

市民の学習機会として図書館工学部分室の開放や聴講生制度がある。また、工学部教員の指導あるいは共同で研究に従事できる研究員制度がある。研究員は工学部の施設を使用して研究に従事することができる。国際的機関、国、地方公共団体および企業の工学技術に関する研究業務支援の形態として、共同研究や受託研究制度を設けている。また、多数の教員が各種委員を委嘱され、社会

的に活動している。

#### 【点検・評価】

学生の社会や組織に対するかかわり（社会貢献）は希薄になりがちである。このような状況下で、社会デザイン工学科の学生が行っている河川や道路の清掃ボランティア活動は評価できる。将来、ものづくりや町づくりに従事する工学部学生にとって、地域社会や組織の一員であることを意識し、ボランティア活動に従事することはきわめて有益と思われる。

#### 【改革・改善策】

学部学生自らが地域のNPOや地域住民との連携を図りながら行うボランティア活動を教育の一環として捉え、組織的に支援する体制を整備する。

### 9. 学生生活

#### 【到達目標】

各種学生生活支援システムやプログラムの充実、ならびに、それらの学生への周知徹底を図り、安心・安全かつ豊かで意義ある学生生活の実践遂行を援助する。また、社会の要求・動向を反映させたキャリア教育と学生の資質・適正を考慮した適切な就職指導を実践する。

#### （1）生活相談等

#### 【現状の説明】

#### （学生の心身の健康保持・増進への配慮）

日常的な生活相談に関しては、工学部独自のシステムがないことから学生自らが学生課や教務課に相談、あるいはヒューマンデベロップメントセンター（以下「HDセンター」という。）を訪問するといったケースが多い。もちろん、所属学科の教員が相談を受けるケースもあるが、その対応としては学科ないしは教員個人に委ねられているのが現状である。ただし、自閉症、学習障害、多動性障害などの発達障害を有していると見受けられる学生に対しては慎重を期してHDセンターの専門家によるカウンセリングを依頼している。一方、最近ではJABEE対応システムの一環として、個別に修学指導を行うと同時に生活全般の相談も受けるアドバイザー制度を設定する学科もあることから、学生と教員との意思の疎通が密になってきている一面もある。

#### 【点検・評価】

教員個人が受けた生活相談の件数や内容のデータ集積がないので、HDセンターに修学、心理、健康、進路、生活に関する平成18(2006)年度相談学生数の調査を依頼した。その結果を見ると、全学の相談学生実数152人中の15人、すなわち約10%が工学部学生であった。工学部在学生の割合が全学学生数の約12%（約2,400人/約20,000人）であることから判断すると、学生生活上の問題を抱えている工学部学生数の割合は他学部と大差ないと判断できる。

#### 【改革・改善策】

程度の差はあれ、悩みを抱える学生は前述の数字以上に潜在すると考えられる。したがって、学科、教員個人への相談がしやすい雰囲気作りと相談内容のデータベース化、また、工学部の特性を考慮した独自の生活調査を定期的に行い、工学部の学生が何に悩み、何を望んでいるのか、などといったデータも集積して、工学部ひいては全学の学生生活支援体制の改善に反映させる。

### Ⅲ. 学部・大学院 工学部

#### (2) 就職指導

##### 【現状の説明】

##### (学生の進路選択に関わる指導)

学生の就職・進路を全学的に支援する組織として就職・進路支援センターが設けられ、入学時から卒業まで一貫した支援が行われている。これに加えて工学部では、各学科に1人のキャリア教育調整委員（以下委員）という。）が毎年12月に選出され、次年度卒業する個々の学生と直接向き合っており、きめ細かな指導に当たっている。委員は、担当学生への就職・進路説明会および個別面談を状況に応じて繰り返し実施し、学生の資質・適性および要望と、企業の求める人材や仕事の内容とを考慮して就職指導を行っている。

##### 【点検・評価】

就職活動に必要なデータは、就職・進路支援センターによって提供されるもののほか、学科個別の就職情報を資料室へ掲示、インターネット上への掲載、独自の就職情報データベースを検索できるなど、各学科で利用しやすいよう工夫され整備されている。委員の適切な指導と就職データの提供により、工学部全体の最近の就職率は、平成14(2002)年度の91.4%を底として平成18年度の98.1%まで順調に向上している。

自由応募による採用が増え、就職活動の早期化と長期化が進んでいる。とくに長期化の影響は授業欠席者の増加に現れている。欠席者への対応は、授業担当者の判断と対応に委ねられているが、根本的な対策は見出せない。一方、在学時から職業観を持たせ、就職後の早期離職を防止するために、就職活動に入る前に職業を意識した教育環境を作っておく必要がある。このために、インターンシップを組み込んだ専門教育科目（社会デザイン工学科のキャリアデザイン）や、在職中の先輩との語らいの場を設けるなどの実施例は効果を上げている。

##### 【改革・改善策】

学部として、インターンシップをより積極的に進める。また、就職・進路支援センターが実施している低学年向けのキャリア形成支援講座の有効な利用を促進する。

#### (3) 課外活動

##### 【現状の説明】

##### (学生の課外活動に対する支援)

工学部学生が参加している課外教育プログラムには、学生チャレンジプロジェクト、夏期セミナー、野外教育キャンプなどがあり、また、課外教育活動としては学友会における執行部、体育部会、学術文化部会などがある。

##### 【点検・評価】

本年度3年目を迎える学生チャレンジプロジェクトには工学部から毎年1、2件の応募があり、1年目には機械工学科学生のロボットコンテストへの挑戦、2年目には建築学科学生の「和（なごみ）」前憩いの空間設営、3年目には建築学科学生の「和」前再開発計画と社会デザイン学科学生の九州ランドスケープワークショップの2件が厳正な審査を突破して採択されている。まったく応募のない学部もあることから考えると、工学部学生のチャレンジ精神の旺盛さが窺える一面である。その他、夏期セミナー、野外教育キャンプなどの課外教育プログラムにも工学部学生の参加があり、また、工学部系愛好会を独自に立ち上げて活動するなど、課外教育活動を通して他学部学生との交流



を図っている。しかし、こういった課外活動に参加するのはまだまだ工学部学生の1割程度であり、工学部学生全体としての参加気運が高いとは言えない。

**【改革・改善策】**

一部の学生とはいえ、彼らが課外活動に積極的に参加し活動する姿は不参加の学生たちに少なからず刺激を与えるに違いない。したがって、そういった姿を本学のホームページや情報誌などで発信していくとともに、それらの情報が学生間で相互に交換されることを促す。



## 工学研究科

### 1. 大学院研究科の使命および目的・教育目標

#### 【現状の説明】

##### （理念・目的、理念・目的等の周知の方法）

博士課程前期・修士課程は先端技術の開発・研究の場で社会に貢献できる十分な基礎学力を持った人材を養成することを目標とする。博士課程後期は今日の社会が抱えるエネルギー、環境問題、情報・通信・制御、都市、物質等に関する技術の諸問題について専門的、先駆的考究を加え、学会等を通じて社会の進歩に貢献する研究者または研究・開発者を養成することを目標とする。教育理念・目標などは大学案内やホームページを通して周知を図っている。

##### （理念・目的・人材育成等の目的の達成状況）

専攻ごとに独自の人材育成の目標をたてており、その理念に基づき教育がなされ、全体的には実践的な技術者として企業で活躍する人材、また建設系や資源循環・環境工学専攻などは多くの技術系公務員を送り出している。

#### 【点検・評価】

博士課程前期・修士課程が基盤領域、基礎学力を重視する教育目標を掲げ、それに沿った専攻の構成を採っているのは、先端技術も基礎学力なしでは対応できないこと、時代が変わっても基盤領域に大きな変動はありえないことから適切であろう。ただし、博士課程前期・修士課程の学生定員数および実数は今日の社会情勢と本学の規模から見て不十分である。博士課程後期も在籍数が少なすぎるのが問題である。

今日、ナノテクノロジー、ロボティクス、自動車高度化技術、生命工学、MOT等々の複合的あるいは学際的先進領域について十分な学識を持った人材も必要な時代となっている。この点で博士課程前期・修士課程、博士課程後期の専門分野の構成は必ずしも十分とは言えず、早急に充実させることを検討すべきである。

教育理念・目標などは大学案内やホームページを通して周知を図っているが、現状のホームページなどでは必ずしも十分ではなく、改善が必要と考えられる。

#### 【改革・改善策】

上記の問題に対応するためには、早急に魅力ある大学院教育を研究科全体で構想し、世に問う必要がある。そのため、「研究科の活性化を図るための特別委員会」を立ち上げ、点検・評価事項に対する解決策を探ることとする。抽出された問題点を解決するための作業を実践に移し、博士課程前期・修士課程の学生定員と実数を増やし、今日の社会の要請に対応する。学生募集の観点からも大学案内やホームページは重要であり、点検結果を踏まえ、充実を図りたい。

### 2. 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

#### 【到達目標】

自然環境保護、技術者倫理、企業倫理、コンプライアンス、技術マネジメント、知財管理、プロジェクトマネジメント等の今日的、実務的な課題に対応する科目やインターンシップ、PBLといった実習的科目の開講により教育課程の充実を目指す。

### Ⅲ. 学部・大学院 工学研究科

#### (1) 教育課程等

##### ①大学院研究科の教育課程

###### 【現状の説明】

###### (教育課程と理念・目的等、修士課程・博士課程への適合)

博士課程前期の各専攻はより専門的ないくつかの専修に分れており、学生はいずれかの専修に属し、専修ごとに設定された指導計画のもとに修士論文作成のための研究を遂行する。これを通じて高度の専門性が培われる。この専門分野の高度な知識を獲得するために専修科目が置かれており、一方、非専修科目の履修も義務付けられ、関連領域への視野を広げ、実践に長けた技術者を育成するための基礎的素養を涵養することに配慮されている。科目数も多数準備されているが、専攻会議で了承されれば、専攻や研究科の枠を越えて履修可能となっている。資源循環・環境工学専攻およびエネルギー・環境システム工学専攻では、文部科学省の平成 18 (2006) 年度「魅力ある大学院教育」イニシアティブに採択された。その特徴はインターンシップなどの海外研修を活用して実践的で国際連携型の「広域的総合演習」を行う点にある。環境教育における高度な研究者及び実務者を育成するための世界を見据えた教育を行う画期的なカリキュラムである。博士課程後期では専門分野における学会誌レベルのジャーナルへの筆頭著者としての論文発表を義務付けており、高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を慎重に審査する仕組みを設けている。

###### (学士課程との関係)

学士課程の卒業研究から博士課程前期への教育内容の連続性を考慮する目的で、テーマについては継続性を重視し、内容を掘り下げるための論文調査などに 4 年次より多くの時間を配分させている。また、関連テーマを分担する 4 年次生の実験指導を行わせるなどを積極的に取り入れ、リーダーシップの涵養に役立つよう配慮している。一方で、他大学から博士課程前期に入学した場合も研究テーマの設定は指導教授と学生の協議によって決められるよう柔軟な配慮がなされている。特に、関連テーマを与えられている 4 年次生との共同実験などによって、お互いの知識の共有を促すことにより、研究の進度を促進するよう配慮されている。

###### (博士課程前期と後期の関係、博士課程後期の教育システム)

博士課程後期の教育は主として博士論文作成とそのために必要な基礎的知見の修得であるが、常に博士課程前期の学生の指導を通じて、リーダーシップを発揮する能力を養うような方針がとられている。また、研究成果の検討会などは同じ場で行い、お互いの啓発に役立つように配慮されている。

博士課程後期における入学から学位授与までの教育システムは、指導教授（主査）と副査数名からなる教授陣が一貫した指導体制を組み、特に企業などとの高度な共同研究をテーマにすることが多く、極めて実践的である。企業の研究者が在職のまま研究活動を行い学位を得る場合も多く、このため夜間や土曜など、さらに Eメールなどの手段を使つての教育研究指導が徹底されている。また、前期課程 2 年次と後期課程 1 年次には国際インターンシップも能力に応じて課すことにしている。

以上の教育の成果として、過去 5 年間（平成 14 年度以降）の学生による論文発表件数を、専攻ごとにまとめ表 1 に示す。

表 1 専攻ごとの学生による論文発表件数

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
機械工学	13	14	17	19	29
電気工学	57	62	53	46	41
電子情報工学	20	23	37	24	17
化学システム工学	25	12	8	3	6
建設工学	24	16	12	16	49
資源循環・環境工学	6	15	14	21	11
エネルギー・環境システム 工学	1	3	13	12	17
情報・制御システム工学	4	0	0	0	7
計	150	145	154	141	177

**【点検・評価】**

専門的領域およびその基礎的素養を涵養するという点での科目の配置は適切であり、論文発表件数から厳格な指導計画に基づき指導がなされていると判断するが、「広い視野に立って」高度な専門性を培うという学校教育法第 65 条および大学院設置基準第 4 第 1 項の観点からは、今日的な課題、たとえば自然環境保護、技術者倫理、企業倫理、コンプライアンス、技術マネジメント、知財管理、プロジェクトマネジメント等に関する科目を開講すべきである。また、インターンシップや PBL による実践力の養成も検討すべきである。

**【改革・改善策】**

平成 20 年度から、資源循環・環境工学専攻に環境マネジメント専修を設置し、専任教員を採用予定である。また、電子・情報工学専攻の非専修科目としてマネジメント系の科目を準備し、客員教授を採用予定である。これらの科目は、広く全専攻から受講可能とする。技術者倫理に関しては、当面、上記科目の中で教育する。

**②授業形態と単位の関係****【現状の説明】**

博士課程前期では、大学院学則により、講義・演習科目に関しては 15～30 時間で 1 単位、実験・実習科目では 30～45 時間で 1 単位とし、特別研究（修士論文指導）を加えて合計 30 単位の履修を義務付けている。

**【点検・評価】**

授業科目と単位計算方法に関しては学則によっており妥当と判断できる。現状で大きな問題点はない。平成 20 年度より一部の専攻（電子情報工学専攻）において PBL 科目を 4 単位科目として発足させる計画があり、さらに充実した教育が期待される。

**③単位互換、単位認定等****【現状の説明】**

現状では他大学、大学院との単位互換制度を持たない。

### Ⅲ. 学部・大学院 工学研究科

#### 【点検・評価】

現在の多岐にわたる技術革新に対応するには、他大学院の開講科目を互いに利用して教育の多様性を確保することは不可欠である。平成 20 年度より一部の専攻（電子情報工学専攻）で九州大学との単位互換制度を発足させることになっており、改善が期待できる。

#### 【改革・改善策】

上記の他、連携大学院構想などが、付置研究所を中核として提案されており、今後一層の充実を図りたい。

#### ④社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

##### 【現状の説明】

カリキュラム上の特別な制度はない。ただし、資源循環・環境工学専攻においては社会人に受講しやすい平日夜間や土曜日の集中講義を行っている。

##### 【点検・評価】

社会人学生や留学生に関しては夜間や土曜日を活用して集中講義により授業時間を補う配慮が必要と考えられ、現状の制度では十分とはいえない面が散見される。

##### 【改革・改善策】

前記の「活性化を図るための特別委員会」において、今後の対策を検討する。

#### ⑤研究指導等

##### 【現状の説明】

###### （履修指導）

科目履修の仕方は大学院便覧およびWebシラバスで学生に周知されるが、入学直後には指導教授からも全般的な指導方針と研究指導計画が説明される。

###### （教育・研究指導、個別的研究指導）

学生は2年をかけた修士論文作成過程で問題解決の方法や考え方を学ぶ。博士課程後期は、学生数が少ないこともあって、個別的・集中的な教育がなされている。資源循環・環境工学専攻では、国際インターンシップなど広く学外での指導者と協力する制度も確立されており、今後はマネジメント系の科目の導入も予定されている。

すでに述べたように、学部では基礎的な学力を養成し、大学院では実践を重視する指導を行っている。インターンシップの重視はその現れであり、現場での実習を英語で報告するコミュニケーションスキルなどの授業は工学研究科全体から受講できるように配慮されている。

##### 【点検・評価】

平成 19 年度の定員充足率は博士課程前期・修士課程で 104%、博士課程後期で 38%（「大学基礎データ」表 18）であるが、定員数が絞られていることから、図らずも少人数教育が可能な環境が保たれており、個別的で充実した研究指導が行われていると判断できる。博士課程後期については更に状況は顕著であり、充実した教育指導が行われている。

(2) 教育方法等

①教育効果の測定および成績評価法

【現状の説明】

(教育・研究指導の効果の測定)

日常の成果発表、論文発表等の状況および修士論文、博士論文の試問・審査等で適時測定されている。特別研究を除く成績評価は基本的には履修科目担当教員の判断に任されている。平成 19 (2007) 年度から、大学院FD推進会議により作成されたアンケートを実施し、授業評価から学生生活にまでわたる実態調査が開始された。学生による評価は特に問題点を指摘した学生は少なかったが、今後も継続して実施する方針である。

(成績評価法)

成績の評価方法については、授業では試験やレポートによるものが多く、演習形式の授業、例えばインターンシップや企業実習では成果をまとめる報告書とその内容のプレゼンテーションを行い、その両方を評価の対象とする場合もある。また、報告書とプレゼンテーション用のパワーポイント資料を印刷し、全国に配布する専攻もある。

【点検・評価】

博士課程後期・修士課程修了者のおもな就職先を表2に示す。就職状況は良好で、教育効果が企業などに認知されている証しであると判断できる。大きな問題点は見られない。

表2 平成18年度博士課程前期・修士課程修了者の主な就職先

キヤノン(株)、京セラ(株)、(株)日立製作所、日立化成工業(株)、マツダ(株)、ファイザー(株)、清水建設(株)、日本精工(株)、日野自動車(株)、SMC(株)、ミツミ電機(株)、船井電機(株)、九州電力(株)、西松建設(株)、前田建設工業(株)、西日本鉄道(株)、ソニーセミコンダクタ九州(株)、(株)ナカボーテック、(株)大気社、首都高速道路(株)、等
---

②教育・研究指導の改善

【現状の説明】

(教育・研究指導法改善の取り組み、学生による授業評価)

組織的な取り組みは行っていないが、各専攻では常時、教育における真摯な改善の取り組みが専攻内のミーティング等を通じて行われている。学生による授業評価は、前述のように大学院では平成19年度より実施されている。

(シラバスの適切性)

シラバスは授業の目的、授業内容・研究指導の方法、授業計画、成績評価基準等が記載されており、ウェブ上に公開されている。

【点検・評価】

論文執筆指導等を含め、指導全般に対する学生の評価を汲み上げ、評価結果を改善に繋ぐシステムが必要である。上記の授業評価が始まったばかりで、評価は今後の成果を待つとする。

### Ⅲ. 学部・大学院 工学研究科

#### (3) 国内外における教育・研究交流

##### 【現状の説明】

##### (国際化・国際交流の推進に関する基本方針、国際レベルでの教育研究交流緊密化の措置)

国際化への対応や国際交流の推進は各専攻の独自判断・活動に任されており、研究科としての基本方針は定めていない。

機械工学専攻では、私立大学大学院高度化推進外国人研究員特別招聘経費等によって平成 18 (2006) 年度に 2 人、平成 19 年度に 2 人の研究者を招聘し、研究・教育に成果を上げている。電子情報工学専攻では、韓国の 6 大学 (Korea University, Hankuk Aviation University, Pusan National University など) と共同して平成 10 年から毎年 Joint Symposium on Electronic Materials (JSEM) を開催している。また、文部科学省知的クラスター創成事業の一環、「SiP モジュール設計技術の確立」で 14 機関・企業と共同研究を行った。平成 15 年度からは知的クラスターII 期が始まり、アジアとの国際連携を目指した「半導体実装プラットフォームの研究開発」が 5 年間のプロジェクトとして走り出している。化学システム工学専攻では化学工学会九州支部と韓国、化学工学技術者協会の大田、忠南支部との間で開催される大学院生研究発表会に毎年参加させ、学生に国際的な討論の感覚を持たせるよう努めている。建設工学専攻では、平成 17 年度後期から文部科学省の国費留学生を韓国から 1 人受け入れ、現在、博士課程前期で学んでいる。資源循環・環境工学専攻では、イタリア、パドヴァ大学および中国、清華大学との学術交流協定に基づき、平成 17 年および 18 年にそれぞれの大学において研究セミナーを開催した。また、平成 18 年には清華大学より 10 か月間の研究生を 1 人受け入れた他、アメリカおよび中国から講師を招いて講義を実施した。さらに、韓国、安養大学および中国、北京科学技術大学との共同研究を平成 14 年より行っている。

国際化への道は平坦ではなく、しかも早急な対応が迫られている。近年相次いで、国際教員 (国外からの採用者) を指導教授に昇格させるなど対応を急いでいる。また、履修科目として、資源循環・環境工学専攻にコミュニケーションスキルを開設し、バイリンガル教員を非常勤として雇用し、全専攻からの受講を可能としている。

##### 【点検・評価】

学部教育をも担う教員の負担はかなり重い。その点からは、現状は是とすべきであろう。しかし、大学院の本格的な国際化が求められる今日、工学研究科全体としての現状は遅れていると言わざるをえない。大学院専従教員を一般化するなどの抜本策を検討する時代になっている。

##### 【改革・改善策】

資源循環・環境工学専攻は大学院教育を主として行う教員で構成されている。今後、この専攻を中核として、全専攻にまたがる国際化対応の履修科目を創成し、さらに連携大学院構想を実現させ、国際化対応を目指す。

#### (4) 学位授与・課程修了の認定

##### ①学位授与

##### 【現状の説明】

##### (学位の授与状況と授与の方針・基準、学位審査の透明性・客観性を高める措置)

博士課程前期の学位論文の評価基準は、学位論文の作成過程で必要な実験実習 (専修内の教員で分担) の指導とその成果、さらに日常的に行われる研究計画に従った実験結果の経過報告、さらに



は中間報告などのプレゼンテーション能力を含んで評価する。評価は論文指導教員である主査によって行われるが、副査の意見も参考にされる。プレゼンテーションでは専攻の全教員が審査し、終了後に審査会が開催され、他教員からの意見が参考にされる。修士論文の発表会は専攻で行い合否判定が専攻会議で行われる。発表データを冊子にまとめ、全国に配布する専攻もあり、基本的に公開である。また、学会での最低1回の発表が基準とされる。最終的な修士論文審査は各専攻から出された審査報告を通常委員会で審議し決定する。修士の学位は履修単位数と上記の修士論文審査によって通常委員会で認定される。

博士課程後期も、指導体制の基本は博士課程前期と同様であるが、学術論文誌への掲載が義務付けられている。博士の学位審査請求は一定の基準で受理され、審査は主査1人、副査2人以上からなる審査委員会によって約3か月をかけて行われる。副査は論文指導教員を含む2人以上で組織され、厳正に審査される。専攻を越え、学外から副査が選ばれる場合も多い。論文公聴会を経た後、後期通常委員会、通常委員会の議を経て学位が認定される。以上の評価基準は学則に明記され、学生便覧等で学生に公開・周知されている。過去3年間の博士課程前期・修士課程の修了者数186人、後期については課程博士4人、論文博士1人に学位が授与された（「大学基礎データ」表7）。

#### 【点検・評価】

大学院学則に基づいて厳正に行われており、方法は適切であると考えられる。平成20年（2008）度には学位授与の判定評価基準を大学院便覧で公開することが決っており、審査過程も含めて透明性についても問題は無い。

#### 【現状の説明】

博士課程後期において平成9年度に1人、平成18年度に1人の早期修了者を出している。これは大学院学則第20条第2項に基づく措置である。

#### 【点検・評価】

課程修了による学位を申請できる者は、筆頭著者の審査付学術論文1冊以上の研究業績を有していることを条件としており、論文提出による学位を申請できる者は、筆頭著者の審査付学術論文3編（冊）以上の研究業績を有していることを条件としており、適切であると判断される。

### 3. 学生の受け入れ

#### 【到達目標】

推薦入学制度の学外への開放、夜間社会人対象の技術教育なども検討し、キャパシティの許す限り入学者を増やすことが望まれる。そのために時代に取り遅れない魅力ある大学院を目指す。

#### （1）学生募集方法、入学者選抜方法

#### 【現状の説明】

学生の募集は、主として学内ポスター、さらに大学院発行の冊子およびホームページ等に専攻ごとの教育理念やアドミッションポリシー、ディプロマポリシーなどを示し、学外からの受け入れも期待している。資源循環・環境工学専攻では、文系からの学生を求めるようなカリキュラムを組み込み、さらに社会人や海外からの留学生への受け入れに積極的である。社会人向けに夜間開講を設立時から実施し、両立への制度的な便宜を図っている。

博士課程前期・修士課程については、一般入学試験の他、推薦入学制度、社会人入学制度、外国人留学生入学制度、学部3年からの飛び級入学制度を設けている。選抜方法は、一般入試および飛び

### Ⅲ. 学部・大学院 工学研究科

級入試は専門科目、外国語の筆記試験ならびに面接、社会人入試は小論文と面接、推薦入試は面接のみ、外国人留学生入試は書類審査、専門科目と外国語の筆記試験および面接によって実施している。博士課程後期の入学試験は小論文と外国語筆記試験および面接による。

#### 【点検・評価】

過去5年間の博士課程前期・修士課程の合格者は飛び級6人、社会人8人、留学生6人、推薦83人、一般242人である。一般入試の合格率は平均65.2%であった。博士課程後期の合格者は17人、そのうち、留学生は4人であった。一専攻あたりの年平均入学者数は1.7人である。平成19年度の内部進学率は97.7%である。最近5年間の博士課程前期・修士課程の入学者数に若干の減少傾向が見られ、問題である。

#### 【改革・改善策】

推薦入学制度の学外への開放、工学研究科全体に夜間開講による社会人対象の技術教育なども検討し、キャンパシティの許す限り入学者を増やすことを目指す。

#### (2) 学内推薦制度

##### 【現状の説明】

本学工学部からの推薦の受理は3年終了時の学科内成績席次等の厳しい条件を設けて行っている。平成19(2007)年度の推薦による入学者は21人であった。

##### 【点検・評価】

上記基準による入学者数は少なく、基準の厳しさは専攻によって異なる。また、資源循環・環境工学専攻は学部を持たない事情から推薦入学制度での入学は厳しく制約を受けている。基準の見直しなどを検討すべき時期にきている。

##### 【改革・改善策】

前記「活性化を図るための特別委員会」の検討課題とする。

#### (3) 門戸開放

##### 【現状の説明】

一般入試は他大学からの受験生にも開放されているが、現実には他大学からの受験者は少ない。(過去3年間に8人であった。)

##### 【点検・評価】

学生確保の観点から、現状では不十分と考えられ、対策が必要である。

##### 【改革・改善策】

先端領域の研究・教育を活発化するなど、より魅力的な工学研究科に変える抜本的な改組を検討すべきである。このため、将来構想を立案する委員会を設置する。

#### (4) 飛び入学

##### 【現状の説明】

本学工学部3年次生に対し修得科目の平均点が85点以上、席次1~2番といった厳しい条件で受験資格を与えている。平成19年度、4人の学生がこの制度で入学した。

**【点検・評価】**

能力に応じたキャリアパスを用意することは社会のニーズであり、制度として評価できる。この制度の現在の問題点は学部を卒業したことにならない点にある。一部の専攻では、国家試験対応のため、この制度を奨励していない。

**【改革・改善策】**

この制度以外の学部＋修士課程で修業年限を5年とする制度も検討している。

**(5) 社会人の受け入れ**

**【現状の説明】**

過去3年間の社会人入学者は資源循環・環境工学で2人、エネルギー・環境システム工学で1人、情報・制御システム工学で2人であった。

**【点検・評価】**

学生確保、社会との接点の確保および学生の学習意欲向上等の観点から一定人数の社会人の入学は必要であり、その点で現状は充分ではない。

**【改革・改善策】**

より密な社会との協調を図る必要がある。何より、時代に乗り遅れない魅力ある大学院を目指すことが肝要であり、国際化対応や総合マネジメントなどに関するカリキュラムの創成や企業との連携による研究開発などを活発化させる努力を継続し、社会人に魅力ある内容の研究テーマに取り組む。

**(6) 外国人留学生の受け入れ**

**【現状の説明】**

**(受け入れ状況)**

現在、博士課程前期・修士課程に3人、博士課程後期に3人の外国人留学生が学んでいる。

**【点検・評価】**

外国人留学生入試制度があるが、一部の専攻を除き志願者が少ないのが現状である。

**【改革・改善策】**

先端領域の研究・教育を活発化し、より魅力的な工学研究科に変える抜本的な改組の検討を始める。英文入試案内をホームページに掲載するなどの広報や外国人留学生に対する授業料の減免、奨学金、寮施設等の改善等を検討する。

**(7) 定員管理**

**【現状の説明】**

博士課程前期・修士課程は各専攻とも学生定員10人、博士課程後期は各専攻4人である。平成19年度の収容定員充足率は博士課程前期・修士課程で104%、博士課程後期で38%である（「大学基礎データ」表18）。

博士課程後期の学生を確保するための有効な措置は講じられていない。

**【点検・評価】**

教授陣、施設等の拡充も含め、学生定員、実数共に増やす必要がある。特に、博士課程後期は深刻な状態にある。大学院を質、量ともに充実させることが必要である。

### Ⅲ. 学部・大学院 工学研究科

#### 【改革・改善策】

先端技術領域の研究・教育を活発化し、より魅力的な工学研究科に変える抜本的な方策を検討する。たとえば、自動車、原子力、海洋、脳など、将来を見据えて先端的領域に踏み込む事など、特に、博士課程後期に関しては、定員割れが慢性化しており、抜本的な対策が必要である。博士課程後期修了後の就職先の確保が難しいことが定員確保の高い障壁となっていることは間違いなく、このためには企業と結びついた実践的な研究テーマを指向しつつ、企業技術者に高度な技術を身につけさせて復帰後の活躍が見込めるような魅力ある実践指導の方法を探る。また、発展途上国の有能な人材を、企業からの研究者と共同で研究できるよう取りはからい、インターンシップや発表会などを通して情報交換や国際連携の架け橋としての教育を実践することを検討する。

#### 4. 教員組織

##### 【到達目標】

大学院を担当する教員が学部と兼務をする体制になっている。学部教育は私立大学では極めて重要視されており、当然ながらその負担は極めて大きい。実習が大きなウェイトを占める理系ではこの点は大きな特徴となっている。従って、大学院を主として担当する若手教員の採用が必要であり、彼らによる大学院教育と研究により、大学院の質的向上を図ることが現状を打開するために必要と考えられる。任期制をとり、成果をもって学部の教員として採用し、そのあとに新しい研究者を入れ、研究者の流動化を図りつつ、高い研究能力と広い視野をもった教育者の養成をめざし、実践的で国際的な教育プログラムの開発を目標とする。

##### (1) 教員組織

##### 【現状の説明】

##### (教員組織の適切性)

博士課程前期・修士課程には45人の論文指導教員と講義担当教員23人が所属し(「大学基礎データ」表19-3)、平成19年度、125人の学生を指導している。博士課程後期には29人の論文指導教員と15人の講義担当教員がおり、学生は9人である(「大学基礎データ」表18)。

##### (教員の役割分担および連携体制)

博士課程前期授業担当の資格を有する専任教員(M 適格判定者)によって構成される通常委員会で、授業に関する事項、課程修了の認定、入学に関する事項などが審議される。構成員の資格判定に関しては⑩適格判定者が小委員会を構成し、審査する。後期に関してもDと⑩による同様なシステムで運営がなされている。役職としては、研究科長が上記委員会を司会し、学則等に関しては学務委員がとりまとめ、全学的な学務委員会に諮り、審議、決定する。また、研究科長と大学院委員は大学院委員会の構成メンバーである。資格判定に関しては、資格審査委員2人が加わり、審査の厳格化を強めている。

##### 【点検・評価】

各教員の学部、大学院を合わせた担当コマ数から考えると、教員のキャパシティの限界に近いといえる。また、近年の大学院業務の増加によって、研究所長、大学院委員、学務委員のみでは対応できかねる事態が発生している。事務組織との連携を含め、改善が必要である。

##### 【改革・改善策】

すでに述べたように、ボランティア組織(手当は支給されない)として、「活性化を図るための特

別委員会」の設置が、通常委員会で承認された。この中で、上記の状況を改善するための方策を練る。これらの努力をした上で、到達目標に掲げたような教員定員の増員を図り、優秀な人材を確保できるよう努力する。

## ②研究支援職員

### 【現状の説明】

#### （研究支援職員の充実度、研究者との連携協力関係）

学部と共通であるが、必要に応じて助教、助手の支援を受けている。教育上の教員の役割分担を組織的に既定することはしていない。大学院生の指導は、主査である指導教員⑩であるが、助教、助手は特に実験の指導に大きな力を発揮している。専修は教授、准教授、助教および助手の協力のもとに、教育的効果を高めることができる。

### 【点検・評価】

教授、准教授と助教、助手との連携協力関係については、現在の制度で機能しているが、教育職員である助教をどのような職務的位置づけにするかは今後の重要課題となろう。大学院科目の助教による正式な担当はまだ実現していないからである。実態に合わせた対応が必要となろう。一方、外部資金導入によって研究者自らリサーチアシスタント等の確保を図ることも考慮されるべきである。

### 【改革・改善策】

助教の位置づけについては、助教に関する制度が始まったばかりであり、今後の推移を見たとうえで対応を検討したい。研究科の指導方針に沿った教育プログラムを考案し、文科省の高度化推進事業に応募するなどを検討する。

## ③教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

### 【現状の説明】

#### （基準・手続の内容と運用）

研究科の教員は全て学部に所属しており、採用、昇格は工学部正教授会で審議される。大学院教育職員としての適格判定は、大学院教育職員資格審査基準に基づき専攻主任会で提案され、各専攻で検討された後、大学院小委員会において決定され、通常委員会で承認される。その後、全学の大学院教育職員資格審査委員会に諮られ、最終的に決定される。

### 【点検・評価】

資格判定基準は大学院学則および大学院教育職員資格審査基準に関する規程に基づき厳格に適用されている。

## （４）教育・研究活動の評価

### 【現状の説明】

#### （教育活動および研究活動の評価の実施状況）

資格審査において教育業績と研究業績、実務家教員においては業務実績が評価される。

### 【点検・評価】

教育に関する業績評価は難しく、今後十分に検討すべき事項である。

### 【改革・改善策】

工学部においても、教育・研究活動に対する評価方法・基準の整備が検討される。研究科も、学

### Ⅲ. 学部・大学院 工学研究科

部と連動して評価システムの整備を検討して行く。

#### (5) 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

##### 【現状の説明】

資源循環・環境工学専攻、エネルギー・環境システム工学専攻では北九州市エコタウンの実証研究エリアに在る本学「資源循環・環境制御システム研究所」と連携し、埋立て廃棄物の安全な管理、安定化促進、再資源化、環境汚染物質の分解除去・無害化等に関する教育・研究を行っている。資源循環・環境工学専攻などの学生はこれらの施設および分析機器を利用して研究を行っている。環境科学技術研究所では、光触媒溶液の実用化を実現し、チタニアLLPと称する大学発ベンチャー事業組合を立ち上げ、ビジネス展開を始めた。両研究所は研究組織の再編を図り、環境未来オフィス (Office for a Sustainable Future) を平成 17 (2005) 年度に設立し、エコビジネスセミナーや国際公開講座シリーズなど環境関連の企画を展開している。この企画は大学院対象セミナーへの将来的な展開が検討されている。

##### 【点検・評価】

エコビジネスセミナー等は日本-カナダ通商 80 周年事業などに組み込まれ、国際的にも高く評価されており、特に大きな問題は無い。工学研究科に所属する教員が研究員の中核となっており、企業や公的機関との共同研究が盛んである。

### 5. 研究活動と研究環境

#### 【到達目標】

大学院の独立性を高め、人的にも物質的にもさらに充実させる。

#### (1) 研究活動

##### ①研究活動

##### 【現状の説明】

工学研究科の教員は全て工学部の兼担のため、研究活動は工学部の項を参照されたい。

##### ②教育研究組織単位間の研究上の連携

##### 【現状の説明】

##### (付置研究所との関係)

本学、資源循環・環境制御システム研究所は大学の実験施設としては他に類を見ない大型埋立実験槽と水処理施設を有している。(IV. 教育研究施設・付置研究所の項を参照。) 環境科学技術研究所が中心に企画するエコセミナーなどは全学的に開放されており、学外の企業関係者との連携もなされている。特に、国際公開講座シリーズはカナダのブリティッシュコロンビア大学のサスティナビリティオフィスとの協定などが検討されており、同オフィス館長の講演や米国ノースウェスタン大学からも講演者が参加するなど国際化教育研究に成果をあげようとしている。さらに、経済産業局の連携団体との共催が図られ、多くの企業からの参加者が見込まれており、社会人対象の教育研究システムとしての将来性が期待される。これらのプログラムには工学研究科の教職員が関与し、研究開発面での連携がとられている。

##### 【点検・評価】

現有の付置研究所との関係は良好であり、成果を上げている。

(2) 研究環境

① 経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

前述のとおり工学研究科の教員は全て工学部に所属しているので、学部の機械器具費、実験実習費の一部を大学院の研究費として流用しているのが現状である。施設についても同様のことが言える。詳細は工学部の項を参照されたい。

【点検・評価および改革・改善策】

大学院の独立性を高め、人的にも物質的にもさらに充実させる必要がある。

6. 施設・設備等

【到達目標】

施設設備の老朽化が目立ち、教育研究に支障がある。各館は学部教育を前提に建設されたものであり、大学院独自の施設を必要としていることは言うまでもない。まず、これまでに述べて来た教育研究システムを充実させるための教育方針と人材育成計画を再構築し、それに見合う施設・設備の整備を目指す。前述の「特別委員会」により、教育研究の革新的将来計画の提言を期待し、それに沿ったキャンパス整備計画の策定を目指す。

(1) 施設・設備

① 施設・設備等

【現状の説明】

(施設・設備等諸条件の整備、大学院専用施設・設備)

機械工学専攻では、軸捻り疲労試験装置、マイクロガスタービン空調試験装置、電気工学専攻では、高電圧放電プラズマ装置、超伝導高磁界発生装置、電子情報工学専攻では、自立分散型ロボット実験装置、半導体製作用クリーンルーム、電波暗室、化学システム工学専攻では、超臨界液体溶解度測定装置、原子吸光分光光度計、建設工学専攻では、5,000 kN 構造物試験機、大型構造物耐震シミュレータ、構造物破壊試験装置、小型振動台、応力制御型中空ねじりせん断試験装置、繰返し三軸せん断試験装置、ICP 発光分析装置、EPMA (X線マイクロアナライザー)、油圧式疲労試験機、凍結融解実験装置、中性化促進試験装置、資源循環・環境工学専攻では、廃棄物埋め立て大型シミュレータを保有している。

【点検・評価】

研究設備は比較的充実しているが、大学院専用のゼミ室、演習室が決定的に不足している。また、実験装置などを充実させるスペースがない。

【改革・改善策】

大学のキャンパス整備計画の中で、大学院専用のゼミ室、演習室、実験室の充実について検討する。





## 医学部

### 1. 学部等の理念・目的および教育目標

#### (1) 理念・目的等

##### 【現状の説明】

##### (理念・目的等の適切性)

医学部医学科は昭和47(1972)年に、人間性あふれる優れた臨床医の育成、地域社会への医療奉仕および重点的综合研究体制の確立を三つの基本理念として開設され、さらに平成19(2007)年4月に、高度の資質を有する看護師の育成を目指して看護学科が開設された。急速に進行する少子・高齢化による疾病構造の変化、患者のニーズの多様化、および生命科学や医療技術の急速な進歩に対応して、国民の期待に応える良き医療人の育成が本学部の目的であり、社会的使命である。

医学科の最大の教育目標は「人間性あふれる優れた臨床医」を育成することであり、次の6つの資質を備えた医師の育成を目指している。①生命の尊厳についての深い認識の下に、医師の義務と医療倫理を遵守し、患者本位の医療を実践する。②医師としての職務を遂行する職業人として必要な実践能力(統合された知識、技能、態度・行動に基づく総合的診療能力)を有する。③人間理解に立った高い協調性をもって、医療チームの一員としての行動や指導を適切に行える。④患者およびその家族の権利を尊重し、個人情報と秘密を守る。⑤医師として地域社会への医療奉仕を行い、保健・福祉と連携する。⑥医学・医療の進歩のための研究の必要性を理解し、研究に参加するとともに、絶えず医療の質の向上に努め、生涯にわたり学習する意欲と態度を有する。

看護学科は、生命の尊厳に基づいた心豊かな総合的な人間教育を基盤として、創造的で国際的・学際的視野にたった論理的・倫理的な看護実践能力を育成し、看護学の発展並びに地域・国際社会に貢献することを教育理念(目的)としている。看護学科の教育目標は以下のとおりである。

①豊かな教養と高い倫理観を身につけた、心豊かな人間性を養う。②高度な専門知識と技能を身につけ、健康問題を科学的・総合的に考えることのできる、自主性と創造性に富む柔軟な思考力を養う。③看護の専門性確立を目指した実践・教育・研究の基盤を身につけ、他領域の人々と連携できる学際的調整能力を養う。④医学生との共修でチーム医療を実践し、それぞれの専門の特徴や共通性を学び、コミュニケーションによる洞察力を養う。⑤生涯を通して、保健・医療・福祉における連携・協働、科学研究の態度を継続できる能力を養う。

##### (理念・目的等の周知の方法)

医学部の理念・目的・教育目標等の周知は、学習ガイド、シラバス(教育要綱)、大学案内、受験生用小冊子、および公式ホームページで行っている。またこれらの情報についてはオープンキャンパス、入学説明会、新入生オリエンテーションおよび父母懇談会において、口頭で説明するとともに、印刷物を配布している。

医学部教育計画部では学生向けに「教育計画部ニュース」を定期的に発行し、教育目標、カリキュラムおよび試験に関する情報を周知させている。さらに学習・教育支援システム(IT's class)を用いてホームページ上に、講義資料・スライドを電子ファイル化して掲載し、教員と学生の授業コミュニケーションに役立つツールとして活用している。

人材養成のために、FDの一環として、「医学教育ワークショップ」を毎年開催し、医学教育モデル・コア・カリキュラムに沿ったカリキュラム改革、全国共用試験(CBT)に向けた基礎医学教育、医師国家試験対策、PBL テュートリアル改善などのテーマでそれぞれ班別討議および全体討議を

### Ⅲ. 学部・大学院 医学部

助教以上の全員参加で行っている。また学生代表もオブザーバーとして参加し、率直な意見交換を行い、医学教育の改善に向けて医学部全体の意識を向上させている。さらに種々の学外ワークショップ（全国医学教育ワークショップ、共用試験医学系 OSCE ワークショップなど）に教育職員が参加して、最新の情報を入手し、スキルアップしている。

本学は、福岡大学病院および筑紫病院という二つの病院を擁し、多数の教授陣・専門医による充実した学生教育が行われており、恵まれた卒業研修および人材養成の場を有している。研究面では、最新の設備を有する総合研究室、分子腫瘍学センター、R I センター、アニマルセンターおよび医学情報センターを拠点として高度の研究が行われている。平成 18 年には、「てんかん分子病態研究センター」が開設され国際的な研究を推進している。

さらに、医学科では研究・教育の高度化を促進するために、講座制の改革・再編を行っている。平成 18 年は従来三つあった外科学講座を一つの大講座に統合し、その中を臓器別に再編した。平成 19 年 4 月には、再生・移植医学、呼吸器内科学および形成外科学の三つの講座が新設された。このように医学科では、時代のニーズにマッチした教育・研究体制を構築している。

#### 【点検・評価】

医学科の卒業生は 3,125 人に達し、多くは有能な臨床医として、全国各地および海外で活躍している。また近年、大学や研究所の教授や研究者として優れた成果をあげる人材も輩出しており、卒業生のうち 10 人は教授（本学 6 人、他大学 4 人）に就任している。

本年 4 月に開設された看護学科は、110 人の第 1 回入学生を迎え 31 番目の学科としてスタートした。これに伴い附属看護専門学校は平成 21 年 3 月には 34 年間の歴史を閉じることになる。

医師国家試験の合格率は教育目標の達成度を客観的に測る指標として重要であるが、成績は年度ごとに変動している。本学の新卒合格率は、平成 15 年には 98.0%と良好であったが、平成 18 年は 76.6%できわめて不良であった。平成 19 年の新卒合格率は 88.7%（「大学基礎データ」表 9）でかなり改善しているが、既卒者の合格率が 48.6%と不良であったため、本学全体の合格率は 78%に留まっており、教育目標の達成度においてはまだ不十分である。

医学科の講座再編の成果の一つとして、本学では先端医療の臓器移植が急速に発展している。従来の腎移植に加えて、肝移植、肺移植および膵島細胞移植が次々に成功し、マスコミにも大きく取り上げられ、全国的に注目されている。

#### 【改革・改善策】

医学科では、全国共用試験および医師国家試験の成績を向上させるために、カリキュラムの改善が急務と考えられるので、医学科教務委員会が中心となって、基礎医学および臨床医学の教育カリキュラムを全面的に再検討する。さらに、学年担任、副担任による学生の個人指導を強化し、成績不振学生に対する対策として、補習授業や特別講義を行う。

また、現在、医学・医療に対する社会のニーズは多様化し、学際的な生命科学研究に携わる人材、地域医療、福祉・介護、国際医療協力、製薬等の様々な分野において医学部出身者の一層の活躍が求められている。このため、本学部においては医学教育の質を一層高め、医療人の質を確保すると同時に、教育内容を再編成して多様化を図り、大学院や他学部とも連携する。その一つの試みとして、平成 20 年から複数大学の共同プロジェクト「九州がんプロフェッショナル養成プラン」が始動するが本学も重要な構成員として参画する。

## 2. 学士課程の教育内容・方法等

### 【到達目標】

医学科では設立の理念である「人間性あふれる優れた臨床医の育成」「地域社会への医療奉仕」「重点的総合研究体系の確立」に基づき総合的臨床能力や問題解決能力とともに自修性を備え、医療、保健、福祉の現場において活動するチームの中心的役割を果たせるような人間性と協調性、指導力をもつ人材の養成を目指している。

看護学科は看護の主要概念である人間、環境、健康、看護を教育課程の基盤に置き、生命の尊厳に基づいた心豊かな人間教育により、「豊かな教養・倫理観」「総合的・論理的科学的性」を育み、「チーム医療」における確かな看護の実践により、「幅広く地域・国際社会」に貢献できる人材の養成を目指している。

### (1) 教育課程等

医学部看護学科は開設1年目であり、教育課程等の適切性を検証できる段階には達していないため、以下は医学科を中心に記述する。

#### ①学部・学科等の教育課程

##### 【現状の説明】

(教育課程と理念・目的等の関係、カリキュラムの体系性、基礎教育の位置づけ、専門教育と理念・目的の適合性、一般教養的科目の編成)

医学科では学校教育法第52条にそつた上記目標達成にむけて6年一貫のカリキュラムを構築している。1年生では全学共通の総合教養科目、外国語科目、保健体育科目のほかには医学生に必要な基礎教育科目(「情報学」「医療人類学」「心理学及び医学心理学」と専門科目(看護体験・心肺蘇生実習を含む「医学概論Ⅰ」と「医学概論Ⅱ」)を配置している。一般教養的科目は選択の単位制とし、医学教育に必須のものは必修ないしは選択必修の単位制としている。2年生以降は医学教育モデル・コア・カリキュラムを網羅する全て必修の時間制科目で構成され、進級には学年制を採用している。2年生から3年生前期に基礎医学科目を配置、「臨床医学入門」をはさみ3年生後期から4年生に臓器・機能別の統合型臨床医学科目、4年生後期には、それまでの学習内容を改めて総合的に学ぶ「基礎・臨床統合講義」を配置している。その後、臨床実習に備えて「診断学実習概説」と「診断学実習」を実施している。3~4年生の科目配置は平成13(2001)年度から14年度にかけて短期集中ブロック化授業に変更し、前・後期末に集中していた試験を、年間を通じて実施する方式にした。5年生は38週間の臨床実習(臨床修練Ⅰ)で全診療科をローテートし、6年生は4週間の臨床実習(臨床修練Ⅱ)と臓器・機能別総括講義で6年間の集大成を行っている。

##### (専門・教養・外国語科目の量的配分、倫理性を培う教育、外国語科目の編成)

一般教養、外国語、専門科目の量的配分は授業時間にしてそれぞれ約10%、5%、85%であり、臨床実習は専門教育の約3分の1を占める。倫理性を培う授業は1年生の「医学概論Ⅱ」、3年生の「社会医学Ⅱ」、4年生の「法医学」の中で実施している。1年生の「医学概論Ⅰ」では一般市民ボランティアとの対話や討論を組み入れコミュニケーション能力向上を図っている。外国語は全学共通の目的・能力別の英語教育を必修で、第二外国語を選択必修で実施している。

##### (基礎教育・教養教育の責任体制)

カリキュラムの実施・運営には、共通教育部分については大学教務委員会および共通教育センター委員会、言語教育研究センター委員会が連携して活動している。専門教育については医学科教務委員会とその下部委員会(カリキュラム検討委員会、臨床実習検討委員会)があり、医学科教務委

### Ⅲ. 学部・大学院 医学部

員会は月に2回開催され随時問題点を抽出し改善策を検討している。全体的な問題の検討は医学科教員全員参加のワークショップで行っている。

#### (看護学科の教育課程)

看護学は人間の様々な健康問題に焦点を当て、その人らしく豊かな人生を送るための全人的理解と援助を行う学際的の学問であり、実践学であり、そのためのカリキュラムを設定している。具体的には1・2年次には共通教育科目を主に学習し、3年、4年次と学年が進行するに従って、看護師・保健師の資格要件を満たす専門性の高い教育内容になっており、科目間の有機的なつながりを持たせた「くさび型」になっている。また、臨地実習は早期体験学習を1年次から段階的に組み込み3年次で集中的に配置している。また、4年次では総合看護科目を配置し、「総合実習」[看護研究演習]へと取り組み、卒業研究に繋げるようにしている。学習技法としてはPBL・テュートリアルによる課題探求、自己開発型問題解決能力を培うための少人数教育、文部科学省が示した実践能力を高める実習としてテューターによる個別対応型教育を組み入れている。

#### 【点検・評価】

医学科では、社会的ニーズに対応し、医学教育モデル・コア・カリキュラムで求められる内容に沿ったカリキュラム構築をし、3・4年生の短期集中型授業配置により学生は年間を通じて学習するようになった。コア・カリキュラムでは基礎臨床統合型の授業を推奨しているが、現状では、臨床系の臓器・機能別統合科目を除いて講座中心の科目構成となっている。

倫理性は日々培われるべきものであり、集中的授業よりも各学年に散在的に配置するほうが効果的であると考えられるが、学生の理解度の評価は不十分である。英語教育は1年生に集中しており、2年生以上は教員と学生の自主性に任せられ、成果の評価は行われていない。一般市民参加型の授業は学生に適度の緊張感をもたらす学習意欲向上にも有効である。

看護学科では、学習方法としてモデル人形やシミュレーター等を活用した学習、コンピュータ・OA機器を配置・活用した少人数グループ学習を導入している。看護基礎教育終了と同時に国家資格取得後は、即戦力・看護実践能力が期待されている。このため観察・状況判断力、思考過程を含めた問題解決能力、自己決定の訓練および実践と、グループダイナミック理論等を活用した学習が要求される。また、学生の社会性の欠如、世代ギャップを含む若年化による問題等を解決するための教授手段・方法として小グループによる演習・学習方法を採用していきたいと考えている。入学後の5月には学生の大学への適応および看護学教育への導入を図るために、学生・教員全員による1泊の学外研修を実施する。

#### 【改革・改善策】

医学科では、基礎から臨床までを統合した講座横断的科目構成の導入には反対意見が強く実現は困難と思われるが、他大学の事例等を参考に検討をつづける。

学生の継続的な英語学習支援のために、e-learningシステムの導入準備を行っており、学生の到達度評価も可能になる。倫理教育の評価にもe-learningシステムの活用を検討する予定である。

看護学科に関しては、平成21年度に、看護基礎教育における実践能力強化と在宅療養に携わる看護職教育の充実のため保助看法指定規則の改正が予定されている。改正の内容は基礎看護学領域では、地域看護学からの在宅看護学の独立がその目的になっている。領域の独立・拡大に伴い、教育内容と教員組織の充実のための人材確保が急務である。また、入学時の取り組みとして、大学における学問の順序性や日常の学習方法を身につけさせるため図書館利用・文献検索、ノートの取り方、レポートの書き方、グループディスカッション等についてのオリエンテーションを行う。

## ②カリキュラムにおける高・大の接続

### 【現状の説明】

医学科では自然科学系科目のうち医学教育にとって重要なミクロ・マクロの生物科学と生物学等の実験（合計7単位）を必修として履修させ、その他の自然科学科目からも8単位の履修を義務付け、専門教育へのスムーズな移行を図っている。特に生物科学の授業においては約半数の学生が生物を未履修であることに配慮した授業を行っている。

看護学科は自然科学系科目の中では人間存在としての生物学的理解が不可欠であるが、高校で生物を履修していない学生もいるので、共通教育科目の生物学関係を履修するよう指導をしている。また、初期教育の一環として情報収集、パソコン活用のため「情報学」を設けている。

### 【点検・評価】

医学科では人文・社会科学系科目の選択の時間を確保しながら、自然科学系科目の履修単位を多くして、医学を学ぶための基礎教育を充実させている。

看護学科では専門科目をより理解しやすくするために、自然科学系科目の履修するように指導している。

### 【改革・改善策】

医学科では常に学生の習熟度を把握しながら授業内容や進度を工夫する努力が重要である。平成20年度からは1年生の医学へのモチベーションを維持する目的で医学科教員による授業の導入を検討している。

## ③カリキュラムと国家試験

### 【現状の説明】

医学科では医師国家試験における、新卒の合格者数は平成14年度の100人をピークに平成15年度91人、平成16年度82人と減少し、その後平成17年度85人、平成18年度86人となっている。合格率も平成14年度の98%をピークに低下し平成17年度は76.6%と全国最低となった。平成18年度は成績不振者への指導を強化し88.7%とやや改善した（「大学基礎データ」表9）。

看護学科は開学1年目であるが、4年後の国家試験を見据え、講義内容に過去の国家試験問題等を組み込んだ講義を行っている。

### 【点検・評価】

医学科は平成17年度の合格率低下を反省し、指導の強化・改善および卒業判定の厳格化により平成18年度の合格率はやや改善したが、合格者数の増加という目標は達成されていない。

### 【改革・改善策】

医師国家試験に関しては、6年生での指導強化と評価の厳格化だけでは問題は解決しない。低学年での教育を改善し、進級判定を厳格に行い学生の学習への取り組みを促進する必要がある。4年生の進級判定では全国共用試験を重視している。その他の改善策として個別指導などが考えられるが、国家試験の合格率向上のみでなく、良き臨床医の養成につながるカリキュラム改革への取り組みをつづけていく。

## ④医学系のカリキュラムにおける臨床実習

### 【現状の説明】

医学科の臨床実習は医師となるための知識・技能・態度を統合的に学ぶ場所であり、卒後研修の成果にも影響する重要なものと位置づけ、クリニカルクラークシップ方式を基本として5年生で福岡大学病院の全診療科必修の臨床実習（36週間）と福岡大学筑紫病院での選択制実習（2週間）、6

### Ⅲ. 学部・大学院 医学部

年生で選択制実習(4週間)を行っている。5年生の実習開始前にワークショップを行い、前年度5年生のアンケート調査等をもとに教員や先輩を交えたグループ討論で参加意欲の向上、教員の意識改革を図っている。5年生の実習評価には各科での評価、Advanced OSCE と客観試験を行っている。6年生の実習評価は診療科ごとに行っている。

看護学科の臨地実習は、早期体験学習として1年次に「基礎看護学実習Ⅰ」を設けている。1グループ6人の学生で、医学生と共同で実習を行う。学科全教員が指導に当たっている。

#### 【点検・評価】

医学科5年生の全科必修方式は、全診療科を体験できる代わりに個々の診療科での実習時間の確保が十分できていない。6年生は希望診療科での実習のためモチベーションは高くなっているが、一部の学生は卒後研修マッチングや国家試験対策に時間を費やしている。各診療科の実習をさらに改善するために実習終了ごとに学生による評価を診療科にフィードバックしている。

#### 【改革・改善策】

医学科学生の参加意欲向上のためのワークショップを継続する。また、それぞれの診療科の問題点を把握するためのアンケート調査を行い、その結果を基に臨床実習検討委員会で改善に向け医学科教務委員会への提言をとりまとめる。各診療科への具体的な指示も必要になる。

### ⑤履修科目の区分

#### 【現状の説明】

医学科は6年一貫のカリキュラムで、共通教育科目と1年生の専門科目は単位制で、2年生以降は臨床実習の一部を除き全て必修の時間制科目で構成されている。1年生の授業時間数でみた必修・選択の比率は約4対6である。

看護学科カリキュラムの必修科目と選択科目の比率は1対2の割合である。

#### 【点検・評価】

医学科では1年生では選択の比率が高く自由度が適切に確保されている。2年生以降は学習内容の増加のため選択の比率を増やすことは困難である。臨床実習は5年生に必修で1,080時間、選択必修で60時間、6年生に選択必修制で120時間実施しており選択制の割合は14.3%である。

看護学科では、1年次では選択科目の比率が高い。特に共通教育科目においては選択の自由度は適切に保証されている。1年次から、専門科目の配当は積み上げ式であることから、学年が進むにつれ、専門科目の配当が多くなっている。臨地実習は、1年次45時間、2年次135時間、3年次630時間、4年次27時間を必修時間として配置している。

#### 【改革・改善策】

医学科では2年生以降で選択比率増加の可能性があるのは臨床実習であり、現在、各診療科の実情把握のための調査を計画している(④臨床実習の項参照)。

看護学科では選択、必修科目の分量の比率は特に問題はない。しかし、共通教育科目と専門基礎科目・専門共通科目の配当年次に関しては、教育内容と学生の学習理解との関連でのフィードバックを定期的に行うことが今後の課題と考えている。

### ⑥授業形態と単位の関係

#### 【現状の説明】

医学科では1年生の科目は1回90分の講義15回(試験を含む)で2単位、実験実習、外国語、保健体育科目は1単位としている。2年生以上は全て時間制科目であり授業回数は1科目12回ないし114回である。

看護学の基礎教育は看護の概論、健康障害・病気の理解、援助方法についての科目、そして臨地実習という科目配置になっている。講義とグループワーク、Small group による演習形態がとられる。時間数と単位の関係は、概論科目は1単位15時間が通常とされている。本学は1単位・30時間をもって1セメスターの時間数としている。

**【点検・評価】**

医学科1年生の単位制科目に関しては大学設置基準に沿った妥当なものである。2年生以上の時間制科目の授業回数の差が大きい点は検討の余地がある。

看護学科では単位・時間数の制約がある科目配置になっており、講義内容をより精選・抽出化した科目配置の工夫が必要となる。

**【改革・改善策】**

医学科時間制科目の授業回数の差については、学生の学習意欲、学習行動に影響をおよぼしている可能性があり評価や進級判定への影響を考慮して見直しを検討したい。

看護学科は授業時間でのグループワークのすすめ方、課題学習の提示のしかた等を工夫し、学生の学習意欲、学習行動を評価した取り組みを行う。

**⑦単位互換、単位認定等**

**【現状の説明】**

**(単位互換、単位認定方法、認定単位数の割合)**

医学科では他大学との単位互換は行っていない。他大学で修得した「共通教育科目（卒業所要単位35単位以上）」について、本人の申し出により、当該大学のシラバスを確認し、本学の授業内容に合致すれば30単位を上限として認定している（「大学基礎データ」表5）。ただし、英語と生物科学系科目は除外し、評価がCの場合は個別に審議している。時間制専門科目のうち、6年生の「臨床修練Ⅱ」は韓国啓明大学校を含む学外の病院での実習を可能としている。（(3)国内外における教育研究交流の項参照）。3年生の「社会医学Ⅱ」の院外臨床修練では他大学の離島・へき地医療研修プログラムが選択できる。専門科目においてはカリキュラム編成や開講時期が異なるので他大学での履修は困難である。

看護学科も他大学との単位互換は行っていない。また、他学科からの転部・転科の受け入れもない。現状では、他大学において修得した「共通教育科目（卒業所要単位26単位以上）」については、学生の申請により科目適合の確認を行い、30単位上限で既修得単位として認めている。

**【点検・評価】**

他大学での既修得単位の認定は、学生の選択可能な時間を増すことになり適切なものと考え。本人の申し出によるとしている点も本学で改めて学びたい学生への配慮として適切である。

**⑧開設授業科目における専・兼比率等**

**【現状の説明】**

**(専任教員が担当する授業の割合、兼任教員の教育課程への関与)**

医学科では全科目で専任の教授を科目責任者とし、原則として専任の教授、准教授、講師、助教の中から適切な担当者を選任し、教授会の承認を経て授業を行っている。兼任教員による授業は各科目の10%以内としている。1年生の「医療人類学」は学内に適任者がなく例外的に兼任教員が担当している。専門科目担当の専任教員は363人、他学部・学科所属の教員は11人、兼任教員は60人である（「大学基礎データ」表19-2）。科目数から見た専兼比率は専門科目で84.1%、教養科目で72.8%である（「大学基礎データ」表3）が授業時間数から見ると兼任教員による授業は1～4年生

### Ⅲ. 学部・大学院 医学部

の総授業時間数の 5.4%である。

看護学科では看護の基礎教育としての専門基礎・教育科目の科目責任者は、原則として専任教員である教授、准教授、講師、助教が当たり、その他の専門基礎・教育科目については総合大学のメリットを活かし他学部の教員による科目を配している。

以上のように医学部の専門教育への兼任教員の関与は極めて限定的なものである。

#### 【点検・評価】

教育は理念や目標を熟知した専任教員が担当するのが原則であるが、医学科では他大学の教員の授業や行政の立場からの授業および本学出身医師による授業など学生に有益と考えられる場合に兼任教員を配置しており、科目の 10%以内を目安にしているのも適切と考える。学生による授業評価に兼任教員へのポジティブな評価が記載される場合があり、専任教員の意識改革にも効果的である。

#### 【改革・改善策】

医学科では兼任教員の適格性や授業内容を点検評価し、フィードバックするシステムの確立を検討する。

### ⑨生涯学習への対応

#### 【現状の説明】

医学科では教育目標に「自修性を持った医師養成」を掲げ、教育形態として、自学自習の習慣を体得させることを念頭にテュートリアル教育を実施している。卒業後の機会として、各講座や診療科単位で多くのセミナーが行われ、一部は学外の医師も参加可能である。卒業生対象のプログラムは研修医主催で先輩医師によるセミナーがあるが、研修終了後の医師を対象にしたものはない。

国家試験不合格者に対しては来学させ、再受験に備えた学習方法等の指導や教材の提供を行ったあと、事務的連絡等で大学との適切なコミュニケーションを維持するよう配慮している。

看護学科では、卒業後の生涯学習への基盤づくりとして「Small group による課題学習」を取り入れ、また、臨地実習での学びや疑問は、総合実習などへの取り組みとしてゼミナール形式を取り入れ卒業研究に繋げている。

#### 【点検・評価】

学内で行われているセミナーは、医師の生涯教育に寄与しているが、各講座や診療科独自に開催されており、それぞれの開催の案内、参加状況、特に学外からの参加状況等の把握は不十分である。

看護学科ではゼミナール形式を取り入れることにより各領域での学習方法を修得させ、個々の教員から学生は生涯教育の必要性の動機づけが得られる。

#### 【改革・改善策】

医学科は個別に行われている教育行事を一括して把握し、インターネットなどを活用して広報活動を行うことは効果的と思われるので、実施できるようにする。

### ⑩正課外教育

#### 【現状の説明】

医学科で正課外教育と位置づけられるものとして、積極的な学生に学習の場を提供するために教員が自主的に開講する「英語・その他のゼミ」、夏期休暇中の「研究室・病棟受入れ」と愛好会サークル（体育系 21 と文化系 5）活動がある。平成 18 年度は 29 のゼミに 70 人の学生が参加した。

看護学科では、大学主催の学習会・教養講演会への参加を呼びかけている。それらを受けて学科内で特別講演会等の開催を計画する。また、愛好会、クラブ活動への参加を呼びかけている。



**【点検・評価】**

毎年多くのゼミが開講されているが、学生の自主性に任せているため参加者は少数に留まっている。サークル活動には顧問の教員を配置している。学年を超えた交流と人間形成の場としても有用であるが、サークル活動のために学習時間が十分確保できない学生もいる。

**【改革・改善策】**

医学科は教員の自主開講ゼミへの参加を推進するために広報活動を継続する。時間的制約を受けずに学習できる環境の構築が有効と考え、本年度から e-learning による医学英語の自己学習システムを準備している。サークル活動については学業との両立が可能な範囲で参加するよう指導する。

**(2) 教育方法等**

**①教育効果の測定**

**【現状の説明】**

**(教育効果の測定方法、測定方法に対する教員間の合意の状況、測定システムの機能的有効性を検証する仕組み)**

医学科の講義科目では、筆記試験（論述試験と客観試験）を実施している。国家試験や共用試験 CBT は客観試験のみであるが、理解度の正しい評価には論述式も有効と考え併用している。教育効果の測定には適切な試験問題が必須であることを教員に理解させるため、試験問題の種類とその特徴や問題点をまとめた文書を配布して改善に努めている。基礎医学系実習は参加状況と知識獲得状況から総合的に判定している。4年生の診断学実習の評価には共用試験 OSCE を採用している。臨床実習の評価については「医学系のカリキュラムにおける臨床実習」の項で触れた。

卒業判定には各科目の試験と総合試験を実施・利用している。本学の教育力の総合評価は、全国共用試験や医師国家試験の成績により客観的評価を受けている。全国共用試験 CBT で平成 17 (2005) 年度の本学科平均(62.8 点)は全国平均を(71.7 点)下回ったため、学生・教員双方の認識の改善と指導の強化を図り、平成 18 年度はかなりの改善が見られた(全国平均 76.1 点、本学科平均 76.3 点)。

看護学科の講義科目では、主に筆記試験（記述試験）を行っている。また、課題学習としてレポートを課すなどの方法で理解、学習効果（教育効果）の把握を行っている。基礎看護技術学習の効果は、実技テストとして行われる。看護技術の習得を通して知識の理解だけではなく、態度育成をも踏まえた評価は必要不可欠である。

教育効果測定のシステム全体の機能的有効性を評価する仕組みは無い。

**(卒業生の進路状況)**

平成 18 年度までで卒業生総数は 3,125 人となり、3,083 人 (98.7%) が医師免許を取得し、約 30% が開業医、約 60% が勤務医として活躍している。また、本学（他学部を含む）の教授や准教授に 20 人、他大学の教授や准教授に 12 人、本学の臨床教授・准教授に 15 人が就任している。平成 18 年度卒業生で国家試験合格者 86 人のうち本学の病院で臨床研修を開始した者は 34 人であった。（「大学基礎データ」表 8）。

**【点検・評価】**

医学科では、教育効果測定のシステム全体の機能的有効性を評価する仕組みは無いが、4 年生の CBT や 6 年生の総合試験による評価と各科目の評価の関連性を検討し、評価法に問題のある科目の把握と改善に努めている。卒業生で本学の病院で臨床研修を開始する者の数は減少傾向にある。

看護学科では担当教員の責任において成績評価を行い、学生へフィードバックしている。不合格

### Ⅲ. 学部・大学院 医学部

者に対しては再学習の機会を作っている。学生の授業評価を初年度から行い、その結果を真摯に受け止め、次年度の教育活動へのフィードバックを行う。

#### 【改革・改善策】

今後も、試験問題や成績評価について学科教務委員会で随時問題点を抽出し適切な評価の維持に努める。医学科では卒業後に母校で臨床研修を行う者や初期研修後に母校に戻る者を増やし、診療・研究の充実を図るために卒前教育を改善し、クリニカルクラークシップを充実させて、卒前・卒後教育を一貫したものとする。

看護学科では学生の履修状況を確認するために出席状況を把握し、教育効果をみる上での目安とするなどの充実を図る。

#### ②厳格な成績評価の仕組み

##### 【現状の説明】

(科目登録の上限、成績評価法・評価基準、厳格な成績評価の仕組み、学生の質の検証・確保の方法)

医学科では履修制限を設けていない。看護学科においては、1年次 55 単位、2年次 51 単位、3年次 37 単位、4年次 30 単位と履修単位の上限を定めている。成績評価方法・評価基準については「①教育効果の測定方法」の項で触れている。

各科目の合否状況を学年末に学科教務委員会・教授会で審議し進級判定を行っている。学年制を採用し、進級できない者には当該学年の全科目を再履修させている。平成 17 年度から全国共用試験の結果を 4 年生の進級判定に採用している。筆記試験は 60 点以上を合格としている。全科目合格が進級要件であるが、再試験後に不合格科目が 1 科目のみの場合、教授会の審議を経て特別に進級させることがある。

看護学科における各科目の合否状況は Semester 毎に学科教務委員会・教授会において審議し、進級・合否状況の把握を行っている。1 年次の専門基礎・教育科目で再試験を受けることができるのは 8 単位以内までとしている。

##### 【点検・評価】

医学科の 1 科目のみの不合格者を特別進級させる制度は、科目責任者が不合格判定をすると 1 科目で留年が決定するということがないため、厳格な判定につながっていると思われる。しかし、学生の学習行動への悪影響を考慮し、平成 18 年度から同一学生に 2 年連続の適用はしないこととした。

最近是国家試験合格率の低迷のため、教員の合否判定厳格化への意識が高まっている。CBT の結果を進級判定に用いることの明示や、各科目の成績発表では学年の中での自分の位置を学生自身で把握できるような工夫が学生の学習意欲向上をもたらしている。しかし、厳格化のみでは教員・学生ともに疲弊してしまう恐れがあり、特に精神面での支援を要する学生の増加も懸念される。

看護学科では各科目の合否は科目担当者が責任を負い、学科教務委員会・教授会において合否状況を把握している。

#### 【改革・改善策】

判定の厳格化と並行して、担任・副担任等により成績不振学生を早期に発見し支援することが重要であり、そのために小グループの学生を教員がきめ細かく指導するシステムを確立する。学生が主体的に学ぶシステムとして学生同士 (Small group) が相互に支援し合うことができるサポートシステムの構築を検討する。

## ③履修指導

## 【現状の説明】

## （履修指導の適切性、オフィスアワー、留年者に対する教育上の配慮）

医学科では、円滑な進級のために学年当初のオリエンテーションで適切な履修指導を行っている。平成 19 年度の留年生の数が 87 人と多くなっているが、これには低学年で留年し、その後立ち直った学生を含んでいる（「大学基礎データ」表 14）。

指導体制としては、科目等履修生を含む学生を約 10 人ずつに分け、専任教員 1 人が担当して指導する担任・副担任制度を採用している。これは、学習支援を恒常的に行うアドバイザー制度としても機能している。

医学科では、オフィスアワーは特に設定せず、教員の所属講座に連絡し時間の調整をして後刻面談するようにしている。平成 13 年度に医学教育改善推進のために設置された教育計画部も学生と教員の連絡窓口として機能している。医学科の科目等履修生制度は、成績不振で退学した学生の再入学を可能にする制度となっている。

看護学科ではオフィスアワーを設け、学生の学習ニーズ・学生支援を行う機会としている。クラス担任間で連携しながら学生をフォローし、教員から学生へいつでも連絡が可能なシステムをつくらせている。また、教員とのコミュニケーションが苦手な学生がいることを踏まえ、学修ナビという仕組みをつくり、定期的に学年としての集まりの機会を設けている。

## 【点検・評価】

医学科ではオフィスアワーとしての制度化は行っていないが、教員の所属する講座や、教育計画部が窓口となり双方の時間を調整して面談等を行っており、実質的には問題がないと考える。

看護学科は開設 1 年目のため、学生の学習への取り組みの傾向や学習環境に関しての把握が多少遅れていると受け止めている。

## 【改革・改善策】

医学科では平成 19 年度から担任・副担任に加え、留年生を含む成績不振者の早期指導担当者を任命し活動している。また近年、学生間あるいは学生と教員間のコミュニケーション不足が指摘され、平成 19 年度からは、中断されていた新入生と担任・副担任によるフレッシュマンキャンプを再開しグループ討論等で親睦を深めた。帰属意識の向上が図られ、今後の履修指導にも有効と思われる。

看護学科では学修ナビの機能を充実させ、学生間（Small group）によるミーティングや親睦の機会を設け、帰属意識の向上につながる努力をつづける。また、オリエンテーションにおいて、日々の学習の積み重ねがもっとも学習効果をあげることを伝える。

## ④教育改善への組織的取り組み

## 【現状の説明】

## （教育指導方法改善の措置、学生による授業評価、FD活動への組織的取り組み）

医学科では、教員には学外で開催される教育関連のセミナーやワークショップへの参加を奨励しており過去 3 年間で 27 人が参加した。学生による授業評価アンケートは全科目で実施し、結果は学内に公開している。教員個人への要望は自由記載欄に記入させ、担当者全員に回覧している。経年的比較により改善の有無が判断できる。教育に対する問題意識を共有するために、学内で毎年助教以上全員参加の医学教育ワークショップを開催し、班別討論と全体討議を行い、一部には学生も参加している。その成果を学科教務委員会と教授会で審議し、何れも次年度のカリキュラム改善に反映

### Ⅲ. 学部・大学院 医学部

させた。平成 19 年度は、「教育効果の向上のために」というテーマでパネルディスカッションを行った。

#### (シラバスの作成と活用)

医学科シラバス(教育要項)は学年はじめのオリエンテーションで配布し、活用方法を説明している。内容は専門科目 6 学年分の年間スケジュール、教育に関連する学則・規程の抜粋および科目ごとの担当教員名、学習・行動目標、方略、評価方法、教科書・参考書、講義コマごとの学習項目・キーワード一覧表である。Web 上で学外からも常時閲覧可能としている。学生満足度評価は行っていない。

#### (看護学科の教育改善への取り組み)

看護学科は開設 1 年目であり、まず学科内の教育環境の充実を図ることに努めている。学外で開催される教育関連の研修会、セミナー、ワークショップ、私立大学で歴史ある看護学部への研修を実施し、これまでに他大学看護学部への研修 4 人、学外へのワークショップ等への参加 3 人を数える。学科内においては、「質的看護研究への取り組み」をテーマにワークショップを開催した。全学的な取り組みとして、初年次教育に関し先駆的に取り組んでいる他大学の講演会において「シラバス」作成についての学習機会があった。さらに、専門職としての意識・自覚を早期に持たせ職業的アイデンティティを促すために、関係科目の配当年次の変更や出席を定期試験の受験資格の要件とするために関係規程を改正した。

#### 【点検・評価】

学外のセミナーやワークショップに参加した教員が、その後に学内でどのような成果をもたらしたかが十分把握されていない。

医学科では学生による授業評価は科目としての評価が中心で、教員個人に関する評価が不十分である。学内のワークショップの成果は翌年度のカリキュラムに直接反映され、有効に機能している。

看護学科のワークショップの成果は、今後の研究活動に生かされることが期待できる。シラバスの内容充実については授業評価や自己点検・評価を行い、次年度のシラバス作成の課題としている。

#### 【改革・改善策】

教員の意識改革を促進するために、教員個人の教育業績評価法を工夫し、昇任、昇給などに反映されるシステムを構築する。医学教育ワークショップで一部学生の意見は聴取できているが、より幅広く学生満足度調査を行い、学生の視点から改善への手がかりを得る。

看護学科は、教員の教育力の向上のため、授業内容の公開や自己点検・評価の導入に取り組んでいく。

### ⑤授業形態と授業方法の関係

#### 【現状の説明】

#### (授業形態と授業方法の適切性、マルチメディア教育、遠隔授業による単位認定)

医学科の授業は、従来から講義と実習の組み合わせで行われてきた。自学自習の習慣と問題解決能力を涵養するために平成 14 年度からチュートリアル教育を 2・4 年生に、平成 15 年度から 3 年生にも導入したが、学生の学習への取り組み姿勢の改善が伴わず、自己学習が促進できなかったため見直しを行った。平成 19 年度からは 2 年生のチュートリアル教育を自学自習を促進するための工夫を加えて残し、3・4 年生は通常の講義形式に戻した。チュートリアル縮小で生じた時間は、社会のニーズに対応した「再生・移植医学」や「形成外科学」の新規開講と臨床腫瘍学の充実等に活用した。講義室の全てに液晶プロジェクターが常設されており、個々の教員の工夫によるマルチメディ

アを活用した授業が増加しつつある。

看護学科では1年次の授業形態は講義、学内演習（学内実技・実習）が中心である。その効果を高めるために学生自らが課題に取り組むための自学自習と同時にグループによる学習を行っている。

なお、医学部には「遠隔授業」により単位を認定する制度はない。

**【点検・評価】**

医学科では自己学習を期待する形で始めたチュートリアル教育であるが、現状として講義形式の受動的学習を好む学生が多い本学での教育方法としては適さないと判断し、また教員の負担も大きいことから縮小することにした。個々の授業内容や授業方法の工夫は教員の自主性に任されている。

看護学科では学生の自己学習を促すために教員個々の取り組みが重要である。また、グループ学習においてはその評価のことを常に念頭に置き、その結果をグループ・学生へフィードバックすることが求められる。特に演習（学内実技・実習）、臨地実習科目は教員への負担が多くなる。担当教員の教育内容やグループ学習の方法の工夫も、今後求められる。

**【改革・改善策】**

医学科では能動的学習態度を習慣付けることは、生涯学習が求められる医師養成に欠かせないものであり、2年生のチュートリアル教育の充実を図る。教員にはさらにマルチメディアの活用、学生の理解度を確認しながら行う双方向性授業の導入、平成16年度から稼働している学習教育支援システム（施設・設備の項参照）の活用を奨励し、授業の活性化を推進する。

看護学科では小グループによる課題学習の充実を図る。また、演習（学内実技・実習）においては視聴覚教材の充実、学生が自己の理解度を確認しながら個別に学習できるe-learningの開発等をすすめていく。

**（3）国内外における教育研究交流**

**【現状の説明】**

**（国際化、国際交流の推進に関する基本方針、国際レベルでの教育研究交流緊密化の措置）**

国際的レベルの教育研究の実践には、さらに国際交流を推進することが適切と考え、平成18(2006)年から韓国大邱市にある啓明大学校医学部との間で医学科6年生のベッドサイド教育の相互乗り入れを実施している。これまでの実施規模を下表に示す。

区分 年	研修受入				研修派遣			
	期間	学生	教職員	診療科	期間	学生	教職員	診療科
18	14日間	9人	5人	6科	7日間	10人	5人	10科
19	14日間	5人	5人	7科	7日間	5人	4人	4科

看護学科は来年度から啓明大学看護学部との学生交流、教員の共同研究等を行うことに合意した。

**【点検・評価】**

交流の規模は十分とはいえないが、医学科6年生と教員が互いの国のベッドサイド教育を受け、指導し合うと同時に、教職員同士の交流が行われていることもこの交流の特徴である。さらに、平成18年12月18日付けで両校間には学術交流に関する協定が締結されている。

**【改革・改善策】**

協定の締結により交流を持続する基盤が整ったと考えられる。財政的基盤を確実にするために、

### Ⅲ. 学部・大学院 医学部

第一にこの交流を体験した両校の卒業生を核にして大学内外からの支援を獲得し、医学部全体として国際教育・研究交流を推進する。

#### 3. 学生の受け入れ

##### 【到達目標】

- ①人格的に均衡がとれ学業成績優秀な学生を広く全国から募集する。
- ②将来の医師または看護師として有望な学生を選抜すべく、本医学部の構成員が全学と協力して、出題から個別面接試験に至るまでの学生受け入れ体制を整備する。
- ③講義室での授業から臨床実習に至るまでの学部教育を受けるために十分な基礎学力と人間性を備えた学生を受け入れる。

##### (1) 学生募集方法、入学者選抜方法

##### 【現状の説明】

医学科の募集定員は全体で100人で、募集方法別には一般入学試験75人、推薦入学試験25人(附属高校推薦2人以内、公募推薦25人以内)および学部留学生入学試験を実施している。医学科の特徴は、個別面接試験や小論文に表れている。一般入試は2日間で選考し、学科試験(1日目)の科目と配点は、英語と数学が各100点、理科(物理、化学、生物から2科目選択)200点、小論文40点の計440点である。これに2日目の個別面接を加え総合的に判断している。推薦入学は1日で選考し、学校長の推薦書・調査書と個別面接を中心とし、公募推薦は英語と数学(各50点)のミニテストを加えて判断している。学部留学生入試では、日本学生支援機構の留学生試験に加え、小論文と個別面接を行っている。

平成7(1995)年から平成12年までの入学者を対象に、入試形態別(推薦/一般)に入学後の状況を調査した結果、留年せずに卒業した割合は推薦83.3%に対し一般74.5%、また1回で国家試験に合格した割合は推薦79.7%に対し一般67.8%と、何れも推薦入学者の方が良好な成績を示した。推薦入学定員の25人は、他の私立大学医学部の推薦入学定員に比較して高値であるが、上記の結果からは、本学における推薦と一般の定員は適切なものと言える。

最近5年間の入学志願者数の推移は増加傾向にある(「大学基礎データ」表13)。志願者は全国に亘り、九州以外の志願者は平成18年には49.5%に達している。受験生が全国に亘ることから、平成17年度より一般入学試験の試験会場を本学(福岡)と東京の他に大阪を加えた。

看護学科では平成19年度より学生募集を開始した。募集定員は全体で100人、一般入学試験(前期日程)80人、公募推薦入学試験20人である。一般入試は英語・国語・理科の3科目とし、公募推薦入学は評定平均値3.5以上を出願資格とし、英語・国語の2科目の試験と面接を実施している。さらに、平成20年度は、指定校推薦入学を導入し1人程度を募集することを決定している。平成19年度は110人が入学した。推薦入学は118人が志願し29人が合格した。一般入学試験には788人が受験し、191人の合格者のうち81人が入学した(「大学基礎データ」表13)。

##### 【点検・評価】

医学科は少子化の流れにも関わらず志願者は増加傾向にあり出身地も全国的で、本学科の入試はより多くの受験生を引き付けていると考えられる。しかし、多数の志願者を、100点(推薦)あるいは400点(一般)の学科試験によって選別しようとする、同様の点数に多くの受験生が集中し、選考の精度の低下が危惧される。学科試験の時間についても、特に推薦入学時に行われるミニテストの60分では、反射的に判断する能力は評価できても、じっくり思考する能力を評価することは困

難である。推薦・一般入試ともに学科試験に連続する形で個別面接を行うため、全体で2,000人を越える受験生に対して、面接に当てられる時間は最長で10分程度と制限される。

看護学科の競争率は公募推薦が4倍、一般入試は4.1倍であった。入学者数は定員の1.1倍となり、看護学教育では個人指導に多くの時間が必要で講義、演習、実習等を効果的に進めるために、教育方法、教員数、実習場所などの調整が不可欠となり定員数の厳格な管理が必要である。

**【改革・改善策】**

医学科における推薦入学のミニテストは学科試験としての判別力を上げるため、試験時間の延長、出題数や配点の増加などが必要とされる。他学部にも働きかけ、推薦入学の判別力を上げる方向での検討が始まっている。センター試験の導入も検討が始まっている。一般入試では多くの大学が既に取り入れている2段階の選別試験を導入すべく、具体的な検討への準備が始まった。

看護学科については平成19年4月現在、全国の看護大学が157校となり、福岡県内でも競争が激化している。質の高い学生を確保し、定員管理を厳格にするための方策として、平成21年度からセンター試験や編入学試験の導入を検討している。

**(2) 入学者受け入れ方針等**

**【現状の説明】**

**(入学者受け入れ方針と理念・目的、入学者受け入れ方針と選抜方法、カリキュラムとの関係)**

医学科が求める入学者像は「人間性豊かな臨床医への志向性」、「地域社会と医療への志向性」および「探究・研究への志向性」の3項目である。これらの志向性を持つ前途有望な人材を磨き上げるのが教育の使命であり、「人間性を養いつつ、医療現場での実力を育成する」との教育理念として定着している。このため医学科では、「①学部・学科等の教育課程」で述べた6年一貫のカリキュラムを編成している。選考は、推薦入学では出身高等学校長の推薦を優先し、さらにミニテストと個別面接を行っている。一般入試では高卒後2年以上の受験生も対象とするため学力の正確な判断が、高校の調査書による判断と同等かそれ以上に重要である。従って、学科試験は4科目合計280分と長めの時間を設定し、理科は2科目の受験を課している。

**【点検・評価】**

医学科で「理科を2科目としていること」「国語を入試科目に含めていないこと」は、受験生の負担を軽減する上では意味がある。入試問題の出題の多くを他学部依存しており、これ以上負担を増やすことは難しい。しかし、特に生物は医学部で学習する生命科学系の知識と最も関連のある科目であり、国語は病歴の記録や患者とのコミュニケーションなど良識ある医師になるための基礎科目であるため、高校での履修が望まれる。

**【改革・改善策】**

医学科では、受験生の負担を極端に増やさない範囲で、生物を必須とすることが求められ、検討がなされている。国語は小論文の出題や個別面接の方法を工夫することで、受験生の国語力を間接的に評価することが可能であり、検討が始まっている。生物を履修していない学生に対しては、語学と同様、生物の履修度別のクラスを設定することが準備されている。

### Ⅲ. 学部・大学院 医学部

#### (3) 入学者選抜の仕組み

##### 【現状の説明】

##### (入学者選抜試験実施体制、選抜基準の透明性)

本学の入学試験は入学センター運営委員会のもとに全学的な体制で実施されている。医学部の試験実施体制および正規合格や追加合格の決定に関しては、入学センター運営委員会が原案を作成し教授会において承認する形が取られている。入学者選抜基準は全て公開されており、大学説明会などの場で詳細な説明と広報がなされている。

##### 【点検・評価】

入学センターが入試実施体制を統括しているため、学部として試験日程や試験実施体制を準備する必要がないことは、学部の作業量を軽減する上では利点である。選抜基準や選別結果の公表と評価についても、直接に学部が関わらない形で、入学センターが中心となって厳正に進められ、機密性と公正性が保たれている。

##### 【改革・改善策】

医学科の入試について、長期的な改革としては一般入試を一次の学科試験と二次の面接に分けて行うことが考えられ、数年後の実施に向けて検討組織を整備したい。一方、短期に実現可能な改革としては、特に個別面接の面接条件、小論文の出題方法および採点方法の改善について、2～3年を目処に一定の見解を出したい。

#### (4) 入学者選抜方法の検証

##### 【現状の説明】

##### (入試問題検証の仕組み)

学科試験に関する入試問題は、試験科目別に全学的な出題委員会で厳正に作成されている。また終了後は全学的に問題の適切さを検証する検討会が開かれている。推薦入学と一般入試に課される小論文については、学部長を中心に出題の適切さが検証されている。

##### 【点検・評価】

公募推薦入学は「問題量が少なく、問題が易しすぎ、試験時間が短い」との風評が新入生や予備校などから聞かれることがある。また、個別面接の時間が10分程度と短く、一人で面接を行っていることから、画一的な面接試験対策が採られやすい状況にある。

##### 【改革・改善策】

公募推薦入学の出題の適切性については、入学センター運営委員会に取り上げて、改善がなされるよう働きかけている。

#### (5) 入学者選抜における高・大の連携

##### 【現状の説明】

##### (高等学校との関係、調査表の位置づけ)

医学科では附属校推薦の入学定員を2人としているが、志願者には公募推薦と同じ学科試験を課し、高校からの評定平均値に加えて学力を評価している。調査書は面接時にていねいに目を通し、推薦入学(附属校推薦および公募推薦)の場合は面接と合わせ10点を、また一般入試の場合はさらに小論文の結果を加えて40点を配点している。



**【点検・評価】**

附属校推薦に関しては、附属高校側と大学側のコミュニケーションが重要であるが、年1回の懇談会などを通して良好な関係が維持され、信頼度が高い生徒が推薦されている。一方、公募推薦は受験生の出身高校が全国にわたり、また倍率5倍を越えるため、高校からの調査書と評定平均値だけで判断することが年々困難になって来ている。現役だけでなく一浪までも公募推薦の対象としているため、評定平均値の信頼性はさらに低下している。

**【改革・改善策】**

受験生の能力を評定平均値以外の方法で的確に判断するために、在学中の模擬試験の全国順位などを当該高校の在学中の成績に加えて利用することについて検討が始まっている。

(6) 外国人留学生の受け入れ

**【現状の説明】**

医学科では留学生入学試験を準備しており、平成15(2003)年度から翌年にかけては各2人が志願したが、不合格であった。以降3年間は志願者がいない。

**【点検・評価】**

同じクラスに少数の留学生が存在することは、他の学生の刺激になるので、留学生の志願者が無い現状は、できうれば改善する必要がある。

**【改革・改善策】**

一昨年から韓国の啓明大学校医学部と臨床実習の交流を進めている。このような交流を通し、海外における本学部の知名度が上がることで、留学志願者の増加につながる。

(7) 定員管理

**【現状の説明】**

医学科の収容定員は600人であり、入学者数は毎年100人を維持しているが、留年者のために在籍者数は628人となっている(「大学基礎データ」表14)。

医学科では厳正な定員管理が行われており、常に定員を満たしているため組織改組、定員変更などは検討されていない。

**【点検・評価】**

入学者数は入学定員どおり厳正に100人で維持されている。将来の医師としての基礎学力を確実に養成するために、成績が不良の学生を留年させることは意義がある。しかし、在籍者数が留年者のために増えることは、各学年における教育の負担を増加させるため、望ましいことではない。

**【改革・改善策】**

社会的な医師不足の状況をかんがみ、留年者数を減らすために、学生への早期の成績通知や、精神的に落ち込む可能性のある学生の早期発見とカウンセリングが実行され始めている。

(8) 編入学者、退学者

**【現状の説明】**

(退学者の状況と退学理由)

医学科における退学者は、過去3年間に5人を数えた(「大学基礎データ」表17)。退学時の学年をみると、1年生が1人、4年生が1人、5年生が1人、6年生が2人と高学年での退学が多い。退

### Ⅲ. 学部・大学院 医学部

学の主要な理由は、学習意欲の低下だと判断される。編入学と転科・転部は、導入していない。

#### 【点検・評価】

学習意欲が低下し、改善の見込みがない学生の場合は、退学もやむを得ない。しかし、退学後の本人の進路を考えると、より低学年で進路変更する方が望ましい。

#### 【改革・改善策】

医師になることへの迷いを持った学生がいる場合、早期の発見と進路指導が大切である。医学科では入学時より、10人の学生に1人の教員を配置し、小グループ担任制として学生への生活指導を行っているが、この指導をさらに強化することが進められている。

## 4. 教員組織

### 【到達目標】

国民の期待にこたえる良き医療人を育成することが本学部の目的であり、そのために教育・研究および診療に必要な教員を確保し、バランスよく配置する。

#### (1) 教員組織

#### 【現状の説明】

##### (教員組織の適切性)

医学科の専任教員は教授51人、准教授34人、講師104人、助教174人、計363人で、看護学科(開設時)では教授8人、准教授1人、講師4人、助教1人、計14人である。また、助手203人(病院197人、看護学科6人)が教育・研究・診療の支援業務に従事している(「大学基礎データ」表19-2)。

教員組織は設置基準上の定員を満たしており、専任教員1人当たりの在籍学生数は2.0人である。

医学科では医学教育モデル・コア・カリキュラムを網羅する科目を設置し、各講座・部門ごとに定員を設定して人員を確保し、また、必要に応じて、人員を増減させている。医学科の人数には福岡大学病院所属の教育職員139人、福岡大学筑紫病院所属の同56人が含まれており、臨床教育を分担している。

(教員組織における専任・兼任比率、授業科目への専任教員の配置状況、大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけ、年齢構成)

教員組織における専兼比率(共通教育担当を除く)は、医学科の85.8%、看護学科で82.4%である(「大学基礎データ」表19-2)。医学科では前述のとおり全科目で専任の教授を科目責任者とし、原則として専任の教授、准教授、講師、助教の中から適切な担当者を選任し、教授会の承認を経て授業を行っている。専任教員の学外での兼業については就業規則で原則禁止されており、やむをえない場合は学長の許可が必要である。

専任教員の年齢構成で、最も多い年齢層は教授56～60歳、准教授46～50歳、専任講師41～45歳、助教36～40歳である(「大学基礎データ」表21)。

##### (看護学科の教員組織)

看護学科における教育は、保健師・助産師・看護師(3職種)の国家資格取得につながる専門職教育であり、保健師・看護師の免許取得および養護教諭・高等学校教諭(看護)一種免許取得に必要な教育内容を体系化して構築している。教員組織は、保助看法指定規則等を踏まえて専門看護学分野7領域(基礎・成人・老年・小児・母性・精神・地域の各看護学)で各専門分野の講義・演習・実習展開を行うことになる。しかし、平成21(2009)年度より保助看法指定規則改正により在宅看護学が加わることで8領域の構成となる。

**(教員間の連絡調整)**

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間の連絡調整は教授会でされている。医学部におけるすべての重要案件は専任講師以上で構成される教授会において審議し、決定されるが、各学科に固有の案件については学科教授会議を設置して審議している。

医学科の教育課程に関する教員間の連絡調整は、月2回開かれる学科教務委員会(委員約20人)で検討され、必要な改善・改革の方策が講じられる。学科教務委員会の下に、カリキュラム検討委員会、総合試験委員会、テュートリアル委員会、国家試験対策委員会などが設置され、カリキュラム調整や試験の改善等の実務を担当している。教育計画部は、各委員会および教科担当責任者の意見と要望を調整して、カリキュラムの原案を作成し、学科教務委員会に提出する。学科教務委員会での審議事項は、教授会議、教授会に提案、承認された上で、実行に移される。

**(教員組織における社会人、外国人研究者の受け入れ、女性教員の割合)**

教員組織における社会人の受け入れに関しては、専任教員のうち、臨床系教員の多くは学外の医療機関において社会人としての実務経験がある。また、1年次の医学概論、2年次以降の専門教育も、第一線の医療機関で活躍している医師や医師会の関係者に非常勤講師を委嘱している。

外国人研究者の受け入れ状況は、講師1人、助教2人である。

女性教員の占める割合は医学科10.3%、看護学科71.4%、医学部全体12.6%である。

**【点検・評価】**

主要な授業科目には専任教員を配置しており、教員組織における専任、兼任の比率は適切である。

専任教員の年齢構成は、高齢者が少なくほぼ妥当な比率となっている(「大学基礎データ」表21)。

看護学科における教育は、実践能力を培うためにリフレクション教育による少人数教育、グループ演習・実習が展開できる教員組織が必須であると考え努力中である。

外国人研究者の受け入れ状況は、全体から見ると非常に少ないので、今後は優れた外国人を積極的に登用する必要がある。

女性教員の占める割合は以前より増加しているが、これは看護学科開設による効果が大きく、医学科ではまだ不十分である。

**【改革・改善策】**

医学科では研究・教育の高度化を促進するために、講座制の改革・再編を行っている。平成18年は、従来三つあった外科学講座を一つの大講座に統合して、その中を臓器別に再編し、消化器外科学、呼吸器・乳腺内分泌・小児外科学、心臓血管外科学の3部門とする、新しい外科学講座が生まれた。そして平成19年4月には、再生・移植医学、呼吸器内科学および形成外科学の三つの講座が新設され、時代のニーズにマッチした教育・研究体制を構築している。

教員の任期制は導入されていないが、平成16年から主任教授65歳退任制が導入された結果、主任教授の年齢構成が大幅に若返り、教員人事の流動化が促進されている。また医学科では女性教員の比率が低く、今後積極的に女性を任用する必要があるが、院内保育所が平成19年に開設されたことで、女性が働きやすい環境が整備されてきたので、今後の改善が期待できる。

### Ⅲ. 学部・大学院 医学部

#### (2) 教育研究支援職員

##### 【現状の説明】

##### (人的補助体制の整備状況、教員と教育研究支援職員との連携協力関係、TA制度)

教育研究支援職員としては教育技術職員 59 人を配置し、実験・実習の補助を担っている。情報処理関連教育は専任教員が担当しているが、医学情報センターに配置されている教育技術職員が補助業務を担っている。また、各講座が独自に運用できる研究助成金等の資金で技術員を雇用している。さらに、ティーチング・アシスタント(TA) (27 人)を導入し、学生実習等を支援している。

教員と教育研究支援職員、TAとの連携・協力は円滑に行われている。

##### 【点検・評価】

教育研究支援職員、TAは、医学部の教育・研究を支える大きな力となっている。

##### 【改革・改善策】

今後、外部資金による研究支援職員の充実を図る。

#### (3) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

##### 【現状の説明】

##### (基準・手続の内容と運用、基準と手続の明確化、公募制の導入状況)

教員の人事は、正教授で構成する医学部正教授会において、大学の教育職員資格審査基準に基づき厳格に審議している。医学科における教授選考に際しては、その都度選考委員会を組織し、全国公募により複数の候補者を募り、教育・研究・臨床業績等の評価基準に従い審査を行うとともに、候補者の意見発表会を開催し、正教授会議、正教授会の議決によって最終候補者を決定する。准教授および講師の選考に当たっては、年3回定期的に准教授・講師選考委員会を開き、教育・研究・診療実績について審査し、正教授会議、正教授会の議を経て全学の資格審査委員会に申請する。

看護学科開設時の教員人事については、看護学科設置委員会および医学部正教授会において厳格に審議し、資格審査委員会で審査した。開設後の教員人事に関する内規は現在作成中である。

##### 【点検・評価】

医学科の教員人事に関しては大学の規程のほか、「主任教授選考内規」「主任教授選考内規についての申合せ」「福岡大学病院教授選考内規」「福岡大学筑紫病院教授選考内規」「主任外教授選考内規」「准教授・講師選考内規」「准教授・講師基準」を定め、教員選考基準と手続が明確化されている。

##### 【改革・改善策】

医学部所属教員と病院所属教員との役割分担を明確にしていく。また、それぞれの昇格基準が違うので見直していく。教員の任期制は導入されていないが、今後検討する。

#### (4) 教育研究活動の評価

##### 【現状の説明】

##### (教育研究活動の評価方法、教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮)

医学科教員の教育・研究活動の評価は教員による自己評価と、学生による授業評価によって行っている。全教員は、前年度の実績(研究・教育活動、社会活動など)について、個人評価自己申告書を作成し、各自のポイントを算出し、評価委員会での審査の後、各講座のアクティビティ指数を算出している。教員の教育研究能力・実績は、教育職員資格審査基準において教員の資格として規定されている。

**【点検・評価】**

このアクティビティ指数によって、講座予算の傾斜配分を行っている。その結果、講座間で競争意識が生まれ、教員が自己の業績を上げるモチベーションになっている。

学生による授業評価は各講座の講義ユニット終了時に行っており、授業内容の改善に役立っているが、アンケート用紙が無記名であることから、時に不適切な回答もみられる。

**【改革・改善策】**

研究活動の評価は比較的容易であるが、教育活動および診療活動については評価が難しい。今後は教員の任用・昇格の際に、研究活動に関する評価のみではなく、教育と診療についても客観的に評価できるように評価システムを改善する。また、現在インセンティブ予算は講座費の配分のみで行っているため、個人の研究費や給与などに反映できるシステムを検討する。

**5. 研究活動と研究環境**

**【到達目標】**

医学科における研究活動は教育と診療との調和を図りながら、研究環境を整え、効率的・効果的に行うことを心がけている。また、積極的に競争的な学外研究費を獲得するように努力するとともに、学内研究費と連動させ、より質の高い国際的に通用する研究を推進することを目標としている。

**(1) 研究活動**

**① 研究活動**

**【現状の説明】**

**(研究成果の発表状況)**

福岡大学医学部年報より平成 15(2003)年度から平成 17 年度の 3 年間の研究業績件数をまとめると、年間平均で原著 667 編、総説 306 編、著書 170 編であった。

**【点検・評価】**

研究業績件数は、前回の自己点検・評価時に集計した平成 7～平成 11 年度の 5 年間の年間平均と比べると、原著は若干減少しているが、英文論文は 7,458 編のうち 3,328 編から、平成 17 年度では 6,718 編のうち 3,498 編と増加しており、評価できる。

**【改革・改善策】**

平成 18 年度から研究業績が各講座の予算に反映されるようになった。こうした研究に対するインセンティブ策がどのような効果を上げるか分析し、予算配分を適正に行う。

**② 研究における国際連携**

**【現状の説明】**

**(国際的な共同研究への参加状況)**

研究者情報から国際共同研究の件数をみると、平成 12 年以降の国際共同研究は 7 件あったが、現在のところ海外研究拠点などはない。

**【点検・評価】**

国際共同研究のすべてが各講座単位で行われているものであった。個々の国際共同研究は一定の評価ができるが、医学部全体として実施しているものはなかった。

**【改革・改善策】**

学内の研究資金をある程度優先的に国際共同研究に割り当て、外国人研究者の参加を容易にする。

### Ⅲ. 学部・大学院 医学部

#### ③教育研究組織単位間の研究上の連携

##### (a) 研究組織・施設

###### 【現状の説明】

医学科の研究組織は、基本的には講座単位であり、研究施設も各講座の研究室が基本単位である。本学科では各講座の研究室以外に講座の垣根を取り払った総合研究室を設置し、大型機器などの共同利用を図っている。

###### 【点検・評価】

各講座の研究室は基礎系と臨床系でそれぞれ一律に配分されていたが、最近の講座の再編・新設によりばらつきが出てきている。総合研究室は人間生物系、感染生物系、病態構造系、病態機能系、病態生化学系および社会医学系の6つからなる。総合研究室は機械器具の有効利用の点からも、講座間あるいは基礎と臨床の壁を越えた研究が展開されている点からも、高く評価できる。しかし、問題点として各総合研究室を利用する講座数と人数に大きなばらつきがあることである。

###### 【改革・改善策】

前述した問題点の解決のために、大学院の研究系とも対応して、総合研究室を再編する。

##### (b) 付置研究所

###### 【現状の説明】

平成9年に文部科学省からハイテク・リサーチ・センター整備事業として「分子腫瘍学センター」が、また、平成18年には同事業として「てんかん分子病態研究センター」が、医学部内に設立された。詳細についてはIV. 教育研究施設・付置研究所を参照されたい。

#### (2) 研究環境

##### ①経常的な研究条件の整備

###### 【現状の説明】

###### (個人研究費・旅費等、共同研究費)

研究費の主な内訳は、各講座に配分される研究費と各総合研究室へ配分される研究費である。最近、講座の再編・新設があり、各講座当たりの研究費にばらつきが出てきているが、基本的には、基礎系の1講座当たり年間約600万円、臨床系の1講座当たり約480万円である。平成18年から研究費の一部に傾斜配分の制度が導入された。また、6つの総合研究室の研究費は全体で約3,300万円である。学会旅費は助教以上に東京まで年2回支給される。共同研究費の制度化の状況については、IV. 教育研究施設・付置研究所の研究推進部の項を参照されたい。

###### (教員研究室の整備状況、研究時間の確保の方途)

教員研究室は原則として、教授と准教授は個室であるが、講師以下は共用である。

基礎系11講座における教授あるいは准教授の実習を含めた講義コマ数は、講座間あるいは教員間でばらつきがあるが、一人当たりの平均では年間108コマであった。一方、臨床系24講座では、臨床実習も含めた一人当たりの講義コマ数は年平均で202コマを担当していた。

###### (研修機会の確保の方策)

海外研修制度として在外研究員と海外研修員がある。在外研究員とは、本学から経費の支給を受けて派遣され、長期在外研究員(1年以内)と短期在外研究員(3か月以内)がある。いずれも各年度に各1人が原則である。本学から経費の支給を受けない海外研修員は、長期海外研修員(1年以内)と短期海外研修員(3か月以内)がある。

**【点検・評価】**

研究費の傾斜配分の制度により、研究費は教育・研究の実績の高い講座と低い講座との間に最大1.7 倍の差がみられており、教育・研究へのインセンティブ策として一定の効果があると評価できる。

医学科教員1人当たりの研究室平均面積は14.1 m<sup>2</sup>と、9 学部中最低であり、特に、講師・助教の研究室のスペースが狭い（「大学基礎データ」表 35）。

研究時間は最近減少していく傾向にある。特に、臨床系講座ではもともと研究時間が少ないところに、講義と臨床実習に加えて、患者に対するインフォームドコンセントなどに多大の時間を要するようになり、更に研究時間が減少している。最近では、教育と診療の負担が増加し、長期在外研究員として留学する者は減少している。平成16～18年度の3年間に長期在外研究員として留学した者は、医学科ではわずか1人に過ぎない。また、同3年間に長期海外研修員として留学した者はいなかった。

**【改革・改善策】**

現在、各講座からの拠出金は各講座の研究費の25%であるが、研究業績やアクティビティから費用対効果をみて、どの程度の傾斜配分が適切であるか再検討し適切な配分額を決定する。

現状の建物のままでは1人当たりの研究室の平均面積を増やすことできない。将来の医学部の増改築の際に、講師・助教の研究室のスペースを広げる。

臨床系の各講座における研究時間の不足は、マンパワーの増加なくして解決できない。全国的な医学部の問題として取り組んでいく必要があるが、本学としても卒後研修のプログラムを専門医制度に対応させることにより、後期研修医・助手の増加を実現する。

海外の提携大学との共同研究を推進することにより、留学の受け入れ先を拡大する。さらに、海外での研究を財政的に保障できるよう、研究員に対する経費の増額を大学に要望する。

**②競争的な研究環境創出のための措置**

**【現状の説明】**

**（研究助成金への申請と採択状況）**

過去3年間の文部科学省科学研究費の応募件数は、平成16年度159件、平成17年度175件、平成18年度183件で、新規採択件数はそれぞれ16件、20件、22件であった。

学内研究費としては、総合科学研究Ⅰ（1件、研究費：年間1,000万円、研究期間：2年間）、同Ⅱ（2件、年間300万円、2年間）、同Ⅲ（2件、年間500万円、1年間）、同Ⅳ（2件、年間250万円、1年間）、領域別研究（件数：約90件、年間30万円～130万円、3年間）がある。

**【点検・評価】**

文部科学省科学研究費の採択件数は、国立大学の独立行政法人化に伴う研究費獲得競争の激化のあおりを受けて伸び悩んでいる。また、教職員の約2分の1の者が文部科学省科学研究費に応募しておらず、大きな問題点である。

医学部は学内研究費のうち、総合科学研究Ⅰを2件、同Ⅲを1件、同Ⅳを1件、領域別研究20件を獲得し、医学部における研究の活性化に大きな役割を果たしている。

**【改革・改善策】**

医学科講座の予算は、平成18年度から研究・教育の評価を行い、その結果により傾斜配分を行うようになった。文部科学省科学研究費への申請も、評価指標の一つとして取り上げられており、応募件数の増加が期待される。

### Ⅲ. 学部・大学院 医学部

学内研究費により行われた研究が発展して学外の大きな競争的資金の獲得に繋がるようにする。学内研究費の審査基準を明確にし、学外の競争的研究資金の獲得を視野に入れた戦略をたてる。

#### ③研究上の成果の公表、発信・受信等

##### 【現状の説明】

##### （研究成果公表の支援措置）

医学部では、研究論文の発表を支援する「医学部特別研究費」（医特）制度があり、論文掲載料が必要な場合に掲載料の全額を支給している。「医特」の利用件数は、平成 16 年度 27 件、平成 17 年度 17 件、平成 18 年度 21 件であった。

医学紀要は年 4 回発行され、平成 11 年よりすべての論文はインターネットへのオンライン化がなされている。

##### 【点検・評価】

「医特」制度は、若手研究者の研究論文の投稿を容易にし、研究活性化の一端を担っており、評価できる。医学紀要のオンライン化により、本学部における研究を素早く、幅広く発信できるようになったが、発信する研究の質については、継続的な改善が必要である。

##### 【改革・改善策】

「医特」制度を維持するとともに、大学院生にも利用範囲を拡大し、研究業績の発表を促進する。

医学紀要は研究成果公表のシステムとしては確立しているが、発表される研究成果の質が向上するためには、査読を充実する必要がある。学外の専門家を査読委員に加えることを検討する。

#### ④倫理面からの研究条件の整備

##### 【現状の説明】

##### （学内審議機関）

医学科の倫理問題は、主に倫理指針などの策定などについては医に関する倫理委員会が、個別の倫理審査は臨床研究審査委員会が取り扱っている。医に関する倫理委員会は、医学科 7 人、法学部 1 人、人文学部 1 人の 9 人の委員で構成されている。遺伝子の研究は、すべて医に関する倫理委員会あるいは臨床研究審査委員会の承認を必要としている。

##### 【点検・評価】

医に関する倫理委員会の問題点としては、委員のすべてが学内委員である点である。今後、再生医療、終末期医療、生殖医療など社会的コンセンサスの必要な問題を審議していくためには、学外委員を加えて、幅広く意見をくみ上げていく必要がある。

##### 【改革・改善策】

今後は、学内委員 9 人に加えて、問題ごとに適切な学外委員を 2 名程度加える予定である。

### 6. 施設・設備等

##### 【到達目標】

教育・研究活動の充実のために施設・設備等を充実し、優れた研究成果・教育効果をめざす。

##### （1）施設・設備等の整備

##### 【現状の説明】

##### （施設・整備等の条件整備）

医学部キャンパスの施設は昭和 47(1972)年の開設以来、着々と拡充に努め、現在では研究棟本



館・講義棟・実習棟 (13,426 m<sup>2</sup>)、研究棟別館 (9,497 m<sup>2</sup>)、医学部 RI 講義棟 (3,011 m<sup>2</sup>)、看護学科棟 (6,197 m<sup>2</sup>)、アニマルセンター (3,778 m<sup>2</sup>)、医学情報センター (6,745 m<sup>2</sup>) を主要な建物とし、全体が極めて効率的に配備されている。それぞれの施設には医学分野の最新の教育・研究活動に応じて逐次必要な設備を導入している。講義室は 21 室あり、総面積 2,836.73 m<sup>2</sup> (学生一人当たり 3.84 m<sup>2</sup>) である。その他、演習室 56 室、学生自習室 12 室がある (「大学基礎データ」表 37)。

#### (情報処理機器の配備状況)

学生用の情報処理機器としては医学情報センターを中心に、全学共用の学内 LAN 接続のパーソナルコンピュータ (PC) が設置されている。従来、医学部キャンパス内には 10 台のみの設置であったが、平成 17 (2005) 年度に 1 室に 120 台を備えた PC 教室を設け、共用試験 CBT や 1 年生の情報学を初めとする通常の授業にも利用し、その他の時間は学生に開放している。さらに平成 18 年度、医学科のテュートリアル教育に使用しているゼミ室の全 15 室にも PC 1 台ずつを増設した。これらの環境整備により平成 16 年度から稼動しているシラバスの公開、講義資料の閲覧、授業評価、レポート提出、アンケート機能などを備えた学習教育支援システム (IT's class) が活用されている。

実習室についても、平成 19 年度から組織実習室に PC 57 台とともに、自動バーチャルスライドシステムを導入し教育環境改善に努めている。さらに、多様化する医療情報に対応するため電子ジャーナルの充実とネットワーク情報源へのアクセス支援を進め、利用説明会等を実施している。

また、平成 19 年 4 月に看護学科を新設して新たな医学教育・研究に着手したが、このような次代のニーズに応えるため専門医や看護師養成のため情報教育支援を行っている。

#### (維持・管理体制)

施設・設備の維持管理は各部局の責任者を通して医学部長が統括している。全体で使用する講義室等は医学部事務課が点検している。各総合研究室の施設・設備は、利用者会議で選出された世話人が適切に管理・運営している。総合研究室の施設・設備は、医学部全体に開放されており、利用者として登録した研究者は誰でも自由に利用できる。各講座の設備は、主任教授が責任者として管理しているが、講座以外の研究者でも許可された者は利用できる。キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制は、学生部委員およびクラス担任が中心となって、学生の要望を汲み上げている。

#### (衛生・安全確保のシステム)

施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムとしては、緊急連絡網を整備し、毎年訓練を行っている。火災に対しては、福岡大学病院が主導して防火対策委員会を設置し、消防署の協力の下に実地訓練を行っている。また大規模災害に対しても、病院主導で毎年訓練を実施している。

#### 【点検・評価】

講義室、演習室、学生自習室は計 89 室、総面積 4,484.02 m<sup>2</sup>、収容人員総数 2,962 人で、1 人当たり 4.48 m<sup>2</sup> であり、学生教育のために必要なスペースを確保している。医学情報センターでは、10 人～30 人を収容できるゼミ室を 12 室有しており、少人数教育の実施範囲を拡充している。授業のための教室は適切に確保されており、老朽化した施設設備の改善も漸次行っている。

医学科では 5・6 年生用の自習室は確保されているが、低学年の学生からもグループ学習等に利用できる室の確保を要望する声がある。臨床実習を行う病院においては、学生のために十分なスペースが確保されているとはいえない。

問題点として、臨床実習を行う福岡大学病院および福岡大学筑紫病院で、学生教育用のスペースが極めて乏しいため、学生の不満の声が強いことが挙げられる。また、医学部研究棟の諸施設は開

### Ⅲ. 学部・大学院 医学部

設後 35 年を経て、老朽化するとともに、手狭になっており、教員研究室の一室あたりの面積は 16.5 m<sup>2</sup>と少ない。助教、助手、研修医、教育技術職員の数を考えると各講座の研究・実験スペースは圧倒的に不足し研究の支障となっており、講座の新設も非常に困難な状況である。

「学生のための生活の場」としては、医学部に売店、食堂が整備されており、クラブ活動の拠点として医学部愛好会室棟が設置されている。しかし、スポーツ関連施設は医学部固有のものではなく、全学共通の施設を利用することも困難であり、学生の不満は大きい。

#### 【改革・改善策】

医学部研究棟の拡充については、多額の資金を要するため慎重に検討する必要があるが、両病院を含むメディカルゾーンの再開発計画の一環として検討をすすめる。その際に医学部だけの問題としてではなく、他学部と連携して大学全体の活性化を目指す。学生のグループ学習・臨床実習のためのスペースおよびスポーツ施設については、メディカルゾーン再開発計画の中で拡充を検討していく。

### 7. 図書館および図書・電子媒体等

#### 【到達目標】

医学・医療系の教育・研究に関わる図書、学術雑誌、視聴覚資料、電子媒体などを適切に提供する。

#### (1) 図書・図書館の整備

#### 【現状の説明】

(規模、機器備品の配備、図書などの体系的整備と量的整備、利用上の配慮、地域への開放)

図書館に医学部分館が設置されている。医学部分館は、昭和 59(1984)年にメディアセンターとして建築された医学情報センター棟の 1 階から 3 階まで、延べ床面積 2,622.80 m<sup>2</sup>を占めている。

このうち、書庫部分は 462.36 m<sup>2</sup>で、1 階にバックナンバーを中心とした保存書庫、2 階に雑誌、3 階に図書を収蔵した開架式の書架がある。奉仕部門は 1,344.64 m<sup>2</sup>で、2 階に雑誌閲覧室 (100 席、情報コンセント設置 8 席を含む) と電子ジャーナルやオンライン情報検索用端末機 6 台、OPAC(蔵書検索用)端末 1 台、複写機 3 台、3 階に図書閲覧室 (122 席、情報コンセント設置 8 席を含む) と OPAC(蔵書検索用)端末 1 台、複写機 1 台を備えている。平成 19 年 4 月医学部看護学科の開設に合わせ、2 階閲覧室に 24 席、3 階閲覧室に 28 席を増設した。また、視聴覚資料については、4 階の医学情報センターで一元的に管理し、その利用のために 6 台の AV ブースが設置されている。

平成 19 年 3 月 31 日現在の蔵書数は 236,165 冊で、学術雑誌が 4,069 種類のほか、視聴覚資料 7,045 点を保有している。平成 19 年度医学部分館の図書予算は 1 億 7200 万円であり、それによって研究用図書、学生用図書、学術雑誌、視聴覚資料の整備を進めている。また、看護学科の開設にあわせて、平成 20 年度までに総額 500 万円 (1,247 冊) の創設費を予算計上して資料整備を行うほか、平成 19 年度には総額 1,300 万円の予算にて研究用・学生用図書費、雑誌費、視聴覚資料費等、看護学関係資料の充実を図っている。

さらに、時代のニーズに合わせ、電子媒体として Ovid Medline、医学中央雑誌、J Dream II や SciFinder Scholar、MAGAZINEPLUS などのオンライン情報検索システムを導入し、各種雑誌についても Science Direct、Wiley InterScience、ProQuest : Medical Library、Nature Web 版等の電子媒体中心のパッケージ版を購入して利用者に提供している。また、看護学科としてメディカルオンラインと CINAHL Plus、医学科として UpToDate を購入し、医療一般の知識を普及するため、図書館利用者へのサービ

ス向上と充実を図っている。

図書館の開放については、学外の医療関係者にも図書、雑誌の閲覧と複写を許可しているが、利用に当たっては、免許証や身分証明書等の提示を求めている。

開館時間 : 平日・土曜・日祝日 8時50分 ~ 21時00分

休館日 : 8月15日、12月29日~1月3日（※臨時休館は、図書館ホームページに掲載）

#### 【点検・評価】

平成19年度からの看護学科の開設、平成21年度に予定されている病院新診療棟の新築があり、図書館医学部分館としても、それに向けて実務修練等の臨床教育や看護教育の充実に寄与する必要がある。

購入比率の高い外国雑誌（冊子体）は利用回数を毎年調査し、年間5回以下あるいは10回以下と利用頻度が少ないものは購入中止など処置を行ってきた。また、電子ジャーナルに変更できる場合は積極的に切り替えを進めている。さらに、研究用図書、学生用図書、継続図書の購入や雑誌製本等についても学部全体で見直し、現在の予算内で可能な限りの対応を行ってきた。しかし、この結果、視聴覚の機器や資料に古いものが目立ち、最近の医療技術の進歩にそぐわない状態も生じている。

看護学科の教育・研究資料には医学系の図書資料と共用できるものが多く、昭和50年度に開校した看護専門学校が系統的に購入した図書、雑誌、視聴覚資料等もかなり充実している。しかし、今の時代に適合しない図書資料もあり、入れ替えを推進する必要がある。

一方、平成17年9月1日から、多種の機能を兼ね備えるハイブリッド図書館の実現に向けて新図書館システム（NALIS）を導入し、本学仕様に改変して稼動していることは評価できる。

#### 【改革・改善策】

医学情報センターを医学生・看護学生に常時開放して、学生教育支援の場を提供するとともに、新診療棟を中心とした実務修練等の臨床教育や看護教育の向上を図り、高度医療社会に対応できるすぐれた専門医や看護師などの人材育成のため支援を強化する。しかし、医学情報センターは竣工以来20年以上を経過し、このような態勢を整えるには狭隘で老朽化も目立つようになった。このため改修や増築なども考慮した総合的な検討を行う。とくに、医学生・看護学生の学習環境を整備するため、図書館医学部分館の床の張替えや癒しの空間、学習室の改善に意を用いていく。

外国雑誌の購入見直しや一層の電子化により、図書予算の有効利用を図る。また、経費節減についての啓蒙活動を推進し、私学間のコンソーシアムへの参加や国公立大学との提携も進める。医学系の外国雑誌は高価なことから、研究助成の対象となるような支援策も考慮する。

### 8. 社会貢献

#### 【到達目標】

大学は教育・研究・医療を通して得られた成果を学外に公開することによって、地域社会に貢献する使命を持っている。医学部ではエクステンションセンターとの協力のもと、そのような成果を“教育プログラム”として市民へ提供し、生涯学習や人生設計に寄与していく。

#### （1）社会への貢献

#### 【現状の説明】

#### （教育研究上の成果の還元）

医学部では、平成19（2007）年度は「福岡大学ジュニアサイエンス講座」の一環として「外科体験セミナー」を開催し、「人命」への真剣な取り組みを外科の立場から紹介し、ひとの命の尊さとその命を救う外科医師の仕事と医療への理解を深め、同時に外科系の医師や看護師という職業への興

### Ⅲ. 学部・大学院 医学部

味を喚起した。また、「メタボリックシンドロームと食品戦略講座」では、特殊な機能を有する食品にスポットをあて、肥満改善やカロリーコントロールを行う方法や、その有用性を解説している。

#### （大学病院の地域貢献）

福岡大学病院では「ボランティア養成講座」を開講し、大学病院におけるボランティア活動を促進するための基礎知識、心構えについての講義や車椅子介助の模擬体験などを通じて、ボランティア活動についての理解を深め、ボランティアの輪を広げており、受講者には「ボランティア養成講座受講修了証」を発行している。さらに、医療・健康情報番組「テレビ de ホームドクター」をケーブルテレビ局 J-COM と共同で作成（ウェブ上でも動画配信）し定期的に放映しており、いろいろな疾患の症状・診断・治療に関する最新情報を提供し、視聴者の健康増進に貢献している。

また、医療情報部に設置している地域医療連携室は、地域医療の充実と医療機能別病院との連携のために多くの活動を行っており、同室が設立した福岡市西南部・糸島地区地域医療連携協議会（FDNET 協議会）は、同地区の 50 施設以上の医療施設と連携して、定期的に勉強会や講演会を行っている。特定非営利法人（NPO）健康ネット福岡は、地域医療連携ネットワークを側方から支援する機関として設置され、医療、福祉、健康関連事業の企業評価、健康社会のモデル構築についての共同調査・研究、コンサルティング等を行っている。このほか、多くの臨床講座や診療部が独自に地域の医療機関と協力して研究会やセミナーを開催している。これらの活動によって卒後教育、生涯教育に大きく貢献している。

筑紫病院では、地域住民に対する通常診療、乳幼児検診、学校検診等の精密検診医療機関としての役割のほか、地元自治体、地域医師会からの要請に基づき参入した「救急告示病院」、「二次救急輪番制度」、「小児救急事業制度」といった救急診療の基幹病院としての役割も担っている。また、県知事から「地域医療支援病院」の認定を受け、地域医療関係者に対する研修、病院施設の開放等の活動により、地域医療機関からの紹介患者が増加している。

医学科では、1年生の医学概論、3年生および4年生の社会医学において、市民ボランティア 30 人が教育に関わっている。医学概論では学生 6 人に市民 1 人が加わったグループ討論を 2 週に 1 回行い、学生のコミュニケーション能力の向上に努めている。社会医学では、環境医学から地域医療までの時間において、6 人のボランティアが授業に出席し、テーマ別に市民としての考えを述べている。学生は市民と交流しながら、社会常識に配慮する中で、社会医学の基本概念を学習している。

#### 【点検・評価】

市民が授業に参加することで、挨拶する学生が増えるなど雰囲気が明るくなり、コミュニケーション力の向上が見られる。また、将来の医師を目指す学生の学修と人間的な成長を市民の方が見守ってくれる雰囲気が生まれている。しかし、常に一定数のボランティアの確保が困難な場合もある。

筑紫病院では、施設・設備の老朽化や制約により、患者サービス、患者アメニティの低下は否めないが、そのような状況の中でも、地域医療支援病院としての環境整備の推進、患者サービスの向上等、積極的に取り組み、現状における最大限の努力を込めている。しかしながら、その努力も既に限界に達している。通常の診療体制は概ね良好であるが、時間外の救急医療を担っている医師、看護師、コ・メディカル等の労働条件は厳しく、救急診療体制についての不備を認めざるを得ない。また、救急診療に関する施設の脆弱さや集中治療施設の未設置など問題が山積みしており、今後の医療制度改革や医療環境の変化に対応しづらい状況になっている。

#### 【改革・改善策】

ボランティア養成と地域社会への貢献を行う機能を、現在の教育計画部に追加できるよう、学内

体制を整備する。

筑紫病院の救急診療体制の具体的方策については、診療体制検討委員会において検討中であり、基本的な解決策を講じたい。また、新病院構想検討委員会の答申に基づいた新病院の建設により、施設上の問題点の解決をしたい。

## (2) 企業との連携

### 【現状の説明】

#### (社会的組織体との教育上の連携)

読売新聞西部本社が講師を派遣し、大学側のコーディネータとともに授業を計画・実行する試みが、本年より医学部と経済学部が関わる形で開始されている。

### 【点検・評価】

外部企業が掲げる社会的な役割の意味と重要性が、授業を通して学生に伝わることで、学生の学修意欲が上がり、社会問題に関心を持つ学生が増加している。カリキュラム上、医学部の学生が履修できない時間帯に開講されており、調整が望まれる。

### 【改革・改善策】

企業と連携する授業に医学部の学生も関われるように調整する。



## 医学研究科

### 1. 大学院研究科の使命および目的・教育目標

#### (1) 理念・目的等

##### 【現状の説明】

##### (理念・目的等)

本医学研究科は、昭和 53 (1978) 年 4 月、医学部講座制の垣根を越えた教育・研究の場として機能することを目標に、博士課程として人間生物系、感染生物系、病態構造系、病態機能系、病態生化学系、社会医学系の 6 つの専攻分野で設立された。以来、医学を単に生命現象の対象としそれを分析するにとどまらず、より幅広い学問として理解し、関連する自然科学と人文科学の領域にわたってその基礎となる学識と研究能力を有する研究者の育成、また、それらの研究を幅広く臨床に応用、発展させ得る深い洞察力を有する臨床医の養成を主要な目的としてきた。

##### (理念・目的等の達成状況、理念・目的等の周知の方法)

これまで多くの教育・研究者を輩出しており、送り出した修了生は、医学部・病院を始めとして医療界で広く活躍し貢献している。

理念・目的・教育目標等は大学院便覧、大学院入学試験要項、シラバス等に記述し周知の徹底を図っている。

##### 【点検・評価】

平成 17 年 9 月に出された「新時代の大学院教育」(中央教育審議会)の中の医療系ワーキング・グループ報告書にもあるように、昨今、医療系大学院には、研究者として将来自立できるだけの幅広い専門的知識と研究手法や研究遂行能力を有する医学研究者の養成とともに、研究マインドを持ち患者を対象とする研究の遂行能力を有する臨床研究者の養成が求められている。本研究科では、医療系ワーキング・グループの提案に従い、平成 19 年度から上記人材養成を目的とした医学研究者と臨床研究者の育成をより明確に打ち出しており評価できる。

過去 5 年間(平成 14~18 年度)の本研究科修了者が、どの程度研究・教育職ならびに臨床における指導者として活躍しているか調査を行った。その結果、修了者 86 人のうち、平成 19 年 8 月 1 日現在で准教授 1 人、講師 5 人、助教 18 人、助手 39 人で、実に 73% (63/86) が医学部ないし大学病院の正式職員として活躍しており、人材養成の一定の目的は達していると思われる。

##### 【改革・改善策】

他学や海外の教育研究機関との協定締結などにより、本研究科修了者がより一層研鑽し活躍できるようにしていく。

### 2. 博士課程の教育内容・方法等

#### 【到達目標】

医学研究者として自立するために必要な研究能力を培うとともに、医学・医療における特定の専門分野について深い研究を行い得る研究者の養成を行い、また、学術研究を遂行することを主たる目的とする。この場合、医学・生命科学等の領域で研究者として将来自立できるだけの幅広い専門的知識と、研究に必要な実験のデザインなどの研究手法や研究遂行能力を修得させる。

また、臨床研究者として優れた研究能力等を備えた臨床医、臨床歯科医等の養成も目的とする。

### Ⅲ. 学部・大学院 医学研究科

この場合、臨床医、臨床歯科医など高度の専門性を必要とされる業務に必要な技能・態度等を修得させるほか、医療の分野において、研究マインドを持ち、主として患者を対象とする臨床研究の遂行能力を修得させる。一方、各専門分野の資格取得のための本人の負担等を考慮し、研究遂行上又は職業上必要な資格の取得（遺伝子実験、放射線取扱いなど）や関連学会における認定資格（専門医など）の取得のため、大学院の教育課程の中で当該資格取得に必要な教育も行なう。

#### （１）教育課程等

##### ①大学院研究科の教育課程

###### 【現状の説明】

（教育課程と理念・目的、博士課程の目的への適合性、教育内容の適切性、入学から学位授与までの教育システム）

本研究科の理念・目的を達成するため、6つの専攻分野に合計42の専攻科を設け、各専攻に授業科目を開設して教育するとともに、学位論文の作成等に関する研究指導を実施している。修業年限4ヵ年のうち前期2ヵ年は、主に授業科目による教育が行われ、専攻分野に置かれた授業科目から30単位以上を履修し、後期2ヵ年の基礎となる知識や技術を修得する。後期2ヵ年は指導教授と協議した研究テーマや指導計画により、前期2ヵ年での学修をもとに学位論文の作成とその他研究一般の指導を受ける。また、平成18(2006)年度より、新しい専攻科として社会医学系専攻に臨床研究科学を開設し、独創的な臨床研究を自らプロデュースできる人材の育成を実施している。

###### （学士課程との関係）

一方、本研究科は医学部に基礎を置いているが、研究科の教員は全員が医学部の教育も担当しているため、学生の知識と技術を把握した研究内容で効果をあげるよう努力している。

###### 【点検・評価】

6つの専攻分野の中で、基礎医学から社会・臨床医学まで幅広い研究が可能であることは長所として挙げられ、学校教育法第65条の「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、文化の進展に寄与すること」には合致している。また、多数の専攻科に分かれており、大学院設置基準第4条の「博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」も可能である。一方、開設以来、医学部における講座の増設や指導者の交代等に併行し、専攻科名の変更や新専攻科の開設あるいは所属専攻の移動などで時代の流れに対応してきたが、昨今では各専攻に属する専攻科数の極端な偏在など、不都合な面も多くみられるようになっている。

###### 【改革・改善策】

現在の医療系大学院には、文部科学省施策の「グローバルCOEプログラム」や「魅力ある大学院教育イニシアティブ」あるいは「がんプロフェッショナル養成プラン」構想などにも見られるように、国際的な通用性や信頼性ととも、いわゆる医学研究者のみならず優れた研究能力等を備えた臨床研究者の養成が求められるようになってきた。本研究科では、このような時代の要請にかんがみ、平成20年度より3つの専攻名の変更、すなわち人間生物系専攻を人体のより応用生物学的解析をめざす人体生物系専攻に、感染生物系専攻をより実用的な生体防御ないし再生医学等の研究をめざす生体制御系専攻に、そして病態生化学系専攻をより実践的な先進医療の研究をめざす先端医療科学系専攻に変更し、合わせて各専攻の専攻科数等も調節する（「大学基礎データ」表1）。また、平成20年度よりカリキュラムとシラバスも大幅に変更し、従来の医学研究者養成課程に加えて臨床



研究者養成課程を設け、後者の専攻科として臨床研究科学に加え臨床腫瘍学を開設し、がんプロフェッショナルの養成を実施する。授業科目の特徴・内容や履修形態等は、新しいシラバスに記述している。

## ②授業形態と単位の関係

### 【現状の説明】

大学院設置基準に準じた本学大学院学則第 6 条により、講義、演習科目は 15～30 時間の間で、研究、実験、実習は 30～45 時間で研究科の定める時間の授業で 1 単位、学位論文や研究一般について指導する科目は学修の成果を考慮して単位を定めている。

### 【点検・評価】

大学院学則にのっとっており、現時点でとくに問題は生じていない。

## ③単位互換、単位認定等

### 【現状の説明】

現在、単位互換を行っている協力研究科はない。

### 【点検・評価】

現時点では、実績がないので評価できない。

## ④社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

### 【現状の説明】

社会人学生に対しては、大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例を適用し、夜間その他特定の時間または時期を利用して教育しているが、実施しているのは一部の専攻科に限られている。また、外国人留学生に対しては、入学後その研究発表を日本語で行わせることなどで日本語能力の向上に努めている。

### 【点検・評価】

夜間その他特定の時間または時期を利用して教育しているので、学生が仕事と両立できるが、全ての専攻科で実施しているわけではない。

### 【改革・改善策】

社会人学生に対して実施している教育方法の特例をできるだけ多くの専攻科で導入していく。

## ⑤研究指導等とくに医学系大学院としての教育・研究指導

### 【現状の説明】

（教育・研究指導の適切性、履修指導、個別的な研究指導、病院内でなされる教育・研究指導、臨床研修と研究の両立）

学生の標準修業年限は 4 年であり、前期の 2 カ年において授業科目による教育を終了し、後期の 2 カ年で学位論文の作成とその他研究一般の指導を行っている。この場合、授業科目による教育では、各専攻分野の中で定めた必修科目 24 単位と選択科目 6 単位以上の合計 30 単位以上を履修させる。その間、学生は所属する専攻科の指導教授（研究指導担当者）および指導教員（授業科目担当者）と研究テーマを協議し、指導教授による個別的な指導を受けながらプロトコルの作成や基礎的な実験技術の修得など基本的な研究の準備も行う。後期の 2 カ年は前期で履修した知識や技術をもとに基礎医学あるいは臨床医学にかかわる研究を行う。基礎的な実験や患者がかかわった研究が開始されれば休日や昼夜を問わずプロトコルに基づき研究は遂行される。一方、人体を対象とした専攻科が多いため、患者および健康人を対象とする場合やヒト検体を利用して遺伝子を扱うよう

### Ⅲ. 学部・大学院 医学研究科

な研究分野にあつては、十分なインフォームド・コンセントを得ることを義務づけ、プロトコール作成にあたって倫理委員会の承諾を得るようにしている。

#### 【点検・評価】

研究科の多くの教員は、医学部学生の教育、卒後教育、病院業務等を兼務しており、研究科の学生に十分な対応ができない面もある。一方、学生側も、とくに臨床系専攻科の学生においては、スタッフ不足により教育・研究に十分な時間を割くことができず臨床研修と両立させることが困難な面もある。

#### 【改革・改善策】

医学部の教員の中から医学研究科における教員としての有資格者を発掘し増員を図る。また、カリキュラムとシラバス再編、とくに専攻分野を越えた共通科目などの設定により、教員の負担を大幅に軽減していく。

### (2) 教育方法等

#### ①教育効果の測定

##### 【現状の説明】

##### (教育・研究指導効果の測定方法)

前期2カ年における授業科目による教育は、各専攻科の研究指導担当者のもとで抄読会やセミナーなどを実施し、学生の理解度や意欲向上などを見ることでその効果をみている。一方、後期2カ年の研究指導については、成果をまとめた研究発表会や論文作成の内容で効果をみている。

##### 【点検・評価】

教育効果は、授業科目においても研究指導でも、実質的な成果で測定しているといえるが、専攻科を越えた客観性の面では不十分である。

##### 【改革・改善策】

学生の授業評価等を取り入れるとともに、学会発表数や論文発表数の比較など、専攻科を越えた客観性のある効果の測定法を導入していく。

#### ②成績評価法

##### 【現状の説明】

前期2カ年における授業科目による教育の成績は、抄読会やセミナーなどでの学生の理解度や取り組み内容をもとに、各年度末に総合評価して評点をつけ合格者を進級させている。後期2カ年の研究指導においては、研究発表会や論文作成の内容を評価し合格者を進級させている。

##### 【点検・評価】

授業科目による教育の成績評価は、とくに試験などの方法で実施しているわけではなく、専攻科を越えた公平性の面で不十分である。一方、研究指導の成績評価では、研究指導等の項で述べたように、研究開始時と研究途中の段階での議論が少ない場合、実験の追加や研究結果の検討に時間がなく、安易に合格点を与えている可能性もある。

##### 【改革・改善策】

教員組織の充実とシラバスの実質化を推進し、それに合わせた成績評価法を確立する。また、学生のポートフォリオの提出による他面的・多角的な自己達成度の評価も参考にする。

③教育・研究指導の改善

【現状の説明】

（教育・研究指導方法改善の組織的な取り組み、シラバスの適切性、学生による授業評価）

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みはなされていない。また、全ての授業科目のシラバスが公開されている状況になっておらず、内容も十分なものではない。学生による評価については大学院FD推進会議による授業・学生生活・施設設備など大学院全般についての調査が平成19（2007）年度に実施されたが、分析結果はまだ出ていない。

【点検・評価】

前回の自己点検・評価以来、授業科目による教育および研究指導の面で顕著な改善はなされておらず、次項に示すように、現在着手したというのが実状である。

【改革・改善策】

「新時代の大学院教育」（中央教育審議会）にある「大学院教育の実質化のための方策」を本研究科の小委員会でも検討し、平成20年度開始を目標にしてカリキュラムの再編とシラバスの変更を決定した。主なカリキュラムの再編は、前述したように6つの専攻分野中3つの専攻名の変更、各専攻分野に所属する専攻科数の調節、そして医学研究者養成課程と臨床研究者養成課程の設置である。主なシラバスの変更は教育課程共通科目、教育課程別選択科目および教育課程別専門科目の設定である。とくに教育・研究指導の改善をめざしたシラバスの変更では、まず、医学研究者養成課程と臨床研究者養成課程に共通する教育課程共通科目を1年次に6科目設置し、医学の分野における基礎知識と基本的な研究方法を履修できるようにした。また、この共通科目の設置により、研究科の教員の負担を大幅に軽減した。次に、教育課程別選択科目として1～2年次に医学研究者養成課程6科目と臨床研究者養成課程2科目を設置し、各専攻内で実施し実際に院生が参加している研究会、セミナー、カンファランスなどを履修科目内に取り入れることで教育の実質化を実現した。一方、これまで各専攻科で開講していた授業科目を教育課程別専門科目として1～2年次に設定した。

（3）国内外における教育・研究交流

【現状の説明】

（国際化、国際交流の推進に関する基本方針、国際レベルでの教育研究交流を緊密化する措置）

研究科としての国際化への対応及および国際交流についての基本方針は定めていない。現時点では、各専攻科レベルでの国際化への対応と国際交流が中心である。

【点検・評価】

専攻ないし研究科レベルでの国内外における教育・研究交流がなされていない点、早急に検討する必要がある。

【改革・改善策】

今後、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるため、各専攻ないし研究科レベルでの措置を講じていく。とくに研究科レベルでのアジア地域からの留学生の受け入れ体制を整備していく。

### Ⅲ. 学部・大学院 医学研究科

#### (4) 学位授与・課程修了の認定

##### ①学位授与

###### 【現状の説明】

###### (学位の授与状況と学位の授与方針・基準、学位審査の透明性・客観性を高める措置)

学生に対して学位論文、修了認定に係る評価基準は、大学院便覧に記述し公開している。この5年間の課程博士の取得者は計86人(年平均17.2人)で、入学者の9割以上が4年間の課程修了とともに論文を完成し学位を取得している。留年した者が5%いるが、多くが1年後には学位を取得し、最終的に満期退学となったのは、この5年間で5人のみである。一方、論文博士の取得者は計59人(年平均12人)である。5年間の各年度の課程博士と論文博士の合計は145人(年平均29人)であり、約6割が課程博士で4割が論文博士である(「大学基礎データ」表7)。

課程博士および論文博士の論文審査は公開で実施し、審査の主査は申請者の研究指導担当者が務める。副査は研究科小委員会でその他の研究指導担当者および授業科目担当者から3人を選出して専門分野を広くカバーするとともに共著者は外し、公正な審査を実施している。また、論文博士の審査請求の条件は、申請論文がすでに然るべき学術誌に公表されたものか採択されたもので、少なくとも採択の証明書の添付を必須としている。

###### 【点検・評価】

上記のとおり審査は公開され、複数の教員によって行なわれることから問題ないと思われる。

##### ②課程修了の認定

###### 【現状の説明】

本研究科の標準修業年限は4年であるが、優れた研究業績をあげた者については、3年に満たない者であっても博士論文を提出することができ、審査および最終試験を終了した者に学位を授与しており、この5年間で3人がその適用を受けている。

###### 【点検・評価】

標準修業年限未滿での修了を認める優れた研究業績をあげた者とは、主論文を国際的に評価の定まっている欧文の学術誌に投稿し受理された者である。現在までこの判定で、とくに問題は生じていない。

### 3. 学生の受け入れ

#### 【到達目標】

学生募集に際しては、関係大学、研究所、研修指定病院などへの周知を徹底して定員充足を目標とする。また、入学者選抜に関しては、学則に定めた受験資格を満たす者の中から、外国語試験により国際的な研究の情報収集能力を有する者を選抜し、その上で小論文と面接試験により医学研究者ないし臨床研究者になるための研究意欲に満ちた者を選別して受け入れることを目標とする。

#### (1) 学生募集方法、入学者選抜方法

##### 【現状の説明】

福岡大学大学院入学試験要項により有資格者を募集している。また、本研究科の入学試験は、外国語(英語、ドイツ語、フランス語から1カ国語)、小論文、面接を課して入学者を選抜している。

##### 【点検・評価】

学生募集に際しては、関係大学へ学生募集要項等を送付し募集案内を行い、大学院進学希望者に

案内してもらう程度で不十分である。一方、入学試験の外国語は1カ国語選択制である。この5年間の受験者は全員が英語を選択しているが、とくに問題は生じていない。

**【改革・改善策】**

本研究科の特徴を他大学、他学部にも広く周知させていく。また、国際的な研究・教育者の育成という観点から、日本語の習得を必須条件とせず、入学試験にも英・英試験を導入して外国人が受けやすくなるよう工夫をはかり外国人留学生の増加をめざす。

**(2) 学内推薦制度**

**【現状の説明】**

成績優秀者等に対する学内推薦制度は、現在導入していない。

**【点検・評価】**

現時点では、導入していないので評価できない。

**(3) 門戸開放**

**【現状の説明】**

他大学の医学研究科より本研究科での履修希望がある場合、担当する研究指導担当者の了解を得て特別研究学生として受け入れている。その場合、両者間で相互乗入れの大学院特別研究学生に関する協定を結び、授業料の徴収は行っていない。

**【点検・評価】**

この5年間で派遣が3人、受け入れが5人適用を受けており、有効に利用されていてとくに問題は生じていない。

**(4) 飛び入学**

**【現状の説明】**

現在、飛び入学制度は導入していない。

**【点検・評価】**

現時点では、導入していないので評価できない。

**(5) 社会人の受け入れ**

**【現状の説明】**

平成18(2006)年度より社会人入学を認めているが、社会人入学試験制度は導入していない。社会人の入学状況はこの2年間で10人であり、うち医師6人、看護師3人、薬剤師1人である。

**【点検・評価】**

入学試験は、一般入学試験で受験しているが、職種により語学試験で成績に大きな差が出る場合がある。

**【改革・改善策】**

医師以外の職業人、すなわち看護師あるいは薬剤師などの入学を促進するため、社会人入学試験制度の導入を検討する。

### Ⅲ. 学部・大学院 医学研究科

#### (6) 科目等履修生、研究生等

##### 【現状の説明】

大学で大学院科目等履修生規程および大学院研究生規程を設け対処しているが、聴講生に関する規程は定めていない。

##### 【点検・評価】

医学研究科では実際の希望者はなく、とくに研究生は学部の規程に基づく希望者がほとんどであり、問題は生じていない。

##### 【改革・改善策】

大学院研究生規程における受付期間を年度始めに限ることなく、学部なみに緩和することなどで、大学院における希望者を増やしていく。

#### (7) 外国人留学生の受け入れ

##### 【現状の説明】

##### (外国人留学生の受け入れ状況)

外国人留学生の入学状況は、この5年間に1人(中国)で極めて少ないのが現状である。

##### 【点検・評価】

少子化の中で大学院への進学を希望する者が減少する可能性も考えた場合、留学生の希望者が少ない点は問題である。

##### 【改革・改善策】

留学生には、これまで日本の医学部卒業生と同じ外国語試験を課してきたが、今後は本人の希望により英・英試験での受験も可能とする。また、授業料減額等を含めて検討していく。

#### (8) 定員管理

##### 【現状の説明】

この5年間の定員管理状況を表に示す。入学定員に対する充足率は、66.7～73.3%(平均70.7%)である。入学者を専攻科別にみると、臨床医学系専攻科への入学者が多く、基礎医学系専攻科への入学者は少ないのが現状である。

表 医学研究科の過去5年間の定員管理状況

平成年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
入学定員(人)	30	30	30	30	30
受験者(人)	20	22	22	21	21
合格者(人)	20	22	22	21	21
入学者(人)	20	22	22	21	21
定員充足率(%)	66.7	73.3	73.3	70	70
合格率(%)	100	100	100	100	100

一方、平成19(2007)年度の在籍者数は1年次21人、2年次21人、3年次22人、4年次19人の合計83人である。専攻分野別にみると、人間生物系専攻2人、感染生物系専攻0人、病態構造系専

攻 27 人、病態機能系専攻 19 人、病態生化学系専攻 21 人および社会医学系専攻 14 人である（「大学基礎データ」表 18）。学生確保のための措置は十分ではなく今後多様な受入れを検討する必要がある。一般入試や現在の外国人留学生入試だけでは学生の確保は十分ではなく、今後多様な学生の受入れが必要である。

#### 【点検・評価】

この 5 年間、入学定員に対する充足率は約 7 割であるが、新臨床研修制度のもと研修医の大学離れが進んでおり、今後、本研究科でもとくに基礎医学系へ進む医師が極度に減少することが懸念される。

#### 【改革・改善策】

学内推薦制度、飛び入学制度あるいは外国人留学生のための入学制度の改革などにより対処していく。また、授業料を含めた学費の減額等の対策により、とくに基礎医学系専攻科への入学を促進していく。

## 4. 教員組織

### 【到達目標】

わが国の多くの大学と同様、医学研究科教員は学部教員ないし病院職員の兼務であり、任免・昇格などは学部教員としての資質・業績を基準に、大学院教員としての資質・業績の総合的評価によって実施している。ただし、学部教育と大学院教育は互いに連携しているものの本来は独立した存在であり、このような状態は望ましい姿ではない。大学院教育に専念する教員を増やすことや、教育目的にふさわしい人材を選抜することなどが教員組織整備における最終目標である。

#### （1）教員組織

### 【現状の説明】

#### （教員組織の適切性、教員の役割分担および連携体制）

6 専攻分野の 42 専攻科目を 48 人の研究指導担当者と 59 人の授業科目担当者が担当しており、学生の収容定員に対しては十分な数の教員を配している。

通常委員会では、授業に関する事項、課程修了の認定、入学に関する事項等を協議している。また、博士課程小委員会では、博士論文の審査、博士課程担当の人事に関する事項等を協議している。

他に、研究指導担当者から学位論文資格審査委員を選出し、学位論文資格審査委員は、博士論文の審査委員（副査）を選出している。

### 【点検・評価】

多くの教員の任免が医学部に依存しているため、医学研究科の独自性を発揮することが困難である。また、医学部や病院の教育と診療で多忙のため、研究科の学生の教育・研究指導に十分な対応ができない面もある。また、国立大学では大学院の重点化が推進されて、多くの大学で大学院大学に移行しており、大学院が主体で学部は従属の関係にあるなど、大学院の充実・活性化は、今やその大学に対する社会的評価の一つになっている。それに比べ、他の多くの私立大学と同じく、本学では未だ学部が主体である。

### 【改革・改善策】

本学においても、大学院の充実は以前より大学のスローガンとして掲げられているが、残念ながらかけ声だけで、実質的な改革はほとんどされていない。現時点では、学部の教員の中で、医学研

### Ⅲ. 学部・大学院 医学研究科

究科の教員資格を有する者の任免を進めていく。今後、予算面の充実とともに、大学院専任教員の採用などを検討していく。

#### (2) 研究支援職員

##### 【現状の説明】

##### (研究支援職員の充実度、研究者との連携協力関係)

基本的には、各専攻科の教員が獲得する科研費補助金等の競争的資金や受託研究費によるアルバイト主体であり、採用は一部の専攻科に限られる。また、大学でティーチング・アシスタント（TA）とリサーチ・アシスタント（RA）を制度化し活用している。TAについては、主として私立大学等経常費補助金により、本研究科の学生にも年平均で約27人に適用され、研究指導担当者および授業科目担当者の医学部教育を補助することで医学研究科における教育・研究の推進に寄与している。一方RAについては、主として文部科学省の私立大学高度化推進事業や私立大学等経常費補助金を活用しているが、医学研究科全体で年間平均数人というのが実情である。研究者と研究支援職員との間の連携・協力関係はスムーズである。

##### 【点検・評価】

TAおよびRAともに非常に少ない点、研究支援職員対策は不十分と言わざるをえない。

##### 【改革・改善策】

私立大学高度化推進事業や科学研究費等の競争的資金あるいは私立大学等経常費補助金や受託研究費獲得の増加によりアルバイト、TAおよびRAの増員をめざす。

#### (3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

##### 【現状の説明】

##### (基準・手続の内容と運用)

大学院専任の教員は現時点では存在せず、すべて医学部あるいは病院の兼任教員であるため特別の募集は行っていない。大学院の教員を兼務する発令は、福岡大学大学院教育職員資格審査に関する規定に基づき、本研究科の小委員会における審査とそれにつづく大学の大学院教育職員資格審査委員会での審査結果に基づいて行われる。主な審査内容は、研究歴と過去5年間の研究業績である。

##### 【点検・評価】

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続は整備されているといえるが、学部の助教を大学院の教員として任免する場合の基準が明確でない。

##### 【改革・改善策】

医学部の助教を医学研究科の教員として任免する基準を明確にし、福岡大学大学院教育職員資格審査に関する規定とそれに基づく医学研究科の実施要領を整備する。

#### (4) 教育・研究活動の評価

本研究科の教員はすべて医学部あるいは病院の兼任教員であり、教育・研究活動の評価については医学部で総合的に記述されているので（医学部の項を参照）、ここでは省略する。



(5) 大学院と他の教育研究組織・機関との関係

【現状の説明】

各専攻科のレベルで、学内外の大学院や学部あるいは研究所等の教育機関や研究組織との人的交流を進めているのが実情である。

【点検・評価】

医学研究科レベルでの対策が何ら取られていない点は問題である。

【改革・改善策】

学内外の連合大学院や連携大学院構想に積極的に参加することなどにより、広範な人的交流を進めていく。

5. 研究活動と研究環境

【到達目標】

医学研究科における研究活動は、大学院教育と診療の調和を図りながら、時流に合わせた研究環境の整備を行い、効率的・効果的に進めることを基本にしている。また、研究科ないし研究所を主体とする大型の競争的資金の獲得をめざし、学内の研究費と連動させることで、より質の高い国際的な内容の研究を推進することを目標にしている。

(1) 研究活動

①研究活動

医学部で総合的に記述されているので（医学部の項を参照）、ここでは省略する。

②教育研究組織単位間の研究上の連携

【現状の説明】

本学には、現在6つの付置研究所が存在する。そのうち分子腫瘍学センターとてんかん分子病態研究センターの2つが、医学研究科主体の研究所である。本研究科でがんの予防・診断・治療に関する研究に携わっている多くの研究者が分子腫瘍学センターを利用し、またてんかんの予防・診断・治療に関する研究に携わっている多くの研究者がてんかん分子病態研究センターを利用している。

【点検・評価】

両センターを利用している専攻科ないし研究者間の研究上の連携はスムーズであるが、このようなセンターの種類が少なく、また規模が小さい点は大きな課題である。

【改革・改善策】

今後、文部科学省の私立大学高度化推進事業などの大型補助金の獲得により、がんやてんかんのみならず、多くの疾患に関する付置研究所の設置をめざしていく。

(2) 研究環境

①経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

(個人研究費・研究旅費、教員研究室の整備、研究時間の確保の方途、研修機会の確保の方策、共同研究費)

教員組織と同じく、各専攻科の予算の基盤は医学部の各講座にあり、それぞれに配分される講座研究費を本研究科の教員としても経常的な研究費として利用している。医学部では、他に本研究科

### Ⅲ. 学部・大学院 医学研究科

の6つの専攻分野を主体にした6つの総合研究室、すなわち人間生物系、感染生物系、病態構造系、病態機能系、病態生化学系および社会医学系総合研究室の予算が組まれており、その総額は医学部の実験実習費総予算約4億6千万円の約7%（3千3百万円）にのぼり、ほとんどの教員が総合研究室を利用することにより活用している。その他の研究条件に関しては医学部で総合的に記述されている（医学部の項を参照）ので、ここでは省略する。

#### 6. 施設・設備等

##### 【到達目標】

学部教育と大学院教育は、本来は独立した存在であり、医学研究科の研究推進にふさわしい施設・設備等の整備、ならびに医学研究科の学生のための十分な研究室あるいはセミナールームの確保が最終目標である。

##### （1）施設・設備

##### ①施設・設備等

##### 【現状の説明】

##### （施設・設備等諸条件の整備、大学院専用施設の整備）

各専攻科の施設・設備等も医学部の各講座に基盤をおいている。したがって、医学研究科専用の施設・設備は整備されていないのが実情で、大学院学生用実習室も含めて医学研究科としての教育研究目的を実現するための施設・設備は不十分である。ただ、予算面と同様に、ハード面でも本研究科の6つの専攻分野を主体にした6つの総合研究室が設けてあり、本研究科のほとんどの学生が教員とともに利用している。詳しくは医学部で総合的に記述されているので（医学部の項を参照）、ここでは省略する。

##### ②先端的な設備・装置

##### 【現状の説明】

##### （先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性）

先端的な教育研究設備や装置は、基本的には前述した総合研究室や付置研究所に設置されている。したがって、本研究科の教員や学生も、必要な利用者登録をすれば自由に利用することができる。

##### 【点検・評価】

付置研究所の設備や装置は、学内の他の学部や研究科の教員と学生にも開放されている。ただ、一部の設備や装置では利用頻度が極めて高く、今後の対策が必要である。さらに、新規の設備や装置の設置場所の確保には限度があり、研究棟の老朽化対策も含めて今後の課題である。

##### 【改革・改善策】

新規の設備や装置の設置場所確保のため、医学部・医学科のみならず他学部・他研究科と共同利用できる新しいシステムの研究棟建設を検討する。

##### ③維持・管理体制

医学部で総合的に記述されているので（医学部の項を参照）、ここでは省略する。

##### （2）情報インフラ

この項についてはⅡ.大学の項を参照されたい。

## 7. 社会貢献

### 【到達目標】

医学研究科における研究成果の社会への貢献は、大きく医療社会への貢献と一般社会への貢献に分けられる。医療社会への貢献は、研究成果を専門の学術会議あるいは学術誌上で公表し、可能な限りマスコミでも取り上げられるよう努力する。また、最終的には、個々の成果の臨床への応用、すなわち疾病の予防・診断・治療への応用である。一方、一般社会への貢献は、研究成果を公開講座や一般雑誌において平易な表現で説明することなどにより貢献することを目標とする。

### （1）社会への貢献

#### 【現状の説明】

##### （研究成果の社会への還元状況）

前述のように、本研究科の教員はすべて医学部あるいは病院の兼任教員であり、社会への貢献を考えた場合、両者を区別して行動しているわけではなく、現時点では医学部で総合的に記述されている内容（医学部の項を参照）に含まれる。

文部科学省のグローバル COE プログラムや私立大学高度化推進事業など主として大学院を対象とする大型補助金を獲得し、研究成果の社会的貢献も医学研究科としての独立性を発揮し把握できるように進めていく。

## 8. 学生生活への配慮

### 【到達目標】

本研究科の学生が健全な研究生活を送るために必要な経済的支援策、生活相談の窓口、あるいは就職指導などを大学として徹底できるようにすることを目標とする。

### （1）学生への経済的支援

#### 【現状の説明】

##### （経済的支援の措置）

奨学金は、日本学生支援機構奨学金が主で、奨学金の推薦順位等は大学院委員会で協議されるが、本研究科の学生の実際の利用は極めて少ない。また、本学では別に福岡大学奨学金を設けて支援しているが、その年間貸与額は38万円と少額で、こちらも実際の利用者は少ないのが実情である。

医学研究科に届いた奨学金に関する情報は医学部の事務担当者が取り扱っており、研究科専用の掲示板に逐次掲示されている。

#### 【点検・評価】

多くの私立大学の医学研究科では、学生確保のため臨床医学系専攻科に比べ基礎医学系専攻科の授業料は大幅に減額され、最近では無料にしている大学も出てきているのが現実である。新臨床研修制度のもと研修医の大学離れが全国的に進み、本学でも医学研究科へ進む医師が極度に減少することが懸念されており、早急な対策が必要である。

#### 【改革・改善策】

大学の財政上の問題から大学院の学費値下げ問題の解決は容易ではないが、本研究科の現状を考えると、学費を抑えて入学希望者の増加を図り、活性化することが必須である。

### Ⅲ. 学部・大学院 医学研究科

#### (2) 生活相談等

##### 【現状の説明】

##### (ハラスメント防止の措置)

この項については医学部学生と同じ配慮しかしていないが、現時点で格別の問題は生じていない。  
本学は、平成11（1999）年に「学校法人福岡大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」を定め、大学院学生・学部学生・交換留学生・研究生など本学で教育・研究指導を受ける者や、教職員のすべてを対象として、セクシュアル・ハラスメントの問題に対して、厳正な態度で臨む方針を明らかにしている。

##### 【点検・評価】

大学としてアカデミック・ハラスメントにも取り組む必要がある。また、ハラスメント相談は特殊性を有する業務であり、とりわけ事実関係の調査や処遇・処罰を決定するため、学生相談機関とは異なる窓口を設け、複数の相談ルートを配置することが必要である。

##### 【改革・改善策】

現時点でとくに問題は生じていないが、アカデミック・ハラスメントに対する規程は定めておらず、今後検討していく。

#### (3) 就職指導等

##### 【現状の説明】

##### (学生の進路選択に関わる指導)

本研究科の学生は、社会人入学の学生を除いて、そのほとんどが医学部卒業でしかも病院勤務を経験しており、他の研究科の学生に見られるような就職の問題はほとんど存在しない。

##### 【点検・評価】

今後、とくに基礎医学系専攻科においては、学生確保のために他の研究科出身の修士課程修了者を受け入れる必要性が増してくることが考えられる。その場合の博士（医学）取得者の進路・就職問題は、他の研究科同様大きな課題となる。

##### 【改革・改善策】

医学部出身でない博士（医学）取得者の進路・就職の問題は、基本的には個人的就職活動によるが、医学研究科の教員全員の協力を求め、また本人の出身学部・研究科の教員とも相談し就職先や留学先を決定する。

### 9. 事務組織

##### 【到達目標】

学部と大学院は、本来は独立した存在であり、医学研究科専属の事務室と事務員組織の確保が最終目標である。

#### (1) 大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性

##### 【現状の説明】

医学研究科の業務の担当については、学校法人福岡大学事務組織規程のなかで医学部事務課の所掌事項として定められている。従って、医学研究科に関しては医学部事務課の一部の事務職員が事務室の一部を利用して職務を遂行しており、医学研究科委員会の運営、カリキュラム、シラバス、

### Ⅲ. 学部・大学院 医学研究科

学位審査等の資料作成、その他、入試に関する入学試験要項および広報活動等の企画・立案に携わっている。

#### 【点検・評価】

医学研究科の業務全般に関わる企画、立案を担う事務組織の体制は、現状では一人で対応しているが、とくに支障なく機能している。

#### 【改革・改善策】

医学研究科の発展を考えた場合、大学全体で大学院事務組織の合理化と充実を図っていく。



## 薬学部

### 1. 学部等の理念・目的および教育目標

#### 【現状の説明】

##### （理念・目的等の適切性）

薬学部は、「化学、物理学、生物学などを基盤とし、薬物を通して人々の生命と健康を守る総合生命科学である」との基本理念のもと、昭和 35(1960)年に薬学科が創設され、昭和 41 年には製薬化学科が増設された(平成 16 年に医療薬学科と生命薬学科に名称変更)。近年の医療技術の高度化、医薬品に関わる先端科学技術の著しい進歩、および高齢化などの社会環境の急激な変化、全人的医療への転換など 21 世紀の新しい医療のあり方を背景に、薬学の学部教育は平成 18 年度より、従来の 4 年制から 6 年制に改められた。本学部では、これを機に 6 年制の薬学科に一本化し、「医薬品の開発や安全使用に関する基礎的・臨床的先端研究の推進をもって国民の健康と福祉に貢献する」ことを新たな教育研究の理念として掲げた。これは、医療人としての使命感、倫理観をもち、高度な薬学の知識・技能・態度を身につけた薬剤師ならびに薬学教育研究者の養成を目指すもので、これまでの本学部の理念・目的をより一層明確化したものである。本学部は 6 年制一貫教育の中で、①「チーム医療」の現場で、医師や看護師などと協力・活躍できる薬剤師、②全人教育・教養教育を身に着けた薬剤師、③医薬品に対する深い専門的知識と医療人としての確固とした倫理観と研究マインドをもった質の高い薬剤師、④環境、食品衛生の向上に寄与し、人々の健康維持・増進に貢献しうる薬剤師、⑤臨床マインドをもって医薬品の開発、創薬などに従事する薬剤師など、医療、研究、教育従事者の養成を教育目標とする。

##### （理念・目的等の周知の方法）

これらの理念・目的を学生に周知させるべく、スモールグループディスカッション（SGD）や早期体験学習などによって薬学の魅力を伝えつつ、医療人としての使命感や倫理感などを育む教育に取り組んでいる。また、本学部の理念・目的などは年間事業計画、学部ホームページ、学修ガイド、大学案内やシラバスなどに記載し、学内外に広く周知を図っている。

#### 【点検・評価】

本学は、薬学部と同じキャンパス内に、医学部（医学科、看護学科）、大学病院、スポーツ科学部（スポーツ科学科、健康運動科学科）などが存在しており、総合医療（チーム医療）教育を学習・体験できる絶好の条件を有している。また、人文学部（教育・臨床心理学科など）など種々の文系学部を擁する総合大学であり、全人教育（医療人としての幅の広い人間性の醸成のための教育）、教養教育の場としても相応しい。この総合大学の利点を最大限に活用し、薬学部の目的・理念の達成に適切に対処している。

薬学部の卒業生は約 9,000 人に達し、その多くは有能な薬剤師として病院・保険薬局、行政機関などで国民の健康維持・増進に貢献するとともに、薬局長、薬剤部長として現場の指導や人材養成に寄与している。また、大学、製薬企業、公的研究機関において優れた研究者として数々の優れた研究成果を挙げており、医療技術の高度化、医薬品に関わる先端科学技術の発展に寄与している。医療への貢献やそれに関わる人材養成の観点から本学部の理念・目的は評価できる。

本学部の教育理念・目的をもとに、毎年度、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを掲げて具体的な年間事業計画を策定し公表していることは、教育目標

### Ⅲ. 学部・大学院 薬学部

の明確化とその周知に有効な方法として評価しうる。SGDは、助教以上の全職員が参加して行っているが、本学部の理念・目的の周知、個々の学生に対する修学指導、生活相談に加え、学習に関するグループ討論などによって有効な情意教育がなされている。早期体験学習も、薬学に対する明確な目的意識を醸成できるため、教育目的の周知に有効である。しかし、6年制薬学教育における教育目標達成のためには、医療薬学系の授業科目や実務実習に重点をおいた教員の増員と施設・設備の拡充を図り、全ての学生に対して今以上に充実した教育環境を提供することが必要である。

#### 【改革・改善策】

薬学部において今後最も重視すべき課題は、新しい教育改革のもとで「医療の場において高度な能力を発揮できる薬剤師養成のための教育とその基盤となる研究の推進」である。本課題を達成するために、医療において重要な役割を占める医薬品の領域の先端的教育研究を推進するとともに、臨床薬学の基盤構築と高度専門職能を有する薬剤師育成環境の整備をより一層進めていく。こうした動きに対応して、平成21年度に薬学部棟別館が増築されるため、そこに薬学共用試験、薬学導入教育、卒業後教育などのための「薬学教育支援センター」を設置する予定であり、現在、具体的な検討作業に入っている。さらに、創薬と医薬品の適正使用の実践、あるいは予防医学、薬物乱用、機能性食品などの関連領域の教育研究を医学部、病院の支援・協力を得ながら推進することによって、研究マインドを持った臨床薬剤師あるいは臨床マインドを持った研究者、技術者、行政に携わる人材を育成すべく、薬学部将来構想委員会やFD委員会などで検討している。

## 2. 学士課程の教育内容・方法等

### 【到達目標】

学校教育法が改正され(平成16(2004)年5月公布)、「臨床に係る実践的な能力を有する薬剤師の養成を主たる目的とする課程については、その修業年限は6年とする」となったことに伴い、平成18年度から薬学教育6年制がスタートした。薬学教育6年制の趣旨に則り、本学部では、教養教育と専門教育、基礎薬学教育と応用(臨床)薬学教育、講義と実習、倫理教育と実践教育、学内教育と学外教育(早期体験学習、実務実習)のバランスのとれた教育を実施して質の高い薬剤師、薬学教育研究者を育成する(以下の項目については、特記しない限り6年制教育に関して記述する)。

#### (1) 教育課程等

##### ①学部・学科等の教育課程

#### 【現状の説明】

##### (教育課程と理念・目的等との関係)

本学ならびに本学部の基本理念のもと、「高度な専門知識と技能を有する Specialist で、かつ広い視野と豊かな人間性・倫理観をもつ Generalist たる薬剤師を養成し、あわせて薬学教育研究者を育成する」ことを教育目的として教育課程を編成している。この目的は、学校教育法第52条および大学設置基準第19条の趣旨に合致するものであり、平成16年に改正された学校教育法第55条の趣旨にも則るものである。

##### (カリキュラムの体系的性、専門教育科目と理念・目的等)

4年制教育で行ってきた教養教育および専門教育に加え、臨床に係る実践的能力を培うために、低年次(1~2年次)においては医療に係わる科学活動の倫理的基礎をリベラルアーツ教育で涵養し、高年次においては臨床において必要とされる知識・技能の修得に力点をおくカリキュラム編成を行



った。カリキュラムには、「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」および「実務実習モデル・コア・カリキュラム」の内容を包含することを必須条件とした。低年次（1～2年次前期）で、共通教育科目（総合教養科目）に加え、「薬学概論」および「早期体験学習」を配して、薬学や医療に対する明確な目的意識の醸成を図り、学習の動機付けを行う。また、共通教育科目の履修と並行して薬学部教員や理学部教員が担当する専門教育科目も履修する、いわゆる“くさび型”カリキュラムを採用した。つまり、リメディアル教育をも担う物理、化学、生物などの基礎専門科目を1年次に配した。2年次では、基礎薬学科目を主として配置し、3年次には、「コミュニケーション学」を配して、将来薬剤師として大切な業務となる服薬指導の基礎を身につけさせる。3～4年次にかけて、応用薬学科目および一部の臨床薬学・基礎医学科目が配置される。実習は化学、生物、物理の3系に分け、1年次後期～3年次にかけて、機能的かつ体系的に実施する。4年次には、共用試験および実務実習に向けて、4年間のまとめとなる「薬学特別講義Ⅰ～Ⅳ」および実務実習事前教育（講義＋実習）を配置している。5年次は、延べ5か月間実務実習を行い、残りの期間は希望する教室で特別実習（卒業研究）を行う。ここで、最先端の研究に触れるとともに「研究」に対する意識・理解を深め、さらに、卒業論文作成や発表などを通じて、問題解決能力を培う。また、担当教員との人間的なふれあいによって薬学のヒューマニズムを体得させることも本実習の狙いの一つである。6年次は、臨床現場に即した実践的科目が配置される。各分野の科目（医薬品素材学Ⅰ、医薬品素材学Ⅱ、生体機能解析学Ⅰ、生体機能解析学Ⅱ、医療薬剤学Ⅰ、医療薬剤学Ⅱ、薬効解析学Ⅰ、薬効解析学Ⅱ）は、医療技術の高度化や医薬分業の進展等に伴う薬剤師職能に関連する各分野の先端技能を講義し、これらへの理解を深めさせるための科目である。また、6年次後期には、6年間の総まとめとなる「総合薬学特別講義」（12科目）が開講される。「総合薬学演習（含卒業試験）」は薬剤師国家試験に対応できる学力を培うための科目である。

**（専門教育・一般教養・外国語科目等の量的配分）**

卒業要件単位186単位のうち、専門教育科目は158単位（85%）、残り28単位（15%）が共通教育科目となっている。共通教育科目の内訳は、総合教養科目として12単位以上、外国語科目として8単位以上、保健体育科目として2単位以上と定めている。

**（基礎教育・倫理性を培う教育、一般教養的授業科目の編成、外国語科目の編成、基礎教育と教養教育実施等の責任体制）**

基礎教育の目的は、薬学部の専門的知識・技能を修得するに当たって基盤となる科学的真理とそれを探究する姿勢を理解させることで、1～2年次前期における基礎薬学科目がこれを担う。基礎教育のもう一つの重要な役割は、真に医療の担い手となりうる薬剤師に必要な幅広い人間性を養うことであり、共通教育センターが中心となって運営する共通教育科目が主にこれを担う。総合教養科目は3群（人文科学22科目、社会科学15科目、総合系列11科目）とも豊富な科目数と内容で編成され、バリエーションに富んだ学問に触れることが可能であり、同時に学部の枠を越えて広い範囲の学部学生と同一教室で受講させることによって、幅広い人間性の涵養を図っている。人文科学および社会科学科目では、少人数（30人以下）による教養ゼミが開設されており、講義のみでなく発表・議論を通してコミュニケーション能力や表現力を培うことが可能である。また、総合系列科目は、現代社会を理解するための科目であり、一つの学問領域からだけでなく、領域を超えて様々な側面から解説し、薬学部生が総合的な理解力を育むことを狙いとしている。その中には、薬物への理解を高める「健康と医療」や生命倫理と先端技術を学ぶ「生命倫理と医療技術」なども設定して

### Ⅲ. 学部・大学院 薬学部

いる。倫理性を培う教育は、6年間を通して実施される。低年次では、総合教養科目、基礎薬学科目の「薬学概論」「早期体験学習（講義とSGD）」が配され、3年次以降も「医薬品安全性学」「薬事関係法規論」の他、多くの専門科目で、医薬品の安全使用、生命の尊厳など医療人としての倫理観を涵養する。

さらに、コミュニケーション能力を向上させて、世界レベルでの情報交換能力を育成することが重要である。英語力は、外国語科目、専門科目、特別実習などで学習させる。外国語科目については本学言語教育研究センターが中心となって実施している。第1外国語（英語）については、1年次のフレッシュマン・イングリッシュⅠ～Ⅳとして「インタラクティブ英語」、「検定対策英語」、「リーディング&リスニング」および「ベーシック英語」の4種類のクラス、2年次のインターミディエイト・イングリッシュⅠ～Ⅳとしては「リーディング&ライティング」、「検定対策英語」及び「CALL & オーラル・コミュニケーション」の3種類のクラスを開講するなど、複数の目的別・習熟度別クラス編成を行っている。また、インターミディエイト・イングリッシュⅡとⅣでは、薬学の学習に役立つ専門的な内容を取り入れている。第2外国語科目はこれまで選択必修科目であったが、平成18年度より、選択科目に変更した。これは、本学部生が在学中および卒業後に接する外国語がほとんど英語であることによる。しかし、第2外国語として、6カ国語・12科目を開設している。語学（第1、第2外国語とも）の授業に関しては、いずれのクラスでも少人数制（1クラス約20～40人）を採用している。

3年次以降は外国語科目を設置していないが、専門科目の講義の中で重要語句を日英併記し、資料として英語論文、公定書、医薬品添付文書などを配布し、卒業研究では関連の英語論文の読解をさせるなどして、英語力の向上を図るとともに、その必要性を認識させる。

心身の健康に関しては、大学附設の健康管理センターにおいて毎年定期健康診断を実施し、必要に応じて臨時検診も行っている。また、大学生活に伴う悩み・不安については、学部単位では担任教員、学部事務室などが相談を受け、また大学単位ではヒューマンディベロップメント（HD）センターで専門カウンセラーがカウンセリングを行っている。平成19年度より採用した全授業の出席管理システムは、出席状況の把握の他に、様々の理由で修学困難に陥った学生の早期発見に有効に活用できると期待している。

#### 【点検・評価】

共通教育科目（総合教養科目、外国語科目、保健体育科目）は、幅広い教養と豊かな人間性を育むうえで重要である。専門教育科目においても、知識・技術のみならず、「薬剤師としての目的意識」の涵養を志向した教育課程の編成は、関係する法律、基準ならびに本学部の教育理念・目的に照らして妥当である。また、従来4年制教育においては、ややもすると創薬科学に偏りがちであったカリキュラムから、「質の高い薬剤師の養成」を意識して医療薬学を充実させたカリキュラムを編成している点は評価できる。6年制に移行して、専門教育科目が増加し、その占める比率も上昇しているが、その講義の中には医療人としての倫理観・使命感、コミュニケーション、生命の尊厳を考える哲学、経営学など教養科目的要素も多分に含まれている。一方、現行のカリキュラムの問題点として、従来の4年制教育でのカリキュラム内容をほぼ包括しながら、医療薬学の充実、長期実務実習、共用試験とその対策などを盛り込んだため、カリキュラムがやや過密になり、学生に重い負担を強いている点があげられる。

基礎教育、倫理性を培う科目は、いずれも必要かつ十分にバランス良く配置されている点は評価

できる。しかし、「幅広く深い教養」「総合的な判断力」「豊かな人間性」は、専門科目の学習により得られる知識・技能などに比べて、評価しにくく、学生自身も自覚しにくい。一部学生においては、専門科目に比べて、総合教養科目を軽視する傾向もみられる。

外国語に関しては、1～2年次の英語科目は充実しており、基礎、読解力、リスニング、ヒヤリング等のバランスもとれている。しかし、3年次以降は英語科目がないため、読解力の増強はのぞめるものの、会話力の増強を図ることができない。病院・薬局、製薬会社、研究職、公務員など、薬学関連のあらゆる職業で英会話力は必須・不可欠である。薬学に係わる英会話力を養う科目の設定が望ましい。

#### 【改革・改善策】

カリキュラムに関しては、国家試験への対応もあり一定の限界はあるが、そのスリム化を図る。真に必要な教育内容を議論し、講義内容の無意味な重複を避けつつ相互の連携を図る。さらに、講義と実習の内容面での連携を強化し、効率的に深い理解を得る教育方法を構築すべく検討する。

基礎教育、倫理教育に関しては、本年度の1年次生に導入された少人数担任制（15人／教室；教員1人あたり3～5人）を有効に活用し、教養、人間性、倫理などに関するテーマに関して、SGDを重ねることにより、自らがこれらの意義・重要性を理解し、体得するように指導する。また、この少人数担任制の利点を生かして、上項のカリキュラムについてもバランス良く履修するように指導し、成績不振学生あるいは普段の講義が十分理解出来ていない学生には個別指導・相談などのきめ細かい修学指導を行う。

外国語教育については、薬学関連の英会話力を増強できるe-ラーニング教材をアウトソーシングして作成し、3年次以降の学生には学内外でそれを履修させて単位として認定できるシステムの導入を目指して検討する。これによって、少なくとも毎年次1科目の英語を履修させて、実践的英語力の増強を図る。

### ②カリキュラムにおける高・大の接続

#### 【現状の説明】

1年次に「薬学物理学入門」、「薬化学入門」、「薬学生物学入門」などの基礎専門科目を配置し、リメディアル教育を行いながら、以降の専門科目を学ぶにあたっての基礎力を育成している。

#### 【点検・評価】

基礎専門科目により、高校で学んだ科目と薬学の関連が明確になり、以降の専門科目の理解を容易にしている点は評価できる。しかし、基礎専門科目においても十分な理解が得られていない学生が一部存在する。

#### 【改革・改善策】

基礎専門科目クラスを少人数化するとともに、学力の習熟度別にレベル分けを行い、きめ細かな授業の実施および補習授業の導入を検討する。

### ③カリキュラムと国家試験

#### 【現状の説明】

最近5年間（平成13～17年度）における、国家試験の状況は下表に示す通りである。また、平成18年度第92回薬剤師国家試験の合格率（新卒者：170人、合格者143人）は、約84.12%であった（「大学基礎データ」表9）。

最近5年間の薬剤師国家試験（新卒者）状況

回	年度	新 卒 者					
		福 岡 大 学				全 国	
		受験者数	合格者数	合格率	順 位	大学数	合格率(平均)
第 88 回	平成 14 年	205	199	97.07%	1	46	88.52%
第 89 回	平成 15 年	185	166	89.73%	19	46	86.42%
第 90 回	平成 16 年	183	178	97.27%	10	46	93.29%
第 91 回	平成 17 年	219	196	89.50%	15	46	85.16%
第 92 回	平成 18 年	170	143	84.12%	28	48	85.60%

【点検・評価】

福岡大学における国家試験の状況は、薬学部創立以来、その合格率は全国でも常に上位を占めてきた。最近5年間の国家試験の合格率（新卒者）も、総じて全国の平均合格率を上回っており、合格率の順位も高く、一定の評価はできる。しかし、平成13～17年度の合格率が90%前後であったことを考えると、平成18年度の第92回国家試験の合格率は低い。本学部の教育理念に基づくならば、薬剤師国家試験合格レベルの学力は必要最低条件であり、加えて幅広い人間性、倫理観、コミュニケーション能力などを付加して質の高い薬剤師を育てる必要がある。90%以上の合格率を維持したい。

【改革・改善策】

第92回国家試験の低い合格率については、その原因と対策を国家試験対策委員会や教授会などで議論し、本年度の試験対策に反映させている。

薬学部の専門科目は選択科目が多く、成績不振学生は、苦手科目を避けて履修しがちであった。担任教員、事務室、教務委員などが連携してバランス良く履修させ、苦手科目については個別あるいは小グループ学習で支援する制度を導入する。また、専門科目の一部必修化についても検討する。

④履修科目の区分

【現状の説明】

卒業所要総単位186単位のうち、必修科目は、外国語科目8単位、保健体育科目2単位、実習9単位、実務実習(事前教育を含む)24単位、特別実習14単位、演習6単位の計63単位(34%)であり、実習、演習以外の専門科目は全て選択科目となっている。

【点検・評価】

必修科目の少ないカリキュラム編成の目的は、学生自身によるカリキュラムおよびシラバスの十分な理解、学習の目標・課題の設定を促し、学問に対する安易な取り組みを戒める点にある。大部分の学生については、ほぼ目的通りの機能を果たしているが、成績不振または学習意欲の低い学生では、苦手科目や単位の取得が困難な科目を避ける傾向がみられる。

【改革・改善策】

早急に必修・選択の量的配分を大きく変更する必要はないと思われるが、学生の基礎学力、気質、薬剤師に求められる知識、技能などの変化を考慮しながら、常にカリキュラムを点検・評価する。

また、成績不振学生に対しては、学部長、教務委員、担任教員などによる適切な履修指導を行う。

#### ⑤授業形態と単位の関係

##### 【現状の説明】

授業科目の単位計算は、基本的に「福岡大学学則」第 32 条に基づいて計算している。ただし、薬学部では、原則として共通教育科目および基礎薬学科目は 15 時間の授業をもって、また、実習科目および 3 年次以降の応用薬学科目においては 30 時間の授業をもって 1 単位としている。

##### 【点検・評価】

現行の単位計算方法は、薬剤師国家試験への対応上履習科目数を減らせない一方で、卒業要件単位数を低く抑えざるを得ないことに依るものであり、止むを得ない措置であると考えている。特に 3 年次以降においては、単位数の割に科目数が多いため、学生の負担は大きいと思われる。

##### 【改革・改善策】

真の薬学教育のためには、ゆとりと深みのある教育が必要である。科目内容を再評価し、科目間の連携、統廃合を含めた再編成を行うべく、検討委員会を立ち上げる。

#### ⑥単位互換、単位認定等

##### 【現状の説明】

##### （単位互換、単位認定方法、認定単位数の割合）

国内外の大学等と単位互換、大学以外の教育施設での学習に対する単位の認定はいずれも行っていない。入学前の既修得単位の認定については、「福岡大学における既修得単位の等の取扱に関する規程」に従い、共通教育科目のみを 30 単位を限度として認定している。学士入学者に対しては、70 単位を限度とし、基礎薬学科目も認定の範囲に加えている。

卒業所要総単位数全てを本学で認定しており、そのうち共通教育科目は他学部（文系学部、理学部、スポーツ科学部）により、専門科目は薬学部により認定する。

##### 【点検・評価】

薬剤師国家試験の受験資格付与に直結する薬学教育の特質上、今後も現システムを継続していく。

#### ⑦開設授業科目における専・兼比率等

##### 【現状の説明】

##### （専任教員が担当する授業科目の割合、兼任教員の教育課程への関与）

平成 19 年度前期に開設した授業科目中、専任教員が担当する専門科目の割合は 90～100%であった（「大学基礎データ」表 3）。残りの兼任教員は、本学附属病院などで医師、薬剤師として勤務しているもので、このことは臨床に係る実践的な能力を培う教育においては不可欠な措置である。

##### 【点検・評価】

現状では専任の比率は極めて高く、特に問題を認めない。

#### ⑧生涯学習への対応

##### 【現状の説明】

薬学部では、専門的な知識や技術を地域社会や医療の現場に還元する目的で、主に医療現場で働く薬剤師を対象に年 2 回卒後教育講座を開講し、最新の医療情報、薬剤師としての基本知識を提供している。本講座は「研修認定薬剤師制度」に該当する研修会として認定されているが、一般市民の聴講も歓迎している。また、福岡市薬剤師会主催の研修会「大学で学んだ事柄をもう一度学ぶため」に、本学部教員を講師として派遣している。

### Ⅲ. 学部・大学院 薬学部

#### 【点検・評価】

平成 18 年度は、「専門薬剤師をめざして」と題するテーマで卒業教育講座を開催し、200 人の参加があった。医療の高度化・専門化に対応した高度な知識や技能を提供する本学卒業教育講座は、受講者から高い評価を得ている。ただし、年 2 回では、テーマ、時期、受講対象者など多様化した薬剤師のニーズに十分に対応した講座を開講することは困難である。

#### 【改革・改善策】

卒業教育講座に関しては、開講数を増やし、多彩なテーマに対応できるようにする。また、講義と実習による薬剤師リカレント教育の実施を視野に入れながら検討していく。

#### (2) 教育方法等

##### ①教育効果の測定

#### 【現状の説明】

(教育効果の測定方法、測定方法に対する教員間の合意、測定方法の有効性を検証する仕組み)

講義に関しては定期試験の成績、実習については実習態度とレポート(一部、実習試験)により評価している。どのような教育効果測定方法を採用するかは、基本的には担当教員に一任されている。その他、セメスター毎に実施される学生による授業評価アンケート(専門科目については 100%実施)、国家試験結果、国家試験対策模擬試験の結果、実務実習受入先からのアンケートなども教育上の効果を測定する重要な情報と考え、教員間の基本的合意のもと、薬学部 F D 委員会および教授会で十分吟味している。

#### (卒業生の進路状況)

卒業生の進路も教育効果の測定法として有用である。臨床薬学教育科目の履修を通して、医療の担い手としての薬剤師像が浸透し、薬剤師となる者が学部卒業生の約 6 割を占めている。また、より高度な臨床研究能力や問題解決能力をもつ臨床薬剤師や研究者を目指して、約 3 割が大学院へ進学し、残りの 1 割が製薬企業(主に医薬情報担当者)や公務員として就職している。

#### 【点検・評価】

各科目の授業の形態や内容が多様であるため、現行の評価方法は妥当なものである。専門科目の授業評価アンケートの 100%実施および薬学部 F D 委員会などでの活用は評価できる。反面、アンケートを過度に意識して、学生に迎合した講義、厳格さを欠く試験・評価がないよう留意する必要がある。また、卒業生およびその就職先からの意見を収集・活用できる制度を構築することが望ましい。

#### 【改革・改善策】

成績の評価に関しては当面、現行の方法を変更する予定はないが、学生による授業評価アンケートに関しては、質問内容、データの処理方法、教育へのフィードバック方法などについて常に検討を加えていく。また、卒業生の就職先、九州山口地区実務実習調整機構、薬剤師会、病院薬剤師会、同窓会などとの連携を密にして、より実践的な教育効果の測定法を構築する。

##### ②厳格な成績評価の仕組み

#### 【現状の説明】

(履修科目登録の上限)

履修科目登録の上限は、1 年次 55 単位、2 年次 55 単位、3 年次 31 単位、4 年次 33 単位、5 年次

36 単位、6 年次 37 単位と設定している。また、必修および 1 年次の一部科目を除いて、講義開始後 3 週間までに申し出れば、2 科目以内かつ 8 単位以内に限って履修登録の撤回が可能である。

**(成績評価法、成績評価基準、厳格な成績評価の仕組み)**

成績の評価に関しては、講義は定期試験の成績により、実習は実習態度とレポート(一部、実習試験)により判定している。科目によっては、中間試験、小テストの評点を加味して評価する場合もある。判断基準はシラバスで学生に公開されている。評価は、100 点満点で行い、60 点未満を不合格とする。学生への成績通知書には、秀 (100-90)、優 (89-80)、良 (79-70)、可 (69-60)、不可 (60 未満) で記し、併せて成績評価指数としての G P A を記載している。

**(学生の質を検証・確保する仕組み)**

学生の質の確保に関しては、年次ごとに一定の習熟度を確保し、「くさび」型カリキュラムを機能させるため、次のような取得単位による進級制限を設けている：2 年次 [42 単位 (そのうち共通教育科目 18 単位)]、3 年次 [81 (26)]、4 年次 [104 (28)]、5 年次 [126 (28)]、6 年次 [160 (28)]、卒業要件 [186 (28)]。また、不合格科目の再試験については、その結果進級(卒業)の見込みがある者のみが受験資格があり、8 単位以内の受験が認められる。最終年次の総合薬学演習には、薬剤師国家試験と同形式で行う卒業試験が含まれており、卒業時の学習到達度を保証している。

**【点検・評価】**

全ての専門科目が履修できることと、履修科目登録の撤回ができることは評価できる。薬学教育モデル・コア・カリキュラムの内容を全てカバーするためには、できるだけ多くの科目を履修することが好ましいが、これは学生に重い負担を強いることになりかねない。

現行の試験および実習の評価方法は、ともに厳格なものであり、当面、変更する予定はない。ただし、独善的なものにならず、公明正大かつ厳格な評価となるように教員個々の自戒が求められる。

学生の質の検証・確保に関しては、現行の方法で、優秀な卒業生を数多く輩出しており評価できる。しかし、現在、少子化、薬学部 6 年制による薬学部志望者の減少、ゆとり教育による基礎学力、学習持続力の低下などが問題となっており、今後は、現制度で同等の質を確保することが困難になる事態も考えられる。

**【改革・改善策】**

少人数担任制度を活かして、学生に応じた適切な履修を指導することが、無理のない効率的な教育に必須である。

学生の質の確保に向け、教育効果を多面的に測定し、教育方法の妥当性・適切性を常にチェックする。専門科目の一部必修化、受験可能な再試験の単位数の縮小、G P A による進級制限などの導入を検討する。同時に、効率的でゆとりあるカリキュラムへの再編成についても検討する。

**③履修指導**

**【現状の説明】**

**(履修指導の適切性、オフィスアワー)**

新入生に学修ガイド(履修の手引、シラバスなどを記載)を配布し、主として教務委員および学部事務室が履修指導を行っている。平成 19(2007)年度より、従来の紙による履修登録を W e b 登録に変更した。薬学部教員、教務担当事務職員および学生アルバイトの指導のもと履修登録を行うが、進級要件をチェックしながら登録できるのでミスのない登録が可能となった。在校生も、学年末に W e b 履修登録するが、登録にあたっては担任教員および学部事務室が適宜指導する。この際、全

### Ⅲ. 学部・大学院 薬学部

ての専任教員はオフィスアワーを設定し、その時間帯は学生閲覧用Webサイト「FUポータル」および「修学の手引き(シラバス集)」に公開している。

#### (留年者への配慮)

薬学部では、同一年次に2年を超えて在籍することは出来ないため、留年者に対しては学部長、教務委員に加えて担任教員によるきめ細かな修学指導が実施されている。修学指導は留年時のみではなく、それ以降卒業まで学期ごとに継続して実施される。その他、保護者への学業成績の通知、父母懇談会の開催などを通して、保護者の理解と協力を得ながら修学指導に努めている。

#### 【点検・評価】

平成19年度前期のWeb履修登録およびWebシラバス公開は混乱もなく実施され、有効に機能していることは評価できる。ここ数年の留年率は、1~5%程度であり、留年の再発を防ぐ修学指導体制が機能していることも評価できる。現行の試験の成績に基づく修学指導のみでなく、普段の学習状況から修学指導することも有用であろう。

#### 【改革・改善策】

運営中のWeb教務システムの有効活用により、出席情報、小テストの結果などの学習進捗状況、これまでの成績などの資料を担任教員に提供するシステムは構築可能である。少人数担任制度を活用し、学生に応じた学修プランの設計などきめ細かな履修指導、さらに同じ教員が担任となっている上位年次学生または大学院生によるアドバイザー制度の導入を検討する。

#### ④教育改善への組織的な取り組み

##### 【現状の説明】

##### (教育指導方法の改善のための措置、シラバス、学生の授業評価、FD活動への組織的取り組み)

本学全体の取組「教育マネジメントサイクル」の一環として、薬学部では次の活動を推進してきた：(イ)学生が理解し易いカリキュラムデザイン、(ロ)きめ細かな修学指導、(ハ)学部独自の授業評価アンケートの実施、(ニ)薬学教育者ワークショップへの参加、(ホ)国家試験対策の充実。いずれの項目も、全教員合意のもとに計画し、全員が参加して実施し、薬学部FD委員会および教授会で評価し、次年度に反映させている。

(イ)の一環として、現在のシラバスは薬学教育モデル・コア・カリキュラムに基づいて、「一般目標」「到達目標」「学習方法」「評価の方法」「履修上の留意点」など共通の書式で作成され、講義・実習の概要が解りやすく整理されている。平成19(2007)年度よりWebシラバスが導入されて、冊子のシラバスを持ち歩かなくとも、必要に応じて学内外のPCより閲覧できる。

(ロ)については、1年次からSGDを介して、教室単位で学生の学習支援を恒常的に行っている。学生の立場から最も親しみがあり相談しやすい上級生やティーチング・アシスタント(TA)の大学院生も相談にのっている。

(ハ)については、学生による授業評価アンケートを半期毎にとり、学生自身が自己評価するとともに、教員の指導方法を評価する。集計・整理されたアンケートは担当教員に配布され、今後の授業内容改善の参考資料としている。また、卒業生に対しては、薬剤師国家試験結果と国家試験対策および学部教育全般に関するアンケートを実施している。その結果は、教授会に報告され、総括的な議論が行われている。

(ニ)については、FD活動の柱として薬学教育に関するワークショップへ積極的に参加しており(平成18年度は5種の学外ワークショップに計10人が参加)、現在までに、大部分の教員が少なく



とも1回は参加している。また、実務実習への対応として、早期体験学習および実務実習の受入先病院、薬局への巡回・見学、薬学部卒業教育に対する医療現場の薬剤師との意見交換、共用試験ワークショップおよびトライアルへの参加などを行っている。

(ホ) の国家試験に対する対策は、教科の分野あるいは国家試験の出題範囲（基礎薬学、医療薬学、衛生化学、薬事関係法規・制度）ごとに小委員会を設置し、検討している。各小委員会で検討した内容は国家試験対策委員会で討論・総括し、その結果を教授会に報告している。

#### 【点検・評価】

教育マネジメントサイクルに基づいた組織的な取り組みが実施されている点は高く評価できる。

シラバスの書式統一やWebシラバスの導入によって、学生がシラバスを使い易くなったことは評価できる。しかし、必ずしも全ての学生に熟読されているとは言い難い。

授業評価アンケートによって、教員の教育指導方法に一定の改善効果が認められる。ただし、アンケートのマンネリ化による情報の質的低下、アンケートを過度に意識した厳格さを欠く教育などの弊害も生じつつある。また、このアンケートは、学生自身の学習態度の改善への寄与は小さい。

FD関連ワークショップに積極的に参加し、その成果を報告会やワークショップなどを通して学部で共有している点は評価できる。

国家試験対策については、その合格率が概ね全国上位であることから、一定の評価はできる。

#### 【改革・改善策】

シラバスは、さらに学生に馴染みやすく、また教員が講義に活用できる内容に改善する。

アンケートは、その項目、データの整理方法、公開方法、実施形態について大幅な改革を行う。実施形態としては、Webを利用して定常的に受けつけるシステムも検討する。

国家試験については、その合格率をさらに向上させるべく、今後も継続的かつ積極的な対策を検討する。特に、6年制薬学教育により共用試験が新たに導入され、また新しい国家試験が始まる。これへの対応について早急に検討を開始する（一部はすでに検討段階に入っている）。

### ⑤授業形態と授業方法の関係

#### 【現状の説明】

##### （授業形態と授業方法）

薬学部の授業は、基本的に講義と実習よりなる。教育指導上の効果を上げるべく、3～4年次（4年制）は学科単位で、1～2年次（6年制）は各年次2クラスの授業が基本となっているが、実習および一部の講義科目では、各年次を3分割して実施している。

##### （マルチメディアを活用した教育、遠隔授業による授業科目の単位認定）

マルチメディア講義が有効と考えられる講義・実習においては、AV設備[プロジェクター（OHP、実物投影、PC）、DVD、ビデオ]を備えた講義室および実習室を利用している。また、講義と実習との連携、演習の併用、PCの利用など、科目に適した学修支援方法を採用している。

「遠隔授業」に関わる単位の認定制度はない。

#### 【点検・評価】

留年する学生も少なく、授業評価アンケートの結果も概ね良好であるため、現行の授業形態、方法ともに適切と思われる。しかし、現代の学生は、学力、気質ともに多様化しており、特に成績優秀な学生および成績不振学生を適切に教育するには、より少人数クラスでの授業が望ましい場合もある。

### Ⅲ. 学部・大学院 薬学部

マルチメディアを利用した教育は学生の学習に大いに役立っているが、薬学部棟内の講義室において、AV設備を備えた講義室は全8室中3室のみである。

#### 【改革・改善策】

低学年次のリメディアル教育の充実、成績不振学生の修学指導、学習支援、少人数教育を推進する体制をより強固なものにする。そのために、入学定員の遵守に努めるとともに助教の講義への参加を進めていく。

マルチメディア教育に関しては、早急にAV設備の充実を図り、より多くの科目においてマルチメディアを活用した分かり易い講義が実施できるように努力する。また、授業に用いる資料・ソフトウェアの充実を図る。

#### (3) 国内外における教育研究交流

##### 【現状の説明】

##### (国際化、国際交流の基本方針、国際レベルでの教育研究交流の措置)

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針は、学部としては定めていない。

学生の語学力向上と国際感覚を磨くことを目的とした本学国際交流プログラムにより、協定校(韓国・蔚山大学校、米国・ウオッシュバン大学、豪州・グリフィス大学)への1か月間海外研修を実施している。また、教員向けには、長期(1~2年間)および短期(3か月以内)在外研究員制度があり、多くの教員が海外研修・研究経験を持っている。学会や共同研究を通じた教員の個人レベルでの国際的な研究交流はあるが、学部レベルでの緊密な交流は少ない。

##### 【点検・評価】

上記海外研修を行う学生が毎年数名いることは評価できる。しかし、医薬品の開発や適正使用に関して国際的調和が急速に進展しているため、学部全体としての国際交流の実践が必要である。

##### 【改革・改善策】

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の策定に向け検討する。教育研究の場で海外からの留学生や研究者と交流することは、今後の薬剤師、薬学研究者に求められる国際感覚の涵養に極めて有効であるため、受け入れのための教育研究体制と財政基盤について検討する。

### 3. 学生の受け入れ

#### 【到達目標】

薬学部の教育目的・目標を達成するために、①広い視野と豊かな人間性を有する学生を全国から募集する。②高度化する薬学教育に耐えうる基礎学力を備えた質の高い学生を確保する。③講義、実務実習等の質の保証のために入学定員の遵守に努める(以下の項目については、特記しない限り6年制学部生の受け入れについて記述する)。

#### (1) 学生募集方法、入学者選抜方法

##### 【現状の説明】

学生募集の方法については、大学全体の記述を参照。本学部の入学者選抜には、以下のような多様な方法を採用している。

①一般入試(前期、後期、センター入試):平成19(2007)年度の募集人員は、150人(入学定員230人の65%)である(「大学基礎データ」表13)。前期入試:英語、数学、理科(生物、化学、物

理より1科目選択)の試験を課し、総合点で選抜している。試験は本学および各地方で受けられる。後期入試(平成19年度より募集開始):英語と化学の試験を課す。募集人員は入学定員の約4%で、本学および各地方で受験できる。センター入試:英語、国語、数学(IおよびII)、理科(化学と物理または生物)の試験を課す。募集人員は入学定員の7%である。②推薦入学:入学定員の35%(80人)をA方式推薦入学(一般募集)、指定校推薦入学および附属推薦入学で受け入れている。A方式推薦入学:調査書、学校長の推薦書、英語と数学(全学共通の小テスト)の成績と面接の結果を総合評価して選抜している。指定校推薦入学(平成19年度から募集開始):調査書、学校長の推薦書と面接により総合的に判断して受け入れている。附属推薦入学:附属高校長の推薦する学生に面接およびA方式推薦入学と同一の小テストを課して、受け入れを決めている。いずれも試験会場は、本学のみである。③学士入学:欠員が生じた場合のみ、募集する。理科系学部の学士の学位を有する者で、薬学部2年次進級要件を満たす科目の単位を修得していることが必要である。試験会場は本学のみである。6年制移行後の平成18および19年度の総志願者数は、2,250人および2,421人であった(「大学基礎データ」表13)。

#### 【点検・評価】

比較的質の高い学生を集めることができおり、現行の募集および選抜方法は概ね功を奏している。しかし、入学者の出身校が福岡県に偏りがちである点は、広く地域社会に質の高い薬剤師を送り出すことを志向している本学部にとって克服すべき課題である。

#### 【改革・改善策】

これまで以上に広い地域から入学者を集めるために、学部の広報・情宣活動を活発化するとともに推薦入学制度の拡充を図るべく検討を進める。

### (2) 入学者受け入れ方針等

#### 【現状の説明】

#### (受け入れ方針と理念・目的、受け入れ方針と選抜方法、カリキュラム)

医薬品に対する深い知識と医療人としての倫理観を備えた質の高い薬剤師および薬学教育研究者の育成を教育目的・目標とし、それを実現するカリキュラムを編成しているので、いずれの入学者選抜方法も人間性豊かで薬学に対する勉学意欲と基礎学力のある学生の受け入れを目指して実施している。A方式推薦入学では、一定以上の学力と勉学意欲を有する生徒の推薦を高校長に依頼し、さらに小テストと個別面接の結果を考慮して選抜している。指定校および附属推薦入学では、高校長の推薦を重視して受け入れている。一般入試では、学力の把握が重要であることから、複数科目(前期日程では3科目(英語、数学、理科(化学、物理、生物から1科目選択)、後期日程では2科目(英語と理科(化学))の受験を課して選抜している。

#### 【点検・評価】

異なる選抜方式による入学者の間に明らかな質的差異は見られず、現行の入学者受け入れ方式は基本的に有効に機能している。しかし、学生によって高校での理科の履修科目(化学、生物、物理など)に違いがあり、また、本学では理科の受験科目を選択制にしているため、高校での履修科目や受験選択科目により、理科の学力・知識にかなりの差が生じている。この差を補完するよう配慮した授業科目を1年次に配していることは適切である。しかし、現行の入試制度のもとでは、生物を履修していない学生の入学が極めて多く、生命科学・医療薬学系科目の円滑な教育に支障をきた

### Ⅲ. 学部・大学院 薬学部

す可能性を否定できない。また、一般入試が筆記試験の成績に重きをおいた選抜方法であるため、医療人としての適性に欠ける学生が入学してくる恐れもあり、何らかの対策を立てる必要がある。

#### 【改革・改善策】

入学後の薬学の学習に支障をきたさないために、受験生の負担が過重にならない範囲で、面接や小論文の導入あるいは生物の必須化が可能か否か慎重に検討をしていく。高校における理科の履修科目の違いによる学力・知識の差を補完するように配慮した授業は、現在も行っているが、さらに充実・改善する方策について委員会を立ち上げて検討する。また、医療人としての自覚を培うために、早期体験学習やSGDの有効活用を図る。

#### (3) 入学者選抜の仕組み

##### 【現状の説明】

##### (入学者選抜試験実施体制、選抜基準の透明性)

入学者選抜試験は、各学部から選出された委員によって構成される入学センター委員会や大学協議会での審議を経るなど、全学的な体制を構築して実施されている。合格者は、学部長および学部入試センター委員との協議をもとに入学センターで作成された原案を教授会で審議した後、最終的に大学協議会で承認・決定している。また、学部教員のほぼ全員が入学試験問題の作成・採点や試験監督などに携わっている。入学者選抜基準は、入学試験要項や大学案内などに公開している。

##### 【点検・評価】

入学試験問題の作成から合格者の発表に至るまで、各種レベルの会議などの審議を経る全学的な実施体制が構築されており、公正な選抜が行われていると評価できる。入学者選抜基準は、入学試験要項や大学案内などに公開されており、透明性を確保している。

#### (4) 入学者選抜方法の検証

##### 【現状の説明】

##### (入試問題検証の仕組み)

入学試験問題は、各科目とも関連学部から選出された委員で構成される入試問題作成委員会で作成されている。また、入学試験実施後には、学外の入試問題評価者の意見聴取や入試問題事後検討会を全学レベルで開催し、翌年度の出題に活かす体制を採っている。

##### 【点検・評価】

試験問題は出題者全員による検討会を重ねて作成され、さらに事後の検証体制も構築されており、適切に問題作成業務が遂行されている。

#### (5) 入学者選抜における高・大の連携

##### 【現状の説明】

##### (高等学校との関係、「調査表」の位置づけ、高校生への進路相談・指導等)

入学定員6人の附属推薦入学においては、高校長の推薦を受けた志願者全員にA方式推薦入学と同一の小テストを課し、優秀であれば入学定員を超えて合格させている(平成18年度7人、平成19年度8人)。A方式推薦入学や附属推薦入学(評定平均値3.6)よりも高い評定平均値(4.0)を課している指定校推薦入学では、高校長の推薦書および調査書を他の推薦入学よりも重く位置付け

て判定をしている。また、福岡県内の志願者が多い高校には教員が訪問し、学部の入試情報や教育内容について説明している。同様の情報開示は、キャンパス公開時に高校生や父兄に対して行っている。

**【点検・評価】**

附属推薦入学において志願者全員に小テスト（英語、数学）を課して調査書と同程度に評価したことは、良質な学生の推薦に結びついている。また、附属高校と大学間で合同会議が開かれ、良好な関係が維持できている。全ての推薦入学者の合格発表（12月初旬）から入学までの期間の過ごし方については、高校側に任せているため把握できていない。

**【改革・改善策】**

推薦入学合格者の新学期までの勉学・生活状況は、入学後の修学に大きな影響を及ぼすので、高校側とどのような連携が図れるのか検討していく。

**（6）定員管理**

**【現状の説明】**

**（学生定員と学生数の比率）**

平成 19（2007）年度の在籍学生数は、6年制で収容定員 460 人に対して 488 人（超過率 1.06）、4年制で収容定員 360 人に対して 466 人（1.29）である（「大学基礎データ」表 14）。入学定員超過率は、平成 16、17、18、19 年度において、それぞれ、1.14、1.27、1.09、1.06 である（「大学基礎データ」表 13）。九州中国地域からの質の高い薬剤師養成に対する要望に応えるべく、6年制学部の入学生定員を 50 人増やして 230 人として実施したが、平成 18 および 19 年度とも入学定員の約 10 倍の志願者があった。

**（組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組み）**

近年の本学部志願者数や定員充足率の推移からみて、本学部の改組や定員変更を行う状況にないため、これらを検証する仕組みは導入されていない。

**【点検・評価】**

6年制学部の収容定員および入学定員超過率が 4年制学部時代に比べ減少していることは、以前にも増して定員管理が適切に行われていることを示すもので、評価できる。また、4年制学部の時と同程度の学力を有する学生を確保できており、現行入学定員による入試に問題はない。しかし、6年制教育の質の保証のために、今後も収容定員ならびに入学定員の遵守に努めていく必要がある。

**【改革・改善策】**

本学部の志願者は国公立大学との併願が多いため、正確に入学者数を推定し、合格者数を決定することはかなり困難なことであるが、入試データの検証・分析を精密に行う努力を重ねる。

**（7）編入学者、退学者**

**【現状の説明】**

**（退学者の状況と退学理由）**

平成 18（2006）年度の 6年制学部における退学者は 5 人と例年になく多かったが、その理由の大半は進路変更、すなわち他大学（特に国公立大医学部）への進学である。通常、2-3 人の退学者がでる（「大学基礎データ」表 17）が、その理由の第一は、上記のごとき進路変更、次いで健康問題、学習意欲の減退である。

### Ⅲ. 学部・大学院 薬学部

学士入学および学内転部の仕組みはあるが、欠員が生じない限り実施しない。

#### 【点検・評価】

退学については、その多くが止むを得ない理由であると判断されるが、学習意欲の減退による退学に関しては、極力防止する努力が必要である。

#### 【改革・改善策】

現在進めている少人数担任制による学生指導をさらに徹底し、学習や生活に問題を抱えている学生の早期発見と問題解決に努める。

### 4. 教員組織

#### 【到達目標】

1) 6年制薬学教育改革の理念を受けて全人教育を実現するために、学内の共通教育センター、言語教育研究センター、総合情報処理センターなどと連絡を密にし、教育効果を上げ得る組織の構築に努める。2) 学部教員の採用、昇格人事は選考基準と手続きを明確化し、公平・公正に行う。3) 教育研究を効果的に行うために専任教員の適切な配置を行い、学部の活性化を図る。

#### (1) 教員組織

#### 【現状の説明】

(教員組織の適切性、専任・兼任比率、主要科目への専任教員の配置、年齢構成)

6年制薬学教育制度への移行時に本学部は、従来の4年制学部入学定員180人(収容定員720人)から入学定員230人(収容定員1,380人)に増員した。これに対処するために、平成21(2009)年3月までに教員30人(講師以上15人、助教・助手15人)を増員することになっている。平成18年度は5人、19年度は8人の教員採用により、現在の専任教員数は、教授19人、准教授15人、講師4人、助教32人の総計70人である。専任教員1人当たりの在籍学生数は13.6人である。組織は、教育・研究内容に応じて、4学系と17教室から構成されている：①医薬品素材学系は生薬学、医薬品化学、薬化学、天然物化学の4教室、②医薬品・生体解析学系は、生化学、衛生化学、分子生物学、薬品分析学、薬品物理化学の5教室、③薬理学系は、臨床疾患薬理学、生体機能制御学、臨床薬物治療学、臨床心身治療学の4教室、④薬剤学系は、薬学疾患管理学、創剤学、医薬品情報学、実務薬剤学の4教室から構成されている。その他、学部共通の組織として実務実習支援室と中央機器室がある。兼任教員は11人および兼任教員は16人で、専門教育の専任、兼任比率は81.4%である(「大学基礎データ」表19-2)。年次計画による教員の増員が完了すると、総計が92人(教授会構成員44人、助教・助手48人)となる。薬学部における授業の大半は主要専門科目である。これらの科目のほとんど全ての授業を、専任教員(教授、准教授、助教)が担当している。現段階での教員組織の年齢構成については、「大学基礎データ」表21)に示すとおりである。

#### (大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけ、教員間の連絡調整)

専任教員の学外での兼業については就業規則で原則禁止されており、やむをえない場合は学長の許可が必要である。現在、教育研究に支障をきたす兼業を行っている薬学部専任教員は皆無である。

薬学部における全ての重要案件は、専任講師以上で構成される教授会において審議・決定される。教育課程編成の目的を具体的実現するための教員間の連絡調整については、先ず上記の各学系で関連の教育研究内容を審議し、次にその系の代表者が一同に会し各系の連絡・調整を諮り、FD委員会に上程する。講師以上の教員で構成される薬学部FD委員会(薬学部FD委員会の下に、教育委員会、国家試験対策委員会、実務実習委員会、早期体験学習委員会などが設置され、各担当内容

を検討する)で作成した原案を、第三種役職者以上で構成する学部運営委員会で成案化した後、教授会で審議・決定して実行に移している。中・長期に亘る懸案事項については、若手の教授、准教授で構成される将来構想委員会(検討内容により、助教も参加)で検討される。

教員の年齢構成で、最も多い年齢層は56～60歳(教授の47.3%、准教授の33.5%を占める)であるが、全体的には各年齢層に分布しており、ほぼ妥当な構成となっている(「大学基礎データ」表21)。ただ、女性教職員の占める割合は20%であり、積極的な採用を要する。

#### 【点検・評価】

薬学部の教員組織は、薬学教育が薬剤師の国家試験受験資格取得につながる専門職教育であるため、その教育内容を体系化して構築したものである。現行の組織は、主要な授業科目に対応したもので、教員は適切な役割分担の下に配置され、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係わる責任の所在が明確になるように編成されている。本学部専任教員の増員は、薬学教育制度の改正にともなう臨床薬学教育の充実に配慮して決められたものであり、教員組織は設置基準上の定員を満たしている。しかし、実務事前実習教育および病院・薬局実務実習教育のさらなる充実に向けて実務実習指導者の確保と共用試験に対処できる実務指導者の養成に継続的に取り組んでいく必要がある。

教育課程編成の目的を具体的実現するための教員間の連絡調整も問題なく機能しており、適切である。本学部の教授および准教授がそれぞれ福岡大学病院および福岡大学筑紫病院の薬剤部長を兼任し、さらに医師でもある本学部教授が本学病院での診療や健康管理センター所長を兼任するなど、病院との密接な連携が実現しているため、病院実習の飛躍的な充実が期待できる。このような、本薬学部の教育研究体制は他に類を見ない特徴であり、有効に機能している。

#### 【改革・改善策】

6年制薬学教育の進行に合わせて平成21年度までに、実務事前実習・実務実習関連教員の採用が重点的に行われるが、それとともに、既存の教室制を見直し、4学系からなる大講座制に改編する予定である。この大講座制を有機的に活用することによって、教員を適材適所に配置し、教育・研究を効率よく遂行できるよう、検討委員会を設置して組織改革を図っていく。あわせて、女性教員の採用増にも配慮する。

### (2) 教育研究支援職員

#### 【現状の説明】

##### (人的補助体制の整備)

実験・実習を伴う1年次の「生物学実験」と「化学実験」は、理学部から全面的支援を受けている。これ以外の実験、実習は、基本的には薬学部助教以上(薬学部では、現在、助手はいない)の全職員で担当している。教育研究支援職員として本学部に配置されている教育技術職員は2人で、学部共同利用施設の中央機器室に所属している。彼らは主たる業務である研究支援に加え、学生実習の支援にも当たっている。また、外国語教育および情報処理関連教育等の実施に関しては、言語教育研究センターおよび総合情報処理センターの支援を受けている。

人員配置や教育内容の適切性については、授業評価アンケート等を参考にしながら薬学部教務委員会を中心に関係センター、学部と連絡調整を図っている。

##### (教員と教育支援職員の連携・協力関係)

薬学部教員と教育研究支援職員、ティーチング・アシスタント(TA)との間の連携・協力関係

### Ⅲ. 学部・大学院 薬学部

および教育課程に関する教員間の連絡調整については、講師以上の教員で構成される教育委員会で作成した原案を、第三種役職者以上で構成する学部運営委員会で成案化して教授会に提案し、適切性が承認された上で、実行に移している。

TAには、薬学研究科博士課程前期の2年次生および博士課程後期生で薬剤師免許取得者を採用し、学生実習に加え、特別実習（卒業実習）あるいは実習レポート採点などの補助的業務に当たらせている。

#### 【点検・評価】

理学部、言語教育研究センター、総合情報処理センターによる教育支援・補助は、概ね適切である。しかし、一部の外国語教育に関しては、必ずしも本学部の教育目的に適うものになっていない面があり、連絡調整のあり方に工夫を要する。教務委員が主宰する教育委員会は、准教授層を中心に活発な議論が交わされ学部教育の改革・改善に大きな役割を果たしている。教員と教育研究支援職員、TAとの連携・協力は、円滑に行われている。

TAは学部学生と年齢的に近く、業務も所属教室が担当する実習の補助に限られているので技術的にも習熟しており、学生、教員の双方から一定の信頼を得ている。また、実習の安全性確保やTA自身の能力開発にも大いに役立っており、本制度は有効に機能している。

#### 【改革・改善策】

外国語のみならず共通教育全般の内容を6年制薬学教育により適うものにするため、担当センターとの相互理解・協力を深めるべく、話し合いの機会を増やしていく。また、6年制薬学教育の進捗に伴い大学院生が激減すると予想されるため、現行のTA制度に代わる教育研究支援策を検討していく。

### (3) 教員の募集、任免・昇格に関する基準・手続

#### 【現状の説明】

##### (基準・手続の内容と運用、基準・手続の明確化、公募制の導入状況)

学内規定「教育職員資格審査基準」に基づき選考しているが、講師以上の教員の採用については、「学部内規」により全国公募制を採っている。すなわち、学部長を委員長とする選考委員会（7人）において応募候補者の履歴、業績、教育・研究能力、人物等について調査、審議のうえ候補者2人を選定する。これを正教授会で審議して最終候補者を決定し、全学資格審査委員会に上程している。昇格についても同様の議を経て決定している。教授、准教授の採用、昇格に当たっては、大学院担当資格者のみを選考対象としている。ただし、6年制薬学教育において実務事前実習、病院・薬局実務実習教育およびそれらの関連科目の講義に携わる講師あるいは助教の採用、昇格に当たっては、研究業績に偏重せず、教育歴、実務経験歴および学生生活全般にわたる指導力などについて重く評価するように努めている。

#### 【点検・評価】

全国公募による教員の選考は、人事の公平性と有為な人材を確保する有効な方法であり、評価できる。



(4) 教育研究活動の評価

【現状の説明】

(教育研究活動の評価方法、教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮)

研究活動に対する評価（研究活動の項参照）に加え、学生実習負担度や指導大学院生数などの一部の教育活動が教室予算の配分や昇格・人員配置などの人事に反映されている。また、新任教員の選考においても、研究活動の他に教育活動実績も考慮の対象に加えている。

【点検・評価】

研究活動に比べ、教育活動全般に対する評価基準が確立していないため、予算配分や人事への反映が不十分であり、改善が必要である。

【改革・改善策】

質の高い薬剤師養成に向けて、本学部では薬学教育支援センターの設立と教育研究体制の見直しについて検討を進めているので、それに合わせて教育研究活動に対する評価システムを考えていく。

5. 研究活動と研究環境

【到達目標】

薬学部6年制にともない大学院進学者の減少が予測されるため、従来の教室単位の研究組織建てから学系単位でのそれに再編成することにより、研究の効率化、重点化を図る。また、附置研究所や他大学院研究科との連携・複合化も推進していき、競争的資金の獲得、産学官連携の強化にも努力を払う。

(1) 研究活動

①研究活動

【現状の説明】

(研究成果の発表状況)

薬学部における平成16(2004)～18年度の査読付き原著論文総数は、256である。教室別では、最少は7、最多は48(平均17.1)であり、年平均すると、5.7/教室/年となる。平成16年4月1日～18年3月31日までの学会発表総件数は、503(その内、海外発表28)であり、平均すると10/教室/年である。

特筆すべき研究活動の一つとして、平成12年5月、文部省のハイテク・リサーチ・センター整備事業として選定された高機能物質研究所は、学内では薬学部、医学部および理学部の共同研究、学外では理化学研究所、米国ロヨラ大学などとの研究者と共同研究を行ってきており、現在も福岡大学附置研究所として活動している。研究活動の状況を各種助成金採択の面からみると、平成16～18年度の科研費補助金は、年平均5.7件(平均採択率12.7%)〔「大学基礎データ」表33〕、平均総額26,530千円〔「大学基礎データ」表32〕で、受託研究費は、平均10.7件〔「大学基礎データ」表28〕、平均総額10,715千円〔「大学基礎データ」表32〕で、民間の研究助成財団等からの研究助成金は、平均総額1,900千円である。

【点検・評価】

薬学部では、平成9年度より公的な研究助成金への応募状況や学部・大学院の教育負担とともに、1年間の論文発表数や国内外での学会発表数を教室予算の配分に反映させる評価システムを採用している。そのため、学部全体の論文発表数は以前より増加傾向にあるが、教室単位で比較すると、

### Ⅲ. 学部・大学院 薬学部

かなりの格差が認められる。教員1人当たり、少なくとも年に1編以上の論文発表が望まれる。過去3年間における薬学部の科研費補助金の年平均採択件数は、他学部（医学部18.7、工学部3.3、理学部6.0）に比べると少ない（「大学基礎データ」表33）。また、平成18年度における科研費補助金以外の学外研究費獲得額も、医学部の1/15、工学部の1/2であり、少ない。

#### 【改革・改善策】

科研費補助金等の学外研究費の獲得に向けてさらに積極的に申請していくよう、教員に対する働きかけを強める。同時に、研究活動を一定レベルで維持していくためには、研究遂行者である大学院学生を一定人数、恒常的に確保することが重要である。来年度は6年制薬学部の学生も3年次生となるが、6年次終了後に大学院へ進学する学生は極めて少数であると推測される。そこで、本学理系学部のみならず、他大学の理系学部出身者の入学も想定した研究科の創設も視野に入れて検討を重ねる。これらと合わせて、研究活動の真の活性化を目指し、現在の細分化された教室制度を見直し、助教などの若い研究者が中心となって共同研究プロジェクトを展開できるような組織を構築すべく検討を進める。

#### ②教育研究組織単位間の研究上の連携

##### 【現状の説明】

##### （付置研究所との関係、学内共同利用施設との関係）

本学には、現在、5つの附置研究所が稼働しているが、今年度、新たに「てんかん分子病態研究センター」がハイテク・リサーチ・センター整備事業の新規採択を受け、6件目の附置研究所となった。既存の高機能物質研究所と同様に本センターにも薬学部の研究者が参画しており、医学部、理学部の研究者とともに学部を超えた研究グループを組織して新たな治療法や新薬創製に取り組んでいる。プロジェクトには指導教員を中心に学部学生や大学院生の一部も研究に参画している。また、各センターが開催する研究会や年次成果報告会には一般学生も自由に参加でき、広い視野と学識が養えるよう配慮している。その他、学内共同利用施設として、昭和48年、七隈キャンパスに設立されたR Iセンターがある。R Iセンターでは薬学部の学生実習として、薬物の体内動態、生体微量成分の分析などが実施されている。薬学部、理学部、スポーツ科学部などの教員や院生の研究にも利用されており、平成18年度の施設利用登録者は123人であった。また、学内共同利用施設のアニマルセンターには、10数種の動物の飼育室（26室）、手術室（5室）、実験室などがあり、手術室は圧縮空気、笑気ガス・酸素用配管および吸引用配管を備えている。これとは別に、薬学部棟（16号館）7階に薬学部実験動物飼育室が設置されており、大学院生や学部学生に対し動物の実験および飼育の実際を総合的に体験させる場となっている。

##### 【点検・評価】

アニマルセンターおよびR Iセンターは、学生に動物実験やR I実習を提供する場としては、ほぼ満足すべき設備が整っている。てんかん分子病態研究センターや高機能物質研究所なども、学部学生や大学院生の学習と研究の進展に寄与しており、特に問題はない。

**(2) 研究環境****① 経常的な研究条件の整備****【現状の説明】****(個人研究費・研究旅費の額)**

各教室(3-6人)の主たる研究費は、校費によっている。その他、文部科学省科学研究費などの政府機関の補助金、福岡大学研究推進部による公募研究費、民間からの研究助成金や研究委託金などが導入されている。校費の配分には、教育負担度や研究業績を反映した傾斜配分方式(校費の50%)が採用されている。学会旅費は、教員1人当たり年2回まで支給される(東京打ち切り)。

**(教員研究室の整備、研究時間確保の方途、研修機会確保の方策)**

教員研究室としては、教員の個室(平均21.5㎡)27室と共同研究室(平均58.4㎡)31室の計58室があり、教員70人で利用している。教授および准教授(34人)の実習を含めた講義時間数は、教員間でばらつきはあるが、週当たり平均21.5時間で残りの時間が研究活動に当てられている。

海外研修制度としては、在外研究員と海外研修員がある。在外研究員は、本学から経費の支給を受けて派遣されるもので、派遣期間1年以内の長期在外研究員と3か月以内の短期在外研究員がある。ともに各学部、各年度、1人が原則である。また、本学から経費の支給を受けない海外研修員(期間1年以内と3か月以内)の制度もある。

**(共同研究費)**

共同研究費として制度化されていないが、学部共同利用施設である中央機器室の維持・管理費として校費の一部が充てられている。

**【点検・評価】**

校費の配分に傾斜配分制度が導入されたことによって、各教室の研究費には教育・研究実績が高い室と低い室との間に最大で約2倍の差が生じている。この制度は、教育・研究の活性化策として一定の評価ができるが、さらに適切な配分方法を構築していく必要がある。学会旅費の回数や支給額は適切である。

個室と研究室に関しては、6年制薬学教育と入学定員増に対応すべく、平成18(2006)および19年度に教授・准教授5人と助教9人を増員したため、部屋が不足し、共同研究室あるいは大学院用の研究室を共用してしのいでいる。また、専任教員の担当授業時間数は、責任授業時間数(10.0授業時間)を大幅に超えている。多くの教員は、6年制薬学教育実務実習の準備のために全国的規模で開催されているワークショップへの参加、国家試験対策、早期体験学習やSGDの指導等に多くの時間を費やしているため、以前に比べて研究時間が大きく減少している。さらに、実務事前実習や共用試験の導入によって、現状のままでは研究時間の不足がさらに深刻化すると予想されるため、有効な対策を立てる必要がある。

研究活動に必要な研修制度は整備されているが、薬学教育改革に伴う種々の教育関連の負担が増加しているため時間的余裕が無く、過去数年間は在外研究員や海外研修員の志願者は全くいない。

**【改革・改善策】**

教育および研究の活性化に向け、効果的な予算配分と運用方法の改善を図るため、検討委員会を立ち上げる。特に、6年制薬学教育に関わる実務実習教育費用のあり方や傾斜配分の見直しを図る。

6年制学部の開設に伴う増員で生じている教員の個室・研究室不足は、平成21年度に竣工する薬学部別館に増設することで解決を図る。また、教育と研究のそれぞれの分野を活性化するために専

### Ⅲ. 学部・大学院 薬学部

任教員の研究と教育の負担のあり方に関する検討委員会を設立し、十分に検討していく。

#### ②競争的な研究環境創出のための措置

##### 【現状の説明】

##### （研究助成金の申請と採択状況）

文部科学省科学研究費補助金に対する新規応募件数は、平成16年度43件、17年度48件、18年度43件であり、新規採択件数はそれぞれ7件、5件、5件である（「大学基礎データ」表33）。また、学内研究費としては、インセンティブ方式による総合科学研究Ⅰ～Ⅳ、学内COE、領域別研究などがあり、研究者個人やグループに提供されている。

##### 【点検・評価】

文部科学省科学研究費補助金の採択件数は、国立大学の独立行政法人化等に伴う競争の激化によって、その獲得件数は減少方向にある。また、学内研究費の獲得件数も少なく、平成19年度は総合研究Ⅲ1件、領域別研究6件にとどまっている。

##### 【改革・改善策】

現状のままでは、研究の提案力、人材、環境などの面で競争力が低下する恐れがあるため、学部組織の再編、共同研究の推進、外部資金の確保などの活性化策を検討していく。

#### ③倫理面からの研究条件の整備

##### 【現状の説明】

##### （動物実験のあり方を倫理面から担保する学内審議機関）

薬学部では、行動薬理学的実験をはじめ多数の実験に動物を使用している。近年、動物実験における遺伝子改変マウスの使用・飼育に関する条約（カルタヘナ法）の施行および動物愛護の観点からも、動物実験および飼育に対する倫理的規制が再考され、適正飼育・実験の実施が重要となった。福岡大学アニマルセンター運営委員会へ委員を配置して最新情報の収集を図るとともに、薬学部内においても各教室より動物実験・動物飼育責任者を選出し、常に実験動物の健康管理を行い、国内外の動物実験等に関する情報に対して迅速に各教室が対応できるような体制を整えている。

##### 【点検・評価】

アニマルセンターおよび薬学部アニマルセンター委員による動物実験実施者講習会、動物飼育室使用等講習会を毎年1回薬学部内で開講することで、実験に供する動物数の適正化、実験による苦痛の緩和やストレスの軽減、さらに細胞などを用いた試験管内実験への変更の必要性等について研究者への周知を図っているが、十分なものとは言えない。また、動物実験者は、事前に実験計画書を福岡大学動物実験委員会に提出し、実験内容および使用動物数等の認可、さらには人道的エンドポイントの設定の評価を受けるよう義務づけられることで動物実験の適正化を推進している点は評価に値する。

##### 【改革・改善策】

今後もアニマルセンターと綿密な連携を取りながら、研究者を対象とした講習会をさらに頻繁に開催し、速報の発行やメールによる発信を充実させることで、動物実験・飼育に関する最新情報を迅速に周知させるシステムの構築を図る。

## 6. 施設・設備等

## 【到達目標】

6年制薬学教育・研究の遂行にふさわしい教育、学習、研究の環境整備を進める。また、薬学の研究対象は、時代のニーズに合わせてますます広域化しており、新たなフィールドに対応できる最先端の施設・設備を備えた薬学棟の整備を目指す。

## (1) 施設・設備等の整備

## 【現状の説明】

## (施設・設備等の整備状況)

平成17(2005)年度に薬学部棟(鉄筋コンクリート造、7階建て、建築面積:3,001.47 m<sup>2</sup>、延床面積:16,800.82 m<sup>2</sup>)が竣工した。

薬学部棟の1, 2, 3階には、主に学生教育に関わる施設として講義室9室、実習室5室、演習室5室、学生自習室4室を配置した。現在籍学生総数は954人であり、在籍学生1人当たりの面積は、それぞれ講義室が1.66 m<sup>2</sup>、演習室0.21 m<sup>2</sup>、学生自習室0.20 m<sup>2</sup>である。講義室は、収容人数269人の大講義室1室と収容人数126人の講義室8室である。実習は、収容人数80人の実習室(194.3~202.5 m<sup>2</sup>)5室を実習担当2教室単位で共用している。2階には図書館薬学部分室(727.9 m<sup>2</sup>)と薬学情報教育支援室(76.0 m<sup>2</sup>)がある。また、談話コーナー(約38 m<sup>2</sup>)を1, 4, 5, 6階に、男子ロッカー室(77.5 m<sup>2</sup>)と女子ロッカー室(122.9 m<sup>2</sup>)を2階に設けた。その他、1階に薬学史資料室(68 m<sup>2</sup>)、エントランスホール(約380 m<sup>2</sup>)、展示ホール(約115 m<sup>2</sup>)があり、薬学資料の展示、早期体験学習や大学院生のポスター発表など多目的ホールとして利用している。また、薬学棟周辺に、薬用植物園(約3,315 m<sup>2</sup>:温室、作業室、農具舎を含む)がある。

## (情報処理機器の配備)

教育用に供する情報処理機器に関しては、学内の総合情報処理センターの他に、平成16年度文部科学省から採択を受けた情報化事業計画によって、講義室3室、学生実習室2室の計5箇所に学部専用のマルチメディア装置を設置したため、極めて効果的な講義や実習教育が可能となった。その他、全学部共用のPC室(収容人数30人)1室が薬学部棟内に設置されている。

研究に関わる施設・設備としては、1, 4, 5, 6階に研究室(室数113、総面積5,328.87 m<sup>2</sup>)および7階に動物の飼育室・実験室(計563.62 m<sup>2</sup>)が配置されている。1階には、天然物化学教室と共同利用施設の中央機器室(285.1 m<sup>2</sup>)があり、核磁気共鳴装置、高性能質量分析装置などの大型機器が設置されている。4階には、生薬学、医薬品化学、薬化学、微生物薬品化学の4教室があり、自動DNA塩基配列決定装置等の遺伝子解析ならびにその関連研究室が11室ある。5階には、医薬品情報学、創剤学、生化学、衛生学、薬品分析学の5教室があり、一酸化窒素測定装置、超遠心機、プロテインシーケンサー等が設置されている。6階には、薬学疾患管理学、臨床薬物治療学、臨床疾患薬理学、生体機能制御学、薬品物理化学の5教室があり、カロリーメーター、行動解析装置、蛍光顕微鏡カメラ撮影装置、オペラント学習実験装置等が設置されている。7階には、SPF動物飼育室と動物実験室がある。

## 【点検・評価】

平成18年度に竣工した薬学部棟への移転に際し、機械器具の整理が徹底的に行われ、歴史的に価値のあるものを除き、現在の教育研究に必要な機械器具類だけを残した。また、各教室が管理している機械器具に関しては、平成18年3月に発生した福岡県西方沖地震によってかなりの被害を受

### Ⅲ. 学部・大学院 薬学部

けたものの、その後の早急な対応によって、教育・研究は問題なく進捗している。

本学部棟の総面積 16,800.82 m<sup>2</sup>であり、学生教育のために必要なスペースは確保できている。現在、6年制学部（入学定員 230 人）の在籍学生数は 1 年次生 243 人、2 年次生 250 人および 4 年制学部（入学定員 180 人）の在籍学生数は 3 年次生 229 人、4 年次生 206 人で、在籍学生総数は 954 人である。講義は、各学年を 2 クラス（実習は 3 クラス）に分けて行っているため、大きな問題も無く実施できている。学生自習室や演習室は、学生の利用頻度も高く有効に機能しているが、6 年制学部の学生が 5,6 年次に進級する年度以降は、手狭になることが予測されるため、適切な対策が必要となろう。学習室や談話室は、日々の自己学習に利用されるだけでなく、薬学部学生のコミュニケーションの場としても活発に使用されており、目的を十分達成できている。

現在の薬学部棟は、4 年制教育対応規模の延床面積であるため、現段階では、6 年制教育に必要な施設・設備を取り入れることは不可能であるが、新しい薬学教育に必要な施設・設備は、小規模ながらも確保できている。また、マルチメディア教育の効果は大きいので、全ての教室に整備することによって、さらに飛躍的な教育効果の向上を図らねばならない。

#### 【改革・改善策】

6 年制薬学教育研究に適切に対応するために、平成 21 年度に竣工する薬学部別館（延床面積 9,851 m<sup>2</sup>）には、メディア教育対応の講義室、学生学習室、実務実習事前教育室、PC 室、談話室などを整備するべく具体的な検討に入っている。これらにより 4 年次生後期に実施される共用試験、5・6 年次生の講義、実習、実務事前学習の円滑な実施が可能となる。また、薬学教育支援センターを開設し、学生教育の支援のみならず、卒後教育など社会へ開放される施設として整備していく。さらに、別館に隣接して薬草園（2,400 m<sup>2</sup>）を増設し、市民に開放するとともに、卒前・卒後教育に活用すべく、検討を進めている。

#### （2）利用上の配慮

##### 【現状の説明】

##### （障害者への配慮、利用時間への配慮）

施設・設備面での障害者に対する対応としては、講義室における障害者の机や椅子あるいはその場所の確保、さらに専用トイレやエレベーターの設置など、可能な限り配慮している。

薬学部棟では平日は午後 8 時から翌朝 8 時まで、休日は終日建物の出入口を施錠し、施錠中の防犯・防災対策は、警備保障会社との委託業務で行っている。また、施錠後の建物への入館は磁気カードによる個人識別により管理されており、職員、大学院生、研究生以外は入館できないシステムをとっている。

##### 【点検・評価】

障害者については、その障害の程度や症状にかなり広い範囲が想定されるため、十分に対応できているかは不明な点が多い。現在までに重度の障害者は入学しておらず、今のところ支障は無い。

薬学部の建物内には、試薬、劇薬、毒物、危険物、生物試料などがあるため、防犯・防災のためにも関係者以外の入退館の制限は妥当である。

##### 【改革・改善策】

障害者については、その入学が生じた場合には、障害の程度や症状に応じて、施設や教育方法などについて適切に対応する。

(3) 組織・管理体制

【現状の説明】

(維持・管理の責任体制、衛生・完全を確保するシステム)

全般的な施設、設備等の維持・管理や衛生・安全の確保は、施設部が担当している。各教室の機器、薬品、劇毒物の管理は、学部長の統轄下、各教室が責任をもって行っている。R I 実験室については、本学R Iセンター施設の放射線取扱主任者の下で行われる。有機溶剤の廃棄に関しては、各教室の責任者が環境保全センター委員に報告し、その指示のもと、大学が廃棄業者に引取りを依頼している。本学部の火災、地震などの防災については、大学規模で年1回の防災訓練がなされている。

【点検・評価】

現段階では大きな問題は生じておらず、適切である。停電による貴重な生物試料や動物飼育室の被害を回避する対策を立てる必要がある。

【改革・改善策】

貴重な教育・研究資料の保管や研究遂行のために自家発電装置の整備の是非について検討する。

7. 図書館および図書・電子媒体等

【到達目標】

薬学の教育研究上必要な資料（図書、雑誌、視聴覚資料、電子ジャーナルなど）の体系的かつ量的に適切な整備ならびに電子図書館機能の構築を推進することなどにより、図書館薬学部分室を、学習、教養、情報収集の場として利用者に利便性が高いものとする。

【現状の説明】

(図書等の整備、施設の規模・機器備品の配備、利用上の配慮)

16号館に併設されている図書館薬学部分室は、専有面積727.9 m<sup>2</sup>で、書庫部門154.1 m<sup>2</sup>、奉仕部門538.5 m<sup>2</sup>、業務部門35.3 m<sup>2</sup>より構成されている。書庫部門には、薬学の教育研究に必要な和図書21,097冊、和雑誌5,177冊、洋図書13,974冊、洋雑誌25,711冊が所蔵されている。奉仕部門には、1人用14机、4人用18机、6人用6機の合計座席数122席（50席は情報コンセント付）および蔵書検索用端末機1台、各種データベース用端末機1台、複写機1台が設置されている。データベース用端末機と50席の情報コンセントから図書館ネットワークを利用して、国内外のオンラインデータベース、CD-ROMデータベースによる情報検索や電子ジャーナルの閲覧が可能である。業務部門には、職員2人が常駐し、利用者へのサービスに対応している。開館時間は、平日午前8時50分から午後9時、土曜日午前8時50分から午後6時で、定期試験期間中は開館時間が延長される。また、所定の手続きを行えば、学外者の利用も可能である。

【点検・評価】

図書に関しては、参考図書、継続図書、学生用図書、研究用図書として利用者のニーズに合わせて購入し、整備している。雑誌に関しては、雑誌費の高騰などから、購入雑誌の削減が課題となっているが、本学部では、冊子体よりも電子ジャーナルの利用頻度が高いことから、利用者に不便が生じないように、冊子体と電子ジャーナルの両方で閲覧可能な雑誌のうち、冊子体としての利用頻度が低い雑誌を対象に見直しを行っている。また、電子媒体（電子ジャーナル、データベース）は、各学部での必要性をもとに全学的な整備・見直しが行われるが、本学部の教育・研究に必要なものは

### Ⅲ. 学部・大学院 薬学部

整備されている。しかし、6年制学部が完成すると、現在の薬学部分室の施設では手狭になるので適切な対応策を立てる必要がある。書庫スペースについては、発行年度が古く利用頻度の低い雑誌は、順次、図書館本館に移しており、現在のところ不足はない。座席については、国家試験前の数ヶ月間や定期試験期間中は、利用者のニーズに対して、十分な対応ができていない。学生は、本学部内の学習室や中央図書館を利用しており、学習に薬学関係の図書館資料が必要な学生には不便である。

#### 【改革・改善策】

本学図書館において、学術情報の提供および利用支援、学術情報の収集と組織化、電子図書館機能の構築、図書館利用促進のための改革・改善策が具体的に立案されている。本学部では、平成 21 (2009) 年の薬学部棟の増築時に、現在の薬学情報教育支援室と 1631 講義室までを薬学部分室として拡張し、その拡張部分 (床面積 257.4 m<sup>2</sup>) には、閲覧席 98 席の増設および PC が設置された情報検索性 18 席と視聴覚資料 (AV) 閲覧用 8 AVブースの新設を予定している。

### 8. 社会貢献

#### 【到達目標】

大学は、教育研究で得られた成果を社会に還元し、その発展に貢献をしていかなければならない。その一環として本学部は卒業教育、公開講座、市民講演会などの開催を通して「社会に開かれた薬学」の構築を目指す。

#### (1) 社会への貢献

#### 【現状の説明】

#### (公開講座、地方自治体の政策形成への寄与)

社会との関わりを学生に意識させるべく、第一線で活躍している卒業生を「総合薬学演習」の講師に招き、講演してもらっている。平成 4(1992)年よりエクステンションセンター主催で、年 2 回市民カレッジ(卒業教育講座)を開講している(参加者は、毎回 200 人程度、うち一般市民は約 15%)。この講座では、薬剤師および一般市民に対して最新の医療・薬学情報や、薬剤師としての基本的な知識を提供している。また、福岡市薬剤師会が薬剤師のために「大学で学んだ事柄をもう一度学ぶため」の研修会を行っているため、学部から講師を派遣している。市民カレッジは、より高度な職務を遂行できる薬剤師になるための講座ではあるが、一般市民にも興味のあるテーマを選び、本学部教員に加え各分野の専門家に講師を依頼している。

本学部教員のなかには、福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会会長、福岡県薬事審議会委員、福岡県公害審査会委員あるいは福岡県公害専門委員として地方公共団体の政策形成に寄与している者もいる。

#### 【点検・評価】

近年、医療の高度化、専門化がますます進み、一層高度な知識や技能を有する薬剤師が求められており、薬学部の卒業教育講座の重要性は年々高まっている。毎回のアンケートによると、本講座は、概ね高く評価されている。問題点としては、年 2 回では不十分であるとの指摘が多いことである。また、薬剤師と一般市民との合同講座であるため、市民にとっては専門的過ぎ、受講者が減少する傾向にある。



**【改革・改善策】**

卒業した薬剤師向けに決め細かな講座を開催すると同時に、一般の市民を対象とした講座を開催することが求められている。今後は、市民と薬剤師を分けたそれぞれの講座を企画し、開催回数も増やすことを検討する。また、生涯教育の一環として、薬学が目指している研究や教育内容をパネルにして、市民に向けて常設展示することも計画する。

9. 学生生活

**【到達目標】**

充実した学生生活を送れるように、経済的支援や生活・進路相談体制の整備を進める。

(1) 「学生への経済的支援」「生活相談」「課外活動」に関する薬学部独自の学生生活に対する取り組み

**【現状の説明】**

薬学部では、全学的な取り組み（「10. 学生生活」の項参照）に加えて独自の学生生活に関する取り組みを実施している。1年次から1グループ16人単位のSGDを隔週1度の割合で実施し、学生生活全般にわたる相談に応じている。

薬学部独自の課外活動としては、薬学部学生から構成される愛好会が存在し、他の九州圏内7大学の薬学部学生を構成員とする九州薬学生連盟競技大会（九薬連）に参加しており、大学は課外活動支援の一環として大会参加への経済的支援を行っている。

**【点検・評価】**

SGDを学生の生活相談の機会として捉え、積極的に活用していることは、評価できる。

社会生活・人間関係からの精神的ストレスにより大きな負担を感じ、学業のみならず普段の生活さえも悩みを抱える学生が増えている。これらの学生に対し、大学全体の取り組みとしてヒューマンディベロップセンター、薬学部としてはSGDの中で、担任教員およびその教室単位で対応している。しかし、個々の学生に対する対応は、まだ不十分である。

**【改革・改善策】**

薬学部という医療に関わる学部の性質上、精神的ストレスの問題を避けては通れない。精神的負担を緩和・軽減する方策が緊急に求められているため、これに関する検討委員会を立ち上げる。しかし、ストレスの原因や症状が多岐にわたっており、さらに精神疾患に関わる場合も考えられる。薬学部だけで安易にこの対策を講じるのは極めて困難であり、専門の医師や医療機関と相談しながら対策を考えるべきである。本学部のみならず他学部、他大学とも共有すべき極めて大きく深刻な問題であり、文部科学省や厚生労働省とも緊密に連絡を取り、全国レベルで早急に対策を立てるよう、私立薬科大学協会などの関係機関に提案していく。

(2) 就職指導

**【現状の説明】**

(進路選択に関わる指導)

本学部の学生の就職・進路指導は、就職・進路支援センター委員ならびにキャリア教育調整委員を中心に教員全体で行っている。卒業前年度の学生に対して就職進路ガイダンスを実施し、卒業後のキャリア形成について指導を行っている。また、就職希望の学生に対しては、薬学部独自で企業

### Ⅲ. 学部・大学院 薬学部

を招いて説明会を開催し、求職の場を提供している。学生に対する求人情報などの就職に関する情報は、全学組織の就職・進路支援センターが構築している就職情報システムや薬学部のホームページを利用して公開しており、学生は自由にアクセスが可能である。

#### 【点検・評価】

進路（就職・進学）決定率は、毎年95%以上である。特に、学生が3年後期から所属する教室の教員によるきめ細かい進路指導は、高い進路決定率に貢献しており評価できる。しかし、学生の中には、社会に対する目的意識の不足のためか、卒業間近になっても進路の選択に迷う者も若干見受けられる。近年、大学院進学者が卒業生の約3割と増加傾向にあるが、大学院進学者への進路指導も、指導教員を中心に適切に行われており、評価できる。就職担当の部署として、全学組織の就職・進路支援センターが、就職に関する諸行事の企画運営やキャリアカウンセリングなどを行っている。しかし、同センターは全学部学生対象の組織であるため、薬学部生の特殊な就職・進路先を考えた場合、きめ細かな支援は困難な状況にあるため、上記のごとき学部独自の取り組みは適切である。

#### 【改革・改善策】

社会における医療人としての目的意識を身につける機会を与えるために、1年次の「早期体験学習」に加えて、2・3年次生に対するキャリア教育（職能別説明会、卒業生による講演会等）を実施する。

## 薬学研究科

### 1. 大学院研究科の使命および目的・教育目標

#### 【現状の説明】

##### （理念・目的等）

「薬学に関する学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、広く医療の進展に寄与する」との理念の下で、博士課程前期では各職域の中核となる薬剤師・研究者・技術者を、後期では意欲的かつ創造性豊かに研究を遂行・発展させる能力を有する人材の育成を目的としている。

##### （理念・目的・人材養成の目的の達成状況）

昭和 50（1975）年に薬学研究科薬学専攻博士課程が設置されて以来、薬学の教育・研究や医療の発展に寄与する人材を多数育成している。特に、高度な知識・技術・態度を有する医療薬剤師を数多く輩出し、彼らは医療の第一線で活躍している。実際、博士課程前期の中に最先端の薬学基盤研究者育成のための生命薬品科学コース、およびこの基盤の上に医療薬学に熟知した指導的医療薬剤師を育成するための医療薬学コースを組み込み、創薬、育薬および生命科学をめぐる最先端科学の基礎および応用研究の充実を図っている。

##### （理念・目的等の周知の方法）

人材養成ならびに教育研究上の理念・目的は学則に定めるとともに、その周知を図るべく、大学院便覧の巻頭に掲載し、年度初めに学生、教職員に配布し、学外へは、大学院入学試験要領に記述するとともに大学ホームページに公表している。また、教育理念・目的に基づき、毎年度、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを掲げて具体的な年間事業計画を策定している。

#### 【点検・評価】

これまでの人材養成実績からすれば、本研究科の理念・目的は高く評価でき、高い達成度を有すると判断できる。近年、従前より一層、各種疾患に対して高い専門性を有する薬剤師の養成が強く求められるようになっており、これに対する対応策を考慮すべきである。

事業計画の策定は、教育目標の適切性を明確にして具体的な活動指針を学内外に示すものであり、有効な周知方策として評価しうる。また、これ以外の周知方法も有効に機能しており、問題はない。

#### 【改革・改善策】

薬学 6 年制の実施に伴い、新しい大学院システムの構築が全国的に進められている。本研究科においても独自の特徴あるシステムを構築中である。その中でがん専門薬剤師の養成コースの設立などを行う。その一部は平成 19 年度文部科学省採択の「九州がんプロフェッショナル養成プラン」に基づき、「福岡大学がんプロフェッショナル養成プラン」の一環として開設準備中である。

### 2. 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

#### 【到達目標】

高度な専門性を有する薬科学研究・技術者および薬剤師となる修士、自立可能な先導的薬科学教育・研究者および薬剤師となる博士、を養成する。また、社会人の研究者・技術者および薬剤師に新分野展開・再チャレンジの機会を提供する。教育・研究指導力の自己評価・外部評価を実施し、その向上を図る。さらに、学位認定審査過程の高い透明性・客観性を確保する。

### Ⅲ. 学部・大学院 薬学研究科

#### (1) 教育課程等

##### ①大学院研究科の教育課程

###### 【現状の説明】

###### (教育課程と理念・目的等、修士課程・博士課程の目的への適合)

博士課程前期は、標準修業年限を2年とし、高度な専門性を有する薬科学研究・技術者および薬剤師の養成を目指し、生命薬品科学と医療薬学（ともに15専修）の2コースで編成されている。学生は1専修部門を選定し、そのうちの同一の演習および特別実験科目を、その学生の専修科目とする。学生は専修科目担当の教授を指導教授とし、科目の選択、修士論文の作成、その他研究一般についてその指導に従う。教育上の目的達成のため、生命薬品科学コースでは、専修科目（演習6単位、特別実験12単位、計18単位）の他に、特修科目（各2単位）として「医薬品素材学特論Ⅰ、Ⅱ」、「生体機能制御学特論Ⅰ、Ⅱ」、「医薬品解析学特論Ⅰ、Ⅱ」、「薬理学特論Ⅰ、Ⅱ」が配置され、学生は6科目（12単位）以上、合計30単位以上を履修する。また、医療薬学コースでは、専修科目（演習4単位、特別実験8単位、計12単位）の他に、特修科目として「臨床薬理学特論Ⅰ、Ⅱ」、「臨床薬剤学特論Ⅰ、Ⅱ」、「臨床生化学特論Ⅰ、Ⅱ」、「臨床医薬品化学特論Ⅰ、Ⅱ」と「臨床薬学研修」が配置され、学生は「臨床薬学研修」（6単位）の他にも特修科目を6科目（12単位）以上、合計30単位以上履修する。博士課程後期では、独自に研究活動の遂行が可能な質の高い研究能力と豊かな学識を培い、先導者たる人材を養成できる教育課程となっている。学生は医薬品素材学、生体機能解析学、薬理学、医薬品解析学、臨床薬理学、臨床薬剤学、臨床生化学、臨床医薬品化学の中から専修1部門を選定し、標準修業年限を3年とし、この専修科目について学位論文を提出する。このように、教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門知識・能力を習得させると共に当該専門分野以外の分野の基礎的素養を涵養できるように配慮している。

###### (学士課程との関係、博士課程前期と後期の関係、入学から学位授与までに教育システム等)

本研究科は、薬学部に基づき、しかも研究科の教員全員が学部教育も担っているため連携体制が確保されており、関連分野を含む基礎領域から高度な専門領域まで円滑な教育・研究指導が行われている。

教育内容は、課程前期から後期へと拡大・深化するよう発展的な教育プログラムとなっている。両課程とも、入学直後に学位論文作成に向けた研究計画の策定が、指導教授の下、個別に行われる。その後、研究の進捗状況を見て研究計画の見直しが随時なされ、円滑な学位授与に結びつくよう配慮されている。

###### 【点検・評価】

教育プログラムは基礎から臨床薬学に至る広い領域を網羅し、高度な薬科学研究・技術力を有する多様な人材育成が効果的に行われており、学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項および同4条第1項に合致している。先導的薬剤師の養成についても、福岡大学病院を核とした地域連携によるプログラムが開発され効果を上げている。しかし、社会的要請が強いがん専門薬剤師の養成プログラムはまだ整備されていない。

###### 【改革・改善策】

がん薬物療法薬剤師養成プログラム（修業年限：2年）については、医療薬学コースの専修部門の一つとして準備を進めていく。

②授業形態と単位の関係

【現状の説明】

課程前期の授業科目としては、特修科目（講義）、演習、臨床薬学研修、特別実験などがある。各授業科目の単位は、基本的に「福岡大学大学院学則」第6条第2項に基づいて計算している。特修科目については15時間の授業をもって1単位、特別実験は原則30時間をもって1単位としている。専修科目の演習は、生命薬品科学コースでは20時間、医療薬学コースでは30時間をもって1単位としている。講義と実習の混在科目である臨床薬学研修については、講義2単位分、実習4単位分実施し、計6単位としている。博士課程後期の学生は、1専修部門（特別研究・特別演習）を選定し、それをその学生の専修科目とする。博士論文の学位は、専修科目について提出する。

【点検・評価】

現行の授業形態は、高度な専門性を有する薬科学研究・技術者および薬剤師の養成を目指す本研究科の特色に適合するものであり、特に問題はない。

③単位互換、単位認定等

【現状の説明】

国内外の他の大学院との単位互換は行っていない。しかし、国内の複数の大学院薬学研究科と協定を結び、人的交流および共同研究を進めている。

【点検・評価】

単位互換・認定制度を導入する予定はない。他大学院との連携は実績を挙げており、評価できる。

④社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

社会人学生については、博士課程前期・後期の入学試験において科目数の軽減（小論文と面接のみ）等の優遇措置がある。また、課程後期では、在職をしたまま入学し、学外での特別研究科目履修が可能である。外国人学生に配慮した独自の制度はなく、指導教授に一任されている。

【点検・評価】

社会人学生に対する配慮は、入学試験制度と課程後期の特別研究科目履修制度においてなされ、効果的である。しかし、博士課程前期においては、在職者の在学を認めておらず、改善が必要である。外国人学生に対する配慮については、今後の検討課題である。

【改革・改善策】

社会人教育は、研究・技術者や薬剤師の専門力強化・拡大において必要不可欠であるため、これを活性化すべく、昼夜開講制やeラーニングなどの情報技術を活用した履修制度等を含む教育制度の改革を進める。外国人学生に配慮する制度の創設に向け、検討委員会を立ち上げる。

⑤研究指導等

【現状の説明】

（教育・研究指導、履修指導の適切性、個別的な指導の充実度）

大学院生は、入学時に志望した専修部門に所属し教授の指導により学修・研究に取り組んでいる。専修部門および研究課題の選択は、教授との相談により行われ、個別的な研究指導が充実している。

【点検・評価】

課程前期の各専修部門における研究指導は適切に行われており、ほぼ100%の学生が2年間で修了している。課程後期では、3年間の在籍期間中あるいは満期退学後1年以内に77.8%（過去3年間

### Ⅲ. 学部・大学院 薬学研究科

の平均) の学生が学位を取得しており、効果的な研究指導が行われている。

#### (2) 教育方法等

##### ①教育効果の測定

###### 【現状の説明】

###### (教育効果の測定方法)

教育効果は、授業(特修)科目については担当教授(3~5人)による講義課題に関するレポートの評価、修士・博士論文については主査・副査の教授2~4人による研究内容と発表・試問の評価により、それぞれ測定されている。特に、課程後期の学位論文提出には、原著論文数等の基準を達成(基準については、大学院便覧等で公表している)することが必要である。

###### 【点検・評価】

特修科目および各専修部門の演習・特別実験は、適切な単位計算方法で運営され、その教育効果も、複数の教授により公平かつ客観的に判定されており、適切である。

##### ②成績評価法

###### 【現状の説明】

特論(特修科目)、演習については試験、レポート等で、実験については公開審査において、それぞれ複数の教授により評価されている。学生の資質向上の状況を検証する成績評価法は特にないが、専修部門ごとに実施している文献セミナーやデータカンファレンス等で学生が自己評価できるよう指導している。

###### 【点検・評価】

複数の教授による評価法は客観的で標準化されており、また、各専修部門のセミナーでの自己評価指導も適切であり、特に問題は無い。

##### ③教育・研究指導の改善

###### 【現状の説明】

###### (教育・研究指導法を改善するための組織的な取組み、シラバスの適切性、学生による授業評価)

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するためのFD委員会が組織され、その中で評価・改善策を検討している。課程前期の授業科目である「特論」ならびに「臨床薬学研修」のシラバスは、平成16(2004)年度より「学修ガイド」として大学院生に配布されている。本シラバスには、講義・研究指導の内容と方法および成績評価法が示されている。「学修ガイド」とともに各専修科目の「演習」および「特別実験」の指導計画・内容も、平成19年度からホームページでも公開されている。

平成19年度に全学の「大学院FD推進会議」による学生アンケート調査が実施された。調査項目は授業、学生生活、施設・設備など大学院全般にわたっているが、アンケート結果はまだ集計されていない。

###### 【点検・評価】

博士課程後期のシラバスについては、年間の授業および研究指導計画などの開示に不十分な点はあるが、FD委員会の改善策とシラバスの公開化により教授の教育・研究指導力が向上している。

###### 【改革・改善策】

博士課程後期のシラバスに、教育・研究指導の年間計画について記載するよう準備を進める。

(3) 国内外における教育・研究交流

【現状の説明】

(国際化、国際交流推進の基本方針、国際レベルでの教育研究交流の措置)

国内外における教育・研究交流については、大学全体の取り組みの中で進められている。特に研究レベルでの国際化については、本学付置研究所を通して積極的に実施されている。一方、本研究科においては、各研究者や各研究グループといった個々の単位では実施されているが、研究科単位での国際的な研究体制や基本方針は整備されていない。

【点検・評価】

研究科としての国際化に対する取り組みは、不十分である。

【改革・改善策】

研究領域のグローバル化が求められている中で、本研究科においても研究の国際化およびそれに向けたシステムの構築と環境整備が必要であるため、FD委員会で検討を加えていく。

(4) 学位授与・課程修了の認定

①学位授与

【現状の説明】

(学位の授与状況と授与方針・基準、学位審査の透明性・客観性を高める措置)

修士の学位は、大学院学則および学位規定に基づき、博士課程前期に2年以上在籍して所定の単位を修得し、修士論文の審査および最終試験に合格した者に授与している。博士の学位には課程修了または論文提出による場合があるが、いずれも大学院学則、学位規定および本研究科細則に基づいて厳正に審査し、授与している。ただし、論文提出による学位の場合は、調査委員会（主調査委員1人、副調査委員2人以上）を設置し、予備調査を行う。調査結果は通常委員会に報告され、論文受付の可否が審議される。受付可と判定された申請論文のみが本審査（主査1人、副査2人以上）に付される。副査については、論文内容の専門性を考慮し、他大学の教員を招聘する場合もある。博士論文審査要件として、課程博士、論文博士および実験系、非実験系別にその標準となる発表論文数などを別に定めている。以上の学位論文に係る評価基準はあらかじめ便覧等で学生に明示し、その認定には客観性および厳格性を確保するよう努めている。最近3年間の、前期修了者は141人（医療コース、84人；生命科学コース、57人）で、博士号授与者は28人（課程博士、13人；論文博士15人）である（「大学基礎データ」表7）。

【点検・評価】

修士および博士の学位は、それにふさわしい学識と研究能力を有し、本研究科の理念・目的に適合内容のものに与えられている。特に論文提出による博士の学位申請に対する予備調査制度は、調査委員たる教員の負担は大きいですが、論文の質の向上に大きく寄与しており高く評価できる。また、博士課程前期、後期における最終発表（審査）会には、通常委員会構成員全員の参加と審査が義務付けられており、審査の透明性・客観性が確保され、適切である。近年、高度医療の習得や修士・博士号の取得を目指す在职薬剤師が増加傾向にある。本研究科はこの面での対応がやや遅れている。

【改革・改善策】

在職の研究者が学位を取得しやすくなるよう、薬学研究科のシステムづくりを進める。また、医療薬学分野の拡充を図るために、非実験系の学位論文の在り方について論議し、博士に相応しく、

### Ⅲ. 学部・大学院 薬学研究科

かつ社会、医療に貢献できる研究内容をもつ論文の受付を目指して学位審査基準を見直す。こうした改革は、社会人、特に在職薬剤師の受け入れに寄与するので、積極的に進める。

#### ②課程修了の認定

##### 【現状の説明】

学則では、標準修業年限未滿で修了することを認めている。しかし、本研究科で定めた上記の学位授与・課程修了の認定基準に照らし合わせると、年限未滿での修了は極めて困難である。実際、これまでに修業年限未滿で修了した者は、皆無である。

##### 【点検・評価】

本研究科の理念・目的に適う能力を付与するためには、現状の基準適用もやむを得ず、妥当なものといえる。しかし、この修業年限短縮制度は、研究歴豊富な社会人入学者などによる早期修了の可能性がゼロでない限り存続させる。

### 3. 学生の受け入れ

#### 【到達目標】

大学院研究科の学生募集に関する広報活動および入学者選抜方法の多様化を推進する。また、社会人の新分野展開・再チャレンジを促進するため、その受け入れを拡大する。さらに、他大学・他大学院学生に対する「門戸開放」の取り組みを推進する。

#### (1) 学生募集方法、入学者選抜方法

##### 【現状の説明】

薬学研究科の学生募集の方法としては、薬学部ホームページにおける募集掲示、毎年度発行される福岡大学大学院ガイドや大学院入学試験要項などの冊子による本研究科の概要紹介と入試要項の掲示が主体をなす。博士課程前期の入学者選抜方法には、成績優秀者を対象とした学内推薦入学（面接のみ）と一般学生（英語、専門科目、面接）、外国人学生（専門科目、面接）、社会人（小論文、面接）を対象とした秋季・春季入学試験がある。春季に行う博士課程後期の入学者選抜には、一般学生（英語、専門科目、面接）、外国人学生（専門科目、面接）、社会人（小論文、面接）入試があり、本研究科博士課程前期修了者および社会人には、一部試験科目免除等の優遇策が採られている。受け入れの概要は、下表に示す通りである。

博士課程前期収容定員充足率（各年度5月1日現在）

		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
薬学	収容総定員	56	56	56	56	56	56	56	56
	1年次	25	33	34	47	50	53	70	48
	2年次	18	23	34	34	46	48	53	68
	在籍者数	43	56	68	81	96	101	123	116
	充足率	76.8%	100.0%	121.4%	144.6%	171.4%	180.4%	219.6%	207.1%



博士課程後期収容定員充足率（各年度 5 月 1 日現在）

		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
薬学	収容総定員	30	30	30	30	25	20	15	15
	1年次	1	3	4	4	12	11	6	8
	2年次	4	1	2	3	4	12	9	6
	3年次	1	3	2	2	4	3	12	9
	在籍者数	6	7	8	9	20	26	27	23
	充足率	20.0%	23.3%	26.7%	30.0%	80.0%	130.0%	180.0%	153.3%

#### 【点検・評価】

博士課程前期では、学内推薦入学や社会人入試における受験者の負担軽減や秋季および春季入試による複数の受験機会の提供など、入試形態の多様化を図っていることは評価できる。最近3年間の入学者数の著しい増加（平成17（2005）～19年度：53、70および48人）は、6年制薬学教育実施の社会的背景もあるが、推薦入学を含む入学者選抜方法の改革の成果であろう。博士課程後期の入学者数は、課程前期修了者数の増加に伴い上昇傾向にあるが、その定着については不確定な要素が多く判然としない。

#### 【改革・改善策】

各専修部門のホームページの改訂と定期的な補修も含め積極的な広報計画を立案し、これまで以上に、本学ならびに他大学の学生や大学院学生に対する募集活動に力を入れ、課程後期志願者の増加を図っていく。

### （2）学内推薦制度

#### 【現状の説明】

博士課程前期では、本学部の卒業見込みの学生で、3年次までの学部の成績順位が1/2以上、または修得単位の成績評価計数が3.70以上の者であれば、推薦入学試験に応募できる。この学内推薦制度では、試験科目が面接のみであるため、これを活用する学生は多い。最近3年間（平成17（2005）～19年度）の推薦入学者数は、それぞれ入学者64人中31人、76人中44人および56人中28人である。博士課程後期では、本学大学院博士課程前期修了後、直ちに課程後期に進学する場合は、試験科目が面接（口頭試問）のみであり、学内優遇策が採られている。

#### 【点検・評価】

博士課程前期の入学者数の著しい増加（上表）は、6年制薬学教育実施の社会的背景もあるが、この学内推薦制度の成果として評価できる。また、課程後期入学に関する学内優遇措置も収容定員充足率の向上に寄与しており、現行のままで特に問題はない。

### （3）門戸開放

#### 【現状の説明】

博士課程前期では、第一薬科大学、徳島文理大学、昭和薬科大学等の学生の受け入れ実績があり、他大学からの課程前期入学者の全入学者に占める割合は、過去3年間の平均で9.4%である。学部ホームページを活用した各専修部門の教育・研究の広報活動が効果をあげている。課程後期では、

### Ⅲ. 学部・大学院 薬学研究科

他大学を含む学部卒業生に対して個別の入学資格審査を行って修士と同等以上の学力があると認められた場合は、社会人入学試験を受験できる門戸開放制度を設けている。

#### 【点検・評価】

学部卒業生で博士課程前期に進学していない社会人に対する博士課程後期入学への取り組み（入学資格審査制度）は、他大学の学部卒業生に対しても同等の機会を提供している点で、門戸開放の制度として評価できる。他大学学生の課程前期受入状況は適切であるが、その課程後期受入状況については、後期進学者数が少数のため、評価できない。

#### 【改革・改善策】

他大学・大学院の学生に対する門戸開放制度を、経済的側面（学費、奨学金）からも見直すよう、全学的に提案していく。

#### （４）飛び入学

##### 【現状の説明】

薬剤師国家試験受験資格の取得には、旧制度４年間および新制度６年間の学部教育が義務付けられているので、博士課程前期および後期への「飛び入学制度」は設けていない。

##### 【点検・評価】

旧４年制および新６年制薬学部卒業生に対する「飛び入学制度」の導入は、不可能である。旧４年制学部卒業生の課程後期への飛び入学については、「入学資格審査制度」による入学（(3) 門戸開放の項を参照）が代替策として十分機能しているので、現行のままで特に問題はない。

#### （５）社会人の受け入れ

##### 【現状の説明】

博士課程前期では在職社会人に対応した教育課程は整備されていないが、後期では特別研究科目については、在職のまま単位取得ができる制度を設けている。最近３年間（平成 17（2005）年～19 年度）の課程後期への社会人入学者数は、それぞれ全入学者 11 人中 2 人、6 人中 2 人および 8 人中 4 人である。

##### 【点検・評価】

入試の受験負担軽減と特別研究科目の単位取得への配慮は、ともに効果的である。課程前期については、教育システムの整備が必要である。

##### 【改革・改善策】

課程前期への社会人受け入れについては、旧４年制学部卒業生を中心として社会的要請が強いため、昼夜開講制を含め新制度創設を検討中である。

#### （６）科目等履修生、研究生等

##### 【現状の説明】

科目等履修生の制度はなく、規定制定の予定もない。研究生は、一般には４月受け入れであるが、海外帰国者については随時受け入れの制度がある。

**【点検・評価】**

研究生受け入れの要件は柔軟であり、評価できる。

(7) 外国人留学生の受け入れ

**【現状の説明】**

(外国人留学生の受け入れ状況)

外国人学生の受け入れ体制は、整備されているが、受け入れ状況は極めて少数である。

**【点検・評価】**

応募者もほとんどなく、機能しているとは言い難い。

**【改革・改善策】**

積極的な広報活動策や本大学院独自の奨学金制度の創設の可否などについて検討していく。

(8) 定員管理

**【現状の説明】**

上の表に示したように、最近 3 年間の本研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率は、博士課程前期で約 2.0 倍、課程後期で約 1.5 倍と、かなり超過している。

**【点検・評価】**

博士課程前期・後期の定員超過は、薬学教育 6 年制への制度改正を背景とした 4 年制学部卒業生の大学院進学への強い希望によるものである（課程後期での超過は、平成 18（2006）年度に入学定員を 10 人から 5 人に削減したことにも起因する）。この希望に応えることは、制度改革の過渡期における大学の責務であろう。課程前期の定員超過は問題ではあるが、現段階では、教育・研究指導の水準は保持されており、一定の評価はできる。

**【改革・改善策】**

博士課程前期の定員超過は、4 年制学部の最終学年が修了する平成 22 年度まで持続すると予想されるので、6 年制学部新設に伴う教員の増員を見据えて指導体制の拡充整備を図り対処していく。

4. 教員組織

**【到達目標】**

大学設置基準で設けられた専任教員数を充足することを第一義とし、さらにその構成については年齢、教育研究の専門性など均衡のとれたものとする。特に、実験・実習においては、助教、教育技術職員などの職員を十分に配置し実効性のある教育研究体制を構築する。

(1) 教員組織

**【現状の説明】**

(教員組織の適切性)

研究科専任教員は配置されておらず、全て薬学部専任教員による兼担である。教員の組織は、「大学基礎データ」表 19-3 に示している。教員の総数は 34 人で、博士課程前期の授業科目担当者 2 人、同前期の論文指導者 32 人、博士課程後期の論文指導者 17 人から構成されている。教員は、医薬品素材学、生体機能解析学、医薬品解析学、薬理学、臨床薬理学、臨床薬剤学、臨床生化学、臨床医薬品化学の 8 学系に配置されている。平成 19(2007)年度における教員 1 人当たりの在籍学生数は、

### Ⅲ. 学部・大学院 薬学研究科

課程前期で3.4人、後期で1.4人である。

#### （教員の役割分担および連携体制）

大学院研究科長会議、学務委員会、薬学研究科運営委員会（研究科長、大学院委員、学務委員、研究科長が指名した若干名の教員で構成）などから提示された審議事項は、准教授以上で、かつ、前期の授業科目担当者（M）以上の有資格者で構成される薬学研究科通常委員会で審議される。審議内容は、入学試験の可否判定、課程修了者および論文提出者の博士学位論文審査の可否判定、大学院研究生の選考、国費外国人留学生の予備選考、教育・研究の組織的な実施のための教員の役割分担・連携体制に関する事項などである。また、博士課程前期研究指導担当者（㉑）以上の有資格教員で構成される前期小委員会ならびに博士課程後期研究指導（㉒）有資格教員で構成される後期小委員会では、人事に関する事項について審議する。全学の研究科長等から構成される大学院FD推進会議では、大学院充実のため、今後実施すべき施策を立案するための資料を得るべく、大学院生を対象にアンケート調査等も行っている。

#### 【点検・評価】

教員の配置は、生命薬品科学と医療薬学の各コースにおける系、専修部門の教育・研究に対して適切に配置されている。この配置は、薬学部基礎を置き、研究科教員全員が学部教育にも携わっているため、各専修部門では適切な役割分担が行われると同時に、連携体制も確保され組織的な教育が実施できており、適切である。現状では博士課程前期・後期の論文指導教授の数は均衡が取れており、ほぼ妥当なものである。しかし、今後の薬学教育6年制の下での大学院の在り方を考慮すると、数年後には教員組織の強化が必須なものとなろう。特に、博士課程後期の論文指導者（とりわけ、医療実務担当教員）の不足が予測されるので、その対策が必要である。

#### 【改革・改善策】

今後数年間で、在職教員の研究レベルの向上を図り、有資格者を増やす。また、教員の新規採用に当たっては、後期論文指導有資格者を優先する。

#### （2）研究支援職員

薬学部の項を参照されたい。

#### （3）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

##### 【現状の説明】

##### （基準の内容と運用）

「大学院教育職員資格審査基準」に基づき選考する。通常、新任者については、学部で選考された教授または准教授候補者について、博士課程前期あるいは後期小委員会で大学院担当者としての適格性・資格を審議する。昇格についても、同様に小委員会で審議している。研究科長は審議結果を受け、候補者の審査を大学院資格審査委員会に上程し、そこで最終的な適格判定がなされる。

##### 【点検・評価】

現行の方法は、概ね有効に機能しており、適切である。

#### （4）教育・研究活動の評価

薬学部の項を参照されたい。

(5) 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

【現状の説明】

基本的には、各専修部門レベルで他の教育研究組織や機関との交流が行われているが、九州大学大学院薬学府、長崎大学大学院医歯薬総合研究科、東北薬科大学大学院薬学研究科とは、研究科レベルで提携し、人的交流や共同研究を行っている。

【点検・評価】

現行の方法は大きな問題もなく実施されているが、将来の研究のグローバル化、高度化を考えたとき、より積極的に他の教育研究機関との人的交流や共同研究を実施できるよう努める必要がある。

【改革・改善策】

他の教育研究機関との交流活発化に関する対応策を検討するための委員会を立ち上げる。

5. 研究活動と研究環境

薬学部の項を参照されたい。

6. 施設・設備等

【到達目標】

本研究科の教育研究目標を達成するために、研究科独自の施設・設備の充実に努める。

(1) 施設・設備

①施設・設備等

【現状の説明】

(施設・設備等の整備状況、大学院専用施設・設備の整備状況)

大半の施設・設備は、学部と共有・共用している。

大学院生専用の施設としては、講義室1室(70人収容、120.6 m<sup>2</sup>)、演習室7室(計257 m<sup>2</sup>)および研究指導室7室(計232.5 m<sup>2</sup>)がある。研究情報・文献検索には、図書館薬学部分室、PC教室およびオープン端末室設置のパソコンの他に、各教室の情報コンセントが利用されている。先端的な教育研究や基礎的研究のために当面必要な大型機器は、ほぼ充足している。その利用については、機器の特殊性により、他の学部や研究機関との共同使用は最小限にとどめている。

その他の詳細については、学部の項に記載。

【点検・評価】

本研究科の教育・研究を遂行していく上で、現時点では、施設・設備面での支障はない。

②維持・管理体制

薬学部の項を参照されたい。

(2) 情報インフラ

【現状の説明】

(学術情報相互利用のための条件整備)

大学院研究指導室ならびに演習室には、情報コンセントまたは無線ランが設置され、学内の総合情報処理センターによって管理・運営されている。大学院の教育・研究に必要な学術雑誌の電子化や他の教育研究機関との学術情報等の相互利用についても図書館を中心に適切に推進されている。

### Ⅲ. 学部・大学院 薬学研究科

#### 【点検・評価】

特に記すべき問題もなく、情報インフラ整備は適切である。

#### 7. 社会貢献

##### 【到達目標】

研究成果を「知的財産」として集積し、その実用化による社会還元を目指す。

##### (1) 社会への貢献

##### 【現状の説明】

##### (研究成果の社会への還元)

基礎薬学の研究成果は高度技術の開発や医薬品候補素材の提示に、臨床薬学の研究成果は医薬品安全性対策の構築に、それぞれ寄与している。その他の詳細については、学部の項に記載。

##### 【点検・評価】

研究成果は羅列的であり本研究科の総合力が発揮されておらず、画期的な発明・発見も少ないため、社会的貢献度が高いとの評価は得難い。しかし、散発的な特許のなかで、製品化されたものもあり、具体的な社会的還元として評価できる。

##### 【改革・改善策】

本研究科の総合力を発揮し、画期的成果の社会還元を目指すプロジェクトを企画立案していく。

##### (2) 特許・技術移転、産学連携と技術移転等

##### 【現状の説明】

##### (特許の取得状況)

平成 16(2004)～18 年度の本学における発明届は合計 72 件で、そのうち薬学研究科分は 7 件(13%)である。同期間の本学の特許出願(国内)は合計 31 件で、そのうち本研究科分は 5 件(16%)である(「大学基礎データ」表 27)。これらを支援する組織として平成 18 年度 4 月に「産学官連携センター」が発足し、同時に知的財産管理アドバイザーの派遣も受け入れている。

##### 【点検・評価】

平成 16～18 年度における本研究科教員の特許出願件数は、工学研究科(9 件)や医学研究科(8 件)に比べるとやや少ない。「産学官連携センター」や知的財産管理アドバイザーを介して、研究の発掘と産・官への研究シーズの紹介が次第に活発化してきた点は評価できる。

##### 【改革・改善策】

研究シーズの掘り起こしや産・官への紹介等を、「産学官連携センター」と連携して活発に行う。

#### 8. 学生生活への配慮

##### 【到達目標】

大学院生の経済的基盤の充実化を図る。また、大学院生が個々の能力を活かして進路選択ができるように適切な指導を行う。

(1) 学生への経済的支援

【現状の説明】

(学生への経済的支援の措置)

課程前期学生のうち、32人(約27%)が日本学生支援機構から奨学金を貸与されている。後期学生は、奨学金希望者のほぼ全員(11人)が採択されている。前期学生の33人(約28%)および後期学生の全員がティーチングアシスタント(TA)として採用されている。

【点検・評価】

日本学生支援機構第一種奨学金(無利子)の採用数については、増加に向けて対策を講じる必要がある。TA制度は、経済的支援策としてのみならず教育的にも効果があり評価できる。

【改革・改善策】

日本学生支援機構の奨学金貸与および返還免除の枠や、TA採用枠の拡大に向けた方策を検討していく。

(2) 学生の研究活動への支援

【現状の説明】

(研究プロジェクト参加のための配慮、公的刊行物への執筆を促す措置)

大学院生に対する研究プロジェクトへの参加を促すための動機付けや方策は、指導教員に一任されている。論文集や公的刊行物への投稿に関しては、修士論文や博士論文の要旨を学内刊行物の「薬学集報」に投稿するよう義務付けている。博士論文提出のためには、原著論文投稿・受理数の規定をクリアする必要があるため、積極的に研究成果を公開するよう促している。また、これらは、奨学金返還免除者決定の際に参考資料として用いられている。

【点検・評価】

現行の方策は有効に機能しており、特に問題はない。

(3) 生活相談等

【現状の説明】

(健康保持・増進、ハラスメント防止のための措置)

学生の心身の健康保持・増進およびハラスメント防止は、本学健康管理センターおよびヒューマンデベロップメントセンターが主管している。一方、指導教授を中心とした教職員グループは、安全や衛生への配慮を含め教職員1人当たり1~2人の学生を担当し、きめ細かな対応を行っている。

【点検・評価】

中途休学者や退学者はほとんどおらず、現行の指導方法は効果的であると評価できる。

(4) 就職指導等

【現状の説明】

薬学部の項参照および上記(3)と同様の指導体制のもとで、就職指導が行われている。

【点検・評価】

大学院修了者は、大学、企業、公的機関、病院や薬局等に就職している。就職率100%であり、現行の指導方法・体制は適切である。

### Ⅲ. 学部・大学院 薬学研究科

#### 9. 管理運営

##### 【到達目標】

研究科の教育・研究が、効果的かつ効率的に実行できる管理運営体制を構築する。

##### (1) 大学院の管理・運営体制

##### 【現状の説明】

##### (教学上の管理運営組織の活動、学部教授会との関係)

本学大学院学則に基づき、授業科目担当有資格者以上をもって組織する通常委員会において教学上の管理運営などの活動を審議・決定する。通常委員会の長（研究科長）は任期2年で、通常委員会構成員の互選により選出される。博士課程前期および後期小委員会は、それぞれ博士課程前期および後期の論文指導教授以上をもって組織され、研究指導や人事に関する事項を協議する。薬学部教授会の構成員と研究科のそれとはほとんど同じであるため、両組織の相互関係は当然の如く緊密かつ適切である。

##### 【点検・評価】

全学共通事項を除き、原則として本研究科に関わるほとんど全ての事項について、独自に協議・調整を行えるので、本研究科の各審議体制は有効に機能している。

#### 10. 事務組織

##### 【到達目標】

研究科の充実と発展を支援する事務組織の構築に努める。

##### 【現状の説明】

##### (予算編成、折衝過程における事務組織の役割)

全研究科にわたる事務業務全般は、大学院事務課で行われている（「Ⅱ大学 12.事務組織」の項参照）。

本研究科に関わる事務業務（予算案編成、通常委員会等における各種審議事項の打ち合わせなど）は、学部事務室に所属する大学院事務担当者が学部事務担当者の協力を得ながら行っている。

##### 【点検・評価】

大学院事務課と薬学部事務室の連携ならびに事務課（室）と教員間の連携は十分なされており、現状で問題はない。



## スポーツ科学部

### 1. 学部等の理念・目的および教育目標

#### (1) 理念・目的等

##### 【現状の説明】

##### (理念・目的等の適切性)

本学部は、昭和 44 (1969) 年「運動することを原点とし、理念と実践の協調・一体化が成されることこそ体育人の基本的資質である」ことを基本理念とし、体育学部体育学科として発足した。平成 10 (1998) 年に 21 世紀に向けての社会情勢の急激な変化に伴う、体育・スポーツの高度な科学化と社会における国民のスポーツへの多様なニーズに対応するため、新学部への改組転換を行った。そこでは、体育学部をスポーツ科学部へと名称変更し、「スポーツ科学の教育研究機関として、運動、スポーツ、レクリエーション、レジャー、体育、健康、福祉等を対象とする学問の深化を図り、新しい世紀のウェルネス社会実現に向けて貢献し、スポーツ知を拓く学部として機能する」ことを学部理念とし、スポーツ科学科と健康運動科学科の 2 学科を設置した。

スポーツ科学科はスポーツの自然科学的側面と人文社会科学的側面および両分野の融合した総合科学的側面の研究を深め、それらの科学的な知識に基づいて各方面で適切なスポーツ実践と理論的指導ができる人材育成を目的としている。

健康運動科学科は地域、産業、医療などの分野で身体運動を通して心身の健康を維持、増進、回復するための科学的理論と実践的な技術を習得し、体育、スポーツ、レクリエーションの創造的、実践的指導ができる人材育成を目的としている。

以上のような理念・目的に基づき本学部は、①スポーツの実践とスポーツ・健康運動の科学教育 ②スポーツ・健康運動に関する高度な医科学の情報発信 ③社会の要請に対応した高度なスポーツ・健康運動の指導者養成 ④トップアスリートの育成と支援 ⑤地域と連携した教育研究体制の確立と貢献 ⑥スポーツを通じた国際化への貢献を目標および使命としている。

##### (理念・目的等の周知の方法)

これら理念、目的、教育目標等の学内への周知は、学修ガイドの巻頭に掲載し、年度始めに学生、教職員に配布し、学外へは大学案内に記載し主に受験生に配布している。学修ガイドは学部学生全員、教員全員に配布しており周知の有効な方法である。

##### 【点検・評価】

学部および両学科の特性を踏まえたこのような理念・目的および目標と使命のもとアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを掲げて具体的な年間の事業計画を立案している。このことは教育目標を明確にし、高度に発展し熟成した社会のスポーツ・体育および健康に対するニーズに応えるものであり妥当なものと評価している。

学部理念、目的、目標、使命の周知は毎年学修ガイドで学生に対し提示し、教員には学部の年度事業計画に組み込み教授会で議論しているが、教授会構成員でない教育技術職員や助手などへの周知徹底が課題である。

平成 19 年度より、さらに社会のニーズに対応した多様な専門的種目指導者養成と広範囲な地域、職域へのスポーツ・健康運動指導者育成のため 50 人 (スポーツ科学科 40 人、健康運動科学科 10 人) の入学定員増を行った。これによりスポーツ科学科の入学定員は 210 人となり、健康運動科学科の 3 倍の定員となったことで、学科の特色をさらに明確にする必要性が出てきた。

### Ⅲ. 学部・大学院 スポーツ科学部

#### 【改革・改善策】

学部の改組転換から 10 年経過したことと、両学科の入学定員増に伴い、今まで以上に学科の特色を明確化する必要があり学部学科の新たな方向を検討することにした。このために平成 19 年度に将来構想特別委員会を設置し、理念・目的を含め学部学科の今後の在り方について検討を始めている。

教授会構成員でないスタッフへの理念・目的の周知は諸会議で伝達するようにする。

#### 2. 学士課程の教育内容・方法等

##### 【到達目標】

学生にスポーツの実践を通じた高度なスポーツ・健康運動の医科学教育（自然、人文、社会）を行う。

##### （1）教育課程等

##### ①学部・学科等の教育課程

##### 【現状の説明】

##### （教育課程と理念・目的等との関係、カリキュラムの体系性、基礎教育、倫理性を培う教育）

本学部においては、幅広い知識とスポーツおよび健康に関する専門的知識や技能を修めるため、教育課程に共通教育科目および専門教育科目を置いている。共通教育科目は総合教養科目、外国語科目、保健体育科目からなり、専門教育科目は、スポーツ科学科および健康運動科学科の人材育成の目的を達成するために必要な科目を配置している。

学部専門の基礎教育を培う科目は 1,2 年次に必修科目として配置し、運動、スポーツをあらゆる領域から科学的に研究する方法を理解し、実践化するため、2 年次には実験・実習科目を配置している。さらに総合大学の利点を生かし、他学部の教員による健康スポーツ経済学、公衆衛生学（含衛生学）等の科目も配置している。

倫理性を培う科目としては前述の人文、社会科学系列の科目のほか、総合系列科目に「健康と医療（アルコール・薬物依存）」などの科目を配置している。

両学科ともにゼミ演習（スポーツ科学演習、卒業研究論文）を除き、すべて半期完結の科目とした。

##### （専門教育と理念・目的等との適合性）

スポーツ科学科は、スポーツの競技力向上を目指す選手やコーチおよびスポーツ指導者の育成、さらには学校体育教員養成を目的としていることから、スポーツ実習（実技科目）では学習指導要領に示されている種目を配列し、実技と理論との融合を意図し、コーチ法演習を置いている。また、スポーツ科学を総合科学的視点から理解するために、コーチ学総論、スポーツトレーニング概論、スポーツ方法学等を低学年に配置し、応用的な科目およびスポーツ実習は学生個々の関心により選択できるようにしている。

健康運動科学科は、スポーツ医科学の基礎を学習した上で、健康づくりのためのスポーツ指導、リハビリテーションおよびレクリエーション等の方法論を学習できるようにしている。また、企業の健康管理、フィットネス、レジャー、アスレチックトレーナー関連の職域に対応することができる科目および外部施設を利用した運動療法実習、フィットネス実習、生涯スポーツ実習、レクリエーション演習等の実践的な科目も配置している。

##### （専門・教養、外国語科目の量的配分）

スポーツ科学科の学生は、次の単位を修得しなければならない。

共通教育科目で総合教養科目は 18 単位以上（人文科学 4 単位以上、社会科学 4 単位以上、自然科学

4 単位以上、総合系列科目) 外国語科目は 8 単位以上、保健体育科目は 4 単位、計 32 単位以上、専門教育科目は必修科目 30 単位および選択必修科目 9 単位、選択科目 53 単位以上の計 92 単位以上、総計 124 単位以上を修得しなければならない。

健康運動科学科の学生は、次の単位を修得しなければならない。

共通教育科目で総合教養科目は 18 単位以上 (人文科学 4 単位以上、社会科学 4 単位以上、自然科学 4 単位以上、総合系列科目) 外国語科目は 8 単位以上、保健体育科目は 4 単位、計 32 単位以上。専門教育科目は必修科目 36 単位、選択科目 56 単位以上の計 92 単位以上、総計 124 単位以上を修得しなければならない。

#### (一般教養的授業科目の編成、外国語科目の編成)

共通教育科目は、総合教養科目と外国語科目および保健体育科目と大別されており、合計で 32 単位以上が卒業要件単位になっている。また、総合教養科目は、人文、社会、自然科学および総合系列科目の分野に分けられており、多くの授業科目の中から選択できるようにしている。

外国語科目は、英語 8 単位以上が必修の科目になっている。

保健体育科目は、生涯スポーツ演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳを必修に位置づけ、健康・体力づくりと運動の関係・効果について理論と実践を深めている。

#### (基礎教育と教養教育の責任体制)

学部専門の基礎教育科目は必修として学部専任教員が担当し、実施、運営の責任体制は教授会が担っている。教養教育科目は全学の共通教育科目教員が担当し、実施、運営の責任体制は共通教育センターの共通教育委員会が担っている。

#### 【点検・評価】

両学科の教育課程は学部・学科の理念・目的および教育目標を達成するための編成であり、両学科の目的とする特徴ある人材の育成を十分考慮したカリキュラムである。したがって、学校教育法第 52 条、大学設置基準に準拠していると考えている。

平成 10 年に学部の改組転換を行い、その完成年度である平成 14 年から教育目標をさらに効率的に具現化するため、カリキュラムの学年配列改編やスポーツ実習の選択枠組み変更等を実施してきた。さらに、平成 18 年度より、卒業後の多様な進路を見据えた科目履修が出来るようにモデルカリキュラムを提示しガイダンスしている。

健康運動科学科の学生が競技別指導者資格を取得できるようにすることやクラブ活動に所属する学生が専門種目に関わるスポーツ科学科の科目を履修できるようにすること、スポーツ科学科の学生で地域スポーツ、健康運動指導者を目指す者が健康運動科学科の学外実習(生涯スポーツ実習、運動療法実習)を履修できるようにすることなど学科を越えた履修システムの検討が必要である。

共通教育科目は総合大学の利点を生かした多岐領域の科目配置であり、選択肢を広げるとともに広範な教養を培う有効な編成であるが、総合教養科目の中の総合系列科目を履修する学生が少ない。

外国語科目は 1 年次 4 単位、2、3 年次それぞれ 2 単位を配置しており、他学部との整合性もあり適切と考える。プレイスメントテストによるクラス編成は能力別授業であり、その効果が期待される。

保健体育科目である生涯スポーツ演習は、心疾患や内科的、外科的疾患および身体障害を持つ一般学生に対して、保健コースを週 2 コマ開講し、それぞれの症状に応じた軽度の運動を処方し指導している。

#### 【改革・改善策】

専門教育科目については、スポーツ科学科においてスポーツ指導者資格、フィットネス系資格、健康運動科学科では健康運動指導士の指導者資格取得を配慮したカリキュラム編成にしているが、点検、評

### Ⅲ. 学部・大学院 スポーツ科学部

価に示した資格や進路に応じた資質向上のため、学科を越えて履修できるように履修規程を改正する。

また、総合系列科目や教養ゼミにおいてスポーツ、健康分野科目の設置を検討するだけでなく、時代のニーズにこたえるような、スポーツビジネス、障害者スポーツ、さらに、学生の導入教育として基礎的学力の向上のための一般常識教育に関する授業科目の設置を考えている。

#### ②カリキュラムにおける高・大の接続

##### 【現状の説明】

学部は、体育コースのある福岡県立早良高校と高・大連携事業協定を締結し、教員の出張授業、生徒の大学課外活動への参加等の交流を図っている。また、他の高等学校からの要請による出張授業も積極的に行っている。

入学者の学力の把握と授業への導入を円滑にするため、新入生に対して日本語力テストを実施し、低得点者を対象として日本語のリメディアル教育を実施している。

##### 【点検・評価】

早良高校と高・大連携を結んでいるが、現状では出張授業程度で、導入教育などの接続は行っていない。

日本語のリメディアル教育は半期4回実施しており、出席状況の良好なものは日本語力テストの得点が向上していた。

##### 【改革・改善策】

本学では高・大教育接続制度が進捗しており、これに準拠して進める。

#### ③インターンシップ、ボランティア

##### 【現状の説明】

##### (インターンシップ実施の適切性)

現場の市町村教育委員会社会主事課、公共の体育館・プール等で直接研修し、現状を理解することを目的として「生涯スポーツ実習」を実施している。

また、「運動療法実習」では運動療法やリハビリテーションの施設を有する病院ならびに診療所、公共の運動施設で研修を行っている。さらに、「フィットネス実習」は健康増進を目的とした事業を展開している現場で、経営、企画、運営、プログラム開発、指導法などを体験的に学び、現状を理解することを目的として実施している。

さらに、福岡県立スポーツ科学情報センターとの研究協力、タレント発掘事業におけるプログラムにボランティアとして学生が参加をしている。全学的に行われている福岡市との学生サポーター制度の提携による小・中学校への学生派遣を実施している。ボランティア活動の単位化は行っていない。

##### 【点検・評価】

学生にとって学外実習は、卒業後の進路（コーチ、アスリート、教職、レクリエーション指導者、高齢者専門指導者、健康づくり・運動療法指導者）を見据えた実体験であり、職業選択への高い動機づけとなっている。学生のニーズは高いが、学外諸施設への委託であるため、十分な実習場所の確保が難しく、また学生の課外活動における試合などとの日程調整が課題である。

##### 【改革・改善策】

さらに多様な事業所やスポーツ施設の開拓が必要であり、行政、企業との連携を深める予定である。また、実習内容や指導体制の確立を検討している。

#### ④履修科目の区分

##### 【現状の説明】

両学科ともカリキュラムは、必修科目を少なくし（26%）、学生個々の興味と専門性が選択できるよう選択科目を多く（74%）設置している。また、専門の基礎的科目は共通教育科目と並行して1年次より必修科目として配列し、低学年より専門性を高めることを意図している。

スポーツ科学科は、より早期の専門教育を行うため1年次より選択科目を配列し、質の高い人材育成を目指している。スポーツ実習は2年次から学生個々の関心により科目を選択できるよう柔軟性のある編成にしている。実践的科目は、自ら専門とするスポーツ種目の理論を含めた演習形式で2年次に配置している（コーチ法各演習Ⅰ、Ⅱ）。また、マスコミやスポーツ産業界への進路に対応するため他学部開講科目や民間人等による科目も配列している（簿記学、経済学原論、スポーツマーケティング論、スポーツメディア論）。

健康運動科学科は、スポーツ医科学の基礎的科目を必修科目とし、健康づくりのための応用科目、関連科目を選択科目としている。企業の健康管理、フィットネス、レジャー、運動療法関係の科目を実習・演習形式で3・4年次の選択科目としている。

##### 【点検・評価】

学科の特性に対応した履修区分がなされている。

学生の興味と将来の進路を視野に入れた専門性を身につけるため、選択科目を多く配置したことは、選択肢の拡大になり、学生にとって履修しやすくなっている反面、科目によって受講人数に大きなばらつきがでてきている。さらに明確な進路を視野に入れた履修ができていくかどうかの検証が必要である。

##### 【改革・改善策】

選択科目については学生の明確な進路を視野に入れた履修のためのモデルカリキュラムを整備し、さらにコース制への移行を検討している。

#### ⑤授業形態と単位の関係

##### 【現状の説明】

大学設置基準に準じた本学学則第32条は、講義、演習科目は15～30時間の間で、実験、実習および実技は30～45時間までの範囲で学部が定める時間の授業をもって1単位、卒業論文、卒業演習・卒業計画等の授業科目はこれらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定めるとしている。

これに基づき、スポーツ科学部では授業回数（定期試験を含めて半期15回）を考慮して、講義科目、演習科目は半期2単位、実技実習1単位、実験2コマ2単位としている。

##### 【点検・評価】

本学部の単位算出方法は学則および授業時間に基づいており、適切であると思われる。

#### ⑥単位互換、単位認定等

##### 【現状の説明】

##### （単位互換、単位認定方法、認定単位数の割合）

学部として国内外の大学との単位互換制度は設けていない。

卒業所要総単位中、編・転入学の認定単位上限の割合は52.4%、学士入学は62.1%である。

編・転入学、社会人入学による入学前の既修得単位の単位認定は以下のとおりである。

既修得単位の認定方法

(a) 編・転入学の換算単位は原則として65単位を上限とする。

(b) 1科目2単位の科目を2科目あわせて1科目として認定するときは4単位とし、算術平均を学年

### Ⅲ. 学部・大学院 スポーツ科学部

点とする。また、1科目4単位の科目を2科目として認定するときは各々2単位として換算する。

(c) 学士入学は77単位を上限として換算する。

編・転入学、学士入学の単位換算は、原案を教務委員会で全学的に調整し、学部教授会で認定する手続きである。

#### 【点検・評価】

学士および編・転入学者の単位換算は学則に基づいて学部ごとに行っている。認定単位の31単位以上の者でも卒業まで3年以上かかる場合があり、2年編入とするか、3年編入とするか実態に合った判定基準が必要である。

#### 【改革・改善策】

飛び級制度もあり編・転入学の学年枠を取り外すことが可能かどうか、学年編入基準と合わせて検討する予定である。

#### ⑦開設授業科目における専・兼比率等

##### 【現状の説明】

(専任教員が担当する授業科目の割合、兼任教員の教育課程への関与)

学部の主要科目は原則として専任の教授、准教授または講師が担当し、主要科目以外はなるべく、講師以上の専任で担当するようにしている。

開設授業科目における専・兼比率は「大学基礎データ表3」のとおりである。スポーツ科学科と健康運動科学科の必修科目における専・兼比率は、共に90%以上で高い割合を示しており、専門教育科目における兼任教員担当率は25%前後、教養教育科目は30~40%である。

##### 【点検・評価】

専門教育科目の専・兼率は高く望ましい。

教養教育科目の専・兼率が低く改善することが必要と思われる。専任教員、特に教授は大学院を兼任しており、担当科目が多く負担過多となっている。

##### 【改革・改善策】

専任教員の負担軽減については、カリキュラムの精選や時間割調整により実施していくことにしている。教養教育科目の専・兼比率の改善は専門カリキュラムのスリム化と関連するので、今後検討することになっている。

#### ⑧生涯学習への対応

##### 【現状の説明】

スポーツ科学科は共通教育科目の生涯スポーツ演習、生涯スポーツ論の中に、生涯学習の内容を取り込んでいる。健康運動科学科は、高度の実践的指導者養成を目指して専門科目の生涯スポーツ論Ⅰ、生涯スポーツ論Ⅱ、生涯スポーツ実習で生涯学習について学ぶことにしている。

##### 【点検・評価】

高いクオリティライフを実践する生涯学習を指導できる人材を育成することが目標であり、講義と実習で学習するようにしている。講義は、生涯学習に関する専門の教員が担当しており、適切な学習指導と考えられる。

#### ⑨正課外教育の充実度

##### 【現状の説明】

学部独自のプログラムとしては、教員採用試験対策講座を行っている。教員を目指す学生の70%が受講している。

**【点検・評価】**

学部独自の正課外教育としては、十分ではない。他の学部が開設している講座を受講する機会はあるが、一部の学生しか受講していない。これは本学部学生のほとんどが運動部活動に所属しており、指定の開講時間に出席できないためである。

**【改革・改善策】**

今後は、教員採用試験を目指す学生のすべてが受講できるように開講曜日、時間の調整を図る。

**(2) 教育方法等**

**①教育効果の測定**

**【現状の説明】**

**(教育効果の測定方法、測定方法に対する教員間の合意、測定方法の有効性を検証する仕組)**

教育効果を測定するシステムは教育マネジメントサイクルを教授会の了承のもとで導入、実施している。教育マネジメントサイクルとは、教育目標を明確に設定し、その実現に向けた行動プログラムを策定、実行、評価し、その評価結果に基づく改善を組織的・継続的に図り、教育効果を高めていくシステムであり、その一環として学部独自の授業アンケートを実施している。アンケート結果は授業担当教員にフィードバックされ、授業改善に活かすことを目標にしている。教育効果や目標達成度は、授業中のミニッツペーパー、レポートなどを活用し、学生の理解度を確認している。

**(卒業生の進路状況)**

卒業生は、30%が製造業・卸売小売業、30%がサービス業、15%が公務員、14%が教育関係に就職している。学部の特性であるスポーツ関連で、サッカー、ラグビーのワールドカップ代表、プロ野球選手が出ている。

**【点検・評価】**

教育マネジメントは年次ごとに計画しているが、十分に機能しているとは言いがたい。教員の理解度を高める必要がある。

授業アンケートはほぼ全員実施しているが、活用が十分でない。

ミニッツペーパーの使用は、教員に奨励し活用の有用性が認識されているが、実施していない教員も多い。

**【改革・改善策】**

教育マネジメントサイクルをさらに機能させるため、ワークショップなどの回数を増やし教員の理解度を高める予定である。また、授業アンケートの活用法を検討している。

**②厳格な成績評価の仕組み**

**【現状の説明】**

**(履修登録単位の上限、成績評価法・評価基準、厳格な成績評価を行う仕組み)**

1年間に履修する単位数は、46単位を超えてはならない規定である。他学部とのバランスから判断して概ね適切である。講義科目における評価は当該学期（前・後期）の定期試験において行い、60点を単位認定の最低限度としている。出席状況は原則として3分の2以上の出席を必要としている。試合での欠席は担当教員の判断に任されている。前期集中講義の評価試験は授業の最終日、最後の時間に行う。ゼミ演習または実験・実習などはレポート等の提出で評価し、実技は出席を考慮し、実技試験を行い評価している。

### Ⅲ. 学部・大学院 スポーツ科学部

#### (各年次・卒業時の学生の質を検証・確保する仕組み)

各年次の学生の質を検証・確保するため 2 年次終了時に 40 単位以上の単位取得者がゼミナール（スポーツ科学演習）を履修できるとした関門を設定している。また、卒業要件として卒業論文作成と全学部で開催する卒論発表会での発表を義務づけている。3 年次までの成績優秀な学生には飛び級制度により大学院の受験資格を与えている。

#### 【点検・評価】

定期試験の評価は、一回の試験による試験範囲の広範さと限られたペーパー・スペースでの試験のため学生たちの能力を十分判定し切れていない可能性がある。また、実験・実習など教員間の評価の違いをどう是正するかが課題である。卒業論文の作成、発表は専門的知識と研究法の確認と集大成であり出口管理として有効である。

#### 【改革・改善策】

より公平で厳格な評価を実施するため、教員相互の話し合いによる出席や評価の基準化を図る予定である。

### ③履修指導

#### 【現状の説明】

##### (履修指導の適切性、オフィスアワー、留年者への配慮)

履修指導は学修ガイドを毎年作成し、新学期はじめに各学年に履修ガイダンスを実施している。特に、1 年次のガイダンスでは進路を視野に入れ、専門性を高めるようモデルカリキュラムを提示して履修指導を行っている。

スポーツ実習は適正人数のクラスサイズで授業が行えるよう事前の種目登録を実施している。

オフィスアワーは制度化され Web 上や、学修ガイドに各教員のオフィスアワーを掲示している。

留年者を出さないようにするため、2・3・4 年次の修得単位が少ない学生に対し定期試験前に学修指導を行っている。また、留年者に対してはゼミ担当教員が引き続き指導を行うようにしている。

学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度として、1・2 年次生はクラス制を導入し、1 クラス（約 10 人）に講師以上の専任教員 1 人と助手以上の教員 1 人の計 2 人が担当し、学習から生活までのアドバイスを定期的実施している。

#### 【点検・評価】

各学年とも十分なガイダンスを実施しているが、平成 19(2007)年度から Web 履修登録となり、混乱が予想されたが、スムーズに行われ、特に登録ミスが減少した。留年者は減少傾向にある。

#### 【改革・改善策】

Web 履修登録ガイダンスの改善と周知徹底の指導を行う。

### ④教育改善への組織的な取り組み

#### 【現状の説明】

##### (教育指導方法の改善の措置、シラバスの作成と活用、学生の授業評価、FD 活動への組織的取り組み)

FD 活動の一環として全科目の担当教員でシラバスを作成し学生に配布している。新入生に対しては全員への履修ガイダンス実施時にシラバスの有効活用を促している。また、2 年次以上の学生に対しては初回の授業時にシラバスの説明と確認をするようにしている。

授業評価アンケートの実施、新入学生への研修会および懇談会の実施、1・2 年次生に対する担任制の導入、ミニッツペーパーの実施、日本語力テストの実施と指導、課外活動への支援と評価、FD 推進校の視察、日本私立大学連盟主催の FD ワークショップへの参加、各種実技研修会への参加、講師を招



いてのFD講習会など学部FD委員会、学生委員会を組織し、継続して行っている。

**（学生の満足度調査）**

学生の授業満足度調査は学部独自の授業アンケート項目に組み込んで実施し、教員へフィードバックしている。

**【点検・評価】**

研修会への参加および講習会の実施により教員の意識改革が進んできている。これは、シラバス作成率 100%、授業アンケート実施率 100%、ミニッツペーパーの活用度増加から判断できる。また、学生に対しては担任制度により、細やかなフォローアップが始まっている。日本語力テストの実施も良い刺激となっている。組織的な取り組みはスタートしたが、各教員の授業へのフィードバックがどこまでできているかが大きな問題点である。授業アンケートの実施も各授業の改善に結びつくまでには至っていない。また、学生たちの授業への取り組み態度の改善や能力の向上が大きな課題である。

**【改革・改善策】**

シラバス内容の確認・検討、全教員によるミニッツペーパーの活用、授業アンケート結果の公開、日本語力テスト結果のフォローアップなど具体的な授業改善のワークショップを予定している。

**⑤授業形態と授業方法の関係**

**【現状の説明】**

**（授業形態と授業方法の適切性）**

必修の講義科目は多人数のクラスサイズとなるが、他の専門分野別科目等では演習形式を採用しており、少人数による授業形態で対話・対論型、双方向的な授業が行われている。特にゼミナールでは専任教員全員が担当し、11人以内の少人数教育である。

**（マルチメディアの導入状況、遠隔授業による単位認定状況）**

マルチメディア教室の利用希望者を前年度末に調査し教室割を行っている。専任教員の83%が活用している。兼任教員は26%とやや低い。遠隔授業による単位認定は導入していない。

**【点検・評価】**

必修の講義科目は300人を超えるクラスもあり、ティーチング・アシスタントによる出席調査補助などを活用しているが一部の授業にすぎない。各講義において少人数教育を試みているが、ティーチング・アシスタントや教室の確保が難しくなっている。特にマルチメディア教室は年々増えているが、全学で使用するため曜日時限によっては対応できない場合がある。

**【改革・改善策】**

専任教員数に定数があるためティーチング・アシスタント制度をさらに工夫、活用しながら、可能な限り、少人数教育を充実する予定である。

**（3）国内外における教育研究交流**

**【現状の説明】**

**（国際化・国際交流推進の基本方針）**

国際交流はスポーツを通じた教育研究を基本に、大学の協定校との交流を深めると同時に、体育・スポーツ関連の学部学科を持つ大学との学部独自の協定締結を方針としている。

**（教育研究交流を緊密化させる措置）**

研究分野では、研究紀要「スポーツ科学研究」を年2回発刊し、他大学との研究紀要の相互送付を行い、研究成果の交流に努めている。また国際的な研究交流として、東義大（韓国）、梨花女子大学

### Ⅲ. 学部・大学院 スポーツ科学部

校（韓国）、蔚山大学校（韓国）、ブレイズ・パスカル大学（フランス）、ラバール大学（アメリカ）、ウェークフォレスト大学（アメリカ）、ローザンヌ大学（スイス）などと共同研究が進行している。

スポーツ交流は、本学部生が大多数を占める学友会所属の運動部が、協定校である東義大学校、蔚山大学校との親善交流試合を平成6年以降継続し実施している。

#### 【点検・評価】

研究およびスポーツ交流は、教員個人や研究室、運動クラブ単位で積極的に行われている。しかし、学部として組織化されたプログラムはない。このため、学部内外に広く認知されていない。

#### 【改革・改善策】

平成19年度は、アジア地域の協定希望校と学部独自の姉妹校協定を結ぶ努力をしている。協定締結後、具体的な交流プログラムの検討、特色ある教育プログラムなどと合わせて積極的に進めることにしている。

### 3. 学生の受け入れ

#### 【到達目標】

特色ある優秀な学生を確保するため、多岐にわたる学生募集と多様な入学選抜方法を採用する。

#### （1）学生募集方法、入学者選抜方法

#### 【現状の説明】

学生募集の広報活動は、入学センターが中心となって行っている。学部として学生募集の広報活動は、詳しい教育研究内容や特徴を記載した「スポーツ科学部、学部ガイド」を作成し受験生、高等学校などに配布している。また、オープンキャンパスや学部の施設見学に訪れた中学生・高校生には、学部紹介ビデオを上映して広報活動を行っている。また、高校への出張講義等では、カリキュラム、入学試験の方法なども説明している。

学部における入学者選抜方法は、スポーツ技能に優れた者だけではなく、多様な資質を持った学生募集を行うために以下のような入学者選抜方法を採用している。

- ・AO入試（募集数35人、入学定員の11%）は、2004年度より実施し、公開練習会、特別講座による選抜法である。
- ・A方式推薦入学（募集数67人、入学定員の24%）は、実技試験、面接、作文、スポーツ活動実績、人物評価など総合的な評価から選考している。
- ・指定校推薦入学（健康運動科学科のみ募集数10人、入学定員の3.6%）は、九州地区の体育科および体育コースを設置している高校を対象に競技成績、調査書、面接で選考を行っている。
- ・スポーツ特別推薦入学（募集数38人、入学定員の13.6%）は、競技歴、調査書、推薦状、小論文および面接により選考を行っている。
- ・大学入試センター試験利用入学試験（募集数8人、入学定員の3.0%）は、平成19(2007)年度より導入し、外国語、国語、数学、理科の4科目と調査書およびスポーツ活動歴調査書の総合点で判定している。
- ・一般入学試験（前期定員112人、入学定員の40%、後期定員10人、入学定員の3.6%）は、外国語、国語および実技試験を課し、健康運動科学科では、外国語、国語の2科目と小論文（調査書・スポーツ活動歴調査書を含む）を課している。

その他の入学試験としてスポーツ特別募集、帰国子女入学試験、社会人入学試験、学部留学生入学試験、編・転入学試験、学士入学試験を実施している。

**【点検・評価】**

平成 17 年度からは、スポーツ科学科と健康運動科学科とも 2 度受験できるシステムに変更するとともに、健康運動科学科では地方入試を導入し、地方受験者の利便性を考慮し、受験者の拡大とともに質的確保を図った。平成 19 年度は、一般入学試験（後期）および大学入試センター試験利用入学試験を導入したことで、一般入学試験受験者の質、量とも確保でき、平成 18(2006)年度よりも受験者が 207 人増加した。

少子化による受験者減少は、受験者の学力、スポーツ技能の能力の低下を伴っており、これまでの入学試験の機会を増やすなどの対症療法で受験者の減少をとどめてきたが、対策不可能な状況が到来すると考えられ、今後すみやかに問題を解決する対策をとる必要がある。

**【改革・改善策】**

学生募集については、これまで行ってきた広報活動に加え、学部のホームページの充実、オープンキャンパスの複数回実施や出張講義などの充実を図りたい。

平成 19 年度より入学定員が 50 人増加したことを情宣することと、スポーツ科学科と健康運動科学科の特徴をさらに明確化するカリキュラム等の再編を予定している。

**(2) 入学者受け入れ方針**

**【現状の説明】**

**(入学者受け入れ方針と理念・目的等、入学者受け入れ方針と入学者選抜方法・カリキュラム)**

入学者の受け入れは、学部の理念・教育目標等に沿ったものでなければならない。AO入試は、公開練習会または特別講座を受講し、面接、グループディスカッション、調査書と志望理由書など志望動機を重視している。これは学部の理念・教育目標とアドミッション・ポリシーに沿った選抜形態である。A方式推薦入学およびスポーツ特別推薦入学では、トップアスリートや、優れたスポーツ指導者の養成を目指した入試形態である。一般入学試験では、高度なスポーツ医科学の研究の情報発信を行うための学力を有する者を選抜することを意図している。また、学部カリキュラムは、自然科学系、人文科学系、社会科学系の多岐領域に亘っており、大学入試センター試験利用入学試験、一般入学試験（後期）は、これらの領域への能力を有する者を選抜することが可能な入試形態である。

**【点検・評価】**

スポーツだけでなく個性豊かで特徴のある学生を入学させるために、多様な入学試験を実施しているが、AO入試やA方式推薦入学、スポーツ特別推薦入学では、基礎学力の格差が拡大してきている。

**【改革・改善策】**

平成 16 年度よりスポーツ科学部においては、いくつかの新しい入試を導入しており、各入試形態別の入学者の追跡調査を行い検証することとしている。このような調査が、入試制度の検討や募集人員の割り振り等の根拠となる。

**(3) 入学者選抜の仕組み**

**【現状の説明】**

**(入学者選抜試験実施体制、選抜基準の透明性)**

入試日程や入試要項は最終的には全学的な大学協議会で決定し、AO入試、A方式推薦入学については入試要項で出願資格を公表している。選抜試験は実技試験と作文および面接を実施し、種目ごとの競技実績と実技レベルを確認し、一定の競技水準にあるものを選考している。選考にあたっては全教員で

### Ⅲ. 学部・大学院 スポーツ科学部

合格者原案を作成し、入学センター運営委員会および大学協議会で合格者を決定している。実技試験、面接の担当者は、学部の教育職員が複数で実施している。

入学者選抜試験は入学センターが中心となっており、実施体制および透明性の確保については、Ⅱ. 大学 3. 学生の受け入れの項に詳述している。

#### 【点検・評価】

学部における入学者選抜に関する仕組みは可能な限り透明性を持つようしている。入試問題および合格者判定は全学的な手続き、手順に従って実施している。

#### (4) 入学者選抜方法の検証

##### 【現状の説明】

##### (入試問題検証の仕組み)

A方式推薦入学、一般入学試験前期、スポーツ科学部特別募集における実技試験においては、種目ごとに試験内容と各配点を学部長に提出し、事前のチェックが行われている。試験は、複数人の教員で実技試験にあたり、評価および採点を厳正に行っている。実技試験終了後、学部入学実施委員会で実技試験に関わる反省会を開催している。

入試問題の検証についてはⅡ. 大学 3. 学生の受け入れの項に詳述している。

##### 【点検・評価】

入試形態の多様化により、実技試験は複数の試験内容を作成している。実技試験の内容・評価方法は種目ごとの特性を十分考慮し、競技大会の水準と受験者のレベルから判定しており、透明性があるものと判断している。一般入学試験についてはさらに入試目的を明確にして、入試方法を検討する必要がある。

##### 【改革・改善策】

一般入学試験は、ねらいや目的を明確化し、科目配点や実技試験内容、地方入試のあり方などを検討する予定である。

#### (5) アドミッションズ・オフィス入試

##### 【現状の説明】

学部のAO入試では、本学を第一志望とし、「公開練習会」または「特別講座」への参加を条件として、自己推薦書、調査書、スポーツ実績証明書により一次選考を行う。「公開練習会」では陸上競技や硬式野球など15種目のいずれかに参加する。「特別講座」では、模擬講義、レポート作成、グループディスカッション、面接を実施している。二次選考では自己推薦プレゼンテーション、面接により選抜している。

##### 【点検・評価】

AO入試は学部の理念・教育目標とアドミッション・ポリシーが反映される制度であり、公開練習参加者、特別講座参加者とも教育目標に合致した者が選考されている。ただ早期に合格発表が行われるため、合格者のその後の勉学意欲などが懸念される。そのため今後は、入学前導入教育を行う必要がある。

##### 【改革・改善策】

AO入試で合格した学生について、成績追跡調査から卒業後の就職先調査などを行い、今後、入試制度の改善に役立てる。また、入学前導入教育の実施と内容を検討する。

(6) 入学者選抜における高・大の連携

【現状の説明】

(推薦入学における高等学校との関係)

高・大連携は、健康運動科学科で平成 17(2005)年度まで福岡県内の体育コースを設置している 10 校を指定校とし、指定校推薦入学を行ってきた。平成 18 年度より九州内の体育・スポーツ・健康関連のコースを設置している 34 校を指定校としている。指定校推薦入学は、本学を専願とし、高等学校の調査書による学業成績および競技水準が一定水準以上の者を出願資格とし、事前の書類審査を経て、競技実績・面接により選抜を行っている。指定校推薦入学制度の要項説明は九州地区高等学校体育学科、体育コース連絡協議会で行い、該当高校には入学センターより案内文書を送付している。

【点検・評価】

指定校推薦入学では、平成 18 年度より九州全県に拡大したことにより、学業成績および競技実績の一定水準以上の者が入学してきており、現在のところ評価できる。指定校への情報伝達の周知を密にする必要がある。

【改革・改善策】

指定校からの推薦がない高校などの見直しと、中国地区や四国地区への指定校の拡大も検討することになっている。また、指定校制度の情報伝達は学部ガイドにも掲載することを検討している。

(7) 科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

科目等履修生は 14 人である。教職科目で教育実習、介護体験は本学卒業生のみ履修できる規定のため、すべて本学部の卒業生で、教職関連の科目を履修している。教員免許に関わる以外の科目履修については他大学卒業生も受け入れており、平成 17 年度に 1 人の履修者がいた。

【点検・評価】

学部は教員養成も人材養成の目的としており、希望する学部生全員が免許取得できるよう教職科目をカリキュラムに配置している。したがって、本学部の卒業生の科目等履修生への受け入れは容易である。

(8) 外国人留学生の受け入れ

【現状の説明】

外国人留学生の本国地での大学前教育の内容、質の上になった受験資格については各学部の整合性を持たせるため大学の国際センターで審査し、学部の入学試験は個別に実施している。入学試験は実技、小論文、面接を実施し、それらの点数と日本語能力検定テスト点の合計が一定の基準点に達した者を選考している。

【点検・評価】

サポート体制が確立されていないため、現在、留学生は少数である。中国・東アジアなどからスポーツの能力に優れた者、スポーツの指導者としてより高度なコーチングスキルを身につけようとする者などを対象に門戸を広げる必要がある。

【改革・改善策】

スポーツ、体育系の専門学部を有する大学やスポーツ活動が盛んな大学と協定校を結び、積極的に留学生を受け入れる予定である。

### Ⅲ. 学部・大学院 スポーツ科学部

#### (9) 定員管理

##### 【現状の説明】

##### (学生定員と学生数の比率、組織改組・定員変更の可能性を検証する仕組み)

入学定員の管理は学部と入学センターで行い、過去の合格者と入学者の歩留りより算出している。入学定員、収容定員とも充足率は 1.3 倍を超過しないようにしている。収容定員充足率は、平成 16 年度 1.29 倍、平成 17 年度 1.32 倍、平成 18 年度 1.25 倍、平成 19 年度 1.21 倍である。また、入学定員充足率は、平成 16 年度 1.278 倍、平成 17 年度 1.300 倍、平成 18 年 1.078 倍、平成 19 年度 1.164 倍となっている（「大学基礎データ」表 13）。学科別では、収容定員充足率および入学定員充足率とも健康運動科学科のほうがやや高めとなっている。

平成 17 年度までは、収容定員充足率が高い傾向であったが、平成 19 年度から定員が 50 人増加したことにより低くなった。

平成 19 年度から、入学定員増に伴う教員組織改革の一環として、助教の定員増を教授会、大学協議会などの議を経て行った。

##### 【点検・評価】

平成 19 年度の収容定員充足率および入学定員充足率とも平成 18 年度より低下している。これは平成 19 年度より入学定員を増加し超過率を抑えたためである。他大学におけるスポーツ学部等の設置などにより、本学部を取り巻く状況は今後厳しくなるため、追加合格者を出さないように歩留まりは十分検討する必要がある。

##### 【改革・改善策】

今後、収容定員超過率および入学定員超過率を極力抑えるようにする。

#### (10) 編入学者、退学者

##### 【現状の説明】

##### (退学者の状況および退学理由の把握状況)

平成 19 年度に修業年限を超えて在籍している者（留年者）は 33 人で、留年率は 10.5%であった（「大学基礎データ」表 14）。除籍を含めた退学者は平成 16 年度 24 人、平成 17 年度は 51 人、平成 18 年は 18 人であった（「大学基礎データ」表 17）。退学理由は退学願いに記載させ、教授会に報告して退学承認の手続きを採っている。

##### 【点検・評価】

平成 19 年度より 50 人の入学定員増となるため、留年者を減少させる努力を行ってきた。特に、少人数の学生を担当する制度を導入して学生の修学指導や運動部での問題を解決するようになってきた。

##### 【改革・改善策】

留年者および退学者を減少させるためには少人数の担任制により、学生と教員のコミュニケーションが取れるシステムを導入したが、今後は面談等の回数を増やし早期の問題点把握と解決を行うようにする。

#### 4. 教員組織

##### 【到達目標】

学部の理念、教育目標、人材育成の目的を達成するためには教員組織の活性化が必要であり、このためには教員の年齢構成は重要な要素である。適切な年齢構成への是正を目標とする。

講師以上の教員構成は、50代以上の比率が62.1%で高齢化しており、後任人事は出来る限り若い教員の採用を行い、また、教員の組織改革に伴って助教の採用を行う。

(1) 教員組織

【現状の説明】

(教員組織の適切性、大学設置基準第12条における専任教員の位置づけ)

教員構成は教授が多く、年齢構成も助教以上で40代以上が80.6%を占め、若手教員が少ない。本学部の学生在籍数は1,178人で、専任1人当たりの学生数は38人である(「大学基礎データ」表14、表19-2)。

専任教員の多く(17人)は大学院を兼担(内10人⑩、内7人⑪)する資格を有しており、学士授与に必要な教育研究組織である。専任教員は専ら自大学、学部の教育研究に従事しているが、教育研究に支障のない限り他大学への非常勤(原則として週1回、年間の時間数に上限がある)が認められている。また、教員は学部の特性上スポーツの競技を指導している関係でスポーツ種目団体の役員を兼ねており、自大学の業務に支障がないよう出張している。

教員は学部での教育組織としていずれかの分掌に属し、教育研究の役割を分担している。

(主要な授業科目への専任教員の配置、教員組織における専任・兼任の比率、年齢構成、女性教員の割合)

教育課程で主要科目(必修科目)は1科目を除き、他はすべて専任が担当している。主要科目以外もなるべく専任の教員が担当することとしている。実験実習は大型機器や化学薬品を使用するため専門的教育技術職員(技師)を専任として採用し、研究室の教授のもとに組織して機器の維持、管理などの体制をとっている。これらの機器は学生の卒業論文や大学院の修士論文の実験にも活用している。

専任教員の性別および年齢構成は以下の表のとおりである。

専任教員の年齢構成別人数 (平成19(2007)年4月1日現在)

	教授	准教授	講師	助教	助手	教育技術職員
20代					18 (9)	
30代		1	3	2 (1)	1	
40代	5	2 (1)			1	2 (2)
50代	9		1 (1)			2
60代	8					
計	22	3 (1)	4 (1)	2 (1)	20 (9)	4 (2)

( )は女性人数内数

学部の専門科目担当の兼任教員は24人であり、兼任教員の割合は43.6%である(「大学基礎データ」表19-2)。

社会人の兼任教員は、専門講義、実技の担当として8人である。

女性教員は、准教授1人、講師1人、助教1人、助手9人、計12人で、学部全体の23.5%である。

(教員間の連絡調整)

教育研究の実施にあたり、教員の適切な役割分担の下で組織的体制を確保し、教育研究の責任所在を明確にするため、学部教員組織は以下のように委員会、スタッフを編成している。

### Ⅲ. 学部・大学院 スポーツ科学部

将来構想特別委員会、教授会原案作成委員会、教務関係委員会（カリキュラム検討委員会、卒論発表会担当・ゼミ決定担当、学内実習担当）、学生部関係委員会（強化支援担当、学部祭担当、新入生研修会担当、謝恩会担当）、研究部関係委員会（研究紀要編集委員会、研究支援担当）、特別委員会（内規検討委員会、予算検討委員会、施設検討委員会、教員試験対策委員会、健康運動指導士受験対策委員会）。

#### 【点検・評価】

専任スタッフ 55 人で年齢的な構成では 30 代が少ない。また、准教授が少なく女子学生数の増加に対して女性教員も少ない。

#### 【改革・改善策】

後任人事は、できるだけ若手教員と女性教員を採用することにより、教員組織の問題点を是正することになっている。

### （2）教育研究支援職員

#### 【現状の説明】

##### （人的補助体制の整備、教員との連携・協力関係）

実験実習、情報処理実習、卒論および研究活動は、助教、助手、教育技術職員（技師）の支援体制を整えている。これらの教育研究支援職員は教育、研究活動の補助者（助教は独立して研究や授業を担当）として充分機能し、教員との連携もとれている。

学部で大学院生のTA制度を活用し、ゼミの補助、実験実習の準備および補助、授業の出席取などの役割を担っている。

#### 【点検・評価】

TAの制度は大学のTAに関する規程、および内規によって適切に運用されているが、現在、博士課程前期のみの大学院生を学部のTAとして採用しているが、卒業論文の実験や指導の支援体制をさらに充実させる必要がある。

#### 【改革・改善策】

博士課程後期の学生も学部のゼミ、卒業論文指導などのTAとして活用していくことを考えている。

### （3）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

#### 【現状の説明】

##### （基準・手続の内容と運用、基準・手続の明確化、公募制の導入状況）

教員の募集は公募制を採用しており、書類審査の後、プレゼンテーションと面接の結果によって正教授会で採用の可否を決め、全学の資格審査委員会に上程する手続きをとっている。昇格に関する規定は教育職員資格審査基準に準拠しながら、さらに学部独自の申告内規を定めており、それに基づいて正教授会で審査し、全学の資格審査委員会に上程している。

#### 【点検・評価】

教員の採用は公募制をとり、広く優れた人材の確保に結びついている。選考基準と手続きは教育職員資格審査基準、教育職員資格審査手続きに関する規程に沿って実施し、学部の特性として実技などの評価を加味した基準と選考方法を採用し、適切な採用方法である。昇格はより客観的な評価をするため研究業績と教育業績（実技指導業績）を合わせた学部基準を設定して審査しているが教育評価の基準の検討が必要である。



**【改革・改善策】**

教育評価に関わる昇格の評価基準を検討する。

(4) 教育研究活動の評価

**【現状の説明】**

(教育研究活動の評価方法、教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮)

教育研究活動は、学部の申合せによる「昇格基準」を定め、国内外での研究論文や学会での発表数、査読論文、ファーストオーサー、共同研究者などを基準内容とし、スポーツ指導実績は教育評価として基準化している。

**【点検・評価】**

スポーツ指導実績は学部特性であり、また学内外での重要な役割でもあることから、教育実績に位置づけ昇格に反映させており、教員の指導意欲に結びついている。学部研究紀要については、編集委員会を設け、学部内1人・学外1人による査読制を導入し、研究論文の質的向上を図る努力を行っている。

また、年2回の発刊のうち、1回目の研究紀要には本学部教員の前年度の研究業績を掲載し、研究に対する教員の意欲向上と対外的な情報発信を図っている。

**【改革・改善策】**

学部教員は、教育の一環としてのスポーツ課外活動の指導に携わり、また社会でのスポーツ活動の実践に取り組んでいるものが多い。今後このような活動が、研究業績と同等に評価されるように改善することとしている。

5. 研究活動と研究環境

**【到達目標】**

教員は体育・スポーツ・健康に関して人文・社会・自然の諸科学の分野で研究を進め、国内外の種々の機会を通じてその成果の発表を行うよう努める。

(1) 研究活動

① 研究活動

**【現状の説明】**

(研究成果の発表状況)

教員は、体育・スポーツ・健康に関して人文・社会・自然科学の分野から研究を進めており、個人および研究室単位で広範な活動が行われている。この研究成果の公表は、国際学会、日本体育学会、九州体育・スポーツ学会、各専門分野における学会およびそれらの学会誌・本学部研究紀要「福岡大学スポーツ科学研究」(年2回発刊・1年間当たり平均4本程度の投稿論文数)などでの発表を積極的に行っている。また、研究成果は各種の講演会・講習会などを通じて、社会へ還元している。学部教員の多くは大学院研究科も担当しており、大学院生の指導教員としての共同研究も多い。

(国内外での学会活動)

国内外での学会での発表は毎年所属学会でほとんどの教員がファーストオーサーあるいは指導教員として大学院生とともに活発に行い、その活動は学部研究紀要に年度ごとに掲載している。また、大学院生とともに学会賞を授賞した教員も毎年いる。国際学会でのシンポジストとしての招聘や諮問機関のメンバーとして活躍している教員などがある。

国内の学会会長、副会長、常務理事、理事、評議員などで学会活動を行っている教員も多い。また、

### Ⅲ. 学部・大学院 スポーツ科学部

学会発行の学術誌の編集委員や査読者になっているものも多くいる（大学院スポーツ健康科学研究科の項参照）。

中・高齢者の健康増進や疾病治療の効果的運動処方と指導法に関わる研究分野において積極的に高額の研究助成金獲得、多くの企業および行政からの受託研究費獲得は健康運動学科を有する学部として特筆すべき研究活動である。2006年度科学研究費申請は9件で内3件が採択され、このうちの一つは学内外の研究プロジェクトである。科学研究補助金は3件の総額が18,400,000円である。また、その他の学外研究費は22,999,040円である。（「大学基礎データ」表33、表34）。

#### 【点検・評価】

学部の特性から、各スポーツ種目における競技力向上や指導方法論に関する研究が活発に行われており、各スポーツ競技団体などから評価を得ている。また、疾病治療・予防、介護予防、健康増進に関する研究活動も先進的に進められており、学内外からの評価も高い。

しかしながら、科学研究費の申請は少ない状況である。

#### 【改革・改善策】

本学の総合大学としての利点を生かして、学部を越えた共同研究の推進、またエクステンションセンターなどを通じてスポーツや健康運動指導の経験を生かした地域社会への特色ある公開講座など積極的な開講を予定している。また、スポーツ科学に関する国際的な共同研究や交流のより一層の推進と、科学研究費補助金への申請を増やすよう奨励することとしている

#### ②研究における国際連携

##### 【現状の説明】

##### （国際的な共同研究への参加状況）

学部教員は大学院研究科も担当しており、指導教員として研究室単位で大学院生とともに国際的な共同研究が行われている。（大学院スポーツ健康科学研究科の項参照）

#### ③教育研究組織単位間の研究上の連携

##### 【現状の説明】

##### （大学共同利用機関、学内共同利用施設との関係、付置研究所との関係）

研究推進部を通じて他学部・学外との共同研究が実施されている。（大学院スポーツ健康科学研究科の項参照）本学部に付属する研究所は現在のところない。

#### （2）研究環境

##### ①経常的な研究条件の整備

##### 【現状の説明】

##### （個人研究費・研究旅費、共同研究費）

本学部教員には個人の研究費・図書費および学会などへの旅費などが支給されている。個人の研究費は学部教員に均等配分されているため十分な研究費とは言えない。しかし本学研究推進部への研究プロジェクト、研究チーム申請による研究費補助制度があり、支援策として積極的に申請し活用している。個人図書費は必要額が満たされているが、専門雑誌の購入に制限がある。

##### （教員研究室の整備、研究時間確保の方途、研修機会確保の方策）

教員の個人研究室は専任教員については全員確保している。教員の研究時間確保の方途は学部としてとっていない。

研究活動に必要な研修機会の確保は積極的に学会、研究会に参加を促すために研究費とは別に年2回

の学会出張旅費が認められている。

**【点検・評価】**

学内外の補助金申請に対しては、全学的な事務組織による支援体制が整っている。また、学内の研究費支援制度も整備されつつあり、研究意欲の促進になっている。学部教育の一環として位置づけられているスポーツ課外活動（運動部活動）の指導を熱心に行っている教員も多く、授業時間も一人当たり1週平均7～8コマを担当しており、会議などへの出席を考慮すると、学部教員の時間的負担は大きく研究時間の確保が難しい状況にある。

また、個人研究室の一応の確保はできているが、自然科学系、運動学系の教員が多く、実験室などが不足し、現在の実験室も狭隘である。

**【改革・改善策】**

スポーツの実践および研究をふまえた研究成果をさらに広く地域社会に貢献すべく、研究条件の整備を進める。特に要望している講義棟の早期実現に向け検討を進める。また、大学の運動部活動支援策であるスポーツ強化機構制度を利用して一部の運動部で外部指導者を導入しているが、教員の負担を軽減するため助教や助手の監督、コーチ制、外部指導者の導入方を講じるようスポーツ強化機構への要望を検討したい。

**②競争的な研究環境創出のための措置**

**【現状の説明】**

**（研究助成金の申請と採択状況）**

研究推進部の研究助成制度があり、現在、毎年3～4チームが採用されている。

受託研究費・研究助成寄付金・文部科学省からの科学研究費など学外からの資金導入を積極的に図っている。受託研究費については、過去5年間で延べ47件（年間平均約9件・1件当たり約129万円）、研究助成寄付金については、過去5年間で延べ12件（年間平均約2件・1件当たり約123万円）獲得している。

**【点検・評価】**

文部科学省科学研究費については、過去5年間で延べ56件（年間平均約11件）の申請があり、その採択数も延べ31件（年間平均約6件）で他学部と比較して高い採択率である。

研究上の公表、発信は学会での発表、学会誌への投稿のほか学部紀要に掲載している。学部教員の年間の研究活動状況も学部紀要に掲載している。研究推進部に採用された研究は研究期間が終了した後、研究推進部発行のリサーチに概要の報告を掲載している。

研究論文・研究成果の公表を支援する措置は学部紀要に査読費のみで投稿できるようにしているが、そのほかの支援措置はない。

文部科学省科学研究費などの外部資金の導入は年次ごと増加しているが、特定の研究室、個人に集中する傾向にあり、多くの教員の申請が望まれる。

**【改革・改善策】**

文部科学省科学研究費、外部資金の一層の導入を促進するため学部の研究推進部委員を中心にその方策を検討している。

**6. 施設・設備等**

**【到達目標】**

学部専用の講義室、演習室、自習室は部屋数が少ないため時間的有効活用と学生の動線を考慮した

### Ⅲ. 学部・大学院 スポーツ科学部

全学共有の講義室の確保および情報処理機器の整備を重点的に行う。

#### (1) 施設・設備等の整備

##### 【現状の説明】

##### (施設設備等の条件整備の状況)

###### ・教育施設

学部が主に専用として使用している施設は第二記念会堂であり、以下の施設を有している。  
会議室、事務室、学部長室、助手室、大講義室 (250 人)、中講義室 (150 人)、トレーニング室、演習室、リハビリテーション室、卓球室、情報処理室、図書館分室、スポーツ診療室、就職閲覧室、学生ラウンジ、男女更衣室、男女シャワー室、男女トイレ、減量サウナ室、洗濯室、用務員室・実験・指導研究室 (第二記念会堂)、運動生理研究室、スポーツ心理学研究室、バイオメカニクス研究室、スポーツ医学研究室、体育原理研究室、スポーツ運動学研究室、社会体育研究室、体育科教育研究室、体操研究室、球技研究室Ⅰ、球技研究室Ⅱ、陸上競技研究室、武道研究室、各個人研究室・スポーツ施設

第一記念会堂は主に全学共通の保健体育授業と課外活動で使用している。

第一記念会堂体育館 (柔道、剣道、バスケットボール、バレーボール、卓球、バドミントン)

第二記念会堂体育館 (ハンドボール、バレーボール、卓球、バドミントン、器械体操、新体操)

体操ピット棟、スカッシュラケット棟、弓道場、レスリング場、50m 公認屋内プール、公認陸上競技場、サッカーグラウンド (人工芝)、ラグビーグラウンド (人工芝)、テニスコート、ソフトボール場グラウンド、硬式野球練習場、アーチェリー場

###### ・教育研究設備

過去 5 年間に購入・整備した教育研究機器は下記のとおりである。

###### ・文部科学省補助金による大型設備機器

平成 14 年 3 月 身体活動の機能分析システム

平成 15 年 3 月 運動による自律 (自己コントロール) を指導・支援するシステム

平成 16 年 3 月 運動動態解析装置

###### ・学部購入の主な機器

平成 14 年 バスケット得点表示版フルシステム、多成分フォースプレートシステム、生体情報装置、アネロプレス、コードレスバイク、ウェイトリフティング一式、トレッドミル

平成 15 年 リールアップ装置データ収集部一式、三次元動作解析システム、プロジェクター機器一式、

平成 16 年 講義室マルチメディア設備

平成 18 年 写真判定装置一式、プレイビューシステム

##### (情報処理機器の配備)

情報処理機器の重点的整備は、教室のマルチメディア化と情報処理室のコンピュータ買い替え、大学院室 (学部共用) コンピュータの増設、全学情報化の推進による各研究室情報システムの導入、学生用情報コンセントの設置などを実施し充実しつつある。

##### 【点検・評価】

平成 19 (2007) 年度から全学的ウェブでのポータルシステム導入に対応する情報機器はほぼ整備されつつあるが、買い替えの時期にある機器も多く今後さらに整備する必要がある。

施設については、講義室・演習室・学生用自習室の一人あたり面積が狭隘との助言を前回の相互評価で受けたように不足している。

設備は毎年補助金による大型設備購入と学部購入の機器設置で整備し、充実してきているが、設置す

る場所の不足により狭隘になっている。

公共3事業の竣工に伴うスポーツ施設の移設で陸上競技場、ラグビー場、テニスコートが新設されたが、残る仮設サッカー場、屋内プールの本設が未解決である。第一記念会堂、屋内プールは古く地震による損傷も大きく建て替えが必要である。

エクステンション事業としてキッズスポーツ教室、市民カレッジなどを実施しており、陸上競技場、第二記念会堂、屋内プール、サッカー場、ラグビー場を地域に解放し使用しているが、更衣室、シャワーなどの整備が不十分である。

**【改革・改善策】**

講義室、演習室、図書館分室の狭隘は緊急を要する課題である。学部はすでに講義棟、サッカー場（本設）、屋内プールの建設を要望し、大学の中長期計画に組み込まれているが、早期実現を望むものである。また、新たな社会のニーズに応える学部づくりのための将来構想特別委員会設置で必要な施設・設備のランドデザインの検討を開始している。

**(2) 利用上の配慮**

**【現状の説明】**

**(利用時間の配慮)**

授業での利用調整は時間割編成で行い、運動部活動に関しては学生課、学部事務室で行っている。利用の優先順位は授業、運動部活動、その他の活動としている。

**【点検・評価】**

授業、運動部活動の施設・設備の利用に関して大きな混乱はないが、雨天時には特定の施設に混雑が生じている。屋外施設の照明設置により、夜間の利用時間が拡大した。

今後、一般学生の利用や地域への開放が拡大すれば利用時間の調整が難しくなる。

**【改革・改善策】**

年間利用時間のスケジュールを立案し、利用効率を上げるようにする。

**(3) 組織・管理体制**

**【現状の説明】**

**(維持・管理の責任体制)**

本学部施設・設備については本学部教員と学部事務室が運営し、維持管理については施設課が担当している。

**【点検・評価】**

施設・設備の組織・管理体制は整っていると思われる。施設・設備の整備に関する予算要望は前年度に優先順位をつけた要望書を提出し、大学当局が決定しているが、予算との関係で、学部優先順位での決定を見ない場合が多い。

**【改革・改善策】**

年度ごとの修理、改修計画を明確にするよう年次計画案を作成する。

### Ⅲ. 学部・大学院 スポーツ科学部

#### 7. 図書館および図書・電子媒体等

##### 【到達目標】

スポーツ医科学関係の蔵書と電子媒体を充実する。

##### (1) 図書、図書館分室の整備

##### 【現状の説明】

##### (図書等の量的整備、図書施設の規模、利用上の配慮)

学部分室にある蔵書冊数は 47,144 冊で、その内訳は図書が 36,918 (和書 24,531、洋書 12,387)、雑誌が 10,226 (和書 5,151、洋書 5,075) である。雑誌の種類数については、和文誌が 370、欧文誌が 223、合計 593 点である。図書館分室の広さは、延面積が 213.70 m<sup>2</sup> (「Ⅱ. 大学 7. 図書館および図書・電子媒体」の項を参照) である。学生閲覧室の座席数は 48 席である。開館時間は平日が 8:50-21:00、土曜日が 8:50-18:00 である。

地域への開放は行っているが、図書館分室の地域住民の利用は皆無に等しい。専門学校生徒から数件、関連の書籍に関する問い合わせがある。

##### 【点検・評価】

スポーツ医科学・体育科学の教育研究に必要な図書、雑誌および視聴覚教材は量的には整備されているが、新しい雑誌の購入が必要になってきている。量的整備は、現在の分室の広さから適切であると考えられる。機器・備品の整備状況は一通りのものは揃っている。図書館情報ネットワークの整備は充実しており、図書館利用者に対する利用上の配慮として蔵書検索コーナーや視聴覚資料閲覧室などが設けられている。

##### 【改革・改善策】

蔵書の増加に伴って書籍収納スペースが狭隘であり、その確保が問題である。学部生、院生の学習室および閲覧座席数の整備増設が必要であり、新講義棟計画について学部内で再度検討する。

#### 8. 社会貢献

##### 【到達目標】

エクステンションセンター事業に学部の特色を生かしたプログラムを提供し、多様な講座を開設する。

##### (1) 社会への貢献

##### 【現状の説明】

##### (公開講座)

社会への貢献を目的として、平成 13(2001)年エクステンションセンター創設初期より、本学部は積極的に公開講座(市民カレッジ)事業に参画し、初年度は 1 講座、延べ受講者は 30 人であったが、年々増加し昨年度は 24 講座を開設し、延べ受講者は 7,805 人を数えるようになった。

研究室単位で、主に健康増進、疾病予防を目的とした公開講座を現在 3 講座開設している。そこでは研究成果を発表し市民へ還元している。また公開講座以外、地域の市民の要望によって個人的に広く講演活動を行っている。

##### (地方自治体等の政策形成への寄与)

ほとんどの学部教員は、県市の教育委員会、縣市体育協会、スポーツ競技団体の委員や役員を兼任し、政策、運営に関わり地方自治体等の政策形成に寄与している。また、一部の教員は厚生労働省、県や市の健康に関する委員を務めている。

学生のボランティア活動は教育課程に取り入れていないが、大学と市の協定による、学生サポーター制度があり、恒常的ではないが 10 人程度の学生が小・中学校の運動部活動指導のアシスタントとして参加している。

**【点検・評価】**

公開講座で、専門的に指導する教員の補助として多くの学生を参加させることは、卒業後に指導者になるための素養の機会になっている。

学生と社会との交流は、公開講座を通して成果をあげているが、参加学生は部活動で行っている者に限定されている。さらに学部の特性を生かした多様な講座の開設が必要であろう。

講演活動は各教員への直接的な依頼で行われており、多岐多数にわたっているため、その数は把握できていないが、積極的に行われている。

**【改革・改善策】**

公開講座では、単一種目での講座だけでなく、県体育協会や教育委員会と連携して、タレント発掘に関わる総合的なスポーツを提供し、今後の種目選択の参考になるような情報を与える講座の開設を検討する。また、中学・高校と提携し優れたスポーツ能力をもつ生徒を対象として、心理学、生理学、医学、栄養学など、多方面からサポートするシステムの構築を検討する。

ボランティア活動の教育課程での単位化を検討する。

**(2) 企業等との連携**

**【現状の説明】**

**(企業等との共同研究・受託研究)**

学部として組織的に行っていない。研究室個人単位で実施されているが、受託研究と、寄付研究としての連携が多い(「大学基礎データ」表 28)。

**【点検・評価】**

大学の研究推進部を通して活動し、積極的に行う必要がある。

**【改革・改善策】**

今後は学部が主導し積極的な関与が必要である。各研究室から選出された代表者による委員会を構成し、多方面からの情報収集策を講じたい。

**9. 学生生活**

**【到達目標】**

**運動部活動を活性化する支援体制の構築を目指す。**

**(1) 学生の課外活動**

**【現状の説明】**

**(課外活等に対する組織的指導・支援)**

スポーツ科学部の特性上、学生の課外活動はすべて運動部活動である。大学の運動部活動支援策として、特定スポーツの強化策が平成 17(2005)年度より明文化され、学長を委員長とする「スポーツ強化機構」が組織化された。重点強化種目を 4 種目に絞り、推薦入学人数枠、専任スタッフ、強化費について特別の配慮、支援体制が構築された。学部でも、この方針を受け、推薦入学における強化人数枠や助手採用などの面で強化支援策を推進している。

過去 5 ヶ年、全日本学生選手権(全日本インカレ)個人優勝、上位入賞者が毎年 5~10 人程度、団体

### Ⅲ. 学部・大学院 スポーツ科学部

競技でも全国ベスト 4 以内に入賞する部が 2～3 種目ある。オリンピック、アジア大会、ユニバーシアード代表選手も輩出しており、地方大学としては高い実績を残している。

#### 【点検・評価】

学部としてスポーツ推薦入学者に対して特別な指導・支援プログラムの施策は行っていない。競技水準の向上、発展が見られる種目と、現状維持もしくは下降ぎみの種目との二極化傾向が見られる。施設面は、年次的に改善され、学生の満足度は著しく向上していると考えられる。

#### 【改革・改善策】

活躍度に応じた適正な評価システムの確立と、それを反映する学部の強化支援プログラムを検討している。



## スポーツ健康科学研究科

### 1. 大学院研究科の使命および目的・教育目標

#### 【現状の説明】

##### （理念・目的等）

本研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的は、博士課程前期では、競技スポーツ・学校体育・地域スポーツ等の指導現場において高度な知識と技術をもとに、体育・スポーツ・健康・レクリエーションに関する科学的指導を実践・応用できる専門家の養成を行うことである。また、博士後期課程では、健康増進や疾病・傷害の予防・治療・再発防止を目的とした運動の開発・実践に関する研究や、幼少期から高齢期に至るライフステージに応じたスポーツパフォーマンスの向上を目的とした研究などの専門的な領域について自立して研究活動を行える研究者の養成を行うことである。

##### （理念・目的等の周知方法）

理念、目的を周知するために、福岡大学大学院ガイド、大学院要覧等の出版物、ホームページにおいて掲載している。

##### （理念・目的等の達成状況）

以上のような理念・目的で教育がなされ、博士課程前期は発足以来、大学や学校、公営体育施設、民間の健康産業、各種リゾート施設、一般企業内の健康管理部門・競技スポーツ部門、健康機関、各種医療機関などの体育・スポーツ・健康・医療・福祉などで活躍できる人材を数多く輩出してきた。

#### 【点検・評価】

上記のように体育・スポーツ・健康・医療・福祉などで活躍できる人材を数多く輩出してきたことは、本研究科の理念および目的が適切であることを示唆している。

しかし、平成 16(2004)年に開設された博士課程後期は平成 19 年 3 月に第一期生が修了したが、全員が学位取得に至らず、単位取得済み退学をした。なお、その内 1 名は 6 月に博士号を取得したが、十分な成果とはいえない。

#### 【改革・改善策】

今後、さらに多くの学位取得者を出すように努める。

### 2. 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

#### 【到達目標】

より多様化するスポーツ健康科学分野の幅広い知見を得、研鑽を深めるために講義（オムニバス形式を含む）と実験・実習を対とした教育方法をさらに展開する。また、キャリアパスを推奨し、早い段階から進路選択に関する意識付けや、社会に有為な研究者・専門家の育成に有効と考えている、国内外の研究教育機関や企業との恒常的な連携体制の確立を目指す。研究指導法については、学生に効率的かつより高い教育効果をもたらすために、学位論文の作成に対する指導計画をすべての指導教員が策定するような体制を確立する。

### Ⅲ. 学部・大学院 スポーツ健康科学研究科

#### (1) 教育課程等

##### ①大学院研究科の教育課程

###### 【現状の説明】

###### (教育課程と理念・目的等の関連、修士課程への目的の適合性)

高度の専門性教育ならびに研究活動に必要な知識や技術の修得を教育していくことを理念に、次のようなカリキュラム上の考慮をしている。まず、博士課程前期に関しては、高度の専門性教育に必要な各部門の「特講Ⅰ」「特講Ⅱ」「特別研究」と、スポーツ・健康科学の基礎知識に裏打ちされた人材育成をめざした、全指導教員が持ち回りで担当する「体育学研究概論(共通選択必修科目)」を設けている。加えて、専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するため、自由に選択できる「特修科目」を多分野にわたり準備し、学内に人材がいない場合には国内の優れた研究者を招聘し、多くは集中講義の形で行っている。同様に、博士課程後期に関しても全指導教員が持ち回りで担当する「スポーツ健康科学研究法(必修科目)」を設け、他専修の教員からの幅広い指導を院生が受けられるようにしている。

###### (学士課程の教育内容との関係、修士課程と博士課程の教育内容の関係)

大学院の基礎となる学部には現在、健康運動科学科とスポーツ科学科が設置され、博士課程前期のスポーツ医学部門と運動健康学部門は健康運動科学科との関連が高く、体力学部門、コーチ学部門、体育学部門、体育教育学部門はスポーツ科学科とのカリキュラムに対応させている。また、博士課程後期の健康運動科学部門は博士課程前期のスポーツ医学部門と運動健康学部門からの、そしてスポーツトレーニング科学部門は、体力学、コーチ学、体育学、体育科教育学からの研究の発展を念頭においている。

###### (博士課程における教育システム・プロセス、博士課程の目的への適合性)

博士課程前期は1年次での幅広い領域の特修科目の知識をもとに2年次4月に、博士課程後期は各年度当初に研究テーマを提示させ、早い時期から研究に取り組むような指導を行っている。また、博士課程前期は8月に中間報告会を開催し、副査を中心とした指導の場を設定している。また、博士課程後期は標準年次3年の6月に研究計画書を提出させ、学位論文作成の中間的指導を行っている。

「少子・高齢社会に寄与する研究者養成」を目的として、特に生活習慣病や認知症の予防や治療、抗加齢について高齢者とりわけ虚弱高齢者の生活のクオリティを高める運動処方とスポーツ医学(東洋医学を含む)の知識の習得と研究能力の開発に加え、実際に科学的根拠に基づき、病院や社会福祉事務所や市町村での事業を展開する能力を養成する大学院教育を促進している。具体的には、平成17(2005)年度後期より2年間、本学内予算より大学院活性費として500万円/年度を計上し、学外講師の招聘、実習および学会発表等の大学院生自身が研鑽を深めるために計画する学外研修に対する旅費等の補助を行った。また、博士課程後期の学生1名を研究テーマに関する共同研究実施のために米国の大学に1年間派遣している。

###### 【点検・評価】

教育プロジェクト推進のための本学内予算の計上は平成19(2007)年度をもって終了している。

###### 【改革・改善策】

独創的な教育プロジェクトを効率良くかつ恒常的に推進するために、研究拠点の形成も視野に入れ、円滑な資金の調達が必要であり、文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業等の学外助成

金への申請を検討している。

## ②授業形態と単位の関係

### 【現状の説明】

博士課程前期については、大学院設置基準に準じた本学大学院学則第6条により、週2時間通年開講の「特講Ⅰ」「特講Ⅱ」は4単位、研究指導に関する科目である「特別研究」は学修の成果を考慮し、同じく4単位を割り当て、半期完結科目である「体育学研究概論」と「特修科目」は2単位が割り当てられている。また、博士課程後期についても、研究指導を前提とした「特別研究」は4単位、そして共通科目である「スポーツ健康科学研究法」は週2時間通年開講で4単位となっている。

### 【点検・評価】

授業形態に関しては適正に実施されており、問題はない。

単位計算方法に関しては学則に基づき適正に行われており、問題はない。

## ③単位互換、単位認定等

### 【現状の説明】

国内外の他大学との単位互換など、現在は行っていない。

### 【点検・評価】

優秀な外国人受験生を増やすためにも、国内外の他大学との単位互換は必要であると考えている。

### 【改革・改善策】

国内外の他大学との単位互換は現在行っていないが、将来にむけて検討する。

## ④社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

### 【現状の説明】

社会人、外国人留学生などに対する教育課程編成や教育研究指導への特別な配慮は特に実施していない。

### 【点検・評価】

現職につき、職場からの時間的拘束を受ける社会人には指導時間を柔軟にする、長い期間英語などと接していなかった社会人には特別な外国語指導を行うなどの配慮が必要であると考えている。また、外国人留学生には日本語によるコミュニケーションを頻繁に取り入れるなどの教育課程編成や教育研究指導への特別な配慮は必要である。

### 【改革・改善策】

社会人、外国人留学生などに対する教育課程編成や教育研究指導への特別な配慮は、現在は行っていないが、将来にむけて検討する。

## ⑤研究指導等

### 【現状の説明】

#### （教育・研究指導の適切性）

博士課程前期は2年次当初から、博士課程後期は各年度当初に研究テーマを提示させ、早い時期から研究に取り組むような指導を行っている。そして、博士課程前期は2年次8月に中間報告を行わせ、博士課程後期は標準年次3年の6月に研究計画書を提出させている。これらを通して、計画的に論文を作成させるように努めている。

#### （学生に対する履修指導の適切性）

学生に対する履修指導については、年度当初に、担当指導教員からのオリエンテーションがあり、

### Ⅲ. 学部・大学院 スポーツ健康科学研究科

研究テーマに応じた科目履修の指導がある。また、全体的にも、学務委員からの第1週の「体育学研究概論（博士課程前期）」「スポーツ健康科学研究法（博士課程後期）」の時間を利用して、ガイダンスも実施している。

#### （個別的な研究指導の充実度）

論文指導は、主査を中心に特別研究が博士課程前期では3コマ、課程後期では1コマが用意され、個別指導を中心とした指導が行われている。指導は授業時を中心に行われるが、それ以外にも、随時行われている。しかし、研究科として学位論文の作成に対する指導計画をすべての指導教員に策定することを定めてはいない。

#### （学問的刺激を誘発させるための措置の適切性）

「スポーツ健康科学研究法」「体育学研究概論」は博士課程前後期の全部門の指導教員が全員で担当するオムニバス形式の授業で、幅広い領域の研究に触れることができるようになっており、他部門からの学問的刺激を受けやすい状況をつくっている。

#### （研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処策）

入学試験時の希望専修は、入学後も変更前後の指導教員の承諾があれば、学生の希望により変更が可能になっている。

博士課程前期、後期ともに研究指導教員および研究指導補助教員から履修指導を受け、指導教員が学生とかなり多くの時間をかけ、個性を重んじその特性を生かす課題を探るようにしている。授業はほとんどが7～8名以下の少人数教育であり、共通必修科目である「スポーツ健康科学研究法」では研究科全論文指導教員から幅広い領域からの講義（オムニバス形式）を受けることで、スポーツ科学に関して幅広い知見を得る機会を整備している。基本的に講義は実験または実習と対を成すように構成される。病院連携、地域社会連携はフィールド型授業である。他機関における国内研鑽プログラム等を通して、在学中より積極的なキャリアパスを推奨している。ここでは学生自身が自己の進路に関して視野を広げ熟考できる機会となる。実際に学外との共同研究がきっかけとなり就職が決定した例や、他大学院への進学や海外大学での研究留学を実施した例もある。企業からの受託研究の推進でも研究立案の段階からかならず学生の参加を義務付けている。また、健康・福祉関連企業でのインターンシップも準備している。

#### 【点検・評価】

学位論文の作成に対する指導計画をすべての指導教員が策定することが必要と考えている。

#### 【改革・改善策】

学位論文の作成に対する指導計画をすべての指導教員が策定するようにする。

### （2）教育方法等

#### ①教育効果の測定

##### 【現状の説明】

（教育効果の測定方法の適切性、修了者の進路状況、大学教員・研究員・高度専門職への就任・就職状況）

教育効果を測定する方法については、指導教授に任せており、研究科全体としての統一的なものはない。

これまで、博士課程前期修了時に各年度で約半数の修了生が大学教員や高度専門職へ就職してい

る。博士課程前期修了者の進路は、大学教員 21%、中高校教員（非常勤講師・常勤講師を含む） 21% と最も多く、次いで、健康・スポーツ関係 19%、医療・福祉関係 9%（その内、過去 5 年間で 12 名が健康づくりセンターならびに病院での運動指導士などの高度専門職である）、研究機関や博士課程後期への進学者 9%となっている。他に、一般企業や公務員が 11%、その他 10%となっている。ただし、博士課程後期修了者の進路状況はまだ開設後 3 年と時間が短く、修了生を輩出することができず、その成果については未だ検討する段階にはない。

**【点検・評価】**

大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況は 21%と高いが、任期制をとる本学部助手としての採用が大半で、任期満了後の再就任が必ずしも同様の職種であるとはいえない。また、教育・研究指導の効果を測定するための方法の改善を促進するための組織的な取り組みなどは行われていない。

**【改革・改善策】**

教育・研究指導の効果を測定するための方法の改善を促進するための組織的な取り組みについて今後検討する。

**②成績評価法**

**【現状の説明】**

講義科目に関しては出席回数、授業中の態度、レポートの内容など総合的に判断して成績を評価しているが、その配点は担当者に一任されている。また、研究指導科目に関しては、上記項目に加えて、学会発表など外部での研究成果の公表も考慮して成績が評価される。

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の改善を促進するための組織的な取り組みなどは行われていない。

**【点検・評価】**

大学院は学位論文作成が究極の目標であるので、研究指導科目での学会発表を考慮に入れた評価は、外部評価を受けたことになるので適切であると考えられる。

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の改善を促進するための組織的な取り組みが行われていない点は問題である。

**【改革・改善策】**

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の改善を促進するための組織的な取り組みについての検討を行う。

**③教育・研究指導の改善**

**【現状の説明】**

（シラバスの適切性、教育・研究指導方法の改善の組織的取組み、学生による授業評価）

博士課程前期および後期のすべての講義科目にはシラバスが用意されており、授業および研究指導の方法・内容が明記され、評価基準についても明示されている。学生の履修はそれをもとに行われる。また、教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みなどは行われていない。また、学生による授業評価についても学部とは異なり、授業受講者数が少なく、授業評価の秘密性が保たれないので、現在は行われていないが、平成 19 年度に全学の「大学院 F D 推進会議」により大学院全般に関するアンケート調査が行われた。

### Ⅲ. 学部・大学院 スポーツ健康科学研究科

#### 【点検・評価】

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みや学生による授業評価は必要であると考えている。

#### 【改革・改善策】

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みについて将来にむけ検討する。また、学生による授業評価についてもより秘密性を保持しながら実施する。

#### (3) 国内外における教育・研究交流

##### 【現状の説明】

##### (国際化、国際交流推進に関する基本方針)

スポーツ科学研究分野に関する有機的な国際交流を推進する方針である。まず、国際的な研究プロジェクトを恒常的に推進でき得る拠点を制度化する。例えば、文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業等への申請を検討する。このような拠点設立は、具体的に教育・研究を活性化するだけでなく、実質的に人的交流の足がかりともなり得る。

##### (教育研究交流を緊密化させ措置、国内外の大学院間の組織的な交流)

以上のような基本方針のもとで、協定校である韓国・梨花女子大学校はじめ外国人大学院生を積極的に受け入れ、本研究科大学院生と共同研究の機会を多く設けている。今までにスイス連邦・ローザンヌ大学から1名、梨花女子大学校から5名、米国・ウエークフォレスト大学から3名を受け入れている。また、外国人研究者の特別講演や国際シンポジウムの開催を推進している。過去に国際シンポジウムを2回、外国人研究者の特別講演・研究会を7回行っている。また、心臓リハビリテーションではウエークフォレスト大学、高齢者研究では、梨花女子大学校に短・中期留学し、共同研究を行った実績がある。国内においても肥満・糖尿病・高血圧・認知症ならびに小児喘息・脳卒中リハビリテーションについて、大学病院や専門病院と共同研究を実施し、その際には、学生が主体となり積極参加し研鑽を踏む機会を多く設けている。また、健康・福祉関連企業でのインターンシップも準備しており、適切な人的交流の環境が整備されているといえる。また、本研究科は博士課程後期が平成16(2004)年にスタートしたばかりであるが、それ以前は、他大学の博士課程後期に進学し、共同研究を主として本研究科で行ってきている。こうした学生が遺伝子研究でラバール大学、身体活動研究でローザンヌ大学、ウエークフォレスト大学、デンマーク大学に出向き研究を行い、学位を取得あるいは博士論文を作成中である。さらに博士課程後期学生が1年間ウエークフォレスト大学で共同研究を行っている。

##### (外国人研究者の受け入れ体制、教育研究及びその成果の外部発信の状況)

受け入れの体制は、整備されており、大学内規定に記載されている。例えば、近年では、高齢要介護施設における運動介入法の共同研究のために韓国より1名の研究者を外国人研究員として受け入れた(2006年2月27日～4月30日)。

教員の研究業績を研究科独自のホームページに掲載し、学外に発信している。

#### 【点検・評価】

国際レベルでの教育研究交流の推進は、研究テーマと学生に対する研究・教育の必要性に応じて研究グループ(室)単位の判断でされており、国際交流を可能とする拠点形成のための基盤整備はすすんでいる。また、学外と教育研究交流は、各テーマの専門性上、研究グループ(室)単位です

すめられているものが多く、研究科レベルでの組織的なものではない。

外国人研究者の受け入れは適切に行われている。

教員の研究業績などをホームページなどに掲載しているが、必ずしも充実した内容にはなっていない。

#### 【改革・改善策】

本研究科の設立理念に沿ったより総合的な研究テーマを主体とした研究拠点を形成し、国内外研究機関とのより有機的かつ組織的な教育研究交流を恒常化させ得るようなシステムの確立を検討する。

教員の研究業績などを掲載したホームページをさらに充実させる。

### (4) 学位授与・課程修了の認定

#### ①学位授与

##### 【現状の説明】

(学位の授与状況と方針・基準の適切性、学位審査の透明性・客観性を高める措置)

学位の授与基準は、修士の学位に関しては、修士論文以外にも学外学会での口頭発表あるいは学術論文の作成が条件となっている。また、博士課程後期では全国誌2本（うち1本は英文が望ましい）が博士論文提出の要件になっており、その詳細は福岡大学大学院スポーツ健康科学研究科学位申請取扱細則として制定し、学生に対しても年度当初のガイダンスを通して明示している。そして、審査に関しては、修士の学位は主査および副査の2名の審査により行われる。また、博士論文の審査は博士課程後期論文指導教員全員の投票により行われ、審査の客観性を高めている。

平成16年度にスタートした本研究科の博士課程後期の第一期生の学位審査においては、国際レベルでの審査を行うために、米国大学より1名の研究者を副査として採用した（平成19年6月に審査会）。なお、学位授与の状況については「大学基礎データ」表7を参照されたい。

##### 【点検・評価】

学位の授与に関しては規定に従って厳正な審査が行われており、特に問題はない。

#### ②課程修了の認定

##### 【現状の説明】

本学では、特別に優秀な学生に対しては標準年限未満での修了を認めている。

##### 【点検・評価】

標準修業年限未満で修了することを認めているが、実際にそのような事例は現在までないため、評価できない。

### 3. 学生の受け入れ

#### 【到達目標】

入学基準、単位認定基準を見直し、外国人留学生や他大学・大学院生を積極的に受け入れるような体制を確立する。

#### (1) 学生募集方法、入学者選抜方法

##### 【現状の説明】

学生の募集にあたっては研究科単位の募集要項を学内外に配布している。

入学者の選抜に関しては、研究に必要な基礎学力と研究意欲を備えた人材を選抜する方針であり、

### Ⅲ. 学部・大学院 スポーツ健康科学研究科

博士課程前後期ともに、一般入試、社会人入試、外国人留学生入学試験による入学者選抜が秋季・春季の2回にわたり行われている。一般入試では英語と専門科目を主とした学力検査に加えて面接が行われている。

#### 【点検・評価】

学生募集および入学者の選抜に関しては適切に行われており、特に問題はない。

#### (2) 学内推薦制度

##### 【現状の説明】

平成19年度より本学卒業生を対象に競技成績が優れ、基礎学力が一定の基準を満たす者を対象に推薦入学を実施し、優秀な卒業生の早期獲得に努力している。同時に、平成19年度より、学外者の競技成績優秀者を対象とした「アスリート推薦入試」も実施している。

##### 【点検・評価】

学内推薦制度における出願資格は優秀な学生を確保するために適正であると判断しており、特に問題はない。

#### (3) 門戸開放

##### 【現状の説明】

他大学・他学部出身者の受験は全く制限していない。したがって、他大学・他学部出身者も多く、過去5年間では30名が受験し、そのうち20名が合格している。

他大学・大学院生に対する単位認定を積極的に認定しようとする制度は現在のところない。

##### 【点検・評価】

他大学・大学院生に対して積極的に単位の認定を行う必要があると考えている。

##### 【改革・改善策】

国内の他大学・大学院生に対しても積極的に単位の認定を行う。

#### (4) 飛び入学

##### 【現状の説明】

本学学部生に限られているが、優秀な学生には条件を満たせば3年次終了後に飛び級受験の機会が与えられ、一般入試と同様な選抜基準が適応されている。資格の有無に関しては、半年前に成績上位者を学部教授会で公表し、有資格者の可能性がある学生に準備する期間を設けるようにしている。有資格者は教授会にて公表され、ゼミの指導教員を通して適切に本人に連絡が行われる。

##### 【点検・評価】

飛び級に関しては出願資格および有資格者への連絡ともに適切であり、特に問題はない。

#### (5) 社会人の受け入れ

##### 【現状の説明】

社会人入試においては志望科目に関する小論文が課され、面接も行われる。この社会人入試では、社会人経験が通年で3年以上であれば受験を認めている。社会人の在籍者数は前期課程6人、後期課程3人である（「大学基礎データ」表18）。



**【点検・評価】**

特に、スポーツ医学部門・コーチ学部門・運動健康学部門を中心に社会人の受け入れを積極的に行っている。

(6) 外国人留学生の受け入れ

**【現状の説明】**

(外国人留学生の受け入れ状況)

外国人留学生には原則、外国語試験と面接が行われるが、外国語を「日本語による試験」で代用することも可能で、外国人留学生の語学力を柔軟に評価している。これらの入試では、学力試験で合格基準を満たすことが選抜基準の必要条件となり、面接評価が十分条件となっている。最近5年間では、1名の外国人留学生（韓国）を受け入れている。

**【点検・評価】**

外国人留学生の受け入れに関しては積極的に取り組んでいるが、実績としては過去5年間の受け入れは極めて少ない。また、留学生の本国地での大学教育・大学院教育を積極的に認定しようとする制度は現在のところない。

**【改革・改善策】**

外国人留学生の受け入れに関しては、日本と本国で学校制度が異なる場合は必ずしも「大学卒業」にこだわらず就学年数などから入学資格を積極的に認定し、また、すでに本国で取得した互換可能な単位に関しては積極的に本学でも認定するなど、さらに積極的に取り組む。

(7) 定員管理

**【現状の説明】**

博士課程前期の入学定員は12名であるが、在籍者は常にそれを上回っている。また、博士課程後期の入学定員は4名であり、概ね充足している（「大学基礎データ」表18）。

**【点検・評価】**

定員確保については十分な数を確保しているといえる。

4. 教員組織

**【到達目標】**

秀でた能力を有する若手研究者を恒常的に雇用できるような人的補助体制をさらに整備することや、大学院担当能力をも考慮した人事を検討すること等、教育研究をより活性化でき得る組織体を確立する。

(1) 教員組織

**【現状の説明】**

(教員組織の適切性、教員の役割分担及び連携体制)

大学院担当教員全員で構成する通常委員会と、博士課程前期の特別研究担当教員で構成する博士課程前期小委員会および博士課程後期の論文指導教員で構成される博士課程後期小委員会が設置されている。通常委員会は教育研究に対する意思決定をなし、小委員会は教員の人事を行う。また、博士課程後期小委員会は論文審査およびその手続きについても協議する。研究分野としては、博士課程前期は6部門10専修から構成され、後期は2部門から構成されている。教員数は概ね部門間で

### Ⅲ. 学部・大学院 スポーツ健康科学研究科

均等に配置されているが、学生数には偏りがみられる。ただし、論文指導は指導教員が個人単位で行う場合がほとんどで、組織的な教育・指導は行われていない。教員組織は（「大学基礎データ」表 19-3）を参照されたい。

#### （教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況）

採用の人事はすべて公募制としている。また、研究指導補助を担当する助手は2年の任期制をとっている。また、平成19年度より助教2名を採用し、3年の任期制としている。

#### 【点検・評価】

講師、准教授、教授職に関しては、任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための方策を研究科に導入することは制度上難しい。

#### 【改革・改善策】

教員の採用に関しては学部中心に行われることから、今後は大学院担当能力をも考慮した人事が行えるよう検討する。また、組織的な教育の実施を検討し、そのために教員の適切な役割分担や連携を検討する。

### （2）研究支援職員

#### 【現状の説明】

#### （研究支援職員の充実度）

大学院担当教員以外にも、研究支援職員として、現在4名の教育技術職員がおり、教員の研究活動を支援している。同時に、毎年12～13名前後の者がティーチング・アシスタントとして指導教授の学部授業の補助および研究活動を支援している。この他、研究支援職員（ポストドクター）が研究プロジェクト毎に雇用されている。

#### （「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性）

研究支援職員（ポストドクター）と研究者は、研究テーマの遂行においては適切な連携・協力関係を保っている。

#### 【点検・評価】

研究支援職員（ポストドクター）の雇用のほとんどは、研究グループ単位で科学研究費などで賄われており、必要な人材を確保し難いグループもある。

#### 【改革・改善策】

教育研究をより活性化するためには、各々の研究分野で秀でた能力を有する研究支援職員を恒常的に雇用できるような人的補助体制をさらに整備する。

### （3）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

#### 【現状の説明】

#### （基準・手続の内容と運用）

大学院担当の専任教員の資格審査に関しては研究科内に小委員会を設け、「大学院教育職員資格審査基準」に基づき審査を行い、全学の大学院教育職員資格審査委員会で審議・決定される。ただし、採用に関しては学部教授会がその審査を行っている。

#### 【点検・評価】

採用人事を学部が行うため、大学院の意向が十分に反映しているとは言えない。

**【改革・改善策】**

教員の採用に関しては学部中心に行われることから、今後、大学院担当能力をも考慮した人事が行えるよう検討する。

**(4) 教育・研究活動の評価**

**【現状の説明】**

**(教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況)**

大学院担当教員の教育活動および研究活動の評価は、研究科長を長としたFD小委員会を研究科内に設け、毎年度当初に各教員から研究業績を提出させ検討している。また、その内容を通常委員会においても公表している。

**【点検・評価】**

教育・研究活動の評価に関しては適切に行われており、特に問題はない。

**(5) 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係**

**【現状の説明】**

学外の教育研究機関への派遣もしくは受け入れの体制は、学内規定により整備されている。例えば、近年の本学からの派遣は、ドイツ・ハイデルベルグ大学スポーツ科学研究所へ客員研究員として1名(1年間)、英国・エクスター&プリマス大学補完医療研究所へ客員研究員として1名(1年間)の実績がある。一方、韓国より1名の研究者を外国人研究員として受け入れた実績(2006年2月27日～4月30日)がある。また、研究グループ単位でも学外研究者の訪問等の積極的な交流がなされている(例えば、ドイツ連邦医師団、理学療法士会理事や独立行政法人国際協力機構研究員3名など一定期間共同研究のために受け入れた実績などがある)。

**【点検・評価】**

学外教育研究機関との人的交流も研究グループレベルに頼ることが多い。

**【改革・改善策】**

学外教育研究機関との人的交流をより総合的かつ恒常化させ得るような、教育研究拠点の形成を含めた研究科独自のシステムを検討する。

**5. 研究活動と研究環境**

**【到達目標】**

現状の国内外の研究施設との交流をより有機的かつ円滑的にするために本学を中心とした研究拠点を制度化する。また、その運営のための費用や研究費の獲得における研究者のインセンティブを高める制度を学内規定化されることを目指す。

**(1) 研究活動**

**①研究活動**

**【現状の説明】**

(論文等研究成果の発表状況、国内外の学会での活動状況、研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況)

研究活動の活性度は学会活動や論文等に反映されている。専修部門によっては他学部、産官学と

### Ⅲ. 学部・大学院 スポーツ健康科学研究科

の学際的・国際的な共同研究が活発に行われている。また、国の科学研究費や大学院重点特別経費、本学研究推進部の高額研究費などを獲得し、研究教育の高度化を推進している。

国内外の各々の専門学会において多くの学会発表もしくは論文の執筆がされている。過去5年間の本研究科の教員が筆頭もしくは共同研究者として行った学会発表は200演題以上（内、国際学会は20演題程度）、論文の数は100編以上（内、国際誌は30編程度）ある。

特に、21世紀の少子超高齢社会化する我国において、明るく活力ある社会にするための国民の健康維持・増進とスポーツを通して国民の豊かな生活（クオリティオブライフ）の実現および国民の活性化を促進することを支援する有為な高度専門職業人と研究者を育成してきた。

文部科学省科学研究費の申請や採択も増加しており、受託研究も多い。特に、最近では高額の寄付研究などが採用されるなど研究活動の活性化が実現している。

#### 【点検・評価】

国際学会、日本体育学会、日本体力医学会、各専門分野における学会への研究発表など学会活動は国内外に及んでおり、研究論文も国内外の雑誌に掲載されてきた。また、文部科学省の科学研究費の申請や採択も増加しており、受託研究も多い。特に、最近では高額の寄付研究などが採用されるなど研究活動の活性化が実現している。このような学際的、国際的な共同研究や交流は、国際水準で評価される優れた研究成果を生み出している。

#### ②研究における国際連携

##### 【現状の説明】

##### （国際的な共同研究への参加）

運動適応の基礎的研究ではカナダ連邦・ラバール大学やスイス連邦・ローザンヌ大学と、実践的研究では米国・ウエークフォレスト大学、韓国・梨花女子大学のそれぞれの大学院との共同研究に積極的に参加することを奨励している。修士学生が心臓リハビリテーションではウエークフォレスト大学、高齢者研究では、梨花女子大学との共同研究を行った実績がある。

身体活動の運動適応に関して、カナダ連邦・ラバール大学やスイス連邦・ローザンヌ大学、米国・ウエークフォレスト大学、韓国・梨花女子大学と国際共同研究を行っている。

##### 【点検・評価】

現状で共同研究を行っている機関との人的交流も積極的に行われており、身体活動科学の研究グループとして研究グループ（室）レベルでの基盤整備はすすめられている。

##### 【改革・改善策】

現状の国内外の研究施設との人的交流を研究科レベルでより有機的かつ円滑にするために本学を中心とした研究拠点を制度化する必要がある、文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業等への申請を検討する。

#### ③教育研究組織単位間の研究上の連携

##### 【現状の説明】

##### （付置研究所との関係、大学共同利用機関、学内共同利用施設との関係）

本研究科に付属する研究所は現在のところないが、R I（Radio Isotope: 放射性同位元素）センターやアニマルセンター（遺伝子改変動物を含む動物実験施設）は、大学内共同利用学術研究施設であり、本研究科よりR Iセンターは2名、アニマルセンターは1名の教員が運営委員に就いている。また、大学院生も利用申請・講習会を受講することを条件として自由に利用できるよ

ている。

**【点検・評価】**

学内研究組織単位での研究と人的な交流・連携は不十分であり、さらに活発にする必要がある。

**【改革・改善策】**

総合大学の長所を生かした学際的な研究体制を大学全体の教育研究計画として検討する。また、その軸となり得る必要な研究拠点の設置を私立大学学術研究高度化推進事業等への申請を検討する。

**(2) 研究環境**

**① 経常的な研究条件の整備**

**【現状の説明】**

(個人研究費・研究旅費、共同研究費、教員研究室、研究時間の確保の方途、研修機会の確保の方策)

大学院担当教員には担当学生数などに応じて、必ずしも十分とは言えないが、個人研究費および学会等への旅費等が支給されている。しかし、その額は多くなく、主な用途は授業を中心に考えられている。共同研究費の制度は全学的に研究推進部が中心となり、その運用にあたっており、研究科内的には制度化されていない。そして、教員1名につき1部屋の個人研究室が与えられている。しかし、大学院担当教員は全員が学部との併任であるため、十分な研究時間が確保されているとは言い難い。大学院担当教員の研究活動に必要な研修機会確保などは行われていない。

**【点検・評価】**

研究活動を行うための施設・設備を含めた条件は十分とは言えない。

**【改革・改善策】**

研究活動をより活性化するために、独自の研究用施設・設備の整備充実や、大学院専任教員の配置、学部教育の併任による負担を軽減するなどについて検討する。

**② 競争的な研究環境創出のための措置**

**【現状の説明】**

(研究助成金の申請とその採択の状況)

競争的研究資金で構成される研究としては、科学研究費補助金および研究助成財団などへの研究助成金の申請が行われており、そのうちの一部は論文としても公表されている。スポーツ科学部・スポーツ健康科学研究科の採択件数は、平成16(2004年度)2件、平成18年度1件、平成19年度3件である(「大学基礎データ」表33)。

**【点検・評価】**

経常的予算以外に競争的研究資金があるが、その申請などは教員個人が任意で行われている。

**【改革・改善策】**

競争的研究資金の獲得に努力するように努める。

**③ 研究上の成果の公表、発信・受信等**

**【現状の説明】**

(研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性)

大学院担当教員に対して研究成果を積極的に外国の学術誌に公表することを勧め、投稿を容易にするために英文翻訳・校正・投稿料の資金援助を行っている。

### Ⅲ. 学部・大学院 スポーツ健康科学研究科

#### 【点検・評価】

国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信するような環境は整備されていない。

#### 【改革・改善策】

国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信するような環境を構築するように将来に向けて検討する。

#### ④倫理面からの研究条件の整備

##### 【現状の説明】

##### （学内的規制システム、学内的な審議機関の開設・運営）

学内に福岡大学研究倫理審査委員会が設置されており、実験・研究の倫理面の審査を行うために適切な審査システムが整備されている。本研究科で大学院生が実施する研究に関しても、当該研究倫理審査を経て認可を受けた後に実施するように各指導教員より指導されている。

学内に福岡大学研究倫理審査委員会ならびに、動物実験の倫理審議を行う福岡大学動物実験委員会が適切な体制の基に設置・運営されている。学内で行われる実験・研究は、倫理審査申請書または動物実験計画書をもって申請し、当該委員会の審議による認可を得た後に実施するよう指導されている。

##### 【点検・評価】

上記のとおり実験・研究の倫理面の審査に関しては適正に行われており、特に問題はない。

### 6. 施設・設備等

#### 【到達目標】

研究教育の一層の進展に備え、研究科独自の施設・設備のさらなる整備充実を図る。

#### （1）施設設備

#### ①施設・設備等

##### 【現状の説明】

##### （施設・設備等諸条件の整備状況、大学院専用の施設・設備の整備状況）

大学院研究科の教育研究目的を実現するために必要となる講義室、演習室、実験実習室などの数・面積や情報処理学習室の設備などは充足されている。ただし、これらの一部は学部教育と併用されており、図書館分室は狭隘である。また、学生の自習室も付属する戸棚や机などとともに十分なスペースが確保されている。

##### 【点検・評価】

前期課程設置後 20 年経過したことで研究活動の進展に伴い、施設の狭隘さ、設備の未整備などが目立ち始めている。特に、施設・設備の未整備、図書館分室の狭隘さは教員・院生の教育研究活動に支障をきたしている。

##### 【改革・改善策】

今後、期待される研究教育の一層の進展に備え、大学全体の施設整備計画の中で研究科の施設・設備のさらなる整備充実を検討していく。

#### ②維持・管理体制

この項についてはⅡ. 大学 6. 施設・設備の項を参照されたい。

## 7. 社会貢献

### 【到達目標】

産学連携研究・事業をより積極的に推進する。またそのような研究・事業は、学生の有為な研鑽の場となることが期待できる。

#### (1) 社会への貢献

### 【現状の説明】

#### (研究成果の社会への還元状況)

本研究科では、長年にわたって、健康増進、疾病の予防と治療における運動の効用に関する研究を推進しており、その研究結果は、運動所要量策定に関する厚生行政の推進をはじめ、高血圧の運動療法に関するWHOの方針への研究成果の援用があげられる。しかも生活習慣病に対する運動療法を保険の診療報酬として認めるに至っており、研究の遂行とその成果の実用化に関するノウハウを有しており、病院附属施設や健康関連企業においてその成果を活用している。

#### (国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況)

地方自治体における介護予防をはじめとした地域住民の健康づくり政策の形成に寄与している。具体的には、福岡市城南区七隈地区、福岡県田川郡赤池町、福岡県朝倉郡杷木町、福岡県糟屋郡粕屋町、宮崎県都城市、大分県安心院町、石川県能美郡根上町（現・能美市）において高齢者を対象とした予備的介入研究を実施し、予防医学を意図した運動プログラムの提供を行ってきた。また、石川県根上町においては、本プログラムにより医療費の抑制効果も証明し、最近では、和歌山県 30 市町村、東京都世田谷区保健センター、北海道大学市民公開講座でも採用されている。

### 【点検・評価】

地方自治体や病院附属施設において健康増進や疾病の予防を目的とした研究を通して地域社会へ多大な貢献をしていると評価することができる。

#### (2) 企業との連携

### 【現状の説明】

#### (大学院・大学とそれ以外の社会的組織体・研究機関との教育研究上の連携策)

既に連携する3病院(小児喘息、整形(身体障害者)、リハビリテーション専門病院)での研鑽と米国・ウエークフォレスト大学での心臓リハビリテーションでの長期研鑽(平成17(2005)年11月より)をスタートしており、平成18年度より本学大学病院で肥満・糖尿病・認知症の運動療法、連携病院(認知症の運動療法)の研鑽とカナダ連邦・ラバール大学での遺伝子研究での短期研修を新たに開始する予定である。また、東京都世田谷区保健センター、福岡県の7市町村、佐賀県の1市町村での介護予防、高齢者健康増進プログラムの開発研究に着手している。

#### (企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況)

1カ年度当たり平均10社程度(地方自治体や財団法人を含む)と受託研究契約(総額で約1,300万円/年程度)を結び共同研究を行っている。ほとんどの共同研究は、健康増進、疾病予防・治療に関する機器やソフト、食品の開発、また介護予防や生活習慣予防サービスのモデル事業の展開がテーマであり、本研究科の特性と社会的ニーズを結びつけたものである。このような共同研究には大学院生が積極的に参加するよう促しており学生自身が研鑽を深める良い機会となっている。また、企業の研究者を客員教授として迎え入れた実績もある。

### Ⅲ. 学部・大学院 スポーツ健康科学研究科

#### 【点検・評価】

地方自治体、病院附属施設、健康関連企業において、健康増進や疾病の予防を目的とした研究を通して地域社会へ多大な貢献していると評価することができる。

#### (3) 特許・技術移転

##### 【現状の説明】

本研究科の教員が発明者となっている特許申請数は、23件（実用新案1件を含む）ある。

##### 【点検・評価】

特許・技術移転に関しては申請数も多く、特に問題はない。

### 8. 学生生活への配慮

#### 【到達目標】

学内規定の見直しの要請や、外部資金を積極的に導入することで一定数のRA（リサーチアシスタント）の確保や研究補助業務の委託により生活資金援助を行える体制を恒常化する。

#### (1) 学生への経済的支援

##### 【現状の説明】

##### (学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性)

本学では、独立行政法人学生支援機構による奨学金以外にも、本学独自の奨学金制度があり、経済的に困窮している学生の経済的支援を行っている。また、それとは別に、TA（ティーチングアシスタント）などからも資金援助を受けることができる。また、研究プロジェクトによっては、RA（リサーチアシスタント）を採用している。

##### 【点検・評価】

上記のとおり、学生への経済的支援体制は整備されていると考えている。

#### (2) 学生への研究活動への支援

##### 【現状の説明】

##### (研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性)

研究指導教員より学生自身の課題に応じた研究プロジェクトへ参加できるよう配慮している。また、学外の機関との共同研究(受託研究を含む)への積極的な参加も推奨しており、ここでは学生自身の進路に関して視野を広げ熟考できる機会となる。

##### (各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性)

同時に、学生に対して研究成果を積極的に外国の学術誌に公表することを勧め、投稿を容易にするために英文翻訳・校正・投稿料の資金援助を行っている。

##### 【点検・評価】

学外との共同研究プロジェクトがきっかけとなり就職が決定した例や、他大学院への進学や海外大学での研究留学を実施した例もあり、適切な教育・研鑽がなされている。



(3) 生活相談等

Ⅱ. 大学の9. 学生生活の項を参照されたい。

(4) 就職指導等

Ⅱ. 大学の9. 学生生活の項を参照されたい。

9. 管理運営

【到達目標】

教学上管理・運営の効率化をはかるために、学部教授会とのさらなる連携・協力体制を向上させていく。

(1) 大学院の管理運営体制

【現状の説明】

(教学上の管理運営組織の活動、大学院の審議機関(大学院研究科委員会など)と学部教授会、審議機関の長の選任手続)

大学院研究科の教学上の管理・運営は、研究科長および大学院委員の指導のもとに、主に学務委員が担当事務課と協力してあたっている。そして、重要な審議事項は大学院通常委員会において諮られるが、通常委員会の構成員はすべて学部教授会の構成員でもあり、学部教授会との審議内容は有機的に共有していると考えられる。また、通常委員会の長である研究科長は、2年に一度、研究科構成員全員の互選により選ばれている。

【点検・評価】

大学院の管理運営体制は適切に行われており、特に問題はない。



## 法科大学院

### 1. 使命・目的および教育目標

#### 【現状の説明】

本法科大学院では、平成 16(2004)年開設時の理念、目的として 4 つの柱を立てていた。第 1 は、ジェネラリストとしての実務法曹を養成することを目的とし、倫理観、正義感、人権感覚に裏付けられた深い洞察力と的確な判断力、新たな問題にも適用できる体系的な法知識と鋭い分析力、多様な問題に対応できる柔軟な解決能力を備えた人材を養成することである。第 2 は、地域に根ざした実務法曹を養成することを目的とし、ジェネラリストとしての資質、能力の他に地域における社会経済や司法の実態を把握し、地域社会の健全な自発的発展に資する批判能力と行動力を備えた人材を養成することである。第 3 は、専門的あるいは国際的な実務法曹としての活躍の場を求めようとする者の要請に応えることを目的とし、より高度な専門知識を修得するための適応性や国際感覚に裏づけられた多角的な視点を身につけるための教育機会を提供することである。第 4 は、社会において不断に生じる新たな法的問題への対応の必要性、そのためのリカレント教育の要請に応えることを目的として、地域社会において活動する実務法曹に対し、多様、最新かつ高度な専門知識を提供するということである。

しかし、その後の 3 年間の教育活動において、これら 4 つの法曹像のうち、第 3 の国際的な実務法曹の養成については、必ずしも十分とはいえない反省から、平成 19(2007)年度以降、本法科大学院では①社会正義を実現する法曹、②社会の発展に貢献する法曹、③あらゆる方面に対応できる法曹（「地域に根ざし、地域に通じ、幅広く人々の暮らしを支える法曹の育成」）を養成することを目標として掲げるに至ったが、人間性豊かで専門性を備えた真のプロたる法曹を育成するという理念は、一貫して堅持している。

#### 【点検・評価】

本法科大学院で「養成しようとする法曹像」は、司法制度改革の趣旨を踏まえた開設時の理念に基づき、教育活動の実態を踏まえた実現可能なものであり、適切なものと考えている。

### 2. 教育内容・方法等

#### ①授業科目の構成

#### 【現状の説明】

文部科学省告示（平成 15(2003)年第 53 号）において、履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間 36 単位を上限とすべきものとされているが、本法科大学院においても、登録することのできる単位数の上限は、各学年次につき年間 36 単位としている。

この年間上限単位を前提に、平成 19 年度より施行されている新カリキュラムにおいては、「理論と実務の架橋」という目標を達成すべく授業科目を編成している。下位年次においては、基本的な法的思考方法および法の基本的理論を修得させるべく、法律基本科目を中心に配置し、上位年次においては、下位年次での教育で修得した能力を実務の場で用いることができる能力を涵養すべく、法律実務基礎科目、展開・先端科目を中心に配置している。なお、基礎法学・隣接科目については、全学年にわたりほぼ均等に配置している。

### Ⅲ. 学部・大学院 法科大学院

#### 【点検・評価】

授業科目の編成はバランスがとれており、学年配置も学生が体系的に理論・実務的能力を修得しやすいように工夫されているが、法学を全く学ばないで入学した学生にとっては、特に1年次での負担がかなり重いものとなっている。これは、現在の法科大学院の制度設計上やむを得ない面もあるが、さらに工夫する余地があろう。

#### 【改革・改善策】

これまでの経験をもとに、学生が理論・実務的能力について、より効率的に修得できるような科目設定、年次配当を検討する予定である。

#### ②授業科目の履修

##### 【現状の説明】

各授業科目について、A4版2頁にわたり、授業科目の概要、達成目標、教材、授業の方法、成績評価の方法、講義各回（15回）の講義内容を記載したシラバスを、学修ガイドに掲載し、これを在学生および入学予定者に対して配布し、科目の選択および履修方法を指導している。

##### 【点検・評価】

学生に対し、履修科目選択にあたって必要と考えられる情報は、提供されている。

#### ③授業方法

##### 【現状の説明】

法科大学院では、学生に、具体的事案に則し的確に法を適用し、妥当な結論を導く能力を修得させることが求められている。そのためには、一方通行ではなく、具体的事案を示しつつ、学生に考えさせながら講義を行うことが必要である。

本法科大学院においては、ほぼ全ての授業において、一方通行の講義形式の授業は行われておらず、少なくとも質疑を交えながら講義を行っており、各授業の達成目標に応じ、双方向または多方向の講義を行うことによって、授業に学生を参加させるような工夫がなされている。さらに、多くの科目において、レポートの提出、中間試験や定期試験の添削および個々の学生に対する答案指導などの工夫がなされている。

##### 【点検・評価】

具体的事案について基本理論からアプローチできるようにするためには、正確にかつ厳密に基本理論を自らのものとして修得していることが必要となるが、学生にそのような力を身につけさせるためには、周到な講義の準備が必要となる。すなわち、適切な設例の準備、質疑における学生の発言の予測、それへの適切な対応、学生に対する的確な予習、復習の指示などを講義前に予め準備していなければならない。しかし、そのための教員の負担は大きく、過重とも言える状況にある。より充実した授業を行うためには、教員の負担の軽減を図るべきであろう。

#### 【改革・改善策】

教員の負担を軽減する方策について検討を進める。

#### ④理論と実務の架橋

##### 【現状の説明】

理論と実務の架橋を目指している科目は、民刑の各実務基礎論および各実務演習、民事紛争処理手続論、リーガル・コミュニケーション演習、エクスターンシップである。これらの科目は、いずれも弁護士、派遣裁判官及び検察官の各実務家が担当し、教室で学んだ理論が実務ではどのように

実施運用されているかを強く意識した授業が行われている。特に、民刑の各実務演習では、いずれもシミュレーションとしての模擬裁判を実施し、実際の裁判の流れに即して訴訟手続についての理解を深めると同時に、事件の事実認定を通じて理論と実務の運用の関連性や判例理論に重点を置いた授業がなされている。さらに、エクスターンシップでは、法律事務所に学生を派遣し、弁護士の指導の下で実際の事件処理を経験させることにより、理論と実務の架橋を身をもって学習させ、実務において、いかに基礎的、基本的な法律知識が必要かつ重要であることを認識させるようにしている。

#### 【点検・評価】

上記の各科目は、いずれも実務家によって熱心に指導が行われ、エクスターンシップ以外は概ねそれなりの成果を挙げていると思われる。エクスターンシップは履修の条件がやや厳しく、対象学生が少数に限られ、平成を18(2006)年度に履修した学生は3人とどまっている。この履修条件の早急な見直しが喫緊の課題である。さらに、上記各科目は、他の法律基礎科目もそうであるが、理論と実務の架橋という観点から言えば、研究者教員と実務家教員が合同、共同して授業を行うことがより相応しいと言える。しかし、これが現在実現していない最大の理由は、マンパワーの絶対的な不足にある。今後は、研究者は勿論、弁護士等の実務家を相当数採用して、両者による合同、共同の授業を実現する努力を行うことが強く望まれる。

#### 【改革・改善策】

エクスターンシップは、履修条件である成績基準を引き下げ、履修対象学生の範囲拡大を図る必要がある。その他、臨床科目として、今後はクリニックを志向しなければならない段階に来ており、学内における弁護士事務所を開設することなども含めて検討を開始する。

### ⑤成績評価

#### 【現状の説明】

本法科大学院においては、演習および実習をもってする授業科目を除き、筆記試験による定期試験を行うものと定められており、各授業科目については、この定期試験の成績のほか、小テスト、レポート、課題、出席状況、授業における議論への参加状況などその他の要素を加味して、その成績評価を行うべきものとされている。そして、総合的な成績評価および定期試験における成績評価基準については掲示およびシラバスにより、学生に開示されている。そして、必修科目（演習科目を除く）の成績評価については、担当教員を含む複数の教員によって評価すべきものとされていることから、当該科目の定期試験については複数の教員による採点がなされている。また、定期試験については、試験問題および論点または模範解答がウェブ・サイトにおいて閲覧できるようにされているほか、成績評価の分布状況についても開示されている。

本法科大学院においては、成績評価に異議のある者は所定の手続きに従って、担当教員に対して異議申立てを行うことができ、さらに担当教員の回答に不服のある者は教授会に対し不服申立てをできることが定められ、学生に周知されている。

#### 【点検・評価】

成績評価基準、定期試験問題およびその論点または模範答案、成績評価の分布状況など可能な限りの情報が開示され、学生への周知が図られている。また、定期試験における複数教員による採点や成績評価に対する異議申立て制度などが導入され、成績評価の公正さを確保するための努力が重ねられている。本法科大学院においては、教員の大きな負担のもと、適切かつ公正な成績評価を行

### Ⅲ. 学部・大学院 法科大学院

うための制度が確立されているものと評価することができる。

#### 【改革・改善策】

成績評価および異議申立手続きにつき、より明確な基準および手続きを設定し、開示するように努める。

#### ⑥修了認定

##### 【現状の説明】

本法科大学院においては、所定の単位を修得した後、課程修了試験に合格することが修了の要件とされている。

そして、課程修了試験は、法務博士（専門職）の学位を授与するに相応しい実務法曹としての学識および能力を修得しているか否かについて判断するため、毎年3月および9月に実施するものとされている。

課程修了試験についても、平成19年度9月期の課程修了試験から、その試験問題、論点または模範解答を開示するものとされ、さらに異議申立手続きが導入されている。

##### 【点検・評価】

課程修了試験については、法務博士（専門職）の学位を授与するに相応しい実務法曹としての学識および能力を修得していることという抽象的な判定基準が定められているにすぎず、より具体的かつ明確な基準を設定し、開示することが必要であると考えられるが、平成19年度9月期の課程修了試験からは試験問題、論点または模範解答の開示や異議申立手続きの導入などが実施されており、透明性を高めるための努力がなされているものと評価することができる。

#### 【改革・改善策】

課程修了試験による修了判定につき、法務博士（専門職）の学位を授与するに相応しい実務法曹としての学識および能力を修得していることという基準を踏まえ、より具体的な判定基準を設定し、開示する方策の検討を進める。

#### ⑦教科指導

##### 【現状の説明】

授業科目に関し、基礎的事項の復習、授業内容の補完、発展的問題の検討を行うために、単位認定の対象とならないものとして、教科指導を開講している。原則として、基本科目に関しては、上記のような目的に沿うようクラスを編成し開講している。学生からの要望に応じ、新たにクラスを設置することもある。また、夏季休業中、春季休業中にも、学生にも適宜、開講している。

専任教員は、半期1コマの教科指導を担当することとしているが、基本科目においては、これ以上のコマ数を負担する結果となっている。

##### 【点検・評価】

教科指導は、講義とは異なり、取り扱う内容を限定することができ、また、自由度も高いため、参加している学生に適合した内容としやすい。さらに、自由参加であり、参加する学生は、概ね、学習に対する意欲が高いので、修学上の効果は、かなりあげているものと評価できる。しかし、教科指導については、教員の負担が大きいかかわらず、正規の授業ではないことから授業負担としての評価が不十分であり、教員間において負担の不均衡が生じている。

#### 【改革・改善策】

教科指導を演習科目とし、正規の授業として位置づけることができるかについて、検討する。

⑧ F D 活動

【現状の説明】

本法科大学院においては、F D 委員会および専門分野系 F D 委員会を設置し、①毎年度の委員会活動報告と当該年度の活動方針の確認、②学生による授業評価アンケート・意見書の活用、③教員により作成・提出された自己評価書の扱い、④授業方法・授業内容の点検（たとえば、民事法系教育のあり方）、⑤学生に対するヒアリング結果等について検討を重ねている。

F D 委員会での検討としては、とくに授業や教材の工夫について、各科目の特質に左右されるという事情はあるものの、授業に向けた予習のさせ方、授業通信、講義レジュメ、ウェブ・サイト、メール等の有効活用、授業方法の工夫、そして復習の仕方などが検討され、その結果は、教授会で報告・検討され、教員の共有化が図られている。

また、専門分野系 F D 委員会において、平成 19 年度は、共通テーマとして「科目間における組織的な教育体制の構築」を掲げ、民事法系では「民事系科目における要件事実教育の位置づけ」、刑事法系では「アカデミック・アドバイザーとの連携」、そして公法系では「公法系科目の連携」が各専門分野系のテーマとして採用され、検討に入った。

【点検・評価】

法科大学院発足から 3 年が経過して F D の本格的な取り組み体制はほぼ確立された。ただ、具体的な取り組み内容については、なお問題点の洗い出しにとどまり、具体的に掘り下げて検討に入ると、様々な意見が対立し、方向性すら確認できなかつたり、改善するところまでには至らなかつたりする課題も多くあった。その最大の原因として、各教員が法科大学院における教育内容・教育方法について、さらにいえばそもそも法科大学院における教育サービスのあり方について共通した認識を持つようとする意識に欠けるところがあること、一定のあるべき法科大学院生像を前提としてそれに対する独自の教育方法をとることをよしとする雰囲気がお本法科大学院の教員内にはあることが上げられる。しかし、そのようななかにあつて、授業や教材の工夫の検討を通して教育方法・教育内容に関する点検・改善は、少しずつではあるが、着実に図られているといえる。

【改革・改善策】

教育内容・教育方法の改善に向けた取り組みは年を追うごとに充実しつつあるといえるが、その一方で、授業傍聴等の教員による相互の授業見学はなされておらず、今後適切に実施する方向で、実施方法を含めた検討を行いたい。

3. 学生の受け入れ

① 学生数

【現状の説明】

本法科大学院の入学定員は 50 人であるところ、入学者数は、次表のとおりである。

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A)
平成 17 年度	50 人	50 人	1.00
平成 18 年度	50 人	43 人	0.86
平成 19 年度	50 人	49 人	0.98
平均	50 人	47 人	0.94

### Ⅲ. 学部・大学院 法科大学院

#### 【点検・評価】

過去3年間の入学者数は、いずれの年度においても50人以内である。また3年間の入学者数の平均は47人であり、入学定員の94%に相当する。定員充足率は、100%を少し下回るものの、効果的な教育の実現という観点からすれば、入学者数は入学定員に対してバランスがとれていると考えられる。また、平成19年5月1日現在の在籍者数は159人であり、これは収容定員150人をやや上回る106%に相当するが、在籍者数は収容定員に対してバランスを失しているとはいえないと考えられる。

#### 【改革・改善策】

法科大学院進学志望者が全国的にも減少しているが、この傾向は、今後新司法試験合格者数の見直しが行われることになる場合には、ますます強まるものと予測される。こうした状況のもとでは、入学定員の充足のための効果的方策について検討する一方、質の高い学生を確保するための抜本的改革、具体的には、入学定員数の引下げあるいは教育体制の強化を検討していくことも必要になると考えられる。

#### ②入学者選抜

##### 【現状の説明】

本法科大学院のアドミッション・ポリシー（学生受入方針）は、「法科大学院における教育を受け、実務法曹として必要な柔軟で論理的な思考力および多様な専門的知識と技能を有することをもって、その入学者の選考基準」とし、「入学者の選考においては、法律的な専門知識の多寡ではなく、論理的かつ合理的な『思考力・分析力・判断力・表現力』という実務法曹としての基礎的能力および資質を適正かつ公平に評価」することである。

法学未修者および法学既修者の募集人員（人数枠）は定めず、入学試験（小論文および面接）を受験した者の中で2年次編入を希望する者について、法律専門試験（論述式試験）を実施している。また、多角的な視点から多様な人材を選考し、異なった専門知識や社会経験などを有する人に広く門戸を開くため、公平性への配慮を図りながら、社会人や法学系以外の出身者について、一定の範囲で優先的な選考を実施する「社会人・法学系以外の出身者などの特別選考」制度を採用し、入学定員の3割程度の募集人員を予定している。さらに、入学時において就業している、または入学後に就業する等の理由により、標準修業年限（3年間で課程修了）を超えた履修計画を有する者について、「長期在学履修（5年間で課程修了）」を認める制度を設けている。

本法科大学院のアドミッション・ポリシー、選抜基準及び選抜手続については、「学生募集要項」および「ホームページ」において公開しているほか、大学内外の進学説明会・相談会において周知徹底を図っている。

##### 【点検・評価】

学生受入方針、選抜基準および選抜手続は、「学生募集要項」において明確に規定され、適切な時期・方法により公開されていると考えられる。そして、入学者選抜は、入学者の基準および手続に従って実施されているものと評価することができる。

#### ③既修者認定

##### 【現状の説明】

法律専門試験（法学既修者認定試験）は、「法科大学院における教育の基盤となる法の理論の側面についての理解度が高く、実務法曹教育を展開するのに十分な理論的基礎が確立しているか否かについて評価することを目的とし、その理論的基礎が確立しているものと認定された分野ごとに一



定の授業科目を履修し、単位を修得したものとみなす制度」と位置づけている。法学既修者の募集人員は定めず、受験生の中で法学既修者として2年次への編入を希望する者に対して実施している（一括方式）。したがって、法律専門試験の受験は任意であり、その受験の有無および成績結果を入学選考にあたって考慮することはない。

法律専門試験（法学既修者認定試験）の制度の趣旨、選抜手続、既修単位の認定手続については、「学生募集要項」（6月下旬配布開始）およびホームページにおいて公開しているほか、大学内外の説明会において周知徹底を図っている。

法律専門試験は、「募集要項」で公表している選抜手続に基づいて実施され、また、「みなし履修科目」の認定を行っており、平成19年度の法律専門試験においては、23人が受験して3人が合格し、また追加募集においては、8人が受験して4人が合格したが、最終的な入学者は2人であった。平成17(2005)年度～平成19(2007)年度の既修者の認定数は次表のとおりである。

	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	入学者数	法学既修者数 (内数)	入学者数	法学既修者数 (内数)	入学者数	法学既修者数 (内数)
学生数	50人	2人	43人	0人	49人	2人
学生数に 対する割合	100%	4%	100%	0%	100%	4%

**【点検・評価】**

法律専門試験の選抜基準および選抜手続は、「学生募集要項」、ホームページ、説明会・相談会において適切に公開されている。

**【改革・改善策】**

既修者試験の合否判定について、より明確な基準を公開することを検討する。

**④多様性**

**【現状の説明】**

法学系以外の出身者および社会人の募集人員は、入学定員（50人）の3割程度を予定しており、そのアドミッション・ポリシーは、「多角的な視点から多様な人材を選考し、異なった専門知識や社会経験などを有する人に広く門戸を開くため、公平性への配慮を図りながら、一定の範囲で優先的な選考を実施すること」を定めている。

平成17年度～平成19年度における法学系以外の出身者および社会人の入学者数は次表のとおりである。

		社会経験なし		社会経験あり	合計
		法学専攻	他専攻	法学専攻または他専攻	
平成19年度	入学者数	29人	6人	14人	49人
	合計に対する割合	59.2%	12.2%	28.6%	100.0%
平成18年度	入学者数	25人	7人	11人	43人
	合計に対する割合	58.1%	16.3%	25.6%	100.0%
平成17年度	入学者数	27人	7人	16人	50人
	合計に対する割合	54.0%	14.0%	32.0%	100.0%

### Ⅲ. 学部・大学院 法科大学院

#### 【点検・評価】

これまで、社会人・法学系以外の出身者につき特別選考を実施したことはないが、社会人・法学系以外の出身者は、毎年確実に減少しており、特別選考の具体的な実施方法について検討し、実施に関する規定を整備する必要がある。

#### 【改革・改善策】

特別選考の実施に関する詳細な規定を整備することを検討する。

### 4. 教員組織

#### ①教員体制

#### 【現状の説明】

本法科大学院の収容定員は 150 人であり、専任教員総数は 12 人である。本法科大学院において必要とされる「5年以上の実務経験」を有する専任教員は 3 人であり、平成 19 年度において、本法科大学院は、「5年以上の実務経験」を有する専任教員を 6 人配置している。

本法科大学院における教員の年齢構成および男女比は次表のとおりである。

		40歳以下	41～50歳	51～60歳	61～70歳	71歳以上	計
専任教員	研究者教員	0人	1人	4人	1人	0人	6人
		0%	17%	66%	17%	0%	100%
	実務家教員	3人	1人	1人	1人	0人	6人
		50%	17%	17%	17%	0%	100%
合計		3人	2人	5人	2人	0人	12人
		25%	17%	41%	17%	0%	100%

性別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男	6人	3人	14人	9人	32人
	100%	50%	88%	90%	
女	0人	3人	2人	1人	6人
	0%	50%	12%	10%	
全体における女性の割合		25%		12%	16%

#### 【点検・評価】

本法科大学院において法令上必要とされている専任教員数は 12 人以上であり、現在 12 人の専任教員を配置している本法科大学院は、その基準を満たしている。また、実務家教員についても、「5年以上の実務経験」を有する実務家教員を 6 人配置しており、必要とされる専任教員数の 2 割である 3 人を充足している。そして、年齢および男女比についてもバランスがとれているものと考えら

れる。ただし、本法科大学院発足時は、専任教員は14人であった。法律基本科目の教育について、現状では、充実した教員体制となっているとはいえない。

さらに、法科大学院ではアカデミック・アドバイザーを採用している。専任教員による教育を補完する役割を担うものであるが、現在有効に機能しているといえる。

#### 【改革・改善策】

本法科大学院は、法令上必要とされる専任教員数である12人を一応充足しているが、特に法律基本科目などを中心に充実した教員体制を展開するために、専任教員の充足を図ることを検討する。

#### ②教員支援体制

##### 【現状の説明】

本法科大学院においては、助手室に助手1人およびアルバイト職員2人を配置して、教材やレジユメの印刷をはじめとする授業の補助などの支援体制を整えている。

本法科大学院内の自習室には、本法科大学院の教員および学生のみが利用可能な蔵書約2万冊を備えており、教員については、この自習室を24時間利用することが可能となっている。

##### 【点検・評価】

法科大学院の授業においては、独自の教材またはレジユメを学生に配布することが多く、教材の作成、印刷、配布という作業は、教育支援として重要な役割を果たしている。本法科大学院においては、助手室に配置された助手およびアルバイト職員により、コピーや印刷といった単純作業についての人的な支援は一応整備されているものといえることができるが、判例や文献などの検索、収集、整理といった多少の法的知識を必要とする支援については対応がなされていない。

#### 【改革・改善策】

授業や学生指導に対する支援について、単純作業のみならず、教育補助にまで踏み込んだ体制を確立することを検討する。

## 5. 研究活動と研究環境

### ①研究活動

#### 【現状の説明】

本法科大学院専任教員の研究活動は、主として個人研究を中心に行われている。本法科大学院独自の紀要がないことから、「福岡大学法学論叢」をはじめとして、各法律専門雑誌、記念論文集、著書等において、各専任教員の研究成果が公表されている。しかし、法曹実務という実践的な職業教育を行う関係で、本法科大学院の教員は、授業の準備および学生指導に要する時間が多くなり、研究活動のための時間を確保することが困難な状況に置かれている。そのため、これらの研究活動は、最低限のレベルにとどまっているといわざるをえない。

#### 【点検・評価】

各教員が研究活動よりも教育活動を優先せざるを得ない状況は、教員個人の研究活動の面からだけでなく、法科大学院教育の質を維持する上からも、大きな問題点を抱えているといわざるをえない。この点は、平成19年11月に日弁連法務財団による認証評価を受けた際にも指摘されたところである。すなわち、本法科大学院教員の教育活動に対する熱意は十分に認識しているが、しかし、そのことで研究活動が疎かになっているのであれば、それは長期的には法科大学院教育の質に影響を与えることになる。したがって、教育活動にきわめて熱心であるからといって、それを無条件に

### Ⅲ. 学部・大学院 法科大学院

評価することにはならないということであった。

#### 【改革・改善策】

日弁連法務財団の認証評価に際して指摘されたことは、マンパワーが圧倒的に不足しているのを、それを補うことで研究時間の確保を目指すべきであるということであった。

そうしたマンパワーの補強により、あるいは、そのマンパワーの補強を踏まえて、サバティカルの制度を導入することにより、教員の研究時間を確保することを、真剣に検討すべき時期に来ている。

#### ②研究環境

##### 【現状の説明】

本法科大学院にのみ所属する教員についても、形式的には、学部にも所属する教員と同様の研究条件が与えられているものということができる。個人研究室も確保され、全学的な研究図書費や毎年2回の学会出張費、そして研究教育経費および院長預かり金が認められているからである。しかし、実質的には、個人研究費は学部所属教員よりもかなり少ないといわざるをえない。なぜなら、研究教育経費および院長預かり金の合計額 500 万円のうち、7 割が教材作成費用に割り当てられているからである（18 年度実績・19 年度推計）。

長期・短期の在外研修や海外研修制度があるが、本法科大学院に在職中にこの制度を利用した教員はいない。

##### 【点検・評価】

法科大学院に交付された研究教育経費および院長預かり金の 7 割が、教材作成費用に充てられているという実状は、現在の大学の予算配分基準が必ずしも法科大学院の実態に即したものとなっていないことを意味すると考える。

法科大学院では、教育に際して、手作りの教材を利用せざるを得ない場合がきわめて多い。そのため、他の学部に比して、教材作成費用が大きくならざるを得ない事情がある。

個人研究費の足りないところは、科研費などの助成を得て補っていくのが望ましいといえるが、法科大学院の各教員は研究時間を確保することが困難なために、科研費の申請すらできないというのが実状である。

##### 【改革・改善策】

個人研究費の乏しさと科研費申請ができない窮状を嘆く教員がいる一方、研究を犠牲にし教育活動を優先する余り、配分された個人研究費を消化できないままになっている教員もいる。こうした現状は、研究時間の確保のための改革と併せて措置されなければ、良い方向にはいかないであろう。

また、高度専門職業人を養成することが法科大学院の任務であるが、そのために必要な知見・ノウハウは開発途上にあるともいえ、必ずしも書籍・資料によってのみ得られるわけではない。他大学・機関、専門家との様々な経験交流から学ばざるを得ないところも少なくない。

予算措置も含め、法科大学院の任務の特殊性に即した研究環境の整備が必要であると考えられる。

### 6. 施設・設備等

#### ①施設・設備の整備状況

##### 【現状の説明】

講義や演習科目の実施のために 71 人収容の講義室を 4 室（2 講義室がマルチメディア対応）と収

容人員 20 人の演習室を 7 室（コンピュータラボ室 1 室を含む）備えている。また、裁判実務演習等のために教室兼用の模擬法廷教室がある。学生の学習スペースとして 164 席の自習室があり、在学生 1 人に対して 1 席は確保されている。各座席には情報コンセントが設置されている。自習室内には約 2 万冊収納可能な書架があり、学習に必要な図書等を設置している。

#### 【点検・評価】

施設・設備については、これまでのところ、概ね適切であるといえる。しかし、学生数の増加に伴い、50 人規模で試験を行うことのできる教室、学生が気軽に談話や食事をできるスペース、2～10 人程度の少人数での議論に適した演習室の必要性が高まっている。

#### 【改革・改善策】

本法科大学院における授業方法、学生の学習活動、学生数の増加傾向などの現状を踏まえ、特に自習室の席数の増設、大教室および少人数用演習室の設置などについて検討を進める。

### ②施設・設備の利用状況

#### 【現状の説明】

本法科大学院の教員および学生のみが利用できる自習室は、約 2 万冊の蔵書を有し、学生は、平日朝 7 時から夜 12 時まで、土日祭日朝 7 時から夜 10 時まで利用可能となっているが、自学自習を基本とする本法科大学院において、自習室の利用率はきわめて高く、学生にとって日々の学習活動の拠点となっている。

本法科大学院においては、レジュメや判例など講義資料が多く学生に配布されているが、これらのために使用可能な印刷設備が、助手室に設置されているコピー機および印刷機の各 1 台に過ぎず、その稼働率が高いため、使用が重複して印刷が間に合わない事態が生じているほか、故障が多発し、不便をきたしている。

また、自習室においては、すべての図書につき室外への持ち出しが禁じられているが、持出警報装置が設置されておらず、自習室の図書につき紛失が多くなっている。

#### 【点検・評価】

自学自習を基本とし、本法科大学院内の施設・設備の利用率がきわめて高く、学生数の増加が生じている現状を踏まえ、学生の自学自習を支援するための施設・設備の整備および増設が喫緊の課題となっている。

#### 【改革・改善策】

学生数の増加に対応するとともに、学生の自学自習環境を整備し、法科大学院における適切かつ効率的な教育を展開するための改善を行う。

## 7. 社会貢献

#### 【現状の説明】

本法科大学院では、社会との連携あるいは社会的活動として意味をもつものとして、公開模擬裁判を行っている。

#### 【点検・評価】

正規の授業科目の一部である模擬裁判を広く一般に公開することを通じて、社会に対して裁判についての関心を啓発するとともに、法科大学院の存在意義についての理解を促進しようとしており、社会貢献活動として評価できる。

### Ⅲ. 学部・大学院 法科大学院

#### 【改革・改善策】

公開模擬裁判の情宣を工夫することにより、参加者をさらに増やすことを図る。

#### 8. 学生生活への配慮

##### ①奨学金

###### 【現状の説明】

本法科大学院の学生は、日本学生支援機構の奨学金のほか、福岡大学奨学金制度を利用することができる。さらに、本法科大学院独自の制度として、特待生・準特待生制度が設けられており、各年度において、特待生につき授業料相当額、準特待生につき授業料の半額相当額が支給されている。なお、各年度において、特待生は各学年につき3人、準特待生は各学年につき3人となっている。

###### 【点検・評価】

本法科大学院の学生のうち奨学金を希望するすべての者について、日本学生支援機構の奨学金制度、福岡大学奨学金制度、特待生・準特待生制度のいずれかの給費または貸与奨学金を受けることができる状況にある。

##### ②その他の経済的支援

###### 【現状の説明】

法科大学院教育は学生の自学自習を基本とすることから、本法科大学院においては、学生の自学自習を支援するため、学生1人あたり年間1000枚分のコピー・カードを支給している。

###### 【点検・評価】

自習室の図書資料につき学生の利用が重複すること、判例集など個人で購入できない図書資料の利用が多いことなど学生の自学自習を支援するうえで、コピー・カードによる補助は適切な対応である。

##### ③カウンセリング

###### 【現状の説明】

本法科大学院においては、学習方法・進路選択・将来構想等について学生からの相談を受けるために、教員1人あたり各学年につき学生3~4人を受け持つという担任制をとっている。

また、本法科大学院の学生も、本学のヒューマンディベロップメントセンターやセクシュアル・ハラスメント相談制度を利用することができる。

###### 【点検・評価】

本学の提供するカウンセリング体制に加え、担任制という本法科大学院独自の体制を整備しており、適切な対応がなされている。

##### ④進路支援

###### 【現状の説明】

本法科大学院においては、法曹以外の分野での活躍など今後の進路について考え、あるいは悩んでいる学生の相談に応じることを目的として進路支援委員会を設置し、これまでに数人の学生からの相談に応じている。

###### 【点検・評価】

本法科大学院に入学した学生のすべてが法曹に適しているわけではなく、法曹以外の進路を考えるうえで、進路支援委員会は有効な対応である。

## 9. 管理運営

### ①大学組織上の位置づけ

#### 【現状の説明】

本法科大学院は、法曹実務研究科として、本学大学院の法学研究科を含む他の研究科とは独立した別組織とされている。他の研究科の教員は、原則として、各学部教授会に所属している。これに対し、本法科大学院の教員は、いずれの学部にも所属することなく、法科大学院教授会のみで構成されていることが原則となっている。本法科大学院長は、本法科大学院専任教育職員のうちから、同大学院教授会の構成員による投票で、有効投票の過半数をもって選出され、同大学院に関する事務を掌理し所属職員を監督する。法科大学院長は、大学協議会の構成員である。本法科大学院には、法科大学院教授会の構成員のうちから互選により、企画調整担当、教務調整担当及び入学調整担当の職務を行う3人の法科大学院運営委員が置かれる。これらの委員は、学部の各種委員会の構成員でなく、また本学大学院の学務委員会の構成員でもない。本法科大学院教授会は、法科大学院学則第11条に掲げる事項について審議を行い、審議の結果については所定の手続を経て、これを執行する。ただし、大学協議会の議を必要とする事項及び学長が必要と認める事項に関しては、法科大学院長の出席する企画運営会議の議を経なければならない。

#### 【点検・評価】

法科大学院長は、大学における最高の審議機関として、管理運営・教学に関する重要な事項の審議を担当する大学協議会の構成員であることから、大学運営に参画する機会是与えられている。しかし、本法科大学院は、他の研究科とは別組織とされ、法科大学院の運営委員は本学大学院や学部から選出された委員からなる各種委員会の構成員となっていないことから、本法科大学院の教員への大学内の情報の伝達は十分であるとはいえない。

#### 【改革・改善策】

法科大学院専任教員に対し全学に関わる情報の適切な伝達を確保し、教育・研究に支障を来さないような措置を講ずることを検討する。

### ②予算

#### 【現状の説明】

本法科大学院については、研究教育経費などが予算化されているが、開設後3年余りを経過したにすぎないことから予算外要望によって対応せざるを得ない場合も少なくない。そして、予算の執行についても、学部と同様の取り扱いがなされている。

#### 【点検・評価】

本法科大学院につき必要な経費は、予算化され、あるいは予算外要望によって確保されており、これまでのところ特段の問題は生じていない。しかし、法科大学院は従来の研究を中心とした大学院とは大きく異なり、本学では初めての専門職大学院であることから生ずる、高度専門職業人養成のための研究教育経費や、文部科学省、法務省、最高裁判所、弁護士会など対外的な業務への対応に要する経費などに対して、十分に対応できているとはいえない。

#### 【改革・改善策】

専門職大学院としての法科大学院教育の特異性を考慮した柔軟な予算措置および予算執行を確立することについて検討を進める。

### Ⅲ. 学部・大学院 法科大学院

#### 10. 自己点検・評価

##### 【現状の説明】

本法科大学院においては、本学が全学的に実施する大学評価のための自己点検・評価のほか、法科大学院に義務付けられている5年に1回の認証評価機関による評価のための自己点検・評価および法科大学院学則に基づく3年に1回の本法科大学院独自の自己点検・評価を実施している。

そして、これら自己点検・評価を実施するため、本法科大学院教授会の下に自己点検・評価委員会を設置し、外部委員1人をその構成員に含めている。

##### 【点検・評価】

平成19年度においては、本学が全学的に実施する大学評価のための自己点検・評価である本報告書のほか、本法科大学院独自の自己点検・評価報告書および認証評価機関である財団法人日弁連法務研究財団による評価のための自己点検・評価報告書が作成されている。

##### 【改革・改善案】

自己点検・評価委員会における外部委員の役割が不明確であり、自己点検・評価委員会から独立した第三者評価委員会の設置につき検討を進める。

#### 11. 情報公開・説明責任

##### 【現状の説明】

カリキュラムをはじめ教育活動等について募集要項、ホームページにおいて公開しているほか、大学内外の説明会において周知徹底を図っている。公開された情報その他の質問については、法科大学院事務室で受け付け、法科大学院運営委員や事務局が、適宜、メール、電話、口頭で回答しており、学生からの質問や意見・要望は自習室に設置している目安箱で受け付け、対応している。

##### 【点検・評価】

開示している情報の範囲・内容、開示方法、学内外からの質問や提案等に対する対応は概ね適切になされている。

##### 【改革・改善策】

ニュースレター等により、さらに情報開示を進めることを検討している。



## IV. 教育研究施設・付置研究所



## IV. 教育研究施設・付置研究所

### 1. 総合情報処理センター

#### (1) 教育研究および事務に関する情報化の推進

##### 【現状の説明】

総合情報処理センター（以下「センター」という。）は、本学の情報基盤を整備し、本学における教育研究および事務に関する情報化を推進することによって教育研究の発展および事務業務の効率化を図り大学全体の発展に寄与することを目的としている。福岡大学では、平成16（2004）年度から平成18年度の3か年で教育職員と事務職員が一体となったプロジェクト体制のもとで全学的な高度情報化推進計画を実施してきたが、この高度情報化においても本センターは情報化の企画・立案、プロジェクト管理等に関して中心的な役割を果たしてきた。本センターの日常的な業務としては、教育研究システムと事務情報システムを中心とした情報処理システム群の管理運用を行っている。教育研究システムは、学内ネットワークの基幹部分を構成するネットワーク機器群と学内のパソコン教室に配置した約1,200台のパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）およびそれらを管理制御するサーバ群で構成され、全学の教育職員および学生に利用されている。学内ポータル、学務系システムや人事情報・人事給与システムなどに代表される事務処理システムについては、それぞれのシステムの所管部署で運用方針が審議決定され、ハードウェアシステムの管理・運用については本センターが一括して行っている。

##### ①教育用パソコンの整備

主に学生が利用するパソコンは、パソコン教室とオープン端末室に設置している。パソコン教室は、全学部における共用施設として設置しており、年間を通して主に授業で利用されている。授業での利用がない時間帯には、自学自習等の一般利用として学生に開放している。本学の学生であれば、これらの情報処理施設を自由に利用することができる。各パソコン教室の利用時間は午前8時から午後10時（A棟のみ午後11時）であり、規模は表1のとおりである。

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 総合情報処理センター

表 1

施設名	パソコン台数 (教員用パソコンを除く)
文系センター棟 PC 教室 A	90
文系センター棟 PC 教室 B	90
文系センター棟 PC 教室 C	92
文系センター棟 PC 教室 D	44
文系センター棟 PC 教室 E	14
文系センター棟 PC 教室 F	60
文系センター棟 PC 教室 G	42
A 棟 PC 教室 A	64
A 棟 PC 教室 B	64
A 棟 PC 教室 C	36
A 棟 PC 教室 D	44
1 号館 PC 教室	84
7 号館 CALL・PC 教室 (732)	48
7 号館 CALL・PC 教室 (742)	56
11 号館 PC 教室	102
16 号館 PC 教室	36
ゼミ棟 PC 教室	24
医学情報 PC 教室	120

パソコン教室の他に、学内 8 か所にオープン端末室と呼ばれるパソコン室 (合計約 100 台のパソコンを設置) を設置し、学生が自学自習を行うことができるように環境を整備している。オープン端末室の利用時間は設置している建物の閉館時間に準じている。

#### ②電子メール機能

本センターでは、全学生に対して電子メールアドレスを与えている。これは、学内における学生・教職員間の連絡や学外者とのコミュニケーションの道具として利用され、自宅からでも利用できるシステムである。

#### ③ホームページの開設

学生は作成した自分のホームページを学内外に公開することができる。学内のみに公開するのか学外へも公開するのかはシステム上で選択できる。

#### ④学内情報コンセントおよび無線 LAN の利用

学生は、自宅から学内へ持ち込んだパソコンを大学のネットワークへ接続できる。接続方法には二通りあり、DHCP 情報コンセントを利用した有線接続と、無線 LAN を利用した接続である。学内には 2,000 口以上の DHCP 情報コンセントと約 30 個の無線 LAN アクセスポイントを設置している。

#### ⑤プリンタシステム

現在のシステムでは、学生がパソコンから印刷指示を行ってもすぐにはプリンタから印刷されない。印刷を行う場合、プリンタ横のタッチパネルで印刷指示を行う必要がある。このシステムは、不要な印刷の制御を行うことによる資源保護および教室内環境改善の一環として導入した。このシ

システム導入後、プリンタ用紙の使用量は半減している。

#### ⑥モニタリングシステム

学内設置のパソコン教室とオープン端末室にはWEBカメラを設置している。WEBカメラの映像は、学内3か所に設置した専用テレビでリアルタイムに見ることができる。これにより、各教室における利用状況の確認が可能となり、教室の空き状況、利用者の安全確保、不正利用の抑止が可能となった。

#### ⑦高度情報化推進計画で構築されたシステム

高度情報化推進計画においては、さまざまなシステムを構築したが、特に学生教育・生活支援としての観点からはポータルと呼ばれるシステムを中心として、これに連携する各種システムを構築した。ポータルには「お知らせ」機能があり、各個人宛の各部署や教員からのお知らせが表示される。このポータルシステムは、学内に存在する各種システムへ簡単に入ることのできる学内システムの玄関口的システムであり、個々のポータルシステムのトップ画面に表示されるシステムメニューは利用者によって異なる。ポータルシステムから利用できる多くのシステムを一つのアカウント名（ユーザ名）と一つのパスワードで利用することを可能にする（シングルサインオン）ために統合認証システムを構築した。このシステムは各部署で作成した独自システムとも連携できるように設計されており、利用者は複数のアカウントとパスワードを管理する必要がなくなった。また、パスワード変更、パスワード紛失によるシステムの利用停止などの一元的管理を可能にすることで、認証に関するセキュリティを向上させた。

ポータルから接続できるシステムとしては、「プロフィール入力と確認」「奨学金申請」「アルバイト検索」「健康診断予約」「交換留学・海外研修申請」「部活動届申請」「下宿・アパート検索」「就職情報システム」「エクステンションシステム」「履修登録システム」「シラバス検索」「出席管理システム」等がある。この中で、「出席管理システム」における出席調査は、全学生を対象に学内で行われるほぼ全ての講義において実施される。調査結果は、教員のみならず、学生自身も検索を行うことが可能となっている。学生が自分の出席状況を把握することで出席に対する意識改革を行うことを期待している。このシステムには20,000人以上の全学生（大学院生を含む）を対象に導入したICカード学生証を利用しており、200室を越えるほとんどの教室で出席管理が行える日本最大規模のシステムである。

全学の教職員間における情報共有の手段としては「グループウェア」システムを導入した。インフォメーションやメール機能を利用して事務連絡を行うことにより、学内における最新の情報を常に共有できる。スケジュール機能においては、教員の時間割、職員の試験監督時間割や会議開催等の業務予約を行うことも可能にし、対象教職員のスケジュール調整や会議室の予約等を容易に行うことができる。また、教員が研究室で学生との面談が可能な時間であるオフィス・アワーを設定すると、そのデータはポータルに送られて学生に公開される。

これら以外にも一連の高度情報化推進計画として、経営情報システム、人事情報・人事給与システム、財務情報システム、電子文書ライブラリ、研究者情報データベースシステム等を構築し、事務業務の簡素化・省力化を実現するとともに、データの一元化による情報分析の正確性・迅速化を強化した。さらにデータの電子化によりペーパーレス化も促進している。

#### 【点検・評価】

教育研究システムは、学内における教育および研究を行う上で必要不可欠なシステムと位置づけ

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 総合情報処理センター

られ十分に機能している。特に、学内ネットワークのセキュリティを向上し、ウイルスに感染したパソコンやWinnyやWinMX等ファイル交換ソフトを利用したパソコンをネットワークから隔離するシステムを導入したことで、ウイルス等がネットワーク上で蔓延しないシステムとなった。

今回の高度情報化推進計画は、教育職員と事務職員が一丸となって互いに協力し推進したため、全般的には成功したといえるが、計画策定からシステム構築に至る過程で組織的な問題点も明らかになった。多くのシステムの企画立案を本センターが中心になって行ってきたが、全学的な方針決定等を行う際に、多くの会議体の審議・承認を必要としたために企画立案から実施までに相当の時間がかかり、プロジェクトの進行に遅れが生じるケースが少なからず見受けられた。また、システム化に伴う関係部署間の利害関係の調節に労力を必要とすることもあった。今回の経験に基づき、大学事務組織における本センターの裁量権や発言力を強化するため、平成19年度より本センター事務室をセンター事務部に改組し事務部長を置き、センター事務部に情報化にかかる実働部署となる事務情報企画室を設置したが、現時点では、まだ点検・評価する時期に至っていない。

本来、本センターの「総合情報処理センター委員会」は「本学における情報化の施策」を目的の一つとしているが、高度情報化推進計画においては「情報化推進委員会」が中心となって検討が行われた。このように、二つの委員会が同一の目的を持っていることは組織上問題であり、委員会、組織の見直しまたは委員会の役割分担を再検討する必要がある。

##### 【改革・改善策】

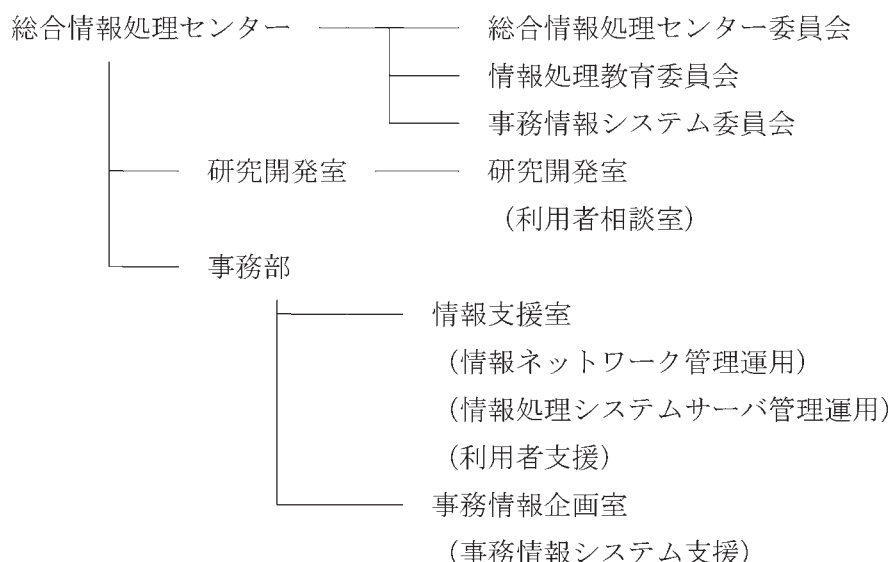
現在、情報化にかかる最高審議機関である情報化推進委員会の庶務業務を企画課と事務情報企画室が共同で行っているが、全学的な情報化を今後とも円滑に進めていくために、大学運営の意思決定を行う執行部のもとに情報化企画推進の役割を担う実働部署の設置を検討する。情報化にかかる体制の改革については、平成20年度からの実現を目指して、情報化推進検討部会等の検討委員会を設置して対策の検討を続け、新体制では迅速に審議検討できるプロジェクト体制や意思決定ルートを確立する。既に構築を完了した情報化の検証等については、平成19年度から事務情報企画室を設置し検討を始めたばかりであるため、現時点で評価を行うことができないが、情報化構築に携わった学内関連部署へのヒアリング実施等が必要になり、所管部署の協力が必要である。また、情報化の結果として実現した各システム間のスムーズな連携に伴い、多くの情報の取り扱いが容易に行えるようになっており、これまで以上に情報の取り扱いに対する注意が必要になっている。これに関する対策として、情報を取り扱う上で必要となる情報セキュリティに関する手引きの作成・配布を行う。

#### (2) 情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

##### 【現状の説明】

##### ①組織図

本センターは、3つの委員会と研究開発室および事務部で構成されている。全体を統括するために総合情報処理センター長、研究開発室を統括するために研究開発室長、事務部を統括するために事務部長が配置されている。以下、次に示す本センターの組織図に基づいて、各部署と情報処理関連教育等を実施するための人的補助と人員配置の現状について説明する。



### ②総合情報処理センター委員会

本委員会は第三種役職員の総合情報処理センター委員とセンター長から委嘱された委員によって構成される。委員会は一か月に一度の開催を基本とし、次に述べる「情報処理教育委員会」との「合同委員会」としての開催がほとんどである。審議する内容としては、パソコン教室を中心とした教育研究システムの利用に関する事、各種サーバで提供するサービスに関する事、学内ネットワークに関する事を主としている。

### ③情報処理教育委員会

本委員会は、総合情報処理センター委員会に教務部長が推薦した教務委員4人（人文学部、法学部、経済学部、商学部の内から2人、理学部、工学部、医学部、薬学部、スポーツ科学部の内から2人）とセンター長が推薦した研究開発室に所属する教育職員1人を加えた委員によって構成される。現在に至るまで、本委員会が単独で開催されたことはなく「総合情報処理センター委員会」と合同で開催されることが常である。審議する内容としては学内パソコン教室の授業利用に関する事、学内パソコン教室において授業で利用されるソフトウェアに関する事、その他情報処理教育の環境整備・教育支援に関する事を主としている。

### ④事務情報システム委員会

本委員会は、センター長、事務局長、部（事務部）長および事務長、研究開発室長を委員として構成されている。現時点での開催は年に一度であり、審議する内容としては事務処理に関連するパソコンやプリンタおよび周辺機器等の環境整備に関する事、ソフトウェアの整備・管理に関する事、データの管理および利用に関する事を主としている。

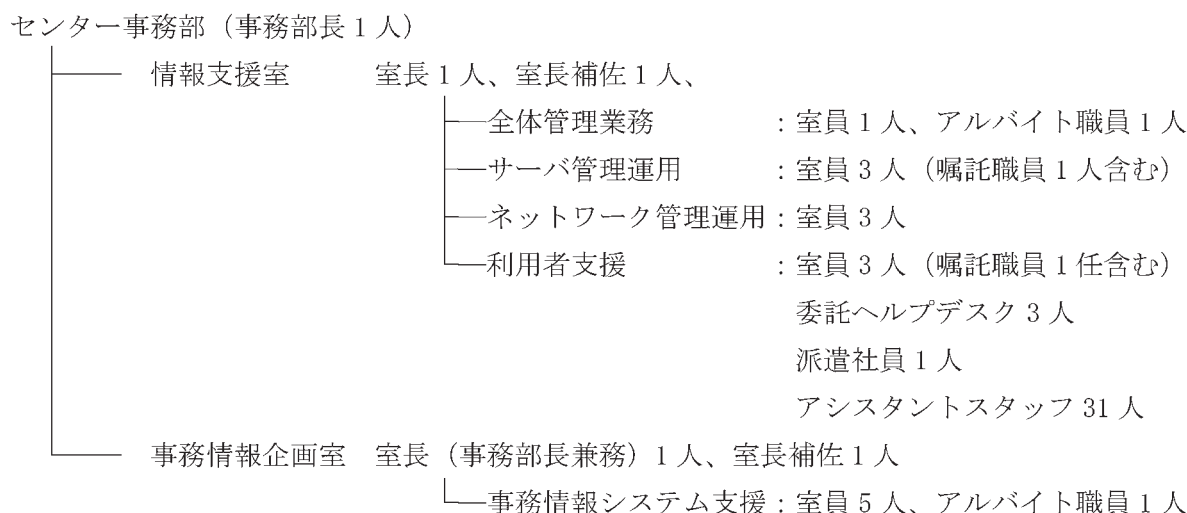
### ⑤研究開発室

本センターの業務を円滑に推進するとともに情報化に関する技術開発を行うための組織として位置づけられ、研究開発室長を中心として研究支援、教育支援、管理運用支援、企画運営支援、技術開発業務を担当している。現在の人員構成は准教授2人、助手1人となっている。

### ⑥センター事務部

本センター事務部は情報関係の施策に対する実務機関として位置づけられ、情報化にかかる企画立案、情報関連の施設環境の整備、各システムの管理運用を行っている。本センター事務部は情報支援室と事務情報企画室からなる。

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 総合情報処理センター



情報支援室では、教育研究システムの能力を最大限に発揮するために、「サーバ管理運用」「ネットワーク管理運用」「利用者支援」の3つのグループを設置して、図のように室員を配置している。「全体管理業務」グループは3つのグループが管理運用業務に集中できるように、各グループが業務を行うための環境整備を行っている。

事務情報企画室は、全学的な情報化の検討・構築の実現等の円滑な推進を行うための実働部署という役目を担い、情報化の企画立案や情報化実施体制にかかる提案を行う部署であり、平成19年度から設置された部署である。また、情報化の審議検討を行う会議体の運営を担当しており、事務情報システム委員会、情報化推進検討部会、情報化推進委員会およびその他関連する情報化基本構想検討専門部会等の庶務業務を行う。企画立案項目については、情報化推進検討部会等の審議に上申する。さらに、先にも述べたように、将来的な情報化にかかる体制の改革については、平成20年度からの実現を目指して上記各会議体にて審議・検討の上、既にシステム構築が完了した情報化の検証方法等も検討している。

情報処理教育等における利用者支援は、教室を巡回するアシスタントスタッフと利用者窓口に常駐している利用者支援グループのスタッフが一次受付になる。専門的な質問にも適切に対応できるように、利用者支援グループには外部のIT企業に業務委託（ヘルプデスク）して相談員3人を配置している。そこで問題が解決しない場合は、問題の内容に応じて、サーバ管理運用グループまたはネットワーク管理運用グループが解決にあたる。さらに高度な技術的問題に対しては研究開発室が対応する。なお、講義の補助を希望する教員にはティーチングアシスタントを配置している。

以下に、アシスタントスタッフおよびヘルプデスクの利用者からの質問等に対する対応状況について述べる。平成19年4月、5月の平均問い合わせ件数は618件となっている。

利用者から寄せられる相談の連絡方法は以下のとおりである。

表 2

相談連絡方法	件数
電子メールでの問い合わせ	5
障害連絡システム(Web)での問い合わせ	15
電話での問い合わせ	57
ヘルプデスク（窓口）	258
パソコン教室で直接質問を受けた	283

現時点では、利用者からの質問はパソコンを利用するパソコン教室およびヘルプデスクへの直接の質問が大半を占めている。これらの質問が本センター内のどこで解決したかを以下に示す。

表 3

問題解決場所	件数
アシスタントスタッフ	288
ヘルプデスク	294
サーバ管理運用、ネットワーク管理運用	13
システム保守業者	22
研究開発室	1

質問の大半は現場であるパソコン教室に常駐するアシスタントスタッフおよびヘルプデスクで解決されている。

相談の内容としては以下に示すとおりである。

表 4

相談内容	件数
統合認証アカウント	196
ポータルシステム	44
プリンタ関連	75
教室利用に関する問い合わせ	34
奨学金システム関連	25
電子メール	22
Windows システム	26
Word	42
その他	154

相談の対象となる範囲も、Microsoft Word、Excel といったソフトウェアやパソコン操作といった情報処理教育関連施設等に関連する技術的な面だけでなく、F Uポータルシステムやグループウェアシステム等の高度情報化推進計画により構築されたシステムの利用方法等に関連する事項も増えてきている。

#### 【点検・評価】

現在の体制で月平均約 600 件の電話、電子メール、窓口での相談を順調に解決しており、教育研究システムの利用者に対する人的補助体制および組織体制は整備されていると判断できる。表 2 での研究開発室単独での問題解決は 1 件であるが、研究開発室は相談室の取りまとめとなっているため、問題解決に至るまでのスタッフの相談先として大きな力を発揮している。基本的に、研究開発室で解決しなければ対応できないような質問は多くはないが、技術的な支援組織としての存在意義は非常に大きいものがある。学内における教育・研究・事務処理が高度情報化推進によってコンピュータ化されたことにより、相談内容も以前のように技術的な質問から、システムの内容に関する質問や利用に関する質問が多くなってきている。全学的な質問が本センターに集中することは現状において回避できないが、FAQシステム等を構築し利用者サービスを向上させることも必要と考える。このシステム構築については、所管部署の応援なしには構築できないものである。



#### IV. 教育研究施設・付置研究所 総合情報処理センター

##### 【改革・改善策】

各システムを利用する学生や教職員から利用上の質問が本センターに集中することは現状において回避できないが、FAQシステム等を構築し利用者サービスを向上させることも必要と考える。このシステム構築については、一連の情報化基本構想で構築した各システムの所管部署の応援なしには実現できないものである。このシステムの構築により、利用者から見た利便性の向上としては、窓口に出向く手間の削減、いつでも問題が解決できる等が挙げられる。また、本センターだけでなく各システムの所管部署も利用上の質問に要する時間と手間を軽減することができ、その時間を本来の利用者サービスに向けることが可能となる。

##### (3) 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

###### 【現状の説明】

教員との連携・協力は、(2)①の項目における現状の説明で述べたように情報支援室と研究開発室が対応している。システムの運用内容やソフトウェアの導入要望などに関しては、総合情報処理センター委員会で審議、決定した上で、その決定に従って情報支援室職員が作業する。

###### 【点検・評価】

システムの利用方法に関する相談や運用方式、ソフトウェアの導入などに対する要望は現在の体制で適切に対応できるが、今後教員が利用していくことが予想されるE-learningのコンテンツ作成に対しては、連携・協力を行うことができる職員がいないのが現状である。

###### 【改革・改善策】

E-learningのコンテンツ作成については、単にシステムの操作方法を知っているだけではなく、コースデザインに関する専門知識を有する人材が必要である。当面、情報支援室職員を研修会に派遣するなどして支援のスキルアップを図る必要があるが、将来的には、E-learningの専門家の増員配置、または、教育支援センター等の新しい支援組織を設置する等の改善を検討する。

##### (4) 情報処理システムの管理等現状および技術開発

###### 【現状の説明】

情報処理システムの管理運用は情報支援室の「サーバ管理運用」グループと「ネットワーク管理運用」グループで行い、研究開発室が後方支援を行っている。教育研究システムに関しては、講義等におけるハードウェアトラブルに即時対応できるように保守業者の常駐を行っている。

技術開発面に関しては、学内におけるE-learningの普及と、講義の補助教材としての有効利用を目的としてMoodleの実験運用と教員を対象とした勉強会を行っている。これまでに、約40人の教職員が実験と勉強会に参加している。

また、研究開発室では学内パソコン教室の利用状況や授業予定を確認できるシステムを作成し、学内3か所に設置した情報端末および携帯電話から検索が可能としている。利用者は学内18か所のパソコン教室の空き状況が確認できるので、一番近くにある利用可能なパソコン教室を知ることが可能となる。

###### 【点検・評価】

平成17年度(2005)に導入した教育研究システムや高度情報化推進計画で導入したシステムは最新の技術を導入し、また論理的に複雑に絡み合っているため、サーバ管理運用およびネットワーク管理運用には専門的で高度な技術を必要とする。しかし、現実の管理運用者は事務職員であり、今後

の人事異動等を考えると事務職員が管理運用業務を行うことは不可能である。現状においても、本センター事務部の人事異動が、他の部署と分け隔てなく行われるようになった昨今においては、配置される事務職員で管理運用業務の対応を行っていくことは限界にきている。

現時点において、本センターのバックボーンとして研究開発室が設置されていることで、技術開発や相談業務・管理運用業務がスムーズに行われることとなっている。

#### 【改革・改善策】

刻々変化する情報処理環境においては、管理運用業務を事務職員が行うのではなく、専門的知識を有する外部業務委託を有効に利用することが必要である。サーバ管理運用およびネットワーク管理運用は外部業務委託を行うことにより、事務職員の異動にも柔軟に対応ができることとなる。情報支援室には、専門的な知識を有する事務職員を配置し、研究開発室および業者とのインターフェイス的役割を担う。

研究開発室については、最新の情報処理技術を習得し、今後とも学内における技術開発およびそれらに関するアドバイスを行うために、各種技術習得や研修会への参加、他大学の実態調査が不可欠となる。



## 2. 国際センター

グローバル化の進展の中で、高い見識と広い視野を持つ、世界に通用する人材を育成することを目標とする。そのために、世界各国の大学と協定を行い、それらの大学との学生交流・学術交流をはかる。

### (1) 外国人留学生の受入れと学生の海外留学の促進、教育研究の国際化の支援

#### ① 海外の大学との学術交流協定状況

##### 【現状の説明】

平成 19 年(2007)5 月 1 日現在、本学が学術交流協定を締結している大学は、12 か国 28 大学 1 機関である。協定締結の前提として、学生数や大学のレベルを含め本学と同規模の総合大学であること、基本的には文系・理系含め全学部が交流の対象となり得ること、実質的な交流が恒常的に可能であることを選定の基準としている。現在、これらの協定校とは協定に基づき、15 大学との間で交換留学を実施、アメリカ、韓国それぞれ 2 大学から 2~3 週間の短期研修生受入れ、またアメリカ、オーストラリア、イギリス、中国へは語学研修を中心とした 2~4 週間の研修に学部学生を派遣している。また、アジア圏の協定校 13 大学を対象として、毎年 10 月にアジア圏協定校との学生交流セミナーを実施している。韓国、ベルギーの協定校とは合同シンポジウムも実施している。以上のような協定校との交流事業の他に、国際センターでは学部留学生、外国人研究生、外国人研究員を受け入れている。

##### 【点検・評価】

平成 13 年の国際センター発足時において、協定校は 7 か国 10 大学であり本学の規模としては海外の協定校数が少なかったため、30 大学を目標に拡大する方針が打ち出された。その方針に沿って、また将来重視されるであろうアジアとの交流を見据え、この 6 年で協定校数は 3 倍となり当初の目標はほぼ達成された。特に韓国 6 大学、中国（台湾を含む）6 大学の協定校においては、交換留学や短期研修など実質的な学生交流が行われている点は評価できる。

##### 【改革・改善策】

協定校を 30 大学に拡大するという当初の目標が達成された今、今後の海外の大学との協定についてはあらためてガイドラインを明確化する必要がある。本学がこれからどのような国際交流事業を展開していくのか、まずは大学としての国際戦略を打ち出すことが肝要であり、その方針に沿って国際化推進の条件にあった大学との協定締結を検討する。

#### ② 協定校との交流事業

##### (a) 交換留学

##### 【現状の説明】

大学間の交流協定に基づき、韓国 4 大学、中国（台湾を含む）3 大学、イギリス 2 大学、アメリカ 2 大学、オーストラリア 1 大学、フランス 2 大学、ブラジル 1 大学の 15 大学との間で、同数交換、授業料相互免除を前提として交換留学を実施している。派遣については留学期間 1 年、2 月と 8 月に派遣している。留学先では、専門科目を受講し、留学後に、本学の単位として換算され、単位認定される。本学からは地域に準じて、留学援助金が助成される。受入れは 4 月と 9 月、受入期間は 1 年または半年、日本語修得が主目的の学生は週 15 時間開講される日本語クラスを受講するが、日本語能力が高い学生については学部の一般講義を日本人学生と一緒に受講している。

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 国際センター

##### 【点検・評価】

交換留学を実施している協定校が、国や地域の面で多岐にわたっているのは評価できる。平成14年度から平成18年度までにおいて、協定校のうち、実際に交換留学生の派遣、交換留学生の受入れのどちらか、あるいは両方が実施されたのは、14大学である。これも評価できる。その一方で、交換留学が全く実施されていない大学があること、本学から派遣する交換学生数が年によってばらつきがあることが問題である。

交換留学希望者の数を増やし、毎年確実に一定人数を派遣するのが目標である。また、福岡大学の学部学科組織・規模を考えると、現在の協定校に加えドイツやその他の国々の大学と交換留学協定を考慮すべきである。

交換留学生派遣に関しては、募集方法、選考方法、オリエンテーション、派遣費用、帰国後の単位換算、どれもが整った制度の下でスムーズに運用されていることは評価できる。スムーズな運用は、国際センター事務職員の恒常的な努力と業務によって支えられている点を認識し、評価しなければならない。しかし、一方で、限られたスタッフで、今の過密なスケジュールどおりに運用していくのは、過重な負担を強いることになり問題である。また経済動向が変化しているにもかかわらず、派遣学生に対する留学支援金の支給額が変わらない点についても問題がある。最終的に、応募するのは学生の希望・意志にかかっているとは言え、そこに導く方法、宣伝活動について（特に、教員の側が取り組むべき問題として）一考の余地がある。

交換留学生受入に関しても国際センターの現在のスタッフで可能な限り万全の体制が整えられ、最大限の運用がなされている点は評価できる。日本語教育については、担当の先生の努力と工夫によって、実効を上げている点は評価しなければならない。しかし、これも講義を担当する先生の人数不足の問題と授業負担増の問題を指摘しなければならない。留学生の受講は各学部の諸先生の厚意に頼らざるを得ないというのが実情である。快く引き受けてくださる先生方の熱意と（評価を記してもらうことも含めての）ご苦勞については、十分評価しなければならない。一方で、留学生の受講が特定の先生の講義に集中する傾向があり、その先生に過度の負担を強いることになっていることは問題である。また、学部授業を受講した留学生の意見、満足度などが把握できない点も問題がある。教員側も留学生側も意欲を持って授業に臨み、充実感を覚えるような何らかの方策、プラン作りが目標である。

##### 【改革・改善策】

今後、交換留学を進めるにあたっては、前項①海外の大学との学術交流協定状況で述べたように、協定締結についての本学の方針を明確にする必要がある。現在、協定校選定の基準は、福岡大学と同規模の大学であることとしているが、それは全学部の学生を交流事業の対象とするためである。一方で各学部においては、学部・学科の特性を生かした独自の国際交流の展開を図っており、今後はこのような学部単位で企画・実施される学生の派遣・受入れ事業においても、学部からの支援要請に対応できるように国際センターの体制を整えることが肝要である。全学的な、そして学部単位での国際交流が盛んになることは、国際センターの業務が増大することを意味するが、増大する交換留学生の派遣・受入れに伴う業務の効率化とともに、専門的知識を持つスタッフの育成を図る。

## (b) 海外研修と外国人研修生の受入れ

## 【現状の説明】

語学力と国際感覚の養成を目的に実施している短期研修は、選考試験により 20 人の学生を選抜、往復渡航費を大学が助成する海外研修と選考試験は行わず全額自己負担で実施している海外語学研修がある。海外研修では蔚山大（韓国）で 8 月に 3 週間、ウオッシュバン大学（アメリカ）とグリフィス大学（オーストラリア）に 2～3 月に 4 週間派遣している。選考は、蔚山大の場合、日本語の作文と面接、他の 2 大学の場合は、英語能力の試験と日本語の作文と、面接によって行われる。

一方海外語学研修では、ニューカッスル大学（イギリス）で 8 月に 3 週間の英語研修、揚州大学（中国）で 2～3 月に 2 週間の中国語研修を実施している。これらは希望者先着順で、それぞれ約 20 人が参加している。

外国人研修生の受入れに関しては、現在韓国、アメリカの協定校から、日本語と日本文化の習得を目的とした短期研修生を受け入れている。韓国からは蔚山大および東義大から各 20 人、アメリカからはジョージア工科大学から 15～20 人、ウオッシュバン大学から 5 人程度が、本学に 2～3 週間滞在し、日本語や日本文化研修、見学研修（太宰府、熊本、工場見学等）に参加している。宿舎として片江研修館、福岡大学セミナーハウスを提供している。

## 【点検・評価】

海外に派遣された学生の評価はアンケートによれば、例年おおむね良好である。短期研修であるにもかかわらず、各研修生自身が語学力のレベルアップを達成できたとの評価が少なくない。具体的にはリスニング力の向上を実感できたとの評価がなされている。その反面、研修生によっては、現地での授業についていくのが大変であり、相手の話も半分程度しか理解できなかったとの意見もあるが、このような研修生は、自分の語学力に失望するよりも、むしろ今後も継続して語学力の向上に努めるように取り組んでいくきっかけができたとの積極的な評価をしている。研修生の中には、この短期研修に参加した後さらに 1 年間の留学をめざして交換留学に志願する者も存在し、この事実はそのような肯定的な評価を裏づける証左であろう。もちろん、内容の充実など、改善すべき課題が残されていることは否定できないので、このような評価を継続できるように努めていかなければならない。語学能力を向上させ、さらに交換留学につなげていければよい。

受け入れている研修生の評価もアンケートによれば、例年おおむね良好である。各研修生に共通しているのは、「面白かった」「日本に興味を持てた」という肯定的な評価であるが、滞在期間との関係上、2～3 週間の研修では非常に期間が短く、もっと勉強したいという意見も少なくない。しかし、研修を通じて、個人的な旅行等では経験できない貴重な日本の文化に接することができ、日本語の勉強だけでなく、文化に接することの重要性についても認識できたとの意見があり、この見学研修が非常に楽しかったと評価する声が多い。今後も研修内容をさらに充実し、評価を高める努力が必要である。

また、本学では、「福岡大学国際交流チーム（FIT）」が組織されており、約 280 人の学生が FIT に登録、協定校からの研修生受入に関して、生活上のサポートや日本語授業や文化研修のアシスタントとして協力してもらっている。彼らの活躍も評価に値するものであるが、このような活動を通じて異文化理解や研修生との交流を深めており、研修生の受入れは本学生にとっても有意義な国際交流の機会となっている。

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 国際センター

##### 【改革・改善策】

短期研修生の受入れ施設としては、現在主として片江研修館が利用されているが、老朽化により研修生たちは不便を強いられているのが実情である。今後、研修生の受入れが拡大されることを視野に入れ、宿泊施設整備の検討を進めることが肝要である。

##### ③ 学部留学生の受入れ

###### (a) 学部留学生入試

##### 【現状の説明】

本学の学部留学生は、平成19年5月1日現在で120人（学部学生の0.6%）である。しかし、商学部の76人（同2.3%）から理学部の1人（同0.09%）、医学部・薬学部の0人まで、学部間のばらつきが非常に大きい。留学生の受入れは、国際貢献や日本人学生にとっての文化交流経験の観点から、大学にとって有益であるが、本学の場合は、学部ごとの事情を十分考慮しつつも、留学生数の少ない学部で志願者を増やすことを主軸に、全体としての人数を増加させることが目標であろう。本学では商学部第二部商学科と医学部看護学科以外で「学部留学生入学試験」を行っている。平成19年度入試での入学者は22人であるが、そのうち17人が商学部学生であり、また18人の国籍が中国である。過年度においても、学部では商学部が、国籍では中国が、全体の半数以上を占めており（下表参照）、ことに、志願者については9割近くが中国国籍である。

過去3か年における国籍別学部留学生在籍数

国籍 \ 年度	2004年度	2005年度	2006年度
中国	157	141	126
中国（台湾）	3	3	1
韓国	8	12	10
ネパール	2	1	1
マレーシア			1
合計	170	157	139

##### 【点検・評価】

志願者・入学者に占める中国国籍の比率の高さは、中国の経済発展を反映したものである。また、そうした事情で日本留学を志す中国の若者が経済に関心を向けがちであることと、本学の学部留学生入学試験では商学部だけが英語を課さないことが、商学部の志願者・入学者を増やす要因となっている。留学生が特定の国や学部に限ることが直ちにマイナス点となるわけではないが、国際センターの目標の観点に立てば、さまざまな国からの留学生がどの学部にも在籍するのが好ましいであろう。本学の留学生入学試験では、国外からも出願できるが試験は本学で行われる。それは結果として、国外在住者の安易な出願を排除することにつながり、志願者・入学者の質的水準が維持されているといえよう。

##### 【改革・改善策】

さまざまな国からの志願者を増やすための方策として、本学では平成18年度より、東アジア（中国、中国（台湾）、韓国）以外のアジア諸国からの留学生を対象に、「福岡大学アジア特定地域学部

留学生学修奨励費」を設けた。その内容は後で触れるが、福岡地区の日本語学校に通う外国人の間で、この制度の存在が認知され始めたところであり、今後、所期の成果を上げるために入試説明会等において、この奨学金制度の情宣強化を図る。

#### (b) 学部留学生への支援

##### ㉑ 国際センターでの支援体制

###### 【現状の説明】

留学生への支援業務は、日常的・一般的な指導や手続きに関する案件は国際センター事務室が、学修に関する立ち入った指導は各学部の国際センター委員が担当している。情報提供については、「学部留学生ガイドブック」を毎年製作・配布しているほか、学修や生活に関する情報誌などの各種資料を配架し、自由に閲覧できるようにしている。また国際センター事務室では留学生会による生活相談所としての場所を提供している。

###### 【点検・評価】

配架資料閲覧のため事務室にブラウジングスペースを設けていることにより、留学生が出入りしやすく、指導効果を上げることにつながっている。一方で、国際センター事務室では留学生指導のほかに海外協定校との交流など幅広く多岐に渡る業務も担当しているため、職員の負担が大きい。

###### 【改革・改善策】

組織改革との関連で、国際センターの事務組織を2つの部署に分割する案も出されているが、その場合、例えば、学生関係業務（留学生の受入れ・本学生の海外派遣）と国際交流業務（海外の教育研究機関との学術交流における研究部門・事務部門での協力）に分割することにより、留学生への支援を充実させることが可能となる。

##### ㉒ 学業に関する支援

###### 【現状の説明】

授業科目での支援として、学部留学生を対象に日本語の科目を開講しており、第二外国語として履修できる。第一外国語の英語については、留学生向けに特別クラスを設けている。また、国際センター事務室で一般的な学修指導を行う他、各学部で国際センター委員が学修指導や相談にあっている。

###### 【点検・評価】

各学部での学修指導については、国際センター委員の裁量によるところが大きいため、体系的な指導がなされない恐れがある上、留学生の多い学部では委員の負担が大きいことが問題となる。

###### 【改革・改善策】

学部での学修指導では、学科構成や留学生数など学部ごとの実情に考慮した上で、各学部において指導の分担と体系的な指導体制の構築も視野にいれ、国際センターとの連携を図ることが肝要である。

##### ㉓ 経済的支援

###### 【現状の説明】

本学の授業料減免制度では、在留資格「留学」を有する私費留学生で、学業成績等が良好な者を対象に授業料の30%を、学業成績が特に優秀な者にはそれに加えてさらに授業料の20%（医学部医学科生の場合は薬学部の授業料金額の20%）を、減免している。なお、授業料などの学費は納期分の一括納入が原則であるが、留学生については負担軽減のため、申請により2～3回の分納を認めて



#### IV. 教育研究施設・付置研究所 国際センター

いる。

独自の奨学金制度として、「福岡大学私費外国人留学生奨学金」「福岡大学アジア特定地域学部留学生学修奨励費」を設けている。前者は私費留学生を対象に25人程度、後者は東アジアを除くアジア諸国の国籍を有する者を対象に10人程度、募集する。後者の趣旨は上記「(a)学部留学生入試」で触れたとおりだが、現時点では応募資格者自体が少なく、募集人数を下回っている。なお、大学経由で募集する各種給付奨学金の平成18年度の実績は、大学基礎データ調書表44のとおりである。

生活面での経済的支援として、本学では、留学生を含む全学生を加入者とする「福岡大学学生健康保険互助組合」を設置している。これは、加入者が入会金100円、組合費年額3,500円を納入し、歯科以外の治療で1か月あたり2,500円以上の自己負担額があった場合に、それを超える金額を年額24万円まで給付する制度である。やはり全学生を対象として、正課ならびに課外活動中などに被った災害事故についての保険である(財)日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険」に加入し、保険料は本学が全額負担している。寄宿舎として「国際交流会館」を設置しており、留学生30人、日本人学生70人を収容して、留学生に低廉な住居を提供するとともに日本人との日常的な交流を図っている。

##### 【点検・評価】

本学の奨学金制度は、留学生の増加を受けて順次整えられてきた。その結果、現在では、制度上申請資格を持たない者と著しい成績不振者を除いて、大半の留学生が何らかの給付奨学金を受けるに至っており、所期の役割を果たしているといえよう。しかし、「私費外国人留学生奨学金」は、募集人数の内訳が、1年次生15人程度、2年次生以上10人程度と、学年別の人数枠が設けられて流用ができない上、人数枠の広さにも大きな差がある。「福岡大学アジア特定地域学部留学生学修奨励費」については、制定時には、東アジア諸国出身者への差別的扱いである、との異論も出されている。

##### 【改革・改善策】

「私費外国人留学生奨学金」の人数枠問題はかねてより指摘されてきたところであり、国際センター運営委員会でも見直しをはかる方針である。「福岡大学アジア特定地域学部留学生学修奨励費」は、制定後まだ2年目を迎えたばかりであるが、今後数年経過して志願者の認知度が高まったところで、その有用性についての検証を行うことを検討している。

#### ④ 生活面での支援

##### 【現状の説明】

留学生を含む全学生を対象に、健康管理センター、ヒューマンディベロップメントセンターを設け、それぞれ「からだ」と「こころ」の健康のよりどころとなっている。とくに留学生に向けては、毎年4月に、「異文化ストレスとそのつきあい方」をテーマに講演会を開催している。行事関係では、メンタルヘルスの一環として、留学生相互の親睦をはかるとともに日本の文化、歴史を学ぶため、毎年10月に日帰りまたは1泊の研修旅行を行っている。また、留学生相互や関係教職員との親睦を深めるため、毎年4月には新入生歓迎会として、12月にはクリスマスパーティーを兼ねて、懇談会を開催している。

留学生の就職活動については、全学生の就職関係業務を担当する就職・進路支援センターで扱っており、留学生向け求人情報の紹介や個別相談・指導の他、留学生のための就職セミナーも開催している。

相互の親睦や国際親善への寄与を目的に、学部および大学院に在籍する留学生によって「福岡大

学留学生会」が組織されている。内部では留学生相談会を週1回開催しており、対外的には本学の学園祭や地域の交流活動に参加するなど、活発に活動している。

#### 【点検・評価】

生活面支援のうち、研修旅行、懇談会、留学生会活動は、参加者にとって有益なものであることが期待できる。しかし、留学生の中にも友人の少ない者がおり、そうした者はこれらの行事や活動にもほとんど参加していない状況である。

#### 【改革・改善策】

生活面での安定は、学修の成果を上げることにもつながることから、行事参加や施設利用によって改善が見込まれる学生には、個別指導においてそれらを紹介し、大学の行事への参加や施設の利用を促すなどの対応を通して、留学生のメンタル面でのサポートの充実を図る。

### ④外国人研究員・研究生の受入れ

#### 【現状の説明】

外国人研究員は、受入期間3月未満の短期研究員と3月以上1年以内の長期研究員に分けられる。平成18年度は9か国から22人の研究員を受入れ、本学の指導教授のもとで研究活動を行った。また外国人研究生については、外国において4年制大学を卒業した者で専門分野を更に深く研究したい者について、研究指導にあたる指導教育教員の受入れ了承を得られていることを条件に、選考のうえ受け入れている。研究期間は原則1年間で、申請により更に1年間延長できる。外国人研究生については、この研究期間を経て本学の大学院に進学する者もいる。

#### 【点検・評価】

外国人研究員は年々増加の傾向にあり、本学教員が国際的な共同研究を活発に行っていることを反映しているものと評価できる。また宿泊施設として片江研修館別館やセミナーハウスの利用ができるため、研究期間中の滞在においてもサポート体制が充実している。

### ⑤その他のプログラム

#### 【現状の説明】

協定校である蔚山大学校（韓国）とは1年おきに、ルーヴァン・カトリック大学（ベルギー）とは2年おきに合同シンポジウムを実施している。平成17年には、本学において3大学合同でのシンポジウムが開催された。また国際センターでは、本学学生を対象に講演会を開催している。内容は、グローバル化、フランス文化・フランス事情、日韓関係・韓半島情勢、異文化ストレスの対処法、など多岐にわたり、講演は日本人だけでなく、協定校の教員など外国人によるものもある。その他、平成16年度より、「アジア圏協定校との学生交流セミナー」を実施している。これは、本学のアジア圏協定校5か国13大学から2人の学生を招待し、本学で12日間のスケジュールで日本語・日本文化研修、企業見学等に参加、本学の学生との交流を深めることを目的に企画されたプログラムである。

#### 【点検・評価】

合同シンポジウムについては、両大学において貴重な学術交流の場となっており、高く評価される。また、国際センター主催講演会については、本学学生に国際的視野を持たせるための機会であり、毎年入学式当日の学部留学生オリエンテーション時に行われている「異文化ストレスとそのつきあい方」の講演会は、本学留学生の精神面でのケアにおいて意義深い。「アジア圏協定校との学生交流セミナー」は参加者の共通言語は日本語という点がユニークといえる。協定校からは、当初日

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 国際センター

本語能力を問わないで欲しいという要請もあったが、協定校に対してはアジア 5 か国から日本に集い、お互いに交流を深めるというこのセミナーの目的、趣旨を理解してもらい、この三年間の実績を経て、定着してきたといえる。選抜されてくる学生も大変優秀で、本学学生にとっても彼らとの交流を通して貴重な体験の場となっている。「アジア圏協定校との学生交流セミナー」は学内関係者のみならず、アジア圏協定校からも高く評価されているため、今後も継続、発展させていくべき国際交流事業である。

### 3. エクステンションセンター

エクステンションセンターは、平成 13(2001)年、時代の変化、社会の要請に応えるべく、大学「教育」の拡張および大学の教育と研究の成果を広く社会に「開放」することを目的として開設された。以来、教育と研究を補完しかつ開放する対学内サービスと対学外サービスを担っている。

エクステンションセンターは、設置目的である、大学教育の拡張としての「教育サービスの提供による学部教育の補完・補強」と「大学教育、研究の社会への開放、公開」をそれぞれ正課外講座（エクステンション講座）と公開講座（福岡大学市民カレッジ）を軸として、人材育成事業、大学開放推進事業、市民連携事業、高大連携事業、産学官連携事業として具体化している。

対学内サービスである学部教育の補完・補強としての正課外教育は、進路選択や就職対策を支援する教育サービス、学部教育を実用的、技術的に拡張する教育、学習意欲の喚起、学習や人生への動機づけを強化するための教育を軸に、学生それぞれの価値や個性に応じた成長をサポートしている。

対学外サービス、大学の教育と研究の「開放」として、本学の人的物的資源を活用した各種公開講座（福岡大学市民カレッジ）を、幼児から高齢者まで幅広い市民層へ生涯学習機会として提供し、市民生活を豊かにする支援を積極的に行っている。また、学部教育をもとにした社会人教育プログラムの提供、高校への教育支援、地域との連携などを通じて、地域で大学の知を使いこなせる人材を育成し、その人たちを通じて地域力を高めることにも取り組んでいる。

（1）学生に対する教育サービス：学部教育の補完・補強教育（学生に対する正課外教育）

#### 【現状の説明】

平成 13(2001)年にエクステンションセンターを開設し、それまで就職部で行っていた正課外教育プログラムを移管した。以来、正課外教育プログラムを拡充し、税理士など難関試験、公務員、教員採用試験へ挑戦する在学生の受験対策支援講座を始めとして、学生それぞれが進路を切り開くための資格取得やスキルアップのための多彩なプログラム(エクステンション講座)を提供している。社会人として必要なスキルを取得できる講座（簿記講座、コンピュータスキル：MOS 講座、英語力養成：TOEIC 講座など）を中心に展開し、平成 18 年度は 87 講座を開講し、3,566 人が受講した。

講座の企画に当たっては、学部教育とリンクできるもの、大学生が取得する資格として適切な講座に絞り、本学学生に合わせたカリキュラムを組むなどの工夫をしている。また、安易な申し込み、受講にならないよう、事前ガイダンスを行い、講座によっては模擬授業や実際に試験問題を解かせてみるなど資格や講座への理解を深められるようにしている。さらに、学習意欲の喚起、学習や人生への動機づけを強化するための教育も取り入れ、学習効果をあげるための努力をしている。

これら各種試験対策、資格取得のための正課外教育に加えて学部教育の発展学習として新たな取り組みも始めている。正課授業では実現しにくい規模、形態の教育プログラムを提供し、正課授業に加えて、職業人として自立できる契機を提供している。平成 17 年度からは、企業でも商品開発、企画などに取り入れられているワークショップ形式で、問題発見、企画から制作、提案までの過程を実践的に体験する講座、共創型ワークショップを開講している。

後述する市民への教育サービス、福岡大学市民カレッジ（公開講座）のキッズ・スポーツプログラムにおいては、学生が講師の補助として指導経験をつめるようにしている。

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 エクステンションセンター

##### ◆エクステンション講座開講状況

	講座数	受講者数（人）
平成 16 年度	91	4,785
平成 17 年度	76	4,095
平成 18 年度	87	3,566
計	254	12,446

##### 【点検・評価】

上記すべての講座において、センタースタッフによる講師および授業チェックを行い、同時に受講者に対しては授業アンケート調査を実施し、常に講座の質と受講者の満足度が向上する努力を行っている。その結果、どの講座も受講者の満足度は高く、一部難関試験を除いて、全国平均を上回る合格率を上げている。学生の目標達成、進路支援に大きな役割を果たしてきているといえる。当センターには専用教室がなく、施設設備面での制約があるために、近年社会人として当然必要とされるコンピュータスキル：MOS 講座を始めとして、受講希望者すべてを受け入れることができない講座がある。

社会での認知度が高く、実用性も高い講座には毎年一定数の受講者を確保できているが、就職状況の好転など社会状況の変化に呼応する形で、受講希望者が集まりにくくなってきている。特に難関試験対策講座は開講できないものもある。

また、受講期間が長い公務員採用試験対策講座においては、企業との併願が前提であったり、進路変更により中途放棄するなど所期の目的を達成できない学生が多く見受けられた。これに対し、平成 18 年度から、自己分析、職業観育成、キャリアデザインなど「何のために、どう学び、将来どう役立てるか」を考える場として「エンカレッジセミナー：《未来ノート》でなりたい自分になる！」を開講し、学習の動機づけを強化した。その結果、当該講座の出席率は向上し、合格者も増加している。

正課授業では実現しにくい規模、形態の教育プログラムをワークショップ形式の共創型学習プログラムとしても提供している。平成 17 年度から開講している共創型学習プログラムでは、実際に企業から問題提起を受けて、企画制作を体験的に行うことにより、現在、企業や地域社会が求める能力、観察力、創造力、コミュニケーション力の向上を図ることができている。同時に、職業に対するイメージをより具体的にし、かつインターンシップにも匹敵する学習効果を上げている。

キッズ・スポーツプログラム、特に福岡大学市民カレッジ「キッズ・サッカークラブ」においては、講師補助者としてサポートしている学生が指導案をもとにその指導にあたり、指導後反省会を開くなど実体験を通じて大きな教育的効果が得られている。さらにこの指導経験をもとに、指導者養成講座で資格を取得するといった一貫した取り組みとなっている。

##### 【改革・改善策】

学部教育の補完・補強教育である正課外教育プログラムを展開していくに当たっては、在学生のニーズをくみ取り、社会状況を勘案しながら、正課教育との相乗効果を上げるべくさまざまな施策をとってきた。その結果として、各種資格取得試験においては多くの合格者を輩出し、職業人として自立した社会人となる契機を提供することができた。今後もこの態勢を堅持し、在学生の進路支援については大学の評価を高めるべく、さらに、学部との連携を強化し、正課外教育プログラムを充実させていく取り組みを行う。

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 エクステンションセンター

反面、難関試験といわれる公認会計士試験、税理士試験、国家公務員Ⅰ種試験などに挑戦する学生が減少してきている。プロフェッショナル人材の育成に向けて、各学部や就職・進路支援センターと連携し、志願者増につながる取り組みをする必要がある。

学習の動機づけを強化するエンカレッジセミナーを開講してみると、講座を充実させることはもちろんのことであるが、「何のために、どう学び、将来どう役立てるのか」という学習、受講の目的をはっきりさせることが成果への近道であることを再認識した。現在、公務員採用試験対策講座受講希望者を中心に行っているエンカレッジセミナーを、当センター開講講座受講希望者にまで対象を広げ、学習の動機づけを強化し、今以上の学習効果を上げていきたい。

また、今後施設設備面では専用教室の整備や新たな形態の授業を行える設備の改善、充実を検討する。

### (2) 市民への教育サービス：大学の教育と研究の「開放」

#### 【現状の説明】

平成 13(2001)年エクステンションセンターを開設し、昭和 63 年度から総合研究所において行われてきた公開講座を移管した。移管に伴って、市民への教育サービスを、より積極的に大学を開放し、地域での知の循環機能を担い、地域の方たちが生涯現役でいるためのサポート事業（人材育成事業、大学開放推進事業、市民連携事業、高大連携事業、産学官連携事業など）として位置づけた。センター開設以来平成 18 年度までに 230 講座を開講し、実数 8,807 人延べ 46,417 人が受講した。

（公開講座（福岡大学市民カレッジ）開講状況は「社会貢献」の項（1）地域社会との連携④公開講座を参照）

#### ①人材育成事業：社会人再教育・継続教育支援事業

学部教育の財務会計講座を体系的教育プログラムとして提供する会計学講座を始めとして、薬学部卒業後教育講座など再教育のための講座と主にスポーツ指導者養成を目的とする講座として具体化を図っている。

#### ②人材育成事業：高校生およびその保護者対象のキャリア形成支援

平成 16 年度から、就職、進学など進路決定期の子どもを持つ保護者を対象に「我が子と考えるキャリア形成」を開講している。平成 18 年度は在学生向けのエンカレッジセミナーを材料に実践的な内容を盛り込んだ。

#### ③市民連携事業：スポーツプログラム

エクステンションセンター開設以来、キッズ・スポーツプログラムを始めとするスポーツ講座を開講している。平成 18 年度は 10 講座を開講した。中には定員を超える申込みがある種目も出てきており、地域で相応の位置を占めるまでになった。また、(1) で述べたとおり、学生がこのキッズ・スポーツプログラムで指導者経験を積み、指導者養成講座で資格を取得するといったよい循環と連携ができています。

#### ④高大連携事業：高校への教育支援

エクステンションセンターでは、高校の正課および正課外教育への支援、教育プログラムの提供を行っている。その詳細については、「Ⅱ. 大学 社会貢献」の項（1）地域社会との連携⑦高大連携、高校への教育支援を参照。

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 エクステンションセンター

##### ⑤市民連携事業：まちづくりなど地域との連携事業

エクステンションセンターでは、地元企業や団体との連携も積極的に行っている。その詳細は「社会貢献」の項(1)地域社会との連携③地元企業、団体との連携を参照。

##### ⑥大学開放推進事業

大学の知的資源の開放と生涯学習機会の提供を目的として、語学、異文化学講座を始めとする「福岡大学市民カレッジ」を開講している。平成14年には、近々に迎える高齢社会に学際的にアプローチし、そのヒントを探る講座「サクセスフル・エイジングー高齢社会を楽しく！健やかに！生きるー」を開講した。この講座は、「高齢社会」を統一テーマとして、本学9学部全てからそれぞれの研究やその成果をもとに具体的な論考計24講の講座として構成した。

平成18年度は、創設20周年を迎えた人文学部日本語日本文学科と歴史学科それぞれの記念事業として、記念講座を開講した。歴史学科の記念講座は延べ500人を越える受講者を迎え好評のうちに終了することができた。また、工学部機械工学科の協力を得て、小中学生を対象とした講座「ヒューマノイド・ロボットを作ってみよう！」を初めて開講するなど、学部学科との連携を図りながら事業を進めることができた。

##### 【点検・評価】

多様な事業を展開しているが、提供する分野が限られていることもあり、体系的な教育カリキュラムを構築するに至っていない。

多様な事業を講座（福岡大学市民カレッジ）として具体化するに当たっては、研究成果の還元のみとしてではなく、教育プログラムを提供することを意識した企画も行っている。ともすれば講座を提供する側だけの視点になってしまいがちであるが、当センターでは、センタースタッフが教員の教育、研究テーマから市民向けにテーマを切り出し、講座構成を行い、受講者のニーズをくみ取りかつ本学の人的物的資源を有効に活用することに腐心している。

運営に当たっては、センタースタッフによる講座チェックと授業アンケートを行い、常に講座の質と受講者の満足度が向上する努力をしている。結果として、講座受講者の満足度、評価ともに高い。一方で受講者のバックボーンや学習レベルなどに大きな差があり、中には維持運営が難しい講座もある。特に語学講座では、学習レベルの差、リピーターの問題、講師との関係、チュートリアルを望む受講者とのミスマッチなど問題も多い。

本学専任教員が市民への教育サービス、公開講座を通じて多様な社会、市民と関わることで、理論と実学との効果的な連結が図れ、学部教育にその成果を還元することができているものもある。一方、担当する教員の負担が大きくなることと公開講座を担当することによる評価が定まっていないことなどから、講座の担当を依頼することが困難になっている。「大学の教育と研究の成果を広く社会に開放する」という理念と実態に齟齬が生じている。

エクステンションセンターは本学で開講される公開講座のほとんどを担っているが、そのすべてが当センターに集約されたわけではなく、情報を一元的に市民に提供することができていない。また、専用教室もなく、施設設備面での制約があるために、現状より講座数を増やすことや新たな形態の講座などを実施することができない。

##### 【改革・改善策】

価値、ニーズが多様化する社会において、生涯学習の意義は大きく、大学に求められる役割も重要になってくるが、教養レベルから専門的再教育レベルまで多種多様なニーズが存在し、その学習

形態も正規の学生として体系的に学習するものから自分の求めるものをピンポイントで学習するものまで多様である。これらの生涯学習ニーズに応え、本学の人的物的資源を最大限に活用して、新たな学習プログラムを開発することはますます難しくなっていく。それに対応するためにも、スタッフの専門性を高めること、学内資源の掘り起こしやコミュニケーション能力に優れた教員の発掘、育成にも取り組む。

さらに、理念に即しより充実した教育サービスを市民に提供していくためには、将来的にプログラムの洗練、施設設備の改善による学習環境の整備、また、担当教員に対する負担軽減措置や評価について検討する。

### (3) 特色ある教育事業：共創型学習プログラムの開発と共創型学習プログラム運営のための ティーチング能力向上プログラムの開発

#### 【現状の説明】

平成 18(2006)年度より福岡大学「特色ある教育」として研究事業「共創型講座のためのティーチング能力向上プログラムの開発」を行っている。これは、大学のユニバーサル化に伴った学力の低下問題、学習の動機づけの問題などへ対処する新たな学習方法、教育方法を模索するものである。

本事業では、①参加者の「コミュニケーション」をベースにしたワークショップ形式の共創型学習プログラムを提供し、社会人として必要なコミュニケーション能力を引き出し、文脈力を養成すること②その学習プログラムを運営する際に用いるファシリテーションなどのコミュニケーションスキルや講座の場づくりのしかた、受講者同士の討議を活発に進め、気づきを生む助言や支援する能力などを教育現場で活用できるよう研究し、教員のティーチング能力を向上させることを目指している。

現在、共創型学習プログラムとティーチング能力を向上するための方策を具体化するために、学生および社会人に対して試行的プログラムを提供している。教員に対しては、講義やゼミで学生の能力を引き出すために実施している工夫など授業方法に関する情報を整理提供し、コミュニケーションスキルの研修や外部講師の講座体験など共創型教育に資する講座を実施した。

#### 【点検・評価】

(1) の項で述べたとおり、共創型学習プログラムは試行的に提供しているものではあるが、学習共同体における相乗効果によって、観察力、創造力、コミュニケーション力の向上など学習効果がより高められることを再確認した。また、共同学習を通じて受講者が自発的な活動に至るプロセスについての情報を蓄積することができた。さらに、特定非営利活動法人日本ファシリテーション協会九州支部と連携を図ることで、この研究にも広がりが出てきた。

新たな授業形態をとっているため、現在の大学の施設設備では対応できないこともある。また、試行的プログラムであるため、担当できる講師も限られている。

#### 【改革・改善策】

まず、試行プログラムから新たな授業形態、教育プログラムとして熟成させること、多人数講義でも活用できるスキル、プログラムとして整理し、提示することが喫緊の課題である。これを実現するためにも、今後コミュニケーションスキルに優れた講師の養成と施設設備の整備を検討する。





## 4. アニマルセンター

### (1) 動物実験等による教育研究の向上

#### ①動物実験の管理運営、供給状況

##### (a) 動物実験の管理

###### 【現状の説明】

平成 18(2006)年に改正された「動物の愛護および管理に関する法律」と時期をあわせ文部科学省等からだされた指針等に対応するため、福岡大学動物実験指針を平成 19 年 4 月 1 日に改正した。これに伴い、福岡大学で動物実験を行うもの全てが実験動物実施者講習会の受講を義務付けられた。アニマルセンターの出入りにはカード方式の入退館システムを導入し、講習受講者にカードを発行している。また、学内で行う動物実験は、平成 8 年から実験計画書（有効期間 2 年）を提出させ動物実験委員会で審査と承認を行ってきた。実験終了時には終了報告書を、継続して実験を行う場合はそれまでの成果および継続理由を経過報告書として実験計画書に添付させ、審査をしている。平成 17 年度は 76 件、18 年度は 81 件を承認した。なお、平成 19 年度から実験計画書の承認は学長が行うことになった。

###### 【点検・評価】

動物実験委員会は動物実験が適正に行われているかを検証および指導している。適正な動物実験実施に向けて実験者に対する講習、動物実験計画書の審査等がなされているが、審査の透明性を確保し、より実効力のあるものにすることが必要である。さらに、適正な実験が遂行されているかの点検、学内での動物飼育室、動物実験室等が適正であるかの審査も必要である。動物実験者への講習は以前よりは充実したが、動物実験等の指導・教育の場は少ない。

###### 【改革・改善策】

福岡大学で適正な動物実験が実施されるには動物実験委員会が最も重要な役割を担っていることから、その機能の強化に努める。動物実験計画書の審査および透明性を増すには学外からの審査委員の登用、また、動物飼育室・実験室が適正であるか、実施されている実験の点検を行うために動物実験委員の増員について検討する。現在、動物実験の講習は兼務である教員が行っているが、アニマルセンターの運営管理を含めた専門知識を持つ専任教員を将来的には配置し、動物実験に関する講義・講習、実験者に対する動物実験等の指導・教育等を行う。アニマルセンターはホームページを開設していないが早期に作成し、利用者への情報提供をはかるとともに学内のネットワークを利用することで、各種書類の受け付け、返信などの利便性を高めるように努める。

##### (b) 管理運営

###### 【現状の説明】

アニマルセンターの運営には全学から運営委員が 10 人（理学部、工学部、薬学部、スポーツ科学部及び病院より各 1 人、医学部より 4 人、総務部長）とセンター長が選出され、センターの利用、実験機器の購入、設備の改修および動物飼育等に関する重要事項の審議・決定を行っている。動物飼育を除くセンターの日常業務に関してはセンター長：1 人、講師（兼務）：1 人、教育技術職員：1 人、事務室長：1 人と事務アルバイト：3 人の計 6 人が担当している。

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 アニマルセンター

##### 【点検・評価】

本センター内に事務室があることで一般的な事務処理および建物管理等は順調に行われている。しかし、長期にわたる専任教員の不在、膨大な日常業務から教育技術職員には時間的余裕がなく、センター独自の活動はほとんどない。国立大学法人などでは動物実験施設を充実させるため教員の増員のほか専任の教授を配置し、施設長をかねるところが増えている。本学アニマルセンターが利用者の利便性を高め、発展するには他大学の動物実験施設および研究機関と密接な関係を保持し、独自の研究を行える環境を作ることにある。

##### 【改革・改善策】

動物実験・実験動物に関する教育・指導・助言、情報提供等を利用者に行い、発展性のあるセンターにするには実験動物、動物実験専門の専任教員の配置および教育技術職員の充実によって可能となる。

##### (c) 利用状況

##### 【現状の説明】

過去6年間の学部別センター利用者数を表1に示した。年間を通し実験室、手術室、組織培養室等の利用者は多く、活発に利用されている。しかし、実験の高度化による種々の機器の導入は電気容量の不足を起こしている。

##### 【点検・評価】

本センターを利用した研究業績は表2に示したように膨大な数にのぼり、本センターが福岡大学での実験医学等の支援機関として、重要な役割を果たしてきたといえる。

##### 【改革・改善策】

動物実験の内容および精度等の変化に対応するためにも実験室、手術室等の設備を拡充する必要がある。また、電気容量の不足は動物実験施設としての機能を保つためにも早急に対処していく。

##### (d) 実験動物の供給状況

##### 【現状の説明】

現時点でのセンターの動物収容能力を表3に示した。飼育動物の中には自家繁殖の動物もあるが、多くは実績ある実験動物生産業者から搬入し、さらにセンターで動物種ごとに定めた手順をもとに検収を行った後、飼育室に収容している。過去6年間の主たる実験動物の搬入数を表4に示した。国内外の研究機関から導入される遺伝子組換え動物等についてはセンター内の検疫動物室で感染症検査を約1月半をかけて行い、異常のないものを飼育室に移している。遺伝子組換えマウスの増加は著しく(図1参照)、それに対応するため利用度の少ない動物種の飼育室を改修し、拡充を計ってきたが限度まで来ている。また、検疫動物室が1部屋しかなく順番待ちの状態がおきている。

##### 【点検・評価】

実験動物搬入に関する手順は現状に合ったものになっている。実験に影響を与える様な感染症の発生は平成9年以降なく、動物実験も支障なく行われていることから問題とすべき点はない。ただし、感染症発生等の不測の事態への対応および動物飼育スペースを有効に使うために、研究者保有動物の受精卵および精子の凍結保存を進める方向にあることは望ましい。

**【改革・改善策】**

遺伝子組換え動物は研究機関間での譲渡が頻繁に行われ、そのさい、感染症を持ち込み甚大な被害を被った施設も多い。国内の多くの動物施設ではその対応として飼育動物の受精卵・精子の保存を、さらに外部からは動物個体での搬入ではなく、凍結させた受精卵・精子での受入れに転換したところも多い。今後はこの方法での授受が多くなるとみられることから、本学においても早い時期の対応ができるようにする。そのためには生殖工学を専門とする教育技術職員あるいはアルバイトの配置と専用の操作室等の設置が好ましい。遺伝子組換え動物の飼育スペースの増強はすでにセンターの改修では対応できていないので、遺伝子組換え動物棟（仮称）の新設を考える。

**② 実験に関する支援状況****(a) 設備****【現状の説明】**

鉄筋コンクリート5階建てで建築面積：1,187.4 m<sup>2</sup>、延床面積：3,687.8 m<sup>2</sup>である。飼育室の空調は動物種でやや異なるが年間を通じ温度が23～24℃、湿度が55±5%、換気回数が15回／1時間に設定されている。開設時に導入された空調、オートクレーブ、ケージワッシャーなどの主要な機材の多くは更新され、支障なく運用されている。マウス・ラットの飼育機材は平成3年以降ラミナフローラックおよび一方向性気流ラックを段階的に設置し、動物の健康管理に成果をあげている。ウサギ室は自走機の取替え、大型ケージを配置するなどの改修を行った。また、空調、給排水等の各種配管の老朽化が深刻であるほか飼育機器の導入等による電気容量の不足がおきている。

**【点検・評価】**

アニマルセンターは正方形で廊下を廻りに配置して明るく開放的な施設となっているが、床面積に対して動物飼育場所が少ない。竣工後30年が経過し、その間に実験内容は多様化・精度も格段に高度化したほか、実験に使用される動物種、数量、品質および飼育機材も大きく変わって来た。これまでは施設の改修で対応してきたが、限界まで来ている。現在の飼育室の空調は動物にとって適正なものであるが、それに要する経費は膨大なものであり、節減策を考える必要がある。

**【改革・改善策】**

遺伝子組換え動物、特にマウスを使用した遺伝子の機能解析、疾病治療の開発に係る実験が激増している。将来を見据えたマウス飼育室の増強および実験内容、動物実験の精度向上に対応した実験機材および手術機材等を充実させる。実験室・飼育室の電気容量の不足、空調、給排水等の各種配管の老朽化には早期に対処する。動物の飼育環境を低下させず、光熱費等の削減を行うには飼育室に一方向気流システムを取り入れ、飼育室の換気回数を現在の半分程度に、温・湿度を動物の生理的な機能に影響のない18～26℃、30～70%の間で変動させることで、空調機の小型化と運転費の軽減ができる。

**(b) 実験動物の管理****【現状の説明】**

過去6年間の主な実験動物の年間延飼育数を表5に示した。動物飼育は委託およびアルバイトの職員が平日は9人、土曜日は平日の半数、休祭日は2人が出勤し、作業を行っている。飼

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 アニマルセンター

育動物の多くがSPF動物であり、搬入時には動物種ごとに定めた基準にもとづき検収作業を行っている。給餌・給水などの一般飼育作業、ケージ・ラックおよび飼育室の衛生管理、洗浄、消毒、滅菌作業、動物の健康管理と疾病対策、飼育器材の保守整備、地震・火災等の緊急対策等についても手順書を作成し、手落ちなく行うようにしている。飼育動物の感染症のチェックとして飼育室にモニター動物を置き、HVJ、MHV、SDAウイルス、肺マイコプラズマ、Tyzzer等の血清検査を定期的に行い、健康管理を行っている。施設内の衛生管理としてセンターおよび各階の出入口、実験室、動物飼育室には常に清潔な手指消毒液を配置し、廊下、実験室は日に1〜2回消毒液による清拭のほか毎週噴霧消毒を行っている。利用者および飼育者には動線を厳守させ、実験衣等は各階専用とし、一度使用したものは洗濯するなど施設内をできるかぎり高い清浄度に保てるようにしている。

##### 【点検・評価】

長年にわたり動物飼育・管理等に関する作業手順書を見直し、現在の形になった。今でも毎年作業手順書を現状に合うように訂正、加筆をしている。過去10年間実験に影響を与えるような感染症の発生はなく、動物飼育管理が適正に行われていることから、現在の飼育管理体制を大きく変更する必要はない。飼育動物数の増加、実験動物の質の向上にともない作業量が増加しているが、動物飼育の人員は開設以来増員なしで行ってきた。最近の動物実験は多岐かつ高度化し、動物管理には専門的な技術も求められ、動物飼育者の委託職員はほぼ全員が実験動物技術者の資格を有している。

##### 【改革・改善策】

アニマルセンターの仕事は開設当時とは考えられないほど高度かつ膨大なものになっている。ラット・マウス等の定期的な病原微生物等の検査項目は常に現状に合わせ、搬入動物の検疫、および飼育動物の管理を厳格に行うことが重要である。これらを支障なく行うために今後検査器材の整備、手技の習得に努めていく。現在、実験動物を適正に飼育管理するには幅広い知識、技術、経験が求められ、1日たりとも休むことができない。動物飼育にかかわる人員は動物飼育委託、アルバイトにまたがっているが動物委託業者に一本化することで、スムーズかつ均一で高度な飼育管理ができる。

##### (c) 動物実験に係わる補助

##### 【現状の説明】

センター内の動物の飼育管理は全面的にセンター側で、館内清掃、実験衣等の洗濯などは清掃委託の職員が、培養室にはアルバイトの職員が機材の滅菌等を行っている。手術室、実験室等の機材については教育技術職員が常に整備し、実験に支障がないようにしている。また、動物の安楽死、中動物の保定や麻酔なども行っている。

##### 【点検・評価】

動物の飼育・管理をセンター側で行うことで動物の管理が高水準に保たれ、利用者は実験に専念できるなどの利点がある。しかし、このことが実験者を動物の日常観察から遠ざけ、センター任せになる傾向がある。イヌ、ネコ、サル、ブタの保定および麻酔、動物の安楽死などは咬傷等の事故を防ぎ、むやみに動物を興奮させず、より良い状態で実験を行える事につながっている。動物の健康管理、麻酔や治療薬等の投与は獣医師が行うべきであるが人員不足で困難となっている。

**【改革・改善策】**

動物実験は年々高度で膨大なものになっている。充実した実験補助体制は今後も継続すべきであるが、これらを行うために獣医師である専任教員の配置および教育技術職員の増員を検討する。

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 アニマルセンター

表1. 学部別センター利用者数の年度別推移

学部 \ 年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006
理学部	134	255	382	520	335	319
医学部	5,098	8,729	10,268	8,460	9,111	8,663
薬学部	731	1,324	1,708	2,285	2,802	2,281
スポーツ科学部	0	15	12	16	134	150
合計	5,963	10,323	12,370	11,281	12,382	11,413

表2. アニマルセンターを利用して発表された業績

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006
原著論文	96	91	89	96	122	116
学会発表	186	172	141	136	158	203

表3. アニマルセンターにおける主な動物種の収容能力

(マウス、ラット、ウサギ、モルモット、ハムスターは1ケージ当たり3～6匹収容可)

動物種	マウス	ラット	ウサギ	モルモット	ハムスター	ネコ	イヌ	サル	ブタ
ケージ数	2,090	330	150	60	100	27	68	10	5

表4. 動物の年間延搬入数の年度別推移

動物種 \ 年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006
マウス	6,698	4,307	4,170	3,389	3,390	3,799
ラット	1,501	1,346	1,539	1,304	1,033	852
ウサギ	95	103	23	65	7	91
モルモット	478	405	296	292	346	223
イヌ	160	26	19	5	31	10

表5. 動物の年間延動物飼育数の年度別推移

動物種 \ 年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006
マウス	828,706	864,129	979,800	1,086,127	1,087,364	1,208,828
ラット	111,951	112,427	108,067	108,004	126,080	95,337
ウサギ	36,879	34,254	28,807	24,642	28,328	28,159
モルモット	12,561	17,857	13,116	10,391	15,447	11,823
イヌ	27,531	26,406	17,295	16,894	18,779	17,239

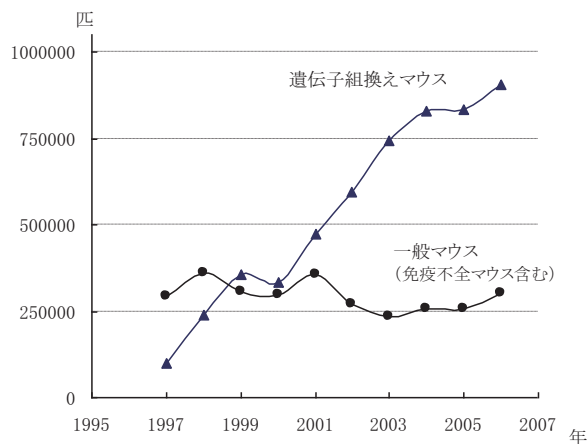


図1. 遺伝子組換えマウスと一般マウスとの年間延飼育数の推移

## 5. 健康管理センター

## (1) 健康診断、健康相談等の状況

## 【現状の説明】

健康管理センターでは、定期健康診断、スリム教室、禁煙支援、障害のある学生への支援等を実施し、学生の心身の健康増進に取り組むとともに、疾病の早期発見と有疾者への迅速な対応を図っている。

## ①定期健康診断

## (a) 学生定期健康診断

毎年4月から6月にかけて全学生を対象に実施し、定期健康診断の結果、異常と診断された学生には精密検査の医療機関を紹介し、事後の指導(健康相談)も行い、スリム教室も開催し、学生の健康状態のより一層の把握に努めている。

過去3年間の受診状況は表1に示すように年平均13,000～15,000人が受診している。

表1 過去3年間 学生定期健康診断受診者数

		対象学生数 (全学年)	全学年 受診者数	受診率(%)	対象 1年次生数	1年次生 受診	1年次生 受診率(%)	精密検査後の判定		
								入院	要通院観察	異常なし
平成16年度	男	13,420	8,045	59.9	3,055	1,497	49.0		3	14
	女	7,074	5,290	74.8	1,590	1,122	70.6		1	7
	計	20,494	13,335	65.1	4,645	2,619	56.4		4	21
平成17年度	男	13,392	8,542	63.8	3,160	1,972	62.4	3	1	5
	女	6,883	5,495	79.8	1,642	1,302	79.3		1	1
	計	21,077	14,037	66.6	4,802	3,274	68.2	3	2	6
平成18年度	男	13,632	9,341	68.5	2,932	2,446	83.4	1	1	4
	女	6,914	5,547	80.2	1,652	1,528	92.5	1	1	5
	計	20,546	14,888	72.5	4,584	3,974	86.7	2	2	9

※ 全学年・・・大学院含む

## (b) 職員定期健康診断

毎年10月に七隈地区の全職員を対象に実施し、定期健康診断の結果、異常と診断された職員には健康相談を実施し、病院受診等の指導を行っている。

過去3年間の受診率は表2に示すように年平均約70%の受診率である。

表2 過去3年間 七隈地区(職員・アルバイト)の定期健康診断受診者数

	対象人数	受診者数	未受診者数	受診率
平成16年度	1,222	814	408	66.6
平成17年度	1,243	861	382	69.3
平成18年度	1,288	910	378	70.7

## ②スリム教室

スリム教室は1年次生の定期健康診断の結果に基づき、高血圧、糖尿病、高脂血症など将来の生活習慣病発症の大きな要因である肥満対策に取り組んでいる。肥満度指数(BMI)26.4以上の学生を対象として、スリム教室を開催し、食事や運動の指導を行っている。その際、血糖、血中脂質の検査も行い肥満を有する学生が自己の健康管理の重要性を自覚するように指導している。

過去3年間のスリム教室の参加者数は表3に示すとおりである。



#### IV. 教育研究施設・付置研究所 健康管理センター

表3 過去3年間 スリム教室対象者数・参加者数

	対象者（1年次生） BMI 26.4以上		スリム教室 参加人数		血糖・血中脂質の検査 実施人数	
	男	女	男	女	男	女
平成16年度	89	31	12	5	11	2
	計 120		計 17		計 13	
	111	36	13	6	6	5
平成17年度	176	56	18	5	8	2
	計 232		計 23		計 10	
	計 147		計 19		計 11	

#### ③禁煙支援

健康へ悪影響を及ぼす喫煙に関しては、喫煙者からの禁煙相談を受け付け、希望者へは医師の問診後にニコチンパッチの無料配布を実施している。また、喫煙者の禁煙動機付けの場を設定するために「煙草が健康に及ぼす害」について講演を行うなどの健康セミナーを開催している。

過去2年間の禁煙支援状況は表4に示すとおりである。

表4 過去2年間 禁煙支援状況

	禁煙相談者数	健康教育	健康教育参加人数	ニコチン パッチ配 布数
平成17年度	13 (学生10 職員3)	禁煙教室8回 (学生4 職員4)	38 (学生27 職員11)	24 (学生15 職員9)
平成18年度	3 (学生2 職員1)	禁煙講演会1回	88 (学生70 職員16 一般2)	1 (職員)

\* 平成19年度の健康教育は「健康セミナー」として開催した。

#### ④障害者支援

身体に障害のある学生には、毎年、6月下旬から7月上旬にかけて該当者全員に対し、個別に面接実施を案内し、健康管理センター診療所長（医師）が面接を行っている。面接時には、障害者に現在の障害状況や大学内における学生生活の利便性等について質問し、その内容にそって、施設設備面や授業および定期試験において支障をきたさないよう関係部署に対応を依頼している。

過去3年間の障害学生数は表5に示すとおりである。

表5 過去3年間の障害学生数

	視覚障害学生	聴覚障害学生	肢体不自由学生	盲、聾、肢の障害を併せ有する学生	その他教育上特別な配慮をしている学生	合計
平成16年度		1	2		11	14
平成17年度		1	4		22	27
平成18年度	1	1	6		17	25

## ⑤健康管理センターの利用状況

学生の突発的な事故や外傷等について、健康管理センターでの処置が不可能な事故については、福岡大学病院や大学周辺の医療機関と連絡をとり、早急に対応するようにしている。

健康管理センターの学生・教職員の過去3年間の利用状況は表6に示すように年平均で学生1,300人以上、職員200人、計1,500人以上のプライマリーケアを行っている。

表6 過去3年間健康管理センター利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成16年度	116 (17)	136 (13)	226 (22)	200 (24)	50 (18)	78 (7)	159 (19)	124 (24)	157 (26)	71 (9)	33 (17)	27 (8)	1369 (207)
平成17年度	137 (16)	152 (11)	186 (11)	201 (18)	35 (11)	91 (11)	143 (15)	122 (14)	130 (34)	71 (9)	28 (21)	41 (13)	1337 (184)
平成18年度	144 (17)	172 (21)	214 (24)	156 (17)	34 (5)	74 (9)	143 (27)	182 (35)	110 (18)	58 (13)	35 (14)	39 (21)	1362 (230)

( )内は、職員・外部者数

## 【点検・評価】

学生定期健康診断の過去3年間の受診率は、年々上昇してきているが、中でも1年次生の受診率が特に高くなっている。これは、平成17年4月から学校保健法施行規則の一部が改正され、結核健康診断（胸部X線撮影検査）が従来の全学年から1年次生に限定実施するよう変更されたため、特に1年次生に対して、学部指導懇談会や学内放送等での情宣を行い、健診期間を延長した結果である。

また、表1にみられるように精密検査実施後、多くの学生が適切な治療を受けて健康を回復しており定期健康診断は効果的に機能している。

職員健康診断は学内ネットワークの充実により、連絡がよりスムーズとなり、受診率は年々上昇しているが、未だ、職員健康診断の認識不足により、受診率は70%台にとどまっている。

スリム教室については、1年次生の定期健康診断において、肥満学生が年々増加している傾向が認められる。これに対応すべく、毎年、肥満とされる学生（BMI 26.4以上）に対し、個別にスリム教室開催案内の送付を行っており一定の成果を上げている。

禁煙支援については、健康教育として、平成17年度から毎年、学生および教職員を対象にさまざまな方法にて参加するよう情宣活動を実施しているが、参加者は、予想を下回り、必ずしも多いとはいえない。喫煙が健康に及ぼす影響が非常に大きい点を考慮すると、参加者の多少にかかわらず健康教育は継続する必要があると考えている。

障害者支援について障害者種別の占める割合は、肢体不自由学生が一番多く年々その障害学生も増えてきている。

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 健康管理センター

健康管理センターの利用状況は表6のように、一定の数を保っているが、全体の学生・職員数の7%程度である。また、職員健康診断後、異常のある方には健康相談の案内を行っているが、利用数が少ないのが現状である。

##### 【改革・改善策】

健康面に対する指導改善を目的として、まずは健康診断の強化をしなければならない。その方法として学内ネットワークの有効利用や、パンフレット配布等を増やし、学生の健康に対する認識を高めさせる。

そして、定期健康診断の現状に関しては、健診会場と胸部X線撮影場所が離れているため非効率的であり、胸部X線撮影装置が老朽化しているなどの問題もあり、健診実施に際して諸問題が発生することが予想されるので、今後、施設の拡充や装置の買替え等について検討する。

職員の健康診断においては、平成20年度より「特定健診・特定保健指導」が実施される。特定健診・特定保健指導では、内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)に着目した健診・保健指導の実施が義務付けられることとなる。それに伴い、健診内容を見直し、受診率を向上させ、職員が自主的な健康管理を行うよう指導を強化する。

スリム教室は、年に1回、1年次生のみを対象に定期健康診断後にしか開催していなかったが、今後は情宣活動を積極的に行い、随時、希望する全学生に健康管理の相談、指導を行う。

禁煙支援活動については、今後、喫煙者のみを対象とするのではなく、非喫煙者の協力も得て学内の禁煙意識を向上させることを目標として、将来的には学内を全面禁煙とする方向に進める。

また、障害学生数が年々増えており、今後、障害学生への学生生活支援を専門に行う部署の設置を検討する。

平成19年の春から夏にかけて全国の大学において麻疹が流行した。これは麻疹ウイルスに対する免疫力がない学生が大学生世代に集中しているためであるが本学においても麻疹感染者が発生した。

健康管理センターは感染者発生状況の迅速で正確な把握、感染情報の早急な発信のための基地となり、患者との濃厚接触者への対応、地域医療機関と連携してのワクチン接種、福岡大学病院などと連携した感染者の治療等の医療的措置を迅速に行った。また全学の対策会議などによる対策立案にも参加し、結果的に麻疹感染者発生は最小限にとどまり大学がその機能を果たせなくなる事態を回避できた。

麻疹に対する最も有効な対策はワクチン接種であるが、本学においてはワクチン接種についてはいまだ呼びかけのレベルに留まっている。特に医療関係者、教育関係者を育てる学部を有する本学においては社会的にもワクチン接種を徹底させる義務があるため、関係部署との連携のもと有効性が高い予防策を推進する。

#### ②診療活動の状況

##### 【現状の説明】

福岡大学診療所は、平成13年から内科を標榜する保険診療期間として承認されたため、保険診療が可能となった。その結果、学生・職員の定期健康診断後に判明した疾病に対する指導機能に加え保険診療、および福岡大学病院との病診連携も可能となっている。

さらに、地域住民への保険診療も可能なために、福岡大学病院とともに福岡大学として地域医療貢献の一翼を担っており、プライマリーケアも行った。

表1 福岡大学診療所過去3年間患者数

	患者数			
	福大生	本学職員	一般患者	合計
平成16年度	71	672	959	1,702
平成17年度	51	621	1,016	1,688
平成18年度	57	692	802	1,551
過去3年間 平均受診率	3.6	40.2	56.2	—

学生、職員は別に述べるように年平均1,500人であるが、その多くは急性疾患である。福岡大学診療所で保険診療を行った患者は表1に示すように年平均1,500人であるが、急性疾患で保険診療に至ったのはその一部でしかなく、大半は糖尿病、本態性高血圧などの慢性疾患（生活習慣病）である。

#### 【点検・評価】

福岡大学診療所は特に大学職員の生活習慣病の管理に重要な役割を果たしているといえる。

一方、医療経済学的に見れば診療所の医療収入は年々減少傾向にある。その主な理由としては、健康保険の診療報酬引き下げが考えられる。その他の理由として生活習慣病患者は眼科、泌尿器科的合併症を有していることが多く内科単独診療所としての限界があることもあげられる。

スタッフ数、施設の老朽化などの問題から十分な広報活動にふみきれないため学生、職員、地域住民に診療所の存在が浸透していないという現実も存在する。

#### 【改革・改善策】

今後は、福岡大学病院との病診連携による診療体制の充実と、地域医療機関等との医療連携をより深め医療活動の範囲を拡大させるように検討する。



## 6. R I センター

### (1) 放射性同位元素に関する教育、研究、管理について

#### ① 設立の趣旨・沿革及び組織・運営

##### 【現状の説明】

R I センターは、本学における放射性同位元素(R I)等を利用する学術研究および教育の場を提供することにより、その発展に寄与することを目的として昭和 48(1973)年に七隈キャンパスに建設され、科学技術庁(現文部科学省)の認可を得て翌年施設としての活動を開始し、さらに烏帽子キャンパスの便宜を図るため、昭和 56 年に医学部 R I 施設が設立された(七隈キャンパスの施設は R I センター実験施設と改称)。設立以来、学内共同 R I 利用施設として、R I センター実験施設は、理学部・薬学部学生の教育(実験実習)および理・工・医・薬・スポーツ科学部の職員や大学院生の研究に、医学部 R I 施設は、医学部・病院の職員や大学院生の研究に利用されている。

R I センター長、R I センター実験施設長、医学部 R I 施設長の推薦あるいは選任は、R I センター規程による。放射線取扱主任者および副主任者の選任は、放射線障害予防規程による。R I センター実験施設、医学部 R I 施設は、それぞれの施設ごとに管理運営されている。各施設の運営は、R I センター運営委員会および各施設運営小委員会規程による。各施設には施設、設備の管理および放射線障害の予防を厳密に行うために管理室が置かれ、事務職員、教育職員および教育技術職員が常勤している。各施設における R I 等の取扱・安全管理に従事する者に関する組織は、放射線障害予防規程に定める放射線安全管理組織図に示すとおりである。

##### 【点検・評価】

施設ごとに、施設長、放射線取扱主任者、事務職員等が管理運営に対応しているので、安全管理面や施設面については、今のところ問題点はない。

#### ② 施設設備の概要・管理

##### 【現状の説明】

R I センター実験施設および医学部 R I 施設は、どちらも非密封 R I を下限数量以上使用するの、「放射線障害防止法」の規制を受ける。さらに、R I センター実験施設は、貯蔵施設の貯蔵能力が下限数量の 10 万倍以上の特定許可使用者であり、定期検査および定期確認の対象事業所になっている。

R I センター実験施設および医学部 R I 施設は、放射線施設として、基準に適合している使用施設、貯蔵施設、廃棄施設を備えなければならない。R I センター実験施設は、3 年に 1 度定期検査を受けており合格証を得ている。さらに、放射線障害予防規程に従い、定期点検を実施しており、施設設備の維持管理に努めている。また、作業環境測定要領に従い、施設内外の放射線の量や汚染の状況を定期的に測定し、施設内外共に汚染のないクリーンな状態を常に保っている。

##### 【点検・評価】

壁や床の亀裂等の修理は定期的に行っている。しかし、施設の老朽化は避けられず、壁の亀裂などは一定の期間を過ぎると発生するため、補修は今後も継続せざるを得ない。排水設備である貯留槽は、両施設とも年 1 回以上点検している。

##### 【改革・改善策】

毎年利用者の要望に応じて必要な機器を購入し、研究教育や安全管理のための設備機器を揃えている。しかし、施設内で使用する機器は特殊で高価なものが多く、特に高額な R I 機器の老朽化が

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 R I センター

問題となっており、これらについては今後別枠予算を検討する。

##### ③放射性同位元素(R I)の管理

###### 【現状の説明】

**受入・払出：**R I 注文書と納品書および受入物品が一致しているかを厳密に確認している。

**保管：**R I 保管の記録、R I 保管数量管理記録を整備し、厳重に管理しており、年1回文部科学省へ管理状況報告書を提出している。また、R I を保管している貯蔵室は、常時施錠している。

**使用：**使用者には登録申請書を提出させ、教育訓練と健康診断を行い、使用申込書および使用計画書を提出させた後に放射線業務従事者として認定し、R I を使用させている。使用に際し、放射線障害予防規程、使用規程を遵守するよう指導している。管理区域内に立入る際は、立入記録への記帳や個人被ばく線量計の装着を義務づけている。R I を貯蔵室から取り出す際は、鍵の受け渡しを記録している。また、R I を使用した場合は、R I の使用・保管・廃棄の記録を記帳させている。

監視区域において下限数量以下R I を使用する場合は、使用計画書を提出させ、使用確認書で確認後、使用させている。使用に際しては、下限数量以下R I 使用規程を遵守するよう指導している。使用終了後は使用終了報告書を提出させている。管理室では、R I 使用数量確認記録を整備し、R I の最大使用数量(1日、3月、年間)を超えないように管理している。使用時間外に施設を利用する場合は、時間外使用許可願を管理室に提出させるとともに、使用規程「時間外使用細則」に定めている諸項目の点検を義務づけており、時間外R I 使用時の放射線障害の予防に努めている。

**廃棄：**R I の廃棄を行う場合は、放射線業務従事者に廃棄物を詳細に分別させ、廃棄物保管室に保管廃棄させるとともに記帳を義務づけている。これらの放射性廃棄物は、R I 廃棄物保管室内(常時施錠)に設置してあるドラム缶などに保管廃棄させ、年1回日本アイソトープ協会への移管処置をとっている。使用済みの液体シンチレータ廃液は焼却炉で焼却廃棄し、焼却記録も取っている。

###### 【点検・評価】

R I の受入れと保管の整合性を確認し、厳重に管理しているので問題はない。R I センター実験施設は平成18年度に定期確認を受けており、受入・払出・保管・廃棄についての帳簿内容や記帳体制など、本施設のR I の安全管理体制について厳格な検査が行われ、定期確認証を得ている。

###### 【改革・改善策】

R I 有機廃液は、両施設ともに焼却炉で処理している。廃棄物の焼却に伴うダイオキシン発生を抑えるために800℃以上で燃焼する焼却炉を両施設ともに購入して対応している。それ以外の廃棄物は日本アイソトープ協会へ移管している。日本アイソトープ協会への移管は、有料であるので、利用者が自己規制によって廃棄物を減らすよう指導していく。

##### ④教育訓練・健康診断

###### 【現状の説明】

R I センター実験施設では4月初旬、医学部R I 施設では5月下旬に年1回、放射線業務に携わる者や管理区域に立ち入る者に対する講習会を開き、放射線障害予防規程や使用規程などをもとに、R I 関連の法令の周知や教育訓練を実施するとともに、学内外から講師を招きR I 教育を行っている。初めて管理区域に立入る者に対しては、法令で定められた時間の講習を厳格に実施している。

利用者全員のR I 健康診断を6か月毎に実施し健康管理に万全を期している。職員のR I 健康診断の結果は労働基準監督署に報告している。また、R I 健康診断や被ばく線量測定記録の結果は、法令に従い放射線業務従事者に渡している。

**【点検・評価】**

教育訓練は毎年工夫してタイムリーな情報を提供しており、使用者にとって有益である。教育訓練や健康診断は、適切に行われているので今のところ問題はない。

**⑤研究活動・利用状況****【現状の説明】**

**利用状況：**過去 10 年間の施設の利用状況を見ると、R I センター実験施設の利用者は一時立ち入り者や学生実習者を除き、毎年延べ 2,000 人前後、医学部 R I 施設では 6,000 人前後である。

**学部学生実習：**R I センター実験施設では学部学生の R I 教育の一環として、前期に薬学部学生（約 230 人）の「物理系実習Ⅱ（放射化学）」、後期に理学部学生（約 70 人）の「放射化学実験」を実施している。

**研究活動：**R I センター実験施設では $^3\text{H}$ 、 $^{14}\text{C}$ 、 $^{32}\text{P}$ 、 $^{99\text{m}}\text{Tc}$ 、 $^{125}\text{I}$ などの計 64 種、医学部 R I 施設では計 18 種の核種の使用が許可されている。学内職員、卒論学生や大学院生による専門研究が両施設で行われている。

**【点検・評価】**

平成 18 年に下限数量以下 R I を監視区域で使用することが可能になった。その結果、R I センター実験施設では今まで対応できなかった大動物を用いるための実験設備や NMR や MS などの大型の機器を施設の管理区域内に購入する必要がなくなった。今後大いに研究に活用されるべきであるが、手続き、汚染チェック等使用者側の労力と責任も増えるため、活用が少ないのが現状である。なお、学生実験の期間中は、研究のために立ち入る者以外の利用者には時間的な制限を設けている。

**【改革・改善策】**

学部学生実験は施設の機材数やスペースの関係で、実験項目がある程度制約を受けており、今後は学生教育のための実験項目を設定する。

**⑥危険時の措置****【現状の説明】**

放射線による事故、火災等を発見した者が、速やかに行動し、的確に対応するため、災害時の連絡通報体制を整備し、管理区域の廊下の電話の前に掲示している。災害時の連絡通報体制は各施設放射線障害予防規程による。作業室内の機器の故障等で火災が発生する場合も想定して、機器の近くには可燃物を置かないように指導している。

**【点検・評価】**

日頃から火災や爆発につながるような薬品、機器等の購入は避けるようにしており、今まで火災の発生はない。

**【改革・改善策】**

従来、有機廃液回収缶は、回収するため 1 缶だけロートを付け開封したままの状態であったが、地震等の災害時に倒れて汚染する可能性があるため、常時蓋を閉めるような管理体制に切り替えている。今後も災害時に迅速に対応できるよう緊急時の体制を整備していく。





## 7. 環境保全センター

### (1) 教育研究および医療活動における公害の発生防止および環境保全の向上

#### ①環境保全・施策推進のための指導・助言と企画

##### 【現状の説明】

環境保全・施策推進については、アスベストの対策、焼却炉の撤去、PCB 含有製品の処分等の指導・助言を行っている。

アスベストの対策は、①建築物中の飛散性アスベスト（吹き付け）除去処理、②建築物以外の理学科学機器や実験道具等々に使用されているアスベスト含有製品の処理時への対応の2点について実施した。①については、平成18、19年度で全建物のアスベストの除去処理を完了した。②については、17年度に実態調査を行い、アスベスト含有製品の廃棄時の対応を協議した結果、「廃棄時の注意書き（ラベル）」をアスベスト含有の全製品に貼り付け、廃棄時には環境保全センター（以下「本センター」という。）立会いの上、廃棄する方針を決定した。本センターはこの決定に従い、全対象製品にラベルを貼り付けた。

焼却炉の撤去は、平成17年度に病院焼却炉とアニマルセンター焼却炉を撤去する計画で病院、アニマルセンター、施設部および本センターで「焼却炉解体委員会」を設置し協議を開始した。平成18年度は焼却炉の解体撤去手法と概算を検討した。解体撤去に必要な法規制・ダイオキシン類等の調査を実施し、作成した提案仕様書を用いて、業者に対してヒヤリングを実施した。その後、焼却炉解体委員会で協議を行い、撤去方針を決定した。平成19年度は、業者を決定し、撤去方針に基づいて撤去を実施している。

PCB含有製品の処分は、北九州市内のPCB含有廃棄物処理会社（日本環境安全事業㈱）で処理する計画である。平成18年度は、処理対象になっている10kg以上のコンデンサおよびトランスの早期登録を行い、処理をまっている状況である。

また、現在、日本環境安事業㈱北九州工場の処理対象になっていないPCB含有製品（安定器、低濃度のPCBを含むコンデンサ、トランス類）の処理は、未だ国の方針や処理計画が確定していないため、それらの情報を入手次第、本学における処理計画を作成する。

##### 【点検・評価】

指導・助言は、現有の人員で一応対応できていると考えられる。環境問題等については迅速に対応しており、かつ本学には専門の先生も多く、うまく対応できていると思われる。ただし、これまでの指導・助言等は、基準遵守や事後処理のために実施しており、問題の未然防止や環境保全のための積極的な取り組みに対してはほとんど効果をあげていない。また、他の組織との役割分担が明確でないことも多く支障をきたしていることもある。

##### 【改革・改善策】

現有の人員で問題解決には一応対応できているが、問題発生防止が後手になりつつある。現在行なっている対応は基準遵守であり、環境保全という対応だけでなく、将来の環境への配慮についても検討する。

地球温暖化防止に向けて、環境負荷の軽減に取り組み、環境マインドを育み、環境活動の模範になる大学（環境未来キャンパス）になることを目指す。そのための対応として、次のようなものを計画している。

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 環境保全センター

- ・環境未来キャンパス福大を検討するための会議（委員会）の設置
- ・省資源・省エネルギー
- ・環境の創造（七隈の杜構想）
- ・廃棄物の抑制（ごみゼロ）
- ・物品調達（グリーン購入）
- ・環境教育
- ・環境啓発

#### ②環境保全のための分析、調査および報告、法規上の手続き

##### 【現状の説明】

環境保全のための調査としては、実験排水等の水質分析、廃棄物の調査、ボイラー等の排ガス調査等がある。

まず、水質分析は、有害物質を含む恐れのある学内の7箇所（七隈地区3箇所、烏帽子地区1箇所、筑紫病院1箇所、資源循環・環境制御システム研究所2箇所）の排水を毎月1回採水し、15項目（一部外部委託）の分析を行っている。

次に、廃棄物の調査は、1号館裏塵芥集積場に設置した集計用紙を用いて、廃棄物の日別・建物別の発生量の調査および廃棄物の組成調査を年2回程度実施している。これらの調査結果を基に、資源化できる廃棄物を洗い出し、資源化を実施している。その結果、1日当たり約1.4tの廃棄物が発生し、その内約0.4t（30%）は資源化物として回収し、廃棄物の減量化を図っている。

一方、これらの測定結果は、福岡市等関係官庁への報告を行っている。さらに、外部委託等の契約時における法的対応や業者選定等についても指導を行っている。

##### 【点検・評価】

水質分析や廃棄物の調査等は、ある程度満足できるものと考えている。しかし、永年の懸案である本センター分析室が未整備のため調査のため他部署の協力を得て行っているのが現状である。また、他の部署との役割分担が明確でないため、報告や法律上の手続きについては責任の所在が明らかでないものが存在する。また、問題の解決に時間を要することもある。

##### 【改革・改善策】

分析する建物については、現在薬学部として使用されている建物を平成21年に改修し本センターとして利用できる予定である。建物が利用可能になれば、分析機器等も充実でき、一部外部委託を行っている項目についても独自に分析できるため、早期実現を強く要望していく。また、他部署との役割分担については、平成18年度から随時本センターに業務の移管を実施しているところである。さらに、本センターの組織も平成17年から随時充実を図っている。

#### ③廃棄物処理施設の維持管理

##### 【現状の説明】

廃棄物の処理および施設の維持管理は全て外部委託が基本であり、本センターはその監督指導を実施しており、これまで比較的良好に処理かつ維持管理されてきた。ただし、施設によっては、建設後、30年以上経過しているものもあり、維持管理が難しくなっている。

現在廃棄物処理の施設は、実験排水を含む排水の処理施設だけで、七隈地区、烏帽子地区、資源循環・環境制御システム研究所の3箇所に存在する。

**【点検・評価】**

廃棄物の処理および処理施設の維持管理については、外部委託によりこれまでうまく機能していると考えられる。ただし、施設の管理を外部委託している限りにおいては、積極的な取り組みにはならず、問題解決に終始し、問題の未然防止には至らない。

**【改革・改善策】**

廃棄物を処理するに当たって、現在は、外部委託を行っているが、本来は、排出者が自ら処理することになっている。一方、廃棄物処理施設を1大学で建設・維持管理していくことは、非常に困難になってきている。このため、地域の大学や関連施設および公共機関等と連携して、地域ごとに処理施設を共同で建設・維持管理していくことを検討し、人材の育成に努める。

**④環境保全に関する技術の研修****【現状の説明】**

研究・教育現場における環境保全と安全性については、学習・研修できる「環境安全教育」を遂行するために学習・研修用テキストの作成準備を始めたところである。

環境安全教育に必要な項目の抽出を行い、他大学の環境教育状況を調査および資料収集を行うため、京都大学環境保全センターや東京大学環境安全研究センター等の資料を収集した。また、これらの情報を基に、本学に適したテキストの目次案を作成した。

一方、本センターは他大学との情報交換や環境関係の研修に積極的に参加している。例えば、私立大学環境保全協議会、大学等環境安全協議会、アスベストに関するワークショップ等に参加し、他大学との情報交換、環境関連の情報収集等を行った。特に、私立大学環境安全協議会では、現在独立大学法人に対して作成・公表が義務付けられている。環境報告書について、作成の意義や各大学の作成状況、メリット・デメリット等の情報を収集することができた。

**【点検・評価】**

本センター職員の技術研修については十分であるが、全職員や学生に対する研修はほとんどなされていないのが現状である。大学における環境問題はこれまであまり顕在化しておらず、これからの問題であると考えられる。環境負荷等から考えると、使用する薬品等の種類は多いがその使用量は少ないため問題になり難かった。しかし、最近では内分泌攪乱物質を始めとして極微量であっても環境に及ぼす影響は尽大であるとの見方が広がってきており、今後、その対応が問題になると予想される。

**【改革・改善策】**

教育・研究を念頭に置いた、本学の環境方針を示し、その活動を展開する中で、学内の職員・学生に対して各種情報を積極的に発信する。すなわち、職員の意識を高めるために、講演会、シンポジウム、見学会等外部情報を発信し、さまざまな分野で積極的に環境問題に取り組めるシステムを構築する。現在、本センターが主体になって「七隈の杜」構想の関連として福大生ステップアッププログラム「作ろう花と緑と心のキャンパス」を主催し、参加者の輪を拡大する計画である。また、75周年記念事業の一環として地域の連携および大学同窓会との連携も積極的に行い、「環境マインド」を育む環境教育についても検討する。

次に、薬品管理は、各学部や研究室、病院等で独自の方法で行っているが、それらを統括する手段等がない点や薬品に関連する多くの法律に対応できていない点などが問題として挙げられる。そこで、他大学の薬品管理状況を見ると、理系学部を有する多くの大学で薬品管理システムが導入さ

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 環境保全センター

れ、それらの多くは試薬品メーカーと共同で開発された市販の薬品管理システムであった。本センターは市販の薬品管理ソフトに関する情報、他大学の薬品管理システムの導入状況調査を行い、問題点の抽出や管理システム導入の利点等を整理した。これらの情報をもとに、委員会を立ち上げ、本格的な検討を実施する。

## 8. 研究推進部

## 【到達目標】

諸分野にわたる学術的な研究調査を行い、かつ、これらの研究活動によって、広く社会との連携をも図り、学術の進歩に寄与することを目的とし、研究推進部は経常的に研究条件の整備を行っている。

## (1) 経常的な研究条件の整備

## ①学内共同研究

## 【現状の説明】

専任教育職員を研究員とする複数の研究員による共同研究のための研究部研究チームが設置されている。研究部には総合科学研究部および領域別研究部の二部門が別れている。総合科学研究部は、総合科学研究部Ⅰ、Ⅱ、ⅢおよびⅣの4分類、領域別研究部は、人文科学、社会科学、理工学、生命科学に4分類され、そのなかに各研究チームが設置される組織となっている。ただし、総合科学研究部ⅢおよびⅣについては、平成20(2008)年度から正式に稼働することになる。

## (a) 総合科学研究部

採択要件となる研究課題は総合的、国際的、または学際的研究であり、研究期間はⅠおよびⅡは2年、ⅢおよびⅣは1年としている。研究経費の助成限度額、採択件数、対象者は次のとおりである。ただし、Ⅳについては若手研究者育成に限定している。

		総合科学研究チームⅠ	総合科学研究チームⅡ
助成限度額		1,000万円(年度毎)	300万円(年度毎)
採択件数		1件	2件
対象者	研究代表者	原則として、本学の理・工・医・薬・スポーツ科学部所属専任教育職員に限る。	原則として、本学の人文・法・経済・商学部所属専任教育職員に限る。
	研究分担者	本学の専任教育職員および総合科学研究チーム審査委員会が認めた者。	
		学外および人文・法・経済・商学部所属から、各チーム全体研究員の3分の1以内の員数において参加可能とする。	学外および理・工・医・薬・スポーツ科学部所属から、各チーム全体研究員の3分の1以内の員数において参加可能とする。
		総合科学研究チームⅢ	総合科学研究チームⅣ
助成限度額		500万円	250万円
採択件数		2件	2件
対象者	研究代表者	原則として、本学の専任教育職員に限る。	
	研究分担者	本学の専任教育職員および総合科学研究チーム審査委員会が認めた者。	
		学外から、各チーム全体研究員の3分の1以内の員数において参加可能とする。	

なお、選定は審査委員会において審議決定するが、事前に公開ヒアリングを開催する。また、研

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 研究推進部

究期間終了後の1年以内に研究報告書を提出する義務を定めている。過去の年間設置数は次のとおりである。

##### 総合科学研究部 I

採択年度	所属	研究代表者	研 究 テ ー マ
平成 16	医	岩崎 宏	固形腫瘍に対する遺伝子診断の確立と予後判定の精度向上
平成 17	医	朔 啓二郎	動脈硬化性心血管疾患の発症メカニズム解明と先進医療へのトランスレーショナルリサーチ
平成 18	医	岩崎 昭憲	安全な外科医療のための横断的教育システムの構築
平成 19	医	江本 精	がん血管新生阻害を目的とした生体吸収性セラミックス微小球を用いたドラッグデリバリーシステムの構築

##### 総合科学研究部 II

採択年度	所属	研究代表者	研 究 テ ー マ
平成 17	人文	甲斐 勝二	中国語遠隔授業の実験と研究
平成 18	経済	齋藤 参郎	都市形成に着目した消費者行動の国際比較研究
平成 19	人文	松塚 俊三	グローバル化の中の「地域」に関する基礎的研究

#### 【点検・評価】

研究活動を活性化させ、研究成果に基づき、学外の競争的資金の獲得を図ることにもなっており、一応の成果があると思える。しかし、応募状況をみると、理系領域を対象とした I が毎年、約 10 件の応募に対し、文系領域を対象とした II は募集 2 件に対し、毎年 1 件程度であり、平成 16 年度は、採択もなかった。なお、III および IV については、平成 19 年度は、共同研究経費 A および B として、文系、理系の領域を設定せずに募集し、募集各 2 件に対し、各々 9 件、8 件の応募があり、そのほとんどが理系領域の応募であった。

#### 【改革・改善策】

研究推進部では、研究推進部委員を構成とする「研究推進部基本問題検討ワーキンググループ」を設置し、主に、研究の活性化を促すための、研究費に関する検討を行い、研究推進部委員会においても、その検討結果に基づき、現状の募集内容に改善している。

## (b) 領域別研究部

## 【現状の説明】

人文科学、社会科学、理工学、生命科学研究部の領域毎の研究チームに分かれ、毎年、各チームに対し、一定基準で算出された額を研究経費(年額 50 万円前後)として交付する。研究期間は 3 年であり、研究推進部長を議長とした各領域別の研究推進部委員による審査会によって審査される。研究成果の報告については、研究期間終了後 1 年以内に研究報告および研究成果発表の義務を負い、研究報告は「Research」に、研究成果の発表は「研究部論集」または学術雑誌へ掲載することになっている。

過去の年間設置数は次のとおりである。

年 度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19
人文科学	15	14	11	13
社会科学	25	23	18	20
理 工 学	22	21	23	25
生命科学	23	25	31	28
計	85	83	83	86

## 【点検・評価】

設置件数をみると、過去 4 年間、平均 85 チームが稼動しており、年度による大幅な変化はない。

## 【改革・改善策】

総合科学研究部と同様に「研究推進部基本問題検討ワーキンググループ」において、主に、研究費に関する検討を行い、その検討結果を研究推進部委員会において審議し、研究費の使途の拡大を行い、研究の活性化を図っている。

## ②研究資料の収集・整理・保管および公開

## 【現状の説明】

現在、研究用資料として研究推進部が所蔵・管理している資料は、図書 62,556 冊(和書 53,126 冊、洋書 9,430 冊)、古文書 201 冊、雑誌 13,575 冊(内国誌 12,617 冊、外国誌 958 冊)、マイクロフィルム類 10,387 点(マイクロフィルム 5,508 点、マイクロフィッシュ 4,879 点)のほか、CD、DVD 等の電子資料 439 点、計 87,158 点となっている。(平成 18 年度財産目録より)

## (a) 図書、雑誌等

研究推進部で基礎的調査資料として購入したもの他、他大学等研究機関から寄贈されたもの、研究部研究チームが購入したものなどがあり、研究推進部において整理し、書庫において保存している。なお、研究部研究チームの研究員が注文したものについては、その研究員が研究に必要な期間は貸与することになっている。

## (b) 学術文化資料

## ①古文書

昭和 40 年前後に本学卒業生から寄贈された中村家文書(博多町人)を始まりとして、その後の鳥栖市の原家文書(庄屋)や富岡家文書等が寄贈されたのをきっかけに、福岡県(藩)を中心として、西南地域(九州)の史料が収集されている。原史料のほかマイクロフィルム資料(複写資料)を含めて総点数はおよそ 20,000 点に上っている。



#### IV. 教育研究施設・付置研究所 研究推進部

##### ⑥民具資料

昭和 43 年に江川ダム水没地民俗資料緊急調査実行委員会が行った江川地区調査時に収集された民具の一部が、本学に寄贈されたことをきっかけとして、福岡市を中心にその周辺地域などから収集されたものである。

##### ⑦マイクロフィルム

世界一級の社会経済史資料とされるゴールドスミス(GOLDSMITH' -KRESS LIBRARY OF ECONOMIC LITERATURE)等約 10,000 点を所蔵している。

##### (c) 研究資料の公開および利用

これまで、所蔵している研究資料については、実質、未公開の状態であった。しかし、平成 15 年度から書誌の目録データ作成を開始し、国立情報学研究所や本学図書館システムを通じて、所蔵情報を公開している。また、民具資料、資料叢書、マイクロフィルム等についても平成 18 年 10 月から学術文化資料として概要をホームページ上に公開している。

また、利用については、平成 17 年度に利用要領を制定し、これまで慣習的に行ってきた資料の利用方法を明確にした。

##### 【点検・評価】

##### (a) 図書、雑誌等

現在の方法により、今後も実施していくことになるが、保管する書庫スペースが不足してきており、今後は、そのスペース確保が問題となっている。

##### (b) 学術文化資料

##### ⑧古文書

収集は原則的に寄贈や本学の教育職員(=研究員)の要望に基づく市販されている古文書の購入によるものであるが、ここ数年は、目立った収集は行われていない。また、保管、管理については、研究推進部所属の 2 人の教育技術職員が、その業務を担当しているが、他部署の業務を兼務しているため、十分な保管・整理が行われているとはいえない。

##### ⑨民具資料

江川ダム水没地民俗資料の収集以降、目立った収集は行われていない。また、保管場所は、文系センター棟の地下の一区画であり、資料の劣化を防ぐための空調等の設備もないため、良好な保存状態とはいえない。さらに学術的な整理は未着手に近い状態といえる。

##### ⑩マイクロフィルム

収集は、原則的に本学の教育職員(=研究員)の要望に基づく市販のマイクロフィルムの購入、または、学外にある文書等をマイクロフィルム化することによる収集である。現在の収集状況は、世界一級の社会経済史資料とされるゴールドスミスのマイクロフィルムを昭和 52 年購入して以降、目立った収集はない。管理については、購入したものは台帳によって管理されている。しかし、一部のマイクロフィルムについては、未整理なものもあり完全な管理状態とはいえない。

##### (c) 研究資料の公開および利用

図書、雑誌等の公開については、ホームページ上で NII-ELS(国立情報学研究所電子図書館システム)の定められた方法により公開しているが、古文書や民具等については、所蔵しているものの一部の公開や概要説明にとどまり、内容も学術的な公開内容とはいえないものもある。その主な理由は、学術的分類等の整理が不十分な点があげられる。利用については、図書や雑誌は、利用要領に従い、

貸与、閲覧および複写が可能である。古文書や民具資料については、未整理のものが多く、また、対象物の性格上、教育技術職員の立会いが必要であり、十分に利用できる状態ではない。

#### 【改革・改善策】

新規に購入した図書、雑誌等については、現在の方法により今後も収集、整理、管理、公開していくことになる。過去に収集したものについても、NII-ELS に遡及入力し、公開する。

古文書、民具、マイクロフィルム等の資料については、今後、未整理分について教育技術職員や関連する教員の専門的知識による分類、整理が必要であり、一部の古文書については、教育職員による整理が開始されている。

### ③研究推進部主催研究会

#### 【現状の説明】

本研究会は国内外を問わず学外の研究者を招聘し、各研究分野の最新の動向等について、情報を交換する公開形式の研究会であり、教員の申請により、推進部長の許可のもとで開催する研究会である。講師には謝礼(1回につき2万円、福岡都市圏勤務者は1万円。特に著名な研究者で、当該学部教授会または研究推進部長が適当と認めた場合は3万円を限度)を支払う。

過去、3年間の開催件数は次のとおりである。

年 度	平成 16	平成 17	平成 18
開催件数	23 (14) (60.9%)	18 (10) (55.6%)	13 (5) (38.5%)

(注) ( )内は外国講師招聘件数および率

#### 【点検・評価】

年間開催件数は、減少傾向であるが、学外、特に海外の研究者との研究交流を深めるのに役立っている。

#### 【改革・改善策】

現在、教職員から本制度に対する改善要望はないが、年間開催件数が減少傾向にあるため、今後は本制度を学内に周知していく。

### ④学位論文出版助成

#### 【現状の説明】

博士の学位を取得した専任教育教職員による学位(博士)論文の出版について、その費用の一部を助成することを目的に平成9年度に制度化された。制度の内容は、毎年度2件以内、1件につき100万円を限度に支給し、その審査は、研究推進部委員会が行い、その推薦に基づき学長が採否を決定する制度である。なお、平成12年度からは、学位取得予定者の申請も認め、また、申請条件であった出版社の限定を申請者の選択によるものに変更した。

過去の採択は次のとおりである。

年 度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19
採択件数	2	1	2	0

#### 【点検・評価】

学位取得に必要な研究業績の提出形式は研究領域によって異なっており、本制度は学位論文を著書として刊行を要求することが多い文系領域の研究者を助成する制度となっている。

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 研究推進部

しかし、文系領域からの申請件数はここ数年1件ないし2件と少なく、審議の結果、全てが採択されている。理系学部からの申請もあるが、本制度の趣旨である学位取得を前提としたものではなく、採択されていない。

##### 【改革・改善策】

本制度の趣旨は本学専任教育職員の学位取得を促進し、本学の研究活動の一層の活性化を図ることにあるが、過去には、採択年度の翌年度に他の機関に異動する教育職員もおり、本規程の返還条項にそれに対応する規定を追加すべきとの意見もある。また、ここ数年申請件数が少なく、今後、制度そのものについても検討する。

#### ⑤学会大会開催への助成

##### 【現状の説明】

本学は、以前から学生数の規模に相応した教室等の教育施設や会議室を備えていること、また、本学の専任教育職員が加入している学会の大会は施設使用料が無料であることもあり、学会大会開催会場として利用される頻度が比較的高かった。加えて、平成17年2月の福岡市営地下鉄七隈線の開通に伴い、本学への公共交通機関によるアクセスが、開通前と比較すると格段に向上したのに伴い、開催件数も増加傾向にある。これら大会に対しては、申請に基づき全国大会へ30万円、ブロック大会（準全国大会）へ21万円、地方大会へ5万円を限度として補助している。手続きは、全国大会やブロック別大会については、開催日の前年度に学会長からの開催依頼状に基づき、開催学部の教授会、研究推進部委員会、学部長会議の審議のうえ、補助金の対象大会として認めるか否かについて審議、決定する方法である。予算的には、全国大会の補助対象は、原則、年間1学部1大会としている。しかし、1学部2大会以上の開催予定の場合は、全体で9大会以内であれば、補助対象として審議され、承認されている。他、ブロック大会や、地方大会等については、補助件数の制限はない。

補助を行った学会大会の開催回数は次のとおりである。

年 度	平成 16	平成 17	平成 18
全国大会	2	5	6
ブロック別大会	0	1	0
地方大会	8	13	6
計	10	19	12

また、補助金以外でも、要望により看板や横断幕の作成や物品の貸与等の支援を行っている。

##### 【点検・評価】

全国大会、特に多くの学会員が参加する大会については、ほとんどが夏季休業期間中に開催される。しかし、この時期は、AO入試、施設工事、集中講義、その他大学の行事が実施される時期でもあり、開催日に関しては、前年度から多くの部署との調整が必要になっている。また、補助金は、大会終了後、大会収支決算に基づく経費不足分の補助申請に対して、補助限度額の範囲内で補助しているが、学会によっては開催準備段階において経費を必要とし、開催前に補助金を要望するケースもある。しかし、全体としては、本助成は本学教職員の所属学会での活躍を促進し、引いては研究活動の活性化に繋がるものと期待できる。

##### 【改革・改善策】

参加者数が多い全国大会等は、開催年度の前年度前から本学教職員による大会実行委員会を設置しているが、その一部の委員会に対しては、要望があれば委員会に出席し開催に必要な学内手続きにつ

いて説明し、スムーズな開催運営を目指している。また、補助金の事前支給については、要望があれば仮払い等で対応することになっている。

また、「補助金の対象となる経費」や補助金申請の前提となる「参加者名簿の提出」等の補助金申請手続きについても検討を行っている。

#### ⑥科学研究費補助金および研究助成団体などへの研究助成の応募とその採択状況

##### 【現状の説明】

研究助成団体への研究助成については、公募があったときに研究振興課のホームページに随時掲載しているが、応募は年間数件である。

科学研究費補助金の採択状況は以下のとおりである。

年度	区分	応募件数	採択件数	新規採択率
平成 17	新規	305	39	12.8
	継続	64	65	
	計	369	104	
	採択金額（千円）	-	229,000	
平成 18	新規	319	46	14.4
	継続	57	62	
	計	376	108	
	採択金額（千円）	-	249,780	
平成 19	新規	322	46	14.2
	継続	65	66	
	計	387	112	
	採択金額（千円）	-	211,961	

※新規採択率＝新規採択件数÷新規応募件数

※応募件数より採択件数が増えている理由は、他機関からの研究者の転入による。

##### 【点検・評価】

科学研究費補助金（以下、「科研費」という。）新規採択率の全国平均 20%代に比べ、本学の採択率はかなり低率である。また、約 1,000 人の研究者に比して、応募率 40%弱というのも、総合大学としては少なすぎる。

応募者が少ない理由として、文系学部の研究者も多く、科研費への意欲の薄さがあげられる。また、研究振興課の情宣活動・PR 不足も一因であり、ホームページも分かりにくいなど、活用方法にも問題がある。

研究助成についても、研究推進部の掲示やホームページでの情報提供のみで、後は研究者の判断に委ねている程度である。今後は、産学官連携センターと、開設予定の知的財産センターのホームページにもリンクさせるなど、情宣方法を検討する。

##### 【改革・改善策】

科研費を含めた外部資金導入については、大学の方針として提示されている。ところが、外部資金獲得者に対する優遇措置はなされていない。外部資金を獲得するほどに研究者の事務手続きや処理量も増え、研究に割く時間が制限されていくとの不満も聞こえる。

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 研究推進部

今後検討すべき課題は、研究者の研究環境をいかに向上・発展させていくべきかである。近年の外部資金の多くは、大学で自由に研究等のために使用できる「間接経費」が付けられている。使途は多岐にわたるが、アルバイトの人件費、共通的機器備品の購入、あるいは研究意欲向上のためのインセンティブ費用等、間接経費の有効活用について検討する。

また、科研費の採択率は、経常費補助金の算定基礎となり、グローバル COE の審査対象にもなるなど、公的補助金獲得には不可欠な要素である。

そのために、以下のような対策を講じる。

- ・ 特に若手研究者を対象に、科研費に関する知識拡大・意識向上のため、説明会というより勉強会を定期的に行き、情報交換を行う。
- ・ ホームページを情報提供のワンストップ的な機能として充実させ、科研費に関する相談窓口の一手段として展開させる。
- ・ 科研費の審査委員あるいは採択の経験者を外部から招き、より実践的な説明会を行う。

#### ⑦付置研究所

##### 【現状の説明】

本学の総合大学としての特色を活かし、社会との連携のもとに、社会科学および理・工・医・薬学分野の学際的研究・開発を行うことにより、基礎研究および先端科学・技術並びに人類社会の発展に寄与することを目的に現在、6つの研究所が設置されている。

これら付置研究所のうち、環境科学技術研究所を除く5研究所は、文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業として選定された研究機関である。

平成9年に開設した資源循環・環境制御システム研究所および分子腫瘍学センターは、平成18年度に文部科学省の二期10年間の補助事業は終了したが、研究は継続しており、さらなる発展を目指した研究を展開している。

文部科学省による研究成果に係る事後評価は、資源循環・環境制御システム研究所「A」「A」、分子腫瘍学センター「A」「B」の高い評価を得ている。

両研究所ともに研究の次なるステップの申請準備のため、平成19年度は、日本私立学校振興・共済事業団の経常費補助金特別補助「研究施設」で補助を受けることとなった。

平成20年度は文部科学省の「私立大学学術研究高度化推進事業」への申請のため、両研究所は「福岡大学研究機関の研究評価に関する規程」に基づき、評価と審査を受けた。資源循環・環境制御システム研究所は、名称はそのままにして、人材育成を含めた国際的な研究の展開、分子腫瘍学センターは現有の施設を一部改造し、「先端分子医学研究センター」として、癌・生活習慣病等の新たな治療法の研究プロジェクトを組織したものである。

審議の結果、いずれの研究内容も高い評価を受けていたが、一番高い評点を獲得した先端分子医学研究センターを学内採択、資源循環・環境制御システム研究所は次回へ見送りとなった。

高機能物質研究所、都市空間情報行動研究所の2研究所は平成12年度に開設、平成17年度から第二期3年間の研究が再スタート、平成19年度で補助事業は終了する。文部科学省による研究成果に係る事後評価は、高機能物質研究所「A」「B」、都市空間情報行動研究所「A」「A」と、こちらも高い評価である。

高機能物質研究所は、平成20年度の申請に向けて上述の研究評価と審査を受けたが、審議結果は学内不採択で、次回へ見送りとなった。

## IV. 教育研究施設・付置研究所 研究推進部

都市空間情報行動研究所は、平成 21 年度申請準備のため、「研究施設」での経常費補助金申請を了承されている。

てんかん分子病態研究センターは、平成 18 年度に開設された。医学部、薬学部、理学部を有する本学の利点を活かし、てんかんに関する研究拠点を目指している。開設してまだ二年足らずであり、研究成果はこれからである。

環境科学技術研究所は、文部科学省からの補助ではなく、学外からの研究助成寄付金、共同研究費によって研究を行う機関として、平成 12 年度に設置され、資源循環・環境制御システム研究所と組み合わされた研究展開を行っており、特に、酸化チタンに特化された研究は着実に進行している。

### 【点検・評価】

各研究所は、設立理念の基に研究を遂行し、目標に応じた成果をあげており、文部科学省からも高い評価を受けている。

一方、付置研究所の設立要件として当初、文部科学省の二期の補助期間終了後は自前で外部資金を獲得し自立することが前提であったが、実際に終了年を迎えると、さまざまな問題点が出てきた。例えば、営々と実績・研究成果を築いてきた研究所を、外部資金による運営ができないという理由で直ちに廃止することが本学の利益に叶うのか、また、今までの研究をさらに発展・拡大させ、文部科学省へ新たに申請する準備期間の存続要望も出てきた。

これらの対策として、資源循環・環境制御システム研究所、分子腫瘍学センターは、次なるステップへの準備期間中は、日本私立学校振興・共済事業団の経常費補助金特別補助「研究施設」にて補助申請することとした。

今後、他の研究所も同様な対策が行われると考えるが、この対策は一過性のものであり、原則自立を目指した研究所の在り方を根本的に検討する。

### 【改革・改善策】

研究所の在り方、研究所数、予算等、今後、本学が設置する研究所について検討を要する。また、付置研究所を通して、本学の情報をどのように発信させていくかについて検討する。

現在、本学は容積率等の問題を抱えており、新しい建物を建設することは困難な状態であり、新規の付置研究所の設置についても建物を確保することが困難な状態である。なお、高機能物質研究所、都市空間情報行動研究所、てんかん分子病態研究センターは、建物内の一室に研究所を開設している。そのため、今後は、学外の建物・施設を借用し、研究所として展開していく方法も講じなければならない。

また、より一層研究を全学的に総合評価し、大学全体の研究として捉えていくことが、総合大学としての利点・長所を格段に生かすことになる。グローバル COE 等の大型プロジェクトはそのような組織・構想であり、一研究所ではなく、総合的な研究所としての展開を図る。

## (2) 研究上の成果の公表、発信・受信等

### 【現状の説明】

#### ①研究成果の公表

##### (a) 論叢・紀要

専任教育職員の研究成果を学部別に編集し、発表する学術刊行物を論叢・紀要・集報・研究などの誌名でそれぞれ、年 1~4 回発行している。各学部の研究成果を発表する論叢等は、その学部の研究

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 研究推進部

推進部委員を長とする編集委員会が設置され、論叢寄稿取扱要領に基づき編集作業が行われている。

その発行権は研究推進部に帰属し、各論文等の著作権については筆者に帰属するとしている。

なお、医学部は、昭和 58 年以降、医学部所属の教育職員の研究業績リスト等を掲載した「医学年報」を別に発行している。

##### (b) 研究部論集

総合科学研究部、領域別研究部の各研究チームにおける共同研究の成果を発表するために不定期に刊行している。

なお、論叢及び研究部論集は、平成 15 年度からはホームページにおいても、電子化し公開しており、その公開数は、次のとおりである。

平成 19 年 7 月 31 日現在

刊行物名称	人文論叢	法学論叢	経済学論叢	商学論叢	理学集報	工学集報	医学紀要	薬学集報	スポーツ科学	研究部論集	人文科学編	社会科学編	研究部論集	総合科学編	計
号 数	17	17	16	17	8	8	31	4	7	29	2	1	1	1	157
論文等数	251	74	51	75	100	90	290	180	14	120	5	1	1	1	1,251

(注 1) 論文等数については論文のほか、総説、資料等を含む。

(注 2) 医学紀要については平成 11 年 9 月から医学部においてデータ化し、公開を開始している。

##### (c) 資料叢書

昭和 31 年に発足した福岡大学研究所（研究推進部の前身）はその研究調査活動の成果として資料叢書第 1 冊を発刊した。その後専門委員会の研究成果として次の 8 冊を発刊している。

(第 1 冊) 道之島代官記集成(出版年 1969 (昭和 44) 年)、(第 2 冊) 御仕立炭山定一福岡藩山方史料—1978 (昭和 53) 年、(第 3 冊) 文書科事務簿—長崎関係史料—1980 (昭和 55) 年、(第 4 冊) 長崎町方史料 1984 (昭和 59) 年、(第 5 冊) 長崎町方史料 (二) 1987 (昭和 62)、(第 6 冊) 長崎町方史料 (三) 1989 (平成元) 年、(第 7 冊) 長崎町方史料 (四) 1991 (平成 3) 年、(第 8 冊) 近世西海捕鯨業史料 1994 (平成 6) 年

##### (d) Research

平成 8 年から学内の研究成果や研究活動の紹介するための機関紙として年 4 回「Research」を発行し、学内の教職員および学外の研究機関に配布している。内容は、総合科学および領域別の研究成果などの他、研究者個人の研究紹介、付置研究の活動状況など広く学内の研究活動の状況を紹介している。

##### ②研究成果の発信・受信

論叢や論集は、発行毎に他大学や研究機関に発送し、また、同じく発送先からは同様に研究成果の受信を受けている。受信した研究成果は、整理し、学内に公開している。

論叢等ごとの発信先数は次のとおりである。

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 研究推進部

平成 19 年 7 月 31 日現在

刊行物名	人文論叢	法学論叢	経済学論叢	商学論叢	理学集報	工学集報	医学紀要	薬学集報	スポーツ科学	研究	研究部論集	人文科学編	研究部論集	社会科学編	研究部論集	総合科学編	計
国内	322	299	330	330	132	141	211	63	118	316	324	211	2,797				
国外	20	17	13	12	20	12	18	4	4	20	19	19	178				
合計	342	316	343	342	152	153	229	67	122	336	343	230	2,975				

(注) 発送先が重複したものは、論叢ごとに各々1件としている。

また、他大学等から定期的に受け入れている研究に関する雑誌等の件数は次のとおりである。

平成 19 年 7 月 31 日現在

発信先	大学	官公庁	その他	計
国内	42	39	45	126
国外	6	—	12	18
合計	48	39	57	144

#### ③書誌情報のデータベース化と公開

研究所時代から収集している郷土史、経済史、統計資料を中心とした約 8 万冊の蔵書について平成 15 年度から書誌の目録データ作成を開始し、国立情報学研究所や本学図書館システムへ所蔵情報を公開している。また、NII-ELS(国立情報学研究所電子図書館システム)に論叢、紀要、論集類の論文等記事情報を登録し、GiNii(NII 論文情報ナビゲータ)検索システムから検索および本学のデータベースと接続し、全文の閲覧・複写を可能にしている。

研究推進部所蔵の古文書、民具資料、資料叢書、マイクロフィルム等について平成 18 年 10 月から学術文化資料として説明文を添えホームページ上において公開を開始した。

#### 【点検・評価】

研究成果の公開に関しては、情報化基本構想の学術情報データベース化構想により充実された一面もある。しかし、一部の公開については、公開方法や公開の範囲が未整理の状態である。

#### 【改革・改善策】

研究成果および学術文化資料の公開については、システム構築や保守において年間契約を行っている研究者情報の改良に併せて、未整理の論叢の公開や検索機能の改良を予算化し、充実させる。

古文書や民具資料の公開については、公開するために必要な専門的知識による分類、整理が必要であるが、一部の古文書については、教育職員による整理を開始している。

#### (3) 倫理面からの研究条件の整備

#### 【現状の説明】

昭和 61 年度に医学部及び病院に所属する教育職員が医学の研究を行うにあたり、その内容・方法



#### IV. 教育研究施設・付置研究所 研究推進部

等について審査する「福岡大学医に関する倫理委員会」が設置されている。これに加えて医学部・病院所属以外の専任教育職員が研究を行う際、その内容・方法等について審査する「福岡大学研究倫理委員会」が平成 16 年 10 月に設置された。

##### 【点検・評価】

現在、福岡大学研究倫理委員会において審議対象となるものは「人間を直接対象として研究の内容・方法」に限定し、人間の身体以外を対象とした研究の内容・方法等に関する倫理面の審査は対象となっていない。

##### 【改革・改善策】

人間の身体以外の研究の内容・方法等についても倫理面の審査が必要な研究があり、それについても審査の対象とすべきという意見があるため、審査対象について検討する。

#### (4) 企業等との連携

##### ①寄付研究の開設状況

##### 【現状の説明】

平成 19 年度受入れ状況 (2 件)

学部	企業数	金額 (円)	寄付研究名称
工	5 社	18,750,000	最終処分場早期安定化研究
医	1 社	54,000,000	ウイルス性肝炎・肝癌先進医療研究

##### 【点検・評価】

寄付研究の件数は多いとはいえない。理由の一つとして、大学側から積極的に推進を図っておらず、研究者と企業の意向に委ねているところにあると考える。また、寄付研究ではなく、共同研究あるいは受託研究で実施しているケースも多いように思われる。

共同研究は研究者個人と企業等との間の契約をもとに実施されるが、寄付研究は研究組織を編成し、設置・運営に関し大学協議会までの承認が必要など、手続に時間を要し、事務も煩雑である。このように大規模に組織を編成し、研究の進展・拡大に発展させていくケースはまだ少ないようである。

##### 【改革・改善策】

産学官連携センターとの連携を密にし、研究者の掘り起こしを行い、企業等のニーズとマッチングさせる活動を活発化させる。将来的には知的財産センターも含めた、大学の知的財産をいかに企業や社会へ発信し、社会貢献ができるよう、ホームページなどを活用し、大学および研究者情報を PR していく。

##### ②企業との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況

##### 【現状の説明】

学外企業等との共同研究、受託研究の受入れ件数は、大学基礎データ調書を参照。

##### 【点検・評価】

共同研究は公的機関からの依頼が年々増加している。産学官連携コーディネーターの活動も大きな要因の一つである。受託研究は横ばい状態である。

##### 【改革・改善策】

寄付研究、共同研究と同様、産学官連携センターとの連携を密にし、研究者の掘り起こしを行い、企業等のニーズとマッチングさせる活動を活発化させる。将来的には知的財産センターも含めた、大

学の知的財産をいかに企業や社会へ発信し、社会貢献ができるよう、ホームページなどを活用し、大学および研究者情報をPRしていく。

### ③特許・技術移転を促進する体制の整備・推進状況

#### 【現状の説明】

「教育」「研究」に加え、「社会貢献」が大学の第3の使命として重要性を増す中、本学では「知的リソース」を社会に還元することが大学の社会的貢献として必要であり、さらに企業の知恵、情報に本学の研究成果や知的リソースを組み合わせ、再び地域企業に還元する「知識循環」の産学官連携モデルの構築を目指している。

そのため「知的財産戦略」と「産学官連携の推進」を一元的に行う目的で平成18年4月に学長を本部長とする「産学官連携推進本部」を設置し、本部直轄の組織として「産学官連携センター」を設置した。現在、「知的財産センター（仮称）」の整備に向けて取り組んでいる。知財管理が十分でない中では、企業も安心して共同研究等を進めていくことは難しいため、本学では知財管理を一体的に進めていくことで地方大学にしかできない社会貢献を図り、地域企業と大学が「Win-Win」の関係を作ることが重要と考えている。

なお、本学では平成16年4月に発明規程を制定し施行した。平成17年度からは知的財産アドバイザーの派遣を受け「大学内の知的財産管理部門構築」「知的財産管理業務」「知的財産活用業務」などに対して専門的な助言・指導を受けている。

出願状況・登録状況は下記のとおりである。

学部	出願件数			登録件数		
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
理	0	1	1	0	0	0
工	2	3	5	0	0	0
医	0	7	5	0	1	1
薬	2	0	3	0	0	0
スポーツ科	0	2	0	0	1	0
計	4	13	14	0	2	1

#### 【点検・評価】

本学の規模から知的財産を扱うにあたり、点検・評価の結果、下記項目について注力する必要がある。

#### (a) 知的財産管理部門の構築

知財管理部門の体制整備が緊急課題である。具体的には、「知的財産センター」整備の前段階にあたる知的財産管理の基本方針の策定、発明委員会や発明規程等の適切な運用について整備を行っている。しかし、本学だけでは進捗が難しい課題が残っているため、現在、特許庁から派遣された知的財産アドバイザーの支援・指導を受け、知的財産ポリシー策定ワーキンググループを発足させ、知財ポリシーの検討に着手、年度内の策定を進めている。

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 研究推進部

##### (b) 知的財産管理業務の向上

出願手続きに関する体制整備が課題である。具体的には、共同研究で出願前であれば、企業等との知的財産権の取り扱いを定めた契約書を締結する体制に始まり、出願後は審査請求を実施するための判断基準や、あるいは本学が承継した権利を返還する際のルール作りのための判断基準の策定ができるかである。これらを充実させることにより適切な出願の選択が可能となり、また、費用対効果を反映した特許事務所等の活用も可能になるため、アドバイザーの指導・助言の下に取り組んでいる。

##### (c) 知的財産の利活用

これまでに述べた知的財産管理の体制整備を図りながら進めていき、さらに知財を活用できるものにしていく必要がある。具体的には、平成 20 年 4 月から本学独自の支援策からのシーズ提供を打ち出し、本学の産学官連携センターとの協働による利活用とアドバイザーの支援を受けた知財を軸にして、TLO 等の外部機関による技術移転の仕組みを活用していく。

##### 【改革・改善策】

現在、知的財産センターの整備に向けて知財管理統括アドバイザーの派遣を受け、平成 18 年度に引き続き、平成 19 年度における知的財産管理の大きな柱として次の 3 点を設定し構築を進めている。

##### (a) 大学内の知的財産管理部門の構築

①目標として、大学の知的財産管理に関する基本方針の策定や発明審査委員会、および発明規定や制度の運用について整備を行うとともに、知財管理部門の体制整備を進める。

②達成成果としては、まず現状把握と整理、発明審査委員会、発明規程の運用の明確化、発明相談から出願までの手順について整備した。

③今後必要なことは、知財管理部門構築のプランニングや基本方針の策定である。知的財産アドバイザーの支援・指導を受け、知的財産ポリシー策定ワーキングを発足させており、平成 19 年度内に策定する。

##### (b) 知的財産管理業務の向上

①目標として、アドバイザーの指導・助言を得ながら知財管理業務の体制整備や職員の能力向上を図りつつ、学内の知財管理業務を遂行する。

②達成成果としては、発明相談から出願までは外部委員の協力を得て、ある程度の整備はできた。例えば、単独出願の場合は、本学から電子出願の体制を可能とした。共同出願の場合は、出願契約書を締結して、企業の他にも TLO 等の外部機関を活用した出願も実施している。また、外国出願の方針は企業等と共同であること、あるいは JST の出願支援申請に採択されること、という方針を定めた。

③今後必要なことは、主に出願手続きに関する手順である。共同研究において特許出願前であれば、企業等との知的財産権の取り扱いを定めた契約内容の締結基準、出願後は審査請求を実施するための判断基準、あるいは本学が承継した権利を返還する際の判断基準の策定を行う。これらの判断基準を充実させることにより適切な出願の選択が可能となり、また、費用対効果を反映した特許事務所等の活用も可能となるため、アドバイザーの指導・助言を受けながら取り組んでいる。

##### (c) 知的財産活用に関する環境整備と利活用の検討

①目標として、産学官連携部門との連携により研究シーズ情報の収集・整備等の環境整備を図るとともに、有効な利活用策を検討する。

②達成成果としては、技術シーズ集の作成にあたり、産学官連携部門において従来の技術シーズ集

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 研究推進部

が抜本的に見直され、掲載項目に特許取得状況やシーズの応用分野項目などの追加やテーマ別索引にするなど、利用者の視点および知的財産の利活用につながるシーズ集の作成が行われた。なお、ホームページでは既に入手できたものから順次公開している。

◎今後必要なことは、その知的財産の利活用である。これまでに述べた知的財産管理の体制整備を図りながら、いかに知財を有効に活用できるかを検討している。具体的には、平成20年4月から産学官連携センターとの協働による利活用と、アドバイザーの支援を受けた知財を軸にして、TLO等の外部機関による技術移転の仕組みを構築中である。



## 9. 産学官連携センター

大学は、教育、研究に次ぐ第三の使命となる社会貢献を担う責務がある。本学では、知的リソースを生かして地域社会や地元中小企業の発展、活性化に貢献していくことを目的に、平成 18 年 4 月に学長を本部長とする産学官連携推進本部が設置され、その下に産学官連携センターが新設された。(以下「センター」という。)センターでは、「福岡大学産学官連携アクションプラン」を遂行していくため規程の整備を行うとともに、産学官連携の総合窓口機能として、企業ニーズに対応した産学官連携を推進している。

### (1) 研究シーズの発掘と展示会への参加

#### 【現状の説明】

センターでは、年間を通じて教員の研究シーズを国、県、市等の行政機関主催の産学官連携イベントに出展するため、研究シーズを発掘する作業を行い、1 会場に 1 テーマ、または複数のテーマを出展している。平成 18 (2006) 年度は、11 会場に研究シーズを出展した。また、企業ニーズとのマッチング、産学官連携につなげていくことを目的に 12 の研究分野に分類した研究シーズ集を年に 1 回発行している。

#### 【点検・評価】

センターでは、まず産学官連携活動を推進していく組織が設置されたことを伝えることに力を注ぎスタッフのマンパワーの許す限り、多くの研究シーズの展示会に出展した。教員の選定については、産学官連携に結びつくような実用化に向けての可能性のあるものを中心に研究シーズの発掘を行った。展示会には産学官連携に関心を示す方々が参加されることから、出展する教員は、研究成果を発表の際、テーマの選定、コンテンツ、デザインや色彩表現に工夫し、プレゼンテーション力の高いパネルを展示するようになってきた点と実用化を目指した研究シーズの成果発表では、企業の開発型技術ニーズに応えようとする教員が増えてきた点を評価する。

#### 【改革・改善策】

出展に関する業務を重ねるたびに、作業効率を考えるように努力している。他の業務と時期が重なり、過度な残業をしているため、センタースタッフでなくてもできる作業については、できる限りアウトソース化を検討する。

### (2) 産学官連携コーディネーターの役割

#### 【現状の説明】

センターには、事務スタッフとは別に文部科学省配置産学官連携一般コーディネーターが 1 人いる。主な業務は、教員の研究室や企業を訪問し、研究シーズや企業ニーズのヒヤリングを行い、企業ニーズや発掘課題と大学シーズのマッチングを行っている。産学連携による共同研究等契約交渉、研究課題検討のための研究会・公的機関の開発研究等への応募に向けた教員指導等、企業の技術相談・技術指導、地域との連携促進(福岡県バイオ産業拠点推進会議、発展型都市エリア産学官連携・福岡県工業技術センター・(財)福岡県中小企業振興センター等との連携促進)を行っている。

#### 【点検・評価】

現在、産学官連携コーディネーターは、本学の産学官連携を推進していく上で、重要な役割を担っている。長年のキャリアを生かしたモノ作りに対する目利き、つながりができるコーディネーター

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 産学官連携センター

であり、平成 18 年度の主な活動実績を定量的に述べると、研究シーズ調査・企業ニーズ調査等 266 件、共同研究および受託研究件数 3 件 630 万円。発明届出・特許出願件数 3 件である。教員から公的補助金獲得や共同研究、受託研究の相談を受け、信頼が厚い。

##### 【改革・改善策】

本学の教員規模からみて、産学官連携コーディネーターが 1 人で日々活動を行うには、限界がある。今後、本学は、地域に密着した産学官連携活動を推進し、中小企業に対して知的リソースを通じて、技術支援や地域連携を進めていくためには、目利きのできるコーディネーターの役割が大きい。したがって、常勤と非常勤の組み合わせによる多様な選択肢も考慮し、平成 20 年度から採用を検討する。

#### (3) 連携協力について

##### 【現状の説明】

平成 18 年 11 月に(財)福岡県中小企業振興センターと本学および九州大学が産学官連携包括協定を締結した。現在、同振興センターに於いて、2 週間に 1 度、本学と九州大学の産学官連携コーディネーター、産学官連携センタースタッフが集まり、同振興センター調査員が中小企業の抱える技術課題の相談に対して、2 大学が対応できそうな教員へ引き継ぐことができるかどうかを話し合う連絡会議をスタートさせた。さらに、本学は、平成 19 年 5 月に福岡市と地域貢献に関する基本協定を締結した。同日、クリヤマ(株)、イタリア共和国モンド社、(株)シーマコンサルタントの企業連合との産学連携に関する包括協定を締結した。

##### 【点検・評価】

本学が地域貢献を進めていく上で、知的リソースを提供し、自治体や地域の企業群と連携協力をを行い、地域経済の活性化・産業振興に寄与することは、大学の使命を果たす上で重要である。今回の(財)福岡県中小企業振興センターとの連携は、事業化支援につながる可能性をもっており、また、本学にとっても企業ニーズを集め、情報を活用していくことは、教員側にとっても、企業ニーズを自己の研究にフィードバックさせていく効果が期待できる。

##### 【改革・改善策】

現在、定期的に三者で構成する連絡会議を行っているが、産学連携の事業化の創出を目指すスキームづくりを考えている。そのためには、中小企業との日常的な情報交換や交流が必要となるが、本学にとっては、中小企業の立場にたって組織づくりを考えていく。

#### (4) 産学官・産産連携のネットワークづくり

##### 【現状の説明】

平成 19 年 4 月に福岡大学コラボレーション・ネットワーク(以下「コラボ・ネット」という。)に関する規程が制定された。コラボ・ネットは、本学の有する知的リソースを社会還元するとともに、産学官の有機的な連携・協力を深めていくため、経済・文化の発展など地域社会の活力向上に貢献し、産学官連携の発展に資することを目的に設置された。4 月からコラボ・ネット会員の入会募集の情宣活動を行っている。9 月 20 日現在の会員数は、法人会員 7 社、個人会員 17 人、特別会員 4 人の合計 28 人である。第 1 回会合を 8 月 20 日に開催した。

**【点検・評価】**

今年度から会員活動が始まったコラボ・ネットは、まだ 2 か月しか経っていないため、十分な評価結果を出すには、しばらく時間を待ちたい。会員の業種は多岐にわたっており、産学連携、産産連携につなげていくためのネットワーク作りの会合を行っているが、教員による産学官連携セミナーは、本学の特化した専門分野の研究を紹介し、今後も継続的な交流を続けていく。





## 10. 分子腫瘍学センター

## (1) 研究活動

## ①論文等研究成果の発表状況

## 【現状の説明】

本センターは、本学において遺伝子操作を駆使して癌の新しい診断法および治療法の開発に挑んでいる若い指導者を結集し、組織内の有機的な連携による情報交換と技術協力を容易にするとともに、各人の研究の位置づけを明確にし、学問上の相互刺激を促すことを目的として平成 8 (1996) 年度にスタートした。第 1 期の 5 年が終了した時点で総括し、それまでの研究の中で、本センターでとくに進展が期待できる消化器癌と造血器腫瘍に対する新しい診断法や治療法の具体化を進め、社会的にも大きく貢献することを目標に、平成 14 年度に第 2 期の 5 年間に再スタートし現在に至っている。ここでは、第 2 期 5 年間ににおける本センター研究スタッフ 17 人の研究成果について総括する。

まず、研究成果の外部発進の第一は、専門の学術雑誌への研究論文の発表であり、表 1 に過去 5 年の学術論文数を示す。個人差はあるものの、欧文と邦文の合計論文数は年間 90～139 編で、一人当たり平均 5.3～8.2 編である。

表 1 過去 5 年の学術論文数 (研究スタッフ数 17 人)

平成年度	14 年度		15 年度		16 年度		17 年度		18 年度	
	欧文	邦文	欧文	邦文	欧文	邦文	欧文	邦文	欧文	邦文
論文数	97	17	81	9	86	22	82	16	101	38
総論文数	114		90		108		98		139	
1 人平均	6.7		5.3		6.4		5.6		8.2	

次に、本センターの刊行物として、平成 16 年 6 月に福岡大学分子腫瘍学センター・研究成果中間報告 (冊子体・全 542 頁) と平成 19 年 5 月に同・研究成果報告 (冊子体・全 676 頁と CD 版) を発行し、研究成果をまとめて報告した。また、5 年間に本センターの主催ないし共催のセミナーを合計 20 回 (主催 13 回、共催 7 回) 開催し、各スタッフの共同研究者を含めて延べ 41 人の研究成果を学内外に紹介した。さらに、本学研究推進部発行の定期刊行物「Research」誌上においても、5 年間にスタッフの研究成果を合計 33 編報告しているが、共同執筆のケースもあり、延べの執筆者数は 44 人に上っている。一方、最新の研究装置・設備の整備により、本センターは癌以外の生活習慣病すなわち糖尿病や高血圧あるいは心疾患などの研究者も利用することがあるが、これらの研究者の研究成果は、当然のことながら今回の研究活動の評価には含めていない。

## 【点検・評価】

研究成果の学術雑誌での公開は、一人当たり年平均 5～8 編の論文発表をしており評価できるが、個人の評価システムは確立されていない。また、セミナー開催による講演での研究成果の紹介も十分に行われているといえるが、本センター自身による刊行物は 5 年間で 2 回であり、少ないと言わざるをえない。一方、本センターは共同研究室としての性格を有しており、各スタッフはその利用者すぎないという側面も有しているため、一定の評価基準を設定することの困難さも残している。本センター自身の評価システム確立には、このような問題点の解決を含む組織の改革が必要と思わ

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 分子腫瘍学センター

れる。

##### 【改革・改善策】

本センターを共同研究室としての性格から生活習慣病に取り組む共同体としての組織に改変し、個人の評価システムを含む組織としての評価システムを確立する。一方、本センターの定期刊行物の出版を制度化するとともに、その全内容をインターネット上のホームページ上でも公開していく。

##### ②特筆すべき研究分野での活動状況

##### 【現状の説明】

本センター研究スタッフ17人の研究分野は、癌の診断における新しい画像診断法、内視鏡的診断法、病理学的診断法、生化学的診断法などの開発であり、また、癌の治療においては、新しい化学療法、放射線療法、造血幹細胞移植療法、超音波力学療法、分子標的療法、免疫療法、遺伝子療法などの開発である。この5年間の特筆すべき活動状況を診断法と治療法に分けて記述する。

癌の新しい診断法開発の活動状況：生化学的診断法の開発グループが開発した癌抗原MK-1に対するモノクローナル抗体は、ヨーロッパのバイオベンチャー企業により研究用試薬として製品化され販売されるに至っており、消化器癌とくに胃癌、大腸癌、膵臓癌における標的分子としてのMK-1の解析に役立つことが期待されている。また、同じ抗MK-1モノクローナル抗体は、本邦の企業との共同で、癌細胞分離用磁性マイクロビーズへの応用が進んでおり、癌患者において転移を引き起こす血中流出癌細胞の検出に役立つことが期待されている。

癌の新しい治療法開発の活動状況：免疫療法の開発グループが開発した癌抗原CEAに対するヒト・モノクローナル抗体は、本センターにおける基礎研究を基に、国内外の複数の大学および企業との共同研究で臨床応用に向けての計画が進んでいる。また、超音波力学療法開発グループは、学内の倫理委員会の許可の下、十分なインフォームド・コンセントを得て、新規の超音波感受性製剤を利用した超音波力学療法の臨床応用を開始した。対象とした再発乳癌ならびに再発直腸癌の切除不能例において、超音波力学療法の有効性を証明し新たな非侵襲性の癌治療法を呈示した。さらに、別の超音波力学療法開発グループは、超音波造影剤を利用した超音波照射により、細胞への遺伝子導入が可能であることを証明し、血管新生抑制因子などの遺伝子を利用することで、悪性腫瘍の遺伝子治療に有望であることを示した。これらは、国際的にも注目されており、また、企業からの注目も浴びていて、欧米の3企業との共同研究が進んでいる。一方、新しい化学療法剤の開発グループは、独自に開発した抗癌剤である両親媒性でチャンネル形成性の球状ミニタンパク質の新たな誘導体を作製し、その抗腫瘍効果と溶血毒性の低下に成功してトランスレーショナル・リサーチまで進めた。とくに、カプセル形成固形癌に対する有効性が期待され、現在、本学医学部脳神経外科学を始めアメリカの医療機関においても試されている。

##### 【点検・評価】

上記の研究成果は、いずれも消化器癌の研究に従事しているスタッフおよびその共同研究者によるものである。造血器腫瘍に取り組んでいるスタッフの研究では、極めて質の高い研究も数多くみられるが、現時点では基礎医学のレベルにとどまっており、臨床応用のレベルまで到達しているものはないのが現状である。

##### 【改革・改善策】

本センターの組織の改編を進める。現スタッフの業績を再評価した上で、生活習慣病に取り組む共同体としての性格を前面に出し、大きく病因病態解析グループと分子標的解析グループ、そして

トランスレーショナル・グループに分けて役割分担し、お互いの研究成果の臨床応用に向けた協力体制を強化するとともに、研究活動の相互評価システムを確立する。

### ③研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

#### 【現状の説明】

本センターは、平成9年度に、私立大学における先端的な学術研究基盤を強化し、わが国の科学技術の推進に資することを目的とする文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業の一つである「私立大学ハイテク・リサーチ・センター構想」に採択された。研究組織名は分子腫瘍学センターで、研究プロジェクト名は「癌および関連疾患の診断と治療に関する遺伝子工学的な新戦略」である。研究施設の整備ならびに研究装置・設備の整備に補助を受けたあと、私立大学等経常費補助金（特別補助）の支援を受けて第1期目の5年間をスタートした。前記したように、本センターの本来の設立趣旨は、本学において癌の新しい診断法および治療法の開発を進めている指導者を結集し、組織内の有機的な連携による情報交換、技術協力および相互刺激により、個々の研究を堅実に進展させることであり、本プロジェクト推進に当たってもその姿勢を維持した。5年間に取り組んだ主な研究テーマと発表した学術論文数を要約すると、消化器癌に特異的な自殺遺伝子療法の開発（57編）、消化器癌に特異的な免疫遺伝子療法の開発（29編）、ヒト肉腫の分子病理学的診断法の開発（30編）、悪性リンパ腫の分子病理学的診断法の開発（102編）、成人T細胞白血病の新薬物治療法の開発（33編）、リンパ球性白血病の遺伝子診断法の開発（35編）、細胞接着分子を利用した癌の転移抑制法の開発（29編）、肝細胞癌の遺伝子治療法の開発（10編）、超音波を用いた切らない癌治療法の開発（18編）、抗がん剤モニタリングシステムの開発（53編）、レックリングハウゼン病の遺伝子治療法の開発（65編）、漢方生薬による癌悪液質改善を介した治療法の開発（24編）、消化器癌の遺伝子診断法の開発（51編）、脳腫瘍の遺伝子治療法の開発（22編）、眼内血管新生性疾患の治療法の開発（41編）、膵胆道癌の遺伝子治療法の開発（9編）、チャンネル形成人工蛋白質を利用した新しい癌治療薬の開発（13編）、そして癌に対する新しい免疫核医学的治療法の開発（7編）である。

第2期目は、第1期目の研究の中で、本センターにおいて特に進展が期待できる消化器癌と造血器腫瘍に対する新しい診断法や治療法の具体化を進め、社会的にも大きく貢献することを目的に、平成14年度に同じく「私立大学ハイテク・リサーチ・センター構想」に2つの新規プロジェクト、すなわち「消化器癌に対する新しい免疫療法および遺伝子療法確立」と「造血器腫瘍に対する分子生物学的診断法およびバイオ治療法確立」で継続申請が認められ、平成18年度までの5年間を運営してきた。5年間に取り組んだ主な研究テーマと発表した学術論文数は、消化器癌に特異的なヒト・モノクローナル抗体の性状解析と量産（73編）、超音波感受性製剤/抗体・複合体を用いた新免疫療法の開発（17編）、アイソトープ標識ヒト抗体を利用した新放射性免疫療法の開発（12編）、ヒト抗体/HLA複合体によるT細胞の腫瘍ターゲティング（37編）、ヒト抗体/TCR・融合遺伝子によるT細胞の腫瘍ターゲティング（22編）、カプセル形成固形癌に対する新抗癌剤・球状ミニタンパク質の開発（9編）、超音波力学を利用した新しい遺伝子導入治療法の開発（38編）、HGFのアンタゴニスト遺伝子導入による膵胆道癌の遺伝子治療法の開発（16編）、肝細胞癌における腫瘍随伴症候群の解析（19編）、癌細胞の集団遊走における細胞間接着解離機構およびMMP局在機構の解析（43編）、成人T細胞白血病(ATL)のT細胞療法の開発（9編）、成人T細胞白血病/リンパ腫(ATL/ATLL)の表現型遺伝子型解析（77編）、バーキットリンパ腫をモデルにしたDNA複製と発癌機構の解析（36編）、EMMPRIN発現による悪性リンパ腫進展様式の検討（86編）、そして軟部腫瘍の診断精度向上のための分子生物

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 分子腫瘍学センター

学的研究（54編）であり、中でも特筆すべき活動状況については前項に記載した。

##### 【点検・評価】

文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業の一つである「私立大学ハイテク・リサーチ・センター構想」の補助を受けて進めてきた2つのプロジェクトのうち、「消化器癌に対する新しい免疫療法および遺伝子療法の確立」の方は、成果を上げ消化器癌の診断と治療という面において臨床的に応用される直前まで進んでいるものがあり評価できる。一方、グループ間の連絡と打ち合わせは十分に行なってきたつもりであるが、「造血器腫瘍に対する分子生物学的診断法およびバイオ治療法の確立」の方は、主として人員不足が原因で研究の進行が当初の目標に届いていないグループも散見された。将来に向けこれまでのプロジェクトを進展させていくには、より慎重なプロジェクト課題の設定と人選が必要である。

##### 【改革・改善策】

現時点では、現行プロジェクトの研究課題の中で特に有望な研究テーマにつき、大学の協力を得て分子腫瘍学センター棟を中心に継続推進させていく。同時に、1年間の体制整備期間を置き、これまでの実績を再評価した上で新しいプロジェクトを展開させ、新規研究代表者を始めとする参加スタッフの慎重な人選を進めて、改めて私立大学学術研究高度化推進事業の一つへ申請する。

#### （2）研究における国際連携

##### ①国際的な共同研究への参加状況

##### 【現状の説明】

国際的な共同研究へ参加している主なグループの内容を上げると以下の通りである。生化学的診断法の開発グループは、チェコ共和国の BioVender Laboratory Medicine, Inc. との共同研究により、自ら開発した癌抗原 MK-1 に対するモノクローナル抗体を新しい癌抗原の研究用試薬として製品化してきた。また、免疫療法および遺伝子療法の開発グループは、同じく独自に開発した抗腫瘍モノクローナル抗体を利用した共同研究をアメリカの Boston 大学、Mount Sinai 医科大学、Washington 大学（セントルイス）、Arizona Cancer Center、ドイツの Muenster 大学、Medical University Clinic Eppendorf、Pieris Proteolab AG 社、エジプトの Menofiya 大学、タイの Chulalongkorn 大学、韓国の Radiological and Medical Science 研究所、そしてベルギーの Vrije 大学などと進めており、治療薬の開発に期待が寄せられている。一方、超音波力学療法開発グループは、超音波造影剤を利用した超音波照射により、癌への新しい遺伝子治療法の可能性を見だし、アメリカの Applied Physics laboratory 研究所や KOS Corporation 社およびスイスの Bracco Research SA 社との共同研究を進めている。さらに、新しい化学療法剤の開発グループは、自ら開発した抗癌剤である両親媒性でチャンネル形成性の球状ミニタンパク質の新たな誘導体を合成し、アメリカの Burnham 研究所との協同で臨床レベルの研究を進めている。

##### 【点検・評価】

いくつかの研究が次々に国際的な共同研究へ進んでいることは評価できる。ただ、現時点では、個々の研究の国際化をセンターとしてバックアップする体制にはなっておらず、各スタッフが所属する医学研究科の各専攻科レベルでの参加が中心である。

##### 【改革・改善策】

今後、国際レベルでの共同研究をより推進させるため、実績に基づく大型予算の獲得をめざすと

ともに、センターレベルでのバックアップ体制を構築する。

### (3) 教育研究組織単位間の研究上の連携

#### ①設置する大学・大学院との関係

##### 【現状の説明】

本センターは、本学の主要な付置研究所の一つであるが、医学研究科が主体となっている研究所である。したがって、「私立大学ハイテク・リサーチ・センター構想」への研究助成申請も、医学研究科の研究指導教員と研究指導補助教員が中心となり、これに若干名の薬学研究科および理学研究科の教員が加わる形で進めてきた。現在の医学研究科は6つの専攻分野、すなわち人間生物系専攻、感染生物系専攻、病態構造系専攻、病態機能系専攻、病態生化学系専攻、そして社会医学系専攻からなるが、本センターのスタッフはそのうち4つの専攻（人間生物系専攻、病態構造系専攻、病態機能系専攻、病態生化学系専攻）に分かれて所属している。結果として、これらの専攻分野の研究指導教員と研究指導補助教員、薬学研究科と理学研究科の一部の研究指導教員と研究指導補助教員、それに各スタッフの下で指導を受けている大学院生やポスドクが利用する形になっている。基本的には、各専攻分野の中で、消化器癌と造血器腫瘍に取り組んでいるグループであるが、設置された最新の研究装置・設備は、可能な限りその他の疾患の研究グループにも開放されている。

##### 【点検・評価】

医学研究科で癌の新しい診断法や治療法に取り組んでいるほとんどのグループは、本センターを十分に利用していると評価できる。ただ、センター棟の規模が小さいことや予算の問題があるものの、大学レベルでの利用価値の見直しも必要である。

##### 【改革・改善策】

現在、本学での生命科学分野での国際的な研究を推進し、文部科学省のグローバルCOEプログラムへの採択をめざして、医学研究科、薬学研究科、理学研究科および工学研究科の協力による横断的な研究組織を検討している。本センターをそのような組織の予備的な拠点として活用していくことも、その利用価値を高める上で有効である。



## 11. 資源循環・環境制御システム研究所

### (1) 研究活動と研究環境

#### ①論文等研究成果の発表状況

##### 【現状の説明】

第1期文部省（現、文部科学省）学術フロンティア事業（平成9（1997）年度～13（2001）年度）においては、エコタウン事業を実施している北九州市、新規ビジネス創成を目指す経済産業省、国の環境政策を推進する環境省等の協力も得ながら、合計20課題以上の産学官共同研究を実施した。

これまで進めてきた共同研究のうち、環境省から委託されている最終処分場環境保全技術に関する研究を含む課題は、平成14年度以降も継続することになったため、第2期学術フロンティア推進事業においては、上記の第1期からの継続課題の研究と新規課題を実施する2つの共同研究グループ、すなわち①次世代型最終処分場技術グループ（継続プロジェクト）、②環境汚染物質の無害化および廃棄物の再資源化技術グループ（新規プロジェクト）を組み、実証試験による実用化技術の創出に努力した。

新規プロジェクトは、主として環境材料の開発や環境制御技術に関するもので、焼却灰の有効利用技術、環境制御技術としては光触媒による大気、水環境の浄化、ダイオキシンなどで汚染された土壌の浄化・再生技術などを中心課題とした。学術フロンティア第1期中に建設された17の実証プラント、3つの官学の施設、および平成14年度に設置された「福岡大学大学院工学研究科資源循環・環境工学専攻」（本研究所に2専修を設置）とともに力を携えて、環境教育活動にも力を注ぎ、21世紀を背負う実学を身に付けた若手環境技術者を、ここ北九州市の学術フロンティアの地で育成することを目的の一つとして掲げた。加えて、社会や住民に対する環境意識の普及啓発も視野に入れた活動、さらに、地域の中小企業の国際ビジネスを支援するための組織を創出し、新たな環境ビジネスの場を生み出すことによって地域活性化に努力すること、また、環境モニタリング技術を確立し、住民に安心をもたらす環境を創成するなどの研究を通して、地域に貢献するなどを目的として研究を行ってきた。

##### 【点検・評価】

これまでに実施してきた2つのプロジェクト（次世代型最終処分場技術グループ（継続プロジェクト）および環境汚染物質の無害化および廃棄物の再資源化技術グループ（新規プロジェクト））共に当初の目標を十分に達成することができ、文部科学省からも研究プロジェクトの研究成果等については高い評価を受けている。

#### ②特筆すべき研究活動成果

##### 【現状の説明】

第1期から継続している次世代型最終処分場技術グループでは、本研究で得られた研究成果が、福岡県古賀市の最終処分場の建設に採用された。この最終処分場は「エコロの森」と名付けられた次世代型都市ごみ処理施設の中に、焼却施設、リサイクルプラザ施設とともに建設され、外観はクリーンなイメージになっている。その遮水構造は、本プロジェクトで研究されてきた鋼板遮水システムが採用され、さらに、クロードシステムとの組み合わせで信頼性の高い遮水システムが構築されている。このようなクロードシステムと鋼板遮水システムを併用した次世代型最終処分場は、すでに全国の十数ヶ所で計画や建設が行われている。



#### IV. 教育研究施設・付置研究所 資源循環・環境制御システム研究所

新規プロジェクトの環境汚染物質の無害化および廃棄物の再資源化技術グループでは、平成 14 年度より、研究成果の発表会を公開して行うようにして以来、さまざまな反響があった。大阪、神戸、堺などの中堅中小企業が結集する会合や宮崎工業試験所が地域の企業を集めての研修会、光触媒製品技術協議会記念講演などで光触媒技術に関する講演を依頼された。秋田化学工学懇話会・秋田光エネルギー利用技術研究会での「北九州エコタウン紹介」、生態工学会特別講演での「エコタウンを支える学術的および実証的研究」の講演などを含めて 5 件以上に及んだ。

本研究所所長（中野勝之）が製造特許を持つチタニア水溶液が、JETRO の北九州シカゴミニ LL 事業でエコタウンを訪問したノースウエスタン大学（環境触媒研究所など世界トップランクの触媒系研究所を付置する）の研究者の目にとまり、共同研究が申し込まれた。平成 15 年度の JETRO の派遣団の団長として米国イリノイ州エバンストンに赴き、共同研究契約を締結して共同研究を開始し、合衆国エネルギー省アーゴン研究所の試験の結果、機能において世界標準の p25 を上回る可視光下での触媒性能が高く評価され、室内環境における実用化への道が開けた。この結果は、JETRO において、LL 事業の成功例として報告された。

また、平成 15 年度の成果を平成 16 年 4 月の研究発表会で報告したが、その際、響灘地区で海上埋立事業を展開しているひびき灘開発(株)から本研究所が開発した技術を、問題が生じている埋立現場に適用した成果発表がなされた。

##### 【点検・評価】

本研究で得られた研究成果がすでに実用段階に至っており、十分な研究成果が得られていると判断できる。第 1 期、第 2 期とも中間審査と終了審査を受けたが、いずれも「A A」の評価を受けた。特に、審査員の一人は、本研究所のプロジェクトについて、学術フロンティア推進事業の代表的な成功例として評価し、今後の環黄海地域での環境研究の拠点となるよう期待している。

#### ③研究成果

##### 【現状の説明】

平成 14 年から平成 19 年までの研究論文発表の状況をプロジェクト毎に表 1 に示す。この表からも明らかなように、毎年多数の論文発表が行われるとともに、著書も発行されている。

表一 1 論文発表の状況 次世代型最終処分場技術プロジェクト ( ) : レフェリー付き

	平成 14 年		平成 15 年		平成 16 年		平成 17 年		平成 18 年	
和文	2	(0)	21	(11)	16	(7)	10	(9)	4	(0)
英文	2	(2)	8	(7)	13	(0)	16	(1)	9	(0)
著書	3		0		3		3		4	

環境汚染物質の無害化および廃棄物の再資源化技術プロジェクト ( ) : レフェリー付き

和文	4	(4)	9	(8)	10	(9)	10	(9)	14	(1)
英文	20	(20)	18	(18)	39	(26)	23	(23)	18	(6)
著書	0		1		1		0		2	

また、その他の研究成果として関連研究の出願特許一覧を以下に示す。

廃棄物関係 (樋口ら)

特願 2002-211857 (廃棄物の洗浄装置)

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 資源循環・環境制御システム研究所

- 特開 2004-132936 (焼却灰の安定化、廃棄物焼却設備)
- 特開 2004-254744 (廃棄物最終処分場) (小櫻ら)
- 特願 2002-143625 (廃棄物焼却灰の再資源化方法、資源化システム) 特許第 3699418 号
- 特願 2003-379785 (固体粒子の脱塩方法および脱塩装置ならびにその脱塩装置を具える固体粒子のリサイクルシステム) 特許 第 3759517 号
- 光触媒関係 (中野ら)
- 特願 2003-046340 (光触媒の製造方法、光触媒および気体浄化装置)
- 特願 2003-100338 (皮膚外用薬)
- 特願 2003-405457 (チタニア溶液の製造方法) 特許 第 3641269 号
- 特願 2003-405458 (チタニア溶液の製造方法) 特許 第 3642490 号
- 特願 Serial No. 10/784348(METHOD OF PRODUCING TITANIA SOLUTION)  
特許 US 7175825 B2 Feb. 13, 2007)
- 特願 2007-054325 (分解方法)
- ほか、韓国、中国に出願 (各 2 件) U. S. に出願 (1 件)
- 漆喰タイル関係 (田川産業(株) 尾池ら)
- 特願 2003-274883 (漆喰タイルおよびその製造方法)
- 環境関係 (北九州市環境科学研究所 石川ら)
- 特願 2005-120382  
(上水汚泥からの回収凝集剤による下水、食品系廃水等の凝集・沈殿処理方法)
- 実願 2005-11307 (親水施設 (ビオトープ) 用雨水管渠)

さらに、これまでに実施してきた学会やシンポジウム等の実施状況は以下のとおりである。

- ・平成 14 年 10 月 23 日(水) 学術フロンティア推進事業第 II 期発表会
- ・平成 14 年 10 月 23 日(水)~25 日(金) エコ・テクノ 2002 ブース展示
- ・平成 15 年 1 月 10 日(金) 第 4 回 チタニア応用研究会 発表会
- ・平成 15 年 3 月 19 日(水) 第 7 回 福岡大学資環研成果発表会 (発表テーマ 18)
- ・平成 15 年 10 月 8 日(水)~10 日(金) 第 3 回 産学連携フェア展示、セミナー (チタニア応用研究会、灰リサイクル) 開催
- ・平成 15 年 10 月 15 日(水)~17 日(金) 「国際光触媒技術展 2003」 出展
- ・平成 15 年 10 月 22 日(水)~24 日(金) エコ・テクノ 2003 ブース展示、セミナー (チタニア応用研究会) 開催
- ・平成 16 年 4 月 22 日(木)~23 日(金) 第 8 回 福岡大学資環研 成果発表会 (発表テーマ 20)
- ・平成 16 年 10 月 6 日(水)~8 日(金) 第 4 回 産学連携フェア 展示、セミナー開催
- ・平成 16 年 10 月 27 日(水)~29 日(金) エコ・テクノ 2004 ブース展示、セミナー開催
- ・平成 17 年 4 月 21 日(木) 第 9 回 福岡大学資環研 成果発表会 (発表テーマ 22)
- ・平成 17 年 5 月 24 日(火)~27 日(金) 2005 NEW 環境展 ブース展示、セミナー開催
- ・平成 17 年 10 月 5 日(水)~7 日(金) 第 5 回 産学連携フェア 展示、セミナー開催
- ・平成 17 年 10 月 19 日(水)~21 日(金) エコ・テクノ 2005 ブース展示、セミナー開催
- ・平成 17 年 12 月 15 日(木)~17 日(土) エコプロダクツ 2005 ブース展示

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 資源循環・環境制御システム研究所

- ・平成 18 年 4 月 20 日(木) 第 10 回 福岡大学資環研成果発表会 (特別講演 4、発表テーマ 24)
- ・平成 18 年 5 月 23 日(火)～26 日(金) 2006NEW環境展 ブース展示
- ・平成 18 年 10 月 18 日(水)～20 日(金) 第 6 回 産学連携フェア 展示
- ・平成 18 年 11 月 20 日(月)～23 日(木) エコ・テクノ 2006 ブース展示、セミナー開催
- ・平成 18 年 12 月 14 日(木)～16 日(土) エコプロダクツ 2006 ブース展示
- ・平成 19 年 4 月 19 日(木) 平成 18 年度 福岡大学資環研成果発表会 (特別講演 3、発表テーマ 21)

##### 【点検・評価】

毎年多くの研究成果が得られており目標を十分に達成している。

#### ④研究における国際連携

##### 【現状の説明】

ノースウエスタン大学 (環境触媒研究所など世界トップランクの触媒系研究所を付置する) との共同研究が開始され、平成 19 年度から博士課程後期の学生の長期インターンシップも実施した。さらに、韓国安養大学および中国北京科学技術大学との共同研究を行っている。

##### 【点検・評価】

本研究所および大学院の本格的な国際化が求められる今日、徐々にではあるがその目標を遂行している現状にある。特に、平成 19 年 3 月に、本研究所の 10 周年記念事業とし、「持続可能なコミュニティ開発のためのエコビジネス実践セミナー」をアメリカ合衆国のワシントン大学と共催した。これは、次期への方向を示す国際的な取り組みである。

#### ⑤研究所と大学院の関係

##### 【現状の説明】

循環型社会形成と環境工学に関する高等技術者の育成を図るために、基礎となる学科を持たない「文理融合型大学院」として「資源循環・環境工学専攻(修士課程)」を平成 14 年度に設置した。その際、2 専修を研究所内に置き、研究科との連携で研究を推進する体制を整えた。その後、「エネルギー・環境システム工学専攻(博士課程後期)」内に「資源循環システム工学専修」を平成 16 年度に設置し、本専攻の修了者社会人を中心として後期課程を教育している。また、平成 18 年度「魅力ある大学院教育」イニシアティブ教育プログラム「資源循環総合演習」による実践的環境教育が採択され、本研究所が研究・教育の場として活用されている。

##### 【点検・評価】

大学院教育の実質化のため具体的な教育の取り組みとして、本学の工学部および工学研究科においては、教育研究体制を絶えず検討し、新たな社会情勢の変化に対応できる人材を育成してきた。特に、環境に関する分野においては教育研究体制の充実に力を注ぎ、本研究所と連携を密に行っている。

#### ⑥社会貢献

##### 【現状の説明】

これまでに培ってきた要素技術を結集し、「環境ビジネス」にまで繋がるような実践的なプログラムを企画、実施するとともに、中高生や一般市民向けの「環境教育プログラム」や実践的で魅力ある「大学院教育プログラム」などについても継続的に実施している。

また、過去 5 年間の本研究所への見学者数を表 2 に示す。毎年多くの見学者が訪れており、この

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 資源循環・環境制御システム研究所

中には一般の市民も多数含まれている。さらに、前述した各種の連携フェアや展示ブースでは研究成果を公表するとともに、福岡大学資環研成果発表会では一般市民にも公開している。

表一2 資源循環・環境制御システム研究所 見学者数

	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4 月	5	19	0	0	5	24	2	3	6	14
5 月	7	61	4	30	10	87	8	20	12	34
6 月	2	33	4	17	11	38	9	35	14	103
7 月	7	92	8	80	16	58	5	52	4	9
8 月	5	79	5	23	9	106	8	20	10	92
9 月	4	13	5	69	8	69	6	26	6	35
10 月	5	57	7	58	10	116	7	23	12	88
11 月	5	45	12	95	11	150	8	106	11	57
12 月	5	32	13	120	5	28	9	52	7	69
1 月	8	39	5	9	7	19	8	14	2	29
2 月	6	29	13	85	7	67	8	19	7	45
3 月	6	31	5	81	9	33	11	69	14	29
年度合計	65	530	81	667	108	795	89	439	105	604

#### 【点検・評価】

本研究所は、環境技術、なかでも埋立技術の安全性を世間に向けてアピールし、住民に安心感を抱かせるような信頼できる技術を開発することにあつた。その意味で、上記のように見学者が押し寄せ、技術を体感できる状況を産み出したことは大きく評価できる。一方で、見学者の対応に追われ研究に支障がでることもしばしばであった。慢性的な人員不足は一朝一夕では改善できない。このような状況を改善するためには、今後の研究体制に何らかの工夫が必要となろう。

#### 【改革・改善策】

本研究所の今後の教育・研究活動においては、これまで以上に他学との共同研究、産学共同研究を活発化させ、北九州市の推進するエコタウン事業と協調し、本プロジェクトが培ってきた人脈の幅広い連携によって、環黄海地域の持続可能な未来を予感できるような新しい教育・研究の芽を育てて行く。



## 12. 都市空間情報行動研究所

## (1) 研究活動

## ①論文等研究成果の発表状況

## 【現状の説明】

本研究所は、「社会との連携のもとに、都市と空間における情報と人間行動の相互作用に関する理論研究、および、その成果に連動した社会的技術開発を行い、魅力ある都市空間の形成と新しい産業の創出に寄与する」ことを目指し、文部科学省の学術フロンティア推進事業の一つとして、平成12(2000)年10月に新しく設立された、本学文科系では初めての研究所である。研究所では、「都心商業システムの国際比較研究」、「知的パーソナルナビゲーションシステムの開発と展開」の2つの研究プロジェクトに取り組んでいる。「都心商業システムの国際比較研究」プロジェクトは、これまで福岡市などで行ってきた消費者の回遊行動の調査手法や考え方を世界に広げようというもので、国内外の研究者らと共同で、東アジアの諸都市で消費者行動に関する調査・解析を展開中である。「知的パーソナルナビゲーションシステムの開発と展開」プロジェクトでは、回遊行動研究で得られた街の構造と消費者の流れの関係などのデータを活用し、携帯型の端末を通じて、道順などの交通情報、個人の趣味や目的に合わせ、街の楽しい歩き方、上手な歩き方などのプランを提供する仕組みの設計、構築を目指している。

まず、学会誌および学会発表を通して行った研究成果の報告状況について説明する。表1は、過去5年間の学会誌掲載論文数、学会発表論文数である。学会誌掲載論文数、学会発表論文数ともに増加している。

表1 過去5年間の学会誌掲載論文数および学会発表論文数

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	合計
学会誌掲載論文数	1	4	1	4	4	14
学会発表論文数	12	12	15	22	20	81

次に、シンポジウム、ワークショップの開催による研究成果の報告について説明する。本研究所では、学会の開催や学会活動とあわせ、平成15年、平成16年、平成17年にシンポジウムを行い、本研究所の研究成果の報告を行っている。平成15年には、日本オペレーションズリサーチ学会秋季全国大会を本学で開催し、「中国の産業発展と日本の対応—生産基地から豊かな消費市場へ」をテーマに、煙台市政府関係者、経済産業局長、福岡県産業・科学技術振興財団専務理事、安川電機会長を迎え、中国の産業発展や日中産業間の相互進出の際の問題点とその克服方法を議論した。平成16年には、日本不動産学会秋季全国大会において、日本不動産学会設立20周年記念シンポジウム「都市再生と都市エクイティ—これからどうなる、これからどうする福岡都心—」をテーマに、西日本鉄道社長、JR九州社長、九州電力取締役、三菱地所設計取締役を迎え、研究所の提唱する「ハイパーテキストシティ構想」による福岡都心部の活性化、現状の福岡のまちづくりの課題と回遊促進による福岡の魅力作りについて議論をおこなった。平成18年には、日本不動産学会の会活動の一環として、公開シンポジウム「子孫に伝えたい魅力あるまちづくり—個性のあるまちブランドの醸成—」を開催し、本研究所の研究成果と福岡における回遊に着目したまちづくりについて報告し、東京・

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 都市空間情報行動研究所

丸の内や日本橋、六本木ヒルズなどでの応用可能性について、活発な議論が展開された。これらのシンポジウムにおける回遊によるまちづくりの考え方や学会における研究成果が広く認知され、地元有力企業や在京の大手デベロッパーとの共同研究が実現している。

また、学会や国土交通省、地元の自治体、まちづくり団体、経済団体での講演を、過去5年間で17回行っている。

##### 【点検・評価】

本研究所では、主に、まちづくりや地域・都市経済、不動産学など、都市・地域空間に係わる研究者が多く集う、日本地域学会、日本不動産学会での学会報告に力点を置いている。学会の年次大会では、本研究所の研究報告特別セッションを設け、精力的かつ継続的に研究成果を報告しており、まちづくりや地域・都市経済の研究分野における本研究所の成果も高まっている。

また、回遊行動にもとづくまちづくりの研究成果が民間企業から認められ、受託研究や研究助成寄付金などの支援を受け、回遊行動研究の全国展開も図っている。

##### 【改革・改善策】

まちづくりや地域経済・都心経済を研究分野として扱う本研究所では、学内での評価はもとより、外部からの評価が研究所の価値を高めていくと考えられる。今後は、外部評価を精査し、研究所の長所や外部から望まれている点などを整理するための評価システムを確立していくことが重要である。

また、民間との共同研究の機会が増え、当初考えていた研究規模を大きく上回って、拡大している。しかし、それに見合う専任教員やポストドクター、リサーチアシスタントの人員や設備等が不足してきている。今後、研究規模に応じた予算規模の拡大や人員補充などの見直しを行う必要がある。

#### ②特筆すべき研究分野での活動状況

##### 【現状の説明】

「都心商業システムの国際比較研究」プロジェクトでは、消費者行動の変化と都心商業環境の形成との関係性や東アジアの消費者行動の特性を分析することで、消費者の行動をベースにした国境を越えた都市間競争や協調のまちづくり政策に結びつけることをねらっている。そのため、東アジアの巨大都市における消費者行動マイクロデータの収集と解析を行ってきたが、国内外をみても、東アジアの消費者行動マイクロデータを体系的に収集している例はなく、学会や東アジアで事業を展開している企業などから注目されている。中国・上海市、中国・北京市、韓国・プサン市、韓国・ソウル市、台湾・台北市、ベトナム・ハノイ市、ベトナム・ホーチミン市において、地元の有力大学や研究所と連携して、都心部回遊行動調査、小売業態別来店者購買行動調査、居住地ベース購買行動ダイアリー調査を実施し、東アジア巨大都市の消費者行動マイクロデータが着実に蓄積されてきている。また、海外調査の実施にあたり、現地の研究者との共同研究も同時に進め、上海での回遊行動研究は、中国の都市計画学会誌のトップに掲載されるなど、回遊行動研究が東アジアにも知られるようになってきた。

「知的パーソナルナビゲーションシステムの開発と展開」プロジェクトでは、知的なまち歩きのナビゲーションを可能とするナビゲーション・エンジンの核となる回遊行動の特性や規則性の抽出、回遊行動の推論などが可能となる消費者行動モデルの開発が重要である。そのような観点から、回遊行動の解析によって、個人の回遊行動を再現するような消費者行動モデルの開発を行ってきた。

最近では、まち歩きのナビゲーションの基盤となる回遊行動パターンの正確な推定を行う来街地ベース回遊パターン一致推定法やデータマイニング手法による回遊行動特性ルールを抽出する手法と実際の回遊行動モデルへの適用を行った研究成果が日本地域学会学会賞を受賞するなどの成果をあげている。また、ベイジアンネットによる回遊行動の推論モデルはまち歩きのナビゲーションだけでなく、マーケティング・ツールとしての可能性も高いとして、地元商業者も注目している。そのような中、知的なまち歩きナビゲーションと回遊促進による都心経済の活性化をねらった「ハイパーテキストシティ構想」の事業化を目指す「ハイパーテキストシティ事業化検討研究会」を開催し、地元大手企業と連携した事業化の方策について、検討を行ってきた。現在は、事業化企画書を作成しており、実際の社会実験を実施しながら、「ハイパーテキストシティ」の実現を目指している。

##### 【点検・評価】

「都心商業システムの国際比較研究」プロジェクトでは、東アジア巨大都市での消費者行動マイクロデータを収集・蓄積しているが、他の研究機関でも、このような取組みは皆無であり、学会のみならず産業界においても注目されている。しかし、同様の研究関心を持った海外の研究者や研究機関との調整など、研究の基盤となる研究者・研究機関のネットワークの構築については、一から現地の共同研究者を発掘していくしかなく、1年間で2都市での海外調査を実施できれば大成功との感がある。そのため、これまで実施していない他の都市での消費者行動マイクロデータをどのように効率よく収集するかが課題となっている。

「知的パーソナルナビゲーションシステムの開発と展開」プロジェクトでは、在京の衛星測位団体などにも本研究所の取組みが評価され、講演の依頼や研究会への招聘などを受けており、取組み自身の評価は高い。また、先にも述べた回遊行動データマイニングや回遊行動ベイジアンネットなどの消費者行動モデルの構築が進み、まち歩きのリコメンデーション・エンジンへの実装に近づきつつある。ただし、社会実験の実施となると、連携中の地元企業だけでは実現は不可能であり、まち全体の合意が必要となるが、その段階までにはいたっていない。

##### 【改革・改善策】

「都心商業システムの国際比較研究」プロジェクトについては、海外の共同研究者との連携を密にし、「東アジア都市消費者マイクロ行動データ解析コンソーシアム」の結成を目指している。これにより、海外の消費者行動マイクロデータに興味のある研究者のネットワークを拡大することが可能となる。

「知的パーソナルナビゲーションシステムの開発と展開」プロジェクトについては、買物行動や高齢者の健康促進とまちづくりなど、まち歩きの状況がある程度限定した社会実験に着手しつつ、段階をおって「ハイパーテキストシティ社会実験」の実現するような手順で研究計画を修正中である。

#### ③研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

##### 【現状の説明】

本研究所は、平成12年度に、私立大学における先端的な学術研究基盤を強化し、わが国の科学技術の推進に資することを目的とする文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業の一つである「学術フロンティア推進事業」に採択され、現在、第2期の3年目を迎えている。

「都心商業システムの国際比較研究」プロジェクトは、東アジアの巨大都市での消費者行動マイクロデータの収集と解析を行っている。現在、調査・分析を進めているのは、中国・上海市、中国・



#### IV. 教育研究施設・付置研究所 都市空間情報行動研究所

北京市、韓国・ソウル市、韓国・プサン市、台湾・台北市、ベトナム・ハノイ市、ベトナム・ホーチミン市である。それぞれ、上海・同済大学、・北京大学、ソウル・京畿大学、プサン・東亜大学、ベトナム・交通科学技術研究所(ITST)といった、東アジアの有力大学や研究所と連携して、調査の実施と分析を進めている。海外調査研究の成果は、毎年、日本地域学会で設ける特別セッション「買物行動と回遊モデル」にて研究報告を行い、日本地域学会誌「地域学研究」の審査付論文として研究成果報告を行っている。また、海外でも研究成果の報告を行っており、上海市での調査研究成果は中国の都市計画学会誌に3編、環太平洋地域科学会(PRSCO)の特別セッションにて1件の報告を行っている。上海では、共同研究者のグループが自主的に消費者行動調査に取り組むまでに浸透し、「日本・福岡で育った回遊行動研究手法を東アジアに展開し、世界に発信する」というプロジェクトの大目標は着実に達成しつつある。

「知的パーソナルナビゲーションシステムの開発と展開」プロジェクトでは、社会連携による「ハイパーテキストシティ構想」の実現に向けた社会実験とまち歩きの知的なナビゲーションのリコメンデーション・エンジンの核となる消費者行動モデルの開発に取り組んできた。「ハイパーテキストシティ構想」とは、“まちへの来訪者が、建物や商品など、まちにある様々なものの背後にある情報と関係を持つことができ、まちなか情報と来訪者が意味的相互作用をできる都市”を指し、“携帯電話を介して、来訪者がまちなか情報にアクセスでき、情報に導かれて回遊を行う”仕組みをまちなかで実現する構想である。研究プロジェクトの発足当初は、携帯電話のインターネットの利用などが高度化されておらず、携帯電話のインターネットを活用した仕組みの実現は困難であった。しかし、今日では、携帯電話のインターネットの高度化が進み、また、2次元コードやICタグなどの技術も進んできており、ハイパーテキストシティ社会実験へむけた理解も進みつつある。そのような社会的動向にあって、本プロジェクトでは「ハイパーテキストシティ構想」の実現に向けた検討を行う「ハイパーテキストシティ事業化検討研究会」を発足し、事業計画書を作成した。一方で、まち歩きナビゲーションのリコメンデーション・エンジンとなる回遊行動ルールの抽出や消費者行動モデルの構築を行い、その成果を日本地域学会や日本マーケティングサイエンス学会で報告し、高い評価を受けている。

##### 【点検・評価】

2つのプロジェクトのうち、「都心商業システムの国際比較研究」の方は、海外の消費者行動マイクロデータの蓄積も進み、研究成果も上げることができている点で評価できる。一方、「知的パーソナルナビゲーションシステムの開発と展開」の方は、ユビキタスの概念が社会的にもやっと浸透しつつある段階であり、これに先んじて「ハイパーテキストシティ構想」を提唱した点や地元企業との連携に取り組んだ点で評価できるが、実際の社会実験にあたっては、ようやく機を得た段階であり、実現自身についてはこれからの課題といえる。

##### 【改革・改善策】

回遊行動に着目したまちづくりについては、福岡市では十分にその考え方が浸透している。そのような背景を踏まえ、実験への賛同を得られるよう、「ハイパーテキストシティ社会実験」の意義や経済的な効果などのメリット、実現に向けた問題点などを地元と密に議論する機会を増やしていく。

## (2) 研究における国際連携

## ①国際的な共同研究への参加状況

## 【現状の説明】

「都心商業システムの国際比較研究」プロジェクトは、上海・同済大学、北京・北京大学、ソウル・京畿大学、プサン・東亜大学、ベトナム・交通科学技術研究所(ITST)といった、東アジアの有力大学や研究所との連携により実現している。また、研究プロジェクトに現地の大学院生が参加することで、これまで消費者行動からみた都市形成に関する研究に関心を示し、大学院へ進む学生もでてくるなど、海外での研究活動は十分な成果を得ている。

「知的パーソナルナビゲーションシステムの開発と展開」プロジェクトでは、まず、地理情報科学の先端的研究所である東京大学・空間情報科学研究センターや日本大学・高阪研究室などとの連携を深め、共同研究で研究報告を行うまでにいたった。そのねらいには、日本の先端的研究者とともに本研究所の研究課題に取り組むことで、「ハイパーテキストシティ社会実験」の有効性などを海外の研究者に発信し、研究ネットワークを広げていくことにある。

## 【点検・評価】

「都心商業システムの国際比較研究」プロジェクトでは、国際的な共同研究や研究成果があがっており、評価できる。ただし、先にも述べたように、東アジアの都市で、新たに調査を実施するには、一から研究者を発掘していかなければならない。東アジアの都市は急激に変化してきており、調査実施体制の改善が必要である。

## 【改革・改善策】

海外の共同研究者と連携し、消費者行動マイクロデータの有効性と関心を持つ研究者の発掘を行い、東アジア都市消費者行動解析コンソーシアムを結成していくことで、調査実施・解析の迅速性を高めていく。

## (3) 教育研究組織単位間の研究上の連携

## ①設置する大学・大学院との関係

## 【現状の説明】

本研究所は、付置研究所であるが、経済学研究科が主体となっている研究所である。しかしながら、本研究所のプロジェクトがまちづくりにかかわる学際的分野の研究であり、経済学研究科のみならず、工学研究科や商学研究科の教員と連携しながら、研究を推進中である。

## 【点検・評価】

まちづくりに関心のある本学の研究者が、本研究所のリソースを活用して、研究を進めている点で、本学の研究推進に大きな役割を果たしており、十分な評価ができる。まちづくりや都市の研究は、より広範の学際的研究分野であり、他の大学院研究科や付置研究所と共同研究の課題を設定し、連携することで、より高度なまちづくり研究が展開できると思われる。

## 【改革・改善策】

文科省のグローバル COE プログラムなどへの申請する。文理融合インスティテュートの提案と実現が可能であれば、本研究所の利用価値が大いに高まる。



## 13. 高機能物質研究所

## (1) 研究活動

## ①論文等研究成果の発表状況

## 【現状の説明】

ハイテクリサーチセンターである高機能物質研究所は、種々の合成法や分離・抽出法ならびに分析・解析技術を駆使して高機能物質の創製と機能評価法の開発さらには創薬への展開に挑んでいる研究者を結集し、組織内の有機的な連携による情報交換と技術協力を容易にするとともに、各人の研究の位置づけを明確にして学問上の相互刺激を促すことを目的として次の3つのプロジェクトを含むハイテクリサーチセンターとして平成12年(2000年)度にスタートした。初期には、神経変性疾患の原因蛋白の機能解明と治療薬の開発(医薬学部を中心に9人)、多分子間の協同作用による機能発現のシステム解析と次世代物質の創製(理学部を中心に14人)、システム構造制御による高機能発現と固体新素材の創製(理工学部を中心に9人)の3つのプロジェクトで研究を推進し、第1期の5年が終了した時点の平成16年度にこれらを総括し、研究を集約し社会的にも大きく貢献することを目標に、研究テーマを、ナノ要素から要素間ネットワークに至る広域空間探索とバイオ新素材への展開(理工学部中心の8人)および生体システムからみた病態の解明と創薬への応用(理・薬学部中心の7人)に集約し、新たに研究をスタートした。

生命現象は、階層性、高可塑性、高冗長性などを特徴とし、動的なネットワークによって支えられている。生命活動の各階層での特性発現の基盤となる素子の特徴と各素子を構成要素とするネットワークの特徴とをさまざまな手法で解明し、新しいバイオ素材の開発を目指す。まず、生体モデル溶液における水や溶媒の構造、ダイナミクスおよび生体分子構成原子の電子構造状態や、生体中の鍵物質を、軟X線分光・中性子回折解析法技術、脳機能の行動薬理的解析法、超臨界流体計測技術等を用いて解明する。これらの研究は、これまで見過ごされてきた細胞膜レベルの物質の挙動やそれらのやりとりを原子の目、分子レベルの目で解明することから始まり、高次なネットワークであるバイオ階層レベルまでを明らかにする。続いて、自己組織化の構成的モデル実験と理論的解析や微小脳動物のニューロンネットワークの解析を実施して生体ネットワークの基本的特徴を明らかにし、病態理解の新たなパラダイムとそれに基づく治療薬および生体系新素材の開発指針の構築を目指す。プロジェクトの年度ごとの成果は毎年度末に成果報告会を開催し内外からの評価を行うとともに成果報告書を発行し関係機関に送付して評価・検証に役立てる。

まず、研究成果の外部発進の第一は、専門の学術雑誌への研究論文の発表であり、表2に過去5年の学術論文数を示す。個人差はあるものの、欧文と邦文の合計論文数は年間64〜87編である。

次に、本研究所の刊行物として、1期目の成果として平成17年3月に福岡大学高機能物質研究所・研究成果終了報告(冊子体・全718頁)を刊行し、2期目の平成18年3月ならびに平成19年3月に同・研究成果報告(冊子体・それぞれ全221頁と全225頁)を刊行し、研究成果をまとめて報告した。また、2年間に本研究所の主催ないし共催の研究成果報告会及びプロジェクト1研究会を合計4回(主催3回、共催1回)開催し、各スタッフの共同研究者を含めて延べ31人の研究成果を学内外に紹介した。さらに、本学研究推進部発行の定期刊行物「Research」誌上においては、2年間にスタッフの研究成果を1編報告している。本研究所主催の公開セミナーおよび研究会も予算計上し、着実に公開発表を行ってきた。特に産官学連携のセミナーには毎年成果を発表し、地場

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 高機能物質研究所

産業界からの評価も得ることができた（特許2件）。

表1 過去5年の学術論文数（研究スタッフ数 9人）

年度	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
種別	欧文	邦文	欧文	邦文	欧文	邦文	欧文	邦文	欧文	邦文
論文数	68	10	78	9	60	8	66	10	53	11
総論文数	78		87		68		76		64	

#### 【点検・評価】

5年間のプロジェクト所員の学術論文発表数は373報、特許申請2件を数える。また、毎年の研究成果は、高機能研主催の発表会（毎年度末開催）および研究成果報告書に報告している。各所員の主たる研究成果は、それぞれの専門性の高い学会誌や権威ある学術雑誌などに公表し、研究活動は概ね良好であると評価できる。しかしながら、研究員同士の交流が少なく、それぞれの専門知識を共有することで正確で迅速な研究体制を構築する必要がある。プロジェクト内でのセミナー開催による講演の回数が不足している感は否めない。

#### 【改革・改善策】

本研究所を共同研究室としての性格から共同体としての組織に改編し、個人の評価システムを含む組織としての評価システムを確立する。一方、本研究所の定期刊行物の出版を制度化するとともに、その全内容をホームページ上でも公開していく。

#### ②特筆すべき研究分野での活動状況

##### 【現状の説明】

プロジェクト1では、各階層での特性発現の基盤となる素子の特徴と各素子を構成要素とするネットワークの特徴の解明、新しいバイオ素材の開発を目指した。まず、in-situ XANES スペクトル測定用新規軟X線分光装置を開発し、溶液中のNa<sup>+</sup>イオンやAl<sup>3+</sup>イオンのXANES スペクトル測定からこれらイオンの溶存構造の解明。アルコール-水混合溶液の構造転移が起こる組成における、ペプチドの $\alpha$ -ヘリックス形成やアミロイド繊維溶解が促進機構の解明。能動機能性を内包するマイクロゲルアレイをつくり要素間コミュニケーションにおける揺らぎの役割の解明を行った。さらに、ハブ血清中のSSP-1の活性断片はS-S結合でつながった複数のペプチド鎖のN端ドメインにあるループ構造が活性に関与することを見いだした。また、アリの非接触による攻撃行動の発現は嗅覚による可能性が非常に高く鍵物質が存在することを示唆した。一方、スプレイドライ法により作成した水酸アパタイト Zn-HAp 多孔質粒子は全てのタンパク質において PLA 栓塞が薬物放出挙動を制御することが可能であること、円筒型の攪拌翼と容器の壁面に発生する剪断応力を利用することで、攪拌エネルギーを効率的にナノ粒子の分散エネルギーに変換することが可能であることを明らかにした。さらに、ナノサイズの磁性粒子の2次元配列膜は50K以上で可逆的で履歴のない磁化-磁場特性を示し、これは磁気異方性エネルギーと熱エネルギーが同程度となった「超常磁性」状態を示したものであることを見いだした。これらの理論と物性から新しい生体システムの階層性に役立つバイオ素材の創成を行った。

プロジェクト2では、プロジェクト1との連携で開発したバイオ素材を神経難病であるアルツハイマー病などの神経変性疾患に応用することを最終目的にし、ヒトの高次機能の病態を動物で如何に再現するかを大きなテーマにして研究に取り組んだ。まず、アルツハイマー病の原因遺伝子に移

入した 5 種類の遺伝子改変マウスを作成し、高次機能（学習）障害を分子生物学的、神経化学的、行動薬理学的な学際的アプローチを行い、病態動物作成の第一歩を築いた。さらに我が国の高齢者の実情を考慮して、生活習慣病要因を背景にもつ簡易型病態モデルを作成するなど、この分野では未踏の研究を遂行した。本プロジェクトの成果である疾患の分子病態の解明は、カルシウム拮抗薬の本病への応用という全く新しい創薬に結びつき、さらにはマイクロドメイン矯正薬の創薬の第一歩を踏み出すこともできた。アルツハイマー病研究は病態解明にとどまらず、原因蛋白である  $\beta$ -アミロイド分子を人工的に合成しその凝集機序を基礎化学、物理の観点から考察するところまで完了した。また、この研究は同じ神経変性疾患であるパーキンソン病についてもその病因の大きなヒントになり、実際にレビー小体形成機序の一旦を明らかにすることができた。疾患による症状を病態動物で観察するための行動学的アプローチは我が国でもその専門性をもって行えるところは数機関しかなく、本研究所の学会レベルでの高評価につながった。疾患を分子レベルから行動まで階層的に研究したことは他に例を見ない本研究所だからこそできた学際的研究である。

#### 【点検・評価】

特筆すべき研究分野の成果は、毎年度末の高機能物質研究所成果報告会で報告し、点検・評価を受けた。各々のプロジェクトの研究成果はそれぞれ学会レベルでは非常に高い評価を受けたが、高機能物質の創成を目指すという意味での両プロジェクトの研究面での連携は十分であったとは言えない。

#### 【改革・改善策】

本研究所の組織の改編を進める。現スタッフの業績を再評価した上で、2つのプロジェクトの目標をさらに鮮明にし、お互いの研究成果の協力体制を強化するとともに、研究活動の相互評価システムを確立する。今後の研究方針としてはまず、今回の成果で見出されたいくつかの鍵要素あるいは鍵物質が生体系ネットワークにおいて如何に機能しているかを明らかにし、新しいバイオ素材として確立し、疾患の分子病態および治療薬開発に応用するために、プロジェクト合同研究成果発表会を頻回に行う。

### ③研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

#### 【現状の説明】

プロジェクト1では、各階層での特性発現の基盤となる素子の特徴と各素子を構成要素とするネットワークの特徴の解明、新しいバイオ素材の開発を行った。すなわち、まずプロジェクト1では、生体モデル錯体の in-situ XANES スペクトル測定用新規軟X線分光装置を開発しナノレベルの分析・解析を可能にし、この手法を広く応用し、タンパク質のアルコール誘起  $\alpha$ -ヘリックス形成やアミロイド繊維溶解は溶媒クラスター構造変化に伴う選択的溶媒和など、タンパク質の技術からプロテオームやメタボローム解析法および3次元微細構造解析法を行い生体ネットワークを広域に探索しつつ生体ネットワークの素子となるバイオ新素材を創製をした。一方、超臨界二酸化炭素により微粒化・マクロカプセル化に成功し、バイオ新素材の生体応用を現実化した。

プロジェクト2では、主として神経変性疾患の分子病態解明に焦点を合わせ、神経膜のドメイン機能異常の原因分子を同定し、病態との関係性を解明し、マイクロドメイン病としての新たな分子病態像を構築し、これまでにない新しい治療法を開発することを目指した。その結果、インスリン抵抗性がアルツハイマー病を増悪する機序を発見し、神経変性疾患にマイクロドメイン矯正療法という全く新しい治療法を提言することができた。

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 高機能物質研究所

以上の2つのプロジェクトの有機的連携により、生体組織レベルで進められてきた従来型の研究から大きく脱却し、膜およびその通過ドメインというナノレベルで生じる現象を、軟X線分光・中性子回折技術や超臨界流体測定法技術を用いて解析し、その結果を用いて各素子間関係を解明し、さらにモデル化することによって全く新しい病態像の解明や生体新素材の開発が可能になると考えられる。

##### 【点検・評価】

脳の神経変性疾患の分子病態を明らかにし治療薬を新しいバイオ素材に求めるという研究目標は、プロジェクト1に掲げるように階層的に連携をもって進めていかなければ達成が難しい。プロジェクト内およびプロジェクト間での階層的連携が十分であったとは言えない。班員である研究者の個々の研究テーマも1つの目標に向かった統一性に欠いている。高機能物質創成に向けた1つの道筋の中で、各員が研究テーマを集約して目標達成に向かうべきであろう。

##### 【改革・改善策】

現時点では、現行プロジェクトの研究課題の中で特に有望な研究テーマについて、大学の協力を得て高機能物質研究所を中心に継続推進させていく。同時に、1年間の体制整備期間を置き、これまでの実績を再評価した上で新しいプロジェクトを展開させ、新規研究代表者を始めとする参加スタッフの慎重な人選を進めて、改めて私立大学学術研究高度化推進事業の一つへ申請する。

#### (2) 研究における国際連携

##### ①国際的な共同研究への参加状況

##### 【現状の説明】

プロジェクト1では、生体モデル錯体の in-situ XANES スペクトル測定用新規軟X線分光装置の開発研究は世界一の軟X線シンクロトロン光源であるアメリカの Lawrence Berkeley National Laboratory の Rupert C.C. Perera 博士らや University of Nevada の Dennis Lindle 博士らとの共同開発であり、引き続き両グループの協力を得ている。また高度な解析技術を要する中性子回折実験と解析は国内のほかイギリスの Rutherford Appleton Laboratory の A. K. Soper 博士らやフランスの Laboratoire Leon Brillouin の A. G. R. Boron 博士らとの共同研究の結果である。新規磁性物質創製をめざしたナノサイズ磁性粒子の研究はスロバキアの Slovak Technical University の Rudolf Durny 博士ら、Slovak Academy of Science の Stefan Chromik 博士らとの共同研究による成果である。

プロジェクト2では、平成14～16年には、高機能物質の研究所員として Benjamin Wolozin (Loyola University、米国) を招聘し、アルツハイマー病と高脂血症との関係を明らかにし、3年間の学術論文発表数は14報である。平成14～15年において Izzettin Hatip-Al-Khatib (Denizli University、トルコ)、平成18年には Bulent Ozdemir (Denizli University、トルコ) がポストドクターとして研究に加わり、アルツハイマー病の治療薬の開発について10報の学術論文発表を行った。平成16～18年には中国からの留学生で本大学院薬学研究科博士課程後期に在籍し、リサーチアシスタントとして当帰芍薬散などの漢方薬の脳血管性認知症に対する機序追究を行った。

##### 【点検・評価】

プロジェクト1では、分析・解析技術開発や新規磁性物質の創製などいくつかの研究が次々に国際的な共同研究へ進んでいる。ただ、現時点では、個々の研究の国際化を研究所としてバックアッ

プする体制にはなっておらず、各スタッフが所属する研究科の各専攻レベルでの参加が中心である。プロジェクト 2 では、4 人の外国人研究員が研究に参画した結果、先端研究は大きく飛躍し有意義であった。特に、高脂血症とアルツハイマー病の関係については Benjamin Wolozin が初めて提唱した仮説であり、この分野での現在の研究基盤となっている。また、米国、トルコ、中国と異なる地域との研究交流ができたことで幅広い知識を取得でき、現在も引き続いて共同研究を進めている。問題点としては、本学での研究成果が最新の研究技術の交流に欠けていたことと、研究途上国からの留学生の専門知識が欠けていたため研究の進行速度が遅かったことがあげられる。

#### 【改革・改善策】

国内の研究分担者と個々の成果について時々刻々の考察が出来ているわけではないので、今後はインターネットを活用したテレビ討論のような形式でもっと協議を重ねて研究を進行していく。学際的観点からも海外の研究者と連携して研究を進めることは重要で、今後は招聘を含めてさらに密なる共同研究体勢の構築を検討する。また、研究途上国からの留学生に対しても柔軟かつきめ細かい指導を徹底する。

### (3) 教育研究組織単位間の研究上の連携

#### ①設置する大学・大学院との関係

##### 【現状の説明】

本研究所は、本学の主要な付置研究所の一つであるが、理・薬学研究科が主体となっている研究所である。したがって、「私立大学ハイテク・リサーチ・センター構想」への研究助成申請も、理・薬学研究科の研究指導教員と研究指導補助教員が中心となり、これに若干名の工学研究科の教員が加わる形で進めてきた。また、理学研究科および薬学研究科の博士課程後期の学生 2 人をリサーチアシスタントとして、また博士号を取得した若い研究者 1 人をポストドクターとして採用し、特に本研究テーマに特化して研究させた。学外では理化学研究所のチーフ研究員を客員教授にして招聘し、薬学部の大学院生に対して、分子生物学的な観点からの研究指導を随時行ってきた。東北薬科大学大学院および分子生体膜研究所とも共同研究体制を作り、客員教授兼所員として指導教授を招聘し、マイクロドメイン研究を推進した。本研究所の最新の研究装置等は、所員のみならず薬学部、理学部を始め本学大学院生の研究に広く開放し、研究に貢献している。

##### 【点検・評価】

理・工・薬学研究科で高機能物質の創製とバイオ新素材への展開に取り組んでいるほとんどのグループは、本研究所を十分に利用していると評価できる。また、本研究所の研究に携わった大学院生の中には、その研究により学会賞を受賞したものが 3 件あり、大学院生の教育に大きく貢献した。5 年間にポストドクター（外国人を含め）4 人、リサーチアシスタント 2 人を置くことにより、研究は大きく進展した。また、ポストドクターの 1 人は本学薬学研究科の助教として採用することができ、その研究基盤と業績により、現在では国立大学大学院の准教授にまで昇進した。このことは、本研究所が研究のみでなく人材養成にも大きく貢献したことを示すものである。ただ、研究所の規模が非常に小さいことや予算の問題があり、大学レベルでの利用価値の見直しが必要である。

#### 【改革・改善策】

現在、本学での生命科学分野での国際的な研究を推進し、文科省のグローバル COE プログラムへの採択をめざして、医学研究科、薬学研究科、理学研究科および工学研究科の協力による横断的な



#### IV. 教育研究施設・付置研究所 高機能物質研究所

研究組織が検討されている。また、本研究所では、研究推進だけでなく人材養成も大きな役割の一つである。薬学研究科を基盤として研究を遂行したが、本研究所独自の大学院教育をもっと拡充すべきであった。そのためには、今後ポストドクターを充実させ、専属的な研究に従事させる。さらには、薬学研究科のみならず理学研究科、医学研究科、工学研究科などの理系大学院が連携して研究を進めていく。

## 14. てんかん分子病態研究センター

## (1) 研究活動

## ①論文等研究成果の発表状況

## 【現状の説明】

てんかんは、熱性けいれんを含めると国民の約 2%が罹患する最も多い神経疾患でありながら、多様な疾患であるため、その分子生物学的本態はほとんど分かっていない。このため病因に根差した分類が出来ず、根本的な治療法の開発や創薬が行えていないのが現状である。一方、てんかん治療薬の開発やてんかんの基礎研究には従来から電撃刺激等によるけいれんモデル動物が使用されてきた。しかしながら、これらは「けいれん」のモデル動物であり、必ずしも分子レベルでの「てんかん」のモデルではなかった。このため、分子レベルでのてんかんの病態解明、創薬のための実験動物が強く望まれていた。

以上の背景から、本ハイテク・リサーチ・センターは、福岡大学がライフサイエンスの要である医学部、薬学部、理学部がそろった総合大学である利点を生かして、病態が不明なてんかんに種々の先端的・独創的な手法に迫り、もって福岡大学でのてんかん分子病態研究基盤の充実・強化を図り、継続研究が推進できる研究拠点として機能することを目指して設立された。

この中で、申請者らは「チャンネル病」の作業仮説のもと、各分担者により 1. 中枢神経に発現するイオンチャンネル・受容体の遺伝子に焦点をあて、遺伝子変異を同定する。2. 生理学的・細胞生物学的に変異による異常を検証する。3. 変異遺伝子を持つ遺伝子改変動物の作出を行う。4. 作出された動物の表現型と神経薬理学的検定を行う。を中心に研究を進めている。

その成果としてヒトてんかんの責任遺伝子異常をイオンチャンネル・受容体に求め、すでに 20 種類以上の遺伝子変異を明らかにした。開設以来（一年半の）研究成果の専門の学術雑誌への研究論文の発表は計 17 編である。このほかに国内雑誌への総説の投稿は 10 篇を超えた。

一方、最新の研究装置・設備の整備により、本センターはてんかん以外の研究者も利用することがあるが、これらの研究者の研究成果は、今回の研究活動の評価には含めていない。

## 【点検・評価】

てんかん分子病態研究センターは開設して、まだ二年経過しておらず、主要な機器である、シーケンサーや共焦点レーザー顕微鏡が導入されて未だ数か月を経たのみであるが、既存の機器や他施設の機器の借用により、計 30 篇以上の和文、欧文の研究成果が学術雑誌で公開できたことは評価できる。さらに、継続的に国内外の学会で研究成果が発表できており、今後の論文発表に展開できるものと期待される。しかも、現在、6 篇以上の欧文論文が審査中であり、さらに数編の欧文の論文を作成中であり、投稿も近いと思われる。

しかしながら、まだ論文作成にいたる研究成果がでていない部門や、研究成果がでるまでに更なる時間がかかる分担項目も多い。セミナーもすでに一度実施されているが、各年度での冊子体の作成は予算計上されておらず、文書として成果報告は行われていない。（ただし、3 年目に内外部の評価を待ち、セミナーとその成果の冊子体による報告が予算計上され計画されている。）分担者の各人の担当研究項目の難易度はあるものの、年間に一定以上の欧文論文の発表ができるよう、なんらかの評価、工夫が必要になると思われる。一方、本センターは共同研究室としての性格を有しており、各スタッフはその利用者にすぎないという側面も有しているため、一定の評価基準を設定すること

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 てんかん分子病態研究センター

の困難さも残している。本センター自身の評価システム確立には、このような問題点の解決を含む組織の改革が必要と思われる。

##### 【改革・改善策】

まず、当初計画されていたホームページの開設が急務である。これにより、てんかん分子病態センターの業績を広報し、外部評価が容易に行えるようにする。そればかりでなく、分担研究者や参加大学生、大学院生の自己評価となり、モチベーションのひとつとなる。

このほか、毎年予算計上し計画されているセミナーのほかに、年数回の各分担者間相互の研究進捗状況を話しあう機会を設けて、内部評価が行いやすい環境を整える他、各分担者が協力し、成果の一部でもすばやく公表できるよう、助け合っていく。

また、たとえば福岡大学医学紀要など大学の学内雑誌の有効利用も検討していく。

##### ②特筆すべき研究分野での活動状況

##### 【現状の説明】

てんかん治療薬の開発やてんかんの基礎研究には従来から電撃刺激等によるけいれんモデル動物が使用されてきた。しかしながら、これらは“けいれん”のモデル動物であり、必ずしも分子レベルでの“てんかん”のモデルではなかった。このため、分子レベルでのてんかんの病態解明、創薬のための実験動物が強く望まれていた。

この中で、てんかん分子病態研究センターでは遺伝子改変による“てんかんモデルラット”の作出に世界で初めて成功した。作出した動物は人間と全く同じてんかんを発症した。モデル動物は、既存のてんかんモデル動物での問題点を克服できるため、様々なてんかんの個別病態に基づいた電気生理学的、神経薬理学的さらに神経病理学的な基礎研究が可能になる。すなわち、作出動物はてんかんの病態解明研究分野での実用化が期待できる。

てんかん治療薬の創薬研究での需要が見込まれるため、市場価値もあわせて期待されている。すでに関係特許の取得が終了している。さらに、実用化のため、動物のPFS化が行われ、オリエンタルバイオ社との提携により、まもなく動物の委託販売が可能になるところまできている。

これと同様の方法により、すでに5系統の世界初となるてんかんのモデルラットが作出されている。現在、この動物の電気生理学的また神経薬理学的な実証が行われており、業績となりうると確信しており、特許申請、実用化に向けた作業が進むと思われる。

さらに、上記の方法とは別個の実験動物作出に近頃成功した。これは可変型ノックイン法と仮称している全く新しい方法により作出されたノックインマウスである。通常ノックインマウスの作出には一系統あたり数年が必要であった。しかしながら、てんかんの遺伝子異常はわれわれのてんかん分子病態センターを含め次々と発見され、それに応じた動物作出が求められてきた。このため、われわれが独自に開発して本法により、一度に異なる遺伝子異常を持つノックインマウスを三系統作出した。現在、上述組換え動物と同じように、この動物の電気生理学的また神経薬理学的な実証が行われているため、業績となりうると確信しており、特許申請、実用化に向けた作業が進むと思われる。

組換え動物はすでに、“Rats harboring S284L *Chrna4* mutation show attenuation of synaptic and extrasynaptic GABAergic transmission and exhibit the nocturnal frontal lobe epilepsy phenotype”と題した論文として完成させており、現在米国神経科学学会雑誌で査読中である。

**【点検・評価】**

短期間の分担作業により、多くのしかも異なる種別のてんかんモデル動物の作出が行えた事は評価に値する。一種の動物の作出でも多くの時間と労力がかかることを考えると本プロジェクトはてんかん分子病態研究センターの中心プロジェクトとして十分に機能し、成果を挙げていると思われる。しかしながら、成果として完成するまでには多くの基礎実験が必要であり、その時間短縮が迫られる。特に動物の繁殖にかかる施設の問題が大きい。具体的には作出動物が多くなれば、必然的に飼育費用やこれにも増して飼育場所の問題が生ずる。実際に遺伝子改変動物は国の厳しい基準が整った動物実験施設でのみ飼育が可能であるが、現在福岡大学には、遺伝子改変動物が飼育可能な施設が、医学部と薬学部のアニマルセンターのみであり、このため、すでに他の利用者も含め飽和状態で、遺伝子改変動物作出のボトルネックとなっている。今後は飼育施設の確保と、動物の神経生理学実験施設の拡張とそれに携わる研究者の確保を検討する。

**【改革・改善策】**

今後益々増加するであろうてんかんモデル動物の作出に対応したアニマルセンターの取り組みについて検討していく。

この動物の電気生理学的また神経薬理的な実証に膨大な時間と労力が必要で今後それは増加の傾向にあり、これに対応するための専任技術職員の配備を含めて対策を今後検討する。

**③研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況****【現状の説明】**

私立大学ハイテク・リサーチ・センター構想によるてんかん分子病態研究センターは開設一年あまりと、その研究プログラムはまさに緒についたばかりであるが、今後の展開をにらみ、文部科学省、日本学術振興会に助成の申請を行っており、関連助成として以下二つの研究が採択されている。

科学研究費助成一般（A）「チャンネルを標的とした小児てんかんの遺伝子解析とモデル動物作出」平成 18～21 年は動物作出に特化した取り組みを展開させて、特に神経科学的な取り組みにより、治療に迫ろうとする試みである。一方、萌芽研究「乳児重症ミオクロニーてんかんにおける変異イオンチャンネル蓄積病態の実証」平成 19～21 年は、てんかんのうち重症な症状を呈する乳児重症ミオクロニーてんかんでの、発症病態に特化した研究展開を図るためのパイロット研究である。現在、以上の二つを今後の研究展開の方向として考えている。

**【点検・評価】**

開設まもない、てんかん分子病態研究センターから次の発展につながる研究が、科学研究費補助一般（A）ならびに萌芽研究として相次いで採択された意義は大きい。すなわち、研究プロジェクトの成果が評価されたことと、今後の展開に科学研究費で得られた成果が相互に利用できることを意味している。

一方で、分担者はこのほかにも関連研究で文部科学省や日本学術振興会に助成の申請を行っているが、不採択になっており、更なる改善が求められる。

**【改革・改善策】**

てんかん分子病態センターは開設間もないこともあり、今後の成果を利用して更なる科学研究費の獲得を目指し、研究の展開を図らなければならない。文部科学省の研究費にと留まらず、各種財団などの研究助成への展開をさらに模索していく。

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 てんかん分子病態研究センター

##### (2) 研究における国際連携

###### ①国際的な共同研究への参加状況

###### 【現状の説明】

Georgia の Chavchadze State University & Institute of Physiology の Manager and Scientific Leader of the Project Professor である R. Solomonia 博士と「Inositol and its isomers for the epileptogenesis prevention: microarray gene expression analysis and behavioural studies」と題した共同研究を計画しロシアの International Science and Technology Center へ国際プロジェクトとして、grant 申請中である。

国立台湾大学医学部小児科の李教授と間で「小児のてんかんの分子遺伝学」の共同研究が進行中で、すでに、台湾大学医学部附属病院小児科のてんかん患者のサンプルがてんかん分子病態センターの機器により解析されており、数十種以上のあたらしい遺伝子異常が同定されており、現在発表準備中である。

University of California, Davis の Christoph Lossin, Ph.D とは「Rescue of epilepsy-associated premature stop codons with aminoglycosides」と題して乳児重症ミオクロニーてんかんの原因となるストップコドンにアミノ配糖体の抗生物質による読み飛ばし現象で治療しようとする共同研究が当センターとの間で開始された。これに伴い American Epilepsy Foundation に grant 申請中である。

中国、山東省の済南医科大学の小児科医師、王紀文博士を中日医学協会の支援の下、招聘し一年間「乳児重症ミオクロニーてんかんの分子生物学的研究」と題して当センターにて共同研究を行った。成果は、国際てんかん学会、国際小児神経学会、国際小児科学会他で発表し、現在、Micro chromosomal deletions involving *SCN1A* and adjacent genes identified in severe myoclonic epilepsy in infancy として *Epilepsia* に、「Identification and characterization of genetic abnormalities in severe myoclonic epilepsy in infancy (SMEI) and borderline SMEI (SMEB)」と題した論文を準備中である。

センター長、廣瀬伸一は世界てんかん連盟の Genetic commission として、てんかん分子病態研究センターで得られた成果を国際学会に還元している。具体的には現在、各国代表とてんかんの遺伝子診断の国際ガイドラインを作成中で、来年の5月に中国アモイで開催されるアジアオセアニアてんかん学会で中間報告し、その後平成20年中に世界てんかん連盟の名で発表予定である。

その他、北京中国医科大学第一病院の姜博士と「小児てんかんの分子生物学的研究」で共同研究計画が進んでおり、現在平和中島財団の国際共同研究助成に申請中である。また、企業との共同事業として、中国北京でミルス北京社と共同事業「中国のラボを利用したてんかんの遺伝子診断」のパイロットスタディーを「柿原財団」に申請し、250万円の助成を得た。

###### 【点検・評価】

いくつかの研究が次々に国際的な共同研究へ進んでいることは評価できる。この多くは共同研究として、国際的に grant の申請が行われており、実際に進行中の共同研究となってきた。しかも、すでに助成がついた共同研究があり、今後が多いに期待される。本年に主要な高額機器が導入されたため、さらに多くの国際共同研究に応えることが可能となり、今後も世界の研究者が参加したり、またポストクや国際グラント助成による留学生も増えたりすると思われる。

ただし、現時点では、個々の研究の国際化をセンターとしてバックアップする体制にはなってお

らず、各スタッフが所属する医学研究科の各専攻科レベルでの参加が中心である。具体的には、海外から共同研究者が長期滞在して研究しようとする場合、その経費や場所などの整備が必要と思われる。さらに、国際的な grant による助成が増えなければ、本センターでまかなえる予算には限度があり、やがては国際研究が不可能になる恐れがある。外国研究者と助成金獲得の情報をさらに交換して、それに備える必要があると思われる。

##### 【改革・改善策】

今後、国際レベルでの共同研究をより推進させるため、実績に基づく大型予算の獲得をめざすとともに、大学としての支援体制の充実をはかる。

### (3) 教育研究組織単位間の研究上の連携

#### ①設置する大学・大学院との関係

##### 【現状の説明】

本センターは、本学の主要な付置研究所の一つであるが、医学研究科が主体となっている研究所である。したがって、『私立大学ハイテク・リサーチ・センター構想』への研究助成申請も、医学研究科の研究指導教員と研究指導補助教員が中心となり、これに若干名の薬学研究科および理学研究科の教員が加わる形で進めてきた。現在の医学研究科は6つの専攻分野、すなわち人間生物系専攻、感染生物系専攻、病態構造系専攻、病態機能系専攻、病態生化学系専攻、そして社会医学系専攻からなるが、本センターのスタッフはそのうち4つの専攻（人間生物系専攻、病態構造系専攻、病態機能系専攻、病態生化学系専攻）に分かれて所属している。結果として、これらの専攻分野の研究指導教員と研究指導補助教員、薬学研究科と理学研究科の一部の研究指導教員と研究指導補助教員、それに各スタッフの下で指導を受けている大学院生やポスドクが利用する形になっている。設置された最新の研究装置・設備は、可能な限りその他の疾患の研究グループにも開放されている。現在までに大学院生一名がすでに卒業し、学位取得している。また、名古屋大学医学院から大学院生が当センターでの研究を進めている。

##### 【点検・評価】

本センターが開設され実質1年ほどで、大型機器が導入されたのが数か月前であり、病院、大学の教育施設として、まだ十分公知されていない部分がある。しかしながら、すでに大学院生の研究に利用されており、今後も大学院生の教育機関として十分期待されると思われる。一方で、本センターには設置当初より、専用の建物はなく、医学部の二つの部屋を持ってセンターとしている。ここでは福岡大学・病院の教育施設としては、十分とはいいがたい。

##### 【改革・改善策】

てんかん分子病態研究センターに相応しいスペースの確保も全学的に検討する必要があるため、大学全体のキャンパス整備計画の中で検討していく。



## 15. 環境科学技術研究所

## (1) 研究活動

## 【現状の説明】

本環境科学技術研究所は、福岡大学学外機関等共同研究取扱いに関する規程に基づき、平成 12 年（2000 年）7 月 1 日に設置された。研究所の設立目的を要約すると「学内外の知的資源の有機的結集・連携により、現代社会が直面している環境問題に関する理工学的諸課題の解決の方策を提示するとともに、環境に関する科学・技術の高度化、総合化に資する」となる。研究所の役割として、北部九州地域のベンチャー企業への研究支援を行うことと、一方で中央の大企業との共同研究を積極的に展開すること、これらの研究活動を通して社会と大学の接点を築くことを重要課題としてこれまで運営されてきた。この目的に従い、約 7 年間の活動を行ってきたが、その実績を以下に述べる。

本研究所の設立は、本学で開発したチタニア水溶液と深く関連している。世界に先駆けて、酸化チタンの水溶液化を実現させたことにより、旭化成工業（化学・システム研究所）の提案により、本研究所所長を運営リーダーとしてチタニア応用研究会が創設されたのが平成 12 年 1 月であった。従って、酸化チタンに特化された研究課題を中心に活動してきた。平成 17 年には、大学発ベンチャー事業組合として、チタニア総合科学技術有限事業組合を設立、登記した。

以下に、これまで展開してきた共同研究の課題を I に示す。また、これまでに取得した特許を使用しているのプロセス開発、新規材料開発のための共同研究（研究助成金による技術指導を含む）が主たるものであるため、取得特許（公開を含む）の一覧を II に示す。

## I. 平成 12 年以降の光触媒関連共同研究の概要（共同研究機関、団体名）

1. 2000 年：光触媒と微生物の組合せによる効果的脱臭システムの開発と実証（鶴見曹達）
2. 2000 年：光触媒技術を利用した防汚、環境浄化技術の高度化及びその評価（バウ建設）
3. 2001～2002 年：紙や布への光触媒応用（リーテック）
4. 2001～2002 年：有機系廃棄物を資源とした再生発泡材製造装置の開発（パンテクノ）
5. 2001 年：光触媒溶液の製造法（サンデコール、二瀬窯業）
6. 2002～2005 年：漆喰壁材への光触媒応用技術に関する研究（田川産業）
7. 2003～2005 年：光触媒技術（キューキ）
8. 2003 年～：光触媒の可視光機能開発（ノースウェスタン大学）
9. 2005～2007 年：冷却水循環システムのレジオネラ対策の為の光触媒装置  
(石橋製作所、福岡県産業技術センター、九州大学)
10. 2006 年：酸化チタン光触媒の工業的製造法と品質管理法の確立（鶴見曹達）
11. 2006 年：光触媒の工業的製造法（アサカ理研工業）
12. 2007 年：排気処理装置/スカバンジャーの開発（安河産業）



IV. 教育研究施設・付置研究所 環境科学技術研究所

11. 酸化チタンに関する特許一覧（出願、公開、取得：中野勝之が発明者、出願者となっているもので、上記共同研究の基盤となっている特許を例示）

	内容	出願日	出願者	公開番号
1	溶射被覆にチタニア溶液、チタニア微粒子を含む溶液の塗布、含浸後乾燥、熱処理による封孔処理方法	1992. 10. 21	三井化学	H6-128716 第 2967007 号
2	アモルファスチタニアと酸性溶液と有機系シリケートを混合しゲル体を生成する工程とそのゲル体に酸性溶液を添加してチタニアーシリカ溶液を得る工程とを含むチタニアーシリカの製造法	1994. 5. 10	(鶴見曹達) 中野勝之	H7-309616 第 2913257 号
3	透明なチタニア皮膜をコーティングしたガラスビーズやガラス体を透明な反応器に充填した光触媒反応器	1996. 7. 8	昭和鉄工、白 石文秀	H10-15393
4	基板をアモルファス酸化チタンの過酸化水素水溶液に含浸させ、熱処理を行う事によって酸化チタン薄膜の製法	1996. 7. 29	荏原製作所	H10-046317
5	金属酸化物ゾルに過酸化水素を加えた水溶液を200度以下で乾燥する工程を含む結晶性金属酸化物の形成方法	1996. 12. 11	荏原製作所	H10-167728
6	PET を含むプラスチックの熱溶融した物を結晶性チタニアで分解して油化する方法	1997. 9. 4	荏原製作所	H11-080747 第 3542005 号
7	紫外線ランプとその保護筒体の内面に光触媒を担持させた流体殺菌浄化装置	1997. 8. 21	昭和鉄工	H11-057697
8	非処理水中に含まれるアンモニアを光触媒により酸化しながら生成する亜硝酸イオン、硝酸イオンをイオン交換樹脂を使用して除去するアンモニアの除去方法	1997. 9. 22	昭和鉄工	H11-90463
9	シリカ担体にチタニアと熱触媒作用を有する金属を担持させた光触媒の製造方法	2003. 2. 24	サンデコー ル、中野勝之	2004-255243 第 3944094 号
10	アモルファスチタニア水溶液又は粒子を使用する紫外線吸収能を持ち皮膚塗布後の透明感、使用感、安全性に優れた化粧品	2003. 4. 3	三井化学	2004-307363
11	漆喰に光触媒を添加し表面に透孔を加圧成型した漆喰タイル	2003. 7. 15	田川産業	2005-036516

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 環境科学技術研究所

12	チタニアを酸性溶液にさせアモルファスチタニアのゲル体を生成する工程とこのゲル体と酸性溶液を混合してアモルファスチタニアをゾル化させる工程とこのゾル体を含む溶液にアルカリ溶液でPHを2-10に調整するチタニア溶液の製法	2003. 12. 4	サンデコー ル、中野勝之	2005-162554 第 3642490 号
13	チタンアルコキサイドとアルコールと過剰の水を混合してアナターゼ及びアモルファスチタニアを生成する工程とこれを酸性溶液に溶解させて分散液を得る工程とを含む事の特徴とするチタニア溶液の製法	2004. 3. 30	サンデコー ル、中野勝之	2005-187313 第 3641269 号
14	チタニア、およびチタニア-シリカを用いる有機物の分解特性に関する用途特許	2007. 3. 5	中野勝之	2007-054325

以上の登録特許 6 本に加えて、米国、韓国、中国に 6 件出願、うち以下の 3 件が登録(2007 年 2 月～3 月の間)：米国特許：US7, 175, 825 B2、韓国特許：第 10-678524 号、第 10-0684219 号。その他、中国分は公開中、6 ヶ月以内に香港に出願予定。

以上の研究はすべて、学外からの研究助成金、共同研究経費によるものである。この他に、化学工学会などからの研究助成金などもあるが、プラスチック油化に関するものであり、一覧表からは除外した。特許に関しては、出願にあたって企業から経費が支給された。

平成 17 年からは、資源循環・環境制御システム研究所（以下「資環研」という。）と本研究所の学内環境系研究所組織再編により、共同研究体制としたため、資環研での記述と一部の重複がある。また、同年、環境未来オフィスを創設し、地域連携から国際連携への道を拓いた。これに関しては（2）研究における国際連携で後述する。

企業や学会などから委託される共同研究テーマを実施するため、研究体制に関しては詳細を述べないが、学内では工学部、医学部、薬学部教員との連携を図り、学外では九州大学、北九州市環境科学研究所などの研究者、さらに企業からの参加を得て研究グループを構成した。

##### 【点検・評価】

テーマは 1 年以内に結論を出すものが多く、長いものでも数年程度の研究期間で実施されるため、長期的なビジョンに基づく研究についての展開には難点があることは否めない。

##### 【改革・改善策】

長期的なビジョンに基づく研究計画に関しては、大学、大学院との関係において展開するなど、後述の環境未来オフィスの新企画に参画する中で解決する。

#### （2）研究における国際連携

##### 【現状の説明】

(1) の I における 8. のノースウェスタン大学との共同研究に見られるように国際連携による研究活動が従来から行われており、さらに本年度からは韓国や中国の企業との共同研究がスタートしている。特に、平成 17(2005)年 5 月に開設し、平成 19 年 8 月に全学的組織として承認された「環境

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 環境科学技術研究所

未来オフィス（Office for a Sustainable Future）」は、（1）持続型社会に資する研究開発、（2）環境教育（ESD等）の推進による人材育成、（3）環境ビジネスの推進、（4）国際連携、地域（コミュニティ）連携の推進を目的としており、環境教育（持続可能な開発のための教育）などを通して、国際連携を図ろうとするものである。平成19年3月に、社会人、とりわけ企業や官庁の実務家を対象にした「持続可能なコミュニティ開発のためのエコビジネス実践セミナー」を実施、シアトル、タコマ、バンクーバー、ビクトリア市を中心に、北米北西海岸の主要大学（ワシントン大学、ブリティッシュコロンビア大学、ビクトリア大学など）の研究者、市役所役職者、企業の役職者などによる講義や討論などを行い、持続可能な開発に関する研究課題や実践について意見交換を行ってきた。この経験を活かして、将来計画を練り、継続的にこのセミナーを開催するための準備を続けている。平成19年8月には、ブリティッシュコロンビア大学とビクトリア大学の「サステナビリティ オフィス」を訪問し、共同で国際公開講座などを開催する方向で検討を開始した。平成19年9月に、ノースウェスタン大学を訪問した際には、今後も共同研究を継続することと、特に環境未来オフィスの構想に関しては、同大学もぜひとも加えてほしい旨の要望があった。

##### 【点検・評価】

国際化への展開は順調である。今後の展開には多くの研究者、事務職、地域（コミュニティ）の協力が必要である。これに対応するため、環境未来オフィスに国際アウトリーチ部門を設置し、学内外とのコミュニケーションを密にし、多くの協力者やステークホルダーの参加を促す努力が必要である。この取組みは始まったばかりであり、資金の獲得が取組みの成否に関わる。本格的な点検評価は今後の展開をみてからになる。

#### （3）教育研究組織単位間の研究上の連携

##### 【現状の説明】

本研究所の主要な研究課題は、工学部化学システム工学科での研究成果に基づくものである。さらに、医学部の研究室が、医学部でしか扱えない病原性細菌の殺菌技術研究に関してサポートしている。従って、学部、大学院との関係は極めて緊密である。また、この研究所で共同研究に参加した企業でのインターンシップの実施などカリキュラムに関わる企業や公的研究機関の協力も得られている。本年度も、鶴見曹達での大学院生のインターンシップ、ノースウェスタン大学とシカゴ郊外の米国エネルギー省アーゴン研究所における博士課程後期学生の国際インターンシップ（1か月間）も実現しており、今後も継続される見通しである。その他、北九州市環境科学研究所も修士学生の長期インターンシップを受入れた実績を有する。また、福岡県産業技術センターも今後の受け入れを了承している。

##### 【点検・評価】

研究活動の中心を工学部および工学研究科、さらには医学部の研究室が連携している。このように学内の教育機関との密接な連携を保ちながら運営されている。さらに学外の諸機関、とりわけ北部九州地域のみならず、全国の環境関連事業を展開する企業や研究所との共同研究を受入れており、このことがインターンシップでの企業への学生派遣を可能にしている。前項に述べたように、国際的にも研究上の連携は強化されつつあり評価できる。

##### 【改革・改善策】

上記のように、他の研究組織との連携には大きな問題点は認められないが、これまで難しかった

#### IV. 教育研究施設・付置研究所 環境科学技術研究所

長期的なビジョンに基づく研究プロジェクトの展開に関しては、少なくとも10年程度のスパンで学内外の教育研究組織との連携テーマの設定を考えたい。一例として平成18年8月に組織化された環境未来オフィスが展開する「持続可能な開発に資する研究プロジェクト」と連携することを検討している。それは、気候変動に伴って顕在化する水不足対策として、水資源の確保につながる技術開発であり、同時に処理水の水質管理手法を明確にすることである。特に毒性の評価は不可欠で、これらのテーマを国際連携で推進するという計画である。このテーマに関しては、ESD-10(国連大学により展開される、2005年から2014年にわたる環境教育プログラム)と連携し、本研究所は関連する技術の開発を目指す。また、長期にわたって研究してきた光触媒応用技術に関してはサステナブルハウジングの技術として、日常生活のなかで健康な空間を確保するという目的に関して光触媒技術のインテグレーションを狙ってゆく。これらを総合して、「アクア・グリーン プロジェクト」(前述)と呼んでいる。

一方、すでに学術フロンティア推進事業で開発された焼却灰の有効利用などの研究が同時に共同で取組まれる。これらについては資源循環・環境制御システム研究所の点検・評価で明らかにされるのでここでは詳細は述べない。



## V. おわりに



## V. おわりに

### 現状

福岡大学は、平成 21 (2009) 年度に創立 75 周年を迎え、西日本地区最大の総合大学として、今まで教育・研究・医療の各分野で地域社会のさまざまな要請に応えながら発展してきた。「福岡高等商業学校」から始まった福岡大学が、地域とともに大規模教育機関として成長してきた意義は大きい。創立 75 周年を機に、私たちは今一度現状を踏まえ、過去を総括し、大学の在るべき将来像を展望する必要があるだろう。その意味で、7 年ごとに行われる大学基準協会の大学評価を積極的に活用し、社会の変化や学生の変質に迅速に対応できる努力を福岡大学は果たさなければならない。

言うまでもなく、大学が地域社会の中で存在価値を持つのは、建学の精神であり、そこに謳われた理想的な人間像を具体的に方向づける教育・研究の理念である。福岡大学は、「思想堅実、穏健中正、質実剛健、積極進取」に基づく全人教育を理想とし、「人材教育と人間教育」、「学部教育と総合教育」、「地域性と国際性」の三つの共存を図ることによって、真理と自由とを追求し、社会が求める自発的で創造性豊かな人材を育成することを目指している。福岡大学では、前回 (平成 12 年) の自己点検・評価の実施に際して、建学の精神を生かすべく教育・研究の理念を策定して各組織で点検作業を行った。その作業の過程や、その後の活動において、各組織の構成員がこれらの理念を共有し、現状を正しく認識し、大学が抱えている問題点を把握し、今後取り組むべきさまざまな課題を見いだしつつある点は、今回の報告書を通観して指摘できる事実である。

以下、本報告書全体のまとめとして、現状において特に問題と思われるものを取り上げ、最後に大学全体として福岡大学の将来をどのように展望しているかについて述べる。

### 総括

福岡大学では、平成 13 年度から従来の教学組織等を改編し、入学センター、共通教育センター、言語教育研究センター、エクステンションセンター、国際センター、就職・進路支援センターの六つのセンターを新たに開設した。各センターは、総合大学の中で、ややもすると手薄になりがちな教学部門の業務をセンター各組織の中に機能分化させることによって、教育力の強化を狙ったものである。これによって大学は、従来の専門教育中心のカリキュラム・ポリシーから脱却し、「全人教育」を理想とする教育研究の理念・目標の達成を実現しようとするものであった。しかしながら、センター設置以来、各センターは大学が抱えているさまざまな問題や課題に意欲的に取り組んで、一定の成果を上げていることは認めなければならないが、全学的に見た場合、必ずしも十全にその役割を果たしているとは言えない。例えば、過去数年にわたる「学部分権主義」政策によって、解決すべき問題や取り組むべき課題の多くが学部・学科に還元されて来たために、設立当初のセンターの位置づけが曖昧になってしまったという批判が出されている。さらに、前回の「自己点検・評価報告書」に記されている「随時開かれるセンター長会議を通して相互の支援を図り、大学執行部の経営戦略を従来以上に反映させた機動的な活動を目指している」という教育活動の方向性が、ここ数年生かされて来なかったことも反省点である。各種センターは、大学が全学的にアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー等を策定していく上で、今後さらに重要な役割を果たしていくことになると思われる。

## V. おわりに

少子化に伴う入学生の低学力化が進行していく中で、学生の基礎学力の養成を保証するには、学部・学科の垣根を出来るだけ低くして、大学全体の責任において学部横断的な学生のニーズを満たす教育プログラムの開発と教育方法の導入とを今こそ真剣に検討しなければならない。その意味で、センター相互の連携と学部教育とのネットワーク化は急務である。

このことは、大学院教育についても指摘できることである。大学院の収容定員に対する在籍者の割合は、博士課程前期・修士課程では、全学的には若干上回っているものの研究科専攻によっては、定員割れが恒常化しつつある専攻も見られ、学部教育と大学院教育の位置づけが各学部で必ずしも上手くなされていない結果、既存学部と大学院との連携教育が成立していない側面もうかがえる。学部教育を「専門性を有する教養人」の育成、大学院教育を「教養ある専門家」の育成と位置づけていくなれば、学部教育の延長として大学院教育をより積極的に活用していくことが大切である。博士課程後期では、定員充足率の実態はいっそう深刻になっている。総合大学として大学院の充実は不可欠であり、そのためには学部教育との連携による定員充足率の向上が必要である。その点では、工学部・工学研究科が平成 21 年度から学部・大学院一貫教育システムの構築と実施環境の整備とを行い、大学院進学率の増加と質の高い院生の確保を図っている努力は注目に値する。

医学部と二つの病院を有する福岡大学は、地域密着型の総合大学としてアイデンティティを確立し、地域の発展のために社会貢献し、一定の成果を上げてきた。地域貢献という点では、メディカル部門のみならず、知的資源の社会還元として、エクステンションセンターにおいて「福岡大学市民カレッジ」を開講し、地域住民に開放している。さらに、大学の研究成果や知的資源を地域企業に還元する「知識循環」の産学官連携推進モデルの構築を福岡大学は目指している。今後は、エクステンションセンターや研究推進部、地域ネット福大オフィスを中心とした社会貢献に係る部署が相互に連絡を取りながら、全学的な見地から点検・評価を行い、より広い視点から地域社会との連携を強化することが重要と考える。

こうした大学が本来担うべき役割を十全に遂行するには、大学の理念・目標に向かって邁進できる強固な教学体制を構築し、それによって教育力を向上させることが必要である。そのためには、FD 活動に積極的に取り組み、教育活性化を側面から支援する事務職員のSD組織を立ち上げて、両者が一体となって教育改善・改革に取り組むことである。福岡大学では、平成 13 年に発足したFD推進委員会が中心となって取り組みを行っており、SD委員会についても、平成 20 年 4 月を目処に事務局長を中心とした新たな組織を立ち上げることが検討されている。しかしながら、現実にはFDへの取り組みが学部間で温度差があり、必ずしも十分な成果を上げているとは言えない。大学院では、平成 19 年度に授業アンケートが開始されたばかりである。

それでもFD推進委員会が中心となって、平成 17 年度からPDCAサイクルによる教育改善を進める教育マネジメントサイクル活動を開始し、これに基づいて、各学部および教育関連の各センターが組織的・継続的に教育効果を高める取り組みを行っている。平成 19 年 6 月には第 1 回教育マネジメントサイクル活動報告会を開催し、全学的取り組みの深化を図り、平成 20 年度には、第 2 回目の開催を予定しているので、教育改善の取り組みの実質化が進むものと期待される。

## 展望

最初に述べたように、福岡大学は創設以来 70 年を超す歴史的な蓄積の結果、地域の拠点大学としてその存在を確立してきた。将来の福岡大学の安定といっそうの発展を展望するにあたり、本学が「地



域マグネット・ユニバーシティ(Magnet University)構想」(福岡大学学報平成 20 年 1 月号、第 361 号)をコンセプトとして掲げている意義は大きい。すなわち、その思想は、「建学の精神」を生かした全人教育を実現する中で、「社会に役立つ有為の人材を育成し、社会に送り出す」ことを目的とし、教育研究の理念・目標に沿って、地域に開かれた魅力ある大学づくりを目指すものである。昭和 9 年創立の福岡高等商業学校から昭和 24 年の福岡商科大学への発展的改組以降も連綿と受け継がれてきた本学の社会的使命を遂行するに際し、私たち全教職員は今、先人の残した総合大学としての地域拠点性にさらに磨きをかけ、真に魅力のある教育機関として仕上げていく自覚が求められている。

その具体的ポリシーとして、先に総括した教学上の諸々の問題点を正しく認識し、その解決に向けた努力や施策が今後ますます必要となってくると思われる。

管理運営の面では、学内の意思決定のプロセスの面で、企画運営会議、学部等の会議における諸提案のうち、全学的な事項については、広く意見を聴取しながら、合議制を前提とした民主的なかたちで最終決定まで進められている。教学上の改革・改善が時として進捗しなかったり、中途半端に終わってしまうこれまでの事態を改善するには、執行部が積極的に関係部門の意見を聴取し、公正な判断を下し、的確な具体案を示すことが求められる。改革には、時としてスピードが必要である。拙速は避けなければならないが、将来を展望するに、今後の意思決定の上で、執行部を含めた全学の責任体制の明確化と各機関・部署への権限委譲も進めて、意思決定の時間短縮を図ることも重要であろう。

福岡大学の発展の鍵は、これまで大学が歩んできた歴史への認識と大学の社会的使命に対する全教職員の自覚に俟たなければならないと言えよう。この自覚と、先人に倣って大学の発展に寄与したいという大学に対する愛着と熱意があれば、そこから新しい創意工夫が生み出され、福岡大学は今後とも地域社会に根を張り、発展し続けて行くと信じたい。



# 福岡大学に対する大学評価結果 ならびに認証評価結果



## 福岡大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果

### I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2016（平成28）年3月31日までとする。

### II 総 評

#### 一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、商業の発展に資する専門能力と高い人格を兼備した職業人の育成を目的として1934（昭和9）年に創設された福岡高等商業学校を母体とし、1949（昭和24）年の戦後の学制改革によって福岡商科大学（商学部）を設立、1956（昭和31）年に法経学部を増設して福岡大学と改称した。現在は、文系・理系双方にまたがる9学部（人文学・法学・経済学・商学・理学・工学・医学・薬学・スポーツ科学）、10研究科（人文科学・法学・経済学・商学・理学・工学・医学・薬学・スポーツ健康科学・法曹実務）を擁する総合大学となっている。広大な校地面積を有するキャンパスは福岡市に位置しており、大学病院を含めて集約されている。

福岡高等商業学校創設時に掲げられた「専門教育と人格教育を共存させる」という精神は引き継がれたが、理念や目標は学部ごとに掲げられるにとどまっていた。しかし、1967（昭和42）年には、「思想堅実、穏健中正、質実剛健、積極進取」から成る「建学の精神」がまとめられ、21世紀を迎えて「教育研究の理念・目標特別委員会」が設置され、「人材教育（Specialist）と人間教育（Generalist）の共存」「学部教育（Faculty）と総合教育（University）の共存」「地域性（Regionalism）と国際性（Globalism）の共存」からなる「教育研究の理念」が策定されている。この理念は、大学創設時から息づく建学の精神をふまえ、文系・理系の双方にまたがる複数学部・研究科を有する総合大学として今後の発展の指針として明解であり適切である。

これらの「建学の精神」と「教育研究の理念」は、『大学案内』や『学生生活ガイド』などの刊行物やホームページ上で周知が図られているほか、新入生を対象とした共通教育科目「総合系列科目（福岡大学を学ぶ）」においてもその周知を行っているものの、その背景や文脈が十分に説明されていない。また、すべての学部において、各学部の理念・目的・教育目標が、点検・評価報告書、『学修ガイド』、ホームページなどそれぞれ表現が異なる。特に、『学修ガイド』とホームページへの記載が不明確であり、内容の充実とともに、周知における整合性をはかることが期待される。さらに、すべ

ての研究科においても同様であり、改善が望まれる。

なお、学生への経済的支援、生活相談、就職・進路サポートなどの体制は充実しており、社会貢献についても公開講座の開設など市民への開放も進んでいる。しかし、博士課程後期では大学院設置基準上の必要専任教員数を下回る専攻があり、施設・設備面では老朽化した建物の耐震補強、バリアフリー化への対応に課題を残している。さらに、ファカルティ・ディベロップメント（FD）への取り組みが不十分であること、「地域性（Regionalism）と国際性（Globalism）の共存」を教育研究の理念としながらも、国際交流への取り組みが低調であることなど、今後の改善が必要である。

## 二 自己点検・評価の体制

1989（平成元）年に福岡大学将来構想フォーラムを発足させ、1992（平成4）年には「福岡大学基本計画委員会」を設置し、その下部組織として「大学評価・自己評価専門部会」など6つの専門部会を設けている。1996（平成8）年には「自己点検・評価運営委員会」を設置し、2001（平成13）年には自己点検・評価報告書を公開し、本協会への申請に向けた報告書作成作業を進めてきている。

大学の運営をめぐる、学外者による検証を求めることにも積極的姿勢を示し、株式会社格付投資情報センターから長期優先債務格付けAA<sup>-</sup>の評価を獲得している。また、法曹実務研究科（法科大学院）については、2007（平成19）年度に財団法人日弁連法務研究財団の認証評価を受けている。

しかし、全学的な中長期的到達目標や年度ごとの短期目標を設定して達成度を自己評価するなど、自己点検・評価システムを機能的に働かせるシステムが十分に構築されているとはいえないので改善が望まれる。

## 三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

### 1 教育研究組織

貴大学は9学部33学科、10研究科32専攻を設置し、理工学・医学系を中心とする複数の研究所、教育・研究支援のためのセンターなどを有する。時代の変化や社会のニーズに応じて組織を改廃しており、大学の理念・目的を実現するために必要な組織が整備されている。しかし、共通教育については、全学的な共通教育を行うための組織（共通教育センターと言語教育研究センター）を設置して大学として統一的に推進する動きはあるものの、組織のあり方としては課題が認められる。現在の共通教育は、主として人文学部・理学部・スポーツ科学部に所属する教員が担っている多くの部分と、総合系列科目にみられる広く他学部の教員も含めて担当する部分があるが、学部間の横断的連携や教育理念の共有が十分に行われていない。大学が進める共通教育に対するセンターの役割や、それに伴う各学部の責任の明確化、両センターの関係など

について検討を要する。

なお、法曹実務研究科（法科大学院）は、2007（平成19）年度に財団法人日弁連法務研究財団の専門職大学院認証評価を受けており、本協会はそれ以降の改善状況を踏まえて、大学評価（機関別認証評価）の観点から、評価を行った。

## 2 教育内容・方法

### （1）教育課程等

#### 全学部

共通教育およびそれを補うものとして、受講生数を制限し少人数で行う「教養ゼミ」の設置や、エクステンションセンターにおいて「共創型学習プログラム」の提供などの取り組みが行われている。

#### 人文学部

「多様な価値観と幅広い国際性を身につける」という教育目標に即し、専門教育、教養教育、外国語にかかわる授業科目などのカリキュラムは、おおむねバランスよく配置され、導入教育についても、1・2年次において、各学科の学修の基本となる科目を必修や選択必修科目とするなど、おおむね適切である。

#### 法学部

「法的思考力（リーガル・マインド）の涵養」の教育理念に即し、各学科には社会のニーズに対応したコース制が設定されており、導入科目から分野別科目まで段階的にカリキュラムがバランスよく配置されている。また、法学入門講義、法学部入門ゼミなどを置くことで、必要な導入教育が行われている。さらに、基礎ゼミ、演習、インターンシップ（経営法学科）なども配置されているので、学部の理念などの実現にふさわしい教育課程が編成されている。開設科目は多く、科目選択の自由度は高いが、そのため学習意欲のない学生が無計画な科目履修を行っており問題である。

#### 経済学部

「研究重視の学部教育」の理念に即して、学科制・コース制を採用し、目標とする能力涵養・人材育成に対応可能な関連科目を配置している。また、英語による講義、実務家による講義なども早い時期から実施していることは評価できる。しかし、共通教育科目と専門教育科目との有機的連携に乏しく、学生が所属するコースと演習科目の関係が卒業学科の観点から十分に整理されていない。また、導入教育として、『はじめての経済学』という専用の小冊子を配布しているものの、その取り組みは体系的に行われていない。また、専門入門科目について専任教員が担当する割合が低いことため講

義内容は統一性を欠いている。

#### 商学部

「商学の理論と実務をバランスよく身につけた人材の育成」という教育目標におおむね適合した教育課程になっている。商学科では、「5つの学習スキル(問題発見能力、調査力、分析力、プレゼンテーション力、解決力)」を修得させるユニークな導入教育を実施している。専門科目のカリキュラムは充実しており、専門教育と教養教育のバランス、基礎教育を踏まえた専門教育への展開という体系性も備えている。1年次から4年次まで、在学期間をとおしてゼミナールに参加する体制が組まれているのは評価できるが、担当教員の人数に制約があり選択科目となっている。

ビジネス実務経験者による講義やインターンシップなどにより理論と実務の連携をとる体制が整備されている。また、九州という地域性を意識した科目や、アジア地域を中心とした連携を意識した科目などが開設されている。

#### 理学部

「基礎学力を十分に習得し、自然現象を幅広い視野から理解し、自ら問題を提起し、知識の活用ができる豊かな人間性をも兼ね備えた活力ある人材の育成」を教育理念とし、専門教育、教養教育、外国語、情報教育にかかわる授業科目などのカリキュラムは各学科の教育目標にしたがって配置されており、授業科目の内容からも学科に対応する専門教育を重視し、それぞれの専門分野の特色を強く意識したカリキュラムである。ただし、カリキュラム設計の意図を学生に伝える工夫が望まれる。

#### 工学部

「良心に基づいた社会的責任感を有し、時代に即応した判断力と、科学技術を以て社会の持続的発展に貢献する人材を育成する」ことを教育理念とする工学部では、少人数教育を重視し、専門性に比重をおいたカリキュラム構成となっている。2005(平成17)年に共通教育センターとネットワークを構築しているが、実効性のある運営が期待される。社会デザイン工学科では、学科創設以来、実施している「インターンシップ教育の組織的・継続的实践」により2004(平成16)年度九州工学教育協会賞を受賞している。

#### 医学部

医学科では優れた臨床医の育成のために、バランスの取れた教育課程が組まれている。「人間性あふれる臨床医の育成」を医学部の理念としているが、基礎教育科目に「医療人類学」を配置し、専門科目にも看護体験を配置していることは評価できるものの、

履修は1年次のみであり、その後の教育課程に医学概論や倫理についての教育がないことは理念に沿った教育とはいえない。また、5年次の臨床実習で全診療科を実習するように組まれているが、個々の診療科において実習時間を確保するよう努められたい。

看護学科の豊かな人間性を育むための教養科目については、多くの共通教養科目を開講し、選択の幅を広くしていることは、総合大学の強みであるといえる。しかし、1年間の教育実践および『2007年版の看護学科学修ガイド』からは、「チーム医療」における確かな看護実践力をどのように養うのか把握が難しく、十分な説明が必要である。

#### 薬学部

「医薬品の開発や安全使用に関する基礎的・臨床的先端研究の推進をもって国民の健康と福祉に貢献する」ことを理念とし、「薬学概論」や「早期体験学習」を低学年に配しており、3年次以降は、「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」および「実務実習モデル・コア・カリキュラム」に準拠した教育を行っている。

特別実習（卒業研究）、その他演習科目などを含めてカリキュラムが過密になっており問題である。また、特別実習（卒業研究）の発表方法については、各研究室に一任されており、組織的な対応が望まれる。

#### スポーツ科学部

「スポーツ科学の教育研究機関として、運動、スポーツ、レクリエーション、レジャー、体育、健康、福祉などを対象とする学問の深化を図り、新しい世紀のウェルネス社会実現に向けて貢献し、スポーツ知を拓く学部として機能する」という学部の理念に基づいて、体育・スポーツ科学全般にわたる基礎的知識を習得させる科目（必修）、実験・実習科目などの基礎教育と、スポーツ実習（実技科目）、コーチ学総論などの専門教育がバランスよく配置されており、体育科教育学関係の科目が少ないもの、おむね適切である。4種目の実技科目を必修とし、他の実技科目も充実していることは、近年の体育・スポーツ系学部で実技能力や実技指導能力の低下が指摘されていることを考えると、評価できる。

共通教育科目や総合系列科目については、日本語リメディアル教育の実施や、第2外国語科目を新たに設置するなどの対応を図っているが、カリキュラム編成には検討の余地がある。また、導入教育が十分に整備されておらず、早急な改善が望まれる。

#### 人文科学研究科

「世界の潮流を俯瞰し、高度の研究・教育をそのなかに定位することによって、広



範な展望と自由な批判精神とを有した創造的人材を育成し、社会に寄与する」ことを目的とし、博士課程前期では、すべての専攻において、高度な研究成果を上げるために必要な能力を養成し、博士課程後期では、博士課程前期の教育内容を基礎として、学位取得のための計画的な個別指導が行われている。社会人受け入れの対応については、教育・臨床心理専攻において夜間開講が実施されているが、他の専攻については特別な配慮はなされていない。

#### 法学研究科

「法学や政治学に関する高度な専門的知識を備え、わが国および国際社会に貢献できる人材を養成し、研究者養成および高度な専門職業人の養成、生涯教育」という目的を実現するため、公法専攻と民刑事法専攻のそれぞれに研究職コースと専門職コースを併置し、コースに応じて、高度かつ独創的な研究能力、実践的かつ先端的な専門能力の養成を行っている。

#### 経済学研究科

博士課程前期・後期ともに、「多様で困難な経済問題を長期的・グローバルな視点から批判的に分析する能力をもった研究者・専門職業人を育成する」という教育目標を達成するために必要な最低限の授業科目は整っており、単位数要件や指導教員による指導体制も整備されている。ただし、博士課程前期では基礎研究能力育成プログラムが欠如し、社会人学生や留学生に対する適切な学習支援は行われず、縦割りの研究指導体制となっている。

#### 商学研究科

教育課程は、研究者の育成とともに税理士・公認会計士など高度な専門職の育成を目指した目的に対応しており、おおむね適正である。社会人の受け入れを行い、その配慮として隔年交代ではあるが夜間開講を行っている。しかし、一般学生や留学生にとって受講しにくいという問題点があり、今後の検討が望まれる。

#### 理学研究科

「自然科学に関する総合的で深い学識をもち、自立して研究活動を行い得る高度な研究能力をもつ人材、およびこれらの学術的素養を活かして社会で活躍できる能力のある専門的職業人を育成する」ことを目的とし、各専攻とも専門的職業人を育成するための特色ある専門教育課程となっている。しかし、『大学院便覧』では、研究科としての目的が記載されておらず、専攻ごとの記載にとどまり、他の研究科との統一が図られていない。また、カリキュラムについては、各科目の開講時期（学年および前・

後期の別) が記載されていない。

#### 工学研究科

専門領域の専修科目と関連領域の非専修科目の履修が義務付けられていることは、工学の先端分野で貢献するのに十分な基礎学力を持つ人材を養成するという目的に照らして評価できる。また、博士課程前期・後期において国際インターシップを導入した国際連携型の実践教育を行っているほか、資源循環・環境工学専攻およびエネルギー・環境システム工学専攻で文部科学省の2006(平成18)年度「魅力ある大学院教育」イニシアティブに採択されている。

社会人入試制度を導入しているものの、資源循環・環境工学専攻を除いて昼夜開講制や土日開講制は整備されていない。

#### 医学研究科

2007(平成19)年度から、医学研究者と臨床研究者の育成をより明確に打ち出し、これらを実践するために適正な教育課程が設定されている。外国人留学生に対しては、入学後その研究発表を日本語で行わせることなどで日本語能力の向上に努めていることは評価できる。

#### 薬学研究科

理念・目的・教育目標が「薬学に関する学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、広く医療の進展に寄与する」と明確に規定され、カリキュラムもその学習目標に沿ったものとなっており妥当である。

一方、博士課程前期の社会人入学制度がなく、時間割編成においても昼夜開講制やeラーニング制度の充実が望まれる。

#### スポーツ健康科学研究科

博士課程前期では、「体育・スポーツ・健康レクリエーションに関する科学的指導を実践・応用できる専門家の養成」、博士課程後期では、「専門的な領域について自立して研究活動を行える研究者の育成」を理念とし、その特色を発揮するために6つの部門と共通科目などが配置されている。特に、多様化するスポーツ健康科学分野の理解を深めるために、研究科指導教員全員によるオムニバス形式の授業が開設されている。また、講義と実習が対をなすように構成されているなど、優れた教育課程が設定されている。

### 法曹実務研究科

法曹実務研究科（法科大学院）の理念・目的は、現在、「ゼネラリストとしての実務法曹の養成」「地域に根ざした実務法曹の養成」「地域社会において活動する実務法曹に対するリカレント教育の実施」とし、地域に根ざした実務法曹ということに主眼を置いており、適切な理念・目的である。教育目標や法令に則りカリキュラムを設定しているが、日弁連法務研究財団の認証評価において指摘された「憲法訴訟論」が展開・先端科目として設置されているなど、実質的には法律基本科目に傾斜した科目がある。なお、2009（平成21）年度にはカリキュラム改正の際に「憲法訴訟論」は廃止予定である。

アカデミック・アドバイザーによる単位を与えない演習については司法試験対策にならないよう留意した上で実施することが望まれる。さらに、実務家教員が多いにもかかわらず、エクスターンシップの参加学生が少数にとどまり、また、リーガル・クリニックがカリキュラムに組み込まれていないなど問題がある。

## （2）教育方法等

### 全学部

全学的に授業評価は実施されているものの、すべての学部において、結果の活用が教員の自主性に任されていること、結果の公開を行っていない学部があることなど、授業改善へ向けた組織的な活用が十分に行われていない。また、シラバスについては、統一した書式で作成されているものの、すべての学部において教員により精粗がみられるので、改善が望まれる。

### 人文学部

履修指導はおおむね適切に行われている。また、オフィスアワーを2コマ分設けるなど、指導体制をきめ細かくする姿勢がみられる。

### 法学部

新入生対象のガイダンス、コース説明会など、きめ細かい組織的な履修指導が行われている。クラス担任、オフィスアワーの設置、日本語能力テストの実施、法学入門講義の設定や法学を学ぶ指針としての「スタディガイド」の配布も評価できる。しかし、大規模授業が数多く存在しており、改善が望まれる。

### 経済学部

履修指導は、詳細な履修ガイドブックを活用しながら新年度初めなど定期的に、組織的に実施し、また一定の取得単位数基準を満たしていない学生を対象に修学指導も

している。しかし、オフィスアワーを導入しているが有効に機能しておらず改善が望まれる。さらに、400人から700人超の大教室による講義科目が存在していることなど、今後の改善が期待される。

#### 商学部

科目履修とゼミ選択のガイドとして「スタディガイド」を配布することや、学科別に入学時にガイダンスを行うなど、履修指導は組織的に行われている。しかし、履修指導を特に必要とする成績の不振な学生がゼミを履修しないことが多く、個別指導を受ける機会が少ないので、その対応が望まれる。また、受講生が500人を超える講義が10（2008（平成20）年度は3に減少）、300人を超える授業が38もあるという状況は改善が必要である。

商学部第二部では、卒業判定における合格者の割合が低く、さらに留年率が高いので、改善が望まれる。

#### 理学部

理学部全体としての履修指導および学科ごとの履修指導について、組織的に実施されている。しかし、オフィスアワーを導入しているもののその運用が不十分であり、改善が望まれる。また、1年間に履修登録できる単位数の上限を高く設定しており、改善が望ましい。

#### 工学部

専任教員による学年担任制を設け、入学、進級時に履修指導を組織的に行い、特に成績不振学生に対しては個別指導を全学科で実施している。しかし、2007（平成19）年度における留年者数が190人おり、4年次に占める留年者数の割合は20%を超え、1年間に履修登録できる登録単位数の上限も高く設定しており、留年者減少への対策や単位制の趣旨に照らした改善を要する。教育改善に向けたFD活動は学科単位で行われ、多くの検討会議が確実に実行されている。

なお、学部で年3件、1千万円以内で大学独自の「特色ある教育」を設けていることは評価できるが、実施した成果や報告を積極的に公開することが望まれる。

#### 医学部

医学部全体で教育改革を行い充実した教育を行う意欲があり、教育に関するセミナーやFDも活発に行われている。しかし、医学科では、自学自習を促進するチュートリアル教育を導入しているが、受動的学習を好む学生が多いことから縮小することになっている。能動的学習を習慣付けることは医師養成に欠かせないものであり、改善

が期待される。

1年間に履修登録できる単位数について、医学科では履修制限を設けておらず、看護学科では高く設定している。学生が過度に履修登録することがないように配慮が望まれる。

#### 薬学部

薬学部『履修ガイド』には単位取得法のみならず、GPA制度、進級関門、シラバスなどが記載されている。また、各学年の進級時の履修指導は各学年でのガイダンスに加えて「少人数担任制度」を生かした履修指導が行われている。しかし、1年間に履修登録できる単位数の上限を高く設定しており、改善が望まれる。

#### スポーツ科学部

入学時、新学期などにおいて履修ガイダンスを行い、キャリアを考慮した履修モデルカリキュラムを提示するなど、きめ細かい履修指導が行われており評価できる。さらにオフィスアワーの設置やホームページによる履修登録などを導入している。GPAは導入したばかりであり、今後の有効活用に期待したい。

#### 全研究科

すべての研究科（法曹実務研究科（法科大学院）を除く）において、年間授業計画の記載欄を設けたもののシラバス全体に精粗があり、改善が望まれる。法学・経済学・理学・工学の各研究科において、入学時、進級時の履修指導や論文作成過程での指導が教員個人に委ねられており、組織的な対応となっておらず改善が望まれる。

#### 人文科学研究科

全専攻とも博士課程前期については、入学時に適切な履修指導が組織的に行われている。また、博士課程前期・後期ともに、マンツーマンの方式で研究指導をしており、論文作成過程においても必要に応じた適切な教育・研究指導が行われている。

#### 法学研究科

入学時、進級時などの履修指導、論文作成過程での指導は各教員が個別に行っており、論文作成の指導や審査などは公正性・客観性の点で問題が生じないよう組織的な配慮が必要である。

#### 経済学研究科

学生に対して、新入生ガイダンスを実施しているのみならず、同一の指導教員が責

任をもって入学時、進級時に履修指導を行っている。個別に各学生の研究計画とその進捗状況を十分に把握しながら、履修上の助言、論文指導を行っているが、組織的な指導体制をとることが望まれる。大学院紀要への投稿についての審査手続きは透明性を欠き、大学院学生の研究活動把握についても組織的な努力が行われていない。

#### 商学研究科

博士課程前期では在籍学生数に対し、専任教員数が多く、きめ細かい履修相談・研究指導が適切に行われている。税理士試験合格が果たせず進路未定者が増えつつある状況に対する検討が望まれる。修士の学位授与率は100%に近い状況にあり適切である。また、留学生への配慮として、英語や中国語での講義の実施や日本語校正のアルバイトを使用しているなど、適切な対応が行われている。

#### 理学研究科

理学研究科の教育目的を達成し、十分な成果をあげるよう努力がなされているが、その取り組みが指導教授に任されており、研究科としての組織的なものになっていない。

#### 工学研究科

インターンシップなどの海外研修を活用して実践的で国際連携型の「広域的総合演習」を設けており、今後の成果に期待したい。

#### 医学研究科

多くの大学院学生が4年間で論文を作成し修了しているなど、成果をあげている。しかし、教員の負担増に加え、学生にとって短い期間において行う臨床研究と大学院教育の両立が困難となっている面も指摘されており対応が期待される。

#### 薬学研究科

安全性講習や情報保持、生活ガイダンスなどについては利用者に対し、R I (Radio Isotope: 放射性同位元素) 利用者講習会、動物使用者講習会への参加および健康診断を義務づけている。

課程修了時には公開審査において、複数の教授による評価がなされているが、学生の資質向上を検証する成績評価法は特になく、教員個人による成績評価が中心である。

#### スポーツ健康科学研究科

入学時などの履修指導は適切に行われ、少人数制による研究指導や論文指導も行わ

れている。さらに、担当指導教員による個別指導を中心とした論文作成を実施する以外にも学会発表などの積極的な外部評価を受けており、修士課程の目標である専門家育成に関しては一定の教育効果をあげている。

#### 法曹実務研究科

年間に登録できる単位の上限は各年次 36 単位とし、授業は双方向で行われている他に、レポートなどを課して、学生の理解を助けるために工夫している。入学定員が 50 名であることもあり、クラスの規模は適切に設定している。また、必修科目の成績評価に関しては、担当教員を含む複数の教員で採点し、成績評価に対する異議申立手続きのシステムも設けられている。

### (3) 教育研究交流

大学の教育理念として「地域性と国際性の共存」を掲げており、大学全体として海外との学術交流協定校が 12 カ国 28 大学 1 機関に上り、7 カ国 15 大学との交換留学(交換留学制度、短期海外研修制度)が国際センターを中心として実施されている。しかし、その取り組みは教員個人に委ねられ、組織的な取り組みになっていなく、活動は低調である。国内交流については、すべての学部において、他大学との単位互換制度は導入されておらず、今後の検討が望まれる。

法学部経営法学科インターナショナルコースでは 1 年次の「国際コミュニケーション海外研修(米)」をはじめ国際化教育のための段階的プログラムを組み、海外研修も実施している。しかし、他のコースでは積極的な取り組みはなされていない。

経済学部では、英語による講義を早くから実施し、また韓国の大学との共同講義も行い、国際化に向けて意欲的に取り組む姿勢が見られる。ただし、本格的な交流は始まったばかりであり、交流の実態・成果は総じてまだ顕著とはいえない。

商学部では、多くの外国人留学生を受け入れ、韓国・ウルサン大学校経営学部との合同講義「海外交流ゼミナール」を 2002(平成 14)年度から実施している。

理学部化学科では、大学独自の「特色ある教育」事業で韓国ウルサン大学校との交流が実施されている。

医学部では、国際的レベルの教育・研究の実践に向けて、2006(平成 18)年より、韓国の啓明大学校の医学部との間に学術交流の協定が結ばれ、6 年生のベッドサイド教育の相互乗り入れが実施されている。参加者は年度あたり 5~10 人程度であり、交流の規模は十分とはいえないが、教員の交流も含め、国際交流に寄与している。看護学科では、達成目標に、「幅広く地域・国際社会」に貢献できる人材の養成をあげており、韓国の啓明大学校との学生交流、教員の共同研究が計画され、「国際社会」に貢献できる人材育成を目指している。

薬学部では、学生の語学力向上と国際感覚を磨くことを目的に、全学国際交流プログラムにより、協定を結んでいる3大学（韓国、米国、オーストラリア）への1か月間海外研修が実施されている。また、薬学部独自の1か月の短期海外研修が実施されている。

スポーツ科学部では、運動部を中心に親善交流試合が継続的かつ活発に行われている。また韓国、フランス、アメリカ、スイスにおける大学との共同研究や文献の交換などを行っている。

法学研究科では、アラブ首長国連邦から留学生を受け入れているものの、他研究科に比べ留学生が極めて少ない。

経済学研究科では、他大学院との単位交換や、他大学院（学内外）での取得単位の認定などの制度は整備されているものの、単位交換や単位認定の実績は乏しい。海外の大学院に留学する学生への支援制度（奨学金制度）は設けられている。

商学研究科では、海外留学を希望する大学院学生に対し、30万円の奨学金を補助する制度があるが、応募者はなく、海外留学している大学院学生もいない。

工学研究科では、専攻独自の学術交流協定の締結、海外からの研究者招聘、韓国6大学との共同シンポジウムの開催、清華大学との学術交流協定などの成果が出ているものの、さらなる積極的な取り組みが望まれる。

医学・薬学の各研究科では、2007（平成19）年度より「福岡大学がんプロフェッショナル養成プラン」を、理学・工学・医学・薬学・スポーツ健康科学の各研究科では、「グローバルFUプログラム」（グローバルCOEプログラムの学内版）を立ち上げ、その中で交流を開始している。「福岡大学がんプロフェッショナル養成プラン」は、「九州がんプロフェッショナル養成プラン」の一部として文部科学省から選定されたものであり、九州13大学の研究科と提携して講義・実習を開始している。

スポーツ健康科学研究科では、韓国の梨花女子大、アメリカのウェークフォレスト大学などから研究者を受け入れ、国際シンポジウムを開催している。外国人研究者の受け入れ体制はおおむね整備されているが、博士課程前・後期ともに留学生はなく、受け入れ数は3年間で短期1名のみと極めて少ない。

#### （4）学位授与・課程修了の認定

##### 全研究科

学位授与に関するプロセスについては「大学院学位規程」および各研究科の「学位申請取扱細則」に示されているが、すべての研究科において、修士の学位論文にかかる審査基準など水準を担保する学位授与基準は『大学院便覧』などで明示されておらず、改善が望まれる。また、工学・医学・薬学の各研究科において、博士の学位論文審査基準が明示されておらず、人文科学・法学・経済学・理学・医学の各研究科では、



水準を担保するための必要論文数などの申請要件が明示されておらず、改善が望まれる。

#### 人文科学研究科

論文審査に際しては公平性・客観性・透明性をはかる目的で外部審査員を副査に定め、公開での論文公聴会が開催されている。独語学独文学専攻、仏語学仏文学専攻に関しては、修士、博士学位ともに取得した人数が少なく、検討が必要である。

#### 法学研究科

博士課程後期において、課程博士がこの5年間0名であることは問題である。博士課程前期に関しても、専門職と研究職コースの差異から生じる種々の問題の整理と、その解決のための検討が望まれる。

#### 商学研究科

修士の学位についてはコンスタントに授与されているが、博士の学位については、極めて少なく、2006（平成18）年度は0名となっている。2007（平成19）年度は留学生2名に授与したが、日本人学生の学位取得者を増やすことも課題である。

#### 理学研究科

修士の学位論文審査において主査・副査の指導教員だけでなく専攻教員全員による審査会で可否を検討するという学位審査の客観性・透明性を高めるための措置がとられている。博士の学位審査においても、学外の専門家に審査委員会委員を依頼できる内規があり、実行されている。

#### 工学研究科

博士課程前期では、中間報告のプレゼンテーションや修士論文の発表会で全教員により審査されている。2009（平成21）年度の工学研究科学位関連の細則改正により博士論文の質を担保する体制を整備する予定であるが、継続が望まれる。

#### 医学研究科

入学者の9割以上が標準修業年限内に論文を完成し学位を取得しており、留年してもその多くが1年後には学位を取得している。論文審査は公開で行われ、審査員の選出を含め公正な審査が実施されている。また、3年に満たない者でも論文を提出でき、5年間で3人が学位を取得している。

#### 薬学研究科

修士および博士の学位審査・認定については、大学院学則、学位規程および薬学研究科細則に基づいて適切に運用されている。研究指導体制は薬学研究科が決めたルールで運用されている。

#### スポーツ健康科学研究科

博士課程後期は 2004（平成 16）年 4 月開設のため博士号授与数は少ない。博士論文の審査は、論文指導教員全員の投票で行われるなど、審査の客観性を高める制度が導入され、博士の学位論文評価基準も明文化されている。

#### 法曹実務研究科

修了認定に対する在学期間および修得単位数は、法令に準拠して適切に定められており、学生に周知されている。課程修了試験は 2009（平成 21）年度から廃止されることになっている。ただし、それに代わる厳格な成績評価が望まれる。

### 3 学生の受け入れ

全学を挙げて進学説明会・出張講義・オープンキャンパスなどを実施し、学生の受け入れ方針に関する受験生や高校などへの周知は適切に行われている。積極的な広報活動を展開して定員充足に努め、多様な入学者選抜方法を採用しているが、入学後の成績との相関関係についての分析は十分されていない。入学者選抜の公平性・妥当性を担保するために、入試判定委員会、各学部教授会、大学協議会において厳正に審査されている。また、入試要項に選抜基準を明記し選抜の透明性を図っている。

定員管理については、2004（平成 16）年以降、「学部学科再編プロジェクト」や「学生定員検討委員会」を設置し、各学部・学科の学生定員の適正化に向け、改組の可能性まで含めての検討が行われているものの、人文学部・法学部・商学部・工学部・医学部医学科において収容定員に対する在籍学生数比率が適正な範囲を超過している。特に、人文学部英語学科、東アジア地域言語学科では高くなっている。さらに、人文学・法学・経済学・商学の各学部において、編入学定員を設定していないにもかかわらず入学者を受け入れており、定員設定の必要性について検討が必要である。また、大学院では、法曹実務研究科（法科大学院）を除き、研究科によって定員超過と定員割れの差が大きく、研究科または専攻ごとに定員を適正化するための方策を検討すべきであろう。特に、博士課程後期において、法学・経済学・商学・理学の各研究科において定員を充足していない状態は改善が望まれる。なお、法曹実務研究科（法科大学院）の入学定員に関しては、2009（平成 21）年度から現行の 50 名を 30 名に変更した。

商学部では、AO入試や推薦入学では評定平均値だけでなく面接を重視する一方、競争型入試を維持するために一般入試とその他の入試との募集定員の比率を7対3とするなど、公正な受け入れに努めている。しかし、選抜の多様化の結果、基礎学力の低下や、留年・中途退学者の増加などの問題が顕在化している。このことに対し、定員削減などを通じて学力低下を防止している姿勢は評価できる。

医学部医学科の入学試験では、受験者全員に面接を施行しているが、受験者と教員が1対1の形式で面接が行われており、問題がある。

経済学研究科においては、留学生が大多数（修士課程81%、博士課程100%）を占めている。積極的に留学生を受け入れながら、日本人学生の入学を増やす努力が求められる。

医学研究科の入学選抜は小論文と面接により行われている。

薬学研究科では、博士課程前期の大学院学生数を増やすために、学内推薦制度を活用しているが、他大学の受験生を対象とした入試制度の導入を検討することが望まれる。また、社会人入試制度（博士課程後期）が機能しているものの、博士課程前期・後期の収容定員に対する在籍学生数比率は非常に高く改善が望まれる。

スポーツ健康科学研究科では、社会人や外国人留学生の受け入れについて、積極的に取り組んでいるが、受け入れ数は極めて少ない。

#### 4 学生生活

大学独自の奨学金制度、セクシュアル・ハラスメント関連の制度整備およびその広報、ヒューマンディベロップメントセンターにおける学生相談など、充実したさまざまな学生支援体制が整備されている。特に年額64万円の福岡大学奨学金を、800名を超える学生に貸与している点は評価できる。しかし、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメント防止のための対策は、未整備であり取り組みが遅い。

学生の就職・進路指導については、就職・進路支援センターを設けて綿密な就職活動支援を実施しており、入学直後からキャリアデザインガイドを配布し、就職サポートブックや就職活動体験記を作成するなど、充実した支援体制をとっている。またキャリア形成支援講座、インターンシッププログラム、就職セミナー、ガイダンスなど、さまざまなプログラムが実施され、学生への情報提供体制も「新就職情報システム」の構築などにより、整備されている。

大学院在籍者に対する経済的支援は、日本学生支援機構奨学生、福岡大学奨学生ともに少なく、十分ではない。奨学金の額も学部学生に対するものと比べて少額であり、大学院学生に対するサポート体制を充実させる必要がある。ハラスメント関連についても「学部と同様」との認識を示すにとどまっているが、研究室における活動の密度は学部学生に比して格段に高いことから、現在問題が発生していないにしてもアカデ

ミック・ハラスメントなどの問題回避に向けた啓発と適切な対応が必要である。

## 5 研究環境

### 全学

大学全体の中期的基本方針として理念・目標に基づき「魅力ある教育研究」「優れた教育研究成果」を実現することが示され、研究活動を重視している。しかし、提出された資料によると、一部の専任教員において研究活動が不活発な学部が複数存在している。さらに、科学研究費補助金や受託研究などの外部資金の獲得件数が少なく、その取り組みも一部教員に偏っている。

### 人文学部・人文科学研究科

研究推進部の設置をはじめ、研究成果の発表数の平均、全学的な研究助成制度を利用したプロジェクト、国際シンポジウムの開催、博士論文の出版助成制度、在外研究制度などから判断して、研究活動はおおむね適切に行われている。特に、学際的な「総合科学研究チーム」「領域別研究チーム」のシステムが構築されている点は注目される。しかし、教員間の担当授業時間数のアンバランスにより、授業負担が大きい教員は研究時間の確保が難しく問題がある。

### 法学部・法学研究科

少数であるが担当授業時間数の多い教員がおり、研究活動を保証する必要がある。教員の研究活動に必要な研修機会については長期、短期の在外研究員・海外研修員制度がある。教員の研究活動に必要な個人研究費が創設されたが、執行率が低いという問題がある。研究環境が必ずしも十分整備されているとはいえないが、多数の論文を公表するなど、着実に研究成果をあげている専任教員もいる。

### 経済学部・経済学研究科

研究活動を支えるための各種制度（採用・昇格人事の厳格化、研究センター設置、紀要など）や研修制度など（国内外の留学、研究費など）もおおむね整備されている。

「研究重視の学部教育」を謳い、恵まれた研究環境にあり、若手の研究促進制度や一部精力的な研究者が存在するが、提出された資料によると業績記載に大きな較差が見られる。研究成果も極めて乏しく、研究費の有効的な活用が望まれる。

大学院指導教員の研究交流については、一部の教員を除いて必ずしも十分なレベルであるとはいえない。

#### 商学部・商学研究科

在外研究員制度もあるが、期間が1年に限定され、在任期間中1回のみという制約がある。

少人数教育・導入教育を強化するなかで、教員の研究時間確保が困難になっているのは問題である。また、提出された資料によると、過去5年間に研究成果の記載がない教員が見受けられ、専任教員の研究活動が不活発である。また、国際間の研究交流がほとんど行われていないという状況は改善する必要がある。

#### 理学部・理学研究科

理学部の理念・目的をふまえて、専任教員はおおむね活発な研究活動を行っている。しかし、一部の専任教員においては活動が不活発であり、研究に対する意識を改善する必要がある。講師以上の教員には個室が与えられているが、助教については多くの場合大学院学生と同一の研究室または助教2名で1室となっており、個室が与えられていない。

#### 工学部・工学研究科

在外研究員、海外研修制度は整っている。しかしながら、研究施設、実験室などハード面の他に、授業負担の増加に伴う研究時間の不足など、ソフト面でも研究環境の整備が急務である。

#### 医学部・医学研究科

医学科における研究活動は明確な目標設定の下、活発に行われている。このことは発表論文数が多く、英文論文の割合も多いことから評価される。また研究活動による傾斜配分を設けて互いに競争するようにしている点も評価される。学会旅費、論文掲載費用の助成、海外研修制度など研究支援体制は整備されている。一方で、教育診療の負担増に伴う研究時間の減少や海外研修者の減少に対する長期的な対策が望まれる。ハイテク・リサーチ・センター整備事業に伴う「分子腫瘍学センター」「てんかん分子病態研究センター」が有効に活用されている。特に分子腫瘍学センターでは癌に関する研究が活発に行われ、多くの論文が発表されている。

#### 薬学部・薬学研究科

大学独自の長期、短期在外研究員制度などの研究を支援する制度があり、専任教員の教育研究業績は良好であるが、教室間での研究成果にかなりの較差がみられる。

研究環境についてはおおむね整備されており、「高機能物質研究所」や「てんかん分子病態研究センター」における薬学部教員の研究活動が期待される。

#### スポーツ科学部・スポーツ健康科学研究科

学部全体として学会発表、論文発表などから研究活動は比較的活発と見られるが、一部の専任教員においては活動が不活発であり、全体の活性化が望まれる。また、教員の業務負担が大きく、研究時間が十分に確保されていない。今後、研究活動を活発化するための組織的な支援が望まれる。

#### 法曹実務研究科

法曹実務研究科（法科大学院）は法曹養成に特化した教育機関であることから、貴大学においても研究活動のための時間を確保することが困難な状況である。研究室は確保されているが、長期・短期の在外研究や海外研修制度はあるものの、利用実績はない。法曹実務研究科（法科大学院）に配当される教育・研究経費は、年々増額されてはいるものの、その大半は授業の際の配付資料のコピー代に充当されている。

### 6 社会貢献

「教育研究の理念」のひとつに「地域性と国際性の共存」を掲げ、地域住民との交流をとおして学生の社会性を涵養するとともに地域社会の発展に貢献するため、エクステンションセンターを設けるなど、地域に開かれた大学づくりを目指している。スポーツ科学部を中心にキッズ・スポーツプログラムを推進していること、福岡県教育委員会と連携した「ヤングサポーター派遣事業」、福岡市教育委員会と連携した「学生サポーター事業」などに学生を積極的に派遣している。また、福岡大学市民カレッジを開講して市民に対し多くのプログラムを提供するとともに、福岡市と地域貢献に関する基本協定を結んで安全安心な街づくりに貢献することを目指すなど、政策面での連携も進め成果をあげている。また、図書館、各種グラウンド、体育館、プール、学生食堂、学生情報センターなどを地域住民の利用に供しており、評価できる。さらに、環境・廃棄物処理・医療・健康などの分野で国・地方自治体の政策形成に貢献している。

一方で、複数の理系学部をもつ大規模総合大学としては特許出願の件数が少ないが、福岡市との技術開発協力に関する基本協定締結（2007（平成 19）年 5 月）、知的財産センターの設立（2008（平成 20）年 4 月）など、産学連携や技術移転などについて進捗していることもあり、今後の活動が期待される。

### 7 教員組織

すべての学部において、大学設置基準上必要な専任教員数を上回っているが、大学院においては、人文科学研究科と経済学研究科の一部の専攻において大学院設置基準上必要な専任教員数を下回っている。また、法曹実務研究科（法科大学院）では、専

任教員数などは法令基準を満たしており、各教員の資格も適切であるが、法律基本科目を担当する研究者教員の数が少ない。特に、刑事訴訟法の研究者教員が欠けているため、現在募集を行っているものの、計画的な採用が望まれる。

法曹実務研究科（法科大学院）を含め専任教員（教養教育担当教員を含む）1人あたりの学生数はおおむね妥当であるが、年齢構成については、経済学部、商学部において偏りがある。

教員の任免、昇格の基準と手続きについては、全学共通の基準や規程が明文化されている。

実験・実習的な授業を支援する教育研究支援職員は全学的に配置されているものの、人文学部では、一部の科目でティーチング・アシスタント（TA）を配置しているだけである。

法学研究科の専任教員は、全員が法学部との兼任教員であり、授業負担は大きい。TAの常駐など、学生の学修活動を支援するための人的支援体制は存在しているが、研究を支援するリサーチ・アシスタント（RA）などの制度が存在していない。

経済学部では、教員採用に公募制を25年間採用し、査読つき国際誌への論文掲載を高く評価している。

医学部では、教員の任命に関して65歳定年制が導入されたものの、任期制での採用は行われていない。

看護学科については、2007（平成19）年4月に開設したため、専任教員数を段階的に整備することが望まれる。

薬学部では、新制度（6年制）完成に向けて、段階的に教員数を整理する計画が進行中である。講師以上の教員採用では、公募制を取り入れている。

スポーツ科学部では、2007（平成19）年度から入学定員を50名増やしている上、大学院教員は全員学部の授業を兼任しており、教員の負担が大きくなっている。教員および支援体制の構成は、教授と助手が多く、准教授、講師、助教が少ないというU字型である。教員の採用は公募制をとっているが、採用人事は学部中心に行われており、大学院担当能力を考慮した人事の検討が望まれる。

## 8 事務組織

事務組織は、教学組織と連携して、学内運営を行っている。教育の企画・運営を担う教務委員会に事務部長が参加している他に、国際交流、入試、就職などの専門業務にも事務職員が参画している。

2001（平成13）年度に、それまでの教職課程・兼任講師所管、文系学部所管、理系学部所管の教務三課体制を改め、各学部事務室体制に移行した。同時に、共通教育センター、言語教育研究センターにも事務室が設置された。これらは、教学との連携や

学生サービスの向上といった面で評価できる改革といえる。

一方、大学院の事務組織についてみると、文系研究科の業務を担当する事務部署と理系研究科の業務を担当する事務部署が離れていることによる問題が指摘されているものの、おおむね適切に運営されている。

事務職員の研修機会については、学内研修と学外研修がある。学内研修には、事務職員研修報告・発表会、中堅職員研修会、役職者研修会、接遇マナー研修会がある。これらには、基本的には要件を満たす者が全員参加できるが、年2回行われる事務職員研修報告・発表会を例にとると全職員の2割に相当する職員が参加している実績がある。学外研修は参加人数の制限により、それぞれ限られた人数しか参加できないが、日本私立大学連盟研修、新人職員研修などが行われている。

## 9 施設・設備

貴大学の校地面積・校舎面積は大学設置基準上必要面積を大きく上回っている。「中長期施設整備計画 2005」における、学内施設全体の配置バランス・建物の省資源・省エネルギー化・バリアフリー化への配慮をコンセプトに、法曹実務研究科（法科大学院）、図書分室棟、学生会館、薬学部棟、看護学科棟の建設など、必要に応じた施設整備を行っている。キャンパスの緑化推進や受動喫煙防止などキャンパス・アメニティーにも力を入れ、管理体制については、中央監視装置を導入し、委託専門業者へ一元管理への移行を行うなど、システムの整備が進められている。仮設の人工芝サッカー場は産官学連携方式により導入されたもので、機能、導入方式、活用状況ともに優れたものである。しかし、建物の老朽化が深刻であり、バリアフリー化に対応していない建物がある。さらに、全学的に講義室・演習室・自習室・体育施設が不足しており、改善が望まれる。

授業後の教室移動では、エレベーターの利用が集中し、時間内の移動が難しく、授業時間に間に合わない場合、遅刻扱いにされることもあり、その対策を検討することが望まれる。

工学部全学科において、基本的な情報教育を導入したことで、学生に対する情報処理機器の配備が不十分となっている。工学研究科では、大部分の学生は学部共用の実験研究設備を利用し、大学院学生が利用できる設備が不足している。

医学部の医学情報PC教室には、学内LAN接続のパソコンが120台あり、医学部学生の共用試験（CBT）の実施を一度に可能としている。組織実習室にはパソコンとともに、自動バーチャルスライドシステムを導入していることや、電子ジャーナルへのアクセス支援など、情報化への対応が進んでいる。病院では、教育用スペースが確保できておらず、研究科独自のセミナールームなども不足しており改善が望まれる。

スポーツ科学部において、研究スペース（教員研究室、実験室など）が平均で15m<sup>2</sup>



と狭い。

## 10 図書・電子媒体等

収容定員に対する図書館閲覧席座席数の割合は、大学全体では12.2%であるが、理学部分館では4.3%、スポーツ科学部分室では4.8%、中央図書館では8.1%であり、改善が望まれる。ただし、2010（平成22）年には、新中央図書館の着工が決定されており、抜本的解決がなされるものと期待される。

図書館の地域への開放、開館時間については、十分な配慮がなされている。特に職員とアルバイトの適正配置により、夜間開館を実現している点は評価できる。また、ネットワーク環境についてもハイブリッドライブラリーを実現する学術情報システムFULIS（Fukuoka University Library Information System）を導入するなど十分整備している。

## 11 管理運営

学長・学部長の選任手続き、学長・学部長の権限や職務、諸機関の役割分担・機能分担のいずれについても、運営規程その他に明文化され、適切な管理運営が行われている。

大学院の管理運営については、「大学院学則」などで3つの組織（大学院委員会、研究科長会議、通常委員会）の設置および各委員会の審議事項が規定されている。ただし、研究科長会議以外の2委員会の具体的管理運営方法は申し合わせの段階にとどまっており、規程化されていない。管理運営の明確化を図るべく、規程に改めることが望ましい。

## 12 財務

財政の基本原則に則り、大規模な投資を伴う校舎建設などについては、中長期的な施設設備計画に基づいて運営がなされている。この計画に対応して、第2号基本金も着実に積み増しされている。2006（平成18）年度、2007（平成19）年度において消費収支がわずかに支出超過の状態になったものの、5年間、および2007（平成19）年度までを含めて良好な財務内容であり、収支状況である。財務比率も教育研究経費比率を除いて「医・歯他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べ良好である。

なお、監事および監査法人による監査については、適切かつ客観的に行われており、監事による監査報告書では学校法人の業務および財産の状況に関する監査の状況が適切に示されている。また理事長宛に監事の要望書も明示されており、監事の職務遂行上評価される。

### 1.3 情報公開・説明責任

学報やホームページを通じて、大学の教育研究活動に関する情報公開を行っている。また、2002（平成 14）年の本協会における相互評価の結果、「相互評価結果に対する改善報告書」、および協会からの「改善報告書検討結果」も、すべてホームページで公開している。さらに、外部機関による評価（財団法人日弁連法務研究財団による法曹実務研究科の評価、日本技術者教育認定機構による工学部化学システム工学科の評価など）の結果も、ホームページで公開している。研究者情報として所属教員のプロフィールや研究業績を統一したフォーマットで公開している。情報公開請求に対する対応窓口も整備されている。

財務情報の公開については、教職員向けに『福岡大学学報』、学生・保護者向けには『福岡大学学園通信』を刊行し、事業内容などと符合する解説を付した財務三表とともに、図表・比率などもあわせて掲載し、貴大学に対する理解の促進に役立てている。また、ホームページにおいても財務三表のほか、広報誌と同様の資料を掲載し、広く一般に公開している。これらから情報公開や説明責任を適切に履行しようとする姿勢は高く評価できる。

## III 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

### 一 長所として特記すべき事項

#### 1 教育内容・方法

##### (1) 教育課程等

- 1) スポーツ科学部では、実技能力や実技指導能力を高めるため、スポーツ科学科においては、体操・水泳・器械運動・陸上競技が、健康運動科学科においては、体操・水泳・ダンス・キャンプが実技必修となっており評価できる。

##### (2) 教育方法等

- 1) 商学研究科では、留学生に対して英語や中国語での講義の実施、論文作成時には日本語校正アルバイトを使えるようにしているなど、きめ細かな配慮を実現している。

#### 2 社会貢献

- 1) 福岡大学市民カレッジを開講して市民に対し 37 種類におよぶプログラムを提供し、2006（平成 18）年度までに 427 講座を延べ 86,000 人以上が受講するなど、地域貢献に成果をあげている。

### 3 情報公開・説明責任

- 1) 財務情報については、関係者ごとに刊行されている広報誌（紙）とホームページにおいて、事業内容と符合する解説を付した財務三表とともに、図表・比率なども付けて掲載し、貴大学に対する理解を促進するための積極的な公開姿勢が表されている。

## 二 助 言

### 1 理念・目的

- 1) 「建学の精神」やそれに基づく「教育研究の理念」について、その背景や文脈が十分に説明されていない。また、すべての学部・研究科において、各学部・研究科の理念・目的・教育目標が、公開している各種媒体相互の整合性がとれておらず改善が望まれる。

### 2 教育内容・方法

#### (1) 教育課程等

- 1) 法学部では、専門科目選択の自由度は高いが、無計画な科目登録や特定の科目に履修が集中するなどの弊害がでており、改善が望まれる。
- 2) 経済学部、スポーツ科学部では、スポーツ推薦、社会人入試などの多様な入試で、学力・修学意欲が一様でない学生を受け入れながら、導入教育が十分整備されておらず、入学後の具体的な教育支援、カリキュラム上の配慮をする必要がある。
- 3) 経済学部では、選択したコースとは無関係に演習科目を履修することが制度上可能であるが、卒業要件の関係から、受講科目を自由に選択できない問題が生じており、十分に機能していない。

#### (2) 教育方法等

- 1) すべての学部において、授業改善のための学生アンケート調査結果の活用が教員の自主性に任せられ、授業改善へ向けた組織的な点検が十分に行われていない。また、学生への公開が行われていない学部があるなど、実施が十分ではなく改善が望まれる。
- 2) すべての学部において、シラバスに精粗があり、改善が望まれる。
- 3) 法学・経済学・商学の各学部では、大規模授業が存在しており、改善が望まれる。
- 4) 経済学部、理学部では、オフィスアワーの時間帯に研究室にいることが義務づけられておらず、実効性がなく、改善が望まれる。

- 5) 商学部では、成績の不振な学生の多くが基礎ゼミナール、専門ゼミナール、論文ゼミナールなどを選択せず、個別指導を受ける機会が少ないので、履修指導上の対応策を講じる必要がある。
- 6) 商学部第二部において、卒業判定時の卒業予定者に対する合格者の割合が60.2%と低く、留年率も32.4%と高いので、改善が望まれる。
- 7) 履修登録できる単位数の上限が、理学部では4学科中3学科の1～3年次学生に対して55単位未満、工学部では57単位未満、薬学部では1・2年次学生に56単位未満、医学部看護学科では1年次56単位未満、2年次52単位未満と高くなっており、単位制度の趣旨に照らして改善が望まれる。
- 8) すべての研究科（法曹実務研究科（法科大学院）を除く）において、授業計画の記載欄は設けられているもののシラバス全体に精粗があり改善が望まれる。
- 9) 法学・経済学・理学・工学の各研究科において、入学時、進級時における履修指導、論文作成過程での指導が個人に委ねられ、組織的に行われておらず、客観的・統一的な指導体制の構築が望まれる。

### (3) 教育研究交流

- 1) 大学として国際交流の方針が明確化されているにもかかわらず、すべての学部・研究科においてその進捗状況が十分とはいえないので、改善が望まれる。

### (4) 学位授与・課程修了の認定

- 1) すべての研究科において、修士の学位論文にかかる審査基準など、水準を担保する学位授与基準が『大学院便覧』などに明示されておらず、改善が望まれる。
- 2) 工学・医学・薬学の各研究科において、博士の学位論文審査基準が明示されておらず、また、人文科学・法学・経済学・理学・医学の各研究科では、水準を担保するための必要論文数などの申請要件が明示されておらず、改善が望まれる。
- 3) 法学研究科では、課程博士がこの5年間皆無であり改善が期待される。

## 3 学生の受け入れ

- 1) 収容定員に対する在籍学生数比率が人文学部1.25、法学部1.27、商学部1.27、工学部1.22、また医学部医学科1.05と高く、改善が望まれる。特に人文学部英語学科1.30、東アジア地域言語学科1.31は非常に高く改善が望まれる。
- 2) 医学部医学科では、受験者全員に面接を実施しているが、受験者と教員が1対1で行っており、客観性・公正性が担保されておらず改善が望まれる。
- 3) 博士課程後期において、収容定員に対する在籍学生数比率が、法学研究科0.28、

経済学研究科 0.07、商学研究科 0.17、理学研究科 0.13 と低く改善が望まれる。

#### 4 研究環境

- 1) すべての学部において、科学研究費補助金の採択率が低く、学部によっては申請率も低い。さらに、提出された資料によると、法学・経済・商学・理学・工学・薬学・スポーツ科学の各学部では、一部の専任教員において研究活動が不活発であり、活性化させるための対策が望まれる。

#### 5 教員組織

- 1) 経済学部において、51～60 歳の専任教員が 42.1%、商学部では 51～60 歳が 51.2%と非常に高く、年齢構成の全体的バランスを保つよう改善が望まれる。

#### 6 施設・設備

- 1) 現有建物の 59%は新耐震設計法が施行される前の 1981（昭和 56）年以前に建てられており、その老朽化が著しく、耐震補強・建て替えの必要性を検討することになっているが、早急な対応が必要である。また、バリアフリー化に向けた取り組みも十分ではなく、改善が望まれる。
- 2) 全学的に講義室・演習室・自習室・体育施設（体育館、プール、トレーニング場など）が不足しているため改善が望まれる。
- 3) スポーツ科学部の研究スペース（教員研究室、実験室など）は平均で 15m<sup>2</sup>であり、他の学部に比べて著しく狭く、対策を講じる必要がある。

#### 7 点検・評価

- 1) 大学の中長期目標を具体的に定め、これに向かって年度ごとの短期目標を設定し、その到達度を自己点検・評価して、改善を進める仕組みが構築されていないので、改善が望まれる。

### 三 勸告

#### 1 教員組織

- 1) 人文科学研究科史学専攻博士課程後期では 2 名、同研究科日本語日本文学専攻博士課程後期では 2 名、同研究科独語学独文学専攻博士課程後期では 1 名、経済学研究科経済学専攻博士課程後期では 5 名、大学院設置基準上必要な専任教員数を下回っているため是正されたい。

以上

## 「福岡大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果」について

貴大学より2008（平成20）年1月28日付文書にて、2008（平成20）年度の大学評価ならびに認証評価について申請された件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告します。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（福岡大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の学部・研究科等の設置状況に応じて編成した分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

### (1) 評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成し、これを主査が中心となって1つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参集して、全学評価分科会および専門評価分科会を開催し（開催日は福岡大学資料2を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財務の評価については、大学財務評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、8月1日に大学財務評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに10月24日、11月4日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴大学に送付しました。その後、同委員会案については、意見申立の手続きを経て大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（「福岡大学資料2」は、ご参考までに今回の評価の手続き・経過を時系列で示したものです）。

なお、「評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、

貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

## (2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標とその達成状況等を示した「一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「二 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は法令違反など大学としての最低要件を満たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として2012（平成24）年7月末日までにこれをご提出いただきたく存じます。

一方、「助言」は、大学としての最低要件は満たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

また、今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面評価に加えて、実地視察ならびに意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。

福岡大学資料1—福岡大学提出資料一覧

福岡大学資料2—福岡大学に対する大学評価のスケジュール

福岡大学提出資料一覧

調書

資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における主要点検・評価項目記載状況 (5)他の認証評価機関で評価を受けた専門職大学院の点検・評価報告書 (6)専門職大学院が受けた他の認証評価機関による認証評価結果(写)(もしくは認証評価結果報告書(写))

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	平成19年度AO入学試験要項 平成19年度推薦入学要項(A方式・B方式・スポーツ特別推薦入学) 平成19年度推薦入学要項(A方式推薦入学) －新設学科－ 人文学部教育・臨床心理学科 医学部看護学科 平成19年度指定校推薦入学要項 平成19年度入学試験要項(一般入試・スポーツ科学部特別募集・大学入試センター試験利用入試) 平成19年度入学試験要項(一般入試:－新設学科－人文学部教育・臨床心理学科 医学部看護学科) 平成19年度帰国子女入学試験要項 平成19年度社会人入学試験要項 平成19年度編・転入学試験要項 平成19年度学部留学生入学試験要項 平成19年度社会人学生募集案内 平成19年度大学院入学試験要項 人文科学研究科 平成19年度大学院入学試験要項 法学研究科 平成19年度大学院入学試験要項 経済学研究科 平成19年度大学院入学試験要項 商学研究科 平成19年度大学院入学試験要項 理学研究科 平成19年度大学院入学試験要項 工学研究科 平成19年度大学院入学試験要項 医学研究科 平成19年度大学院入学試験要項 薬学研究科 平成19年度大学院入学試験要項 スポーツ健康科学研究科
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	福岡大学大学案内 2007 FUKUOKA UNIVERSITY GUIDE 2007 (英語版・中国語版・韓国語版) 福岡大学大学院ガイド 人文学部GUIDE 法学部GUIDE 経済学部GUIDE 商学部GUIDE 商学部第二部GUIDE 理学部GUIDE 工学部GUIDE 医学部GUIDE 薬学部GUIDE スポーツ科学部GUIDE 福岡大学法科大学院 2007
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法を具体的に理解する上で役立つもの	平成19年度 学生生活ガイド 学部共通シラバス(商二部・医学部除く) 平成19年度 大学院便覧 規程(学位授与基準)抜粋 平成20年度 大学院便覧より学位規程等抜粋 人文学部 人文科学研究科(CD-Rのみ) 法学部



資料の種類	資料の名称
	法学研究科(CD-Rのみ) 経済学部 経済学研究科(CD-Rのみ) 商学部 商学部第二部 商学研究科(CD-Rのみ) 理学部 理学研究科(CD-Rのみ) 工学部 工学研究科(CD-Rのみ) 医学部 医学部教育要項 B.S.Lハンドブック 医学研究科(CD-Rなし) 薬学部 薬学研究科(CD-Rのみ) スポーツ科学部 スポーツ健康科学研究科(CD-Rのみ)
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	教職課程 博物館学芸員課程・社会教育主事課程 人文学部 人文科学研究科 法学部 法学研究科 経済学部 経済学研究科 商学部 商学部第二部 商学研究科 理学部 理学研究科 工学部 工学研究科 医学部 医学研究科 薬学部 薬学研究科 スポーツ科学部 スポーツ健康科学研究科
(5) 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	福岡大学学則 福岡大学大学院学則 福岡大学法科大学院学則
(6) 学部教授会規程、大学院研究科委員会規程等	福岡大学教授会規程 福岡大学研究科長会議規程
(7) 教員人事関係規程等	福岡大学教育資格審査手続に関する規程 福岡大学教育職員資格審査基準 福岡大学外国人教育職員の取扱いに関する内規 福岡大学特任教育職員に関する内規
(8) 学長選出・罷免関係規程	福岡大学学長選任規程
(9) 自己点検・評価関係規程等	福岡大学自己点検・評価規程 福岡大学法科大学院における自己点検・評価及び認証評価に関する規程
(10) ハラスメントの防止に関する規程等	福岡大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程
(11) 寄附行為	学校法人福岡大学寄附行為

資料の種類	資料の名称
(12) 理事会名簿	学校法人福岡大学 理事・監事名簿
(13) 規程集	学校法人福岡大学規程集
(14) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	平成18年度「総合教養科目」授業アンケート報告 第6回学生生活実態調査報告書 平成16年11月実施 福岡大学 法科大学院 自己点検・評価報告書 工学部・工学研究科報 vol.2 (平成20年3月発行) 2000年度福岡大学自己点検・評価報告書
(15) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	研究推進部 産学官連携センター 福岡大学研究シーズ集2007 資源循環・環境制御システム研究所 資環研通信 高機能物質研究所 福岡大学病院 福岡大学筑紫病院
(16) 図書館利用ガイド等	図書館利用案内(医学部分館利用案内含む) 図書館利用案内(英文) 図書館概要 医学部分館利用案内(英文)
(17) ハラスメント防止に関するパンフレット	ハラスメント防止のために
(18) 就職指導に関するパンフレット	就職サポートブック2007 就職活動体験記2007 就職活動体験記2007(公務員・教員) キャリアデザインガイド 企業向け大学案内2007
(19) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	ヒューマンディベロップメントセンター(HDセンター報) ヒューマンディベロップメントセンター(総合相談室)のご案内
(20) 財務関係書類	計算書類(平成14-19年度)(各種内訳表、明細表を含む) 監事監査報告書(平成14-19年度) 公認会計士または監事法人の監査報告書(平成14-19年度) 財務状況公開に関する資料(『福岡大学学報』『FD』平成18年度) 財政状況公開に関する資料(福岡大学ホームページURLおよび写し) 平成18年度 事業報告

福岡大学に対する大学評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2008年	1月28日	貴大学より大学評価申請書の提出
	3月3日	第4回大学評価委員会の開催（平成20年度大学評価における評価組織体制の確認）
	3月11日	臨時理事会の開催（平成20年度大学評価委員会各分科会の構成を決定）
	4月上旬	貴大学より大学評価関連資料の提出
	4月7日	第5回大学評価委員会の開催（法令改正への対応、「平成19年度大学評価における合意事項」の取り扱いの検討）
	4月28日	第1回大学財務評価分科会の開催
	5月12日 ～24日	評価者研修セミナーの開催（平成20年度の評価の概要ならびに主査・委員が行う作業の説明）
	5月中旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付
	～7月上旬	主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成
	～7月下旬	分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月1日	第2回大学財務評価分科会の開催
	8月4日	法学系第5専門評価分科会の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	8月6日	人文学系専門評価分科会の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	8月7日	薬学系第2専門評価分科会の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	8月11日	工学系第2専門評価分科会の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	8月12日	商学系第2専門評価分科会の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	8月14日	医学系第2専門評価分科会の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	8月15日	スポーツ科学系専門評価分科会の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	8月18日	理学系第3専門評価分科会の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	8月28日	経済学系第6専門評価分科会の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	9月2日	全学評価分科会第12群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	9月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
	10月24日	本部キャンパス実地視察の実施
	11月4日	本部キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終版）の作成

- 11月10日 第3回大学財務評価分科会の開催  
～11日
- 11月23日 第3回大学評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告  
～24日 書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
- 12月6日 第6回大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）  
～7日
- 12月下旬 「評価結果」（委員会案）の貴大学への送付
- 2009年 2月7日 第7回大学評価委員会の開催（貴大学から提示された意見を参考  
～8日 に「評価結果」（委員会案）を修正し、「評価結果」（最終案）を  
作成）
- 2月19日 第451回理事会の開催（「評価結果」（最終案）を評議員会に上程  
することの了承）
- 3月12日 第101回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認）

---

福岡大学の現状と課題（2007年）

－福岡大学 自己点検・評価報告書－

発行日 平成 21(2009)年 8 月

発 行 福 岡 大 学  
〒 814-0180

福岡市城南区七隈八丁目 19 番 1 号  
編 集 福岡大学自己点検・評価運営委員会

印 刷 株式会社 福田印刷

---